神宮司廳藏版

古事類苑

產業部 二

古事類苑刊行會

古事類苑

産業部第二冊目錄

貿易下

古事類苑

產業部十六

織紝

裁縫 洗濯 刺繡 [併入] 纂組

產業部十七

布帛一

絲

綿

産業部十八

布帛二

布 火浣布 縮 併入

產業部十九

布帛三

絹

錦 綺併入

○

金襴 印金 併入

紗 羅併入

天鵝絨 金花山織 もうる織、風通 廣東織 とゝや織 併入

毛織物

產業部二十一

商業一

產業部二十二

産業部二十三

商業二

商業三

産業部二十四

商業四

産業部二十五

市場

商店

產業部二十六

商人

產業部二十七

貿易上

産業部二十八

貿易下

古事類苑

産業部十六

織紝

絹布ヲ織成スルノ術ハ、神代ノ時既ニ之アリ、而シテ應神雄略ノ兩朝ニハ、外國ノ工人來朝シ、其子孫ニハ朝廷ヨリ地ヲ賜ヒテ、之ヲ諸處ニ安置シ、以テ專ラ此業ヲ營マシム、允恭天皇ノ時、服部連ノ祖麻羅宿禰ヲ織部司ニ任ジテ、諸國ノ織部ヲ總領セシメラル、大寶令ノ制ニモ、又織部司ヲ置キテ、挑文師、挑文生ヲシテ、錦綾ヲ織ルコトヲ掌ラシメ、和銅四年、挑文師ヲ諸國ニ遣シテ、其織法ヲ傳習セシメシ事アリ、

京都ハ輦轂ノ下ナルヲ以テ、中世以來戰亂ノ世ニ在リテモ、錦綾其他上品ノ織物ヲ爲ス工人曾テ絶ユル事ナシ、徳川氏ノ時ニ至リ、東北ハ奥羽關東北越ノ境ヨリ、西南ハ筑前薩摩等ノ地ニ至ルマデ、絹布ヲ織出スノ業盛ニシテ、競テ精巧ナルモノヲ産スルニ至レリ、

名稱

〔類聚名義抄 六糸〕織 音職 オル ツム

〔伊呂波字類抄 於辭字〕織 オル

〔倭訓栞 前編二十四波〕はたおる 神代紀に、織紝をよめり、萬葉集に、織はたともよめり、

〔古事記 下仁徳〕爾天皇、直幸女鳥王之所坐而、坐其殿戸之閾上、於是女鳥王坐機而織服、爾天皇歌曰、賣杼理能(メドリノ)、和賀意富岐美能(ワガオホキミノ)、淤呂須波多(オロスハタ)、他賀多泥呂迦母(タガタネロカモ)、〇下略

〔古事記傳 三十七〕淤呂須波多(オロスハタ)は、織す服なり、淤流を延て淤良須とも、淤呂須とも云は、古言の常

初見

なり、（眞といはずして、呂と云るは、異ざまに聞ゆめれども、宇都流を宇都呂布、隱を加久呂布と云たぐひなり、又所知看を、志呂志賣須と云などもおなじ、）

〔萬葉集（七雜歌）〕羈旅作

未通女等之、織機上乎、眞櫛用、掻上栲島、波間從所見、

〔萬葉集（七譬喩歌）〕寄衣

千名、人雖云、織次、我二十物、白麻衣、

〔萬葉集（十秋雜歌）〕七夕

古、織義之八多乎、此暮、衣縫而、君待吾乎、

足玉母、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、縫將堪可聞、

〔新猿樂記〕十三娘者、中之糟糠也、（○中略）織紝裁縫甚以手箇也、家治營世頗以無跡形也、

〔日本書紀（一神代）〕素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、（○中略）見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿甍而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身、

一書曰、是後稚日女尊坐于齋服殿、而織神之御服也、素戔嗚尊見之、則逆剝斑駒、投入之殿內、稚日女尊乃驚而墮機、以所持梭傷體而神退矣、

〔古事記（上）〕天照大御神坐忌服屋而、令織神御衣之時、（○下略）

〔古事記傳（八）〕忌と云は神御衣を織屋なる故に、萬を齋愼ゆゑなり、齋斧、齋鉏、齋柱など云も同じ、神御衣は、神能美氣志とも訓べけれど、是はなほ加牟美曾と訓べし、神に獻給ふ御衣なり、（○中略）さて此は大御神の御手自織たまふには非ず、衣織女をして織しめ給ふなり、（書紀も同じことなり、然るを御手づから織たまふと云說は誤なり、文に心を付て見よかし、）さて御自も其服屋に坐て、事を看行すは、神事を重くし給故ならむか、又さらでも自も行て看行すべし、

〔古語拾遺〕素戔嗚神、奉爲日神行甚無狀、（○中略）于時天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、（○中略）

令天羽槌雄神倭文遠祖也織文布、令天棚機姬神織神衣、所謂和衣、古語倭多倍

〔古事記上〕此御子者、天津日高日子番能邇々藝命〇中略御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子〇下略

〔古事記傳十五〕萬幡、書紀に栲幡千々姬とあり、纂疏に幡猶機也、夫女功之事、以織紝爲本、故取以爲名也、とあり、此意なるべし、但機具を指て云にはあらず、織たる物の絹布の類をいふなり、書紀神功卷に、千繒高繒、萬葉に、倭文幡之帶、和名抄に、綺加无波太など云、是ら皆織れる物をさして波太と云例なり、萬葉十三丁三十に、古へに織てし八多を、此ゆふべ、衣に縫て云々、是も織たる物を指て八多と云り、然れば栲幡も、栲布を云ること、倭文布を倭文幡と云に准へて知べし、

〔日本書紀神代二〕一書曰、〇中略天孫天津彦火瓊瓊杵尊又問曰、其於秀起浪穗之上起八尋殿、而手玉玲瓏、織紝之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大號磐長姬、少號木花開耶姬、

〔日本書紀應神十〕三十七年二月戊午朔、遣阿知使主、都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主等渡高麗國、欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波、久禮志二人爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兄媛、弟媛、吳織、穴織四婦女、

〔日本書紀通證應神十五〕兄媛、弟媛、吳織、穴織、四女又見雄略十四年紀、蓋別人也、吳織古事記作吳服、今人謂絹綾爲吳服、即是也、後撰集云、久禮波登利止云綾乎二疋裹美氏道志介流、久禮波登利、文衛懸志久、有介禮婆、二村山毛不越奈利衛俊、吳服綾見延喜式、穴織即漢織也、那夜同韵通、古歌何氏知此、都例無可流耳牟、穴羽鳥、阿那阿夜僧乃、君我心耶、

〔古事記應神中〕科賜百濟國若有賢人者貢上、〇中略貢上手人韓鍛名卓素、亦吳服西素二人也、

〔古事記傳三十三〕吳服は、久禮波登理と訓べし、波登理は、機織の約まりたるなり、登を濁るは誤ぞ、吳國の服織人なり、されば波登理を服とのみ書るは、服部の部字を略けるなり、さて此事書紀には、三十七年春二月、遣阿知使主都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主等渡高麗國、欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兄媛、弟媛、吳織、穴織四婦女、四十一年春二月、阿知使主等自吳至筑紫、時胸形大神、乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君

之祖也、既而率三婦女、以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、即獻于大鷦鷯尊、〇仁德是女人等之後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也とあれども、此は雄略天皇の御世の事なるが混ひたるものにて、同雄略紀に、十二年夏四月、身狹村主靑、與檜隈民使博德、出使于吳、十四年春正月、身狹村主靑等、共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、云々、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織吳織衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也とあると、事のさま〴〵似たるを思ふべし、將來つる四人の名稱全同じく、兄媛を神に奉れる事も同きをや、されば吳國に行て、此手人等を將來つるは、右の雄略天皇の御世の事なりしを、此應神天皇の御世に、百濟より貢りし服部の事に傳へ誤りたるなり、されば、かの久禮波久禮志が導せしとあるも、雄略の御世の時のことなるべし、凡て吳國と通ひ初しは、彼御世とこそおぼゆれ、仁德天皇の五十八年に、吳國朝貢ことあるも、おぼつかなし、そも〳〵雄略天皇のころは、吳は既に滅びし後なれども、三韓などにては、云なれたるまゝに、なほ其地をば、吳と云りしなり、さて又書紀に、吳織漢織とて、此を二人にせられたるも誤なり、實は一人にて、漢織と云も即吳織のことなり、其故は、まづ漢と吳と分て云ときは、漢とは彼三國の時、魏の有てりし地を云、吳とは江南の地を云り、然れども、皇國などにては、吳をも合せて一に漢と云ること多し、書紀に吳國人の後をも漢某と云姓氏錄諸蕃にも漢の內に吳をばこめたり、されば吳織を、或は漢織とも云しを、二と心得て、別に舉られたるなり、かの雄略の卷に、以弟媛爲漢衣縫部とあるにても心得べし、弟媛は吳より來つるを漢と云り、かゝれば、是も此記に漢服と云は無きぞ、正しかりける、此處は、此記に百濟より貢れりとあるぞ正き傳なりける、然るに吳服としも云ることは、後に雄略の御世に、始て吳國より參れる服織のめづらしくて、もてはやされつるまゝに、其名高くなりて、遂に異國の服織をば、凡て吳服織と云ならはせるから、此御世に百濟より貢りしをも、後の稱を以て吳服とは語り傳へたるなり、今世まで吳服と云稱のあるも、此稱の殘れるなり、又吳藍と云へば、必しも吳國のには限らず、紅色の名となれるも同じことにて、らくれなゐと云へばとて、漢より來つる吳國の藍には非るをも准へ思ふべし、さて書紀に此吳服を、吳國より來つる如く記されたるも、吳と云稱に因て、かの雄略の御世のと亂ひつるなるべし、又書紀に、四婦女とあれども、吳服に、此記に名は西素とあるは、男の名とこそ聞えたれ、そのうへ穴織は、即漢織にて、其は即吳服のことなれば、四人とせられたるも違へり、さて吳を久禮と云ことは、かの久禮波久禮志が導せし國なる故か、又吳國の導せしを以て、彼二人の名は負るか、本末知りがたし、或人は、久禮は吳の字の音の轉れるなりと云れど、其は例の強說なり、

〔古事記 中應神〕秦造之祖、漢直之祖、〇中略參渡來也、

〔古事記傳 三十三〕漢直之祖、漢は阿夜と訓、凡て漢を阿夜と云こと、いかなる由にか詳ならず、漢織を書紀に穴織ともあるを以て思へば、阿那と云と同く、此も阿夜と歎く聲より出たるか、新井氏は、漢字ノ音を訛れる如く云へれども信られず、此祖は阿直使主、及其子都加使主なり、書紀に、二

十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、竝率己之黨類十七縣而來歸焉とある是なり、（倭と云は、河內ノ漢ノ直もある故に、其レに分ケてなり、）

〔養蠶絹篩下〕綾羽呉羽の神社は、攝州池田の鄕に鎭座まし〳〵、京西陣數萬軒の織殿、幷糸職の人々講をむすんで寄附をなし、年々祭祀の群集、千歲の今にいたりて退轉なきも、知恩報德といひつべし、

〔日本書紀雄略十四〕十四年正月戊寅、身狹村主靑等、共呉國使、將呉所獻手末才伎、漢織呉織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、是月、爲呉客道、通磯齒津路、名呉坂、　三月、命臣連迎呉使、卽安置呉人於檜隈野、因名呉原、以衣縫兄媛、奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織、呉織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫部之先也、

〔日本書紀雄略十四〕十五年秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒甚以憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調御調也、絹縑充積朝廷、因賜姓、曰禹豆麻佐、（一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也、）

〔新撰姓氏錄左京諸蕃〕大秦公宿禰

秦始皇帝十世孫孝武王之後也、男功滿王、仲哀八年來朝、男融通王（一云弓月王）應神天皇十四年來朝、率百廿七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世、以百廿七縣秦氏、分置諸郡、卽使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用、柔軟溫煖如肌膚、賜姓波多公、秦公酒、雄略天皇御世、絲綿絹帛委積如岳、天皇嘉之、賜號曰禹都萬佐、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃〕秦忌寸

太秦公宿禰同祖、物智王、弓月王、應神天皇十四年來朝、上表更歸國、率百廿七縣伯姓歸化、幷獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之焉、男眞德王、次普洞王、（古記云、浦東君、）仁德天皇御世、

賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王、男秦公酒、雄略天皇御世、倂普洞王時、秦氏摠被却略、今見在者、十不存一、請遣勅使撿括招集、天皇遣使小子部雷率大隅阿多集人等搜括鳩集、得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛篚詣闕貢進、如岳如山、積蓄朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平廿年在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、

〔新撰姓氏錄攝津國諸蕃〕秦忌寸　大秦公宿禰同祖、功滿王之後也、

〔古語拾遺〕至於長谷朝倉朝、雄略〇秦氏分散寄隷他族、秦酒公進仕蒙寵、詔聚秦氏賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、言隨積埋益也、所貢絹綿軟於肌膚、故訓秦字謂之波陀、仍以秦氏所貢絹、纏祭神劍首、今俗猶然、所謂秦機織之緣也矣、自是而後、諸國貢調年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰撿挍三藏、齋藏、內藏、大藏、秦氏出納其物、東西文氏勘錄其簿、是以漢氏賜姓、爲內藏大藏、令秦漢二氏爲內藏大藏主鑰藏部之緣也、

〔日本書紀雄略十四〕七年、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、中略〇以錦（ニシコリ）部定安那錦譯語卯安那等、遷居于上桃原、下桃原、眞神原三所、

〔日本書紀通證雄略十九〕錦部倭名鈔、河內國錦部郡錦部郡之古里、

〔日本書紀欽明十九〕三十一年七月壬子朔、高麗使到于近江、中略〇則遣東漢坂上直子麻呂、錦部（ニシゴリベ）首大石、以爲守護、更饗高麗使者於相樂館、

〔日本書紀推古二十二〕十八年十月丙申、新羅任那使人臻於京、乙巳、饗使人等於朝、以河內漢直贄、爲新羅共食者、錦織首久僧爲任那共食者、

〔日本書紀天武二十九〕十年四月庚戌、錦織造小分、中略〇賜姓曰連、

〔新撰姓氏錄右京諸蕃〕錦織村主

韓國人波怒志之後也

〔新撰姓氏錄 山城國諸蕃〕錦部村主

錦織村主同祖、波能志之後也、

〔新撰姓氏錄 左京諸蕃〕調連

百濟國努理使主之後也、應神天皇御世歸化、孫阿久太、男彌和、次賀夜、次麻利彌和、顯宗天皇御世、蠶織獻絁絹之樣、仍賜調首姓、

〔壬生家文書 三〕制止私織綾錦事

應令撿非違使制止諸司諸衛雜色人幷諸宮諸臣召使出納等私構機杼織任〇織任恐倒置綾錦事

右得織部司去七月廿八日解狀偁、謹撿案内、綾羅錦縠織物□□等、上從御服、下至人用、爲司家之所役、偏所勤仕也、而近年之間、諸司諸衛諸宮諸臣召使出納雜色人等、恣構其機、任意織用、只好私利、不叶公役、然則司家之勤可致闕怠、偏無私機者、誰通公事乎、先年注此旨經言上之日、撿非違使右衛門尉安倍信行、左衛門尉源清等、可制止之由被下宣旨、然而年代推移、奸濫尤甚、望請官裁、重被下起請宣旨、將仰嚴制之貴者、權左中辨源朝臣經成傳宣、權中納言源朝臣隆國宣、奉勅、宜仰撿非違使依件令制止者、

永承三年八月七日　　左大史小槻宿禰奉

〔永祿帳〕從前に指上げ申由緒書〇中略

一他國絹之義は、寬永年中の頃より諸國に織出し申候、尤糸出生之國々にて織出し候故、糸荷主共、右絹買取爲相登申候、私共仲ヶ間之内にて賣捌來候處、延寶三年卯歲、御役所樣より絹相場書奉差上候樣被爲仰渡、年々今以絹相場書奉差上候、勿論國々絹直買のもの有之候ては、糸相場混雜仕候ニ付、小林阿波守樣御在役之節、軒數御定被成下、寶曆十一年巳歲御定札被下置候

事、

一御冥加銀奉差上候は、明和九辰歳より銀百枚宛、年々奉差上來候、然る處火災後、暫御容赦被為仰付、其後御調べ有之、寛政十二年申歳より、前々之通被為仰付、則銀百枚宛上納仕候、

一江戸御召御用糸撰改之義は、安永八亥歳被為仰付、年寄役増人等も被仰付、後藤縫殿助改メ場所へも罷出、御用不差滯樣可相勤旨被仰付候事、

右之通被仰付、糸絹問屋渡世相續仕候、以上、

年號月日　　和糸問屋

御

〔徳川禁令考五十六布帛絲綿衣服〕天明元丑年六月晦日

反物糸綿等改所相建候ニ付御觸書

酒井石見守殿御渡

上州緑野郡金井村名主　半兵衛
同州同郡新町宿問屋　源左衛門
同州同郡同所本陣名主兼　五左衛門

右之者共儀、武州上州村々より織出候諸端物、幷糸眞綿賣捌方、近來市場不取〆りニ而、買主損失も多き趣ニ付、右貳ヶ國村々四十七ヶ所之市場江、反物幷貫目改所十ヶ所相建度旨、御勘定奉行江願出、糺之上諸國江買取候反物員數眞綿貫目を改メ、代附共帳面ニ記し、賣人買人印形取候得バ、銘々買請品員數直段共、慥ニ相知候ニ付、買主損失も無之趣ニ相成、反物壹疋ニ付、銀貳分五厘、糸百目ニ付、銀壹分、眞綿一貫目ニ付、銀五分づゝ買人ヨリ改料取之、市場之儀も、上下市場等有之分ハ不片寄樣、上下共市日相定、賑ひ候樣可相成由ニ付、右願人共申立候通り、先三ヶ年限り改所

建候儀差免し、當丑七月廿日より反物等買高改候筈ニ候間、諸國より相越者共、反物糸眞綿買請候員數貫目等、改所江申談じ、帳面に記シ、改料差出し、是迄之通無異論買請可申候、

右之通り、江戸町々、國々御料私領寺社領在町共、不洩樣可觸知者也、

右同年八月十六日、酒井石見守殿御渡御書付附記、

先達而武州上州村々より織出し候諸反物、幷糸眞綿端數貫目改所、三ヶ年之內差免候ニ付、諸國買人共改料可差出旨相觸候處、品々差障之儀有之ニ付、右改所相止候間、織元村々幷諸國買人共、是迄之通無滯賣買可致候、

八月

〔御觸書集覽二〕天保十三寅年九月十一日

一近年男女共、作奉公人少く、自然高給に相成、殊に機織下女と唱候もの、別而過分の給金を取候由、是又餘業ニ走候、右之義本末取失ひ候事共ニ候、元來百姓共、商向當座之利潤を以營候町人共とハ格別之義ニ候條、是等之儀ハ能々辨別致し、一途に農精出、銘々持傳候田畑不離樣、專一ニ可心懸候、〇中略

右之趣可被相觸候

右之通御書付出候間、町中不洩樣入念可相觸候、

九月十一日　町年寄役所

〔德川禁令考五十六布帛絲綿衣服〕天保十四卯年八月十六日

呉服物其外巧物織出間敷旨御觸書

越前守殿御渡　御勘定奉行江

町人男女衣服之儀に付而は、前々より之觸、幷去寅十月中相觸候趣も有之候處、木綿に而摸樣等

織出し、手數相懸り候品高價に商ひ候もの有之、今般吟味之上、夫々咎申付候、〇中略

右之通、町々江相觸候條、京都、幷上州桐生、武州八王子織元を始、其外共觸面之趣堅相守、無益ニ手數相掛、巧成品織出し申間敷候、若相背候もの有之ニおゐては、吟味之上、嚴重ニ咎可申付候、

〔村役人一同小前總代繰綿其外之儀ニ付御觸〕一第五ニハ、以來在方町方女共ニ、高機結城木綿、小倉、眞田地、雲齋、帆木綿、地木綿等好に任せ、織立方相習せ、右糸問屋方に有之糸を貸渡、又は爲買請、木綿ニ仕立、町方寄場幷問屋方へ持出し商賣可致候、

一右之通、繰綿一品を五ヶ度繰返し、木綿に仕立候上、他國江專賣出し候樣取計候得ば、貧民の家業にも相成候間、前書仕法の主意相立候樣、一同心を揃丹誠可致候、

一江原結城高機木綿織立方其外之事

是迄當國〇但馬に出生之綿を以、江原結城と號し、伊豫結城にも不劣、縞木綿を高機にて爲織立、國產にいたし候積、世話人申付、御陣屋元町方江職人呼寄、織立方爲教居候間、村々においても習ひ受織立候樣可致候、

一高機始メ度相心得候者ハ、機道具御役所より貸渡候間、當六七月中、一ト先村役人より、御役所江申出置、追々取調願出候樣可致候、

一小倉、眞田地、雲齋、帆木綿、織立候職人、御陣屋元町方へ呼寄、世話人申付、追々織立方爲教居候間、村々にても習ひ受、國產に相成候樣、一同丹誠可致候、〇中略

一機類其外貸下ゲ之事

是迄小前之內、貧窮にて機道具其外求メ方差支候ものも可有之に付、左の品々願出次第、御役所より仕法を以、救之ため貸下ゲ可遣候、〇中略

江原　御役所

〔新撰姓氏錄攝津國神別〕服部連

熯之速日命十二世孫、麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世、任織部司、摠領諸國織部、因號服部連、

〔令義解職員一〕織部司

正一人、掌織錦綾紬羅、及雜染事、佑一人、令史一人、挑文師四人、掌挑錦綾羅等文、挑文生、謂取錦綾文者、名爲挑文生、師得考也、以八人使部六人、直丁一人、染戸、自挑織故也、

〔令集解職員四〕織部司

伴跡云、載官位令、故得長上考、跡記亦無此文、儀禮二手執挑匕枋、鄭玄曰、挑謂之歃也、結綜成文謂之挑也、綜閉也、挑音他堯反、古記云、挑文四人爲人、○人恐衍字長上、挑文、結綜成文謂之挑也、綜閉、○中略師說云、挑文生自就手挑織、故得考、亦課役俱免不同、有師生之例、穴云、挑文生得考也、此雖有師、爲非習學人故、但釋令稱無師生者、右古私記說也、與今異也、更今請師說也、令釋之意、亦不失旨也、○中略古記云、別記云、錦綾織百十戸、年料一人、錦一疋、綾一疋令織、但貴錦一疋令織、錦機卅四枚爲品部、取調免徭役、呉服部七戸、年料每戸小綾二疋、令織爲品部、取調免徭役、河內國廣絹、織人等三百五十戸、機五十枚、一機七疋令織、取調免徭役、○中略織手等一二人在司上、多在國織進耳、

〔擁書漫筆一〕挑文師、挑文生は、結綜成文者なるよし、職員令の義解、集解などに見ゆ、織手は機織者なり、機工は機杼の具をつくる工なり、相作は綜臺にて、糸を經めぐらす者なり、式の印本に、アヒックリと訓たるはひがことなり、絡絲女は、糸をつむぎあはするものなり、蛤草紙に、つむといふものほしきよしのたまへば、しゞらやがてたづねもとめてまゐらせけり、この学をつむぎ給ひしおとこそ、おもしろくきこえけれとあるは、絡絲女がしわざのさまなり、式に相作と書れしは、萬葉に安布の安を省て布の假字にもちひたれば、こゝには安弊とよみて、安をはぶけるか、または字書に、相共也、扶也、助也など見え、延喜式七の卷、踐祚大嘗祭式拔穗の條に、共

作二人ともあれば、織手を賛相て、功を成の義をとれるにてもあるべし、

〔延喜式中務十二〕時服

織部司卌八人 正一人、佑一人、令史一人、挑文師二人、織手四十人、機工相作在此數内、絡絲女三人、

〔續日本紀元明五〕和銅四年閏六月丁巳、遣挑文師于諸國、始敎習織錦綾、　五年七月壬午、令伊勢、尾張、參河、駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讃岐等二十一國、始織綾錦、

〔續日本紀元明六〕和銅六年十一月丙子、詔、正七位上按作磨心、能工異才、獨越衆侶、織成錦綾、實稱妙麗、宜磨心子孫免雜戸、賜姓栢原村主、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

織錦綾羅等手廿人

右人等、緣神龜五年七月廿一日勅、置内匠寮雜匠手之内、今大納言正三位紀朝臣古佐美宣、奉勅、件織手等、隨其事類、割屬內藏寮、

延暦十五年八月二日

〔貞信公記〕天暦二年正月廿二日、給一分一人織手秀世之狀、仰彼男、依先々錦多織也、

〔空穗物語吹上之下〕こゝにおり物の所、はた物どもおほくたてゝ、おりて廿人ばかりゐたり、色色のおり物どもおる、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

停止幷減定諸司等才長上事〇中略

織部司　挑文師四員　右減二員、定二員、〇中略

以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等才長上數停止幷減定如件、永爲恆例、

大同三年十二月十五日

〔類聚符宣抄七〕挑文師

太政官符式部省　外

從七位下大宅臣安麿

右大納言正三位兼行左近衞大將藤原朝臣忠平宣、件人宜補權挑文師若湯坐家恒死闕之替者、省宜承知依宜行之、符到奉行、

左大辨　　　　左少史

延喜十三年十一月十日

〔令義解神祇二〕孟夏神衣祭（謂伊勢神宮祭也、此神服部等、齋戒潔淸、以參河赤引神調絲、織作神衣、）

〔延喜式伊勢大神宮四〕四月九月神衣祭

大神宮和妙衣廿四疋、（八疋廣一尺五寸、八疋廣一尺、並長四丈、八疋廣一尺二寸、）髻絲、頸玉、手玉、足玉緖、佩襪緖等絲、各十六條、縫絲六十四條、（各長五尺、○中略、）荒妙衣八十疋、（卅疋廣一尺六寸、卅疋廣一尺、並長四丈、○中略、）

右和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔齋、始從祭月一日織造、至十四日供祭、

〔延喜式踐祚大嘗祭七〕凡織神服者、九月上旬、神祇官差神服社神主一人、給驛鈴一口、遣參河國、召集神戶、卜定織神服長二人、織女六人、工手二人、訖率長以下十人、將當國神服部所輸調絲十絇、歸向京齋場、先祭織屋、然後始織、

〔延喜式踐祚大嘗祭七〕阿波國忌部所織麁妙服、（神語所謂阿良多倍是也、）預於神祇官設備、

〔延喜式伊勢大神宮四〕服部等造二度神衣機殿祭并雜用料○中略

右織造神衣料、所須雜物、皆以服織戶廿二烟、麻績戶廿二烟調庸及租、各便分充、大神宮司撿挍、

〔倭訓栞前編四十五〕おりこ　織子の義、今もいふ詞也、

功程工賃

〔神名秘書〕舊記云、神衣祭者、皇大神宮御坐高天原之昔、人面等之遠祖天八千々姫、殖桑葉於天香山、以所蠶之糸織、供進御衣於大神、〇中略天降御坐之以降、人面職掌人等爲末葉、以女子者號織子、以男子者稱人面、職掌不違天宮之例、

〔續日本紀稱德二十六〕天平神護元年閏十月己酉、停河内國織御服絹戸、造餅戸、

〔續日本紀稱德三十〕神護景雲三年八月丙辰、始置太宰府綾師、

〔榮花物語若水二十八〕三月〇萬壽四年六日、けふなんよき日とて、〇中略とりの時ばかりにぞ、御だうより、けふよき日なればとて、きぬあやなどもてまゐり、けふのうちに、みやこの内の人々にくばらせたまへば、あなかしこよるをひるにいそがせ給へ、廿三日なれば、のこりの日もはべらぬなり、人々のからぎぬうはぎのおりものどもは、あやおりめしておほせはべりぬ、

〔鶴岡放生會職人歌合〕五番　右　綾織

雲鳥のあやとぞ月にみなさましたなびく雲に初雁の聲

〔明良帶錄世職〕織殿方出役

小普請より出役有り、三番町、飯田町、巣鴨御用屋敷、羅紗緬を織る、吹上織殿來營し、綿羊を採て和羅紗を織なり、綿羊の毛を刈て織込、尤其外期節によりて、綿羊の毛刈られぬ時は、當歳の犬毛、其外何にても柔毛を加へて織る、狂歌に、

和羅紗おる吾朝のものに似せなんと穢多が毛むしる犬ころぞ憂し

〔延喜式主稅二十六〕諸國織成綾一疋單功、一窠二窠卅日、雜綾羅卅四日、兩面卅日、其織手給食日米二升、鹽二勺、手力米一升五合、鹽一勺、

〔延喜式織部三十〕雜織

冠羅一疋、長四丈、廣二尺六寸、料絲五斤十兩、織手一人、共造一人、長功日一尺一寸、無文二尺、中功日九寸、無文一尺七寸、短

功日七寸、(無文一尺四寸)

雜羅一疋、(長四丈、廣二尺、綾錦兩面長、廣準此、)料絲二斤、織手一人、共造一人、長功二尺二寸、中功一尺九寸、短功一尺六寸、

紗一疋、(長六丈、廣二尺、)料絲一斤二兩、織手一人、長功八尺、中功七尺、短功六尺、

穀綾一疋、(長四丈、廣二尺、)料絲五斤、織手一人、共造二人、窠穀綾長功三尺五寸、中功三尺、短功二尺五寸、片行穀綾長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、

蟬翼綾一疋、(長四丈、廣二尺、)料絲二斤十兩二分、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺五寸、短功四尺、

師子鷹革遠山等綾各一疋、料絲三斤八兩、織手一人、共造二人、長功四尺五寸、中功三尺五寸、短功二尺五寸、

一窠二窠及菱小花等綾各一疋、料絲三斤八兩、織手一人、共造二人、長功五尺五寸、中功四尺五寸、短功三尺五寸、

單綾一疋、(長四丈、廣二尺、)料絲三斤二兩、織手一人、共造二人、窠單綾長功四尺、中功三尺五寸、短功三尺、片行單綾長功三尺五寸、中功三尺、短功二尺五寸、

熟線綾一疋、(長四丈、廣二尺、)料絲六斤二分、織手一人、共造二人、(功程同上)

浮物一疋、(長四丈、廣二尺、)料絲六斤二分、織手一人、共造二人、長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、

二色綾一疋、料絲四斤十一兩、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺五寸、短功三尺五寸、

長副錦一疋、料絲十一斤十一兩、織手一人、共造一人、長功一尺八寸、中功一尺五寸、短功一尺二寸、

緋地繡錦一疋、料絲十斤、織手一人、共造一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

白地襪錦一疋、料絲七斤、織手一人、共造一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、

緋地五窠錦一疋、料絲七斤一兩、織手一人、共造一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、

大暈綱錦一疋、料絲六斤一兩一分、織手一人、共造一人、長功三尺、中功二尺七寸、短功二尺四寸、

白地高麗錦一疋、料絲七斤四兩、織手一人、共造一人、長功二尺七寸、中功二尺四寸、短功二尺一寸、

韓紅地二窠錦一疋料絲十一斤十三兩、織手一人、共造一人、長功一尺八寸、中功一尺五寸、短功一尺二寸、

小珠繩錦一疋、料絲十三斤三兩、織手一人、共造一人、長功一尺七寸、中功一尺四寸、短功一尺一寸、

一窠錦一疋、料絲十六斤十四兩、織手一人、共作一人、長功一尺一寸、中功八寸、短功六寸、大二種錦功程准此、

襪胵錦一疋、料絲十五斤十四兩、

床子錦一疋、料絲廿七斤十兩、

黑綠地唐五窠錦一疋、料絲九斤十兩、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

中縹地唐經錦一疋、料絲九斤、織手一人、共作一人、長功二尺四寸、中功二尺、短功一尺五寸、

韓紅地細落葉錦一疋、料絲八斤、織手一人、共作一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、

白地覆瓮錦一疋、料絲六斤十二兩、織手一人、共作一人、長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、

中縹地四窠錦一疋、料絲八斤、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

韓紅地四窠錦一疋、料絲六斤十三兩、功程同上、

裙腰錦一疋、料絲十一斤、織手一人、共作一人、長功一尺五寸、中功一尺三寸、短功九寸、

蟬形裙腰錦一疋、料絲十八斤三兩、功程同上、

蒲萄地線納錦一疋、料絲十斤十二兩、織手一人、共作一人、長功二尺六寸、中功二尺三寸、短功二尺、

黑綠地軟錦一疋、料絲八斤十二兩、織手一人、共作一人、長功二尺七寸、中功二尺四寸、短功二尺一寸、

中縹地後四窠錦一疋、料絲十一斤、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

韓紅地火打錦一疋、料絲六斤八兩、織手一人、共作一人、長功二尺九寸、中功二尺六寸、短功二尺三寸、

縠皮兩面一疋、料絲六斤八兩、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺、短功三尺、

一窠二窠幷小花等兩面一疋、料絲各六斤八兩、功程同縠皮兩面、

〔延喜式三十織部〕織手共造機工卅五人、各給粮、日黑米二升、間食四合、薄機織手五人、各日白米一升六合、絡絲女三人、各日米一升五合、幷夏多時服申省請受、其今良男十人、女廿人、衣粮不經本寮便受所司、

凡定額作手、幷今良加物布綿代、以讚岐國庸米運送於司家、

〔延喜式十五內藏〕織御服綵六百疋、白五百疋、色一百疋、料白絲一千五百絢、色絲三百絢、各別疋三絢、

右年料御服幷儲料、依前件每年以寮絲付河內國、依件雇織貯收寮庫、其雇功者用寮商布一千八百段充給、定別三段、

〔織帆職仲間議定書〕議定

一住ノ江講、〇大坂 每歲正月八月右兩度來會之事、

但シ講元世話人之義ハ、年々廻リ年行司之事、

一職分御冥加銀、年々出銀いたし來候通、無遲滯可奉上納事、

一新規職分相始申度人有之候はゞ、仲間一統相談熟し候上、加入爲致可申事、

一中年より職人遣ひ吳候樣賴み越候とも、先規方江引合、差間無之候はゞ兎も角、無左ては、一切遣ひ申間敷候、假令取替銀無之候とも、右同斷之事、

右之通、一々堅相守、違背仕間敷候、依て印形如件、

嘉永五壬子年九月

定書

當時不引合ニ付左之通

平人織紝

一繰賃貳拾斤ニ付上貳匁、同中貳匁貳分、
一打賃壹貫目ニ付壹匁三分
一卷賃百目ニ付四文
一織賃生子三分五厘、三子三分八厘、半帆前垂中幅三分五厘、
一厚物貳百目より貳百五拾目迄、四分、
　但シ貳百五拾目以上、四分三厘、
一つむぎ賃百目ニ付三分五厘
一糸合壹匁六分、但し下繰とも、
一貫壹匁、但下繰とも、
一立糸繰賃壹匁四分、へ賃六分、
一職人先賃之義者一統相斷、無據入用之節ハ、證文幷請人連判取置候事、自然勤中、親方へ對し致不義理出候職人、外親方一切遣ひ申間敷候、併し先親方へ及相談、入割相譯り候上者、勝手次第之事、
右定之通、堅相守可申事、
　子九月　　　　織帆職中○大坂

〔類聚三代格 八〕詔曰、國家隆泰、要在富民、富民之本、務從貨食、故男勤耕耘、女脩紝織、家有衣食之足、人生廉耻之心、刑錯之俗爰興、太平之風可致、○中略
　和銅六年十月七日

〔新猿樂記〕次妻、夫婦同年也、雖非勝西施、又無指過失、心操調和、如水隨器、剛柔進退、如雲聳風、焵乎

裁縫、染張、經織、績紡之道、吏捍興販、家治能治之條、嘆而猶有餘、朝夕廚膳叶心、夏冬裝束若時、

〔今昔物語十七〕買龜放男依地藏助得活語第廿六

今昔、近江ノ國甲賀ノ郡ニ一人ノ下人アリケリ、家貧クシテ頼所无シ、其妻常ニ人ニ被雇テ、機ヲ織ルヲ以テ業トシテ世ヲ渡リケリ、然ル間、其妻相構テ手作ノ布一段ヲ私ニ織得テ持ケルヲ、夫ニ語テ云ク、我等年來家貧クシテ頼ム方ナシ、然ルニ此ノ布一段ヲ私ニ織リ得テ持タリ、

〔今昔物語二十三〕尾張國女取返細䌫語第十八

今昔、聖武天皇ノ御代ニ、尾張國ノ中島郡ニ尾張ノ久玖靈ト云者有リケリ、其郡ノ大領也、妻ハ同國ノ愛智郡ノ片輪ノ郷ノ人也、此レ道場法師ノ孫也、其女形チ柔輭ナル事、練絲ヲ綜ルガ如シ、而ルニ此ノ女、麻ノ細䌫(ホソヌノ)ヲ織テ、夫ノ大領ニ著セタリケリ、其細䌫直クシテ、微妙(クハシ)キ事幷无シ、○下略

〔東照宮御實紀附錄二十〕參河にて御家人に仰渡されしは、家人等の妻を迎ふるに、よく木綿を織得べき女を求めよ、御出陣の後には、俸米十分に給はる事ならねば、かゝるもの織出て家產にあてよとありしは、人々よくつゞまやかにして、生理のともしからざらむ爲をおぼしめしての御事なり、

〔翹楚篇〕一公○上杉治憲初て入部ましませし年より、民の辛苦を知し召す爲、亦は旱つゞき雨つゞきには、田畠御覽の爲に、鐵炮爲持、鳥打御野遊の御唱にて、度々野間へ出て、耕作の辛苦を見給ひ、或は民家に休らひ、何かれ御物語抔し給ひて、通らせ給ひしは常の事也、○中略此外彼村の老嫗が、自積て娘に織らせ嫁におらせたりといひて布を獻じ、此處の老婆がみづから糸取、みづから織らせる木綿なんどゝて、代官所へ出して獻じたるは、其數擧て記にいとまあらず、老婆が誠とて、毎度召料にも仰付られ、又老にあやからせたまへとて、御父重定公へ獻じたまひしもありしなり、

○按ズルニ、上杉治憲ガ、機業ヲ奬勵セシコトハ、絹篇米澤織條ニ在リ、參看スベシ、

織法

〔養蠶要記〕凡ソ上絹一匹織出スニハ、繭ノ數大抵三千許ノ絲ヲ用ル者ナルヲ以テ、今ハ（〇弘化二年）絲ヲ多ク用ヒズシテ一匹ヲ織出ス、紆曲ナル工夫ヲ運ラスガ故ニ、今ハ上絹ト云ト雖ドモ、其絲弱クシテ破レ易シ、

〔養蠶須知附錄乾〕繰絲（繭を煮て絲をぬくなり）

繭は繰て糸とし、糸になりて機に登せ、織りて萬種の麗織（ウルハシキオリモノ）となる故、繰は織事の初めなり、大體其糸三品あり、太織紬を織あり、是下品なり、上品糸にも錦金襴を織る糸、段子の糸、縮緬綸子の糸の出來にて撰ぶ絲、是は繰絲の家にて委しからざる事にて、織工其糸を撰み用るなり、此上品の糸は、京都西陣の織工、又は上毛桐生の織工のみ用ゆる、糸出來の地は、糸にて賣買して、其織地へ送るなり、中品にも、羽二重糸、上絹糸、厚絹糸の別あり、羽二重は、是又其織地ならでは不出來、然れども、近來上絹の地にて羽二重を織るあり、上中下の絹は何れの地にても出來るなり、下品の糸にも、亦紬太織の別あり、是は禮服にはならず、寒を防ぐ具にして、其糸太く、著服久しくつよきをよしとす、是又何れの地にても出來るなり、其外変色絹あり、所謂丹後島、郡內島、上田島、川越ひら織、八丈島の類、又皆絹の變織りなり、是は絹を織るの地にて、巧なる者には皆出來る、糸の織物萬種ありといへども、皆此三品に泄る事なし、上品の糸は、西陣桐生の織工ならでは不織、餘は何れの地にても出來る也、殊に中品下品の絹太織の織樣は、常の綿布を織ると同樣にて、唯其梭の少し異なるのみ、太織紬は、木綿布の梭と同じ、又少し細密なるもあり、糸の纖肥にて違ふなり、絹梭は至て細密なり、布の梭に比すれば、其糸數一倍の餘なり、梭は京都にても賣、又上毛にても所々にて賣なり、木綿布を織らざるの國なし、故に織法は不記るなり、繰絲の法分りて糸出來る時は、上品は京師へ送り、又上毛近き國にては桐生へ送るべし、中品下品の絲は、布を織る法を以織る時は、何れの地にても不出來といふ事なかるべし、故に繰絲の大略を記し、今まで養蠶の無き國の

織色

入門となす、絹太織出來の上にては、又其上之巧者出來て、長く其國の益とならん事を、

〔貞丈雜記 三小雅〕一おり色の袷と云事、舊記に有、おり色とは、經糸と緯糸と色を替へておりたる也、たとへば紅梅の類也、紅梅、タテむらさき、ヌキ紅、 條々聞書云、織色の袷ならば、ゑりと袖とをしぼるべし云云、御供故實に云、袷の事たゞ絹可然候、近年おり色の袷ゑりばかりしぼりてめし候方も候、おり色のあはせは、昔は御禁制にて候つる、當代御めし候、くれぐ\ 此程と成候て、ゑりばかりしぼり候て著用候事不可然云々、おり色といふも、ねりぬきのおり色なり、

〔貞丈雜記 三小雅〕一朽葉色、檜皮色の事、貞順女房衣裝次第云、朽葉色とは、堅を赤く染て、横を黃に染たる糸にて織申候、檜皮色とは、堅を淺黑に染て、横を赤糸にて織たるを申候、

織物

〔萬金產業袋 四京織物〕茶丸○中略 但玉むし類多し、惣じて此玉むしと云色は、すべて縱は赤糸にて、緯の紺なるを紺玉むし、緯のもへぎ成をもへぎ玉、薄もへぎを柳玉、此外淺ぎ玉、ふぢ色玉、ねづみ玉、ちや玉むしなどいふ、此玉むしの色は、茶字計にあらず、片色織色郡內等にもしなぐ\ 有、

〔倭訓栞 前編四十五於〕おりもの 日本紀に、織をよみ、倭名抄に、綺をよめり、織は織金、今いふ金襴也、綺は似錦而薄也と注せり、庭訓に、隔子織物と見ゆ、今いふかうしまの類也、又浮織物、固織物、唐織物などもいへり、

〔名產諸色往來〕先商民者、金座、銀座、兩替中間、本町室町之吳服屋中間、金襴、緞子、繻子、綸珍、綸子、縮緬、紗綾、羽二重、東京北絹、南京織、汎織、盌巾島、生八丈、朦朧織、茶苧、天鵞絨、羅紗、羅脊板、羅赤、羅齊、毛兜羅綿、其外女中衣服者、鹿子、染分、總之縫、際箔、地紅粉、濃淺黃、鬱金、黑赫粉、御所鹿子、夜著、布團、隨好盡美、加賀絹、越前之薄絹、丹後、丹波、日野、郡內、福島、仙臺、國々絹紬、奈良晒、近江曝、越後布、同縞、明石縮、高宮島、同蚊幬、唐布、芭蕉布、琉球布、地布、木綿、繰綿、眞綿、肱綿、岩付島、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕機織 卷物、凡唐土よりわたす處の沙綾純子、其外毛織のたぐいにいたるまで

唐織物

おるなり、此職人西陣〔京都〇〕に住む、男女の所作なり、又奥島とろめんのたぐい、木綿、國々よりいづる、

〔日本山海名物圖會〔三〕〕京西陣織屋

京都にて織出す織物、甚だ功者にて、唐織にまけず、中にも羽二重は、もろこしにもまさりて、こまやか也、其品々、　大概　緞子　繻珍　金襴　縮緬　紗綾　綸子　繻子　毛織　紋絹　光綾
茶宇　光絹　龍紋　熨斗目　天鵞絨　綿綾　紗　茶丸　白呂　兜羅綿　片色　練　綸絹
飾絹

〔京都土產〕地製之秀物

織物西陣ニ而、天鵞絨、繻子、純子、厚板等織立、何れも美巧、他邦の及ばざる所なり、黒天鵞絨、女帶地、此節價金五兩より七八兩位、黒繻子、女帶、價金二兩ゟ三兩位迄、純子同、價金壹兩一分三朱より二兩位、厚板同價金一兩二分ゟ五兩之趣、松原小路大丸屋、直段よりは餘程下直なり、併二三年以前の直段に比すれば、過倍之直段なり、此節江戸大丸ニ而は、右よりも又高價なり、

〔雍州府志〔七土產〕〕金襴唐織　近世西陣人倣中華之巧、而金襴、段子、繻子、細綾、縐紗、紋紗類、無不織之、又倣阿蘭陀製、而天鵞絨、羅紗、及木綿織物悉織之、一種有稱唐織者、以五色絲織成花鳥或菱花等之雜品之紋、倣蜀江錦者也、故號唐織、伶人之裝束、猿樂之衣裳、婦人之臥具等用之、今所用之金襴、以西陣野本氏爲始、唐織以俵屋爲本、

〔貞丈雜記〔三小袖〕〕一舊記に、〔〇中略〕から織物と云は、唐より渡りたる織物也、から物とあるも此事なり、
一舊記にたゞの織物とあるは、練貫のかうし、こかうしなどの類を云、ねりぬきの事前に記す、唐の織物に對してたゞの織物と云、用害記に云、たゞのおり物の事、御免なくては、ゆめ〳〵著候はず候、又すぢみすなどはめし候、かうしをば、是も御ゆるし候はでは、女中もめし候はず候、

一からおりとからおりとは別也、から織物をばから物とも云也、金襴、段子、繻子、綾錦、其外すべて唐より渡りたる物は、皆から織物也、から織は日本にて織也、地は生糸にて、紋がらは五色のねり糸、金糸等をまじへて浮織にしたる物なり、唐めきたる織物なる故、から織と云也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一公方樣御服と申は、織物(色御紋不定)白きあや又は綾つむぎを、地を色々に染、(〇中略)おりすぢなど申物は、慈照院殿(〇足利義政)御時までは、めされ候はぬ由候、又から織物は一段御賞翫の儀に候、公方樣の外御臺樣、日野殿、三條殿女中、管領の御母、御免にてめし候、又三職は拜領候てめし候、

一たゞのおり物も拜領候はでは、殿中へ誰も著候はず候、又女中衆も中臈は、かうしの織物うちまかせては得めし候はず候、すぢみすなどをめし候、御免にてかうしをばめし候、きぼにて候、(〇中略)

一島織物の事、地下人のきる物にて候、きとしたる人は、下著にも不用候、

〔大上臈御名之事〕一からおり物は、中らふ以下しんしやくすべし、織物はすぢのおり物たるべし、かうし、おりかけ、うけおり物等の風情の物、是をきず、ぬいもの、はくおきそめ物、おりすぢのたぐひはくるしからず、女くわんは、また中々下のしなれ共、かうしのおり物をきる事有、またきざる處もあり、兩樣なり、

〔御供古實〕一をり物の事、御人體によるべし、御女房衆にも中臈衆は、小かうしをばめされず候、過職にて候、自然中臈衆の御中にも、上意に被相叶候御かたへは、御ゆるしにてめされ候、をり物紅かうしにて候はで、筋すだれををりたる織物をば、中臈衆もめし候、小かうしのをり物めし候はんずる方は人によるべし、男衆織物著仕候はんずる事有まじき事也、但御服をば可有著用候、又被下候織物のごとくに、をりつぎ候て著用申事不可然候、當春被下候を來春までも、其主の嗜に

て著用の事はあるべし、公方様々織物御拜領候事は、御相伴衆又御供衆中にも、人體により御拜領候なり、其外は別而上意に相叶候輩に被下候也、

一唐織物之事、一段御賞翫之儀ニ候、尋常の人のめし候はんずる事にては候はず候、からをり物をおとこ衆の著用の事は、三管領へ御成の時、御拜領之外は無之候、然共又一段の後に被下候事も可在之、〇中略

一唐織物めし候はんずる人の位は、三管領の御母、又は日野殿三條殿の女中、抔の御事たるべし、是も御免と被仰出候てめされ候、

紋織

〔貞丈雜記 三小袖〕一舊記に織物と云は、紋がらを織たる也、練貫もかうしなどを織たるは織物と云、

〔源氏物語 二十二玉鬘〕年のくれに御しつらひのこと、人々のさうぞくなどやんごとなき御つらにおぼしおきてたり、〇中略あさはなだのかいぶのをりもの、をりざまなまめきたれど、匂ひやかならぬに、いとこきかいねりぐして、なつの御かたに、〇下略

平織

〔長祿二年以來申次記〕十二月朔日

一御服 定候而織物 三職御相伴衆國持衆一宛拜領申候、毎年今日式日にて御盃之時必被給也、但正月朔日より可有著用ためなり、仍於當座不及著用云々、

〔增鏡 十飛鳥川〕ことし〇文永五年正月に閏あり、後の廿日あまりのほどに、冷泉院にて舞御らんあり、〇中略試樂廿三日ときこえしを、雨ふりてあくる日つとめて人々まいりつどふ、〇中略時なりて舞人どもまいる、〇中略大炊御門中將多すけといひしにや、裝束さきのにかはらず、かりぎぬはひらをり物なりき、

二重織物

〔貞丈雜記 五裝束〕一二重織物 又二倍織物とも書 と云は、織物 綾也 の上に縫物 繡也 をしたるを云也、桃華蘂葉 親王御裝束の條 云、指貫濃紫二倍織物地文龜甲上文白浮線綾文云々、是は濃紫色の綾に龜甲を織りたる也、其龜

縞織物

甲の織り文の上に、白糸にて浮線綾の丸の縫ひたる也、諸書當用抄云、公方様軍陣の御弓袋重織物にきりの丸を三所に付られ候也、丸は白、地は赤、きりは白、葉はむらさき、もえぎ也云々、重織物とは二重織物の事なるべし、桐の丸を織物の上に、縫物にしたるなるべし、

〔朝野群載十一〕新制宣旨七箇條

太政官符撿非違使　雜事漆箇條〇中略

一錦繡二重織物衣服一切不可著用事〇中略

右左大臣宣、奉勅、件五箇條先格後符、嚴制稠疊、而時代推遷、奢侈競起、是則諸司不加糺彈之所致也、自今以後、殊加禁遏、莫令更然者、〇中略

以前條事、下知如件、使宜承知依宜行之、符到奉行、〇中略

永久四年七月十二日

〔武家名目抄稿衣服十二〕按、島織といふこといまだ詳ならず、本居宣長が出雲國造神壽後釋といふものに、倭文は古のよき布にて筋を織たる物也、志豆とは須運といふことなるべし、今いふ島織也〇中略といへり、今按、此説萬葉十一の古の狹織之帶乎結垂とあるより思ひけん、一わたりは聞ゆるに似たれど、猶うけ難し、此島織といふ物、室町家の頃より見えて、上れる代にはいまだ所見なし、此頃筋すだれ、格子などいふ織物もあり、竪なるを筋といひ、横なるを翠簾に類てすだれといひ、横竪相交れるを格子といふ、皆ほそくこまやかにして、あらき物にはあらず、格子の殊にこまやかなるを小格子と稱して、華飾の服とす、貞順豹文書云、女中衆にも中臈はこかうしをばめさず候、こかうしはくわしよくにて候、自然中臈の中に上意に相叶候人ゆるし申され候て御用ひ候、〇中略宗五大雙紙に島織物之事、地下之人著る物にて候、きとしたる人は下著にも不用候と見えたり、是彼を通はし思はゞ、織筋はこまやかにして貴く、島織はあらくして賤き織物なるこ

と知るべし、さればかの宣長が、島織は狹間織也といひけるのひがことなるは論を竢たず、且室町殿の比は、ことばづかひのかく古代めきたることの絕し世なるをや、抑かの筋すだれなどいひける物の類にて、間の大にあらく、太きものを島織といひけるは、もと島國より織出せる物にて、其樣をこゝに學びて織なせるをも、猶島織といひしなるべし、今もサントメ、八丈島などいふの例をもおもふべし、其物見狀いやしくして、貴人の著用なきからに細くこまやかにも織出し、筋織にもやゝ紛るゝものも出來しより、其名も相混じて、近世は只織筋といふことのみ遺りて、すべては島織と稱し、昔島織といひしものをば、返りて大島などいふことになりけん、猶可考、

〔守貞漫稿十九〕今世島トハ、縞之糸ニテ染テ而后ニ織ル、竪或ハ横、或ハ縦橫ニ筋アルヲシマト云、昔ハ筋ト云、今世ハ織後ノ染筋アリ、島染ト云、

〔守貞漫稿十九〕略服、褻服ニ至リテハ、三都男女トモ縞物ヲ用フ、古ハ横筋ヲ專ドスル由、近世ハ縦縞ヲ專トス、晴略褻トモニ男用ハ、千筋、萬筋、子持筋、其他種々ノ代リ縞等、細密ノ物ヲ專用ス、蓋冬服ハ細密濃色ノ物、袷ハ中濃、夏服ハ淡色ヲ用フレドモ、近年江戶ハ男女トモ紺地流布、然リト雖ドモ淡色モ廢セズ、三都男女トモニ冬服ニ淡色ヲ用フハ甚ダ稀トス、男子冬服ニハ、千筋、萬筋ノ物、十ニ七八用之、女子晴服等ニ所用小紋細密ヲ用フ、縞ハ千筋、萬筋ノ類ヲ稀トシ、替リ縞ヲ專トス、木綿單衣ニハ、辨慶、大名、碁バン等、密ナラザルヲ男女トモニ用之、浴衣ニハ、辨慶以下ノ白地ヲ專トシ、又京坂ハ、地白細密ノ小紋、及絞ヲ用フレドモ、小紋ヲ專トス、江戶ハ天保前、小紋ヲ用ヒシガ、近年廢テ絞リヲ專トス、絞、小紋トモニ、三都トモ、眞岡木綿ト云、普通ヨリ美白ノ物ヲ用フ也、又浴衣ニハ、男女トモニ大摸樣ヲモ用フ也、

又男子ト雖ドモ、下着ニハ千スジ萬筋ヲ用ヒズ、又男子モ童形ニハ上着ニモ不用之、替リ縞ヲ用

フ、處女稚女ニハ密細ノ縞ヲ用ヒズ、

〔守貞漫稿十九〕縞　昔ハ織筋ト云、今ハシマト云、島字ヲ假用ス、昔ノ織筋ハ横ヲ專トシテ、又大筋多シ、前ノ熨斗目ノ條ニ詳カニス、今ノ島ハ竪ヲ專トシ、又大ナルアリト雖ドモ、男女ノ衣服ニハ細密ヲ專用トス、

萬筋島　萬筋ニハ、白ニ紺、白ニ茶、茶ト紺、紺ト淺木種々アリ、紺ト淺木ヲ藍萬ト云、下略也、外做之、蓋機工ニ糸ヲ一羽ト云、一ト羽毎色ヲ隔ツヲ萬筋ト云、二タ羽隔ヲ千筋ト云、木綿ニモ、縮緬、紬等ニモ有之、下傚之、

微塵島　ミヂンハ、經緯トモニ萬筋ノ如ク、各二糸ナルヲ云、茶ミヂン、藍ミヂン等アリ、又濃淡ノ藍、或ハ紺ト白ヲ片羽交ト云テ、經緯トモ各々一糸隔ニオルヲ刷毛目ト云、自ラ表裏縦横トナル、

大名島　碁盤島　格子島　三品、地白ニ紺島、或ハ地紺ニ白縞、其他種々、

今ノ碁盤島ハ、古ノ格子筋也、

辨慶縞　經緯圖ノ如ク織ヲ辨慶ト云、白紺、或ハ紺染、又紺ト淺木等、紺茶ヲ茶辨ケイ、紺淺木ヲ藍辨慶ト云、小ナルハ二三分ノ筋、大ナルハ一幅ヲ半白半紺、緯准之アリ、異名シテ豆腐縞ト云、浴衣ニアリ、

棒縞　棒島、白紺、茶紺、紺淺木種々、又大小不同ナレドモ、千筋等ヨリフトキ故ニ棒ト云、

三筋立　三筋竪、色同前、蓋唐棧ニアルハ、紺地ニ蘇方ノ三筋ナリ、緯ハ皆紺也、先年幕府、コレヲ奥ニテ製袴テ召玉フ、故ニ此島ノ唐ザンヲ奥島ト云、京坂誤テ唐棧ノ總名トス、又同形ヲ廣ザン、木綿ニ摸造アリ、又文化文政頃、中買、及同手代ハ、コレヲ晴服、褻服ニ用フ、今ハ廢シテ風呂シキニ用フノミ、

安政中、江戸男服、夏冬トモニ、紺ト淺葱ノ三筋竪縞物流布ス、

子持島　大小筋ヲ云、色同前、萬筋以下是等ヲ有名ノ縞トシ、又不易ノ用トス、猶此他ニモ有名アルベシ、略之、又種々無名ノ縞ヲ號テ、カワリジマト云、織糸ニ三色、或ハ五六色交ユモアリ、紺淺葱鼠茶黄等ヲ交ヘ、又藍、或ハ茶ノ一色、淡濃アリ、凡テ替リ島ト云、又大小筋交ユモアリ、

此竪島ニ竪カスリ交ヘタル縞、縮緬ニ多シ、紺ト紫白ヲ交ヘ、或ハ白地紫ヲ專トス、江戸ニテハ、御殿女中略服、同下輩ノ晴服ニハ、是ヲ專トシ、又黄八丈ヲモ着ス、

京坂ニテ天保前娼妓着之、又越後絹上布等ニアリ、同着之、又木綿ノハ、正民男女トモニ浴衣ニ用ヒシガ、今ハ廢ス、地白紺島也、

ヤタラ島　ヤタラハ、萬ヅ無節度ノ江戸俗言也、此島、經糸多少廣狹不同、更ニ節度ナキ故ニ名トス、縮緬以下木綿ニモ有之、天保中、江戸ニテ大ニ行レ、女用ヲ專トス、弘化ニ至リ、京坂ニモ行ル、色同前、又鼠色ノ縞モ行ル、

前ニ云ル刷毛目、弘化以前、男子木綿單ニ專用ス、近年廢テ不用之也、然ルニ彼賣餘ル者ニ、中形ヲ置キ、地紺ニ染ル、紋周リ自ラ凸凹ヲナシテ、紺ガスリニ似タリ、嘉永初、男女兒ノ夏服トシテ、廢物再ビ行ルヽヨリ、特ニ織染ヲ賣ル、

味噌漉縞　ミソコシ島ハ、味噌ヲ汁ニ煮ル時、漉テカスヲ除クノ具、削竹ヲ編タルニ似タルヲ以テ名トス、此縞從來無之、今嘉永五年始テ製之歟、淺葱地ニ紺縞ヲ專トシタル縮緬ニ多ク流行ヲ好ム婦女ノ服トス、袷綿入共ニ用之、

〔御供古實〕一島織物之事、人前へは不可然候、

織筋

〔貞丈雜記三小袖〕一おり筋と云は横に筋をふとく織たるを云也、今ののしめに、腰の所に筋を織るは、おり筋を腰の所にばかりおりたる也、いにしへの織筋は總體殘らず筋を織りし也、

かすり織

〔守貞漫稿十九〕カスリハ、織前ニ糸ノ所々ヲシバリ染除キ、竪カスリニ用之、或ハ横ニ用之、十字、井

字ノカスリハ、筭ヲ以テ會セシメ、又種々花鳥等ノ摸樣ニカスルハ、彌々筭ニ係リ、今ハ何ホド煩シキ紋モ織レ之、

板物

〔貞丈雜記 三小袖〕一板の物と云ハ卷物に對して云名也、織物を卷たるをバ卷物と云、しんにうす板を入て、ひらくたゝみたるをバ板の物と云也、武雜記に、昔のどんすハ卷候ハで、たゝみたるにて候、今ハ卷どんすにて候とあり、どんすも上古ハ板の物なりしが、後に卷物になりたるを云、本ハ右にいふ如く板を入て、ひらく疊たるハ何にても板の物なれども、專おし出して板の物と云ハ、から織の事を板の物と申し習したり、うす板厚板と云も、〈蜷川記にあつ板うす板と云事あり〉うすき板の物、あつき板の物と云事にて、から織の厚きとうすきとをいふ也、

〔機織彙編 三〕絹布名號
一厚板は地合平棱琥珀にして、糸錦の如く引紋にて織る、又堅地にも織る、尤二重堅からみ糸あり、

〔蹇驢嘶餘〕一小袖ハ織筋ウス板カ、古ヨリ本ニ著、染小袖ハ略義也、アツ板ノ織物、上﨟著スル服ナリ、平人不レ著也、○中略 田村精觀云、上古ハ織物著事ナシ、花ノ御所ノ華麗ヲ好テ著セラル、今ニ著ナリ、只ウス板ノ織筋本ナリ、

〔毛吹草 三〕山城 厚板物(アツイタノオリモノ)〈綾織嶋紋嶋等〉 羅板物(ウスイタモノ)

卷物

〔雍州府志 七土產〕卷物 大凡每年番舶所レ載來長崎港之絹棉、倭俗稱卷物、每一疋卷之謂也、商賈於長崎港買レ之、京師室町賣レ之、

〔天明集成絲綸錄 二十二〕安永四未年十二月
諸家より獻上之卷物類、御用達吳服師共へ不申付、自分出入之吳服師へ申付、獻上候面々も有之候、獻上物之儀ニ付可入念儀ニは候得共、不致付もの、若心得違等も有之候而ハ如何ニ候間、以來

機殿

ハ都而獻上物之儀ハ、御用達呉服師共へ申付可然候、

右之趣、寄々可被達置候、

〔倭訓栞中編十九〕はたどの　機殿也、齋機殿、神代紀に見ゆ、古事記に、忌服屋に作れり、　宇治の機殿は、一名礒宮と號すと、倭姬世記に見えて、礒宮は、垂仁紀に出たり、是倭姬命の齋宮也、　機殿の社といふ、式に多氣郡服部伊刀麻神社と見えて、いづま村にあり、服部麻刀方神社も、今此相殿にますといふ、今いふ下機殿也、同郡麻績神社、百棟抄に、麻績機殿と見ゆ、今飯野郡井口村にあり、今云上機殿也、

〔日本書紀神代一〕見天照大神、方織神衣、居齋服殿、則剝天班駒、穿殿甍而投納、○齋服殿、一書作織殿、

〔常陸風土記久慈郡〕郡東七里、大田鄕長幡部之社、古老曰、珠賣美萬命自天降時、爲織御服、從而降之神名綺日女命、本自筑紫國日向二神之峰、至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、○崇神長幡部遠祖多氏命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之內幡、ウツハタ或曰、當織絁時、輙爲人見、故閉屋扉闇內而織、因名烏織、强兵利劒不得裁斷、今每年別爲神調而獻納之、

〔神名秘書〕機殿儀式帳云、此機殿者、昔纒向珠城朝廷、○垂仁倭姬皇女傅奉大神、齋奉飯野之高宮、于時機殿立長田鄕、是處立社、號麻績社、亦名河埼社、是大神御靈也、稱麻績屋姬神、于後機殿遷於岸村、是處立社、號稱岸社、亦是大神御靈也、難波長柄豐前朝廷○孝德有格以留止大神御衣、然後飛鳥淨御原朝廷○天武大來內親王齋奉大神、此時始而立此機殿、更發供奉大神御衣、于時更始立此機殿、天智天皇卽位七年八月三日夜、依兩機殿燒亡、便所造假屋、九月御衣勤仕、依宣旨也、其後兩機殿別々立之、相去各卅丈、

〔西藩田租考上〕蠶織第五

孝德帝詔殖農桑之年、大抵百七十年、諸國調庸莫詳其制、蓋其濫觴起乎酒與雷、率大隅阿陀隼人等

捜集秦族、以開蠶織業、於我桑原等可概知焉、據此上古蠶織之道、專廣於西畿、後稍廢絕、故慶長始、中村常和久寓於京、（新在家）學業織絹、以需公服、適有之、燭下却暗之意也、爾來是亂原亂後、薩敗散士多、匿織屋者、迫伊勢貞昌如京、召其子作左衞門、來建織屋於薩府、給之廩米貳拾漆斛、爲十五口糧、今以織絹、別賜伍拾石、賞常和忠、寬永十六年、徧收廩米、停織絹業、而猶稱織屋如初、至慶安貳年、遂削屋號云、近創建織屋、可謂與廢矣已、

〔倭名類聚抄（十四織機具）〕機（附經緯）　國語注云、織設經緯以機（居衣反）成繒布也、楊氏漢語鈔云、高機（多加波太）今按機巧之處、（和加豆利）說文云、緯（音尉、和名沼岐）織橫絲也、謂緯則經可知、

〔箋注倭名類聚抄（六織機具）〕高機、謂織錦綾之機、天工開物所載花機是也、與尋常織機不同、谷川氏曰、繒訓波太、機訓波太者、繒物之略稱、按織成布帛之機訓波多、凡設機關之機、訓和加豆利、靈異記役夫人美作國鐵山堀鐵、山崩穴塞、一人不能出、後有入山取葛者、知穴中有人、編葛爲綱下之於穴、以機牽上、訓釋云、機、和加川利、此云機巧之處和加豆利、或轉云於古豆利、古今六帖思煩歌、於古豆利乎、童蒙頌韻、機鐵訓川利八利乎於古川利、皆是也、本居氏以和加豆利爲織機具、以今呼加佐利者爲其轉訛非是、本書云某之處載訓者、皆別一義也、

〔伊呂波字類抄（波雜物）〕機（ハタモノ、工女機也、居依反、機繒布）〔同（太雜物）〕機（タカハタ、機繒布器、）

〔今昔物語（二十九）〕不被知人女盜人語第三

男實ニ今ハ生ムトモ殺サムトモ、只ダ御心ナリト云ケレバ、女糸喜ク思タリケリト云テ、物食ヒ拈メナドシテ、晝ハ常ノコトナレバ、人モ无クテ有ケル程ニ、男ヲ去來ト云テ、奥ニ別也ケル屋ニ將行テ、此ノ男ノ髮ニ繩ヲ付テ、幡物ト云フ物ニ寄セテ、背ヲ出サセテ、足ヲ結曲メテ拈置テ、女ハ烏帽子ヲシ、水旱袴ヲ著テ、引編テ、笞ヲ以テ男ノ背ヲ慥（タシカ）ニ八十度打テケリ、〇下略

〔東雅（九器用）〕機ハタ　太古の世にありて、織紝の事起りぬれば、機杼の具、竝始る事を知りぬ、たゞ其

因來る事、既に久しくして、其始を知るべからざれば、名義の如きも亦不詳、機といふ者の見えし事は、舊事紀に、稚日女尊、機より墮給ひ、天棚機姫神、神衣を織られしなどいふこと見えしを始とす、日本紀纂疏には、高木神の御女栲幡千々姫と申せしを、幡猶機、訓亦通としるされしかど、幡といひ、機といふもの、名は異ならずとも、義は同じかるべしとも思はれず、倭名鈔には、機の字を訓せし事は見えず、楊氏漢語抄を引て、高機タカハタといふと注し、又說文を引て、緯は織横絲也、ヌキといふ、謂緯則經可知と注したり、ヌキとは貫也、經の絲を貫くをいふなり、舊事紀に、長白羽神して麻を種しむ、今衣稱白羽、此其緣也と見え、又天羽槌雄神して文布を織らしむといふ事見えたり、機をハタといふ、ハとは白羽羽槌等の羽の如く衣をいひ、タとは手にて、和幣をニギテといふ手の如くに、衣といすべきものを織るの義にや、又タとは經緯の經之義にもやあるべき、或は又猶羽槌といふが如くなるにや、タとはツチといふ語の轉にてはあるなり、機をハタといひ、幡旗の字をハタといふ、其義同じかるべしとは思はれず、

〔古事記上〕阿遲志貴高日子根神自阿下四字以音到而、弔天若日子之喪時、○中略其伊呂妹高比賣命、思顯其御名、故、歌曰、阿米那流夜、淤登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流、美須麻流邇、○下略

〔古事記傳十三〕棚機は機織女を云、そは先古語拾遺に、令天棚機姫神織神衣と見え、又萬葉の歌に、棚機津女とも棚機ともよめる、此は本棚機と云は、機のことにて、機のかまへは、棚なる故に、然いふなり、そを織る神なる故に、棚機姫と名にも負給ひ、又凡て機織女を古より棚機津女と云しに依て、歌に彼織女星をも然賦るなり、然れば棚機とは、機織女を云稱なり、○註略さて棚機津女と云を略て、たゞ棚機と云も、古よりさる例多し、

〔日本書紀十一仁德〕四十年三月、納雌鳥皇女欲爲妃、以隼別皇子爲媒、時隼別皇子密親娶、而久之不復命、於是天皇不知有夫、而親臨雌鳥皇女之殿、時皇女織縑女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多、謎迺利餓、於瑠箇儺麼多、波揶步佐和氣能、彌於須譬鵝泥、

〔釋日本紀二十五和歌〕箇儺磨多金機也、私記曰、師說、昔飾機以金鐶、取鳴聲織也、

〔常陸風土記 久慈郡〕郡西□里、靜織里、上古之時、未識織綾之機、未在知人、于時此村初織、因名之、○下略

〔東大寺正倉院文書 二十八〕越前國、天平四年郡稻帳
錦綾羅機合壹拾參具　綜壹伯壹拾肆條、錦機別廿八條、綾機別六條、料糸壹伯參拾捌斤捌兩、直稻參仟肆伯陸拾貳束伍把、斤別廿五束
錦機貳具　綜伍拾陸條、機別廿八條、料糸肆拾貳斤、
羅機貳具　綜肆條、機別二條、料糸玖斤、
綾機玖具　綜伍拾肆條、機別六條、料糸捌拾柒斤捌兩、○中略

越前國郡稻帳、天平五年閏三月六日、史生大初位下阿刀造佐美麻呂、

臥機

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕木綿機 所圖下機也
有上機下機之二品、而上機和州多用織麻布及紬、下機常織木綿、

〔倭名類聚抄 十四機織具〕臥機　楊氏漢語鈔云、臥機、久比岐 辨色立成説同、

〔箋注倭名類聚抄 六機織具〕按是麻繩爲之、縛著織人之足、隨足之屈伸、令萬禰岐仰俛之機、關東俗所云須曾乎是、肥後俗今猶呼久豆比岐、蓋沓引之義、

機躡

〔倭名類聚抄 十四機織具〕機躡　辨色立成云、機躡、尼輒反、萬禰岐、躡、踏也、

〔箋注倭名類聚抄 六機織具〕按是仰俛令綜上下之物、新井氏曰、其狀如人手招、廣韻、躡、蹈也、尼輒切、此所引躡字音義、蓋依唐韻也、踏當作蹈、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕榎機躡　榎音附　和名井乃阿之　俗云井乃豆女　機躡、和名萬禰岐、
按、榎機之卷緒者也、其制用圓木、兩頭有斫闕、微似猪足、故和名然矣、下機之榎、兩頭有叉尖、如爪、故名猪爪、所以挂機帶紉者也、
機躡橫二小竹挂之綜竹、以左右足拇指更躡之、故名之、下機者、機頭以木條作之、形如丁字樣而出二

手、縛綜竹、其稍著緪絡織人足躡、引之低、縱之仰、亦如招手、故有招之訓(ヘオキノ)、

機帶用革、或用片板、但上機不用機帶、

緯車

〔倭名類聚抄 十四 織機具〕緯車　說文云、緯(蘇對反)著絲於筟也、漢語鈔云、沼岐加不利、

〔箋注倭名類聚抄 六 織機具〕緯車　原書糸部筟下有車字、玉篇同、此傳寫偶脫也、方言、緯車、趙魏之間謂之轣轆車、東齊海岱之間謂之道軌、今俗呼以登久留末、

〔伊呂波字類抄 奴 雜物〕緯車(ヌキカフリ、ヌキ、機具也、著絲於筟)、

〔和漢三才圖會 三十六 女工具〕緯車(ぬきかより スイチエ)　和名沼岐加不利

說文云、緯(音 緯)著絲於筟(クダ)也、

緯筟

〔倭名類聚抄 十四 織機具〕緯筟　說文云、筟(芳無反、與敷同)、緯絲管也、漢語鈔云、久太、辨色立成云、管子(和名同上)、新撰萬葉集亦用之、

〔箋注倭名類聚抄 六 織機具〕原書竹部云、筟筳也、又云、筳緯絲筦也、恐源君誤引、或說文云、筟下有筟也筳三字、傳寫誤脫也、按說文管如篪六孔、又云、筦筟也、二字不同、此作筦爲正、然後世多以筦爲管、故此借管爲筦也、

〔東雅 九 器用〕緯筟クダ〇中略　クダといひ、ヌキカプリといふ、其義並不詳、(東國の山城、日本紀に久陀と見え、東國史の管山城を、日本紀に久陀牟羅としるされ、韓語にクダも、羅は韓語に牟羅といふ、山也、クダも韓語にや出し、)

杼

〔倭名類聚抄 十四 織機具〕杼　通俗文云、受緯曰杼(和名比)、亦謂之梭(蘇禾反、與涉同)、今按、杼杼字也、說文云、一者機之持緯者也、

〔箋注倭名類聚抄 六 織機具〕玉篇、杼直與切、織杼也、亦作柠、按柠當作杼、柠、楮、或字與杼無涉、昌平本、下總本、有和名二字、神代紀梭訓加伊、疑見比之譌、偏假字加字見字、字形相近、伊與比亦同音之輕重耳、見比卽御梭、神代紀所載、天照大神所織之梭、故曰御以尊之也、新撰字鏡、杼訓絹織比伊、伊卽比

字之餘韻、猶總貝類石華或訓世或訓世衣也、

〔東雅九器用〕杼ヒ　倭名鈔に、通俗文を引て、受緯曰杼、亦謂之梭、並に讀みてヒといふ、今按杼は杼字也と注せり、舊事紀、日本紀等に、梭讀みてカヒといふなり、ヒといふは即カヒ也、凡物の執る所をカヒといふ、柄讀みてカヒといふ是也、梭カヒといふも其義なり、（倭名鈔に、梭讀みてヒといふによれば、舊事紀、日本紀に讀みて）（カヒといひしカといふ詞は、即詞の上の助詞と云ひしものなり、其義は前の風の注に見えたり、）

〔和漢三才圖會三十六女工具〕杼（ひ）筟（くだ）（ツユイフウ）　杼（音除、筟同、）　梭（音沙）　和名比　筟（音夫）　筳（音亭）　管子、和名久太、

按、杼所以行緯者也、下機杼大長二尺、上機杼六寸、納筟於杼以織緯、其貫於杼絲曰（ハント）䉛、　筟（タヽ）、維絲管也、

〔倭名類聚抄十四織機具〕筬　唐韻云、筬（音成）織具也、漢語鈔云、（平）佐、

〔箋注倭名類聚抄六織機具〕廣韻筬、筬簉織具、按宋金履祥論語集注考證云、三十升布則爲箝、一千二百目、又廣韻、篾、織具、品字箋云、篾所以理經而壓緯者、經無篾而錯綜必差、緯無篾而往還不貼、即是物也、蓋壓緯者敏之、俗借扣爲敏、故會意作箝、扣篾音近、故諧聲作篾也、

〔伊呂波字類抄遠雜物〕筬（サヽ）（織具也）

〔古今和歌集戀十五〕題しらす　　讀人しらず

すまのあまの鹽燒衣をさ。をあらみまどほにあれや君がきまさぬ

〔和漢三才圖會三十六女工具〕筬（をさ）（チン）（音成）　杓（音進）　籾梳、和名乎佐、　篾框、乎佐加末知、

筬、織具也、凡織先經（タテ）梳（イトスヂ）縷使不亂者也、絲四十縷爲一紀、二十縷爲緎、則俗或謂八半筬者、三百四十縷、乃八（ヤ）紀（ヨミナ）一緎（カラ）也、（四緎曰一手、）

〔機織彙編三〕筬柄

一筬柄は、鯨尺にて一尺三寸の筬入る樣に仕立べし、是を八寸幅の筬を入て用る時は、兩方之明の處へ薄板を入る、なり、筬柄の目方は、大概四百目前後にてよし、是錦又糸錦の類の筬柄な

綜

り、綸子しけ絹、紅地の絹抔織る筬柄は七十目、又三百目、綿紗の筬柄は九百目位、とびさや抔は二百目前後にてよし、袴地などの地厚を織るは五六百目位之筬柄なり、小倉織筬柄は七八百目より一貫目位、又綿紗之筬柄は鯨尺二尺三寸位なり、八丈は凡筬柄五百目位也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕梭掻　竹をもつて品々に組なり、すべて機の具、長線、打樋、棙等、品々の職人かはれり、

〔倭名類聚抄 十四織機具〕綜　野王按、綜〈蘇統反、和名閉〉機縷持絲交者也、

〔箋注倭名類聚抄 六織機具〕今本玉篇子宋切、廣韻同、子屬精母、蘇屬心母、其音不同、此以蘇統音綜、恐非、是、昌平本、下總本有和名二字、新撰字鏡、縢綜也、支奴於留戸、按今關西俗呼加左利、關東俗呼加計以登、

〔東雅 九器用〕綜へ　倭名鈔に玉篇を引て、綜は機縷持絲交者也と注したり、へといふ義不詳、卽今俗にもへといひ、又はアヤともアンビなどともいふなり、〈舊事紀に、綜讀みてへといひ、倭名鈔亦同じ、三蒼解に、綜は理經也と見えければ、機〉

機縷持絲交者に、綜の字用ひてへと云ひし、其義相合へり、されど我國の語に、へといひしも必ずしも經を理むるものをのみ云ひしとも見えず、へといふ詞は、ヒクといふ語の相轉ぜしと見えたり、萬葉集に、延の字讀みてハヘといふも、ハヘとは長きをいふ也、へとは引くをいふなり、又讀みてノべといふも、ノとは直の義をいふなり、へとは引くをいふなり、されば凡そ絲を治る事に、へといふが如きは、引くの義をかれて、其中にあるなり、機絲を調ふるをヘルといひ、麻絲を績て卷子となすをヘソといひ、絲を絡ふにタルベキといふもの有り、經を牽くにヘケシともヘクビともいふ者あり、また壓に綴るにヘチといふ者あり、弋紲して織を收るにヘマキといふもの有るが如きは、皆此義なり、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕綜〈音宗〉　和名閉、俗云加佐利、又云毛知利、此與屁之訓同、故忌之曰飾乎、

綜、玉篇云、機縷持絲交者也、

〔段注說文解字 十三上糸〕綜、機縷也、〈此亦兼布帛言之也、元應書引說文機縷也、謂機縷持絲交者也、下八字蓋庾儼默注、又引三倉綜理經也、謂機縷持絲交者也、屈繩制經令得開合也、按今俗謂之綜、引申之義、爲兼綜、爲錯綜、太元經曰、乃綜于名、〉

〔延喜式 二十六主稅〕諸國織雜綾機一具綜料絲、一窠綾鸚鵡綾廻草綾廿五斤、苧小二斤、蔍大六兩一分、膠

縢

大二兩、二窠綾廿一斤十兩、苧小二斤、蒻大五兩一分、膠大二兩、三窠綾十八斤、苧小二斤、蒻大四兩二分、膠大二兩、七窠綾小鸚鵡綾薔薇綾十一斤、苧小二斤、蒻大二兩三分、膠大六兩、(餘雜綾准此)兩面十斤、羅七斤八兩、(苧蒻膠並准此)並有破損者、先撿經年乃聽造換、國司撿按舊綜之中、若有全績、交用新綜、

〔延喜式(三十織部)〕雜機綜絲

冠羅綜一具、料絲九斤十二兩三分、(織六疋、絁損更加四斤、織六疋、)

師子鏖草遠山等綾綜、以一具通用、料絲七十五斤、(織十五疋、絁損更加卅斤、織十五疋、)

一窠綾綜一具、料絲廿五斤、(織廿疋、絁損更加十二斤、織廿疋、)

二窠綾綜一具、料絲廿一斤十兩、(織廿疋、絁損更加十斤、織廿疋、)

檖錦綜一具、料絲十六斤八兩、

六窠錦綜一具、料絲十五斤、

大暈襇錦綜一具、料絲十三斤、(織十七疋、絁損更加六斤、織十七疋、)

數皮兩面綜一具、料絲十六斤八兩、(織廿疋、絁損更加五斤、織廿疋、)

縢錦二疋、綜一具、料絲廿四斤十四兩二分、(隔六年請、)

鸚鵡形羅綾綜一具、料絲卅七斤十二兩二分、

大菱形羅綜一具、料絲七斤三兩、

九點羅綜一具、料絲七斤三兩、

四窠綾綜一具、料絲十九斤、

右件十三具等綜、新造之後、經三箇年修理、更經三箇年改換、其料物、具錄經奏請受所司、

凡雜機用度料、筬竹河竹各百株、每年山城國進、又筬六百株大和國進、

〔倭名類聚抄(十四織機具)〕縢　四聲字苑云、縢(音騰)織機卷經之木也、楊氏漢語鈔云、織縢、(知利 岐)

織複

卷子

〔箋注倭名類聚抄六織機具〕關東俗呼乎萬岐、按、儀禮士喪禮、禮記檀弓、有紝、鄭注、紝、小要也、按紝是綴著二木者、今俗呼爲知岐利、蓋其形兩端大腰小、略似縢、故以名之也、

〔和漢三才圖會三十六女工具〕縢音滕　榺木字　和名知岐利、　臥機、和名久豆比岐、今云中筒乎、

縢織機卷經之木也　臥機未詳、按有中筒者、用二竹、嵌二横木、在於榺上邊、排經縷、每不搖而如臥者、故名之乎、

〔倭名類聚抄十四織機具〕織複　孫愐曰、織複、音服機之卷絹者也、漢語鈔云、井乃阿之、

〔箋注倭名類聚抄六織機具〕按複兩端其形似猪蹄、故名、今關西俗呼井乃都米、或呼岐奴萬岐、關東俗呼萬倍賀良萬岐、○中略廣韻作織複卷絹者、說文、複機持繒者、孫氏蓋本之、按凡織布帛、有卷經絲之木、謂之縢、有卷已織成布帛之木、謂之複、故云持繒者、今本玉篇作持繒偶誤耳、淮南子氾論訓作複、王逸機賦作複、

〔倭名類聚抄十四織機具〕卷子　楊氏漢語鈔云、卷子、閉蘇今按本文未詳、但閭巷所傳、續麻圓卷名也、

〔箋注倭名類聚抄六蠶絲具〕按、閉謂經絲、爲閉流之閉、閉蓋經歷之義、以卷子所纏之麻爲經絲、故謂之爲閉蘇、蘇猶麻縠之名、蓋佐緒之急呼、佐與眞通、美稱也、伊勢廣本續作績是、然皇國古鈔諸書績多誤作續、今不經改、按、漢析里橋郙閣頌云、經記厥績、隸釋云、厥續爲厥績、孝經云、續莫大焉、古文作績、成五年穀梁傳云、伯尊其無績乎、注云、續或作績、古則或通用、文選張協雜詩注、引劉熙孟子注云、緝績其麻曰辟、亦續作績、

〔和漢三才圖會三十六女工具〕續綣　卷子、和名閉蘇、　績音迹　緝、和訓字無、

漢語鈔云、卷子本文未詳、但閭巷所傳續麻圓卷名也、按績麻爲緯者、先圓卷狀如臍、凡績麻苧曰績、

〔古事記中崇神〕此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時、倏忽到來、故相感、共婚供住之間、未經幾時、其美人妊身、爾父母怪其妊

鑢刷

身之事、問其女曰、汝者自妊、無夫何由妊身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母、欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇(此二字以音)紡麻貫針、刺其衣襴、故如教而、旦時見者、所著針麻者、自戶之鉤穴控通而出、唯遺麻者、三勾耳、爾卽知自鉤穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺、而名其地謂美和也、(此意富多多泥古命者、神君鴨君之祖、)

〔和漢三才圖會〕三十六女工具 鑢刷(サイカキ) 佐伊加木

三才圖會曰、鑢刷疏布縷器也、束草根爲之、通柄長可尺許、圍可尺餘、其鑢縷杼軸既畢、架以叉木、下用重物墜之、鑢縷已均布者、以手執此、就加漿糊(ノリ)、順下刷之、卽增光澤、可授機織、

按、卷經時用鑢刷、束松葉作之、大可一握、用梳櫛亦可、

裁縫 洗濯 刺繡 纂組 〔併入〕

名稱

裁縫ノ術ハ、遠ク神代ニ在レドモ、此業ノ一ノ技術トナリテ、進步發達セシハ、蓋シ應神天皇ノ朝、百濟國ヨリ縫衣女ヲ貢シ、後又吳國ヨリ縫工女ヲ獻ゼシ以來ノコトナルベシ、大寶令ニハ、縫殿寮、縫部司等ノ職司アリ、官人ノ衣服ヲ裁縫スル事ヲ掌ル、サレド平人ニアリテハ、裁縫ハ婦功ノ一トシテ、專ラ家庭ノ間ニ行ハレシノミ、裁縫ヲ以テ職業トセシハ、頗ル後世ノ事ニ屬セリ、

洗濯ニハ、洗張、洗曝等ノ名アリテ、亦婦功ノ一タリ、其他纂組、刺繡ノ術モ、古クヨリ之アリ、今此ニ併載ス、

〔類聚名義抄〕六糸 絳(音降 ヌフ) ヌヒ物 絳(俗) 縫(負用反、又一逢、ヌフ、ヌヒメ、ヌヒ物、)

〔運步色葉集〕奴 縫物(ヌイモノ)

〔運歩色葉集多〕裁 裁衣

〔萬葉集四相聞〕更大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌

生有代爾、吾者未見、事絶而、如此何怜、縫流嚢者、

〔萬葉集七旋頭歌〕旋頭歌

住吉、波豆麻君之、馬乗衣、雑豆臘、漢女乎座而、縫衣叙、

寄衣

橘之、島爾之居者、河遠、不曝縫之、吾下衣、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思

年之經者、見管偲登、妹之言思、衣乃縫目、見者哀裳、

〔出雲風土記意宇郡〕所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狭布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀乃三崎矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胷鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穂振別而、三自之綱打挂而、霜黒葛閉々那々爾、河船之毛々曾曾呂々爾、國々來々引來縫國者、自去豆乃打絶而、八穂米支豆支乃御埼也、

〔源氏物語二帚木〕中將そのたなばたのたちぬふかたをのどめて、ながきちぎりにぞあえまし、げにそのたつた姫のにしきには、またしくものあらじ、はかなき花もみぢといふも、おりふしの色あひつきなく、はか〴〵しからぬは、露のはへなくきえぬるわざなり、さるによりかたき世ぞとはさだめかねたるぞやといひはやし給ふ、

〔源氏物語五十三手習〕かの人のいひつけしことなどを、染いそぐをみるにつけても、あやしくめづらかなることゝ、ちすれど、かけてもいひ出られず、たちぬひなどするを、これ御らんじいれよ、物をいとうつくしくひねらせ給へばとて、こうちぎのひとへたてまつるを、うたておぼゆれば、心ちあ

しとて、手もふれずふし給へり、

〔新猿樂記〕十三娘者、中之糟糠也、○中略織紝、裁縫甚以手筒也、家治營世頗以無跡形也、

〔日本書紀應神十〕十四年二月、百濟王貢縫衣工女、曰眞毛津、是今來目衣縫之始祖也、

〔年中行事秘抄二月〕日本決釋云、貢縫衣二女、日本紀云、百濟王貢縫衣二女、曰眞毛津、始習縫補事、君臣之間、繡著韓衣、庶人皆裸形、但依百濟人貢、雖有韓衣幷桑帛之類、時收禁中府庫、內藏是也、繡著中衣、敝其前後、決云、應神以降、百濟人參來、□□□□□是衣裳始也、

〔日本書紀應神十〕三十七年二月戊午朔、遣阿知使主都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主等、渡高麗國、欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人、爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兄媛、弟媛、吳織、穴織四婦女、

四十一年二月戊申、天皇崩于明宮、時年一百一拾歲、一云、崩于大隅宮、是月阿知使主等自吳至筑紫、時胷形大神乞工女等、故以兄媛奉於胷形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、既而率其三婦女、以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、卽獻于大鷦鷯尊、○仁德是女人等之後、今吳衣縫蚊屋衣縫是也、

〔日本書紀雄略十四〕十四年正月戊寅、身狹村主靑等、共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織、吳織、及衣縫兄媛、弟媛等、泊於住吉津、○中略以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織、吳織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也、

○按ズルニ、應神雄略ノ二朝ニ、吳國工人渡來ノ事、古事記傳ニ說アリ、事ハ載セテ織紝篇外國工人渡來條ニ見ユ、

〔新撰姓氏錄左京神別〕衣縫造

同上○石上朝臣同祖○神饒速日命之後也

〔令義解一職員〕縫殿寮

頭一人、掌女王及内外命婦宮人名帳、考課、謂内侍以下十二司之考課、即本司録上日行事、送於此寮、寮定考第、申中務省、以内侍司無男官故也、其縫女采女等考者、本司校定、直送中務、不由此寮也、及裁縫衣服、謂此擬御服、并爲賞賜、其縫司亦同也、纂組謂竝綬屬也事、

〔令義解一職員〕縫部司

正一人、掌裁縫衣服、謂此爲衛士等衣服也事、佑一人、令史一人、縫部四人、使部六人、直丁一人、縫女部、謂檢前令、縫女部在使部上、而新令在直丁下者、凡新令之體、縫女皆在男下、所以在直丁下、其考者、依舊更无改張、

〔令集解四職員〕縫部司

伴云、跡云、召京内婦女等令裁縫耳、或今式入宮人例、檢跡記無此文朱云、新令釋云、縫女部依舊得考者、未知得考何以所知、又得考者長上歟、番上歟、此亦中務考敍哉何、古記云、十戸經年女役、但考仕大藏省、記定送中務省耳、

〔令義解一後宮職員〕縫司

尚縫一人、掌裁縫衣服、纂組之事、兼知女功及朝參、典縫二人、掌同尚縫、掌縫四人、掌命婦參見朝參引導之事、

〔延喜式二四時祭〕鎭魂祭中宮准此、但更不給衣服、

官人以下裝束料中宮宮主准此

伯已下史已上七人、宮主一人、已上蒙揩袍龜卜長上二人、彈琴二人、巫部神部一人、各賜靑揩袍一領、袴一腰、史生四人、神部十三人、卜部十二人、使部三人、各靑揩布衫一領、已上縫殿寮賜

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡御大嘗殿之時、所服御服二具、衾三條、敷衾三條、縉枕二枚、絹幞頭三枚、望陀布單二張、幌二具、筥三合、預令縫殿寮裁縫辨備、並盛櫃又供同殿衾八條、單四張、令同寮縫備、

凡齋服者、十一月中寅日給之、○中略神祇官齋服、令縫殿寮縫備、自餘縫物、各付本司班給、

〔延喜式十七内匠〕凡有可縫調之物者、移大藏省、不限多少、受令宮人縫、

〔嬉遊笑覽 二上 服飾〕古へ打殿、張殿など、て、男女の裝束、打のり、板びき、糊などする家はあれど、今の如く仕立屋といふものは聞えず、○中略幼女の針わざを習ふ、各々我家にて學ぶことにて、師をたて、是を敎るものはなし、然に京浪華などには、その師を業とするものあり、色芝居草子、當世娘をそだつる樣をいふ處、寺あがりから物縫の師を尋ね云々あれば、是もきのふけふの事にあらず、漢土には仕立屋を裝紅といふ、杜騙新書 廿二類 二 裁紅不善、假先傚一領、太長穿不得とは、仕立屋のわろきなり、女工を女紅といふ、故に是を裁紅といふなり、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕羽織師 はをりの仕立、袴、足袋、是を仕立るを羽織や。と號す、

〔延喜式 十四 縫殿〕裁縫功程

九條袈裟、長功日五人、中功日六人、短功日七人、七條、長功日三人、中功日四人、短功日五人、五條、長功日一人半、中功日二人、短功日三人、

蔭脊、座具幷業亦同 長功日大半人、中功日一人、短功日一人大半、

袍、襖子及女袍、褥六幅、四幅被准此、 長功日大半人、中功日一人、短功日二人、

單衣、汗衫亦同、但雖袷料、各減二小半人、 長功日一人小半、中功日一人大半、短功日三人、

綿袴、褌及女褌亦同 長功日小半、中功日大半人、短功日一人、

表袷裙、長功日三人、中功日四人、短功日五人、

單裙、襖亦同 長功日四腰、中功日三腰、短功日三腰、

布袍、長功日三領、中功日二領、短功日一領、

布衫、長功日六領、中功日四領、短功日三領、

單布袴、長功日八腰、中功日六腰、短功日五腰、

平人裁縫

八尺斗帳一具、七尺亦准此長功日十三人、中功日十五人、短功日廿人、○中略

〔延喜式 三十大藏〕造幄幕幔用度

絁幕一字、幅七表料紺帛二疋一丈六尺五寸、裁得七條、長各一丈九尺五寸二戸表料紺帛一疋一丈五尺、已上並緋帛裏、其數各准表、裁得十條、長各七尺五寸、戸別充五條、紐卅六條、長各一尺九寸、廣六寸四重、縫料緋紺絲各三兩、生絲七兩、長功日七人、中功日八人、短功日十人、布幕一字、幅六表料紺布二端三丈三尺、裁得六條、長各一丈九尺五寸二戸表料紺布一端一丈九尺六寸、已上並白布裏、其數各准表、裁得八條、長各七尺七寸、戸別四條、紐卅條、長各一尺二寸、廣六寸四重、料紺布九尺、縫料生絲大二兩、長功日六人、中功日七人、短功日九人、

〔多聞院日記〕永祿十二年十二月六日、助二郎紫ノ小袖仕立ノ絹、六百五十文チモテ紫ソメチン、六百文、ワタ四百文、ウラギヌ三百五十文、キヌノ糸十二文、ワタノムシリチン五十文、合一貫七百拾貳文也、○中略

代米三石四斗二升ニアタル、上下一具仕立了、

天正六年正月十六日、ソケン五十メ入袖一服半、ハタ袖ヨリホソ物出ル、エリ五寸ニタツ、裳マハシ一丈二尺モノふりいで九寸、身袖ヲクビ四尺三寸ヅヽニタツ、ハタ袖九尺ニ取了、エリノマハリノ用也、身ノフリいで、たて三尺五寸五分也、あやのけさ八尺五寸、代一石、うき文ニボタンカラクサ大きにふるわせて、ぬいちん一斗、ソケンハ絹の代一石八斗五升、テマ一斗二升、以上三石七升入調テ門跡へ上之畢、

〔枕草子 五〕みなみのゐん○藤原道隆にておはします頃、にしのたいに、殿のおはしますかたに、宮○一條皇后定子もおはしませば、しんでんにあつまりゐて、さう〳〵しければ、ふれあうびをし、わたどのにあつまりゐなどしてあるに、これ只今とみのものなり、誰も〳〵あつまりて、時かはさずぬひてまいらせよとて、ひらぬきの御ぞを給はせたれば、南おもてにあつまりゐて、御ぞかた身づゝ、た

れかとくぬひ出るといどみつゝ、ちかくもむかはずぬふさまもいとものぐるほし、命婦のめのといとゝくぬひはて、打おきつる、ゆだけのかたの御身をぬひつるが、そむきざまなるをみつけず、とぢめもしあへず、まどひおきてたちぬるに、御せあはせんとすれば、はやうたがひにけり、わらひのゝしりて、是ぬひ直せといふを、たれかあしうぬひたりと知りてか直さん、おやなどならばこそうらを見ざらん、ぬひたがへの人のげになをさめ、むもんの御ぞなり、なにをしるしにてか、なをす人たれかあらん、たゞまだぬひ給はざらん人になをさせよとて、きゝもいれぬは、さいひてあらんやとて、源少納言、新中納言など、いひなをし給ひし、かほ見やりてゐたりしこそおかしかりしか、これはよさりのぼらせ給はんとて、とくぬひたらん人をおもふとしらんとおほせられしか、

〔空穗物語吹上之下〕これはぬひもの、所、わかきごたち卅人ばかりゐて、いろ〳〵のものぬへり、

〔源氏物語四十八早蕨〕みな人は心ゆきたる氣色にて、ものぬひいとなみつゝ、おいゆがめ、かたちもしらずつくろひさまよふ、

〔源氏物語五十一浮舟〕火あかうともして、物ぬふ人三四人ゐたり、

〔今昔物語二十八〕近衛舍人共稻荷詣重方値女語第一

今昔、衣曝(キサラキ)ノ始午(ハツウマ)ノ日ハ、昔ヨリ京中ニ、上中下ノ人、稻荷詣トテ參リ集ノ日也、其レニ例ヨリハ人多ク詣ケル年有ケリ、其ノ日近衛官ノ舍人共參ケリ、口ノ兼時、下野ノ公助、茨田ノ重方、秦ノ武員、茨田ノ為國、輕部ノ公友ナド云フ止事无キ舍人共、餌袋、破子、酒ナド持セ列テ參ケルニ、○中略重方ハ本ヨリ色々シキ心有ケル者ナレバ、妻モ常ニ云妬ミケルヲ、不然ヌ由ヲ云ヒ戰テゾ過ケル者ナレバ、重方中ニ勝レテ立留リテ、此ノ女ニ目ヲ付テ行ク程ニ、近ク寄テ細ニ語ヲ、女ノ答フル樣、人持給ヘラム人ノ、行摺ノ打付心ニ宣ハム事、聞カムコソ可咲ケレト云フ音、極テ愛敬付タリ、重

方ガ云ク、我君々々賤(アヤシ)ノ者持テ侍レドモ、シヤ顏ハ猿ノ樣ニテ、心ハ販婦ニテ有レバ、去ナント思ヘドモ、忽ニ綻可レ縫キ人モ无カラムガ惡ケレバ、心付ニ見エム人ニ見合ハヾ、其ニ引移ナムト深ク思フ事ニテ、此ク聞ユル也ト云バ、〇下略

〔柳亭記下〕針妙

物縫女の事を針妙といふは、寺の隱し語の在家にうつり、こは寺にて人しれずかふ女をめうといふが、いふ意は、妙の字を二ッにわくれば、少女となれり、物ぬふためにおくがゆゑに、針の字を上にそへたるやうにおもはる、醒睡笑廣本三の卷、自墮落といふ話のうちに、或檀那寺に參り、しばらく雜談し、たちさるに、明日無菜の齋を申さんといへば、庫裏から、めうが楚忽に出ていひける、幸の事や、あすはお坊樣の精進の日ぢや、此めうといふは女の事ときこゆ、

〔貞丈雜記三小袖〕一小袖に、ふり袖、とめ袖と云事、昔はなき事也、舊記にみえず、小兒は陽氣さかんにて、身の熱氣をもらさゞれば、病をわづらふ事ある故、小袖の左右の脇、袖の下の邊に口をあけて、いきをぬく也、袖を長くする事なし、是をわきあけと云也、鎌中舊記に、わきあけと云事あるは、此事なり、今は八ッくちと云、わきあけの體、袖の下の所、身ころをはなれて、今のふり袖の短き物の樣にありしより、次第々々に袖を長くして、風流にしたる也、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕按るに、豹文記作者は、天文永祿の頃の人也、其書に、もめん袴の事、人中へ著候事不レ可レ有之候、當時は袴用候、本になき事にて候、〇中略又云、安房國と相撲は、年久しく弓箭をとり、終に和平の義なし、天正十八年七月、小田原沒落已後、天下一統となる、我房州へ行たりけるに、もめん布をみせ棚につみかさね置たり、これをかはんと取てみれば、横狹く竪長し、是を見始めて何と裁縫(タチヌフ)と問へば、脇入して縫ふといふをみれば、實にも房州一國の人みなわき入して著たり、是等のこと專なき義なれども、近き頃世上に移り替る事、今の若き衆しらざる故、記し侍る、

裁縫具
針

〔貞丈雜記 三小袖〕一蓧記に、紋をぬひめ付にするとあるは、今時きりつけ紋と云に同じ事也、紋を別のきれにて作りてぬひ付る事也、すあふのきくとぢも、ぬひめ付にするとあり、是もぬひ付る事也、

〔倭名類聚抄 十四裁縫具〕針 陸詞切韻云、鍼 職深反、和名波利、 縫衣具也、字亦作針、

〔箋注倭名類聚抄 六裁縫具〕說文、鍼所以縫也、急就篇注、鍼所以縫衣也、卽此義、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕縫鍼 ものぬいはり フランチン 縫針、毛乃奴伊波利、 揩 徒合切 鞜 同 和名於與比沼岐

說文、以鍼紩衣曰縫、所以其縫者曰鍼、俗作針也、

事物紀原云、禮內則、有紉針請縫之文、則是自始制衣裳、宜有針線、帝王世紀云、大昊制九針、則縫針亦始于此、

日本紀、應神天皇十四年春、百濟國王貢縫衣二女、曰眞毛津、是衣縫始、

按、先是不可無縫針也、所來二女善巧縫衣者矣、京師及江州大津攝州大坂多作針、凡五十本爲一匹、

〔古事記 中崇神〕此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時、儵忽到來、故相感、共婚供住之間、未經幾時、其美人妊身、○中略 是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇 此二字以音 紡麻貫針、刺其衣襴、故如敎而旦時見者、所著針麻者、自戶之鉤穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、

〔新猿樂記〕四郞君、受領郞等、刺史執鞭之圖也、○中略 宅常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂○中略 播磨針、

〔七十一番歌合 中〕卅二番　左　針磨

情なき人に心をつくし針みづからなどか思ひそめけむ

〔空穗物語 俊蔭〕いとうつくしげにつや〳〵かになめらかなるくけばりに、はなだのいとをそへた

り、

〔京都土產〕一針　みすや針を上とす、尤右本家は先年滅亡之由に付、針をひさぐ者、皆みすや本家と號し、何れが眞の本元なる事を不可知、今其大家は三條寺町東、福井伊豫、六角東洞院東、富田大吹屋、五條高倉角、德永藤兵衞等なり、其直段は、此節大抵本みすや製、角溝之品五本ヅヽ、長短十品、都合五十本に而代二百四十八文、丸溝之分同代貳百文、其以下百四十八文之品も有之趣之處、是は性劣れる由、

〔雍州府志　七土產〕鍼　女工之所用元姉小路人家製之、又山科東大谷造之、號池川針屋、然近世三條通河原町東、翠簾屋之所磨、是爲堪用、夏夷共求之、

〔空穗物語　俊蔭〕をうな丹波に侍るめのわらはむまんとて、み給しやうは、いとつかいよき、てつくりのはりのみゝ、いとあきらかなるに、玄なのゝはつりを、いとよきほどにすげてうなのきぬに、ぬひつくとみ給へし、

〔天保十一年武鑑〕御針師　大津住居　井口大和

〔人倫訓蒙圖彙　五〕縫針師　針鐵師外にあつてこれを造る、都におゐて根本姉小路に住して其名高し、中世御簾屋といふものあり、今にいたりてこれを名乘る、唐よりわたす針、これを唐針と號す、京針師三條河原町角、福井伊與、富永伊勢、井口大和、五條油小路、其外大津追分、池川、大坂、堺筋にあり、江戶京橋四方棚、新橋北竹川丁、

〔人倫訓蒙圖彙　五〕針摺　針立これをもちゆ、諸流あつてかはれり、村田駿河、寺町四條下ル丁、奈良彌右衞門、寺町四條下ル丁、江戶京橋南へ一丁目南大工町、

〔嬉遊笑覽　二上服飾〕まち針といふことも、やゝ久しと見えて、續山井、たて置や千代をまち針門の松、貞成針は京師姉小路の針世に名高し、谷川氏云、赤染衞門集に、播磨より來る人の針をおこせてと見

剪刀

ゆ、藤原明衡新猿樂記に、諸國名產を擧たる中にも、播磨の針とみえたれば、播磨は針によれる名なるべしと云り、上代より針を出せしにや、そは知るべからず、又大津追分、池側針聞えたりといへども、中世三條河原町御簾屋が針、最よしと雍州府志などにいへり、昔は京師ならではこれなく、いづくにても是を求めしとなん、江戶眞砂に、片山吉兵衞といふ者、小間物屋より下り針をうけて賣あるき、多く利を得れども、問屋に針少く、商ひつゞかざるを憂ひて、上方に登り針を買、駄荷にしてもて來て賣れり、頓て針店を出すと云り、是元祿以前のことゝ見えたり、然共そのかみ江戶にも針師なきにあらず、見聞集に、小き釘に耳穴あくること不思議と思ひけるに、當年慶長十九年か甚三郞と云人上方より來り、みせ店にありて、針のめど明るをみる云々といへり、めどかけ針を明人の笑禪錄に破鼻子といへり、

〔倭名類聚抄十四裁縫具〕針管　魏武疏云、針管一枚、和名波利都々

〔箋注倭名類聚抄六裁縫具〕太平御覽引曰、宮中雜物畫象牙管針筒一枚、所引少異、

〔萬葉集十八〕越前國掾大伴宿禰池主來贈戲歌四首中略

芳理夫久路、等利安宜麻敝爾於吉可邊佐倍波、於能等母於能夜、宇良毛都藝多利、

波利夫久路、應婢都都毛奈我良、佐刀其等邇、天良佐比安流氣騰、比等毛登賀米授、中略

更來贈歌二首中略

波里夫久路、己禮波多婆利奴、須理夫久路、伊麻婆衣天之可、於吉奈佐備勢牟、

〔散木弃謌集十雜〕はりばこの

はりはこのふたつの袖にさしつれどひとつもみえずおちにける哉

〔倭名類聚抄十四裁縫具〕剪刀　楊子漢語鈔云、剪刀、剪音前淺反、俗云毛乃多知加太奈、所㆑以裁㆑衣裳㆑也、

〔箋注倭名類聚抄六裁縫具〕按、淸異錄、余中表以剪刀二柄遺贈、皆交股屈環、行厨集、剪刀又曰燕尾、以

形似、故稱、證類本草引圖經曰、剪刀草、生葉如剪刀、一名慈菰、是今俗呼久和爲者、則知剪刀卽鉸刀、皇國所謂波佐美、而非裁衣刀也、裁衣之刀、謂之裁刀、見居家必備、

〔和漢三才圖會　三十六女工具〕剪刀（ものたち）　裁刀　和名毛乃多知加太奈　剸（音布）
剪刀、漢語鈔云、所以裁衣裳也、字彙云、剸裁刀（キリタチ）也、
按、裁衣物尺用鯨尺、而有二品、取衿衽（エリヲクビ）於一幅中、謂之木綿裁、其衿狹而不佳、然丈尺短者、不得止而然、
又一幅斜裁爲衽、而衿取餘帛、謂之帛裁（キヌタチ）、凡裁長四尺、袖一尺四五寸以上衣、則不三丈有餘帛者不成、如今布帛、長者亦不過二丈七八尺、故四五尺許不足、

熨斗

〔倭名類聚抄　十四裁縫具〕熨斗　蔣魴切韻云、熨（音尉、今案一音鬱、見唐韻、）斗所以熨衣裳也、（和名乃之）

〔箋注倭名類聚抄　六裁縫具〕景行紀有淳熨斗皇女、熨斗訓乃之、按乃之見大鏡兼通公傳、展衣令伸故名、今俗呼比乃之、熨鬱二音廣韻同、

〔東雅　九器用〕熨斗ノシ（中略）〇　倭名鈔に、蔣魴切韻を引て、熨斗はノシ、所以熨衣裳也と注せり、ノシとは、展也、伸也、卽今ヒノシといふもの也、

〔和漢三才圖會　三十六女工具〕尉斗（のし）（ヒテウ）　熨同　火斗　鈷鏻、和名乃之、俗長餖、亦訓乃之、而用尉斗字也、甚無據、字彙云、尉以火申繒從上按下者、又謂之火斗、而尉字从𡰥从又、持火所以尉繒也、𡰥（音夷）安平也、又（音右）右手也、會意、事物紀原云、紂欲作重刑、乃作大尉斗、以火尉之、使人舉手輙爛、與妲己爲戲笑、今人以伸帛者、其遺法也、
按、今尉斗形如杓、盛燼尉衣裳皺者也、本草綱目曰、盛灰火於鈷鏻、可尉臍腹冷痛者是也、

〔延喜式　十四縫殿〕熨斗二口、熨炭卅六石、（請主殿寮）

〔大鏡　五太政大臣兼通〕ね給ふときには、おほきなるのしもちきたる女房三四人ばかりいできて、か

のおほとのごもるむしろをば、あた、かにのしなで、そねさせたてまつり給ふ、

錔

〔倭名類聚抄 十四裁縫具〕錔 野王按、錔〈他合反、與錔同、和名於與比沼岐、〉指沓所以縫衣具也、

〔箋注倭名類聚抄 六裁縫具〕今本玉篇、錔、器物錔頭也、與此所引不同、按說文、揩縫指揩也、玉篇揩韋韜也、卽是物、或用金造、故變從金、與訓以金有所冒也錔字自別字、

〔東雅 九器用〕錔ヲヨビヌキ 倭名鈔に、玉篇を引て、錔はヲヨビヌキ、指沓所以縫衣具也と注せり、卽今ユビヌキといふもの、指を貫くをいふなり、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕縫鍼〈○中略〉

揩〈ユビヌキ〉 指沓、所以縫衣具也、以革作之、形如竹輪、以嵌中指、

裁板

〔延喜式 十四縫殿〕年料雜物〈○中略〉 裁衣板六枚、〈長五尺、厚三寸、○中略〉 三年一度雜物、〈○中略〉 裁板三枚、〈各長五尺、廣二尺五寸、厚三寸、〉〈○中略〉 裁板二枚、〈各長四尺、廣二尺、○中略〉

右中宮御服所料依前件、女官申內侍、卽付辨官行、

砧

〔倭名類聚抄 十四裁縫具〕砧 唐韻云、碪〈知林反、和名岐沼伊太、〉擣衣石也、字亦作砧、

擣衣杵 東宮舊事云、擣衣杵、〈昌與反、和名都知、〉

碾 陸詞切韻云、碾〈尺戰反、與展同、〉展繒石也、漢語鈔云、〈岐沼以太、〉

〔箋注倭名類聚抄 六裁縫具〕廣韻同、玉篇、碪、擣石、孫氏蓋本之、按碪或作砧、或作鍖、或作椹、又謂之質、或作鑕、或作櫍、用或以斮、漢書項籍傳注云、質鍖也、古者斬之、加於鍖而斫之、昭二十五年公羊傳、君不忍加之以鈇鑕、何休注、鈇鑕要斬之罪、秦策云、今臣之胷不足以當椹質、要不足以待斧鉞、或用以斫木、爾雅椹謂之榩、孫炎注云、斫木質、或用以巠芻、周禮圉師注云、椹質圉人所習、襄二十六年公羊傳云、夫負羈執鈇鑕、從君東西南北、則是臣僕庶孼之事是也、或用以擣衣、文選射惠連擣衣詩、櫚高砧響發、楹長杵聲哀、注引文字集略云、砧、杵之質也、說文無砧椹字、疑古只作質、甚占質一聲之轉、

碓　尺　紡塼

說文、碮、以石衦繒也、衦、摩展衣也、廣韻、碮、衦繒石也、急就篇注、碮、以石輾繒、色尤光澤也、按、碮與前條碪無甚異、和名亦同、此複載可疑、今俗有纒絹於圓木椎之者、有展絹於石上椎之者、故兩擧歟、未知其詳、

擣衣杵　太平御覽引作擣衣砧杵十枚、此節文、按擣衣杵、又見晉書諸葛長民傳、唐六典中尙署注、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕砧（きぬた）（チン）　枯同　碪同　椹同、和名岐沼以太、俗云岐沼太、　擣衣杵、和名都知、俗云之古呂、

碪、擣衣石也、　碮（音厲、和名同）展繒石也、

〔紀貫之集 一〕月夜に衣うつところ

から衣うつ聲きけば月きよみまだねぬ人を空にしる哉

〔曾禰好忠集〕八月をはり

衣うつ碪の音を聞なべに霧立空にかりぞ鳴なる

〔倭名類聚抄 十四裁縫具〕碓　祝尙丘曰、碓（都隊反、與對同、和名加良宇須）踏舂具也、

〔箋注倭名類聚抄 六裁縫具〕碓已出木器、按曝布杵臼舂之、其他未聞用臼、況用碓踏舂乎、此錄出可疑、

〔倭名類聚抄 十四裁縫具〕尺　魏武雜物疏云、象牙尺、辨色立成云、尺（太加波可利）竹量也、

〔箋注倭名類聚抄 六裁縫具〕今俗呼佐之、或呼毛乃佐之、

○按ズルニ、竹量ノ事ハ、詳ニ稱量部ニ載セタリ、

〔和漢三才圖會 三十六女工具〕紡塼（ぬりをけ）　今云塗桶乎

詩小雅曰、生女載弄之瓦、注云、瓦紡塼也、生女弄瓦、習其所有事也、　黃氏曰、今所見紡無用塼者、嘗見湖州風俗、婦人皆以麻線爲業、人各一瓦、覆膝而索麻線於其上、歲久瓦率成坎、豈古亦有此事、而詩人因指之歟、

雜載

按績麻線者用苧桶、伸置綿者用塗桶、其塗桶以瓦作之、黑色微圓滑也、擴綿於其上扐伸、謂之紡、豆無久之略乎童女就母師習其事、所謂紡塼當塗桶、或有捲木爲塗桶者、然不如瓦塼之佳者、奈良及大坂多作之、蓋黃氏之說未審、

〔拾芥抄 下末 諸事吉凶日〕裁衣吉日

正室 二奎 三胃 四畢 五參 六鬼 七張 八角 九氐 十心 十一斗 十二虛

男吉　乙丑　丁未　乙未　乙卯

女吉　辛未　辛巳　辛亥

畢　井　鬼　翼　軫　角　亢　氐　房　斗　虛　壁　奎　婁　等宿吉

裁衣吉凶宿

昴必燒　畢四朔心燒事　觜鼠食　參五朔曹危　井必相離別　鬼六朔其吉祥　柳井失　星十朔安蠶服　張七朔寄官　翼獲財寶　軫必恒久　角八朔必安隱　亢得養　氐九朔親友被供　房必富名　心十朔必盜賊　尾必爛憧　箕必悍病　斗十一朔必得病　牛必得病　虛十二朔必得糟安斗　危必毒藥又遭危　室必水危　壁必得財寶　奎必得寶也　婁必增長　胃必成肥也

凡戊己丙丁辰申凶會坎日、不可裁衣云々、

又戊己庚辛、不裁男衣、

申日不裁衣、身被傷、必有燒亡、又癸日不洗濯衣、有凶殃、又婦人月水幷產未百日、勿裁衣洗濯、令人兵死凶、

或說云、凡裁衣忌吉、春丑戌日、夏未寅日、秋卯辰日、冬巳未日、下食破日、大凶可忌之、

○

洗濯

〔倭訓栞 前編 二 阿〕あらふ　洗濯をいふ、神代紀に滌もよめり、拂と音義通せり、大和物語に、あらはひともいへり、あらひをのべたる言也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕洗濁（せんだく）　萬洗物一切のよごれしみものおとすに、硝石石灰さまざまの藥力をも

つてあらいをとす、

〔萬葉集七 譬喩歌〕寄衣

橡解濯衣之、恠、殊欲服、此暮可聞、（ツルバミノトキアラヒギヌノアヤシクモコトニキホシキコノユフベカモ）

〔伊勢物語上〕むかし女はらからふたり有けり、ひとりはいやしき男のまづしき、ひとりはあてなる男もたりけり、いやしき男もたる、志はすの晦日に、うへのきぬをあらひて、手づからはりけり、心ざしはいたしけれど、さるいやしきわざもならはざりければ、うゑのきぬのかたを、はりやりてけり、せん方もなくて、たゞなきになきけり、是をかのあてなる男聞て、いと心ぐるしかりければ、いときよらなる、ろうさうのうへのきぬを、見出てやるとて、

むらさきの色こきときはめもはるに野なる草木ぞわかれざりける、むさしのゝ心なるべし、

〔今昔物語十一〕久米仙人始造久米寺語第廿四

今昔、大和國吉野ノ郡龍門寺ト云寺アリ、寺ニ二ノ人籠リ居テ仙ノ法ヲ行ヒケリ、其仙人ノ名ヲバ、一人ヲアツミト云フ、一人ヲバ久米ト云フ、然ルニアツミハ、前ニ行ヒ得テ、既ニ仙ニ成テ飛テ空ニ昇ニケリ、後ニ久米モ既ニ仙ニ成テ、空ニ昇テ飛テ渡ル間、吉野河ノ邊ニ、若キ女衣ヲ洗テ立テリ、衣ヲ洗フトテ女ノ䏶（ハギ）脛マデ衣ヲ掻上タルニ、䏶ノ白カリケルヲ見テ、久米心穢レテ、其女ノ前ニ落ヌ、其後其女ヲ妻トシテ有リ、

〔宇治拾遺物語十一〕車にのりこぼれてやりよせてみれば、いまだともかくもしなさでをきたりけるに、年四十あまりばかりなる男の、かつらひげなるが、無文の袴に、こ。ん。の。あ。ら。ひ。ざ。ら。し。のあをき山吹のきぬの衫、よくさらされたるきたるが、猪のさやつかのしりざやしたるたちはきて、申の皮のたびに、沓きりはきなして、わきをかきおよびをさして、とむきかうむき物いふ男たてり、

纂組

〔大和物語上〕かいせうといふ人、法師になりて、山にすむあいだに、あらはひなどする人のなかりければ、おやのもとにきぬをなんあらひにをこせたりけるを、いかなるおりにか有けん、むつがりて、おやはらからのいふこともきかで法師になりぬる人は、かくうるさきことといふものかといひければ、よみてやりける、

今は我いづちゆかまし山にても世の憂ことはなほも絶ぬか

〔延喜式十四縫殿〕年料雜物

凡洗二御帳帷一料物、申二内侍一給之、其截二帳車一就二馬寮一請二用之一、

〔倭名類聚抄十四染色具〕黃灰　本草云、冬灰、一名藜灰、和名阿加佐乃波比陶隱居曰、此浣二衣黃灰也、燒二諸蒿藜一積作之、

〔伊勢集上〕常になやましうのみし給ひけるを、つひにみな月の八日になんかくれ玉ひにける、〇中略後の御わざのくみのいとをなんよりける、〇中略志もの人、

よりあはせてなくなる聲をいとにして我泪をば玉にぬかなん

〔空穗物語吹上之下〕これはぬいもの、所、わかきごたち卅人ばかりゐて、いろ〳〵のものぬへり、これはいとの所、ごたちはたちばかりゐて、糸くりあはせなどてごとにす、おり物のいと、くみのいとなど、さほごとにねりかけたり、からくみ、しらぎぐみ、たゞのくみなど、いろ〳〵にしたり、

〔令義解一職員〕縫殿寮

頭一人掌下女王及内外命婦宮人名帳、考課、〇中略及裁二縫衣服一、〇中略纂組〇謂纂綬類屬也、上

〔延喜式十四縫殿〕裁縫功程

新羅組一條、長一丈、餘組准此、絲二絢八兩、長功日廿八人、中功日卅二人、短功日六十八人、

絞組一條、絲一絢四兩、長功日十四人、中功日十六人、短功日廿人、

大丸組一條、絲五兩、中丸組減半、細組減二四分之三、長功日大半、中功日一人小半、短功日二人、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡御梓弓一張、〇中略纏弭料縹組一條、長四尺、〇中略柄緒料紫組一條、長二尺五寸

〔延喜式工事解 一 兵庫〕纏弭料縹組一條 長四丈五尺

此組縹索ナルベシ、縫殿式ニ、大丸組、中丸組、細丸組ノ絲ノ料數アリ、其肥細ハ、四丈五尺ノ組ヲ以テ弭ヲ紮キ、一尺ノ角ニ滿テ、上下縛定スベキヲ度トス、今其絲ノ重サヲ計ルニ、十一二錢許ナリ、然レドモ弓ノ强弱、組ノ肥細ニ從テ少ク差アリ、縹絲ノ染料縫殿式ニ出テ、深中淺ノ等アリ、此ニ淺深ヲ言ザルモノハ中縹ナリ、神祇式神宮神寶ノ梓弓ハ、縹組ヲ以テ附ツ纏クト見エタリ、

〔京都御役所向大概覺書 六〕組所

一室町下立賣上ル町　鼠屋和泉

一同町　鶴屋宗傳

〔雍州府志 七 土產〕絲具　凡以絲造諸品、是謂組屋、倭俗絢合謂組、或謂打、所々製之、其內室町出水通南鶴屋鼠屋之所作甚爲佳、凡經卷之緖、多以靑白黑絲相交組之、其形狀似松皮之礀砢、故曰松皮、又稱啄木、傳言其高低斑點似啄木鳥以喙撲樹皮之跡、故云爾、又稱高低(タカヒク)、啄木與多賀尾倶倭語相近、未知爲何眞也、

〔京都土產〕一組糸　柄糸、下緒、威糸、此節〇元治元年平常よりは、三增倍之直段なれども、江戶よりは餘程下直なり、柄糸大小に而價金三分、下緒價金貳分貳朱にては中通り之品之由、商人も處々に居り、其中新町四條上ル俵屋利右衛門、葭屋町一條上ル桔梗屋五兵衛抔をよしとする由、先年は柳屋と申者、品も宜敷、廣く江戶仕込致し、大きに行れける處、近頃右家絕へて跡無し、併江戶ニ而ハ、柳屋製を好む事故、其後諸方ニ而も、江戶仕込は多く柳屋之銘を致し下す趣なり、

〔集古文書 三十二 下知狀〕天正十一年下知狀 所藏不詳

博多打事、座中江無案內打之輩在之者、如口長軒打紙可加成敗之狀、如件、

天正十一十月廿二日

博多打座中

〔筑前國續風土記土產考二十七〕組　博多町竹若と云者の家にて製す、其始竹若藤兵衞と云し者男子なくて、天文十一年に筑紫氏の末子鬼松を養子とす、鬼松成長して、竹若摠左衞門と云、此者組細工の良工たり、秀吉公九州下向の時、博多より種々の名物を奉りしに、此摠左衞門家よりは、下緒に天下泰平、國土安穩、月日浪淸と組付て獻せしに、秀吉公斜ならず悅喜し給ひて、時服扇子等を褒美として給はりける、

〔倭名類聚抄錦綺十二〕繡　蔣魴切韻云、繡息又反、訓沼無毛乃、以五色絲刺萬物形狀也、

〔箋注倭名類聚抄錦綺三〕推古紀、繡訓奴比毛乃、枕冊子亦云奴比毛乃、此訓奴无毛乃蓋轉訛也、

〔藻鹽草衣十八〕縫　ぬひ物繡

〔日本書紀推古二十二〕十三年四月辛酉朔、天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繡。丈六佛像各一軀、乃命鞍作鳥爲造佛之工、

〔日本書紀通證推古二十七〕十三年乙丑、銅繡丈六佛像、銅即金銅、倭名鈔、繡訓沼無毛乃、杜詩、蘇晉長齋繡佛前、註、蘇晉學浮屠術、嘗得胡僧慧澄繡彌勒佛一本寶之、元興寺丈六佛像光銘曰、推古天皇十三年歲次乙丑、以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造釋迦丈六像銅繡二軀并挾侍等、

〔觀古雜帖〕天壽國曼陀羅銘文繡字及雜物形殘闕抄摹　本物在於斑鳩尼寺御藏○中略全文四百字、法隆寺中彌勒院本已下數本校合如右、聖德法皇帝說ニ載之テ、右在法隆寺藏、繡帳二張縫著龜背上文字者也、更々不知者也ト記セリ、今四字一局トセルハ、一龜四字ノ分際ヲ審ニスル也、重局ヲ加ヘタル三處ハ、卽古繡字ノ見存セルモノ也、僧聖譽ガ太子傳抄ニ、中宮寺ノ尼信如房、文永十一年二月廿六日、是ヲ法隆寺ノ藏ニ得テ、太子母王ノ聖忌十二月廿一日ナルコトヲ知

ルト云々、又龜甲一ニ四ヅヽノ文字アリテ、合テ四百ノ文字亂脫ニ入亂レタル間、皆人エヨマズ、京ヘ持上リテ、其頃天下ニ文者學生ノ聞エ有ケル花山院中納言諸繼卿ト、靈山ノ定圓法印トニ人ヲ請ジテ讀ノベサセ玉フト云リ、聖誉抄ハ南北朝ノ頃ニヤ、既ニ文安五年ノ玉林抄ニ引用タリ、

〔延喜式四十六左右衛門〕大儀(謂元日即位及受蕃國使表)其日寅二刻、近衛府始擊動鼓、以次相應、即令裝束、督著武禮冠、深緋襖、繡裲襠、將軍帶、(飾以金銀)金裝橫刀、靴、策、著襪殳、

〔近年諸藝覔買代物事〕一ぬい物し　觀音堂づし

上二貫、中一貫五百、下一貫、たゞし文による、間代不定、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕鹿子の小ちらしなり、ぬひ紋處また風流なり、成程小くして、二ッ紋などよろし、縫糸は地に隨ひて用ゆ、其中に黑き糸を第一とす、小褙の內のかくし縫、男服にはこれを制す云々、鹿子紋は、紋所を鹿子にしたるなり、萬治寬文ごろの繪に見えたり、好色盛衰記、月代をそり下て、八寸袖口に大臣仕立の衣裳(貞享の風なり)

〔正德六年武鑑〕御縫物師　本町がし　龜や市郎右衛門　永富町一丁目　土屋五郎右衛門　四こんや町三丁目　升屋德右衛門

〔江戶總鹿子名所大全五〕諸職諸商人有所

縫箔や　本町壹町目橫丁　銀町壹丁目　其外方々ニ有之いへども、此所多ク有、

〔人倫訓蒙圖彙五〕縫物師(ぬいものし)　諸の衣裳其外織物に、さまざまの糸を以て摸樣を縫あらはす、縫に色色の名有、暖簾に松をゑがきて印とす、縫箔屋とて、家には紋形のきはばく摺薄等をもするなり、吉備大臣入唐のとき相傳して來れりとかや、縫物師の元祖と仰なり、

〔近世奇跡考 一〕縫箔小袖

昔の婦女は、縫箔の小袖を禮服とす、京六條に傾城町ありし時、寛永の頃までは、遊女も地なし縫箔の小袖、へり箔の小袖を著たるが、島原にうつりしより、縫箔と、ひつたの鹿子を禁せられしよし、箕山が大鑑(延寶中寫本)に見ゆ、好事の者、懸物のかざりなどに用て、今に殘れるを見るに、絹に麁略なる縫をして、ところ〳〵摺箔をしたるものなり、今地白地黒など云もの、其遺製歟、いつの頃にか、金糸の繍(ぬいもの)いできて、縫箔はやみ、唯縫箔屋と云名のみ殘れり、

古代といへども、縫箔はなみ〳〵の者の着することあたはざる衣服也、しかれどもおほくは絹の地にて、縫も甚麁略なり、これ等を見ても、昔の質素をおもふべし、

〔一話一言 一〕烏丸亞相職人歌仙　光廣卿撰

右　繡士

はる雲をぬいものにしてきむ人はとぶ鴈金を紋につけてよ

〔御當家令條 三十一〕貞享元年子二月廿九日

覺

女衣類、縫御制禁被仰出候得共、有來儀候之間、向後結構無之樣、代銀貳百五拾目を限、縫之衣類商賣可仕候、尤すぬひ抔之類、美麗なる義仕間敷候、若此旨於相背は、曲事可申付もの也、

貞享三年寅六月十八日

右者吳服所(江戸)も被仰渡也

〔榮花物語 三十七(煙後)〕ふせんれうのもからぎぬ、ざうがん、うすものなど、かねしてつくりたるに、きくのおりえだまつなどぬひたる。。。。いとおかし、をり物のうはぎなれど、からぎぬなどは、ざうがんうすものなどをしたり、

〔榮花物語 三十二 歌合〕藏人俊經、ふた藍のうつくしきとりてひろげしくをみれば、むらさきのふせんれうに、あをきざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらをあし手にぬひたり、

〔嬉遊笑覧 二上 服飾〕縫箔、榮花 廿七、けぶりの後、ふせんれうのもからぎぬ、ざうがん、うすものなど、かねして作りたる菊の折枝松など縫たるいとおかし云々、此卷のみならず、衣服にざうがんといへること往々見えたり、又らでんもあり、七、とりべの、わかき人々は、ぬひもの螺鈿など袖くちにおき、くちを白かねの左右のいとして、ふせぐみし、よろづに、しさわぎあへり、廿一、こゝは白さうぞく也、てん上のはなく見、つくも所にて、女房のもからぎぬにゑかき、つくりゑなどいみじくせさせ給ふ、廿二、歌合せ、紫のふせんれうに、あをきざうがんをつけて、伊勢の海といふさいばらをあしでにぬひたり、同卷ほりもの、ほねにざうがんのかみをはりて、題のこゝろをさま〲に書たる扇云々、扨ざうがんは、鏤嵌にて、ほそがねをうづめてもやうを作るなり、衣などには、これを用るにあらず、箔を細く截て付るをいふ、青きざうがんなどいふは、青色にて細くゑかき、或は模(カタ)などにてすりこみもしたるにや、こはもと、金銀の箔を細くして用ゐたるより、そのやうに細くもやうつくるをも、しかいひしことゝしらる、うすものなどに、多くざうがんしたるを、後世には、うすものゝ名と心得たるにや、侍中群要に、下襲、夏象眼とあり、著聞集などに、ふた藍のざうが、又深みどりのざうがといへるも、うすものゝ名なるべしと、和訓栞にいへれど、そはひがことなり、箔に細がねといふことゝ、畫家には傳へていへることゝみえて、貞享江戸鹿子に、佛繪師細金善兵衞、細金重右衞門といへる者あり、人倫訓蒙圖彙に、細金師、諸の彩色に有事なれども、專ら佛像の繪に是を用、金銀の薄を細に刻みて、衣紋をなし、花の筋をわかつ、細金師は繪師に隨ふなりといへり、また螺鈿は、青貝の粉を蒔なるべし、是即縫箔なり、縫と箔とは、上に引たる文に、ざうがんをつけて云々、あしでに縫たりとあるこれなり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕金糸は寛永中にも見え、又金紗の織やう、唐人より傳へしは、元和中の事なるよし堺かゞみにいへり、金糸を繡に用ひそめしは、いつの程にかあらむ、縫箔のきれの遺りたるもの往々あり、その繡いと拙くみゆるは、みな片糸にてぬひたるが、古くなれるから見苦しきなるべし、箔はやみて後、繡ばかりとなりても、其工人を縫箔屋と稱ふるは、むかしの名殘なり、

古事類苑

産業部十七

布帛一

絲

絲ニ絹絲、麻絲、綿絲、毛絲等ノ別アリ、絹絲ハ卽チ蠶絲ニシテ、天照大神ガ繭ヲ口裏ニ含ミテ絲ヲ抽カセ給ヒシ事、日本書紀ニ見ユ、是我國ニ於ケル絲ノ初見トス、中古以後、製絲ノ業頗ル盛ンニシテ、延喜式ニハ、諸國ノ絲ヲ上絲、中絲、麁絲ノ三等ニ區別シアリテ、全國殆ンド蠶絲ノ産地ナラザルナシ、然ルニ後世、製絲ノ業大ニ衰ヘ、精巧ナルモノハ多ク漢土ヨリ舶來シ、之ヲ唐絲ト稱セリ、而シテ德川幕府時代ニ至リ、養蠶製絲ノ業復タ起リ、各地競ヒテ精緻ナル製絲ヲ産出シ、之ヲ和絲ト稱シ、終ニ唐絲ヲ凌ギテ、其輸入ヲ防止スルニ至レリ、麻絲ハ古ク、ヲトモ、ウミヲトモ云ヒ、紡麻或ハ績麻ナド書シタリ、卽チ麻苧ヲ紡績シタルモノニシテ、布縷是ナリ、綿絲ハ綿ヲ以テ製シ、木綿(モメン)ヲ織ルニ用キ、其需用最モ汎シ、毛絲ハ羊、兎等ノ毛ヲ以テ製セルモノヲ謂ヒ、原ト西人ノ舶載スル所、我國人ガ之ヲ以テ、羅紗、毛氈等ヲ製作スルヲ得タルハ頗ル近來ニ屬ス、

名稱

〔倭名類聚抄〕十四蠶絲具 絲 文字集略云、絲〈音司、和名伊度、〉蠶所吐也、説文云、線〈思箭反、(下天文本有亦作綫訓與絲同七字)訓以度須知〉絲縷也、字亦作綫、與縷矣、類〈盧對反、伊度乃布之、〉絲節也、

〔箋注倭名類聚抄〕六蠶絲具 按説文、縷、綫也、故云綫訓與縷同也、僖四年公羊傳、淮南子要略並云、中國不絶如綫、是可以訓以度須知也、○中略 原書糸部作綫、云縷也、線古文綫、與此少異、按説文、縷、綫也、互

相訓、則綫縷是一物、周禮典絲掌絲、典枲掌布緦縷紵之麻草之物、廣雅、縷、纑也、說文、纑、布縷也、則知縷綫並布縷、今俗所云麻絲、非蠶絲也、此引云絲縷蓋誤、後有轉謂蠶絲爲縷者、然此所引說文之文、必不曰絲縷、

〔類聚名義抄糸六〕絲音司　イト　絲通　縷イトスヂ　縷正　纑縷俗　線イトヨル　綫正　イトスヂ
緬音悩　ホソイト　緬或　緬正

〔八雲御抄下衣食三〕糸　しら　から　かた　ふし　しけ　夏引の　しつのしけ金　水ひきの　あけの　はくりの　ますをの　てひきの　てそめの河内めか　みどりの　あさひく　夏ひきのみの、しらいと今様云

〔萬葉集譬喩歌七〕寄糸
河内女之、手染之絲乎、絡反、片絲爾雖有、將絶跡念也、

〔古今和歌集戀十四〕題しらず　讀人しらず
なつ引の手びきの糸をくりかへしことしげくとも絶えむと思ふな

〔後撰和歌集戀十三〕雨にもさはらずまできて、そら物がたりなどしけるおとこの門よりわたるとて、あめのいたくふればなん、まかりすぎぬるといひたれば、　よみ人しらず
ぬれつゝもくると見えしは夏引のてびきにたえぬ糸にや有けん

〔中務集〕五月五日、田舍家に、女どもいとくり、さうぶふきたり、
あやめ草てびきのいとの身にかけて永日くらし人ぞ戀しき

〔金葉和歌集戀七〕女のもとにつかはしける　源雅光
あふまではおもひもよらず夏引のいとおしとだにいふときかばや

〔詞花和歌集夏二〕堀川院御時百首歌たてまつりけるによめる　大藏卿匡房

初見

わぎもこがこやの衣のやのさみだれにいかでほすらん夏引の糸

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略天照大神、復遣天熊人往看之、是時保食神、實已死矣、唯有其神之頂、化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠒、〇中略又口裏含蠒、便得抽絲、自此始有養蠶之道焉、

絹絲

〔源重之集上〕大嘗會すきの歌、こしの國くは原の里題にて、

くは原の里のひきまゆひろひあげて君もや千世の衣いとにせん

〔小右記〕治安元年七月九日壬午、備前守景齊、送桑絲十疋、

〔吾妻鏡二十二〕建保三年十月一日丙戌、相州被進桑糸五十疋、即於御前分賜近士等云云、

生絲

〔書言字考節用集六服食〕䋻スヽシ 說文、生絲也、 生絲同 生衣未練之絹 生絹同上

〔延喜式三十織部〕絡絲

生絲一斤、長功三人、中功四人、短功五人、

〔蜻蛉日記上ノ下〕つごもり〇建保四年がたに、かりのこのみゆるを、これとをつゝかさぬるわざをいかでせんとて、まさぐりに、すゞしのいとをながうむすびて、ひとつむすびてはゆひ／＼してひきたてたれば、いとようかさなりたり、

練絲

〔類聚名義抄六糸〕練音錬 子リイト 練正

〔延喜式三十織部〕絡絲

練絲一斤、長功二人、中功三人、短功四人、

絓絲

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕絓絲 説文云、絓口蝸反惡絲也、漢語鈔云、之介以度、

〔空穂物語國讓下〕よねを衣けいとたはらにあみて、きぬ五十ひきたはらにいれて三たはら、いまひとつには、いみじくうるはしきわた廿いれたり、

〔新撰六帖五〕いと 行家

赤引絲

さのみやはさすがにたえぬおけいとのふし〳〵おほく思ひみだれん

〔日本書紀 持統三十〕六年閏五月丁未、伊勢大神、奏天皇曰、免伊勢國今年調役、然輸其二神郡赤引絲參拾伍斤、於來年當折其代、

〔令義解 神祇二〕孟夏神衣祭 謂伊勢神宮祭也、此神服部等、齋戒潔清、以參河赤引神調絲、織作神衣、

〔神宮雜例集 二〕一神服機殿政印事

左辨官下伊勢太神宮司

應早令注進當宮機殿印字樣事〇中略

以三河國神調赤引御絲、可被奉織神御衣由所言上也、〇中略

嘉應二年八月廿七日　大史　小槻宿禰

小辨藤原朝臣

神服織機殿神部等解申請廳宣事〇中略

麻績機殿御衣御麻沙汰之次、以三河赤引糸奉織之由、寛治兩度宣旨又以明白也、〇中略

嘉應二年九月廿九日　少神部神服連公俊正

大神部神服連公道倚

〔延喜式 主計 二十四〕伊勢國〇中略

赤引絲百十絇、神服絲一百絇、御調絲廿絇、

犬頭絲

〔延喜式 主計 二十四〕凡貢夏調絲者、伊賀三百絇、伊勢八百八十絇、白絲 參河二千絇、犬頭絲 越前一百絇、安藝五百絇、阿波一千五百絇、並七月三十日以前納訖、〇中略

參河國〇中略

調、襷羅藻羅各一疋、一窠綾十五疋、二窠綾五疋、犬頭白絲二千絇、夏調

〔今昔物語二十六〕參河國始犬頭糸語第十一

今昔、參河國□□郡ニ一人ノ郡司有ケリ、妻ヲ二人持テ、其ニ蠶養ヲセサセテ糸多ク儲ケル、而ルニ本ノ妻ノ蠶養、何ナル事ノ有ケルニカ、蠶皆死テ養得事无リケレバ、夫モ冷ガリテ不寄付成ニケリ、然レバ從者共モ、主不行成ニケレバ、皆不行成ニケレバ、家モ貧ク成テ、人モ无ク成ヌ、然レバ妻只一人居タルニ、從者僅二人許ナン有ケル、妻心細ク悲キ事无限、其家ニ養ケル蠶ハ皆死ニケレバ、養蠶絶テ不養ケルニ、蠶一ツ桑ノ葉ニ付テ咋ケルヲ見付テ、此ヲ取テ養ケルニ、此蠶只大キニ成レバ、桑ノ葉ヲ椎入テ見レバ只咋失フ、此ヲ見ニ哀ニ思エケレバ、搔撫ツヽ養フニ、此ヲ養立テモ何カハセムト思ヘドモ、年來養付タル事ノ、此三四年ハ絶テ不養ケルニ、此ク不思ニ養立タルガ哀ニ思ケレバ、撫養フ程ニ、其家ニ白キ犬ヲ飼ケルガ、前ニ尾ヲ打振テ居リケルニ、其前ニテ此蠶ヲ物ノ蓋ニ入テ、桑咋ヲ見居程ニ、此犬立走テ寄來テ此蠶ヲ食ツ、奇異妬ク思ユレドモ、此蠶ヲ一食タランニ依テ、犬ヲ可打殺ニ非ズ、然テ犬蠶ヲ食テ呑入テ向ヒ居タレバ、蠶一ツヲダニ不養得テ、宿世也ケリト思フニ哀ニ悲クテ、犬ニ向テ泣居タル程ニ、此犬鼻ヲヒタルニ、鼻ノ二ツノ穴ヨリ、白キ糸二筋、一寸許ニテ指出タリ、此ヲ見ニ恠クテ、其糸ヲ取テ引バ、二筋乍ラ絡々ト長ク出來レバ、篗ニ卷付ク、其篗ニ多ク卷取ツレバ、亦異篗ニ卷ニ、亦□□□□ヌレバ、亦異篗ヲ取出テ卷取ル、如此シテ二三百ノ篗ニ卷取ニ盡モセネバ、竹ノ棹渡シテ渡ノ絡懸、尚其ニモ盡セネバ、桶共ニ卷ク、四五千兩許卷取テ後、糸ノ畢被絡出ヌレバ、犬倒テ死ヌ、其時ニ妻、此ハ佛神ノ犬ニ成テ助ケ給フ也ケリト思テ、屋ノ後ニ有、畠ノ桑ノ木ノ生タル本ニ、犬ヲバ埋ヌ、然テ此糸ヲバ細メ可遣方无シテ繚フ程ニ、夫ノ郡司物ヘ行トテ、其門ノ前ヲ渡ケレバ、家ノ極テ□氣ニテ人氣色モナケレバ、□□ニ哀ト思テ、此ニ有シ人何ニシテ有ラント、糸惜ク思ケレバ、馬ヨリ下テ家ニ入タルニ人モナシ、只妻一人多ノ糸ヲ繚居タリ、此ヲ見ニ、我家ニ蠶ヲ養富テ絡懸ル糸ハ黑シ、節有テ弊

唐絲

シ、此糸ハ雪ノ如ク白シテ、光有テ微妙キ事无限、此世ニ類ヒナシ、郡司此ヲ見テ大キニ驚キ、此ハ何ナル事ゾト問ヘバ、妻事ノ有樣ヲ不隱語ル、郡司此ヲ聞テ思ハク、佛神ノ助ケ給ケル人ヲ、吾愚ニ思ケル事ヲ悔□ヤガテ留テ今ノ妻ノ許ヘモ不行シテ棲ケリ、其犬埋シ桑ノ木ニ、蠶彈無墮ヲ造テ有、然レバ亦其ヲ取テ糸ニ引ニ微妙キ事无限、郡司此糸ノ出來ケル事ヲ、國ノ司□□ト云フ人ニ語テ出シタリケレバ、國ノ司公ニ此由シ申シ上テ、其ヨリ後犬頭ト云糸ヲバ彼國ヨリ奉ル也ケリ、其郡司ガ孫ナム傳ヘテ、今其糸奉ル竈戸ニテハ有ナル、此糸ヲバ藏人所ニ被納テ、天皇ノ御服ニハ被織也ケリ、天皇ノ御服ノ料ニ出來タリトナン人語リ傳ヘタル、亦今ノ妻ノ本ノ妻ノ蠶ヲバ、構テ殺タルト語ル人モ有、惜ニ不知ズ、此ヲ思フニ前生ノ報ニ依コソハ、夫妻ノ間モ返合ヒ、糸モ出來ケント語リ傳ヘタルトヤ、

〔山槐記〕應保元年十二月十五日癸丑、參內奏事、○中略

一納殿藏人賴保、申犬頭糸事了、○中略

一犬頭糸事、早可被仰付五位藏人也、

〔兵範記〕仁安三年七月六日乙未、藏人信廣、申上犬頭糸解文二通、下官取之、先內覽、次持參院奏聞、次啓皇太后宮御方、件糸自參河國衙一向調進四百勾、惣數二千兩、勾別五兩云々、近年以後、三條女御御領、碧海庄、立券之中、被籠此所出、仍彼庄分進六十勾、國領分進三百四十勾、仍解文有二通也、年中御服用途大略申入宮御方了、　七日丙寅、內裏御遊、具清涼殿東庭、任例被涼於東庭乞巧奠如例、藏人基光奉行、於桂芳坊御服犬頭糸、奉借織女如例、

〔玉海〕文治二年七月十二日丁亥、入夜藏人基定、持來犬頭糸餘文、此五六年來、一切無所濟、而今年始有此事、天下屬豐饒之驗也、

〔三好亭御成之記〕一唐糸三斤、ねぢたる方を下に成、堅に盆に居て、ねぢざる方下へ成候へば、ふつ

和絲

さりと在也、

〔明良洪範　三〕土井大炊頭利勝、居間ノ内ニテ唐糸ノ切ヲ拾ヒ給ヒテ、次ニ誰カ有ルト呼レシカバ、大野仁兵衛ト云フ近習ノ者罷出候ヘバ、是ヲ其方ニ預ケ置也、大事ニ致シ候ヘト申付ラレシ時、彼ノ者畏リ候迚、其糸ノキレヲ受取罷立候ヲ、次ニ居ル若者共、アノ糸屑何ノ用ニ立ベキト思シ召哉、其様ニ大切ニ致シ置ベキト仰ラルヽハ、大名ニ似合ザル事ト笑ヒケルト也、其後三四年ヲ過テ、大炊頭殿大野ヲ呼給ヒ、先年其方ニ預ケ置候、糸ノ切屑ハト尋子給ヒシニ、仁兵衛承リ、夫ハ爰ニ仕舞置候トテ、巾著ヨリ取出シ差上候ヘバ、利勝是ヲ取給ヒテ、脇差ノ下緒ノ先ノホドケシヲクヽリ給ヒ、家老寺田與左衛門ヲ呼デ、是ヲ見候三年以前ニ、唐糸ノ切ヲ拾ヒテ仁兵衛ニ預ケ置シニ、夫ヲ大切ニ致シ置、只今尋候ヘバ、巾著ノ中ヨリ取出シ候、預ケシ時外ノ者共ハ我ヲシワキ者ト云フ、アノ糸何ノ用ニ立ベキゾト笑ヒシ者多キ中ニ、主ノ詞ヲ斯ノ如クニ大切ニ相守リシ事奇特千萬也候故、知行三百石取ラスベキ也、其段申渡スベク候、此糸切ヲ我大切ニ思ヒ候ワケヲ、皆々ヘ語リ聞スベシ、此糸ハ元來唐土ノ土民ノ手ニテ桑ヲトリ、蠶ヲ飼ヒテ糸ニ成シテ、唐土ノ商人ノ手ニ渡リ、遥カノ海路ヲ經テ、日本ノ地ニ渡リテ、長崎ノ商人ノ手ニ入、夫ヨリ京大坂ノ町人買取、江戸迄下リシ物ナレバ、イカ計カト存候ゾ、左様ノ苦勞ニテ出來候者ヲ、少シキナレバトテ塵ニナシ棄ル事、誠ニ天ノ咎メモ恐敷也、今下ゲ緒ノ先ヲクヽリ候ヘバ、費無ト笑ヒシガ、我一尺ニ足ヌ唐糸ヲ、三百石ノ知行ニテ買取タルトゾ云レケル、

〔永錄帳〕就御尋乍恐奉差上口上書

一和糸之義は、寛永年中之比より、最初濃州江州より登始、其後明暦年中より、追々諸國より相登、問屋商賣仕來り候、正徳三年巳年五月、従御江戸御觸之趣を以、諸國にて蚕飼立、和糸澤山ニ相成候様、手筋之者より世話可仕趣被仰出候ニ付、問屋共、手寄を以、世話仕、諸國共追日糸挽なら

ひ、年々糸出來多相成申候、然る處、享保十九寅年、諸國蠶不作仕候義差含、糸出生之國々江罷下、直買仕候者共有之、和糸直段格別高直ニ相成申候、就夫糸直段下直に可仕旨申立、和糸改會所相願候者有之候へ共、願人へ被仰付候てハ、自分之勝手を致、世上之爲相成間敷旨被爲思召分、則翌卯年、和糸改會所御建被遊、御定札頂戴仕、有來り候和糸問屋三拾四軒御定被爲成下、右之内ニて、年寄役三人被爲仰付、其上會所諸造用として、銀子貳拾貫目拜借被爲仰付、右銀子相廻し、利分を以、會所入用ニ仕、糸直段高直ニ不相成候樣ニ可仕旨被爲仰渡、三ヶ年相續仕候處、元文二巳年、右會所御指留被爲遊、拜借銀之義は、文字銀割増ニて、三拾貫目御上納仕、商賣體之義は、古來之通可仕旨被爲仰渡、御定札之義は、其儘に被下置、冥加至極難有奉存候ニ付、會所御建被爲成候作法を以、相勤め候ハヾ、行末糸相場混雜仕間敷と奉存候ニ付、年行事三人相勤申度段奉申上候處、願之通被爲仰付、難有家業相續仕候、

會所相立候節之和糸問屋

岐阜屋庄右衞門

同　近江屋新十郎

同　播磨屋次良三郎

麻絲

〔書言字考節用集 六服食〕纑（ヲガセ）字彙、布縷也、

〔源順集〕七月七日、女庭におりゐて、七夕まつる男きて、ずい垣のもとにたてり、

七夕にけさはかしつるあさの糸をよるはまつると人はえらずや

〔古事記 中崇神〕此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時、倏忽到來、故相感、共婚供住之時、未經幾時、其美人姙身、爾父母怪其姙身之事、〇中略誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇 此二字以音 紡麻貫針、刺其衣襴、故如敎而旦時見者、所著針

麻者、自戶之鈎穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾卽知自鈎穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺、而名其地謂美和也、

〔古事記傳二十三〕紡麻は、たゞ衰と訓べし、續麻と云ことも、萬葉などに多く見えて、古言なれば、此も然訓べきが如くなれども、紙に閉蘇と云うへは、紡たる麻なることは固なれば、續はしく字美衰と云むは、いかゞなり、然るに紡字をしも添て書るは、例の漢文なり、又閉蘇の下に、之字なきを思へば、之といはで、直に閉蘇袁と訓べきなり、古卷子としたる麻を、然ぞ云ならへりけむ、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思

娍嬬等之、續麻之多田有、打麻懸、續時無二、戀度鴨、

〔萬葉集十三雜歌〕處女等之、麻笥垂有、續麻成、長門之浦丹、○下略

〔七十一番歌合下〕五十九番　左　苧賣

賤のめが絲にするてふ麻のをのよるとみぬまですめる月哉

櫻麻の思ひおもはずいかにして人の心をかなひきてみん

左歌、かなひきは、よき苧といへり、

〔天保十三年物價書上上〕糸類引下ゲ直段書上

一京都仕入絹糸片糸　此懸目壹匁ニ付、是迄代七拾二文、此度引下ゲ、代六拾四文、

一紺花色木綿糸　代百文ニ付、是迄懸目九匁三分、此度引下ゲ、懸目拾匁、

一薄色木綿糸　代百文ニ付、是迄懸目拾匁、此度引下ゲ、懸目八分、

一白木綿糸　代百文ニ付、是迄懸目拾壹匁、此度引下ゲ、懸目拾壹匁八分、

一極上麻苧　懸目拾匁ニ付、是迄代四拾文、此度引下ゲ、代三拾六文、

右之通相改賣直段書、見世先キ江差出し置申候、以上、

天保十三寅年八月

室町二丁目平四郎店
糸預渡世　嘉左衞門

毛絲

〔申合連判帳〕天保九戊戌年八月　南北絓屋仲間申合之事

一御當地之儀、絹布太物眞田組紐之類、都て織物土地名產ニて、國々江賣弘め、繁榮致來候、然ニ家家共、右織物ニ相用候木綿絲賣買渡世ニて、近在不ㇾ申ㇾ及、大和川北在百姓家主ニ入込買取、問屋又ハ織屋中江賣渡來候處、近年諸色高直ニて、右絓糸之儀は、綿作柄により、時々高下雖ㇾ有ㇾ之と、銘々氣配ニ依て、色々買口直組有ㇾ之、世利買嵩ニ買取候者等、折々過分損銀、終には渡世相止、奉公人之內ニも、右等之者有ㇾ之、致ニ不奉公、外方江罷越、素主人得意場、渡世妨申者も有ㇾ之ニ付、右體之儀無ㇾ之樣、商內致度ニ付、川北絓糸買出之商人ニ相限り、繁榮講と號し、仲間申合、正路ニ渡世永續致度事、〇下略

京都住宅ニ付
店支配人　伊三郎
煩に付代　半勝印

〔機織彙編四〕羅紗織方

一綿羊の毛を苅り糸に製す、此獸は我邦にまれなる物なり、又綿羊の飼方毛の切樣に習あり、口傳とす、先此國にては狐狸の毛を用ゆ、其外の獸を用られざるにあらず、

一糸製方は油をぬきたる毛を、綿打にて打、如ㇾ綿にして、綿引車にて木綿糸の如く引き糸に取り、白湯にてゆでしづむまでゆでる也、此加減と知るべし、卷返して干てがくでんの糊を付延織る、織本て唐土にて煮、其上をぬるまゆにてもみ、幾返も毛の出る迄揉なり、玄めりぬれたるまゝの所を張り置て、明松にて毛を燒、又湯にて揉なり、揉めば毛出る、がくでんは、煮立て直に引なり、

一筬は一寸三十七枚四十位までの筬に、一目へ竪糸一本入る、竪は諸捻也、尤細きほどよし、橫糸は片捻なり、綾取は絹糸也、橫一寸に五十四五より六十位織る也、

一毛を木綿糸の如く引出に、篠卷にしては惡し、只おさへて引也、村の不ㇾ出樣に上手に引べきな

り、尙口傳あり、

〔延喜式 十五 內藏〕諸國年料供進

絲四千七百七十四絇、

調三千百八十絇、

白絲二千八百八十絇、二千絇、參河國所進、八百八十絇、伊勢國所進、

色絲三百絇、伊賀國所進、

交易一千五百九十四絇、七百五十絇、丹波國所進、八百卅四絇、但馬國所進、

〔延喜式 二十四 主計〕凡貢夏調絲者、伊賀三百絇、伊勢八百八十絇、白絲 參河二千絇、大頭絲 越前一百絇、安藝五百絇、阿波一千五百絇、並七月卅日以前納訖、

伊勢 參河 近江 美濃 但馬 美作 備前 備中 備後 安藝 紀伊 阿波

右十二國並上絲。

伊賀 尾張 遠江 若狹 越前 加賀 能登 越後 丹波 丹後 因幡 伯耆 出雲 播磨 長門 讃岐 伊豫 土佐 筑前 筑後 肥前 肥後 豐前 豐後 日向

右廿五國中絲。

駿河 伊豆 甲斐 相模 武藏 上總 下總 常陸 信濃 上野 下野

右十一國麁絲。

〔毛吹草 三〕山城 色絲絹絲 越中 白川絲

〔類聚三代格 八〕太政官符

應停止備前國進鑒鐵事

右被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁、奉勅、納貢之本、任於土宜、物非所出、民是爲患、今聞件國元無

鍫鐵、毎至調貢、常買比國、自今以後、宜停收鐵非絹則絲隨便輸、

延曆十五年十一月十三日

〔類聚三代格 八〕太政官謹奏

備後國神石、奴可、三上、惠蘇、甲努、世羅、三谿、三次等八郡、調絲相換鍬鐵事、

右件國、百姓彫弊、積有歲月、雖加存濟、猶未復舊、而前件八郡、僻居山間、土宜採鐵、不便養蠶、所輸絹絲、營求多苦、因玆承前國司、屢請停絹絲令輸鐵、伏望永停絹絲、令輸鍬鐵、謹以申聞謹奏者、奉勅依奏、

延曆廿四年十二月七日

〔今昔物語 二十八〕尾張守□□五節所語第四

今昔、□□天皇ノ御代ニ、□□ノ□□ト云フ者有ケリ、年來舊受領ニテ、官モ不成テ沈ミ居タリケル程ニ、辛クシテ尾張守ニ被成タリケレバ、喜ビ乍ラ任國ニ急ギ下ダリケルニ、〇中略然テ三年ト云フ年五節被宛ニケリ、尾張ハ絹糸綿ナド有ル所ナレバ、万ヅ不乏、況ヤ守本ヨリ物ノ上手ニテ、物ノ色共、打目、針目、皆糸ト目安ク調ヘ立テ奉ケルニ、五節ノ所ニハ常寧殿ノ戌亥ノ角ヲゾシタリケルニ、簾ノ色、几帳ノ帷、打出シタル女房ノ衣共、微妙ク縫重テタリ、

〔尾張國郡司百姓等解〕尾張國郡司百姓等解　申請官裁事

請被裁斷當國守藤原朝臣元命、三箇年內責取非法官物、幷濫行橫法卅一箇條愁狀、〇中略

一請被裁斷所進調絹減直幷精好生糸事

右兩種貢進官物定數具錄官帳、但疋別所當料田、先例二町四段、代米四石八斗也、然而絹質所進之日所定納直疋別一町〇一町、一本作二一反、餘也、亦至精好之生糸者、責取當國之美糸、織私用之綾羅、買擧他國之麁糸、備貢官之例進、抑蠶養之業、進退更不任心、或國吏令得蠶養、而不登年穀、或國宰令登年穀、以不宜蠶養、而當任守元命朝臣共著任以降、蠶養業不可也、是只絹減直糸精好所致歟、專城

之吏、忠節已空、分憂之職、國宰政永絶、所謂傾國讎、害人蠹、豈過於斯、望請蒙裁糺、被召問其旨、衆亦被改任良吏矣、

〔養蠶絹篩上〕一夫我國にて糸の產物は、奧州第一多く、そのあらましをいはゞ、本場十八鄕の內には、例年蠶紙百枚づゝ養蠶をいとなむ何某あり、但豐凶定格なきものゆゑ、算當もまた定規にはなりがたけれども、その大略、蠶紙一枚の繭目上作にて、凡拾二貫目づゝ、蠶紙百枚の繭目千貳百貫目なり、このうち大繭一割半、

繰繭目千貳十貫目　此糸目凡七十六貫五百目
金壹兩ニ付糸目凡貳百廿五匁がへ
右代金三百四十兩也

大繭目、百八十貫目　此眞綿目凡十四貫目
金壹兩ニ付眞綿目凡四百目がへ
此代金三十六兩なり

右代金合三百七十六兩也、是則例年一家の所務也、

信なる哉、奧州糸の多きこと、尤も小家にては、右十歩一の積りとしても、數千萬家の養蠶、無雙の國益と謂つべし、

〔永錄帳〕依御尋右申上候

一元來和糸之義は、美濃國より、私共仲ヶ間へ多持登、夫より銘々共諸國へ仕入金等持下り、蚕弘り候樣ニ世話仕候義ニて、其後信州濃州之糸挽共同道仕、奧州江罷下り、福嶋表ニて爲挽習、又又其後二本松三春御領江も致同道、少々宛仕込金等用立、追々糸挽爲習、依之年々增長仕、只今至り候ては、御國表產物と相成、年々私共仲ヶ間引請、御互ニ家業相續仕來候義ニ御座候、是迄之通被成置候樣願上候、猶相分りがたき義は、口上ニて可申上候、

安永四年未九月十一日　和糸問屋中

有賀鹿右衞門樣

〔養蠶秘錄 中〕絲取樣口傳の事

蠶既に繭と成、五六日目よりは糸を取べし、是も國々にて流儀多し、先中國は、六寸四分位の木の籰に、圖の如く〇圖略、下同、卷付るなり、又是を壹尺七八寸四方の繰者にうつしかへて干立るなり、奧州邊は、絲取女の左の方へ圖の如く竈をぬり、鍋のゆ煮たぎる時、まゆ壹升を四五度程に鍋へ入れ、加減よく煮たる時、箸をもつてかきまぜ、糸口をこと〴〵く取、半分計傍に置、能き程もち、是に口傳あり、鍋の緣に馬の尾、或は女の髮の毛を小き輪にし、是を結び付、此穴に糸を通し、圖のごとく、竹の籰に卷付る、尤わくは女の眞向に橫になし、圖のごとく、右の手にて手前のかたへうち廻す、糸口細くなる度每に、少し宛取添て、むらなき樣に卷付るなり、又まゆは餘りにえ過れば、糸ぐちよはし、又煮ざれば糸口出ず、是に加減あるべし、

又一方に籰の右の方へ車二つ仕かけ、是につよき糸をかけて、早くまき付る法あり、圖にあらはす糸取、仕法流儀多し、宜しきをもちゆべし、

又糸をあげる繰車、これも國所によりて、色々仕法ありといへども、まづ一方を圖に顯はす、又いとをすがぬる仕樣、猶更國々の變りあれば、其所にしたがひ、宜しきをもちゆべし、依て今一方をあげて圖にあらはす、餘は繁ければ爰に略す、

〔諸色直段引下 利〕諸品直段引下方始末書

乍恐諸品直段引下方始末書を以奉申上候〇中略

一生糸製作之儀、御國ニおゐて織物等ニ相用候品與、外國へ賣渡候品與、等分ニ製造候樣被仰渡候樣仕度、外國へ賣渡候品者、至而細目ニ操出申候間、御國ニおゐて織物等之用ニ相成不申候、元來外國向之品のみ重ニ製造仕候間、折節異人買休候而も、一切御國之中江相廻不申候、如山ニ積重置候而、異人ども買方相始候迄相待、賣方見込罷在候儀ニ御座候間、何分御國ニ御用料之糸無

レ之、必至ト差支、京都西陣、桐生、八王寺、初織物場所織入共必至ト差支、難澀之趣及レ承之候、依レ之別書之通り兩樣等分ニ製造仕候樣、御世話被レ爲レ在ニ御坐一候樣奉ニ願上一候、〇中略

右之通、諸品直段引下方之條々、荒增奉ニ申上一候、猶御尋も御坐候得者、言上可レ仕候、以上、

大傳馬町組藥種屋十組問屋之內
本町四丁目五人組村地借

文久四子年正月二十日　　　九左衞門印

御番所樣

絡絲

〔新撰字鏡糸〕綖綫（上同綫衝綖同千念反、糸也、冠覆也、謂ニ縫レ衣縷一也、糸與留、）

〔類聚名義抄糸六〕綫（息箭反、ヌヒキヌイト、イトヨル、）　綫（正イトスチ）　縦（俗通イトスチ）　線（イトヨル）　線（正）　線（俗通）

絡（イトマクヨル）

〔段注說文解字糸十三上〕絡、絮也、（今人聯絡之言、蓋本ニ於此一、包絡字、漢人多段レ落爲レ之、一曰、麻未漚也、（陳風曰、東門之池、可ニ以漚レ麻、傳曰、漚柔也、（中略）按未レ漚者、曰レ絡、猶ニ生絲之未レ湅也、）从レ糸各聲、）其實絡之引申也、揚雄傳曰、綿ニ絡天地一、以レ絮喩也、）

〔類聚名義抄糸六〕綜（イトアハス）

〔萬葉集相聞四〕阿倍女郎答歌一首
吾以在、三相二搓流、絲用而、附手益物、今曾悔寸、

〔萬葉集夏相聞十〕寄レ花
片搓爾、絲叫曾吾搓、吾背兒之、花橘乎、將貫跡母日手、

〔萬葉集古今相聞往來歌十二〕寄レ物陳レ思
玉緒乎、片緒爾搓而、緒乎弱彌、亂時爾、不戀有目八方、

〔源氏物語浮舟五十一〕木丁のかたびら打かけてをしやりたり、火あかうともして、物ぬふ人三四人ゐたり、わらはのおかしげなる、いとをぞよる、

製絲具

〔空穂物語吹上之下〕これはいとの所、ごたち、はたちばかりゐて、糸くりあはせなど、てごとにす、おり物のいと、くみのいとなど、さほごとにねりかけたり、

〔後撰和歌集九戀〕いと忍びたる女にあひかたらひてのち、人めにつゝみて又あひがたく侍ければ、

これたゞのみこ

あふ事のかたいとぞとは知ながら玉のをばかりなに、よりけん

〔古今和歌六帖五錦綾〕いと

かた糸のこれかれよそによられつゝ逢なん後は何かたゆべき

〔延喜式二十二民部〕凡練染調絲者、國使傜夫簡去麁惡、合四絲以爲一縷、練染訖更絡、然後爲絇、

〔延喜式十二中務〕時服

織部司卅八人(中略)絡絲女三人

〔延喜式三十織部〕絡絲

生絲一斤、長功三人、中功四人、短功五人、練絲一斤、長功二人、中功三人、短功四人、(中略)

織手共造機工卅五人、(中略)絡絲女三人、各日米一升五合、

〔倭名類聚抄十四調度絲具〕絡垜　楊氏漢語鈔云、多々理、下他果反、

〔箋注倭名類聚抄六調度絲具〕按說文、欄、絡絲柎也、段玉裁曰、若今絡絲架子、又曰、今時揵絲於上之架子、以受籆者也、元董眞卿周易會通引陰閎道周易新傳疏云、蒼頡篇、柅作欄、柎欄也、許氏說文、呂氏字林曰、欄絲趺也、字或作柅、呂女指反、案絡絲之器、今關西謂之絡垜、音墮、梁益之間謂之絲登、其下柎、即柅也、則知絡絲之柎、古謂之欄、其曰絡垜者、關西方言也、按多多利、又見大神宮木工寮式、及萬葉集、古今六帖、源氏物語總角卷、又大神宮儀式帳、檽、令義解線柱、亦即是物也、關東俗呼久利臺、關西俗今猶稱多多利、

〔伊呂波字類抄　太雜物〕絡垜（タヽリ）　檷（同）　手綸（已上同）

〔東雅　九器用〕絡梁タヽリ　倭名鈔に、楊氏漢語抄を引て、絡梁讀ミてタヽリといふ、タヽリといふは、百濟の方言と見えけり、これも絡絲之具也、

〔雅言集覽　太二十一〕たゝり（糸ヲクルワクノコト也、方ナル居木ニ柱一ツ立テ、ウミ紵ヲ引カクルモノ也、）

〔和漢三才圖會　三十六女工具〕絡梶（たゝり）（ロクニイ）　絡垜、和名多々利、

絡梶（タヽリ）、繰絲具也、

〔萬葉集　十二古今相聞往來歌〕寄物陳思

娍嬬（ヲトメラ）等之、績麻之多田有（ウミヲノタヽリ）、打麻懸（ウチソカケ）、續時無（ウムトキナシ）二、戀度鴨（コヒワタルカモ）、

〔令義解　二神祇〕凡天皇即位、摠祭天神地祇、○中略　其大幣者、三月之內令修理訖、（謂大幣者、供神幣物、各有色目、金水桶金線柱（タヽリ）奉伊勢神宮、幡戈奉住吉神之類是也、）

〔肥前風土記　基肆郡〕姬社鄉

此鄉之中有川、名曰山途川、其源出郡北山、南流而會御井大川、昔者此川之西有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺、于時卜求祟由、兆云、令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社、若合願者、不起荒心、覓珂是古令祭神社、○中略　珂是古自知神之在家、其夜夢見、臥機（謂久那毗枳）絡梁（謂多々利）儛遊出來、壓驚珂是古、於是亦識女神即立社祭之、自爾已來、行路之人、不被殺害、因曰姬社、今以爲鄉名、

〔源氏物語　四十七角總〕みやうかうのいとひきみだりて、かくてもへぬるなど、うちかたらひ給ほどなりけり、むすびあげたる**たゝり**のすだれのつまより、木帳のほころびにすきてみえければ、○下略

〔倭名類聚抄　十四調度部絲具〕**綟車**　唐韻云、綟（蘇遭反、又所銜反、訓久流）、絡絲取也、漢語鈔云、綟車、（於保加）

〔箋注倭名類聚抄　六調度部絲具〕下總本無又所銜反四字、按所銜反、與廣韻云綟本衫音合、然所銜可以音旌旗游之綟、不可音綟車之綟、無四字似是、然疑是後人所删、非源君之舊、又按綟正作繅、又作繰、又

作䋜、說文云、繅繹繭爲絲也、徐音穌遭切、繰、帛如紺色、徐音親少切、䋜旌旗之游也、徐音所銜切、三字不同、此作繅爲正、而說文藻字或作薻、是從巢字或可从喿、故玉篇云、繅繰同上、喿又作桑、干祿字書、𤏊燥、薻藻、摻操、蹉躁、並云上俗下正、故繰亦可作䋜、又參俗作糸見廣韻、與珍作弥、嫪作𡠙同法、是絲亦可作䋜、故毛詩瞻仰釋文、爾雅釋草釋文、並云、繅本亦作䋜、廣韻云、繅繰上同、俗又作䋜、䋜本衫音、是也、其云䋜本衫音者、謂旌旗游之䋜字非繹繭字、則此又所銜反三字宜刪、新井氏曰、東國俗呼加奈和久、

〔東雅九器用〕䋜車ヲホガ　倭名鈔に、䋜讀ミてクルといふ、絡絲取也、漢語抄に、䋜車讀みてオホカといふと注したり、繭を煮て絲を取る具也、卽今東方之俗カナワクといふなり、ヲホカの義不詳、

〔和漢三才圖會三十六女工具〕繅車(おほが)(ツアウチエ)　繰同　繅同　繿同　和名於保加

繅車、煮繭取絲具、絡絲取曰繅、訓久流、

〔養蠶絹篩下〕本撚車にて、左右の無性わくへ撚たる後、圖のごとく、〇圖略無性わくよりうつし、片より車管十二づゝ、無性わくへ撚うつすあひだ、手元のつむ一本にて、ほどよく十二づゝ、管をまきだすなり、

縮緬織圖、水操雙移圖、〇並圖略

右撚の管二十、左撚の管二十、都合四十の管を左右の無性わくへ撚うつし、都合四十の管滿る間に、手本のつむ壹本にて、ほどよく管四十をまくなり、

此撚車の濫觴、我朝の製なる哉、又唐土よりわたりしこと哉、其工みの妙なること、一本の眞木に、管四十づゝ、左右へよりわけ、しかも撚つよすぎず、よはからず、又糸のもつれなし、始中終滯なきはたらき、おそらくは凡慮の工みにあらず、嗚呼此人の姓名深智、後世に朽うづもれしことを、

〔天工開物乃服上〕治絲　繅車具圖

凡治絲先製絲車、其尺寸器具開載後圖、鍋煎極沸湯、絲粗細視投繭多寡、窮日之力、一人可取三十兩、若包頭絲、則只取二十兩、以其苗長也、凡綾羅絲一起、投繭二十枚、包頭絲只投十餘枚、凡繭滾沸時、以竹籖撥動水面、絲緒自見、提緒入手、引入竹針眼、先繞星丁頭、(以竹棍做成、如香筒樣、)然後由送絲干句掛、以登大關車、斷絕之時、尋緒丟上、不必繞接、其絲排勻不堆積者、全在送絲干與磨木之上、用獨絲車制稍異、其法架橫鍋上、引四五緒而上、兩人對尋鍋中緒、然終不若湖制之盡善也、凡供治絲薪、取極燥無烟濕者、則寶色不損、絲美之法有六字、一曰出口乾、卽結繭時、用炭火烘、一曰出水乾、則治絲登車時、用炭火四五兩盆盛、去車關五寸許、運轉如風、時轉轉、火意照乾、是曰出水乾也、(若晴光、又風色、則不用火、)

〔養蠶須知附錄乾〕器具

繭を煮る鍋は、土にて作るを上とし、鐵鍋是につぐ、其形上廣く下挾し、如此なるを由とす、竈は常の飯を炊く竈の如し、俗にへついといふ、竈の後又は傍に臺を置、其臺高さ竈と同じ、繰人其臺に坐す、竈の右に一株の木を建、橫木を貫て欋をさすの具とす、是をうしといふ、うし木、大體鍋を去事八寸餘、鍋より高き事六寸ほどなるべし、うし木高きは糸圓からず、欋に小大あり、小欋は長さ九寸、さし渡六寸、四角にす、角より角、さし渡八寸五分位、大欋は長さ二尺四寸、さし渡壹尺貳寸五分、角より角、さし渡壹尺八寸なり、鍋中繭を拯ふには蚫貝よし、烟なき薪を用ゆる、

〔倭名類聚抄十四 蠶絲具〕反。轉。　辨色立成云、反轉(久流閉枳)漢語鈔說同、

〔萬葉集四 相聞〕湯原王歌一首

吾妹兒爾(ワギモコニ)戀而(コヒテ)亂在(ミダレル)、久流部寸二(クルベキニ)、懸而(カケテ)緣與(ナレヨト)、余戀始(ワガコヒソメシ)、

〔東雅九 器用〕反轉クルベキ　倭名鈔に、辨色立成、漢語抄等を引て、反轉讀てクルベキといふ、萬葉集抄にクルベキとは、絲をかけて繰る物也、籰といふものに似て、大きなるなりと見えたり、クルベキの義不詳、(此器をカセワクともいひ、又マヒバともいふなり、方言の同じからぬものなればにや、部今東國の方にはクルベキといふなり、絲をくりてへぬるものなれば、クルベキと)

いふにや、古語に凡器具の類をばヶといひ、キと云ひしなり、

〔倭訓栞前編八〕くるべき　倭名抄籰糸具に反轉をよめり、糸をくりてへる具なれば名けり、今も東國にはしかいへり、所によりてかせわとも、まひばともいふ也、枕草子にくるべき物といへり、

〔倭名類聚抄十四 蠶絲具〕籰。　說文云、籰越縛反、俗云、本音之重、收絲者也、字亦作䈰、唐韻云、柅女履反、和名、和久乃江、籰柄也、

〔箋注倭名類聚抄六 蠶絲具〕昌平本、下總本、籰作䈰、廣本同、按說文作篗、云从竹蒦聲、又載䈰字、云、篗或从角从間、則似正文當作篗注文當作䈰、然玉篇云、籰、王縛切、絡絲具、又有篗字、云、于縛切、榬也、所以絡絲也、廣韻、籰亦作篗、又云、䈰上同、則源君或從今體也、○中略廣韻、柅、絡絲柎、玉篇同、與此不同、按說文、尿、籰柄也、又載柅字、云、尿或从木尼聲、疑源君引說文、誤爲唐韻也、王念孫曰、尿柅之爲言皆尸也、尸主也、故易姤王弼注云、柅者制動之主、又按說文又有檷字、云、絡絲柎、讀若柅、玉篇廣韻並同、籰柄與絡絲柎同類、檷與柅古音又同、故混爲一字、易姤卦釋文云、柅說文作檷、王肅作抳、子夏作鑈、蜀才作尼是也、故玉篇廣韻亦誤柅字檷字、並訓絡絲柎也、玉篇既誤、唐韻恐不訓籰柄、下總本標目下有柅附二字、

〔伊呂波字類抄和 雜物〕籰ワク收絲具也　篗同 亦作䈰

〔和漢三才圖會三十六 女工具〕籰わく音約ヨツ　篗同　䈰同　榬音袁　和名和久　檷音儞ワクノエ　鑈同　柅同　和名和久之江

籰所絡絲器也　檷、唐韻云籰柄也、　按、籰字越縛反、乃爲和名、

〔後拾遺和歌集十八 雜〕瀧門のたきにて　中納言定頼

くる人もなきおく山の瀧のいとは水のわくにぞまかせたりける

〔伊呂波字類抄字 辭字〕績　績麻宁ウム　紡　篗ワク已上同

〔段注說文解字十三上 糸〕紡、紡絲也、紡各本作網不可通、唐本作拗尤誤、今定爲紡絲也、三字句、乃今人常語耳、凡不必以他字爲訓者、其例如此、絲之紡猶布縷之績緝也、左傳莒婦人紡焉、以度而去之、蓋緝布縷爲繩、亦用紡名也、晉語執而紡於廷之槐、亦謂以紡之也、聘禮賓裼迎大夫賄用束紡、鄭曰、紡紡絲爲之、今之縳也、縳見下文、白鮮支也、按此是紡絲繩縳專用

作絹也、

〔三餘偶筆 三〕績

逸周書武寤解、尹士八士、太師三公、咸作有績、神無不饗、註、言群臣皆謀立功、而神明享其績、則績卽績字、績與績古亦通用、書堯典、九載績用弗成、古文尙書作績、穀梁成五年傳、伯尊其無績乎、范甯註、績或作績、漢郙閣頌、經紀厥績、隸釋云、以厥績爲厥績、又陸德明謂、孔子弟子申績字周、王伯厚謂、今家語以績爲績、傳寫之誤、按今家語作申績字用、與王氏所見正周、績與績古今字一也、王氏以爲傳寫之誤亦非、

〔源氏物語 五十一浮舟〕物ぬふ人三四人ゐたり、わらはのをかしげなる糸をぞよる、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕古への女は、裁縫するに、手づから綿をつみ、糸をよりしなり、源氏野分にものたちなどするねひごたち、おまへに花散る里のなりあまたして、ほそびつめく物に、綿ひきかけてまさぐるわか人どもゝあり、細流に、ほそびつは、ぬりをけなどのたぐひ歟といへれど、古は諸の器物も一々備はらず、彼是借用ゆること多し、糸をよる事は、浮舟に、火あかうともして、物ぬふ人三人ゐたり、わらはのおかしげなる、糸をぞよるとあり、石山寺緣起の畫に、物ぬふ處に、糸よるさまをかけり、又枕草子に、心ゆく物の條、うるはしき糸のねりあはせぐりしたると有も、物ぬふ糸にこそ、今ぐりといふは、二タ子にあらず、合せぐりは二タ子糸とみゆ、

〔常陸風土記〕夫常陸國者、堺是廣大、地亦緬邈、土壤沃墳、原野肥衍、〇中略設有身勞耕耘、力竭紡蠶者、立卽可取富豐、

〔延喜式 八祝詞〕四月神衣祭 九月准此

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立天、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾申久、服織麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申、荒祭宮爾毛如是

申天進止宣、爾宜、内人稱唯、

〔日本山海名產圖會 五〕織布

糸を紡るには、上手の者は脚車(あしぐるま)を用ゆ、是女一人の手力に三倍す、其うち性よき物を撰りて、細く破きて織るなり、粗きは糾合せて、繩或は縫線の糸とす、是皆婦人の手力專にして、男相交れり、故に國俗女を產することを喜べり、それが中に、二歳三歳の時、指の爪を候ひ、細手粗手の性質を候ひ、若細手の生れ付なれば、國中○越後あらそふて是をもとむ、

〔北越雪譜 初編中〕紵積(をうみ)

余○鈴木牧之一年江戶に旅宿せし頃、或人いふやう、縮に用ふる紵を績には、その處の婦人誘ひあはせて一家にあつまり、その家にて用ふる紵を績たて、此人々たがひにその家をめぐりて績と聞しが、いかにといひき、いかなる人ぞ、かゝる空言をばいひふらしけん、さりながら、魚沼一郡も廣き事ゆゑ、右やうにする處もあるやらん、たとひありとも、こは下品のちゞみに用ふる紵の事ならん、下品の縮の事は、姑舍て論せず、中品以上に用ふるを績には、うむ所の座をさだめおき、體を正しくなし、呼吸につれて手を動せて爲作をなす、定座に居らず假に居て其爲作をなせば、おのづから心鎭ずして、糸に太細いできて用にたちがたし、常並の人の紵を績には、唾液を用ふれども、ちゞみの紵績には、茶碗やうの物に水をたくはひて、これをもちふ、事每に盥ひ座を淸めて、これをなすなり、

縷綸(イトニヨル)

糸に作るには、座を定め體を圍位(かたゐ)る事、績におなじ、縷綸その道具、その手術、その次第の順、その名に呼物、許多種々あり、繁細の事を詳にせんは、くだ〳〵しければ言ず、そも〳〵うみはじむるよ

り、おりをはるまでの手作、すべて雪中に在、上品に用ふる處の、毛よりも細き糸を、綴兆舒疾してあつかふ事、雪中に籠り居る、天然の濕氣を得ざれば、なし難し、

〔倭名類聚抄（十四調度絲具）〕鍋（紡績附）字書云、鍋（音戈）紡車收絲者也、字亦作檛、漢語抄云（都美）、唐韻云、紡（芳罔反、豆無久）、績（則歷反、字無）、績麻苧名也、

〔箋注倭名類聚抄（六調度絲具）〕都美、○中略今俗呼都無、或呼都毛、關西呼緒卷、○中略按說文云、檛盛膏器、韻會引徐鍇曰、古者車行、其軸當常滑易、故常載脂膏以塗軸、或假借用過字、或形聲作輠、史記荀卿傳云、炙轂過、集解引劉向別錄曰、過字作輠、輠者車之盛膏器、而膏施於車釭、故車釭得檛名也、車釭爲車之回轉處、故又轉爲凡車廻轉之義、禮記雜記云、叔孫武叔朝、見輪人以其杖關轂而輠輪者、釋文云、輠廻也、正義云、謂作輪之人以扶病之杖關穿車轂中而廻轉、廣韻云、輠轂頭轉貌、是也、紡車收絲之狀、似車轂之廻轉、故以檛爲名、玉篇木部云、檛、車釭盛膏者、又紡車收絲具、兼擧本義與所轉注也、而車檛用鐵作、故變木從金、玉篇金部云、鍋、車釭盛膏器、方言云、車釭、齊燕海岱之間謂之鍋、故紡車收絲具之檛、亦作鍋也、又斛釜之斛字、或從金咼作鍋、蓋後世諧聲字、廣韻云鍋、溫器、本書金器類引唐式云鐵鍋是也、近俗亦用之、其字與車釭及紡車具之鍋字全同、而作字之原不同也、大神宮儀式帳所云鏄、即此、鏄即塼字、塼見斯干詩毛傳、又作縳、見後漢書列女傳注、按大神宮儀式帳鏄、即收絲具、故云金銅鏄、莖長各九寸三分、輪徑一寸一分、即今之都無也、又斯干詩云、乃生女子、載弄之瓦、毛詩、瓦紡塼也、集韻、塼紡錘、然則塼與瓬同、謂以瓬作錘、所以抽緜爲絲也、故詩謂之瓦、然則塼是今俗紡絲具錢車之類、與鍋不同、然其紡緜得絲則同、故借用鏄字也、○中略今俗亦抽緜爲絲、爲都牟久、按都牟久、活用都美也、又謂抽糸所織之䌷爲都牟伎、亦同語、○中略廣韻云、紡、績紡、與此引唐韻云績也不同、按聘禮鄭注云、紡、紡絲爲之、今之縳也、謂紡絲所爲之䌷謂之紡、漢時縳即是、鄭所云紡絲者以塼抽緜爲絲也、訓都牟久爲允、說文云、紡網絲也、段玉裁曰、網絲不可通、當作紡絲也、又按詩豳風、八

月載績、毛詩、載績絲事畢而麻事起矣、正義績緝麻之名、是績謂治麻之事、績之言積也、積短爲長、故爾雅釋詁、績繼也、紡者謂抽繭爲絲、猶績緝麻爲布縷也、是紡與績二事不同、廣韻解紡云績紡者、猶言紡績之紡、以紡績其事相類、並舉以示其義也、與江、江海也、沼、池沼也、肘、肘腋也、殿、宮殿也、錫、鉛錫也、羅、綺羅也、箸、匙箸也、侮、誑侮也之類同、源君引脫一紡字、非是、又按紡績析言之則然、統言之績亦可謂紡、昭十九年左傳託于紀鄣紡焉、正義紡謂紡麻作纑也、急就篇、纍繘繩索絞紡纑、注、紡謂紡切麻絲之屬爲纑縷也、是也、然謂紡爲績者無有、則可以證脫紡字之非也、○中略新撰字鏡古本、訓乎宇牟、萬葉集、績麻訓宇美會、今俗亦謂辟麻爲纑縷爲宇牟、○中略昌平本、下總本、三績字皆作績、温古堂本同、伊勢廣本、活字本、刻版本標目作績、伊勢廣本正文皆作績、活字本刻版本正文與舊同、按績即績字、說見織機具卷子條、

〔東雅九器用〕鍋ツミ　倭名鈔に、字書に鍋は紡車收絲者也、字又作檷、漢語抄にツミといふ、唐韻に紡は績也といふは、ツムグなり、蔣魴切韻に、績は績麻苧名也といふは、ウム也と註せり、ツミとは、紡之謂也、俗にツムといふもの是也、鍋は温器也、檷は檷の本字也、倭名鈔に、並に讀みてツミといひ、また引く所の書名も不詳、延喜式には、罇讀てツミとす、罇は田器也、これもまた其據る所を知らず、毛詩斯干篇、載弄之瓦の注に、瓦は紡塼なりと見えて、先儒讀みてツムといふが如きは、誠に然なり、ツミといひ、ツムといふは轉語にして、紡塼とも紡錘ともしるすもの即是也、また倭名鈔に、紡車の字、鍋の字の注に見えたれど、和名をば注せず、其代には如何にやいひけむ、即今俗にイトヨリグルマといふ是也、また鍋の注に、績は績麻苧也と見えて、績桶俗にヲコケといふものをば載せず、延喜式に、麻笥、よみてヲケといふは、今俗にヲゴケといふもの是也、

〔倭訓栞前編十六〕つみ　和名抄に紡車をよめり、つむぎの具なれば名くる也、むき反みなり、俗にいとよりぐるまといへり、つむのをは紡車絃也、俗に事の絶てあとのつがぬを喩へて、つむのをのきれたるごとくといへり、つみは紡錘也ともいへり、抄に鍋又檷をよみ、延喜式に罇をもよめり、新撰字鏡同じ、集韻に、塼は紡錘と見えたれば、塼に作るべきにや、又式に金銅罇二枚、莖長各九寸三分、輪徑一寸一分と見ゆ、金銅なるをもて金に雙びたるにや、今いふ緒巻とおもはる、關東に

ては緒巻をつむといへり、

〔和漢三才圖會 三十六 女工具〕紡車 紡車、俗云豆無久車、 鍋音戈 檛音和 和名都美 綿筒、俗云慈牟岐、

紡車收絲者也、三才圖會云、紡車有大小二品、凡麻苧之郷在在有之、又有木綿紡車、並其輪動弦轉筝纑随之、紡人左手握其綿筒、不過二三續、於筝纑牽引漸長、右手均撚俱成緊、

按和名抄、鍋檛共爲都美者未詳、鍋音戈 温器也、檛音戈 盛膏以塗車輪器也、今多用紡錘二字、攝州平野紡錘良、捲綿於筵、抽筵則如筒、謂之綿筒、

○蟠車 撥車 撥柎 車柎、俗云末以乃波、

三才圖會云、纒纑具也、又有木綿撥車、其製頗肖、但以竹爲之、方圓不等、先將紡訖綿纑於稀糊盆內度過稍乾、然後將綿纑頭縷撥於車上、遂成綿紝、

按、今所用木綿蟠車、以纑絡縷於籰者也、其車如十字而端穿穴、彎竹四柱插之、使纑不亂、其竹名曰止宇士、

○纑車 纑音盧 紝同紝 綛詳于絹布類下 俗云加世

按、紡錘縷滿抽取之、圓長而本闊平、末窄尖、謂之玉、取緒絡䡅木、其木如工字樣、而長短不定、持左手振絡絲、凡二十線爲一蛭纒、五十蛭纒爲一纑、

近年製䡅車絡之甚捷、蓋䡅者有橫木杖也、此器形似、故名加世、

○木綿○紝○床

農政全書云、木綿紝床、其制如所坐交椅、但下控一紝四股、紝軸之末置一掉枝、上椅豎列八纑、下引綿絲、轉動掉枝、分絡紝上、絲紝既成、次第脫卸、比之撥車、日得八倍、始出閩建、○中略

○績○䉤 苧桶、俗乎於介、 俗云乎古介

績䉤、三才圖會云、績䉤盛麻績器也、䉤籠也、或篠蓋編之、大小深淺隨其所宜、

按、倭所用捲檜片板爲桶、謂之績桶、〇中略

〇捲(まき)〇筵(たけ)　捲筵、末木多介、　綿筒玆牟木、又云阿女、又云閉知末、

三才圖會云、捲筵、淮民用蜀黍稍莖、取其長而滑、今他處多用無節竹條代之、其法先將綿毳條於几上、以此筵捲而扞之、遂成綿筒、隨手抽筵、每筒牽紡易爲勻細、〇中略

〇撚(はつ)〇綿〇軸　波豆

三才圖會云、撚綿軸、其制作小碢、或木或石上插細軸、長可尺許、先用叉頭挂綿、左手執叉、右手綿上軸懸之、撚作綿絲、就纏軸上、卽爲細纑、閨婦室女用之可代績紡之工、

絲改所

〔永祿帳〕御觸

此度後藤縫殿助義

御召御用糸改方被仰付候ニ付、國々より當地へ差登せ候上糸之分、問屋共より縫殿助方へ指出し、縫殿助へ買上げ、其餘は問屋ニて勝手次第賣拂候樣申渡、右糸改方之義は、問屋共其向寄ニ糸改所壹ヶ所、縫殿助相建候筈ニ候間、其旨可相心得候、

一右ニ付縫殿助へ

御召御用代、御前貸金貳万五千兩拜借被仰付候ニ付、糸問屋糸屋町之者、并織屋共又は散在致罷在候織屋下職、其外之者共も仕入金として貸付候筈ニ候間、望之者は借り受可申候、

右之趣、洛中洛外へ不洩樣可相觸者也、

安永八年亥三月九日

〔德川禁令考五十六布帛絲綿衣服〕慶應元丑年十二月

生糸并蠶種紙改印之儀ニ付御書付

周防守殿御渡　大目付江

生糸之儀、近來賣捌方猥ニ相成、諸民難澁之趣相聞候ニ付、今般爲御取締之諸國生產元方支配、御代官おゐて、御料ハ勿論、最寄小給所、寺社領之分とも相改、御預所之分ハ、役場ニ而取扱、爲登糸、又は織元遣ひ用、其外外國行の分とも、夫々改印いたし候筈ニ付、都而改を受、實意ニ取引可致候、尤右改方手數料として、糸荷貫數に應じ、夫々口糸取立、小給所、寺社領之分は諸入費引去、其餘地頭江被下、万石以上領分之儀ハ、改印御貸渡可相成候間、都而御料之振合を以、領主に而相改、手數料も所務いたし、右取立高之內、相當之冥加相除、改相濟候口々、仕譯書、一同年々六月十二月兩度ニ、最寄御料改所江可被差出候、然上ハ、是迄橫濱行之分、江戸問屋共方ニ而相改候仕來ハ、以來御廢止之儀と相心得、委細之儀ハ最寄御代官へ可被承合候、○中略

十二月

右之趣可被相觸候

〔永錄帳〕江戸表より到來

正德三巳年御觸書寫

一長崎表において、近年打續糸類すくなく渡り來、京都織殿之者共、其渡世を失ひ候由、去年春前御代御聽に達し、織物之類、和糸を兼用ひ、家業をも取續候樣可仕之旨被仰出候、然る處に、去年以來、眞綿幷絹紬等商內仕候もの共申候ハ、二拾年以前、京都へ登り候和糸の數、次第に相增し、諸國より出候眞綿絹紬等、年々其數を減じ候、京都にて和糸を用ひ候事相止候ハヽ、眞綿絹紬等之代下直にも可被成よしニ候、眞綿絹紬等の數減じ候事も不可然事に候得共、長崎表へ渡り來候織物糸類、その數も減じ、京都織殿之もの共の渡世を失ひ候事ハ、彼是以尤不可然事どもに候、前御代思召も有之、被仰出候事ニ候上ハ、自今以後も、京都織殿之者共、和糸を兼用ひ候て、織もの等之數をも仕り出し候樣ニ仕り、且又只今迄糸綿等仕り出し候國々ハ申すに及バ

ず、其外の國々にても、御領私領に限らず、桑蠶に宜しかるべき土地にて、糸綿をも仕り出し候ハヾ、其品ニ利潤のためのみにあらず、織物糸類、幷眞綿絹紬等之類ハ、後々に及び候てハ、世上通用のためも宜しかるべく候、但桑蠶に宜しかるべき土地、幷糸綿仕り立候事等ハ、武家方幷田舍之者共不案内之事に可有之候間、すべて此等の商內仕候もの共、其心得可有之事に候、

巳五月

御觸書左之通

一去夏以來、和糸直段高直ニ成候ニ付、段々と吟味候處、去年は蠶不宜候ニ付、其通りニも有之候、然れ共、蠶惡敷を幸ニ存知、糸問屋之內其外よりも、糸出生之國々へ參候て、直買仕買〆致候て、糸直段高直ニ成候旨粗相聞へ、不屆ニ付、遂吟味候へ共、諸國先き〳〵之事故、其筋不相聞候、然る處、糸下直ニ可仕候間、和糸改惣問屋申付候樣願出候もの有之候へども、多くは願人自分之勝手を存、世上之益ニ不相成候ニ付、不取上ゲ候、依之和糸下直ニ成候爲、有來る糸問屋三拾四軒之內より、此度右三人和糸改メ年寄申付候、向後問屋之外ニて、猥ニ糸直買仕候者有之ニおいては、急度可咎候、

右之趣、洛中洛外へ可令觸知者也、

享保廿卯二月

〔永錄帳〕武州龜有村清右衞門願之趣ニ付、御役所樣より左之通被爲仰出候、

一但州氣多川、播州市川通船請負人武州龜有村清右衞門義、江戶表ニて、諸色問屋願書出し申候、願書之趣、江戶表ニて、御聞屆被爲遊候ニ付、當處御役所より指支之義は無之哉と御尋被爲遊、則左之通御返答書奉指上候、

乍恐返答書

一武州龜有村清右衛門義、但州播州通船請負、但播兩國其外近國北國筋米雜穀諸產物、右兩川積廻、京、大阪、奈良、堺、伏見五ヶ所於會所問屋を離れ、直買賣之義、江戸表ニて御免被仰付、右清右衛門義、多少之御運上指上、其上御城米も積廻し、御用相勤由、則右五ヶ所ニて直賣買之品書被差上候ニ付、譯も相立候、障之筋も有之候ハヾ、御返書差上譯も無之、願之趣ニ候ハヾ、不被爲及頓着旨、御書付之趣奉拜見候、

此義、和糸之義ハ、凡百十ヶ年以前、明曆年中之比より、最初濃州江州ニて糸挽出し、於當地私共相登り、夫より段々國々ニて糸挽出し、增長ニ被御用、御織物は不及申、諸織物等、西陣表ニて、自由ニ織出し候へバ、諸國之糸類、御當地へ不殘爲指登、御用御織物は勿論、世上通用之勝手宜被成、御當地ニ限り、第一之商賣之義ニ御座候、則諸國より私共へ爲指登、糸屋町之內、糸屋之外へハ一切賣渡し不申義ニ御座候故、糸賣買之義は、相滯候義は無御座候事は、全く前々より只今ニ至迄、元〆り罷在候糸筋取扱仕候もの共、難有渡世仕罷在候、然る處、今般大阪、奈良、伏見、堺四ヶ所、和糸直買之義、會所被爲仰付下候てハ、諸國より私共へ爲指登候糸減少仕、其上諸向へ賣渡し候へバ、絲相庭混亂仕、是迄取〆り罷在候商賣體之者共、指障りニ被成可申旨、歎ヶ敷奉存候、

一此度御書付之內、加賀絹、同撰糸、丹後絹、縮緬、布類之義は、寬永年中之比より、凡百三十ヶ年以前より、其國々より私共へ相登し、問屋商賣相續仕來り候ニ付、絹相場書、延寶三年卯歲より書上被爲仰付候故、只今ニ至迄奉指上候、勿論相場混敷不仕取〆り罷在、難有渡世相續仕來候、然る處今般右清右衛門御願被奉申上候直賣買之義、御免被爲仰付被成下候而は、自然ニ相庭混敷仕、歎ヶ敷奉存候、乍恐私共ハ不及申、絹類取扱仕候商賣體之者共迄も、指障りニ相成、家業相續難仕、難儀至極仕候、右御尋被爲遊候ニ付、乍恐御答書奉指上候、

私共義は、是迄御公役も不ㇾ相勤、御運上も不ㇾ奉ㇾ指上候て、此度御願申上候義は、恐多奉ㇾ存候へ共、右之通ニ御座候へバ、此上押て被ㇾ爲ㇾ仰付候ても、是非ニ不ㇾ及御義に奉ㇾ存候、併追日格別問屋ニ指障り候義仕候ハヽ、其上御願申上度奉ㇾ存候、

寶暦十四年申二月朔日　　糸絹惣連中

一寶暦十四年四月朔日ニ、仲間年寄御召出被ㇾ爲ㇾ仰渡候義は、此度糸絹問屋商賣願出候者有ㇾ之候て、當時御益金何程永年金何程宛上納可ㇾ仕候、然ル上ハ問屋共より商內高金百兩ニ付金壹兩づゝ取ㇾ之可ㇾ申旨願出候、其方共仲間中如何致候哉、御尋被ㇾ爲ㇾ遊候故、其數惣中打寄、翌二日ニ日延御願奉ㇾ申上候處、明三日急度返答書奉ㇾ指上候樣被ㇾ仰渡候、

月日

一札

一此度糸絹問屋商賣之義引受、冥加金幷御運上金差上相勤申度旨、御願申上候者有ㇾ之候ニ付、私共此度願人之通、冥加金三千兩、幷運上金千兩指上ゲ、是迄之通問屋商賣仕候樣被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ被ㇾ下候樣御願申上候處、相違無ㇾ御座候、願之通被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ被ㇾ下候ハヽ、右差上候金高割合之通、無ㇾ相違指上可ㇾ申候、萬一遲滯仕候ハヽ、如何樣共可ㇾ被ㇾ仰下候、爲ㇾ其連印、仍而如ㇾ件、

申四月三日　　糸絹仲間一統連印

御年寄中

安岡岩佐兩家也

〔永錄帳〕一龜有村清右衞門願被ㇾ爲ㇾ立置候ハヽ、當時金五百兩指上、永年貳百兩つゝ上納可ㇾ仕候、右兩樣之內、如何共被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ被ㇾ下候ハヽ、只今迄之通、賣人買人へ銀壹貫目ニ付拾匁口錢仕掛ㇾ之外、相增候義仕間敷候、勿論御益金を申立、不正之義仕間敷候間、何分私共往古より仕馴候渡世相續

仕様、御慈悲を以被為仰付被下候得ば、難有可奉存候、

以上

明和元年申四月

安岡次郎三郎

岩佐太郎兵衞

御

右願書指上候へバ、糸絹仲ケ間之内惣代として人柄見立、五人罷出候様との御事故、丹藤、美ノ傳、井瀬、但、書、年寄同道ニて罷出候、再々惣仲ケ間桔傳迄相詰居候へバ、則惣中共御召有之、口書之趣意ハ百ケ年以前、江戸御觸書ニ蚕増長致候様之趣故、江戸駿河町越後屋幷ニ伊豆藏富山、其外此手筋之者共と申合、蚕出生之國々へ、前金指下、夫より段々増長為致候趣也、

乍恐口上書

一私共西陣表惣織屋糸道職方之者ニて御座候、其昔應神帝御在世より織始、子孫ニ傳へ、于今織屋渡世仕候、御上々様御用等承り難有仕合罷在候、誠ニ私共商賣之義ハ、外々之商賣とハ違、買方賣先き都合不致、別ニ引分り糸高直成時も、絹下直に成、又ハ糸下直たり共、絹相應之直段も有之、上下別れ、貳拾年來積り候處、壹人手間、凡銀目七分程ニ相當、殊之外細き商賣故、常に朝夕細々ニ飢を凌ぎ、渡世仕候處、此度糸屋町より申參候は、糸問屋より御益として、金子三千兩指上、年々千兩宛可指上旨承給、尤問屋之義は、賣買之口銭を取、自分之餘力を以、御冥加被指上候は、私共より申不及候得共、若哉末々被相掛候而は、一向渡世相掛り不申、迷惑至極ニ及候、扨々銘々自分之知謀を以、御益指加、我利欲を兼、色々様々之義を願、事を好、下々を痛め候段、甚歎ケ敷奉存候、其上御威光を以我儘を働き、問屋元〆と成候へバ、末々之もの一向致方無御座候、糸道之筋ニて暮し候者ハ、凡京都五歩通も御座候處、全體糸問屋之義ハ、三拾年以前糸會所被相

立、私共商賣之妨ニ相成候ニ付、其後貳拾七八年以前ニ御願申上候、右糸會所相止め、是迄無難ニ渡世仕候處、又々此度問屋存立候得ば、末々のもの共一向渇命ニ及候、乍恐是迄之通被成置、裏借屋ニ暮し候輕き者共迄、連々渡世仕候樣被成下候ハヾ、廣大之御慈悲と難有可奉存候、以上、

寶暦十四年申四月

〔永錄帳〕御觸

一諸國より京都へ指登候糸絹布反物之義ハ、前々より當地糸絹問屋共江引請賣捌候義ニ候處、近來當地諸商人其外之もの共、猥ニ糸絹布反物出生之國々へ罷下、又は手寄を以直買致し、於當地問屋同樣賣捌候由、問屋之外にて、糸絹布反物等直買致賣捌申間敷旨、前以觸書指出置候ニ付、先達ても問屋外之者共、直買致、問屋同樣賣捌候もの共有之、吟味之上、夫々咎等も申付、其後も觸書指出候處、今以不相止候由相聞、甚不屆ニ候、以來問屋外之もの共、猥ニ國方江罷下、又は手寄を以て直買致、於當地賣捌き候もの有之候ハヾ、問屋共より訴出候樣申渡候間、紛敷仕形を以、糸絹布反物共直買賣候義、堅致間敷候、右之通相觸置候上ニも、不相守もの共有之バ、吟味之上、急度咎め可申付候間、此旨洛中洛外へ不洩樣可觸もの也、

右之通、安永二巳年相觸置候處、今以不相止、絹布反物類、近來は當地諸商人之內、大阪并其外へも小店を出し、國々ニて直買致、染地と名付、當地へ差登せ、當地ニて賣買致候もの有之趣相聞、度々觸書指出有之候處、不相守、右之致方不屆ニ候、自今右體不埒者有之候ハヾ、早々名前を以、訴出候樣、此度問屋共へ申渡し候間、紛敷致方を以、糸絹布反物類、國々より直買致、當地へ指登せ賣捌候義、堅致間敷候、若不埒之者有之候ハヾ、吟味之上、急度咎可申付候條、此旨洛中洛外江不洩樣可相觸者也、

安永八亥四月

〔拾要抄 六〕嘉永四亥年六月

一糸問屋　前々より渡世相續 拾七人　丑年後新規商賣相始候者 三人

〆現在人數貳拾人　外に 假組八人

是者享保年中ゟ人數御定無之、町年寄江名前帳差出進退仕候處、文化度、十組菱垣廻船積仲間ニ而、軒別御取極相成、去ル丑年御改革之砌御差止、

右之通御座候、今般文化以前ニ立戻り、人數御取極無之、此度名主共書上候、現在渡世之者、問屋組合再興被仰付可被下哉、名前帳之儀者、兼而被仰渡候通、私共方江取置、以後加入井讓替等、組合差添可願出旨申渡、其刻々御内寄合ニ而伺之上進退可仕候、則差出候名前帳貳冊奉差上、此段申上候、以上、

亥 六月　町年寄

附箋 書面糸問屋之儀取調候處、問屋組合相立候起立之書留は、相見不申候得共、別紙之通り、明暦度御觸御文言之内ニ、糸屋之名目有之、年古より組合建來候段者相違も無之、紛敷儀も無御座候間、今般問屋再興名前帳假組之分共、町年寄江御下ゲ、本帳相仕立、調印爲仕、以來增減其外伺之通、取計可申旨被仰渡可然哉ニ奉存候、

亥 六月　再興掛

下ケ札 此朱書起之儀、享保六丑年口々井同十一午年、拾五品取極之節、新規仕出し物、御取締組合被仰付候處、唯今迄之通、屆等不相替可申出興申渡、一々廉書書無、追年私共見出し、問屋銘書等ニ者、享保六丑年取極之口々相記シ候得ども、名前元帳、去ル丑年破帳仕候間、右享保六より十一年迄之處、碇興年月差定書上仕兼、本文之通申上候、

絲屋

〔延喜式 四十二 東西市〕絲廛 〇中略 紵(カラムシノ)廛 〇中略 苧(ヲノ)廛 〇中略 右五十一廛東市　絲廛 〇中略 紵廛 〇中略

麻廛　續麻廛 〇中略 右卅三廛西市

〔國花萬葉記 六ノ三 攝津〕大坂名匠諸職商人幷諸問屋 〇中略

糸屋　本町一丁目高麗橋一丁目堺筋

〔天保十一年武鑑〕御糸屋　十軒店　欋屋傳兵衛(御召御糸所かんだお玉が池)　瓶子屋庄三郎(御糸

物方やげんぼり天下水前)　家城彌十郎(織殿御用京都和糸絹問屋代するが丁)　宮下五郎兵衛　中村善作

〔元治改正京羽津根 三〕糸類

六角柳馬場東へ入　山城屋宗三郎　不時松原下　大和屋善兵衛　五條建仁寺町西　美濃屋武兵衛　新町四條上(絨糸下緒組物師)　俵屋利右衛門

雜載

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰、〇中略 其四曰、罷舊賦役、而行田之調。凡絹、絁、絲、綿、布、並隨鄕土所出、田一町絹一丈、四町成匹、

〔令義解 三 賦役〕凡調絹絁、(謂細爲絹也、麁爲絁也、)絲綿布、並隨鄕土所出、正丁一人、〇中略 絲八兩、〇中略 並二丁成絇屯端、(謂絲十六兩曰絇也、綿二十二片、曰屯也、布五丈二尺曰端也、)

〔續日本紀 六 元明〕和銅七年四月戊寅、制諸國庸綿、丁五兩、但安藝國絲丁二兩、遠江國絲三兩、並以二丁成屯絇也、

〔續日本紀 六 元明〕和銅七年二月辛卯、詔曰、〇中略 調庸以外、每人儲絲一斤、〇中略 以資産業、〇下略

〔東大寺正倉院文書 二十九〕但馬國天平九年正税帳

年料修理器仗(短甲十三領〇中略)料雜用充稻壹仟壹伯肆拾肆束 〇中略

絲肆拾玖斤(小斤〇別十束〇)直稻肆伯玖拾束

綿

綿ニ、眞綿、繰綿ノ別アリ、眞綿ハ卽チ蠶綿ニシテ、上代單ニ綿ト稱スルモノ、皆蠶綿ヲ謂フナリ、繰綿ハ卽チモメン綿ニシテ、木綿(ワタ)ノ實ニ生ズル絮ヲ繰リテ製シタルモノヲ謂フ、蓋シ木綿ハ中古舶來スル所ニシテ、我國固有ノ產物ニアラズ、其種ヲ傳ヘ、之ヲ諸國ニ植エシメタルハ、桓武天皇ノ延曆年間ニ在リ、然ルニ中世漸ク其種ヲ絕チ、之ヲ知ルモノ無キニ至リシガ、足利幕府ノ季世復タ綿種ヲ傳ヘ、德川幕府ノ時代ニ至リテハ、其需用頗ル盛ンニシテ、當時之ヲ唐綿ト稱シ、以テ眞綿ト區別セリ、

名稱

〔倭名類聚抄 十二 絹布〕緜絮 附屯字　唐韻云、緜(武連反、和名和太、)絮也、四聲字苑云、絮(息慮反)似綿而麁惡也、唐令云、綿六兩爲屯、(屯聚也、俗一屯讀、飛度毛遲、)

〔箋注倭名類聚抄 三 絹布〕按説文、絮、敝緜也、玉篇、緜新絮也、絮、敝緜也、禮記玉藻正義、好者爲緜、惡者爲絮、昭二十年公羊傳注、絮謂新緜、急就篇注、精者爲綿、麤者爲絮、今則謂新者爲綿、故者爲絮、釋名、緜猶湎、湎柔而無文也、絮胥也、胥久能解落也、皆緜絮相對爲稱、然或有統言之者、漢書文帝紀注、絮綿也、是也、又按説文、緜、聯微也、从系从帛、是緜本聯緜字、以爲緜絮者轉注也、

〔書言字考節用集 六 服食〕綿(ワタ)　絮(同)　縕(同出不)　纊(同出安)

〔東雅 七 器用〕綿ワタ　義不詳、日本紀、姓氏錄、古語拾遺等を併考ふるに、應神天皇の御時に、秦皇の後弓月君、百濟よりして來歸し、その孫浦東君が時に當りて、仁德天皇詔して、波陀の姓を賜る、秦の字讀でハタといふ、卽是也、其ハタと云ひしは、かの貢せし所の絹綿、肌膚に軟かなるをもて、其姓となされしと見えたり、此事に據らむには、綿をよびてワタといひしも、其義又これに同じかるべし、古語にはハといひ、ワといふ事、相通せしと、萬葉集抄にも見えたり、

疊綿　細屯綿

めなし綿　ゑのぶ綿

〔倭訓栞前編和四十二〕わた　綿をよめるも、腸の義成べし、三代實錄に、細長綿、石見綿、調綿、庸綿、延喜式に、細屯(ホソキチノ)綿など見えたり、平家物語に、富士の綿、明月記に、富士綿如雪と見ゆ、職人歌合に、めなし綿、ゑのぶ綿などいへり、棉も同じ、

〔古今要覽稿草木〕わた　日本書紀、續日本紀、萬葉集、和名類聚抄、

釋名

按に、わたは腸の義、衣服茵蓐の類みな中に入る、事、腹腸のごとくなるをもてゑかよべり、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合綿伍佰捌拾捌屯疊綿參牒　調四百九十九屯　之中佛物十一屯　入部等物一屯　悲田分二百卅三屯　通物二百五十四屯　唐八十九屯　之中佛物十七屯　法物六屯　聖僧物八屯　悲田分十九屯　衣田分衆卅屯　疊綿三牒　功德天物一屯　溫室分四屯　塔分物四屯

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、○中略疊綿二帖、細屯綿二屯、各三兩一分二銖爲二帖屯、○中略越中國○中略調、白疊綿二百帖、自餘輸白細屯綿、

〔空穗物語藤原の君〕おとゞかしこまりもよろこびも、ひとたびに聞えんとて、おほきなるころもはこ二に、うるはしききぬ、たゝみわたなどいれて、これは絵はれるくにの物なり、さき〴〵の國の物も、いとおほくさぶらふといひてかへしつ、

〔空穗物語初秋〕くらつかさのきぬのかぎりなきえり出して、いつかけのからひつのうへに、五百疋いみじきかぎり、今五かけには、たゝみわたの雪のふりかけたるやうなるが、五ゑやくばかり、ひろさ五百枚えりいれて、○下略

〔七十一番歌合下〕五十九番　右　綿うり

一村も疊るとみゆるめなし綿おなじ色なる月のさやけさ

右、めなし綿は、きはめて白くきらの侍とかや、されどあさ絲の歌、心ひくすぢなり、

我戀の心一つにしのぶ綿つみしらすべき便なければ

左歌、かなびきはよき亭といへり、又しのぶ綿ともにすてがたし、

むしり綿

〔時慶卿記〕慶長十五年七月廿九日、材木屋ノ二兵衛來、ムシリ綿一把上候、阿波國ヨリ一昨日上洛ト、進盃候、

初見

〔日本書紀二神代〕是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥巳死、乃遣疾風擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者及持帚者、〇中略又以雀爲舂女、一云、乃以川鴈爲持傾頭者、(中略)以鵄爲造綿者、

〔古事記傳十三〕造綿者は、私記に、謂今以綿漬水、沐浴於死者之人耳と云へれど、そればかりの綿は、いといさゝかなれば、それ造者とて、別に充べくもあらず、故思ふに、屍のゆるがざらむ料に、棺内の空處を、上代には綿してぞ塡めけむ、其綿は多くいることなれば、それ造者を云にや、されどこれらは、いと定めがたきことなりかし、

〔倭訓栞前編四十二〕わたつくり　神代紀に、造綿者をよめり、死者の事にいへれば、沐浴して後にふきぬぐふに用うといへり、されば養蠶の事もみえたれば、此時より綿と稱するものありしにや、或はゆふつくりと見えたり、

〔木綿通考〕吾皇朝にいにしへ棉有しを聞ず、唯萬葉集卷三に、しらぬ火の筑紫のわたは身につけていまだはきねどあたゝかにみゆ、とあるを、物にみえたる始とすこれ舶來の物なるべし、續日本紀に、神護景雲三年三月、始勅太宰府歲貢棉、とあるも、唐山より齎わたせる棉を貢りし也、其後類聚國史に、延暦十三年七月、有蠻舶漂流至參河、其人以布覆背、〇中略とあるぞ、其種を傳へ來れる始なりける、然れども中頃の世に絕はてたりと覺しくて、夫木集に、新撰六帖にも見ゆ衣笠内大臣の歌、〇中略敷島のやまとにはあらぬから人のうゑてし綿の種は絕にき、ともよみ玉へり、卽延暦の世に種たりし種をさし玉へるなり、野語述說には、永祿天正の頃、始て棉種西域より

眞綿

渡り來て、今に百年餘になりぬ、祖母嘗て語られしは、わが十五六歳の時、美濃の岐阜にて木綿といふ物を始て著たりき、當時は人々綺綾の如くに珍重したりしを、それより在々所々に多く植て、一般にひろまりたりと也、されどもいまだ紡織の法を悉さで、今日の精緻には及ばずとみえたり、これ延暦より後ふたゝび棉種の傳來せるなり、

〔俚言集覽 末〕眞綿　繭を煮て出したる綿也、法令綿は草綿也、木綿は山野に生し木より取たる綿也、

〔倭訓栞 前編二十九 末〕まゆ　繭は眞木綿の義なるべし、○中略蠶の眉の中、多くいくつも居あり、一匹おるあり、夫をひとつまゆといふて、其絲甚好、專ら糸につくる、二ツ三ツ出るは、其絲弱きにより綿に作る、天工開物に、凡取絲、必用正圓獨蠶繭、則緒不亂著、雙繭併四五蠶共爲繭、擇去取綿用、或以爲糸則粗甚といへり、

〔萬金産業袋 五 眞綿類〕總じて綿は、諸國所々よりいづるうちに、御召綿、獻上綿などいふは、越前の束ね綿也、いろしろく濃にて誠雪の如し、昔よりゆい綿とて、繪などにも書は是なるべし、綿の性吉水なるゆへにや、少シ膸(ねはり)は薄くしてよはしといふ、全體いづる時より肘綿なるを、綿商賣の家にてうつくしく引のばし、壹把といふに綿目六拾匁計重ね合せ、靑き細引にて、ひぢの末のほそき所二所を、二重づゝ廻しめて、ゆひ臺につむ也、右ほそ引とも、皆懸八拾四五匁づゝあり、引のばしやう大分修練ある事、扨同じ越前より折敷、小ひぢなどいふも出る、何も綿の性ねばりすくなくていろ白し、上州よりいづる綿の品、これも數々の内に、折敷とて尺四方ほどづゝに引き、ふたつ折にしていづる、色は越前よりは少淺黑けれども、綿の性至極つよく、ねばり有て抓て目減ず、着用にはいかにも宜し、ひぢなまこもいづる、上物中物下物しなじなあれども、みな性はよろし、次では加賀綿也、性よし、をしき、ひぢ、福嶋綿、越前に似ていろ白く美しけれ共、これもねばり薄し、をしき綿、ひ

繰綿

ちいづる、その外、江州八まん綿、同く日野わた、丸岡わた、越前のつぎ也關東には眞綿の出所、信濃、甲州、相模、武藏等の郷の爰かしこゟいづる事大分、北國、中國、西國筋ゟまたいづるもすくなからず、委曲をば爰に省す、扨綿店にて抓綿とするは、あるひは中綿は近江、加賀、上州など、つよき弱きを調合し、上綿には福しま越前等のいろ白きを、薄く着せて抓せ置也、百目を四袋にす、此百目といふに、正味葉綿(ハワタ)の時九四五匁づゝ、懸てつますれば、店綿とて着用摘とはちがひ、筋しけもとゝねども、いづれにはつむに付て目減九拾匁は有りなし也、但つみの事は、京抓はもつとも内外むらなく、筋きれてよしといへども、なべてぬり桶平く、袋の形筒みじかにして横廣く、いるゝに勝手悪し、綿も横へ引のばす事も好まぬといへり、江戸抓はいづれはすこし摘あらきながら、袋形をよくし、口の廣くならぬやうにとつむゆへに、綿の性くたびれずよしといふ、何れを是といふ事をしらず、染綿といふは、紅ぞめ、もゝいろ、淺黄等にそめ置事、地の薄き黒はぶたえ、又はうすき紅など、中入綿の外へ透て、白く見ゆるゆへ、中綿のうへに、右の染綿を一へん引クに、外へしろく透すして、表の地の薄きを隱す、あるひは又つみ綿を五色に染、色綿とて獻上などにするも有、

〔俚言集覽 毛〕木綿　夏山雜談、○中略近代の木綿は、延暦年中、崑崙人實を持來りて、三河國に始めて植ゑ、其後絕て久しく、文祿年中、蕃國より種來りて、是より天下にハはびこりたりと云り、愚案、蕃人持渡りしは草綿也、　もめん、わた、綿花、

〔古今要覽稿 草木〕わた

わたのものにみえしは、日本書紀に、鷄を以て綿造とすと、神代の卷に志るされしによれば、太古より皇國に此物あるに似たれども、此綿造といふは蠶綿なり、はるかに世くだりて、神護景雲三年三月、はじめてとし毎に、太宰府より綿廿萬屯を、京庫に輸すべきよし官命ありしは、蠶綿なるや、草綿なるや、たしかに志るべからず、此以往も百濟、新羅、高麗等の貢使に、綿數百斤を給ること、

書紀に見えたるも、絹わたにや、其後延暦十八年の秋七月、人小船に乗て三河國に漂著せり、其人言語通せず、何異れの國の人なることをしらず、後自らいふ、天竺人と、其もち來る物、草實の如きものありて、綿種といふ（日本後紀）とみえたり、其翌年（延暦十九年也）四月、流來人持きたれる綿種をもて、紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、及太宰府等の諸國にたまはりて、これをうゑしむと、類聚國史に載たり、其種を植る法、くはしく同書に見ゆればこゝに略せり、これ今の世に多く用る草綿にして、國益たる事、五穀と共に有用のものにして、國民の寒苦を助くるもの・最多なるは、此綿種にしくものなし、故に延暦十九年、數ヶ國に賜りて植廣めしむといへども、土地の寒暖肥瘦によりて、榮と不榮とあるが故、其地を撰びて植付をなし玉へども、其中太宰府の地には繁生せしにや、綿數萬屯を調貢せし事、國史等に見え、また延暦廿三年、平城七大寺の僧に、大般若誦經の布施物に賜る所の綿五百六十斤と見え、天長四年正月丁卯、綿三百屯を以て川原寺に誦經すと見え、其外諸寺誦經僧の布施の綿三百屯、或は五百屯、或は七百屯と同書中に見えしが、弘仁八九年より以來、誦經僧に賜る所の綿一萬三百屯とも、一萬五百屯とも、或は一萬屯を七大寺の常住僧に施すと、國史に見えたるをもて考るに、延暦廿二三年の比は、綿も國土に多からざりし故、寺僧に賜る綿も五六百斤程なりしかど、弘仁八九年より、天長の初年の比にいたりては、草種の綿繁生せし故、年分官庫に調貢の綿迄も、數十百萬屯に及びしと見えぬるは、誦經僧に五七百屯ばかり賜りし物施、一萬五七百施屯を物となしたまふを以ても、世に綿の多くなりし事しられたり、しかるに其後、漸々に年豐たかならざりし事のありしによりて、貞觀七年六月、諸國にみことのりありて、升米もとむるもの、飢口難レ餬、買二屯綿一者、寒身不レ暖、宜下牓二于路頭一、嚴加中禁止上、若有二乖違一、隨レ決答、と（三代實錄）見えたり、こゝにいたりて次第に綿作減少し、元慶八年、太宰府年貢の綿十萬屯、其内二萬屯は絹を以て相轉じ進レ之と（同上）見え、彼府申請、春夏連雨ありて、蠶養利あらず、綿を作る是乏し、輸貢可レ闕、望ら

くは相換進之とみえしによれば、年々に綿作みのりあしくして、常數の調貢なりがたきにより て、絹を以て綿にかへて奉りしなり、夫より年々に乏しく、或は出來、或は不出來の年ありけれど も、延喜の比はいまだ草綿の種も絶ずしてありしにや、太宰府より貢綿使とて使を立て、官庫に 綿を調貢せしなり、又諸國より綿を貢せし事、延喜主計式に見えたり、いはゆる越中國をはじめ、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、石見、美作、長門、紀伊、土佐、太宰府、筑後、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩、以上二十一ヶ國より調輸せしかども、太宰府と紀伊、土佐、石見等の國々は、綿も多く出來せしなり、又此國々の中にも、つくし綿は、いにしへより歌にも物語などにも其名のこりて、いと名だかく聞えたりしことあれど、これらはいにしへ、草種の綿種渡らざる世より聞えたれば、絹綿なる事明らけし、草綿は延喜の御時より以降、いつとなく諸國に種絶たりとみえたり、夫よりはるかに世くだりて、文祿年中始て種を傳ふよし、大和本草、安齋隨筆、白虎隨筆等に見えたれど、一説に、永祿天正之間、始て木綿の種を傳ふと、野語述說、秋苑日涉等にのべたり、此說詳審なれば、この比より始て種を傳へて諸國に植しめ、漸々に賤民三冬の寒邪をしのぎ、麻葛の服をかへて、綿製の衣服を用ゆるは、二百七十年以來の事にして、その以前は木綿の衣服を用ゆる事更にあらず、元亨建武の比、寺僧に花綾木綿等一づゝ配ると庭訓往來見えたるは、全く唐織花文の木綿にして、たま〳〵渡り來りし物にていと尊く、珍重なる物語引出物等にいたされしものと見えたり、其價も花綾繻紗にひとしく、中々衆庶賤民の服には用ひざりしを、今の世にあふ國民は、常にかくまで尊とき木綿を服となせるは、大幸これにしかんや、

〔國花萬葉記 攝津 六之三〕大坂名匠諸職商人并諸問屋

○木わた問屋

京橋山城屋長兵衛　同わたや彌兵衛　同とんだや九郎兵衛

同わたや嘉兵衛　同せにや勘兵衛　天滿わたや六郎兵衛
同中嶋や八兵衛　同わたや三郎兵衛　同川口や喜兵衛
同かごや谷兵衛　同平のや長左衛門　同けさや六兵衛
道頓堀いづみや三郎兵衛　同しかた太之助　同港や四郎兵衛
天王寺わたや宇兵衛　同わたや三郎兵衛

〔德川禁令考商估四十五〕享保十一午年五月廿二日、問屋帳面改正、
一問屋帳面相改候ため、去年中帳面銘々差出候得共、紛敷品共有之、問屋帳面難極、其上商賣體數數ニ而、御入用ニも無之品も有之候、依之此度帳面又々取直し、左之拾五品之商賣體計之帳面相極り候、〇中略
水油　魚油　繰綿　眞綿〇下略

〔德川禁令考農家四十四〕文久元酉年二月十二日
桑之枝皮を以、綿に製し候儀ニ付御觸書、

三奉行江

武藏、相模、上野國村々、養蠶之場所ニ而桑之葉を取、枝者焚物等ニいたし候由之處、今度江戶赤坂表傳馬町壹丁目重兵衛地借、市兵衛と申もの、右枝皮を以、綿ニ製候工風いたし、村々江罷越、枝皮買集候筈ニ付、以來者桑枝其儘焚もの等ニ致さす、農間ニ枝皮むき置、又者其儘ニ而も相對次第、相當之價を以、右市兵衛代之ものに賣渡候樣可致候、尤買集方之儀ニ付、我察个間敷儀も有之候ハヽ、早々其筋江可訴出候、
右之趣、武藏、相模、上野國村々、御料、私領、寺社領共、不洩樣可被相觸候、
右之通可相觸候

文久元酉年十一月

柳、桑、木槿を以、綿ニ製作之儀御觸書、

大和守殿御渡　　三奉行江

松平修理大夫家來醫師　安田轍三

右之もの儀、柳、桑、又者木槿等を以、綿ニ製作之儀御免相成、同人代之もの村々江罷越、柳、桑、木槿等之枝を買集候筈ニ付、相對次第、相當之價を以、賣渡候樣可致候、尤買集方ニ付、若我儘ケ間敷儀も有之候ハヽ、早々其筋江可訴出候、且不毛之地、或ハ人家廻り空閑之場所等江、右之三種之分可成丈植增、尤川柳者、堤川除御普請遣方差支不相成樣心掛、其餘綿製作ニ用候とも不苦候間、年々梅雨以前、又者八月上旬頃、枝刈取置賣渡候樣可致候、

但桑枝買取方之儀、武藏、上野、相模三ヶ國者、先達而赤坂表傳馬町、重兵衛店市兵衛江申渡置候間、右國々桑枝之分者、最前相觸候通可相心得候、

右之趣、諸國村々、御料、私領、寺社領共、不洩樣可被相觸候、

右之通可被相觸候

産地

〔倭訓栞前編和四十二〕わた　元文二年、姫路の一村に池あり、此池を田にせんとて、一村の者力を合せて汲乾たり、池底に白綿あり、其質極めて虛なれは、草綿に代用ゐて大に利を得たりといふ、

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、○中略倭文調布、並三丁成端、○中略絲一丁成絇、○中略疊綿二帖、細屯綿二屯、各三兩一分二銖爲二帖屯綿二屯、四兩爲屯○中略

凡諸國輸庸、壹岐對馬等島並不輸一丁布一丈四尺、○中略綿五兩二分、西海道諸國、五兩成屯、○中略

相模國、行程、上廿五日、下十三日、庸輸綿布、

越中國、行程、上十七日、下九日、海路二十七日、調、白疊綿二百帖、自餘輸白細屯綿、淨浪人、別輸商布二段、庸、○中略自餘輸綿、

（韓櫃、便盛疊綿及白綿、其櫃底各敷布一段、折庸綿充布價、段別二屯、）

丹波國（行程上一日、下半日、）調、兩面五疋、〇中略自餘輸絹綿、〇中略

丹後國（行程上七日、下四日、）庸、白木韓櫃二十合、自餘輸綿米、

因幡國（行程上十二日、下六日、）調、絹十疋、〇中略自餘輸綿、

伯耆國（行程上十三日、下七日、）調、白絹十疋、〇中略自餘輸絹綿鍬鐵、　庸、白木韓櫃九合、自餘輸綿鍬、

出雲國（行程上十五日、下八日、）庸、白木韓櫃十二合、自餘輸綿、〇中略

石見國（行程上二十九日、下十五日、）調庸並輸綿、

美作國（行程上七日、下四日、）庸、白木韓櫃九合、自餘輸綿米、〇中略

周防國（行程上十九日、下十日、）庸、輸綿米、

長門國（行程上二十一日、下十一日、海路廿三日、）調、綿絲雜鰒、〇中略庸、輸綿米、

紀伊國（行程上四日、下二日、海路六日、）調、〇中略自餘輸絹絲綿、〇中略庸、白木韓櫃五合、自餘輸綿米、〇中略中男作物、黃蘗三百斤、龜甲十七枚、綿絹紅花、〇中略

土佐國（行程上三十五日、下十八日、海路廿五日、）庸、白木韓櫃十四合、自餘輸綿米、

筑前國（去府行程一日）調、絲三十九絇、貲布三十五端、綿紬五疋、〇中略庸、〇中略自餘輸綿布鐵、米鹽、薄鰒、火燒鰒、雜魚腊、

筑後國（行程一日）調、綿紬十八疋、貲布三十二端、自餘輸絹絲綿布、　庸、輸綿米、

肥前國（行程上一日半、下一日、）調、綿紬十八疋、〇中略庸、輸綿米、薄鰒、

肥後國（行程上三日、下一日半、）調、絹二千五百九十三疋、綿紬二十五疋、〇中略自餘輸綿絲、　庸、布八十端、自餘輸綿米、

豐前國（行程上二日、下一日、）調、綿紬十七疋、自餘輸絹綿絲貲布、〇中略庸、輸絲米、

豐後國、行程、上四日、下二日、調、絲四十八絇、綿紬十七疋、〇中略自餘輸絹綿布、薄鰒、　庸、輸綿布米、薄鰒、
大隅國、行程、上十二日、下六日、　調、綿布、　庸、綿布、
薩摩國、行程、上十二日、下六日、　調、鹽三斛三斗、自餘輸綿布、　庸、綿紙席、

〔庭訓往來〕常陸紬、上野綿、

〔庭訓往來抄下〕上野カウヅケノ綿、大内へ參ル綿也、

〔毛吹草三〕大和　郡山繰綿　伊勢　綿　尾張　綿　近江　板並綿　飛彈　綿

〔古今要覽稿草木〕わた〇中略

筑紫綿續日本紀、三代實錄、萬葉集、

按に、わたは諸國に出來ぬれど、筑紫の綿を以て最上とせり、故に名づく、

富士綿平家物語、明月記、

按に、此わた富士の郡よりいづるを以てよべり、明月記に、富士綿雪のごとしとみえて、純白なる事を稱美せり、

多田綿和漢三才圖會

按に、攝州たゞの庄よりいづるを以てよべり、此わた色白くねばりありて、いたつて最上なりといへり、

〔萬葉集雜歌三〕沙彌滿誓詠綿歌一首
白縫シラヌヒ、筑紫乃綿者ツクシノワタハ、身著而ミニツケテ、未者伎禰杼イマダハキネド、暖所見アタヽカニミユ、

〔類聚三代格八〕左大臣宣、奉勅、太宰府所貢調綿、毎年限三月以後七月以前、海晏之時、必令進上、自今以後永爲恒例、
神護景雲三年三月廿四日

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年三月乙未、始每年運太宰府綿廿万屯、以輸京庫、

〔類聚三代格 八〕太政官符

大宰府貢上調綿一十万屯事

右被大納言正三位藤原朝臣是公宣偁、奉勅、件綿年常所貢廿万屯、今減其數定十万屯、宜簡差主典已上幹了者、期月貢上、不得妄差品官以致稽留、及綿代輸米交關京下、只除水脚粮之外、輙載私物深失官物、若有違此制者、依法科罪、

延曆二年三月廿二日

〔類聚三代格 八〕太政官符

應大宰府隔年進上調綿事

右右大臣奏狀偁、件府運進調幷庸綿、年別惣一十万屯、轉運之勞觸事繁多、已（下廿一行、諸本錯在於下、今依信友所校古本刪而入於此、）賃粮之用正稅不小、海路往還歲云暮矣、部送之民遂失生業、今在庫綿足爲儲料、而每年令運有損無用、加以彼府壃接隣國、非常之備不可闕乏、自今以後隔一年令運進、省轉送費兼濟邊儲、國用如有不足、臨時量運者、中納言正三位藤原朝臣葛野麻呂宣、奉勅依奏、但留庸綿全進調綿、

弘仁四年四月十六日

〔三代實錄 二十二 清和〕貞觀十四年十月廿六日癸亥、勅、太宰府輸貢綿、以麁惡特甚、宜降新典更薦將來、仍須其麁惡絹百疋、及綿萬屯、滿彼府藏司別幷使監典、並解却見任、

〔三代實錄 四十五 光孝〕元慶八年五月庚申朔、太宰府年貢綿十萬屯、其內二萬屯以絹相轉進之、彼府申請、春夏連雨、蠶養不利、作綿是乏、輸貢可闕、望相換進之、太政官處分、依請焉、

〔延喜式 十七 內匠〕年料五尺屛風、〇中略 絹一丈、布二端二丈、石見綿四斤二兩、〇〇〇

纐漆料帛一尺、石見綿四兩、〇中略

綿打具

金薄料綿二兩、〈○中略〉牙床等料、〈○中略〉石見綿三斤、〈○中略〉
石見庸綿二斤、荏油一升八合、炭一斛、〈校漆塗料、○下略〉
〔三代實錄 三十清和〕貞觀十八年十二月八日辛亥、是日勅令所司奉白綾二百疋、綾三百疋、白絹五百疋、絹二千疋、帛五百疋、白絲三百絇、絲七百絇、細長綿千屯、石見綿四百屯、調綿一萬屯、庸綿五千屯、綿細布千端、調布二千端、新錢二百貫文於太上天皇宮、
〔平家物語 三〕くぎやうぞろへの事
法皇やがてくわん御有、門前に御車を立られたり、入道相國うれしさのあまりに、こがね一千兩、ふじのわた二千兩、法皇へ進上せらるゝ、是は又然るべからずとぞ人申ける、
〔安齋隨筆 前編七〕法令綿　木綿を京都にては、モメンワタとも、又タウワタとも〈唐綿〉云、江戸にては、ホウレイワタと云、〈法令綿也〉法令ハ、大和國奈良ノ地名也、此地にて作る木綿を多く江戸へ出す也、然るに勢州、其外の國にて作るをも、皆法令綿とよび習はせり、是も右の菱屋が說也、
〔嬉遊笑覽 二上服飾〕綿うつ具の事、永代藏五、朝日の里に川ばたの九介といふ小百姓あり、工夫深きものにて、女の綿仕事まだるく、一日に五斤ならではこなれぬ故、もろこし人の仕業を尋ね、唐弓といふものを始て作り出し、世の人に秘して横槌にて打ける〈これは貞享五年板行の冊子にて、大かた其頃近きことなど記せり、〉とみゆ、天祿識餘、通鑑、梁武帝木棉皂帳、史照釋文云、木棉江南多有之、以春二三月下種、既生須一月三薅、至秋生黃花結實、及熟時其皮四裂、其中綻出如綿、土人以鐵鋌碾去其核、取如綿者、以竹爲小弓、長尺四五寸許、牽弦以彈綿、令其匀細、卷爲筒、就車紡之、自然抽緖、如繰絲狀、織以爲布、按此卽今之棉花也云々、而以解木綿則非也、其曰竹爲小弓、長尺四五寸、今之倒棉花弓、長五六尺、以羊腸爲弦、彈之聲如晴雷、邱文莊謂、棉花元始入中國、殆未考、史照之說也、もろこしにも、始めは弓の制小さかりしこと、さもあるべきなり、

〔倭訓栞中編和二十九〕わたくり　攪車をいふ、き綿をくりて核をとる具也、そのわたをくりわたといへり、三才圖會にいふ、綿英也といへり、

〔和漢三才圖會女工具三十六〕攪車（わたくり）　和太久利

三才圖會云、木綿攪車、木綿初採、曝之陰、或焙乾用之、則治出其核、昔用輾軸、今用攪車、其法用四木作框、上立二小柱、高約尺五、上以方木管之、立柱各通一軸、軸端俱作掉拐、軸末柱竅不透、二人掉軸、一人喂上綿英、二軸相軋、則子落於內、綿出於外、

按、攪（音交）手動也、所圖者與今制同而攪法異也、今唯一人攪之、蓋一軸抽左、端如輪、又如杵、別橫竹於下、以繩縋之杵頭、一軸抽右、端如軨而以右手攪之、以右脚踏竹、則杵能反轉、以左手喂綿於二軸交、則子與綿相別、一種有小攪車、人坐攪之、二軸研成如紾繩、

〔倭訓栞中編和二十九〕わたうちのゆみ　通音に、綿弓と見えたり、

〔和漢三才圖會女工具三十六〕木綿彈弓（わたうちゆみ）　唐弓

三才圖會云、木綿彈弓、以竹爲之、長可四尺許、上一截頗長而彎、下一截稍短而勁、控以繩絃、用彈綿英、如彈氈毛、農政全書云、今以木爲弓、蠟絲爲弦、

按、竹弓、以綿糸撚繩爲絃、用竹篦彈之、呼曰手弓、明曆年中、華人傳木弓於長崎人、始爲之、長可五尺、以鯨筋爲絃、用小槌擊彈之、呼曰唐弓、今盛行于世、

唐弓弦　鯨筋浸水割爲縷、復撚合如髻、長數丈、煮繰投其中、取出植二柱、扐引之微乾、注熱湯、晒乾如此四五次、而以瓦軋摩之成、

〔日本永代藏五〕大豆一粒の光り堂

足引の大和機を立、東あかりの朝日の里に、川ばたの九助とて小百姓ありしが、〇中略女の綿仕事まだるく、殊更打綿の弓やう〳〵一日に五斤ならでは、粉馴ぬ事を思ひめぐらし、もろこし人の

仕業を尋ね、唐弓(たうゆみ)といふ物はじめて作出し、世の人に秘して、橫槌にして打ける程に、一日に三貫目づゝ、雪山のごとく繰綿を買込、あまたの人を抱へ、打綿幾丸か江戶に廻し、四五年のうちに大分限になりて、大和に隱れなき綿商人となり、平野村大坂の京橋富田屋、錢や、天王寺屋、何れも綿問屋に、每日何百貫目と云限もなく、攝河兩國の木綿買取、秋冬少しの間に每年利を得て、三十年餘りに、千貫目の書置して、其身一代は樂々と云事もなく、子孫の爲によき事をして、八十八にて空しくなりぬ、

〔拾要抄六〕嘉永四亥年五月十七日〇中略

一繰綿問屋　前々ゟ渡世相續拾四人　丑年後新規商賣相始候者三人

〆現在人數拾七人　外ニ假組拾貳人

一眞綿問屋　新規之者無ㇾ之前々ゟ渡世相續拾五人

〆現在人數　外ニ假組五人〇中略

右四口共、享保十一午年取究之內、尤人數御定無ㇾ之、名前帳町年寄江差出候處、文化以來之儀、前同斷軒別御取極、去ル丑年御差止、

右之通御座候、前例文化以前ニ立戾り、人數御定メ無ㇾ之、此度名主共書上候現在渡世之者共、問屋組合再興被二仰付一可ㇾ被ㇾ下候哉、名前帳之儀者、兼而被二仰渡一候通、私共方江取置、以後加入井名題讓替等、組合行事差添可二願出一旨申渡、其剩々御內寄合ニ而、伺之上進退可ㇾ仕候、則差出候名前帳、都合拾壹冊五袋奉二差上一、此段申上候、以上、

外ニ蠟問屋共差出候、天明五巳年言上、御帳附願書寫奉ㇾ入二御覽一候、

亥五月　町年寄

附錄書面、呉服問屋、木綿問屋、繰綿問屋、眞綿問屋、蠟問屋之儀、御役所向舊記をも猶又取調候處、呉服

問屋者町年寄朱書ニ申上候、起立之書物別紙之通、享保撰要集ニ有之、蠟問屋者天明度言上帳取調候處、別紙之通記有之、木綿、繰綿、眞綿三問屋者、可ㇾ爲ㇾ突合ㇾ言上帳附等見當り不ㇾ申候得共、朱書之趣ニ而者、享保十一午年、取極名前帳差出候與有之候上者、起立正敷年古建來候問屋ニ而、紛敷儀も無ㇾ之候間、問屋再興名前帳假組之分共、町年寄江御下ケ、本帳相仕立、調印爲ㇾ仕、以來增減其外共伺之通取計可ㇾ申旨、被ㇾ仰渡ㇾ可ㇾ然哉ニ奉ㇾ存候、

亥六月　　再興掛

嘉永四亥年十一月

一、綿打道具問屋　前々より渡世　四人　丑年後新規相始候者　壹人

右現在人數五人　外ニ假組貳人

是者前々町年寄江名前帳差出不ㇾ申、文化度、十組菱垣廻船積仲間ニ而、軒別御取極罷成、去ル丑年御改革之砌、御差止相成候處、元來右問屋之儀者、通町内店組之内ニ相籠罷在、文化度引別れ、綿打道具問屋銘目を以、十組上金之節、御聞濟之段申ㇾ之、渡世向舊記之儀者、通町内店組ニ相籠候旨、前來渡世之もの共申立候、

右取調候處、書面之通御座候、古元通町内店組之内譯渡世向ニおゐて、近來之儀者無ㇾ之相聞候得共、綿打道具問屋一名立候儀、文化以後之儀ニ御座候得者、今般右問屋名目再興之御沙汰ニ者不ㇾ被ㇾ及、文化以前之通、相心得渡世可ㇾ仕旨可ㇾ被ㇾ仰渡ㇾ方ニ可ㇾ有ㇾ御座ㇾ哉、此段奉ㇾ伺、先ハ名主共書上候名前印鑑帳二冊差上、依ㇾ之申上候、以上、

亥十一月　　町年寄

（附札）書面、綿打道具問屋之儀取調候處、右起立之留記、御役所ニ相見不ㇾ申、殊ニ寛政四子年、諸問屋組合人數等之儀、樽與左衛門申上候調書ニも、右問屋銘無ㇾ之、旁町年寄申上候通、今般問屋再興之

不被及御沙汰、文化以前之通、相心得渡世可致旨申渡、名前印鑑帳差戻し候樣被仰渡、可然哉ニ奉存候、

亥十二月　再興掛

綿屋

〔天保十一年武鑑〕御綿屋　かんだこんや丁　千河半七

かんだ黒門丁　荒木金次郎

本丁四丁メ　杉坂喜左衛門

〔國花萬葉記七之下武藏〕江府名匠諸職商人

綿屋　本町三丁目南がは　大傳馬町一丁目

綿賦

〔令義解三賦役〕凡調、〇中略絁綿布、並隨鄕土所出、正丁一人、〇中略絁八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成約、屯端、（謂絁十六兩曰約也、綿二斤曰屯也、布五丈二尺曰端也、）〇中略凡調、皆隨近合成、〇中略絁綿嚢、（謂以紙嚢兩頭爲囊也、）具注國郡里戶主姓名、（謂若二戶合成者、可注兩戶主也、）年月日、各以國印印之、

〔類聚三代格八〕太政官符

一應運九箇使料米事

貢綿使料四百六十斛〇中略

大同四年正月廿六日

〔延喜式四十縫殿〕御匣殿神一座　五色薄絁三尺、絹二疋、綿二屯、（中略）其絹綿等、至冬祭賜、〇中略　著酒神一座〇中略

調綿二屯、（各料）　六月神今食御服〇中略　綿五屯（別二屯半）〇中略　六月晦日御贖服〇中略　綿廿屯（別十屯）〇中略

新嘗會御服　帛袍二領、（別一疋一丈五尺）綿六屯、（別三屯）襖子二領、（別一疋八尺五寸）綿六屯、（別三屯）〇中略中袴二腰、綿六屯、〇中略被二條、綿卅屯、敷被一條、綿廿屯、褥一條、綿十屯、〇中略帛袜二兩、綿一屯、〇中略鎭魂齋服〇中略袴十三腰、（別三丈）綿五十二屯、（袍別二屯半、袴別一屯半、）〇中略絲袍四領、〇中略綿八屯、（別二屯）〇中略裙腰料、〇中略綿八屯、（別二

屯、○中略袴四腰、別三丈綿四屯、別一屯新嘗祭小齋諸司　靑揩布衫三百十二領、○中略綿三百七十五屯、別十五屯調布被廿五條、別一丈五尺庸綿三百七十五屯、○中略別十五屯中宮小齋人、靑揩細布衫四十九領、○中略綿一百五十屯、布被十條、庸綿一百五十屯、○中略正月齋會衆僧法服○中略綿四十屯、赤練敷被二條、別一疋綿四十屯、別廿屯○中略年中御服　春季　正月料、○中略綿五十屯、別五疋○中略絹十二疋、別一疋三丈綿六十四屯、別八屯○中略絹廿四疋、別二疋綿一百廿屯、別十屯

〔延喜式內藏十五〕季料、

白綿二千屯、越中、石見、各五百屯、太宰一千屯、○中略庸綿五百斤、石見、太宰、各二百斤、凡百斤、

〔玉勝間十二〕綿子

童蒙抄に、しらぬひのつくしのわたは身につけていまだはきねどあたゝかに見ゆ、萬葉第三にあり、しらぬひのとは、筑紫の綿のひろくよきを、きぬにもいれずして、たゞ縫て、昔はきけり、今やうも、さるべきやむごとなき人など、さてきること、あまた聞ゆべしとあり、しらぬひの說は、いふにもたらぬひがごとなれど、綿を衣にいれずして、今も著るとあるは、今の世にいはゆるわたこのさまなるべし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕落窪に、綾のはり綿のなへたるを着せ給へば、風はたゞはやになるまゝに、いかにせましと思ふに、すこしうれしと思ふとあり、はり綿とは綿入の事なるべし、

古事類苑

産業部十八

布帛二

布 火浣布 縮(併入)

布ハ、ヌノト云フ、楮、麻、紵、葛、芭蕉等ノ皮、又ハ莖ヲ割キ、其纖維ヲ以テ、織成セルモノヽ總稱ナリ、布ノ精巧ナル者ハ、織タル後、湯ニテ煮、木臼ヲ以テ搗キ、然ル後清水ニ洗滌シ、之ヲ沙場又ハ積雪ニ曝スヲ常トス、故ニ其上等ナル者ヲサラシト云ヘリ、

上代未ダ木綿(モメン)アラザリシ時ハ、多ク布ヲ以テ衣服ノ料トス、故ニ頗ル布ヲ重ンジ、諸國亦競テ精巧ナルモノヲ製出セリ、後世汎ク木綿ヲ用ヰルニ至リ、布ハ專ラ夏衣ノ料トナリ、帷子ト云ヘバ必ズ苧衣ノコトヽナルニ至レリ、

布ハ、原料、織法等ニ由リテ、各、其稱呼ヲ異ニス、即チ麻布、葛布等ハ原料ヲ以テ名トシ、倭文布、斑布等ハ織法ヲ以テ名トシ、太布、細布等ハ織紝ノ精粗ヲ以テ名トシ、信濃布、望陀布等ハ産地ヲ以テ名トシ、調布、庸布等ハ用途ヲ以テ名トセリ、

火浣布ハ、石綿ヲ以テ織成シタルモノニシテ、其特色ハ、火中ニ投ジテ燒ケザルニアリ、

縮ハ、チヾミト云フ、緯若シクハ經ノ一方ニ撚(ヨリ)ヲ施シテ、織成シタルモノナリ、其原料ニハ麻糸ヲ用ヰルアリ、絹糸ヲ用ヰルアリ、木綿糸ヲ用ヰルアリ、又經ヲ絹糸ニシ、緯ヲ木綿糸、或ハ麻糸ニスルアリテ一樣ナラズ、

〔倭名類聚抄 十二 絹布〕布 四聲字苑云、布(博故反、和名沼能、)織麻及紵爲帛也、

〔箋注倭名類聚抄 三布帛〕説文、布、枲織也、釋名、布、布也、布列衆縷爲經、以緯橫成之也、又太古衣皮、女工之始始於是、施布其法、使民盡用之也、

〔類聚名義抄 六巾〕布ヌノ

〔東雅 七器用〕布ヌノ　義不詳、倭名鈔に四聲字苑を引て、布は織麻及紵爲帛也と注したり、萬葉集抄には、布の字をば、ノと讀めり、ノにはヌとも、ニともいふひゞきあり、またニヌともしるすは、ニはヌイのひゞきあり、ヌにニヌのひゞきありと見ゆ、其イといひ、ヌといひ、又ニともいひし如きは、皆其音の轉せしにて、布をノと云ひしは、木綿に對しいふ所の名なるべし、木綿は神にまいらする幣の總名也、略○註ノといふは卽幅也、織りて其幅をなせるをいふ也、

〔倭訓栞 前編二十一〕ぬの　布をいふ、和名抄にみゆ、縫幅の義なるべし、万葉集ににのともよめり、布に幾端といふは通例にて、幾段といふ事も、續日本紀に見えたり、又筑紫の波の花、越後の雪曬といふ事も、物に見えたり、四丈布、神鳳抄に見ゆ、

〔萬葉集 十四東歌〕筑波禰爾、由伎可母布良留、伊奈乎可母、加奈思吉兒呂我、爾努保佐流可母、

右二首一首略○常陸國歌

〔萬葉集略解 十四〕ふらるはふれる所零の東語、いなをかもは、否よしかはあらぬか也、かなしきは、愛くしむ意也、にぬは布也、

〔冠辭考 一〕あらたへの

萬葉卷二に、天武崩ませし後に、大后の御うた、荒妙乃、衣之袖者、乾時文無、卷五に、麁妙能、布衣遠陁爾、伎世難爾、此類多かれど、異ることなければはぶく、卷一に、藤原の宮づくりに立る民がよめる、荒妙乃、藤原我宇倍爾、また同宮の御井の歌、麁妙乃、藤井我原爾、卷三に、人萬呂、荒栲、藤江之浦爾云々、卷十五に、此歌を古詠とてとなへしには、之路多倍能、藤江能宇眞にとあり、こは麁き布の衣といふのみ、さてあらとは麁く惡きをいふ、たへを妙と書は借字にて、栲と有はまさしき也、且たへは

絹布をすべいふ名にて、にぎたへといふときは、絹にも麻ぬのにもよきをいふ、あらたへとては同じ麻布もわろきをいひ、藤布はもとよりのこと也、故に右の大后の御歌も、御喪に麻の衣奉るによりて、あらたへの衣の袖とよませ給ひ、貧窮問答には、あらたへの布衣ともよめり、且藤原藤井は藤布の意にてつゞけし也、妙の字に泥て、白く妙なる事とおもひ誤る人あれば、下の白妙の條に、妙は借字のみなるよしを委しくいへり、況やこゝに麁といふを、字によらば麁くて妙也てふ意とせんにや、さる理りある物か、又布に妙也ともいふべからず、まして喪の衣帷などをや、〔冠辭考四〕

志ろたへの

萬葉卷一に、持統大御歌白妙能衣乾有、〇中略卷二に、白妙之天領巾隱云々、こは白布の衣と云より、袖はもとよりにて、襷も領巾も布もてすればつゞけたり、且多倍は凡絹布を總いふ名なるが中に、白多倍と云時は、穀もて織れる布をいふ、こは殊に白き物なれば也、さて穀布は古へより專らとする物故に、下は絹にまれ布にまれ總冠らせてよむめり、然れば多倍を妙と書は借字のみなるを、後世人は字につきて、白く妙なる事といふ誤のあれば、委しくいはん、先孝德紀に、其葬時帷帳等用白布、王以下小智以上右に同じ庶人云々可用麁布と、喪葬令義解に、錫紵者細布云々、同集解に、不限布麁細、皂色布也云々、これに萬葉卷十三挽歌に、大殿矣、振放見者、白細布、飾奉而、內日刺、宮舍人方、雪穗、麻衣服者云々と有を對へて、布を多倍といふ事を知べし、又古語拾遺に、植穀造白和幣、植麻造青和幣と有に、神祇式に明多閉照多閉とも和多閉荒多閉とも、明和幣曜和幣とも有を對へて、白多閉は穀の皮もて造る布なるを志れ、穀は楮也、萬葉に栲と書は楮の誤也、多閉反は氐也、故に和多閉を和氐ともいふ、さて萬葉には例のさまざまに書る中に、白栲白木綿白細布など書るを、右の書どもに合せて、多閉は布也爾伎は織目のくはしくて、和やかなるをいふ事を思ひ定めてよ、此事限りなく多かれど、一わたりいふのみ、

又神祇令の神衣祭の集解に、神服部等云々、以三河赤引神調糸神衣織作、麻績連等、麻績而敷和

曝布

御衣(オホミソ)織奉てふに、式の和妙(ニギタヘ)衣者服部氏、荒妙衣者麻續氏、各自潔戒、始ㇾ九月一日ㇾ織造と有を對へみれば、絹を和たへ、布を荒たへといへり、是は絹と布とを對へいふ時の語のみ、その布の中にてもよきをにぎたへ、わろきをあらたへといへる事、既にいふが如し、よくせずば惑ふべし、よろづ古と中と末の轉と有也、

〔古事記上〕天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而、自ㇾ許下五字以ㇾ音〇中略於ㇾ下枝ㇾ取ㇾ垂白。丹。寸。手。、青。丹。寸。手。而、訓ㇾ垂云ㇾ志殿ㇾ

〔古事記傳八〕白丹寸手、書紀に白和幣とありて、和幣此云ㇾ尼枳底ㇾと見ゆ、底は多閇の約りたる言にて、卽爾(ニ)岐(ギ)多(タ)閇(ヘ)なり、爾岐は卽和字又熟字などを訓り、多閇は師說に絹布の類を總云名なりとあり、〇中略註されば幣字を書は、神に奉る方に付てのことにて、此物の本義には非ず、〇中略白爾岐氏は木綿(ユフ)のこと、木綿は穀木皮以て織れる布にて、古はあまねく用たりし物なり、〇中略註其は殊に白き物なる故に、白(シロ)多(タ)閇(ヘ)とも、〇中略註白由(シラユ)布(フ)とも、白(シラ)爾(ニ)岐(ギ)氏(テ)とも云なり、

〔書言字考節用集六服食〕晒布(サラシヌノ)

〔倭訓栞前編十〕さらす　さらしは漂布也

〔女重寶記五〕絹布類

曝島(さらしじま)　半晒(はんざらし)

〔人倫訓蒙圖彙六〕布曝　さらしのはじめは宇治槇島なり、京にては五條川原にあり、今は奈良をもつて第一とす、曝の地壹疋に四尺の餘慶あり、これをとりてもさらし、又代壹疋に壹匁八分さらしちんとかや、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕曝布　曝布、左思之布、四聲字苑云、織ㇾ麻及紵ㇾ爲ㇾ帛曰ㇾ布、

按、曝布出ㇾ於和州奈良ㇾ布之上品也、緝ㇾ羽州最上苘麻ㇾ爲ㇾ布、細緻如ㇾ絹、煮ㇾ之舂晒數回、潔白如ㇾ雪、山州

木津之曝次之、其未曝者曰生平、紺色細緻、出於江州高宮者爲上、能州阿部屋白布以苘麻織之、同宇出津亦出之、賀州高岡、同石動之八講布、紵麻而共色如雪、亞奈良曝、越前府中、同福居布次之、防州、藝州、豐州之白布又次之、

〔經濟要錄 四〕衣服

夏布ノ琉球ニ次グベキ者ハ、越後縮絺ナリ、○中略又越後ヨリ下ダレル者ハ奈良漂布、此ニモ白布間道布等ノ種々有リ、其次ハ近江漂布、近江ニモ種々アリ、且奈良近江ニモ上布ト稱スル者アレドモ、越後上布ヨリモ大ニ劣レリ、然レドモ奈良ト近江ハ漂布ヲ出スコト夥シクシテ、共ニ一箇ノ盛產ナリ、且漂布ハ禮服ノ用多ク、下品モ亦勿ル可カラザルノ要物ナリ、故ニ何レノ物ト雖ドモ、人世ニ用フベキ物ヲ多ク出シサヘスレバ、高名ニ爲テ、土地ヲ富實スルコト疑フコト勿ルベシ、

〔吳服類名物目錄〕一布に仕候は絹わくにまき、それ〳〵によみかず致しへ申候、績は小車に懸、へそに卷、ひと申に入、布に織申候節、壹尺程出來候得ば、ふのりぬり申候、尤上ばたと申物に而御座候、

一晒樣は初素水に而、右之布苔をあらい落し、夫ゟ日にほし候而、一番あくと申につけ、一兩日入置、夫ゟ釜へ入、あくにてたき申候、一日燒、其夜は釜に入置うまし申候、夫より川邊に而うすに入、つき出し申候、水に而二三度も洗申候、何遍もつき申候而、又々日にほし、ひあがり申候を、あくを又何遍もかけ申候、

一四月ゟ八月比迄は、釜へ入燒申候は二三度計、扨又冬に成申候而は、四五度ほど釜へ入燒申候而、右之通あくに而晒上ゲ申候、

一中晒下晒

右之用ニ而出來仕候

一綜晒立續共、寄絹ニ織申候、晒樣は右同斷、

此寄出來合は、南部ゟ二三里脇ニ而織申候、

一島出來は、南部町中ニ多織申候、在々ニ而は得織不ㇾ申候、但染出しは皆々かせにて染申候、桝萌黃手前ニ而染、又は外ニ而も染申候も在ㇾ之候、但紺淺黃類は紺屋へ遣し染させ申候、

一保多

織樣は、竪横共絹ニ而織立申候、もぢりの入樣ニ而出來仕候、

一もみ生布出來樣は、白水ニ四五日も漬ケ置申候而張申候、

一半晒は、本晒之半分晒ニ而御座候、

一菱織、立よこ共かせニ而織申候、此儀ももぢりの入樣ニ而出來仕候、

一うね晒は太き糸を作、細き糸と入交織申候、

一ちゞみ絹ニよりを多々かけ申候而織申候、此儀六ヶ敷物ニ而御座候、

一水衣かせニ而よみ、口キニ入候而織申候、隨分糸吟味候上糸にて織申候、

一春日野　竪糸は隨分上絹ニ而竪ニ仕、横は續糸ニ而織申候、但生糸也、島ニ而も織申候、此糸皆皆生糸染申候、

一袴島　竪横共絹を染織申候、尤竪横共綿糸も加へ申候、

一上中下廣晒　常平ニ幅壹寸五分增、但上中下共糸拵晒樣、常平同斷ニ而御座候、

一極上御召晒　絹無類續同斷、織手は西大寺ニ而出來仕候、此織手百人之內にて拾人計ならでは得織不ㇾ申候、かせぬき出來合も右同斷、數無ㇾ之候、

一御召織樣　一ヶ月ニ壹疋ならでは出來不ㇾ申候、又は一ヶ月ニ壹疋半も織申候ものも御座候、

常陸曝布

但シ夜ニ入候而は、糸細き物ニ而御座候故、得織不申候、
一中平は織出來十日、又は十一二日ニ而出來仕候、
一下平は織出來五日六日、又は七日程ニ而出來仕候、
一晒屋晒上ゲ上中下共、三四月ゟ七月迄は急ギ候而、天氣相續候得ば、廿日ニ而出來仕候、夫ゟ八九月ゟ正二月迄は急ギ候而、天氣相續候得ば、三十日ニ而出來仕候、
一御召晒様は、右書付有之候通ニ、一兩度かまへ多ク入、段々ニ釜へ入晒申候、此晒様は、灰布を袋ニいたし、袋ニ入釜へ入燒申候、うすへ入付申候節も、袋入ニ仕、つき申候、ほし申候節は、灰布を下ニ敷、其上へほし申候、随分何角改出來差上申候、
一御召織手は、西大寺ならでは得織不申候、尤中布多ク出來仕候、
一中下布出來所は南都町中、其外大和在々ニ而織出し申候、
一判所　所は南都橋本町ニアリ、生布判ちん壹疋ニ付四錢ヅヽ、
一町惣年寄四人在之、役人、

石井九郎兵衛
德田勘兵衛
西村庄左衛門
清水源藏

右生布判ちん、四人之衆切米と成申候、〇下略

〔寛政四年武鑑〕松平内藏頭治政、〇備前岡山　時獻上御歸國御禮　晒布、〇中略

立花山城守鑑一、〇筑後柳河　時獻上在著御禮　晒布、

〔令集解十三賦役〕古記云、養老元年十二月二日格云、〇中略　常陸曝布、以三丁成端、〇下略

宇治曬布

〔布衣記〕一六位之時の青袴事、面は上品の宇治さらし也、〇中略一五位之狩衣の事、上品の宇治さらしの布に、白うすく粉を付て、一重狩衣なり、

奈良曬布

〔雍州府志七土產〕布　南都之所織特擇苧、織得後湯加灰煮之、數沸而後木臼搗之、其後洗淨淸水、曬沙場或原上、如此數遍、故其色至白、是謂奈良曬布、有紋采者謂島曬、凡隨織不曬而用之謂木曬、倭俗每物本色而不變他謂木、質樸木訥之謂也、

〔萬金產業袋四晒類并布類〕奈良晒、麻の最上といふは南都也、近國餘鄕々も、その品數々出れども、染て色よく、著て身に纏ず、汗をはじく、依て知不知の人もかたびらとだにいへば、奈良々々といふ、尤その筈至極の事也、上麻の吉水をゑらみ紡績して、由緖ある舊都の水に、數千べんさらしあげたる名物なればと覺ゆ、極の字の湬判は、生びらにてその吟味所のあらため判、また南都御吳服尺、幅壹尺壹寸、長六丈七尺五寸と有、朱印は、さらしあげての改め判也、元來の地はくじら五丈七八尺物に織て、五丈四尺を裁て一疋とし、跡を切に出す、これ四尺切レとも、さらしの爪とも云、爪とらずといへば疋丈八尺有、廣晒は、はゞ壹尺、丈五丈四尺、紋ざらし有、保田織の如し、こまに島ざらし、半晒しま、生びらしま、桑しま、くすみ茶は色以上の品もやうしなぐ〳〵、近年手代りの島、かすり、十もんじ、龜甲入等かずかずあり、廣長尺も白に同じ、生平は只そのまゝの織をろし也、

〔日本山海名物圖會四〕奈良晒

麻の最上は南都也、近國より其品數々出れども、染て色よく、著て身にまとはず、汗をはじく故に、世に奈良晒とて調寶する也、極の字うるし判は、生平の時の改め判なり、晒あげての改め判は、南都御吳服尺、幅壹尺壹寸、長六丈七尺五寸と朱印有、四尺切を取て、あまり五丈四尺有、木津晒、ならと同じ、然共染て地やはらかに、著心ならのごとくに、しよりつきなくて心よからず、

〔毛吹草三〕大和　曬

〔奈良布商法ニ付上申書〕奈良布商法之義ハ、往古ヨリ規則有之、問屋藏方、中買數合、他所行商人、晒屋、揉屋、青苧問屋、同仲買等有之、別紙元文二年改布方一卷之通、商法規則有之候處、既ニ同年頃ニモ藏方ト申候商業無之相成候得共、其餘ハ前々ヨリ之規則ヲ以テ商業致シ、時々變換有之候得共、賣買取引ニテ相變リ候義無之仕來リ、布方一卷ヲ以基ト致シ、取引致來候ニ付、今以此規則ニ倣ヒ商業罷在候、

一問屋　前々ハ古問屋新問屋ト相稱候

右ハ織屋中買ヨリ買入、生布、縞、絣、晒布、蚊帳布等、京大阪國々諸方賣捌申候、

一織屋　前々ハ數合ト唱ヘ、中買、綛屋中買、又ハ跣屋ト稱ス、

右ハ綛績等仕入、當地幷在々村々ニテ織立致サセ、又ハ織布買入賣捌キ、又ハ紺績ニテ賣捌候、

一他所行商人

右ハ問屋幷織屋等ニテ布類買入、國々諸方ヘ罷越商ヒ致候、

一晒屋　前々般若寺村、庄田村、幷古市村、切晒屋ト稱ス、

右ハ生布請取候間、晒立ル職業ニ御座候、

一揉屋

右ハ生布請取候テ、揉布ニ致職業ニ御座候、

一青苧問屋

右ハ諸方ヨリ青苧買入、青苧仲買、及織屋等ヘ賣捌申候、

一青苧紺績屋　前ニ青苧仲買ト稱ス

右ハ諸方青苧幷紺績等買入候テ、織屋幷紺績ニテ商候者ハ賣捌申候、

前書之通リ商業致來リ、尤御維新前ハ、奈良町惣年寄尺幅相改、都テ取締致シ、數合所組頭等之名稱有之候得共、其後ハ商業者申合セ、布丈尺及幅等不都合無之樣致、大凡布方一巻ニ倣ヒ、銘々營業罷在候、此段御尋ニ付上申候也、

明治十五年六月　　布　高坂惣七印

奈良

郡役所御中

木津曝布

〔萬金產業袋四 晒類幷布類〕木津晒、幅丈南都ざらし同斷、右ならの名物の妙は爰にあり、麻の性仕入レおなじく、木津川とならの晒場とは、水筋も一ツなれども、わづかの内の違にて、大ぶんの地のちがひ、見分はいかにも相かはる事なしといへども、染て和らかに、著ごゝろしよりつきなくて心よからず、南都といふ朱印のごとく、南都といふ朱印を押せども、それも此ころは山城國といふ字のやうに覺ゆ、爰よりも、島、きびら、しろ等ならにかはる事なく出ル、

野洲曝布

〔毛吹草三〕近江　野洲曝

〔近江國輿地志九十八 土產〕野洲曝布　野洲の土人、京及諸方の布を受取、湯に灰を加へてこれを煮、數沸して後、木臼石臼にてこれを搗、野洲砂場原上に曝すこと數遍、至て白くなる、これを野洲の曝布と云、攝津國の木津、山城國鳥羽、桂川の曝のごとし、

〔萬金產業袋四 晒類幷布類〕近江ざらしといふは、しろ高宮の事也、至極の上品は、見ての景氣、奈良ゟもまださりて、いろ白く、糸ほそく、光あつて見事なるもの也、つよきを好まず、和らかきをいとはぬ人の御召地には、是に勝るはあらじ、中品下品に至りては、機のはり糊こはく、きらつきていやし、地びら小ろくなどいふは是也、

染布

〔延喜式三十 大藏〕凡諸國所貢染布、先割置年料紺細布八十五端、紺布二百六端、縹布百七十四端、以其所

以材料爲名
紵布
麻布

遣充臨時用、

〔延喜式二十四主計〕相摸國略○註調略○中紺布六十端、縹布卌端、略○中

武藏國略○註調略○中紺布九十端、縹布五十端、黃布卌端、

〔日本書紀二十七天智〕六年七月己巳、耽羅佐平椽磨等貢獻、閏十一月丁酉、以略○中紺布二十四端、桃染布五十八端、略○中賜椽磨等、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合紺布壹拾捌端佛物二端、通物十六端、

〔吾妻鏡十二〕建久三年十二月廿日戊午、澀谷重國者偏備勇敢、尤相叶御意之間、爲勵公事勤役、以彼等領所相摸國吉田庄地頭、被申請領家圓滿院、爲請所、御倉納物所被收其乃貢也、

前右大將家政所

運上相摸國吉田御庄御年貢送文事略○中

紺布二反無文　代四文略○中

右付夫領助弘運上、如件、

建久三年十二月廿日　平御判

〔倭名類聚抄十二絹布〕紵布　唐式云、紵布三端、今按紵者麻紵之紵、俗用麻布二字、云阿佐沼乃是乎、

〔箋注倭名類聚抄三絹布〕按紵布績紵織以爲布者、不與麻布之績麻織者同、麻訓阿佐、紵訓加良无之、見織機具、毛詩漚紵漚麻並言、唐六典戶部職貢賦注、亦紵布麻布並載、非一物可證也、又麻布見六典、則非皇國俗用字、此所云恐非是、又按越後所出、有呼知々美布、以紵絲織者也、

〔類聚名義抄六糸〕紵音佇、麻屬、ヌノ、アサヌノ、テツリヌノ、

〔類聚名義抄六巾〕麻布アサヌノ

〔本草綱目啓蒙二十六服器〕布

ゆふ

布ノ類ノ總名ナリ、麻布ニハ、大麻布苧麻布ノ別アリ、大麻布ハ大麻(アサ)絲ニテ織ル者ナリ、俗ニヌノト云ヒ、又アサト呼ブ、一名黃麻布、(事物異名)直布、(同上)苧麻布ハ苧麻(マオ)絲ヲ以テ織ル者、卽今ノサラシナリ、(中略)絲布ハ絲ト苧トヲ雜テ織ル者ナリ、コレヲアサギヌト云、

〔延喜式(四十一彈正)〕凡紵布衣者、雖染退紅、自非輕細、不在制限、

〔續日本紀(二十八稱德)〕神護景雲元年十月癸巳、伊豫國宇摩郡人、凡直繼人、獻錢百万、紵布一百端、(下略)

〔執政所抄(上二月)〕大原野祭御幣事(中略)

麻布五拾六端　凡絹十五疋　年預沙汰

〔朝野群載(二十一雜文)〕諸陵寮解申請荷物幣物事

合陵墓佰貳拾參處(中略)

一處料　生絹一丈五尺(中略)　麻布一端(中略)

右件幣料依例所請如件、謹解、

天治二年十二月　日

頭兼算博士越後介三善朝臣

〔古今和歌集(十九誹諧歌)〕題しらず　よみ人しらず

世をいとひこのもとごとに立よりてうつぶしぞめのあさのきぬなり

〔七十一番歌合(下)〕五十八番　左　白布賣

一筋の霜かとぞみる賤のめがをる麻ぬのゝ月の夜さらし

〔倭訓栞(前編三十五由)〕ゆふ　萬葉集、日本紀に、木綿を訓せり、潔白清淨の義也、もと栲(タク)樹の皮を剝で造れるよし古くいへり、されば寶基本紀に、謂以穀木作白和幣、名號木綿と見ゆ、紙の濫觴なるよし、よて梁塵抄に、紙に造る木也といへり、筑紫風土記に、長木綿は麻也、短木綿は苧也と見ゆ、今の

木綿にはあらず、神樂歌に、三島木綿といひ、木綿造る信濃原といへり、古へ多く伊豆、信濃より出したるにや、今に東木綿、安藝木綿と見えたり、東國の俗に、ゆなといふ木は、即栲なるべしといへり、

〔古事記傳八〕木綿は穀木皮以て織れる布にて、古はあまねく用たりし物なり、此を布にすること漢籍にも見えたり、和名抄に穀加知木名也と云ひ、字鏡にも、穀楮也、加知乃木とあり、さて布にせしことはいと古のことにて、やゝ降りてはたゞ紙にのみして、布にすることは絶つと見えて、和名抄にも穀紙は見えて、布のことは見えず、さて師(加茂眞淵)はこの穀字を、やがて由布と訓れき、さも有べし、然るを古書どもには、由布にはたゞ木綿字をのみ用たり、和名抄祭祀具に、本草注云、木綿析之多白緜者也、和名由布と見え、又木部に、杜仲、陶隱居本草注云、杜仲一名木綿、析之多白緜者也、和名波比末由美と見ゆ、此に依て思へば、古より由布に木綿字を用るは、杜仲の一名を取れるなり、されど其儘穀を杜仲と思ひ誤れるにて、實に杜仲を用たるには非ず、然らば和名抄にも祭祀具には、穀を擧て和名由布と記すべきことなるに、木綿と擧たるは、古より世にあまねく用る字を出せるのみにて、實に杜仲なりとするには非ず、故に同陶氏が説を引ながら、彼樹には杜仲の字をも波比麻由美の名をも擧ず、そは別に木部に出せり、そのかみ既に杜仲ならば由布には用ざりしこと知べし、さて又杜仲の外に、別に木綿と云木大小二種あり、その小きは近代に弘れる紀和多のことなり、大なるも共に實の中に、白綿あるを採て布にはするものなり、されば此らも又由布とはいたく異なり、字の同きを以て思ひ誤ふべからず、其は殊に白き物なる故に、白多閉とも古歌などに白多閉と多くよめるも、もはら此布なり、白たへの麻衣、又白たへの藤などもあれど、そはたまさかのことなり、白由布とも白爾鮭氐とも云なり、

〔玉勝間十二〕木綿の布

いにしへ木綿といひし物は、穀の木の皮にて、そを布に織たりし事、古はあまねく常の事なりしを、中むかしよりこなたには、紙にのみ造りて、布におることは、絶たりとおぼえたりしに、今の世にも、阿波國に、太布といひて、穀の木の皮を糸にして織れる布有、色白くいとつよし、洗ひてものりをつくることなく、洗ふたびごとに、いよ〳〵白くきよらになるとぞ、此事出雲國の千家清主のもとより、ちかきほど書のついでにいひおこせて、かの國より得たりとて、そのちひさききれを、見せにおこせられたるを見るに、げにいとかたく色しろくきよらなる布にぞ有ける、こはかの阿波國人に、なほよく尋ねあきらめまほしきこと也、又これを思へば、他の國々にも、あると

葛布

ころ有べきを、ひろくたづねまほしきわざなりかし、

〔夏山雜談　一〕麻ト木綿(ユウ和名由布)ハ、神事ニ用ウルモノナリ、上古ヨリ木綿ト云ハ、楮ノ皮ナリ、紙ニスクモノナリ、楮ト麻トハ通用スルナリ、是故ニ神宮ニテ、ユフダスキハ麻ニテスルコトナルヲ、ユフトハ近代ノモメンノ事ニ心エテ、モメンノカナニテ、木綿襁ヲスルハ誤リ也、

〔豐後風土記　速見郡〕柚富鄉(在郡西)此鄉之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富鄉、

〔古語拾遺〕天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、

〔令義解　三賦役〕凡調絹絁、(謂、細爲絹也、麤爲絁也、)絲綿布、並隨鄉土所出、正丁一人、絹絁八尺五寸、六丁成疋、〇中略其調副物、(謂、此唯爲正丁、不及次丁中男也、)正丁一人、紫三兩、紅三兩、茜二斤、黃連二斤、東木綿十二兩、安藝木綿四兩、麻二斤、熟麻十兩十六銖、葈十二兩、

〔類聚名義抄　六糸〕絺(音郗、細葛、クズヌノ、)

〔和漢三才圖會　二十七絹布〕葛布　絺(音鴟、細葛布、)綌(音隙、麤葛布、)和名久須奴乃、　藤布、不知沼乃、

按、葛布出於遠州懸川、緝葛皮織布、爲就騎人袴、

〔製葛錄〕葛布の事

葛布を製するは、遠州掛川邊計にて、餘國に製する事を聞ず、此邊りの人に聞に、葛根を掘て葛粉に製する事委しからず、小夜中山邊の山々に專ら生ずる蔓を取て布に製す、扨又日坂の名物蕨餠と稱するものは、わらびにてはなく皆葛餠なり、此葛粉は、其所にて製するにあらず、其邊の山方より製し來るを調、又は他國より來れるを求めて餠に製する也、日坂の人(予〇大藏永常)に葛粉の製法ををしへよと云しことあり、予は此邊りを往來する事あまた度にして、殊に遠州の地には知己多ければ、此葛布を織事を委しく問て記し置たるを、爰に出すなり、

葛の蔓を刈事

先山に入て蔓を刈とり、其日釜に飯を仕掛蒸べし、又は湯をたぎらし其中につけ、ゆで過ざるやうざつとゆで、ゝよし、然後淺き河につけ置事、一日一夜にして引上て、土間に薦を敷、其上に置て上よりこもを澤山取かけ、又其上に青草を切掛、寐させて三日目の朝薦をめくり取ば、湯氣立てあつく成居也、此時中水を打とて水を打かけ、又元のごとくして一日置て引上、河へ持行能く踏洗ひ、上皮を去り家に持かへりて皮をはぎ、元末混ざるやう揃へくゝり、竹に掛て干揚る也、又皮を去り洗ひて、白水に一日一夜浸し置、河にて洗ふべし、此中水を打事は大事にて、是をせざれば苧きるゝといへり、

糸の製

干揚たる苧を程よく裂て、悉く女の糸結びに結び繼て、つぎ目の角を鋏にて切、苧桶に操入々々して置、糸にせんと思ふ時、水を吹かけ、又は水に暫つけよく水をきり、夫より車にかけて撚をかけ、管になして織なり、(葛布といふはみな經は木綿糸にして、緯に葛のいとをおりいれたるなり、〇中略)木綿を織ごとく、綿糸にて經をこしらへ、緯に葛苧を織なり、都而毛綿を織に同じ、尤葛糸は結び繼たるもの故、織だる裏表に結び角出る也、

表は織程鋏をもて切とり、裏は織あげて切べし、上品下品は糸の仕様にてわかる也、

〔機織彙編　四〕葛布織方

一葛蘿を半夏過に取りたるを良とす、半夏前に取たるは艶よしといへども弱し、右葛かつらを能き程に切、釜か鍋に湯を入煮立て、色の變る時分を相圖に、湯より取り出し、一夜土中へねせ置けば、上皮べと〳〵と成る、其節水に入洗ひ灌げば、上皮の悪きは取れて、麻を剝たる如に成を針にてさき、糸にしてむし管にして織るなり、(むし管とは、糸の内より引を云、)織方は平棧にて木綿地の如し、

〔台記〕久安三年九月十二日癸酉、幸二天王寺一、〇中略 法皇〇鳥羽 改二御裝束一〇本著二葛布推レ銀衣、平絹指貫一、今改二摺染布衣袴一、幸二金堂一、被レ行二萬灯會一、

〔續古事談〕二臣節〕松殿〇藤原基房 御時、内ノ女房宇治ニ參リアソビケルニ、和歌會アリケレバ、人々アマタ參ケルニ、刑部卿重家朝臣アニヲト丶清輔季經ナド一車ニテ參ケル道ニテ、ヲノ〳〵云ケル、宇治ニテハ水干裝束ヲ著アヒタルニ、清輔ヲトナシキ人ニテ、アヤクズカミシモキタリケルニ、和歌ノ後連歌アラムズラン、其時季經アヤクズヲタテヌキニキル人ナレバトイヒタランニ、清輔ケシキバミテ、ソバヒラミマハシテ、コノ連歌ハ清輔ハナチテハタレカツクベキトテ、ヲリベノカミニコレヲナサバヤ、トツケムズルナリト、各約束シカタメテケリ、〇下略

〔玉海〕治承二年十月晦日己未、此日右中將良通、爲二春日祭使一發向、〇中略 供奉上下夾名、〇中略 纈、餝馬、左近將曹秦兼任、候レ院〇中略 發向、冠、白綾葛水干狩襖、薄衣末濃袴、

〔萬葉集〕七雜歌〕旋頭歌
劒後、鞘納野邇、葛引吾妹、眞袖以、著點等鴨、夏葛引毋、

〔萬葉集〕七譬喩歌〕寄レ草
姬押、生澤邊之、眞田葛原、何時鴨絡而、我衣將服、

〔毛吹草〕三 遠江　掛川葛布

〔和漢三才圖會〕二十七絹布〕藤布　不知沼乃〇中略
藤布出二於奥州相馬一、緝二藤皮一織レ布、以爲二褻袴一、如二駿積舒裔皺一、則含レ水吹二沃之一、疊置乃如レ新、

〔書言字考節用集〕六服食〕芭蕉布

〔和漢三才圖會〕二十七絹布〕芭蕉布
按、芭蕉布多出二於琉球國一、剝二芭蕉莖皮一淹レ之、曝乾以紡二績之一爲レ布、光滑甚美也、染レ之亦色佳、唯恨敝易、

藤布

芭蕉布

以織法爲名
倭文布

〔寛政四年武鑑〕松平豐後守齊宣〈○薩摩鹿兒島〉時獻上〈御歸國御禮〉琉球芭蕉布〈○中略〉〈中暑〉琉球布

〔毛吹草〔三〕〕薩摩　芭蕉(バセヲ)布

〔薩摩風土記〕琉球產物
上布　ばせを布

〔經濟要錄〔四〕〕衣服
芭蕉布ハ厄(エ)剌(ラ)弗(フ)島ニテ織ル、芭蕉布ニハ種々精好ナル阿紋ヲ織テ、極テ美麗ナル者多シ、何レモ夏布ノ良物ニテ、他國ノ產ノ比スベキ所ニ非ズ、

〔大猷院殿御實紀〔五十七〕〕正保元年六月廿五日、琉球國中山王尙賢使臣金武王子朝貞、國頭王子正則引見したまふ、〈○中略〉若君御誕生を賀して、中山王尙賢よりの獻物は、太刀〈一腰〉、馬一匹、天鵞絨三十卷、練芭蕉布百端、畦芭蕉布五十端、〈○中略〉尙賢襲封の謝恩は、太刀一腰、〈○中略〉薄芭蕉布卅端、綿百把、燒酎五壺は南板椽より西の方にならべたり、

〔窻の須佐美追加〔下〕〕平松中納言〈○時量〉は薩摩の緣家にて、每年芭蕉布をえられて、中院家へわかち贈られける、通茂卿〈○中院〉是を著よしとて、常に用られしが、あるとき之をこひて、
給りしはせをば破れうせ、にけり今より後はなにをかは著ん、時量卿一反をくりつかはすとて、いはれざる心はせをばみせをきてやぶるゝたびの音信ぞうき、

〔伊呂波字類抄〔志雜物〕〕倭文(シツノモン)〈諸社祭具也、知顯文抄有文布也、〉和文(シトリ)〈紫織〉

〔東雅〔七器用〕〕布ヌノ〈○中略〉倭文の字シトリと讀む、日本紀には讀てシヅヲリといふと注せられけり、倭名鈔にはシトリと讀む、日本紀釋には、諸祭幣物の內、倭文を常陸國之所濟也、有靑筋文布といふと見えたり、さらばこれは我國の機絲織文の始なるなり、シヅヲリといふ義不詳、〈シヅオリまたシトりといふは、其語の急なる也、舊說にシヅハタといふ事を釋して、綾錦など織るになぞらふれば、布織る機はシヅハタといふべしなど見えしは、シヅとは賤之義也、これは綾錦の貴に對しいふ〉

の義となせる也、別にこれ一義にして、太古の時シヅチリといひし義なるべしとは見えず、倭文の始の如きは、いまだ錦繡の類ありしにはあらず、シヅとは筋をいふに似たり、いまも東國之俗に、筋といふ事をシヅといふなり、魏志に我國より斑布をまいらせしは、此物の事とこそ聞ゆれ、

〔日本書紀神代二〕一云、二神遂誅邪神及草木石類、皆巳平了、其所不服者、唯星神香香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者則服、故二神登天也、倭文神、此云斯圖梨俄未、

〔釋日本紀述義八〕倭文神

大問云、此神在何處哉、先師申云、坐常陸國、依之諸祭幣物內、倭文者常陸國之所濟也、重問云、倭文其形體如何、先師申云、古語拾遺文布云々、號綾布之類歟、建久諸祭與行之時、大藏省年預申狀、有靑筋文之布云々、

〔日本書紀天武二十九〕十三年十二月己卯、大伴連、〈○中略〉倭文連、〈倭文、此云之頭於利、〇中略〉五十氏賜姓曰宿禰、

〔魏志倭人傳三十〕景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使、送汝大夫難升米次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈以到、〈○下略〉

〔冠辭考四〕しづたまき

附ていふ、倭文てふ布の事は、神代紀に、倭文神建葉槌命云々、倭文神此云斯圖利我未、古語拾遺に、天羽槌雄命〈倭文遠祖也〉織文布といへり、かくて倭文を古へ歌によみたるが中に、武烈紀に、於裒枳瀰能、瀰於寐能之都波儱、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登謀、阿避於謀婁儺俱儞、萬葉卷十一に、去家之、倭文旗帶乎、結垂、孰云人毛、君者不益、〈此左に一書とて〉古之、狹織之帶乎、結垂、誰之能人毛、君爾波不益、〈此狹織は即倭文の狹く織たるにて、帶に用ゐん爲とみゆ、今さなだといひて細き組あるも、狹之織の意也、〉卷三に、〈眞間娘子墓歌〉古昔、有家武人之、倭文幡乃、〈上の旗此幡も共に借字、〉帶解替而云々、此四首は帶とせるをいへり、故に狹織也、また卷十三に、〈長歌〉倭文幣乎、手取持而、卷十七に、神社爾、底流鏡、之都爾等里蘇倍、己比能美底云々、延喜式に、〈神祇中に、倭に多きが〉倭文能大御心云

云、臨時祭式同度の注文に、倭文二端（長各一丈四尺、廣二尺二寸、）とあり、（賦役令の凡の布の二尺四寸なれば大かた似たり、）これらは衣とすればはゞも廣し、且上つ世のまに〳〵後に神にも獻るなりけり、さていとも上つ世よりのはた物なる故に、萬葉にすら古へのしづはたとよめり、且皇朝の古へ文ある布はたゞ是なる故に、げに文の布ともいひつらん、其文の様は、釋日本紀に、かの古語拾遺の文布の事を擧て次にいはく、建久諸祭興行之時、大藏省年預申狀、有二青筋文之布一也と、これぞ實に古への物と覺ゆ、其筋とは後世に島織てふ物のさまなるべし、或人此倭文を著る故に、賤きものをしづといふといへるはわろし、武烈紀に、大君の御帶の倭文はた結びたれと有からは、やんごとなき御帶ともし、又萬葉卷一に、（雄略御歌）大此丘爾、菜採須兒（須は志豆反にて、賤兒を須兒と云なり、）とよませ給へる、同じ天皇の紀に、玉纏の胡床に立し、倭文纏のあぐらにたゝしともあり、然れば倭文は古へいやしき物とせざりし事知べし、賤の男賤の女は、下づ男下づ女の意にて、語の意ことなり、

〔倭訓栞前編十一志〕しとり　舊事紀に、倭文、又文布をよめり、天武紀に、しづおりと見ゆ、沈織の義成べし、つお反と也、賤織の義といへど、賤者をしづといふは後の事也、新井氏は、東國の俗筋をしづといふ、釋日本紀に、有二青筋文一之布也と見ゆ、筋は今いふ島筋のさまなるべければ、魏志にいふ、斑布是なるべしといへり、文布は、唐書日本傳に、以二文布一爲レ衣と見えたり、又神代紀に、倭文神は常陸國にますよし見えて、新猿樂紀には、常陸綾甲斐斑布と見え、常陸風土記に、靜織里、上古之時織レ綾之機人未レ知之、此村初織因名と見えたり、

〔古語拾遺〕思兼神深思遠慮、議曰、宜下令二太玉神率二諸部神一造二和幣一、〇中略令二天羽槌雄神（倭文遠祖也）織二文布一、

〔日本書紀十四雄略〕四年八月庚戌、幸二于河上小野一、〇中略天皇乃口號曰、〇中略飫哀枳瀰簸、賦據鳴枳舸斯題、枕磨磨枳能、阿娛羅儞陀陀伺、（一本、以二陀陀伺一、易二伊麻伺一、〇〇〇）施都魔枳能、阿娛羅儞陀陀伺、〇下略

〔日本書紀十六武烈〕十一年、〇仁賢太子、〇武烈思下欲聘二物部麁鹿火大連女影媛一、〇中略餔臣爲二影媛一答歌曰、於哀

枳瀰能、瀰於寐能之都波枕、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登謀、阿避於謀婆儺俱儞、

〔延喜式〕一神祇 祈年祭 中略 社一百九十八所、座別絁五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、下略

〔延喜式〕二十四主計 凡諸國輸調、中略 倭文調布並三丁成端、各長四丈二尺、廣二尺四寸、中略 駿河國 註略 調、中略 倭文卅一端、中略 常陸國 註略 調、中略 倭文卅一端、

〔新猿樂記〕四郎君受領、郎等刺史執鞭之圖也、中略 常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂 中略 甲斐斑布、

斑布

〔秋苑日涉〕十一 棉布 附染色

斑布 隋書地理志、諸蠻多以斑布爲飾、唐書地理志、富州土貢、銀、斑布、群芳譜引解頤錄、元至元間、馬八兒國入貢、二十二年、遣使至其國、求奇寶、得吉貝衣十襲、吉貝樹名、其華成時如鵞毳、抽其緒紡之以作布、亦染成五色、織爲斑布、通雅、唐楚州貢孔雀布、謂花文如孔雀、卽南州斑布之類、

條布

〔好古日錄〕末 條布

條布ハ二百年來ノ物ト云非也、文明年中ニ製スル條布ノ書囊アレバ、古來ヨリ有モノ也、往古絹アレバ布モ木綿モアルベキ也、

以精粗廣狹爲名 太布

〔下學集〕下絹布 太布

〔書言字考節用集〕六服食 答布 指南、麁厚布曰答布、出漢書、 太布同

〔倭訓栞〕前編十四 たふ 太布の音也、たふぬのといふは重言なりといへり、されど信濃國伊奈山中にいふたふぬのは、楮の皮もて織て服とす、或は栲布の遺れる名にやともいへり、又一說に、津輕の邊にいふは、卽けふのほそ布也といへり、

〔松屋筆記〕九 たふといふ布

保憲女集に、雪にあはぬ鳥は雪をよきたふとおもへりと云々、按に今甲斐國都留郡、相模國津久井縣などに、タフといひて、サヨミに似たる布あり、和名抄絹布類ノ部に、本朝式云、商布和名多邇

云々とあるに、その名近くきこゆれば、たふはたにふの略にても有べし、

〔好色一代男五〕當流の男を見知らぬ

太布の標色羽織に、直徑四寸五分ばかりの紋に、鎌と輪とぬの字を附けて、文盲なる服裝、

細布

〔續日本紀六元明〕和銅七年二月庚寅、上總國言、去京遙遠、貢調極重、請代細布頗省負擔、其長六丈、闊二尺二寸、毎丁輸二丈、以三人成端、許之、

〔令集解十三賦役〕古記云、養老元年十二月二日格云、○中略上總細布、長貳丈壹尺、以二丁成端、○下略

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、○中略細布二丁成端、○中略

安房國○註略 調、緋細布十二端、○中略

上總國○註略 調、○中略緋細布廿端、○下略

〔延喜式十四縫殿〕年料雜物○中略

細布十端一丈八尺 九端縫御服、牀九脚敷料、一端一丈八尺、納御服厨子二基敷料、

〔延喜式十五內藏〕季料○中略

細布九十三端三丈○中略 右一季料依前件、季別申省受大藏省、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合細布貳佰漆拾貳端貳拾貳條 佛物一端、衣田分二端、悲田分十二端、通物二百五十七端廿二條、

〔今昔物語二十六〕觀硯聖人在俗時値盜人語第十八

今昔、兒共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、其ガ若クシテ在俗也ケル時、○中略門ヲ開テ入タレバ、妻子觀硯ヲ見テ喜ブ事无限、門ノ脇ニ置タリツル皮子ヲ、二乍ラ取入テ開テ見レバ、○中略今一ニハ白キ六丈ノ細布十段、紺ノ布十段入タリ、

長布

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合長布參阡陸佰肆拾玖端伍拾伍條 佛物十六端、四天王物二端、温室分十二端、衣田分黑六十六端、悲田分卅端之中、黑十九端、翠隨十一端、長布端二條、通物三千五百廿三端五十三條、

廣布

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略廣布並三丁成端、〇中略

陸奥國〇中略調、廣布廿三端、自餘輸狹布米穀、庸、廣布十端、自餘輸狹布米、

狹布

〔倭訓栞前編九〕けふ　狹布をけふといふは音を略す、けふのほそぬのといふは文選讀の如し、後拾遺集に、けふのほそぬのむねあはじとやと見えたり、けふのせばぬのともいふとぞ、津經のあたりには田を種る服に製す、たくりぬのといふともいへり、弘仁元年の官符に、應陸奥國浮浪人准土人輸狹布事と見えたり、會津風土記に、細布出伊北郷と見ゆ、今布の名にいほうあり、是なり、

〔袖中抄十八〕けふのほそぬの

みちのくのけふのほそぬのほどせばみむねあひがたき戀もするかな

顯昭云、けふのほそぬのとは、みちのおくにいてくるせばきぬのなり、せばければ狹布とかきて、やがて聲にけふとよみて、訓にほそぬのとよむ也、その聲訓をあはせてけふのほそぬのと云也、されぱむねあはぬよしをよむなり、やがてけふのせばぬのともよめり、

いたふみやけふのせばぬのはつ〲にあひ見てもなほあかぬけさかな

うのはなのさけるかきねはをとめごがたがためさらすけふのぬのぞも

〔類聚三代格八〕太政官符

應陸奥國浮浪人准土人輸狹布事

右當道觀察使正四位下兼陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣奏狀偁、陸奥守從五位上勳七等佐伯宿禰清峯等申云、件浮浪人共欵云、土人調庸全輸狹布、至浪人特進廣布、織作之勞難易不同、齊民之貢彼此爲異、望請一准土人、同進狹布者、國司撿察、所申有實、但黒川以北奥郡浮浪人、元來不在差科之限者、臣商量、此國地廣人稀、邊冦惟防、不務懷柔、何備非常、望令依件送者、右大臣宣偁、奉勅依請、

大同五年二月廿三日

〔延喜式 主計 二十四〕凡諸國輸調、〇中略 狹布二丁成端、長三丈七尺、廣一尺八寸、〇中略

陸奥國 〇註略 調、廣布廿三端、自餘輸狹布米穀、 庸、廣布十端、自餘輸狹布米、

出羽國 〇中略 調庸、輸狹布米穀、〇中略

越後國 〇中略 庸、白木韓櫃十合、自餘輸狹布鮭、

〔吾妻鏡 九〕文治五年九月十七日甲戌、寺塔已下注文曰、衆徒注申之、〇中略

一毛越寺事 〇中略

此本尊造立間、基衡〇藤原乞支度於佛師雲慶、雲慶注出上中下之三品、基衡令領狀中品、運功於佛師、所謂〇中略 希婦細布(ケフノホソヌノ)二千端、〇中略 此外副山海珍物也、

〔後拾遺和歌集 十一 戀一〕題しらず　　能因法師

錦木はたちながらこそくちにけれけふのほそ布むねあはじとや

〔散木弃謌集 二 夏〕卯花作墻

卯花の垣根なりけり山がつのはつきにさらすけふとみつれば

〔散木集注〕けふとは布なり、けふの細布をおもひてよめるにや、けふとばかりにては、すこしくらくや、

〔新千載和歌集 十三 戀〕文保の百首の歌奉りける時　　正二位隆教

いへばえにこがるゝむねの逢はでのみ思ひくらせるけふの細布

〔新拾遺和歌集 十二 戀〕寄布戀といふ事をよませたまうける　　伏見院御製

よとともにむねあひがたき我戀のたくひもつらきけふの細布

〔經濟要錄 四〕衣服

夏布(ナツヌノ)ハ薩州ノ上布ヨリ良ナルハ莫シ、抑モ此物ハ世上ニ薩摩上布ト稱スト雖モ、薩州ノ産ニ非

ズ、其實ハ琉球國ノ織物ニテ、極上ノ細布(ホツ)ハ佐伎島ヨリ出ヅ、白上布ハ耶山ノ產、粗布(ゲフ)ハ宮古島ヨリ出ヅ、○中略何レモ夏布ノ良物ニテ、他國ノ產ノ比スベキ所ニ非ズ、其上布、中布、下布等ノ濫名ヲ呼ブハ、皆他國ニテ名ケタルコトニテ、薩州ニテハ上布ト云ハズシテ細(ホツ)ト稱ス、細ハ彼ノ國ニテモ貴人ノ服ナリト云フ、

以產地爲名 宇治布

〔庭訓往來〕宇治布、○中略或異國唐物、高麗珍物、如雲似霞、

〔古今著聞集 十二 偸盜〕大殿小殿とてきこへある强盜の棟梁ありけり、○中略小殿平六はすべてさる惡賊とも覺へず、事にをきてなだらかに、みめことがらも淸げにて、かひがひ敷つかひよかりければ、大納言家○德大寺にも大切の者におぼして、一向とのおにたのみ給へるのみにあらず、何事にも召つかひけり、或時とみのこと有て、宇治布十端入るべかりけるに、只今は戌剋ばかり也、此用は明日巳剋以前の事也、さたしいだしがたかりけるを、さるにても宇治へ尋てこそきかめとて、用途をもたせてつかはしけり、○下略

望陀布

〔令義解 三 賦役〕凡調、○中略其望陀布、四丁成端、長五丈二尺、廣二尺八寸、

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調、○中略望陀布 長四丈二尺、廣二尺八寸、廣布、並三丁成端、○中略

上總國○中略 調、○中略紺望陀布五十端、縹望陀布七十三端、

〔延喜式 三十 大藏〕凡進物所膳部六人、正月三節、五月以後三節、當色料絹三疋、紺望陀布三端、每年兩度充行、

高宮布

〔毛吹草 三〕近江　高宮(タカミヤ)布(ヌノ)

〔吳服類名物目錄〕一高宮　苧出所 高崎ゟ多ク出申候、藤岡ゟも出申候、是ハ少ク候、
苧關東ゟ近江江登リ、在々江買取申候、うみかせ貫ニ致シ出來不出來はゑりわけ候而織申候、尤堅糸寄申候、織申候節ふのり引申候、

信濃布

巾八寸六七步丈數貳丈四尺吳服指生ニ而如ㇾ此

但三端續ニ織申候得共、前高ク成候ゆへ、右之通袴たけ貳丈四尺宛ニ織切申候、

晒やう　やす村

釜へ入おくニ而燒、半さらし程ニ成候而、こしきへ入むし申候上、さらしの上、川水へ入、寄をふり直し申候、芝へ干し、干ニして巾をのし申候、是ハ貳三寸づゝ疊、綾卷のやうなる棒ニてしわき申候、其上生干にて疊干仕立いたし候、

〔甲子夜話三十二〕物好ト云モノハ、諸物何ト云限リモナキ中ニ、今ハヒタブルニ衣服好スル計ノ風俗ト成リシハ歎クベシ、〇中略德廟〇德川吉宗ハ高宮布ノ柏木染ヲ漆紋カヽセテサヘ著サレタリ、頃ロ千本白玉ガ、居隆稱吉之丞其法ノ如ク手製シテ贈ラレシガ、今ハ世ニ知ル人サヘ稀ナリ、享保ノ御時、ツカヘ奉ラレシ慈仙院殿ノ能登守乘堅肩衣トテ、高宮布ノ黑染ナルニ、紋ヲ白ク繪ガキタルガ、餘程剝落セシヲ、余〇松浦清ガ幼キ時、側ニ侍リシ者ノ藏置シヲ見ケリ、今ハ如何ガニナリケン、

〔萬金產業袋四夏物類〕春日島〇〇〇大內島ともいふと江州高宮おいづる、麻に絹糸入にて、島もやういろ〳〵、至極見分よきもの也、藍錆まがひ、いと桑じま、いと生平じま、おとこもやう小島いろ〳〵、女もやう、紅もへぎ、紫等のいと入、總じて地に光あつて、もやうよく見事なるもの也、長尺は三丈壹尺計も有、但男もやうは羽織地にもする也、い〇と〇高〇宮〇じ〇まとも云、

〔延喜式三十大藏〕凡太政官、幷出納諸司季祿布、以ニ信濃布ㇾ給ㇾ之、參議帶ニ諸司ㇾ者、及內記主稅宮內修理勘解由等省寮職使亦同、凡女官春秋二季祿布之內、每季百五十端、以ニ信濃布ㇾ充ニ內侍司ㇾ、

〔朝野群載十七佛事〕弟子在衡敬白

請ニ諷誦ㇾ事〇中略

衆僧御布施信濃布二百端〇中略

安和二年十月廿八日　弟子右大臣從二位藤原朝臣在衡

伊北布

〔倭訓栞前編九〕けふ〇中略　會津風土記に、細布出伊北郷と見ゆ、今布の名に、いほうあり、是なり、

〔萬金產業袋四酒類井布類〕伊北布、奧州會津よりいづる、疊(たゝ)すかたく卷てあり、常の布幅に少し廣ければ、みな上下の肩衣地に用ゆ、

奧布

〔倭訓栞前編四十五〕おくぬの　東鑑に、奧布と見ゆ、けふのほそぬのをいふにや、

〔新撰六帖五〕ぬの　光俊

今はよにあるもまれなるおくぬのゝもちひられしはむかしなりけり

〔吾妻鏡十九〕承元二年七月五日壬寅、神宮寺上棟、相州武州前大膳大夫等監臨之、又總奉行善信、朝光同以參向、匠等給祿、大工〇中略裹物、各納白布五段小工〇中略裹物二、各納奧布三段行光奉行之、

越後布

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはうはかま上下かはるは略義也、〇中略すきすはうとは、越後布を染たるを申候、

〔宇野主水記〕天正十四年六月十日頃、越後國上杉嘉平治景勝、關白殿へ爲一禮參上、銀五百枚、山布。。三百端進物也、山布トハ世上ニ越後ト云布也、

佐渡布

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

左辨官下中務

應行青摺袍捌百陸拾捌領細布百八十一領、佐渡布六百八十七領、〇下略

〔延喜式十五內藏〕雜染

藍染綾一百疋〇中略

〔西宮記臨時十〕祭使事〇中略

右每年起六月一日至八月卅日染畢、〇中略供事藏部十八人、染手一人、各給佐渡布衫一領別二丈七尺

丹波布　伊勢亭

以用途爲名　調布　庸布

使賜御衣（女類長、阿古之類、）又召藏人所佐渡布、賜舞人以下有差、（番長各三段、近衞各二段、但官人召内藏絹給各一疋、）

〔萬金產業袋　四織類并布類〕朽木しま（近江の）　丹波布　上州じま（きぬのも有）　越前じま　ばせを布（薩摩）　葛布（駿州當作遠州欠川）　伊せからむし等、諸國々々ゟ出る所數々あり、しなじなあり、

〔倭名類聚抄　十二布帛〕調布　唐式云、楊州庸調布、（今按、本朝式、有庸布調布、讀豆岐乃沼能、又有信濃望陀等名、望陀者上總國郡名也、其體與他國調布頗別異、故以所出國郡名爲名也、）

〔箋注倭名類聚抄　三絹布〕按唐六典、淮南道古楊州之境、注、淮南道庸調雜有紵貲火麻等布、此所引即是也、○中略按調布者、調貢所上之布、庸布、民之當役力者、出所以免之布也、其布不過紵布麻布、非有別名、調布庸布之布也、然則調布當訓豆岐乃沼乃、庸布當依孝德紀訓知加良之呂乃奴乃、或依天武紀訓知加良奴乃、

〔類聚名義抄　六巾〕調布（ツキヌノ）

〔令義解　三賦役〕凡調絹絁○中略絲綿布並隨鄕土所出、正丁一人、○中略布二丈六尺、並二丁成絢屯端、（謂布○中略五丈二尺爲端、長五丈二尺、廣二尺四寸、曰端也、）

凡正丁歲役十日、○中略若須收庸者、布二丈六尺、（謂其收庸者、須隨鄕土所出、不可以布爲一例也、）一日二尺六寸、○中略次丁二人、同一正丁、（謂次丁一人、歲役五日、若收庸者、布一丈三尺、是爲一常、）

〔延喜式　二十四主計〕凡諸國輸調、○中略倭文調布並三丁成端、（各長四丈二尺、廣二尺四寸、大隅薩摩兩國調布四丁成端、）

凡諸國輸庸、（壹岐對馬等島並不輸、）一丁布一丈四尺、（二丁成段、三丁成端、）

〔日本書紀　二十五孝德〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰、○中略其四曰、罷舊賦役、而行田之調、凡絹絁絲綿並隨鄕土所出、田一町絹一丈、四町成疋、長四丈廣二尺半、絁二丈、二町成疋、長廣同絹、布四丈、長廣同絹、布四丈長同絹絁、絁一町成端、（絲綿絢屯諸處不見、）別收戶別之調、一戶貲布一丈二尺、○中略凡仕丁者、改舊每三十戶一人、（以一人充廝也、）而每五十戶一人、（以一人充廝、）以充諸司、以五十戶充仕丁一人之粮、一戶

商布

庸布一丈二尺、庸米五斗、

〔日本書紀(二十九天武)〕十四年十一月甲辰、筑紫太宰、請儲用物、(○中略)庸布四百常、(○中略)送下於筑紫、

〔續日本紀(三文武)〕慶雲三年二月庚寅、制七條事、(○中略)准令正丁歳役收庸布二丈六尺、當欲輕歳役之庸、息人民之乏、並宜減半、

〔令集解(十三賦役)〕和銅六年二月十九日格云、其庸布以二丁成段、長二丈六尺、

〔令集解(十三賦役)〕古記云、養老元年十二月二日格云、調布長肆丈貳尺、闊貳尺肆寸、一丁輸貳丈捌尺、庸布壹丈肆尺幷肆丈貳尺、即以爲端、

〔享祿本類聚三代格(六)〕太政官謹奏

內外五位位祿准據令格事

正五位(○中略)　庸布二百卌常(以二丈八尺爲段、○中略)

大同三年十一月十日(祿令集解、政事要略第廿七)

〔西宮記(臨時十一)〕成勘文事

寛和沽價官符云、調布一端直百文、(尺別當二文二分、五丈二尺可當二十四文四分、尺別二文二分、)

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合庸布肆佰伍拾貳段壹常(温室分十段、通物四百三十二端一常、)

〔續日本紀(十七聖武)〕天平十九年二月丁卯、以去年亢旱年穀不稔、詔爲治産業、賜大臣已下諸司才長上已上、稅布幷鹽、各有差、

〔倭名類聚抄(十二布帛)〕商布　本朝式云、商布、(和名多邇)

〔東雅(七器用)〕布ヌノ(○中略)倭名鈔に、(○中略)本朝式を引て、商布讀てタニといふと注したり、(○中略)タニといふは、タは手也、ニは卽布也、猶手作布といふが如し、調と庸との布の如きは、公に輸す所なり、其餘は自らの服用ども也、また商物にもしつべければ、かくは云ひし也、

〔續日本紀六元明〕和銅七年二月庚寅、制、以商布二丈六尺爲段、不用常、如有蓄常布自擬產業者、今年十二月以前悉賣用畢、或貯積稍多、出賣不盡者、便納官司、與和價、或限外賣買、沒爲官物、有人糺告、皆賞告者、其帶闕國司、商旅過日、審加勘搜、附使言上、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、〈○中略〉定交易商布直稻十束、凡商布直六束、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進

商布一萬八千段〈交易、武藏下總二國各三千段、上總常陸二國各四千段、上野下野二國各二千段、〉

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

駿河國〈商布二千一百段○中略〉　甲斐國〈商布四千一百段○中略〉　相摸國〈商布六千五百段、布一千五百段○中略〉

武藏國〈布一千五百段、商布一万一千一百段○中略〉　安房國〈商布二千二百八十段○中略〉　上總國〈商布一万一千四百廿段、布一千五百九十端○中略〉

下總國〈布一千五百九十端、商布一万一千五十段○中略〉　常陸國〈布四千段、商布一万三千段、庸布七百段○中略〉　信濃國〈商布六千四百五十段(中略)布一千五百端○中略〉

上野國〈布一千五百九端、商布七千七百卅一段二尺二寸八分○中略〉　下野國〈布一千四百卅六端、商布七千三段○中略〉　越中國〈商布一千二百段○中略〉

越後國〈商布一千段○中略〉

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

〔延喜式三十大藏〕凡諸國所進交易商布者、其端別注某國郡年月日色直稻若干束、外端捺國印二處、內端一處、

凡諸國交易商布、洗暴進之、若猶有違返却其物、

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭

祭神料〈○中略〉　商布十二段、筥八合、〈已上封物、內藏司所請、〉

平岡神四座祭

祭神料〈○中略〉　裹幣帛料、交易商布一段一丈七尺、

八講布

〔延喜式二十六主税〕凡一駄荷率、○中略商布五十段、

〔書言字考節用集六服食〕八講布（ハツカウヌノ）（加賀所出物、傳云、往古修法華八講時、施僧徒多充此布、故云爾、）

〔女重寶記五〕絹布類

八講（はつかう）

〔和漢三才圖會二十七絹布〕曝布

賀州高岡同石動（ユスルギ）之八講布、紵麻而共色如雪、亞奈良曝、

〔雍州府志七土產〕布○中略　八講布出自加賀國、古修法華八講時、施僧徒多用此布、依之始稱八講布、今省布字稱八講、又近江高宮布、丹波布等爲下品、京師所々賣之、

〔萬金產業袋四絹類并布類〕八かう島（かいしま）これ也　白八かう、同廣（世にこれを五郎丸といふ）以上は加州よりいづる、上ものを御藏（をくら）といふ、

〔毛吹草三〕越中　八講布（ハツコウヌノ）

〔大猷院殿御實紀六十一〕正保二年八月廿一日、故松平筑前守光高（○前田、越中富山、）長子犬千代丸襲封の謝恩に登營あり、○中略　犬千代丸は黑木書院にめして御對面あり、○中略　飛驒守利治も太刀馬代に八講布そへて獻じ奉る、次に大納言殿黑木書院に出まし、犬千代丸より、正恒の太刀、銀五百枚、時服二十、八講布百匹獻じて謝恩し、○中略　飛驒守利治も太刀馬代、八講布獻じ謝し奉る、

雜布　貲布

〔倭名類聚抄十二絹布〕貲布　唐韻云、帯（音與貲同）布名也、唐式云、貲布、（漢語抄云、佐與美乃沼能、今按貲布宜作帯布乎、）

〔箋注倭名類聚抄三絹布〕按說文、繐字注云、貲布也、無帯字、則知古用貲字、帯是俗字、唐式六典、及皇國古書皆用貲布字、古字偶存者、源君以爲宜作帯者非是、按東鑑建久四年五月、有作與美水干、新井氏曰、狹讀也、讀猶八十縷曰升之升、狹讀謂經絲數少也、谷川氏曰、今俗數絲有幾讀之名、政事要略、作細美之布、今俗亦同、即佐與美之轉譌、又按急就篇、服瑣緰帯與繒連、注、緰帯緆布之尤精者、言雖

曰布類、其質精好、與細相連次也、依之以佐與美充之、恐不允、

〔類聚名義抄 三具〕貲 音資 サイミ布 〔同 六巾〕貲布 サヨミノヌノ、音帯、宜作帯、

〔下學集 下絹布〕細美(サイミ)

〔書言字考節用集 六服食〕絡(サヨミ)(サイミ) 字彙、葛布曰絡、 細貲 同 續日本紀、上總望陀細貲、 帯布 同 又作貲布、並順和名、

〔東雅 七器用〕布ヌノ 中略○ 倭名鈔に漢語抄を引て、貲布讀てサヨミノヌノといふ、今按ずるに、貲布當作帯布と見えたり、サとは細也、ヨミは升也、猶細布といふが如し、貲帯その音はおなじけれど、帯布は細布なりと見えたれば、今按の說に從ふべし、古語にヨミといひしは、物をかぞふる事をいひし也、凡そ布を織るに、その縷をかぞへて、幾升などいふ事あるなり、

〔武家名目抄稿 衣服七〕按、和名抄貲布讀て佐與美の沼能といふ、太平記細布の傍訓サイミとあり、又判官物語に、からさよみのひたゝれ、略○ 註曾我物語に、からさいみにてうを二つみつところどころにつけたるひたゝれ、略○ 註など見えたり、彼是を通はし思ふに、さいみはさよみの轉語にて、又なまりてさゆみともいふ、細き縷にて精く織れる布のこと也、近世は反て麁き布をさいみといふ、猶あしき墨を無射墨といふの類にて、流俗の說なり、

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕帯布 帯音哉、太布、和名佐與美乃沼能、俗云佐以美、又云太不、

按、帯乃太布 不止沼能 未曝而麁、最下品、越前府中、同福居爲上、江州高宮小割次之、豫州、防州、豐後又次之、丹波及江州朽木雖不美、其性強、

蚊帳(カヤサヨミ)帯、出於江州及豫州、其此 一齒麻絲一縷入、

〔毛吹草 三〕大和 奈良(ナラ)細美(サイミ) 近江 細美(サイミ)衣地(コロモヂ)

〔守貞漫稿 十三〕細布サイミト訓ズ、而其糸極太ク粗布ナルヲ、態ト名實反シテ號トセリ、京坂ノ所用ハ、丹波ヨリ出ス、故ニ丹波布ト云、江戸所用ハ奥州信州等ヨリ產シテサイミト云、價銀五六匁ヨリ十一二匁ヲ一端ニ直ス、

手作布

武家奴僕ノ夏服、コレヲ紺染ニテ用フ、夏看板ト云也、民間ニテハ酒漉俗、豆腐漉袋、夏ノ暖簾、風呂敷ニ製ス、江戸ハ火災多キ故ニ、夜具每ニ此布風呂シキヲ以テ包ミ置也、

又嘉永三年、江戸新場伊世屋與三郎ト云、細布店ニテ細布ヲ種々ノ中形摸樣ニ、紺淺黃染ニシテ始テ賣レ之、價一端銀十匁ヨリ十七八匁也、賤夫等夏服ニ用レ之、

〔延喜式〕(主計二十四)凡諸國輸調、(○中略)貲布(長四丈、廣二尺、)望陀貲布(長八丈、廣一尺八寸、)並四丁成レ端、細貲布(長六丈五尺、廣一尺九寸、)小堅貲布(長八丈、廣二尺、)薄貲布(長八丈、廣一尺九寸、)(○中略)並三丁成レ端、(○中略)

遠江國(○中略)　調、(○中略)貲布十二端、(○中略)

安房國(○中略)　調、(○中略)細貲布十八端、薄貲布九端、(○中略)

上總國(○中略)　調、(○中略)薄貲布百十四端、細貲布六十三端、小堅貲布五十一端、(○中略)望陀貲布百端、(長八丈、廣一尺九寸、)貲布一百卌八端、(○下略)

〔延喜式〕(民部二十三)年料別貢雜物

太宰府(中略)深紫貲布卅端、淺紫貲布卅端、深緋貲布卅端、淺緋貲布卅端、白貲布五十端、

〔日本後紀〕(平城十三)大同元年三月辛巳、天皇(○桓武)崩二於正寢一、(○中略)癸未、是日上(○平城)著二服服一、用二遠江貲布一、(○下略)

〔古今著聞集〕(興言利口十六)隨身下野武守がむすめを、秦頼武むかへけるに、武守いだしたてゝやるとて、物にものせずしてあゆませけるだにふしぎ成に、狩衣にさよみのはかま著たる郎等二人を供せさせたりけり、

〔親元日記〕寬正六年七月十日乙卯、肥州ヨリ越後細美一端被レ進レ之、七夕於二春日屋形一依レ被レ仰也云々、

〔新撰字鏡〕(糸)紵繡(同、除呂反、上、白布、細也、学也、總也、緋也、絟也、繡也、氏豆久利、)

〔倭名類聚抄〕(布帛十二)白絲布　唐式云、白絲布、(今按、俗用二手作布三字一、云二天都久利乃沼乃一、是乎、)

十九布

〔類聚名義抄 巾六〕紵布（テヅクリノヌノ）

〔東雅 器用七〕布ヌノ（中略）倭名鈔に唐式を引て、白絲布は今俗に手作布の三字を用ひて、テヅクリノヌノといふと注し、（中略）舊きものに、陸奥の國には、手づからしぬる事をば、手作りとなむいふとしるせしあり、（陸奥後三年合戰の繪の詞書に）テヅクリノヌノとは、其始彼國の方言に出し所なるべし、

〔執政所抄 十月下〕維摩會布施事

絹十疋（中略）手作布十段、白紫通用之、舊案見麻布、

〔日本靈異記 中〕力女示强力緣第廿七

尾張宿禰久玖利者、尾張國中島郡大領也、聖武天皇食國之時人也、久玖利之妻有同國愛知郡片蕝里之女人、（是昔有元興寺道場法師之孫也）隨夫柔儒如練糸綿、織麻細𣑥而著夫大領、𣑥姝无比、（中略）

𣑥（氏都九里）姝（和子留シ）

〔萬葉集 東歌十四〕多麻河泊爾、左良須底豆久利、佐良佐良爾、奈仁曾許能兒乃、己許太可奈之伎、

右九首（八首略〇）武藏國歌

〔萬葉集略解 十四〕手づくりは、和名抄白絲布（天都久利乃奴乃）と有、卷十六、うつたへはへて織布日ざらしのあさ手作をとよみて、是は業として織にもあらず、私の料に織をいふべし、今手織といふ也、

〔七十一番歌合 下〕五十八番　左　白布賣

さればとて人もすさめぬ布織の我手づくりの戀もする哉

左、我手づくりの戀、よく布におもひあはせたり、

〔貞丈雜記 三小袖〕一十九布（ジウクヌノ）と云事、舊記に有、弓袋などにする布也、機を織者の詞に、糸四筋を一かなト云、（長サハ、一疋の分にても、一端の分にても同、）十かなを一たばと云、（四十筋なり）六ッの布と云は、七たばにて織たるを云、

仁和寺布

生平

綟

一幅の徑糸貳百八拾筋、(二重にする故、五百六十筋ならぶなり、)十の布と云は、十たばにて織たるを云、一幅の徑糸四百筋、(二重にする故、八百筋ならぶ也、)十九の布と云は、十九たばにて織たる也、一幅の徑糸七百六拾筋、(二重にするゆへ、千五百貳十筋ならぶなり、)至極細にうつくしき布也、右幾たばと云は、皆たて糸の分量也、一たばの事を一よみとも云也、糸を筬へ通す時の詞也、布の細きと麁きとにて筬も替る也、弓馬故實ニ云、弓袋の事、(中略)布は十九と云布也、さりながら當世曾てなき布也、只の布のうつくしきを用べしと云々、

〔布衣記〕一狩衣事、六位之狩衣は、面仁和寺布好也、裏は練貫を付也、

〔倭訓栞〕(中編五)きびら 布にいへり、類聚雜要に生平絹見えたり、

〔守貞漫稿〕(十三)生平キビラト訓ズ、奈良麻布ノ未ダ晒ザルヲ云也、京坂小民稀ニ用レ之、縞モアレドモ、無地ノ素ヲ専トシ、不レ染シテ用レ之、

又京坂富民ノ僕、主人ニ從ヒ出ル時ハ、生平ニ正背一所、カチン紋ヲ畫キタル帷子ヲ著スヲ、草履取ノ習風トス、

又前年稀ニ生平布ヲ五所定紋ノ所ノミヲ晒シテ、上下ノ時ノ衣服ニスルアリ、是亦奢侈ノ一也、

〔易林本節用集〕(毛食服)戻(モヂ)(布名)

〔書言字考節用集〕(六服食)綟(モヂ)

〔倭訓栞〕(前編三十三)もち 布にもちといふは綟をよめり、集韻に麻綟といへる是なるべし、多織編に綟をよみ、全浙兵制錄には紗を譯せり、大雙紙に、もぢさいみかりそめにも殿中へはきずといへり、

〔毛吹草〕(三)山城 戻(モヂ) 伊勢 阿野津戻(アノツモヂ)(肩衣ニ用レ之)

〔呉服類名物目錄〕一伊勢津戻子之儀は、眞苧ニ而竪貫共ニ寄り候而、淸水邊之在々にて織申候よし、とくと仕候義は、當地ニ而相しれ不レ申、染之儀は中買共買取、其上さらし染張仕候由、糊之儀紺

照布　唐布

屋棚と承申候、

〔絹布重寶記〕一綟子

紗綟子

紗に似て糸組違なり、取扱紗のごとし、

一上州戻子

絽と同じこなし也

一天井綟子　一縠織　一井筒紗

此類みな織切肩衣地也、萬事京呂肩衣地同様のたぐひ也、

一津戻子

肩衣地の野品也、勢州安濃津より織出す、彼地より汗拭などにして來るなり、汗拭には最上のもの也、半分そぎ染などにして、夥たゞしく江戸へ行くなり、肩衣折目より切レたがるものなり、

一鬼綟子

汗取襦半にしてきるもの別ニ有、いよ〳〵野品なり、

〔昔々物語〕一昔は四月比より、伊勢津戻子とて板にはさみ賣ありく事夥し、千石以下の面々調著、價壹匁なり、〇中略戻子は皆絹戻子に成て今は賣物なし、

〔槐記〕享保十二年正月晦日、參候、〇中略茶巾ノハヾト、幅巾ノハヾトハ別ナリ、〇中略幅巾ハサラシノ布ナリ、茶巾ハテリフトテ、日本ニナキモノ、琉球布ナリ、

〔大猷院殿御實紀五十四〕寛永二十年七月十八日、朝鮮國信使聘禮行はる、〇中略三使みづからの獻物虎皮五枚、人參五斤、照布十疋さゝげ、下段の上より三疊目にいでゝ、拜し奉る、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

尺法

一かたびらの事、つじがはな、はくなどは、女房、兒、若衆などは能候、年たけたる男は尤不可然候、ただ男は若も老たるも、しろきかたびら似合候、其外は梅ぞめなど能候、せすりあぶら布など同前、但たう唐布のたぐひは、僧喝食になをよく候、

〔萬金產業袋四唐物類〕丈布ちやうふは、ゞ壹尺五寸位、和の廣八かう、五郎丸に似たり、つよき物也、

〔西宮記臨時十一〕成勸文事

判事式云、平絹布者、長五丈二尺、廣二尺四寸、爲一端、

〔大內家壁書〕麻布寸尺之事

御分國中所納年貢之麻布寸尺之事、古式に任、よろしく貳丈八尺を以て壹端とす、鷹計を用也亦より布之事は貳丈五尺、或は貳丈六尺、各鷹計、即和銅七年符也、壹端なるべし者、早右之定法の旨を守、豐前國中之甲乙人等に、ふれしむべきよし、所被仰出也、仍執達如件、

寬正三年十月廿五日　石見守判　貞俊

沙彌判　昌秀

杉伯耆守殿

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一布木綿者善惡によらず、大工金ニ四尺五寸を尋ニして七尋たるべし、太布は可爲六尋事、〇中略

右條々於國中自今以往可爲龜鑑之條、貴賤共令信用、全可相守、若一言於相背者、忽可處嚴科者也、依所定如件、

慶長貳年三月廿四日　盛親在判

元親在判

〔御當家令條二十九〕寬永二年八月廿七日

一布木綿之事、一端ニ付、長大工かねにて三丈四尺、幅壹尺三寸、

右織物之寸尺如斯御定之上は、長幅不足絹布賣候においては、來年四月朔日より見合候者可取之もの也、

寛永三年寅十二月七日

〔延喜式四十二東西市〕布廛○中略 右五十一廛東市　調布廛○中略 右卅三廛西市

〔七十一番歌合下〕五十八番　左　白布賣

しろぬのめせ、なうはたばりもしやくもよく候ぞ、

〔令義解三學〕凡學生在學、各以長幼爲序、初入學皆行束脩之禮(謂束脩脩脯、卽十束脯也、)於其師、各布一端(謂學生非一人、故稱各、言毎人皆出一端也、)皆有酒食、

〔唐書二百二十東夷列傳〕開元初、粟田復請從諸儒授經、詔四門助教趙玄默、卽鴻臚寺爲師、獻大幅布爲贄、悉賞物貿書以歸、

〔續日本紀五元明〕和銅五年閏十二月辛丑、制、○中略 諸國所送調庸等物、以錢換、宜以錢五文准布一常、

○按ズルニ、准布ノ事ハ、泉貨部錢篇ニアリ、

〔東大寺正倉院文書二十九〕但馬國天平九年正税帳

年料修理器仗領(短甲十三領)○中略 料雜用充稻壹仟壹伯肆拾肆束○中略

布肆端(端別四丈)直稻壹伯束(端別廿五束)

〔西宮記臨時十一〕成勘文事

可著鈦左右獄囚贓物事○中略

大春日兼平(年五十、山城國人、)　強盜　贓物七種○中略　麻布二反(直百五十文)　手作布三丈五尺(直二百五十文)○中略

田邊延正(年卅、左京人)　強盜　贓物漆種○中略　手作布二反(直八百文)○中略　伯耆諸吉(年廿七、大和國人)

强盜　贓物五種〇中略　手作布廿端直八百文　信濃布十反直二貫文〇中略　紀清忠年々　强盜　贓物二種〇中略　手作布二反直六百文〇中略　三島重遠年々　强盜贓露驗　贓物二種〇中略　麻布一百卅反直十貫文〇中略

長德二年十二月十七日

〔長秋記〕保延元年四月十八日辛酉、賀茂祭也、〇中略　雜色裝束、薄欵冬狩衣袴、格子布濃欵冬打衣、青單衣、取物同色也、

〔山槐記〕治承三年十月十日、今日院宮〇中略爲御受戒令向東大寺給、〇中略　先院殿上人十七人、〇中略　左中將泰通朝臣、赤色狩衣、黄衣隨身四人、萠木薄色衣、童二人朽葉貫布、薄色衣、舍人虫襖、

〔慶長見聞集三〕關東衣服昔に替る事

見しは昔、關東にてのていたらく、愚老若き頃までは、諸人の衣裳木綿布子也、麻は絹に似たればとて、麻布を色々に染、わたを入、おひへと云て上著にせしなり、布は出所多し、木曾の麻布は信濃にて織、手作りは武藏によめり、おくぬの信夫文字ずりは忍郡にてをる、布有の細布は油中折に、件の布はうの毛にておると云々、此說さま〳〵に記せり、〇中略　信濃布はほそく白し、雪にてさらす布なり、美濃布は上品と云て、芹河といふ所より出る、內裏へ奉る、

〔身のかたみ〕四十、ぬのなど人にいだされ候はゞ、越中、越後、宇治ぬのなどやうなる物は、十たん五十たん、百たんもしんじやう候し時は、さがみ入道殿めしよせられ御らんじ候き、かずならぬ六位藏人などは、十たん五たんもひたゝれのれうとて、だいにすへたび候へけるとなん御物語候、又その名のなきゐ中ぬのゝよきを、人のたびて候へしをば、いかにうつくしき候へばとて、なにといひてか、ひとにたび候べきと申て候へば、ながはしのこうたうのないしの御つぼねに、じゞうといひし女ぼうおりふしさむらひけるが申しは、うちわたりにては、御のごひぬのとこそ申

候へとありしかば、さがみ入道殿げにもおもしろしとの給けり、かやうの事こそき丶ならふべけれとて、十たん廿たんづ丶のごひぬのに、御さた候へとてまいらせられし、おもしろくやさしくおぼえ候、

四十一、もとよりあらぬの、たふなどは、御かほのすりとて、高まつの女院のたふめされしより、せんどうの女ばうしゆの、御かほのごひになり候へるほどに、とりわきしん上候ひし也、あらぬのは、くれなゐのふりてのようにさたする物にて候、くれなゐのはなおろしそめつけて、こきくれなゐにしは、されば歌に、くれなゐのふりての色のをかつ丶じとよまれ候、さやうのものにめしつかひ候べく候、

○

〔倭訓栞中編久 六〕くわくわんふ　本草に火鼠の皮をもて織といふ、火浣布と書り、汚則燒之見ゆ、あみやんとす、一名あすべすとすといふ、らていん語也、今の紅毛はすていんふらす、又あ丶るとふらすといふ、

〔和漢三才圖會絹布 二十七〕火浣布

神異經云、荒外有大山、其中生不盡之木、晝夜火燃、而暴風不猛、猛雨不滅不盡、木火中有鼠、重千斤、毛長二尺餘、細如絲、但居火中洞赤、時々出外而毛白、以水逐而沃之卽死、取紡績其毛、織以爲布用之、若有垢浣、以火燒之則淨也、

按、火浣布述異記亦言之、共南方海外山鼠毛也、自雲南國有貢之則不妄也、用明礬煮木綿布也、半日許、晒乾之、再用沙糖煎汁浸之、晒乾則逢火暫不燒、僞爲火浣布、然不知用火洗其浣乎否、

〔諸國里人談 三〕火浣布

元祿のころ、長崎の住花明師なりはいかいといふ人、小袋を所持しけり、白き茶うの地組なるもの也、こ

れを火浣布といふとぞ、中華雲南省の南海に火山といふ所あり、其山の洞に常に火焰あり、その中に鼠あつて火を喰ふ、毛長く細くして糸のごとし、捉て水中に入れば即ち死す、その毛を紡績して布に織用る也、垢づける時は、火中に入てこれを燒に、清うして本のごとしと云、唐にても此布を本奔しけるにや、清明戰ひの時、明朝より國性爺を味方に賴むに、數の寶を贈りけるが、その中に是第一なり、

〔平賀鳩溪實記 五〕源內橋本町へト居之事

源內は志を得るに隨て、白壁町の宅手狹なれば、橋本町にて賣家を求め、美麗を盡くして住居せり、見分による世の中なれば、雅俗の隔もなく源內が方へ出入けり、源內心に思ふ樣は、物見だかき當地のことなれば、めづらしき細工人を呼寄せんと、何事に寄らず、一藝に名を得し者をば、私宅へ引寄養ひければ、細工其外儒者醫師僧侶の輩まで、秀たる才のものば、集らずといふ事なし、實に珠履三千の交とも云つべし、其中に信州松本の產にて權七といふものあり、秀才なる生質にて、火浣布の製作を知れり、此火浣布といふは木綿の類にして、火中へ入ても不燒若垢付時は火を以て洗濯する奇妙なる布也、是を製作して世の中へ廣めんと、源內と相談せり、此布を織る綿は石綿とて、深山の巖石へ生る綿の如くなる者なり、是木曾山ならでは無よし、源內彼を案內として木曾へ赴き、夥しく持來て己が二階を織殿として、日々無怠拵らへければ、早速成就して火中へ投入れて不燒事妙也、依之世上專ら稱して、諸大名より求んと乞ふもの數を知らず、源內は大に貨殖して、又々石綿を取寄て、大さ四五丈幅五間計に拵らへ立、夫より段々流布して公儀にても評判有りけるとなり、

源內火浣布を以御藏を覆んと願ふ事

源內火浣布を夥しく作り立、此布を風下へ張置ば、大火の節といふとも、火を防ぐこと疑ふべか

らず、今淺草御藏には大名方御防あり、夫よりは此布にて大袋を作り、御藏へ懸る時は、類燒の氣遣ひなしと了簡し、先火浣布を集めて大なる袋を拵へ、段々内々を以て、町奉行へ願ひけるは、淺草御藏火消御役の事、御大名方の御役とは申ながら、數多きことなれば、難澀至極の樣子也、然るに此度拙者儀、火浣布の略製を存付、細工人へ差圖して申付候處、已に出來いたし候也、此火浣布と申候は、蜀の都にて張賓と申ものが工み出せし布也、その製作といふは、火鼠の皮を集めて布とし候得ば、火に不燒といふ、我日本には火鼠なく、火鼠に代る石綿といふものあり、極て山中ならでは無物也、是を漸尋求めて火浣布を作り候なり、是にて袋をこしらへ御藏へ掛候はゞ、恐らく燒失の氣遣ひ有べからずと願ければ、町奉行土屋越前守被申けるは、成程面白き工夫なり、併ながら今太平の御代、文武共に兼備せし時也、かゝる治世の政を執るには、人を以て貴しとせずんば、政務實に小さくして、仁政とは言難し、其上所々火防御役の儀は、諸大名軍役同前にして、定式の御役目也、且は一家中の手足を丈夫に致す爲なれば、兩樣兼たる御役目也、然るに火浣布を以て火を防ぐは、各心に油斷して精の入やう違ふ也、殊さら水の手の外、器物を用る謂れなし、此上の心掛、水の手に便利なる道具存付候はゞ、早速申出べしと、理非分明に申されければ、源内も理に伏し、御尤千萬也と、心中に越中守殿の器量を感じ、實に町奉行の器量也とて、火浣布の沙汰は止にけり、

〔北越雪譜二編四〕火浣布

寶曆年中、平賀鳩溪源内火浣布を創製し、火浣布考を著し、和漢の古書を引、本朝未曾有の奇工に誇れり、沒してのち其術つたはらず、好事家の憾事とす、しかるに我國(越後)にも火浣布を作るの石を產す、その在る所は、金城山、卷機山、苗場山、八海山、その外にもあり、その石軟弱(やはらか)して爪をもつても犯すべきはどの軟なる石なり、いろは靑く黑し、これをくだけば石綿を出す、此石を得て試みし

縮

に、石中に在る石綿といふものは、木綿わたを細く紬たるを、二三分ほどにちぎりたるやうなるものなり、是を紡績するに秘術ありて、火浣布を造るなり、其秘術を得ば、小女子も火浣布を織るべし、さて我驛中に稻荷屋喜右衛門といふもの、石綿を紡績する事に、千思万慮を費し、竟に自その術を得て、火浣布を織いだせり、又其頃我が近村大澤村の醫師黒田玄鶴も、同じく火浣布を織る術を得たり、各々秘してその術を人に傳へざるに、おなじ時おなじ村つゞきにて、おなじ火浣布の奇工を得たるも一奇事なり、是文政四五年の間の事なりき、此兩人の説をきゝしに、力をつくせば一丈以上なるをも織うべし、しかれども其機工容易ならずといへり、平賀源内は織こと五六尺に過ずと、火浣布考にいへり、また玄鶴が源内にまさりたる事は、玄鶴は火浣布の外に、火浣紙火浣墨の二種を造れり、火浣墨を以て火浣紙に物をかき、烈火にやけて火となりしを、しづかにとりいだし、火氣さむれば紙も字ももとのごとし、しかれども其實用をいへば、火浣布も火浣紙も火災の供には濟がたし、いかんとなれば火に遇ば倶に火となり、人ありて火中よりいださゞれば、火と倶に碎けて形をうしなふ、たゞ灰とならざるのみなり、翫具には用うる所さまざまあるべし、源内死して奇術絶たりしに、件の兩人いでゝ、火浣布の機術再世にいでしに、嗚呼可惜、此兩人も術をつたへずして沒したれば、火浣布ふたゝび世に絶たり、かの源内は江戸の饒地に火浣布を織しゆゑ、其聞え高く、この兩人は越後の僻境に、火浣布をおりしゆゑ、其名低し、ゆゑにこゝにしるして、好事家の一話に供す、

〔書言字考節用集 服食六〕縮（チヾミ）

〔倭訓栞 中編十四〕ちゞむ　ちゞみも字同じ、絹ちゞみあり、越後明石などは布也、

〔秋苑日渉 十一〕棉布 附染色

納布（チーモメン）　通雅、劉裕微時伐荻、有納布衣襖、以付長公主、續流有納頭、因書爲納、遂有極精工者、細襞積褶而起也、今松江織成、有指甲魚鱗水波之紋、智按王會圖曰、於越納、注、餌納貢也、諸國各齎貢物、而予

越繰言納字非也、必其時已有細納綢積之布矣、大平御覽、有汲衣于妻李氏與緋納、南史蠣々傳、緋納夫書、拜致納一端、高麗傳言、高麗濮水見一人稱衣、隋煬帝賜戒師有鴉納袈裟、緋納襖一領、緋納小口袴褶一具、魏紫(ムラサキノチヽミ)納又、紫納大口書作緋納、袴褶一具、

〔和漢三才圖會 二十七 絹布〕縐布　縐音皺、縮音蹜、知知美、

按、衣縮不伸曰縐、凡布績紵不紡而織曰平、(比良)紡而織曰興利、累紡緯織則爲縐、出於越後小千谷爲上、防州縐廻劣矣、播州明石、豐州小倉出縐、經緯縮也、雖美稍弱、

〔吳服類名物目錄〕一絹縮　上機織　貳枚機 蹄木貳本

右金指四丈物ニ而候得バ、織出シ候日ゟ凡日數六日ニ出來、

右幅貳割七八步　尺八九步　練ちゞみ入ル

右糸遣　堅糸美濃替代糸、又唐糸にても、貫糸唐糸、

右生糸目百目懸リニ候得バ、堅糸凡四拾五匁、貫糸凡五拾五匁、

右堅糸貫糸とも糊なし

右貫糸寄樣ちりめんと同斷

右貫糸織樣右寄計か、左寄計か一方を用ル、

右生糸織練上ゲ候てしぼ立ル

一島絹ちゞみ　上機織諸色右同斷

但織色の類、又は白地にても、紅紫の筋など入候類は、堅貫共練織にいたし候、尤島筋の色により、米糊又はふのりをも相用、しぼ立候事は、織立候て水ニ入しぼ立候事、○下略

〔吳服類名物目錄〕一米澤苧上苧かり申候跡ニもへ出シ申候、二番苧と申候、是ヲ越後縮ニ遣ひ申候、高直成物にて候、然共此苧はたけみじかく候故、なら布上物ニハ、織手多ク成候故惡敷候故、南都布ニハつかひ不申候、

越後縮

〔萬金産業袋 四 夏物類〕絹縮、幅九寸、丈三丈壹尺、廣、幅壹尺五分ぐらい、丈三丈壹尺より三尺ぐらいまで、島、無地、紋いろ〳〵、一切色ハみな染也、但島に織いろあり、紅、うこん、もへぎ、むらさきの類の糸を入レ、立島、かうし島、いろ〳〵見事に織出す、絹ちゞみの張にハ少し口傳有、張物の所に記すべし、

〔寛政四年武鑑〕奥平九八郎昌高 〇豊前中津 時獻上 六月 絹縮　小笠原右近將監忠苗 〇豊前小倉 時獻上 六月 絹縮

〔毛吹草 三〕山城　絹縮(キヌチヾミ)　大和　縮(チヾミ)　陸奥　縮布(チヾミヌノ)

〔翁草 五十七〕一百足屋又眞(ユウシン)は是に反して吝也、召仕ふ手代、夏の頃縮の帷子を著し居るを見咎て、以の外不興し詮義する、彼手代云るは、右の縮は疵物にて、晒島より直段下直故、勘定合にて著したる由申披きけるに、更に肯ず、其直段の事ニは非ず、某が手代たるもの、縮を著ると世上ニ沙汰有ては家風の害也、總じて町人の故もなきに苗字を名乘、物毎分限を超るは、永久の謀に非ず、町人は只何屋の誰にて濟む事也、萬づ其規矩を及す時は、あたらずといへども遠からずとて、右の手代を暇を出しけるを、色々詫ける故漸宥免し、過怠として十日の間、米を踏せけるとかや、

〔萬金産業袋 四 夏物類〕越後縮、幅九寸、丈貳丈七八尺、女物長尺、三丈壹貳尺の餘までも有、島、しろ、生、玉子、ふたい島に男島しな〳〵、女もやう、紅入、桔梗入等ハ、皆ふり袖地なれば長尺也、尤越後縮ほど上品下品有ハなし、まづ御召地といへるは、しろ、玉子、島ともに、誠蟬の羽もいかでと思ふ計うつくし、またやう〳〵かゝ島ねだんのそこらに至りてハ、一反の重み、たしか三百目も有つべくと思ふ、しかれども糸性みな麻苧なれバ、上品下品とも、著ごゝろハ汗をはじき、べたつく事更になし、拐上品のしろハ、誠や寒中の雪をもつて、數千度となくさらしぬきて織立るとなれば、正眞雪よりもしろく氷よりも涼し、また上品の生(キ)を、一度を水にぬらし引しごきてハ、錢の穴をも通るといへり、いかにもさも有べく覺ゆ

苧布、幅壹尺五ぶ、丈三丈の內外、これはしろ越後ちゞみの上品のしぼをすこし前かたにして、ちぢみなくのして織たる物也、至極の上品也、

〔日本山海名產圖會 五〕織布

大和奈良越後近江などに織出す事夥し、中にも越後を名產とし、越後縮と稱して、苧麻の生質よく、紡績の精工なりとす、是越後に織はじめしことは未詳といへども南都近江よりは古るし、○中略今柏崎といふは、海邊にして、布商人の幅湊し、小千谷は略隔てゝ亦商人有、是信濃にちかし、苧麻を種る地は、今下谷の邊に多く、千手と云所は、かすり島上織の場にて、鹽澤町は紺がすり、十日町はかはり島、堀の內の邊は白縮を專とす、一村に一品の島摸樣をのみ織りて、他品を混せず、問屋是を取合せて、諸國に貨賣す、○中略

糸を染る事、京都のしわざにかはることなし、島類は織上を宿水に採洗らひ陰乾とす、白布は織りて後に晒らす、是を晒すには、彼灰汁にて採あらふ事三五度にして、又降積たる雪に敷ならべて、其上に亦雪を積らせ、又其上へならべて幾重といふことなく、高堤を築たる如く、日のあたりて自然と消ゆくにしたがひ、至て白くなるを、又水によく採洗らふ、

一說に云、布商人習俗の俚言に、布の精粗上下の品を見わくるに、一合と言を極細の布とし、二合三合是に次第す、但是山中にて織布なり、一合は山の頂上にして、人質も甚素朴なり、故に衣食住の費一年の入用、妻子に給する所といへ共、五六十目許にして、細布一端の料の紡績に事足り、甚いとませはしからず、故に至細の物は山の一合にありて、それより二合三合と、次第にふとくなること、全く世事の緩急にありとは見へたり、

〔北越雪譜 初編 中〕越後縮 ちゞみの文字、普通の俗用にしたがふ、又しゞみと訓べきなれど、ちゞみと俗にならふ、

縮は越後の名產にして、普く世の知る處なれど、他國の人は、越後一國の產物とおもふめれど、さ

にあらず、我〇鈴木牧之住魚沼郡一郡にかぎれる産物なり、他所に出るもあれど僅にして、其品魚沼には比しがたし、そも〳〵縮と唱ふるは近來の事にて、むかしは此國にても布とのみいへり、布は紵にて織る物の總名なればなるべし、今も我があたりにて老女など、今日は布を市にもてゆけなどやうにいひて、古言ものこれり、東鑑を案るに、建久三壬子の年、勅使歸洛の時、鎌倉殿より餞別の事をいへる條に、越布千端とあり、猶古きものにも見ゆべけれど、さのみは索ず、後のものには、室町殿の營中の事どもを記錄せられたる伊勢家の書には、越後布といふ事あまた見えたり、さればむかしより縮は此國の名產たりし事あきらけし、愚案に、むかしの越後布は、布の上品なる物なりしを、後々次第に工を添て、糸に縷をつよくかけて、汗を凌ぐ爲に緻せ織たるならん、ゆゑに、緻布といひたるを、はぶきてちゞみとのみいひつらん歟、かくて年歷るほどに、猶工になりて、地を美くせんとて、今の如くちゞみは名のみに殘りしならん、我が稚かりし時に、おもひくらべて見るに、今は物の摸樣を織るなど、錦をおる機作にもをさ〳〵劣ず、いかやうなるむづかしき摸樣をもおり、縞も飛白も甚上手になりて、種々の奇工をいだせり、機織婦人たちの怜悧なりたる故ぞかし、

〔北越雪譜初編中〕縮の種類

魚沼郡の內にて縮をいだす事一樣ならず、村によりて出す品にさだめあり、こは自らむかしより其品にのみ熟練して、他の品に移らざるゆゑ也、其所その品を產す事、左のごとし、

白縮に堀の內町在の村々これを堀の內組といふ又浦佐組小出嶋組の村々、

摸樣るゐ或は飛白、いはゆる藍錆といふは鹽澤組の村々、

藍綟は六日町組の村々、紅桔梗縞のるゐは小千谷組の村々、

淺黃織のるゐは十日町組の村々也、又紺の辨慶縞は高柳郷にかぎれり、右いづれも魚沼一郡の

村々也、此餘ちゞみを出す所二三ケ村あれど、專らにせざれば、しばらく舍てしるさず、縮は右村里の婦女らが雪中に籠り居る間の手業也、およそは來年賣べきちゞみを、ことしの十月より糸にうみはじめて、次の年二月なかばに晒しをはる、白縮はうち見たる所は、おりやすきやうなれば、たゞ人は文あるもののほどにはおもはざれども、手練はよく見ゆるもの也、

紵

縮に用ふる紵は、奧州會津出羽最上の產を用ふ、白縮はもつぱら會津を用ふ、なかんづく影紵といふもの極品也、また米澤の撰紵と稱するも上品也、○中略

縮を晒す

晒屋とてこれをのみ業とす、又おりたる家にてさらすもあれど稀なり、さらしやはその家の邊、又程よき所を見立、そこに假小屋を造り、物をも置、また休息の所とす、晒人は男女ともうちまじり、身を清める事織女の如くす、さらすは正月より二月中の爲業也、此頃はいまだ田も圃も平一面の雪の上なれば、たはたの上をさらし場とするもあり、日の內にさらし場を踏へしたる處あれば、手頃の板に柄をつけたる物にて、雪の上を平かにならしおく也、かくせざれば夜の間に凍つきて、ふみへし處そのまゝ岩のごとくなるゆゑ也、晒場には一點の塵もあらせざれば、白砂の鹽濱のごとし、さて白ちゞみは、おりおろしたるまゝをさらす、餘のちゞみは糸につくりたるを桛にかけてさらす、その桛とは細き丸竹を三四尺ほどの弓になして、その弦に糸をかけ、桛ながら竿にかけわたしてさらす也、白ちゞみは平地の雪の上にもさらし、又高さ三尺あまり、長さは布ほどになし、橫幅は勝手にまかせ、土手のやうに雪にてつくり、その上にちゞみをのばしならべてさらすもあり、かくせざれば、狗など踏越てちゞみをけがすゆゑ也、こゝに桛をならべてさらしもする也、みなその場所の便利にしたがふゆゑ一定ならず、さて晒しやうは、縮にもあれ、糸

にもあれ、一夜灰汁に浸しおき、明の朝幾度も水に洗ひ、絞りあげてまへのごとくさらす也、〇中略

縮の市

市場とてちゞみの市あるは、まへにいへる堀の内、十日町、小千谷、鹽澤の四ヶ所也、初市を里言にすだれあきといふ、雪がこひの簾の明をいふ也、四月のはじめに有、堀の内よりはじむ、次に小千谷、次に十日町、次に鹽澤、いづれも三日づゝ間を置てあり、一年により定ならず右四ヶ所の外には市場なし、十日町には三都呉服問屋の定宿ありて、縮をこゝに買、市日には遠近の村々より男女をいはず、所持のちゞみに名所を記したる紙簽をつけて、市場に持より、その品を買人に見せて、賣買の直段定れば、鑑符をわたし、その日市はてゝ金に換ふ、およそ半年あまり縮の事に辛苦したるは、此初市の爲あれば、縮賣はさら也、こゝに群るもの人の濤をうたせ、足々を踏れ肩々を磨る、〇中略縮の精麁の位を一番二番といふ、價の高下およそは定あれども、その年々によりて、すこしづゝのたがひあり、

明石縮

〔萬金産業袋四夏物類〕明石縮、播州あかしゟ出る、たて絹糸、横もめんいとにて、尤よくうつくしく縮たる物也、えかし緯もめん糸にて太く、横かちなるゆへ、島もやうみな横じま也、幅はゆのしにて何程ニも成、丈三丈壹貳尺も有、

〔元祿曾我物語三〕帯播除世話やかでよし茶屋敷

みなとやの近はいまだ若木のつぼみ顔、櫻色に眉をひんとはねさせ、丸顔の當世口、あかしちゞみの帷子に白繻子の曡帯、

〔嚴有院殿御實紀五十一〕延寶三年七月十二日、酒井雅樂頭忠清に、京縮、明石縮、保多織をたまひ、其他の老臣に明石縮、保多織をたまふ、永井伊賀守尚庸にも明石縮、保多織を辭賜あり、

小倉縮

〔好色二代男六〕人魂も死ぬる程の中

さる門には、小倉縮著たる人、挑燈持ちてつくばい、

宮縮

〔萬金産業袋〈四夏物類〉〕宮縮、下野うつの宮よいづる、糸ハにごきなれども、地太きがゆへ、かたびらには重し、しろ、島、色も所にて、色々に染出す也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕御衣服は、紀伊國におはしましけるほどより、萬に質素をむねとせられ、華麗の服飾をいとはせ玉ひけるが、大統つがせ玉ひし後は、わきて天下のめあてとなる事なりとて、ます〱質素になし玉へり、〈○中略〉烈暑といへども、みや縮といへるを、丁子染とて柿色にそめしをめさせ玉ひ、つねの縮は、榮耀のものなりとてめさせ玉はず、〈○中略〉惇信院殿〈○徳川家重〉にも長福君と申せしほどは、御肌著には木綿の外は禁じて用ひさせ玉はず、元文のはじめ、竹千代君〈浚明院殿御事○徳川家治〉御誕生ありし頃、公〈○徳川吉宗〉西城にわたらせ玉ひ、御鍾愛のあまり、常に抱かせ玉ふ事ありしかば、みや縮の御衣は、あまり地こはくたよりあしとて、はじめて常の縮をめされしとなり、

銚子縮

〔守貞漫稿十三〕單衣
近年縮ミ木綿縞流布ス、京坂ハ鼠島ヲ男女トモ用ㇾ之、江戸ハ紺島ヲ男女專用ス、縮木綿流布シテヨリ、江戸他物ノ單衣十ノ一也、總州銚子町ヨリ織出ス物精製也、價金一兩許也、又摸物甚多ク、摸物ハ價四十匁許也、摸物多シト雖ドモ、銚子縮ヲ名トス、又紺地白縞トモ木綿糸ニテ、僅ニ白蠶糸ヲ交へ織ㇾタル物アリ、

〔守貞漫稿十八〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方大關以下左ノ如シ、〈○中略〉
銚子縮〈銚子ハ下總ノ地名也、其地ニ木綿縮ノ上品ヲ製ス、價凡金一兩餘、又二三分ノ物ハ僞製也、〉

のし縮

〔昔々物語〕一昔は、〈○中略〉帷子賣も縮高宮とて賣ありく、此高宮島に能き摸様ハ、帷子小買、又袴に能も有ㇾ之調著す、壹反五六匁なりし、近來ハ奈良半晒の。し。縮。何も高直、

名稱

木綿

木綿ハ、モメント云フ、木綿(ワタ)ノ實ニ生ズル絮ヲ採リテ、織レルモノヽ總稱ナリ、蓋シ木綿(ワタ)ハ元ト我國ノ產物ニアラズシテ、中古始テ傳來セシ所ナリ、而シテ當時ハ唯﹅綿絮ヲ製スルコトヲ知ルノミ、之ヲ紡ギテ木綿ニ織ルコトハ未ダ之アラズ、降テ足利幕府ノ時ニ至リ、綿布漸ク世ニ行ハレ、終ニ日常缺クベカラザルモノトナレリ、而シテ德川幕府ノ時ニ至リテハ、需用益﹅多ク、其產地モ亦頗ル廣シ、又外國ヨリ舶來シタルモノニ、更紗(サラサ)、棧留(サントメ)等アリ、邦人之ヲ珍トシ、摸倣シテ染織スルモノアリ、是ニ於テ舶來品ヲ特ニ唐棧ナドヽ稱シ、以テ和製ト區別スルニ至レリ、

〔下學集 下絹布〕木綿(モメン) 木名也、宋恩斷江詩、木綿庵下鶻獨雨、附子崩頭躑躅春、亦衣類也、

〔易林本節用集 毛食服〕木綿(モメン)

〔武備志 二百三十一日本考〕譯語

衣服　綿布 木綿(モメン)

〔倭訓栞 中編二十六毛〕もめん　世にもはら稱するものは綿花布なり、それがなかにかねきんと稱するは、西洋布也といへり、まをかは常陸〇下野誤の眞岡(マヲカ)より出るをいふなり、室町殿日記にこつまもめん見えたり、一疋に付壹匁六七分といへり、

〔貞丈雜記 三小袖〕一木綿、〇中略蜷川記に、もんめん袴の事あり、馬具寸法記に、もんめんゑりがいの事有、木綿と書て、もくめんとよむ也、くトむト五音通ずる故、古はもんめんと云ひし也、

〔多聞院日記〕天正九年九月二日

一カケ硯事、〇中略臺ノヲモンメンヨギヤイト、

〔秇苑日渉十一〕棉布 附染色

棉布群芳譜、布之名不一、曰緎、曰文綉、曰鳥驎、曰屈眴、曰白疊、白緤、曰貝布、斑布、總之皆棉布也、海南所織、上出細字雜花、名吉貝布、松布之巧者、有折枝團鳳棊局字樣等製、而一切桿彈紡織綜綫挈花之法、皆始于黃媼、其布之麗密、他方莫及焉、綿布魏志東夷傳、辰韓民土著、種植知蠶桑、作綿布、唐書地理志、淮南厥賦絁絹綿布、厥貢紵葛、木綿布謝枋得謝劉純父惠木綿布詩、嘉樹種木棉、天何厚八閩、厥土不宜桑、蠶事殊艱辛、木棉收千株、八口不憂貧、明會典、順義王頒賜、表裏木綿布四疋、白綿布、烏綿布、紅綿布、同上、古城貢物、〇中略紅番布明會典、眞里貢物、番布元史世祖紀、暹番邦遣馬不剌罕丁、進金書寶塔及黑獅子番布藥物、西番布對類〇中略三梭綿布明會典布羅瀛涯勝覽、沙納巴府闊五尺、長三丈、如生羅、即布羅也、〇中略高麗布明會典、王府給賜、貊布魏志東夷傳、東沃沮、國小、迫臣屬句麗、句麗復置其中大人爲主者、使責其租賦、貊布魚鹽海中食物、千里擔負致之、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕木綿布 木綿未織者呼字訓木和多、既織成呼字音毛女牟、

按、布總名、而以木綿紡之爲布、今則蠶綿曰絹、木綿曰毛女牟、麻紵曰布、三品自別焉、勢州松坂爲上、河州攝州次之、參州尾州紀州泉州爲中、播州淡州爲下、

〔秇苑日渉十一〕木綿

本邦之有棉、未詳所始、古謂之筑紫棉、神護景雲三年、始勅太宰府歲貢之、迄延暦十九年、始傳其種、〇中略中世久絕莫有識之者、迄永祿天正之間、又來自西域、或曰、文祿中始傳其種、〇中略白河燕談引野語述說曰、永祿天正之間、始傳棉種、至今僅百有餘年、祖母嘗語曰、十五六歲時、在美濃岐阜、始著木綿衣、當時人珍之如綺綾、爾後所在多植之、然未悉紡織之法、非如今日之精緻也、續和漢名數曰、本邦之人古昔不能衣帛者、皆以枲麻爲服、寒月重襲袷衣、近古棉布雖自外國來、服之者鮮矣、文祿年中、始傳其種、徧布于天下、地無南北皆宜之、人無士庶皆賴之、爲布爲著、其利廣矣、至近世徧布海內、織造之巧、不減西布、農商之衣食于此者、幾乎夥於布帛、所謂不蠶而綿、不麻而布、其利益天下亦大哉、蓋永祿已前、賤者皆服麻葛、補之以蒲、故俗至今呼棉衣爲布子、褥爲蒲團、蒲團本以蒲草爲之、今所謂蒲團卽蒲褥也、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕今のもめんは、文祿年中に渡ると云ふ、木綿なき時は、貧士賤民みな、麻布をかさねて寒をふせぐ、近世その種渡りて、南北ともに土地に宜く、四民寒苦をまぬかる、誠に萬世の利、群國の寶なり、唐土にも宋の末、始て種を南蠻より傳へたりとぞ、丘瓊山李時珍、諸說皆然りと、大倭本草にいへり、陔餘叢考 三十 古書に棉花のはやく出たることを云て、然則棉花布、自古有之、何以邱文莊、謂元初入中國、蓋昔時棉花布、惟交廣有之、昔法倶未入中土云々、〇中略こゝには見聞集三、〇中略木綿關東に出來初る、大永元年より、當年慶長十九年まで、九十四年このかたとしられたりと有れば、文祿年中渡りしといふ說は誤りなり、慶長十九年は、文祿元年より、僅に二十三年なり、且三浦氏の記、大永元年始て渡りしといふにはあらず、西國の者、關東にもて來りしなれば、西國にはそれより先に種そめけむはいつの頃にか、但しその程近きことにては有べし、

〔慶長見聞集 三〕關東衣服昔に替る事

見しは昔、關東にてのていたらく、愚老若き頃までは、諸人の衣裳木綿布子也、〇中略扨又我若きころ三浦に六十ばかりの翁あり、語りしは大永元年の春、武藏の國熊ヶ谷の市に立しに、西國のもの木綿種を持來りて賣買す、是を調法のものかなと買とりて植つればおいたり、皆人是をみて、次のとし又西國の者持きたるを、三浦の者ども熊ヶ谷の市に出て買取り植ぬれば、四五年の內、三浦に木綿多し、三浦木綿と號し、諸國にて賞翫す、夫より此方關東にて諸人木綿を著ると語る、然るときは木綿關東に出來始ること、大永元年より慶長十九年、當年迄は九十四年、このかたとしられたり、愚老若き頃諸人のはかまもめんなり、今の時代はあさなり、〇中略我房州へ行たりけるに、もめん布を見せ棚につみかさねおきたり、是をかはんととりてみれば、横せばく竪長し、是は見始、何とたち玉ふととへば、脇入してぬふと云、みれば實にも房州一國の人皆わき入して著たり、

○按ズルニ、木綿ノ事ハ、植物部草篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

織法

〔機織彙編四〕木綿織方

一木綿機にて織る、貫を引杼を打、次に筬を打附、次に足を引、又貫を引杼を打、次に筬打、足を延て織る、杼打するは耳の揃ふ爲なり、

一懸緒は細き木綿糸四筋合にして、機糊の後にて糊を附用ゆ、懸方はちらしなり、

一糊の仕方は粟を生にて用ゆ、分料は一反ニ付四椀の中笠ニて一ツ、糸と一所に煮粟のしん少も煮殘りし時分に、熱水の中にて粟の潰るゝまで糸をもみ、右の水をはなし絞り上、又とくと糸を揉ミ、糊の粕をたゝき出し釣干ヒほす、但縞には米糊を用ゆ、

一織上げ晒方は布と同じ、但し木綿はほし上げ疊口きぬたにて打べし、

産地

〔毛吹草三〕河内　久寶寺木綿　攝津　川崎島木綿　福島細木綿　津村木綿織帶　大溝筋木綿組緒蒲團弦蔓籠等ニ用レ之　古妻木綿　木綿織緒箱掛物等ノ紐ニ用レ之　伊勢　木綿　甲斐　柳下木綿
武藏　木綿島　安房　木綿　豐前　木綿島　豐後　絞木綿　肥前　長崎木綿
肥後　高瀨絞木綿當所ヨリ始

〔續江戸砂子一〕近國の土産大概
結城紬　木綿　醬油　總州結城○中略　毛加晒さらし木綿也　以上野州○中略　岩槻木綿
武州岩槻

〔廣益國産考七〕國産之木綿類の事
木綿類にて國産とよべるものには、結城木綿縞、毛加木綿、小倉織、青梅縞、臼杵の浮織、相良織、中國の縮織、尾州の棧留縞、勢州の松坂縞、大和の紺がすり、糸入島等は、皆其國の産物として、諸國に用ひざる所なし、

〔經濟要錄四〕衣服

綿布(モメン)ハ豊前小倉、伊勢ノ松坂、其名古來高シ、其他武州ノ青梅、川越、八王寺、下總ノ結城、〇城下恐脱下野二字眞岡等、又三河、尾張、藝州、阿州等、皆夥シク白木綿ヲ出ス、且近來下總ノ八日市場、上野ノ桐生等ヨリ聖多默(サントメ)ヲ始トシテ、種々ノ綿布ヲ夥シク出ス、此故ヲ以テ土地富貴シ、人民頗ル蕃息セリ、又薩摩木綿ト稱スル者アリ、甚ダ精好ニシテ世人此レヲ珍重ス、此レモ亦琉球ノ産ニテ、絲モ染法モ共ニ此方ノ物ト異ナリ、志アラン者ハ宜ク此法ヲ學デ織ベシ、

〔廣益國産考五〕木綿 綿毛

木綿は諸國一統織出さゞる國なけれども、其國の綿の出來性によりて、いろ〳〵用ふる所かはれり、是をあらましいふには、河内木綿はきれいなれども、糸太く地厚きを名物とせり、然れどもまた地細にて上品の木綿、又島拵織出す事あれども、地太の丈夫なるを名物とせり、諸國の賤龍湯單は、河内木綿にかぎれり、又隣國の和泉にては幅廣の風呂敷地、又上代染にする薄地の下直なる木綿、其外極うす地を織出せり、又其隣の紀州は、細糸にて地細にして、まうか木綿にまがへる上木綿を織出せり、此木綿をもて諸國に用ふる金巾と唱ふる黑染とし、京都より浴衣の形付に染て多く江戸へ出し、次に大坂又諸國にも出せり、此木綿をまうか紛ひといへり、其外枚擧にいとまあらず、如此國々の地性によりて、其木綿の性によりて、染ものゝ工風したるものと見へたり、大和の綿は地細の糸にはなりがたしとて、中入綿に多く用ふるよし、考ふるに大和は地性よく眞土がちなれば、綿の性強き方なるべし、糸の細口には攝州河内邊の砂地に赤綿名綿のを作りたるを最上とせり、如此地性によりて、綿の性ちがひぬれば、木綿の所によりて上品下品ありて、織出す所にも直段の高下あり、其國所によりて木綿の染付かはり、又染もの形付になして、品のかはるものの有を撰わけて、夫々に染さする事は大坂の名物也、

〔甲斐國志百二十三附錄〕製造品

一木綿布、木綿ノ條ニ記セル如ク、軍鑑ニ甲州名物トハ見エタレドモ、今ハ業トシテ他方ニ鬻グニ足ラズ、爲國用ノミナリ、織布ノ具ニ方言多シ、今略之、布尺ハ一反二丈六尺二丈七尺ニ裁スヲ法トス、後ニ長尺トテ二丈八尺、三丈ニモ造レリ、奈胡白布ト云ハ、木綿ノ好キ處ナレバナリ、志麻庄ノ縞布、岩崎ノ布ナド、州ニ名ヲ得タリ、但シ本州ハ長機ナリ、一機ニ五反六反ヨリ十反マデモ、續テ織ル、是ヲ他州ニ異ナリトス、

〔萬金產業袋四京織物類〕結城紬、下總の國結城よりいづる、○中略爰らも木綿島出る、島がら右紬にまに似たり、其外縞ふり、かすり、綿糸入又白もめんも出る、至極つよき地也、

〔守貞漫稿十六〕替り裏流布○中略

近世ハ木綿裏ニ普通ノ木綿ヲ用フ者稀ニテ、多ハ眞岡木綿也、眞岡製ノハ糸細ク美也、價大略常ノ木綿ノ一倍半也、

〔紀伊續風土記物產十下〕木綿布

各郡皆草綿を栽る、中にて伊都、那賀、海部、名草四郡の產上品にして、此邊婦女の業に絲を作り、木綿布及紋羽を織りて諸國へ出す、殊に伊都、那賀兩郡は最多く出す、縞毛綿をも出す、又在田郡に栖原毛綿といふあり、至りて上品なり、又日高織あり、

日高聾織

寛政年中、日高郡薗莊御坊村に平四郎といふもの始めて織出す、是木綿絲を以て織る、其質舶來の奧縞に似たるあり、又種々の綾樣の紋をなすものあり、平四郎耳聾たるを以て、土人聾織といふ、

大谷織

木綿問屋

在田郡田殿莊大谷村より織出す、雙織の類なり、然れども今は織出す者至りて稀なり、

〔西遊雜記 一〕新地城○豐前小倉故にさしての舊跡なし、産物に小倉木綿といふあり、他國になき上品の木綿なり、賣買には甚だ稀也、

〔譚海 十四〕小倉島は隨分厚、もろよりの木綿糸にて島をおる、おほく地いろすゝ竹しまかきこん白、わたりものに似たり、

〔江戸總鹿子 六〕木綿問屋

大傳馬町一丁目　升屋七左衛門　同所　赤塚屋善右衛門

同所　久保寺四郎右衛門

〔廣益國産考 五〕木綿毛綿

大坂は中國九州四國の木綿を引受る問屋數軒あり、其家々に引受、賣捌口は大坂中の仕入屋に買請、反分とて三四段に一反宛撰分る也、此故いかんとなれば、諸國より大坂問屋へ出す所は、少少の上下は取分る事なく積送るなり、仕入屋にては一込に買入、是を右云如く三四通にも撰分るは、手拭地、浴衣地、絞り地、小紋地、地白形、晒地抔と分て、國島村といへる、長柄の川の北側の東にあたる淀川堤に添たる村なり、俗にさらしといへり、此所へ遣し晒て、夫々に紺屋へ渡し、又は絞りをくゝる家に遣し、絞上たるを紺屋へ遣し、染させなどする事の品數を仕入て、諸國へ送る事なり、此しな日本國中津々浦々まで行屆なり、其元の木綿中國西國より右に云如く大坂問屋より前金を出して取入、仕入屋へ賣所の反數、昔年より極りありて、譬へば備中何所の木綿を何屋へは何千反、何屋へは何万反と賣遣し來りし所天保前比より、中國邊因州邊の木綿を買上る者出來て、多く買上、問屋へ出さず、直に關東へ積廻す事を仕覺しまゝ、昔年より大坂へ出來りて、右のごとく諸國へ送るべき品の木綿たらざる故、諸方へ手を廻し、直段にかゝはらず買とらざれ

ば、仕入屋にていろ〳〵仕入る所の用を欠ては、諸國の得意へ送る事出來ざる故、何程高直にても調るまゝ、元方高直ニ相成、其響にて世間一般羅上るゆゑ、さげる事なし、不作にて引上るとは違ひ、以前に立戻る期なきこそ歎かしき事ならんかし、

絲入

〔秋苑日渉 十一〕棉布 附染色

紅絹道布(アカイトイリシマ)明會典、土魯番貢物、絲布(イトイリ)格致鏡原、雲間郡志、以絲作經、而緯以棉紗、蘇志謂之絲布、即俗所謂雲布也、雲布(イトイリ)見上 絲兼綿紗(イトイリ)通雅、吳布今人絲兼綿紗、織成通名、不知古人雖麻何如也、身之即以爲今兼絲恐尚不同、兼絲(イトイリ)見上

〔守貞漫稿 十三〕單衣

因云、文化文政中京織ノ木綿縞ニ、蠶糸ヲ僅ニ交ヘ織タル物ヲ用ヒタリ、京坂綿入袷單衣トモニ用之、今モ稀ニ用之號テ糸縞ト云、蠶糸入木綿縞ノ略言也、是又晴褻ニ稀、略服ニ多シ、江戸ニテハ其時ヨリ不用之歟、今更不見之也、然ルニ摸造ノ銚子縮木綿紺縞ニ、聊カ白蠶糸ヲ交ヘタル物、弘化以來ノ製也、

かすり

〔薩摩風土記 一〕琉球産物

木綿こんがすり

〔守貞漫稿 十九〕カスリハ織前ニ糸ノ所々ヲシバリ染除キ、竪ガスリニ用之、或ハ横ニ用之、十字井字ノカスリハ、筭ヲ以テ會セシメ、又種々花鳥等ノ摸樣ニカスルハ、彌々筭ニ係リ、今ハ何ホド煩ジキ紋モ織之、○中略

カスリ○中略

薩摩製ニハ麻布モ木綿モアリ、縞稀ニシテカスリ物ヲ專トス、○中略又絹上布モアリ、又木綿ヲ唯ニ薩摩ガスリト云也、紺地多ク白地モ稀ニ有之、價金三分餘ヨリ一兩二三分ニ至ル、單衣ニ用フ也、文政中大ニ行レ、今少ク廢スト雖ドモ、亦著之人少ナカラズ、○中略

又河内和泉、其他諸國ノ木綿ニモ白地紺地トモニカスリ織アリ、近年ハ大和ニテ薩ノ木綿ガスリ摸造ス、薩製必ラズ布面ニ蠟ヲヒク、和州製亦蠟ヲヒキテ摸レ之、

〔守貞漫稿十三〕單衣

文化文政頃ヨリ、薩摩紺ガスリ木綿ノ單衣、三都トモニ流布ス、價銀五六十目也、是亦摸造アリ、正物摸物トモ單衣ノ外ニ用ヒズ、近年江戸漸ク廢シ、京坂ハ今モ行ル、三都トモ晴褻ニハ稀ニテ略ヲ專用トス、

雲齋織

〔好色一代男七〕末社の樂あそび

人の見知る程の大臣は、○中略運齋織の袋足袋、中拔の細緒を履き、○下略

〔守貞漫稿十五〕前垂

京坂買物ヲ車ヲ以テ遣リ、或ハ倉ノ出入スル物ノ庸夫ヲ仲士ト云、其庸夫ハ雲齋木綿ノ長サ四尺計ナルヲ、半ヨリ斜ニ折テ、圖ノ如ク○圖略端ヲ左右ニ開カシメ、折タル方ニ紐ヲツケ前垂トス、

金巾

〔書言字考節用集六服食〕西洋布(カナキン)

〔秇苑日渉十一〕棉布附染色

青細綿布(ハナイロノカナキン)金鰲退食筆記○中略西洋布(カナキン)格古要論、西洋布其白如レ雪、闊七八尺、通雅、西洋布白緻精密、云有レ草織成、又日南國棉布、名三考泥啞魚一、古里國布名二撦黎一、此云二西洋布一也、類書纂要、西洋布古西洋古里國、幅廣至二四五尺一、撦黎(カナキン)瀛涯勝覽、古俚西洋布曰二撦黎一、出二隣邦坎巴夷一之属一、毎疋濶四尺五寸、長二丈五尺、直金錢八文、西洋細布(カナキン)明會典○中略噸鳩羅(カナキン)（又翻

譯名義集此云二細布一

〔萬金産業袋四唐物類〕金巾正字西洋巾幅三尺ゟ四尺五尺までも段々有、丈五丈位ゟ七八丈拾丈までもあり、白也、地合うつくしく糊つやも光有て、尤染付よろし、

〔譚海十四〕かねきんは所の名也、かねきん山といへる山の邊にて織渡る木綿也、爰にて河内山のねきめもんと云如し、ほそき事絹の如し、

〔書言字考節用集 六服食〕印華布（サラサ）

〔倭訓栞 中編九〕さらさ 常に紗羅紗と書り、蠻國の名正にはさらあさといふ、阿蘭陀の商人行て交易す、よて其國より出る花布をいふ、暹羅染ともいへり、又金さらさあり、

〔紅毛雜話 二〕海黄（かいき）并花布（さらさ）の名

皿紗（さらさ）は、南應帝亞（いんでや）の地「スラタ」といふ國より出すとなり、紅毛にては「セッツ」といふ、さらさといふは「スラタ」の轉語なるべしと、譯家（つうじ）の説に聞り、

〔秇苑日渉 十一〕棉布 附染色

打布（サラサ）眞臘風土記、國主打純花布、大臣國戚打疎花布、官人打兩頭花布、百姓間、惟婦女可打之、又爲價者呼爲斑詰、打布之外、於頂上掛白線一條、 紅印花布（サラサ）、圖壁花布（サラサ）、並明會典、占城貢物、紅邊白暗花布（アカヘリシロノシスミモン）、乍蓮花布（ハスノハナノチラシノサラサ）、烏邊葱白暗花布（クロヘリモエギアノシスミモン）、細棊子花布、同上、暹羅貢物、花布（サラサ）唐書地理志、嶺南道廣州土貢、絲布花布、眞臘風土記、國王出時、宮女三五百、花布花髻、手執巨燭、自成一隊、清會典、烏思藏貢物有花布、 描金花布（キンサラサ）清會典、蘇祿國描金花布一疋、

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕華布 印華布 佐良左 暹羅染 之也牟呂染

按、華布卽西洋布、用茜染花文、初出天竺暹羅、今出於中華者爲唐華布、今本朝多染出者、洗則華文易消耳、

〔萬金產業袋 四唐物類〕金巾更紗 正字印華（サラサ） 幅三尺九寸、皆白地にて、もやういろ〳〵、水に入て落る事なし、色ちや類、あさぎねづみ等、これみな和にての目引也、

〔本朝世事談綺 一衣服〕暹羅染

暹羅は國の名也、日本より凡三千四百里と云、此國よりわたりたる染物を摸して、日本にて染る、又華布（さらさ）と云、中華より渡を唐華布と云也、唐ざらさは洗へども文采落ず、和染は落る也、又和染を唐へわたすに洗ふに文采落ず、よつて珍とすと云、唐染唐にてはおつる也、其所の水による物なり、

〔譚海十四〕卯花布さらさはとうゐん也、紋を印にして布にをす、織もの、ごとし、南京より渡る、えびす國よりも來る、日本にて洗へども少しもはげず、ぶたの油をもちて染と云、唐あかねとてあかきは、乙切草の汁を取て製するといへり、いまだ之らず、和にては肥前の國より來るをよしとす、今なし、

〔守貞漫稿十九〕暹羅染

守貞曰、華布、又華印布、或ハ假用シテ更紗トモ書ク、來舶ノ物多シ、天保頃多ク渡リ價廉、三都トモ男女下著ニ用ヒ、京坂ニテハ襦半ニ製シ男用ス、下著三都トモ今ハ廢セリ、襦半京坂ノ人今猶用之、又唐ザラサハ從來ノ物紋樣種々アリト雖ドモ、多クハ數彩ヲ交ヘタル多シ、紋樣モ亦全體ナリシガ、近世コレヲ平裹、俗ニ云風呂敷ニ專用ス、故ニ官ヨリ命之シ歟、方三尺四五寸ノ額面ノ如ク圍アリテ、中ニ種々ノ紋アルヲ渡ス、方三尺餘ノ物ヲ連テ染テ、風呂敷ニ用ニハ、一圍ヅヽニ裁也、店ニテ專ラ一圍ニ裁テ賣ル也、又是ニハ數色ヲ交ヘズ、赤藍茶等一色染ヲ專トス、又數色ヲ交ユルモ稀ニ有之、又從來ノ如ク此ゴトク圍ナク、一面小紋ノ物モ來舶スル也、○中略又和更紗ト云テ、皇國製ノ一面小紋、及風呂敷地ノ圍アル物モ、皇國ニテ摸造ノ物ニハ、從來染之ト雖ドモ、甚ダ美ナラズ、近年漸クニ美シト雖ドモ、如奈ゾ彼ニ及バン、

唐和トモニ、華布ハ片面也、來舶ノ物地色ノ紋ハ、兩面ニ徹スレドモ、小彩ハ徹セズ、和製ハ全ク徹セズ、

〔毛吹草三〕山城　紗羅(シャムロ)染

〔倭訓栞中編九〕さんとめ　聖多獸を譯す、利未亞の內蠻國の名也、さんとめ島などいふは、此國より出る也、

〔萬金產業袋四唐物類〕桟留嶋(さんとめ)　聖多獸(サントメ)　幅同斷、丈三丈貳三尺、もやう赤糸入の立じまを、俗に奥島とい

奥縞

へり、是御本手と云、紺地に淺黄色、島を青手をといふ、蛆(じや)がたら、赤ざんくづし、藍ざんくづしなど有、なべて是を奥島唐棧留とて賞翫にする也、

〔譚海 十四〕さんとめはじやがたらじまに似たり、白地にあかきいとにて、たて横を織、こゝにていふあづきじまとよぶ物、このすがたよりいづる、

〔廣益國産考 七〕國産之木綿類の事

棧留縞は、昔京都西陣にて織たるよしなれども、今は多く織事なくして、尾州より織出し、諸國へ賣出す事、數百万反とも云べし、布袋野といへるに、甚右衞門と云る富家の者ありて、此棧留織の問屋なり、此家に諸國より出る木綿綛(かせ)を買入、夫を織屋へ遣し、織上たる所の縞を我方に買入る、所の織屋數百軒程にて、三千の機數なりと傳へ聞り、如此の大問屋數軒ありとぞ、○下略

〔守貞漫稿 十九〕聖多默

サントメ是亦異國ノ名也、今モ織物ヲ渡スヤ否ヤヲシラズ、又昔モベンガラ縞、サントメ等、如何ナル物ト云コトヲ詳ニセズ、○中略

又日本製ノ木綿ニサントメ縞ト云アリ、棧留ノ字ヲ假用セリ、又江戸ニテハ黒染木綿ヲ黒ザントメト云也、京坂ニテ檳榔子木綿ト云物也、○中略

〔大猷院殿御實紀 三十八〕寛永十五年四月五日、入貢の蘭人まうのぼり、酒井讃岐守忠勝に謁して方物を奉る、算留縞二十卷○中略馬なり、

〔倭訓栞 中編 三十〕おくしま　奥島の天竺より出る、島の絹布をいへり、

〔和漢三才圖會 二十七 絹布〕奥柳條(おくじま)　聖多默　咬𠺕吧(ジャガタラ)錫蘭(セイラン)山、皆西南之外國名、

按三止女、南天竺國名、出於此、稱奥柳條、多地蒼色、而紺與褐、縱柳條(タツジマ)木綿厚美也、算崩摸樣亦有、近年來者稍劣、故以舊渡之者爲珍、大抵竪一齒入二絲、奥柳條四絲爲二一齒、出於倭者名京奥柳條、不似眞物、

唐棧

咬𠺕吧縞
錫蘭山縞
紅夷縞

〔譚海十四〕奥縞はすべて紺縞也、地こんに茶糸あるいとにて立島をとり、らふをひきかためうちつめたるもの也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕一代男六、織出しの島ちりめん、又本おく島のはやりでといふことあり、こは寛文延寶ごろの事にや、いづれもその始と見えたり、

〔守貞漫稿十九〕唐棧縞

タウザンハ皆必ラズ竪縞也、色種々縞モ亦數品アリ、御本手、胡麻殼、亂竪、筭崩シ、

三筋竪ハ紺地ニ蘇方ノ三筋ヅヽノ竪縞也、江戸ニテ奥島ト云、先年將軍家此島ヲ袴ニ製シ、大奥ニテ著レ之シ玉フ故ニ、オクジマト號ク、京坂ノ人ハ唐棧ト云ズ、奥縞ヲ以テ唐棧ノ總名トス、

唐棧ハ來舶ノ木綿縞也、今世士民冬袴ニ專用レ之、又市民ハ晴略ノ羽折衣服ニ是ヲ流布トス、價一衣料金二兩許ヨリ五七兩ニ至ルベシ、古來ヲ良トシ、新渡ヲ下トス、新渡ハ今渡ヲ云也、又縞ニヨル也、流布ノ縞價高、又細縞ヲ貴價トス、天保中來舶多キ時ハ、赤縞紺地ノ物金一兩許也、來舶多ク特ニ色赤勝、人好ザル縞風故也、又唐棧ノ古衣ハ富民モ買テ著用ス也、

又近年日本ニテ唐棧摸織甚多シ、中ニモ武州川越ニテ專摸製ス、江戸人號テカワタウト云、川越唐棧ノ中略也、粗眞物ヲ欺ク物アリ、

〔守貞漫稿十三〕士民トモ一定ナラズ、論ジ盡スベカラズト雖ドモ、武家ハ上田島等光リアル物ヲ用ヒ、唐棧等稀トス、

富民ハ上田島等光アル物ヲ憚ルニ似テ、唐棧等ヲ專トス、外見木綿ニ似テ其價貴ク、其甚シキハ上田島ノ五六倍ナリ、中民モ倣レ之テ、今ハ專ラ唐棧ヲ用フ、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕奥柳條　聖多默　咬𠺕吧、錫蘭山、皆西南之外國名、〇中略

咬𠺕吧(ジヤガタラじま)柳條、紺與二淺葱一、縱橫細柳條木綿、俗謂二盲島一、

錫蘭山柳條、茜與白縱橫如篩目、小柳條木綿、

以上二種亦出於京、共不佳品、

〔譚海十四〕咬𠺕吧は大がひ島に織、木綿に絹糸を織まじへ、ねらさぬもの也、尤織色地色、島の摸樣はさま〴〵なる故、圖にあらはさず、尤京にて織るも渡りによく似たり、こゞめ島といふが如し、紅夷縞はあつく、たて横物にあり、茶とこんがき白糸もえぎ多く、紫色のうちをいです、すべて廣東といへるは皆此類也、廣東島に赤き糸にて織たる摸樣多し、是にも京織有、

辨柄議
今照氣
鹿比丹

〔萬金產業袋四唐物類〕辨柄榜葛剌幅三尺九寸、地色す丶竹、かば色等、島もやう、千すぢ、棒すじ、たかの羽、とかけ島など有、但たつ島ばかりの物也、

今照氣不詳正字幅右同斷、島もやういろ〳〵、地辨がら〳〵はやはらかにしてつや有、また此内に生照氣といふ有、ねづみ地薄がき等、是もたつ島計也、

鹿比丹不詳正字幅同斷、色いろ〳〵有、但黃ちや類、ねづみ、びらふど、檪など多し、右今照氣辨がら島かびたんの三品は、縱いとにて、緯木綿と見ゆ、

〔譚海十四〕かびたんは、りうもんの地あいに似てうすし、そこにつや有、織色有、染色も有、つよくはねる事なかれ、べんがらじまさま〴〵あり、ぢくろに茶のしま、あかき地にくろき島、茶地に白島有、地あひはかびたんに似たり、

雜載

〔鈴鹿家記〕應永元年十二月廿七日己巳、大寒、御小性衆女小性御シキセ、シヂラニ茜染ノ著物二ツ宛、○中略御ハシタ三人ニモ木綿一疋、茜染一疋宛被下、

〔言繼卿記〕天文十三年十月四日庚午、予木綿袴唐茶染今日出來了、

〔甲陽軍鑑十一上品第三十四〕梶水彥介と云者をも、甲府迄よび、鐵炮十丁に、甲州名物とありて、木綿の布

を貳百端くれ、信玄三河へ出ば手をひけと御申候事、○下略

〔太閤記十八〕竹中半兵衛尉

戰場の出立は、しづかなる馬に乘○中略餅の付たる靑黃の木綿筒服を、長々と打はをり、ゆらりゆらりと打見えしなり、

〔翁草六〕世の中の花美、結構に成たる事、言葉に伸がたし、第一衣服器物類也、以前は武士も利方を第一にして、兵具等に美麗を不用、大名の持鎗抔にも、銀金物は希成しに、今は陪臣の末々迄も、鎗は銀拵の物と心得、刀脇差の結構尤是に同じ、其餘衣服の奢麗ぞや、大神君駿府に御隱居の時分、淺野彈正參上被致、土產として茜木綿百反被獻に、其後本多佐州より內意被申しは、茜木綿獻上は、向後御無用ニ候、上樣は能物歟と思召し、女中方の御仕著せに被下候故、皆々迷惑いたし候とて被差止ぬと也、古の風俗は斯なん、爰を以今の花麗を思量すべし、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕鷹狩の時などめさるゝ御羽織は木綿のみにて、御乘馬の御袴も小倉木綿をめされたり、

〔浪花の風〕衣服も中より末のものは、子供抔都て絆の木綿を用る多し、木綿地合よろしく、殊に京染故に色合宜しく、縮緬と見紛ふなり、中形もの抔都て是を板〆と唱ふ、板にて〆染る故此名あり、江戶にては板〆といへば、人々縮緬の事の樣に覺居るもの多し、

〔守貞漫稿十三〕木綿定紋付田家ニテハ式正ニモ用之歟、三都ハ式正ニ不用之、江戶ハ平日モ著之者ナシ、京坂ハ往々略服褻服ニ用之者アリ、

京坂市店ノ丁兒式正ノ供ニハ、木綿定紋付ヲ著ス、江戶ハ不著之也、

〔諸問屋再興調二十〕木綿引下ゲ直段書上　大傳馬町 太物問屋

木綿直段平均引下ゲ書

一上白木綿（壹反ニ付拾匁ゟ拾匁迄之處 三分引下ゲ拾貳匁六分貳厘ゟ九匁七分迄）

一中白木綿（壹反ニ付九匁ゟ七匁迄之處 同引下ゲ八匁七分四厘ゟ六匁七分九厘迄）

一下白木綿（壹反ニ付六匁ゟ四匁迄之處 同引下ゲ五匁八分貳厘ゟ三匁八分八厘迄）

一上晒木綿（壹反ニ付拾匁ゟ八匁迄之處 三分引下ゲ九匁七分ゟ七匁七分六厘迄）

一中晒木綿（壹反ニ付七匁五分ゟ六匁五分迄之處 同引下ゲ七匁貳分八厘ゟ六匁三分一厘迄）

一下晒木綿（壹反ニ付六匁ゟ五匁迄之處 同引下ゲ五匁八分貳厘ゟ四匁八分五厘迄）

一棧留島（壹反ニ付拾八匁五分之品 同引下ゲ拾七匁九分）

一島木綿（壹反ニ付拾七匁之品 同引下ゲ拾六匁五分）

但シ松坂其外下り島共

一染木綿（壹反ニ付拾壹匁五分之品○中略 同引下ゲ拾壹匁壹分）

一糸入島木綿（壹反ニ付貳拾八匁之品 同引下ゲ貳拾七匁壹分○中略）

右之通直段引下ゲ賣捌方仕候、以上、

太物問屋總代

嘉永四年亥九月五日

（大傳馬町壹丁目作兵衛店 田端屋次郎左衛門勢州住宅ニ付）

店支配人 清兵衛印（○外一人略）

〔元治物價上書〕木綿當時小賣直段書上

一木綿

結城　上壹反ニ付代五拾六匁　中壹反ニ付代四拾三匁　下壹反ニ付代三拾五匁

棧留　上壹反ニ付代三拾貳匁　中壹反ニ付代貳拾六匁　下壹反ニ付代貳拾匁

松坂　上壹反ニ付三拾匁　中壹反ニ付代貳拾三匁　下壹反ニ付代貳拾匁

白木綿　上壹反ニ付代貳拾八匁　中壹反ニ付代貳拾匁　下壹反ニ付代拾八匁
晒木綿　上壹反ニ付代貳拾匁　中壹反ニ付代拾五匁　下壹反ニ付代拾三匁

右之通當時小賣直段奉₂申上₁候、以上、

子〇元治元年六月　深川三角屋敷　家主　定兵衛印

〔人倫訓蒙圖彙四〕木綿や　并布、河内より出る、島は紀國、其外諸國より出す、布は近江丹波より出す、

〔雍州府志七土產〕木綿　丹波并河内及攝津近江、其外所々出、大宮、三條、四條邊人買居而賣之、

〔塵塚談下〕高荷木綿賣の事、余〇小川顯道若年の頃〇寶曆頃は、高荷といふて、木綿一反ヅヽ、段々に積み重ね、高サ一丈程にして、背負て賣歩行ける、買人あれば、竹竿をもてあげおろしをして、取出しみせけり、白山小原町に伊勢屋德兵衛といふ商人あり、文化五辰年正月十七日、八十歳にて病死、此者若き頃は、高荷木綿賣にてありし、〇中略右高荷賣止みて、兩掛にして賣歩行けり、是も近歲はなし、當時は木綿賣絶たり、木綿といふては手拭をうり歩行者のみ也、

古事類苑

産業部十九

布帛三

絹

名稱

絹ハ、蠶絲ヲ以テ織成シタルモノヽ總稱ナリ、古事記ニハ、海神ガ彥火火出見尊ノ爲ニ、絁疊八重ヲ敷キテ饗シ奉リシコト見エ、日本書紀ニハ、垂仁天皇ノ御代ニ、赤絹一百匹ヲ任那王ニ賜ヒシコト見ユ、絹絁ノ我國史ニ見エタルハ、是等ヲ以テ初トス、蓋シ天照大神ノ時、既ニ蠶ヲ養ヒ絲ヲ抽キシコトアレバ、絹絁ノ創製モ亦當時ニ在シコトヲ疑ハズ、

古ハ絹ノ細緻ナルモノヲ縑ト云ヒ、其麤惡ナルモノヲ絁ト云ヘリ、後世精好、羽二重、撰絲絹ナド稱スルモノ、亦製作ノ精巧ヲ以テ其名トセルナリ、又織法若シクハ地合ヲ以テ稱スルモノニハ、縠、縬、熨斗目、平絹、紋絹等ノ別アリ、而シテ筑紫絹、安達絹、郡內絹、秩父絹、博多織、米澤織等ノ名ハ、皆其產地ヲ以テ稱スルモノ、其類甚ダ多シ、又舶來セルモノアリ、ちやう、かいき、ちよろけん等ノ如キ外國語ヲ以テ呼ブモノ即チ是ナリ、

〔倭名類聚抄 十二 絹布〕絹 附幅字　陸詞切韻云、絹 吉掾反、岐沼、 繒帛也、四聲字苑云、幅 音福、俗訓能、 布絹之類闊狹也、

〔段注說文解字 十三上 糸〕繒、帛也、七篇帛下曰繒也、是爲轉注、春秋假爲鄫字、 从糸曾聲、疾陵切、六部、 絹、繒如麥稍色、色字今補、色謂也、而 俗謂之耳、自絹至綟廿三篆、皆言繒帛之色、而此色字先之、擧類相絹、爲一字、由不考其義之殊也、稍者麥莖也、繒色如麥莖青色也、射雉賦曰、麥漸漸以擢芒、又曰陶閭雉葉四月時也、繒色似之曰絹、漢人假爲綴字、 从糸肙聲、吉掾切、十四部、

〔令義解 三 賦役〕凡調絹、絁、謂、細爲絹也、麤爲絁也、 絲、綿、布、並隨鄉土所出、

初見

〔日本釋名下衣服〕絹　きぬはきるぬの也、是いまだたちぬはざるを云、○下略

〔東雅器用七〕帛キヌ　倭名鈔に、○中略絹、讀でキヌといふ、義不詳、○中略絹をキヌといひしは、韓地の方言に出で、絹の字の音の轉じ訛れるやうにぞ聞えぬる、

〔倭訓栞前編七〕きぬ　絹をよめり、音をもて訓ずるなり、

〔海人藻芥〕凡絹有四種、謂ユル長絹、平絹、細絹、麁絹是也、

〔古事記上〕爾海神自出見云、此人者、天津日高之御子、虛空津日高矣、卽於內率入而、美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上而、具百取机代物、爲御饗、

〔古事記傳十七〕絁は伎奴なり、和名抄には絹、和名岐沼、帛、俗云、波久乃岐奴、絁、和名、阿之岐沼、○註略などありて、各差別あれども、古書には、たゞ岐奴に、絹字をも絁字をも通用ひたり、

〔日本書紀垂仁六〕二年是歲、任那人、蘇那曷叱智請之、欲歸于國、○中略故敦賞蘇那曷叱智、仍賚赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人、遮之於道而奪焉、其二國之怨、始起於是時也、

〔東雅器用七〕帛キヌ　舊事紀に、天熊大人葦原中國の桑蠶を取持て、日神に進らせしより、養蠶之道ありて、絍織之業起れりとしるされたれど、我國の上世にありては、たゞ麻楮の類をもて、白羽、倭文、荒妙、和妙等を織成せし事のみ聞えて、絹絁などいふ者の名は聞えず、たとへ舊事紀の說の如くに、上世よりこのかた養蠶織絹等ありとも、たとへば後代に及びて、神服部の赤引絲をもて織れる所をも、和妙などいひしが如くならけむも知るべからず、(中略)神功紀に絁の字見えしも、讀てハタといひしなり、

仁德天皇の御世に、百濟弓月君率ひ來りし百二十七縣の秦氏を、諸郡に分置き、卽養蠶織絹せしめてこれを貢す、因りて其姓を波陀と賜ひし事、姓氏錄にしるされしこそ、此事の始なるべけれ、是よりさき神功皇后の御時、新羅貢獻の物に、縑絹等の名見えしは卽是也、彼國調絹の始

なるなり、（日本紀に見ゆ○中略）垂仁天皇二年に、赤絹一百疋をもて、任那國に賜ひしといふ事、日本紀に見え、姓氏錄にもまた其事見えて、絹賜ふと志るされしが如きは、我國の絹の事見えし始なれど、此事は、舊事紀、古事記、古語拾遺等の書には見えず、或は史書潤飾の文に出たりけむも知るべからず、（魏志に、神功皇后の彼天子にまいらせられしものゝ、倭文布の如くにしるせり、垂仁天皇の御時任那王に賜りし所も、また夫等の物の類なるべきを、史書撰述之日、かくしるされたらむも知るべからず、）

〔類聚名義抄十雜〕生衣スヽシノキヌ

〔撮壤集下衣服〕織物類 生絹スヾシ

〔書言字考節用集六服食〕綃スヽシ（說文、生絲也、） 生絲同 生衣（未練之絹）同 生絹同上

〔段注說文解字十三上糸〕綃、生絲也、（韵會作生絲繒也、今按言繒名則非、其次係鄭君則實繒名、當云生絲也、一曰綃名生絲未湅之絲也、已湅之繒曰練、未湅之絲曰綃、以生絲之繒爲衣、則曰綃衣、古經多作宵作繡、特牲禮主婦纚笄宵衣、注曰、宵衣染之以黑、其繒本名曰綃、詩有素衣朱綃、記有玄綃衣、凡婦人助祭者同服也、少牢禮注曰、大夫妻亦衣綃衣、而侈其袂、玉藻曰、君子狐青裘豹褎、玄綃衣以裼之、注曰、綃綺屬也、郊特牲繡黼丹朱中衣、注曰、繡讀爲綃、綃繒名也、引詩素衣朱綃、合此數條、知宵繡皆段借字、以此生絲織繒曰綃、仍從絲得名也、故或云繒名、或云綺屬、綺即文繒也、）从糸肖聲、（相幺切、二部、）

〔倭訓栞中編十一須〕すゞし 生絹を訓せり、涼しき意なり、新千載集にすゞしの衣と見えたり、又物にすゞしの糸なども見えたり、延喜式に素と見えたる是なり、

〔武家名目抄稿衣服七〕按、生絹讀てスヾシといふ、經緯ともに練らざる絹のことにて、今はきぎぬといふなり、生絹生衣又生の一字を用ゆ、

〔萬金産業袋四京織物類〕八丈生衣すゞし（絹）是も右八丈よりいづる、生糸の如し、鳶色に黄島、またはくろ地あり、夏羽織地也、袴、著尺にもすれども、今少シうすし、

〔西宮記臨時七〕祈雨止雨奉幣二社

二前料 五色絁各五尺、生絹各五尺、（以上入筥）

練絹

〔枕草子 三〕せちは
九月九日の菊を、あやとすゞしのきぬにつゝみてまいらせたる、

〔源氏物語 四夕顏〕このをしあけたる門に入ておる、さすがにざれたるやり戸口に、きなるすゞしのひとへばかま、ながくきなしたるわらはの、おかしげなる出きて、○下略

〔倭名類聚抄 十二絹布〕練　蔣魴切韻云、練(郎甸反、和名禰利岐沼、)熟絹也、

〔箋注倭名類聚抄 三絹布〕按有二經生絲緯湅絲織成者一、古謂二之練緯一、或假借作二練貫一、今俗呼レ之單爲二禰利一者非レ是、○中略 說文、練湅繒也、急就篇注、練者煮レ縑而熟レ之也、釋名、練爛也、煮使二委爛一也、

〔運歩色葉集 禰〕練絹(ネリギヌ)

〔貞丈雜記 五裝束〕一搔練(カイネリ)之事、源氏物語、初音の巻に、ひかりなき黒きかいねりの、さび〳〵しくはりたる云々、同やどり木の巻に、きよげなるほそながども、ゑろきかいねりなど云々、榮花物語、御裳著の巻に、いやしきさましたる女ども、くろきかいねりきせて云々、搔練(カイネリ)と云は、ねらざる生(スヾシ)の絹に對して、練たる絹を搔練と云也、搔字は虚字也、搔の字に何の心もなし、たゞ詞也、たとへば行くと云事を、かいゆくと云、破ると云事を、かいやると云、籠(コム)ると云事を、かいこむと云、付るといふ事を、かい付ると云類也、然れば古代の詞に、練りたる絹の事を、搔練といひしなり、(諸の裝束抄どもに、搔練を赤き色の事として、さま〴〵の說あり、然れども色の事にはあらず、ねりたる絹の事也、白きかいねり、黑きかいねりとあるを以てゑるべし、又紫式部之日記に、かいねりはくれなゐともあり、色は何色にも染べし、)

〔萬金産業袋 四京織物類〕練、幅右に同じ、(○一尺より一尺五寸まで)しろ、べに、黒紅、黄、淺黄、此五色、片色と同物ながら練の內へ入ル、紅白、黒紅にはすぐれて地合上もの有、幅壹尺五寸、丈四丈位まで、緋を赤ゆかしと云、(本紅有、紛紅有、)上つかた御腰巻、地なしの縫地などに用ゆ、しろ、あさぎ、黄には地合うすく、八寸幅麁相なる有、小ざいくの裏等に用ゆ、しろは一ト入地そさう成有、葬具につかふ、是を用ねりといふ、

染絹

〔延喜式十四縫殿〕練絁用度
絁十疋、(綾絹亦同)纂五圍、薪百廿斤、絲卅絇、纂四圍、薪六十斤、

〔吾妻鏡九〕文治五年九月十七日甲戌、寺塔已下注文曰、(衆徒注申之、○中略)
一毛越寺事(○中略)
此本尊造立間、基衡(○藤原)乞支度於佛師雲慶、雲慶注出上中下之三品、基衡令領状中品、運功於佛師、(○中略)又稱別祿、生美絹積船三艘送之處、佛師抃躍之餘、戲論云、雖喜悅無極、猶練絹大切也云云、使者奔歸語此由、基衡悔驚亦積練絹於三艘送遣訖、

〔吾妻鏡十一〕建久二年六月九日丙戌、大理姬君可嫁左大將(其嫡妻)給、其儀已在近々云云、仍姬君御裝束、(御臺所御沙汰)女房五人、侍五人裝束幷長絹百疋(幕下御分)可被沙汰送之由、兼日有其定、被宛御家人等、女房裝束者親能、廣元等、於京都可調進之由申領狀了、惟義、重弘、朝綱等、又可進侍裝束云云、絹者所被宛善信、義澄、盛長、知家、遠元、遠平已下也、而五輩分致沙汰、所殘分參期遲々、御氣色不快、召奉行人俊兼盛時等於御前、被仰其由、諸人恐怖之處、善信申秀句云、先立參著絹者、付早馬早參、未到絹者練參之間遲引歟云云、于時御入興、彼輩事無沙汰而止之、此間面々絹進云云、仍令請取于安達新三郎、明曉可持參京都之由云云、

〔日本書紀六垂仁〕二年是歲、任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還歟、故敦賞蘇那曷叱智、仍賚赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國之怨、始起於是時也、(一云、御間城天皇之世、(中略)天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹給阿羅斯等、返于本土、故號其國謂彌摩那國、其是之緣也、)

〔類聚國史七十八賞宴〕天長八年七月乙巳、大納言已下侍從已上、賜國染絹、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月十一日己亥、中納言法橋參御所、依御招請也、塔供養無爲事被賀仰、又有獻盃、以沙金十兩、銀劒一腰、染絹五十端、爲御贈物、

〔吾妻鏡 三十〕文暦二年元年○嘉禎六月廿九日庚寅、巳二點依レ可レ有二明王院五大尊堂供養一、將軍家○藤原頼經爲レ御參堂出御、○中略布施導師分、○中略裹物一、納二染絹十五端一○中略絹淺黃三十端、紺染絹三十疋、○中略職衆分、○中略染絹十端、

以材料爲名 山繭絹

〔萬金產業袋 四京織物類〕山繭島、幅丈右に同じ、○常幅、丈六丈二尺、はぶたえの糸に、山まひといふ虫の巣を糸にして、島もやうに入レ織り、練て紅に染れば、地の糸は染れども、山まひのいと計染らずして、白にて島あらはれ、すなはちもやうとなる也、

〔絹布重寶記〕山まゆ紬
山まゆにて織たり、中國より澤山出る也、此絹殊外河童嫌へるよし、是を著する時は、河童何樣にも障をせず、河虎の禍、上方は稀なる事なれども、九州筋に澤山なるもの也、殊さら豐後河童とて別而多とかや、

絓絹

〔書言字考節用集 六服食〕絓絹

〔倭訓栞 中編十〕ゑけいと　和名鈔に、絓をよめり、惡糸と註せり、ふとぎぬにゑけいといふもの是也、或は裱絹をよめり、

〔萬金產業袋 四京織物類〕しけ絹、幅壹尺五寸、あるひは壹尺貳寸、色いろ〳〵に染て置也、表具地にもちゆ、切レ賣の物也、幅は右之外、貳尺三尺までもまれ〳〵には有物也、

〔茶道筌蹄 四〕袋切
絓かたよりなり　右之内印金、紗、絓の類は、袋には不レ用、表具切也、

以精粗爲名 縑

〔倭名類聚抄 十二錦綺〕縑　毛詩注云、綃所交反、又音消、和名加止利、縑也、釋名云、縑音兼其絲細緻數兼二於絹一也、漢書云、灌嬰販レ繒、疾陵反、師説上讀同、今按又布帛總名、見二説文一、

〔箋注倭名類聚抄 三錦綺〕按廣韻云、綃生絲繒也、音消、又云、綃帆維、所交切、是四宵五肴兩讀、其義不レ同、此兼二所交反一、非是、○中略谷川氏曰、蓋堅織之義、○中略所引文、毛傳鄭箋竝不レ載、經文亦無二綃字一、按唐風

揚之水云、素衣朱繡、鄭以爲繡當作綃、又禮記郊特牲繡黼、注云、繡讀爲綃、綃名也、引詩作素衣朱綃、儀禮士昏禮注、引詩亦作朱綃、云魯詩以綃爲綺屬也、不與此所引同、然慧琳音義云、毛詩傳、綃縑也、又綺屬也、與此所引合、按説文、綃生絲也、轉以生絲織繒亦曰綃、詩禮所謂綃衣是也、是可以訓須々之乃岐奴、源君爲加度利者、依縑也之注也、加度利、蓋堅織之急呼、絲細緻、其數多則所織繒必堅固、是所以得堅織之名也、○中略今本釋采帛、作縑兼也、其絲細緻、數兼於布絹也、絹上有布字、太平御覽引與此同、今本恐衍、○中略按説文、縑幷絲繒也、急就篇注、縑之言兼也、幷絲而織甚緻密也、段玉裁曰、謂駢絲爲之雙絲繒也、呂氏春秋有紡緇禪緇、卽方絲單絲、方猶併船曰方、依之今俗所云二子絹卽此、與釋名所説不同、廣韻絹縑也、縑絹也、漢書外戚傳注、縑今之絹也、皆統言之也、○中略按説文云、繒帛也、與此所云不同、漢書注顔師古曰、繒者帛之總名、然則説文恐注文之誤、布字恐衍、按繒是帛之總名、宜訓岐沼、漢書師説讀加止利、恐不允、

〔段注説文解字十三上糸〕縑、幷絲繒也、(謂駢絲爲之雙絲繒也、呂氏春秋、昔吾所亡者紡緇也、今子之衣禪緇也、以禪緇當紡緇、子豈有不得哉、任氏大椿曰、禪緇卽單緇也、余謂此紡卽方也、竝絲曰方、猶併船曰方、此紡非紡之本義、後漢輿服志及古今注竝云、合單紡爲一系者同、此方絲所謂兼絲也、)从糸兼聲、(形聲中有會意、古甜切、七部、)

〔類聚名義抄六糸〕繒(自陵反、カトリ、キヌカサ、和ソウ、)　絹(カトリ)　綃(音宵、帛、青經白緯、)　綃(音消、絹名、キヌカトリ、)　縑(音兼、絹、カトリ、)　縞(シロシ、音果、チル、又音誥、カトリ、)

〔東雅七器用〕縑カトリ　倭名鈔に、綃縑並に讀てカトリといひ、釋名の其絲細緻の註を引て、カトリといふは、カタヲリといふ語の急なるなり、其細緻をいふ也、(古語に厚き事をカタといひけり、カタとは俗に固織などいふが如し、)また倭名鈔に、繒は師説に讀む事縑の如し、今按ずるに布帛總名也と見えたり、今按の説の如きは誠に然也、さらばなど繒讀てキヌとはいはざりけむ、其故を知らず、

〔倭訓栞前編六加〕かとり　日本紀、倭名鈔に縑をよめり、堅織の義なるべし、たお反と也、今いふもろこも是也、

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、○中略常擔集諸國土產貯甚豐也、所謂○中略紀伊國絹、○下略

〔雲州消息 上本〕奉入縑三疋　右更衣之間、爲代葛衣奉入、如件、○中略

拜領三疋　右以此繭絲之贈、可爲蟬翼之衣也、某謹言、

〔延喜式 十五內藏〕中宮御服料

織御服縑六百疋、白五百疋、色一百疋、料白絲一千五百絇、色絲三百絇、各疋別三絇

〔本朝文粹 二意見封事〕意見十二箇條　善相公 淸行

一請禁奢侈事

右臣伏以、○中略今○延喜諸司史生、皆以白縑爲汗衫、○下略

〔政事要略 六十七〕太政官符

雜事六箇條 ○中略

一應禁制諸司史生以下著縑白絹事

右諸司史生豪富之輩、不量身卑下、唯好服鮮美、雖貧薄者、積習不改、因玆著用之家自多、縑絹之直已貴、時俗之弊、職此之由、同宣、○右大臣奉勅、宜加下知諸司史生以下著縑及白絹、早從禁止、但諸衞府生殊免著用、○中略

天曆元年十一月十三日

〔政事要略 六十七〕太政官符、刑部、彈正、左右近衞、左右衞門等、省臺府、

應令左右近衞府番長以下、供奉諸祭之日著縑白絹事、

右太政官去年十一月十三日符偁、○中略今撿案內、件番長以下等供奉諸祭、著縑白絹、流例尙矣、而今新制既立、嚴禁難侵、若不著用、似疎神事、同宣、奉勅、國之大事、莫加祭祀、宜更下知近衞府番長以下等、

供奉諸祭之日、免其著用者、省臺府宜承知依宜行之、符到奉行、

右大弁源朝臣　　　左大史三國眞人

天暦二年三月十五日

〔源氏物語十二須磨〕たびの御とのゐ物などてうじて奉り給ふ、かとりの御なをしさしぬき、さまかはりたる心ちするもいみじきに、○下略

〔榮花物語二十三駒競〕萬壽元年九月廿三日よりはじめさせ給て、五日のほど、懺法御讀經なり、○中略うへのきぬも袈裟などに、僧綱のはうす物をせさせ給へり、凡僧にはかとりをせさせ給へり、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕撰絲絹　帛音白、和名波久乃岐沼、　薄繒也、

按撰絲、光絹之生而輕薄者也、昔唐船著泉州堺浦時、大唐織工來留于此、織撰絲絹、土人習得之、夏月爲單襦佳、出於京者爲上、而輕薄不及于堺、

〔堺鑑下土産〕撰糸絹（センジギヌ）

往古此浦ヘ唐船ノ入シ時、織人ヲ乘來ヲ、此地ニ留テ、始テ絹ヲ織出セシトカヤ、其子孫不傳ト云共、其工今ニ至テ精好也、

〔絹布重寶記〕一保田撰糸（ほたせんじ）

薄羽織地也、ぼた絽とも云なる程絽を立横たる樣成地組なり、三分煉、五九煉ぐらいよろし、本煉は暑くろし、丈幅常幅ニ同じ、菱のこまかき地紋織附て薄羽織にするもの一種有、

一羽二重撰糸羽折地

常の撰糸より手薄く織たるもの也、諸事ぼた絽同斷なり、

撰糸とは生絹の惣名也、よつて羽二重も生絹のときは、羽二重せんじといふ也、加賀せんじ、美濃撰糸など、生絹のときは夫々となふ、是は糸性の細吟甚しく精撰したるゆへ、撰糸といふなる

精好

べし、

〔下學集 絹布 下〕精好(セイガウ)

〔撮壤集 衣服 下〕織物類　精好(セイカウ)

〔書言字考節用集 服食 六〕精好(セイガウ)

〔江家次第 二十〕新任大臣大饗

二三巡賜₂史生祿₁、〇中略 次給₂外記史₁、四條記曰、匹絹云々、近代精好云々、或云、給₂紅衾一帖₁云々、大夫史外記祿也、

〔倭訓栞 中編 世 十二〕せいがう　絹に精好の名目あるは、延喜格に調庸絹禁₂粗惡₁とあるの義なり、大精好小精好の名あり、

〇按ズルニ、精好ハモト絹ノ精好ナルモノヽ稱ナリシガ、後ニハ經緯共ニ練絲ヲ用キ、又ハ經ニ練絲ヲ用キ、緯ニ生絲ヲ用キテ織成シタル、地質厚クシテ精美ナル絹ノ稱トナレリ、

〔呉服類名物目錄〕一精好 精好機 機四枚、踏竹四本、生織、糊入不₂申候₁、ぬれ貫、織手壹人、

丈四丈　巾壹尺五寸、かねざし、但樋貳挺ニ而糸六筋合織申候、　糸目百四拾目、縣內 堅糸六拾目 貫糸八拾目

竪貫共白糸　右日數十日計ニ出來　右織樣白糸を操竪ニ經機ニかけ申候、尤寄り不₂申₁平糸ニて織申候、

〔餝鑑斷餘〕一大口ノ事〇中略　精好ノ大口、面ハ小精好、裏ハ大精好也、〇下略

〔吾妻鏡 四十七〕康元二年〇正嘉元年十月一日壬午、今日大慈寺供養也、〇中略

大阿闍梨御布施　法服一具、〇中略 精好絹卅疋、

〔建武年間記〕武者所輩可₂存知₁條々

一精好大口一切停₂止之₁、可₂用₂練大口₁、〇中略

建武元年五月七日

〔毛吹草 三〕山城 觀音堂辻子精好

〔倭名類聚抄 十二 布帛〕絁 紕字附 唐韻云、絁(式支反、與施同、和名阿之岐沼、)繒似布也、紕(漢語抄云、禹與布、一云與流、)繒欲壞也、

〔箋注倭名類聚抄 三 絹布〕所引文廣韻同、但絁作經、云絁俗、此從俗寫、按說文、纏粗緒也、玉篇、纏粗細經緯不同、卽此義、唐律釋文、絲紵兼織爲絁、似不必爾、○中略萬葉集云、麻衣肩乃間亂、卽此、按万與布、迷也、謂經緯不正也、與流、寄也、謂寄傍絲也、○中略按繒欲壞經絲相依謂之比、卽小人比而不周之比也、後人從絲、遂混訓氐人綱之紕、

〔類聚名義抄 六 糸〕絁アシギヌ

〔東雅 七 器用〕帛キヌ 倭名鈔に、○中略絁讀てアシギヌといふは、其麁惡にして布に似たるをいふ、日本紀又讀てフトギヌといふ、其義亦同じ、

〔倭訓栞 中編 二十二 不〕ふとぎぬ 日本紀に絁を訓せり、令義解に麁爲絁とみえたり、今ふとりとい ふ、太織の義也、

〔拾遺和歌集 七 物名〕さけからみ 輔見

あしぎぬはさけからみてぞ人はきるひろやたえぬとおもふなるべし

〔延喜式 十五 内藏〕諸國年料供進

絁八百五十疋 調二百疋(白一百疋、參河國所進、色一百疋、近江國所進、) 交易六百五十疋(遠江、美濃、出雲、因幡、武藏、上總、上野、七箇國各五十疋、但馬二百疋、播磨一百疋、)

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調、○中略絹絁(兩面已下、各長六丈、廣一尺九寸、○中略)並四丁成疋、○中略長幡部絁(長六丈、廣一尺九寸、)並五丁成疋、○中略

駿河 伊豆 甲斐 相摸 武藏 上總 下總 常陸 上野 下野 右十國輸絁○中略

駿河國○註略 調、○中略自餘輸絁、○中略

常陸國〈○註略〉調、〈○中略〉緋纐絁卅疋、〈○中略〉絁一千五百廿五疋、長幡部絁七疋、〈○中略〉自餘輸絁暴布、〈○中略〉
美濃國〈○註略〉調、〈○中略〉廣絁十疋、

〔延喜式三十大藏〕賜蕃客例
大唐皇銀大五百兩、水織絁、美濃絁各二百疋、細絁黃絁各三百疋、〈○下略〉

〔常陸風土記香島郡〕天地草昧以前、〈○中略〉自高天原降來大神、名稱香島天之大神、〈○中略〉至初國所知美麻貴天皇〈○崇神〉之世、奉幣〈○中略〉五色絁一連、

〔日本書紀二十八天武〕元年五月壬寅、是日賜郭務悰等物、總合絁一千六百七十三匹、布二千八百五十二端、緜六百六十六斤、

〔續日本紀一文武〕三年正月壬午、京職言、林坊新羅女牟久賣、一產二男二女、賜絁五匹、綿五屯、布十端、稻五百束、乳母一人、

〔續日本紀十聖武〕天平元年三月癸丑、太政大臣奏曰、令諸國停四丈廣絁、皆成六丈狹絁、〈○中略〉許之、

〔東大寺正倉院文書二十九〕但馬國天平九年正稅帳
年料修理器仗〈短甲十三領○中略〉料雜用充稻壹仟壹伯肆拾肆束、〈○中略〉
緋絁壹匹貳丈捌尺〈以二丈六尺爲一匹〉直稻玖拾捌束〈一匹充六十八束〉

〔續修東大寺正倉院文書後集三十七〕寫經司解
帙二料　用錢二百十文
緋綾絁三尺四寸　直錢七十五文　紫綾絁五尺七寸　直錢百十四文　黃絁三尺四寸
直錢廿一文〈○中略〉
天平十年五月九日

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年正月癸丑、天皇幸城北苑、宴五位已上、賜祿有差、特賚造宮卿正四位下智

努王、東絁六十匹、綿三百屯、以勤造宮殿也、

〔續々修東大寺正倉院文書 四十五帙五〕

一百六十匹三丈、院中平章賣價錢一百五貫八百五十文、

三匹三川白絁　直錢二貫二百八十文一匹八百文、一匹七百五十文、一匹七百卌文、　一匹安藝絁　直錢六百六十文　一匹讃岐絁　直錢六百六十文　廿匹丹波絁　直錢十三貫八百文十匹別七百文、十匹別六百八十文、

□□匹但馬絁　直錢卌貫百五十文十匹別六百七十文、五十匹別六百六十九文、　卌一匹因幡絁　直錢十九貫六十文廿六匹別六百十五文、五匹別六百十四文、　廿匹遠江絁　直錢十二貫九百廿文匹別六百卌六文　五匹備

中長絹　直錢四貫文別八百文　十匹越前絁　直錢六貫三百五十文匹別六百卌五文　一匹備

中絁　直錢六百卌文　四匹下野絁　直錢二貫四百八十文匹別六百卌文　一匹美濃絁　直錢六百五十五文　三匹三丈常陸絁　直錢二貫二百五文匹別六百卌文

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公清行

一請禁奢侈事

右臣伏以、〇中略見貞觀元慶之代、親王公卿〇中略曝絁爲表袴、東絁爲襪、染絁爲履裏、〇下略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合調絁陸佰肆拾參匹半端貳拾貳條佛物一匹、通物六百卌二匹半端廿二條、

合交易絁伍佰捌拾匹一端貳拾玖條塔分物二匹、功德分十匹、見前僧物二百四匹、通物三百六十四匹廿九條、〇中略

合雜絁端壹拾壹條佛物五條之中、一紫綾長五尺三寸、四帛絁、法物五條之中、一紫絁長五尺七寸、三緑絁長各二丈、一帛絁長一丈五尺、一悲田分物、絁一端長二丈四尺、

〔皇大神宮儀式帳〕新宮遷奉御裝束用物事〇中略

太神正殿裝束六物

壁代生絁御帳二條長各二丈二尺、弘各廿六幅、　天井生絁御帳一條長三丈六尺三寸、弘九幅、　内蚊屋生絁御帳二條高各一丈三寸、弘各十二幅、

太織

〔延喜式神祇一〕祈年祭〇中略

社一百九十八所、座別絁五尺、五色薄絁各一尺、

〔延喜式縫殿十四〕三年一度雜物

黃絁四丈八尺、〇中略生絁三疋五丈二尺、〇中略緋油絁四丈八尺六寸、〇中略

右御服所雜物依前件、〇中略

雨覆三條、料緋油絁五丈七尺、裏料生絹長同表緋綱六條、各長二丈料緋絁一疋、調布一端二丈、中子料黃覆一條、長八尺、三幅料黃絁二丈四尺、裏料帛長同表雨覆一條、長同上料緋油絁二丈四尺、裏料生絹長同表同覆帶四條、各長八尺料縹絁八尺、四割〇中略東絁二疋、襷料〇中略

右中宮御服所料依前件、〇下略

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

停止幷減定諸司才長上事〇中略

內藏寮〇中略造油絁長上、〇中略右四員並停止、〇中略

大同三年十二月十五日

〔延喜式東西市四十二〕東絁廛〇中略右五十一廛東市

〔萬金產業袋京織物類四〕郡內太織(ふとり)、幅丈右に同じ、白の細糸にて織たるもの也、上物はつやよく染てよし、織色の無地も出る、是にも鶴川戸(と)のうへ、八王寺邊ゟいづるは、皆ゑけ糸等を縦にして織たればかさのみ高くてよろしからず、

〔絹布重寶記一〕太織紬

一目專太織

至而地性よく、しまりの能絹也、琥珀めきし地組のふとり也、耳は白郡內に彷彿たり、幅もつねの

以長短廣狹爲名 長絹

太織よりは餘程廣し、

一郡内太織 帶地

地髮有て、締りよく、地性もつよし、目千の次なる所は幅は目千より餘程狹し、

一釘貫太織 同帶地

加賀より出る、見えより高直なるものなれども、地性至て剛なり、

一絹太織 同帶地

至而太く地厚なり、强けれども著用久しければ、染色しらけて見苦し、折々色上せねばならず、

〔甲斐國志 百二十三 附錄〕製造品

フトリ　荅布 太布 絁ノ義ニテ猶以テ麁ナリ、始メ索縷(イトトル)トキ緖ヲ揃フルトテ、撮ミ切タル者ヲフトリト名ク、此等ノ絲クズヲ聚メ績ミテ織ルナリ、アガリト名付ルハ繭ノ撚リ絲スヂノ立ザル者ナリ、綿ニ造ルベシ、

〔我衣〕町人衣服之事、貞享年中迄ハ、〇中略 冬上田島ツムギ、或ハキヌ郡内ノフトリ、

〔撮壤集 下 衣服〕織物類　長絹(チヤウケン)

〔貞丈雜記 三 小袖〕一上古は絹に四品あり、長絹、平絹、細絹、麁絹是也、此事惠命院僧正宣守の書れし、海人藻芥と云書に見えたり、長絹の直垂、源平盛衰記、明德記等ニ見、保元物語ニモ見ユ 長絹の狩衣、古今著聞集ニ見 長絹の衣、僧衣也、太平記に見、此等皆長絹といふ絹にて縫たるなるべし、長絹二十疋、長絹三十疋など、東鑑の中所々に見たり、古事談卷二ニモ、長絹二十疋、經賴之許ヘ送遣ト見タリ、

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸調、〇中略 長絹 長七丈五尺、廣一尺九寸、〇中略 並五丁成疋、

〔吳服類名物目錄〕一長絹　機貳枚、ふぐせ四枚、踏竹五本、ふるへ壹枚、下ニ小機壹枚、ぬれ貫、

金指三丈七尺、織出シカ十日程ニ出來、　右糸遣竪貫共唐白糸、又は和糸にても、　右糸目百四拾目

堅糸五拾五匁
貫糸八拾五匁 但金紋通糸と申糸ニ引込、空へ引上ゲ申候、箱はへらニ而織込申候、尤堅糸ニ少
しふのり遣申候、

廣絹
八丈絹

〔車服問答中〕長絹　此名目事、世俗不ㇾ足ㇾ言之語ニ候へ共、一ナ事ヲ申タル事ニ存候、長絹ハ絹ノ名ト存候、シカルヲ長絹ノ水干ト申ベキヲ、タヾ長絹ト許申候テ、水干ノ別名ノ様ニ人々申候ハ、オホキナル訛ニ候、○中略應永ノ比迄ハ長絹ト申一種有ㇾ之候ト見エ候、今モ平絹ハ勿論、絹ノ上品ナルハ細絹、下品ナルハ麁絹トワカル、長絹ノ名トリウシナヒタルト存候、今世ニモ有ㇾ之候へ共不ㇾ辨、其名タヾニ平絹ト存候哉、○下略

〔台記〕久安七年○仁平元年三月十四日乙酉、入ㇾ夜戸部更來、余○藤原賴長謁ㇾ之、令ㇾ始ㇾ弥陀百万遍巳月分自於ㇾ佛前ㇾ誦、始後令ㇾ管登宣誦ㇾ之、給以ㇾ長絹二疋、○下略

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、○中略廣絹長四丈六寸、廣二尺五寸、並四丁成疋、

〔貞丈雜記三小袖〕一八丈絹　東鑑ニ見タリ、宇治拾遺ニモ見タリ、是ハ今ノ世、八丈島より出る物にはあるべからず、八丈島は伊豆の北條早雲入道の時、見出して渡海せし也、されば古代には聞えぬ島也、古書に、八丈絹と云は、壹疋の長サ八丈ヅヽに織たる絹の品有しなるべし、早雲入道、八丈島に渡リシハ、後土御門院ノ長享元年の事也、北條五代記ニ見タリ、宇治拾遺物語卷一ニ云、第十八條、利仁薯蕷粥ノ條ニ、たゞの八丈わたぎぬなど、皮子（カハコ）どもに入てとらせ云々、又卷三、第一條、大太郎盜人ノ條ニ、八丈うる物などあまたよび入て、きぬおほくとり出て、ゑりかへさせつゝ、物どもをかへば云々、東鑑卷二、奉ㇾ送御幣物、美紙拾帖、八丈絹二疋、右奉ㇾ送如ㇾ件、治承五年五月十九日、參河御目代大中臣以通（コレミチ）、同卷十二、建久三年十二月廿日上品八丈絹六疋、代百廿文、各廿文庭訓往來ニ云、加賀絹、丹後精好、美濃上品、尾張八丈、信濃布、常陸紬ト見タリ、八丈絹ハ古尾張ヨリ出シ也、其一疋ノ長サ八丈アリシニヨリテ、八丈絹トハ名付シニヤ、

〔玉勝間十一〕八丈絹

神風抄に、諸國の御厨より、大神宮に奉る物の中に、八丈絹幾疋といふことおほく見えたり、されば此絹いづれの國よりも出し也、伊豆のおきなる八丈が島といふも、むかし此絹を織出せしより、島の名にもなれるなるべし、かくて今の世に八丈といふは、たは、かの島より織出す故に、八丈とはいふと、みな人思ひためるは、まことにさもあらむか、又思ふに、今の八丈はたゞすなはち古の八丈絹にても有べし、そはとまれかくまれ、八丈といふ島の名は、かの八丈絹よりぞ出つらむかし

〔長秋記〕天永四年〈○永久元年〉四月九日、頭辨語云、〈○中略〉年來召仕前瀧口助遠、號實行消息、持向京極大納言許、請八丈絹十四疋、仍副使送之、

〔宇治拾遺物語〕〈三〉むかし大太郎とて、いみじきぬす人の大將軍ありけり、それが京へのぼりて、物とりぬべき所あらば、入てものとらんと思て、うかゞひありきけるほどに、〈○中略〉女のかぎりにてはり物おほくとりちらしてあるにあはせて、八丈うる物などあまたよび入て、きぬおほくとり出てえりかへさせつゝ、物どもをかへば、〈○下略〉

〔吾妻鏡〕〈十二〉建久三年十二月廿日戊午、澀谷輩者偏備勇敢、尤相叶御意之間、爲慰公事勤役、以彼等領所相摸國吉田庄地頭、被申請領家圓滿院、爲請所、御倉納物所被贖其乃貢也、

前右大將家政所

運上　相摸國吉田御庄御年貢送文事〈○中略〉

上品八丈絹六疋　代百廿文〈○各廿文中略〉

右付夫領助弘運上如件

建久三年十二月廿日　平〈御判〉

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、〈○中略〉宅常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂〈○中略〉美濃八丈、

○下略

〔今昔物語〕二十六 観硯聖人在俗時値盜人語第十八

今昔、兒共摩行シ観硯聖人ト云者有キ、其ガ若クシテ在俗也ケル時、○中略門ヲ開テ入タレバ、妻子観硯ヲ見テ喜ブ事无限、門ノ脇ニ置タリツル皮子ヲ、二乍ラ取入テ開テ見レバ、一ツニハ文ノ綾十疋、美ノ八丈十疋、疊綿百兩入タリ、

〔庭訓往來〕尾張八丈、信濃布、○中略或異國唐物、高麗珍物、如雲似霞、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞○伊勢貞丈云、八丈も絹の名なり、八丈を以て一疋としたる歟、

〔和漢三才圖會〕二十七絹布 八丈絹

按、伊豆南海有島名八丈島、土人以山繭織絹甚稠强、其色經年不變、又染之不染、最爲希珍、如今以常綿織之、其色黄或赤褐、而多黒絲綫也、官物而不入商賈手、京師贋織者甚艶美、綫條亦有品、又有琉球柳條、似八丈絹而艶美、是亦希有之物、

〔八丈裁衣織〕一島○八丈の第一の産物は織物也、正月末より蠶をはじめ、三月一はいに養ひ取、其繭を糸となし綿として、是を晝夜の業にする也、扨糸の染方は、黄の色は藎(カリヤス)を去年の八月中取置、夫を能煎じ、糸を三十篇餘、其せんじしるにつけ、其たび〳〵に日に干、椿の木を燒灰となし、水にてあくに出す事、凡廿四五日也、其灰水に付て黄の色を出すなり、紬も同樣に染る也、樺色ハマグミの木皮を削取、是も能せんじ、其煎滓を灰にして合せ、三十篇餘染灰汁にて色をとめるなり、黒染は、椎の木の皮を削、是も能せんじ、三十篇餘染上て、田の沼へ付る事三度にして黒色を出す也、此島の染色は、如件數篇染る故、いつまでも色の變ることなし、扨又糸拵は、生絹壹筋三ツ四ツに合よりて、緯經に織なり、是を合糸織といふ、紬は生糸壹口を經にし、緯はひねり出したるメイセンにて織なり、曲尺壹丈を四十廻リ一トよみとし、合織壹反分四百計と積る、綿は二十三匁を一枚

以地合織法爲名縠

とし、一反分は三枚と定め積るなり、又八反。懸。といふは、合せ糸を二ツにあわせてより綾を取組、兩人掛りにて組立る如くにして織揚る故、手ざわり至極柔かにして地合宜し、並の機を織やうにして織るなり、至而工手のかゝること限りなし、一日に漸く二寸三寸位ならでは出來ぬなり、是むかし帶地に織初し故に、今に帶織といふ、黄紬を上平といふ、合糸織壹反を上平五反に易る故に、五反がけといふ、八反をば上平八反に替る、今以年貢上納此仕來也、此島米穀至て乏しく、外産物多し、年貢も織物にて納め、穀物も織物と交易し、夫食とする也、

〔新撰字鏡〕縠（五谷反、羅也、己女乃支奴、シヾラキ）

〔倭名類聚抄　十二　錦綺〕縠（附緘）　釋名云、縠（胡谷反、和名古女、）其形緘々、視之如粟也、

〔箋注倭名類聚抄　三　錦綺〕按、古女、是籠目之義、以其狀似籠得是名、法隆寺資財帳有籠目紗帳是也、或以其形緘々視之如粟、爲米穀之義、非是、○中略原書釋采帛、上有粟也二字、緘々作足々而蹴四字、太平御覽引、作蹙々二字、宋版太平御覽作戚々如也、然下文引唐韻載緘字、源君所見本、从糸無疑、寺島氏曰、縠今俗縮緬之類、非所謂古女也、按說文、縠細縛也、縛白鮮卮也、文選神女賦注、縠今之輕紗、漢書江充傳注、輕者爲紗、縐者爲縠、是縠非古女、又非縮緬、似今俗呼縮緬撲絲者、又按詩碩人、丰竝云、衣錦褧衣、丰箋、褧襌也、蓋以襌縠爲之、列女傳引詩作絅、說文引作䌹、則知縠織䌹麻屬作之、其形蹴々者、今越後縮布近之、唐六典山南道貢有交梭縠子、皇國所謂古女或是類、

〔伊呂波字類抄　古　雜物〕縠（コメ）　羅縠

〔類聚名義抄　九　糸〕縠（胡木反、コメ、）

〔書言字考節用集　六　服食〕羅縠（ウコク、白精好裝束）

〔倭訓栞　前編　九　古〕こめ　倭名抄に縠をよめり、其文の米のごとくなるなり、新撰字鏡にこめのきぬと見えたり、かとりの類にて、今のちりめんに似て、地は綾也、縠織ともいふ、

縅

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕縠（縐紗、和名古女、俗云知里女牟、）

増韻云、縐紗曰縠、紡絲而織之、〇中略

按有大中小之三品、長九尋者名大縠、南京、浙江、福建、廣東、東京、皆出之、本朝之縠甚美也、然稍弱、柳條縠、（シマチリメン）黒絲如枰罫者多也、呼柳條、俗曰島、出於本朝者摸樣有品、

〔貞丈雜記 五裝束〕一裝束の書に縠（コメ）といふ物あり、是はこめおりといふ物也、羅又は紗のたぐひにて、目のすきたるうすき織物也、生糸にて織也、如此〇圖略 織たる物糸目⊕如此にて、もみ米の形の如くなる故、こめおりと云也、縠（これはこめおりの字也）縠（これは五こくのこめの字也）似たる字、偏の書樣糸ト米トの違なり、如此〇圖略 みゆるもあり、龜甲の如し、

〔延喜式 十五内藏〕御服料〇中略

御服縠廿疋、交易毎年送縫殿寮、

〔扶桑略記 二十四醍醐〕延長七年三月、六條院遣右近權中將實頼朝臣於法性寺、修左大臣〇藤原忠平五十賀法會、〇中略 在青甲斐縠覆摺、青絹地敷等、

〔倭名類聚抄 十二錦綺〕縠 縅附〇中略 唐韻云、縅（子六反、與叔同、此間云之々良）縐文貌也、

〔箋注倭名類聚抄 三錦綺〕按縅屬精母、叔屬審母、其音不同、此云與叔同、非是、或是踧字之壞、按之々良岐、與縮訓之々牟同語、之々牟、或訛云知々牟、又按今猶有呼之々良縐、雖其物非古、然名則古之遺也、〇中略 廣韻云、縮也、又縅文也、集韻同、與此不同、類篇、一曰縐文、與此合、然此所載、謂縠形蹙々然、則可以縮也縅文也訓之、訓縐文恐非、

〔羽倉考 二〕冬袍ノ志々良之事

後稱念院裝束抄ニ、弘長元年正月一日、愚暦云、今日始無張目（俗ニ云シヾラ）之袍著之、（俗ニ云シヾラトハ、張目ノ注ニテ、張目ナキチヂミシヾラト云トノ事ニハ非ズ、）弘長元年正月十一日經光記云、殿下岡屋入道殿第二度執柄御時、御袍御直衣

非志々良、熨面被用之云云トアリ、桃花藥葉ニ、宿老ノ人ハ志々良ナキ熨斗目ノ綾ヲモ著スル也ト有リ、逍遙院裝束抄ニ、冬ハ志々羅地ノ綾、又異文ノ袍ハ熨地也トアリ、此等ノ文ヲ案ズルニ、熨斗目ノ反對也、和名抄、桃花藥葉等ニ、縅ノ字ヲ用フ、縅ハ字書ノ註ニ縮也トアリ、然シテ名モシヾラト云時ハ、縮ミタル地ト見エタリ、然レバ縮ミタルヲ志々良ト云ヒ、熨タルヲ熨斗目ト云ト見エタリ、當世志々良熨斗目トテ有モ、縮ミタル地合ナリ、古ノ志々良若クハ是ト同物ナル歟、但袍ニ用フル事ハ當世ハ絶タリ、

〔總見記十九〕攝州伊丹城責事

十月〇天正七年廿四日、惟任日向守光秀、丹波丹後兩國ノ儀一筋ニ申付、安土ヘ參上御禮申シ、縮羅(シヾラ)百端獻上申シ、丹州拜領忝キ由申シ上ル、

〔書言字考節用集六服食〕熨斗目(ノシメ)

〔倭訓栞前編二十三〕のしめ　桃花藥葉に、のしめの綾見えたり、今經は練糸、緯は生糸のきぬの名にいへり、のし鰒の形に目を引て、賀服とする成べし、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕熨斗目俗云乃之女　加太伊呂、練島、

按、熨斗目經用練絲緯用生絹織之、染茶色鴨跖草色等、腰帶邊用他色似蚫之熨斗故名之、爲諸士嘉祝之衣、

加太伊呂、與熨斗目同絹、而純色者爲布衣狩衣、　練島俚里之末以光絹絲織之、熨斗目之純白光潤者、雖島非島、以爲大口及白袴佳、其上品者採之出於皺文、

〔貞丈雜記三小袖〕一今腰がわり腰あきなどゝて、のしめの腰に計筋を付るは、古の織筋を腰にばかり織たる也、古はこし替り腰あきなどゝ云事なし、總體に筋を織りしなり、

一今の世婚禮の時、腰がはり腰あきなどゝ云名の、與がわり與あきと云に似たるを忌みて、無地

のしめと云物を著す、其無地のしめと云物、筋を織らぬねりぬき也、昔は腰替り腰あき無地のしめなど丶云事は曾てなかりし也、末の世に至てかやうの事はやり出て、法式の如くなる也、

〔守貞漫稿十三〕古ハ士民トモニ、衣服ニシヾラチリヌキ、熨斗目ノチリヌキヲ用フ、其中シヾラハ男女用之、ノシメハ男ノミ用之、女ハ用ヒズ、〇中略

今世ハ左圖〇圖略ノ如ク、腰ノミ織筋アル物ヲ熨斗目ト云也、熨斗目ハ腰ガハリノ名トナリテ、昔シヾラチリヌキヲ、今ハシヾラノシメト云、昔ノノシメチリヌキヲ唯ノシメトノミ云也、

或人曰、古ハ質素ニテ素袍等ノ下ニ著ス、衣服ノ飾ナルヲ忌ズ、長ケノ短キ物ニハ、異物ヲ腰ニ継テ長クシ、上ニ素袍等ヲ著セシヨリ起テ、今ハ特ニ腰ノミ筋ヲ織テ、禮服トナリタリ、

愚按ニ、万治ノ古畫ヲ見レバ、全體ニ横筋或ハ格子ヲ織テ、定紋ヲ付ザル古製ヲ禮服トシ、既亦元祿ノ畫ヲ見レバ、定紋付タル腰替リノ衣服アリ、然ラバ熨斗目ノ變革ハ、万治ト元祿ノ間ナルベシ、猶詳カニハ追考スベシ、蓋元祿ノ畫ニ腰ガハリハ織筋ノミニ非ズ、石ダヽミ、龜甲等ノ摸ヤウヲ畫ケリ、是今世芝居ニ用フル腰ガハリノ如キ染小袖歟、所詮當時腰ガハリ熨斗目行ルヽニヨリテ、染小袖ニモ摸之也、

追書　一書云、有紋所テ有腰明ヲ熨斗目ト云、有紋所テ無腰明ヲ紋片色（モンカタイロ）ト云、無紋與腰明ヲ片色ト云、白ヲ白練繻（シロチリ）ト云、赤キ無地ヲ赤兎（アカユルシ）ト云、是緋熨斗目ハ極官ナレバ也云云、是亦中世ノ私稱ナルベシ、〇中略

腰ガハリ形種々定形ナシ、或ハ縦横、或ハ横島、或ハ太ク、或ハ細筋アリ、色ハ納戸茶ヲ專トス、萌黄モアリ、黒ハ無之、腰替ノ所ハ必ラズ地白ニテ、島筋アリ、

今世仕入物ト云テ、呉服店兼テ熨斗目數品ヲ織ラセ蓄フ者アリ、記號ハ買人ノ好ミニ應テ、織成ノ如ク縫紋ニスル也、是ハ特ニ命ジ製ス物ハ價高ク、仕入ハ價廉ナルト、又急用ヲ便ズトニアリ、

〇中略

昔ノ全體ニ大縞アル熨斗目ハ、士民男女トモニ用ㇾ之也、市民ノ許ヲ得ザル者モ用ㇾ之歟、今世ノ腰變リ熨斗目シヾラ熨斗目トモニ、女子更不ㇾ用ㇾ之也、武士ハ專ラ禮服ニ用ㇾ之、素袍大紋長社袴等ノ時ハ、必ズノシメノ衣服也、式正ノ日ハ半上下ニテモ著ㇾ之也、式正ニ非ル日、或ハ士品ニ因テ、染小袖定紋付ニ半上下モアリ、

庶人ハ官家武家ヨリ拜領ノ物ハ著ㇾ之、故ニ譬ヘ自費ヲ以テ製ス物モ、始メ拜領ノ記號ヲ付ケル也、自己ノ定紋ヲ付ルコトヲ得ズ、

〔萬金產業袋 京織物類 四〕熨斗目、京織著尺一反もの也、總體腰がはりをのしめ、腰無地を片色といふ、出來合に石もち付を紋のしめ、石餅有て腰無地を紋片色、腰がはり紋なしを引切のしめ、石餅なしの腰無地を、表片色の反物といふ、

片色、幅壹尺より壹尺五寸まで、總體の地合のしめより少シつぎ也、小幅なる程地つぎ也、色いろ〱、朽葉、玉むし、もへぎ等多し、物の袋などのうら地に用ゆ、

〔吳服類名物目錄〕一御召熨斗目 機貳枚 踏竹貳本

總丈織上ゲ三丈三尺餘計共　地幅壹尺六歩　竪生糸此目三拾八九四拾目迄、貫練糸此目九拾目餘、　右竪糸美濃郡上曾代糸片竪、貫糸本唐白糸極上、又江州西山極上にても遣申候、右貫糸數拾壹貳筋、合織申候、ぬれ貫也、〇下略

〔享保集成絲綸錄 十五〕延享二丑年二月

先達而相觸候町人男女衣類之儀、熨斗目著用候者之外者、御用達之町人たりとも、御法度之衣類著用致スにおゐては、召捕急度可ㇾ申付候、

此旨町中可ㇾ觸知者也

練貫

二月

〔我衣〕熨斗目ハ元來袷ヲ本トス、綿ヲ入ハ略ナリ、腰ガハリニスルモノナリ、大紋ノ下ニ著スユヘ、古來ハ小袖ヲツギ〳〵ニシテモ著ス、質素ヲ元トス、ツギ〳〵ニシタルコトヲ知ラシメン爲ナリ、

〔元治改正京羽津根 三〕熨斗目師

油小路下長者町上　熨斗目屋平次郎　　小川元誓願寺上　吉文字屋平兵衛

〔下學集 下絹布〕練貫(ネリヌキ)

〔運歩色葉集 絹〕練貫(ネリヌキ)

〔武家名目抄稿 衣服十二〕按、練緯の地の縮々としたる皺あるをシヾラといひ、なきをノシメといふ、綾穀などにも、シヾラノシメとあれど、打まかせていふは練緯の事なり、

〔羽倉考 二〕練貫ハ可レ爲二羽二重之類一之事

練貫ハ練抜ノ借訓ナルベシ、凡絹ノ練ザルヲ生(スヾシ)ト云ヒ、練タルヲ練ト云、然レドモ練ト云モ、イマダ練拔ズシテ、地合ノ堅キ物ナルベシ、當世ノ六位ノ袍及直垂、布衣、熨斗目等ノ地合是歟、今モ練ト稱スル物此數ナリ、是ヲ猶練拔時ハ、今ノ羽二重ナドニ似タル地合トナル、是練貫ナルベシ、御宿衣ニ練貫ヲ用フル事、禁秘御抄ニ見エ、○註略襪ニ練貫ヲ用フル事、諸裝束抄ニ見エ、其外貫ノ小袖ト云事、桃花蘂葉ニアリ、宿衣襪小袖等ニハ、皆今ノ羽二重ノ如キ滑易如ノ絹ヲ用フベキ事ナリ、且飾抄ニフクサ裝束ノ事、練貫ヲ染テ著也ト有モ、當世熨斗目以外ヲフクサ小袖ト云ニ合ヘル歟、

〔貞丈雜記 五裝束〕一練の事、新野問答云、綾絹等をねりたるを練と稱し、不練は生(スヾシ)にて候、練貫は生の糸をたてにして、練たる糸をぬきとして、織たる絹を練貫と稱して、十六才以上、卅才迄は、此小袖

を東帶の下に用申候、練貫と申べきを、兒女子の類ひ、ねりと計略して申候にうつされて、人ごとにねりと計申候歟と存候云々、今世にねりと計云は、練貫の地の薄き也、

〔貞丈雜記 三 小袖〕一ねりぬきと云ハ絹の名なり、絹のたて糸を生糸ニして、ぬきをバねり糸にて織りたる物故、ねりぬきと云也、されバ文字にハ練緯と書くべき事なれども、昔より練貫とも書來れり、昔ハ文字の吟味もなく書き用たる事多し、さて此ねりぬきにしゞらのねりぬき、のしめのねりぬきとて、二の品あり、しゞらのねりぬきをバ、今ハしゞらのしめと云、のしめのねりぬきをバ、今ハのしめとばかり云也、本ハしゞらをのしたる故、のしめと云たるを、今しゞらのしめと云ハ、となへあやまり也

一しゞらのねりぬきハ、昔ハ男も女も著る物也、のしめのねりぬきハ、男の著る物にあらず、御成次第古實に云、のしめの事、男衆の年よりたる人の自然めし候ハんずる歟、御女房衆さへ年廿八に御なり候、五月五日の午ノ時までめし候、其以後めし候まじく候云々、

貞丈云、今ハ將軍家よりの御定にて、侍從以上ハしゞらを用、それより以下ハのしめを用る也、かやうの事ハ、其時代々々の御定による事なれバ、是非ハ申がたし、

一ねりぬきにおり筋、かうし、こがうし、すぢみす、紅梅、ぬき白などの品々あり、左ニ記す、

一おり筋と云ハ、横に筋をふとく織たるを云也、今ののしめに腰の所に筋を織るハ、おり筋を腰の所ニばかりおりたる也、いにしへの織筋ハ、總體殘らず筋を織りし也、

一かうしと云ハ、格子と書て、碁盤の目のごとくたて横に筋をおる也、是ハ古ハ位高き人ならでハ著ざりしなり、條々聞書云、女中衆もかうしの織物、うちまかせてハえめし候ハず候云々、又云、御免にてかうしをバめし候云々、

一こがうしハ紅格子也、鎌倉年中行事ニ紅格子とあり、地くれないにかうしを織る也、是も高位の

女房衆ならでハ著ざる也、御成次第古實ニ云、こがうしハ御女房衆にも、御中﨟衆ハ免されず候、是もくわしよくにて候、(くわしよくとハ花飾と書て、一段結構なる物と云心也、)自然中﨟衆の内に、上意に相叶候方ニ御ゆるし候へバめし候云々、(地紅ニテ、筋ノ色ハ何色ニモスル也、)

一すぢみす、又すぢみそ、又ハ筋すだれとも云、筋を細く簾のごとく織たるを云、條々聞書に云、中﨟やかうしの織物、うちまかせてハえめし候ハず候、筋みそなどめし候、御供古實ニ云、かうしにて候ハで、筋すだれをおりたる織物をバ、中﨟もめし候云々、

一紅梅と云ハ、(色タテヌキ交テ赤クロク見ユ、上代ニ紅梅ト云ハ、モヽイロノコキヲ云二品ナリ、)經糸ハ紫、緯糸ハ紅にて織たるを云也、筋なし、

一ぬき白と云ハ、經糸ハ紫、緯ハ白にて織たるを云也、筋なし、

一くれなゐ筋と云ハ、地色ハ何にても紅の横筋を織たる也、御供古實ニ云、紅筋の事、男ハ十四五歳までにて候云々、是も織筋の内也、

一ひとつませとも、雨はうひとつませとも云ハ、紅梅の筋と、ぬき白の筋と、一ツませに織たるを(紅梅とぬき白と両方かねたる也)云、御供古實ニ云、わかき間計可レ有ニ著用一候、女房衆年ふけても用云々、

右かうしより以下皆ねりぬきの織様也、是を織物と云也、御成次第古實ニ云、男衆の織物著候ハんずる事有まじく候、但被レ下候へバ著候也云々、織筋と云ハ織物の部にハ入らざる也、蜷川記に、おりすぢをバ老たるわかきによらず、似合候やうにおらせ候て著候云々、

一段の物の事、練貫にて肩よりすそ迄、横筋を一寸餘のはゞに織たる也、地黒べに筋は白し、(黒べにとはゝりこんの能色にて、則黒紅梅と云物也、)

〔禁秘御抄 中〕一御裝束事

小袖又無文也、用レ綾雖レ無レ憚、建久以後時々如レ此可レ止事也、志々良練貫無レ憚、袴織生無レ忌、御宿衣紅、(文立)(別雲)又白無文、(子リヌキシジラ常事也)

〔海人藻芥〕内衣ノ事、主上御服平絹也、仙院御服ハ練貫ヲモ時々令調進、綾唐織等努々不及調進、

〔建武年間記〕武者所輩可存知條々

一小袖、織物、綾練貫之類、細々不可用、〇中略

建武元年五月七日

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日

一御太刀金覆輪三進上之、三職、

先當職之人より持參候而御前に置也、〇中略 御次之間にひろぶたにすはりて、御練貫在之をそばに置て、兩の手にて給て頂戴有て、扨左の手には御練貫をもち、右之手にてそばに置たる盃を取て退出也、〇中略 三職相過候而打つゞきて、次御相伴衆山名殿を始として各一人宛被參、同御盃并御練貫一重宛被給之、〇中略

一御練貫拜領事も、亂前迄の事也、〇中略

同五日吉見殿、澁川殿、石橋殿、いせ仁木殿、上杉、關東衆少々、

一御練貫拜領也、出仕之衆、毎年今日如此也、〇中略

一御練貫拜領之事、吉良殿御一人へは前に如申候、以御使被遣候、〇吉見練貫二重、他一重宛、 石橋殿澁川殿をはじめ申て、仁木上杉關東衆迄へも御禮申て、欲被退出候處に、伊勢守にても、同名にても、御練貫御對面所之次之御座敷に、ひろぶたに被居候而在之、一宛とりて渡申候へば、被請取御頂戴候而、持ながら御前を退出候也、此段如正月朔日たるべし、

〔年中恒例記〕應仁亂以前正月各御ねりぬき拜領之事、伊勢同苗役之云々、〇中略

三職、一重大名、一重外樣、一重御供衆、一重公家衆、一重 四日、吉良殿、二重東條殿、二重又御父子出仕之時は息へは、一重〇中略有宜、一重在通、一重藝阿、一重福壽、一重遊永、一重御硯きり、一重 五日、吉

平絹

ひら

良殿、二重澀川殿、一重石橋殿、一重仁木、一重伊勢上杉、一重四條神山、一重但吉良殿へは、以御使被進之、御使伊勢同苗、七日、田樂、一重十二五郎、一重八日、聖護院殿へ五重此外在之三寶院殿へ五重實相院殿へ五重因幡堂執行一重〇中略十日、賴秀、一重十一日、造宮司、一重十三日、岩倉衆、一重賀茂御師、一重日吉、一重十四日、繪所、一重土佐、一重撿挍、一重十六日、御鞠御人數、一重宛十七日、御弓細工、一重五入、一重鳩、一重善法寺、三重又ハ二重十八日、御的射手衆、一重但十人數計也、十九日、日吉樹下、一重廿日、山川執當一重使節、〇中略廿三日、春日御師、一重但廿二日にも參也、

〔後奈良院御撰何曾〕いそがしげにも、あゆまぬものか、　ねりぬき

〔撮壤集衣服下〕織物類　平絹(ヘイケン)

〔書言字考節用集服食六〕平絹(ヘイケン)

〔貞丈雜記裝束五〕一裝束抄に、平絹とあるは、今世俗に羽二重といふ物也、これ裝束の裏に用る也、又五位以下の裾、表袴等にも用る也、

〔倭訓栞中編二十三〕へいけん　平絹と書り、羽二重をいふ、文なきをもて平といへり、

〔雅亮裝束抄一〕ゑもづかひのさうぞくの寸法

あこめ五三二又つねのことなり、ひらぎぬのうちさうぞく、この定にかずあるつねのことなり、たゞし女御まいり、むことりなどには、ひらぎぬのうちさうぞくあるべからず、五せちにとりて、おほかたはくににいださんわらはのさうぞくは、ひらぎぬにてあるべきなり、

〔海人藻芥〕內衣ノ事、主上御服平絹也、

〔萬金產業袋京織物類四〕郡內平、これは夏はかま地、もやういろ〳〵、生糸にて地うすくきれいにゑかもつよし、一疋物五丈四尺に織出す、袴地には三ッ切にする也、

右甲州より絹糸いづる、京の半練よりも今すこしつぎ也、まがひ糸の太み(ふと)、東國にては多く是をつ

かふ、價下直なるものなり、

八王子平、これ夏袴地也、中古ははやりし物なれども、當代、なら平、正德平等にをされて、右ほどに

はなし、丈みじかく横ちゞみする物也、

〔萬金產業袋四夏物類〕夏袴地、京織に玄な〳〵あり、精好平、たて横とも生糸にて、もやう品々あり、夏

袴地の上品たるべし、茶宇絹ひら、上に同じ、地合せいごう平々は少しつぎ也、繻子ひら、横麻にて

たて絹糸也、絹退ひら、上に同じ、たての絹糸はそきゆへ、ちゞみ上りて宜しからず、郡内ひら上にしに

地つよきもの也、きぬひら、ふく島平、是もぐんない平に同じ、上州嶌しま、その所々々、五丈四尺も

のに織出す、なら平、なら玄まにてつよし、正德年中々多出るがゆへ、正德平共いへり、古今平、江州

高宮々出る、島すぢ、いと也、高宮ひら、きぬいとなし、但八王子平上有其外ばせを布、葛布なんど、茶は

〔紋絹〕

な色、小もん等、いろ〳〵に染仕入レ、みな夏はかま地に用ゆ、

〔萬金產業袋四京織物類〕紋賢もんけん正字未詳 幅毛織う〇ろもに同じ、色いろ〳〵、京織の紋琥珀など共いふべきも

の也、地紋に綾有て多クは緯黑也、糸性はしかく覺ゆ、

〔吳服類名物目錄〕一紋絹 機四枚、ふくせ四枚、踏竹四本、千貫、織手壹人、空引壹人、手傳壹人、糊粍子同斷、〇糊らうくずふのり姫のり遣、

丈數壹丈八尺、巾貳尺三寸、かねざし、　糸目百六拾目懸　總生糸目貳百三拾目、內濱糸練候而遣中候、堅寄糸生

糸百拾匁、むすび糸貫、糸百貳拾目、但なやし糸也、　右日數十日計ニ出來、〇下略

〔絹布重寶記〕紋絹上州絹なり

富岡、藤岡の通りにて、小紋織附たり、紋がらは紋郡內に似たるもの也、こなし上州絹同斷也、

〔紋縞〕

〔倭訓栞中編二十六毛〕もんかう　紋縞とかけり、奥州より織出す、文絹に似たり、紋絹は阿蘭より來

る、

〔譚海十四〕紋縞ハもんけんに似て、摸様繁し、奥州より折出す、和物なり、花から草わり紋有て縞に

龍紋

は非ず、地あいあつく、地紋うけ糸ある故に、紋所をぬひにせんがために、多くはこくもちに殘したり、武家より御ふくを玉はるには多く此物也、

〔書言字考節用集 六服食〕龍紋（リウモン）（本名素紬）

〔女重寶記 五〕絹布類　流紋（りうもん）

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕素紬（俗云利字毛牟）　按素紬出中華及朝鮮、地似無紋綾而厚強、又有紋素紬、共不光澤、

〔貞丈雜記 五裝束〕一りうもんの織物の事、室町殿行幸記に云、りうもんの織物一重とあり、又太平記中殿御會條、征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、うす色のりうもんのおり物のさしぬきに、紅のきぬを出し、常の直衣也、又鹿中舊記云、四月一日、御小袖、りうもんのおりもの、ぼうたんめし候へば、ぼうたんのたぐひにて候とあり、りうもんとは綾の事也、綾文（レウモン）と書、レウ、リウ音通ずる也、綾文と云は、平絹に對していえる也、（平絹ハ今云羽二重ナリ）綾文は地な、めにて、糸の織方高くなる故、糸（イト）ニ麥（ムギ）ニ从ふ意にて綾文と云、平絹は地平にして極上の絹也、有文を綾と云、無文を平絹と云と、裝束抄にみえたり、枕草子にも、れう（綾）の表袴（ウヘノハカマ）と云事あり、りうもんと云は、れうもんの轉語なるべし、綾（レウ）と云は綾にて、浮線綾（フセンレウ）、熟線綾（ジユクセンレウ）と云も、綾の織方にての名なり、和らかにてつぎ也、染づやおもはしからず、

〔萬金產業袋 四唐物類〕龍紋（りうもん）（素紬）　幅壹尺六寸位、丈三丈貳三尺より六七尺までもあり、とびさやより地

〔吳服類名物目錄〕一龍文（紗綾機）　壹端（横四枚踏竹四本）　（糊粉糊、姫のりぬれ貫）　丈數金指四丈ニシテ、織出しゟ六日ニ出來、　右糸遣（竪濵糸極上貫上白糸）　右生糸貳百目懸り内（竪糸八拾目、貫糸百貳拾目、）　右織方羽二重同前、竪糸貫糸ともニ相應ニ太ク込織申候、但上下地目輕キハ羽二重機ニ而出來申候、

〔絹布重寶記〕龍門尺巾、疋もの也、

桐生

ぬきふとにうね高なり、絹性しつかりとしたり、依上下地には、桐生を遣べし、

一福島

立ぬきとも揃ひて、細口なる絹なり、著尺羽織地などにすべし、安中より出るもの、兩所より出る物に不讓、上品之絹なり、

〔譚海十四〕龍紋は織色なし、何も染色也、繻子のうらを見るがごとし、きよくつまりたり、裏表なし、摸様なし、平けんなり、へいけんとは無地をいふ、りうもんは其所の名也、絹の名用來り、京にてもよく織也、

〔守貞漫稿十九〕龍紋ト云本ハ綾紋也、綟ニ稜アル故ニ綾ノ字ヲ用フ、稜綾トモニカドアル故ニ此字ヲ用フ也、龍文モ綾ノ一種也、今ハ專ヲ織紋アルヲアヤ、無地ヲ龍文ト云也、今ノ龍文ハ綟ニ稜ナク、平絹ノ太糸ナル物也、○圖略アヤノ地ハ綟ニ稜アリテ織テ、後圖ノ如ク凸凹ニナル也、織紋ナキ稜ニ似タル絹ヲ、綾紋ト云ナルベシ、今ハ平絹ヲ羽二重、又絹ノ太綟ヲ龍文、其他ハ加賀絹秩父絹等、專ラ地名ヲ稱ス、蓋今世絹ヲ多ク產スルハ、加賀ト秩父也、衣服ノ裏ニハ秩父絹ヲ專用トス、

〔甲子夜話四〕龍紋ヲ麻上下ノ代リニ用ルコトモ、左近始メラレシト云、一日著シテ德廟○德川吉宗ノ御前ニ候セラル、ソノトキ左近ノ上下ハ何ナルヤト御尋ナリ、是ハ龍紋ニテ候、家來ヘトラセ候ヘバ、麻ヨリ保ヨキトテ悅候ト申上ラル、夫ヨリ世ノ中龍紋ノ上下ヲ用始メシト云、

魚子織

〔倭訓栞前編十九〕なゝこ　魚子(ナノ)の義、ふるき物に、なのこととも書せり、はらゝごを象りたる也といへり、本草に、如魚子形謂之粟紋と見えたり、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕七子　刀劔の金ものに、なゝこといふ紋あり、扇にもなゝこと云るあり、今七子と

書り、裝劍奇賞に、金具に細點をつくるより出て、帛の織めも金具の細點に似たれば、やがてならひ呼るなり、其紋の魚胎に似たるをもて名けたるなるべし、魚を古語にナと云へば、魚子(ナノコ)の義にて、ノをナといふは音便にて、古言にその例少なからずと云り、此説いかゞあるべき、糸には一コ二コなど云ことあれば、帛の織かたより出し名にはあらぬ歟、

〔皇都午睡三編下〕絹に七々子織あり、金具にも七子とて細點に彫しを云ふ、其紋の魚胎(うをのこ)に似たるをもて、名付しなるべし、魚を古語に魚(な)といへば魚子(なこ)と云、

〔機織彙編三〕絹布名號

一魚子(なゝこ)は地合の名なり、平綾の踏掛にて織る、

〔萬金產業袋四京織物類〕斜子切付幅七寸ぐらい、壹尺のねだんにて賣買す、縦緯共により糸にて織たる物也、これも過分はおとこ帶、また紙入の表にもす、嶋、無地、品々あり、

浮織

〔守貞漫稿十九〕浮織

浮紋織ノ略也、白絹ニ細微ノ織地紋アル也、此浮織ニ數品アリ、江戸ニテハ男子禮服ノ無地定紋付、同羽折ニ用レ之、女用ニモ無地紋付、或ハ小紋ニモ染テ用レ之レドモ、京坂浮織ハ男女トモニ更ニ不レ用レ之、

〔貞丈雜記五裝束〕一固文(カタモン)浮文(ウクモン)と云ふ事、文とはもんがらの事なり、綾の文を、糸をしづめてかたく織りたるを固文と云ひ、糸をうかめて織りたるをうけ文と云也、うけ織とも云也、

以用途爲名綸絹

〔萬金產業袋四京織物類〕綸絹、幅八寸ゟ九寸壹尺と段々、それゟ貳尺七八寸、三尺迄もあり、或は五尺、六尺幅なんども有、糸性すぐれてよき物也、若ものずきにて、常の絹はいかなる地のよきを撰み、是をねらせ染て、著尺にするに、勝れて上品にてつやゝかなる物也、平練にして夏羽織によし、丈六丈ゟ段々、八九丈までもあり、

〔絹布重寶記〕羽二重機ニ而織絹、壁光絹局にて取扱する絹の分、

綸絹

一綸絹

幅は好にしたがひ、何程にても織なり、出來合は七八尺位にかぎれり、糸性すぐれてよき物也、是練らせ染て著尺にするに、至て上品にてうるはし、五分練にして夏羽折も佳也、丈は六丈より八九丈迄有て定まらず、

〔萬金產業袋四京織物類〕篩絹、生せんじの薄き物也、幅四方づゝの所に、木綿しけ糸を入、篩一ツづゝに織切て有也、よつて篩一ツ分二ツ分と賣買す、幅丈定まらず、

以產地爲名
柳原絹

〔毛吹草三〕山城　柳原絹

郡內絹

〔和漢三才圖會二十七絹布〕郡內絹

按出於甲州郡內絹厚而稠、又有地文如菱者、多縱橫綾也、京師贋織者名京郡內、絲細美而軟弱、

〔萬金產業袋四京織物類〕郡內島、甲州郡內より出る、幅九寸五ぶ、丈五丈四尺、長尺六丈貳尺あり、もやう地いろ色々、玉むし地有、白地あり、地に綾あるを八反がけといふ、黑地に白の横糸一すじ三ぶ計づゝ浮たるを、こまがらと云、あるひは角つなぎかすり入など有、京郡內とて紛あれども、地よはくて不宜ゆへに今はすくなし、

白郡內、出所幅丈右同斷、つやよし、龜甲、菱、綾杉等の紋織あり、これをひしぐんない、京にては、紋ぐんないといふ、

織色郡內、出所、幅丈右同斷、色いろ〱玉むし類多し、海氣に似たるによつてぐんない海氣といふ、紋織ひし織等も有、總じて此郡內、しろ島織いろとも、甲州谷村の邊より出るは上品なり、又鶴川とて、しま、しろ共に出る、是はよほど地合うすくて各別つぎなり、ねだん安きをのみ好む人、みなこれを用ゆ、

〔絹布重寶記〕郡內絹

是は練糸にて織たる物也、燙して地入するなり、地に菱紋のやふな小皺あり、白の時は至而うるはしき物にて、龜綾の色の淺黑きやふに見ゆるものなり、染上は却而つやなし、然れども全體の性能キもの故品はよし、絹の性はしかくして、しつとりとしたるものなり、引裂て見るに音甚かたし、紋附ニ染るに心得あり、後篇の都の水にくはしく著す、

一紋郡內

白郡內同樣の絹に、紋の有もの也、皆小摸樣なり、總て郡內より織出す物は、白縞、織色とも耳は赤の糸を織入有なり、紋郡內こなし、白同樣なり、

〔甲斐國志〕百二十三附錄製造品

一郡內絹　郡內トハ都留郡ノ自稱ナリ、絹綿ノ事ハ舊波多八代宿禰ノ事跡ニ據ル、○中略富士ノ西北古昔屬二八代郡一其地濶シ、都留郡及ビ駿州富士郡ト同ク蠶桑ヲ專業トセリ、○中略富士郡ニ蠶桑多カリシ趣ナレドモ、暖地ニ不レ宜故ニヤ、後ニハ其事止ミヌ、本州八代山梨二郡ハ今尙ホ專ラニセリ、特リ郡內ノ名公然ト世ニ行ルヽコト、寒凄ノ地養蠶ニ宜キ故ナルベシ、且絹ノ品類多キ內ニ互ニ善惡アリ、必ズ婦女ノ手慣レタルノミニモ非ズ、元來水土ニ因ル者ナリ、

〔戊申雜綴〕五阿蘭陀本國船乘組候もの江被レ下物申渡相濟候儀申上候書付

伊澤美作守

使節江○中略　一縞郡內五疋　一無地郡內拾疋○中略

次職江○中略　一縞郡內五疋　一無地郡內五疋○中略

辰○弘化元年十月

伊澤美作守

〔幕朝故事談〕公方家

公方樣御不斷召は八丈縞なり、八丈は島より御年貢なり、

秩父絹

〔絹布重寶記〕秩父絹　チ印

關東秩父より織出ス也、加賀と秩父は遣口多絹也、出る絹なり、絹の性ぬき勝にて、地合むさくろし、表地ニはなりにくし、裏絹なり、絹性はねまりなき方也、幅廣狹あり定まらず、乍然全體地太きゆへ强し、そめ附は御納戸茶別てよし、もへぎはんなりとせず、黑は一向ニあしゝ、上布はなかほどにあり、尤買廻し當也、耳は細し、

根古屋絹

〔絹布重寶記〕根古屋絹

是も産地の名なり、秩父に似て幅も廣く、全體の絹格別地性よく品も有て、ちゝぶとは大分の違也、大坂にてねごや絹とよぶものは、皆ちゝぶにして、正眞の根古屋はあまり澤山に上方になし、

八王寺絹

〔絹布重寶記〕八王寺絹

同斷、〇産地名大體秩父に似て麁物なり、その外諸所方々より少々ヅヽ織出場所あまた有ども、多く秩父の等類なり、

川越絹

〔絹布重寶記〕川越絹

ぬきぶとにて琥珀めきたる絹なり、表地に遣ふに、こつくりとして染附よからず、裏地なり、多く出ず、

濱絹

〔絹布重寶記〕濱羽二重はまといふ絹　ハ印

江州長濱より織出す絹なり、加賀絹ゟは格別糸性よし、羽二重の上品の代りするもの也、夫故下直なる絹はなし、惣て長濱より織出たぐひ、何によらず上品也、耳は羽二重ほどの厚さニ而、かが絹の耳に似たり、丈は長し、碇と定りがたし、染つきは羽二重同樣につやの有もの也、至而絹性ようなるものなり、都て何によらず、直段目廻しの物は、丈の長短はかり難し、

新田山絹

〔毛吹草　三〕上野　新田山絹(ニタヤマギヌ)

〔貞丈雜記　三小袖〕一にた山ぎぬ、にた山つむぎの事、室町殿日記云、御小袖おもて去らあや、何にてもうきもんうらぎぬ、にた山の上ぼんにて御白小袖、おもてうらにた山つむぎの上ぼんにてとあり、按ニにた山と云は、地名をとりて名付しや、又は地合のよろしからざるをさしてにた山と云歟、今世八丈つむぎニにた山八丈と云あり、八丈島より出ざる品にて、他國にて織たるを云也、にた山と云は、天文の比の俗稱か、追て尋知るべきなり、

頭注　上野國新田山ノ邊ヨリ出ル絹ナルベシ、仕立絹ト云モ同ジ物ナルベキヤ、

日野絹

〔和漢三才圖會　二十七絹布〕日野絹　絹音劵　綃音増　和名岐沼

按絹總名、日野上野邑名也、今上州安中、松井田、富岡之絹爲上、武州次之、丹波、丹後、但馬皆多出之、

加賀絹最勝亞京光絹(ハブタヘ)、

日野柳條、地白而黑綫小摸樣、

上州絹

〔萬金産業袋　四京織物類〕上州絹、上野の國藤岡邊ゟいづる、幅九寸、丈五丈四尺、絹じまもいづる、島には長尺六丈物あり、保田織はし織等あり、ねごやゟ出る、是を秩父絹といふ、太口尤つよし、拐總じて世間にひの絹といふは、此上州絹の事也、近江の國日野ゟ、たま〳〵如此の絹出たるを、上がたにて手なれ、ひの〳〵といひふらせしより、上州絹も地合似たればとて、なべてひの絹といふとか、廣といふあり、幅壹尺壹寸五ぶ位、夜著ふとん地、あるひは下帶地にす、所にては月々に日を極め絹市あり、所々にて日限相違あれば略之、上がた又は江戸表ゟの絹買、みな出て買ふ大市也、立ながら絹を目利して、金何歩何百文と直をする、練磨なくては買がたし、高崎は中絹、足利、伊勢崎は次絹也、地合格別うすし、まがひ紅(もみ)などに染て、仕立三ッ物のうら地等に用ゆ、これ世間にいふ山絹也、

南部絹

福島絹

〔絹布重寳記〕一藤岡絹大鹿間絹　一富岡絹　キ印

すべて日野絹といふ、元は江州日野より出る絹有、夫に似たるを以て名とす、總名上州絹といふ、絹局にて絹とばかりいふは此類歟、此二品升緯ともよく揃ひて、加賀絹のつやのなきに、地性のよわきものとおもふべし、染附は大體也、紋附表地にも用ひらるゝなり、其外何にもこなしよき絹なり、紛紅に染るは此きぬ也、裏地にも多く遣ふ也、關東より練りて京著す、是にさつと手糊をして來る也、京都にて練房へ遣し浸して染張の地入をするなり、石餅附、或紋附表に仕入置とき、紋所の裏よりさしのりといふものをする也、それにては紋所甚うつりよし、全體を吟出張といふものにはるなり、此吟出張至ッて功者不功者あり、諸事は都の水にくはしく出ス、耳は至ッて細く、有歟無かのよふなものなり、上布は是も中にあり、

〔絹布重寳記〕南部絹其外ヶ様之類、絹布に出ざるもの種々有、追而出ス、

絹の様子一ちやうならず、先ッ大體川越に似たる所もあれど、絹につやあり地性もつよし、元來素人工りゆへ、絹の趣定まりなし、染附色ははんなりとすれど艶なし、いはゞ羽二重、加賀の上處をいろ上仕たるやふニ見ゆ、立筋多く出るもの也、小紋は申分なし、無地に染るに地入心得有べし、

〔萬金產業袋四京織物類〕福島絹、はゞ尺上州絹に同じ、色しろく地うつくしく羽二重のごとし、しろ無垢に用ゆ、しかし眞綿のなじみあしくぶはつく也、福島龍紋幅壹尺壹寸五分、丈五丈六尺ぐらゐ、ねりていとつやよく、誠りうもんの如し、是を絹りうもんと云、ふくしま縮綿、ほし織、紋絹あり、紋がら美し、是等はみな六丈貳尺づゝあり、女中ものゝため成べし、

〔絹布重寳記〕福島絹

糸目輕く、器用に織たる絹なり、耳は端より貳分程内に、太き糸一筋織入有、ひら絹ともいふはこれなり、小紋薄羽織地本紅など遣よき絹なり、染附は關東より織出すものゝ内ニて第一なり、

陸奥絹

〔空穗物語 後陸〕れいはとねりすまひ人などに、ゑな〳〵ぬのを給ひけれど、ことしは心ことにみちのくにのきぬをたまはす、すはうのあしつけたるなかとりみつに、あづまぎぬつみて、おまへにかきたてゝ、政所の人さうぞくしていできて、めしたてつゝたまふ、

安達絹

〔吾妻鏡 九〕文治五年九月十七日甲戌、寺塔已下注文曰、〈衆徒注申之○中略〉

一毛越寺事〈○中略〉

此本尊造立間、基衡〈○藤原〉乞支度於佛師雲慶、雲慶注出上中下之三品、基衡令領状中品、運功於佛師、所謂〈○中略〉安達絹千疋、〈○中略〉此外副山海珍味也、

出羽絹

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〈○弘長元年〉二月廿日壬子、今日於鶴岡八幡宮被行仁王會、〈○中略〉

佛布施　出羽絹百疋

米澤織

〔鷹山公偉蹟錄 六政教〕糸織御世話ノ事

諸士生營ノ恒產ヲ開キ、今日ヲ安ラカニ過サセントノ御仁慮ニテ、安永ノ初ヨリ、新ニ御國產役場ヲ寶藏ノ中ヘ開キ、上方ヨリ織工數人ヲ召下シ、御家中少祿ノ妻子ニ、始テ糸織類ノ女巧ヲ敎ヘサセ玉フ、追々此業盛ニ興リ、甚諸士生計ノ助ヲナシケレバ、益コレヲ勸メ玉ハンガ爲ニ、治廣公ノ御代ニ至テ、前々屋形樣始メ、御方々樣御著用ノ絹物ハ、京都御呉服所ヘ注文ヲ以テ御買下シノ例ナリシヲ、爾後御勤向御著用ノ御上下羽二重等始メ、都テ御國產ノ品ニ限ルベシト仰出サル、其品初ハ見苦シケレドモ、推シテ御用ナサレシカバ、人々彌勵ミテ追々上手ニナリ、且ツ京師ヨリ久六、傳作ナド云織物ノ妙工來テ指南シケル故、綾織、浮織ノ類マデ妙ヲ極メ、又手拔ヲ嚴シク禁ゼラルヽヲ以テ、堅實精良ナルコト類ナクレバ、江戶、京ヲ始メ、諸國ヘ流布シテ、米澤糸織トテ絶品トセリ、斯リシカバ、御家中妻子ノ手仕事常ニ暇ナク、營生第一トナリヌ、之ガ爲ニ少知少祿ニテモ、御奉公ヲ易ラカニ勵ムニ至レリ、〈遺事、一床書室雜集、〉

〔萬金產業袋〈四京織物類〉〕加賀絹、生にて京へ出る、問屋にて買ふに、目廻しの積をもつて賣買す、諸とも いふは上品也、染づやよし、廣も有、丸岡絹といふあり、かゞ絹の次也、目輕し、

〔絹布重寶記〕一加賀絹　ト印

常幅〈曲尺壹尺貳寸五分〉　大廣

極上品を諸加賀といふ也、諸に糸を調合て織なり、總而もろ加賀には、壹疋ヅヽ金紙の札を附たり、中にも梶井といへる銘の絹有り、是に類す絹なし、誠ニ佳品也、右之札ニ梶井と云判をすへたり、又絹にも藍にて梶井と判有、似寄の諸加賀出れども、右梶井にはおよばず、其外小松、大聖寺などとて、所々ゟ出る中に、城が端といふ所より出る絹、至而麁品なり、小紋類に用ゆべし、壹疋ニ而貳拾目代の絹なり、京都絹局は是を城賀と唱、〈○中略〉

加賀絹の地性は至て強くして、糸の素性、絹るいの中にて勝てねばく剛し、絹の節をとる時、指にてつまみむしれば、切ずして糸ひける也、外の絹は大方ふし切る物なり、裏地絹には最上のものなるべし、地性甚つやあり、併下直の絹は、立筋あらはれ、無地に染れば すじあらはれ、染揚見ぐるし、小紋に染てよし、地入に氣をば附べし、

加賀絹の染附は、薄色濃いろ共、みんずりと麗し、都而染上の色艶は、かゞ絹と唐縮面ほど麗きりとしたるものはなし、　濡色にもかわらぬほどなり

絹の耳は羽二重ゟ少し廣くうすし、丈は疾と定りたる事なし、併過分の長短はなし、大ていにこなしは羽二重に准じてよし、生絹のときは加賀撰糸といふなり、朱印之改判絹毎にあり、判の有所則上布也、故に地合よし、染張しなしするまへに、判の有所へ紙縷の捻下ゲを附置て、張上仕立のとき、其所を上布にたゝみ出すなり、廣加賀に總而糸性能上品はなし、元來ひろ加賀は紋所白無垢などの、はれがましき物にはつかはず、下帶地はつかけ地などに、小裂につぶすものゆへなり、

丹後絹

〔萬金產業袋四京織物類〕丹後島、京織、幅九寸五分、丈五丈六尺位、但一疋物反物は、ゑり立ちがひ也、黑地多し、あるひはちや地にして、島糸おほくは朽葉色也、もえぎ糸なども入ル、又夜著地あり、幅同じく、反物にて丈四丈位、大がうし、大立島、辨慶島、其外紅入島等いろ〳〵有、○中略丹後絹、かゞ絹に同じ、是も廣あり、地合縱緯ともに、糸により有てつよし、太織あり、ひとへ物に至極よし、肌にまとはず、

〔絹布重寶記〕丹後絹　夕印　丹後島は當時京西陣ニ而織なり、丹後絹は、今も丹後より織出すなり、加賀絹より餘程下品なる絹なり、紋附のおもてなどには、一切出來がたし、裏地已下染小裁に多く仕入る也、買廻し目廻り也、生絹にて京へ出す、

〔幕朝故事談〕公方家

右大將樣の御召は、丹後縞なり、田安樣は郡內縞也、

〔吾妻鏡三十〕文曆二年○嘉禎元年六月廿九日庚寅、巳二點依ㇾ可ㇾ有明王院五大尊堂供養、將軍家○藤原賴經爲御參堂出御、○中略布施導師分、○中略丹後絹三十疋、

阿波絹

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、○中略常據集諸國土產貯甚豐也、所謂○中略阿波絹、○下略

筑紫絹

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公清行

一請ㇾ禁奢侈事

右臣伏以、○中略見貞觀元慶之代、親王公卿皆以生筑紫絹爲夏汗衫、○下略

博多織

〔筑前國續風土記二十七土產考〕唐織絹　博多にて織る故に博多唐織と云、古しへ博多に唐土船來りし時習ひて織出せり、其時節は、博多に織工の家七十軒殘りて、織物をして諸國に販けり、博多より織出せし帛のきれ、今日に殘りて珍具となる、雪の下、竹の下などの類なり、長政公○黑田の時、掛町彥三郎と云者、唐織をよくせしかば、竹若家に是を習ひ得て織る、是より前には、竹若家には組紐

工をのみ業とせり、今は唐織の絹も竹若家より織出せり、

唐織帶　右に同じう遺紋有、唐織の紋あり、唐織の結帶、共につよくして久に堪ふ、諸國に珍賞す、

生絹　竹若家より織出す、其製尤精し、

〔農商工公報七〕博多織の起原

博多記には、承天寺の僧渡唐（入宋ならむ）の時、彌三と申す者附添ひ渡り、廣東織緞子織傳受して歸朝す、今の博多織なり、緞子織は、雪の下とて白緞子なり、彌三織今に都鄙ともに最賞玩すと見ゆ、博多古說拾遺も是に同じ、石城志に右の三書をひき、且唐織一說に云く、唐は伽羅也、以音訓相同、誤也、按伽羅は高麗の屬國也、然れば組物と同く、欽明の御宇より傳はりしにもあるべし、彌三が事は無下に近き世の事なり、いまだいづれか是なることを知らずと記せり、黑田長政の時、彌三が遠孫彥三郎、掛町に居て唐織をよくせしが、其業を竹若が家に傳へたり、さて今の帶羽織等に用ふる厚絹は、何の頃始まりしかを知らず、長政の代には博多織帶の事見えず、後には帶のみを專織りて他國に發賣す、後其傳延蔓して、享保の頃は、福岡にても織りしに、寶曆明和の比、博多にて十二戶を限りとし、廢する戶あれば、其稅は存する家より納めて、新に織業をするを禁ず、故に各精好を競へり、

〔博多織物史〕寶曆明和の頃に及んで、黑田藩主より、博多織業に一定の成規、卽ち法律を編制し、以て當業者を僅かに十二戶に限らる、其內廢業する者あらば、存在する當業者より其稅を代納せしむ、（例へば十二戶の內、廢業する者一戶あれば、其稅金は殘る十一戶に貢はしめしなり、）加ふるに其成規を犯し、私かに本業を營む者あらば、直に目附役吏より之を差押へ、町奉行に引渡し、町奉行は當業者の頭取なるものを立會はしめ、其罪の輕重に依り、臨機の處置を施し、以て懲罰に處するの定規を設け、嚴重なる藩主の保護に依り、世襲の事業となりて、猥りに斯業を營むこと能はざりしなり、是れ蓋し

豫め粗造品を防ぐ爲ならんか、而して當時十二軒の當業者より、藩主に納むる運上額は、銀貨にて三百五十目なりき、然れども文化二乙丑年、遂に增加して銀五百目となる、是れより先き、時に或は本業の振否に應じて、多少改正する所ろなきにしもあらずと雖も、概して銀五百目の外、亦增加なかりしと云ふ、

〔博多織物史〕家名賣渡證之事

拙者儀、依仕組、一族幷ニ仲間中町中相談之上、拙者身退、家名貴殿エ相讓、博多織機幷御扶持其外共、代々之通貴殿エ被仰付被爲下候樣、御町御役所、御到來御役所エ奉願上、願之通貴殿エ被仰付候、依之右讓渡爲代金、兼テ及御熟談置候通、左之金高被相渡候、

一正金百五拾兩　　但シ機讓渡代幷ニ

一同　　御扶持方其外共代

右代金慥ニ請取候所實正也、尤右願面ニハ、養子と認候得共、右ハ全御役所向ノミ之儀ニテ、父子之因致儀ニ無之候、勿論家宅財等不相讓、家名賣渡候事故、拙者財用筋一切御構ニ不及、縱令家名ニ付候借財等有之、他所ヨリ及御引合候共、右之譯ヲ以テ御答可被成候、聊御面倒之儀カケ申間敷候、尤來寅年ヨリ同辰年迄三ヶ年之內、右之金高ニ、壹ヶ月ニ付壹分四厘之利分ヲ相加ヘ、買戾イタシ候節ハ、又候拙者名前ニ御改之儀御願被下候、尤正金請取候事故、買戾候節モ正金相渡候、正金銀同樣融通之御切手ニテモ、正金引替可申候、右年限相越候得者、永々貴殿御所持可被成候、其節ハ一言之御相談も申入間敷候、就夫一族中ハ不及申、仲間中町中其外ハ、聊異議申者無御座候、此節依仕組達テ及御相談候處、相談通御承知ニ相成、年元仕組相立、重疊忝次第御座候、然ル上ハ、如何體之儀御座候共、銀談筋聊之儀も、御相談ケ間敷儀申入間敷候、爲其一族且當町年寄、幷町中惣代爲致連判、猶織屋頭取中仲間中、惣代奥判申請候上ハ、毛頭異變無御座候、依テ永代賣渡證

文如件、

嘉永六年丑十二月

世話人 小間物屋喜七
竹若番町惣代 鍛冶屋孫七
同町年寄 三右衛門
同町年寄 平四郎
一旗惣代 金崎屋甚助
一旗惣代 竹若惣右衛門
實渡人 竹若忠平

博多竹若番 年行司格次
竹若忠平
悴忠右衛門

炭屋 忠右衛門殿

○中略

忠平儀、近年病身ニ相成、御用向難相勤候ニ付身退、悴忠右衛門エ、家名相讓度旨相願候段相達、則願之通申付、是迄忠平エ被下置候四人扶持之內、一人扶持ハ被召上、三人扶持悴忠右衛門エ被下候、家職精ヲ出可申候事、

丑十二月

〔和漢三才圖會 絹布 二十七〕柳條（ちやうしま） 綅音侵、白經黑緯、 織音遷、黑經白緯、 縞音高、白經赤緯、今凡曰柳條、俗用島字、

按、知也宇、西南外夷國名、出於此柳條絹多縱筋小摸樣、其地厚而滑美、來於阿蘭陀、又南京、福建、廣東之產、亦稱知也宇柳條、

京師織出者、摸樣美而有品、然絲性稍弱、又同絲織無文光黷色、名吉丁蟲（タマムシ）知也宇、是亦滑美堪爲福裏、

〔萬金産業袋四京織物類〕茶宇島幅壹尺貳寸五分、丈九丈位、もやういろ〳〵、こまかき立じまのみ多し、小がうし島もあり、地にほし入安き物也、折々ほどきて風を入べし、

茶丸、幅丈茶宇に同斷、これちや宇の無地也、色いろ〳〵、但玉むし類多し、總じて此玉むしと云色は、すべて縱は赤糸にて、緯の紺なるを紺玉むし、緯のもへぎ成をもへぎ玉、薄もへぎを柳玉、此外淺ぎ玉、ふち色玉、ねづみ玉、ちや玉むしなどいふ、此玉むしの色は、茶宇計にあらず、片色、織色、郡内等にもしな〳〵有、

亂ちや宇島、幅丈茶宇に同じ、卷すたゝみて有、もやう地色いろ〳〵、島大もやう也、立っしま、亂がうし島、かすり、はつかけ、紅入などいろ〳〵、伊達もやう也、紋茶宇、幅丈右に同じ、色いろ〳〵、無地に地紋、綾杉、三崩し、から草せいがい波、此外もんがら品多し、いろ玉むし類も有、

〔呉服類名物目錄〕一茶宇島御上下地壹卷（三丈八尺五寸、巾壹尺三寸七歩、）金指
練糸目百三拾五匁位、内（五拾目、竪曾代糸、八拾五匁、貫濵糸、）竪斤寄り　機四枚　竹四枚　竪貫共ニ本ねり　干貫　竪のり　ふのり、唐らう、葛、姫のり、　貫のり　くず、ふのり、　右織出しゟ日數八日ニ出來申候、

一茶丸御上下裏壹卷（三丈五尺五寸、巾壹尺三寸七分、）金指
糸目百貳拾五匁位、内（四拾八匁、竪曾代糸、八拾目位、貫濵糸、）右織出し候日ゟ七日ニ出來　右仕懸ヶ茶宇島同斷

一亂茶宇御著尺　壹端（四丈巾壹尺三寸五分）金指
糸目百目、内（竪四拾目、貫六拾目、）但竪貫共福島糸、　右仕懸ヶ同斷　右織出し候日ゟ八日ニ出來〇中略

一綿茶宇御上下尺（三丈三尺、巾壹尺三寸五分、）金指
糸目百貳拾目位、内（三拾五匁、竪曾代糸、八拾五匁、貫紀州木綿かせ、）　但茶丸竪に貫に木綿糸を織申候違計ニ而御座

こはく
ほつけん

候、堅拵茶丸同斷、〇下略

〔絹布重寶記〕白茶字

練糸にて織る也、常の茶字とは少し糸性變りし樣に見えたり、花色小紋憲法小紋などにして、御(おん)藩鎭方(だいめう)の御上下ニ被成也、染樣むつかじ、隙の入もの也、そめかゝりて壹月もかゝるなり、先小紋形を糊置て、かためといふものをして、廿日許も置て染にかゝる也、染匠の習事にして、上京の紺屋よく呑込ゐるなり、染物請取とき、其心得第一也、

〔三省錄一〕神君の御小姓、茶字の袴を著用したる、御膳の御給仕せり、上覽ありて、それは何と申ものぞと御尋あり、茶字と申よし御答申上ければ、大ニ御いかり遊され、我等いまだ名さへしらぬ結構なる品を著用致す、よふ〳〵天下は治らんとするニ、おのれ左樣なる奢をなして、また天下を亂さんとするやとて、以の外御機嫌を損じけると也、

〔好色一代男六〕匂はかづけ物

大臣態と醉狂して、四邊暴く踏立て、間鍋(かんなべ)より漣立つていと見苦く、〇中略禿の小林、我脱置きし黑茶字の著物にて殘らず浸み、かいやり捨てける、

〔萬金産業袋四唐物類〕琥珀未詳正字色いろ〳〵、幅丈右同斷、〇幅貳尺四寸位、丈五丈一二尺、無地、しまも有、糸性しよりつき、光有て見事也、取わき帶地などによし、唐。茶。字ともいふ、

〔下學集下絹布〕北絹(ホツケン)

〔撮壤集下衣服〕織物類　北絹(ホツケン)

〔書言字考節用集六服食〕福建(ホツケン)黃糸絹也　黃絹同

〔武家名目抄稿衣服十二〕按、ホツケンに北絹の字を用るは、例の字訓を假たるにて、本字は福建なり、

かいき

ちよろけん

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕黃絹 俗云保豆介牟

按、黃絹出於東京、色有品、絲性似加伊岐而薄、爲單襦或襦裏、

〔御供古實 一〕北絹の事尋申て候得ば、總別唐織物御禁制の事候間、ほつけんも召候まじく候、然共當代をしまぎらかし候て召候方候、是は紋を付て染たる上の事にて候、式々の時、又御前樣へは召候まじく候、御祝の時も同前、ほつけんつむぎ御服參候、

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕加伊岐 正字未詳

按、加伊岐出於阿蘭陀、其絲上品有黃有赤有茶色、而舊渡者地厚、後渡者稍薄、本朝未織之、

〔紅毛雜話 二〕海黃 并花布の名

海黃の事を紅毛にて「アルモゼイン」といふ、榜葛剌國より出る織物なり、かいきは榜葛剌の語なるや、唐土の書には改機と載たるよし、いまだ詳ならず、

〔萬金產業袋 四唐物類〕海氣 正字未詳 大がいき幅三尺九寸位、壹反といふ時、大かた三丈貳尺の內外有、色いろ〳〵、島もん織等あり、但緋とうす色のみ多し、小がいきは、品々大抵貳尺六七寸位なるもの也、色、紋、島等、大海氣に同じ、

〔孝亮宿禰記〕文祿四年十二月十日、太閤○豐臣秀吉ヨリ南蠻國舟土佐國江著ク、其中卷物禁裏江百卷進上、親王御方廿卷、○中略諸公家衆三卷宛、各鈍子カイキ等色々有之、

〔茶道筌蹄 四袋切〕○中略 海黃　時代三百年餘

無地　萌黃は紫のヌキ、黑地は紅糸のヌキなり、

紋海黃　梅折枝、雲形、蘭、地色さま〴〵あり、センザイ茶、モヘギ、コビ茶、柳茶、紺地等なり、

〔書言字考節用集 六服食〕鎖服

〔女重寶記 五〕絹布類　長羅絹

雜絹
帛

〔和漢三才圖會絹布二十七〕鎖服、知與呂介牟、

鎖（チロクノ）服出於阿蘭陀及廣東、似加伊岐而有紋、

〔嚴有院殿御實紀五〕承應二年正月十五日、入貢の蘭人御覽あり、貢物はちよろけん二種、紗羅陀二種、〇中略自鳴鐘一、あめんどう一種なり、尾張記水戸記

〔好色一代男七〕諸分の日帳

一日二日過ぎて、著羅絹（ちよろけん）一卷有合ひて送るのよし、其中に一步五十、此事は何とも書かずに、人知れず給はりける、〇下略

〔倭名類聚抄絹布十二〕帛　說文云、帛、蒲角反、俗云波久乃岐奴、薄繒也、

〔箋注倭名類聚抄絹布三〕今俗呼羽二重者蓋此類、或羽二重是帛袴之訛轉、〇中略原書無薄字、按原書文云、繒帛也、急就篇注、帛言諸繒也、繒者帛之總名、皆繒帛互訓、此薄字恐衍文、

〔類聚名義抄布六〕帛　音白、ハクノキヌ、

〔延喜式主計二十四〕伊勢國〇註略　調、〇中略帛二百疋、〇中略

遠江國〇註略　調、〇中略緋帛卅疋、縹帛十五疋、橡帛廿五疋、〇中略

駿河國〇註略　調、〇中略帛一百廿疋、橡帛十三疋、縹帛八疋、皂帛十疋、〇中略

相模國〇註略　調、〇中略橡帛十三疋、黃帛八十疋、

〔延喜式民部二十三〕年料別貢雜物

太宰府（中略）深紫帛五十疋、淺紫帛一百疋、

〔餝抄上〕一袍　帛　天子令從神事御之時著御

〇按ズルニ、神事ノ時、帛衣ヲ用キル事ハ、冠服部祭服篇ニ載ス、

〔延喜式神祇一〕園幷韓神三座祭

羽二重

五色帛各八尺、夾纈帛、紫帛、紫纈帛、緋帛、浅緑帛、赤練帛、各四尺、帛二丈、〇下略

〔日本書紀 十五 清寧〕三年十一月戊辰、宴臣連於大庭、賜綿帛、皆任其自取、盡力而出、

〔日本書紀 二十 敏達〕元年五月壬寅朔、高麗上表疏書于烏羽、字隨羽黒、既無讀者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字、朝庭悉異之、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜元年四月癸卯、運綵帛二百疋、絁一千疋、〇中略於陸奥鎭所、

〔日本後紀 十三 桓武〕延暦廿四年七月辛卯、賜親王已下參議已上、及内侍唐國彩帛、各有差、

〔延喜式 四十二 東西市〕橡帛廛〇中略　右卅三廛西市

〔書言字考節用集 六 服食〕光絹（ハブタヘ 又作輕光）　湖紬（同）　羽二重（同 和俗所用）

〔倭訓栞 中編 二十〕はぶたへ　光絹をいふ、羽振妙の義なるべし、衣服を白羽といふは、古語拾遺にみえたり、呉羽穴羽の二ッを重ねて、羽二重と名くるよしいへるは、いかゞ侍らん、

〔箋注倭名類聚抄 三 絹布〕帛　今俗呼羽二重者蓋此類、或羽二重是帛栲之訛轉、

〔山陽遺稿 十 說〕羽二重說壽猪飼翁

京之帛曰羽二重者最貴、蓋以其精且緻、舉而眡之、如重鳥羽二也、夫重鳥羽二、似薄也、卷而約之、可握也、而鍼難入也、線難勝也、其色純、摸之無類、衣之無斷、而摺而疊之、痕不移也、非如錦之彩可悅也、非如綺與縠之歲新其文、而可狎服也、用之朝會、用之享覲、非此莫以成禮、自王侯公卿皆服焉、而造醬若醢者、求其精、必以此漉焉、其品貴且中用如此、而唯京產焉、吾嘗覩志京師人物物產者、題曰京羽二重、蓋取意於此云、

〔和漢三才圖會 二十七 絹布〕光絹　光絹（俗云羽二重）

按、光絹出於京師、而縮之最上以爲御服、出於加賀者名加賀光絹稍劣、但馬之產次之、

〔雍州府志 七 土產〕絹帛　大凡以白黃絲織絹帛、其白謂白羽二重、其中有諸練無垢練之異、白羽二重中

是爲上品、凡黄絲比白絲則下品也、其内擇其善者而織之、謂撰絲羽二重、中古斯兩品於白雲村織之、白雲村舊新在家之地也、凡煉絲專擇水舊新在家土地井水性惡、故豐臣秀吉公使移今新在家、然如今織之家漸絶、其外所々製之、羽二重或熨斗目、或片色綾島龜屋島等物、於西陣多織之、

〔萬金産業袋　京織物類　四〕羽二重（光絹）廣は幅壹尺三寸、丈六丈五尺々七丈まで、本直り幅壹尺貳寸五分、丈廣に同じ、中幅はゞ壹尺貳寸、丈廣に同じ、直はゞ壹尺壹寸、あるひは壹尺五分、丈六丈五尺位、九寸五分、丈六丈貳三尺、常幅九寸、丈五丈四尺又は六丈、總じて羽二重はみな、幅名目として其品をわかつ、九寸五ぶ々うへの品は、皆上品にして草なるはすくなし、常幅には上品中品下品、數々有事也、上ものは唐糸の吉水を以て織ゆへ、染てのつやもよく、地打付てよろし、併近年唐糸直段むづかしきにや、和糸の中にて隨分上糸を撰み半分まぜ、又は七ぶ三ぶ位にして織出す、これを地糸の羽二重といふ、ねりて色あさ黑く、染つやも次也、志かし素人のしる事にあらず、その道功達の人、不斷絶ず手あつかふがゆへに覺ゆなるべし、

紋羽二重、これに三品あり、常幅常尺にひしのこまかき紋織有、多くひとへ羽織地に用ゆ、保田織あり、これを保田羽二重といふ、右一品也、又大紋羽二重といふは、から花、から草、筏に櫻等の紋がら、紋の糸に綾ありて地は常の羽二重也、ふり袖物ニなるやうにとて、六丈貳尺物に織出す也、又綾羽二重といふは、紋がらは右大紋羽二重の通にして、これは紋がらと總地ともに綾あつて、大もん羽ぶたえ々は一段上品也、丈は右に同じ、これを綾綸子ともいふ也、

島羽二重、つねはゞ、丈六丈貳尺もの、島がらいろ〳〵、但生にて出る、ねりて白張、其外色いろ〳〵に染なす、織色島といふはなし、

〔萬金産業袋　夏物類　四〕幾世島、京織、幅壹尺、丈三丈壹貳尺、生糸の島はぶたえ也、いろ糸入り、紅、むらさき、もえぎ糸等にて、島がら伊達もやう也、女かたびらに宜し、

〔吳服類名物目錄〕一羽二重　壹疋　機貳枚 踏木貳本

右丈數吳服指六丈八尺ニして、織出シ候日ゟ凡八日ニ出來之事、　右糸遣堅貫ともニ唐白糸、

右糸目百目懸り之積り 堅糸凡四拾目 貫糸凡六拾目　右生織堅貫とも平糸ぬれ貫織　右糸拵生糸水へ漬之

ぼり、其上ニ而くり分ケ堅を經、米の粉のり姫のり合、堅糸ニ付ケ之ぼり上ゲ、機定圖へかけ、ちき

りへ卷取、あせ竹三本入、機貳枚ともへ糸通し、又おさへも通し、ちまきへ付ケ、尤機壹枚へ堅糸貳

筋宛通し申候、貫糸ハ堅之通りニわくへくり取上、羽二重ニ而候へバ、糸凡五筋計もあはせ水に

漬、竹の管ニ卷取、樋ニ入れ織申候事、

右之通り堅貳筋宛遣申候を、諸堅と申候、かたと申ハ、堅壹筋宛にても、五と申ハ機壹枚ニ、壹筋又

壹枚ニは、貳筋遣申候、

右糸繰候事、壹人ニ而一日ニ凡拾五わ程づゝくり申候、

〔絹布重寶記〕羽二重 ヨ印、是ハ羽の字の篇を取たるしるし也、畳紙又ハ符帖などに書付、餘の絹と紛れぬやうにしたる目印なり、

一大白　一眞白　貳拾壹品也

御召地極上品の絹の總名なり、加賀絹の上品を加賀といふがごとし、元來唐糸の大白にて織し

故の名なり、別の子細なし、三四拾年已來、和產之糸格別に勝れ、舶來の糸ニもまさるゆへ、日本糸

ばかりにて織なり、然れども名ばかりは故實を失はず、

白張　御下召のこなし也　練御張　下帶地などニなし　素練　染下地なり

右白羽二重の地入こなし也、その外三分練、五分練、伏毛、吹し、ナヤシなど、いろ〳〵絹のつかひ

口ニより、差別あれども、事しげきゆへ、後篇染物都の水といふ書にゆづりて、爰にもらす、

總て白絹生ケ物類は、青、張といふものと、白張と云物と貳品有、絹ニ青みを付候得者手數入、持ふる

しとなり候ても古び見へず、然共靑ミを付し絹は、本紅、桃いろ、とき色などに染るハわろし、紋附

表地るいは、わざ〳〵青ミを付るなり、此青ミは、煉房にて附る事也、乍併羽二重ばかりは皆白張にて、青ミはつけず、是元來羽二重は糸の皎潔にして、眞に大白なる故也、

一常幅　呉服尺壹尺幅也　一五分幅　同壹尺五分幅也　一直理　同壹尺壹寸幅也

此直理二重は御召御時服地也、尤御白無垢地も是なり、御召に五分幅は用ゆる事も有れど、常幅は時服に用ひず、

拾疋箱入獻上物は、みな此直理羽二重也、五分幅、常幅は、箱入にせず、

本紅も、獻上物は、直理紅なり、拾疋揃ニして箱入ニ仕立る也、○中略

一紋羽二重

羽二重に地紋を織し物也、生絹にて紋柄織つけ、煉て染はりする也、綸子紗綾同様のこなし也、紋がらいろ〳〵有、大體大摸樣也、

一鹽瀬服紗地羽二重

至而地性能く、地厚にして畦高く、結紐の樣なる地組なり、

一本紅

羽二重にかぎり、外の絹はもちひず、尤濱羽二重を染る事有れど稀也、是は絹の地性、京羽二重ニおさ〳〵おとらぬ上品なれど、地厚過、絹の目方重き故用ひぬ也、福島絹にて染し物一種有、平絹紅といふ地薄にして野品、總じて此類本紅との差別は、耳と織留とにて見分べし、加賀絹を本紅に染る事もあれど、至而稀也、○中略

奥のおりどめは、横にしげ糸のやうなる、太きくず糸を織込て織留とせり、是は總而羽二重は絹目方の輕重ニ應じ、直段を定る法なり、故に絹目の重くなる樣ニ、少しにてもわしりて、太き糸を織留とする也、五六寸ゟ貳尺ぐらい迄も織どめ有、絹局にて、練につかわすとき、其おりどめを切

てとるなり、誤而其儘本紅などに染るときは、大きに目方かゝりて損失有辨べし、又上布ニおびたゞしく糊を引なり、是は絹目方のみにもあらず、元來羽二重は眞白なるをたつとむゆへ、上布に墨、蠅糞、煙脂などつきたるとき、落しよきたよりとす、夫故並絹にはなし、上品の絹ならでは、上布に糊せず、

口界限(くちかいきり)　奥界限(おくかいきり)　織留の事なり

織留とは織止るといふ音を忌きらひて、界限(かいきり)と唱と見へたり、總而絹布のおりどめを、皆かいきりと言は此故歟、尤繻子ばかりは額といふ也、○中略

羽二重の糸性は、全體加賀絹ほどねまりなし、少ゝ弱き方なり、加賀絹はしぶとき糸性なりと知るべし、故にや黒羽二重の黒羽二重に染、著用せずしても、むずぎれする物也、著心は最第一なり、外ニたぐひなし、

羽二重染つきは黒に染て、その品ならぶものなし、藍類茶るい勿論なり、都而染つきの鹽梅は色つやよりも品の有事、誠に羽二重の德を備たり、

羽二重買廻の事目廻り也、絹の可否に應じ目廻り高し、糸性よければ、地薄にても高く、絹次なれば廻り下直なるゆへ、重目地厚にても易し、廻とは先六拾目廻りならば、絹の目百貳拾匁有時、夫ニ右六拾目を目安に立て掛れば、代銀七拾貳匁と相知るなり、すべて西陣より織出物は、目廻直段のもの多し、然ども高機るいとて、錦金襴のたぐひ、茶宇、丹後島、或は琥珀(こはく)、繻子、天鵞絨など糊氣有ゆへ、當直段也、是は絹の尊卑、地の厚薄にも寄ず、絹の出來不出來、摸樣柄、不易(ひみ)の縞柄、流行の紋がらなど、其品々を分ち、捌不捌を目利して、直打を入るゝなり、乍併織おろしにて直に用ゆる絹にても、龜綾熨斗目の類は目廻也、夫々條下ニくわしくあらはして、交易のたよりとす、

羽二重と號る事、いろ〳〵と臆説あれど、余○田宮楚洲においても尤信用せず、後の君子を待、

羽二重絹耳は、凡曲尺にて壹分ほど有て、際立耳厚し、羽二重の耳を能見覺れば、外の絹は夫々見分らるゝもの也、

羽二重織殿は、西陣にも限らず、東陣、水火天神、七野社木の下、くらま口、都て上京は所々々織出スなり、中買は諸方ニ有れど、西陣撰糸の店いらかをならべ、字をつらねたり、○中略

濱羽二重とはいまふ絹ハ印

江州長濱より織出す絹なり、加賀絹々は格別糸性よし、羽二重の上品の代りするもの也、○下略

〔譚海十四〕京羽二重は日本絹の第一の織物、迚も是にはまさらず、糸め極めてさいみつにして、こぶしもなく、摸樣を染る、外の絹の及ぬ事也、

〔光臺一覽一〕天子御位の内より法皇におりたまふ迄は、麻類を不被爲召事なれば、只かの白羽二重のみなり、

〔守貞漫稿十三〕羽二重定紋付小袖ハ士民トモニ用之、蓋武士ハ公ニ用之、庶人專ラ用之ト雖ドモ公ニ非ズ、然ドモ今ハ公ノ如シ、

羽二重ノ次ハ龍文絹、其次ハ二子絹等、紬及ビ太織ヲ下トス、蓋京坂ノ市民上輩巨戶ニ非レバ羽二重ヲ著セズ、中民以下紬ヲ專トス、江戶ハ中小民モ羽二重ヲ用フ者アリ、困民ハ何亦用之乎、

〔毛吹草三〕山城　新在家(シンザイケ)羽二重(ハブタヘ)

〔元治改正京羽津根三〕撰糸羽二重織所

新町頭下清藏口丁　十二屋三郎兵衞　寺之内千本東　十二屋利兵衞

同　中買

元誓願寺大宮西　財木屋佐兵衞　同　井筒屋孫三郎

大宮元誓願寺上　財木屋產兵衞　大宮五辻上　升屋忠兵衞

象眼

同　五辻下　　笹屋喜右衞門

〔書言字考節用集六服食〕象眼（ザウガン）葉、唐絹名也、

〔倭訓栞前編十〕ざうがん　榮花に、ざうがんうす物と見え、侍中群要に、下襲夏象眼と見ゆ、うすものゝ名なりといへり、古今著聞に、ふた藍のざうが、又ふかみどりのざうがなどいへるも、是成べし、

〔助無智秘抄〕宿裝束

凡藏人青色ヲ著スル時、カナラズウキモンノ袴ヲキルベシ、カラアヤノ袴キルトキ、カナラズ象眼ノ下重キルトイヘリ、タヾシ冬ハカナラズカラアヤノハカマヲ用、下重半臂ニオキテハナヲ象眼ヲモチキルベシ、

〔桃花蘂葉〕象眼事唐絹名也

榮花物語、ざうがんうす物とかきつゞけたり、

唐裝束事

土記云、永承五年申、殿云、五節間少將之被著唐綾裝束直衣如何、仰云、至于直衣者可用和綾、三條院御時親王兩人、入座故殿杖敷被著象眼直衣、時人稱未見由、加之唐人來著龍池見物之比之事也云云、以是思之、象眼直衣未聞事歟、

長治元八六、弘徽殿御八講五卷日、右大臣唐裝束紗（フチ）薰（ハカマ）浮線綾下襲、象眼裏唐織物表袴、小文　櫨淡平緒、

小左寬治七四廿一、加茂詣、予著象眼下重唐綾表袴、

〔狹衣一〕まだしきにあつさ所せきとしかな、なにしにつねにめすらんとつぶやき給ふを、母宮聞給て、くるしく覺え給はゞ、何かは參り給ふ、うちはなどせさせて物し給へかしと、こゝろぐるし

八端掛

げに見やり聞えさせ給ふ、ざうがんのくれなゐのひとへ、おなじ御なほしのいとこきに、からなでしこのふせんれうのさしぬき、き給へる御やうだい、こしつき、さしぬきのすそまで、たを〳〵とあでになまめかしうきない給へり、

〔枕草子十一〕御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、〇中略まだからの御ぞも奉りながら、おはしますぞいみじき、〇中略地ずりのからのうす物にざうがんかさねたる御もなど奉りたり、

〔權記〕長和二年十月廿日、親王女御百日也、實經所課籠物二捧、其一枝籠蘇芳、納柘榴、付菊枝、以蘇芳村濃組結之、其一枝青色納松子、付松枝、以青村濃組結之、並以象眼薄物等染表裏色、爲折立、又有銀心葉、又置之、銀折敷各一枚、

〔榮花物語三十二歌合〕長元八年五月、卅講はてゝ、關白どの歌合せさせ給、〇中略藏人俊經、ふたあゐのうつくしき、とりて、ひろげしくをみれば、むらさきのふせんれうに、あをきざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらを、あしでにぬひたり、

〔榮花物語三十七煙後〕いとたひらかにきら〳〵しきをとこぎみ、〇藤原師通うまれさせ給ぬ、〇中略女房の裝束、〇中略ふせんれうのもからぎぬ、ざうがんうすものなど、かねしてつくりたるに、きくのおりえだまつなどぬひたるいとおかし、おり物のうはぎなれど、からぎぬもなどは、ざうがんうすものなどをしたり、おり物はあつく、ぬひ物はゑがくも、中々わろければなるべし、

〔萬金產業袋四京織物類〕八反掛島、著尺幅九寸五ぶ、丈六丈三四尺、京織、古代よりいふ綾じまの類也、地につや有て見事なるもの也、島もやう品々、小がうし島、ごばん島、千筋、かすり、大島じま、紅入はつかけ等、多くは女もやう也、是を目利易(めりやす)の著尺と云、〇中略

本八丈島、八反がけ、黑地、黃島、とび色島、黃、とび色の無地、同菊田ずり等也、八反がけといふは、俗說

に前度島の御貢に、八丈島を獻ずる八反の代りに一反獻ず、そのゆへに地合糸の上品をもつて、鳶色、黒、黄糸にて、島をさま／＼に織なして奉りしとぞ、げにさる事にや、今も八反がけといふは、誠に地に綾あつて、至て見事なる上品也、はゞ壹尺四寸ぐらい、丈三丈五尺位、絹の糸目、常島とはいかさま三反掛は有べし、見事にしてつよき事無類なり、ついでは黒地に黄しま、地に綾目なし、壹尺壹寸幅、丈三三丈五尺ぐらい、常島の黄、とび色島は世に志られたる物也、菊田摺といふは、うへにての染もの、黄にても、とび色にても、總地へくろく蘆の葉か葉柳の如く、すり付たる物なれども、何ほど洗ひても落る事なし、伊達にて物ずき成物也、扨此五七年は黄じま、同無地、右とは格別下直にして卓散に出る、地合薄し、今もとび色は右の通すくなし、直段もさして格別下直ならず、又京織に見わけがたき程の、飛じま、黄じま、同無地、きく田等の紛八丈出る、黄の無地に墨書の小紋あり、小紋八丈とてよき物也、

〔幕朝故事談〕公方家

公方様〇中略八端がけは、唯の八丈八端の代り、御夜具等も八丈なり、或は三端がけなり、

夜須計絹

〔絹布重寶記〕夜須計絹（やすけ）安下絹と俗にいふ

秩父に似て又麤品なり、手糊張といふて、ねり上の絹を葛粉、干米糊（ひめのり）、ふのりなどを合し、絹にもみ込はりて、其上に小紋、或は上代染、色ざしの有形をかき染る也、しかれば染上ニて、右の手糊をせし地ばりのまゝに、糊おちずして、地厚にぼつとりとなる也、其上をやはらかに、縮面ばりなど、いふものにすれば、存之外見かはす様になるもの也、

絲織

〔萬金産業袋〕四京織物類御召糸織羽折地、これ糸織上物の羽折地也、品かず／＼多し、又織屋店々にて、其銘かはりて一概ならず、まづ此ごろ取あつかふ所、源氏織、紋がらひがき純子織、からくさ小もやうかの子織、なゝこ織、ほし織、めり安織、著尺ニ同じ糸樊噲、糸なごや織、こはく織等、此類誠ニ勝計すべからず、〇中略

帶地類〈略〇中〉いと織といふては、女帶にさつま織、小石織、市のや織、おとこ帶に、こはく、みよし、斜子、はかた、さつま、丹後じま、その外かず〳〵多し、家々にて銘かわる、

〔延喜式 四十二 東西市〕絹廛〈略〇中〉右卅三廛西市

〔人倫訓蒙圖彙 四〕呉服や 應神天皇の御時、唐土より呉服空織といふ兄弟の女わたりて、絹を織れり、此名によそへて、上品の著物を呉服とはいふ也、呉服や中立賣西洞院、後藤縫殿助、江戸壹石橋南の角、小川通出水上ル丁茶や四郎次郎、江戸すきや橋祐德といふ、三島や吉兵衞、六角通油小路、江戸日本橋南一丁目永住といふ、龜や庄右衞門、四條坊門西洞院新四郎、江戸日本橋南へ一丁目、長者町通上柳彥十郎、本石町二丁目甫齊といふ、其外室町を始所々にあり、江戸は本町石町、大坂は本町伏見町、

〔人倫訓蒙圖彙 四〕切屋 絹卷物萬裁切を、呉服所よりかい集、又は長永をきりても、望にしたがひてこれをあきなふ、觸賣にもあり、所々に住す、

〔我衣〕現金安賣掛直ナシ、根元ハ元祿年中、越後屋八郎左衞門ト云呉服屋、本町ニテ仲間ハヅレノモノナリ、コレニヨツテ駿河町木戸際ニ、間口六間ニ奥行十間ホドニ住テ、絹紬郡內棧留木綿染ノ類ヲ仕入、上物ハナシ、上物ハ本町ニテ調ル事ナリ、然ルニ町人男女共衣裳能キ物御停止、絹以下ト御觸有之節、春ノ事ナレバ年始ニ出ル事不能、郡內嶋ヲ人々求メタリ、右越後屋御觸ナキ前ニ郡內等ノ安物多ク仕入タレバ、此節格別下直ニ見エテ、人々越後屋ヘト集ル故ニ、繁昌ノヨウニ見ユル、後ニハ最負出來テ、同直段ニテモ越後屋々々々トテ、大ニ繁昌ス、享保六年燒失シテ呉服店トハ成ケル、北本店通室町三丁目角迄一見世トナル、切レ店ノ方西ヘ六七間ホド、寛保三年廣ガル、木綿店元文五年東ヘ十間ホド廣ガル、其後家城〈本町〉伊豆藏〈同〉富山〈同〉皆々寶永ヨリ現金掛直ナシトナル、長谷川町ニ荒木、日本橋一丁目白木屋、皆々越後ニナラブ、享保十年〈〇〉本町越後屋

新見世出ル、元文ニ通町◇◇◇屋（日本町二丁目南側）壽字（寶暦九卯年店ヲ仕舞フ）延享元年迄ニ出ル、正德年中、尾張町夷屋、龜屋、濱田屋等モ皆享保以來ナリ、見附ノ島屋元文以來、傳馬町大和屋、延享二年ノ春、本鄕伊豆藏十一屋ハ享保年中ナリ、芝四國町ニ荒木出ミセ元文年中、此以後此類何軒モ出タレドモ、中々越後屋ニ不ㇾ及、

白木屋ハ古來九尺店ニテ小間物問屋ナリ、キセルヲ多ク仕込テ利ヲ得タリ、此事別ニ傳アリ、寶暦元年、大丸普請成就ス、大丸ハ元ト小キ手拭店ニテ有リシガ借金多ク、トニモ角ニモ身上立ガタク、今ヨリ五代ノ祖妻子ヲ捨テ上方ヘ欠落ス、加奈川ニテ晝飯ヲ喰フトキ、小キ蜈蚣足ノ上ニ登ル、拂ヘバ又ノボル事都合三度、常ニ毘沙門ヲ信仰ス、此時キット思案ヲ極メ、又江戸ヘ取テ返シ、問屋向キヘ斷ヲ立テ、借金ヲ云譯、夫ヨリ身上取直シ、大見世トナリタリト語ル人有、其比ヨリ家主今新道ニアリ、其家主ノ娘イ今八十餘ニテ存命ニテ語リケリト、伏見屋庄左衞門物語ナリ、享保ノ始ノ事ナリ、

〔日本永代藏　一〕昔は掛算今は當座銀

商の道は有物、三井九郎兵衞といふ男、手金の光むかし小判の駿河町と云所に、面九間に四十間に棟高く長屋作りして、新棚を出し、萬現銀賣にかけねなしと相定め、四十餘人利發手代を追まはし、一人一色の役目、たとへば金襴類一人、日野郡內絹類一人、羽二重一人、紗綾類一人、紅類一人、麻袴類一人、毛織類一人、此ごとく手わけをして、天鵞絨一寸四方、段子毛貫袋になる程、緋繻子鑓印長、龍門の袖覆輪かた〳〵にても、物の自由に賣渡しぬ、殊更俄か目見の熨斗目、いそぎの羽織などは、其使をまたせ、數十人の手前細工人立ならび即座に仕立、これを渡しぬ、さによつて家榮へ、毎日金子百五十兩づゝならしに商賣しけるとなり、世の重寶是ぞかし、〇中略いろは付の引出しに、唐國和朝の絹布をたゝみこみ、品々の時代絹、〇中略何によらずないといふ物なし、萬有帳め

でたし、

〔塵塚談 下〕近歳〇自寳暦至文化大商の呉服店斷絶せし者數軒有、本町に大坂屋壽の字越後屋、本郷に十一屋、麴町に伊豆藏屋いづれも大商人にて有けり、其外にも三四軒有しが、しかと覺へず忘れたり、小商人の相續せざるは理といふべし、予〇小川顯道が覺へて出來し呉服店は、芝新橋松坂屋、神田明神下澤の井、此二軒のみなり、且人のしれる分限者あり、芝かはらけ町に小川平八、柳橋にめくら平八、今戸に瓦師平八、これを三平八といふて、諸人知る所也、然るに小川平八ビロクし、馬喰町紙屋五郎兵衞かぶを居ぬきに、文化十酉年十一月買請、五郎兵衞と名乘り商賣せし所、同十一戌年十一月、店仕舞斷絶す、

〔日本書紀 二十五孝德〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、〇中略其四曰、罷舊賦役、而行田之調、凡絹絁絲綿並隨鄕土所出、田一町絹一疋、四町成疋、長四丈、廣二尺半、絁二丈、二町成疋、長廣同絹、布四丈、長同絹絁、一町成端、〇下略

〔延喜式 二十四主計〕凡諸國輸調、兩面十一丁成疋、〇中略絹絁、兩面已下、各長六丈、廣一尺九寸、〇中略並四丁成疋、

〔御當家令條 二十九〕定

一絹紬之事、壹端ニ付長大工かねにて三丈貳尺、幅壹尺四寸、〇中略

右織物之寸尺如斯、御定之上者、長幅不足之絹布賣候においては、來年四月朔日ゟ見合候もの可取之者也、

寛永三年寅十二月七日

〔西宮記 臨時十一〕成勘文事

可著鈦左右獄囚贓物事〇中略

岩松 年卅八讃岐國人 強盜 贓物四種〇中略 絹二疋〇直四貫文中略

田邊延正年卅左京人　強盜　贓物漆種〇中略　絹百卅七疋直卅七貫文〇中略

伯耆諸吉年卅七大和國人　強盜　贓物五種〇中略　絹十二疋直十二貫文〇中略

紀清忠年々々々　強盜　贓物二種〇中略　絹二丈五尺直九百文〇中略

長德二年十二月十七日

〔吾妻鏡二十〕建曆二年十一月十三日乙卯、將軍家〇源實朝令參法華堂給、供僧等參入、以國絹被施之、行光爲奉行、

〔延喜式十五內藏〕凡年料、油絹料、寮請取充隼人司、疋端捺寮印、其結解帳、彼司每年造進二通、一通留寮、一通押署返充、

〔延喜式二十八隼人〕凡每年造進油絹六十疋、緋卅疋、縹廿五疋、白五疋、其料絹自內藏寮請取、即捺寮印行之、但荏油一斛三斗八升、疋別充二升三合練絲二兩二分、縫絹一端料、疋別一銖、調綿三屯、絞油料苧二斤十三兩、張絹料縄簀一枚、席一枚壁置絹料調布一端二丈、一端一丈二尺、作手隼人二人衣料、八尺巾二條料、摩油料田具卅口、以絹二疋充一口薪八千二百八十斤、煎油料、以六十斤充一升、筐二百枚、張絹料、大和國所進、十一月以前進、造功七百廿人、疋別十二人其絹結解帳、每年造二通、一通送內藏寮、一通取寮押署收司、

〔延喜式三十八掃部〕諸司年料

隼人司造油絹所、席一枚、簀一枚、

〔書言字考節用集六服食〕卷絹マキギヌ

〔貞丈雜記三小袖〕一帖絹タヽミギヌ卷絹の事、平くたゝみたるを帖絹と云、丸く卷たるを卷絹と云なり、

〔乳母の草子〕まきぎぬなど人に出され候は、一ひきも十疋もだいにすへ候、百ひきの時は、五十疋づゝゆひて、だいふたつにすへて、二人してかきいだすべし、

〔萬葉集七雜歌〕臨時

西市爾、但獨出而、眼不並、買師絹之、商自許里鳴、

名稱

紬

紬ハ、ツムギト云フ、眞綿又ハ粗ナル繭ヨリ紡ギ取リタル糸ヲ以テ織レルモノニシテ、延喜式ナドニ、綿紬ト稱セシモノ卽チ是ナルベシ、其地合細緻ナラザレドモ、堅クシテ久シキニ耐フ、又近代ノ製ニ、メイセント稱スルモノアリ、亦紬ノ類ナリ、而シテ外國ヨリ來ルモノニハ絹紬、北絹紬、東京紬、榜葛刺紬等アリ、

〔類聚名義抄 糸六〕紬 音抽、粗絁、ツムギ、オホイト、

〔段注說文解字 糸十三上〕紬、大絲繒也、大絲較二常絲一爲レ大也、左傳衞文公大帛之冠、大帛謂二大絲一、徐、後漢書、大練亦謂二大絲練一也、獨斷說、飛輪以二緹紬一、廣八尺長拄レ地、今繒帛通呼爲レ紬、不三必大絲一也、叚借爲二抽字一、史記紬、石室金匱之書、徐廣音抽、師古漢書、音胄皆是也、音胄謂同籀也、籀者讀書也、釋名曰、紬抽也、抽二引絲耑一出二細緖一也、與二許說一迥異、从レ絲由聲、直由切

〔下學集 絹布下〕紬

〔運步色葉集 津〕紬

〔東雅 器用七〕𢇁カトリ 中略〇 令には細綾の字見えしを、義解に紬者太絲繒也と釋し、式にも綿紬、絲紬等の物見えたり、倭名鈔には紬の字を收めず、されば古訓の如きはいまだ知らず、近俗讀てツムギといふなり、ツムギとは紡之義也、

〔和漢三才圖會 絹布二十七〕紬 綈 音題、俗云豆無岐、

大絲繒、古謂二之綈一、漢文帝常衣二綈衣一是也、

按、紬抽二引綿端緖一爲レ絲、故不二細緻一、然久不レ敗紕、爲二民間褻衣一可也、來二於東京一者爲レ上、

産地

出₂於常州結城₁爲₂上、信州次₁之、其他處々不₂枚擧₁、紬島、飛驒爲₂上、武州大目次₁之、出₂於仙臺₁者經用₂絲₁、緯用₂紬₁甚美、又經用₂木綿絲₁、緯用₂紬絲₁、謂₂之緯紬₁、近代爲₂民間衣₁、

〔延喜式 二十四 主計〕凡諸國輸₂調₁、〇中略 綿紬三丁成₂疋₁、(長四丈五寸、廣一尺九寸、但西海道諸國長三丈九尺、〇中略)

筑前國 〇註略 調、〇中略 綿紬五疋、〇中略

筑後國 〇註略 調、綿紬十八疋、〇下略

〔東大寺獻物帳〕横刀一口 (刃長一尺四寸七分、〇中略 黑紫紬袋緋紬裏、)

〔續日本後紀 七 仁明〕承和五年十月甲寅、太政官處分、太宰府例進、緋綿紬一百端、今定₂紺紬十端、黑緋紬四十端、緋紬五十端₁、〇下略

〔海人藻芥〕内衣ノ事、〇中略 近比他門ノ門主、白綾ノ小袖被₂用₁之云々、大乘院大僧正 教尋 被₂用紫紬₁、比興ノ事也、

〔毛吹草 三〕伊勢 紬 甲斐 郡内紬 菱紬 伊豆 八丈島紬 武藏 瀧山横山紬島

下總 結城紬 中山紬島 陸奥 仙臺紬 丹後 紬 (單物ニ用₂之)

〔萬金産業袋 四 京織物類〕上田島、幅九寸貳丈七尺づゝの反物也、そのむかし信州上田より出たるは、たて横紬にて至極つよし、俗に表一ッに裏三ッを取かゆるとて、三うら島といふとか、云かれども今は曾て出ず、間にたま〳〵出ても品大ぶん次也、今上田といふは、相〇相模誤 州八王寺あるひは青梅村などよりいづる、是も地は紬にてつよしといへども、本植田よりはつぎ也、紺玄まを上とし、ちや島を次とす、もやういろ〳〵、上がたにては代官玄まともいふ、此内に夜著地、大がうし、大たつじま、これを齋藤の夜島といふ、また常島に尺長とて、貳丈八尺五寸物あり、是を三ッ切、ふたつ割にして男帶地とす、

紬島、相武〇相武恐誤州八王寺村ゟ出る、五丈四尺の疋物にて白地じま也、京染に鳶色、黃ちやなどに染なして、本八丈じまのおもかげを取ル也、〇中略飛驒島、幅壹尺、丈貳丈七尺、全體つむぎじま也、淺黃地、すゝ竹地にてかうし島多し、〇中略結城紬、下總の國結城よりいづる、幅九寸五分、廣といふは壹尺、丈五丈四尺六尺有もあり、いかにもつよし、煉屋にてざつとふかして染ムべし、此ころは島も出れども、もやうがらおもはしからず、公道なるもの也、〇中略上田紬、幅九寸、丈五丈四尺、信州上田ゟいづる、信濃紬といふ、結城ゟは次也、

〔絹布重寶記〕紬

一結城紬

是紬中之最第一なり、外の紬は眞綿を引て織なり、結城は不然、糸を紬糸ニ製して織たる物なり、夫故萬事似る物なし、信州紬おもむきは似たれども大キに異なり、結城は別種の佳品也、

一信州紬

結城に似て野品也、然ども器用なる絹なり、澤山に織出すなり、幅も狹し、染上大分違なり、

一甲州〇闕文　一飛驒〇闕文

一加賀

全體は太口なるもの也、至而强し、近年毛紬澤山に流行れり、貴品なれども、貴人の被召るゝ物に非ず、

〔貞丈雜記三小袖〕一ゐなか紬と云物は、椎名と云所より出る紬也、椎名は河內國にある歟、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一人の衣裝は、〇中略しいなつむぎは、入道も俗人もよく候、〇下略

〔甲斐國志 百二十三 附錄〕製造品

紬 揖絲(ツムギ)ト云義ニシテ織績ノ意、絹ノ麁ナル物ナリ、南部村ノ柳島、岩崎紬等古ヨリ州ニ名アリ、

〔嚴有院殿御實紀 五〕承應二年閏六月十八日、この日島支配の代官に命せらるゝは、八丈及び青が島の民、公役等心にいれて、みだりなる事あるまじく曉諭すべし、〇中略 例年のごとく八木、織木綿、鍋等つかはさるゝにより、愛憎なく土人へわかちあたへ、よろづ正路にとり行ひ、八丈紬前額をたがへず納むべし、其他織物の價混亂なくわかちあたふべし、貢紬尤とゞこほるべからず、〇中略 定めのごとく口米料として、一年に紬二十六端、をよび一日に薪一駄、夫一人、一月に三が度魚物、毎日菜蔬、分限に應じてこれを受べし、此外いさゝかもおさむべからず、すべて島中におゐて、法度をつゝしみ、私に資財をかしあたへ、或は所產の紬、利潤のために買置べからず、若年貢はてゝのち、土人利潤のためにひさがん事もあらば、定價をもて買べしとなり、

〔嚴有院殿御實紀 八〕承應三年十二月三日、此日奏者番朽木民部少輔稙綱、水野備後守元綱、太田備中守資宗、井上河內守正利を御前に召され、寒威の折から宿直の勞を賞せられ、各八丈紬五端給ふ、

〔日本永代藏 三〕煎じやう常とはかはる問藥

今は七十餘歲なれば、すこしの不養生もくるしからじと、はじめて上下共に飛驒紬に著替、芝肴もそれ〴〵に喰ひ覺へ、〇下略

〔大江俊矩記〕文化十二年二月廿一日、順子依吉辰今夜內々嫁堀河三品家、〇中略 土產物幷次々之祝儀等如左、〇中略

松崎へ　飛驒紬一端

〔御供古實〕一丹後つむぎの事、しろく候を出仕ニ召候人の候、是更いはれざるよし申事に候、

〔新猿樂記〕四郞君受領、郞等刺史執鞭之圖也、(中略)常擔集諸國土產、貯甚豐也、所謂(中略)石見紬、(下略)

〔寬政四年武鑑〕松平豐後守齊宣(薩摩鹿兒島)時獻上(寒中)琉球紬

〔薩摩風土記　一〕琉球產物　島つむぎ

〔守貞漫稿　十六〕天保中ハ琉球紬流布ス、女用ハ上著ノミ、男用ハ上著ニモ下著ニモ用之、鼠地紺縞ヲ專トス、千筋等細密ノ縞無之、僅カニアラキ縞多シ、京坂ニハ流布セズ、

めいせん

同時前後玉紬　紬ノ一種也、琉球紬ヨリ價賤シ、琉球紬ヲ著スハ、特ニ風流ヲ好ム者ノ如ク、先普通ニハ非ズ、故ニ流布ト雖ドモ多カラズ、人品ニヨリ晴服ニ近シ、玉紬ハ著用ノ人甚多シ、木綿ニ近キ故ニ、晴服ニハ遠ク褻ニ近シ、是ニハ万筋千スジ替リ縞アリ、色モ種々三都男女專用ス、

〔守貞漫稿　十八〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方大關以下左ノ如シ、(中略)メイセン織(置ヨリ直ニ絲トナラズシテ、眞綿ヨリ線クイトヲヒキ、ヨリヲカケテ經緯トモコレヲチヂル、縦横ジマ紺糸ヲ多ク茶糸ジマ也、)

〔守貞漫稿　十六〕置織　メイセン或ハメンセント訛ル、茶地紺縞紺地茶紺鼠縞等、種々男女用之、玉紬ハ塵付易ク、又損破シ易シ、メンセンハ塵埃付ズ久シク堪ル、故ニ玉紬廢レテ今ハ用之コト天保以來也、

絹紬

〔書言字考節用集　六服食〕絹紬(ケンチウ)(支那土產)

〔和漢三才圖會　二十七絹布〕絹紬(けんちう)

按、絹紬出於南京福建廣東、似紬類、其色多淺煤竹色黑絲綫稍微、

〔秇苑日涉　十一〕繭紬

繭紬又名山紬、或名黃紬、卽山繭紬也、見聞前錄曰、帝(仁宗)寢疾、大臣入問、見所御皆黃紬、元結詩、茅屋不知門外雪、黃紬衾暖紙牕明、文彥博詩、黃紬被裡曉眠熟、探出頭來道放衙、宋史、太祖戒郡守曰、不要黃紬被裡放早衙、元好問詩、半牕紅日擁黃紬、黃紬蓋山紬也、王禹偁詩、野蠶自成繭、繰密爲山紬、乃知繭

紬之行已久矣、然朝野通御之、則始于明季、今此方諸州出繭紬、然迥不及漢產、蓋明人用繭紬尙質也、今價倍常絹、則所謂純儉矣、按寄園寄所寄引雲谷臥餘曰、繭紬、明初尙未行、至明季崇禎時、臣僚閒上惡其華麗、遂多以繭紬爲服、始盛行、周櫟園曰、繭紬備五善、色不加染、黯而有章、一也、浣濯雖敝不易色、二也、日御之、上者十歲而不敗、三也、與韋衣處不已華、與執穀處不已野、四也、出門不二服、吉凶可從焉、五也、然元世祖二十五年、紀災異云、秋七月熒惑犯氐、大陰掩畢、濟南保定路唐縣、野蠶成繭、絲可爲帛、又金史太宗紀、南京帥以錦州野蠶成繭來獻、賞其長吏、可見前世不知有繭紬也、今則山東各處有之、歲以爲常、其蠶散生野樹上、土人蠶時必架廬林下、把竿逐鳥鼠之害、椒生者名椒繭、椿名椿繭、椒名椒繭、大如鳥卵、生深山叢條間者、視他繭特小、才如指上螺、名山繭、質更佳、歲凡三稔、山東人恃此爲業、香祖筆記曰、王鉞暑廳說、說山繭一條甚悉、可補孫廷銓山蠶說所未及、輒錄于此、藥溪談記、禹貢、萊夷作牧、厥篚檿絲、爾雅曰檿、山桑、師古曰、山桑之絲、其韌中琴瑟之絃、蘇氏曰、惟東萊有此絲、以此爲繒、堅韌異常、萊人謂之山繭紬、爾雅又曰、蟓桑繭、讐由樗繭、今萊陽之山繭紬、蓋樗繭也、按、山繭卽禹貢之檿絲、今之山紬、樗繭又別一種、乃今之椿紬也、樗不才木也、土人嫌其名、故借名椿、取莊子大椿之義、然則爾雅所云桑繭、卽今山桑檿絲是也、讐由樗繭今樗絲、借名椿繭是也、(山東謂樗爲臭椿)

北絹紬

〔貞丈雜記 三小袖〕一ほつけんつむぎと云物、舊記にあり、北絹(ホツケン)とも有、又ほけんとも有、北の方の外國より出る物成べし、御成次第古實に云、ほけんの小袖の事、總別から物御禁制にて候間、ほけんもめし候まじく候云々、から物とは唐より渡る物を云也、

〔宗五大草紙 上〕衣裝の事
一ほつけんつむぎの小袖、紋の付たるはくるしからず、○下略

東京紬

〔萬金產業袋 四唐物類〕東京紬(とうきんつむぎ)、幅壹尺位、少し小はゞなる物にて、ゆき永き人には間に合がたし、丈六丈ほどうへ、糸性そのまゝにてははしかし、和にて煉て染べし、つやよきもの也、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕榜葛剌紬（べんがらつむぎ）

按、榜葛剌天竺國名出於此、紬緯木綿經絲似苧而脆、多縱柳條也、

〔萬金産業袋四唐物類〕弁柄（べんがら）〈榜葛剌〉幅三尺九寸、地色す丶竹、かば色等、島もやう、千すぢ、棒すじ、たかの羽、とかけ島など有、但たつ島ばかりの物也、

〔甲陽軍鑑五品第十三〕いげん入道思案して、管領則政公旗本に三ケ條の法度を立る、○中略

一饗應大身小身共に、一汁一菜の事、幷衣裳紬より上著べからず、

〔今昔物語二十八〕豐後講師謀從鎭西上語第十五

今昔、豐後ノ講師□□ト云フ僧有ケリ、○中略海賊ノ船一艘押寄ス、漸ク近ク寄スル程ニ、講師靑色ノ織物ノ直垂ヲ著テ、柑子色ナル紬ノ帽子ヲシテ、□ノ方ニ少シ居ザリ出、○下略

〔陰德太平記五十四〕香川信景屬元親事

信景川○香ハ天正七年ノ春ニ至テ、始テ岡豐ヘ一禮ノ爲趣キ、進物トシテ、長光ノ太刀、二字國俊ノ刀ニ、綿五百把、紬百端、紅五百斤、黑毛ノ馬一匹ヲ持參セリ、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一公方樣御服と申は、織物色不定御紋白きあや、又は棱つむぎを、地を色々に染、御紋むらさきなどに付候、其外加賀梅染、又えいなつむぎ、遠江あかねなどにて候、

縮緬

縮緬ハ、チリメント云フ、生絲ヲ撚リテ織成シ、煉リテ縮マシメタルモノニシテ、其産地多シト雖モ、京都近江美濃丹後等ニテ製スル者ヲ以テ佳品トス、又舶來セルモノニ、八形ト稱ス

ルモノアリ、亦佳品ナリ、

名稱

〔書言字考節用集六服食〕縐紗チリメン　縮綿又作二縮緬一、並和俗所レ用、

〔倭訓栞中編十四知〕ちりめん　今縮緬と書り、縐紗を譯す、皺也といへば、麋目の義にや、されど禮服には用ひざるものともいへり、

〔玉勝間八〕も、たちちりめん

兵範記に、保元三年三月廿二日、石清水臨時祭の中略使の裝束に、摺袴股立津加留也とあるは、今世にもいふ股立にや、又同祭の使の裝束に、著有文下襲、縮緬綾袴等と見えたり、縮緬は今の世にもいふちりめんなるべし、但し昔はちゞめんといひけむを、ちりめんとは訛れるなるべし、

○按ズルニ、此ニ引ク所ノ兵範記ノ文、縮緬綾袴トアルハ、縮線綾袴ヲ誤リタルナリ、

製作

〔萬金産業袋四京織物類〕縮綿、京ちりめんに二品有、名乘て京縮綿といふは、總體縐しぼこまかにそろひてうつくし、幅貳尺、丈五丈より六丈のうへまでも有、又京にて唐紛に織たるは、幅唐の通、玄ぼも同前にして、八尋九尋のわかちをまで似する也、その外紋ちりめん、丈六丈の内外、織色の島ちりめん、丈三丈貳三尺等品々、通縮綿といふは、幅壹尺貳寸位、丈七丈の內外京織也、福島縮緬といふは、ふくしまいとにて織たる也、美しけれどもつよからず、

〔吳服類名物目錄〕一縮綿　上機織貳枚機踏木貳本

右金指四丈物ニ候得バ、織出候日々凡日數六日ニ出來、　右幅貳割、尺壹割六七歩　糠ちゞみ入ル　右糸遣　堅糸貫糸共　唐糸　右生糸百目掛リニ候得バ堅糸凡四拾目貫糸凡六拾目

右堅糸はへ候而、米糊少相用、干上ゲ候而機江懸ル、右貫糸寄糸車ニ而、右寄左寄ニ寄分ケ、管ニまき火熅ニかけ、右寄左寄取合入交織ル、　右縮綿生糸織糠上ゲにて玄ぼ立ル、

一大紋縮綿　高機織木機四枚、ふぐせ四枚、踏竹八本、通糸壹枚、

種類 產地

但貳人掛り(織手壹人 空引壹人)

右地紋付候儀、紋あしと申物ニ、何にても御好之地紋を細工人ニ仕込せ置、右之通ひ糸へうつし取、竪糸へからみ、そらゟ通糸を引揚ル、　右金指四丈物ニ候得バ、織出候日ゟ凡日數八日ニ出來、

右幅尺の練ちゞみ、常の縮綿と同斷、　右糸遣(竪糸江州濱引 貫糸唐糸、)　右生糸目百目懸りニ候得バ(竪糸凡五拾目、貫糸凡五拾目、)　右竪糸はへ候而米糊少相用、干上ゲ候而機ニかけ、又織懸り候節ふのり少ぬる、

右貫糸拵并織樣、常の縮綿と同斷、　右生糸織練上ゲにてえぼ立ル、

〔絹布重寶記〕京。縮。面。(巾丈目廻り故不同有)絹の性至而麗敷、しぼ竪横能、微細に揃ひ行義よし、誠に最上の絹なり、御召地也、仕入染地には一切不遣、

一同紋縮面。

濱、美濃より出せども、中々京紋ちりめん格別すぐれたり、紋柄もよく、紋うつきりとして鮮なり、

一山繭紋縮面。

是は紋の所計、緯に山まゆ糸を織て紋を織出したり、染しとき、紋柄計山まゆいとなれば、染まらず、大のうかち物なり、紋を織出スぬきの糸は、裏吹歟、または縫取といふて、のしめの紋所のよふに、織とらねばならず、素人の思はくとは違けしからぬ手間入、高直なる物也、○中略

濱。縮。面。(江州長濱よりおり出ス故濱縮緬と稱す)

糸の練強き故、しぼ至而高く、地厚にして、單羽織にしてしつかり重く覺るほどの地合も有、隨分下直なる所、大體丹後縮面の極上の所に准ズ、餘り麁品はなし、丈は六丈物と云ども、長きは七丈四五尺も有絹も有、是も目廻り故、長短一概には定がたし、

染附黑はよし、薄色類は色にはへなく、少しこつくりしたる方なり、

一濵。十。丈。物。狹。縮。面。

上品なり、幅も丹後の狹より廣く、色白く絹よし、

一濵。紋。縮。面。

京織に次で上品なり、總而長濵より織出ス縮面類は、生絹にて京へ出し、京都にて煉なり、濵縮面煉房二軒に限なり、○中略

美。濃。縮。面。曾田井縮面といふ

絹至面器用なり、しぼ細かく、濵縮面ほど畦立たず、糸の縷若き方也、銕糸変ること有心得べし、美濃縮面彼地より煉て登る、全體少し赤み有方也、紋附には京にて湯し、青みを附べし、染つき濵縮面より少しはへ有方也、小紋にして最上の絹なり、是も目廻ゆへ、丈不定と知るべし、元來美濃にて絹をおること久しき事と見えたり、庭訓往來に、美濃の上品といふことあり、○中略

同。濃○美紋。縮。面。

澤に織出す也、世間に多く用ゆるは、大方美濃紋縮面なり、

丹。後。縮。面。

全體糸のよりわかく絞ひくし、絹の性も柔なり、萬事唐屋形縮面に似たる所多し、地性餘り強くはなし、中にも不勝絹は著用して、毛むく立也、加屋宮津より出るもの至て麁品也、大野是にまさる、岩瀧、峯山上品也、極上の絹に橥專といふ銘の有きぬあり、地の端に橥專といふ朱印を押たり、丹縮中の佳品なり、上包の文庫にも、此大なる判をすへたり、京都にて絹局、是をたばこの葉ととなふ、又永仙などゝ、似よりたる物あれども絹亞なり、乍然此絹又佳也、丈は六丈より六丈貳三尺に限る也、是も國より煉て來る也、五疋ヅヽ文庫に入レ上書に源氏狹衣めきし銘を附、拾反入と書附する也、疋物なれども、壹端の直を云、是は疋にてハ直の元高きゆへ、反別にて價をいふと見え

たり、たゝますたぐりて、袋ニ入たるもの麤品なり、
丹縮に中幅貳幅なし、狹十丈物有、野品也、
染附黒は大體なり、薄色分てよし、排縮面よし、藍類、茶類ともよし、唐縮面と並びて染附のうるはしき事類なし、白に生て遣ふときは、白み、きつはりとせず、少し赤み青みを附て遣ふなり、
丹縮面は當直段にて、五疋ヅヽ押込買出ゆへ、絹局にて、糸目を掛わけ、夫々に直打を別る也、
一上州貳幅縮面　金貳尺四寸幅也
全體野物なり、地の薄に糸の纏强き故に、ざんぐりとして紋高きもの也、頭巾地に多く潰すゆに、無地は黒、こび茶、紺、御納戸茶に染るなり、紅類には一向不遣、麤品の小紋羽織にする也、染附よきもの也、總體縮面類は湯熨斗ニて張といふ事なし、然れども白縮面生ヶ物は、白張にして其上を湯のしをする也、小紋地、同羽織地、染摸樣の抱帶地などは、例の手糊張をして其上を染る也、左すれば地厚にほつとりとなる也、○中略
都て縮面類には、竹のふしといへる病あり、唐縮面に殊更多し、丹後縮面にもまゝ有也、美濃にも少々有也、濱ちりめんには至てまれ也、京縮面には一向無し、此竹のふしといふものは、緯のいとの縷のかゝらぬを織込ば、其所ばかり經の紋計ありて、絹縮のよふに成たり、絹局にて拔合せて遣ふなり、小紋に染れば見えぬ事もあれど、至而甚しきは、目立也、斟酌すべし、ねらぬ先生縮面のときは、見え分ぬものなり、是縮面中のやまひなり、
〔縮緬職一件留記〕御町方樣へ指上ル書付
乍恐以書付御歎奉申上候
大御目附方樣御下役衆御聞合ニて掛御目申候
一長濱町之內、御神領共縮緬職仕候者共、御國產方樣、御印札三拾六枚頂戴仕候而、機職渡世をも

仕、冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル處今度拙者共之內、御國產方樣御役所へ罷出申候處、御印札御改被遊候御摸樣にて、是迄頂戴仕居申候御印札には、御振合も違ひ、御印札之御文言も御認め被遊、難波村織元兩人之名印も被爲仰付候上、織元兩人手前より機株職之者共へ被相渡候御振合に奉恐察候ニ付、不顧恐御歎き奉申上候、右御印札ニ、難波村織元兩人名前をも御書入被遊、織元より拙者共へ被相渡候趣ハ、天明三癸卯年、織元より被相達候ニ付、其節も御町方樣へ御願奉申上候處、御聞屆被成下置、冥加至極難有奉存候、右職方之儀は、難波村林介庄九郎兩人骨札之儀は、承知仕罷在候ニ付、寶曆年中御掟法之通、其節々切ニ縮緬織元添印被仰付、壹卷ニ付、永々壹分づゝ相渡し申候間、已來迚も御掟法相背候者壹人も無御座候、尤も寶曆年中、京都西陣故障之節、總代願主之義ニ候へ共、林介庄九郎兩人之力にて、二條御役所御聞屆被遊、手廣く賣拂候樣ニ相成候譯とは不奉承知候、實は御上樣御威光を以て、御掛合被下置候故に、御利運ニ相成申候間、御領分御他領共、一統御藏納へ相成、御印頂戴仕、御他領も附屬仕罷在候ニ付、於此義聊も心得違仕候者無御座候て、五十年餘、御陰を以て無難に相續仕罷在候、然る處此度新規之義出來仕、御印札ニ兩人名印に被仰付候ては、乍恐兩人之陰之樣に相聞、增長仕候て、御領他領共、都て故障之種出來仕、又々取成し取すぼめ候樣之義出來仕候ては、乍恐御心外義と奉存候、是迄御上樣御印札にて御靜謐に相治り、難波村へハ無相違織元添印を請、印料壹分づゝ相渡候へバ、是以不易之家得にて、御高恩大切に可奉存義と奉存候、然る處天明三卯年、新規ニ商人織元名印を戴、御印札御札可被遊御樣子ニ付、其節も御歎き奉申上候所、御町方樣より御掛合被下置、新規之義ハ御止ニ被仰付、人氣も相治り難有奉存候處、此度又々新規之義、難波村兩人より御內願仕被申候義と奉恐察候、御上樣御威光を以て、手廣く賣弘出來仕候處、織元ニてくゝり被申候樣ニ相聞え候ても、一統氣服筋ニも相拘り可申と奉存候、是迄兩人よ

り毎々無心筋を申掛、無ㇾ據折々出銀仕、甚以て難澁至極に奉ㇾ存候處、御印札ニ兩人名印ニ被ㇾ仰付ㇾ候て、彌以仲間之者不ㇾ爲之義出來仕申候、長濱縮緬義ハ、寶暦年中、一件前より織出、諸國江も濱。縮。緬之名目相通申候程之義にて、寶暦年中、御締之節、御請奉ㇾ申上ㇾ候形を大切に相守、相續出來候間、只今新規之義被ㇾ仰付ㇾ候ては、初發之御掟法ニ相違仕候間、何分歎ヶ敷奉ㇾ存候間、何卒御憐愍を以て、是迄之通り、御上樣御印札にて御濟し被ㇾ下置ㇾ候はゞ、難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候、未だ被ㇾ仰出ㇾも無ㇾ之内に、右體之御願奉ㇾ申上ㇾ候段、何分恐入候義に奉ㇾ存候へ共、被ㇾ仰出ㇾ候上御願奉ㇾ申上ㇾ候義ハ、猶以て奉ㇾ恐入ㇾ候義ニ奉ㇾ存候ニ付、此段御歎き奉ㇾ申上ㇾ候間、御憐愍を以て、御斷上被ㇾ下置ㇾ、御筋方樣御國產方樣とも御相談被ㇾ成置ㇾ、是迄之通り兩人名前無ㇾ之、御上御印札にて相濟申候樣、御慈悲之程奉ㇾ願上ㇾ候、依て是迄奉ㇾ頂戴ㇾ候御印札之寫、并天明三年、織元より可ㇾ相渡ㇾと被ㇾ申斷ㇾ申受不ㇾ仕候節共御印札之寫貳通、奉ㇾ入ㇾ御覽ㇾ候、此段御歎奉ㇾ申上ㇾ候、以上、

文化十二年乙亥四月廿五日　　長濱町縮緬屋總代

瀨田町　長兵衞印

大手片町　長左衞門印

上吳服町　十左衞門印

西魚屋町　五郎兵衞印

御奉行樣

〔守貞漫稿十三〕文政中ヨリ結。城。縮。緬。ト云ヲ製ス、女略服ニス、男モ往々用ㇾ之、又近年南。部。縮。緬。ヲ製ス、女用ヲ專トシ、男モ用ㇾ之、結城縮メンヨリ聊カ貴價也、普通ノ島縮緬、御召縮緬トモニ、武士ハ往々用ㇾ之、市民ハ男子更ニ不ㇾ用ㇾ之、

〔好色一代男六〕心中箱

舶來縮緬

織出しの縞縮緬、貴様に著せたらば、ぬけるほど好き羽織ならむと置いて歸る、

〔譚海十四〕縮緬はなんきんを上とす、次におらんだをよしとす、朝鮮もよしとす、最上なる物をや。か。た。縮。緬。と云、ちゞみこまか也、是を上ぶんとする、京縮緬もよし、ちゞみ紬に織出す、幅金壹尺二寸也、渡り大とこといへば壹尺四寸も有、たんごちりめんはちゞみあらく、すぐれず、色うるみあり、

〔萬金產業袋四唐物類〕縮綿(ちりめん)縠(チリメン)、縐紗(チリメン)、其外字多シ、上品中品、玄な數々有、幅貳尺ぐらゐ、丈段々有、三丈七八尺ゟ四丈、そのうへも有を、俗に八。形。といふ、三丈四五尺六尺までを九尋といふ、三丈貳三尺までを八尋といふ、右三品、地合はいづれにも高下有、その内八かたには地すぐれたる計、次なるはすくなし、渡る所玄ろ計、但シ本唐緋、唐の紛緋わたる、本緋は至極の上品、はなはだ色よし、本緋と紛と色見わけがたき時、糸をすこしほつき、火にこがして見るに、本緋は黄に、紛は黒くなる也、

〔絹布重寶記〕唐西庄縮面金貳尺幅也

至而紋高く地厚にして、結構なる絹なり、今舶來稀なり、

一同屋形縮面金壹尺六寸幅なり

格別よき絹はなし、丈は六丈を不過、短物は五丈七八尺許なり、幅にせまき絹有て、前襟立に成にくき絹有心得べし、紋は丹縮の今一ト位若き樣也、染附白生ものは匹(さへ)ず、其外の色は何に染ても、はんなりとしたる事、外の絹の及ぶ所にあらず、織留に鏤さし程の太サのものを織入たり、是。唐。縮。面。の印、唐縮面張して朱印を居、唐に似たる贋物有、奸商是を仕入る事也、右の織留を見るべし、拾五疋を杉の長崎箱に入、取扱する也、

一同紋縮面

近年舶來稀なり、至而貴品なり、和產の絹の迚も及ぶ所にあらず、紋柄うつきりとして鮮なり、紋

浮て有〻よふに見ゆる也、和の紋縮緬と、唐紋縮緬とは、絹の裏、殊之外違ふ也、氣を附べし、

〔長崎會所五冊物〔二〕〕唐船商賣方之大意

一唐方持渡町年寄獻上反物之儀者、會所調役町年寄年頭爲拜禮、每春壹人宛江府參上仕候ニ付、右獻上之品、色緞子、紅縮綿、白縮綿、年々唐國江誂遣、〇下略

#古事類苑

産業部二十

布帛四

綾

紗綾　綸子　紗綸　紌　緞子
繻子　繻珍　むりやう【併入】

名稱

綾ハ、アヤト云フ、文様ヲ織出シタル布帛ノ名ナリ、而シテ縠綾、浮線綾、熟線綾、縮線綾、蟬翼綾等ハ、地合又ハ織法ニ由リテ稱シ、一窠綾、二窠綾、菱綾、小花綾等ハ、文様ヲ以テ名トセリ、

紗綾ハサアヤ、又サヤト云フ、綾ノ一種ニシテ、飛(トビ)紗綾、滑(ナン)紗綾等ノ別アリ、綸子ハ、リンズト云フ、綾子ノ唐音ニシテ、其製作紗綾ニ似テ地合重厚ナリ、而シテ綸子ノ薄キモノヲ紗綸(サリン)ト云フ、紌(ヌメ)ハ光綾トモ書ス、綸子ノ類ニシテ、無紋ナルモノヲ謂フ、緞子(ドンス)ハ又段子トモ書シ、地厚ク滑カニシテ、其織文艶美ナルモノ多シ、繻子(シュス)ハ八絲緞トモ書シ、緞子ニ似テ頗ル光澤アリ、繻(シュ)珍(チン)ハ七絲緞トモ書シ、地合ノ光滑殆ド緞子ニ同ジ、ムリヤウハ六絲緞トモ書シ、繻子ニ似テ其光滑稍劣レリ、

〔倭名類聚抄 十二 錦綺〕綾(附紋) 野王曰、綾(音陵、和名阿夜、綾有熟線綾、長連綾、二足綾、花文綾、平綾等名、)似綺而細者也、考聲切韻云、紋(音文)吳越謂小綾也、

〔箋注倭名類聚抄 三 錦綺〕按、唐六典注、山南道閬州貢、有重蓮綾、所謂長連綾或是、內藏寮、主計寮、織部司等式、有二色綾、所謂二足綾或是、○中略今本玉篇云、文繒也、無載所引文、按、六書故、織地而織文者、說文、東齊謂布帛之細曰綾、後布帛無綾名、釋名、綾凌也、其文望之如冰凌之理也、○中略慧琳音義引作吳越謂小綾為紋、按玉篇、紋綾文也、說文無紋字、古單作文、

〔段注說文解字十三上糸〕綾、東齊謂布帛之細者曰綾、同言从糸夌聲、力膺切

〔類聚名義抄糸六〕綾アヤ

〔東雅器用七〕綾アヤ　中略　綾讀てアヤといふ、義不詳、日本紀に據るに、應神天皇三十七年、阿知使主、其子都加使主等に詔し、呉に使して縫工女を求めしめらる、阿知等高麗に趣き、郷導を乞ふ、其王久禮波久禮志等をして、みちびきて呉に至らしむ、工女兄媛、弟媛、呉織、穴織、四婦女を得て歸れり、中略　呉織といふは、呉地の工女にて、穴織アナハトリとも漢織アヤハトリともいひしは、漢地の工女をいひし也、當時南を呉といひ、北を漢といひしと見えたり、我國の綾は、彼漢女の織出したりければ、アヤとは名づけ云ひしと見えたり、また綾は有文の綾をいふなれば、文の字又讀てアヤといひけるなり、

製作

〔日本書紀神功九〕九年中　冬十月、爰新羅王波沙寐錦、卽以微叱已知波珍干岐爲質、仍賫金銀彩色及綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍、

〔延喜式主稅二十六〕諸國織成綾一疋單功、一窠二窠卅日、雜綾羅卅四日、兩面卅日、其織手給食日米二升、鹽二勺、手力米一升五合、鹽一勺、

種類　唐綾

〔萬金產業袋京織物類四〕綾、こころ、紅、黑紅、御上りといふは、浮線紋の幸びし、實づくし二品也、はゞ壹尺六寸、丈四丈ぐらい、紋がら浮て結構に見ゆ、是を綾から織といふ、中上りといふは、浮線ながら紋がら沈むで、少し草に見ゆ、色は右の三色、紋も右の貳通り、本上りは本紅計、中上りは本紅と紛紅との二品あり、次は色右の三色にして、地に幽に寶づくしと幸びしの綾もん有、幅も壹尺貳寸、壹尺位、紛計ニ而本紅はなし、

〔和漢三才圖會絹布二十七〕綾音凌　和名阿夜、唐綾、

倭名抄云、綾似綺而細者也、有熟線綾、長連綾、二足綾、花文綾、平綾等之數品、

按、綾有數品、今唯稱綾者似紗綾、而地文皆二重菱、呼名幸菱、以得嘉祝之名、官家裝束素小兒產衣

等必用之、

唐綾(加賀阿波)其文泛織也、既有唐綾之名、則有來於中華乎、今不聞來也、京師織之、

〔古今著聞集 十二博奕〕延喜四年九月廿四日、右少辨清貫、寛蓮法師を召て、圍碁をうたせられけり、唐綾四段、懸物にはいだされけり、寛蓮勝て給けり、

〔十訓抄 九〕白河院鳥羽におはしましける時、北面の者共に受領國へ下るまねせさせて御覽あるべしとて、國司には玄蕃頭ひさのりといふ者をなして、衣冠きぬいだして、其外五位には前驅せさせけり、各錦唐綾をきておとらじとしける、○下略

縠綾

〔延喜式 三十織部〕雜織

縠綾一疋、長四丈、廣二尺、料絲五斤、織手一人、共造二人、窠縠綾長功三尺五寸、中功三尺、短功二尺五寸、片行縠綾長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、

浮線綾

〔壒嚢鈔 餘〕一浮線綾ハウキ紋ノ綾也、平人不得著也、

〔貞丈雜記 五裝束〕一浮線綾と云は綾の名也、線ヲ浮ムル綾とよみて、織紋の線をうかべて織たる綾也、即浮織の綾の總名也、此紋を浮線綾の丸と云は、かの綾に多くは此紋を織る故、此紋をさしてふせんりやうの丸と云習はしたる也、古は此紋のみにも限らず、外の紋をも織し也、古今著聞集に、永正五年四月廿二日の繪合の條に、なでしこのふせんりやうに、卯の花をぬひたりけるとあり、是はなでしこをうけ織にしたる綾の事を云也、又伏見院宸翰裝束抄に、上ノ袴壯年ノ人浮線綾ト稱シテ白浮織物、文は小石疊(是ヲ霰ト云)其中ニ有窠文とも見へたり、

〔延喜式 三十織部〕雜織

浮物一疋、長四丈、廣二尺、料絲六斤二分、織手一人、共造二人、長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、

〔源氏物語 四十五橋姫〕かへり給て、まづ此袋をみたまへば、からのふせんれうをぬひて、上といふもじ

をうへにかきたり、

熟線綾

〔貞丈雜記裝束五〕熟線綾と云は、熟したる線にて織たる綾也、熟の字の心は隨分精しく念を入るを云也、糸のこしらへに念を入れ、極上の糸にて織たる綾を熟線綾と云也、

〔延喜式織部三十〕雜織

熟線綾一疋、長四丈、廣二尺、料絲六斤二分、織手一人、共造二人、功程同上、

〔中右記〕永長元年三月廿四日、今日御覽臨時殿上賭弓、○中略六位藏人射手二人、著青色袍幷熟線綾袴、

縮線綾

〔貞丈雜記裝束五〕一縮線綾と云は、古裝束に用ひし綾に、縮線綾といふ名あり、又志々羅地とも云、志じらをよせて織たる也、糸ちゞらといふは、糸ちゞみたる也、縮の字ちゞむとよむ也、地にちゞみを織る也、此志ゞらのなきを熨斗目地の綾と云也、裝束の書に、志ゞら地の綾、のしめ地の綾と云事あり、

〔三條家裝束抄〕一上袴、壯年の人、縮線綾と稱して白き浮織物、地は小石疊、俗云霰之也其中に有窠の文、

蟬翼綾

〔延喜式織部三十〕雜織

蟬翼綾一疋、長四丈、廣二尺、料絲二斤十兩二分、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺五寸、短功四尺、

〔河海抄宿木十八〕天曆四年閏五月五日、此日自中宮給產餉息所前、衝重廿枚、面打敷等用蟬翼、(中略)九條右丞相記

單綾

〔延喜式織部三十〕雜織

單綾一疋、長四丈、廣二尺、料絲三斤二兩、織手一人、共造二人、窠單綾長功四尺、中功三尺五寸、短功三尺、片行單綾長功三尺五寸、中功三尺、短功二尺五寸、

〔飾抄上〕一下襲○中略薄色　宿老之色也、○中略單綾織物、文菖形也

呉服綾

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、○中略呉服綾中絲國並三丁半成疋、

〔後撰和歌集戀十一〕おほやけづかひにて、東のかたへまかりけるほどに、はじめてあひしりて侍女

に、かくやむ事なき道なれば、心にもあらずまかりぬるなど申てくだり侍りけるを、後にあらためさだめらるゝ事ありて、めしかへされければ、この女きゝてよろこびながら、とひにつかはしたりければ、みちにて人の心ざしをくりて侍ける、くれはどりといふあやをふたむらつゝみてつかはしける、　清原諸實

くれはどりあやに戀しくありしかばふたむら山もこえずなりにき

押綾

〔江談抄雜事二〕小野宮殿實賴〇藤原不レ被レ渡二藏人頭一事

被レ命云、英明少年時、獻二押綾小野宮殿一、以二此故一不レ被レ渡二藏人頭一云々、

〔桃花蘂葉〕一車事

唐庇晴時召レ之〇中略　立板外綵色同内押綾畫二唐繪一、緣錦、袖外綵色物見落入外御簾、形内押綾繪、緣錦、〇中略

廂〇中略號二尼眉一　立板内押綾繪如レ常、緣錦、

志之羅綾　熨斗目綾

〔飾抄上〕橡袍〇中略

志之羅綾非二尋常物一、故普賢寺入道基通〇藤原說トテ、或卿相談曰、件物吾未二見聞一、古者張目綾トテ自然只張付也云々、

〔桃花蘂葉〕一束帶色目

袍〇中略　地はいづれもしゞらの綾、前途ののち、宿老の人はしゞらなき熨斗目の綾をも著する也、

綾文

〔貞丈雜記五裝束〕一りうもんの織物の事、室町殿行幸記に云、りうもんの織物一重とあり、又太平記中殿御會條、征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、うす色のりうもんのおり物のさしぬきに、紅のきぬを出し常の直衣也、又熊中舊記云、四月一日御小袖りうもんのおりもの、ぼうたんめし候へば、ぼうたんのたゞひにて候とあり、りうもんとは綾の事也、綾文と書、リレウウ音通ずる也、綾文

ト云は平絹に對していえる也、平絹ハ、今云羽二重ナリ、綾文は地なゝめにて糸の織方高くなる故、糸ニ委ニ从ふ意にて綾文と云、平絹は地平にして極上の絹也、有文を綾と云、無文を平絹と云と、裝束抄にみえたり、枕草子にも、れうの表袴と云事あり、りうもんと云は、れうもんの轉語なるべし、綾と云は綾にて、浮線綾熟線綾と云も、綾の織方にての名なり、

龜綾

〔書言字考節用集 六服食〕龜綾(カメヤ)

〔萬金產業袋 四京織物類〕龜綾(かめや)、幅九寸五分、丈六丈貳尺四尺位、煉の上糸にて織たる白羽二重也、至極地光有て染つや宜し、島有り、もやう品々、紅、紫、もえぎいとなど入て、多くは女もやうに織ル、地光艶かなる事尤上品也、全體だてもやうのみ多し、

〔絹布重寶記〕龜綾 龜綾羽二重ともいふ

煉糸の極最上にて織也、底つや有、結構なる絹なり、まことに御召地となる絹ゆへ、拔群の絹性なり、黑紋附にして此上なし、

色地

〔延喜式 三十織部〕年料

白綾廿疋、色綾廿疋、二色綾八疋、

〔御供古實〕一白綾の事、殊の外なる花飾にて、公方樣より御給の方々は御著用候、きつと有かたへ被進候、只の人き候はんずる事、努々不可有之、白あやは公方樣にも、一段之御事ならでは被下候まじく候、公家には中納言にては、公方樣被下候はねどもめされ候、

〔延喜式 三十織部〕雜織

二色綾一疋、料絲四斤十一兩、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺五寸、短功三尺五寸、

〔東大寺獻物帳〕書法廿卷

搨晉右將軍王羲之草書卷第一 廿五行、黃紙、紫檀軸、紺綾褾、綺帶、

文様

〔類聚國史七十八賞賜〕天長七年七月壬午、御覽太宰府例進染綾、賜五位已上當色、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年八月己亥、內侍臨東檻、計見陪五位已上、賜太宰府所貢染綾各一疋、色隨其人位、

〔延喜式三十大藏〕凡遣太宰府染料綾二百疋、每年四月以前擇定付內藏寮、

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〈○中略〉二色綾十丁成疋、一窠綾、二窠綾、三窠綾、七窠綾、小花綾、小鸂鶒綾、薔薇綾、二花綾、榮花綾、並上絲國〈○伊勢、參河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、〉七丁成疋、中絲國〈○伊賀、尾張、遠江、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播磨、長門、讚岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向、〉六丁成疋、〈讚岐國五丁成疋〉麁絲國〈○駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、〉五丁成疋、〈相模國三窠綾、七窠綾、四丁成疋、〉續花綾、茲核綾、中絲國、野草綾、麁絲國、並三丁成疋、大結花綾、連水綾、小車牙綾、散花單綾、小蓮花綾、小結花綾上絲國、呉服綾中絲國、並三丁半成疋、〈中略〉各長六丈、廣一尺九寸、

〔延喜式三十織部〕雜織

一窠二窠及菱小花等綾各一疋、料絲三斤八兩、織手一人、共造二人、長功五尺五寸、中功四尺五寸、短功三尺五寸、

師子鷹葦遠山等綾各一疋、料絲三斤八兩、織手一人、共造二人、長功四尺五寸、中功三尺五寸、短功二尺五寸、

〔新野問答〕一窠。霰。

縮線綾と申て、浮文の石疊の中に、窠の紋を織申候物に候、窠と申は木瓜を截たる象をうつしたると申候、窠中央に蝶の丸文を織て、其傍に龍膽を織候を攝家は御用候、具平親王子孫久我一黨同用之候、凡家は藤を織たるを用申候、天子は只中蝶ばかりにて、傍に文なきを著御候、皆用表袴候、縮線綾はうき織物に候へども、堅文の窠霰にも所見候、嘉祿二年八月廿一日、宰相中將爲家朝臣霰地堅文表袴を用、

〔空穗物語吹上之下〕三月三日のせくなむど、かばかりつかうまつれり、あるじの君まらうど三所の御前に、しろかねのおしきかねのだいにすへて、花。ふれう。にうす物のかさねて、〇下略

〔源氏物語二十八野分〕御なをしけもんれうを、このごろつみ出したる花して、はかなう染出たまへるいとあらまほしき色したり、

雜載

〔令義解一職員〕內藏寮

頭一人、掌二〇中略錦綾雜綵一

〔延喜式四十一彈正〕凡綾者聽レ用二五位已上朝服一、六位以下不レ得二服用一、

〔日本書紀三十持統〕四年四月庚申、詔曰、〇中略其朝服者、淨大壹已下廣貳已上、黑紫、〇中略別淨廣貳已上一富一部之綾羅等種々聽レ用、淨大參已下直廣肆已上、一富二部之綾羅等種々聽レ用、

〔續日本紀五元明〕和銅四年閏六月丁巳、遣二挑文師于諸國一、始敎レ習二織錦綾一、

〔續日本紀七元正〕養老元年五月辛丑、制諸國織レ綾、以二六丁一成レ疋、

〔西宮記臨時十一〕成二勘文一事

可レ著レ鈦左右獄囚贓物事〇中略

田邊延正年卅左京人　强盜　贓物漆種〇中略　綾七疋直卅八貫文〇中略

長德二年十二月十七日

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、〇中略常擔二集諸國土產一、貯甚豐也、所謂〇中略常陸綾、〇下略

〔中國治亂記〕大內ハ代々渡唐ノ使僧ヲ遣シ、アヤ。錦ニ至ルマデ家紋ヲ織セ、大內菱トテ唐ヨリモ色々ノ織物數千艘渡リ、其外ノ茶器唐物鑄物ヲメ置タル倉モ皆此火事ニ燒失シケル、

〇

紗綾

〔書言字考節用集六服食〕紗綾サヤ〇本字紗〇花綾絹

〔倭訓栞前編十〕さや　絲紬をさやといふは紗綾の義、紗は音也、綾はあやの略也、よて物にはさあやと書り、此類にさりんと稱するも、紗綾の音、實は綾機也といへり、

〔和漢三才圖會絹布二十七〕紗綾　絲紬、俗云左夜、

按紗綾似綾而文如稻妻、電又如菱墻者名菱墻紗綾、和漢共有之、

花文綾　花文綾、俗云止比左夜、無文綾、毛牟奈之左夜、

按飛紗綾、地似紗綾而厚如素紬、隔間有花文、如杜丹之丸所謂花文綾是也、其無紋者名滑紗綾、一名文奈之左夜略似素紬、其來於中華佳、廣東之絲不黏、朝鮮之產又次也、本朝未織之、

〔萬金產業袋四唐物類〕唐紗綾花紬紋ざやの事也、幅壹尺四寸位、丈三丈貳三尺より四丈のうへまでもあり、ひがき紋に菊あるひはいなづま、島も有、是をしまさやと云、

飛紗綾絲紬幅壹尺五寸、丈三丈壹貳尺、地もんあるをとびさやといひ、無紋なるをぬめとびといふ、白ばかりわたる、

〔萬金產業袋京四織物類〕紗綾本上りといふは幅貳尺八尋、幅壹尺八寸、三丈物といふは、幅壹尺六寸の三品あり、是を今商賣屋にて紋ざやと云、御獻上などに紅白の紗綾何十卷といひて、內に唐綿草皮紙を中入にし、卷紗綾にするはみな是なり、右の三品は、紅と白とにあり、地紋ひがきに菊の折ゑだ計也、

〔吳服類名物目錄〕一紗綾　機八枚　木機四枚、踏竹八枚、ふぐせ　糊は粉のり姫糊當分、ぬれ貫、

生糸目百目ニ付　堅四拾貳匁貫五拾八匁　右糸遣　堅江州濱糸貫白糸　右壹卷、織出しより六日ニ出來申候、

〔絹布重寶記〕紗綾幅　三丈もの金三丈壹貳尺　八尋、金三丈六七尺　惣じて反物なり、

一京紗綾

紋柄、稻妻に限る也、獻上物は拾端揃、箱入に仕入る也、〇中略

一上州紗綾

大體同樣なれども、紋がら少し大にして、紋の足のびたり、全體絹づらいやし、白みも冱す、乍然京紗綾同樣に拾反揃にして献上に用ゆ、但し上州に八尋はなし、

一上州飛紗綾

紋柄蟠龍にかぎる也、尤稀に似寄紋も有ル事なり、一幅に貳ツ附、壹反ニ六所也、

一同無紋紗綾

萬事飛紗綾同斷にて、紋柄の無き絹なり、黒紗綾張やふむづかし、白羽二重には白砂糖を用てはり、黒紗綾は黒砂糖を入て張など、都の水にくはしく出ス、

一同斜子紗綾

是も丈幅飛紗綾同樣にて、糸太くなゝこの織たるもの也、生糸にて織おろし、煉て染はりする故に、斜子とは大キに變りて絹の艶なし、斜子は煉糸にて織ゆへに、地光澤至而麗し、

一綾紋紗綾

是も丈幅同樣なり、紋柄不定、大もやふにていろ／＼有、大方帶地也、綾地に紋を織たり、輪無紋柄まゝ多し、

一唐小紋紗綾 大幅

紋がら小摸樣なり、一端ニては著尺になりがたし、同じ紋柄の絹をよせ、裁合す也、甚勝手あしきものなり、

一同龍紗綾

壹幅に紋柄三ッあり、蟠龍或は花の丸なり、

因に云、絹局の内に、龍の丸を丸龍といふ人あり、僻言なり、是蟠龍なり、蟠はわだかまるなり、

一統紗綾

丈幅龍さや同樣にて、無紋の唐紗綾なり、

〔譚海 十四〕紗綾は紋綾、むち綾、とび綾有、とうもんは三尺計、とふしけもんは壹尺計とびたるも有、摸樣はぼたん、からはな、とつちん、枝ぎく、あるひは浪の丸、をなが鳥、ぶどうにりす等也、色は何れも染色也、白くをる、もん綾はきつかうひし等也、

〔華夷變態 二〕一正保三年十月、二大師平唐侯爵鄭芝龍ヨリ正京皇帝へ進ル狀二通、○中略勅書并禮物ヲサヽグ、

雪白花絲綢 四十端 白サヤ

〔長崎會所五冊物 二〕唐船商賣方之大意

右獻上反物○會所調所町年寄、每年爲二年頭拜禮一江府參上之節、反物獻上、之外、御役人方御進物之儀者、定式大飛紗綾差上來候儀ニ付、足赤金商賣內持渡之船ゟ、商人拂直段を以、每年右紗綾九拾反宛、町年寄引請に相成、

〔寬政四年武鑑〕水野左近將監忠鼎○肥前唐津 獻上 紗綾五卷 金馬代

〔毛吹草 三〕和泉 南庄堺織紗綾(ミナミノシヤウサカイオリノサヤ)

〔書言字考節用集 六服食〕綾子(リンズ) 綸子 同

〔倭訓栞 中編二十八〕りんず 綾子の唐音也といへり

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕綾子 綸子、俗里牟須、

按、綾子似二紗綾一而厚、地文稻妻、間有二一枝花一、無二花亦有、絲滑黏是綾類之最上也、幅尺長者名二八尋物一、長三丈者名二小綾子一、出二東京一者地薄光滑也、倭綾子最良、

〔萬金產業袋 四唐物類〕綸子 綾子 幅貳尺、丈三丈貳三尺ゟ四丈壹貳尺まで、紋なべて檜垣に、菊の折ゑだもや白う、にてわたる、つゝよきもの也、○中略

〔萬金産業袋 四京織物類〕綸子、幅壹尺六寸、丈三丈貳三尺ゟ五六尺まで、唐紛、ひがき紋、かはり紋、逼（そは）綸子、幅壹尺貳寸、ひがき紋計也、但上品御召地に用ゆ、

〔吳服類名物目錄〕一綸子　機貳拾枚 但木機拾枚、ふぐせ拾枚、躡竹拾本、糊は紛のり、姬糊當分也、ぬれ貫、

生糸百目ニ付 竪四拾五匁 貫五拾五匁　右糸遣 竪美濃上替代糸、貫上白糸、　右壹卷、織出しゟ八日ニ出來申候、

右糸拵織樣之事、竪くり候而糸筋太細見合、壹筋入ニいたし經申候、夫ゟ糊いたし三日程ねさし、しぼり候而又二日ねさし、引合せ干上ゲ、夫ゟ地紋紋屋ゟ拵參候を機やへうつし、空引申、候而織申候、　貫糸はくり候而糸筋細太見合せ、絹目の積りを以貫筋合せ、ぬれ貫ニ而織申候、

〔絹布重寶記〕京綸子

常紋は稻妻に 蘭菊 の紋がら也、是をなべて京師の絹局は菊水仙といふ也、變り紋は大紋、中もん、小紋有て定りたる事なし、煉て染はりする也、張上の仕なしこかし板はり、いろ〳〵差別有、〇下略

〔譚海 十四〕綸子は京渡り共に白し、織色はながし染色也、もんがらはつゞきまんぢ、或は折いれ、稻妻、三重だすき、右は地もん菊、梅、からはな、らん等のとびもん有、地色うす綠にすきとほるをよしとす、南京朝鮮より來るのよし、

〔有德院殿御實紀附錄 十七〕御側の衆、北條對馬守氏澄、一日綸。子。の單を著して伺公せしを御覽あり、これもひたすら其衣に御目をはなたず御覽じければ、對馬守、これは何事ぞ、我身に過失あるにやと恐れ、ひそかに同僚にとひしに、この時も肥前守、さきに豐後守にいひしごとくさとしければ、對馬守はじめて心おちゐて、速に衣を改めて出ければ、御氣色にかなひけるとぞ、

〔華夷變態 一〕一正保三年十月、二大師平廚侯爵鄭芝龍ヨリ正京皇帝へ進ル狀二通、〇中略 勅書幷禮物ヲサヽグ、〇中略

大紅花京綾　六十端　緋リンズ〇中略

雪白花京綾　六十端　白リンズ

〔元治改正京羽津根三〕綸子中買

大宮誓願寺上　菱屋庄兵衛　同五辻上ル　菱屋嘉兵衛

烏丸六角下　白粉屋勘兵衛　室町二條上　譽田屋儀兵衛

紗綸

〔和漢三才圖會絹布二十七〕綾子(りんず)〇中略

紗綸(俗云左里牟)似綾子而薄、於東京綾子、正字未詳、

〔譚海十四〕紗綸はどんすに似て地あいうすく、つやはりんずよりもつよし、もんがら尤もよろし、いづれの國より渡ると云事いまだしらず、白きもあり、おほくは織色也、摸樣さま〲有、巾金壹尺四五寸ゟ二尺四五寸まで也、

紕

〔書言字考節用集六服食〕光綾子(スノリンズ)

〔和漢三才圖會絹布二十七〕八絲緞〇中略

滑綾子(奴女里牟須)與綾子同機、而其美亞八絲緞、似六絲緞而地稍硬、

〔萬金産業袋四京織物類〕紕(光綾)幅壹尺六寸、丈三丈貳三尺、もろ色いろ〲、もま、とびもん、但唐よりも渡る、みなしろぬめ也、幅は京織に同じく、丈は五丈貳三尺程づゝ有、

〔絹布重寶記〕紕〇中略

こなし大體綸子同樣也、生糸にて織たり、煉糸にて織なり、夫故絹のつや拔群の相違なり、

〔譚海十四〕光綾、ぬめはりんずの一品たるもの也、無紋にしてつや繻子に似て、白き有、織色も有、くりかのことうにして、最上下品あり、内にのりを引たるはつやなし、

緞子

〔下學集下絹布〕段子(ドンス)(段作緞)

〔運歩色葉集登〕段子(ドンス)

〔和漢三才圖會絹布二十七〕閃緞　緞子、止牟須、雲絹南京緞子、

按、閃緞自南京廣東阿蘭陀來、而廣東爲上、有大緞子小緞子之品、地厚織文繁多、以堪爲裝衣、

〔萬金産業袋 四唐物類〕緞子 細閃(ドン) 色いろ〳〵、幅丈繻子に同じ、〇幅貮尺四寸位、丈五丈一二尺、今俗に朝鮮純子といふ、〇下略

〔萬金産業袋 四京織物類〕段子、幅丈尺右同斷、〇不一定、紋大もん中紋小もん等ゑな〳〵、唐より見事なるもやう多し、是ごふく屋にて本純子といふ、

上純子と云は、ほゞ貳尺、地中品、文がら本純子におなじ、

次純子と云は、ほゞ同斷、地合次也、多くは表具地等にもちゆ、

〔機織彙編 三〕絹布名號

一緞子は繻子地にして、染糸にて織る、尤からみ糸なく地からみなり、二重緞子は、常の緞子の紋の廻りを、又外へ杼を一挺通し、外色を織込故に、二重のゑあり、尤同口へ杼を二挺通すなり、

〔譚海 十四〕一緞子、わたりは紋がら龜にしていやしくうらをもてにつや有、幅は金二尺四寸迄也、京織はもんがらうつくしく少しのりけあるやう也、中ものより巳下は裏引とてのりを引、もようさま〳〵ありといへども、古來よりありきたるぼたん、からくさ、菊、らん也、〇中略どんすはぶしゆかん、れいし、ほうわう、立わき、雲、龍、大びし、桐、からくさ、金くはてう紋也、

〔御供古實〕一しゆすどんす抔も、御禁制にて候、

〔諸大名出仕記〕繻子同段子の小袖、是も御禁制にて候間、人中へ著候事不可有之、但小人などは又不苦候か、

〔太平記 九〕山崎攻事附久我畷合戰事

尾張守ハ〇中略名越、花曇子ノ濃紅ニ染タル鎧直垂ニ、〇下略

〔親俊日記〕天文八年卯月十九日丁巳、大智院祠堂ニ段子二端 茶色萌黄 六百疋賞之、使 淵田與五郎 兩人

貴殿御用也、

〔三好亭御成之記〕一段子五端進上之、一端ヅヽせん香などつゝむやうにして、其をもとゆひのふとさほどに二筋紅ニして總ヲ結てすはるなり、總むすびは兩わたるべし、

〔太閤記十六〕醍醐之花見

寺々の名花、所々の花園まで、道の左右に埒をとをし、五色の段子のまんまくをうち、秀吉公父子其外上﨟衆かちにて、いとしづかなる有さま、人間の住家にはあらざるにやとおもはれて艶なり、

〔孝亮宿禰記〕文祿四年九月四日、去朔日於大坂太閤有御對面唐人、唐人鈍子。千端、唐冠六十頭進上之由風聞、

〔下學集下絹布〕繻子(シユス)

〔書言字考節用集六服食〕八絲(シユス)和俗用繻子字

〔和漢三才圖會二十七絹布〕八絲緞 繻子俗云之由須

按、八絲緞地厚滑艶美、無比之者、來於廣東者最佳、阿蘭陀亦美也、福建次之、倭所織者稍硬也、有白黑緋茶色及柳條飛紋之數品、

〔萬金産業袋四唐物類〕繻子八絲(シユス) 幅貳尺四寸位、丈五丈壹貳尺、色いろ〱、無地、嶋、地紋、飛紋等有り、

〔萬金産業袋四京織物類〕繻子、幅丈尺色いろ〱みな唐のごとし、但よま、地もんは唐よはなやかに、取わきよまは紅糸入などにして、見事なる事、唐に勝れり、

〔呉服類名物目錄〕一繻子 繻子機 壹巻 機拾枚、ふくせ拾枚、踏竹拾本、織手壹人、空引入不申候、手傳貳人、糊らうくず、ふのり、姫のり遣、千貫、

右金指五丈五尺ニシテ、織出し凡九日ニ出來、 右糸遣 竪上濱糸にても、上替代糸にても、貫上州むすび糸、 右糸目五百拾匁懸、此生糸目五百八拾目、内 竪寄糸三百拾匁、貫練不申なやせ糸貳百七拾目、 右織様糸拵、竪糸くり諸寄にして練

上ゲ、何色ニ成とも染糊いたし干上操、堅を經さしひろい〳〵、扨貫糸は寄り不ㇾ申、操染なやせ織申候、

一紋繻子(繻子機)　(機搦手壹人、右同斷、空引壹人、干貫、織人、)

右日數凡七日ニ出來　右織樣繻子同斷、但紋付申候ゆへ、紋やへ何にても申付、手前にて寫し取織申候事、

〔絹布重寶記〕古は繻子の織留は、いづれも額を織しなり、近來はいろ〳〵風流の花鳥、山水美盡し善盡せり、夫故漢唐繻子今舶來の大幅、やはり額のおりどめ也、よつて額と唱るは、繻子にかぎるべし、餘は界限と呼ぶがよし、然共京島は(京にては菅大臣島といふ也、菅大臣町とて、昔菅公の降誕ましませし地より、初て織出せしなり、如ㇾ此いふとかや、)江の織留の外ニ、金糸赤いとなどにて、小き印を織附る也、此おりどめを絹局(くろふと)は角といふ人もあり、

〔機織彙編三〕絹布名號

一繻子(しゆす)は、繻子地にて、からみ糸なく、紋をば地堅にてからむなり、

一八絲緞は、繻子の紋を不ㇾ引して織を云、

〔譚海十四〕繻子は五色ともに織色也、つやあるを第一とす、南京より渡るをほうひしてあぶらしゆすといふ、少し次なるをむりやうと云、然れ共一品に非ず、むりやうといふは、繻子に似て別物也、能々見わくべし、

〔親元日記〕寛正六年正月十二日庚申、御喝食(壽文房)一昨日御成ニ伺候、爲御禮繻子(紅)引合被ㇾ遣之、

〔大猷院殿御實紀十四〕寛永六年九月十九日、暹羅の國使三人入朝して拜し奉る、○中略大御所(○德川秀忠)にも○中略茄花色八絲緞四反、○中略其國宰臣より酒井雅樂頭忠世にも書簡を贈り、○中略宰臣より花縵一條、八絲緞三反を贈り、儒臣林永喜信澄へ茄花色八絲緞二疋、鳥綱二疋、長崎役人高木作

右衛門へ茄花色八絲緞四疋、末次平藏へもおなじ品を贈れり、

〔華夷變態　一〕一正保三年十月、二大師平虜侯爵鄭芝龍ヨリ正京皇帝へ進ル狀二通、〇中略勅書幷禮物ヲサヽグ、〇中略

大烏素八絲　二十端　シユス

〔嚴有院殿御實紀　五十二〕延寶四年正月九日、千代姬御方まうのぼられ、伽羅一本、色繻子十卷、錦手食籠をつかはさる、

〔嚴有院殿御實紀　五十五〕延寶五年八月十四日、女院の御樣體をとはせたまひて、中奥小姓井上兵庫頭利朗御使にさゝれいとま給ひ、女院に伽羅一本、紋繻子十卷、脇息進らせたまふ、

〔書言字考節用集　六服食〕七彩シユチン又作二七絲一　繻珍同俗字

〔和漢三才圖會　二十七絹布〕七絲緞　繻珍俗

按、七絲緞出二於廣東一、似二緞子一而絲黏少、其織文純色者爲二緞子一、黃赤等襍色者爲二七絲緞一、

〔萬金產業袋　四唐物類〕繻珍七絲　色いろ〳〵、幅丈右同斷、〇幅貳尺四寸位、丈五丈一二尺、紋がら大中小紋さな〳〵有、

〔萬金產業袋　四京織物類〕繻珍、幅貳尺四寸、丈五丈壹貳尺、いろ紋がらさな〳〵有り、

〔吳服類名物目錄　一〕一繻珍　繻子機　機糊右同斷、千貫、織手壹人、空引壹人、手傳貳人、

右金指五丈、巾貳尺三寸、　糸目五百目懸　右總生糸目七百拾三匁、內濱糸、練糸、竪寄糸、生糸、三百五拾七匁、濱糸之次之糸を遣申候、紋糸、貫糸、生糸、三百五拾六匁、　右日數十四日計　右織方純子同斷

〔機織彙編　三〕絹布名號

一繻珍は繻子地にして、伏機なく紋を引故に、紋の上上飛糸なり、但し二丁杼四丁杼ある故に、紋外之所を織る時に、先に引たる紋の所にて、横糸あや懸るなり、

〔譚海十四〕繻珍はもやうこまかにして、わり紋とて總地もん物也、をりいれひし、卍字、三重だすき、花わちがひ、きつかう、長春、唐草、わりびし等を、五色の糸にて織つくる、地色きはまりなし、いづれもどんすのもようとはちがひ、うけもん也、どんすはかたもん也、

〔嚴有院殿御實紀五十三〕延寶四年八月廿一日、京所司代戸田越前守忠昌上洛により、〇中略女院へ金入繻珍十卷進らせたまふ、

むりやう

〔和漢三才圖會二十七絹布〕六絲緞　漢府八絲帽緞、俗云無里也宇、按、六絲緞出於廣東南京福建、似八絲緞而絲寡故名、其光滑亦稍劣、比於滑綾子則厚軟也、其織耑有繡漢府八絲之四字者、不知漢府何國之府名乎、

錦　綺併入

名稱

錦ハ、ニシキト云フ、赤、白、黄、青、紫等ノ染絲ヲ以テ、種々ノ文樣ヲ織成シタル布帛ノ名ニシテ、地質重厚、色彩燦爛、頗ル精美ヲ極メタルモノアリ、我國ニ於テ古ク名アリシモノハ、秘錦、韓網錦、軟錦、兩面等ニシテ、唐錦、蜀紅錦、東京錦、高麗錦等ハ、本ト外邦ノ産タリ、其他我國ノ製作ニシテ名アルモノハ、倭錦、蝦夷錦、綴錦等ノ數種ナリトス、

綺ハ、キ又カムバタト云フ、錦ニ似テ地質厚カラズ、

〔倭名類聚抄十二錦綺〕錦　釋名云、錦居飲反、和名邇之岐、本朝式有韓網錦、高麗錦、軟錦、兩面錦等之名、綱字所出未詳、金也、作之用功重、其價如金、故製其字帛與金也、

〔箋注倭名類聚抄三錦綺〕按、説文云、錦襄色織文、从帛金聲、所謂諧聲字、劉氏所説是會意、其説不同、

〔事物紀原十布帛雜事〕錦

拾遺曰、員嶠山環丘有氷蠶、霜覆之然後成繭、其色五彩、唐堯之時、海人織錦以獻、後代効之染五色絲、織以爲錦、丹陽記曰、歷代尙未有錦、而成都獨稱妙、蓋如於蜀記也、蜀自秦昭王時始通中國、而三代已有錦、見於禮多矣、王嘉所記爲近之、

〔類聚名義抄 八金〕錦 ニシキ

〔日本釋名 下衣服〕錦 には丹也、あかき也、しは白也、きは黃也、赤白黃いろ〳〵おりませたる也、

〔東雅 七器用〕錦 ニシキ 義不詳、神功皇后紀に、新羅王其子を質となし、よりて金銀彩色、及綾羅縑絹を八十艘の船に載て、官軍に從はしむ、これ新羅常に八十艘の調を貢する緣也と見えたり、其彩色の字讀てニシキといふべし、萬葉集に、綵色の字讀てニシキといふ是也、日本紀私記には、錦の字古訓ニシキモといふと見えたり、もとこれ彼國の方言に出し所なるに似たり、我國にして錦織れる始は未詳、職員令に、織部司掌織錦と見えたれば、官にして織らしめられし、因て來る所久しき事也、○中略漢人の說に、女王國に、明霞錦、魚油錦ありと見えしは、杜陽雜編我國の產也などいふ說あれど、此事もとより我國の事にあづかるべきにもあらず、漢武帝の時に、日本國麒麟錦十端を貢すといふが如きは、顧府續編正しく日本國の貢せし所と見えたれど、其世に彼國に通せし事の如きは、本朝の國史に見えし所にもあらず、これ又傳聞之謬とこそ覺ゆれ、

〔倭訓栞 前編二十〕にしき 錦をよめり、丹白黃の義也、日本紀に丹敷に作る、孝德紀に、大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦、天武紀に、霞錦、文武紀に窠子錦、衣服令に雲錦、本朝式に暈繝錦、高麗錦、軟錦、兩面錦、刺車錦、呉錦、小窠綿、一窠錦、二窠錦、五窠錦、屋形錦等見えたり、

〔八雲御抄 三下衣食〕錦 こま萬 から をぐるま伊勢の御領にまいる、紺地也、 ちへの錦萬歌 あかぢのにしき後白河御うた とこ はなの 紅葉の よるのせんなき物、本文也、

〔古事記 中垂仁〕爾其后以紐小刀、爲刺其天皇之御頸、三度擧而不忍哀情、不能刺頸而泣淚、落溢於御面、

乃天皇驚起、問其后曰、吾見異夢、從沙本方暴雨零來、急沾吾面、又錦色小蛇纏繞我頸、如此之夢、是有何表也、

〔日本書紀 十三允恭〕八年二月、幸于藤原、密察衣通姫之消息、○中略 歌之曰、佐瑳羅餓多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝、阿麻哆絆泥受迹、多儴比等用能未、

種類　秘錦

〔類聚名義抄 八金〕秘錦 ヒゴム

〔續日本紀 十四聖武〕天平十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮秘錦冠一頭、○下略

〔東大寺獻物帳〕銀莊唐樣大刀一口 刃長二尺四寸、(中略)緋地秘錦袋緋綾裏、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合秘錦褥參床 佛物一床長一尺、廣一尺二寸、通物二床之中、一長八尺七寸、一長八尺五寸、

〔空穗物語 吹上之下〕こく王のくらゐにおとらぬ、すまひせさせたてまつらんとて、つかうまつることかぎりなくめでたし、春は一二万丁の田に、なはしろをまきなへをうへても、これわが君の御としのれうにともしかるべしとなげき、二三十万ひきのあやひごんをかぞへおさめても、御かざりにどもしかるべしといそぎ、○下略

〔源氏物語 三十二梅枝〕ちかき御しつらひのもの、おほひ、しき物しとねなどのはし共に、古院の御世のはじめつかた、こまうどのたてまつれりける、あやひごんき共など、今の世の物に似ず、猶さまざま御らんじあてつゝ、ぞさせ給て、このたびのあやうすものなどは人々に給はす、

〔河海抄 十二梅枝〕綾緋金錦 金を織付たる錦也、云々、金襴の類歟、

暈繝錦

〔伊呂波字類抄 雜物字〕暈繝錦 ウンケン名、俗暈繝、

〔箋注倭名類聚抄 三錦綺〕按、暈繝本彩色之名、故續日本紀云、染作暈繝色、而其色各種相間、皆橫終幅、假令白次之以紅、次之以赤、次之以紅、次之以白、次之以縹、次之以青、次之以縹、次之以白之類、漸次濃淡、如日月暈氣雜色相間之狀、故謂之暈間、以後名錦、俗从糸、唐六典織染令職云、凡織紝之作有

十九日、綱、唐書代宗紀云、禁大綱竭鑿六破錦、（中略）〇集韻云、綱古晏切、錦文也、然其字、說文、玉篇、廣韻不載、故云所出未詳也、

〔名目抄（雜物）〕繧繝（ウゲン）

〔優頭屋本節用集（財寶字）〕雲繝緣（ウンゲンベリ）

〔壒囊鈔餘〕一繧繝緣ハ、五色絹糸ニテ織也、紋ハ菱ナリ、

〔倭訓栞（中編三）〕うんげん　元明紀に、染作暈繝色而獻之、本朝式に、暈繝錦とみゆ、暈綺通じ繝綱通す、類篇に緯染間色、綱錦文也と見えたり、後世或は繧繝に作る、されど繧字考る所なし、物にうけんとも見ゆ、

〔延喜式（三十織部）〕雜織

大暈繝錦一疋、料絲六斤一兩一分、織手一人、共造一人、長功三尺、中功二尺七寸、短功二尺四寸、

〔延喜式（四伊勢大神宮）〕神寶廿一種、（中略）〇須我流横刀一柄、（中略）〇柄勾皮長一尺四寸、裹小暈繝錦、（廣一寸）一押鏡形金六枚柄枚押小暈繝錦、（長三寸一分、廣一寸、）（中略）〇金鮨形一隻、（長六寸、廣二寸五分、）著紫組長六尺、袋一口、（表大暈繝錦、裹緋綾帛、各長七尺、）

〔延喜式（六齋院）〕三年一請雜物

暈繝錦四尺四寸（褥机覆一條表料）

〔延喜式（三十八掃部）〕供御（中略）〇繧繝端帖十枚、（夏八枚、長八尺、廣五尺、冬二枚、長廣同上、）同端帖四枚、（夏冬各二枚、長六尺、廣四尺、）

〔續日本紀（六元明）〕和銅六年六月辛亥、右京人支半于刀、河內國志紀郡人刀母離余叡色奈並染作暈繝色而獻之、以（〇以原本脫、今據類聚國史補、）勞各授從八位下、幷賜絁十疋、絲四十絇、布卅（〇布卅二字原本脫、今據一本補、）端、鹽十籠、穀一百斛、

〔台記〕久安七年（〇仁平元年）二月廿七日戊辰、今夜兩院渡御鳥羽云々、師光昇殿（翌日來告）自院賜錦唐綾繧繝

依奏請也、

軟錦

〔新猿樂記〕八郎眞人者、商人主領也、○中略交易之物、賣買之種、不可稱數、○中略高麗軟錦、○下略

〔延喜式織部三十〕雜織

黑綠地軟錦一疋、料絲八斤十二兩、織手一人、共作一人、長功二尺七寸、中功二尺四寸、短功二尺一寸、

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、兩面十一丁成疋、丁別輸絲國(伊勢以下四十八國)以綾准此、(中略)兩面已下各長六丈、廣一尺九寸、以傜夫織成、羅

〔延喜式織部三十〕雜織

兩面

毅皮兩面一疋、料絲六斤八兩、織手一人、共造二人、長功五尺、中功四尺、短功三尺、

一窠二窠幷小花等兩面一疋、料絲各六斤八兩、功程同毅皮兩面、

〔延喜式內藏十五〕諸祭幣帛

伊勢太神宮祭　錦一疋、彩物兩面一疋、

〔延喜式掃部三十八〕年料鋪設

供御白地錦端帖四枚、夏冬各二枚、長一丈、廣五尺、○中略兩面端帖十六枚、南殿御帳下敷、長八尺、廣四尺、

〔世俗淺深秘抄上〕一和琴此國物也、仍袋(常毛)又頭ヲ押モ不用唐錦、只如兩面ヲ用也、雖有此說、強用唐錦、有何事乎、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年二月戊戌朔、賜高麗王書曰、○中略卽因還使、相酬土毛絹卅匹、○中略更加優賜錦四匹、兩面二匹、○下略

〔箋注倭名類聚抄錦綺三〕按、兩面錦見續日本紀、今帖端用之、呼兩尾者卽是、

〔日本書紀天武二十九〕十年十月乙酉、新羅遣沙喙一吉飡金忠平、大奈末金壹世貢調、○中略別獻天皇皇后

霞錦

太子金銀錦霞、○霞錦恐倒置幡皮之數類、各有數、

朱鳥元年四月戊子、新羅進調從筑紫貢上、○中略金銀、霞錦、綾羅、虎豹皮、及藥物之類、幷百餘種、亦智祥

唐錦

健勳等別獻物、金銀錦霞、○錦霞恐倒置羅金器屏風、鞍皮、絹布、藥物之類、各六十餘種、

〔日本書紀通證 三十四天武〕霞錦釋日、霞色之錦、魏志倭錦、杜陽雜編曰、女王國有二明霞錦一、練水香麻爲レ之、光耀芬馥、五色相間、而美麗過二中國之錦一、又有二魚油錦一、文彩尤異、入レ水不濡、以レ有二魚油一故也、續府續編漢武帝時、日本貢二麒麟錦十端一、金花炷目、杜子美詩瑞錦送麒麟、註日本麒麟錦、義楚六帖曰、大倭國貢二紳錦一、龍文鳳彩、殆非二人工一、

〔機織彙編 三〕絹布名號

一錦は又唐錦とも云、平金糸に五色の糸を入る、上品ほど色數多く入る、地合はかた地なり、

〔源氏物語 十七繪合〕左はまたんのはこに、すわうのけそくしきものにはむらさき地のからのにしき、うちしきはえびぞめのからのきなり、

〔古事談 一王道后宮〕白川院爲二御方違一、俄臨二幸實季卿家一、御引出物ニ、役ノ優婆塞ノ獨鈷ヲ相傳シテ持タリケルヲ、殊ニ勝タル唐錦一段ニ裹テ被レ進ケル、○下略

〔大館常興日記〕天文十年八月十七日、及レ晩以佐被レ尋下候、大友修理大夫次男御字を申請候御禮に、唐錦二端、豹皮一枚進上仕候、可レ被レ成二御内書一哉、

〔枕草子 五〕めでたきもの　からにしき

〔新勅撰和歌集 二十物名〕からにしき

むつごともつきてあけぬと聞くからにまきのはねがきうらめしき哉

呉錦

〔延喜式 四伊勢大神宮〕度會宮裝束○中略

緋錦衣一領、○中略呉錦衣一腰、○中略呉錦裳一腰、

〔古老口實傳〕神宮古物御裝束所用篇目

桐竹呉。錦。幷刎車錦奉レ藏二籠之一外、及顯露无二他用一、不淨之時不レ觸レ手也、

蜀紅錦

〔譴驢斷餘 宗全話〕一蜀紅ノ錦トハ、錦ニ金ヲ交タルヲ云ナリ、

〔武家名目抄稿 衣服八上〕按、蜀江の錦は、錦の尤貴きものにて、○中略もろこし蜀の成都にあり、紋

江といふ、一名を錦江ともいふ、錦を織て此水に濯せば、其文鮮明なりといへり、

〔建武年間記〕武者所輩可ㇾ存知條々

一鎧直衣、蜀錦、呉綾、金紗、金襴、紅紫之類、細々警固之時、不ㇾ可ㇾ著用、

建武元年五月七日

〔茶道筌蹄 四〕袋切〇中略 錦

蜀江　地組厚く二重織なり、色もやう色々あり、但し二重金の様に用ゆるが、蜀江の宿ヅカヒなり、極上代七百年餘、

東京錦

〔新猿樂記〕八郎眞人者、商人主領也、〇中略 交易之物、賣買之種、不ㇾ可ㇾ稱數、〇中略 東京錦、〇下略

〔好古日錄 末〕金襴金段諸錦

東京錦ハ近來マデ其體サダカナラザリシガ、今ハ皆々人シレリ、余按ニ、延喜式ニ唐經錦アリ、東京ト書ハ假借ナラム、又東京錦ニコ・ニシキノ訓アリ、其義詳ナラズ、

〔源氏物語 二十三 初音〕すゞりのあたりにぎはゝしく、草子共とりちらしたるをとりつゝみ給ふ、からのとうぎやうきのこと〳〵しきはしさしたるしとねに、おかしげなるきんうちをき、〇下略

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於ㇾ東三條ㇾ再行ㇾ大饗、朱器初度 藤原頼長〇　廿七日癸亥、今日撤ㇾ堂上裝束、地下幄幔、去夕撤之、　裝束〇中略 母屋西第四間南北行屏風、西去七八許寸、敷ㇾ靑地錦緣出敷、白絹裏　四枚、尊者別二枚〇中略 其上敷ㇾ白褥東京錦緣茵二枚、

高麗錦

〔延喜式 三十 織部〕雜織

白地高麗錦一疋、料絲七斤四兩、織手一人、共造一人、長功二尺七寸、中功二尺四寸、短功二尺一寸、

〔延喜式 三十八 掃部〕凡御座者、清涼後涼等殿、設ㇾ錦草墪、高麗錦表、黃地緣、緋東絁裏、

〔東大寺獻物帳〕書法廿卷　搨晉右將軍王羲之草書卷第一〇中略　右並納ㇾ銀平脱箱、箱亦納ㇾ高麗錦

袋、

〔萬葉集十一〕正述心緒歌

狛錦、紐解開、夕戸不知有命、戀有、（コマニシキヒモトキアケテユフベニハシラザルイノチコヒツヽカアラン）

〔空穗物語樓上之下〕ろうのてん上には、かゞみがた、くものかたをおりたるこ。ま。に。し。き。をはりたり、

〔源氏物語繪合十七〕右はぢんのはこに、せんかうのしたづくゑ、うちしきは靑地のこ。ま。の。に。し。き。、あしゆひのくみ、けそくの心ばへなどいといまめかし、

〔雍州府志七土產〕倭錦 一名神錦、一名文錦、一名車錦、一名雲繝錦、 染五色絲織成、其文章如蜀錦、故名倭錦、山海經東海有氷蠶、其繭五色、織爲文錦、入水不濕、又六帖、大倭國貢神錦、氷蚕絲織之、龍文鳳彩、殆非人工、卽是也、萬葉集名車錦、延喜式稱雲繝錦、禁裏用之、韞內侍所神鏡之御奩、及大社之斗帳飾神輿、悉用之、今織之所東洞院二條南櫟氏隼人良元家織之、他無之、櫟或作市井、本錦織氏也、

〔天工開物乃服上〕倭緞

凡倭段製、起東夷、漳泉海濱、效法爲之、絲質來自川蜀、商人萬里販來、以易胡椒歸里、其織法亦自夷國傳來、蓋質已先染、而斮綿夾藏、經面織過數寸、卽刮成黑光、北虜互市者、見而悅之、但其帛最易朽汚、冠弁之上、頃刻集灰、衣領之間、移日損壞、今華夷皆賤之、將來爲棄物、織法可不傳云、

〔機織彙編三〕絹布名號

一倭錦は堅地にて色糸を織り、からみなく、裏には浮糸一面にあり、

〔南嶺遺稿三〕神物大和錦を用、大紋の浮文、此地にて沓の裏を張る、大和錦河內錦と分る、今義解を見るべし、大和の分西ニづりと云、生駒山の西を河內、東を大和と云、大和國は赤色、河內國は黑色、陰陽を分、神事には大和錦を用る、佛事には河內錦を用る、大和錦に赤色の外の色あるはあやま

蝦夷錦

り也、

〔機織彙編三〕絹布名號

一蝦夷錦は極細き捻金糸にて金銀二色織り、彩色をつくして、種々色數を織る、地合は繻子にて、摸樣の處は表より縫取に織、からみ糸なし、地竪糸にて表ばかりからみ、裏は飛糸なり、上品は地一杼之内に、捻金二杼宛織るなり、

〔譚海十四〕えぞ切地ふとくつまり、錦金襴ともによろし、金はわうごんにはあらず、日本にて唐しんちうといふもの也、金の色すぐれてよろし、紋がら上ぼんにして、餘國におよばざるところ有、摸樣はさまざまあれば、書つくるにいとまあらず、

〔山陽遺稿詩五〕蝦夷錦歌爲筑後佐田修平作

紫鳳蹴濤天呉躍、一丈圓窠雲五色、織以冰蠶寫海噉、正視則赤側視碧、曰蝦夷錦或曰非、北狄所製互市獲、豈無海賈遞鬻來、親獲夷疆事大奇、南筑有人學於武、褁足更究東北夷、還逢松藩大閱日、縱觀扁髭弧箭隨旛旗、揮毫幕中拜此賜、匹如宮袍被姓李、囊攜萬里獻尊親、專同晝施誇富貴、君不見海徼無復警風魚、投筆誰敢事戎車、卻把翰墨博遠物、較其纖蕃果何如、願君威才拔常品、經文緯武兩研審、成其可用如布帛、不唯可觀如此錦、否則能諳夷狄情狀資邊防、如此錦盡寫水族怪詭無遁藏、

綴錦

〔機織彙編三〕絹布名號

一綴錦は竪横の糸共に捻糸にて、五色又色をつくして織る、地合は蓆地なり、故に竪糸は不見して、横糸は縫取に其摸樣を織るなり、舟の帆木綿の地も綴地なり、

〔秋苑日涉十一〕克絲

克絲或作刻絲、今此方人亦能織之、俗謂之綴錦（綴此讀追鏤列）云、按、坌東野語曰、紹興御府書畫式、出等眞跡法書用克絲作樓臺錦褾、東軒筆錄曰、李太后始入掖庭、纔十餘歲、唯有一弟七歲、太后臨別、手結刻絲

雛囊與之、游官紀聞曰、剋絲藥袋一枚、剋絲篦子袋一枚、蕙章類編曰、盧岐僧院剋絲作羅漢十八幅、觀音二幅、莊季裕雞肋編曰、定州織剋絲、不用大機、以熟色經于木杼（音儲）上、隨所欲作花草禽獸樓閣、以小梭先疏其處（蔓花洲間綠、疏作留）、以雜色線綴于經緯之上、合以成文以相連（以相之以作不）、承望空觀之、（無望字）如雕鏤之象、故名剋絲、婦人一衣（婦上有如字）、終歲方就、（下有雖作百花使不相類八字）蓋亦可緯線非通梭所織也、言鯖曰、克絲作起于宋、通作剋絲、今則吳下通織之、以爲被褥圍裙、市井富人無不用之、不以爲奇矣、格古要論曰、剋絲作宋時舊織者、白地或青地子、織詩詞山水或故事人物花木鳥獸、其配色如傅彩、又謂之刻色作、此物甚難得、嘗有舞裀濶一尺有餘者、且匀淨謹厚、格致鏡原引名義考曰、剋絲宋巳有之、而剋之義未詳、廣韻緙乞格切、織緯也、則剋絲之剋本作緙、誤作剋、周禮內司服、翬衣其色玄、揄狄靑闕狄赤、皆剋繒爲雉形、誤作剋、

〔茶道筌蹄四〕袋切〇中略　錦

綴（ツヅレ）　織物にあらず、竪は細き苧、横は能き糸にてサシたる物なり、うら表なし、

木綿錦

〔機織彙編三〕絹布名號

一木綿錦は地合平綾にして二重竪、横は何れも木綿糸、竪糸は絹にて、糸錦の如く織る、

唐織

〔機織彙編三〕絹布名號

一唐織は一名わた錦と云、糸は種々の色分織込む、からみ糸なく、地からみにて、地口一杼に幾杼も、色數ほど幅いつはいに杼を通し、裏は皆飛糸に成處、わたの如く厚く見ゆる、依之名付る也、地合は繻子地、又かた地、或はぬめ地にも織る、横の色糸はねりぐり糸也、

〔吳服類名物目錄〕一唐織（唐織機）　壹端（機六枚、ふくせ六枚、踏竹六本、織手壹人、空引壹人、姫のりふのり遣、ぬれ貫、竪糸生糸、貫練糸、）

右丈數四丈壹尺、巾壹尺五寸金ざし、　右糸目四百五拾目懸り、内八拾八匁箔目、　生糸總目五百拾六匁、内（竪糸生白糸百貳拾五匁、辨柄糸貫生糸三百九拾壹匁、箔貳拾貳枚、）但竪糸寄り不申遣申候、　右摸樣柄ニ而七十日も懸

雜錦

り申候、又大體心安キ摸樣は廿五日にも出來申候、　右糸拵織樣白糸を操、堅を經、何ニても色々染、糊を〆機へかけ織申候、貫糸も操候而染、艶出候樣ニのしにのし、小樋と申物何枚も遣、筬をへらに而引、摸樣柄はもんやへ申付、手前にて寫し取織申候事、地貫は大樋壹挺にて織申候、

〔雍州府志七土產〕金襴唐織　近世西陣人倣中華之巧、而金襴、段子、繻子、紬綾、綸紗、紋紗類無不織之、〇中略一種有稱唐織者、以五色絲織成花鳥或菱花等雜品之紋、倣蜀江錦者也、故號唐織、伶人之裝束、猿樂之衣裳、婦人之臥具用之、今所用之金襴、以西陣野本氏爲始、唐織以俵屋爲本、

〔貞丈雜記三小袖〕一から織物とからおりとは別也、から織物をばから物とも云也、金襴、段子、繻子、綾錦、其外すべて唐より渡りたる物は、皆から織物也、から織は日本にて織也、地は生糸にて紋がらは五色のねり糸金糸等をまじへて、浮織にしたる物也、唐めきたる織物なる故、からおりと云也、

〔驢鞍斷餘〕一唐織、貴人ノ外不著也、

〔筑前續風土記二十七土產考〕唐織絹　博多にて織る故に、博多唐織と云、古へ博多に唐船來りし時、習ひて織出せり、〇中略長政公〇黑田の時、掛町彥三郎と云者、唐織を能せしかば、竹若家に是を習ひ得て織る、是より前は竹若家には、組細工をのみ業とせり、今は唐織の絹も、竹若家より織出せり、

〔槐記續編〕享保十七年八月十二日、被物ヲ行ハルヽコト、今ニテハ唐織ニカギルヤウナリ、イナコト也、〇中略關東ニテ勅會ノ時引カルヽモ、唐織ニカギルヤウニ成タリ、

〔毛吹草三〕山城　唐織カラヲリ

〔延喜式三十織部〕雜織

長副錦一疋、料絲十一斤十一兩、織手一人、共造一人、長功一尺八寸、中功一尺五寸、短功一尺二寸、

緋地績錦一疋、料絲十斤、織手一人、共造一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

白地襭錦一疋、料絲七斤、織手一人、共造一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、〇中略

小珠繩錦一疋、料絲十三斤三兩、織手一人、共造一人、長功一尺七寸、中功一尺四寸、短功一尺一寸、〇中略

襪脛錦一疋、料絲十五斤十四兩、

床子錦一疋、料絲廿七斤十兩、〇中略

中縹地唐經錦一疋、料絲九斤、織手一人、共作一人、長功二尺四寸、中功二尺、短功一尺五寸、

韓紅地細落葉錦一疋、料絲八斤、織手一人、共作一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、

白地覆瓫錦一疋、料絲六斤十二兩、織手一人、共作一人、長功三尺、中功二尺五寸、短功二尺、〇中略

裾腰錦一疋、料絲十一斤、織手一人、共作一人、長功一尺五寸、中功一尺三寸、短功九寸、

蟬形裙腰錦一疋、料絲十八斤三兩、功程同上

蒲萄地綿納錦一疋、料絲十斤十二兩、織手一人、共作一人、長功二尺六寸、中功二尺三寸、短功二尺、〇中略

韓紅地火打錦一疋、料絲六斤八兩、織手一人、共作一人、長功二尺九寸、中功二尺六寸、短功二尺三寸、

〔延喜式 三十八 掃部〕凡設座者、皇太子錦草墪、(褥錦表、長副錦緣、縹東絁裏、)〇中略 妃夫人錦草墪、(黃地覆瓫錦表、紫地車子兩面緣、縹東絁裏、)

色地

〔茶道筌蹄 四〕袋切〇中略　錦

有栖川　紅毛物といふ、摸樣色々あるなり、上代三百年餘、

朝鮮　高麗にて織たるを云

〔日本書紀 二十九 天武〕十年四月辛丑、立禁式九十二條、因以詔之曰、親王以下至于庶民、諸所服用、金銀珠玉、紫、錦、繡綾、及氈褥冠帶、幷種々雜色之類、服用各有差、辭具有詔書、

〔東大寺獻物帳〕御袋一口(緋地碧地錦間縫、黑紫赤紫組係、納桐褁物、)　右御刀子御袋者、並繫著偃鼠皮御帶、〇中略

紅地錦御袋一口(黑紫組係、納麝香幷袋、稱九兩二分)〇中略

文様

黒作懸佩刀一口(刃長一尺一寸九分、(中略)紫地錦袋緋綾裏、○中略) 寶莊懸佩刀一口(刃長一尺四寸五分、(中略)緑地錦袋淺緑綾裏、)

金銅作懸佩刀一口(刃長二尺一寸九分、(中略)緋地錦袋緋綾裏、)

〔平家物語五〕ふじ川の事

大將軍小松の權のすけ少將惟もりは、○中略みち中には、あかぢのにしきのひたゝれに、もよぎにほひの鎧きて、○中略ふく將軍さつまの守たゞのりは、こんぢの錦のひたゝれに、くろ糸おどしの鎧きて、○下略

〔平家物語七〕實盛さいごの事

落行勢の中に、むさしの國の住人、長井の齋藤別當さねもりは、存ずるむね有ければ、あかぢの錦のひたゝれに、もへぎおどしのよろひきて、○中略さいごのいとま申に、大臣殿(宗盛○平)へ參て、○中略實盛もとはゑちぜんの國の者にて候しが、近年御れうに付られて、むさしの國長井に居住仕り候き、事のたとへの候ぞかし、古鄕へは錦をきて歸ると申事の候へば、何かくるしう候べき、錦のひたゝれを御めん候へかしと申ければ、大臣殿やさしうも申たりける物かなとて、錦のひたゝれを御免有けるとぞ聞えし、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月九日丁酉、御塔供養也、○中略供養事終、被引御布施、先錦被物三重、內(一重赤地、)駿河守廣綱(一重青地、已上自仙洞被下之、)皇后宮權少進、又一重(紫地、帥寵進、)安房判官代等取之、

〔令義解六衣服〕武官禮服

衞府督佐○中略加繡裲襠、(謂一片當胸、一片當背、故曰裲襠也、)兵衞督雲錦、

〔織文圖會錦織物〕錦(獨窠、二窠、三窠、四窠、五窠等ノ名アリ、)

〔續日本紀三文武〕慶雲元年十一月庚寅、遣從五位上忌部宿禰子首、供幣帛鳳凰鏡窠子錦于伊勢太神宮、

〔延喜式三十織部〕雜織

緋地五窠錦一疋、料絲七斤一兩、織手一人、共造一人、長功二尺八寸、中功二尺五寸、短功二尺二寸、

韓紅地二窠錦一疋、料絲十一斤十三兩、織手一人、共造一人、長功一尺八寸、中功一尺五寸、短功一尺二寸、

一窠錦一疋、料絲十六斤十四兩、織手一人、共作一人、長功一尺一寸、中功八尺、短功六寸、次二種錦、功程准此、

黒絲地唐五窠錦一疋、料絲九斤十兩、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、○中略

中縹地四窠錦一疋、料絲八斤、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

韓紅地四窠錦一疋、料絲六斤十三兩、功程同上○中略

中縹地後四窠錦一疋、料絲十一斤、織手一人、共作一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事

御床裝束四種○中略　小窠錦御被一條長九尺、弘四幅、○中略　樋代御裝束六種○中略　五窠錦御被一條長一丈、廣五幅、○中略　出座御床裝束物七十二種○中略　屋形錦御被一條長九尺、弘四幅、

〔日本書紀二十五孝德〕大化三年、是歲制七色一十三階之冠、○中略　四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以大伯仙錦爲之、以織裁冠之緣、其小錦冠以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦裁冠之緣、○中略　六曰黒冠、有大小二階、其大黒冠以車形錦裁冠之緣、其小黒冠、以菱形錦裁冠之緣、服色並用緇、

〔日本書紀通證三十孝德〕大伯仙錦、小伯仙錦、初學記曰、大博山小博山、織錦別名也、車氏藝林曰、博山爐烟象海中博山故名、○中略　車形錦所謂佐佐眞賀多也、見允恭紀歌、正中御飾記曰、刺車錦御被、黄地、以黒糸奉織小車文形、菱形錦倭名抄、菱和名比之、

〔延喜式四伊勢大神宮〕度會宮裝束○中略

土代敷細布袷帷一條、○中略　刺車錦被二條、長各八尺、廣四幅、

錦部

〔古老口實傳〕神宮古物御裝束所用篇目
桐竹異錦并剡車錦（奉藏護之外、及顯露无他用、不淨之時不觸手也、）色色錦御衣等（不淨類之外所用无憚也）

〔新千載和歌集（十神祇）〕貞和元年、豐受大神宮遷宮奉行の時、神寳御裝束など撿知して思ひつゞけ侍ける、　小槻匡遠
君が代に又めぐりあふ小車のにしきぞ神の手向なりける

〔延喜式（四伊勢大神宮）〕太神宮裝束（○中略）
床土代敷細布袷帷一條、（○中略）屋形錦被一條、

〔織文圖會（錦織物）〕赤地錦（伊勢内宮内殿御裝束○中略）
鵠鴿錦（同）　竹錦（同）　散花錦（同）

〔延喜式（四十二東西市）〕錦廛（○中略）　右五十一廛東市　錦綾廛（○中略）　右卅三廛西市

〔人倫訓蒙圖彙（四）〕御錦屋　大和錦とて由緒あるとかや、金一尺代貳匁五分、東洞院二條下ル町一井五郎左衞門、

雜載

〔令義解（一職員）〕内藏寮
頭一人（掌○中略錦綾雜綵、）

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合錦參條（佛物二條之中、一長五尺、一長二尺三寸、並雲幡錦、通物一條、長四丈三尺五寸、陰馬錦、）

〔日本書紀（十九欽明）〕十五年十二月、百濟遣下部杆率汶斯干奴上表曰、（○中略）又奏、臣別遣軍士萬人助任那、并以奏聞、今事方急、單船遣奏、但奉好錦二疋、（マリカモ）𣰰㲪一領、斧三百口、

〔續日本紀（五元明）〕和銅四年閏六月丁巳、遣挑文師于諸國、始敎習織錦綾、　五年七月壬午、令伊勢、尾張、參河、駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讚岐等二十一國始錦綾錦、

綺

〔東大寺正倉院文書十五〕尾張國天平六年正稅帳

錦參匹料紫絲捌絇參兩壹分　染料紫壹拾壹斤　直稻參佰參拾束斤別卅束

〔好古日錄末〕古錦

寶曆初年、原田越齋ノ家ニ於テ、錦繡圖一帖ヲミル、其中ニ淡路天皇ノ御褥ノ錦ト云ヲ載テ、法隆寺ニアリト云、往年コレヲ寺僧ニタヾスニ、淡路帝ノ御褥ハナシ、然ルニ乙卯春、法隆寺所施ノ錦綾ノ破片中ニ、右ノ圖ニ載ル所ノ錦ヲ得タリ、至テ上品ノ錦也、

〔萬金產業袋四京織物類〕錦幅貳尺五寸、丈さして定りなし、地厚きものにて、しな數々、紋もいろ〳〵、大分上中品のしなあり、金いと入、うらふきう、らのり引、但錦を京織の初に出したる事、錦は元來唐物の上品蜀錦吳錦などとて世にあり、然れども中古々は、唐々右の賞翫にせし錦はまれ〳〵にて、今は一向わたらず、ゆへに此ごろ吳服屋にて、錦とて取あつかふ所の品は皆京織也、よつて故事をすて當用をあげて辨するのみ、

○

〔倭名類聚抄十二錦綺〕綺　蔣魴切韻云、綺墟彼反、俗云岐、一云於利毛能、又一訓加無波太、似錦而薄者也、釋名云、綺欹也、謂方文如欹也、

〔箋注倭名類聚抄三錦綺〕原書釋采帛、作綺欹也、其文欹邪、不順經緯之從橫也、有杯文云々、有長命云云、有棊文、方文如棊也、此所引誤、蓋源君所見本有脫簡也、按說文、綺文繒也、顏注漢書云、卽今之細綾也、六書故、織采曰錦、織素爲文曰綺、

〔段注說文解字十三上糸〕綺、文繒也、謂繒之文者也、文者錯畫也、錯畫謂之這遺、其介畫似爲之這遺、方文謂之文綺、引申之曰、交綖結綺、窗曰綺疏、分皆謂似綺文、从糸奇聲、祛彼切

〔伊呂波字類抄キ雜物〕綺キ、一云、オリモノ、カムハタ、

〔類聚名義抄 六糸〕綺 墟彼反、カムパタ、一云オリ物、

〔東雅 七器用〕綺カムバタ　倭名鈔に、蔣魴切韻を引て、似錦而薄者也、俗にはキといひ、一にヲリモノ、又カムバタといふと注せり、日本紀には、讀てカマハタといひ、古事記には、カリハタともいひけり、俗にキといふと見えしは、其字の音也、ヲリモノといふが如きは、此物にのみ限るべしとも覺えず、カリハタともカマハタともいふが如き、並に不詳、カムハタといふは、シヅハタといふに對していひし所にて、上下の義に因れるにや、(中略)日本紀に靈蟜と見えしもの、此物の事なりけむも知るべからず、

〔倭訓栞 前編六加〕かんばた　日本紀、倭名抄に、綺をよめり、紙機の義なるべし、似錦而薄者也と注せり、

〔延喜式 十四縫殿〕裁縫功程

綺一條 長五丈、廣三分、絲五兩、長功日六人、中功日八人、短功日十人、

〔機織彙編 三〕絹布名號

一綺は俗に糸錦と云、平綾にて金糸を織不入して、色糸ばかりにて織を云、此織方にて花紋の細かきを、莫臥爾緞と云、

〔續日本紀 二文武〕大寶元年三月甲午、服制、親王四品巳上、諸王諸臣一位者皆黑紫、○中略進冠四階淺縹、皆漆冠綺帶、

〔東大寺獻物帳〕雜集一卷 白麻紙、紫檀軸、紫羅褾、綺帶、

〔源氏物語 十二花宴〕さくらのからのきの御なをし、えびぞめの下がさね、しりいとながくひきて、○下略

〔織文圖會 錦織物〕二重綺 古代ノ製ニテ、文ノ外ハ表ト裏ト二枚重テ織メル也、

金襴　印金〔併入〕

名稱

金襴ハ、金絲ヲ以テ織成シタル布帛ノ名ニシテ、其文樣種々アリ、而シテ銀絲ヲ用キタルヲ銀襴ト云ヘリ、又金段、金紗、金入等ノ名アリ、金段ハ緞子地ニ金絲ヲ以テ文樣ヲ織レルモノヲ謂ヒ、金紗ハ紗地ニ金絲ヲ織リ入レタルモノヲ謂フ、而シテ緞子、紗、及ビ木綿等ノ類、金絲ヲ交ヘテ織リタルモノハ、汎ク金入ト稱シタリ、又段金ト稱スルモノアリ、金入ノ類ナルベケレド、今其製作ヲ詳ニセズ、

印金ハ、布帛ニ金箔ヲ以テ文樣ヲ印シタルモノヲ謂フ、

〔下學集 下 絹布〕金襴

〔倭訓栞 中編 五〕きんらん　金襴と書り、金縷とも見ゆ、古へにいふ織金成べし、銀。襴。あり、

〔駿臺雜話 全話 宗一〕金襴トハ、地ヲ金ニテ織テ、紋ヲ絹ニテ織也、世話ト云也、

製作

〔萬金産業袋 四 京織物類〕金襴、金緞、今織などいふ、上品を古手といふ、幅貳尺四寸、本金なり、地うら糊なし、此内にすぐれたるに呂地といふ有、是多〻は表具地等に用ゆ、此外は幅貳尺四寸、或は貳尺、多〻はうら糊引、その内にも本金有、似せ金あり、まづ是を上金入と云、地金糸にて、紋がら地色なるを、俗に金亂といふ、うら糊なし、爰にいふ所、全京織の品也、尤印金古金襴より中品の𛂋なまで、古渡り今渡りなどとてあれども、至つてまれ〳〵也、

〔機織彙編 三〕絹布名號

一金襴は繻子地にて平金ばかり、至て細なるを織るなり、尤金の位によつて上中下あり、

〔譚海 十四〕金襴はやき金、あを金、こいろきん、かならしんちう金銀らん等也、模樣は菊、ぼたん、梅、八ッ藤、十二の小ぼたん、孔雀、桐、から草、おほうちぎり、雲龍、たからづくし、浪の丸、石だゝみ、ほうとうきんくわてう、水ながし、小桐、その外つくしがたき、銀。らん。もおなじ、

銀襴

〔茶道筌蹄四〕袋切〇中略　銀襴

興福寺　濃紫地、寶珠の內に、寶盡し、大サ二寸ばかり、五ツ目に居るなり、極上代五百年餘、

ナデシコ　萌黃地、撫子もやう、花ばかり五ツ目に居る、大サ五分ばかりなり、〇下略

金段　金入

〔書言字考節用集六服食〕金段キンダン　金緞キンイリ

〔甕牖賸餘宗全話〕一金段トハ、紋ヲ金ニテ織テ、地ハ段子也、

〔吳服類名物目錄〕一金入（金入機）、（機拾枚、ふくせ拾枚、踏竹拾五本、千貫、綜らうくず、ふのり、姫のり、織手壹人、空引壹人、手傳壹人、）

右金指五丈計、巾貳尺三寸、　糸目六百五拾目懸、內百七拾五匁箔目、　右總生糸目六百八拾目、內（濱糸、寄糸、堅糸、生糸、三百七拾五匁、濱次之下練糸、貫糸、生糸、三百五匁、箔貳拾五匁、）　右日數廿七日計、但堅貫共練織、　右織方錦同斷〇中略

一古手金入（金入機）　（機八枚、ふくせ貳枚、踏竹拾本、綜右同斷、千貫、織手壹人、空引壹人、）

丈三丈物、巾貳尺三寸かねざし、　糸目貳百拾匁、內六拾四匁箔目、　總生糸目貳百八匁、（濱糸、堅生糸百）

（貳拾目、むすび糸貫生糸八拾八匁、但練糸に而遣申候、）　右日數十五日ニ出來、但堅貫とも練織、　右織方錦同斷

一薄手金入（金入機）　（機綜右同斷、千貫、）　諸色古手同斷

〔華夷變態一〕一正保三年十月、二大師平虜侯鄭芝龍ヨリ正京皇帝ヘ進ル狀二通、〇中略　勅書幷禮物ヲサヽグ、〇中略

大花眞金緞　二十端　大紋金。入。ノ。ド。ン。ス。　双面色大緞　二十端　色ドンス

〔嚴有院殿御實紀十九〕萬治三年五月九日、公卿引見あり、歲首の賀儀進らせたまふ事例のごとし、次に二條前關白光平公は、金入金織十卷、鷹司內大臣房輔公は緞子十卷、〇中略　獻せらる、

〔昔昔物語〕一昔は奧方御息女方、物參りに下ゲ髮、供侍上下著、女中帶皆今織の金入、幅三寸許、長七尺五六寸許、娘腰元も右の通、又純子繻珍の帶、はしたは木。綿。金。入。とて、木綿を織たる金入抔有し、

金紗

段金

〔下學集 下絹布〕金紗シヤ

〔女重寶記 五〕絹布類　金紗きんしや

〔騷驢嘶餘 宗全話〕一金紗ト云ハ、地ハ紗ニテ、紋ハ金襴也

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕金紗

按金紗、元和年中、大明人來留泉堺、織金紗、土人錢屋何某、松屋何某習織之、所有於今者偶有之、呼名錢屋切松屋切賞之、

〔堺鑑 下〕金紗

元和年中ノ比、唐人當津ニ渡テ錢屋松屋ト云兩人ノ者ニ、金紗ノ織樣ヲ相傳シテヨリ、其兩家相續テ織出セリ、因茲今代ニ及テ世間ニ散在セル物ヲ名付テ、錢屋裁松屋裁ト持弄者也、

〔嚴有院殿御實紀 六十〕延寶八年三月三日、阿蘭人入貢す、貢物は、〇中略金入紗一種、〇下略

〔撮壤集 下衣服〕織物類　段金トン

〔貞丈雜記 三小袖〕一段金と云事舊記にあり、是は段子金襴と云事を略して、二品を一ッにいひたる也、鎌倉年中行事に、公方樣御鞍覆は段子金襴也とあり、二品なる事を知べし、書札條々に、芳札披見申候、殊段金一端赤送獻上給候祝著候と云文言あり、是は段金の金の字は、子の字を書くとてあやまりて、金の字を書たるなるべし、段金は二品也、

〇按ズルニ、段金ハ撮壤集等ニ據ルニ、一種ノ織物ノ名ナリ、貞丈雜記ノ說恐ラクハ非ナラン、

〔大內義隆記〕二條殿若君ハ、去年十五歲ニナラセ玉ヘバ、春ノ比御元服御冠アリ、三位ノ中將ニ任ジ玉フ、其日ノ御裝束コソ花ヤカナレ、金襴ノユゴテニ、ト〇ン〇キ〇ン〇ノ道服メサレ、〇下略

〔親俊日記〕天文十一年七月廿二日庚午、對馬國宗彥七御字申御禮、御太刀一腰、持〇曇〇金一端、青紅線一斤、赤

廿九日丁丑、肥前國有馬修理大夫晴純御禮、御太刀、國久御馬、曇〇金〇一端、赤鳥目二千疋、

〔成氏年中行事〕一同月〇正五日ノ夜御行始、管領ヘ御出恒例也、〇中略金襴、段子、綱紬ナリトモ、一端進ノ時ハ、大指ヲカケテ可持、二三端參時ハ、左ヤウニモタレヌ間、イカニモ能々物ニアタラヌヤウニ持テ參ベシ、

〔公方樣正月御事始之記〕一金襴段子以下進上の時、こしらへ樣の事、唐つゝみのまゝ可然候、但つつみそこね候時は引合一重にてつゝみて、如常水引にて結候て、臺にすへ候、又紙の上にすへ申候時は、只そのまゝすへ候、折に入候て紙の上に置候事はなき儀也、

〔太閤記十六〕土佐國寄船之事

土州長曾我部居城、ちようかの森かつら濱うらの湊より十八里沖に、おびたゞしき大船、慶長元年九月八日寄來之旨、長曾我部方へ告來りしなり、則小船を仕立見せにつかはしければ、南蠻國よりのひすはんと云國へ商賣のため通ふ舟にて侍りけるが、甚風にあふて、かぢ折船損じ、舳先よりしほ入、水に渇し、過半死して候、〇中略國主御憐愍に水をくだされ候へかしと有し處、〇中略注文を以て御目に懸候處、大形ならず御悅喜にてぞ有ける、

注文

一上々褔子　むれう　五万端　一唐木綿　二十六万端　一金襴　鈍子　五万端〇中略

殿下〇豐臣秀吉注文之旨御覽まし〱て、禁中へ生たる鸚鵡一、貳人持の麝香箱一、金襴鈍子二万端奉捧之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年九月五日、あきの中納言入道〇毛利輝元より、きんらん二まきしん上、右大辨日ろうあり、長はしより文いづる、

〔慶長見聞集三〕關東衣服昔に替る事

見しは昔、關東にてのていたらく、愚老若き頃までは、諸人の衣裳木綿布子也、〇中略きんらんにし

きなどは、古き宮寺のおさめ物を、袋に縫て入置るを、祭りのときかんなぎ持出るを、目には見れども身にふれがたし、その時節は關東みだれ國郡在々所々まで私の弓矢をとり、爰かしこに關をすへ、海道往來安からず、されども高野ひじり笈をおひて關東へ下る、是は弘法大師修行のかたちを學べるひじりとて、弓箭の中をもあけて通す、その笈の中にきんらんにしきのきれはしあり、此ひじり云けるは、是は高野山寺々にて、三世の佛の繪像にうつしかけおきたまふ表具の、たちのこしなり、此金襴のにしきを、少しなりとも身にふれば、いみけがれをのぞく、かるがゆへに佛神は常に御影をうつし給ふ、惡魔厄神はおぢおのゝくと語れば、此にしきの切を、一寸二寸づゝ、たかうかひて、おさなき人の守り袋のはしなどに縫付しなり、

〔毛吹草三〕山城　金襴(キンラン)

○

〔下學集下絹布〕印金(インキン)

〔茶道筌蹄四〕袋切○中略　印金

色は　紫、花色、萌黄、薄柿、淺黄、茶、白、

摸樣は　牡丹唐草、花兎、水草、花鳥、押分ケもあり、時代四百年ばかり、

高麗印金　宜しきは古印金にまがふ、地色摺樣さま〲あり、時代二百年餘、

奈良　南都にて造る物と云、又典司印金、是は兆典司自畫の懸物の表裝に、繪の具にてかゝれたるを云、○中略

右之内印金、紗、絓の類は、袋には不用、表具切也、

紗 羅 併入

紗ハ、シヤト云ヒ、又ウスキヌト云フ、生絹ニテ輕薄ニ織リタル布帛ノ名ナリ、而シテ地ニ文アルヲ紋紗、又ハ顯紋紗ト稱ス、別ニ金紗アリ、金襴篇ニ載セタリ、

羅ハ、ラト云ヒ、ウスバタ若シクハ、ウスモノトモ云フ、地質疎薄ニシテ織目密ナラザルコト、恰モ網羅ノ如キヲ以テ名ヅク、今絽ト稱スルモノアリ、蓋シ羅ノ轉語ニシテ、素ト同物ナラン、

名稱

〔倭名類聚抄 十二 絹布〕紗　四聲字苑云、紗(所加反、俗音射)似絹太輕薄也、

〔箋注倭名類聚抄 三 絹布〕按周禮疏、漢書江充傳注、並云、輕者爲紗、縐者爲縠、卽此義、釋名、縠又謂之沙、亦取戚々如沙也、又周禮內司服注、素沙者今之白縳也、今世有沙縠者、名出于此、

〔類聚名義抄 六 糸〕紗　音沙、俗音シヤ、ウスモノ、カトリ、

〔伊呂波字類抄 字 雜物〕紗 ウスキヌ　〔同 志 雜物〕紗 シヤ　今扱燈爐者是也、絹屬、一曰亦纑也、

〔下學集 下 絹布〕素紗 スシヤ

〔和漢三才圖會 二十七 絹布〕紗 音沙　紗(和名射) 生絹、綃音宵、羅紗也、呂之

按、紗似絹太輕薄也、字彙云紗絹屬、夏用紗、冬用絹、

生絹、以生絲織、輕薄堪爲蚊帳、(尋常蚊帳皆入二一綫、筬齒入二綫、)

羅紗、紗有文爲浮屠衣或單襦、佳然紕易、(此與毛織之羅沙不同)

〔毛吹草 三〕山城　紗織物(シヤノヲリ)(高官ノ御衣ニ奉之、二條邊也、)

製作

〔延喜式 十五 內藏〕白紗卅疋、料絲卅五疋(疋別一絇六兩)

右儲料依前件、用寮絲充織部司令織之、貯收寮庫、其功所用商布六十段、(疋別二段)錄數申省以官物充、

〔延喜式 三十 織部〕雜織

紗一疋、長六丈、廣二尺、料絲一斤二兩、織手一人、長功八尺、中功七尺、短功六尺、

〔萬金産業袋 四京織物類〕紗幅貳尺四寸、あるひは貳尺、丈五丈貳三尺位、無地、いろ色々、白も有、地もん紗、色糸入り、金いと入りにて紋有を金紋紗と云、

〔絹布重寶記〕紗

常幅　羽織地　肩衣地 金紋紗類は高機に出す

廣幅はなし、綟子は寄らず、紗は並寄やすきもの也、糸の遣ひ大に違ふゆへ也、不斷取扱心得べし、

一肩衣地織切

絽同樣之幅に織切たり、取捌絽のごとし、

種類紋紗

〔書言字考節用集 六服食〕紋紗(モンシヤ)

〔毛吹草 三〕山城　紋紗(モンシヤ)

〔親俊日記〕天文七年二月廿一日乙丑

芳問之旨委細披見候、條々何も得其意候、〇中略紋紗一端送給候、祝著之至候、〇中略恐々、

二月廿日　貞孝

江口與左衛門殿

顯紋紗

〔譚海 十四〕顯紋紗は、ほそきをけんしやといふ、けんもんは總の地にもん有、とびもんも有、花の丸、福壽の字等あり、總もんはひしたすき、或は小あふひ竹のふし、むぎわらすぢ、金もんしや、銀もんしやともに、とびもん也、片面有、兩面有、巾壹尺二寸より三尺に至る、

〔雅亮裝束抄 二〕ほうこのこと

あを色はふゆ冬もなつも、からあや唐綾、ふせんれう浮線綾、けもんさ顯紋紗などにてあるぞいみじき、

〔吾妻鏡 三十〕文暦二年〇嘉禎元年六月廿九日庚寅、巳二點依可有明王院五大尊堂供養、將軍家〇藤原賴經爲御

參堂出御、○中略布施導師分○中略顯文紗三十端、

〔好古日錄末〕籠目紗

法隆寺資財帳云、紫籠目紗ノ垣代帳、其破裂ノ小片ナラムト思シキ者今猶存ス、實ニ天平中ノ物ナラム、其製其采皆古裂ヲミルベシ、今ノ數織ト同ジカラズ、

〔萬金產業袋四唐物類〕唐紗、はゞ貳尺位、丈五丈壹貳尺、糸性こはし、ねりて染る、

〔延喜式四十二東西市〕紗廛○中略右卅三廛西市

〔令義解六衣服〕皇太子禮服　禮服冠、○中略深紫紗褶、○下略

〔延喜式六神祇六〕每年禊祭料○中略白紗四疋

〔續日本紀七元正〕靈龜二年十月壬戌、重禁、內外諸司薄紗朝服、六位以下羅幞頭、

〔茶道筌蹄四袋切〕○中略紗

時代紗　古金襴同時代と云、ホラ地を上とす、摸樣唐草多し、紫花色萌黃、茶、淺黃、白、色々あり、

石山紗　石山寺戸帳の類をいふ

縫紗　色采にして、縫の入たるを云なり、○中略

右之內印金、紗、綷の類は袋に不用、表具切也、

〔善隣國寶記下〕別幅　皇帝頒賜日本國王○中略

紗二十匹

織金胸背麒麟紅一匹　織金胸背獅子紅一匹　織金胸背白澤青一匹　織金胸背海馬綠一匹　織金胸背虎狗綠一匹　晴花骨朶雲紅一匹　晴花骨朶雲青二匹　晴花骨朶雲藍二匹　晴花骨朶雲柳青一匹　晴花骨朶雲綠二匹　晴花八寶骨朶雲綠一匹　素綠一匹　素紅一匹　素青一匹○中略

籠目紗　唐紗　紗廛　雜載

宣德八年〈○我永享五年〉六月十一日

○

〔倭名類聚抄〈十二錦綺〉〕羅　唐韻云、羅〈音何、此間云、以一云蟬翼、〉綺羅亦網羅也、

〔箋注倭名類聚抄〈三錦綺〉〕孝德紀訓宇須毛乃、天武紀持統紀訓宇須八多、今俗有呼呂者、疑良之轉、〈○中略〉按急就篇、綈絡縑練素帛蟬、注、蟬謂繒之輕薄者、若蟬翼也、白氏六帖、雲羅鳳文蟬翼並羅名、〈○中略〉按孫氏所言、綺羅猶言綺羅之羅、網羅亦猶言網羅之羅、皆擧相類者釋之也、廣韻云、羅綺也、古者芒氏初作羅、爾雅鳥罟謂之羅、此所引少異、說文、羅以絲罟鳥也、从网从維、古者芒氏初作羅、是羅本網羅字、轉爲羅綺字、釋名羅文羅疎也、是也、亦網也四字、不宜兼引、

〔類聚名義抄〈九网〉〕羅〈音羅、ウス物、〉

〔伊呂波字類抄〈宇雜物〉〕羅〈ウスモノ〉

〔下學集〈下絹布〉〕金羅〈ロ〉　羅皂〈ロサウ〉　羅綾羅〈ロレウラ〉

〔東雅〈七器用〉〕羅ウスハタ　ウスは薄也、ハタは機也、其うすきをいふなり、俗に羅をラといひ、紗をシヤといふは、其音を呼びし也、

〔倭訓栞〈前編四宇〉〕うすはた　日本紀に羅をよめり、薄機の義也、源氏にうすものと見えたり、

〔宗建卿記〕享保十四年三月八日、參殿言之次予申云、古來所稱之羅、近代之羅同哉否、殿仰云、不同也、古來之羅者、當時所用之冠之羅是也、於古來者以羅爲裹物、有文羅者、當時於陽明用給冠之羅是也、文菱也、古來之以有文羅張冠用之故、冠之羅不各別、至于當時者不能織文、故爲縫、甚與古來違、其織文羅、今猶在法隆寺、〈聖德太子寶物也、羅ノ長サ四五寸也、〉

〔日本書紀〈二十五孝德〉〕大化三年、是歲制七色一十三階之冠、〈○中略〉別有鐙〈ツボ〉冠、以黑絹爲之、其冠之背張漆羅、以緣與鈿異其高下、形似蟬、

〔日本書紀持統三十〕四年四月庚申、詔曰、○中略別淨廣貳已上、一富一部之綾羅等、種々聽用、淨大參已下直廣肆已上、一富二部之綾羅等、種々聽用、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年二月戊戌朔、賜高麗王書曰、○中略更加優賜、○中略纈羅四匹、白羅十匹、

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、○中略雜羅三丁成疋、(中略)長六丈五尺、廣一尺九寸、

〔延喜式縫殿十四〕中宮　夏季

四月料五月六月七月同、○中略領巾四條、羅裙二腰、白一腰、夾纈并作目摺一腰、料羅一疋五尺、別三丈二尺五寸、絲一分二銖、別四銖、

〔延喜式内藏十五〕御服料　小許春羅アサミドリ二疋、○中略諸司年料供進、

御冠羅四疋、一疋無文、羅廿三疋、綾卌疋、白廿疋、色廿疋、紗卅疋、二色綾八疋、錦卌疋、兩面十二疋、

右織部司所進、其料絲從寮行之、

〔延喜式織部三十〕雜織

冠羅一疋、長四丈、廣二尺六寸、料絲五斤十兩、織手一人、共造一人、長功日一尺一寸、無文二尺、中功日九寸、無文一尺七寸、短功日七寸、無文一尺四寸、

雜羅一疋、長四丈、廣二尺、綾錦兩面長廣准此、料絲二斤、織手一人、共造一人、長功二尺二寸、中功一尺九寸、短功一尺六寸、○中略

雜機綜絲

冠羅綜一具、料絲九斤十二兩三分、織六疋、絁損更加四斤、織六疋、○中略　鸚鵡形羅綾綜一具、料卌七斤十二兩二分、　大菱形羅綜一具、料絲七斤三兩、　九點羅綜一具、料絲七斤三兩、

〔飾抄上〕一下襲付半臂　半臂多禁色之人、襴羅薄物身濃打、

〔大館常興日記〕天文十一年二月十一日、今度渡唐船歸朝、錦一疋、羅一疋、紗一疋、爲上意、朝倉彈正左衞門入道方へ被下遣之、被成御内書候間、晴光方より富森左京亮を差下候て遣之也、晴光副狀申

也云々、〇中略朝倉方へ之御內書ぞと拜見申候間、則うつし奉る也、たれ人被調申候哉不審今存候、就渡唐船歸朝到來之間、錦一疋、赤地四季花紋羅一疋、紺地雲紋織金胸背麒麟紗一疋、萌黃地雲紋織金胸背麒麟遣之候、猶晴光可申候也、

二月十一日　御判

朝倉彈正左衞門入道どのへ

〔善隣國寶記下〕別幅　皇帝頒賜日本國王〇中略羅二十匹。

織金胸背麒麟紅一匹　織金胸背獅子青一匹　織金胸背虎豹綠一匹　織金胸背海馬藍一匹　織金胸背海馬綠一匹　素紅五匹　素藍三匹　素青三匹　素柳綠二匹　素柳青一匹

素砂綠一匹　素茶褐一匹〇中略

宣德八年〇我永享五年六月十一日

〔倭訓栞前編四十一ろ〕ろ　羅をいふは唐音也

〔和漢三才圖會絹布二十七〕羅音蟬翼〇和名夏、今云呂、紋羅

按、羅今云呂、上絹也、地如有隙、織目不密而不紕、堪爲單襦、本朝亦多出之、然不如中華物、紋羅、似羅而有飛文、以爲浮屠黑衣、

〔萬金產業袋四唐物類〕白呂(しろろ)は、貳尺、丈五六丈あり、玄ろ、嶋、紋織等あり、よくねりて染る、

〔絹布重寶記〕絽六丈物廣八丈もの狹〇中略

全體糸性よく、羅にはけしからず强き方なり、乍然地薄き所は染張のとき並寄也、心得べし、白生物は毛伏といふものにする也、是は張ゆのしの外也、練房へ誂るがよし、生物はみな靑み張なり、京絽は界限嚴重也、凡貳三寸も織留有、上州絽はおり留わづか三五分許り也、廣キ物壹寸に過ずして

麤末也、

一上州絽

諸事京絽同樣なれども麤品なり、目のすき鹽梅氣を附べし、京絽程すつぱりとせず、遣ひ方は生物にもなり、無地小紋羽織地に仕入る也、丈も京絽と萬事大體同事也、

一織切肩衣地

是も京織に似て野品なり、三分煉、五分煉、本煉、好みに隨ひてこなす也、上州絽は績にし登る、京絽は、肩衣地は、中買より肩衣尺(だけ)に裁て買賣するなり、

一洞絽

多く肩衣地也、羽織地も有れど、〇圖略此位程の目の透かげんなり、上州ゟ出るは皆肩衣地織切幅也、

一紋絽

別に子細なし、紋柄も定る事なし、常絽同樣之取扱なり、

〔守貞漫稿十六〕帷子

絽ニ紋絽ト云アリ、織地紋アル也、定紋付摸樣等染テ著ス、近年廢テ用之人極テ稀ナリ、唯男用夏肩衣ニハ今モ用之アリ、〇中略

又絽ノ服ニハ定紋付、又裾摸樣、又小紋細密ノ物ノ定紋付、或ハ無定紋也、絽ニハ縞カスリ絞リノ三品ハ無之也、

天鵝絨 金花山織 もうる織 風通 廣東織 といや織 〔併入〕

天鵝絨ハ、ビロウドト云フ、之ヲ天鵝絨ト書スルハ、其光澤天鵝ノ翼ノ如クナルニ由ル、但シ我國人ノ始テ此ヲ織出シタルハ、正保慶安ノ比ニシテ、其後技巧大ニ進ミ、遂ニ舶來品ヲ凌グニ至レリ、

金花山織ハ、捻金絲ニ色絲ヲ交ヘテ織リタルモノニシテ、其織法ハ殆ド天鵝絨ニ同ジト云ヘリ、回々織ハ緞子ニ似テ少異アリ、金筋ヲ入レタルヲ金モウルト云ヒ、銀筋ヲ入レタルヲ銀モウルト稱ス、風通ハ繻珍ニ似テ地質薄キモノヲ謂フ、又廣東織トヽヤ織ト稱スルモノアリ、此等ハ本ト外邦ヨリ舶來スル所、或ハ外邦人ノ織法ヲ傳フル所タリ、

名稱

〔書言字考節用集 六服食〕天鵝絨ビラウド

〔白石紳書 六〕一天鵝絨、檳榔毛の車、ビロウゲノクルマと云也、天鵝絨をビロウドといふも、毛織の檳榔毛に似たるによりて也、ビロウは檳榔也、ドとはドン也、ドンは緞也、緞子をドンスといふ事の如し、

〔倭訓栞 中編二十一比〕ひろうど　天鵞絨の變語なり、天鵞は鵠也、

〔紅毛雜話 二〕天鵞絨びろうど

びろうどといふは、マレイス國名の語なり、紅毛にてはフルクエールといふ也、以上の四說は玄澤子の物語なり、

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕天鵝絨比呂止

按、天鵝絨、阿蘭陀、廣東、東京、福建皆出之、蓋絨音戎練熟絲也、純黑、純白、柳條筋、其美光澤似天鵝之翼故名、

本朝織之者、其美勝於異國、横通入鍼線織之後拔鍼線、則經絲爲輪繩、絕切輪中則如毛織、成鳥獸及花文、亦奇工也、梅雨中徵衣用天鵝絨類播則脫、勝於梅葉汁洗、

製作

〔本朝世事談綺 一衣服〕天鵝絨

正保慶安のころ、京師にて織はじむ、そのむかしは、是を織事をしらず、一とせ渡しける中に、針鐵の殘りたるを見て、織事を得たり、鍼線を横に通し、織込充て後、剃刀やうのものにて上糸を切り、織入たる針線をとる也、しかる時は切たる糸、鳥の毛のごとくになり、その光澤天鵞の翼に似たるゆへに名とす、

〔都名所圖會 一〕西陣の町小路には、いにしへよりもろ〳〵の呉服織出す事際限なし、○中略天鵞絨は針金を入て織也、紋天鵞絨は其針金の浮沈にて、もやう顯るゝなり、

〔萬金産業袋 四唐物類〕天鵞絨、細毛布とも書べし、絨字にてもびらふど也、一幅貳尺貳寸ぐらゐ、色くろ、もへぎ、はないろ、その外いろ〳〵紋もあり、但京織〻は地合つぎ也、全體よはし、

〔萬金産業袋 四京織物類〕天鵞絨、幅貳尺ぐらゐ、色いろ〳〵、紋あり、彪あり、わないと不切をむしくひといふ、唐〻は和織の方はるかによろし、

〔呉服類名物目錄 一〕一びろうど 機四枚、ふくせ貳枚、踏竹六本、 長壹丈、巾壹尺八寸程、
右糸目、百五六拾目、内竪濱糸練糸百貳拾目、地竪濱生糸拾三四匁、貫濱中糸生糸貳拾五匁、 但織手壹人、一日ニ壹尺貳三寸宛出來申候、
右糸拵織様、地竪くり竪へさせ、染上ヶは竪をくり諸寄りニ而練染申候、貫糸くり片寄りニ而はりがね織出來上ヶ候而、はりがねの上を切、びろうどニ仕立上ヶ申候、但糊は不仕候、

〔機織彙編 三〕絹布名號
一天鵞絨は綸子地にして、別に毛糸を織る、金花山織は捻金糸に色糸を交て織り、毛を不切なり、

〔機織彙編 四〕天鵞絨織方
一諸國より京師へ糸出る所之大凡、聞く所をしるす、
近江國より出る糸を濱糸と云、美濃國より出る糸をそたいと云、繻子に用て極上の糸なりと

ぞ、飛驒國より出る糸を高山と云、又増田と云、是は天鵞絨に用て極品と云、加賀國より出を白糸と云、上州厩橋より出るをまひ橋とも、又むすび糸とも云、甲州より出るを甲州と云、奥州所々より出るなれども、押なべて南部福島と兩名を唱るなり、此糸天鵞絨に用て上也、福しま糸は毛糸に用て上なり、能く毛立なり、紅染にして紅不殘染込むなり、外の國の糸は、紅染には染付惡し、

雜載

〔譚海 十四〕天鵞絨は、黑を常とす、其外は皆色替りと云、紋びらうど、花びろうど、わな紋びろうど、皇都びろうどといふ者、此毛にながきも短きも有、一二分或は壹寸迄もあり、敷物にしてよし、

〔華夷變態 一〕一正保三年十月、二大師平虜侯爵鄭芝龍ヨリ正京皇帝へ進ル狀二通、○中略勅書幷禮物ヲサヽグ、○中略

烏花天鵞絨　二十端　ビロウド

〔三省錄 一〕露木氏なるもの申けるは、○中略安永四年八月十五日、市ケ谷八幡の祭あり、○中略此時々漸祭に出るもの花美に成て、天鵞絨、錦などの衣服となる、天明の度淺くさ三社權現の祭に、天鵞絨の足袋をはきし者あり、見物のもの目ざましき事におもへり、今の時に至りては、女兒共平日はける木履草履のはな緒に、天鵞絨を用ゆれども、あやしと見るものなきに至る、

○

金花山織

〔機織彙編 四〕天鵞絨織方

一金花山織は、天鵞絨の仕立にて、毛糸を下へ附、紋を掛、花樓にて引き、紋の出る所へ、はり金を織り入るなり、地糸は惣り金糸を織る、天鵞絨は三杼織れども、金花山は杼織なり、尚口傳、

もうる織

〔書言字考節用集 六服食〕回々織 モウルヲリ

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕莫臥爾緞　毛宇留

按、莫臥爾、天竺國名、所出之綺、似閃緞而有少異、本朝所織者亦不劣、

木綿莫臥爾緞、是亦出於京師、民俗以爲襦衣、或爲涕紙袋、

〔萬金産業袋 四 京織物類〕毛織、未詳幅貳尺四寸、いろもやうしな〳〵、紋いろ糸入とび金糸入り有、地品多て格別に上品下品あり、これ此近代もてはやすもの也、尤むかしは唐も渡りたるよし中古は見ず、色糸なし金糸なしを、風通毛織といふ、

〔譚海 十四〕莫臥爾もうるは國の名也、どんすとしゆちんとの二品に似たるもの也、大もやう小もやう有、但うけもんの間へ、かたもんをませたるもの也、五色の糸をもちて織、地はしゆすに似たり、とびきんをあしらひたるを、きんもうるといふ、いかにも上品也、もようさま〳〵也、

〔守貞漫稿 十九〕莫臥爾織

モウルオリ、モウルモ蕃國ノ名、銀モウル金モウル等、余ガ見來レルハ、白地ニ金筋銀筋ノ横島也、地ハ低ク、横筋金銀糸ノ處高シ、昔日婦女ノ帶ニ用ヒタルヨシヲ傳ヘ聞ク、予ガ母モ莫臥爾帶持シ由ヲ話セシコトアリ、又京坂女兒ノ毬唄ニモ、帶ハモウルノ結ビサゲ云々、今世ニ有之ドモ、何物ニ用フコトヲ聞ズ、帶及ビ紙入タバコ入ニモスル人ナシ、

風通

〔譚海 十四〕ふうつも國の名也、地はしゆちんに似てうすきものなり、地色さま〳〵ありて、多くはもんは白糸也、摸樣はしよつかう、わちがひ、きつかう、つるだすき、せいがいにおし鳥、龍の丸、雨龍、稻妻、もみぢ流し、れんげ、から草、ひし、からはな、まき水になりもの、折枝也、金入のふうつも有、

〔諸大名出仕記〕小袖の事、〇中略平人の子十四五迄は、内々にては、かんたうのおり物ならば、著候ても不苦候、夫も外人參會には著間敷候、

廣東織

〔槐記〕享保四年正月四日、ハキカケカントウト云切レアリ、文字如何樣ニカクベキヤト申上グル、公〇近衞家煕卽チ外記ヘ御尋アリシニ、今ノ通事、刷懸廣東トカクノ由申上ル、サアルベシト仰ラル、

〔續近世畸人傳 三〕傾城吉野

都島原の廓によしのといへる名妓あり、○中略もとより心たかく、なみ〳〵の衣類器財などは省だにせず、それが著たる廣東島のうはおそひを、よしの廣東と名付て、今も賞茶者流の袋物にして、もてなすにてもしるべし、

〔茶道筌蹄 四〕袋切○中略 漢島(カントウ)

鎌倉　赤白モヘギ茶さま〴〵あり、竪シマ見事にして、地合吉野と同じ、鹿子もあり、極上代七百年餘、鎌倉建長寺の打シキの切といふ、

鶴ゲ岡　鎌倉の通にて眞田あるを云

吉野　地色コキ萌黄コビ茶にて、格子四分ばかり、竪四分ばかりの眞田のやうなる島あり、間六七分計あり、上代三百年餘、○下略

とゝや織

〔譚海 十四〕堺とゝやをり、せんしう堺にとゝ屋といふ唐人來り、をりものををしへてをらしめし也、渡り絹よりもすぐれたり、とゝや國の名也、多はどんす也、其外もうるの如くなるものもあり、

毛織物

名稱

毛織物ハ、兎、綿羊等ノ獸毛ヲ以テ織成シ、又ハ木綿ニ毛ヲ和シテ織成シタルモノヲ云フ、兎(ト)褐(カチ)、兜(ト)羅(ロ)綿(メン)、羅(ラ)紗、羅(ラ)背(セ)板(イタ)等是ナリ、

〔秇苑日渉 十一〕毛布氈罽 附絨毯

毛布(ケヲリ) 明道雜志、詩曰、無衣無褐、鄭玄注、褐毛布也、毛布非今段子乎、則其來自三代也、　段子(ケヲリ) 見上　毛段(ケヲリ) 字彙、毯毛段也、○中略　青毛布(ハナイロノケヲリ) 清會典、朝貢通例、　細布(ケヲリ) 後漢書西域傳、大秦國有細布、或言水羊毳、野蠶繭所作也、　毲布 字彙補、氀與毲同、前涼錄、軌郎遣參軍杜勳獻馬五百匹、毲布三萬疋、佩文韻府引十六國春秋、○中略　兎褐(ウサギノケヲリ) 格致鏡原、事物紺珠、兎褐出宣州、以兎毛爲褐、亞於錦綺、

製作

〔明良帶錄世職〕織殿方出役

小普請より出役有り、三番町飯田町巣鴨御用屋敷羅紗緬を織る、吹上織殿來營し、綿羊を採て和羅紗を織なり、綿羊の毛を刈て織込、尤其外期節によりて、綿羊の毛刈られぬ時は、當歳の犬毛、其外何にても柔毛を加へて織る、狂歌、

和羅紗たる吾朝ものに似せなんと穢多が毛むしる犬ころぞ憂し

〔經濟要錄四〕衣服第七

活物ノ毛ニ織物ト爲スベキ者甚ダ多シ、第一ニ綿羊ヲ飼ヒ、其毛ヲ取テ、哆囉絨、羽毛緞等ヲ織ベキハ、皆人ノ知ル所ナリ、然レドモ今ニ當テ、皇國ニ眞ノ綿羊ナシ、綿羊ハ天正ノ氣候、第八番ヨリ二十二番ノ間ニ蕃息シ、每年兩度ヅヽ、其毛ヲ摘ミ切ル者ナリト云フ、然ルニ皇國ニ飼所ノ舶來ノ綿羊ハ、年ニ一度毛ヲ摘ミテモ、寒氣ニ傷ミテ、或ハ死スルコトアリ、且數百頭ノ毛ヲ摘テモ、哆囉絨一二本ヲ織ベキノ料ニ過ギズト、然レバ每年千金ノ飼料ヲ費シテ、僅カ一二本ノ哆囉絨ヲ得ルナリ、予恐クハ眞ノ綿羊ニ非ザランコトヲ疑フ、物產ニ從事スルコト此ノ如キハ、却テ國家ヲ損耗スルニ足レリ、不可不察也、又兎ノ毛、狸ノ毛モ、亦種々ノ毛緞ヲ製スベシ、鶴ノ毛、鵠ノ毛、鵝ノ毛等モ綿ニ打混テ、毛布ヲ織タルモ甚ダ美ナル者ナリ、秋田ノ白鳥毛布其名最高シ、

兎褐

〔倭名類聚抄十二錦綺〕兎褐　蔣魴切韻云、兎褐(戸葛反、此間云止加知)、緇衣以兎毛和織也、

〔箋注倭名類聚抄三錦綺〕按、兎褐又出唐江南道、常州所貢、見唐六典戸部郎中注、又唐國史補云、宣州以兎毛爲褐、亞錦綺、復有染絲織者尤妙、故時人以爲兎褐眞不如假也、

〔東雅七器用〕兎褐トカチ　倭名鈔に、蔣魴切韻を引て、緇衣以兎毛和織也、此間にトカチといふと注したり、トカチとは字音を呼びし也、昔は陸奥國より此物を織出せり、舊說に狹の細布といふは、兎毛をもて織れる物也といひけり、(中略)近世に至て西洋の國に產しぬる毛布の類、其名品少からず、我國にいふ所の名と、彼國の人のいふ所と同じからぬ

もあるなり、これ又其音の轉訛せしが故也、是等のものは、古に聞えざる所なれば、こゝにはしるさず、

〔扶桑略記　五文武〕大寶四年〇慶雲元年十一月、越後國貢兎毛布一張、金鋪二枚、

〔本朝文粹　二意見封事〕意見十二箇條

善相公清行

一請禁奢侈事

右臣伏以、〇中略今〇延喜諸司史生、〇中略兎褐爲履裏、〇下略

〔書言字考節用集　六服食〕兜羅綿　梵語也、見名義集、本草綱目、　襪褐同

〔女重寶記　五〕絹布類　兜羅綿

〔秇苑日涉　十一〕棉布　附染色

白緤　齊民要術引呉錄地理志、交趾安定縣有木緜樹、高丈、實如酒盃、口有緜、如蠶之緜也、又可作布、名曰白緤、一名毛布、中略見上　〇白疊布　唐書西域傳、高昌有草、名白疊、擷花可織爲布、小篆別記、魏太祖擬皮弁、裁縑帛以爲帢、哀帝改用素白帢、疑可作答、史記、答布千匹、注白疊布也、南史、高昌國有草、名曰白疊、安子國人取以爲布、唐書又云、白氎横花可織爲布、想卽今之木綿花、初名吉貝布、一作白氎巾、杜子美詩、光明白氎巾、是也、夫既曰草綿、則又不當从毛、注作毛布矣、今之以褐布作巾者、本當从毛、而白氎巾則純用毛製、疑古之白氎亦如此製、故从毛也、　吉貝布　遊寄閑覽、閩嶺已南多木綿、土人競植之、有至數千株者、采其花爲布、號吉貝布、余後因讀南史海南諸國傳、林邑等國出吉貝、其花成時、如鵞毛、抽其緒紡之、以爲布、與紵布不異、亦染五色、織爲班布、正此種也、泊宅編、南海蠻人、以木綿紡織爲布、布上出細字雜花、尤工巧、名曰吉貝布、卽古白氎布也、　吉布　農政全書、王禎木棉圖譜叙曰、中國自桑土既蠶之後、惟以繭纊爲務、殊不知木棉之爲用、夫木棉産自海南、諸種藝制作之法、駸々北來、江淮川蜀既獲其利、至南北混一之後、商販於此、服被漸廣、名曰吉布、又曰綿布、其幅匹之制、特爲長濶、茸密輕煖、可抵繒帛、又爲毳服氈段、足代本物、　貝布　群芳譜　答布　前漢書、貨殖傳、答布千石、孟康曰、答布白疊也、師古曰、粗厚之布也、答者重厚之貌、通雅、馬援都布單衣、注、卽答布、都氏引史記、貨殖傳、榻布注、榻布白疊布、按榻卽答、番布之稍粗者、五車韻瑞、東觀記、公孫述爲馬援制答布單衣、注、白疊布也、　榻布、都布、並見上〇中略　兜羅綿　格古要論、兜羅綿出南番西番雲南、莎羅樹子內綿織者、與剪絨相似、濶五六尺、多作被、亦可作衣服、　兜羅布、明會典、兜羅布毎段一十貫、　兜羅、明史外國傳、亦思弗罕貢兜羅鎖幅、　幕黑幕勒、瀛涯勝覽、黑幕勒四尺、長二丈、背面皆起絨、厚可五分、卽兜羅綿也、　姤羅綿、翻譯名義集、兜羅綿、此云細香、苑音義、翻冰、或云兜沙、此云霜、所皆從色爲名、或名姤羅綿、姤羅樹名、綿從樹生、因而立稱、如柳絮也、亦翻楊花、或稱兜羅毦者、毛毳也、　西洋剪絨單、格古要論、西洋剪絨單出西番、絨布織者、其紅綠色、年遠日曬、永不退色、緊而且細、織大小番犬、形方而不長、又謂之同盆單、亦難得、

毛布氈屬　附絲毯

羅紗

褐(トロメン)詩幽風、無衣無褐、何以卒歲、鄭箋、褐毛布也、疏、毛布以毛爲布、今夷狄作褐、皆織毛爲之、席上腐談、褐乃編枲粗短衣、不黃不皂、賤者之服、非毛布也、褐字從衣、毿字從毛、鄭氏誤以褐爲毿、遂云褐毛布也、毛布乃今之斜毿、價貴於苧麻多矣、此豈賤者之服、○中略　褐子(トロメン)天工開物、山羊毳絨、亦分兩等、一曰搊絨、用梳櫛搊下、打線織帛、曰褐子把子、把子(トロメン)見上　北毳(トロメン)事物異名、褐毛布、又云、北毳、音罽、出北方、○中略　毿(トロメン)周書異域傳、波斯國出綾錦白疊毿、北史、附國衣多毿、字典、毿毛布也、或从衣作褐、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕褐子(トロメン)　褨褐、䙆子、兜羅綿、止呂女牟、

按、褐子、毛布、賤者所服也、木綿和毛織之、南京爲上、北京次之、山東又次之、阿蘭陀之阿留女牟左伊、倍留左伊、左阿伊、左留世有樺色之縦筋皆褐之類也、京師和兎毛織之、和名抄所謂兎褐和名加知止是也、然亦不好、故不和毛織之多用襪、

〔昆陽漫錄〕羅紗

東西洋考に、瞿容が云く、兜羅綿、刀矢不能入と、刀矢不能入とあれば、今の兜羅綿より厚しとみゆ、同書に兜羅毛毳織成、長者每疋至六七丈、今人呼爲哆囉嗹とありて、兜羅綿、羅紗わかちがたけれども、兜羅綿は羅紗のことゝ見ゆ、元來西土にて、羅紗を兜羅綿と譯せしを、後あやまりて今の兜羅紗となしたりとみえたり、和蘭にては、羅紗をラーケンと云ふ、

〔萬金産業袋四唐物類〕兎羅綿(とろめん)碌褐(トロメン)、或ハ外呂綿トモ、幅壹尺五寸計、色いろ〳〵、但ねづみ、ふぢいろ、薄柿等多し、濃き色、黑、びらふど色など、大略はみな京染也、

〔成氏年中行事〕一管領之鞍覆ハ兎羅綿、同毛氈、

〔紫の一本上〕眞乳山

山の麓をかちにて行、山の茶屋からしる人の見る事もやとて、熊谷笠をふせてかぶるなり、又は鼠色のとろめん羽織を打かぶりてゆけども、なりふりあやしう、がのものにて、やがて見しりて手をたゝきてよびかくる、

〔書言字考節用集六服食〕羅紗(ラシヤ)

〔女重寶記〕五 絹布類 羅紗

〔秇苑日渉〕十一 毛布氈罽 附絨毯

霞氈通雅、劉宋元嘉時、吐番貢霞氈、即今紅毯毯、朝霞氈唐書南蠻傳、名驃王衣朝霞氈、朝霞古貝同上、占城、朝霞古貝瞞唐書南蠻傳、眞臘國王著朝霞古貝、瞞絡腰腹、下垂至脛、熙按、瞞當作毯、說文、毯以毳爲罽、色如虋、故謂之毯、虋禾之赤苗也、詩曰、毳衣如毯、按今詩作璊、傳、璊玉赤色、明會典、有馬黑瞞、亦宜从毛、朝霞唐書南蠻傳、樂工皆崑崙、衣絳氈、朝霞爲蔽膝、謂之襪裲、兩肩加朝霞絡腋、隋書、赤土國、男女通以朝霞朝雲雜色布爲衣裳、朝霞布事玄要言、周成王六年、燃邱之國、遣使貢獻、使者衣雲霞之布、如今之朝霞布也、北史、林邑王衣朝霞布、雲霞布南史、狼牙修國、男女皆袒而被髮、以古貝爲于漫、其王及貴臣、乃加雲霞布覆胛、以金繩爲絡帶、撒哈剌元氏掖庭記、瑣里夷名產撒哈剌、象茸如氈毯、但輕薄耳、宜于秋時著之、有紅綠二色、至元間進貢、廣輿記、撒哈剌以毛織之、絨茸如氈毯、有紅綠二色、明會典、番貨價値、撒哈剌每疋一百貫、灑海剌格古要論、灑海剌出西番、絨毛織者、闊三尺許、緊厚如氈、西番亦貴、瑣哈剌絨屠隆起居器服箋、禪衣、瑣哈剌絨爲之、外紅裡黑、其形似胡羊毛片縷々下垂、用布織爲體、其用耐久、來自西域、價亦甚高、惟都中有之、似不易得、按遵生八牋、剌作喇、裡黑作裡黃、紅撒哈剌布明會典、暹羅貢物、柳青撒哈剌褌衣同上、土魯番貢物、普羅格古要論、普羅出西番及陝西甘肅、亦用絨毛織者、闊一尺許、與洒海剌相似、却不緊厚、其價亦低、氆氌類書纂要、氆氌褐之厚重者、通雅、中天竺有毾㲪、今曰氆氌、秦蜀邊多有之、似褐五色、又名多羅絨、其大者曰罽、方數丈、彼中依堂作氊、故也、毾毲秋林伐山、楊雄蜀記云、雲南越毲毲屬也、音豆分、今之毲毯、花氊毯清會典、烏思藏貢物、各色花毯毯五十疋、藍氊毯同上、藍毯毯一端、紅氊毯通雅、劉宋元嘉時、吐番貢霞氈、即今紅毯毯、升菴引楊雄蜀記、雲南越毲毲毯毯也、作氊者、音轉耳、

○中嗶多羅絨同上、詳見毯毯下、哆囉絨清會典、荷蘭朝貢通例、

〔和漢三才圖會〕二十七絹布 羅沙羅紗、其之夜、變語也、正字未詳、羅紗二字、不相當、羅世板、

按、羅沙來於阿蘭陀、毛織上品也、有紅黑青白褐之數色、其絳者名猩猩皮、以茜染之乎、其美譬名之耳、人以爲猩猩血染者可笑、

〔本草綱目啓蒙〕獸三十三 羊

一種綿羊、今舶來アリ、ソノ毛極テ細クシテ長シ、天鵞絨ヲ織リ、哆囉絨ヲ製スベシ、

〔萬金產業袋〕四唐物類 羅紗、幅はかねざし四尺壹寸位ゟ三四寸まで、但襦子出とて、地合濃につやゝかなるを上品とす、色いろ〳〵赤きをば猩々緋といふ、白、ねづみ、茶類、もへぎ、むらさき、黑等、いづれも耳くろし、賣買何尺何寸と直段すれども、なべては何十何間といふ、但六尺の積なり以間に割也唐ゟ渡るに眞中二ッ折にして來る、尺を考るには、疊の上にのばし、かねざし二本を以て壹尺と押へ、また

二尺と押へ、壹丈目を針にてとぢて丈尺をしる也、〇中略
唐人羅紗、これ羅紗の中品也、地はゞ右に同じ、但織耳なし、赤きを須多綿といふ也、唐人羅紗とは耳のなきゆへ如此名付しとか、さあらば、太閤秀吉公御歸朝以後の、世俗の假名なるべし、
紋羅紗、これも色いろ〳〵、但白に赤紋、もへぎに黒紋等也、全體織もんとも見へず、上にて摺こみ紋のごとく相みゆ、見事なるもの也、

〔機織彙編三〕絹布名號
一羅紗は平糸にて、毛糸を織る、

〔守貞漫稿十九〕羅紗
羅紗以下色種々アリ、青黄赤白黑ノ正色ヨリ、紅絲紫碧騮等ノ間色皆有之、絲ハ萌葱、ラシャモエギ、

〔駿府政事錄〕慶長十七年七月晦日、暹羅商客船頭獻段子緋羅紗鮫皮等、

〔大猷院殿御實紀四十九〕寬永十九年二月七日、紀伊邸より銃三十挺、〇中略鑄鍋鑄形、銃袋、紫羅紗三十獻せらる、

〔青標紙〕衣服制度的例
一火事羽織の事　明暦の大火迄は御旗本以上、都而羽織は革を用ひられ、輕き者は羅紗を用ひて、革を用ゆる事決して無之、明暦の後御旗本以上、都て羅紗を用ひられ、輕き者革を用る、

〔秋苑日渉十一〕毛布氈罽附絨毯
猩猩罽山東野語、猩猩人面能言笑、出蜀封溪山、或曰交趾、血以染罽、色終始不渝、　猩猩氈雨朝平攘錄、猩猩氈、天鵞絨、出自南蕃、

〔守貞漫稿十九〕猩々緋
猩々緋以下來舶ノ毛織也、綿羊ノ毛ヲ以テ織之、猩々緋ハ赤色也、

猩猩緋

〔豐薩軍記 一〕宗麟政務并唐船渡海之事

天文十年七月廿七日、唐船豐後神宮寺ニモ著津シ、○中略天正三年乙亥、臼杵ノ浦ニ著津ス、此時猛虎四疋、○中略幷ニ綾羅錦繡、伽羅、猩々皮ノ二十間ツヾキ以下、種々ノ珍寶ヲ相渡ス、

〔關八州古戰錄 十七〕上方勢攻落山中城事

中村才次郎ハ式部少輔ガ小姓ニテ、十六歳ニテ有シガ、隨分心剛ナル者ニテ、藪渡邊ニ押續キ、塀ニ乘騰リケルガ、未ダ若年ナリシ故、物具ヲ帶シテハ働キ難クヤ思ケン、猩々緋ノ道服ヲ著シケル、

〔大猷院殿御實紀 三十三〕寬永十三年十一月十二日、水戸邸にならせ給ふ、○中略金吾より助守の太刀、銀二百枚、猩々緋十間、羅紗十間獻せらる、

〔女重寶記 五〕絹布類　羅背板(らせいた)

〔和漢三才圖會 二十七 絹布〕羅沙○中略

羅世板、似羅紗而薄也、婆禮以太倍留止和牟、加留左以須太女牟、以上之數品皆毛織也、

〔萬金產業袋 四 唐物類〕羅背板(らせいた)、羅紗の薄きがごとし、色いろ〳〵、幅も不同也、但紋もあり、羅紗にをなじ、

〔守貞漫稿 十九〕羅脊板

蓋羅紗ニハ兩面同色ト、表裡異色ノ物トアリテ、片面白片面赤、或ハ赤ト黃、又ハ黃ト白、黃ト萌黃等アリ、蓋皆無地也、

〔長崎會所五冊物 一〕阿蘭陀船壹艘元代出銀凡積仕譯

一元代銀七百貫目　阿蘭陀船壹艘分商賣銀高○中略

元代六百八拾六匁程　八朔添御進物、羅背板、鮫品ニテ引分ケ、御奉行所江、阿蘭陀人差上候

ニ付、此分出銀相掛不申候、

〔嚴有院殿御實紀十五〕万治元年正月十五日、蘭人御覽あり、貢物は〇中略羅背板一種、貝光布一種、〇中略酒二壺なり、

おらんごろふくれんかつさん

〔秇苑日渉十一〕毛布氈罽附絨毯

絨ジヨン對類、細毛布、〇中略　蘭絨ジヨン天工開物、褐之細者、皆出蘭州、一曰蘭絨、蕃語、謂之孤古絨、從其初號也、　孤古絨ジヨン上見　姑々絨ジヨン通雅、復陶絨、褐也、左傳、楚靈王皮弁、秦復陶、註、秦所遺羽衣也、一作義衣、又爲主衣服之官、上絲縣老人使爲君復陶、說文曰、褐編枲韈也、或曰短衣、師古始解爲織毛布、然則叔重止知有褐韈乎、今精者曰姑々絨、出蘭州曰蘭絨、蓋倣吐嚕番法也、元美答于鱗寄姑々絨詩曰、我欲製之吳綿帶、何以遺予秦復陶、　復陶ゴロフクレン見上〇中略　氈ジヨン正字通、外國細毛布、　疊ジヨン魏書西域傳、波斯國出綾錦疊氈、　白氈ジヨン唐書　白疊ジヨン後周書　白氈ジヨン　古貝ジヨン唐書南蠻傳、占城王衣白氈古貝、斜絡臂、〇中略　羽緞ゴロフクレン香祖筆記、羽紗羽緞、出海外荷蘭暹羅諸國、康熙初入貢、止一二疋、今廣東多有之、蓋緝百鳥毳毛織成、予按異物彙苑、唐安樂公主、使尚方合百鳥毛、織爲裙、正視旁視各爲一色、日中影中各爲一色、百鳥之形狀皆見、然則古亦有之矣、又南史、文惠太子、織孔雀毛爲裘、華貴無比、武后有集翠裘、以賜倖臣、皆其類也、又滿剌加、哈烈出鎖袱、一名梭服、鳥毳爲之、紋如綺、今閩中最多、價不甚高、非羽紗羽緞比、　羽毛緞ゴロフクレン大清會典、西洋諸國通例、紅羽緞、大紅羽毛緞、　烏羽緞ゴロフクレン池北偶談、康熙六年荷蘭貢物、

〔守貞漫稿十九〕幅綸

フクリン　贔ハ茶紫ニモ藤色ノ種類アリ、其他准之、〇中略

ジヨン　幅リンニハ地黃ニ萌黃紋、或ハ地モヘギニ黃紋等ノ染紋アリ、是モ昔ハ無之近年歟、又ハ萌黃ノ無地ニテ來舶スルヲ、日本ニテ藍ヌキト云藥ヲ以テ拔去ル、故ニ他色ニハ稀ニテ此色ノミ歟、其他無地ノ物ハ羅紗ト同、蓋兩面同色ノミニテ表裡異色ハナシ、

カツサン　又羅セイタト、ヘルトハ、羅紗ニ似テ麁、ラセイタヨリヘルトハ粗歟、ジヨンカツサンハ幅リンニ近シ、

ヘルヘト　又幅綸ヲ江戶俗ハゴロト云、京坂ハフクリント云、京坂別ニ五絽ト云物アリ、和物ニテ別也、黑ゴロ等ハ黑八丈ニ似テ糸太ク厚シ、

〔嚴有院殿御實紀二十一〕寬文元年三月三日、入貢の蘭人御覽あり、貢物は〇中略ごろふくりん一種、

ぬめ一種、○下略

〔嚴有院殿御實紀二十五〕寛文三年三月朔日、蘭人御覽あり、貢物は猩々緋一種、羅背板一種、羅紗二種、へるさい一種、ふらた一種、縞布一種、貝光布一種、ごろふくりむ一種、○下略

〔天保集成絲綸錄七十三〕文政八酉年二月

近來輕キもの共、ごろふくれんさらさ等帶其外ニも相用候由、右體之儀は致間敷筈ニ候處、心得違之者も有之趣相聞へ、不埒之事ニ候、以來相止メ候樣可致候、

酉二月

〔好色一代男七〕末社樂あそび

世に連れて次第に奢がつきて、人の見知る程の大臣は、肌著に隱し緋無垢、○中略羽織は呉絽服連、黑きに縞天鵞絨の裏を附け、

〔秇苑日涉十一〕毛布氈罽附絨毯

毛毿(モンハ)唐書地理志、隴右道、厥賦毛毿、白毿、毳毿(モンハ)唐書點戞斯傳、女衣毳毿錦罽綾、

〔守貞漫稿十五〕京坂ノ夫生業ニ因テ、紋派毛綿ノパッチヲ用フ、淺黃文派ナリ、文派ハ毛アル毛綿織ナリ、

〔紀伊續風土記物産十下〕紋羽織紋羽また文派とも書す

此品舊孫六織といひて、孫六の傳詳ならず寛保の頃より府下に售るものあり、明和四亥年より紋羽と名を改め、諸州へ出して名品となる、今は那賀郡野上莊にて多く織出せり、舊の製表に毛なし、明和年中より毛を搔出し、これを足袋に製して諸國へ售る、衣服の裾を損せず、つよきこと常品に十倍すといふ、

〔享保集成絲綸錄四〕寶永七寅年六月

覺

一獻上物に毛織革類先規差上之、近年相止候分は、元之品を可有獻上候、以上、

六月

古事類苑

産業部二十一

商業一

商ハ、アキナヒト云フ、原ト貨物ノ有無ヲ交易スルノ謂ナリシガ、後ニハ特ニ商人ト稱スルモノアリテ、常ニ貨物ヲ貯藏シ、需要ニ應ジテ、利ヲ得テ之ヲ供給スルヲ謂ヘリ、而シテ其需要ノ多少ト、其貨物ノ精粗トニ依リテ、互ニ適當スル所ノ價額ヲ定ム、之ヲ直(アタヒ)ト云フ、往古ハ貨物ヲ交易スルニ、多クハ市場ニ聚集シテ行フヲ例トシ、後ニハ常ニ店ヲ設ケテ、買客ヲ待ツニ至レリ、商ハ初メ各人ノ自由ニ任セテ、政府ノ敢テ干預スル所ニアラザリシガ、文武天皇ノ朝、始テ皇親及ビ五位以上ノ臣、僧尼等ノ之ニ從事スルヲ聽サヾルノ制ヲ立テタリ、近時德川幕府ニ於テモ、武人ノ商業ニ從事スルコトヲ禁ゼシハ、蓋シ古制ニ據リシナラン、又當時農民ニシテ、商業ヲ營ムコトモ、亦幕府ノ憂トセシ所ニシテ、屢〻抑商ノ令ヲ發セシコトアリ、而シテ古代ノ商業ハ、官司必ズ市場ニ臨監シテ以テ其行濫ヲ防ギ、又估價法ヲ立テヽ、常ニ時價ノ平ヲ保タシムルコトヲ務メタリ、德川幕府ノ時ニ至リテハ、益〻意ヲ物價ノ均等ニ注ギ、屢〻市場ニ令シテ占賣ヲ禁ジ、時々商品ノ類ヲ調査シテ、其資ニ供セシ等ノ事アリキ、問屋ハ貨物ヲ荷主ヨリ受ケテ、仲買又ハ小賣業ノ者ニ賣ルヲ業トス、古ニ邸家ト云ヒ、後ニ問丸ト云ヒシハ、問屋ノ淵源ナリト云フ、仲買ハ中資本ノ家ニテ、間屋若シクハ荷主ヨリ買ヒテ、之ヲ小賣業ノ者ニ賣ルモノニシテ、小賣ハ仲買ヨリ買ヒテ之ヲ零賣スルモノナリ、ス

アヒハ、甲ノ家ニ至リ、古著等ノ類ヲ預リ、之ヲ乙ノ家ニ賣リ、其價ヲ甲ニ付シ、其賃ヲ受クルヲ云フ、其初ハ微々タルモノナリシガ、後ニハ政府ニテ之ガ爲ニ制ヲ設ケ、馬匹米穀ノ賣買ニ至ルマデ、スアヒアリ、問屋ニハ諸商各〻組合アリテ、就中著名ナルモノヲ十組問屋ト爲ス、十組問屋トハ、釘鐵物問屋、紙問屋、藥種問屋、疊表問屋、繰綿問屋、塗物問屋、通町組、內店組、河岸組油問屋、酒問屋ノ十組ノ問屋ヲ謂フ、原ト江戶大坂間ニ於テ、貨物ヲ船ニテ運送スル際、屢〻難破ノ災ニ罹リ、損害ヲ蒙ムルコト尠カラザルヲ以テ、元祿七年、川上某主唱シテ、江戶本船町、室町、通町等ノ十組商人ト相謀リ、遠州今切ヲ以テ、江戶大坂ノ所管ヲ分チ、事アレバ荷主及ビ各組ノ行事等立會ヒテ、一切ノ事ヲ處理セシニ起ル、後其組數ヲ增加シタレドモ、仍ホ舊ニ依リテ之ヲ十組問屋ト稱セリ、天保十二年ニ至リ、幕府令シテ一旦之ヲ解散セシガ、嘉永四年更ニ諸問屋ヲ興シ、再ビ組合ヲ定メタリ、十組問屋ニ次ギテ名アルモノヲ、菱垣廻船問屋、樽船問屋ト爲ス、菱垣廻船問屋ハ、江戶十組問屋ト、大坂二十四組問屋トノ貨物ヲ廻漕スルモノニシテ、其名稱ハ、船腹ノ竹垣ヲ菱形ニ組立ツルニ由ルト云フ、樽船問屋ハ、菱垣廻船問屋ト相並ビテ、江戶大坂間ノ廻漕ヲ爲シ、其間規約ヲ結ビ、物品ヲ限リテ各〻其廻漕ニ任ズ、而シテ其中ニ就キテ酒類ハ、專ラ樽船問屋ノ手ニ委スルノ例ナリシヲ以テ、遂ニ組合ノ稱號ト爲セリ、

兩替ハ、錢ヲ以テ金銀ニ換ヘ、或ハ金銀ヲ以テ錢ニ換フルノ謂ニシテ、兩替商ハ、兩替者ノ需用ニ應ジテ、金銀錢ヲ交換シテ手數料ヲ徵ス、手數料ハ、中世之ヲ和利ト云ヒ、後世ニハ之ヲ切賃ト云フ、

爲替ハ、鎌倉幕府ノ頃ヨリ漸次ニ發達シテ、替錢、錢替ナド云ヘリ、爲替ハ專ラ手形ヲ以テ證ト爲シテ授受ス、而シテ手形ハ一ニ割符、又ハ切符ナド云ヘリ、故ニ又割符、切符ナド云ヒテ、

爲替ノ稱ニ用キシ事アリ、又米ヲ送ルニ米爲替ト稱シテ、手形ヲ用キシ事モ既ニ足利幕府時代ニアリ、而シテ爲替ハ、其期日ニ支拂ハザル時ハ、利子ヲ附セシムル事モ亦既ニ鎌倉幕府時代ニ行ハレシガ如シ、

米相場ハ、徳川幕府ノ初期ニ起ル、始メ大坂ノ豪商淀屋某、主トシテ各地ノ米ヲ集メ、其門前ニ市ヲ立テヽ、之ヲ賣リシ事アリ、之ヲ堂島正米相場ノ濫觴トス、既ニシテ淀屋ハ亡滅セシモ、當時諸國ノ大名、其米穀ヲ大坂ニ輸送シテ、之ヲ賣ルモノ多カリシカバ、米市ノ業、漸ク盛ニシテ、同地江戸堀、道頓堀、及ビ京都、江戸等ノ各地ニモ、其市場ヲ設ケ、又初メ直賣買ナリシガ、後ニハ延賣買等ト爲スニ至レリ、延賣買トハ、單ニ若干ノ手附金ヲ以テ約束ヲ爲シ、期日ヲ定メテ取引スルモノナリ、又帳合、虎市ト稱スル二種ノ空米相場アリ、而シテ帳合、虎市兩者ノ別ハ、前者ハ百石以上ニ限レド、後者ハ百石以下ニテモ、十石以上ハ、之ヲ賣買スルヲ得ルニ在リト云フ、

諸大名ノ藏屋敷ニハ、各、藏役人アリテ、賣米ノ事ヲ擔任ス、初ハ之ヲ藏元ト稱セシガ、寛文年中ヨリ其事務ヲ商人ニ委任シ、其委任ヲ受ケタル商人ヲ、藏元ト云ヘリ、而シテ米ヲ賣リ出スニハ、初ハ正米現金ノ取引ヲ爲シヽモ、後ニハ米切手ト稱スルモノヲ發行シテ、以テ正米ニ代ヘタリ、既ニシテ弊害漸ク起リ、藏元ハ正米ノ貯藏ナキニ、妄リニ切手ヲ發行シ、又仲買ハ、少額ノ敷金ヲ藏元ニ入レテ、米切手ヲ受取リ、之ヲ轉賣シテ、自家ノ金融ヲ圖ル等ノ事アリシカバ、幕府ハ屢、法令ヲ出シテ之ヲ戒飭シ、市場ノ信用ヲ維持スルガ爲ニ、米切手ハ、何等ノ場合ニモ之ヲ通用セシムルノ旨ヲ令シテ、之ガ保障ヲ爲シ、且ツ天明中ニハ一時米切手改役ヲ置キシ事アリキ、

八品商ハ、古著屋、古著買、古鐵屋、古鐵買、古道具屋、小道具屋、唐物屋、質屋ノ八商ヲ謂フ、此等ノ

商ハ、贓品ノ爲ニ毎ニ累ヲ受クルニ由リ、政府ニテハ、特ニ其規定ヲ設ケ、盜竊ノ徒ヲ探偵セリ、尙ホ質屋ノ事ハ、別ニ政治部下編質物篇ニ載セタリ、參照スベシ、

凡ソ古代賣買ノ法ハ、其重要ナル事ハ、法令ヲ以テ之ヲ定メ、手附金ノ處置、幷ニ代價支拂ノ法ノ如キモ明ニ規定セラレ、官ノ買上物ノ如キハ、官司其直ヲ平章ニシテ、之ヲ買ヒシコトヲ記シテ報進スル等ノ制モアリキ、鎌倉室町時代ニハ、商業上ノ制度多ク頽敗シテ、古ノ如クナラザリシガ、德川幕府ニ至リテハ、世ヲ逐ヒテ漸次ニ商政ヲ革メ、殊ニ天保中ニハ、一切ノ組合株式等ヲ停止シ、以テ大ニ各營業者ノ競爭ヲ奬勵シテ、物價ノ下落ヲ促シ、一般人民ノ利ヲ圖ラントセシ事アリ、然ルニ物價ハ、預期ノ如ク下落セズ、却テ金融逼迫ノ風聞アルヲ以テ、嘉永四年、更ニ之ヲ舊ニ復シテ、諸問屋ヲ再興シ、株式ヲ定メテ、稅金ヲ徵收スルニ至レリ、要スルニ我國ニテハ、古來商業ハ、政府ノ特ニ奬勵セシモノニアラザリシカド、漸次ニ發達シテ、之ヲ古ニ比スレバ、德川幕府時代ノ景況ハ甚ダ盛ナリシモノヽ如シ、

名稱

〔新撰字鏡 人〕估 官戸反、上、商也、佐也、助也、交易也、俗間估字阿支奈不、　〔同 亻〕衒 胡麵戸見二反、古文作眩、僞也、侚也、天良波須、又賣也、　〔同 貝〕賍 於獻反、去、以財相當也、阿支奈比波加利須、

〔正字通 子集 中 人〕估 公虎切、音古、市稅、又論物價、又去聲、義同、估無大義、韻會七虞、估轉虞韻、古湖切、博雅大也、

〔唐六典 三 戸部〕辨天下之四人、各專其業、○中略 居沽與販者爲商、

〔段注說文解字 十一上 水〕沽 沽水出漁陽塞外、東入海、○中略 从水古聲、古胡切、五部、今字以爲沽買字、伐木鄭箋曰、酤買也、字从酉、

〔類聚名義抄 三 貝〕賣 二正、音商、アキナフ アキヒト　貿 音茂 アキナフ　賖 音奢 オキノル　買 莫解反、カフ、和マイ

賈 音古 柯雅反 アタヒ ウル　賣 莫解反 和マイ ウル　贖 神濁反 カフ　販 方願反、ヒサク、和ホン ヘン

〔段注說文解字 六下 貝〕商 行買也、白虎通曰、商賈何謂也、商之爲言章也、章其遠近、度其有亡、通四方之物、故謂之商也、買之爲言固也、固其有用之物、以待民來、以求其利者也、通物曰商、居賣曰賈、按白虎通古本如是、漢書律曆志、商章也、物成熟可章度也、尙書我商賚女、徐邈音章、商部商從章聲、皆可證、賣俗作賣、經傳皆作商、商行而賣廢矣、渾言之則賣買可互偁、析言

〔類聚名義抄 一 イ〕衒 音縣 ウル テラフ 〔同 二 日〕交易 アキナヒ 〔同 七 門〕交關 アキナフ

之則行買曰貨、行買者、通四方之珍異以資之、从貝商省聲、式陽切、十部、

〔書言字考節用集 九 言辭〕商賈 アキナヒ 食貨志、通財鬻貨曰商、行賣又曰商、坐販曰賈、 商賣 シャウバイ

〔倭訓栞 中編 一 阿〕あきなひ　日本紀に商賈をよめり、秋なすの義、新撰字鏡に估をもよめり、又賑をあきなひはかりすとよめり、野客叢書に、物熟謂之秋、取收斂之義と見えたり、

あきもの　買をいふ、秋物の義、秋は布穀成て、商賈の道ある時なればいへるなるべし、白虎通に居賣曰賈、通物曰商とみゆ、

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕商變(アキガハリ)、領爲跡之(シラストノ)御法(ミノリ)、有者許曾(アラバコソ)、吾下衣(ワガシタゴロモ)、變賜米(カヘシタマハメ)、

右傳云、時有所幸娘子也、姓名未詳、寵薄之後、還賜寄物、俗云可多美、於是娘子怨恨、聊作斯歌獻上、

〔萬葉集略解 十六〕契冲云、あきかはりは、既に物とあたひと取かはして、後に忽に變じて、或は物をわろしとして、あたひを取かへし、或はあたひをやすしとして、物を取かへす也、しらすとの御法とは、さやうの事をほしいまゝにせよとの法令あらばこそといふ也、令領よといふ意なれば、あきなひて變ずる事を自由ならしむるをいへりと有、翁〇賀茂眞淵云、領爲跡云々めせとゝ訓べし、吾物にする意也、歌の心は、さる御法もなきに、吾衣を返賜事あらんやと恨る也といはれき、歌の意はさも有べし、めせとの詞いかゞあらん、宣長云、あきかへり、しめせとふみのりと訓べしといへり、道別、さきに之は云の誤ならんといへりき、

〔竹取物語〕わうけい、文をひろげて見て、返事かく、火鼠の皮衣、此國になき物也、音にはきけども、いまだ見ずさぶらふ物也、世にある物ならば、此國にももて詣來なまし、いとかたき商也、〇下略

〔東雅 五 人倫〕商アキビト 〇中略 これを買ふをカフといふは、布穀の類をもて、百貨に代れば也、これを賣るをウルといふは、アキモノして、其贏利を得れば也、

職司

〔倭訓栞前編四宇〕うる　得をよめり、える反う也、賣をよむは、物を賣て利を得るよりいふ也、市も貨もよめり、沽はうるとも、かふともよめり、すてうりは斥賣也、

〔倭訓栞前編六加〕かふ○中略買をよむも換るの義也、西土の書にも買を易とも書せり、東鑑に博をよめるも意同じ、

〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇○清寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣收斂田租也、適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、○中略天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、○中略吾儕者旨酒餌香市不以直買、

〔大和事始四人事〕商
火酢芹命海幸あり、彥火々出見尊山幸あり、試に幸易し給ふ事あり、神代卷是交易の儀なれば、商賈の道これより起る、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕商長首
上毛野同氏、多奇波世君之後也、三世孫久比、泊瀨部天皇諡崇峻御世、被遣吳國、□雜寶物等獻於天皇、其中有吳權、天皇勅、此物也、久比奏曰、吳國以懸定萬物、令爲交易、其名云波賀理、天皇勅之、勿令他人用、久比男宗麻呂、舒明天皇御代負商長姓也、日本紀漏、

〔令義解一職員〕大藏省
卿一人、掌○中略賣買估價、謂貨物價直、隨時輕重、官家賣買、據其中估、但當賣買時、知估價法、非是常在市而案記也、諸方貢獻雜物事、
○按ズルニ、此他東西市司等ノ事ハ、市場篇ニ載セタリ、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年五月甲戌、勅曰、頃聞、至于三冬間、市邊多餓人、尋問其由、皆云、諸國調脚不得還鄕、或因病憂苦、或無糧飢寒、朕竊念茲、情深矜愍、宜隨國大小、割出公廨、以爲常平倉、逐時貴賤、糴糶取利、普救還脚飢苦、非直霑外國民、兼調京中穀價、其東海東山北陸三道、左平準署掌之、山陰

山陽南海西海四道、右平準署掌之、

○按ズルニ、左右平準署ノ事ハ、官位部令制官職編ニ詳ナリ、

〔明良帶錄世職〕靈岸島會所

蝦夷の俵物、鯣、鰊、數の子、昆布、アザラシ、エブリコ、イケマ等、其外產物、切手を持て賣渡す、運上有り、

〔江戶御用留〕江戶表江產物會所御取建相成候ニ付、町奉行江御達之儀申上候書付、

印　竹內下野守〇函館奉行

今度東西蝦夷地諸產物爲御取締、江戶表江會所取建候義、伺之通被仰渡候ニ付、新規產物者勿論、是迄問屋共江積送リ候鹽魚海草其外共、都て會所ニ於て、一手ニ取纏相改候上、問屋仲買共入札爲致、取引等は仕來之通爲取計、尤場所請負人荷物、幷船手買請積來候品共入札爲致、直段取極候上は、荷主江金子下遣し、落札之者よりハ、期日相定、會所へ代金上納爲致候義ニ付、全御直捌諸產物と同樣之義有之候間、萬一上納金滯有之節ハ、一ト通會所ニおいて利解および、其上にも遲滯仕候ハヾ、私共より申達次第、町奉行所ニ於て取立方有之候樣仕度、且又是迄荷主より、賣高之內一割ヅヽ、諸雜費として差出來候分、三分は兼而伺之通、會所諸入用として上納爲致、殘金七分ヲ以、御納屋御用品諸入用、問屋口錢、船手諸雜費、其外會所附用達申付候ものより身元金爲差出、右を以、元方仕入新規產物取揃入用、幷荷主繰替金等ニ差向候積、夫々割合方凡取極、其他會所御取建諸入用等も、別段御下金不申上、御用達より爲差出候見込を以內諭仕候處、いづれも承伏仕、請書等差出候間、往々御差金は勿論、前文身元金を以、彼地御取開之御一助とも相成可申と奉存候、就ては是迄產物取揃來候ものゝ江、別紙之通御觸流有之候樣仕度、依之町奉行江被仰渡案、幷其筋之もの江御觸流案共相添、此段奉申上候、以上、

巳〇安政四年六月

町奉行へ被仰渡案

今般東西蝦夷地諸産物爲御取締、新大橋向江、箱館産物會所御取建相成、御直捌荷物は勿論、受負人積送り候品、船手買請荷物共、不殘於會所御取捌有之、改方其外共、箱館奉行支配向ニ而請取扱、尤諸品入札賣捌高等は、是迄商賣致來りのもの共へ被取扱候積り、且入札取極候上は、會所より荷主方へ金子相下、落札のものよりは、期日相定、會所江爲相納候筈ニ付、若相滯候節は、箱館奉行より申達次第、取立方被致候義と相心得、此節別紙之趣ヲ以、其筋商いたし候もの江觸流可被申候、委細之義は、箱館奉行可被談候、

御可被致候、且又是迄、荷主共ゟ落札金高應じ、一割ツヽ、問屋共爲諸雜費差出候得共、御納屋御掛用品諸入用は勿論、并元方仕入金、并船手積繰替金、其他諸雜費共、會所ニおひて取賄候筈ニ
札付、荷主も積付候問屋共江は、已來二歩ツヽ爲取遣候積り、

〔江戸御用留〕巳〇安政四年七月十六日、備中守殿〇老中堀田正睦江、品川庄次郎を以上ル、
九月六日、御同人御直土岐攝津守〇勘定奉行江御渡、承付いたし、翌七日、品川庄次郎ヲ以返上、

新藤鉛藏　河津三郎太郎

竹內下野守

江戸會所ニおいて、荷主共より取立候歩合割合方之儀、再應取調奉伺候書付、

江戸表會所御取建相成候ニ付、是迄荷主共より賣高之內一割、諸雜用として問屋共差出來候分、已來會所ニ於而諸事取扱候ニ付、積付候問屋共江二歩ツヽ差遣し候積り取調申上候處、請負人荷物も、會所ニ而問屋仲間等江入札申付候上者、問屋仲買一體之譯ニ付、口錢相渡候而ハ不都合ニハ有之間敷哉、其外荷主より取立候歩合割合方、今一應見込取調可相伺旨被仰渡、奉得其意候、
右歩合之義ハ、私共見込を以、強て申付候共、船手ハ勿論、請負人其外共、信伏不仕候てハ事實難取

行、江戶入津荷物迄相減候てハ、徒然に罷成候而已ならす、市中潤澤筋にも拘り候間、江戶箱館兩所御用達共江、篤と內談およひ、雙方差支不相成、下々迷惑も不仕振合方專一に取調、不相當之儀も無之哉に勘辨仕候間、其旨請書爲差出候義ニ有之、尤觸流案、御掛紙相成候通り、元々是迄相對を以、一割ツヽ受納致し來候處、改而二步ツヽ爲取候旨、觸流シ有之候へ共、却而利權を相與へ候姿ニ付、御削相成候方、御尤之御儀ニ奉存候、尤兼而申上候、一旦會所ニ於而、改方入札等ハ爲致候得共、取引等ハ、仕來之通爲取計候積ニ付、是迄之振合を以、受負人より問屋宛にて、送狀相添積付候節、右荷物其儘仲買江入札爲致賣捌候得者、別段利得無之候間、積付候問屋ニ限リ、二步ツヽ爲取候樣、會所ニおゐて取計候ハヽ、下々難有承伏可仕、尤御直捌荷物、彼地會所より江戶會所宛にて、積送候品ハ勿論、假令積付ニ有之候共、御書取之通、仲買同樣入札致、落札ニも罷成候上ハ、賣得も有之候事故、別段口錢爲取候てハ不相當ニ付、差遣不申積リ、且又三步ハ、全會所江上納、右之內ヲ以、掛リ役々幷御用達御手當、其外諸入用差引、殘之分ハ御益金ニ付、最前御差圖相濟候、且御臺場其外江、其時々伺之上御遣拂之積、殘七分之義ハ、公邊江御取立と申者無之、會所におゐて、御用達共より出金等爲致、箱館表元仕入、船手繰替金ハ勿論、其外都而爲取扱候義ニ付、右之靡々差遣候積リ、右ハ船數等相增、御用向相嵩候ニ隨ひ、手傳共も多人數相かゝり候事故、御用達共にも相應利益有之候樣取計不申候てハ、出精相勵、新規產物等迄、漸々取捌方相すゝみ候樣にハ相成兼候哉ニ付、初發より右之見込を以、三步上納之外は、御用達共江爲相任候積リニ有之候得共、粗割合方取極置、掛り支配向に於而も、萬端相心得罷在不申候てハ、御取締ニも拘り候義ニ付、別紙江戶箱館御用達相談之上、爲取極候割合方書面寫江、猶又見込之趣、下ケ札仕奉入御覽候、尤一二ヶ年相口候ハヽ、分合割方增減も有之、且有餘金出來候得ば、會所積金ニ取計候樣可仕、いづれにも七分之儀は、上納金外之義に付、會所御爲御任相成候樣仕度奉存候、依之別紙割合書寫書面江、猶又

制令

見込下札仕、此段再應奉伺候、以上、

巳七月

下ゲ札
本文問屋之儀ハ、仲買共江入札爲致、荷物世話方諸勘定共、一式引請取扱候迄にて荷物買取、仲買共江賣渡譯にハ無之候間、問屋ハ、全渡世ニ離れ候姿ニ付、最前之通承り置候積ニ候得共、仲買同樣、入札不相成と申筋も無之候間、此段本文之通申上候、

〔問屋諸用留〕文久甲子年〇四年、元治元年、

一松前江差表入船々荷物、同所ニテ賣捌兼、積付ノ儘御當所ヘ相廻リ候節ハ、御役錢上納仕、取扱候問屋ニテ、口錢一分方受用仕候、右荷物御當處ニ於テ、賣捌候問屋小宿ノ內ニテ、定式通受用仕候、

一御當所ヨリ松前江差表ヘ積付廻船之分、右同斷仕來リニ御座候、

右御尋ニ付、此段奉申上候、以上、

子三月朔日　　一〇　北

御產物御會所

〔令義解雜十〕凡皇親、謂不限有位無位也、及五位以上、不得遣帳內資人、及家人奴婢等、定市肆興販、其於市沽賣出舉、謂於鄕里出舉也、及遣人於外處貿易往來者、不在此例、

〔延喜式雜五十〕凡王臣家使、不得到對馬嶋私買眞珠擾亂百姓、

凡王臣家、及諸商人船、許出入太宰那內、但不得自此擾勞百姓、及糴米買馬、若有違者、依法科罪、

〔延喜式雜五十〕凡國司一任之內、不得所部交關、但聽買衣食、其私物運京者、除公廨外、不得更加、若有違犯、依法科罪、

〔延喜式彈正四十二〕凡東西仕丁坊販鬻者、一切禁斷、但酒食者不在禁限、

〔延喜式四十二左右京職〕凡京中衞士仕丁等、坊不ㇾ得ㇾ商買、但酒食不ㇾ在ㇾ此例、

〔信玄家法下〕一於ㇾ人前ㇾ食物幷賣買之雜談不ㇾ可ㇾ爲事

〔御當家令條一〕武家諸法度〇中略

一大身小身共に、自分用所之外買置、商賣利潤のかまへ不ㇾ可ㇾ致事、〇中略

寛永十一年十二月十二日

〔三秘集十一〕享和三亥年閏正月、百姓大工之業致し候ニ付、石川左近將監様江問合、〇中略

一近來百姓共在々ニ有ㇾ之、町之住居不ㇾ致、自分家ニ而致商賣等、又は古着小間物等賣歩行候ニ付、農業懈ニ相成候間、領主ゟ差留候而不ㇾ苦儀御座候哉、此段奉ㇾ伺候、以上、

閏正月廿六日　牧野佐渡守家來　古河藏主

御附札

書面持前ニ無ㇾ之、致候者有ㇾ之、本職江差障、或は農業怠候筋之儀者、御領主ゟ御差留、聊不ㇾ苦と存候、以上、

〔御觸帳九〕天保十四癸卯年

在々之者共、農業專にいたし候儀勿論に候處、中には商筋渡世同様にいたし候ものも有ㇾ之哉に相聞、不都合之次第に付、可ㇾ指ㇾ留候へ共、右は市町有ㇾ之場所柄、又ハ格別身柄之者、商筋取組候者も可ㇾ有ㇾ之候間、更に差止候てハ難澁之筋に付、御領分之内、品柄を以商いたし、漸々に商賣筋を以て渡世之者相減、勸農方之儀、村役人等よりも厚世話可ㇾ致候、付ては正金不融通之時節に付、他所の品物、正金を以買入、商内いたし候儀は、一切致間敷候、尤他所へ賣送候儀、油幷同絞り、綿、生綿、繰綿ハ勿論不ㇾ相ㇾ成、左品々之儀も、支配役所へ申出、任ㇾ差圖ㇾ候儀等、最前申渡置候通相心得、其餘之品々賣出候儀ハ不ㇾ苦候、

但村所により、日用無據品物之譯にて、他所より買入候はでは、難相成分も有之候ハヽ、支配御代官所へ申出、可任指圖候、

絲　炭薪　蠟燭共　酒（他所積仕候酒造屋之外）　味噌溜　紙類　麻粉　鐵

右之通急度相心得、若背之者有之においては、咎可申付候、

十一月

別紙書付之趣可申通旨、奉行衆江申聞候ニ付、右寫壹通相達候、以上、

十一月二十七日　支配勘定組頭

關戸哲太郎殿

〔令義解二僧尼〕凡僧尼不得私畜園宅財物及興販出息、（謂畜者聚、其尋常所須、及緣身資用、如此之類、不在禁限、然不得仍出息興販也、興販者賤買貴賣也、出息者貸物生子、凡僧尼犯此法者、其物皆沒官也、）

〔延喜式四十一彈正〕凡僧尼等不可賣買、但隨身品物便得賣買、又藥丹等聽著身、

〔令義解九關市〕凡出賣者、勿為行濫、（謂不牢為行也、不眞為濫也、）其橫刀槍鞍（謂橫刀者劍也、槍者戈屬也、鞍者鞍橋也、）漆器之屬者、各令題鑿造者姓名、（謂鑿、鏨也、）〇中略

凡以行濫之物交易者沒官、短狹不如法者還主、

〔法曹至要抄中〕一行濫短狹物事

雜律云、造器用之物及絹布之屬、有行濫短狹而賣者、各杖六十、得利贓者准盜論、注云、不牢謂之行、不眞謂之濫、即造橫刀及箭鏃用柔鐵者亦為濫、疏云、其行濫之物即沒官、短狹之物還主、

案之、謂行濫者、器用之物不眞、謂短狹者、絁絹匹不充五十尺、闊不充二尺二寸、布端不充五十尺、闊不充二尺四寸、及錦綾之屬、匹不充四十尺、幅闊不充一尺八寸者也、行濫之物沒官、短狹之物還主者也、

〔唐律疏議 雜二十六〕諸造器用之物、及絹布之屬、有行濫短狹、而賣者各杖六十、（不牢謂之行、不眞謂之濫、卽造橫刀及箭鏃用柔鐵者、亦爲濫、）

疏議曰、凡造器用之物、謂供公私用、及絹布綾綺之屬、行濫、謂器用之物不牢不眞、短狹、謂絹匹不充四十尺、布端不滿五十尺、幅闊不充一尺八寸之屬、而賣各杖六十、故禮云、物勒工名、以考其誠、功有不當、必行其罪、其行濫之物沒官、短狹之物還主、

得利贓重者、計利準盜論、販賣者亦如之、市及州縣官司、知情各與同罪、不覺者減二等、

疏議曰、得利贓重者、謂賣行濫短狹等物、計本之外、剩得利者、計贓重於杖六十者、準盜論、謂準盜罪一尺杖六十、一匹加一等、計得利一匹一尺以上、卽從重科、計贓累而倍併、販賣者亦如之、謂不自造作、轉買而賣求利、得罪並同自造之者、市及州縣官司、知行濫情、各與造賣者同罪、檢察不覺者減二等、官司知情、及不覺、物主既別、各須累而倍論、其州縣官、不管市不坐、

〔唐六典 二十大府寺〕凡與官交易、及懸平贓物、並用中賈、其造弓矢長刀、官爲立樣、仍題工人姓名、然後聽鬻之、諸器物亦如之、以僞濫之物交易者沒官、短狹不中量者還主、

〔延喜式 四十一彈正〕凡禁斷刈大小麥青苗爲馬草、賣買幷桑棗木鞍橋、○中略凡市人集時、入市召市司、令市鄽靜定、每肆巡行糺彈非違、（謂錦紗綾紵若闊不盈一尺九寸、長不盈六丈、又賣物者有行濫及橫刀鞍等不題鑿造者姓名之類、○下略）

〔吾妻鏡 三十三〕延應二年二月二日丁酉、鎌倉中可被停止條々事、今日有沙汰治定、相分保々被付奉行人、固可令禁遏之由云云、其狀曰、

鎌倉中保々奉行可存知條々 ○中略

一下々辻々賣買之事 ○中略

右條々存知此旨、可令警固奉行保々也、更不可有緩怠之狀、依仰下知如件、

延應二年二月二日　　前武藏守

〔大内氏實錄〕あひ物商人方之賣物事

一魚鹽之事　一足鍋之事　一大小計升はかり物事　一あを物事　一色々海之賣物事　一竹ざいく賣物事

其外色々あひ物方賣物進退事、彌五郎大夫重守が所へ、背此旨輩は、上より可致罪科也、仍執達如件、

應永十一年八月一日　　彈正忠花押　沙彌花押　伯耆守花押

〔下古京町々所藏古文書〕精撰追加條々

一以八木賣買停止之事

一糸藥十斤之上、緞子十端之上、茶碗之具百の上、以金銀可為商買、但金銀無之ば、定之差錢たるべし、餘之唐物准之、此外は万事定之代物たるべし、然る乎、有隱密以金銀賣買有之者可為重科、付金子は拾兩之代拾五貫文、銀子は拾兩之代貳貫文たるべし、

一祠堂錢、或は質物錢、諸商買物、幷借錢方、法度之代物を以て可為返辨、但金銀於借用は、以金銀可返辨、付金銀無之ば、定差代物たるべき事、

一見世棚之物、錢定に依而執入輩あらば、分國中、末代商買停止たるべし、付諸商買に依而、金銀兩目替停止、幷賣手形より金銀を不可好之事、

一大小に不寄、荷物諸商買之物、背法度於有之者、為役人申居相究、若不能信用者、荷物悉役人可取扱之事、

一科錢者、一錢より百文に至らば、百疋たるべし、百疋の上に至らば、千疋たるべし、其外准之事、

一錢定違犯之輩あらば、其壹丁切に可為成敗、其段不相屆者、縦總町一味同心に可申付、倘其上に

至ても、手餘之族においては可令注進、同背法度族於告知爲褒美要脚伍百疋可□□事、

永祿十二年三月十六日　　彈正忠朱印

〔江州八幡古文書〕安土山下町中

定○中略

一往還之商人上海道相留之、上下共至當町可寄宿、

但於荷物以下之付下者、荷主次第事、○中略

一諸色買物之儀、縱雖爲盜物、買主不知之者不可有罪科、次彼盜賊人於引付者、任古法贓物可返付事、○中略

一博勞之儀、國中馬賣買、悉於當所可仕事、

右條々若有違背之族者、速可被處嚴科者也、

天正五年六月

〔長曾我部元親百箇條〕掟○中略

一升之事、國中京升一篇可相定事、但計樣者、年貢借物者あげ、賣買者さげ、可計事、○中略

一國中馬他國へ出賣買一切停止、若押て出候ば、其馬可召上、其上堺目番堅可相留事、○中略

一布木綿者善惡によらず、大工金ニ四尺五寸を尋ニして、七尋たるべし、太布は可爲六尋事、

一諸廻船之事、隨分賣買仕、當國住居之覺悟肝要之事、○中略

慶長貳年三月廿四日　盛親在判　元親在判

〔御當家令條二十一〕京都町中可令觸知條々○中略

一諸商賣之事

右諸國商人交易自由之便、諸人之要用也、然ば私之法を立、多勢を組み、起證文を書付、不可致諸商賣、其身之意次第たるべし、總而就諸事徒黨起請文書事は、先規堅く被停止之訖、今以新規之法、若違犯之族有之ば、早奉行所江可召來、以糺明之上可處重科、但朱金銀之兩座可爲格別事、○中略

寬永六年十月十八日

〔大坂式目〕定

一諸商賣之事

右朱銀兩座之外、私之座を定め、商賣いたすハ、先規より御停止たり、若違背の輩これあらば、其町中より早く奉行所江告げ來るべし、吟味の上或は籠舍、あるひは死罪たるべき事、

慶安元歲四月五日　孫大夫　丹波

北組　年寄中

〔町鑑二〕差上申手形之事

一今度木藥問屋被召出被仰渡候通、以來にせ木藥一圓商賣仕間敷候、若隱にせ木藥商賣仕ニおいてハ、何樣ニも曲事可被仰付候、尤上方より買下シ申候とも吟味仕、にせ木藥一圓買間敷候、其上我等之者共中間一年ニ一度ヅヽ寄合を付、吟味仕可申候、若にせ藥種々隱商賣仕者御座候ハヾ、急度御番所江可申上候、我等共ふせんさくにいたし、中間之者之內にて、惡敷藥種々商賣仕者有之おゐてハ、其當人は不及申、我等中間之者ともに御掛可被成候、爲後日手形仕差上申候、仍如件、

明暦四年戊年六月十八日

何町木藥問屋　家持誰印

誰店誰印

御奉行所

右之通、町中立會吟味仕書上申候、此外木藥屋同問屋壹人も無御座候、若僞申上候ハヾ、何樣にも可被仰付候、爲後日名主月行事手形差上申候、以上、

戌六月十八日　　何町名主　月行事印

御奉行所

〔享保令典永鑑 三十六 諸商賣〕寛文七未年九月

覺

一江戸中辻々橋々之邊、何にても古がねの類、一切賣買仕べからざる事、

一橋之はづしかな物之類

一門之はづしかな物之類

一銅瓦、なまり瓦、銅之樋、はづしかな物之類、

一社堂はづしかな物之類

右之品々、自今以後於町中賣買仕べからず、自然屋敷方寺社方より拂物に於出之ハ、町奉行の番所へ申斷之、其上可買取之、若密々賣買仕候ハヾ、縦後日ニ相聞といふとも、穿鑿之上、急度可被行罪科者也、

九月

〔享保令典永鑑 三十六 諸商賣〕貞享三寅年五月

覺

一生じいたけ 正月節より四月迄　一つくし 三月節より　一ばうふう 二月節より　一わらび 三月節より　一たで 三月節より　一葉せうが 三月節より　一ねいも

三月節より　一竹の子　四月節より　一なすび　五月節より　一白瓜　五月節より
一びは　五月節より　一眞瓜　六月節より　一さゝげ　六月節より　一りんご
七月節より　一梨子　八月節より十一月迄　一めうど　八月節より　一松だけ　八月節より　一ぶだう　八月節より　一御所がき　九月節より十一月迄　一みつかん　九月節より三月迄
一久年母　九月節より三月迄

右之品々致商賣候儀、先年月切ニ御定被成候へ共、自今以後ハ、此書付之通、節ニ入候日より可致商賣之、魚鳥之類ハ、時節かまひなく、どれ次第可賣之、然ども出候節も、過分に直段高く商賣仕間敷候、前方も相觸候通、獻上之肴たりといふとも、勿論惣而之肴も、彌以直段高商賣仕間敷候、若右之趣相背もの於有之は、急度曲事可申付者也、

五月

〔享保集成絲綸錄 三十六〕元祿十七申年二月

前々より令制禁候通、古かね商賣停止之處、頃日賣買も有之様に相聞、不屆に候、御普請も有之節に候得ば、町々家主共迄吟味、左様之義於有之は、早速可申出之、若隱置、外より相知においては、當人は不申及、家主五人組迄、曲事に可申付候條、名主五人組無油斷可申付候、以上

二月

條々

正德三巳年五月

一女之衣類、自今以後、小袖之表一ッに就て、上之御用之物は、其代銀五百目を限り、萬石以上之用之物は、四百目を限り、其餘は三百目を限り、夫より高直の物、一切に商賣すべからざる事、
附女帶之類、其外何物に不限、此例に准じ、其價を輕し、商賣すべき事、

一女の衣類、絹紬に不限、其下地は下品の物にて、縫鹿子等は、不相應之物たとへ誂候物有之候共、
　一切に仕り不可出事、
一男女之衣類に不限、自今已後、或は珍しく、或は新らしき織物染物之類、一切に仕り出すべから
　ざる事、
右近年以來、女之衣類種々結構に及び、其上長崎表に渡來候織物糸類を始、縫鹿子染物等の手間代も相增し、其價以の外高直に至り、尤以て不可然事に就而、御制禁之所に候、或は衣類の下地を差つかはし、金糸縫箔鹿子等の代銀計りにて、御定之通に合候樣に仕り、或は小袖二ッ三ッの價を合せて、其表一ッの代銀とし、あるひは珍敷摸樣、新敷染色等、其好みに任せて仕り出し候類、すべて此等の事によりて、御法度も破れ候事に候得ば、若自今已後何事に不依、御制禁の旨に違犯之輩有之においては、急度重科に行はるべし、たとへ何方より誂來候といふ共、御制禁の物共請かふに不及のがれ難き子細も有之においては、早速町奉行所に訴出、其沙汰に可任也、
　正德三年癸巳五月
〔享保集成絲綸錄 三十六〕享保六丑年七月
今度諸式新規に仕出し申間敷旨、御折紙御書付之通被仰出候間、堅相守可申候、就夫右諸式幷書籍假名草紙に至迄、世上之爲にも成候儀、新規に仕出し度事も有之候歟、又ハ京都大坂其外所々より新規之品差越候ハヽ、少分の物たりとも、自今奉行所へ訴出、差圖を受、商賣可仕候、縱何方より誂候共、諸色新規之類ハ、右同前に相心得可申事、
　附、只今迄有來物に候共、前々より一ト通りにて事濟候儀を、彼是物數寄を致候類品多く有之由、自今ハ吟味之上、段々相止めさせ申旨可有之間、兼而其旨相心得可申候、
一時々雜說、或ハ人之噂を板行いたし、猥に觸賣候儀、自今一切可爲無用候、相背候ものハ召捕、先

先達吟味、板行いたし候者迄、急度可申付事、

右自今堅く相守可申候、名主家主五人組遂吟味、相背候者有之ば、早々可申出候、若其通りに仕置、後日に相知れ候共、當人共勿論、名主家主五人組迄、越度可申付候、

享保六丑年閏七月

覺

一呉服諸道具書物類ハ不及申、諸商賣物菓子類ニ而も新規に巧出し候事、自今以後堅停止たり、若無據子細有之ば、役所へ訴出、ゆるしを受可仕出事、

一諸商賣之内、古來の通にて事濟候處、近年色品を替、物數寄ニ而仕出し候類ハ、追而遂吟味停止可申付候間、兼々其旨可相心得事、

以上

〔享保令典永鑑三十六諸商賣〕享保六丑年十一月〇中略

一京都大坂其外所々より、心得違新規之物差越候ハヾ、元々江相返し、無據子細も候ハヾ、是又可訴出候、右之通仲ヶ間を究め、月行事を定、互ニ致吟味候之上、自然新規之物も有之、隱し賣仕、後日相知候共、其商賣一組之仲ヶ間之もの不吟味之筋を以、急度過怠可申付候、月行事之者ハ、別而入念相糺し、違犯無之様に可仕候、

十一月

〔御觸帳二〕享保六丑年御觸帳

口上

一廻米商之儀ニ付、とたん立用紛敷商致間敷旨、最前相觸申候、右之趣彌堅相守、總而紛敷賣買不仕候様ニ、重而被仰渡候間、右商仕候者共へ、急度可被申渡候、以上、

四月廿日　　花井八郎左衛門

上長者町○京都　印

町中　町代衆

〔御觸帳 五〕橘町之外にては、古鐵古道具之店出し候儀不ㇾ罷成旨、先年より度々相觸候處、猥に相成町中所々に古鐵古道具之店出し、其上會所を立、寄合令ㇾ賣買候段も相聞、不ㇾ宜候付、可ㇾ爲ㇾ相止候處令ㇾ用捨、持合せ候分賣仕廻次第、右商賣相止、勿論新規に古鐵古道具之店出間敷旨、延享廿卯年、爲ㇾ觸知候處、今以不ㇾ相止、且右相觸候以後、新規に古鐵古道具之店出し候者共も有ㇾ之、旁以不ㇾ可ㇾ然候、彌卯年相觸候通、持合せ候分賣仕廻次第、右商賣相止可ㇾ申候、且又卯年三月以後、古鐵古道具之店出し候者共は、來ル四月晦日迄に、右商賣相止可ㇾ申候、

右之通、御奉行所○中略より被ㇾ仰渡候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不ㇾ殘可ㇾ被ㇾ觸知候、以上、

戊○寶曆四年　閏二月廿九日　　渡邊新右衛門○下略二人

花井八郎左衛門殿

〔天保集成絲綸錄 九十四〕寛政十午年八月

大目付江

近來品珍敷鉢植もの、至而高直に賣買いたし候趣相聞候、都而不用之品、不相應に高價なるを翫候儀は有ㇾ之間敷事に候間、高價に商賣致間敷段申渡候條、其旨相心得候樣、向々江寄々可ㇾ被ㇾ達候、

八月

寛政十一未年五月

都て蠻國之風に似寄候器物、猥に取扱申間敷處、煙管屋抔江罷越、阿蘭陀きせるに似寄候品誂、又は買取候者も有ㇾ之由、向後右體之品、賣買致間敷候、誂へ候者有ㇾ之候はゞ、其段早速可ㇾ訴出ㇾ旨、させる張候者は勿論、其商賣筋之者共江可ㇾ申渡ㇾ候、

未五月

〔御觸書集覽一〕天保十三寅年三月十七日

麹町九丁目清三郎店柳枝と申者、好色繪を大盃江燒付、幷手數懸ケ候茶碗、見世賣致候趣に付、同所名主與兵衛、幷組合市中取締掛り牛込改代町名主三九郎、赤坂裏傳馬町同五郎右衛門より、右品取上ゲ廻り之もの江申出候、右は御制禁之品商ひ候者に付、吟味可申付處、乍併名主共心付方宜敷、右役人より手を不懸以前之儀にも有之間、右品取上、吟味之不及沙汰、畢竟名主共心付方宜敷、右之儀に付譽置、

右之通、昨日甲斐守樣御番所江被召出、於御年番所被仰渡候間、此段御達申候、以上、

寅三月十七日　拾五番組 名主 三九郎

同 五郎左衛門

天保十三寅年四月八日

野菜物等、季節いたらざる內、賣買致間敷旨、前々相觸候趣も有之處、近來初物を好ミ候儀增長いたし、殊更料理茶屋等ニ而ハ競合買求、高直之品調理致し候段、不埒之事ニ候、譬ばきうり、茄子、いんげん、さゝげの類、其外もやし物と唱、雨障子を懸、芥ニ而仕立、或ハ室之內江炭團火を用、養ひ立、年中時候外れに賣出し候段、奢侈を導く基ニ而、賣出し候者共、不埒之至ニ候間、已來もやし、初物と唱候野菜物類、決而作り出し申間敷旨、在々江も相觸候條、其旨を存じ、堅賣買致間敷候、尤魚鳥之儀ハ、自然之漁獵ニ而賣出し候は格別人力を費し、多分失脚を懸ケ飼こみ仕立置、世上江高價ニ賣出し候儀ハ、是亦不相成候、若相背候者有之においてハ、吟味之上、急度咎可申付候、

右之趣、町中江可觸知もの也、

四月

和市

右之通被仰出候段、從町御奉行所被仰渡候間、町中不洩樣、早々可相觸候、

寅四月八日　　町年寄
役所

〔御觸書集覽　二〕天保十三寅年十二月廿六日

紙屑之儀は、世上すたりに相成候品に付、直段引上候筋、毛頭無之筋に候處、近來追々直段引上ゲ候に付、麗返し紙自然盤尺相詰り、市中別而輕き者共難儀におよび候は、畢覺紙屑渡世之者共、相互に直段糶上げ買〆、右を近在々江壹手に相廻候哉に相聞、不埒之至に候、既に淺草三間町家持紙屑渡世、かね後見淸兵衞、外三人之者共儀は、多分之紙屑類買〆致し候趣相聞候間、夫々吟味之上咎申付、猶重立候同渡世神田山本町代地榮次郎店助三郎、外三人之者共取調、以來直段引下げ、買入候紙屑直段糶上げ不申、銘々買取候紙屑を遠國江相廻し候儀は堅く不致、近在紙漉屋共に限り、白反古下物と三通り撰譯け、紙漉目方何程と相定遣し、代錢に而は不受取、右目方に而漉立候員數通り、不殘漉返し紙に而、紙屑屋共方江請取、勿論漉返し紙之盤尺之儀は、竪九寸、横壹尺壹寸に限り漉立させ、小賣百枚に付、百文宛に來卯正月より市中賣買致し、其上追々紙屑下直に相成候はゞ、右に准じ直段可引下、尤銘々差働を以、右直段より同品下直に賣捌候は、勝手次第之事に候、且紙屑屋共之內、是迄漉立爲致不申、小前紙屑屋共之分は、銘々買取候紙屑、市中漉立取扱候紙屑屋共之內江可賣渡、尤申合等致し、取引直段不相當之儀於相聞候而は、嚴重に咎可申付候間、正路に渡世可致候、

但仕譯書之儀は、別紙に相渡候間、銘々見世先江張出し置候樣可致候、

右之通、被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

天保十三寅年十二月廿六日　　神田山本町代地
榮次郎店助三郎
外紙屑屋連印

〔類聚名義抄　七〕和市アキナヒ　カフ

〔下學集六態藝〕和市ワシ

〔東寺執行日記〕元德二年五月二十日、洛中米穀和市之事、右穀者民之天、國之本也、頃年豐饒之處、近日依和市之不定、存衆庶之飢饉云々、太不可然、所詮新穀出現之程、任弘安之例、以宣旨一斗宛錢百文可交易者也、今度之此難不可准弘安例、以寛宥之儀如此所被下定也、於違犯之輩者、可有嚴衆議候也、

〔東寺百合古文書三十二〕米和市事

四石七斗三升七合小斗定和市百文別六升充　代七貫八百九十文三百九十文相違

已上上使納分同注進分

一代官注進和市事

米四石七斗三升七合小斗定和市百文別一斗一升八合歟　代四貫二十九文三貫八百六十一文相違

已上米分

一大豆和市事

五石小斗定和市百文別一斗充　代五貫文タルベシ七百五十文相違已上上使注分

代官注進分

大豆一石代八百文上使注進ハ大斗一石ハ一貫三百卅三文タルベシ、仍五百卅三文相違也、　小斗ノ五石ハ大斗三石七斗九升也

代五貫文

代官注進分

三石七斗五升大斗定　代三貫文二貫文相違

米并大豆和市違分

以上五貫八百六十一文

強市
押賣押買

〔大巻所年貢算用狀〕注進　播除御方御算用狀之事（中略）〇

都合拾石五斗六升九合五勺二才　參斗一升六合八勺減分（一斗二三合充）　殘十石二斗五升二合七勺二才　代四貫六百六十文（〇和市二斗二升〇中略）

右御算用狀如件

天文參年十二月　日祐榮（下略）〇

〔延喜式（四十二東西市）〕凡賣買不和較固者、市司追捉勘當、

〔律疏（職制）〕凡貸所監臨財物者坐贓論、（中略）〇若賣買有乘利者計利、以乞取監臨財物論、（謂官人於所部賣物、及買物、計時估、有乘利者、）強市者笞五十、（謂以威若力強買物者、雖後當價猶笞五十、）有乘利者計利、準枉法論、（謂假有官人、遣人或市司、而爲市易、所遣之人、及市司爲官人、賣買有乘利、官人不知乘利之情、不合得罪、依律、犯時不知、依凡論故也、所爲市者、雖不入己、既有乘利、或強賣買、不得無罪、合從不應得爲、準官人應坐之罪、百杖以下、所市之人、從輕笞卌、徒罪以上、從重杖八十、仍不得重於官人知情、准家人所犯知情之法、若市易已訖、官人知情、）

〔唐律疏議（雜二十六）〕諸賣買不和而較固取者、（較謂專略其利、較固謂鄣固其市、）及更出開閉、共限一價、（謂賣物以賤爲貴、買物以貴爲賤、）

疏議曰、賣物及買物人、兩不和同、而較固取者、謂強執其市、不許外人買、故注云、較、謂專略其利固謂鄣固其市、及更出開閉、謂販鬻之徒、共爲姦計、自賣物者以賤爲貴、買人物者以貴爲賤、更出開閉之言、其物共限一價、望使前人迷謬、以將入己、

若參市（謂人市所賣買、在傍高下其價、以相惑亂、）而規有入者杖八十、已得贓重者、計利準盜論、

疏議曰、參市、謂負販之徒、共相表裏、參合貴賤、惑亂外人、故注云、謂人有所賣買、在傍高下其價、以相惑亂、而規賣買之利入己者、並杖八十、已得利物、計贓重於杖八十者、計利準盜論、謂得三匹一尺以上、合杖九十、是名贓重、其贓既準盜科、即合徵還本主、

〔吾妻鏡（二十三）〕延應二年二月二日丁酉、鎌倉中可被停止條々事、今日有沙汰治定、相分保々被付奉行人、固可令禁遏之由云云、其狀曰、

鎌倉中保々奉行可存知條々〇中略

一押賣事

右條々存知此旨、可令警固奉行保々也、更不可有緩怠之狀、依仰下知如件、

延應二年二月二日　前武藏守

〔新編追加雜務〕一條々諸國一同被仰下畢

一河手事　一津泊市津料事　一沽酒事　一押買事

右四箇條、所被禁制也、〇中略

弘安七年六月三日　駿河守判

信濃判官入道殿

〔大内氏實錄〕十月會町御法度事

一おしがいらうぜきの事

一くばうがひ〇公方買とがうして、代をやすくかい、又はたれ共しらぬ者の、ふだをいだしおく事、たとひ見しりたるものなり共、くばうがひとがうするものあらば、御せいばいあるべき也、〇下略

〔大内家壁書〕一押買狼藉堅可制止事

一號公方買、號守護買、前々儀堅可停止事、〇中略

右事書之旨、若有違背之族者可加成敗、隨事之體留置其身、可經上裁之由所被仰出、壁書如件、

明應四年八月八日　沙彌奉正任　大藏丞同貞額　左衞門尉同武明

〔江州八幡古文書〕安土山下町中

定〇中略

一喧嘩口論、幷國質所質、押買賣、宿之押借以下、一切停止事、〇中略

占賣

右條々若有違背之族者、速可被處嚴科者也、

天正五年六月

〔香取文書〕五法度○中略

一押買狼藉之事○中略

右於違犯之輩者、可加成敗者也、仍如件、

天正廿年卯月五日　花押

〔德川禁令考〕五十雜業雜商 享保元申年十一月

さし賣之儀町觸

一おし賣おし買之儀、前々より御制禁之處、此頃鳶之者抔、錢差を拵、おし賣仕、不買ものには過言を言、或は仇をいたし候由相聞へ候、町人は不及申、縱奉公人たりといふとも、右之仕形有之候ハヾ留置、月番之番所江可訴出候、尤かさ高に無之樣に可致候、吟味之上相知候ハヾ可爲越度候、勿論あだを不致候樣に可申付候條、此旨町中可觸知候、以上、

十一月

〔享保令典永鑑〕三十五藥種 寛文六午年九月

一江戸町中藥屋ども、私として座を定、藥種之內何ニよらず、一處へ買取り、しめうり致候、又はにせ藥等有之由ニ候、向後堅可爲停止、惣而藥種ニかぎらず、何事ニても座を定、しめうりいたし候もの有之バ、兩町奉行所へ可申達之旨、江戸町々年寄どもに申渡候、其上藥種之問屋幷藥屋ども不殘評定所へ召寄、藥種之內何によらず、一處江かひ取商賣高直に仕候事、又ハにせ藥種致候儀、自今以後爲停止之旨可存其趣候、自然右之旨趣相背もの有之バ、藥屋仲ケ間たりといふとも、訴人に可出、若隱置、他所より露顯申候ハヾ、可爲曲事由申付候事、

九月

〔幕令拔抄 二〕一近來米次第ニ高直ニ付、買〆仕候者有㆑之、諸人困窮仕候よし、被㆓聞召上㆒、此度置買仕候者共御穿鑿被㆑遊、右買〆之米、凡三萬四五千石有㆑之候ニ付、公儀へ御取上、直段石ニ付六拾目、太唐米石ニ付凡五十目ニ御極、三郷〇大坂南郷、北郷、天滿、町人江御買せ可㆑被㆑成之旨被㆓仰渡㆒候間、難㆑有可㆑奉㆑存候、三郷役家一軒ニ付、凡壹石七八斗ヅヽニ相當リ可㆑申候、委細米割方銀上納之義は、追而可㆓申渡㆒候間、右之趣、末々迄相觸可㆑被㆑申候、以上、

元祿十子年七月　川崎屋治左衛門〇下略五人

〔享保集成絲綸錄 四十九〕元祿十二卯年九月

覺

一今度諸國より米穀多江戸江廻し候樣にと相觸候ニ付而、段々廻り可㆑申候間、町中米穀買〆一切仕まじき事、〇中略

一金銀錢是又買置不㆑仕、相場高直無㆑之樣ニ可㆑仕事、

一商賣物買〆不㆑仕、諸色高直ニ無㆑之樣可㆑仕事、〇中略

右之通、急度守候樣に可㆑被㆓申付㆒候、若相背者有㆑之においては、其所之名主五人組迄可㆑爲㆓曲事㆒旨可㆑被㆓申渡㆒候、以上、

九月

〔御觸帳 三〕覺

一何によらず申合買留置、直段を上ゲ、〆賣候義、御領中諸人之痛に候へバ、甚不屆候間、左樣之儀無㆑之樣、兼而心を付け可㆑被㆓申付㆒候、總而巧を以て紛敷賣買等不㆑致樣に可㆓申付㆒候、若左樣之族於㆑有㆑之ハ、急度遂㆓僉議㆒可㆑爲㆓曲事㆒旨、可㆑被㆓相觸㆒事、

右之通、御奉行所〇京都より被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

九月〇享保八年　　　　　　　　　　青木小平治〇下略三人

花井八郎左衞門殿

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保十八丑年正月

一町々米屋共致所持候米、此節之事に候間、最寄次第町々江賣出し可申候、米問屋共義、平生は中買江計賣渡し、外賣不致候へ共、是又最寄次第、直に賣渡候樣申付候、武士方扶持米抔請合居候者ハ各別、此節圍置候もの有之ば、町中より可訴出候、吟味之上、其米取上、從公儀御拂可被仰付候、

一右米買參候者、直段相對致ねだりケ間敷義申間敷候、若又理不盡成仕方も候ば、米屋より可訴出候、

右之趣、町中可觸知者也、

〔幕令拔抄二〕當時之有米、於當表〇大坂手廣致賣買候義ハ、勝手次第之事ニ候得共、德用ニ拘、多分ニ買取、他國ニ賣出し候もの有之趣ニ相聞候、不埒ニ候、右ニ付而ハ、自然當秋新穀時節迄、市中日用米拂底ニ成、難取續樣相成可申哉、其上直段も引上げ可申、左候テハ、輕き者ども及難義候事ニ付、廻米高等見積せ、追而令沙汰候迄之內は、無故他國へ賣出し候義ハ致間敷候、夫とも無據子細有之分は、月番奉行所江可斷出候、糺之上可令沙汰候、

右之趣、三郷町中可觸知者也、

天明五年巳正月　土佐備後

組々世話掛名主

〔諸問屋幷商雜類編〕

他國ヨリ取引致候商人共、諸荷物前金等遣し買留置、積送爲見合、其所へ圍置候ハ、〆賣りニ相當

り候間、右樣之儀致間敷旨、先達相觸候ニ付、都而前金相渡候ハ難成儀ト心得、見合罷在候向モ有之、渡世ニ寄、少分之荷主共ハ融通ニ差支、自ラ荷物不進之義共有之哉ニ相聞候、全前金相渡候ハヽ買留圍置候トハ品違、素ヨリ不正之筋ニハ無之、不苦儀ニ候間、聊無懸念取引致、紛敷儀無之樣致ベク、若不正之儀於相聞ハ、嚴重之可及沙汰條、其旨諸商人共江不漏樣可申聞、右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

天保十三寅年十月廿五日　壹番組世話掛本町三丁目　名主　文左衞門　外十六人

右之通、今日組々世話掛壹人宛、南御番所江被召出、於御白洲被仰渡候間、御支配限、諸商人共江不洩樣御申渡、受印御取置可被成候、且右被仰渡書、町々自身番屋江張出置候樣御取計可被成候、此段御達申候、以上、

十月廿五日　組合世話掛　名主

〔御觸書集覽 二〕天保十三年十月廿九日

一近來五畿內、中國、西國筋、國々領主地頭ニおいて、自國之產物は不及申、他之國產をも、夫々手段を以買集め、賣荷を荷物と引直し、藏屋敷江圍置、相場高直之砌、手拂又は銘々出入之町人共ニ爲賣捌、〆賣同樣之及取計、依ては領主地頭之權威を以、他之賣買江差障、或ハ無謂他所之者より冥加銀等爲差出候哉之趣も相聞へ、以外之事に候、尤諸色直段引下げの儀に付、追々相觸候趣も有之候上ハ、於領主地頭、前書惡弊早々改革可有之は勿論に候得共、萬一是迄之仕來ニ因循いたし、不良之取引取計於不相止ハ、急度可被及御沙汰、

右之趣可被相觸候

十月

右之通、御書付出候間、町中不洩樣、早々可被相觸、

十月廿九日　　町年寄役所

同年同日

一國々より大坂其外都會之地江相廻り候諸荷物之儀、近來諸國荷主船頭共、手段を以、銘々國許に圍置、時之相場ニ不ㇾ拘、高直之差直段を以積廻シ、右直段ニ而賣捌難ㇾ成節ハ、直待と唱、其儘商人共手元江預ケ置、品拂底ニ而差支候場合ニ至、右差直段ニ相拂、格外之利潤を謀候族も有ㇾ之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、向後荷物差送り候節ハ、其品々相場ニ基き、直段立方正路ニ致し、直待と唱、〆賣一切致間敷候、尤自然買方之者共、不正之及ㇾ對談、元方難澀之次第も有ㇾ之候ハヽ、荷主船頭共より、其所之奉行所又ハ御代官役所江可ㇾ訴出ㇾ候、吟味之上急度可ㇾ申付ㇾ候、

右之趣、諸國御料私領寺社領共、不ㇾ洩様可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

十月

右之通、御書付出候間、町中不ㇾ洩様、早々可ㇾ相觸ㇾ候、

十月廿九日　　町年寄役所

檢商品員數

〔享保集成絲綸錄三十六〕寛文八申年二月

一米　一大豆小豆　一大麥小麥　一酒　一鹽　一薪炭　一荏　一菜種　一胡麻　一油

一鯨油魚油

右品々、町中諸問屋井諸商人商賣物ニ買置、今迄自分之藏、又ハかり藏ニ入置候分、當二月二十八日より相改、品々何程有ㇾ之候共、有體に書上ゲ可ㇾ申候、改書上候内も、買手有ㇾ之候ハヽ何程ニても賣拂、慥ニ其證據を取置、已來書上ゲ候都合相違無ㇾ之様ニ可ㇾ仕候、附右之品々相改書上ゲ已後、諸國より追々至來候分は、其町々名主五人組より相斷、立合候て員數相改之、名主五人組より證文を取置、其荷物は別ニ仕置、員數重て書上可ㇾ申候、是亦賣拂候之儀ハ勝手次第ニ賣拂、

其證據取置、已來書上候都合相違無之様ニ可仕候事、
右之趣、町中家持は不及申ニ、借屋棚借地借之諸問屋諸商人堅申渡、品々員數相改、書付差上ゲ可申候、重而其藏々を御改可被成候、少も相違無之様ニ書上ゲ可申候、若違背申者於有之は、急度可被仰付候事、

二月

〔享保令典永鑑米穀三十四〕延寶九酉年正月

一米　麥　大豆

右之品々、町中諸問屋諸商人、其外にも買置、自分之藏、又ハ借藏に入置候分不殘、明朔日より相改、右高俵數何程有之と、有體書上可申候、但其内にも買手有之候バ、何程にても賣拂可申候、相改候内、諸國より追々到來候分ハ、其町之名主五人組へ相斷、書上可申候、是又賣拂候儀ハ、勝手次第賣拂可申事、

一前々如相觸候、買置しめ賣、一切仕間敷事、

一所々藏々へ重而奉行を廻し相改可申候間、其節右高相違無之様可仕候、爲其前以相觸事、

右之條々相背、相違於有之者、可爲曲事者也、

正月

〔享保撰要類集廻船二十九〕大坂表より諸國へ積下し候荷物米穀を初、諸色の分、何國誰方へ誰船にて何々の品相廻候員數被遂吟味、帳面に仕立、三月、六月、九月、十二月、右月初に江戸町奉行方へ可被差越候、

但江戸著荷物の分は、江戸何町誰方へ何々の品何程積送り候段、別紙に帳面にいたし可被差越候、

浦賀奉行江

諸國より積廻し候荷物米穀を初、諸色之分、何國誰方へ誰船にて、何々の品何程相廻し候員數書付、帳面に仕立、三月、六月、九月、月初に江戸町奉行方へ可被差越候、

但江戸著荷物の分は、別帳に認可被差出候、

享保八年卯十月

脇賣

〔集古文書 三十二 下知狀〕天正十二年下知狀 所藏不詳

米之坐事、脇賣於猥者、前々より今以如有來可加成敗之狀如件、

天正十二四月七日

上下京 米之座中

〔享保令典永鑑 三十四 米穀〕元文元辰年十月

覺

一上方商賣米之儀、脇々ニ而猥ニ引請致商賣候故、相場不同有之、〆りも不宜候付、今度米問屋九人ニ而、上方商賣米引請取捌いたし候筈に申付候、自今脇店米屋者不及申、其外之者ども、上方米一切引請申間敷候、若脇々に而致商賣候もの於有之ハ、吟味之上、急度可申付候條、此旨相守可申候、

右之趣、町中可觸知者也、

十月

出賣出買

〔御定書百箇條〕廻船荷物出賣出買、幷船荷物致押領候者御仕置之事、

寬保二年極 一廻船荷物出賣出買致候者 賣主買主共 重過料

但荷物代金共取上、荷物は問屋江相渡可申事、 船頭 獄門

〔德川禁令考後聚四制禁布令〕享保六丑年

出賣出買之儀ニ付町觸

近年品川沖より湊內まで、諸廻船懸居候所江、町中より小船を數多乘出し、中途ニ而廻船乘組之水主と、出買之もの共馴合、不埒成商賣物隱買仕候故、積荷物不足有ㇾ之、船頭幷問屋とも難儀之由申出候、向後中途ニ而、萬物堅買取申間敷候事、

一右出買船之外ニ、小船ニ乘、出賣之もの有ㇾ之、此者共儀、不埒成儀有ㇾ之由ニ候、向後荷物瀨取候茶船、幷湯船水船之外、一切諸廻船之邊江乘參間敷候、若相背出賣出買之もの有ㇾ之候ハヽ、召捕可ㇾ訴出旨、廻船問屋共江申付置候間、此旨可ㇾ相心得候、

右之趣、町中不ㇾ殘可ㇾ觸知者也、

九月

〔天保集成絲綸錄九十五〕文政八酉年三月

町觸

壹番組竹木炭薪問屋之內、兩國橋水防之鯨船之儀御用相勤候、依ㇾ之右之問屋有來人數五百廿四人之外ハ、自今問屋出來不ㇾ致筈ニ候間、右之通可ㇾ相心得候、

一右問屋共方江來り候商賣物、川口江出候而直買いたし候もの、仲買抔之內ニも有ㇾ之由、出買出賣は前々ゟ停止之事ニ候處、不屆ニ候、向後右之儀於ㇾ有ㇾ之は、吟味之上、急度可ㇾ申付候、

右之通、寬保四子年相觸候處、年經候事故、忘却いたし候哉、近來出買等いたし候もの有ㇾ之哉ニ相聞候、向後右樣之儀於ㇾ有ㇾ之は、吟味之上、急度可ㇾ申付候、

右之趣、町中不ㇾ洩樣可ㇾ觸知もの也、

酉三月

現金賣
安賣

〔德川禁令考後聚四 制札布令〕嘉永五子年十月

品川海邊碇泊ノ諸廻船へ出賣人、無札ノ者召捕可訴出旨、廻船問屋共江申付之旨町觸、

品川沖より湊內迄諸廻船掛居候處江、町中より小船を數多乘出、水主と馴合、不埒成商賣物隱賣致候故、積荷物不足有之、船頭幷問屋共、難儀之由申出候ニ付、中途ニ而萬物堅買取申間敷旨、享保六丑年、寬保元酉年、寶曆十辰年、安永四未年、天保二卯年相觸、附船出賣之もの共江、廻船問屋共より目印札相渡來、去ル丑年、問屋組合停止後、廻船問屋共、川內吟味行屆兼候處、今般文化以前之通被仰出、廻船問屋共、再興申渡候ニ付而者、都而先前之通相心得、猶又此度右問屋共より、目印札改相渡候、然ル上者、前々差免候、瀨取船湯船、幷小間物野菜船之外、無札小船、諸廻船掛居候處江乘附、紛敷儀一切仕間敷、若相背、定之外之者罷出候ハヽ、召捕可訴出旨、廻船問屋共江申付置候間、此旨可相心得候、

右之趣、町中不殘可觸知者也、

〔日本永代藏一〕昔は掛算今は當座銀

江戶棚殘て何百貫目の損、足もとのあかいうちに本紅の色かへてと、銘々分別する時、又商の道は有物、三井九郎兵衞といふ男、手金の光むかし小判の駿河町と云所に、面九間に四十間に棟高く長屋作りして、新棚を出し、萬現銀賣にかけねなしと相定め、四十餘人利發手代を追まはし一人一色の役目、たとへば金襴類一人、日野郡內絹類一人、羽二重一人、沙綾類一人、紅類一人、麻袴類一人、毛織類一人、此ごとく手わけをして、天鵞絨一寸四方、段子毛貫袋になる程、緋繻子鑓印長、龍門の袖覆輪かた〱にても、物の自由に賣渡しぬ、殊更俄か目見の熨斗目、いそぎの羽織などは、其使をまたせ、數十人の手前細工人立ならび、卽座に仕立、これを渡しぬ、さによつて家榮へ、每日金子百五十兩づゝならしに商賣しけるとなり、世の重寶是ぞかし、此亭主を見るに、目鼻手足あ

つて、外の人にかはつた所もなく、家職にかはつてかしこし、大商人の手本なるべし、

〔嬉遊笑覽商賣十一〕凡商人の現金掛直なし、安。賣。といふことは、越後屋より始れりとなむ、○中略貞享四年江戸鹿子に、諸商人を記せる中に、別に◇やす賣小袖類、駿河町越後屋、本町富山や、同町伊豆藏や、同町いろきと有り、他の呉服屋も現金安賣を越後屋に習ひたるなり、其頃の唄に、越後屋現金かけねなしとて、座當杯がうたひて三線を彈たりと、古老の話あり、延寶中のことなるべし、

〔我衣〕享保八九年の比、櫛笄三ツグシ放シ櫛、其外女子小道具品々ヲ現金掛直ナシ、安賣代十九文ニテ、目ツキニ、ヨリドラセ賣ル商人アリ、殊ノ外ハヤリテ、後ニハ町々辻々ニテ上物ヲモ並べオキ、卅八文一通品々、十九文品々、或ハ十三文一通品々數多並べ、小刀、ハサミ、糸類、將棊駒、三味線道具、鼻紙入、緒〆、盃、塗物、キセル、鏡、剃刀、人形、墨筆ノ類ニ至ル迄、右ノ價ニ賣テ、少々モ利ニ成ルモノハ、何ニテモ置テ賣ユヘ、見物ノ人多ク、珍シキユヘ、調ル人多ク、イヨ〳〵繁昌シケル、現金安賣掛直ナシ、根元ハ元祿年中、越後屋八郎左衞門ト云呉服屋、本町ニテ仲間ハヅレノモノナリ、コレニヨツテ駿河町木戸際ニ、間口六間ニ奥行十間ホドニ住テ、絹紬、郡內、棧留、木綿染ノ類ヲ仕入、上物ハナシ、上物ハ本町ニテ調ル事ナリ、然ルニ、町人男女共、衣裳能キ物御停止、絹以下ト御觸有之節、春ノ事ナレバ、年始ニ出ル事不能、郡內島ヲ人々求メタリ、右越後屋御觸ナキ前ニ郡內等ノ安物多ク仕入タレバ、此節格別下直ニ見エテ、人々越後屋ヘト集ル故ニ、繁昌ノ樣ニ見ユル、後ニハ最負出來テ、同直段ニテモ越後屋々々々トテ大ニ繁昌ス、享保六年燒失シテ、呉服店トハ成ケル、此本店通室町三丁目角迄一見世トナル、切レ店ノ方西ヘ六七間ホド寬保三年廣ガル、木綿店元文五年東ヘ十間ホド廣ガル、其後家城、本町伊豆藏、同富山、同皆々賣ホヨリ現金掛直ナシトナル、長谷川町ニ荒木、日本橋一丁目白木屋、皆々越後屋ニナラフ、○中略寬保年中、日本橋南二丁目西ノ新道角ヘ、現金安賣掛直ナシノ桐油合羽屋出ル、外ヨリ少シ安シ

トイヘドモ物惡シ、

元文年中、所々ニ塗物類巳光物等、現金安ウリ見世出ル、

筆墨硯類、淺草御堂前、廣前、兩國廣小路ニ、安賣ノ代附、札ニ書テ出シ置、下物ニテ不レ用立、

延享ニ、室町三丁目ヘ越後屋ト云糸屋出タリ、安賣掛直ナシ、外ヨリ少々安シ、一兩年過テ外商ニナル、

享保廿年、越後屋ト云足袋ヤ、安賣掛直ナシ、同町ニ出タリ、外ヨリ安シ、今ハ本町二丁目ヘウツル、

右之外、茶ノ小賣、疊ノ表、方禮綿、蒸籠入マンヂウ迄、安賣札廻シ有レ之、二年トモ不守、外ノゴトクニナル、此安賣札廻シノ事ハ、寶永ゴロヨリタマ〳〵有レ之、正德ニモ有レ之、享保ヨリ二季ニ札マワス、寶永以前ハ、是等ノ義ハ無レ之由、

〔京都土產〕商人之佾利

一賣物正札付懸直なしと看板は出せども、松原小路大丸之外は、吳服屋ニ而も買様ニ而、少々ヅツは正札より直を引き賣事なり、

〔神代餘波〕昔物を買て、直に價の金をやるを現金といひしを、後には看板暖簾などに現金無二掛直一となりて、今は世上一統商人みせは皆然り、後には普く天下にひろごりて、難波の町家にては現銀無掛直とかきしもありとや、我〇齋藤彥麿門人菅原單臣軍談講師伊東陵舍ある國主の御供にて筑紫に行たるに、豐後德山にやどりしに、其家の障子に、現錢酒肴の四字ありとなん、現銀だにめづらしきを、現錢とは其所に似つかはしきかきぶりなり、

〔我衣〕貞享年中マデ、刻多葉粉、見世賣計リニテ、世利ウリナシ、葉烟草ヲ調ヘ、手前ニテ刻ム也、然レドモ若キ女中ナドノ類ハ、ヤニ深キヲキラヒ、刻ミタバコヤニテ、色合キナル和ラカナルヲ調ヘノミタリ、元祿年中ヨリ、刻烟草セリ賣出ヅ、

雜賣

掛賣
賣掛代金不拂

〔御觸帳五〕呉服物幷太物晒、其外布眞綿糸類等持參候他所商人之内、問屋江ハ不致著、外宿ニ罷在、仲買之内江直賣又ハ所々せり賣にあるき、或ハ注文物爲替物抔と申立相對賣之儀、堅爲致間敷候、惣體他所商物之儀ニ付、先達而爲觸知候趣も有之候處、小商之由ニテ宿致シ、絹布類多くせり賣ニ爲致候者共も有之樣相聞不埒候、夫故町々にて、御運上取扱方紛敷候條、向後右商人共來宿いたし候ハヾ、商荷物ハ所町代より申聞、其品取扱候問屋江爲送之、逗留之儀ハ役所江申達、可任指圖候、且問屋共之儀ハ、賣高帳面、所町代より委ク相改之、御運上少も不洩樣取立可差出候、〇中略右之通、御奉行所〇京都より被仰渡候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不殘可被觸知候、以上、

子五月〇寶曆六年廿九日　岡清右衞門〇下三人略

花井七左衞門殿

〔新撰字鏡具〕賒式耶反、平、貰也、於支乃利、

〔諧聲品字箋賒聲賒諧四十四〕賒貰之反也、以錢貰物曰賒、貰未償值爲賒、

〔史記八高祖本紀〕高祖爲人隆準而龍顏、〇中略好酒及色、常從王媼武負貰酒、

〔類聚名義抄三貝〕貰音射、又手、オキノル、　貸吐戴反カルチキノル

〔伊呂波字類抄達人事〕貰チキノル貰酒　儥　賒　典典乘也　貸已上同

〔倭訓栞前編四十五於〕おきのる　貰字典字などをよめり、新撰字鏡に賒をよめり、除乘の義成べし、質屋を典當家といひ、算術に乘除といへり、土佐日記舟人の歌にも、此語見えたり、

〔土佐日記〕九日〇承平五年正月舟子かぢとりは、ふなうたうたひて、なにともおもへらず、そのうたふうたは、

春の野にてぞねをばなく、わかすゝきにて手をきる〳〵つんだるなを、親やゝまぼるらん、しうとめやくふらん、かへらや、よんべの桒を、そらごとをして、おぎのりわざをして、錢ももてこず、

おのれだにこず、これならずおほかれどか、ず、

〔令義解 九 關市〕凡除官市買者、皆就市交易、〇中略 不論官私、交付其價、不得懸。違、（謂懸者、物主相許也、違者、物主不知和也、）

〔新編追加 政所〕一賣買物直事（同評〇永仁五六一）

難准負物、仍可有其沙汰、

〔集古文書 三十七 掟〕永正十七年德政條目 蜷川某藏

德政法條々〇永正十七 中略

一賣。懸。買。か。け。の事

先規無其沙汰之條、不及德政之沙汰、〇下略

〔享保集成絲綸錄 三十六〕寛文三卯年六月

一町中諸商人、在々所々諸色賣掛出入有之候ハヽ、從江戶五六里迄之間ハ、公事訴訟御取上ゲ御聞可被下由被仰候、自夫遠所遠國江賣掛仕、出入有之候共、自今巳後、御取上ゲ被成間敷候由被仰候間、町中諸商人共、此旨相守可申事、〇中略

六月

〔問屋沿革小誌 備考〕舊幕府市徼十篇

第壹號
寛文元辛丑年閏八月廿七日町觸　萬治四年五月五日寛文と改元

覺

一町中諸商人賣買物賣買掛仕、出入有之訴訟ニ罷出候とも、自今以後捌申間敷候間、此旨相守可申候、但諸問屋方より賣掛申義は、格別之事ニ候間、相滯候ハヽ可申出事、

閏八月

第二號
寛文三癸卯年九月十日町觸

一町中諸問屋賣掛仕候者、其時々帳面ニ買主之名ヲ書付、印形を取置可ㇾ申候、問屋方より通帳遣し候ハヽ、通ひに合印判致遣可ㇾ申候、惣而賣掛之義、銘々度々相觸候通、少茂違背仕間敷候、以上、

寛文三年九月十日

〔諸色調類集〕弘化二年丁巳十二月廿二日、隱賣女幷借金銀出入取捌方、其方之儀ニ付、御書取之趣評議仕候趣申上候書付、〇中略

拾ヶ條目

一賣掛出入之儀、年暦相立候分ハ、勘定合等申爭、容易ニ裁許難ㇾ相成ニ付、拾ヶ年を限裁許申付、拾ヶ年以上之出入は、以來相對に而濟方致候樣申渡、奉行所ニ而は取上申間敷旨相伺、評議之上、存寄無ㇾ之旨申上、其通被ㇾ仰渡、諸向へも右之趣を以御觸有ㇾ之候、

此儀去ル卯年〇天保十四年被ㇾ仰渡候儀ニ付、當分拾ヶ年以上之賣掛出入無ㇾ之ハ勿論之儀ニ而、差向差支之筋無ㇾ之候得共、元來賣掛出入之儀は、多分帳面貸ニ而、印形有ㇾ之分は、素より別段勘定合混雜可ㇾ致筋無ㇾ之、無印之分も、借方滯罷在候段申立候得ば、濟方申付、爭候節は御定之通、濟方之不ㇾ及沙汰旨取捌候積、寛政二戌年、一座申合も有ㇾ之、殊相對濟被ㇾ仰出候後之儀ニ付、拾ヶ年前後之境を極置候ニは及申間敷、旁今般切金裁許之積、御觸有ㇾ之候ハヽ、右賣掛之分も、前々之通取捌候趣、一同御觸返有ㇾ之候方可ㇾ然哉奉ㇾ存候、

拾壹ヶ條目

一拾ヶ年餘之賣掛ニ而も、拾ヶ年內迄引續取引致し、追々引殘ニ相成候滯ニ候ハヽ、縱令拾ヶ年以前之賣懸ニ候而も、濟方可ㇾ申付旨相伺、其節評議之上、存寄無ㇾ之旨申上、其通被ㇾ仰渡、諸向江も御觸有ㇾ之候、

此儀前書拾ヶ條目、今般申上候通、復古致し候上は、別段御沙汰無ㇾ之候而も、差支之儀有ㇾ之間敷

手附

奉存候、

〔新撰字鏡 貝〕賻 徒成反、去、買物逆付錢也、市買先入曰賻、阿支佐須、

〔倭訓栞 中編 一〕あきさす 新撰字鏡に賻をよめり、注に買物逆付錢也、市買先入曰賻と見えたり、今さきがねといひ、入銀といふが如し、

〔法曹至要抄 中 賣買〕渡直半分財物燒亡事

雜律云、棄毀亡失及誤毀官私物者各備償、注云、謂非在倉庫而別持守者、若被強盜者、各不坐不償、又條云、水火有所損敗、故犯者徵償、誤失者不償、

案之、假令甲爲買財物、行直半分畢、財物實者、尙在乙身、財物直物等以燒亡、所謂水火損敗之色不可備償、若財物燒亡、直物未燒者、還行如元、若財物在甲身燒亡者、不可究渡殘直、依未賣買也、若渡劵契之後、尙有殘直、追可究渡歟、

一渡直半分本主死亡事

喪葬令云、身喪戶絕無親者、所有宅資、四隣五保共爲撿挍、財物營盡功德、義解云、謂卽雖有親、而非戶令分財色者、不可得分、然則其傍親使其營盡功德、不付四隣五保、

案之、假令甲爲買財物、且以半直渡行乙畢、乙受取之死者、若家有親者、對而可遂賣買、若無者出其殘直付四隣五保、可令營盡功德財物者任素意、甲可買領之、

一渡直半分宅地燒亡事

田令云、賣買宅地、皆經所部官司申牒、然後聽之、賊盜律謀反條疏云、執憲履繩務從折中、

案之、折中之理損益相半之謂也、所渡半直若及地直者、補地直可遂賣買也、然者彼是無損、自以得折中之理、若過地直者、可還所乘也、

〔大坂要用錄 三 諸證文〕家屋敷手附證文

手附證文之事

一何町我等所持之家屋敷、表口何間、裏行何間、惣建家不ㇾ殘、并土藏何ヶ所本戸前附、但鍵役、右之家屋敷代銀何拾貫目、慥ニ請取申處實正也、尤帳切之儀は、來何月迄殘銀何拾貫目請取、家屋敷相渡可ㇾ申候、爲ニ後日ㇾ手附證文仍而如ㇾ件、

年號月日

家賣主　何屋誰

五人組不ㇾ殘　連印

年寄　何屋誰

何屋誰殿

代金授受

〔令義解〕九關市〕凡除ニ官市買ㇾ者、皆就ㇾ市交易、〇中略不ㇾ論ニ官私ㇾ交ㇾ付其價ㇾ不ㇾ得ニ懸違ㇾ、

〔令義解〕十雜〕凡公私以ニ財物ㇾ出擧者、〇中略若違ㇾ法責ㇾ利、契外掣奪、〇註略及非ニ出息之債ㇾ者、謂交關懸違、受寄轍用之類也、官爲ㇾ理、

〔御觸帳〕九〕弘化二巳年

諸色直段之儀、正金又ハ米切手之相場を以、取引いたし候處、以來ハ萬物正金之相場に相改、正札附にて取引いたし、米切手を以、賣買之儀は、正金添銀時々相場にて差引、正當に直段を以、取引可ㇾ致旨、去卯年相觸置候處、吟味之譯も有ㇾ之候ニ付、右觸置候趣ハ相解候間、卯年〇天保十四年觸已前之通り可ニ心得ㇾ候、尤諸色直段下候儀ニ付てハ、追々觸置候趣、猶更無ニ心得違ㇾ、直段引下方專心懸、諸事正路ニ取扱可ㇾ申候、正札付にて取引いたし候儀ハ、尤是迄之通可ニ心得ㇾ候、萬一相背候者有ㇾ之においては、吟味之上、急度咎可ニ申付ㇾ候事、

閏五月

別紙之通、支配所より相觸候樣、御側御用人申聞候旨、奉行衆被ニ申聞ㇾ候、仍而右寫二通差越候、以上、

代金不拂

閏五月十日　　　　支配勘定組頭

關戸哲太郎殿

〔幕令拔抄八〕口達

近來諸色江戸積致候者、代銀仕切相滯候付、自ら積口氣配不進樣ニ相成候事之由相聞、以之外之儀ニ候、此後右仕切銀相滯致難義候者有之ば、早速月番之奉行所へ可申出候、糺之上其筋へ掛合、當人不及出府ニ取立可遣候、尤古借之分は、年來等閑之義ニ付、右同樣ニは不相成候へども、是又取計方勘辨致可遣間、一統其旨を存、注文幷送荷物とも、聊無危踏出精積出し候樣可致候、

右之通、三鄕〇大坂町中可觸知者也、

天保十三寅年八月廿七日

〔大坂堺問答乾〕一現銀之相對ニ而、代呂物賣渡候處、代銀不差越、代呂物不差戻歟、或代呂物買次遣、代銀先方より乍請取取込、賣主江不相渡旨、其當分願出候ハヽ、直ニ相手呼出、紛敷仕方於有之者、手鎖又ハ所預ケ入牢等申付、勿論家内諸色附立をも申付可遂吟味候、吟味中出入於不相濟は、其品ニ寄相伺候御仕置可申付候、

但現銀相對ニ而、初而之商内ニ候共、內銀請取候歟、又ハ無故候共、相對ヲ以、追々日切等差延、期を過願出候ハヽ、現銀之趣意相消、相對事ニ相成候間、一通之賣掛出入同樣可申付候、乍併右代呂物質物等ニ差入、或巧候仕形ニ相聞候ハヽ、內銀等請取、又ハ日數相立有之候共、相手呼出、直ニ可遂吟味候、

此儀現銀之相對ニ候ハヽ、代呂物與引替取引可致處、無其儀一旦賣渡置、代銀相滯候迚、代呂物可差戻與ハ被謂間敷儀、買次物迚も、代銀相極致取引候儀ニ候ハヽ、右同樣之筋ニ候得共、其願之仕義ニ寄、相手方巧之筋ニ相聞候分ハ、當表〇大坂ニ而も御同樣取付申候、尤但書之趣、當表取計も御

書面之振合ニ御座候、

〔爲政錄三〕一相州高坐郡藤澤宿八郎治訴出候は、同郡江之島宮之前又助と申者、私商物紙糸類賣渡遣候處、年々少々宛、右代金拂殘有㆑之、殘金拾五兩餘有㆑之候ニ付、及㆓催促㆒候得共、拂不㆑申難義仕候、早速拂呉候樣訴出、依而相手方又助呼出、及㆓吟味㆒候得ば、拂殘金拾五兩とは覺不㆑申候、此義年々少少宛の拂殘金ニ利足を加候義と奉㆑存候由申㆑之、訴訟人八郎治江、其方年々賣出候日〆帳差出候樣申付、日〆帳差出候ニ付、又助江賣渡候商物代金、年々之拂殘吟味致候處、又助申候通、拂殘金拾五兩ニ而は無㆑之、八兩餘ニて、又助申候通、拂殘金江年々借金同樣ニ利足を加江、八郎治不埒之旨、屹度咎申付、右八兩餘は三十日限切金濟方申付、

市金取引

〔幕令拔抄八〕口達

諸色市立を以、致㆓賣買㆒候商賣向之內、市金と唱、通用之銀錢相庭ニ不㆑拘、夫々商賣限之相庭、兼て取極有㆑之、其相庭を以、取引致候分も不㆑少よし相聞候、右者古來より之仕來ニて、新規之義ニ者無㆑之とは申ながら、紛敷仕方、其上都て株札、幷問屋仲間組合と唱候義停止、素人直賣買勝手次第相成候上者、旁以來右商賣限之相庭相用候義差止、其品物相當之直立を以、正路之取引可㆑致候、

但し右市賣屋之內ニ者、仲買共へ賣渡候分ニ限り、年來之仕來ニ泥み、步引と唱、外並よりハ直下ゲ致遣候向も有㆑之哉ニ相聞候、左候て者、自ら仲買仲間不㆓相解㆒姿ニ相成候、是亦御趣意ニ差障候ニ付、以來仲買素人ニ而も無㆓差別㆒、一樣ニ步引致可㆑遣候、

天保十三寅年七月廿九日

物價

〔類聚名義抄人一〕價 材暇反、アタヒ、　估 音古、又故、アタヒ、ウル、アキナフ、　〔同十一〕直 除力反、アタヒ、

〔運步色葉集〕直 ネ 賣物

〔日本釋名下 虚字〕直アタヒ　あたひは當アタルなり、あたひ千金など云も、千金にあたる也、

〔日本書紀(顯宗 十五)〕二年十月癸亥、宴群臣、是時天下安平、民無徭役、歳比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、

〔續日本紀(元明 五)〕和銅四年五月己未、以穀六升當錢一文、令百姓交關各得其利、　五年閏十二月辛丑、制、〇中略諸國所送調庸等物、以錢換宜、以錢五文准布一常、

〔續日本紀(元正 九)〕養老六年二月戊戌、詔曰、市頭交易、元來定價、比日以後、多不如法、因茲本源欲斷、則有廢業之家、末流無禁、則有奸非之侶、更量用錢之便宜、欲得百姓之潤利、其用二百錢當一兩銀、仍買物貴賤價錢多少、隨時平章、永為恒式、如有違者、職事官主典已上除却當年考第、自餘不論蔭贖、決杖六十、

〔東大寺正倉院文書 十七〕駿河國天平九年正税帳

御履皮貳張直稻貳伯玖拾束(一張直百卌束、一張直百五十束)

豉料大豆漆斛伍斗直稻漆拾伍束(斛別十束)

釀酒拾參斛料稻伯捌拾貳束(斛別十四束)

買鹽漆斗捌升直稻貳拾陸束(束別充鹽三升)

買傳馬拾捌疋直稻陸阡肆伯束(中二疋別四百五十束、中六疋別四百束、下三疋別三百五十束、下六疋別三百束、下一疋二百五十束、)

布貳伯段直稻貳阡束(段別充十束)

造器仗鐵貳伯肆拾伍斤直稻阡伯貳束伍把(一斤別充四束五把〇中略)

器仗料糸貳斤漆兩參分直稻伯肆拾玖束壹把(一分別充九把五十三分之廿〇中略)

挂甲參領料綿壹斤拾貳兩直稻參拾陸束漆把(一領別五兩一分二銖、一兩別一束三把八分之一、)

挂甲參領料粉陸升充稻陸把(一領別二升、把別粉一升、)

挂甲參領料袋布貳段捌尺直稻貳拾壹束(一領二丈)

器仗料馬皮貳張直稻貳拾束(一張別十束〇中略)

謹件收納天平九年正稅、幷雜充用之收、具注如件、付守從五位下勳十二等下毛野朝臣帶足申上、以解、

天平十年二月十八日　　正八位下行目川原田宿彌〇朝集使下略

〔東大寺正倉院文書十九〕伊豆國天平十一年正稅帳〇中略

依太政官天平十一年三月廿四日符、講說最勝王經、調度價稻壹仟肆伯玖拾伍束、

布施物買價稻壹仟肆伯肆拾束

生絁壹匹、價稻壹伯束、

糸伍拾伍絇、價稻陸伯陸拾束、

布參拾肆端、價稻陸伯捌拾束、

〔續修東大寺正倉院文書後集四十〕寫經司解　申錢用事

合所請錢貳仟文壹

買物合十六種

薪五十三荷　直錢四百七十七文荷別九文

藁四圍　直錢十六文圍別四文

水葱卅一束　直錢五十六文十五束別二文廿六束別一文　青菜九束　直錢廿文

茶廿束　直十四文　薊卅一束　直錢廿四文

茋五百卅八丸　直錢百五十三文三百十丸、以四丸充一文、二百廿八丸、以三丸充一文、

熱茋卅一丸　直卅五文　茄子五石三斗六升　直錢七百卅五文斗別十四文

末滑海藻四升　直錢七文　末醬一斗九升　直〇直下恐脫錢字百十四文升別六文

蘭十把　直錢八文　佐々氣四升　直錢十六文

不乃利三斗一升　直六十五文（一斗二十文、三升卅文、）心太一村　直錢十文

賣我一石三斗三升　直錢二百卅文（一石七升、升別二文、二斗六升、升別一文、）

物買數　錢用盡狀

以前、錢盡狀并買物、顯注如前、以解、

天平十一年八月十一日　史生高屋連赤麻呂（○下略）

〔續修東大寺正倉院文書二十六〕西市庄解　申進上雜物事

生蓏參伯陸拾果　直壹伯捌拾文

大七拾果（別一文）　中百五拾果（一文充二果）　小百卅果（一文充四果）

生大豆玖束　直參拾陸文（束別四文）

雁車壹兩　賃伍拾伍文

合用錢貳伯漆拾壹文

右依今月十日符、買取進上如件、以解、

天平寶字二年八月十二日　布勢足人

〔東大寺正倉院文書六〕曰佐眞月土師石國等解　申請榑漕雜材事

合請雜材壹仟參伯壹拾伍物（但准榑一千九百七十三物）

請米貳拾俵、定壹拾玖俵、（准錢五貫三百廿文、俵別二百八十文）

右以八月十二日、依雜材員、必於使勘將進、若此材一枝已失、眞月石國等作成將進上、仍注事狀、以解、

天平寶字六年八月九日　曰佐眞月（○下略）

〔續日本紀稱德二十六〕天平神護元年二月庚寅、左右京糶各二千斛糶於東西市、糶斗百錢、

〔續日本後紀仁明七〕承和五年九月己巳、定太宰管內地子交易法、綿一屯直稻八束、

〔三代實錄清和十二〕貞觀八年二月十六日壬戌、太政官處分、定左右京白米一升直錢四十文、前廿六文、今加十四文、黑米三十文、前十八文、今加十二文、是歲穀價騰踊、東西津頭白米一斛七貫二百文、黑米四貫百文、由是增定京邑沽價、

〔三代實錄清和十四〕貞觀九年四月廿二日辛卯、東西市始置常平所、出官米而糶之、米一升直新錢八文、京邑之人來買者如雲、是時穀價騰躍、內外飢饉、米一斛直新錢一千四百、由是官糶以救俗弊焉、

〔延喜式六齋院〕每年禊祭料〇中略錢八十九貫七十二文（中略）十六貫百文輿長已下荷領已上幷卅六人、冠直各三百五十文、十三貫二百文駕輿丁卅四人冠直各三百文、五貫八百文夾纈料絹十九疋二丈、藍染料二別三百文、六十四文辛紅彩色夾纈絹四疋料、藥八圍直別八文、六百九十文夾纈料、薪廿三荷直別卅文、四貫文灰廿斛直別二百文、二貫三百六十文夾纈料絹十九疋二丈、〇下略

〔百練抄十三後堀河〕寬喜二年六月廿四日、以錢一貫文、可被直米一石之由被下宣旨、

〔若宮殿臨時御遷宮日記〕應永十五年十一月二日、若宮殿〇春日臨時以御遷宮雜事等、御寺ニ御注進アリ、案文云、

注進　若宮臨時御遷宮社家雜事等事

一御壁代四丈上絹一疋、（本尺定）代一貫九百文、　一御座薦一枚、（長一丈、廣四尺一寸五分、）代卅文、　一社司十三人淨衣六丈上絹拾參疋、代二十八貫六百文、（別二貫百文宛）　一神殿守十六人襌六丈美布十六端、代二十二貫四百文、（別一貫四百文宛）　一雲形四丈紺布八端、代六貫四百文、　一同竹十二本、代百文、（本別八文宛）　一大幕白布九十端、代三十六貫文、（別四百文宛）　一幕柱九十四本、代二貫五百二十六文、（本別十三文宛）　一四寸釘十連、代六十文、　一燈爐二箇、（白生絹長一丈）代六百六十六文、　一筵道薦百枚、（長各一丈）代八百文、　一樋一口、（本入御簾斷目、同上有蓋、）代五十文、　一移殿散米一折敷、（白米三升）代五十文、　一正殿散米一折敷、（白米三升、）代五十文、

一五寸釘十、（本尺定、本樣同社家可出候、移殿正殿ニテ可入也、）代百文、　一小釘二連、代六文、　一鐵鎚一枚、代五十文、

一釘貫一、代百五十文、　一鐵一、代百五十文、　都合百貫百四十六文

右御遷宮兼日可致其沙汰分如斯、若移候者、重可令注進状如件、

應永十五年十月　日

〔妙法寺記上〕文明五（癸巳）甲州大飢饉、餓死スルコト無限、　米百三十文壹升、粟七十文、大麥六十文也、

延德元（庚戌）　天下ニ此年、老若共サヽラヲスルコト無限、又京ニ王崩御トテ、福德二（庚戌）年ト年號ヲ改ムル也、殊ノ外ニ大饉飢、而其年ノ内ニ米ハ七十、大豆六十、粟ハ更ニ無シ、牛馬渴死ルコト、大半ニ越タリ、人民飢死コト無限、

明應元（辛亥）　大飢饉無申計、賣買ナシ、（○中略）鹽初ハ四貫文、後ハ三貫六百文ニ壹駄賣、

〔多門院日記略〕天正八年正月九日、堺ヨリ與一茶買テ歸了、一段安調了、蜜上々三升五十日ヲ、ビタ一貫四百文、米ニ、テハ四斗九升ニ當ル、餘ノ藥種モ奈良トハ一倍ニアマリテ安キ也、

〔壺簪錄（紀二實）〕相傳、慶長亂後、比年豐稔、京師米價、斛率十八錢、後至二十四五錢、既而漸次踊貴、四十年前、平價不下四十錢、延寶之間薦飢、斛至百三四十錢、餓莩載路、棄兒空屋、比々而在、其後豐歉不常、時有低昂、二三年來、常價不下七八十錢、壬辰（○正德二年）已來、愈致沸騰、癸巳（○正德三年）五六月之間、精米至二百錢、百物亦隨擡價、酒升酬二錢餘、油一升酬五錢餘、物價之貴、前代未曾有也、然民無飢色、買奴婢多不易致也、蓋工商傭作者亦自貴賣、故亦相通融士庶中、人無販賣、士田之資者甚困、自是而穀價浸增、脫粟價溢二百、及乙未（○正德五年）之歲、諸州豐穰、價減三之一、然積弊之餘、且官吏大農偶於穀賤、百物難售、困猶初也、

〔三省錄（附四言）〕水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日より同廿二日まで、（慶安五年より天保元寅年まで、百七十九年に成ル、）水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸より水戸（江）下りたりし時分の、賄料請取品直段書付、幷入用をゑるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、斯の如くありてこそ、武家軍用の心掛出來たる事、ことはりにこそ、

一酒五升 壹升ニ付代四拾文 一豆腐 七拾五挺壹挺ニ付代五文ヅヽ 一こんにやく 六拾挺同断 代貳文ヅヽ 一ごぼう 三拾把 代八文七分三り 一麩 百四拾五 代壹文九分三り 一こんぶ 五把 壹把ニ付代貳拾四分ヅヽ 一薯蕷 三拾本壹本ニ付代九文貳分三り 一蕨 百把 拾把ニ付代四文八分ヅヽ 一里いも 八升 壹升ニ付代七文ヅヽ 一うど 三拾把 拾把ニ付代四拾八文ヅヽ 一若和布 代四拾五文分 一あらめ 壹把 代三拾五文 一たゝみ海苔 拾把 壹把ニ付代七文ヅヽ 一椎茸 貳升 壹升ニ付代八拾文ヅヽ 一とさかのり 貳升同断代四拾八文ヅヽ 一かんぴやう 拾把 壹把ニ付代拾七文三分ヅヽ 一岩たけ 三升 壹升ニ付代貳拾文ヅヽ 一拘杞 代拾五文分 一うこぎ 代拾八文分 一松露 代貳拾文分 一生姜 壹升五合 壹升ニ付代三拾文ヅヽ 一けし 五合 壹升ニ付代九文 一からし 壹升 代七拾文 一菓子色々 四升 代貳百文 一白はし 五拾膳 代四拾文 一たば粉 代百四拾八文分 一きせるらう共 三挺 壹挺ニ付代拾六文ヅヽ 一ゑほ 三升 壹升ニ付代九文六分ヅヽ 一らうそく 拾挺 壹挺ニ付代貳拾四文ヅヽ 一火ばし 壹膳 代三拾文 一酒のかす 壹升 代貳拾文 一小豆 貳升 壹升ニ付代貳拾四文 一栗 貳拾 代貳拾五文 一玉ゑやくし 三本 壹本ニ付代八文ヅヽ 一貝ゑやくし 五本 壹本ニ付代四文ヅヽ 一うどんそば切 三度ニ付 代六百文 一荏あぶら 貳升五合 壹升ニ付代百三文貳分ヅヽ、〇下略

〔塵塚談下〕享保元文年間、諸色の價の事、祖父笙船君隱宅小遣帳に、近歲の物價と相違せしを抄出す、

享保十五戌年 十一月二日 一百文 ともし油 五合

同　四日　一百文　白豆　四升六合

同　廿一日　一三百文　新兵衛へ祝義に遣す　白木綿壹反

同　日　一四百文　岩附霜ふり木綿一反

同　日　一四百四十八文　新諸白貮升

同　廿三日　一四百四十文　上醤油壹樽

十二月十八日　一一分　上白餅米三斗六升

同　廿四日　一貮百八文　上々白糀壹斗

同　廿八日　一四百四十文　上酒五升丹次方へ歳暮　七文半二足、三拾二文づゝ、九文半さらし足袋六十三文、九文半、四十八文、〆四足、油右衛門え遣す、

同　晦日　一百十貮文

同十六亥年

正月十九日　一壹分　白米三斗九升

七月十一日　一貮分ト四百文　ちゝぶ絹貮疋

八月廿日　一百五十文　絹貮疋ねり代

十一月三日　一壹分ト七十二文　ふとり絹五丈三尺五寸

同十九寅年

九月廿二日　一七十二文　飯田町邊より赤羽根橋迄かご賃

十月三日　一壹分に錢壹貫貮百六十文に調

十二月十九日　一貮百廿四文　大まぐろ片身骨付頭とも

同二十卯年

四月十一日　一四百五十六文　極上池田酒五升

同　晦日　一貮拾四文　榧の油五勺

五月十八日　一五十二文　白砂糖半斤

一百文　りうけい橋より赤羽根迄かご賃

元文三午年　三月朔日　一文金壹分　七百五十文調
延享元子年　七月九日　一百十文　尾張町より白山迄かご賃
　十月朔日　一貳分　貳貫六十文に調
同二丑年　正月九日　一四百四十文　卉印醤油一樽

〔三省錄附言四〕明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、
大火事の節、相場あらまし、

一錢兩ニ三貫八百文ほど　一米百文に壹升　一戸板金壹分貳枚
一古疊三百五拾文　一こも百文ニ四枚　一むしろ同貳枚
一へつついニタロ古下七百五拾文　一松板兩ニ貳拾六枚　一わらじ一足三拾貳文
一すり鉢大貳百三拾貳文、中百七拾貳文、小八拾貳文　一すりこ木五拾文　三拾文　一ほうろく貳拾八文
一小なべ新キ貳百文　一小あんどん三百文

〔我衣〕寶永前マデハ、諸色高直ニ賣テモ、買人サノミヌカレタリトモ思ハズ、用ノ辨ズルヲ悅ビ、高直ニ買ナガラ却テ下直ナリト思ヘリ、是ハ公儀ノ御金下ヘ多クサガリ、武家町人百姓ドモニ金銀多キ事ナレバ、出レバ又入、出入間モナク金銀ノ手廻ルユヘナリ、享保三年、御公儀儉約嚴ク被仰出、依之自然ト公儀ヘ御金納テ不出、下ニ自然ト金銀ヒツパクシテ、諸商ヒモ薄ク、年々セマリ、次第々々ニ金ヲヘラシ、一年々々ト見合ス內、元手モナクナリ、サテ俄ニ儉約スレドモ不及、コレニヨツテ買ベキモノモ不調シテ、間ニ合セル時代ナリ、一向商買テイ渡世ニナリカネ、明地明店仕廻家等、場所宜所ニ多ク有リ、カヘツテ場末ノ店賃安キ所ヘト引ウツリ、我勝ニカケネナシニテモ、元ヲコセバ買人ヲ外ヘヤラジト、ワレ勝ニ商賣スル故、諸色元直段ヲノヅカラ素人モヨクヲボヘ、高直ニハ不買、大方掛直ナシノヨウニ成タリ、然レドモ米ハ下直ナル時節ニテ、商人モ漸

トリツヾキケリ、

〔守貞漫稿　五〕大凡諸物價、文化文政中ニ比スレバ、嘉永安政ニハ一陪〈○陪倍誤、下同、〉トナリ、安政六年、横濱開港ノ年、種々數品、諸蠻貴價ニ買去ルニヨリ、交易ノ品物ニモトヨリ、他品迄モ蠻夷買去ルベキ說ニヨリ、利ヲ貪ル農商、頻リニ貴價ニ賣買ス、ヨリテ忽チニ文化文政ノ三陪、嘉永ノ二陪トナリ、今慶應ニ至リ、或ハ三陪、又ハ四陪五陪スル物アリ、其騰揚スル基本ハ、洋銀多ク國ニ入テ銀幣ノ增タルニアリ、是高直ノ根本ニシテ、加之ニ諸國横濱等ニ商用ニテ出テ、數日ヲ經テ歸村スル者、繁花ノ奢侈ヲ諸國ニ傳染スルト、農工ヲ去テ賈道ニ入ル、ノ人民多ク、作ル人少クシテ用費ノ民多クナリシト、萬物成長スル天理自然トニヨルモノ也、右ノ如ク頻リニ貴價トナリタレバ、今世ノ人、此上ノ貴價ハナキコトト思ヘケレドモ、予ハ然ラズ、增長ハ自然ノ理ナレバ、今ノ高直ハ又後世廉價ナルコト必セリ、

〔皇都午睡　三編上〕自由の足る中に自由なることと、江戸に限つて、直の安き物は、湯と髮月代なり、外に安き物を云へば、下肴、〈いわし、こわた、芝ゑび、蛤、馬鹿、淺りむき身、〉燒芋、此外は一切高直なり、尤も品によるべけれど、大坂にて諸品を買ふ割には、京都は一割より一割半高く、江戸は又京都より一割半二割も高し、然らば大坂と江戸にて、三割四割は高直なりと玄るべし、

〔鳩巢手翰　知〕一商賣の召仕候人數相增候由之事、近年武家方幷町人と下人共、物を持運び候事を嫌ひ候に付而、輕き商賣仕候ものも、持運爲仕候者を、分限相應に幾人も召抱置候はねば、商賣ならず候、其召抱候者の給金、又は衣類飯米之料を、其賣物の中より取出し候程に、豆腐こんにやくなど申類まで、其價を減がたきよし申事に御座候、

一諸物之價高く候事、誠の價には無之候事、奉行中書付に、當地〈○江戸〉之人多く成候に付而、何程の物も賣餘る事なく候故に、其價高く成候由相見へ候、此儀いかにも其謂有事に候へども、是は其

一を知られ候て、其外之事を存られぬにて候歟、近年物の價高く成候次第、まづ其價の高く成候上に、尚又價の増加り候子細多く有之候、御用を始め諸家の用を承候町人は、近年之風俗にて、其諸役人は不及申、其役人の召仕候小者中間門番などの類も、種々の付屆無之候而は難叶事共に候得ば、其物入之費をば、賣上物の價を増してつぐのひ候、是一ッ、同じ物を公儀へ差上候と、大名に賣申候とは、はや價も違ひ候、小身成家へ物を賣候には、價もちがひ候にて、おしはかるべき事に候、又其役人と申合、其代物をわかち取候事など有之候由相聞候得ば、又夫程の所をも増加へ候、是二ッ、近年は輕き者を差遣し、わづかの物を賣候にも、町人と申合、賣上證文には、其價を高く記させ候而、代物をば町人とわかち取候事、よの常の事に候、左樣に仕候はねば、外之所に而買取候故に、町人共必如斯に仕候由にて候、程之所をも兼而代金を濟、其價に差加候而賣出候、是三ッ、此等之類は、皆是風俗によりて物之價を増したるにて候へば、其物の元價に相應之利を加へ候と申事にては無之候、然ばたとひ萬物の元價をたゞされ候とても、風俗改り候はぬうちは、其價之減じ候はん事、某などの愚存には心得難く存候、

〔東湖隨筆下〕扨ソノ時矢部〇定謙ノ談ニ、江戶物價ノ權ヲ制セントセバ大坂ニアリ、大坂ハ天下ノ咽喉ナリ、有司專ラ心ヲ用フベキ所ナリ、近年物價ノ貴キ所以ハ、奢甚シキト、金銀アシキガ其根本ナリ、其枝葉ハアマタ有レドモ、某ガ知ル所ヲ以テ論ズルニ、諸侯ノ國ニテ產物ト號シ、大坂問屋ニ拘ラズ、江戶ヘ運漕シテ賣捌ク也、其申立ヲキクニ、江戶物價高キハ、畢竟大坂ト江戶問屋ニ利ヲ占ラルヽ故ナリ、今國產ヲ其國々ヨリ直ニ江戶ヘ出シ、大坂ノ問屋ニ占ラルヽ程ノ價ヲ折テ、江戶ニテ賣捌ンニハ、萬人ノ益、殊ニハ江戶ノ諸品モ、是ガ爲ニ價ヲ折ランモノヲト、勘定所等ヘ內訴スル故、イカサマニ有ルベキ理ト同ジテ、其請ニ任セ、今ハ五畿內中國西國ノ諸侯、ソレゾレ其國產ヲ江戶ヘ出ス事ニナリタリ、サラバ江戶ノ諸色、古ヨリハ下直ニナルベキニ、却テ年々ニ騰貴シ、タトヘバ古ヘハ百文ニテ買タル茶碗鉢モ、今ハ二百モ三百文ニモナリタリ、此事ヲツ

ラツラ考フルニ、大坂問屋ニテハ、最初ハ國ノ產物ヲ引受ケ、タトヘバ十箇國ヨリ十品ヲ取次セバ、一品ヨリ銀一匁ヅヽ口錢ヲトリタルガ、今ハ五品ハ江戶ヘ直ニ出シテ、問屋ニアヅカラザル故、問屋ノ株ハ半減ニナリタリ、依テ今ハ五品ヨリ銀二匁ヅヽ取リテ、古ヘト同ジクラシヲナス事ニナリタリ、サレバ大坂ヨリ運スル品ハ、既ニ其價一倍ニナリタル故、江戶問屋モ又是ニ准ジ、價ヲツケテ賣買スル故、漸々ニ其價騰貴セリ、扨諸侯ノ國產モ、最初ハ大坂問屋ノ品ヲ見クラベ、下直ニ賣捌ケドモ、江戶ノ銀相場一匁ニ賣ル品ヲ、八分ニ賣ルモ無益ニ思ヒ、九分カ九分五厘ニ賣ルコトニナリタレバ、其本ニ立カヘリテ論ズレバ、大坂問屋ヲセバムル程、江戶ノ物價高クナリ、江戶ノ物價高クナレバ、諸侯ノ國產モ又コレガ爲ニ騰貴スル理ニテ、笑フベキ事ナリ、且惡金銀ノ事ニ至リテハ、上方銀相場ニ拘リ、以テノ外ヨロシカラズ、然レドモ嫌疑アリテ、容易ニ論ジガタシトイヘリ、

〔令義解職員一〕內藏寮

藏部卌人、價長二人、掌平物價市易、謂猶言評價直而市買也、餘價長准此、

〔令集解職員三〕朱云、監平物價市易者、監時此司爲可賣物時耳、或云、監平物價與市易二事者非、亦貞不同也、

〔令義解職員一〕東市司西市司准之

正一人、掌○中略賣買估價○中略事、價長五人、

〔唐律疏議雜二十六〕諸市司評物價不平者、計所貴賤坐贓論、入己者以盜論、其爲罪人評贓不實、致罪有出入者、以出入人罪論、

疏議曰、謂公私市易、若官司遣評物價、或貴或賤、令價不平、計所加減之價坐贓論、入己者、謂因評物價令有貴賤、而得財物入己者以盜論、並依眞盜除免倍贓之法、其爲罪人評贓不實、亦謂增減

其價、致罪有出入者、假有評盜贓、應直上絹五匹、乃加作十匹、應直十匹、減作五匹、是出入半年徒罪、市司還得半年從坐、故云、以出入人罪論、若應直五匹、評作九匹、或直九匹、評作五匹、於罪既無加減、止從貴賤不實坐贓之法、

〔令義解九關市〕凡（中略）市司准貨物時價爲三等、謂准貨物時價者、凡物各有上中下三品、卽其價直亦物別各有上中下三等、故總有九等沽價、卽下條云准中沽價、是准中物沽價、文云准貨物時價、卽知據市廛交關之價、官不別立沽價法也、爲三等者、假如一匂沽價上布一端、或錢三百、或三百五十、或四百、卽依中沽三百五十、立沽價法、其餘中下二品、亦依中沽爲定、故云爲三等也、十日爲一簿、在市案記、季別各申本司、謂官家交關、及懸評贓物、皆據中沽價、故立此案記、本司者、京職及國司、

〔唐六典二十大府寺〕凡建標立候、陳肆辨物、（中略）以二物平市、（中略）以三賈均市、精爲上賈、次爲中賈、麁爲下賈、

〔令義解九關市〕凡官與私交關、以物爲價者、准中估價、卽懸評贓物者亦如之、謂假如有人、正月盜得絹一疋、准沽錢五貫、而六月事發者、卽以五貫錢、退准正月上布中沽、依其所得布數、科罪之類、故案律、監守盜得一疋上絹、已費訖卽不除名、爲懸評取中沽、又依律、有賣買貴賤與沽不同、亦依沽爲定、卽贓見在者、亦取見物中沽、准上布沽價、其所犯之人不爭貴賤者、亦與見在贓同、

〔延喜式四十二東西市〕凡商賈之輩、沽價之外、若有妄增物直者、不論蔭贖、登時見決、

〔延喜式四十二東西市〕凡每月勘造沽價帳三通、送職、職押署、卽以職印印之、一通進官、一通留職、一通付司、

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符

應依實造進沽價帳事

右撿案內、頃年東西市司所進沽價帳、不據時價、浪陳濫虛、或以賤時米、常注貴直、或以踊時布、猶置下品、加以一物之價、東西不同、貿買之輩、彼此相疑、非唯民迷惑、還多致公損、是則市司誠非其人、京職無心撿覆之所致也、右大臣宣、宜令加譴責依實造進、

貞觀十三年八月十四日

〔東大寺正倉院文書四〕職符　東市司

琉璃玉四口徑二寸、若無名壷一十許口、

右平章其價、便付遣使坊、令御母石勝、進送舍人親王葬裝束所、符到奉行、

大進大津連船人

大屬四比元孫

十一月廿日〇天平七年

〔日本紀略村上三〕天暦元年十一月十一日辛酉、諸卿被定雜物價直減定事、

〔貞信公記〕天暦元年十一月十一日、中使公輔來、賜諸卿定申雜物價直文、十六日、中使頭朝臣來云、諸卿定申儉約法如此也、沽價定狀下符畿内丹波等國云々、

〔日本紀略花山八〕寛和二年三月廿九日丁酉、左大臣以下諸卿參仗座、被定沽買法、

〔本朝世紀〕寛和二年三月廿九日丁酉、此日被定京中物直沽賣法者、

〔百錬抄後三條五〕延久四年八月十日、定沽價法、

〔玉海〕治承三年七月廿五日辛巳、申剋、頭中將通親朝臣、送書於基輔曰、萬物沽價法可令定申者、其狀如此、

近日萬物沽價、殊以違法、非唯市人之背法、殆及州民之訴訟云々、寛和延久之聖代被定下其法了、隨去保延四年、且用中古之制、且任延久之符、宜遵行之由、重被宣下了、今度猶可被用彼法歟、將又驪駒推移、時俗難隨者、新可被定下哉、就中錢之直法、違背皇憲、雖宜停止、漢家日域以之爲祥、私鑄錢之外、交易之條可被寛宥歟、其法可用寛和沽價之准直歟、又可依諸國當時之濟例歟、抑將新可被定下歟、此等之趣、殊可令計申給候者、依天氣言上如件、以此旨且可令披露給候、通親恐惶謹言、

七月廿五日　　右中將通親上

進上　美作守殿〇中略

萬物沽價法可被定下事、可令計申之由、謹以承候了、抑如此事、以短慮輙難定申歟、去年被下制符之時、此事存爲朝家之要須之由、尤可被定下其法之旨、令言上許也、於其上之子細者、愚意暗難及歟、先被仰法家及官底使廳等、令注進子細之後、可及議奏歟、且以此等之趣、可被洩奏狀如件、

右大臣（在判）

七月廿五日

此事暗不能注進價直事也、代々使廳之沙汰也、先法家勘申本條、幷使廳官底、令注進度々制符、且勘申當時官行事所、及藏人所色代撿納之制、諸國濟例等、斟酌彼是、且訪有識、且及群議、可被定下事也、凡我朝衰弊只在此事、仍去年雖令注申、新制之中不被載此事、不叶時議歟之由、令存之間、今有此沙汰、尤可謂善政歟、始終之沙汰、能可被計行事也、凡此貫首、萬事糺舊法申行云々、可謂賢可謂賢、但過法歟、

廿六日壬午、今日召撿非違使基廣（明法博士）召問沽價之間事、　廿七日癸未、基廣注申錢賣買之間事、近代渡唐土之錢於此朝、恣賣買云々、私鑄錢者處八虐、縱私雖不鑄、所行旨同私鑄錢、尤可致停止事歟、而如先日職事御敎書、不可致停止之趣歟、尤无其謂事歟、基廣勘注之旨叶愚存了、又尋見年々沽價法（天暦、應和、寬和、延久等也、長寬之比、雖及此沙汰、無始終之事、）此中延久尤委細叶近世之法歟、但尙召市人可被行中沽之法歟、謂中沽之法者、賣人者好高直、買人者好減直、折中而有裁斷、謂之中沽之法也、

〔玉海〕建久六年九月一日壬午、大理光雅卿來、申沽價法幷殺生禁斷之間事、各子細在目錄、

〔百練抄（十六後深草）〕建長元年十月八日乙巳、於記錄所被定沽價法事、　二年六月十三日丁未、大理召商人等、被下知沽價法云々、　五年四月廿一日戊辰、於仙洞被評議沽價法事、

〔吾妻鏡（四十三）〕建長五年十月十一日丙辰、被定利賣直法、其上押買事、同被固制禁、小野澤左近大夫入道、內島左近將監盛經入道等爲奉行、

新馬務直法事

炭一駄代百文　薪三十束百文三把別　萱木一駄代八束五十文　藁一駄代八束五十文　糠一駄代俵一文五十文

件雜物、近年高直過法、可下知商人者、

〔吾妻鏡四十四〕建長六年十月十七日丙戌、雜物等依有高直之聞被定其法、今日所被施行也、

炭　薪　萱　藁　糠事

高直過法之間、依爲諸人之煩、先日雖被定下直、於自今以後者、不可有其儀、如元可被免交易、但至押買幷迎買者、可令停止也、以此旨可被相觸相摸國如然之物交易所也者、依仰執達如件、

建長六年十月十七日　相摸守　陸奥守

筑前前司殿

〔勘仲記〕弘安元年十二月六日甲申、沽價事被仰合武家、可有其沙汰云々、

〔享保令典永鑑諸商賣三十六〕天和三亥年五月

一肴之直段、依時分殊外高直に賣候由相聞候、向後者獻上之肴たりといふとも勿論、總而之肴も、過分に直段高く商賣仕間敷候、若相背者於有之は、急度曲事可申付者也、

〔鳩巢手翰七〕頃日年寄候町人ニ、材有之候者申候者、物價踊貴之事、色々御詮議候得共、左様之僉議ニ而ハ、枝葉之上ニ候故、中々參申間敷候、兎角武士ニは諸役人、町人ニハ金座銀座始め、呉服所等之頭立申者共之人柄、御吟味被成候而、相應ニ素直成者、其威權をとり申様ニ不罷成候而ハ、立申間敷由を、一二枚ニ其謂れを委敷書立候而見せ申候、尤至極なる事に候由被申候、私申候ハ是は最初ゟ申義ニ而候、人材を撰申儀、政之第一ニ而候、

〔享保集成絲綸錄三十六〕元祿二巳年閏正月

一呉服物之直段表一反ニ付、銀貳百五拾目御定之所ニ、貳百五拾目より高直成呉服物商賣仕候由相聞候間、向後二百五拾目より高直成ル呉服物一切商賣仕間敷候、若御定より高直成ル呉

服物誂候者有之候共、請取申間敷候、此旨相背候ハヾ、急度可被仰付候間、堅相守可申候、右之通頃日呉服屋中江申渡候得共、不承者も可有之候ニ付、如此相觸候間、町中呉服商賣致候者共ニ、委細爲申聞、此旨急度相守可申候、少も違背有間敷候、以上、

閏正月

〔天保集成絲綸錄九十四〕天明九酉年正月

町觸

近年諸色高直ニ相成、一統難儀いたし候、去ル午年〇天明六年より追々新規運上等も被差止候上、米直段も下直ニなり、殊に此度金銀錢之御觸も出候得バ、金銀錢繰合も可相直、此上共右之處ハ、御世話可有之儀ニ候、既此節鳥目も直段上り候事ニ候得共、諸色直段一向引下ゲ不申候、前々申聞候ごとく、一己之利を以、商賣致し候得バ、一旦之利ハ得候而も、必不致相續ものに候、前文之通、追追御世話共難有儀ニ候間、一統諸色直段、成丈高直ニ無之様精々可致候、此旨町中可觸知もの也、

酉正月

寛政二戌年二月

大目付江

近來諸色高直ニ而、一統難儀之事ニ候、右者去ル卯年不作より打續、米直段高直ニ候ゆへ、米穀を以造出し候類者勿論之儀、其餘諸色共ニ米穀を元として、相場相立候事ニ候得共、諸色米直段ニ准じ、高下有之儀者、無餘儀事ニ候處、未年より追々作方宜く、去年去々年米直段も格別下直ニ成候得共、諸色之直段者其儘ニ而不引下致商賣、又者其品々より出來不出來ニしたがひ、直段之高下も可有之品等出來形宜節も、其儘直段不引下ゲ類ひ、必竟多分之利德を心懸候故之儀ニ而、不埒之事ニ候、都而諸色仕出し候其元直段よりして下直ニ相成、問屋仲買、夫々商賣方も、〆賣等之

不埒無之、相應之利德を以、賣捌候事ニ候得者、一體ニ互ニ此心得無之而者、米價ニ准じ、格別引下ゲ候事も不相成道理ニ候、一統ニ引下ゲ賣買いたし候得者、所得も同樣ニあたり、一統之潤ニ相成候儀ニ候間、商賣方之者共、此儀厚く相心得可申候、依之其出來方も相應成品は、去ル卯年より米價高直最上之節之相場を引當、夫より米價引下ゲ候ニしたがひ、諸色之直段も引下ゲ候樣、仕入元を始、問屋仲買等、夫々商賣方之もの共江急度可申付候、右之通申付候上ニも、猶不埒之趣ニ候ハヾ、其筋々令僉議、曲事ニ可申付候、此趣國々所々江も相觸候間、諸色仕入元直段等引下ゲ不申、或は買〆等之不埒相聞候ハヾ、其手寄商人共より、仲ケ間之事たり共可訴出候、尤訴出候者難儀ニ不相成樣ニいたし遣し、其品ニより賞美もあるべく候、不訴出其儘打捨置候はヾ、是又可為曲事候、

戌二月

〔幕令拔抄 二〕諸色直下ゲ之儀被仰出候ニ付、直段引下ゲ次第、諸人へ爲知候ため、銘々店先へ、何程直下ゲ致候義と申義、張紙被差出可申旨被仰出候ニ付、當八日三郷〇大坂廻達、町々へ相達置候處、直下ゲ張紙差出候向ハ稀ニ而、不差出向多分有之、被仰出を不用ニ相當り、如何ニ候、銘々尙又相達候間、其筋々へ、前文張紙往來見へ安き所へ早々出候樣、急度可被仰付候、以上、

文政二年卯十月十四日

〔諸問屋幷商雜類編〕申合

諸色直段之儀、追々引上ゲ、殊ニ先達テ米違作、又ハ兩度之大火後、自ラ高直之分引下ゲ等閑ニ有之、且十組問屋仲買取極メ有之候ニハ、仲間寄合候間、問屋共古來ヨリ定口錢之外、口々名目付候テハ、別段之德分ヲ取、仲買モ同樣賣德多ク候ニ付、世上難儀致候間、十組問屋冥加金、其外三橋之會所有之節、引續借財、又者仲間寄合所相建、仲間之内ニテ商賣仕入賣捌方、手薄之渡世筋、年來心

得候者、仲間自法取締致候ト申、表向之唱ニテ、内實ハ口錢之外内徳分ヲ箱金抔ト唱積置、廻船運賃迄ヲモ戻ト唱、内々割合、問屋方ヨリ取、右等之内徳分、ヲ問屋方ヨリ年々割取候樣成、勝手筋之自法相付、右ヲ世話致、徳分取候者有之、又極印元之内ニハ、正路ニ世話致候向モ有之候得共、右之内ニは、品高ニ准シ、世話料同樣之徳分有之、仲買ハ其品ニ寄、壹割五分三分之賣徳、其品ニテ徳分作法有之處、近來ハ諸商人共心得取違致シ、賣徳之外、元手ニ金利ヲ掛、八重ニ利分ヲ取候ニ付、追追諸色直段引上ゲ候間、今般厚御仁惠ヲ以、問屋仲買株式、都テ仲間組合差止ニ相成候ニ付、前段諸掛入用諸商人手元相減候ニ付、諸國荷元ヨリ諸色勝手次第直引受致、直小賣相成候仕方ニ付、今般直下之儀ハ、當時直段恰好ヨリ、聊二分三分之引方ニテハ、前段諸失脚相減候釣り合相當不致候間、品ニ寄、利分賣徳多少者可有之候得共、寛政享保文化之頃之直段見競、品數上中下ニテ、紛敷直段付等不致、諸商人今般難有御趣意相辨、格別引下ゲ方爲申立、來ル十三日迄ニ、組合限諸色掛江取集、十五日持寄候樣可致、其上ニテ引下ゲ候直段之内、恰好不相當申立候分は、其者ノ當時仕入置候品柄ニ寄、荷物元方穿鑿致、元仕入直段高直ニ候ハヾ、地廻品ハ在々荷主共、名前住所、下リ荷物は、大阪其外諸國積元名前取調、仕入直段は勿論、是迄之仕癖ニテ仕入元戻等之不正筋取調、諸色掛ヨリ申立候筈ニ付、直段引下方、等閑ニ心得不申樣可取計候事、

一去丑年已來、諸色直下ゲ之筋、食類等直下ゲ爲致候處、品嵩分量劣リ候ニ付、右之振ニテハ實用ニ叶不申候間、此度食類其外都テ手製致候類ハ、品嵩或ハ掛目等ニテ、其筋ニ寄、何割安ト申儀相定候方、行届可申候事、

木綿　呉服物　藥種　唐物　下駄　足駄　糸銅錫　革類　醤油　味噌　足袋　索麪　酒

砂糖　桐油　乾物　刻烟草　鹽　酢　荒物石粉名類　麻苧　蕨縄　桶　薪　炭　瀬戸物

笘　釘鐵　温飩　鍋釜　材木・紙　豆腐　蕎麥切　板　漬物　手拭　湯波　麩　小間物

干麪　鰹節　香具　菓子　喜世留　附木　樫木　鼻緒　餅　桐木　菰　筵　雪踏　傘□
蓑　笠　袋物類

右之品々直下ゲ、左之通雛形振合ニ爲ㇾ御書出ㇾ可ㇾ然候事、

一何品　仕入直段何程
　　是迄賣直段何程　但賣徳何程
　　右賣直段此度何割引下ゲ何程　但賣徳何程

右之通、此段直段引下ゲ申候、

　天保十三年〇寅三月　何渡世　何町誰店　誰印
　　　　　　　　　　　家主　誰印

一袋物渡世之分、切煙草入其外共、左之直段ヨリ高直之品賣申間敷旨、雛形之通、半紙竪帳ニ御認、印形御取、御持寄可ㇾ被ㇾ成候事、

一革煙草入筒共、唐革不ㇾ相用、和革ニ候共、高價之品用ヒ申間敷候事、

一提煙草入　代三匁五分位ヨリ七匁五分位迄
一紙煙草入　代六分ヨリ三匁五分位迄
一喜世留　代一匁ヨリ壹匁五分位迄
一提巾著　代三匁五分ヨリ拾匁位迄
一紙入金物　代五匁位迄
一鼻紙袋　代三匁五分ヨリ六匁位迄

右之品々、前書直段ヨリ高價之品一切賣申間敷、縦令誂候者有ㇾ之候共、相断仕立申間敷候、尤右品之外、袋物類何品ニ不ㇾ寄、右直段目當ニ致、高直品々賣申間敷候、以上、

年號月日

袋物渡世　何町誰店　誰印

家主　誰印

〔御觸書集覽 一〕天保十三寅年四月七日

此度諸色直段引下ゲ之儀被仰出、種々御世話被為在候儀、畢竟輕きもの共、暮シ方致易き樣ニとの御仁惠難有御趣意ニ付、町人一同難有奉感服、商人之分ハ、銘々一己限リ、力之及丈商品直段引下ゲ、正路之商ひニ可致筈之處、多人數之内ニは、心得違之向も有之、表向直下ゲ致候而も、内實品柄劣らせ、又は目方等相減ジ候分、も有之趣入御聽、右樣之類ハ、名前可申立旨、今度御沙汰有之候、右者風聞迄之事には候得共、萬一右體之儀有之、名前入御聽候ハヽ、何樣之御咎可被仰付も難計、恐入候次第ニ付、一同嚴重ニ相心得、商ひ物品物相撰、并目方大サ等も、此節柄別而厚く心を用ひ、聊麁末之取計不致、正路之商ひ致し候樣、召仕之ものヘも篤と申諭置、銘々相勵、諸品共直安相成候樣、出精可致事ニ候、如斯申諭候上にて不相用、聊ニ而も不正之商ひ等致し候ハヽ、無用捨名前申立候樣可致候間、其節後悔不致間敷候、爲其兼而此段申聞置候、

四月七日

前書之通、銘々壹人別に御申聞被成、慥ニ奉承知候、爲御請、一同連印仕置候、以上、

寅四月七日　組合　諸式掛リ　世話掛リ

〔御觸帳 九〕天保十三壬寅年

頃日問屋締向等相解候外、是迄申通相心得可申旨、申渡置候分も有之候處、右之内別紙個條之株式等相解候間、素人賣買勝手次第たるべく候、

一右之通、問屋株式等被相解、大分之運上銀、冥加金等御取立無之、御收納減相立候ヘ共、諸色高直ニて、四民難澀之段ハ難被捨置との厚御趣意を以、被仰出候事ニ候間、銘々難有奉存、當時商人

共、聊難澁および候共、是上品物仕入置候直段等に不拘、格段直下いたし、猶更以來ハ立入、元直段爲引下、此節之儀に候間、銘々骨折を不惜駈廻り、少しも元方下直之向にて買入、諸品直安ニ賣出可申候、若心得違、同商賣之者共取極等申立直段引下方等閑にいたし候者、又々其身一己之利德筋を以、不埒之取扱いたし候者有之においては、家柄身柄之無用捨、嚴敷御仕置申付、其品により家財等缺所にも可申付候、此段覺悟之爲、兼而申聞置候事、

四月

〔御觸書集覽 一〕天保十三寅年五月

近來馬喰馬、其外共賣買甚高價に相成候、御用馬に相成候内にも、良馬ハ稀に候處、諸家買入之節、過分之價を以、賣渡候者も有之哉に候、たとへ良馬に候共、相當之價を以、取引可致事ニ候、乘合等宜相勝れ候馬にても、代金貳拾五兩、其上之良馬にても同三拾兩を限、右より決て高直に賣買致間敷候、其餘は右に准じ、馬振之樣子に隨ひ、是又相當之直段にて賣買可致候、貪利に拘り良馬を隱し置、或は諸家買入之節、賄賂筋之儀も有之候てハ、以之外之事に候間、以後右樣不正之儀無之樣可致候、此度相定候直段之外、少しも餘分之價を以賣買致候歟、其外如何敷贈物等有之趣於相聞ハ、賣主ハ勿論、急度被遂吟味、買取候面々も可爲越度候條、心得違無之樣可致候、

右之通可被相觸候

寅五月

右之通、御書付出候間、町中不洩樣可相觸候、

寅六月六日　町年寄役所

〔諸問屋幷商雜類編〕天保十三寅年六月

諸色掛世話掛名主共

此者共儀、去丑十二月已來、十組問屋組合仲間ト唱候儀、停止被仰出候ニ付、水油之儀、大阪表寄セ場所拂ニ相成、御當地積下リ高、同所ヨリ之書上無之、都テ天保三辰年以前之振合ニ立戻り候上は、御當地入津之樽數相分兼候ニ付、下り油之分は廻船屋共江著船致候ハヽ、支配限改方致、其外地廻油之分は、奥州筋積宿共江著船致候ハヽ、是又同樣取調、此者共ヨリ樽數書上候樣可致、

右之通、被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

天保十三寅年六月十四日

本町三丁目
名主　文左衛門
外七人

右之通、甲斐守樣御番所ニテ被仰渡候間、廻船屋共方江は委細達置候得共、各樣御心付可被成候、此段御達申候、以上、

七月十五日

市中取締掛

〔御觸書集覽二〕天保十三寅年十月廿八日

諸國御年貢米、幷大豆石代金納ニ相用候相場之儀、毎年十月十五日より同晦日迄、國々町場市場等之相場書に、御代官、領主役人、奥印致差圖、御勘定所にも吟味之上相場相極候、右相場之高下は、自然と相定る事に候處、國々之内には、私之作略を以、相場書出候場所も有之趣相聞、不埒至極ニ付、以來相場立方疑敷趣相聞候ハヽ、吟味之上可被行重科旨、明和七年相觸候處、近年又々不相當之相場書出候場所も有之哉に相聞、彌明和度相觸候趣堅相守、不束之筋無之樣、諸國村々市中等迄、御料は御代官、私領は領主地頭より、不洩樣猶又急度可被申付候、尤近年相場相立候日限改候場所は、右改候日限相用、御代官幷領主地頭にても、精々入念遂吟味、是迄之通相場書に奥印致可差出、若不束之儀於有之ハ、奥印之者共可爲不念候條、其旨可相心得候、

右之通、文化十一戌年相觸候處、近來心得違致候向も有之哉に相聞へ候間、御代官所、御預り所、領主地頭にて、彌入念可被遂吟味候、向後如何之趣も於相聞ハ、吟味之上、急度申付、奥印之者も可爲

不念候條、其旨可相心得候、

右之趣可被相觸候

十月

〔諸問屋再興調 二〕亥〇嘉永四年三月十五日

伊勢守殿江御直上ル

上

去ル九日、諸問屋組合再興被仰出候趣申渡、右ニ付物價引下方之儀、重立候諸問屋共之內、御改革以前より連綿渡世致し候もの共をも呼出し申諭候、尤差向左之通相場引下候旨屆出申候、

一戌〇嘉永三年上米 當月九日書上相場 金壹両ニ付 四斗五升替

一同中米 同 四斗九升替

一同下米 同 五斗三升替〇下略

〔諸色直段引下 元〕鹽直段追々登揚致、別て此節格外之直相成、引下ゲ方厚御沙汰被為在候折柄、猶又行德領竈元之ものより直上ゲ申越、〇中略右直段ニ無之候ては、積出難出來趣、竈元之もの共申し候、尤行德領之內、奥問屋と唱、上州野州常州邊、其外近國幷奥筋江鹽積出し候もの有之、此もの共鹽直段糴上ゲ買取候得ば、御當地積出しの直段、自ら引立不申候ては、竈元之もの共、御當地江積送り不申、手近之奥問屋へ而已差出し候氣配ニて、既當時奥問屋之方、金壹両ニ貳俵六分替之仕切ニ付、御當地之方壹分增、貳俵五分迄之引合相成候得共、此上直上ゲ申立候も恐入、積取方見合罷在候趣、地鹽問屋共申立候、

右之通御座候間、下り鹽も入津無數之折柄、右體地鹽積取方見合方へ御當地品稀等相成、日用差支相成候ては奉恐入候間、御賢慮奉願上候、以上、

世話掛
名主共

亥○文久三年十月廿八日

〔諸色直段引下享〕再應評議仕候處、假令商人共何樣持囲居候共、其品市中ニ潤澤いたし候得ハ、自然價は下落いたし候道理ニ付、信濃守御役所江諸問屋共之内重立候もの共呼出、私共立合、諸色潤澤幷直段引下ゲ方之儀、精々教諭仕候得共、素より利德を以、今日を營候商人共之儀ニ付、教諭而已ニ而、中々以行屆候儀にも無御座、迚も尋常之取調にては、際立候程之引下方ニは、相成申間敷哉と奉存候間、諸品とも元直段之高下ニ不拘、横濱御開港以前之直段をも見合勘辨仕、當時之賣直段より幾割方引下ゲ賣買可致旨申渡、若右より高直に賣出し候もの有之候ハヽ、一時取締之爲、出格之御仕置申付候樣ニも仕候ハヽ、厚く御世話被爲在候御主意之程も相顯可然哉と奉存候得共、諸色共一般ニ手を掛ケ候樣ニては、數多之儀に付、急速ニは精細之取調も行屆兼、既ニ寛政度以來、諸色直下ゲ之儀は、度々御沙汰も有之、御勘定奉行幷吟味役江相掛り被仰付、又は私共限り取調候儀も御座候得共、一體主役之御用向多端ニ付、組支配向之もの迚も、多くは兼役等ニ申渡候ニ付、一時は右調方重もニ相心得候ても、終ニは相弛ミ、以前之姿ニ立戻り候儀ニ御座候間、今般ハ兩御役所ニ而、日用品之内壹品ヅヽ取調、直段引下ゲ方行屆候上、追々調ニ取掛り候見込ニて、先ヅ炭薪之儀ハ、信濃守御役所株附之品ニ付、當分之內、同人重ニ掛りと相心得取調、元直段之高下ニ不拘、何れニも一旦は、別紙之通、直段被引下候樣可仕と奉存候、然處右は嵩張候品ニ付、問屋共手元ニ多分之貯無之、別て炭は當時有高小分ニ有之、右之通相成候得ば、問屋共之損失は眼前之儀ニ付、元方より直段引下ゲ不申候ては、悉く休業いたし、改荷物引受不申、忽ち御府内品切ニ相成、何樣之差支を生じ可申哉も難計、一體是迄御府内江荷着いたし候國々は、炭之方は、武藏、伊豆、相模、駿河、甲斐、遠江、常陸、上野、下野、上總、下總、安房、右十貳ケ國、薪之方は、右國々之內、駿河、甲斐、遠江相除、外九ケ國ニ有之、諸材之儀ハ、實生又は苗木ニて仕立、年を追ひ自然成木いたし

候儀ニて、聊之地子年貢等差出候場所も可有之候得ども、重ニ山中生育之分、炭薪其外ニ伐出候儀ニて、人力之外多分之仕入元代等相掛り候品には無之候處、無謂元直段引上ゲ、或ハ領主地頭之外、武家江直賣等もいたし候ニ付、拂底相成、以之外不相當之筋ニ有之、其上近年米穀を始、違作之場所も不相聞候得共、何品ニても高直ニ賣出候故、當時在方百姓共は、一體ニ豐饒之由ニも相聞、旁以山方荷主共等之痛ニ相成候程之儀ニハ無之候間、右之趣御勘定奉行江被仰渡、御料は御代官、私領は領主地頭江申達、其上右國々江割合御普請役回村爲致、御府内問屋共之賣直段ニ准じ、是非とも元直段爲引下、且當時在方川下ゲ運賃之儀、平和之節ニ見競候ては、別紙之通貳三倍程ニ引上候場所も有之、材木并炭燒人足賃等も、右ニ准じ相増居候儀ニ可有之候得ども、是以甚不相當之筋ニ付、伐木并炭燒賃錢は勿論、船賃とも、總體ニ爲引下候ハヾ、素より荷主而已之損失ニ相成候筋も有之間敷、尤炭薪ニ拘り候渡世筋之もの共ニ限り、右樣之嚴法を以、直段爲引下候ハヾ、荷主初山稼之もの共ニ至迄も、一時ニ廢業致し、運送宿は炭薪之船積相斷、御府内江荷送りいたし候もの無之樣相成可申哉ニ付、直段引下方之仕法折合候迄者、右出役之もの、其場ニ相詰、厚く世話いたし、御府内之遣料丈ケは、前書之國々より差支無之樣爲積廻可申旨をも申渡、萬一不取用者於有之は、御普請役共より申立次第、御勘定奉行所ニをいて、村方之もの共呼出、吟味之上、御仕置御咎をも申附候程之勢ひニ無之候ては行屆申間敷、○朱書略右者一時之嚴法ニ御座候間、御勘定奉行ニ於ても、差支無之段申上候上ニ無之候ては、容易ニ右樣出格之所置も仕兼候間、右申上候趣可然も被思召候ハヾ、早々御勘定奉行江被仰渡候樣仕度、其上私共ゟも得と打合候樣可仕と奉存候、○朱書略依之別紙申渡案、并直段引下ゲ方割合、御府内遣料高見積、在方運賃増調書とも壹通三冊相添、此段奉伺候、越前守方江引受候品之儀は、猶同人方ニて取調、追而相伺候樣可仕候、以上、

〇文久三年亥十二月

佐々木信濃守　阿部越前守

下ケ札
本文直段引下ゲ方、當時之賣直段ニ見合、歩合餘程強メニ御座候間、御府内有高丈ハ、問屋共何程損失いたし候ても、厭ひ不申見込ニ御座候得共、在方荷送り差滯候節ハ、忽品切ニ相成、高價よりも却て差支候間、在方ニても、當分損失を不厭、御府内遣ひ用丈ケは、是非々々積廻し不申候ては、徒法ニ相成ル而已ならず、後害ニ罷成候間、厚御賓慮之上、右之趣得と御勘定奉行江被仰渡候樣仕度と存候、

〔諸色直段引下利〕先達て諸問屋一同被召出、物價引下ゲ方之御敎諭被爲在候ニ付、夫々多少其品ニ寄、引下ゲ方書上、右直段ニて當時賣買仕候、然ル處諸色高直ニ相成候者、一朝一夕之儀ニ無之、其年柄豐凶之品而已ニ無之、彼より是ニ移リ、都て登揚いたし候者、乍恐横濱御開港以後三四ケ年以來、別て際立候、是は貿易之內、其一品ニ限り候とニは無之候得共、先以生糸專ら外國人相好ミ、御國用品不潤澤より直段引上、生糸商人多分之利潤有之候より、國々在々平常之產業を休、蠶飼いたし、桑植付候ニ付、畑地をも狹め、生糸產出相增候得共、外品之產出相減、右ニ依外品之直段引上ゲ、貿易ニ相廻り候品は、糸茶など二種三種にても諸色江押移、其外右ニ不拘品ヲ引上ゲ候は、不相應ニ相聞へ候得共、高直之品買取候ニ付、諸職人常用之賃錢ニては暮方營兼、諸手間賃引上候間、自然仕出し候品高直ニ相成、萬物漸々ニ直段引上候儀に付、一時に下落いたし候樣には、差向行屆兼候樣子、乍併厚く御世話も被成下候御慈悲難有相辨、問屋銘々元仕入ニ不拘、多少直段引下ゲ候得共、素より賣德を以、家業を營候商人共、追々之仕入品、元直段高直ニ相成候ては、下直之賣積難出來、此儀心痛仕候趣、私共迄申聞候、假令不引合ニ候迚、仕入方等閑ニ仕候てハ、品潤澤方ニ拘り候間、仕入方は兎も角も出精可仕、勿論賣德ニて相營候商人元付ニ不拘、永ク賣方可仕と申御趣意ニは無之、當時之所持品引下ゲ賣捌中、夫々荷元國々江も掛合、跡荷下直ニ仕入、當時

之賣直段ニ引合候樣いたし、其上にも下落精々心掛ケ可ㇾ申旨申諭候處、荷先より追々國方直段高直之趣、狀通ヲ以申越、何分元方氣强ニて、相對之掛合ニては直下ゲ承引不ㇾ仕、買取方難澁仕候段申ㇾ之、一體御當地問屋共は國々之品引請、相當之賣德取、賣捌候者而已ニ付、直段高下は元方ニ應じ候儀故、荷元事實之直段、其筋々御取調被ㇾ成下度、若奸商有ㇾ之、元直段不相應之商ひ仕候者は、兼て取調可ㇾ奉ㇾ申上、金元方高直之品は無ㇾ據儀ニ付、此上直增御聞濟被ㇾ成遣度、尤當時之引下ゲ直段、來早春迄は何樣にも申諭、引上ゲ不ㇾ申樣世話可ㇾ仕候間、差掛元方高直ニ相聞え候繰綿、其外兩三品、早々荷先國々江御掛合被ㇾ成下、其御筋ニて荷元江御敎諭被ㇾ爲ㇾ在候ハヽ、元直段相弛ミ、御當地諸商人此上出精、一際引下ゲ方仕候樣可ㇾ相成、此意味乍ㇾ恐御汲察之程奉ㇾ願度、此段奉ㇾ申上候、以上、

亥（文久三〇年）十二月　　諸色掛名主共

〔諸色直段引下〕（眞）慶應元年丑六月十一日　和泉守殿御直之格、阿久澤長助を以御渡、

町奉行　御勘定奉行　同吟味役江

覺

諸色引下ゲ方取調之儀、是迄新大橋向假會所ニおいて取調候趣ニ候得共、急速相尋度儀有ㇾ之候ても、懸け隔り御用辨ニも不ㇾ相成候間、右會所は相止メ、町奉行非番御役宅江役々相詰、諸問屋共呼出、其時宜ニ寄、町奉行より直ニ相糺、御勘定奉行、同吟味役申合、諸品格別ニ直下ゲ方、速ニ行屆候樣取計可ㇾ被ㇾ申聞候事、

（丑）六月廿四日

申渡

中田鄕左衞門　稻江彌一兵衞　仁杉八右衞門　佐久間彌太吉

符牒

諸色直段引下掛申付、申合可被相勤候、
但外掛役是迄之通
丑六月
高橋吉右衛門様　中田郷左衛門
秋山久藏様　仁杉八右衛門
杉浦安右衛門様　佐久間彌太吉

今般諸色直段引下ゲ御掛、各様江被仰渡候由、拙者共儀も御同様掛被申渡候間、萬端宜被仰合可被下候、且右ニ付、取調方其外共、其御方江罷出及御打合候様被申渡候間、明廿五日、申合兩人罷出候積御座候、右御案内旁此段可得御意如斯御座候、以上、
六月廿四日

〔德川禁令考二十七御國產改所〕慶應三卯年七月廿二日
御國產改所御取建ニ付御觸書
美濃守殿御渡　三奉行江
近年諸國產物運送差滯、物價騰貴、彌增國用不便利ニ付、右御取締之ため、江戸大坂兩所江、御國產改所御取建相成、右兩所ニおゐて、荷主共より諸問屋江相送候品々、送狀ニ引合相改、奥印致シ相渡、賣捌方之儀ハ、是迄之通取計、其外湊々之儀、御料ハ支配役所、私領ハ役場々々之奥印を請、兩所之外江著帆之分ハ、御國產改所江荷物員數出入共可相屆候、
右之通、江戸、大坂、并諸國御料私領寺社領共、不洩樣可被相觸候、
七月

〔兎園小說二〕隱語

記號は荒ものに大へ△×〼⌛⌛久茶及び烟草店に、ノ〇レ丸⊖吉目やこれらの記號をもて、數目をしるす、此類薬種屋、紙屋にても異なり、俗に是を通りふてうと云ふ、商家各々別に記號あるをもてなり、大路を魚或は野菜など荷ひ鬻るもの丶云ふもの、一をソク、又ロツともいへり二をブリ、三をキリ、四をダリ、五をガレン、又めともいへり六をロンジ、七をサイナン、八をバンドウ、九をガケといひ、一緡を一萬石、二緡五十錢を奴ともいへり、さて商賈はもと利をもて世わたる業とするものなれば、さる隱語もいで來るは、自らの勢にて、和漢ともに人情の常なりけり、

〔撈海一得下〕卑賤ノ買人、價ノ高下ヲ傍人ニ知シメザルタメニ、數目字ノ隱語アリテ、聞者省スル事アタハズ、七ヲさいなんト云、五ヲげんこト云ガゴトシ、明ノ田汝成曰、杭州有四平市語、以一爲意多嬌、二耳邊風、三散秋香、四思卿馬、五誤佳期、六柳搖金、七砌花臺、八霸陵橋、九救情郞、十爲舍利子、小曰消物黎花、大曰朶々雲、老曰落梅風、諱低物爲靸、塵也以其足下物也、後又諱爲撤金錢、則又義意全無、徒以惑亂觀聽耳、

〔天保新政錄二〕同年〇天保十三年十月朔日於北御番所被仰渡

諸色掛　市中取締掛り

名主共

商人共渡世柄ニ寄、符帳を以通用致し、帳面等江記置候故、元直段も取調方差支、自ラ不正之取計も有之哉ニ相聞候ニ付、惣而商物一品毎ニ正札付ニ致し、帳面へも元直段賣直段等を書記置、符帳相用候義は致間敷旨、名主支配限り急度可申付候、

〔東都歲事記正月一〕十一日、商家貸買帳を綴ぢ、藏びらきを祝ふ、

〔公事取扱〕借金家質出入〇中略

一日寄附込帳は、一日に大勢幾口も賣掛分、賣揚の順に附込候事故、印形無之とも取上、濟方申付、

一日に壹兩人の賣口、亦は日數隔り記置候は、附込帳と申に而は無之に付無取上、

廣告

〔公事取扱〕借金家質出入○中略

一旅商等之帳面、其村宿又は口入人之印形斗り取置、賣掛候分無取上、

〔耳嚢上三〕大木口哲大坂や平六五十嵐狐膏薬江戸廓最初の事

平六も木薬の事は少し心得も有、出精致し候上、口哲先祖傳四郎工夫ニ而、其頃本丁三丁メ、今も相續いたし候、酢や彌兵衛といへる者有しを賴、薬種類の俵拂、或は掃集の分、夥敷事成を、相對の上一俵百文ツヽに買受、右薬を口哲、平藏、五十嵐ともに手傳撰分ケ、引風の薬を拵へ、諸の風を拂ふといふ心にて、諸風散と號す、比は未引札などヽ申事のなき折から、委細風を治する譯を認、初而辻々ニ而引札致し、八錢ゟ百錢迄賣せるに、折節風流行して、夥敷賣ける故、俄に平六身上大きに成、段々年增ニ仕合能、今は四人の内壹番の身上に成けり、

〔諢話浮世風呂三編上〕●イエモウ是でも病身でございますがネ、本町二丁目の延壽丹と申すねり薬を持薬にたべます所爲か、只今では持病も發りませず、至極達者になりました、▲ハイそれはお仕合せでございます、あの延壽丹は、私の曾祖父の時分から名高い薬でございますのさ、あれは一丁目でございましたッけ、私も暑寒にはたべますのさ、●ハイ只今は二丁目の式亭で賣ます　▲エヽ、何かネ、このごろはやる江戸の水とやら、白粉のよくのる薬を出す内でございませう、●ヘヽイさやうでございます、私どもの娘なども、江戸の水がよいと申て、化粧の度につけますのさ、なる程ネ、顏のでき物などもなほりまして、白粉のうつりが奇麗でようございます、▲私どものりんが、田舍育だけに、根から白粉がのりませんが、成ほどよくのります、嫁などもつけますがネ、翌の朝顏を洗た跡で、ちよいと紙で拭ますと、薄化粧でもいたしたやうに、きのふの白粉が出るさうでございます、種々な調法な事が出來ますよネエ、

〔春色梅兒譽美七〕十四齣

（仙女香といふおしろいを手にもちしふり袖しんぞう）青梅 女浪（めなみ）とふちよつと来な、十才ばかりの禿（かぶろ）、禿 なんざいます

エトきたる 青 アノおめへ、この白粉をやるから、毎日顔へすりこみな、そうすると、此おしろいは能薬がはいつてゐるから、顔のこまかい腫物が治るよ、そして此絵をやるから、坊さんにならねへか、

〔江戸買物獨案内下〕右買物獨案内全部終といへども、江戸は天下の大都にして、豪逸の商家輻湊の地なり、故に若干選にいとまあらず、恐くはもれる處あるべし、各望て此本に名前を顯さんとする輩は、奥書名前之書林（江）町所名前を記し、相談有べき事也、○（中略）

大坂出張仕入賣弘所　日本橋青物町蔦屋藤助ニ同居　中川五郎左衛門

〔浪花の風〕當地にて店開き、又は賣初抔いふ事に、江戸の如く、品書等披露の口上を板行にして配ることは稀なり、大概は健なるものを雇ひ、派手なる半衣を著せ、紅白の木綿を絞ひ合せたる太きたすきを懸け、鈴抔を下げ市中を廻り、拍子木を拆て一二町にては立留り、高聲にて、賣もの品もの直安のこと抔を、ふしを付て口上にて披露すること多し、江戸にては見る事なきものにて、是引札の代なり、

〔三省錄附四言〕ある人の持てるふるき引札を見るに左之通

けんきん 御めしるし ⩓加 酒酢醤油直段附

鍛冶橋御門前南角 小島屋嘉兵衛

新諸白壹升ニ付

一大坂上酒	代四拾貳文
一西宮上酒	同五拾貳文
一西宮極上酒	同六拾四文

古酒壹升ニ付

一大坂上酒	代六拾四文
一西宮上酒	同七拾貳文
一伊丹西宮上酒	同八拾文

品	直段
一伊丹上酒	同七拾文
一伊丹極上酒	同八拾文
一山路木綿屋	同九拾文
一極上味淋酒	同百文
酢醤油壹升ニ付	
一大坂河内屋	代百八文
一鴻池類	同七拾八文
一近江屋類	同七拾文
一てうし	同六拾文

品	直段
一池田極上酒	同百文
一大極上酒	同百拾六文
一大極上々酒	同百三拾貳文
一燒酎	有り
同	
一左原	代五拾四文
一結城	同四拾五文
一尾張酢	同貳拾八文
一北風酢	同四拾八文

例年之通、下り新諸白直段附御目にかけ申上候、段々寒酒澤山ニ入船仕候間、別而相改、酒酢醤油共に請合、下直ニ差上申候、不限多少御用被仰付可被下候、尤相場高下之節は、其時々割合を以て差上申候、入物御持參無之御方樣へハ、只今迄之通、樽代預り置御用立申上候、店間違無之樣ニ、請取御取被遊可被下候、以上、

月日

この引札年號なし、いつのころにやとおもふに、前に記しぬる吉祥院の水戸江下りし時の諸色の直段のうちに、酒一升四十文とあり、爰にもまた同四十二文とあれば、右同時代と知られたり、さらば慶安年中の引札なるべし、

〔翟巣漫筆二十〕辛酉文久元年五月、金子兵七郎殿、古屏風の下張より得られ候由、

下り
そうめん安賣

百文ニ付
貳十二わ
貳十わ
十八わ
十六わ

右そうめん之儀、去冬ゟ仕入、元吟味仕、生能もの大たば結て則入津仕候、依之御披露仕度、御遣物、又ハ御手前遣、御勝手ニ相成候様ニ差上申候、

酒醤油みそ直段付

上酒　壹升代九十貳文
上々　代百八文
極上　代百十六文
名酒千代鶴　代百貳十四文
同加茂川　代百三十二文
本直し　代百十六文
みりん　代百廿四文

上醤油　壹樽
三百三十二文　一升四十六文
三百八卜文　一升九十六文
四百文　一升六十文
四百八文　一升六十二文
四百五十文　一升六十六文
四百八十八文　一升七十文
五百六十四文　一升八十文

上酢　壹升四十文　北風八十文
上味噌百文ニ九百五十目極上相白
八百五十目御膳なら漬みそ漬尾州から
日御膳中白六百五十
かき

茶　壹斤ニ付、廿八文、三十二文、四十文、五十文、六十文、百文、園久保類貳百匁ゟ段々、
下りろうそく品々
生かけろうそく貳十八丁ゟ段々
水油樽割焚炭色々

右ニ申上候通、當年者諸色高直ニ御座候、別而酒高直ニ御座候處、常々下直ニ差上來り、尤甚暑之節ニ相成候へバ、本寒酒直段付計御披露申上度、

不相替御用被仰付可被下候樣ニ奉願上候、尙又今年新茶、諸國出來宜御座候付、仕入元吟味仕、至極下直ニ差上申候、諸色直段之儀、下直ニ相成候ハヾ、早速引下ゲ〲差上可申候、右生合御斷申上度、如此ニ御座候、入物御もたせ可被下候、以上、

一かけ賣一切不仕候　亥六月　赤城下　伊勢屋市兵衞

〔狂言綺語〕回江戸前大蒲燒報條　　烏亭焉馬述

鰻の骨こまかなりといへども、是をきらば味ひなん、鰻の筋ながしといへども、これをさかば骨なからん、魚を製する事此理におなじ、されば治る君が代の、みなかみ清き大川に、江戸前の魚なりといふものありしが、かしらちいさくして、世にのらくらの名はたてども、淺黄の色のひとすぢに、袖が浦のあなごの前をおもひそめ、つぶ山椒のわりなき中に小串もうけて、茶づけのさいや、一升酒の友となりけらし、穴うなぎいづこの山のいもとせといひしは、室の八島のけぶりに引かへ、匂ひ門にくんじて、ゆきゝの人も咽をならす、團扇の風に君子の德あり、鰻一本手にもつならば、天へものぼらんとは、吉兵衞がむかし語り、皿にならべたる中串を見ては、御禊ぞ夏の玄るしなりけりと、家隆もよみてん、すけるものは價を惜ます、誠に松江の鱸も、此珍味にはおとるべし、こゝに大坂屋のあるじ、數年鰻をあきなひ、旅と江戸とをわかてる事、耆婆が醫王樹をかざすにひとしく、おいらんの客を見るがごとし、こたみ蒲燒のみせをひらき江戸ッ子の性をあらはして、三升の目玄るしおしたつれば、門前に市川をなす、嗚呼つがもない、三ッ升やおよそ氷らぬ水の筋とは、寶晉齋の栢延をほめたることば、今にたえせぬ水のすぢ、筋といふもうなぎの名、見世次第に德ありて、たんと賣らせ給へや、　日本橋三丁目中よこ丁　大坂屋金兵衞

〔浪花雜誌街迺噂二〕鶴人、さうでありやすかへ、それぢやァ明日は四人で一日そこらへ出かけて、大のみといふ杢やれにしや正、イヤちよいと飲やすには、いひところがムリヤス、近頃引札を仕やした會樓といふ茶屋でムりヤス、

〔おちばかご〕口上

一各樣益御機嫌克被ㇾ爲ㇾ在御座、奉ㇾ恐悦ㇾ候、隨而私儀御蔭を以、日增ニ繁昌難ㇾ有仕合奉ㇾ存候、右御厚禮として、精々魚吟味、大安賣仕候間、賣出シ當日ゟ、御光來御用向之程奉ㇾ希候、以上、

一大ぐし　一中ぐし　一小ぐし　一ほねぬき どぜうなべ 三百文ゟ

一うなぎめし　同　一どぜうまるに　同

卯五月朔日二日

兩日粗景さし上申候

四ツ谷坂町　稲林

組合株

〔延享四卯年鯨船艄附川邊古問屋人數定名前書〕材木炭薪問屋古問屋共
右之者共、往古より問屋商賣仕來候處、近年古問屋之手代共、諸國へ仕入ニ罷越候而、先々ニ而相對致置、店ヲ持、新問屋ニ相成候故、諸方より荷物引請、手廣ク商賣仕候類數多御座候ニ付、古問屋共、商賣無數成、殊之外衰微仕候間、只今迄出來候問屋之義は、及是非不申候、此以後新問屋出來不仕候、鯨船毎月壹度宛賣候節之船頭貳拾人宛、船頭共爲差仕候看板も著出し、鯨船艄廻り圍之矢來仕、圍之前後塗屋造之番屋貳ヶ所相立、晝夜爲相廻可申候、南之方地低ニ御座候間、小土手ヲ築、潮押入不申候樣ニ仕、船出シ入之口堀くぼめ、兩脇高サ四尺五寸茅羽目仕、出水埋り候場所、巾貳間、長三十八間之所、深三尺程ニ堀割、鯨舟出シ入自由宜樣ニ仕可申候、右之通永々請合候而、尤組合行事ヲ立、相勤可申旨願ニ候、

此度鯨舟出來仕候ニ付、毎月賣候節、船頭渡之賃錢掛り看板等、艄廻り之圍矢來、并番屋小土手、出水埋り候場所堀割、旁御入用相掛申候儀ニ御座候、

右之通御座候、古問屋共ヲ組合ニ立、此以後新問屋出來不仕樣ニ申付、何之相障も無御座候、朱書ニ申上候通、年々別段ニ御入用掛り申儀ニ御座候、古問屋共願之通被仰付可然奉存候、依之奉伺候、以上、

亥〇寛保三年五月　　石河土佐守　島長門守〇二人並江戸町奉行

亥五月三日左近將監殿〇老中松平乘邑江上ル

折上

本所竪川通材木炭薪古問屋共、爲冥加鯨舟に付候御入用引請相勤、新規問屋出來不仕候樣ニ願出候趣申上候書付、

伺之通可申付旨、且又鯨船艪手之者揃候は、每月責候ニ及間敷候ニ付、壹ヶ年ニ三度程爲責候樣ニ被思召候間、其通可申付旨被仰渡奉承知候、

亥五月七日　　石川土佐守　島長門守

〔諸問屋幷商雜類編〕享保六巳年十一月

一諸商人諸職人組合相極メ、月行事相立、新規之品巧出し不申候樣被仰付候間、先達而申渡ス組合帳面、銘々差出候付、其月々之月行事名、前月書附可差出候事、

一火事以後、直段二割三割之外、高利取申間敷儀ニ付、竹、丸太、葭簀、繩、筵、菰、商賣人組合仲ヶ間相定、月行事相立、吟味可仕旨被仰付候ニ付、每月相場書、五日、十五日、廿五日、右三度宛差出可申候、尤月々之月行事之名、前月書付可差出候事、

一先達而組合候者共之外、新規ニ商賣取付候者有之候ハヾ、其段相屆、帳面ニ付可申候、帳面ニモ付不申、組合江茂入不申候者有之候ハヾ可爲越度候、

一同商賣ニ而、仲ヶ間江入不申候者有之候ハヾ、仲ヶ間之者共ゟ相改可申來候事、

但仲ヶ間ニ入不申候同職之者有之、仲ヶ間之者相改候節、自分了簡を以、商賣相構候事など不仕、左樣之者有之候ハヾ、其者名幷住所承屆可申來候、

一先達而組合ニ入候商賣人職人、家職相止候歟、家職いたしかへ候歟、又ハ所替イタシ候ハヾ相

屆帳面直し可ㇾ申事、

一先達而組合候商人職人ニ而、人數限リ候事ニ而無ㇾ之間、新規ニ商賣ニ取付候者有ㇾ之候ハヾ、相屆候上、勝手次第商賣可ㇾ致候、尤同職ゟ妨申間敷候事、

附商賣いたし替候事も、同前ニ候事、

右之趣共有ㇾ之候ハヾ、早速奈良屋町年寄〇江戸所江可ㇾ訴出候、

十一月

〔世事見聞錄五〕先當時は、新規に商賣を始る事自由ならず、其近邊に同商賣の者ある時は、其者より差障りを申て、新規の店を構ふなり、若拒み候時は公邊へ訴るなり、公邊の取捌も、新規の者を構らるゝものなり、元來問屋仲買などの仲間の定り來りしは、其仲間に入らずして、一人立て賣買を始るは格別の事なれば、構らるゝも尤の事なり、併是を以て天下の大道より見る時は、甚狭き法にて、偏固なる掟なり、右體偏固なるのみ有によつて、問屋仲間共、勝手儘の相場を定、締め賣にするなり、若右之問屋仲買の外にて脇より買時は、是又公邊の御沙汰になりて咎らるゝなり、依て飯米炭薪油、其外日用の諸品、國々ゟ下直なる迚、私に買事叶はず賣事ならぬ也、然るに今は右體仲間の定りなる商賣體迄も、右之如く故障を申懸て、心の儘に出來ぬ事になりぬ、

〔魚仲買株名前帳〕覺

一魚市立之節、御法度之趣相守、不實ヶ間敷商内は勿論、其外喧嘩口論、堅仕間敷候事、

一新規ニ仲買へ相加り度由申候者有ㇾ之候はゞ、身元等得と相糺、相對之上御願申上、仲間江差加、冥加銀之義は、其割合を以相納、商賣筋段々繁昌仕候はゞ、其節は冥加銀一體に相増上納可ㇾ仕候事、

一株讓り幷ニ加入仕候節は、家持に候はゞ、五人組年寄、借屋人に候はゞ家主、其五人組年寄差添御

斷可㆓申上㆒候事、

一家主替、名前替代判替、印形替有㆑之候之節は、早速御斷可㆓申上㆒候事、

一今度新規ニ冥加銀差上、魚問屋株、同仲買株、幷漁魚十分一銀御運上引請之義、願人御座候に付、其旨被㆓仰聞㆒、御吟味被㆓成下㆒、難㆑有奉㆑存候、私共年來魚仲買渡世仕來候もの共に付、萬一願人支配請候樣相成候ては、難澁仕候に付、是迄之通被㆓成置㆒、魚仲買株貳百五拾八株、銘々持株に被㆓仰付㆒被㆓下度候、願之通被㆓仰付㆒被㆓下候はゞ、爲㆓冥加㆒魚仲買株貳百五拾八人之もの共より、銀壹貫五百目、年々上納仕度旨奉㆓願上㆒候處、願之通被㆓仰付㆒、重疊難㆑有奉㆑存候、右冥加銀當年分は、當十一月に上納仕、來る申年よりは、年々七月十一月兩度に上納可㆑仕候、若上納相滯候者有㆑之候はゞ、殘者共より急度上納可㆑仕旨被㆓仰渡㆒奉㆑畏候、且又家主町人年寄も此旨相心得、遲々無㆑之上納爲㆑致可㆑申旨被㆓仰渡㆒、一統奉㆑畏候、爲㆓後證㆒連判仕奉㆓差上㆒候處仍て如㆑件、

天明七丁未年七月

新在家町濱〇大坂　村瀨八兵衞
町人　綿屋新兵衞
年寄　秦庄右衞門
外ニ貳百五十七名
町人年寄共　同名

一魚仲買壹株

〔拾要抄 一〕天保三辰年十二月

一諸商賣人新規自法差留之儀、町年寄申立候書付、

近來諸商賣人之內、自己申合を元ニ致し、內仲間條目帳等仕立、既ニ公事出入等有㆑之如何ニ付、愚存可㆓申上㆒旨被㆓仰渡㆒候、

一諸商賣之儀、表立仲間取極、願出候ものも、中ニ者無餘儀筋御座候得共、多分者糺之節、差障相見申候、殊更内仲間者、他之故障も不知、一己之仕法ニ付、折合不申掛之義與奉存候、勿論身柄相應之もの組合候ハ、名聞旁株。立。候事を好み、可致候儀も可有御座哉ニ候得共、小前之ものは、仲間突合等迷惑仕候義、多可有之候、其上御沙汰之通、自法之内ニ者、必人數〆縮ニなり、往々市中渡世向之手狹、終ニハ直段ニも響可申哉、今般御取示被成下、近來申合内仲間新規自法相立候儀、御差留被仰付、自今心得違無之、平和ニ商賣仕候樣被仰渡被下候ハヾ、手廣ニ罷成、末々差支等出來仕間敷奉存候、

但家業體ニ寄、仕法申合無之候而者、實ニ不取締之儀有之向者、自今私共江不申出、取調申上候樣仕度候、

一十組問屋其外前々ゟ組合御定有之分、先規より之規矩仕來者、格別之儀與奉存候、

右評議仕候趣、前書之通御座候、可相成御儀ニ御座候ハヾ、御役所江組々世話掛名主共御呼出、被仰渡被下候ハヾ、格別奉承伏、御取締可然奉存候、右被仰渡案文、奉入御覽、依之此段申上候、以上、

辰十二月

奈良屋市右衛門

樽　吉　五　郎

喜多村喜右衛門〇三人共江戸町年寄

〔干鰯屋仲間定書〕貸。株。之案文

一札

一此度干。鰯。株。借受賣買仕候ニ付、御仲間中御定之義、相背申間敷勿論、御仲間之内、御德居先へ書狀、幷ニ人遣候儀相嗜可申候、萬一御仲間中へ少しニても妨仕候ハヾ、右借受取株御取揚可被成候、其時一言之申分無御座候、

一株禮之義、六月極月兩度先渡し可仕候、萬一相滯候ハヽ、請人より急度相立可申候、
右之趣急度相守可申候、爲後日仍如件、

年號月日　借り主　何誰印

右之趣相守せ可申候、且又株禮銀御極之通、無滯爲差出可申候、若遲滯仕候ハヽ、私より差出可申候、仍受人印形如此御座候、已上、

受人　何誰印

干鰯屋御仲間中

〔耳囊 上 三〕大木口哲大坂や平六五十嵐狐膏藥江戶廓最初の事

今の大坂や平六郞、其頃は九尺店のあやしき木藥や成しが、右亭主上總のもの二而、在所へ引込候間、右郞名代共賣渡し度由の沙汰を聞、幸の事なれば、右名代を買て、彼荷物を仕付べしと相談の上仕入有之、木藥幷召仕の小者共に、金六十兩之積相談相極、口哲幷五十嵐ゟ金二十兩ヅヽ差出、平藏は夫程之世話難成身上故、十兩差出、殘り十兩不足の所は、右荷物の株、或は古道具等賣拂ひ、右木藥株買請候積之處、荷物株古道具共漸八兩に相拂ふ故、平藏十貳兩差出、難なく株をとゝのへ、大坂や平六といふ藥種店を其儘商ひ致させける、

組合停止

〔拾要抄 一〕天保十二丑年十二月九日

町奉行江

菱垣廻船積問屋共より、是迄年々金壹万貳百兩宛、冥加上納いたし來候處、問屋共不正之趣も相聞候ニ付、以來上納ニ不及候、尤向後右仲間株札者勿論、此外共都而問屋仲間幷組合抔與唱候儀者不相成候、

一右ニ付而者、是迄右船ニ積來候諸品者勿論、都而何國より出候何品ニ而も、素人直賣買勝手次

第たるべく候、且又諸家國產類、其外據而江戶表江相廻候品々も、問屋ニ不限、銘々出入之者共等引受賣捌候儀も、是又勝手次第ニ候間、其段可被申渡候、

十二月

右之通、問屋共ニ不限、町中不洩樣、早々可觸知もの也、

十二月

〔御觸書集覽〕天保十三寅年二月廿七日

諸色調懸り
市中取締懸り

名主共

今度十組諸問屋冥加上金御免相成、都而仲間組合等相立候儀ハ難相成旨、被仰出候ニ付、諸商物手廣ニ引受、直安ニ商賣致候儀ハ、勿論之事ニ而、若舊來同商賣致候ものゟ、新規之故を以差障り候共、實ニ直安ニ商賣致候分ハ、差障ハ難相成、〇中略

右之通、從南御奉行所被仰渡候間、組々不洩樣可申通、右之通被仰渡奉畏候、爲御請御帳江印形仕候、以上、

天保十三寅年二月廿七日

〔御觸書集覽〕天保十三寅年三月二日

舊冬相觸候問屋組合仲間と唱候儀ハ、停止之旨申渡候處、問屋商賣計ハ、勝手次第ニ候得共、矢張問屋名目相唱候故、組合迄も不解樣ニ心得、同商賣之內、下直ニ賣買いたし、又ハ素人ニ而荷物仕入等いたし候類へ、差障候義も有之哉に相聞候、大金之冥加も御免ニ相成候上ハ、難有相守可申處、無其儀段、不埒至極之儀ニ候、依之以後組合仲間等ハ勿論、問屋と相唱候儀、堅く令停止、米商ひハ米屋、炭商ひハ炭屋、油商ひハ油屋と計可相唱候、商賣方も仲買江卸候計ニ無之、小賣を專ニ致

シ、品物拂底之節、卸方ハ見合候共、小賣ハ不ㇾ差支ㇾ樣可ㇾ致候、且亦仲買之者と申合、卸方ゟ小賣之方直段高直ニ賣買致間敷候、此上申付候趣不ㇾ相用、組合無之候而ハ差支候抔申觸、亦ハ内々申合願立等致し候もの有ㇾ之候ハヽ、時刻不ㇾ移、嚴重ニ吟味之上、御仕置可ㇾ申付ㇾ候、

一都而株札、幷問屋仲間組合抔と唱候儀不ㇾ相成ㇾ候段相觸候處、右ハ十組外ハ不ㇾ差構ㇾ樣ニ心得違候者も有ㇾ之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、彌先達而相觸候通相心得、十組外ニ而も、株札問屋仲間組合等決而難ㇾ相成ㇾ候間、可ㇾ存ㇾ其趣ㇾ候、是迄爲ㇾ冥加ㇾ無代納物、無賃人足、川浚駈付等之儀、都而差免候間、銘銘正路ニ可ㇾ致ㇾ賣買ㇾ候、追々同商賣之者出來候共、決而差障り申間敷候、御用ニ付前々ゟ仕來リ候納物人足等之分ハ、其筋ニ而調之上、追而可ㇾ相達ㇾ候、

一品物手前ニ買込置、追々賣出シ候儀ハ勝手次第ニ候へ共、他國江前金等遣し買留、積送り爲ㇾ見合ㇾ其處江圍置候は、則〆賣ニ相當リ、不正之筋に候間、以後右樣之儀ハいたす間敷候、萬一不ㇾ相改ㇾ趣、外ゟ於ㇾ相聞ニハ可ㇾ處ㇾ嚴科ㇾ候、

一湯屋髮結之類ハ、諸色直段ニ不ㇾ相拘ㇾ者故、組合仲間停止之儀ハ不ㇾ致ㇾ沙汰ㇾ候處、同商賣之内、賃錢下直ニいたし候者有ㇾ之候へば、組合之者ゟ差障り候趣相聞、不埒之事ニ候、依ㇾ之以後右商賣之もののも、株札ハ勿論、組合仲間等相唱候儀、令ㇾ停止ㇾ候間、町内其外同商賣之もの何軒出來候共、決而差障り申間敷候、

三月

右之通、從ㇾ町御奉行所ㇾ嚴重ニ被ㇾ仰渡ㇾ候條、早々町中端々迄、不ㇾ洩樣可ㇾ相觸ㇾ候、

但番屋々々江ハ、大筆ニ相認メ、張出し置べく候、

寅三月二日　　町年寄役所

〔幕令拔抄 八〕此度問屋唱方等之義、從ㇾ江戸表ㇾ御觸達有ㇾ之趣ハ、江戸中計り之事ニは無ㇾ之、諸國とも

組合再興

同樣之義ニ候間、一統心得違無之樣致、以來都て株札幷問屋仲間組合等唱候義不相成候、右ニ付取締方之義、追て可申渡間、賣買筋之義は、先ヅ唯今迄之通相心得、彌正路之取計可致旨、最前相觸置候、然る處、

金銀兩替屋　堂島江戸堀米中買　酒造屋　唐物毛物ニ携候商賣人　和製砂糖屋　薩州荷請人　竹材木屋　本屋　質屋　古銅古道具屋　古手屋　金銀延商賣仲買　御用刎魚商人　朱座仲買　金銀座支配商賣人　銅座支配商賣人　旅籠屋　茶屋　風呂屋但し湯屋には無之候　床髪結　諸川船　通し日雇請負

右之廉は、猶又追て可及沙汰候、其餘之分は、諸事右觸面之通相心得、諸商賣手廣致、勿論素人直賣買等勝手次第之事ニ候條、右ニ付猶又一統心得違無之樣致、御趣意之趣堅く相守可申候

右之通、三鄕町中〇大坂可觸知者也、

天保十三寅年四月十六日

〔拾要抄三〕嘉永元申年四月老中江進達

諸問屋株式再興之儀ニ付見込之趣申上候書付　遠山左衛門尉〇江戸町奉行

諸問屋諸株古復之儀ニ付、極密見込之趣、取調申上候樣被仰渡候、此儀度々御內沙汰有之品々、見込之趣申上置候通、詰り古來ゟ摠而之商法定り居候事故、故復候方御爲宜敷者申迄も無之候得共、左候而ハ又々人氣相動、奢侈流弊之御取締相弛可申哉、右之處ニ響合候而者、不容易事故、無是非其儘打過居候得共、自然捨置候而ハ、追々世上金銀不融通ニ相成、四民困窮ニ至リ可申、左候而ハ、以之外歎敷、其上丑年〇天保十二年已來御改革之御趣意、何樣差支候共被仰渡候儀者、貫キ候樣ニとの勢ひニ而押付有之、無據是迄濟來候得共、御用筋ニ差支候儀者難捨置、不得止事、追々假御主法與名目を付、問屋株式之振合ニ立置候得共、世上之儀ハ、左樣ニ者

無之、實者公平之儀與者難申、何共恐入奉存候、何卒一般ニ御英斷ニ而、古復被仰出候方、可然奉存候、乍去最早商法破却後八ヶ年ニも相成候間、諸事假也には、分々之商法姿を成し居候間、一旦ニ古復致し候ハヽ、當分者當今之群ニ而差支可有之哉も掛念仕候間、密々取調候處、文化度古來ゟ十組積仲間壹株ニ立居候品々を內譯いたし、株式相增させ候仕法、其後菱垣一方積取極り等ハ、品々議論も有之、可然與者難申上候付、右者此上共停止切與爲心得、幷享和度以來追々株立候分も新規之品ニ付、是又相除、全往古ゟ享保寬政之度迄ニ、被立置候元十組、其外古問屋株式之分丈ヶ者、不殘古復被仰付候方可然哉、左候へ者初發被仰出候享保寬政度之御政務ニ不違樣ニ與之御主意にも相當仕候御所置ニ付、於下々聊惑亂可仕樣も無之、難有相弁承伏可仕者、當然之儀與奉存候間、右之趣を以、古復申付方之儀、尙再考仕候處、停止被仰出候以來、前條之通り最早八ヶ年ニ相成候付、其後新規ニ問屋之渡世始候類、又ハ已前株主ニ而當時減却致し候ものなども、數多可有之哉之處、右樣之類申付方、半班ニ相成候而者、是又不伏を唱、始終居り合候場合ニ至間敷哉ニ付、右者都而古來株立候起發、私共兩御役所江致帳付候節之人數、幷町年寄共方江往古ゟ株帳差出有之人數を株主與定メ、其餘新規之儀、摠而奉行所ゟ者不申付、其內從來休明株等ニ相成居、其分引受渡世いたし度存意之者ハ、其仲間一統示談之上、別段爲願出、取調之上申付候積ニ爲心得、且荷物引受方之儀者、都而新規之工風者不爲致、菱垣幷樽廻船積方、其外共諸事、文化度以前之振合ニ爲復候ハヽ、自ラ商法取締も相付、品潤澤之弁利も宜敷相成可申奉存候、左候得者、唯今迄之通り、商法等之儀、奉行所ニ而一切無頓著與申儀ニ者無之候間、自然株式又者仲間等之儀ニ付、公事出入者可有之候得共、聊世上差支之儀も有御座間敷哉、乍併兼々申上置候通、物價必定引下り候與申儀ニ者無之、唯々商法相立候得者、融通等付、取締も宜敷與之見込ニ御座候、尤被仰出次第、夫々江理解申聞候ハヽ、一旦者少々引下可申候得共、不易之儀ニ者有之間敷、且者古復之御沙汰

御座候得者、下々摸様を推量り、種々勝手之儀共申出候者、必定之儀與奉存候ニ付、其節者奉行所ゟ夫々取極、及沙汰候迄、株仲ケ間之儀ニ付、何事も願出候儀、難相成段申渡置、得與取調申上候心得ニ御座候間、人數增減等之儀者、下々不相糺、見越ニ而者難申上候付、彌被仰出候上ニ而、巨細ニ取調相伺候樣可仕候、

右見込之趣、書面之通り御座候、依之先古復之儀、私共江之被仰渡案、且凡再興可申付古問屋之類、幷再興不申付分、銘書共相添、此段內密申上候、以上、

申
四月

遠山左衛門尉

諸問屋株式銘書

一享保寬政兩度共被立置候十仲間問屋名目貳拾貳組

塗物店組塗物道具類問屋

此內ニ而文化度內譯いたし、株札相渡申候、

內店組絹布太物繰綿小間物雛人形蠟燭問屋

此內ニ而文化度內譯いたし、ロ々株札相渡申候、

表店組疊表靑筵問屋　通町組小間物太物荒物塗物打物問屋　右同斷

綿店組綿問屋　紙店組紙蠟燭問屋　右同斷　釘店組釘鐵銅物問屋　右同斷

藥種店組藥種砂糖問屋　右同斷　河岸組水油問屋　右同斷

酒店組下り酒醬油問屋　右同斷　河岸組綿問屋　鐵店組釘鐵銅物類問屋　右同斷

貳番紙店組紙蠟燭問屋　右同斷　三番組紙蠟燭荒物問屋　新堀組紙荒物問屋　右

同斷　住吉組下蠟燭荒物問屋　右同斷　水油仕入方　藥種砂糖問屋　右同斷

糠問屋　瀨戶物問屋　乾物問屋　堀留組疊表荒物問屋　右同斷　凡七百貳拾八九株

此分再興可申付分

一同断十仲間外ニ而問屋名目有之、文化度一旦附屬いたし候處、古來別廉之分、
呉服問屋　水油問屋　下り鰹節鹽干肴問屋　藍玉問屋　干鰯魚〆粕魚油問屋　下り鹽問
屋　同仲買　蠟問屋　大坂革足袋商人　凡三百四株程　此分再興可申付分

一同断十仲間外問屋名目株立居候分
下り米問屋　八九人程　關東米穀三組問屋　二十五人程　地廻米問屋　三百四十五
人程　雜穀爲登組　十壹貳人程　河岸八町米仲買　二十五人程　脇店米屋　貳百
七十五六人程　舂米屋　貳千百人程　大道舂　千百人程　板材木熊野問屋組合
三十七八人程　竹木川邊壹番組古問屋　七十七八人程　木場材木問屋　十貳人程
竹邊（川邊）竹木炭薪問屋　人數不相分　材木仲買　同断　兩換屋　凡六百四十三四人程
水鳥問屋　同五六人程　岡鳥問屋　同貳人程　飼鳥屋　同六十八九人程　漆
問屋　同三四人程　同仲買　同十七八人程　紫根問屋　同十貳三人程　地廻水油
問屋　同八十四五人程　地廻醬油問屋　同百八十人程　味噌問屋　同三百拾人程
魚油問屋　同三四人程　蠣殻灰竈持石灰問屋　同十人程　書物問屋　同六十人程
繪雙紙問屋　同三拾五六人程　紙煙草入問屋　同二十四五人程　團扇問屋　同二
十人程　暦問屋　同十一二人程　硫黃問屋　同七八人程　花松問屋　同七八人程
肴問屋　同三百八十人餘　鹽干肴問屋　同百六十人餘　石問屋　同十三人程
地鹽問屋　人數不相分　地懸蠟燭燈心問屋　凡貳百八十人餘　眞綿問屋　人數不
相分　溫飩杜氏宿　凡二十人程　炭薪仲買　同千貳百人程　石工見世持　同三百
人程　地漉紙仲買　同九十七八人程　札差　同九十五六人程　定飛脚問屋　同八

九人程　六組飛脚屋　同百五十人程　廻船問屋　同七十人餘　番組人宿　同貳百
七十人程　辻番受負人　同百十人餘　馬喰町小傳馬町旅人宿　同百九人程　八十
貳軒組百姓宿　同八十貳人　三十軒組百姓宿　同三十人　髮結　同七百七十人餘
　御堀浮芥定浚受負人　同九十七八人程　八品商賣人　同壹万八百人餘
右者去ル丑年潰候分、是者株札相渡候も有之、又町年寄江名前差出候迄之者ニ而、至而身薄之者
も有之候間、時々増減有之人數ハ差定兼申候、
此分再興可申付分
一享和度ゟ株立候分
豆腐屋
右者前同樣身薄之者ニ而、人數高取調之上ニ無之候而者、相分兼申候、
此分再興不申付分
一文化度ゟ十組內譯いたし株札相渡候分、幷新規株六十組江附屬之分、
菱垣廻船乘沖船頭　人參三臓圓　明礬問屋
此下り蠟燭問屋ゟ奥州船積問屋迄、凡三十五株程者、前書朱書ニ申上候、文化度十組致、內譯株札
相渡候分ニ御座候、
下り蠟燭問屋　扇問屋　小間物諸色問屋　糸問屋　竹皮問屋　茅町組雛人形
手遊問屋　雪駄問屋　三十軒組下り蠟燭問屋　草履問屋　茶問屋　江州城州
茶問屋　繪具染草問屋　線香問屋　船具問屋　丸合小間物問屋　同針問屋
　同喜せる問屋　同筆墨硯問屋　蕨縄問屋　白粉紅粉問屋　菅笠問屋　古手
問屋　打物問屋　色油問屋　錫鉛問屋　生布海苔苧屑銘問屋　綿打道具問屋　煙

草問屋　丸藤問屋　下り素麵問屋　鍋釜問屋　麻苧問屋　下り傘問屋　煙管問屋　奧州船積問屋

十組外　湯屋　出船持　打綿屋　地搗屋

右者品々入組居取調不ν申候而ハ、人數相分不ν申候、

此分再興不二申付一分、尤靑物土物水菓子之類、御用途ニ差支候類者、取調之上尙伺候樣可ν仕候、

右者大凡之處申上候

嘉永元申年四月

町奉行江

去ル丑年諸問屋諸株停止被二仰出一候者、文化度已來十組并附屬之者共、新ニ致二上納金一右故諸物價不二引下一など、世上疑を生じ候巷說不ν穩、且商人共も品々不埒之所業有ν之故ニ候得共、元來者年古く相立居、問屋諸株式者、商法取締ニも相成事故、御改革之初發被二仰出一候、享保寬政度之御政務ニ不ν違樣ニ興之御趣意を以、此度寬政迄之分取調、再興可ν被二申付一候、然ル上者、商人共從來之株式ニ復候事故、相互ニ實意ニ家業を營、難ν有御國恩を永忘却不ν致、不正之利潤を爭ひ、姦曲之商不ν致、且彌以奢侈僭上之儀、聊無ν之樣、取締之儀第一ニ嚴敷可ν被二申渡一候、

〔諸問屋再興調一上〕亥〇嘉永四年十月六日來ル同十三日下ゲ札致し中島平四郞江及二挨拶一

遠山左衞門尉〇江戸町奉行

井戸對馬守〇江戸町奉行

中島平四郞殿

羽田龍助殿

中島平四郞〇勘定吟味役

羽田龍助〇勘定吟味役

町奉行衆

御府内諸商人共、問屋組合再興之儀ニ付、組々世話掛、諸色掛、名主共へ御申渡之次第、當三月中御達有之候所、右御書面之趣にては、都て文化以前之通再興御申渡、尤文化度之如く、株札等相渡候儀には無之、人數増減は勝手次第之事にて、且右之通相成候に付ては、問屋組合共、都て前々に不拘、現在之姿を以取調可申立、其上篤と御穿鑿の上、夫々御沙汰可被及趣之處、右ハ去ル丑年菱垣廻船積仲間問屋相立居候節のもの共に限、商賣御差免之義ニ候哉、又は其後新規に商賣相始候もの共組入、御取調之義に候哉、勝手商賣相成候以來之姿を以、組合立候義に候ハヽ、以後新規に同商賣相始度旨申立候類も、取調之上、追々右組合入御聞届之義に候哉、又ハ當時商賣いたし掛の外、以後組合入ハ不相成儀に候哉、左樣之義も、御府内之振合に准じ、取扱可申と存候間、前書之廉々承知致し度、此段及御問合候、

亥十月

下ゲ札案

御書面之趣致承知候、兼而及御達候通、都而前々に不拘、現在之姿を以、菱垣廻船積仲間に不限、以前より問屋組合取極有之分ハ勿論、去ル巳年以來、新規に觕賣相始候ものも、糺之上、問屋組合江相加、追々再興申渡候義に候得共、右之内以前之者共ハ相省キ、且商賣異同、又ハ引請高少多之類、問屋加入有無、急速見据難決者ハ、其組合之內、假組へ名目を付け、追而再調之上、問屋江加除取極候積にて、別に名前帳爲差出候義に有之、尤以後新規商賣相始候者も、仲間加入の義願出、前々人數等之取極無之分ハ、取調之上聞屆遣候心得に有候、此段及御挨拶候、

亥十月　遠山左衞門尉

井戸對馬守

〔諸問屋再興調 二〕申渡書案寫

三郷（大坂）年番

町々年寄共

去ル寅年、〇天保十三年株札幷問屋仲買組合等停止、是迄納來候冥加金銀上納は勿論、無代納物賃人足駈付、其外冥加勤之類も悉く免除被仰付候處、其以來商法相嚴、諸色下直ニも不相成、却而不融通之趣相聞候ニ付、此度問屋組合之義、都而前々之通再興申渡、猶以冥加金銀上納之儀は、不被及御沙汰候間、其旨を存、諸物價際立直段引下ゲ、〆賣〆買は不及申、品劣、掛目減等之義無之、一切正路ニ賣買可致候、且前々諸職人諸商人仲間組合取極候度毎、新規ニ仲間加入之もの有之候共、差障申間敷は勿論、其もの共より多分之禮金、振舞等爲致候義は不相成旨、其外取締方之儀、追々申渡有之義ニて、新規ニ商賣相始候義は差構無之筈ニ候間、此度問屋組合再興申付候迚、前々之如く株札等相渡候義ニは無之、人數之增減ハ勝手次第之事ニ付、不筋之申合、手狹窮屈之自法相立候儀は決て不致、併其渡世柄ニ寄、無據人數不定候ては差支候義有之品は、吟味之上、明白ニ其いわれ無之候てハ、容易ニ難聞屆義ニ付、其段相心得、是迄之商法ニ不流、質素儉約を第一ニ致し、諸事奢侈僭上之義無之樣相愼、深く太平之御仁德を奉仰、分々之渡世永續致し、銘々安住之冥加を辨、四民暮し方辨利之儀を厚心掛、實直ニ產業をいとなみ候樣可致、此上心得違一己之利得ニ迷ひ、申渡を不相用もの有之候はゞ、早速召捕遂吟味、嚴重之御仕置申付、仕義ニ寄、家業取放候間、聊不取締之儀無之樣、精々厚可申合候、右之通申渡候ニ付ては、問屋組合共、都而前々ニ不拘、現在之姿を以、紛敷義無之樣厚取調、其町々年寄共より、來月中諸色取締掛總年寄江可申立、其上篤と穿鑿をとげ、又々可及沙汰間、夫迄之處は、諸商人諸職人共、全當時之振合ニ相心得罷在、右申渡以前、家業筋ニ付、何事も訴訟申出候義不相成候、若心得違及出訴候もの有之ば、町役人共迄可爲曲事候、

〇中略

右之通申渡候間、夫々組合町々、幷諸職人諸商人共江、不洩樣能々可申通候、

右之通申渡候間、其旨可存候、

○按ズルニ、右ノ大坂三鄕町年寄ヘノ申渡ハ、嘉永四年、諸問屋再興ノ時ノ事ニ係レリ、

〔材木商定〕一札之事

一材木之類、竹賣買之義、幷ニ問屋又口錢等迄も數年願之通、此度材木町一町江被爲仰付被下置候段、難有仕合ニ奉存候、

一問屋之儀、三人ニ相定可申候、然共若惡敷問屋御座候ハヽ、材木屋仲間ニて吟味仕、入替可申候、勿論被除人異儀申間敷事、

一口錢之儀如前々、役三歩外取申間敷事、口錢二季ニ算用仕、役家中之應高下ニ割下ゲ、町々役銀ニ可致事、○中略

寛文四甲辰年七月二日

〔書籍商仲間定〕一號元祿十一年仲間申合

書物板行之義、中興迄銘々勝手ニ彫候ニ付、渡世不便利ニ候故、相互ニ申合仕候得共、我々同志之事故、不行屆候ニ付、元祿十一年寅八月七日、御願奉申上候趣、

一先年より御公儀樣被仰出候、御法度之書物、幷ニ作者不正新作之書、板行仕間敷旨、奉畏堅相守候事、

一本屋共儀、重板類板仕候而ハ、相互ニ渡世之差支ニ相成、依之申合も仕候へども、取締無御座、難澁仕候、何卒於御當地、重板類板御停止被仰付被下候樣ニ願上候處、保田美濃守樣、永見甲斐守樣、松平玄蕃守樣御列座ニ而被爲聞召上、同十二日、廿二日兩度被召出、八田伴右衛門樣、仁木八郞右衛門樣ヲ以、子細御尋被爲遊、尚亦追而可被召出旨被仰付候事、然ル處、池田屋三郎右衛門

方之辨々惑指南之板行、和泉屋喜左衞門、小島勘右衞門、天王寺屋源右衞門、右三人之者共致重板候ニ付、同年十月廿六日、御月番永見甲斐守ヱ御訴訟申上候處、同十一月九日、御月番松平玄蕃守樣ヱ、右廿四人其外本屋不殘御召ニ而、八田伴右衞門樣、山中刑部右衞門樣、御詮議之上、御前ヘ被爲召出、被爲仰付候ハ、重板之者共不屆ニ相究、依之重板ハ絕板、幷ニ賣殘リ之本十五部、御取上被成候、自今以後重板類板堅ク停止申付候條、急度相守、互ニ申合無之樣ニ可申合旨、被爲仰付候、同十八日ニ右重板仕候三人之者共、絕板之剞板、幷ニ有本持參仕、雙方申合無之旨、御帳面ニ連印形仕候事、

但シ此時節、當地より境御兼帶ニ而、三御奉行樣月御番ニ御勤被遊候、依之此願も右御立合ニ而、御聞被遊候、

右之通重板類板御停止被仰付候ニ付、同十一月總寄合之上、御定候事如左、

本屋申合之覺

一從御公儀樣被爲仰付候右之趣、向後彌相守爲可申、書物屋二十四人、月番六組分、二ヶ月替ニ相勤、諸事可申合、尤閏月ニ當リ候者、三ヶ月相勤可申事、

一我々所持之板木重板類板ハ不及申、少シニ而も構可申寫本ハ、本屋板持中ヘ致披露、右構筋相濟候迄、不可致板行事、

一從外家々所持之板、致重板候者有之者、早速元板江爲相知、遂相談可申候、尤存寄之寫本有之者、其寫本過半出來候節、月番迄見セ置、自月番可有披露候、管板計ハ申分立間敷候、外ニ致出來候板行書物ハ、賣弘相談不極內、銘々勝手賣買本替等仕間敷候事、

一家々所持之板行物ハ不及申、外々ヘあるも、差構候書、他國ヘ手ヲ廻シ、重板類板致間敷候事、

右之通申合候上ハ、互ニ相嗜、連中ニ出入有之節ハ、無依怙取噯可申候、尤我儘無之樣ニ、諸事可致

相談候、以上、

元祿十一年寅十一月　　本屋中

〔書籍商仲間定〕仲間入之究

一素人衆仲間入者、銀貳枚ニ五升樽可差出事、

一手代仲間入ハ、主仁ゟ仕付早速召連出シ候仁ハ金一歩ニ三升樽差出可申事、

但シ子兄弟店出候ハ、銀二兩ニ二升樽、

一手代主人ゟ暇取申候而、本商賣致候儀、主仁ゟ許候共、主人召連、仲間入致不申仁ハ、右素人衆仲間入同斷ニ可差出候事、

右ハ丙午十一年（享保）五月十七日ニ改究（○中略）

定

一銀五枚　新規加入株代

一銀壹兩　分家加入同斷

一金壹歩二朱　別家加入　但十年勤務手代

一銀三枚　仲間廢止後、相勤候仁、再興之砌、假組ト稱ヘル者ヲ新加入之節、

一銀壹兩ヅヽ　名前替　代判替　變宅　但シ右三點之仁ハ三兩替

〔問屋定法同口錢定書寫〕定

一兼て御制禁之品は勿論、都て不正之賣買仕間敷事、

一博奕賭之諸勝負ニ相携申間敷候、萬一客船之輩、右體之義有之候ハヾ、御法度之趣ヲ以、差留可申事、

一大風之節ハ、川口邊江罷出、難船有之候ハヾ、銘々得意先之舟ハ勿論、新船問屋無之候ハヾ、其時

一順番問屋より罷出、骨折世話可致事、

一銘々得意先之船難儀致出來候節は、隨分叮嚀ニ致世話可申事、

一帆別所へ順番を以相詰、出船切手世話相勤可申候、幷ニ當所ニ問屋無之、新舟參り候節ハ、當番之問屋へ賣買爲改可申事、

一送り荷物之義ハ、定之通り上筋之外可爲無用事、

但シ三方ノ船ニテ積取事

一外々江參候客船、猥りニ引入申間敷候事、

一客船之氣ニテ問屋替申度相好候節ハ、先前より參來候問屋江及應對、雙方得心之上致賣買可申事、

附り雙方應對行屆不申候節ハ、年行司賣ニ致可申事、

一仲間江新規ニ加ハリ候仁有之候砌ハ、一札取可申、御冥加銀諸割等、割付通無滯相勤可申事、

一諸仲買人數相減、賣捌之節障ニ相成候ハヽ、及對談人數相增可申事、

一客船參候節ハ、諸仲買江早速市觸いたさし可申候、若仲買寄來候義致延引候ハヽ、其趣則仲買行司江相屆可申事、

一諸色賣込御銀、定之日限ニ無相違取集可申事、

一川口御普請爲御手傳、商內銀高之內、五毛宛上納可仕事、

右之條々、急度相守可申候、萬一違亂之輩於有之者、其時之撰樣ニ寄、長ク市留いたし可申事、

月日

問屋
年行司

右之條々、心得違無之樣、堅相守可申者也、

同
年寄

右之通天保二辛卯年四月改之
則町御奉行様江奉御覧入候處、御聞届有之候、

口錢定

一御手形　五分五厘（買使口錢とも）　一穀物　壹匁　一肩買　六分（○下略）

〔日本橋魚市場沿革紀要 中〕四組肴問屋ノ規定書

一舊來ノ仕入旅人、幷馴染所縁有之、請來リ候荷物、替名變名ヲ以テ引請候儀及露顯、行事中ヘ書付差出シ候儀、當三月中迄ハ、右口錢等ノ儀ハ取揚不申、當四月ヨリ、右様不正之荷物引請候者ハ、仕來リノ通、口錢可差出候事、

一旅人仕入請候前後、幷荷請方自他ノ儀ハ、是迄ノ通リ、御法式ヲ以テ取調候間、商法彌堅ク相守リ候様、急度御心得可有之候事、

一會所之儀ハ、御用御肴撰立、幷肴問屋商法相糺候場所ニ付、立合ニ罷越候節、三尺帶筒袖印半天等ニテ罷越、總テ不行跡之儀ハ、決シテ不相成候事、

一立合ノ節高聲致シ、又ハ申爭等致間敷、神妙ニ談事可申事、

一立合ノ儀ハ、夕七ツ時限リト可致旨、先々取極置候處、追々猥リニ相成候、以來右刻限迄ニ立合相濟候様、歸役ノ者ヘ申渡候間、遲刻致間敷候事、

右之通リ、此度猶又規定致候上ハ、主人不及申、召仕ノ者ニ至リ候迄、能々可被申付候、向後不行跡成義有之候ハヾ、急度談事ニ及申候、此段御心得可有之候、以上、

安政六己未年十月　　　四組行事

〔干鰯屋仲間定書〕定

一市下締買親はなれ不申、内外より内證買堅仕間敷候、

鑑札

但其日限不及斷買取可申事、

一市干鰯藏入干鰯仲間の內、手代共、親方之名前ニて內證買致候義、相互ニ吟味可有之候、尤も問屋衆ニも、右之趣內證相對被成間敷候、并ニ問屋手代衆共馴合、內證買無之樣、雙方旦那分より相互ニ吟味致、心を附合可申事、

一舟ニ荷主替リ有之候得ハ、〆每ニ其名前顯し、買有之候ハヽ、拔渡可爲勝手事、

一問屋衆より市觸有之候ハヽ、早速罷出買可申候、縱令望ミ無之候共、早々市立可有之事、

一問屋衆江客方より預け荷物、自由ニ在方へ小賣被致候義、堅不相成事、

一三所結干鰯簀子ト名付、仲間外へ賣被申候義不相成候、萬一賣被申候問屋有之候得ハ、無遠慮差留可申事、

一市立之節、廻しを立不申候分ハ、內廻しを入、買可申候、尤も當番より廻し入たれ成共、差圖可有之事、

一干鰯市致候節、自然渡リ不申、問屋方より直上げいたし呉候樣被申參候節ハ、壹人ニて直上げ致間敷候、尤買親立合、直上げ致可申候、其上にても相渡リ不申時ハ、仲間の內望人有之候得ハ、壹人ニても不苦候、

〔天保集成絲綸錄九十五〕文化九申年九月

町觸

町中古鐵買共、享保八卯年、組合相極、燒印札相渡置候處、無札に而、古鐵買出候者多く有之由相聞候に付、無札に而、古鐵類一切買出申間敷、殊に古鐵買共儀も、古著古道具買之仲間江も不入、古著古道具等買出し、其上火事場に而、古鐵買取間敷旨、前々相觸候處、猥に火事場江罷出候由、不屆に付、假令札持たりとも、向後火事場江罷出間敷、并道橋に而古鐵類買取間敷旨、元文四未年、相觸候

處、猥に相成、其上古鐵買に紛敷ものも有之趣相聞候間、寛政三亥年、猶又古鐵買共取締方申付、持步行候所掛之笊江、何番組古鐵買誰と認候目印之差札申付候間、右差札無之もの江、古鐵類一切賣拂間敷、若し無札にて古鐵買取候者見當候はゞ、其所にて番屋江預置、月番之番所江訴出候樣古鐵買共江申渡置候間、町役人どもゝ相心得、店々迄吟味、古鐵買に紛敷商賣人ども、一切差置申間敷旨、其節相觸候處、又々猥に相成り、古鐵買共差札も不相用、外渡世之內にも籠を荷ひ步行、紛敷品々買取、其上火事場江も罷出、怪敷品も買取候趣に相聞、不屆至極に候、勿論右體に相成候而も、古鐵買共より訴出候儀も無之、一體不取締に相成、不埒之至りに候、且又紙屑買共儀、先年は內內見透候目籠を荷ひ步行候處、是又不見透籠を相用ひ、何品入步行候而も不相分樣相成、自分怪敷品も取捌候儀と相聞不屆候、以來古鐵買共は、先年町觸申渡之趣堅相守、紙屑買共は、目透候目籠を相用、何も商賣外之品、決而買取間敷候、若此上古鐵買共、火事場又は燒失跡江罷出候はゞ、召捕嚴重に令吟味、其外相背候ものも有之候はゞ、吟味之上、急度申付、品に寄、町役人共迄も咎可申付候、

右之通、町中可觸知者也、

申九月

〔諸問屋再興調五〕御屆ニ添差上申御請證文之事

今般私共銘々古銅仲買銘目を以、御鑑札御渡被下置、難有奉請取候、然ル上は、御府內ハ勿論、關八州、幷飛驒、信濃、越後國邊迄も、古銅買集、當御吹所江賣上可申候、都而銅方之儀ニ付、前々被仰渡之趣堅相守、諸方取締筋之儀、密々相探り、若不正之儀等及承候ハゞ、當御吹所へ可申上候、右ニ付而は、別而相愼ミ、諸事入念、正路ニ取計、先々ニおゐてがさつヶ間敷儀、一切仕間鋪、代之もの等差出候節ハ、猶以心得違無之樣精々申付、厚相心得、出精可仕旨被仰渡、一同難有承知奉畏候、依之連印

御請證文奉差上候處、仍如件、

嘉永五年子六月十日

別段古銅御吹所

神田塗師町　紀伊國屋　長三郎
外十四人名前略之

表

銅仲買

古銅燒
役所印

裏

嘉永五年壬子六月渡之

何屋
誰

通油町家持　炭屋　平兵衛
外十一人

奉請取鑑札之事

神田塗師町　紀伊國屋　長三郎
外十四人名前略

一鑑札壹枚

右は今般御府內、幷關八州、飛驒、信濃、越後國、古銅買集方、鑑札御渡被下置、慥ニ奉請取候、然ル上は大切ニ所持仕、尤右鑑札御入用之節は、早速差上可申候、私共改名仕候歟、又ハ所替等仕候節ハ、早速御屆可申上候、依之御請印形奉差上候處如件、

嘉永五子年六月十日

神田塗師町　紀伊國屋　長三郎
外十四人印名前略之

別段古銅御吹所

貿易場

〔與起十組抄〕御鑑札一條

一其方共、御國恩冥加を存、上納金致度旨追々願出、願之通相濟候ニ付、後年迄冥加之儀、爲不致忘却、幷ニ納方混雜不致、後々紛敷儀も無様、鑑札請取、上納金致候者共、銘々所持致度旨願出候、右者商賣筋ニ而、鑑札相願候譯ニハ無之、上納金致候者共計ヘ相渡候儀ニ而、外々へ拘り候儀

も無之候間、願之通鑑札渡遣候、尤末々迄、猥成儀無之樣厚心掛、庵末之儀無之樣所持可致、鑑札未だ出來不致候ニ付、追々相渡候、巳年七月廿八日、四拾八組、惣人數千百七十六枚之鑑札御渡相成候、

組合納上金
○
印 千兩

十組木綿問屋
四拾四人之内
○
白木屋彥太郎
文化六巳年七月

〔經濟問答秘錄二十三 征榷考〕士農ヲ除テ、工商共ニ一職モ洩ル事無ク免劵ヲ授クルベシ、穀物屋、酒屋、麪屋、呉服、荒物、太物、小間物、綿、油、蠟、油絞、紺屋、質屋、古手屋、蒲屋、八百屋、瀨戶物屋、鍋釜屋、異國物屋、鹽屋、漆屋、菓子屋、不托屋、飴屋、煮賣屋、鰊鎌家、味噌、醬油、酢、待詔、男風呂屋、女風呂、其外土俗ニ由ッテ見聞シテ究メ、其中、酒、麪、呉服、菓子、不托、煮賣ハ、成丈減耗シ、後世必ズ一軒トイヘドモ免許スベカラズ、次ニ製工ニハ、武具一通、是ハ都府ヨリ外ニ免サズ、旅店、大匈、斧工、爨人、葺子、鍛冶、鑄物匠、桶ヤ、檜者屋、瓦者、造紙、銀匠、皮匠、傘工、麪工、漆工、印匠、鏡匠、舟子、涉人、褙匠、馬醫、博勞、網師、獵人、其外諸職工、悉洩ル事無ク免札ヲ授ケ、各四職混亂セザル樣ニ致ス事、是國政淸潔ノ樞要ナリ、古ハ醫工僧徒迄運上有テ、其冗員ヲ究ム、今時僧徒修驗ノ徒、日增ニ殖ルハ上制度無キ故ナリ、○中略免札ニハ其職ニ從テ誡銘ヲ紀シ置ク事大ニ益アリ、譬ヘバ質屋ニハ二十ケ月限、利息ハ月二步、拾兩以上ハ相對申談ジ、夜中ハ取遣無用、火災ハ遯ル、鼠喰ハ元銀、紛失物ハ元銀拂、竊盜ニ逢バ元銀損、中質不運上相叶ハズト細密ニ記シ、酒肆ニハ、居酒法度、煮賣致サズ、受賣ニ渡スベカラズ、寺院僧侶ニ不可賣、麪肆ニハ、出賣禁制ト記シ、魚賣ニハ鄉村觸賣禁制、呉服屋ニハ、尺ハ竹尺一通、美姸ナル摸樣不可賣、小間物屋ニハ、博奕加留多不可賣、衡量ハ無判禁制ト記シ、大工斧工ニハ、日傭何百文、自食何百文、仕事半途ニ止テ人ニ難澀掛、他ヨリ雇ニ障ルベカラズ、石工ニハ妄ニ佛神細工禁制ノ事、米屋

私組合

ニハ、量ハ官印ニテ概ヲ用ユル事占買占賣禁制、精米ヲ濡スベカラズト記シ置ベシ、

〔享保集成絲綸錄三十六〕明曆三酉年九月

一呉服屋　糸屋　綿屋　絹屋　物之本屋　紙屋　扇子屋　兩替屋　鮫屋　藥屋　材木屋
　竹屋　釘屋　槇屋　米屋　酒屋　肴屋　革屋　石屋　塗物屋

此外諸商人、中ヶ間一同之申合を仕置候ニ付、新規之商賣人、中ヶ間へ入候者ハ、或ハ大分之禮金、或ハ過分之振舞爲致候故、商賣新規ニ企候者迷惑仕候、其上商物、時として〆賣ニ致し候由、内々相聞候、幷町中明棚有之所、家主才覺ヲ以、棚借付候得者、棚中ヶ間之者一味仕、其棚ニ障を申、棚中ヶ間と相對無之者ニハ、棚からせ不申候故、家主迷惑仕由相聞候、自今以後、一同之申合停止之事、

一材木問屋　米問屋　薪問屋　炭問屋　竹問屋　油問屋　鹽問屋　茶問屋　酒醬油問屋

此外諸問屋、是又一同仕、他國ゟ參候船商人、問屋江不著、すぐに荷物賣拂候得バ、其船之商人、重而問屋江不著候故、旅人迷惑致之由其聞候、且旅人之勝手、且ハ諸人之廿旁ニ候間、向後は船商人心次第商賣可爲致候、一味之申合、堅停止之事、〇中略

右總別、一味同心之寄合、何事によらず御法度旨、最前も相觸候、若自今以後、一同之申合仕候者在之者、可爲曲事者也、

九月

〔享保令典永鑑諸商賣三十六〕天和四子年二月

一町中諸問屋諸商人諸職人、何事ニ而も、一同之申合、一切仕間敷候、尤商賣物直段之儀、時々之相場ニ賣買可仕候、幷店之借り借し宿賃之義共、一味之申合、堅仕間敷候、若相背者於有之者、急度曲事可申付者也、

二月

問屋

〔拾要抄 一〕天保四巳年正月廿一日申渡

近來諸商賣人之內、仲間自法(與)唱、條目帳等仕立取計、或者公事出入ニ付、家業體之儀、奉行所之聞ニ入候事を種ニ致し、株立候樣、弘(與)名付、取引致し候趣相聞、如何之儀、且者自然同商賣軒別〆縊ニ相成、市中渡世向手狹ニ成行候ニ付、夫々糺ニも可及之處、先此度者宥免を以、別段不及沙汰候條、近頃新規自法を以、相立候仲間名目、早々差止、條目帳等可致破帳候、小前商賣向之儀者、別而窮屈不相成樣致し、勿論同商賣ニ而、隣家近邊(江)新見世差出相成、商賣之障ニ成候義者不致、有來商賣之ものも、新見世差出候を、無謂差障等不申聞、睦み合渡世可致、

本銀町名主　德藏 外拾七人

但家業體ニ寄、仕法取極無之而者、實ニ不取締之義有之分ハ、自今町年寄共(江)申出、差配可受、且十組問屋を始、願濟組合定有之もの、先規ゟ規定仕來者、格別候條、新古不相混樣可心得、

右之通申渡間、其方共ゟ組々不洩樣可申通、

〔倭名類聚抄 十居宅〕邸家　辨色立成云、邸(丁禮反)今按俗云、人可謂停賣取貨處也、(和名津屋)

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅〕按、津屋見成尋參天台五臺山記、按、其屋在海船輻湊之處、故云津屋、今俗呼船倉爲問屋、疑津屋之轉訛、○中略按說文、邸、屬國舍也、漢書孝文本紀注、顏師古曰、漢制、郡國朝宿之舍、在京師者率名邸、韻會引之云、今人謂逆旅爲邸、蓋轉注也、故辨色立成謂京師儲舍、停諸國所出貨物賣之取賃之處、爲邸家也、又梁書徐勉傳云、或使創闢田園、或勸興立邸店、又欲舳艫運致、亦使貨殖聚斂、唐名例律云、船及碾磑邸店之類、亦依犯時賃直、疏議曰、邸店者居物之處爲邸、沽賣之處爲店、

〔伊呂波字類抄 都地儀〕邸家(ツヤ)俗作津屋

〔運步色葉集 登〕問(トイ)商人宿

〔庭訓往來〕湊々替錢、浦々問丸。同以₂割符₁進₂上之₁、

〔嬉遊笑覽十一商賈〕とひやは、庭訓に湊々替錢、浦々問丸、同以₂割符₁進₂上之₁とあり、替錢は、抄に田舍より替して約束の津にて取をいふなり、問丸は、和名抄に、邸、今案俗云津屋此類也、停₂賣物₁取₂賃處也と云是なり、つやとは集屋の略といへり、丸は今俗にはしたならぬを丸といふは是なるべし、然るを小栗實記に、古へ家號を丸と呼ぶ、今の屋の如く稱す、故に問屋を問丸といふ、舟の號に何丸と呼も其遺言なりと云るは非なり、何屋といふを何丸といひたらば、此外にもいくらもあるべけれど、何丸といふこと聞えず、凡そ丸と稱するもの、城郭はその差圖圍くするもの故なるべし、舟にいふは、古へ舟に官位を賜りし事などもありて、人の名のごとく呼べるものなり、そは舟のみならず、猿まろ、鑑まろ、犬の名に翁丸等、何にも丸をつけて呼ことあり、問丸も此義と同じ、問は上にいへる如く、つどひの略なり、津をつといふも、物の湊する處なればなり、集の字、津ともいへり、

〔日本永代藏四〕茶の十德も一度に皆

越前の國敦賀の港は、毎日の入舟、判金一枚ならしの上米ありといへり、淀の川舟の運上にかはらず、萬事の問丸。繁昌の所なり、

〔易林本節用集登乾坤〕問屋(とひや)宿商人

〔皇都午睡三編上〕江戸にて、問屋(とひや)を問屋(とんや)といふ、

〔國花萬葉記一上山城〕朝鮮問屋　井筒や平左衞門中立沽新町にし　立入傳右衞門新町中立沽上　淺水源兵衞油小路出水上

右は宗對馬守殿呉服所なり

長崎問屋　卷物　松屋三郎兵衞衣棚二條上　京卷物　綿屋又左衞門新町二條上○中略

藥種問屋　堺屋嘉兵衞車や町二條下　金屋喜右衞門同二條上○中略

万紙問屋本書みの紙 越前屋市郎兵衛柳ばゝ御池下 杉原紙屋善兵衛大宮松原上〇中略
紅花問屋 會津や與右衛門柳ばゝ御池カド 近江屋休源堺町竹や町上〇中略
漆問屋 問屋六兵衛西洞院二條上 同平兵衛二條高倉東〇中略
鮫問屋 さめや三郎左衛門二條西洞院西〇中略
木綿問屋 平野や次郎兵衛東洞院御池上 岡本權平東洞院松原下 大坂や仁兵衛同二條下
木綿綛糸問屋 敦賀屋小川丸太町上 天満や五郎左衛門油小路松原角 松屋太郎兵衛高辻新町西〇中略
大坂呉服問屋 油屋太兵衛室町錦山町 金屋仁兵衛上同町〇中略
油問屋 大黒や長四郎三條大橋東 同太兵衛ふや町竹や町上〇中略
眞鍮問屋 七右衛門柳ばゝ押小路下 佐右衛門ふや町夷川上〇中略
諸國買物之問屋 伊勢 美濃 美作問や 伊勢や與兵衛御幸町三條上〇中略
諸國賣物問屋絹布綿蚊屋地 關東北國問屋 丸岡や長右衛門東洞院御池下 關東越中問屋 越中や半
六車や町姉小路上〇下略

〔江戸總鹿子六〕問屋大概

諸色問屋米油綿 舟町 桑名屋小兵衛 同所 松葉屋七兵衛〇中略
諸國問屋 大傳馬町横町 津村五郎右衛門 本石町四丁目 中里清右衛門 同所
遠藤喜右衛門 同所 淺井半十郎
大坂舟問屋 かやば町 利倉や三郎兵衛 尼崎 錢屋久左衛門 舟町 立花屋
同所 井上重左衛門
鐵問屋 桑名屋小兵衛 森田喜兵衛
紙問屋 本町四丁目 西村市郎右衛門 大傳馬町横丁 村田長兵衛 本石町四丁め

山中四郎右衞門　同所　大橋小左衞門　同所　村田伊右衞門

木綿問屋　大傳馬町一丁目　升屋七左衞門　同所　赤澤屋善右衞門　同所　久保寺四郎右衞門

茶問屋　大傳馬町三丁目　同一町目横丁

墨筆問屋　本町三丁目　森田山城　同町　岡島河內　石町十間棚　井上備後　石町二丁目　西河和泉

人參問屋　松岡伊左衞門　日本橋北貳丁目　伊勢屋孫八郎

櫛問屋　日本橋南貳丁目　木屋九兵衞　同所　木屋庄兵衞　通えほ町　駒屋長右衞門　日本橋南一丁目　堺屋喜太郎

蠟問屋　鐵炮町横町　伊勢屋作兵衞　彌兵衞町　丸屋甚右衞門　大傳馬町横町　越前屋半十郎

藥種問屋　本町三丁目　大和屋庄兵衞　同所　日野屋六右衞門　同所　いわしや　同所　播磨屋

きせる問屋　日本橋南貳丁目　大和屋藤右衞門

小間物問屋　日本橋南一丁目　井筒屋　同所　おひや　同所　白木屋　同所　鎌屋　同所　●つぼや

土人形問屋　淺草かや町一丁目　ひなや七兵衞

魚問屋　小田原町　こかぢ長次郎　同所　大和屋八兵衞　同所　西宮甚左衞門

〔國花萬葉記　六之三　攝津〕諸國船宿　同　問屋付

熊野炭問屋　田邊　四ツ橋東カハ　十一屋　彌三兵衞　檜木縄燒物　四ツ橋の手や　七郎右衞門　同所さぬきや　半

右衛門　同所すたや　四郎兵衛

紀州五器問屋　平ノ町いづみや　二丁メ　久兵衛　百貫町今つや　長兵衛　略〇中

阿波材木問屋　いたち堀ひらのや　庄右衛門　しらが町はまや　三郎兵衛　略〇中

土佐材木問屋　しらが町矢はぎや　源右衛門　同町とさや　太郎兵衛　しらが町すみや　摠右衛門　同町早や　三郎兵衛

同町きいやうや　十右衛門　同町とかいや　又右衛門

土佐掛木問屋　かつほ座ふぢや　源左衛門　同所いはたや　七郎兵衛　略〇中

同船頭問屋　長堀札ノ辻とさや　市兵衛　同所あはや　長五郎　略〇中

備前焼物問屋　さつま堀びぜんや　源右衛門　しらの町びぜんや　佐兵衛　略〇中

備後表問屋　過書町川さきや　久兵衛　瓦町びんごや　八郎右衛門　略〇中

丹波摺鉢問屋　にし濱町大津や　源兵衛　略〇中

豊後薪問屋　願教寺堀柴や　長兵衛　天満四丁目同　次兵衛　略〇中

いまり焼物問屋　せと物町西横ぼりすみや　九郎右衛門　同所いづみや　喜左衛門　せんだん木つぼや組　甚五郎

ふしみ堀きの國や組　重左衛門　同二丁目ふしみや　太郎左衛門　せと物町よしや　五郎右衛門

同新問屋

平戸鯨油問屋　いたち堀平戸や　久四郎　略〇中

日向材木問屋　上はく勢かしはや　與六郎　長ぼりけまや　善右衛門　略〇中

薩摩問屋　くろざたう　生らう　木ふし　薬種　しいたけ　きくらげ　りうきう表等　さつま堀さつまや　仁兵衛　同所しふしや　七兵衛　同所あづちや　長右衛門　略〇中

對馬問屋　いたち堀いづみや　南がは二丁目　善右衛門　百間堀つしまや　善大夫　上人町くけや　久右衛門　南久寶寺町佐たう　すし木津や　久左衛門　過書町ひらのや　三郎右衛門　略〇中

京俵物買問屋　北濱二丁目大塚や庄左衛門　同町茨木や吉兵衛　同町とんだや長兵衛〇中略

京買物問屋　内平の町みのや

京賣材木問屋　十八や久兵衛　ふしみ堀いたみや四郎兵衛　ふしみ堀京や彥左衛門　平のや又兵衛　たらや吉左衛門　長ほり十八や五兵衛　わかさや佐兵衛　同伏見大津や問屋久太郎

京薪買問屋　京町堀木や長右衛門　同木や太郎右衛門　同両がへや二郎右衛門　同木や清右衛門　同木地や宗右衛門〇中略

江戸買物問屋　北濱一丁メ備前や總兵衛　同町くはなや仁兵衛〇中略

江戸小刀庖丁問屋　同平ノ町いづみや清左衛門　金田町丸や市兵衛

長崎問屋　過書町長崎や五郎兵衛　伏見町かゞや忠右衛門

近江本石灰屋　江戸ぼり一丁目竹や二郎兵衛　同町はいや藤右衛門〇中略

伊勢問屋　あはぢ町二丁目いせや市郎兵衛　同今橋一丁目いせや與右衛門〇中略

尾張材木問屋　安堂寺町いたや總兵衛　ゑらが町十八や久兵衛

加賀問屋　思案橋東詰いけだや利兵衛　高らい橋一丁メいづみや利兵衛

北國賣物問屋　同絹や町つるがや新兵衛　同島や町かゞや善左衛門

北國材木問屋　ふしみぼりあこや市郎右衛門　同さつま堀大津や勘兵衛　同長ぼり北國や吉右衛門

〔若狹國税所今富庄名領主代々次第〕一色修理大夫滿範〇中略

同〇應永十五年六月廿二日に、南蕃船著岸、帝王御名亞烈進卿、番使使臣、問丸本阿〇中略

同十九年六月廿一日、南蕃船二艘著岸有之、宿ハ問丸本阿彌、同八月廿九日ニ當津出了、〇中略

同二十八年七月四日、小濱問丸共、依訴訟被替長法寺方畢、

〔大乘院寺社雜事記〕文正元年閏二月十九日、一正願院靈座本座衆連參問屋三ヶ所當時四ヶ所也此問屋

外ニハ不可賣事也、然而近年任雅意、所々賣買云々之由歎申入之、仍方々出立名字令問答之、畏入由請申入者也、但正願院座ニ、シタミノ座トテ今一座在之、於其分者許可了、仍當門跡知行兩座也、本座ト、シタミト也、本座ハ毎月百文之鹽進之、十二ケ月、此内二ケ月ハ芹山定使ニ給之、閏月分同沙汰之、問屋之沙汰也、シタミノ座ヨリ、二月十五日、禪定院舍利講油進之者也、本座掟法ハ、堺以下所々ヨリノ鹽問屋ヘ持入テ、於問屋而外樣ニ十方ニ賣之、以升斗賣、此問屋之外ハ、奈良中一向停止者也、シタミノ座掟法ハ、フリ賣ニ町々ヲ賣也、於屋内不賣之者也、仍座衆人數不定也、然而只今本座訴訟ハ、シタミノ座者、於屋内如本座任雅意致賣買之間歎申入者也、

又シタミノ座ニモ不入輩、少々賣買仁在之、同停止之、

又本座問屋ヨリ鹽ヲ請取テ、於市屋形市ノ日賣之事在之、南市北市當時中市如此、是ハ市座役ヲ乞沙汰テ市日計賣之、本座ヨリ許可也、於屋内不可賣云々、

又東大寺領ニ今在家以下ニ鹽賣有之、本座ニモ非、シタミニモ非也、自本座問屋鹽ヲ請取テ、於屋内賣買、近年沙汰也、此條不可然事也、當門跡座衆外、奈良中ニ不可有上者、堅可停止、自問屋不可出之、若自問屋許可仁有之者、隨見合而鹽ヲ可落取也、其上ニ可及過錢沙汰旨、座衆等ニ昨日堅以加下知了、畏入云々、

〔蔭凉軒日錄〕寛正三年九月十七日、依土一揆禪佛寺警護、鳥羽小篠次郎、依爲公方當寺當院間丸致警固、仍無災無難也、

〔政所賦銘引付二〕一紙問丸 清泉州 九郎三郎光次 文明五十一廿九

西國紙商人問屋事、祖父孝願以來、于今無相違、萬一雖有競望輩、由緖候上者、彌不可有其煩候由、可頂戴御奉書候由、

〔矢部文書〕今川義元條目

一駿河國吉原道者商人問屋之事、今度矢部將監遺跡仁相定之上者、兄弟親族、其外自餘之輩、雖望之不可許容、如前々不可有相違事、

天文廿三年九月十日

〔武藏野話〕關戸宿中商人とひや之事、從今日申付候、若至自餘へ付者、可及其斷、猶此上傳馬以下彌無無沙汰様可申付者也、依如件、　天文廿四乙卯正月十一日　盛秀花押　有山源左衛門殿

〔集古文書三十二下知狀〕天正十一年下知狀所藏不詳

美濃柾至京都相付之問丸之事、御代々御下知之旨を以、如申付來、不可有相違候、若新儀非分之族、坐令停止之狀如件、

天正拾壹年六月廿五日　玄以

松本新右衛門殿

天正十一年下知狀所藏不詳

伯樂座問屋料事、任代々證文之旨、從前々今以如申付來、不可有相違之狀如件、

天正十一八月六日

石淸水八幡宮駒形神人中井勘介入道殿江

〔慶長見聞集三〕上總浦にて黑船損る事

見しは昔、慶長六年の秋のころ、上總の國大瀧の浦へ黑船流れより舟損ず、是は呂宋國よりのびすぱんへ渡る船なり、數々の物を積たるは、寶の山ともいひつべし、〇中略　愚老〇三浦淨心、中略、此荷物京都にて賣ならば、過分の金銀をとり、我一期たのしむべし、皆人持て行ざる先にと心懸、馱賃夜を日に次てのぼる、同じき十月廿日と申には、京二條の問屋島屋與右衛門といふ人の宿につきたり、

〔享保令典永鑑 三十六 諸商賣〕享保十二未年五月

一菜種之儀、今度中橋廣小路大和屋七郎左衛門ニ買問屋被仰付、在々より作出候菜種、不殘右七郎左衛門方へ賣渡申筈候、町々ニ而菜種商賣仕候ものは勿論、向後七郎左衛門より外へ一切賣渡申間敷候、此旨町中不殘可被相觸知候、以上、

寛保元酉年九月

一御當地油問屋之外、仲買幷素人之面々、大坂油屋共へ仕入金いたし、荷物引請候故、問屋どもへ引受候荷物高無數成、仲買幷素人共方へ入込候油者相隱れ候故、問屋共方へ致著候纔之油高を以、相場相立候故、船間等之節、不時高直ニ相成候儀有之候付、問屋之外、只今まで荷物引請いたし商賣候ものども、向後油問屋ニ加り商賣致、大坂より積下し候油高、相隱し不申候樣ニ可致候、如此申渡候上、問屋へ相加り不申、唯今までの通り、油荷物引請隱し候而、商賣いたし候輩有之バ、急度可申付、近來油直段高直ニ有之間、夫々遂吟味、下直ニ可致商賣候事、

九月

〔寛曆集成絲綸錄 二十八〕寛延二巳年正月

在々御留場ニ而致盗鳥候もの有之、江戸表江差出致商賣候ニ付、水鳥問屋六人、岡鳥問屋八人相極候趣、享保十巳年相觸候處、近來猥ニ相成、江戸表ニ而茂馴合賣捌候故、在々ニ而盗鳥致し指出候者茂有之候、享保十巳年相觸候通、左之者共鳥問屋に相究メ、其外ハ仲買を初め、脇店小賣之者共迄、一切鳥商賣停止ニ候間、急度可相守候、然ル上は、町々名主家主共遂吟味、書面之外之者、鳥商賣堅爲仕間敷候、左之鳥問屋共ゟ吟味致し候筈ニ申付候條、其旨可相守候、後日ニ外ゟ相知候ハバ當人ハ勿論、其所之家主五人組名主迄、急度可申付候、

水鳥問屋　瀬戸物町八兵衛店 甚兵衛　同町嘉右衛門店 喜兵衛　本小田原町壹丁目助七店 七兵衛　同町七郎兵衛店 三郎左衛門　同町彦左衛門店 伊兵衛

岡鳥問屋　安針町覺右衞門店　彌右衞門　小石川下富坂町家持　利右衞門　同町家主　三郎兵衞　本小田原町彦左衞門店　半九郎　小石川下富坂町家主　佐兵衞
同町家主　清兵衞　本小田原町吉郎兵衞店　又七　北鞘町淸兵衞店　伊兵衞　瀨戸物町家主　長次郎

正月

寶曆元未年十二月

今度明樽商賣之儀、古來ゟ致來候者共相願候ニ付、吟味之上、貳拾人之者共、明樽問屋申付候間、自今ハ外商賣有之者共、附商賣致間敷候、尤明樽商賣望之者ハ、右廿人之者共江相對之上にて、明樽商賣可致候、

十二月

〔天滿青物市場問屋判形帳〕差上申一札

一私ども仲間四拾人、古來より於市場青物問屋渡世仕候へども、內仲間にて諸事不取〆に付、右軒數、株に御定被下候て、爲冥加初年銀四拾枚、翌年よりは每年銀貳拾枚宛上納可仕旨奉願候所、願之通り株御赦免被成下候、然上は新規之儀不相企、仕來之通り商賣仕り來、巳年より銀貳拾枚宛、年々十一月中、上旬之內上納可仕候、萬一冥加銀不納は勿論、新規之筋相企候歟、其外不埒之儀有之候はゞ、株御取放可被成旨、右之趣被仰渡、逸々奉承知候、尤向後、株讓り替、幷所替、名前替、印形替等之節は早速申上、御帳面替可申旨被仰渡奉畏候、仍て御請證文差上申所如件、

明和九壬辰年〇安永元年正月

天滿青物市場問屋　天滿龍田町米屋平右衞門借屋　久寶寺屋與兵衞印
外三十九名連印

〔天保集成絲綸錄九十五〕天保三辰年十一月

御勘定奉行〇江中略

一此度堺兵庫兩所ニおいて、新規ニ兩種物問屋取建、國々より相廻し候菜種綿實共、右兩所兩種物問屋、幷大坂兩種物問屋共一同江引受申付候條、國々ニ而其旨相心得、右三ヶ所之內江相廻し、其所々之兩種物問屋共江可賣渡候、且藏種と唱、私領物成之內、是迄大坂藏屋敷江差送り候菜種も、右三ヶ所之內江勝手次第相廻し、其所之兩種物問屋、其所之絞油屋ども江可賣拂候、〇中略

十一月

〔日本橋魚市場沿革紀要中〕諸組問屋株式再興ニ付町年寄役所へ上申ノ屆書

一此度諸問屋組合ノ儀、文化以前ノ通リ再興被仰付、七組肴問屋ノ儀モ、年古ク問屋名目相唱ヘ來リ候ニ付、御調ノ上、現在人數名前帳奉差上候、以後行事ヲ立テ、相互ニ御用品納方出精仕リ、一同睦合、實直ニ渡世可仕候、新規加入、又ハ讓替、休業共、其時々奉願、御差圖ヲ請可申候、以上、

嘉永六癸丑年五月　本船町組　鮮鹽干肴問屋百貳拾七名調印

〔諸問屋再興調十一〕七組肴問屋名前帳之儀ニ付取調奉伺候書付

書面再興名前帳爲差出、再興掛鰭付之通相心得、其外都而伺之通取計可申旨被仰渡、奉承知畏候、

丑〇嘉永六年五月朔日　町年寄

一本小田原町、本船町、本船町橫店、安針町、新肴場、鮮鹽干肴問屋、　現在人數三百五十二人

一芝金杉町芝本芝町　肴問屋　同　三十九人

七組　〆　三百九十一人〇下略

〔魚問屋御定書〕定札

定

一魚問屋之義、享保年中申付候通、上之店問屋拾貳軒、錦小路問屋拾壹軒、六條問屋貳軒、三店ニて

貳拾五軒之外、新規仲ヶ間入爲致申間敷候、尤株讓リ替、名前替等、三店問屋中相談之上、存寄於無之は、外店行事連印相斷可申事、

一諸國より差登せ候諸魚生鹽干物諸鳥貝類、松前物、其外何ニ不限賣捌、日々魚直段相場、前々より仕來之通、三店より一册づゝ可差出候、尤右品々問屋ニて直買等致し、問屋ニ似寄候義、幷諸國より持登り直賣等いたし候もの有之候ハヽ、早速可訴出候、吟味之上、急度可申付候條、等閑にいたし置、猥りヶ間敷義有之候ハヽ、三店問屋共可爲越度候事、

一諸魚猥ニ高直ニ不相成候樣、享保年中申付候義に付、證文等差出置候付、毎朝賣渡候魚鳥類、其品ニ寄り、三店ニて賣口高下有之候付、平均いたし、荷主へ仕切目錄差置、右品之義を直之ものと相定、三店問屋申合、仕來之通猥ニ不相成候樣可相心得候、尤三店問屋仕來之通、外店中買江ハ不賣渡、何事ニよらず一分之存寄は勿論、新規之義相企申間敷候、萬一新規之義相企候問屋有之候ハヽ、早速可訴出候、問屋株取上ゲ可申候事、

一魚中買共江賣渡候魚鳥等代銀ハ、四厘壹歩七負遣、現銀小買之者江は厘引無之義、仕來之通たるべく候、尤中買共より內渡金銀錢問屋へ、平日又は兩節季ニ請取候ハヽ、仕來り定之通取計、相場等正路ニ相糺置可申候、右代銀皆濟仕切之節ニ至り、中買共より厘引相場增等之義中掛ヶ間敷候、彼是申爭候ハヽ、吟味之上、急度可申付候、且三店共、夫々定り候仕切日限り代銀相滯候もの共は、仕來之通、市立爲致申間敷候事、

一諸魚鳥類其外共、中買幷現銀小賣之者共より、代銀相滯候節訴出候ハヽ、吟味之上、定法之通、急度濟方可申付候事、

一魚中買幷現銀小賣之もの、其外日々市場江罷出候者共は勿論、魚鳥其外荷物持登り候者共も、隨分がさつニ無之樣可致候、若がさつ之義有之候ハヽ、早速問屋より可訴出候、急度可申付候

事、

右之趣、安永三午年、定札相渡有之、去ル寅年〇天保十三年諸問屋仲ケ間停止相成、返上爲致候處、今般再興申付候付、先規之通、定札相渡候間、右之條々、急度可相守もの也、

嘉永七年〇安政元年寅十二月　中務印　備後印　土佐印〇下略

〔經濟問答秘錄二十三征商考〕諸國ニ於テ、祖宗代々國功ヲ施セシ者ニ、國中一手問屋商賣免職ヲ受ケ、永業ト致ス家有リ、年ヲ歷レバ畏敬無ク、公威ニ假托シ、高利ヲ貪ル事モ有ルユヘ、衆人ノ難儀ト爲ルベシ、此法ハ一ヲ愛シテ衆患タルユヘ、公道ニ非ズ、由之田地ヲ予エ、免職ハ一戸ニ許サズ、百戸ノ町ニモ二軒ニ究置ベシ、勢州藤堂高虎ノ世ニ、國中鹽ノ一手問屋ヲ免シ玉ハマ、運上銀二十貫目ヲ納ント願フ、吏人ハ上ノ大利ト奏スレバ、侯其商人ヲ召レ、汝二十貫目運上ハ、定テ四五十貫目ノ利ヲ得ル爲ナラン、然バ吾ト汝ト利ヲ分チ、衆人ヲ婪ル者ナリ、吾苟民ヲ治ル身トシテ、如何ゾ私欲ヲ以テ人ヲ苦メンヤ、以後上ニ利ヲ勸メ下ニ害ヲ工マバ、其罪遁レ難シト叱ラル、當今斯ル事訴ユル者寡シトセズ、時ノ官吏是ヲ監ミ自愧ヅベシ、

〔諸問屋幷商雜類編〕享保十一午年四月

一問屋帳面相改候ため、去年中帳面銘々差出シ候得共、紛敷品共有之、問屋帳面難極、其上商賣體數々ニ而、御入用ニ茂無之品茂有之候、依之此度帳面又々取直し、左の十五品之商賣體計之帳面相極り候、今度帳面之致方之儀者、本問屋計と申ニ而茂無之、少々ニ而も諸國在々より商賣物取寄申候者共ハ、其譯書出させ候事ニ而候間、今度商賣體之書付差出候分は、問屋ニ極り候と存候事ニ而ハ無之候間、左樣可相心得候、依之去年中取集候帳面ハ不相用候、追而銘々名主共方江可相返候條、可得其意候、且又寶永年中、問屋帳面差出置候、是又品數多ク、其以後屆ケ不申出候者共茂有之、右之帳面茂猥ニ成有之候間、此帳面も、自今不相用候而、今度相改候拾五品

十組問屋

之帳面一通リニ成候間、諸國在々ゟ、商賣物取寄、少々ニ而も問屋兼候者ハ、自今も屆可申出候、尤所替、或者名印等改候者、且又商賣相止候分ノ茂屆可申出候、屆不申出候而商賣いたし候者、外ゟ相知候ハヾ、急度可被仰付候、

水油　魚油　繰綿　眞綿　酒　炭　薪　木綿　醬油　鹽　米　味噌　生蠟　下蠟燭

紙

一新規仕出シ物不致候ため、又ハ火事以後高直ニ不致候ため、組合被仰付候品之分者、只今迄之通候條、屆等不相替可申出候、

右之趣、家主共ノ茂相心得罷在、支配之内江右商賣體之者引越來候ハヾ、屆出候樣可申渡候、以上、

四月

〔川邊氏舊記三〕以上

當町〇信濃國松本町　問屋職之儀申上候上、諸商人荷物爲致脇宿申間敷候、并問屋敷之義、無相違指遣候者也、

卯月〇天保七年廿日　倉科九郎兵衛

〔川上伊兵衛舊記〕上方より諸商賣の品々、往古より積合運送致來候といへども、其頃迄ハ諸商賣の問屋も少く、誰在て難船有之時々、吟味致候荷主もなければ、船問屋の心に任して支配不致候故、諸事の勘定何角共に役々不埒に罷成、就中貞享三丙寅年、小松屋仲右衛門と申す船、遙々海上を無事に乘り下り候處、船頭私欲のために、相州沖にて難風に逢ひ、破船致候由にて、船問屋利倉屋三郎兵衛方へ申來り候、然處斧を以て態と船底を打割り、積合の荷物過半盗取候由、此噂粗相知候故、積合荷主、此所彼所所々相談有之候へ共、諸商賣買問屋中、互に手輕の著合も無之候へバ、詮議相談の世話も無之候故、自然と此沙汰相止、等閑に相濟候、依之船手役不行跡に相成、既に元

祿五壬申年まてハ、諸廻船共に荷打破船水船等の難多分有之候、其節ハ船頭水主、皆浦方港々の者と馴合、荷物過半盜取配分致候體、剩へ殘荷も悉く中味拔取候て、丸荷物ハ無之、別而金高の荷物ハ猶以て拾り候體、殊更難風に不逢船にも、折々荷打の體に方便を取拵、荷物紛失多く、積合の荷主數度の損金に逼り、諸商賣荷物運送も鈍く相成候に付、元祿六癸酉年に至り、拙者存入候ハ、如此船手猥に相成候てハ、末だ御當地の諸商人諸職人、共に家業の手元拂底に罷成候、御當地ハ不及申、國々迄も、貴賤共不自由難儀ならんと推計り、元祿七甲戌年、橘町摠助と申者方にて、初て參會を催し、參集の組合、本船町、室町、通町、呉服町、本町、大傳馬町、藥種屋及小間物問屋等九組の外、釘店組を加へて十組なり、海上にて難風に逢候船々の支配、古來より遠州今切を限り、西ハ大坂の船問屋中相捌き、東ハ江戸船問屋の捌に致來候處、破船水船荷物打等在之候度毎に、殘荷物分散に致し、大坂ハ大坂にて賣拂候へバ、其代金一切荷主へ相渡不申、又江戸船問屋の捌も大坂同斷にて、船問屋手代中相捌候故、荷物分散の勘定等ハ相仕舞候ても、曾て割付の金子相渡不申、只割付の書出しばかり差出置候事、餘り不埒成致方に候故、其砌積合の荷主中會合を催し、此趣を逐相談、以來荷打水船有之候ハバ、荷主組々に行事立合勘定致し、船問屋へハ任せ間敷旨定候、

〔拾要抄 一〕寛政四子年八月町年寄申立

古來ゟ十組問屋與唱、商賣體ニ寄、譬へバ藥種問屋何人、酒問屋何人與仕、私共役向江名前帳面差出置、株讓渡名前印形改、其外屆來り株式ニ拘り候儀者、伺之上申付、帳面ニ而增減相改來候處、右十組ニ悉く下組有之、此下組も諸國仕入方之儀者、同樣ニ致し來、人數多ニ有之候、右問屋共儀、貞享之頃者、大坂廻船破船荷打等ニ事寄せ、船頭不埒も有之、摠積合不慮之損毛いたし、西國、中國筋、關八州、奥羽筋之商人共迄、難儀ニ付、元祿年中、廻船を問屋共手船ニいたし、荷物有之候而も、積合之者損過不及無之樣、取捌致來候由、右十組問屋共、手廣ニ取引仕候者共ニ而、先年ゟ度々御用筋

ニ而呼出、惣名前書出置候處、年久敷罷成り、增減も相改不申ニ付、用立不申候、十組幷同下組、當時之人數左之通御座候、

一通町組問屋　拾六人

絹布　太物　小間物　諸色、眞綿、繰綿、刃物、塗物、荒物、下り蠟燭、唐物、

但右之内十四人ハ、外問屋名目ニ而名前書出有之、殘二人相洩罷在候、

一丸合組（通町組下組）　貳拾四人

荒物　小間物　塗物　染草　鐵　釼

但只今迄名前書出不申候

一藥種問屋　貳拾五人（内七人休株 當時十八人）

但古來ゟ名前書差出有之、株式相續等之儀、願出候もの共ニ御座候、

一表店組問屋　拾貳人（内六人休株 當時六人）

疊表緣布蚊屋

但唯今迄名前書出不申候

一内店組問屋　十人

絹布　太物　小間物　諸色、繰綿、眞綿、刃物、下り蠟燭、

但古來ゟ名前書出有之、株式讓渡等之節者、願出候者共ニ御座候、

一茅町組（内店組下組）　四人

雛人形、幷道具手遊もの、菖蒲刀、羽子板、繪提灯、盆提燈、

但唯今迄名前書出不申候

一塗物問屋　十貳人

塗物類一式

但唯今迄名前書出不㆑申候

一酒問屋　　　四十五人

下り酒、酢、醤油、

但前々ゟ名前書出有㆑之、株譲渡等之節ハ、願出候者共ニ御座候、

一釘鐵問屋　　　十四人

釘、鐵、銅物類、

但只今迄名前書出不㆑申候

一紙問屋　　　九人（内貳人休株　當時七人）

紙類一式、下り蠟燭、傘、鰹節、素麵、

但先年名前書出候迄ニ而、中絶仕候、

一繰綿問屋　　　四人

但先年ゟ商賣相休候歟、新規加入之節者屆出申候、

一河岸組問屋　　　貳拾貳人

水油

但前々ゟ名前書出有㆑之、株譲渡等之節者、願出候者共ニ御座候、

一（河岸下組）綿店組　　　五人

繰綿

一（同斷）紙店組　　　十六人

但唯今迄名前書出不㆑申候

紙類下り蠟燭
但先々ゟ名前書出有之、株讓渡等之節ハ、願出候者共ニ御座候、

一同斷堀留組　二十六人内十五人休株 當時十一人
疊表、荒物、
但唯今迄名前書出不申候

一同斷藥種店　貳拾三人内十五人休株 當時十七人
藥種　砂糖　繪具　線香　染草
右先々ゟ名前書出有之、株讓渡等之節者、願出候者共ニ御座候、

一河岸下組新堀組　十貳人
下り蠟燭、紙、素麵、線香、鰹節、割昆布、傘、蕨縄、疊表、琉球表、綿布、麻、苧、帆木綿、綱、碇、
但前々ゟ名前書出有之、株讓渡候節ハ、願出候者共ニ御座候、

一同斷住吉組　十四人内四人休株 當時十人
紙、荒物、蠟燭、
但唯今迄名前書出不申候

一同斷油仕入方　四拾七人内三人休株 當時四十四人
水油
但先前ゟ名前書出有之、株讓渡等之節者、願出候者共ニ御座候、

一同斷三番組　四人
紙類
但唯今迄名前書出不申候

一河岸下組糠仲間組　十八人 內四人休株 當時十四人

下糠

但唯今迄名前書出不申候

一同斷乾物店組　拾壹人

乾物

但右同斷

一同斷燒物店組　三十貳人

瀨戸物

但近年名前書出、株讓渡等之節者、願出候者共ニ御座候、

右問屋共、今般新ニ組合相定候與申儀ニハ無御座、前々ゟ組合相立有之候得共、私共方江名前取置、增減相改候も有之、相洩候も有之、區々ニ付、前書之內、唯今迄書出不申分、名前帳爲差出、以來株讓渡新規加入、其外所替名前印形改等、可屆出旨申渡候樣、可仕與奉存候、依之此段奉伺候、以上、

子六月　　樽與左衞門 ○江戸町年寄

〔諸問屋幷商雜類編〕一御靜謐ニテ國民治ニ隨ヒ、諸國共國計之取遣ニテハ手狹ニ付、東國ニテ出來候モノハ西國江遣、北國ニテ出來候モノハ南國江差遣、陸地ニテハ人馬諸掛リ多、商內物難成候故、古來ヨリ海上廻船ヲ以、諸荷物致積合、尤船之海上往來通御法式有之、就中御先代御法式有之、國々萬物、遠國所々取遣候儀、荷物海上ヲ船ニテ取引仕候處、難破船有之節、於浦々不埒成事共有之、荷主共難澀仕候ニ付、人王八十五代後堀川院之御時、將軍藤原賴經公御幼稚ナルニ依テ、二位之尼公 ○源賴朝妻北條政子 御簾中ニテ政ヲ取行ハセ給ヒ、御執權武藏守平泰時、浦手之爲御奉行、兵庫ニハ辻新兵衞、土佐浦戸ニハ篠原孫左衞門、薩摩坊之津ニハ飯田備前、右三人、貞應二癸未年三月、

御殿中江被召出、御評定被成、初テ三十壹ヶ條船法御定、御袖判被爲遊候ヨリ以來、右法式ニ順ヒ、御代々海上荷物取捌、天下御城下之諸商人問屋共立合、武家方在々所々通荷物迄、混亂不仕候樣取捌致來モノ也、

一御當代御定法之儀、十組仲間定法帳ニ相記有之候通、嚴敷可相守事、

一諸廻船海上往來無滯致安著候ハ、乍恐從御公儀樣、津々浦々江重キ船手御定法有之候ニ付、船頭蟠マル事モ無之安著致し候儀、御上之御恩德厚可存事ニ候、

一十組諸問屋積仲間之儀ハ諸品相定、上方表ヨリ廻船ヲ以荷物取引、古來ヨリ菱垣船江積合イタシ、御當地江江戸〇引取、融通無差支仕來候儀ハ、乍恐從御公儀樣、船手御浦法有之ニ付、拾組諸問屋ト申、其品々組合相立、往古ヨリ破船荷打船等有之候節、行事浦方江改ニ罷越、其浦手ニテモ海上通御法有之、萬事嚴重ニ取計候ニ付、難事ニ臨候テモ、積合無謂損金不致候儀、偏ニ乍恐御上之御恩德難有事ニ候、然處往古ヨリ、菱垣船江諸品積合、酒荷物モ同樣積合來候所、菱垣船江酒荷物積合候テ者、雙方不勝手之筋有之候ニ付、享保年中、熟談之通、辨克相成事ニ候、尤廻船遙之海上無滯致安著候儀、乍恐御浦法有之、其上十組諸問屋、萬事廉直ニ取計、船々海上安心致往來候ハ勿論之事ニ候、我壹人何程之分限成トモ、諸代呂物元船江積切相仕立、商賣致候儀不容易、畢竟十組規矩相立、大勢積致し候故、自身身元相應積合方出來、渡世相續致候儀、全積合助力ニ候得バ、誠以積合仲間者、其身之渡世之基ニ候得バ、無間斷忘却致間敷事ニ有之候處、近來組外同商賣之者、多人數ニ相成行、自然ト其機ニ臨候故、連年之內、次第ニ十組規矩薄ク成行、往古ヨリ渡世相續仕來候本意ハ及齟齬候間、年來之取締モ、年増猥ニ相成、追々十組人少ニ及ビ、組外多人數ニ相成、自然ト組立相續之儀難保、終ニ十組名目及退轉候バヾ、世上一同ノ差支ニ可相成、雖然御府內組外多人數之儀ニ候得者、容易ニ取締難及、勿論時節成行ニ捨置候而ハ、往古ヨリ連續仕來候、十組取締置候

規矩相失、諸商人之差支、的當之儀ニ可相成ニ付、組々打寄遂熟談、組外之者、十組仲間江差加候バ、取締ニ可相成儀ニ付、今般組外之同商賣之者、差加申度旨、享和三癸亥年五月中、町御奉行小田切土佐守樣江奉願上候處、御聞濟之上、右御吟味、町年寄樽與左衛門殿江被仰付候ニ付、右御役所江、十組願人總代之者被召呼、追々御調有之候上、取締之趣、樽御役所ヨリ御伺ニ相成候處、十組之者共ヨリ、組外之者江加入掛合方致、差加可申旨、御奉行所樣ヨリ樽御役所江被仰渡候ニ付、文化元子年四月中、右御役所江十組總代之者被召呼、御趣意被仰渡候ニ付、組外江加入掛合方致候處、無故障其商賣向江加入人有之候ニ付、則其組々江證據印形取之候上、加入名前相認、猶又古來ヨリ之十組名前共、總人數一紙ニ致シ、同年十月中、名前帳奉差上候、勿論右取締之儀、其後總代之者被召呼御糺有之、兼而相納置候總名前エ、組々人別印形取之可差出旨、樽御役所ニテ被仰渡候ニ付、總人數名前印形取之差上候事、〇中略

乍恐以書付奉願上候

一御當地十組諸商人諸問屋組々總代行事共奉申上候、私共儀、乍恐御入國以來蒙御仁德、數年來渡世相續仕候儀、冥加至極難有仕合奉存候、右申上候、諸問屋十組ト唱申候品々名目、幷人數等之儀者、別紙帳面ヲ以奉申上候、

一御當地十組諸問屋共儀、上方筋諸國ヨリ仕入候諸代呂物、往古ヨリ大坂表菱垣廻船江積入、御當地江積下諸代呂物潤澤仕候樣、仕入方仕、渡世仕來候、古來者十組エ加入不仕候而ハ、上方筋ヨリ直仕入出來兼候、然處近來十組エ加入不仕候テ、同商賣仕候組外之者共、無手支上方筋諸國ヨリ十組問屋共同樣ニ、諸代呂物致仕入候者有之、十組仲間相立候規模無之候ニ付、問屋打寄、種々相談仕候得共、廣大成御府內ニ御座候得者、右組外ニテ直仕入仕候モノ、十組江加入之儀對談仕候共、私共熟談ニ者行屆兼候儀ニ御座候得者、連年其儘ニ仕置候處、當時組外ニテ勝手ニ相仕入

直積仕候者共儀ハ、仲間ニ不拘、萬事世話モ無之、諸相談失墜等モ無御座候ニ付、彌組外增長仕、多人數ニ罷成候故、右組外之者江相泥、十組之內ニテモ、仲間相離候樣ニ成行候テ者、拾組一同、組々退轉ニモ相成可申樣奉存、元來私共者、往古ヨリ十組諸問屋者、諸品、品譯仕、舊來組合相立罷在候處、當時名目而已ニテ、十組規矩相立不申、此後ニ至、退轉仕候而ハ、先年丹誠仕、取極候者共、寸慮モ難默止、歎敷奉存候、依之十組諸問屋共數度相談仕候得共、何分上方筋ヨリ直買仕候組外之者、十組江加入不仕候テハ、一體之取締方出來不申、萬一不正之品々積入候而モ、取調行屆不申、此段奉恐入候、右體組合退轉罷成候テハ、積取候諸荷物、以來甲乙出來、是迄之通仕入方難行屆、人氣區々ニテ、仕入方手後罷成、手元混雜仕候ハヾ、自然ト御府內諸融通差支之程モ難計樣乍恐奉存候、近來十組之內、人數減少仕候處、右振合ニテハ、十組エ加入仕候者モ無之、古來ヨリ相立罷在候組合相崩候テハ、自然ト諸色御調等御座候節、行事相定無御座候ニ付、一同御答出來兼可申ト恐入奉存候、右奉申上候通之儀ニ御座候得バ、組外之者共、十組エ加入仕候而、組合一體ニ相成候得バ、取締方宜敷奉存候、依之十組之外ニテ、直仕入致候者共、何卒最寄之組合エ差加、商賣致候樣仕度、猶又在々ニテ直仕入致候者共儀ハ、御府內問屋共方ニテ、仕入仕候樣仕度奉願上候、乍恐御威光ヲ以テ被為仰下置、拾組諸問屋永久相續仕候樣奉願上候、勿論組外之者、十組內エ仲間入致候而モ、加入金相掛リ候儀ニテハ曾テ無御座候、元來十組之者共儀者、一同一己之儀ニ不拘、諸品手廣ニ仕入仕積下シ、御府內聊差支無御座候樣專一奉存候、右體十組外ニテ勝手ニ直仕入仕候而ハ、萬端不取締ニ御座候ニ付、組外之者共、十組內エ差加申度奉存候得共、私共勢力ニハ行屆不申、是迄之姿ニ仕置候テハ、十組名目退轉ハ眼前之儀ニ御座候故、無是非奉願上候、此段被為聞召譯、十組仲間之外、上方筋ヨリ直買不仕候樣、乍恐御威光ヲ以、願之通御取締被成下置候ハヾ、廣大之御慈悲ト、十組諸問屋一同、難有仕合奉存候、以上、

享和三亥年五月十七日〇中略

御奉行所樣

右之通不殘相揃、小田切土佐守樣御番所江御訴訟申上候處、於御前先ッ訴狀上ゲ置候樣被仰渡候、

同五月十九日

一貳拾貳組行事被召出、御吟味方三村吉兵衞樣御掛ニテ御糺有之、諸問屋取扱候諸品、何品ハ表立取極有之、何品ハ取極無之ト申儀、書上差上候樣被仰付候ニ付、來ル廿四日、御返答可申上旨申上、御聞濟有之引取、同廿四日行事不殘罷出、左之通書付差上候、

乍恐以書付奉申上候、

一拾組諸問屋組々行事共奉申上候、去ル十七日、一同御訴訟奉申上候處、同十九日、被爲召出、御慈悲之御利解被仰聞難有奉存候、則左ニ御返答申上候、

一十組諸問屋共賣買取扱候諸品、何品ハ表立取極有之、何品ハ取極無之ヤノ旨、書譯差上候樣被爲仰付、則別紙ヲ以奉申上候、元來十組諸問屋組立之儀ハ、總テ上方筋五畿內ヲ初メ西國邊ヨリ諸產物、大坂表買次船積方問屋、御當地同樣、十仲間相立、二十四組有之、諸品廻船ヲ以積下申候、依之右廻船若於海上難破船等有之節者、江戶大坂兩地十組之者共兼而申合置、遠州今切ヲ境西之方ハ、大坂十組ヨリ浦方改ニ罷越、東ノ方ハ、江戶十組ヨリ浦方改ニ罷越、積合諸荷物之分引受差配仕、其外萬事諸相談之儀モ、十組之者共、先規ヨリ取計世話仕來候、然處本文願書申上候通、近來十組外之者、多人數御座候得共、右樣之取締、幷諸相談之世話人等無之、其上諸品仕入方不辨利モ無御座候ニ付、自ラ組外之者ニ相泥、追々十組人少ニ罷成、此體ニテハ、往々十組相續之程無覺束奉存候ニ付、不得止事乍恐御訴訟奉申上候儀ニ御座候、元來十仲間組立之儀

ハ、諸色品分ヲ相限、組々相立候儀ニテハ無御座候得共、右取扱候品々之内、別紙申上候通、御公儀樣ヨリ、人數限可取扱旨被仰付候品モ御座候、猶又此度奉願上候ハ、大坂表ヨリ船積仕候組外之者、十仲間二十四組之内、商賣向々江加入致、船積候樣仕度奉存候、元來十組諸商人共儀ハ、諸品船積之融通爲宜、御當地大坂兩地共申合、諸事十組仕法相立、相場駈引、諸相談共、取締方仕、候儀ニ御座候、然處右體十組外之者多人數ニテ、往々仕方相崩、一己之勝手而已取計候樣罷成候テハ、諸商人共難儀之筋ニ及可申ト、乍恐奉存候、依之十組外之者共、仲間內江致加入、積合仕候樣、御取締被爲成被下置候樣、十組一同奉願上候、以上、

享和三亥年五月廿四日　　十組諸問屋　組々行事

御奉行所樣

〔諸問屋幷商雜類編〕享和三亥年七月九日

一樽〇江戸町年寄御役所エ、大行事總行事被召呼、被仰渡候者、先達テ御番所エ差上候名目書之內、問屋株ト申者、聊ナラデハ無之、勿論享保年中治定之節、拾壹品ハ問屋株被仰付、右十一品之外者、取締方不被仰付、其儘被差置候處、此度問屋株一同相願候ハヾ、御糺之上、差支之筋モ無之候ハヾ、一統町御觸モ可被仰付ヤニ候得共、問屋名目强テ相願候儀ハ不輕儀、尤組外同商賣者共、十組エ差加リ候迄ニテ宜儀ニ候ハヾ、組外之者共名前相調書上候樣被仰渡候、依之同廿三日、左之通御返答申上候、

乍恐以書付奉申上候

一十組諸問屋共儀、往古ヨリ菱垣廻船積合諸品御座候ニ付、夫々組合相定、取締方仕來候、右組合左ニ申上候、

釘鐵物問屋　紙問屋　藥種問屋　疊表問屋　繰綿問屋　塗物問屋

通町組　　内店組　　河岸組油問屋　　酒問屋　　〆十組

右組合之儀、往古ヨリ十組ト申唱、乍恐御上樣エ御願申上候筋、又者御尋之儀等有之節モ、右名前之者共罷出候節者、十組諸問屋ト書上來候儀ニ御座候、此度相改、一同別段問屋株帳御願申上候筋ニ者無御座候、願書ニモ奉申上候通、十組諸問屋共、人數減少仕、御公用者不及申上、仲間不取締ニ相成、難儀仕候ニ付、組外之者共、其品々取扱候品々ニ寄、十組之內、其最寄之組合エ差加申度奉存候、依之組外之者共名前之儀相調候ニ付、則別紙帳面ニ仕、名前書奉差上候、何卒此上御慈悲ヲ以、右組外之者十組エ差加リ候樣被仰付候得者、仲間人數相增、諸向無差支、一統平和ニ度世仕候樣ニ相成可申奉存候間、幾重ニモ此段乍恐御聞濟被為成被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

享和三亥年七月廿三日　　十組諸問屋　組々行事名前

樽御役所樣〇中略

一此度十組願之趣、御聞濟被下置候儀、一同難有可存事ニ候、今般加入之方ニ者、積仲間之意味薄可有之候得者、猶此末諸帳面熟讀之上、一己之了簡ヲ不差夾、仲間之發端エ基、相互ニ睦敷イタシ、新古ニ不拘、聊ナリトモ非分之沙汰有之候ハヽ、兩行事江相屆、其上四極印元可及評議事、

一十組積仲間相立、自今以後積仲間ニ相違無之印形、樽御役所ヘ奉差上候上者、決テ自分一己之我意申募間敷、都テ十組先規ヨリ仕來之定法ニ相背申間敷候事、

一樽御役所エ、積仲間總名前人數印形取揃奉差上候上ハ、乍恐十組積仲間御立被下置、何樣之御下知有之候共、右御下知之趣、急度相守可申事、

文化二丑年十一月

前條之趣、一同承知之上、連印仍如件、

〔守貞漫稿五〕十組ト云ハ

塗物店　内店組　表店組　藥種店　通町組　綿店　紙店　釘店　河岸組　酒店　以上ヲ云、藥種店ハ前ニ云、享保中定タル二十五人也、其他何年ニ定之コト未考之、

右ノ内、酒ハ樽船ト號ス、大坂ヨリノ廻船ニ積ミ下リ、其他ハ菱垣船ト云、大坂船ニ積テ江戸ニ來ル、諸物此十組ト云定額ノ外、大坂ヨリ船積ニテ直買スルコトヲ禁ズル也、

其後文化年、杉本茂十郎ト云者發起人ニテ、右ノ十組ニ庶流ヲ增シ、人數ヲ益テ、毎組ヨリ課金ヲ納ンコトヲ官ニ請フニ許之、則チ左ノ如シ、

塗物店、元十二人也、十四人ヲ增シ、合テ二十六戸トシ、上納金六十兩ヲ課ス、　藥種店、元二十六人也、二十五人ヲ增、合テ五十一戸ニテ、四百兩、二十五人ヲ傳馬町組ト云　綿店、七十人、千兩、　紙店、人數ヲ增シ四十七戸、三百兩、　釘店ニ鐵店ヲ加ヘ、六十五人、四百兩、　河岸組、二十一人、五百兩、　酒店、三十六戸、千五百兩、　丸合組、百五人、百六十兩、小間物ノ類也　茅町組雛人形手遊、十四戸、二十兩、　呉服店、五十五人、五百兩、　扇問ヤ、十六戸、二十五兩、　糸問ヤ、二十一戸、五十兩、　古手問ヤ、十三戸、五十兩、　雪駄問ヤ、三十七戸、百兩、　大坂足袋屋、三十二人、十五兩、　大坂住ナレドモ課之、　瀨戸物問ヤ、三十六戸、二百兩、　蠟燭店、二十戸、百兩、　濱吉組、三十四人、百兩、　醬油問屋、八十五戸、三百兩、　麻苧問屋、七十人、百五十兩、　茶問屋、二十戸、百兩、　下リ傘問ヤ、百十三戸、百五十兩、　煙草問屋、四十一戸、三百兩、　江州城州茶問屋、三十戸、五十兩、　奧川積問屋、三十五戸、二十兩、　生布海苔苧莚問ヤ、三十七戸、五十兩、　下リ臘燭問ヤ、二十五戸、三十五兩、　小間物諸色通丁組内店組ノ十二人、百五十兩、

　竹皮問屋、十一戸、二十五兩、　藍玉問屋、三十一戸、二百兩、　下リ糠問屋、十戸、二百兩、　蕨繩問屋、四十戸、七十兩、　菅笠問ヤ、九人、十兩、　疊表問屋、四十四戸、三百兩、　下リ素麵問ヤ、十四戸、三十兩、　眞綿問ヤ、三十三戸、百兩、　水油仲買、八十五人、百五十兩、　明樽問屋、五十五戸、七十兩、　廻船下仲買ノ鹽問屋、四人、四十兩、　卅軒組下リ蠟燭、二十二戸、十兩、　草履問屋、十戸、五十兩、　色油問屋、三戸、

三十五兩、繪具染草問ヤ、七十三戶、百兩、線香問屋、五十九戶、百兩、船具問屋、八戶、三十兩、九藤、二十一戶、十兩、仲買下リ鹽仲買、二十一戶、六十兩、干鰯〆粕魚油問ヤ、十五戶、二百兩、鍋釜問屋、三十六戶、百五十兩、定飛脚問ヤ、一人五十兩、(是乃チ杉本茂十郎也) 木綿太物問屋、四十四戶、千兩、打物問屋、十六戶、百兩、錫鉛問屋、十戶、五十兩、綿打道具問屋、四十七戶、二十兩、三臟圓、一戶、二十兩、菱垣廻船問屋、三戶、百兩、菱垣廻船沖船頭、百人、二百兩、是モ他國住也、幾戶ト云、或幾人ト云、同ジコト也、

通計千九百九十五戶、上納金合テ一萬二百兩也、

右通計千九百九十五ト云トモ、或ハ二三品、或ハ四五品ヲ兼テ一店ニテ賣ㇾ之者アレバ、其實戶數ハ減ㇾ之也、然モ各組ヘ課金ヲ出ス也、

又右ノ如ク、文化以來、數組ヲ分ツトイヘドモ、尙常ニ十組ノ舊號ヲ唱フナリ、

又藥種問屋五十一戶也トイヘドモ、其內過半砂糖買也、然モ砂糖ハ元來藥店ノ有也、中古以來、大坂屋勘兵衞、堺屋九左衞門ノ二人、藥ヲ止テ砂糖一種ノ店トナル、後漸ク數戶トナリ、今組外ヲ合スレバ二三百戶モアルベシ、

又右ノ諸組ノ內ニハ、樽船ニモ菱垣ニモ漕セザル品モアレドモ、准ㇾ他テ課金ヲ收ムモアリ、

又右ノ諸組、某ハ某ノ別レ、某ハ某ノ庶流トスルナレドモ、繁キニヨリ不ㇾ注ㇾ之、皆元十組ヨリ分流セリ、

〔興起十組抄〕一御當地(江戶)〇十組問屋と申儀、往古諸色海上積仕候問屋、其町中之內、十ニ組分け仕候故、いつとなく惣名十組問屋と相唱申候よし、尤當時ニ而ハ三拾五組ニ相成居申候、且又大坂諸色問屋之儀も、御當地同樣十ニ組分け仕、惣名十組問屋と相唱來候よし、是又當時貳拾四組ニ相成居申候、尤何之頃より右之通相唱候哉、年號等ハ難㆓相分㆒、

一御當地十組諸色荷物海上運送之儀ハ、往古より菱垣船に限り、諸問屋一同積合仕來申候、且又廻船問屋之儀ハ、古來より日本橋品川町河岸井上屋重左衛門、鐵屋久左衛門、利倉屋壹三郎、右三人ニ限リ渡世仕候、尤遠國御役先御用、幷御大小名樣御用向、其外十組諸荷物差配いたし來候、

一十組諸問屋大坂表ニ而注文之諸品、菱垣船へ積付差配致候儀ハ、梅屋勘兵衛、小堀屋庄左衛門、大津屋榮三郎、大津屋權兵衛、日野屋九兵衛、桑名屋彙藏、富田屋三郎左衛門、富田屋吉左衛門、歌屋庄太郎、右九人之もの共、往古より菱垣船差配致し來候、尤菱垣船之儀ハ、往古より御當地十組問屋共一同之持ニ御座候、尤大坂表十組問屋、幷九軒廻船問屋共、銘々存寄次第船々へ加入致し、乘合有之候船ニも御座候得バ、一體主ハ御當地十組問屋共ニ御座候、

文化十酉年三月

是迄御用向出精相勤、別て米穀買保方の儀、御當地大坂共、組内申合骨折候趣相聞、一段の事に候、以來取締の爲、當時有來候右仲間、千九百九十五人に株式相極、株札銘々相渡候、向後新規加入ハ難相成候、萬一身上相仕舞候もの有之節ハ、仲間へ株式預り置候而、相應之者を組內にて見立、讓受相願候樣可致候、右之段申渡候間、彌々出精永積致、御用向相勤可申、株式之義者、町年寄樽與左衛門、同吉五郎、頭取杉本茂十郎へ申談、請取之、紛敷無之樣可致、

〔德川禁令考 四十五 商估〕文化十酉年

拾組積仲間株札之事

菱垣廻船積仲間拾組諸問屋行事
本町三丁目總兵衛店
吉兵衛
外百拾八人

拾組積仲ヶ間之儀ハ、是迄御用向出精相勤、別而米穀買保方之儀、御當地大坂共、組合申合骨折候

趣相聞、一段之事ニ候、此度以來取締之爲、當地有來候右仲ケ間、千百九拾五人、株式相極、株札、相渡候、向後新規加入ハ、難ニ相成ニ候、萬一身上相仕舞候者有レ之節ハ、仲ヶ間株式預置、相應之者組内ニ而見立、讓請願候積可レ致候、右之通申渡候間、彌出精永續御用向相勤可レ申候、株札之儀ハ、町年寄樽與左衛門、同吉五郎、頭取茂十郎江申談、請ニ取之、紛敷儀無レ之樣可レ致候、

前書之趣、昨廿八日於ニ南御役所、兩御奉行御立合上被ニ仰渡ニ候間、爲ニ心得ニ申渡候、組々不レ殘樽早々可ニ申通ニ候事、

文化十酉年三月廿九日

右者樽ニ而申渡、年番通達、

〔東湖隨筆 下〕江戸ニ十組問屋トイヘルモノ有テ、都下ノ諸物ヲ占賣占買スルハ僻コトナラズヤト問フニ、矢部〇定謙曰、ゴレモ當時議論紛々タレドモ、某思フニ、十組ノ罪ニアラズ、十組ハ神祖以來立置ルヽ所ニテ、不正ノモノニアラズ、然レドモ近來ニ至リテ、十組トテ世ニ惡ムハ、畢竟官府ノ所置ワロキ故也、近ゴロマデハ、大坂ヨリ江戸ヘ運漕スルニ舟二タ樣アリ、檜垣松、樽船ナリ、然ルニ紀伊殿御願ニテ、樽船停廢、檜垣船ノミニナリタリ、二タ樣ノ船並ビ行ルヽ時ハ、檜ガキト樽ト相競ヒ、都下ノ相場モ是ガ爲ニ高低シケルガ、檜垣一方ニナリテ後ハ、永々高價ニナリタリ、此事ハ紀公幕府ヘ八千金ノ返金滯リ玉ヒケル折柄、杉本茂十郎ナル奸商紀邸ヘ取リ入リテ其說ヲ建テ、遂ニ是ガ爲ニ幕府ハ勿論、一統難澀スル事ニナリタリトテ、議論三藩ノ國體ニ及ビタル故、余曰、臣ハ各其主ノ爲ニス、今老兄ニモ紀藩ノ臣トナラバ、又紀藩ノ爲ニ力ヲ盡スコトアルベシ、一概ニハ云ヒガタシト微笑シケレバ、其談ヤミテ〇下略

〔守貞漫稿 五〕十組〇中略

天保府命ノ後、諸組合、諸中間株式ト云コトヲ禁ズニヨリ、右ノ十組モ最一ニ止レ之シ以來、諸戸隨

菱垣廻船問屋

意ニ大坂直買スニハ、商力無之者ハ及バズ、力アルモノハ、從來組外ノ者モ專ラ直買ス、如此諸組株ヲ廢セシハ、近世諸品高價ナルガ故ニ、官ニモ疑惑アリ、組內商人、奸計ヲ以テ高直ナルコト、思ヒ、此府命ニ至ル、然リト雖ドモ天然高價ノ時ニ向ヒタレバ、廢之ノ後、愈愈騰揚シ、加之ニ往々乏絕ノ品アリ、玆ニ於テ始テ諸組ノ不可ノミニ非ルヲ諭リ、嘉永四年、右ノ十組、及ビ兩替、其他ノ諸株專ラ復故之、然リトイヘドモ十組ニモ上金ヲ課セズ、又天保以來、大坂直買セシ者ヲモ除カズ、天保以前定額ノ者ヲ本組トシ、天保以來新行ノ者ヲ假組ト號ケテ、各組其本組ニ屬セリ、又天保前定額ノ者モ、家衰ヘタル者ノ、直買ノ力及ザルニ至ル者ハ、株金ヲ取テ他人ニ讓之、或ハ假組トナルベキ者ニ賣之也、買之者ハ新行トイヘドモ本組トスル也、

〔菱垣廻船問屋申立書〕從御當地〇大坂御江戶表ヘ、菱垣廻船相下候最初之儀ハ、元和五年、泉州堺浦の者、紀州富田浦より二百五拾石積の廻船借受、御當地より、木綿、油、綿、酒、酢、醬油、其外荷物積入、其後寬永元年、御當地北濱町泉屋平右衛門と申者、江戶積船問屋相始め、同四年、毛馬屋、富田屋、大津屋、郡屋、鹽屋、相始め、右の內鹽屋ハ荷主中より取建候船問屋にて、船數少く候ニ付、攝州脇の濱浦へ雇船賴遣候義に有之、鹽屋治右衛門方菱垣船の手船、若船切ニ相成候へバ、右浦中より請込み、何時にても江戶大廻し船爲切申間敷と、總荷主中へ證文相渡、依之脇濱積船、菱垣船代船ニ相成候目印に、表へ如當時菱垣を附け、菱垣廻船同樣に御座候て、外廻船と紛不申候事に御座候、傳法船にも同所の船問屋も有之、酒、酢、醬油、塗物、紙類、木綿、繰綿、金物類、疊表、其外諸品取集、寬文元年のころ、江戶表へ積下し候、

〔商業習慣調五〕菱垣廻船問屋

一菱垣廻船問屋ノ名稱ハ、船腹ノ竹垣ヲ菱形ニ組立テタリシヨリ起リシモノニシテ、其以前ハ、小船ニテ大坂及ビ其近傍ノ荷物ヲ、江戶表ヘ運搬セシノミナリシガ、享保年代ニ至リ、海

運ノ業大ニ勃起シ、遂ニ菱垣廻船ノ名、天下ニ轟クニ至レリ、○中略

一菱垣廻船問屋ハ、元來江戸十組問屋ト大坂二十四組問屋ト組合ヒ、其荷物ヲ菱垣問屋ニ於テ廻漕スル定ナリシガ、天保年代、廢株ノ布令アリシヨリ、菱垣廻船ノ業大ニ衰ヘ、獨リ樽船ノミ其業ヲ專ラニスルニ至レリ、然ルニ弘化三年七月、颶風ノ爲、兵庫近海ノ船舶被難夥シク、之ガ爲メニ非常ノ混亂ヲ生ジ、不都合大方ナラザリシヨリ、二十四組問屋ノ內、重積九店ノモノ組合ヲナシ、再ビ菱垣廻船ヲ振起シ、此時ヨリ四極印之兩行事(即チ大行事總行司ナリ)ヲ置キ、出帆ノ度每船脚ヲ改メ、過積ヲ禁ジ、船腹ニ燒印ヲ捺シテ以テ調査ノ標的トナス、但シコノ二十四組ト云フハ、安永年間ヨリ起因セルモノナリ、

〔牧民金鑑十四〕天保十二丑年十二月

水野越前守殿御渡

菱垣船積問屋共ゟ、是迄年々冥加上納金致し來リ候處、問屋共不正之趣も相聞候ニ付、以來上納ニ不ㇾ及候、尤向後右仲間株札ハ勿論、此外共、都而問屋仲間幷組合抔と唱候義ハ不ㇾ相成候間、其段可ㇾ被ㇾ申渡候、

一右ニ付而ハ、是迄右船ニ積來候諸品ハ勿論、都而何國より出候何品ニても、素人直賣買勝手次第たるべく候、且又諸家國產類其外、總而江戸表へ相廻し候品ども、問屋ニ不ㇾ限、銘々出入之者共等引請賣捌候義も、是又勝手次第ニ候間、其段可ㇾ被ㇾ申渡候、

十二月

右之通、町奉行江申渡候間、向々江可ㇾ被ㇾ達候、

〔御觸書集覽一〕天保十二丑年十二月廿三日

菱垣樽船積荷物之儀、規定有ㇾ之處、此度問屋組合等令停止、諸品素人直賣買勝手次第之旨申渡

候ニ付、菱垣樽船積荷物之儀も、向後是迄規定ニ不拘、荷主船主相對次第、便利之方江積込差支無之樣運送可致候、尤菱垣之方ハ、文政度紀伊殿より貸渡有之候天目船印差障候儀有之候間、以來相用申間敷候、尤船印し早々紀伊殿江返上可致候、

右之通、元十組問屋共、菱垣廻船問屋、樽廻船問屋共被仰渡候間、此旨名主支配限、不洩樣早々可申繼候、

　但月行事持場所ハ、最寄名主より可申繼候、

丑十二月

右之通、被仰渡奉畏候、爲御請御帳ニ印形仕置候、以上、

天保十二丑年十二月廿三日　南北小口年番　名主　新革屋町　定次郎　〇下八名略

〔幕令拔抄八〕菱垣樽船積荷物之儀、規定有之處、此度江戸菱垣廻船積問屋組合等被差止、諸品素人直賣買勝手次第之旨、彼地〇江戸ニ於て被仰付候付てハ、菱垣樽船荷物之義も、是迄之規定に不拘、荷主船頭相對次第、辨理之方へ積込、無差支樣運送可致候、尤菱垣之方ハ、文政之度、紀伊殿より貸渡有之候天目船印、取締候義有之候間、以來相用申間敷候、右船印、早々紀伊殿へ返上可致候、右に付、兩廻船問屋ども義、以來諸荷物撰積等決て不致、荷嵩輕目之品も、外荷物同樣平等に積受、運送之儀、精々可相勵候旨、右兩廻船問屋、幷右ニ引合候者ども江申渡候間、諸荷物江戸積致來候者ども、此段相心得、彌積廻方可相勵候、

右之通、三鄕〇大坂町中可觸知候也、

天保十二丑年十二月廿六日

〔幕令拔抄八〕大坂菱垣廻船積仲間、貳拾四組問屋之義ハ、江戸十組問屋より注文引受買取致、又は銘々見込有之バ、注文之有無ニ不拘、諸荷物積廻來候處、去る丑十二月相觸候通、江戸問屋ども、不

樽船問屋

正之趣も相聞候ニ付、右仲間株札上納金等被ㇾ相止、尙亦此度壹品限、問屋仲間組合之儀は都而不ㇾ相成、勿論右は江戸中計リ之事ニは無ㇾ之、諸國とも同樣之旨、從ㇾ江戸表御下知有ㇾ之候ニ付、前書貳拾四組之儀も、以來問屋仲間組合抔と唱候義令ㇾ停止、冥加金も不ㇾ及ㇾ上納旨申渡、江戸積之義ハ、只今迄之通リ相心得取引可ㇾ致候段も、申渡候ニ付而は、是迄右組外之者ニ而も、江戸積屆之者は、向後勝手次第諸荷物可ㇾ積廻ㇾ候、

右之通、三郷町中不ㇾ洩樣可ㇾ觸知ㇾ者也、

天保十三寅年三月十四日

〔諸問屋再興調一上〕大坂諸荷物、江戸積廻船問屋之儀、前々ゟ二口に相別れ、一口ハ酒幷諸荷物廻船問屋と申名目に候得共、世俗樽船と相唱、兼而仲間組合罷在、明和九辰年、取締之爲、株に申付、冥加金毎年銀拾枚宛相納、一口ハ菱垣廻船問屋と相唱、組合罷在、是又安永二巳年ゟ、前同樣冥加銀拾五枚宛相納、右兩廻船諸荷物積口之儀、酒ハ樽船壹方積、外七品ハ兩廻船兩積、其餘之荷物ハ、不ㇾ殘菱垣船壹方積之規定相立有ㇾ之候得共、樽船之儀ハ、江戸早著を專一に心懸、其外積口辨理に付、菱垣船江可ㇾ積入ㇾ筈之荷物も、自然樽船江洩積及ㇾ増長、菱垣船働方に拘り候由に而、菱垣之儀ハ、十組問屋に屬候廻船ニ付、江戸問屋共ゟ、早々申立候趣を以、文化度積口規定相建、樽船問屋ハ勿論、右荷主共も、嚴重之申渡も有ㇾ之候處、兎角に樽船之方へ人氣相傾キ、積口混雜無ㇾ止時趣に候處、去ル丑年、〇天保十二年問屋組合停止、冥加金不ㇾ及ㇾ上納ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ候節、向後兩廻船諸荷物、是迄之規定ニ不ㇾ拘、荷主船主相對次第、辨理之方江積込廻漕いたし候樣可ㇾ申渡ㇾ旨、其外之儀御下知有ㇾ之候間、夫々申渡、以來諸荷物之儀、兩廻船打込働相成、差支筋相聞不ㇾ申、然ル處、此度諸問屋組合再興ニ付テハ、積口規定の義も如ㇾ元可ㇾ申付ㇾ處、元來手狹窮屈之法にて、事實におゐて被ㇾ行來不ㇾ申段、前顯之通御座候ニ付、旁此後之儀、文化前之取扱方に復、兩廻船積口之儀、差止不ㇾ申候而、荷主船主相對次第、辨

仲買すあひ

理之船江爲積込候樣可仕哉と有之候、

此儀取調候處、廻船諸荷物積方之儀も古法復候方、當然之趣意ニ可有御座候へ共、右積方之儀ニ付テハ、御府內之もの共、商賣に寄、辨利筋表裏之申立も有之、諸商人へ拘候儀にて、一般に古來之仕法通と沙汰仕、何樣差支之程も難計、右ハ此上問屋再興、都て調濟ニ至、總體得と承糺候上に無之候てハ、一定難仕次第に御座候ニ付、廻船荷物積口之儀ハ、大坂町奉行より私共江打合、追而治定仕候方可然哉ニ奉存候、〇中略

右取調候趣、書面之通御座候、四ヶ條目伺、江戶積廻船問屋諸荷物積方之儀ハ、私共江打合追て取究、其外都而伺之通相心得、取計候樣被仰渡可然哉に奉存候、依之被成御下ゲ候書類返上仕、此段申上候、以上、

亥〇嘉永四年十二月　　遠山左衛門尉　井戶對馬守〇二人並江戶町奉行

〔庭訓往來〕梵字漢字達者、宏才利口者、辨舌博覽之類、𨑕給仲人等尤大切候也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕𨑕給仲人　貞丈云、𨑕本字ハ迮、又笮ニ作ル、短小也、弱也ト註シテ、チヒサクヨワキ事也、給ハ供也、備也、足也ト註シテ、物ノ備リテ不足ナキヲ云ナリ、然レバ迮ハ貧者ヲ云ヒ、給ハ富者ヲ云也、仲人ハ兩家ノ中ニ往來スル者ヲ云フ、貧者ノ賣ル物ヲ受取テ、富者ニ買シメ、代錢ヲ受取テ貧者ニアタヘ、其禮錢ヲ我モ受テ世ワタリトスル者ヲ、迮給ノ仲人ト云ナルベシ、牙婆ノ事也、婆ノミニカギラズ、男ニモアルベシ、迮給之仲人ト之字ヲ入テヨムベシ、

〔嬉遊笑覽商賈十一〕庭訓往來に、𨑕給仲人、〈中略〉今口入といふものとは見ゆれど、恐は駔儈ならん、𨑕給の字誤あるべし、

〔七十一番歌合中〕四十一番　左　　すあひ

月のきる雲の衣をうり物やさふらふといふ人もかはめや

思ふこと人に傳ふる道ならで御ようや有といふはよしなし

〔嬉遊笑覽十一商賈〕すあひといふ者有り、七十一番職人歌合、すあひ、藏まはりと番ひて出たり、○中略すあひは、衣などの古たるを買ひありき、藏まはりは、何にまれ調度どもを買まはるものとみゆ、これは件の相物とは異にて、駔儈の字音すあいなるべし、されどもあひのかなに書ならへど、すわいは駔儈の字音に近し、玉篇云、駔、駿馬也、會二兩家之賣買一、如二今之度市一、呂氏春秋、段干木晉之大駔、字彙、牙儈會二合市人一者、牙字は誤れるよし、群碎錄に、牙郎本作二互郎一、取二互市之義一、今訛爲二牙郎一誤と見えたり、おもふに駔は、快走するを貨物の流通するに譬る歟、漢土の義はかくあれ共、こゝにてはさのみにもあらず、尤草子、いつはる物の內、もの賣に、すあひといふ物とも見えたり、和爾雅に、牙行を旁訓してスアヒ、又トヒヤとするは、漢土の義はともあれ、こゝのことにはかなはず、又惠中が海上物語、明曆二年撰肥前の長崎にせあひ市左衞門といふもの、過ぬる承應二年の大雪ふりに、かしばたにて一貫五百目入の金袋を拾へり、長崎六十人のすあひの中に、どもりの市左衞門と申て、かくれなき者にて、唐物など賣買の中にたづさはりて、世をわたるものとみゆ、承應年中、紅梅千句に、のぼりぬる糸卷物に利のありて繁昌しける長さきの町、これ今の糸割符のことなるべし、すあひ、賣買の中立なるべし、今物の相場と云も、すあひの底なるべし、又野菜などを賣る市をすといへり、これは物のあつまる處を云ふ、洲巢などみな然り、

〔和漢三才圖會七人倫〕牙儈　牙婆　須和比　駔音藏

字彙云、會二合市人一交易者曰二牙儈一、

按、京師絹布及諸蓮器(コマモノ)賣買、多有二儈婆(スアヒ)一、長崎堺大坂藥種亦多有二儈夫一、呼曰二須和比一大坂酒有二牙儈(ナカツギ)一、呼曰二中次一攝津平野庄草綿之儈夫、(ノノト)曰二女乃止一、一物而和名異、

〔大乘院寺社雜事記〕文明元年十二月廿六日

一他國他所ヱ胡麻木實ヲ、自二中買衆一任二雅意一、令二賣買一之間、當國中胡麻木實高直也、爲二油座一迷惑之間、

應永ニ本座者共致訴訟之間、彼哠文ニテ落居云々、或一駄牛荷分濟ハ他國エ事許可也、如哠文
也、一向符坂可自專云々、○下略

〔多門院日記〕天正二年十二月廿一日、銀一枚代、三石八斗ニ買之、スワキ三斗ト申、　七年二月十八日、銀二枚金高助二郎へ渡候代十二石ほど也、銀三石三斗ヅヽ、金ハ卅四石ノ子也、　九年十二月朔日、先頭與二郎口入ニテ借金一枚五十石ニ買取了、代米明日大門ニテ可渡通也、一文目五ふんノ利金未不調、スワキフキチン以下六斗可取由也、借ル時ノスワキ二斗、借ス方ヨリ沙汰之、其時フキチン二斗、今返スニ、フキチンスワキ此方ヨリ也、　廿八日、金子一枚買之、市兵衛借金返被遣了、代米廿六石、御門跡にて渡之、廿四石幷スワキ二斗、フキチン二斗、判チン二斗、廿九日ニ合廿四石六斗、是ニテ引違テ渡濟了、　十年四月廿四日、從源五郎銀一枚代五石二斗ニ買了米買了、

〔金銀圖錄一〕恐○近藤守重按ニ、スワキハ、世話賃、フキチンハ米ニテ替ルコトニテ、則切賃ナルベシ、

〔落葉集〕天正十八年、關東御入國之砌、此以後御陣御上洛の節、御長柄を擔ぎ、御供仕り候中間衆の儀をば、武州の內、八王子に於て五百人新地抱に被遊候、八王子の儀は、甲州堺目にも有之に付、自然の時の御手遣の爲と有る儀を以て、右の御長柄同心の儀は、近所にも有之間、郡內の村々へ立入、絹類を初め、その外甲州より出候諸色の儀は、右の御長柄のもの共中買を仕り、江戶表へ持出賣買仕ること有之候處に、慶長五年、關ヶ原御一戰以後は、天下御一統に町人どもの仕業と被成、御長柄の者共の賣買は相止候也、

〔京都上京文書二〕定

一諸商人賣買物之事、當座ニとりやり不仕外、懸錢以下書物を以可相究、ことばの約束不可信用事、

付すあひを以取やりの事も、書物を以可相究事、

右被相定上、若於違背之輩ハ、雙方可被處嚴科由被仰出如件、

天正廿年五月十二日　　　玄以判

〔武家嚴制錄二十三〕一馬市札

條々○中略

一馬之すあひ金子壹枚ニ付而、永樂錢貳拾疋たるべき事、○中略

慶長七年六月朔日　　　常陸介　修理亮

〔爲政錄長〕一往古朱賣買幷中買之事

一往古朱座賣買中買極り候而有之候處、近年猥ニ相成、何レにても藥種屋共、朱座より請賣致候、依之寬政八年より、往古之通、藥種屋四拾軒餘中買相極り、外藥種屋共賣買不相成候事、

〔糸方要錄〕五月二十日、町年寄中江指出候願書留、安永二年

乍恐以書付御願奉申上候

一私共儀、糸綿問屋株八軒ニ奉蒙御赦免、問屋一式ニ而渡世仕、冥加至極難有奉存候處、近年猥ニ相成、町々並糸綿牙人方ニ而、問屋同樣之商內被致申候、糸綿牙人と申者、諸方より賣ニ參候糸綿私共仲間江不殘持參り、商內仕候義ニ御座候、問屋之外ニ而商內仕候義者相成不申、勿論牙人之內ニ而商內仕候儀者、先規より堅く相成不申儀ニ御座候處、近年牙人の持前を忘れ、町方ニ而糸望人御座候得者、直に商內仕、其上牙人之內江糸綿買入候客を引入、我儘に問屋同樣之商被致候故、私共渡世無御座、難儀至極仕候ニ付、牙人方江再應對談仕候處、承知之趣每度返答被致候得共、何分相止み不被申、至而難儀迷惑仕候、元來個樣猥ニ相成候譯合之義者、糸綿掛目相改申候糸針口與申候而、問屋ニ限用イ候處、近來右之古針口を、牙人方幷町々江も所々買求相用候而、問屋同樣之商被致、自然と私共渡世方無御座、個樣に牙人方より我儘に商被致候而者、糸綿一式にて渡

小賣

世仕來り候私共、必至與及渇命申候ニ付、恐多御願ニ奉存候得共、前段に奉申上候譯合、乍恐被爲聞召分ケ、御憐愍の御慈悲を以て、先規之通り、私共中間之外ニ而、右之糸針口相用不申候樣ニ、乍恐被爲仰付被下置候者、難有所可奉存候、右之趣乍恐去る卯十月、以書付御願奉申上候處、町御年寄衆中被仰付候者、先年より糸綿問屋株御赦免被爲仰付置候義ニ候得者、夫々江屹度可申渡由、被仰下候ニ付、指控江罷在候處、早速町々幷糸牙人江も、問屋八軒の外にて、糸綿商内不仕候樣ニ御申渡被下、依之暫之中者相止み候得共、何分聞入不被申、渡世難相成、至て難澁仕候、重々恐多き御願に奉存候得共、右奉申上候通、町々牙人方へ、私共同樣之商内不被致候樣、爲仰付被下置度奉願上候、何分御憐愍を以て、先規之通、被爲仰付被下置候者、不相替渡世可仕與、生々世々冥加至極難有可奉存候、右之趣宜被仰上可被下候、以上、

安永貳年巳五月廿二日　　糸綿問屋八軒總代　中呉服町　源四郎　二人○下略

町年寄衆中

○按ズルニ、右ハ近江國長濱ノ事ナリ、

〔官中要錄十〕牙婆女スアイ　京都三條ノ宿屋杯へ、女ドモ小間物ヲ風呂敷ニ包、背負ショイ來リ、旅人ノ傍ヘナレ〳〵敷クサシ寄テ、茶多葉粉ノ世話ヲ燒、色々愛相ヨク饗應シ、ソノ上ニテ、御ミヤゲヲトスヽメ賣ルナリ、江戸ニハ見ヘヌモノナリ、

〔興起十組抄〕御入國の砌ハ問屋中買小賣と申無差別、何商人も幽成事の由、其砌當組合之儀ハ、京大坂其外諸國產物絹布木綿、並小間物類等を買廻し、御當地へ罷下り、御用等も差上、御屋敷樣其外、御當地ハ不及申、在々所々賣買致候、其比未だ世上不穩成候故、非常姦曲の者相妨候爲、諸商人へ商賣御免札被下置候由、

〔御觸帳五〕此間も相觸候通、町々賣溜錢多少によらず、隨分賣出シ、小商人にかぎらず、小賣之儀も、

人々勝手次第ニ可致候、尤囲ひ錢一切仕間敷事、

右之通、御奉行所〇京都より被仰渡候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不殘可被觸知候、以上、

子〇寶曆六年十二月九日　岡清右衞門〇下略

古事類苑

產業部二十三

商業三

〔倭訓栞中編二十八〕りやうがへ　兩替とかけり、兌字の意也、

〔享保集成絲綸錄三十二〕寶永七寅年六月

武家方引替金之事、町人方江相渡引替候樣に、最前相觸候へ共、若差支候事も候ハヾ、直ニ後藤方江遣候儀も不苦候間、可爲勝手次第候、以上、

六月

正德元卯年九月

覺

一唯今迄金座にて、兩替屋共、元祿金と新金引替之節、元祿小判壹分判取交致持參、新小判新壹分判と引替候へ共、向後兩替屋共方よりは、元祿小判計金座江差出し、新金と引替可申候、追て相觸候迄ハ、元祿壹分堅金座江遣し申間敷候、尤元祿小判之替りに、新壹分判請取候事は、何程多く差遣候共請取、古新壹分判同樣に通用可仕候、然上は、段々壹分判澤山に成候間、切賃前々之通り下直に可仕候、尤端々兩替屋共江も不殘相觸、此以後兩替屋共爲利用、密々に古壹分判金座江相渡候ハヾ、急度曲事に可申付候、尤切賃此間之通り高直に致候ハヾ、吟味之上、是亦可爲越度候、以上、

九月

正德元卯年十月

一元祿壹分判、爲引換金座江出し申間敷旨、先達而相觸候得共、頃日新壹分判餘程出候由に候間、元祿壹分判勝手次第引替可申候、且又切賃彌下直可仕候、以上、

十月

正德二辰年二月

一近き頃ゟ、御當地兩替屋其外町人共方ゟ、大判之分、遠國江差遣候內、京大坂江大分差遣候由相聞、難心得候、重而此方ゟ差免候迄は、兩替屋幷其外町人方より、大判堅遠國江遣申間敷候、尤兩替屋にて無之町人、大判取やりいたし候儀は勿論、兩替屋より外商賣之町人共、堅取やり仕間敷候、武士方ゟ町人江請取、町人より武士江遣候儀、幷兩替屋仲ヶ間にて、取やりいたし候儀は不苦候、

右之趣、急度可相守、若相背不差免內に、內々にて大判遠國江遣候歟、又は兩替屋にて無之町人、取やりいたし候儀は不及申、兩替屋にても、外町人と取やりいたし候段、たとひ後日に相知候とも、當人は勿論、家主名主迄、急度可申付候間、此旨町中可觸知者也、

二月

正德二辰年三月

覺

一頃日新金古金之譯を立、致兩替候由相聞、不屆候、先達而相觸候通、新金古金共に、同じ様に切賃取之、無滞様に可致通用候、若相背もの有之候ハヽ、急度可申付候間、町中不殘可相觸候、以上、

三月

正德四年甲午五月十五日

諸國商人兩替し候輩に可申渡事

元祿寶永以來、金銀之品改り候度々に、其通用相滯、つゐには世の難儀に至り候事、兩替し候商人等、みだりに金銀の品を高下し、過分の利倍を求め候より事起るの由に候、今度金銀之品、皆々慶長の古法のごとくになし返され候といへども、元祿以來の金銀、ことごとく皆相改り候迄は、其年數久しかるべきによりて、其間金銀通用割增等の法を定められ候處、金銀錢等の兩替を以て家業とし候上は、其時に應じ候て、相當の相場はあるべきこと勿論に候、若これより後に至りて、兩替の上につきて、世の金銀通用の相さまたげ候事仕り出し候者有之においては、其者をば急度嚴科に行はれ、其由を以て訴出候ものにおゐては、彼罪犯の者の家材を以て、よろしく褒美の御沙汰あるべく候者也、

五月

〔京都御役所向大概覺書七〕江戸ゟ觸書并役所ゟ指出候觸書之事

覺〇中略

一京都兩替之もの共、江戸江指下シ候金銀請込候飛脚宿船荷物受負之者共、元祿金小形金者、唯今迄之通請込可指下候、京都より之飛脚、江戸より罷歸候使ニ、新金慶長金等指登せ候分者受取之、元祿金小形金を指登せ候事候とも、一切に不可請取之候事、

一江戸之外餘國江、元祿金小形金等指遣候事有之候共、請込不申、其由を早速番所江可申出候、然ル上者、手前ゟ飛脚を仕立差下シ候歟、又は荷物の内へ指加へ遣候族も可有之候間、隨分心を付、不審之事者、是又可申出候事、

右之趣、若違犯之儀有之候におゐては、金指下シ候ものは不及申、請込候者も、急度罪科に行はる

べき者也、

正德五未年十二月

右之通、急度可相守之旨、洛中洛外飛脚宿船荷物請負之もの共江、急度可觸知者也、

追加

銀引替之事、壹ヶ月之定法之内、日々引替之分量は勝手次第と有之候得共、たとへば日數十日も引替不仕、一度ニ銀千貫目も一日ニ引替候而者、新銀出來方不足ニ而指支申候間、一ヶ月之定數之内を割合致し、日々ニ成共、段々引替候樣ニ可相心得候事、

京都本仲ヶ間兩替一組、向後毎月引替可申金銀高左之通、

一金五千兩より壹萬兩迄

但元祿金小形金集り次第、此定數之内を以、毎月引替所ニ而、新金と引替可申候、

一銀五百貫目より千貫目迄　但通用銀之積りにして

是は元祿銀、寶永銀、三ッ寶、四ッ寶銀共ニ集り次第、此定數之内を以、毎月引替所ニ而引替申候、

右之趣を以、組合定次第、來申正月ゟ、毎月毎ニ惰怠可引替之、

一組合之者共、人別ニ其名を記し、判形仕候帳面を町奉行所へ出し置き、其一組之内にて、代り代りに月行事壹人宛を相定め、毎月朔日に其月之行事の名、幷居所を記し、判形仕候書附を奉行所江可指出候事、

一右帳面幷月行事之書付等、引替所へも渡し置き、金銀可引替之、毎事引替候數の多少を引合せ、定數よりも不足シ候月も有之におゐては、其月の行事之もの曲事の沙汰あるべき事、

一新銀は京都にても吹出候ニ付、一月之定數を割合せ、日々に引替候とも、其勝手に任すべし、新

和利切賃

金は江戸より指登せられ候故に、毎日引替候事は難成候之間、新金到著之度々引替所より月行事共方江、案内有之候上ニ而可引替候事、

正德五未年十二月

〔御觸書集覽 一〕天保十三寅年七月朔日

丁銀銀座常是包之外は、兩替之節、欠立候趣相聞、如何之事ニ候、向後ハ包候兩替屋、町所名前急度相記、無銘之包、決而致間敷候、此度萬一懸改欠立候ハヽ、包候もの吟味之上、嚴重之可及沙汰間、右之趣兩替渡世之もの迄も不洩樣可申聞候、

右之通、町中不洩樣可觸知もの也、

寅六月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中家持借家裏々迄、入念早々可相觸候、

寅七月朔日　町年寄役所

〔金銀圖錄 一〕一切銀ト記スルハ切遣ヒナリ、切遣ヒトハ、古時ハ目方ノ一定シタル金銀幣ナシ、延金ヲ入用ホド、鏨或ハ鋏ニテ切テ、秤ニ懸テ遣ヒシナリ、後藤作ノ目貫ノ形ニ切金アルモ、此ヲ摹セルナリ、竹流ハ鋏ニテ切リ、越後ニテハ鉈ニテ切ト云、今兩替ニ切賃ト云モ、是ヨリ出シナルベシ、

〔東福寺文書 四〕得地正稅米納 〇中略

下行　京著寺納分

五拾一貫佰廿八文

拾貫貳百廿壹文　右之和利二分賃 〇中略

天文十六年丁未年三月十六日　惠給花押

東福納所禪師

〔東福寺文書四〕得地正税米納○中略

支行

伍十五貫佰四拾文　　京著寺納分

拾壹貫卄三文　　右和○利○二分貫○中略

已上佰卅貫文

壹貫文　　唐料貳貫文、永珍藏主官錢、○和利不立之

天文卄四乙卯年閏十月十八日　　令曇花押

東福納所禪師

〔東福寺文書四〕得地正税米

伍拾石　於上得地自毛利殿奉行衆請取之

拾石　於下得地自吉見殿奉行衆請取之

以上六十石

右賣代新錢九拾六貫文但二和利半充貫、古錢卅八貫四百文也、

壹石別壹貫六百文充

弘治參年十二月晦日　　性東

高山寺僧　元棟

〔享保集成絲綸錄三十二〕正德元卯年九月

覺

兩替切賃、近き頃高直に有之に付、去頃兩替町、駿河町之兩替屋共召出、令僉議候處、例年只今時分

は、穀類賣買ニ在々江壹分判遣し、其上金座より壹分判引替に出候員數不足故、切賃高直之由沓付差出候へ共、其段申譯相違に相聞候、所々より、日々に兩替無滯上は、小粒拂底とは難申候、畢竟兩替屋共申合、爲利分切賃高直に致候樣に相聞、不屆に候、初發相觸候通、元祿金新金取ませ可致通用候、總而銀之相場、錢之相場、殊に致高下くるわせ候儀、是以兩替屋共申合之樣に相聞候、相場くるひ候へば、金之引替にも障り候間、彌兩替屋無滯切賃高直に無之樣に致し、銀錢相場高下無之樣に、町中兩替屋共不殘、急度可相觸候、以上、

九月

正德四午年十二月〇中略

一切賃の事、古來より例も無之候程高直に仕候、いか樣の子細に候歟、急度切賃をし下げ、みだりに高直に不仕ざる事、〇中略

右之條々、町中の者共よろしく相心得、違犯之者有之候はゞ、早速可申出、後日ニあらはれ候はゞ、其罪科も本人に同じかるべき事、

十二月

享保九辰年十一月〇中略

一切賃之事兼、頃日故なく高直ニ仕候、如何樣之子細ニ候哉、切賃押下ゲ、みだりニ高直ニ仕べからず候、相背候兩替屋は、曲事ニ可申付候、〇中略

右之條々、町中可觸知者也、

十一月

〔天保新政錄三〕天保十四卯年正月十七日御觸

錢相場之儀、金壹兩ニ付、錢六貫五百文換之積たるべき旨觸置候處、口錢之定無之候ニ付、錢屋共、

打錢と唱へ、旦錢受取候得共、不同有之、此節追々錢拂底ニ相成ニ付、少分之兩替致し候錢屋共者利潤薄く、渡世相休居候者も有之哉ニ相聞候間、當分之內、素人より錢買受候節者、當百幷眞鍮錢者、金壹兩ニ付、四拾八文迄、小錢者同六拾四文迄之打錢受取、同渡世之者共者右ニ准じ、相應之打錢差遣し、無滯取引可致旨、舊臘申付置候處、彌相心得、無差支取引可致、且他國より錢相廻候義差止置候處、此節錢拂底ニ付、追而及沙汰候迄、仙臺角錢石卷錢之外者、他國より相廻し候義、勝手次第致し、聊も錢不貯置、早々賣渡候樣可致候、若利潤ヲ貪隱し置不賣渡者有之者、吟味之上、當人者勿論、町役人共迄可爲越度候、

右之通、町中可觸知もの也、

卯正月

〔御觸書集覽二〕一金壹兩ニ付

兩替屋ゟ素人江小賣買、大小百錢共六貫五百文、素人ゟ兩替屋江買取候打錢、大四拾文ゟ四拾八文迄、

此內譯 素人ゟ買集候兩替屋、運送諸懸り打錢見込、拾三文ゟ拾六文迄、

下タ町兩替屋ゟ山之手兩替屋江買取候節、下タ町ゟ山之手迄運送諸懸り打錢見込、廿七文ゟ三拾貳文迄可受取、

小六拾文ゟ六拾四文迄

此內譯 素人ゟ買集候兩替屋運送諸懸打錢とも見込、拾六文ゟ貳拾文迄可受取、

下タ町兩替屋ゟ山之手兩替屋江買取候節、下タ町ゟ山之手迄運送諸懸り打錢見込、四拾四文ゟ四拾八文迄可受取、

但百文錢者、右兩樣ニ准じ、程能相對可致、

下タ町内山之手兩替屋取引道法遠近に寄、程能見計、相對可致、

右之通、兩替屋共打錢取引錢賣買、急速無差支取計候様、兩從御番所被仰渡候間、各様ゟ御組合限り、月行事持場所共、早々御通達可被成候、以上、

寅（○天保十三年）十二月廿八日　熊井理左衛門（○下二人略）

右之通達來候間、此段御達申候、早々御支配限、町々江御申渡可被成候、

〔憲法部類乾〕近年大坂表兩替屋共之内、印。金と名付、正金にては無之、帳合金を致賣買候もの有之由相聞、不埒之至候、以來右帳合金賣買之義、堅令停止候條、急度可相守、若於令違犯者、嚴科可申付者也、

寶暦十一年巳十二月

〔幕令拔抄〕當地（○大坂）兩替屋ども之内、印。し。金と名付、正金ニ而無之帳合金を賣買いたし候者有之、不埒ニ付、以來右帳合金停止之旨、去ル巳年被仰渡候處、江戸駒込丸山新町家主利右衛門と申者、金錢賣買會所被差免候ハヽ、内仲間相對之申合相極候外ニ、右ニ類し候者紛敷儀は相制、年々御益金可致上納相願ニ付、格別之譯ヲ以、右商賣被差免、會所二ヶ所相建候、其外ハ巳年被仰渡候通、停止之事ニ候間、十二ヶ年以前、未年觸しらせ置候處、年を經候事故、右觸之趣不存者も有之、同様願等も出來致、商賣手薄ニ相成、難儀之よし再觸之義、此度利右衛門願出候間、十二ヶ年以前觸渡候通り、無違旨相心得、右商賣望之者共者、利右衛門へ、相對を以、手廣賣買可致候、

右之通、三鄕町中へ可觸知者也、

安永三年午九月十二日

〔幕令拔抄〕當地（○大坂）金錢延賣買會所引受人、江戸表淺草寺院中誠心院地借四郎右衛門儀、冥加金納方差滯、追々吟味之上、致納付候ニ付、手銀通りニて請負取放、今般右會所引受候義、當表京町

錢商
兩替商

堀四丁目阿波屋伊兵衛義、冥加金致ニ先納、手銀を以、會所仕法之義ハ、前々仕來之通取計候趣、願之通申渡候條、其旨相心得、延賣買望之者共ハ、右會所ニ於て賣買可ㇾ致候、

文化九年申十月朔日

〔御觸帳 九〕弘化二巳年町觸寫

正金を商物同樣に取扱候儀不ㇾ相成ㇾ旨、前以追々相觸置候處、近來差當り正金入用にも無之者、添銀の高下のみを見込、請渡に限月を立、正金を前賣前買いたし、右に付、種々方便を以、添銀相場等を爲ㇾ狂、諸向一般の差響き相成候趣相聞、不埒之事に候、此度正金融通筋、各別之御仕方相立候上ハ、猶更前顯正金限商等之儀ハ、一切致間敷候、若是迄右樣之取引致居候者有ㇾ之候ハヽ、速ニ相對賣買戾しニ可ㇾ致候、

巳五月二十七日

〔今昔物語 十六〕備中國賀陽良藤爲ニ狐夫ㇾ得ニ觀音助ㇾ語第十七

今昔、備中ノ國賀陽ノ郡葦守ノ郷ニ、賀陽ノ良藤ト云フ人有ケリ、錢ヲ商テ家豐カ也、〇下略

〔人倫訓蒙圖彙 四〕兩替屋　金と錢の相場によつて利德を考、兩替の分によつて渡世す、意正直にして無欲なる商人は、世にまれ成べければ、分て此商は因果をわきまふべき事也、

〔再訂江戸總鹿子 五〕錢瓶橋、一書に、むかし此所にて永樂錢の引替ありし故、本名錢替橋なりといふ、然れども左にはあらず、いにしへ此地に町中より錢賣市をたて、毎日兩替せしに、次第に錢賣多くなりて、始めは十四五人なりしが、後は人數七十人に成ぬ、斯ては日々に多く成て、互に渡世の爲にもなるべからず、いざさらば、一所に會合して中間を定め、此人數の外猥にならざるやうにすべし、場所廣き地にて談せんと、三月十九日、淺草ふぢや、未だ葭簀張の出茶やなりしに集まりて、仲間を定めける、是江府の中、仲間寄合の始にて、江戸寄合茶屋根元、此藤やなるよし、然らば

錢買橋といふも謂なきにあらず、

〔諸問屋再興調 別帳〕一兩替屋 貳拾七組 六百四十三株

是者享保三戌年閏十月廿五日、六百人ニ御定、其後内譯本兩替町組六人者、先年者同町往還に立合、金銀相場相立候由、中古より此相場立合者相止、是を本兩替屋と唱申候、又神田組、三田組、勢利組、此三組を合、壹番組と唱、百五拾七人、幷貳番組より貳拾七番組まで四百五十一人、天明四辰年十一月中、上野領十六人、濟松寺領四人、吉原町九人、合六百四十三人、錢兩替は、毎夜四日市廣場江集り、賣買いたし相場相立候て、市中錢融通仕候、尤享保三戌年より、兩替屋之外者、兩替致間敷旨、度々御觸有之候、

〔諸問屋再興調 四本兩替屋 番組兩替屋〕名前本帳取極御屆申上候書付

町年寄

十月十七日、御下知之内、

一本兩替屋 番組兩替屋

右再興名前本帳相仕立、帳面前文伺濟之通、以後加入幷讓替等可願出旨申渡、調印爲仕、則右帳面本兩替幷三組より貳十七番組迄、外ニ寺社領共貳十九冊、假組壹冊奉入御覽、此段御屆申上候、以上、

但丑年前後、商賣人共新古睦合、渡世可致旨口達、幷假組之者共取調之節、受書差出し候通相心得、組合商法相守、渡世可仕段申渡置候、

亥〇享保四年十一月　館市右衞門　喜多村彥右衞門　樽藤右衞門〇三人共江戶町年寄

〔憲敎類典 五ノ十五下〕寬保三亥年三月

於町々無天秤ニ而、錢致商賣候もの數多有之、御定之兩替屋共、家業之障ニ相成、其上賣溜錢等賣出候ニ付而、書上之相庭ニ相違有之、難義之由願出候、依之自今無天秤ニ而、錢兩替不致候樣、名主

支配限、急度可申渡候、尤向後無天秤ニ而、錢両替いたし候もの有之候ハヽ、申出し候様申渡候間、此旨町々不洩様可申渡候、

三月

〔徳川禁令考 四十六 両替屋〕天明七未年八月三日

両替屋共江申渡幷請書

本両替屋幷濟松寺領

右者前々之通、本両替屋六人ニ而申合商賣可致候、是迄本両替屋附錢両替屋之儀者、以來本両替屋を放れ、其最寄組江致加入、商賣可仕旨申渡候間、其段相心得可申事、

但名前帳面、來月十日迄可差出候、濟松寺領両替屋、是又本両替屋放れ、前々之通相心得、帳面可差出候、

本両替屋附錢両替屋共

右者是迄本両替屋附ニ而、商賣致し候相場書上等、別段ニ差出候處、以來本両替屋を相放れ、其所最寄番組江加入いたし、前々之通相心得商賣可致事、

三組両替屋共

右者銘々持株天秤之外相用、相對を以貸渡候間、役金差出候得共、以來本株其儘前々之通、勝手次第ニ、三組之內ニ而申合商賣可致事、

但名前帳面三組分一冊ニ相認、來月十日迄可差出候、

番組両替屋共

右者其組之分相應ニハ、自分持株之外、天秤御割付被下候處、右天秤相對を以貸付、尤最寄之外組江加入為致、役金相納候得共、組合之儀者、是迄致組合候組ニ、其儘賣買可致候、以來株貸付株と相

分り候儀無之候間、心得違無之樣申合商賣可致事、
但名前帳面相仕立、本兩替屋附錢兩替屋共ニ組ニ被入候間、是又一冊ニ認入、來月十日迄ニ可差出候、

一四年以前、辰年御渡被下候御燒印札不殘、來月三日樽屋江可納入候、且天秤貸附讓渡等不致、浮天秤之分、本兩替屋三組共、是又不殘、來月三日可相納候、

右之通相心得、天秤頂戴、上ゲ天秤親類江讓渡、引越願、家業相續、後見付願等之節ハ、家主名主加印書付を以可願出候、尤天秤頂戴、幷引越願之節者繪圖面相添、樽屋所江申出、差圖を請商賣可致候、頂戴天秤之儀者、前々之通り、冥加金三百疋ツヽ差出可申候、諸事以前之通可相心得候、

但店支配人代、幷印形改、家々代り等之節ハ、兩替屋行事加印ニ而可願出候、

右之通被仰渡奉畏候、此段組合限申通、以來心得違無之樣可仕候、爲後日御帳之印形仕置候、以上、

未八月三日

〔諸問屋再興調一上〕兩替屋之儀御改革以前迄年々町觸

一町中兩替屋之儀、今度書出候兩替屋六百人ニ相極候間、此外之兩替屋共天秤、名主共方江取上、

一切兩替商賣爲致申間敷候、勿論賣溜錢小賣等致候儀も、堅無用ニ可仕候、若於相背者、本人ハ曲事ニ申付、家主五人組名主迄可爲越度候、

天明六午年奧書

右之通、享保三戌年相觸、其後寺社門前町屋三拾五人相增、都合六百三十五人ニ候處、尚又六百四十三株ニ相定、兩替屋共役金相納候ニ付、右御定兩替屋之外、商人ゟ素人江錢賣渡候儀、決而致間敷、兩替屋江賣渡可申候、自今以後、前條之趣彌以相守可申候、若相背者於有之者、本人者曲事ニ申付、家主五人組名主迄可爲越度候、

右之趣、町中急度可₂相觸₁者也、

午十一月

天明七未年與書以後年々同斷懸紙

右之通、享保三戌年相觸、其後六百四十三株ニ相定、右御定兩替屋之外、商人共ゟ素人江錢賣渡候儀、決而致間敷、兩替屋江賣渡可₂申候、自今以後、前條之趣、彌以相守可₂申候、若相背者於₂有₁之者、本人者曲事ニ申付、家主五人組名主迄可₂爲₁越度₁候、

右之趣、町中急度可₂相觸₁者也、

未九月

〔諸問屋再興調〕四 此度問屋組合之儀、文化以前之通、再興被₂仰付₁、現在人數を以、追々取調之内、左ニ申上候、

上納金下役取扱候兩替屋

一兩替屋　天秤數　六百四十三挺　四人

番組兩替屋　六百三拾六人

一兩替屋假組　横山同朋町喜平次地借　榮助

西河岸町隆助地借　伊助紀州住宅ニ付店支配人　半兵衛

右之者儀者、番組内之天秤所持仕候得共、錢相場書上等も不₂仕、休業之ものニ付、假組江加置、追而組合熟談之上、番組江加入、家業仕度旨申₂立之₁候、

一上り天秤壹挺　本所龜井屋敷　喜三郎店　平兵衛

右者嘉永元申年十一月中、悴瀧之助江家業讓渡候處、瀧之助儀、同二酉年四月廿六日欠落いたし、同閏四月三日御訴申上候處、同十一月二日欠所被₂仰付₁、同廿五日北御番所江天秤差上候旨、兩替

下ヶ札

屋共申立之候、

去ル丑年以來相始候

一兩替屋假組　　拾六人

右者天秤所持無之候得共、錢相場書上仕、現在家業仕來候ものニ付、假組江差加置、前書上り天秤壹挺ハ、右拾六人之者共之內熟談之上、追而頂戴願出可申旨、申渡置候樣可仕哉ニ奉存候、

〆全現在家業仕候者人數　〆六百五拾六人

（朱書）是ハ享保三戌年、人數六百人に御定、其後天明度ゟ、寺社領其外差加、六百四十三人ニ相成、內本兩替屋と相唱候者ハ、錢兩替不仕、上納金取立候節金見相勤、番組之儀者、三組幷二番組ゟ貳十七番組迄、一組一人宛、月行事相立有之、名前帳町年寄江差出し置、異變又ハ欠落等ニ而、上り天秤有之候節ハ、掛り町年寄江差出し、追而頂戴願候當人、幷町役人月行事差添願出候得者、伺之上、願之通り被下置候節、爲冥加金と金三百疋上納仕、右冥加金ハ、追而所々地代金之內江組込、御金藏納相成申候、天秤讓替願者、伺之上申付、悴江相續願、又ハ女名前、後見付等願出候節ハ、町年寄手限承屆、年々九月伺之上、定例町觸有之候仕來ニ御座候處、丑年御改革之砌御差止、

右者享保之度、名前帳差出候組合ニ御座候間、此度再興被仰付可被下候哉、名前帳之義者、兼而被仰渡候通、私共方江取置、町年寄手限承屆候仕來ハ相改、以來加入幷名題替讓替其外共、前例之通可願出旨申渡、外問屋向之通、其刻々御內寄合ニ而伺之上進退可仕候、則差出し候名前帳三冊、幷天明之度町觸、年々町觸寫奉差上候、以上、

亥（〇享保四年）九月　　館市右衛門　喜多村彥右衛門　樽藤左衛門（〇三人共江戶町年寄）

（下ケ）本文四人之者、天明四辰年、兩替屋共役金之儀ニ付、曲淵甲斐守殿御伺書之內ニ、本兩替屋六人と有之、去ル丑年以前迄、右名目ニ相唱來候ニ付、此度再興相成候上ハ、本兩替屋と復古被仰付

札

候樣仕度奉存候、

〔本兩替仲ヶ間名前帳〕今般仰渡之趣左之通

去ル丑年、十二年〇天保諸問屋仲ヶ間停止被仰渡候所、其以來商法取締相崩、諸品下直にも不相成、却而不融通之趣ニ付、今般問屋仲ヶ間之義、當時現在之姿を以、再興申付候間、年寄行事等取極、商法等前々之通相心得可申候、尤農家餘業之分者、此上人數不相增樣いたし、其餘者增減勝手次第之義ニ付、以前人數定有之向にても差支等無之分は同樣相心得、其外此度差出候觸書之趣相守、物價引下ゲ方厚ク心掛ケ、實直ニ渡世相營、不取締之義無之樣可致候、自然手狹窮屈之義有之候ハヾ、仕來ニ不拘、便利之方に申付候間、其旨可存候、

右申渡候趣、夫々同渡世之もの共江申聞せ、名前帳面仕立可差出候、

右之通、諸問屋仲ヶ間江被仰渡候處、兩替渡世之義者、嘉永三戌年、錢相場之義ニ付被仰渡有之、有來兩替錢之外にて、錢賣買御停止被仰渡、其以來人數相極、名前帳差上有之候、然ル處今般前々之通、仲ヶ間再興被仰渡候ニ付、前々仲ヶ間御立置被成下候節之定書、左ニ相記シ、名前帳面奉差上候、以上、

嘉永六丑年十二月

〔町人考見錄 四〕兩替屋

一兩替屋者、百年以來、上品の身上者、此記にしるす如く、中位の身上は其數をしらず、今の跡とて何程も相見得不申候、別而兩替商賣は六ヶ敷ものと心得可申、江戸大坂とて同斷、其子細は、兩替といふものは、元銀金錢の直段、少しの利分を以、當世商賣の所ぞかし、然るにか、少し元手出來ると、少しの店賣はまだるく、夫より大名商人へ借引致し、人の金銀の肝煎せんよりも、身上よく見請候へば、安利にして持かけ預ける故、主人手代とも、金銀をば自然と大切に不存、元の

兩替筋を忘れ、大欲になりて、分際不相應廣げちらし、少しのつまづきも、元が無理から故、直に滅亡する也、盲のはやき、此商ひ第一と心得べし、殊に近年はむかしと違ひ、相場喰違ひ多く、米同前に手先の思ひ入と成り、夫より手代共もあしく成、一旦思ひ入より當りて、少し得分あるといへども、終りは其筋にて無くなる事、是當世の大博奕也、今京都に、身體に此疵を負ぬ兩替屋は四五軒ならでは無之候、日野屋又右衛門、同甚太郎、百足屋仁左衛門、手前兩替店也、能々此次第を考へ、工夫可致事也、然るに今兩替の內、家も榮え、工面能致し參るもの、大坂鴻池善右衛門、(親善右衛門也)此親了信といふ、今の善右衛門十五六歲にて家督を渡し、上野へ隱居す、善右衛門隨分商人心なるもの、其上親了信へ孝行專一に致し、親も他人へ子の噂をする程の孝子也、善右衛門廿歲ばかりの時、親了信果たり、夫より四十歲成ニ家相續ニ、殊に家業よく勤め、件の孝心の冥加を受候やらん、近年大名かし致候もの將棊倒しに成行申處、此鴻池者上手に廻しよく、ますます身上厚く相成候事、偏ニ若年より家業にはまり、身を愼しみ、又孝行の惠みを得て富を得ること、是則天道眼前の道理也、能々心得申べきもの也、

〔町人考見錄 一〕兩替屋善六

一是は下地輕き兩替より段々富有となりて、終に七八拾年已前は、京壹番の兩替商賣有德者と成る、二代目善六代に、作州津山城主森美作守殿へ、一萬貫目餘取替置候所、滯候ニ付、身上潰れ申候、其節善六江戶に趣き、件の森家取替銀をば、公儀へ願訴すといへども、森家より善六へ扶持方を給ひ置、家來の由申立る故、却而善六難義に及び、剩へ善六江戶にて果申候、其外御大名方へも取替置候所、是も滯、加州の御用も承居候所、是も滯る、元祿の中頃、又身上さしつかひ、外町人の金銀を請込候處、返濟は差支、家沽却し、跡形もなく成行申候、世盛の時は、凡二三十萬兩の分限と風聞致し候、居宅は下立賣烏丸西江入町にて、凡壹町四方程の屋敷也、彼もの、後銀座

中村内藏助方に同居す、善六が繁昌の時は、不斷茶湯亂舞を好み、其外樣々の極樂に奢りを極む、總て大名方へ出入の町人、其有德なる時は、多く扶持米を贈りて屋敷へく丶り付、身上衰行時は、彼扶持方合力米も薄く成、後々にはいつとなく相止申候、畢竟は餌を與へ身體をつる仕方也、呉々も町人は少しなりとも、御大名方より合力米扶持米等受る事有るべからず、此善六も森家より扶持米を給り候ゆへ、大分の借附は扨置、家來の名目になりて、其身も是を愁ひ病死しぬる、愚成事共かな、武士は計略を廻し、勝手を專らとす、是軍務の職也、町人はよき程に金もうけして、殘銀をば見切こそ肝要也、武士は四民の頭、智謀兼備の役人を使ふ故、手元は見通し、却てうらをくはせ、先を取て、彼方よりよき程取込と斷を申出し、町人の竹鎗を以て、武士の眞劍に向ふが如く、相手にせず、夫大名の仕送り、始より理屈の詰たる事に、誰か大切の金銀を出し可申歟、年々大坂廻米を引宛、元利支拂ふて、少し預りに相成程に相見へ、先初年は其工面になしても、翌年はや江戸臨時の物入、公役普請等の入用までかさみ、せんぐりに銀高上り、後には廻米あれば、先仕送さへ引請、筭用に成つゞく故、筭用不立、其上極りの廻し高のうち、國拂して、正銀にて江戸へぬかし、果は斷と成事、是大名方のならはし也、兵書にも、敵を知り、己をしるを名將といふ、町人として武士を計らんとは、敵をしらざる也、

〔町人考見錄　一〕兩替屋善四郎

一所は室町通大川町に住み、五十年已前、長州毛利家へ一萬三千貫目取替候所相滯、漸々年賦に斷相立候所、其外御大名方の取替共滯と相成候、剩へ町人の金銀を請込、段々にさしつかひ、三代目に潰れ申候、凡大名借、他借を請込貸候樣に成ては、潰れと存可申候、近世那波屋、家原、辻、三木等、其外右の類多く、皆我手元は大名方へ取られ、用事を承り不申候得者、元金も動き不申候故、つなぎをせんとて、如件他借をして用達申候へば、元金は動かすつもりの處、原々不動、大名

方はまた甘味がありと、有丈出させんと工夫する、町人は弱みをみせては、元銀も捨たる事故、肩を張て見せかけ候へども、果は弱きが負るの道理、他借は日々に利足嵩み、仕替の日限に到り候へば、手際あしく見せかけ間敷と、才覺致し相渡しけれど、果は屋敷方よりは、貸銀の上に借金を賴み、段々出銀多く成、廻米はいつにても高の極りたる事、屋敷より不勘定になり候へども可致樣なく、終に件の如く潰れと相成候也、

谷長右衛門

〔京都御役所向大概覺書六〕金銀引替所

一三條通高倉東江入ル町

〔江戸總鹿子五〕諸職諸商人有所

金銀兩替や

本兩替町　駿河町　其外所々ニ有之といへども、此所より毎日相場立也、

錢屋

本佐竹殿前　其外所々ニ有之といへども、此所より毎日相場立也、

○按ズルニ、小宮山綏介筆記ニ、錢相場は、昔は元佐竹前にて立たりしに、其後元四日市に移る、其趣は兩替屋の内に取引組といふもの三十人ほどあり、此内より二十人ほどづゝ、毎夕五ッ時限りに、四日市なる水茶屋へ集會す、本兩替屋等の中、其日會所へ集りしもの同處へ來合せ、雙方打揃て同町の廣場へ立並ぶ時に、取引組の方にて目付と稱するもの一人、提燈を携へて進出るを合圖に立會を始るなり、其相場と賣買高とは、行事一人提燈の前にて帳記し、其翌日兩町奉行所、及び町年寄へ書上るなり、嘉永四年に、兩替商組合を再興せしときの數は、本兩替屋は三井組、及び竹原、中井、村田の三氏、金銀包通用は三谷氏外八人、又三組といふは、神田組、三田組、世利組にて、合百廿六人あり、其外は二番組より廿七番組まで、及び上野領濟松寺領の二組

並に假組なり、又これを大別して、神田組、兩替町組、淺草組、芝組、四谷組、本郷組、京橋組とす、これに世話役各十餘人より廿餘人まであり卜ミユ、

〔賣買取極之要證〕一金銀請取渡し、印形無之分者不用ニ候事、自然御渡し被成候時者、翌日印形御取可被成候、別而大切之品故、急度御心得可有之事、

一延賣買、節季前手形取之候上者、一切相違有之間敷事、

一節前仕切、未出來之分者、後日帳面引合せ、總高共吟味可有之事、

一二季仕切金銀何程と付札ニ御認メ、押切印形御添、御渡可被成候事、

右之條々堅相守、一切違背致間敷事、

一此度組內一統相談之上、取極メ候要札之儀者、新規之事にあらす、古來よりの仕來にて、永々商賣之基に候得者、後々手代衆中之行儀となし、深く可相守候、近來者、若輩之者其身分を忘却し、多く心得違之事共有之歎ケ敷、誠ニ天罰恐るべし、邪なく正直に可被相務候、仍而如件、

上組　松坂屋茂右衞門〇中略
中組　鴈金屋藤兵衞〇中略
下組　千切屋治兵衞〇中略

右之條々、違背無御座、連印如斯ニ候、例年二季小判合之節、一統へ讀聞せ、永々可相守者也、

天保二辛卯十一月　右組中

〔兩替商行司定仲間申定書〕仲間申定書

一兩替仲間取引之義者、預り金計御座候而、銀子預り無之候處江、銀子之振手形相廻り候故、預金直附申遣し、銀子ニ引直し候得バ子細も無御座候得共、先方之勝手ニ寄り、金子直入不仕、銀子振替相渡吳候樣申居候へバ、右振出し銀子ニ日步銀相掛ケ申候、又ハ他國在方之取引先より

金錢差越、相違之旨直段ヲ以賣拂申來り候分ハ、直立引合兼、直入出來不申內、銀子之振手形、前段之通相廻り候得バ、預り銀無之候而も相渡置申候、右振手形差戾シ候而ハ、先方手支ニも相成候ニ付、前文賣拂申來り候迄ハ、金子預り居申候儀ニ御座候間、右預り居候金子を見込、銀手形相渡居申候、右ハ全ク金錢引當相成候と同樣ニ御座候得共、右等之義も不仕候而ハ、日用ニ差支申候、尤當所銀通用とは乍申、近年多分金取引ニ付、前文之通、見込ヲ以金銀取引不差支候樣致、融通無滯取渡仕居候仕來りニ御座候事、

一日步銀之義ハ、通取引出入御座候砌ハ、銀子壹貫目ニ付、三五分迄之取引仕來り御座候、取引出入無之殘銀置居ニ相成候月ハ、月一步之利足ニ相直し申候、又候出入有之候月ハ、三五分之取引ニ直し申候、其後出入無之候ハヾ、何ヶ月相立候とも、月壹步之利足ニ御座候、尤通帳勘定仕度每ニ、日步銀直ニ可被相渡筈之處、勝手ニより通帳へ相記候得バ、金兩替方振替ニ相成候ニ付、元銀ニ相立候仕來りニ御座候事、

一取引通手尻貸ニ相成候ハヾ、月々日步銀通帳へ付出し、勘定ゟ仕候後、入銀等も無之候節ハ、前月之ゟ高、元銀ニ相立、又候日步銀付出し、通ゟ仕候ハヾ、右殘銀、元銀ニ相立候、取引先ニ不案內之仁も有之候ハヾ、利ニ利相掛ケ候樣被申立候得バ、一應ハ、其意にも相當り候得ども、元來融通第一之金銀取渡し、通帳ニ御座候故、日步銀通帳へ相記し申候得バ、正銀相渡候も同樣之振合に御座候間、利ニ利受取候儀ハ一切無御座候、且取引先、利ニ利も相掛り候樣被存候ハヾ、別段日步銀、正銀ニ而持參被致候ハヾ、子細も無御座候哉ニ奉存候事、

右之通、仲間一統前々より仕來り御座候、此段乍恐以書付御斷奉申上候、以上、

安政三丙辰年六月

十人兩換屋共

御奉行所

右之通、御聞濟之上、以後被為御取極候間、心得違無之樣、正路之取引可被致候事、

辰六月　　行事印

〔加入一札〕加入一札

一此度各方之本兩替仲ヶ間江加入仕度存候ニ付、吹擧人伊勢屋藤兵衛殿相賴、別紙連印を以、加入之義、御賴申出候之所、御差支もなく、一同御承知被成下、向後本兩替屋御同列御差加へ被下候段被仰聞、千萬忝次第ニ奉存候、然ル上者、於本仲ヶ間ニ、從古來之御差法等相背申間敷候、

一從御公儀樣被為仰出候御法度者勿論、御仲ヶ間御定書之通、急度相守可申、尚又以後何事ニよらず、御仲ヶ間一同御相談之上、御年番總代ゟ御申聞御座候義、違背仕間敷候、

一金銀通用方、御觸之通相心得申候、將亦慶長之古金銀初メ、其外當時通用御停止之金銀類手廻り候ハヽ、金座銀座幷引替所江、早々引替ニ差出し可申候事、○中略

一紛失訴有之候節々、兩替渡世之もの共江御尋之御用ニ付、急廻狀持廻りを以、御達御座候廉々、急度心得置、少にても似寄之義御座候ハヽ、早速御屆可申出候、

一近來諸向取引、專ら手形取引ニ相成候時節ニ付、本兩替向之預り手形ニおゐて者、宛名に不拘、何方ゟ取付ニ參り候共、聊無滯相渡候樣可致之事、

一仲ヶ間公邊勤向、其外年中之諸入用、割符出銀之義、相心得罷在、二季御取集メ之節、無相違差出し可申候、

一今般我等義、仲ヶ間入相濟候ニ付、木札掟書、幷本兩替中判鑑名前帳面等御渡御座候處、大切ニ預り置申候、

一本兩替仲ヶ間天秤一挺所持仕候

右之條々、御申渡有之、逐一承伏仕候、後年至り、若我儘之取計仕出し候ハヽ、其節仲ヶ間御差除可

被下、尤木札判鑑帳面等異議不申、差出し返進可仕候、依而爲後日差入置申、加入一札、如件、

安政四巳年八月　室町三條上ル町 本兩替仲ケ間新加入 布屋彥太郎印

吹擧人　伊勢屋藤兵衛印

本兩替仲ケ間 御衆中

年番　伊勢屋彌太郎殿　萬屋忠兵衛殿　永原屋久兵衛殿

〔賤のをだ卷〕市中の因に思ひ出るまゝに記す、昔は兩替屋の見世には、がるた箱をおびたゞしく奇麗にならべつみ立たり、

〔廓の須佐美追加上〕兩替見世先に、駒よせのごとく、ひきゝ格子をたてをくは、故あることゝぞ、むかし此設なかりし頃、兩替町へ何處ともなく士壹人急にかけ來り、つみをける金を兩手にてかいつかみ、袖に入て飛立ぬ、西の方へ走り行を、皆人驚追かけ行に、金を一二ほどづゝ路にこぼしをきければ、先これを拾はんとする間に、堀端へかけ出ぬれば、大勢にかき紛れて見へざりけり、夫よりして格子を造れるとぞ、〇下略

〔運歩色葉集賀〕替錢カイセン

〔書言字考節用集器財七〕替錢カハセ 商賈所言

〔倭訓栞前編六下加〕かはせ　交易の意、漢書に云ふ飛錢是也といへり、或は替錢と書り、

〔唐書食貨五十四〕憲宗以錢少復禁用銅器、時商賈至京師、委錢諸道進奏院及諸軍諸使富家、以輕裝趨四方、合券取之、號飛錢、京兆尹裴武請禁與商賈飛錢者、廋索諸坊、十人爲保、〇中略自京師禁飛錢、家有滯藏、物價寖輕、判度支盧坦、兵部尚書判戶部事王紹、鹽鐵使王播、請許商人於戶部度支鹽鐵三司飛錢、每千錢增給百錢、然商人無至者、復許與商人敵貫而易之、然錢重帛輕如故、

〔通雅貨賄二十七〕飛錢、會錢也、唐正元中、禁錢出駱谷散關、商賈委錢諸道進奏院及諸軍諸使、以輕裝趨

四方、合券取之、號飛錢、盧坦請許于三司飛錢、每千增給百錢、然商人無至者、開寶三年、詔于兩京置便錢務、使陳鄂監、倣唐飛錢也、此卽交子務、交子始于蜀、薛田張若谷請官置交子務、時天聖元年也、大觀元年、改交子爲錢引、

〔夢溪筆談官政十一〕直便者、商人取便於緣邊入納見錢於京師請領、

〔制度通十〕錢貨ノ事

後世ノ交子寶鈔等ノコト、唐ノ世ノ飛錢ニモトヅクトイヘドモ、飛錢トイフコトハ、券(テガタ)ヲ以テ錢ヲトリカヘテ、券ヲ以テ錢トスルニアラズ、宋ノ交子會子ハ、直ニ錢ノ代リニコレヲ用ヒテ、別ニ錢ヲ取ルコトナシ、

〔庭訓往來〕湊々替錢、浦々問丸、同以割符進上之、

〔庭訓往來抄下〕湊々ノ替錢ハ、田舍ヨリ替(カワ)シテ、約束ノ津ニテ取ヲ云ナリ、

〔新編追加政所〕一替錢事永仁五六一內評云

可有尋沙汰、但可加利分之由、雖載證文、不足許容、以本物可辨償、○中略

一替錢事、利分者、任證文可有其沙汰、永仁五評定

〔大坂要用錄三諸證文〕御爲替手形

御爲替金請取申手形之事

合金何百兩也

右者大坂從御金藏、江戸江御差下シ被爲成候御用金御爲替取組、於當方何ノ誰殿名代中より、書面之金高慥ニ請取申候處實正也、此代金江戸御金藏江上納相成候條、來ル何月幾日限、於江戸何町何屋誰殿江此手形を以、無遲滯御渡可被成候、爲其仍而如件、

年號月日　大坂何町　何屋誰

江戸何町
何屋誰殿

同何町
何屋誰

〔手形類〕請取申爲替金之事

割印　印　合金五百八拾兩也　但有合

右者　永井播磨守樣、江戸御下金爲替取組、書面之金高、市川文左衛門殿、永井肇殿、遠藤雄記殿、慥ニ受取申處實正也、此代り金、於江戸當月廿七日限、右御屋敷西田立平殿、高岡爲右衛門殿ゟ、此手形を以、御受取可被成候、右日限無相違御渡可被成候、爲其仍而如件、

天保十四卯年十二月十五日　伊勢屋彌太郎印

江戸金吹町
播磨屋新太郎殿

表書之金子請取申候、以上、

卯十二月廿七日　西田立平印

〔大坂商業慣習錄 一〕請取申爲替金之事

割印　渡濟　印　合金千兩也　但在合

右者加島屋作治郎殿、下金爲替取組、於當地慥ニ受取申候、此代金於江戸、來十月二日限、右同人ゟ　印
差圖之方へ御受取可被成候條、日限無相違御渡可被成候、爲後日爲替手形、依而如件、

天保十五甲辰九月廿二日　錢屋佐一郎印

江戸
住友甚兵衛殿
名代
喜十郎殿

表書之通慥ニ請取申上候

辰十月三日　竹原文右衛門印

割印

〔妙興寺文書〕態進恐狀候、抑此間連々可申通候處、遂遠之間、乍存罷過候、抑本寺領年貢錢事、應永廿

六年分ハ、自二梅侍者一十貫文請取申候、自二七年一至二來三十歲秋分一四十貫文、天源庵爲二勸進。錢。替一申候、本庵より事行間、以二別義一可二然樣御料揀候て、助書記方渡給候ハヽ恐悅候、此惠倫割符進候、一覽後、此使可レ給候、爲二其態進候、又雖二輕微之到一、平紅織二色赤青令レ進之、此方本寺體、助書記惠倫可レ有二披露一候事候、期二後信一、恐々謹言、

五月十日　慶初

奉復　天祥庵侍司 進之候

崇福寺領妙興寺年貢自二天祥庵一替。錢。請取分

十貫文　應永廿一年分　正眼院梅侍者替了

四貫文　應永廿二年分　同人替了

三十貫文　大德寺岐山西堂方　自二應永廿三年一至二同五年分一渡了

十貫文　梅侍者方　應永廿六年分替了

四拾貫文　関東天原庵方替了　自二應永廿七年一至二來三十年一分也

應永廿九年孟夏八日　瑞雲庵主慶初　都聞慶珸　看舊本春

妙興寺大祥庵侍司　崇福瑞雲慶初

〔黃梅院文書〕黃梅院奉加錢替錢之事

三月三日 三拾貫文　田中庄主　二月十五日 九拾八貫文　赤塚代管 鹿苑院　三月十一日 七拾貫文　眞弓鄉　三月十二日 七拾貫文　赤塚

鹿王院　三月四日 五拾貫文　成田天龍寺　五拾貫文　相州石田替錢 切書記口入　十月五日 三拾貫文　赤塚鹿王院

四月五日 百貫文　赤塚鹿王院　四月十七日 六拾六貫文　赤塚鹿王院　五月二日 拾壹貫文　桂百女　四月廿七日 三拾貫文

眞弓鄉　五月三日 三拾貫文　成田庄主納分　貳百貳拾貫文　田中庄替錢　四月廿六日 百貳拾貫文　相

國寺四人分　五月八日 貳拾貫文　萬壽寺替錢　已上九百九拾五貫文內七貫文ハ夫賃錢引之、黃梅院納之、定錢九

百八十八貫文分
此外替錢未到來分
五拾貫文　相國寺常住　貳拾貫文　相國寺常住　十八貫三百文　存養首座　貳拾貫文　勸持院　三百貫文　等持寺　貳貫文　倫副寺　七百八十貫文　田中庄越後殿替錢
已上千百九拾貫三百文
五拾貫文　圓覺寺新命下向之御時
幷錢貳仟貳百貳拾八貫三百文（萬壽寺夫賃加定）
百七拾貫文　眞弓鄕年貢錢夫賃方可結解也
總都合錢貳仟三百玖拾扒貫三百文
應永廿九年六月廿一日　納所梵昇花押　都寺昌等花押
鹿苑主花押
黄梅院　侍眞禪師
送進　黄梅院奉加錢之事
合
貳仟三百玖拾八貫三百文（諸寺諸塔頭以下目錄別紙有之）
右錢黄梅院所替之狀如件
應永三十年三月八日　納所梵昇花押　都寺昌等花押
鹿苑寺花押

黄梅院 侍眞禪師

送進 黄梅院奉加錢之事

合 夫賃錢五十貫七百文加定

貳仟三百玖拾八貫三百文（諸寺諸塔頭以下目録別紙有之）

除五十貫文 黄梅院主御下向之時路錢

定錢 二千三百四十八貫三百文

右錢黄梅院所替之狀如件

應永三十年三月八日 中淹花押

鹿苑寺花押

黄梅院 侍衣禪師

〔親俊日記〕天文八年七月十九日甲寅、大村民部大夫、於國本京商人五井申者ニ、爲替錢七千疋相渡之、於京都五千疋請取之、然處五井親類共申事者、五井於彼國三千疋返辨間、然者過上にて、過三分可返給由申之、大村民部申事者、於國且爲返辨者、大村方へ請取可在之、請取在之者、令同心可返付之、不然者難承引云々、

十二月廿八日辛卯

一大智院源藏主所望

就替錢請之儀、御法預御尋候、今借主或死去、或逐電者、爲請人可致其償、本主無相違者、請人不可有別儀候也、恐々、

天文八十二月廿八日 親俊

臼井五郎左衞門尉殿

爲替支拂延滯

〔親俊日記 開書〕一松任修理亮和運申狀 天文十九九十八

右子細者、對大津安田次郎左衞門尉替錢事、任德政御法被成下棄破御下知候間、相付處投返之、剩去年月迫、於大坂和運被官人池田彥太郎ヲ留置、押令請乞之、今度於加州知行分責取條、言語道斷狼藉、無是非次第也、所詮如此爲狼藉人上者、可處罪科、若金主悳者、隨見合可被加御成敗之旨、被成下御下知者、可忝畏存者也、仍粗謹言上如件、

天文十九年八月三日

就替錢之儀、松任修理亮和運申狀之旨、令披露候之處、大津安田事候之間、先對三井寺被成御下知、被仰理、以其上可爲御成敗儀候歟、然彼寺家奉行可有相談□□、恐々、

九月十八日　親俊

諏方神左衞門尉殿

〔御定書百箇條〕家質幷船床髮結床書入證文取捌之事

追加 延享元年極
一爲替金　家質同然、金高に應じ日限濟方可申付、

但日限之上於滯ハ、家質爲相渡べく事、

〔享保集成絲綸錄 三十二〕寶永七寅年九月

一上方筋より爲替金之儀、武士方町方共、只今迄は差而滯候樣にも不相聞處、當年に至り、事之外猥に成、武士方町方共に急用差支させ、不屆至極に候、向後爲替滯候もの於有之は、急度曲事可申付候條、此旨町中不殘可觸知候、以上、

九月

米爲替

〔多聞院日記〕元龜二年十二月廿一日、コセン堂彌二郎サミウリ、今井カワシ、七石一斗一升二合カ紙ヤカタ仕合下了、切。符。遣之、　廿四日、箱大ヨリ狀來、海女ニテカワシ一石遣之、

爲替商

天正十年正月廿七日、南左介見舞ニ、上米五斗以切紙於釜地可取之由申付畢、十二年十月二十九日、從岡村甚介、於峯寺替米令馳走可上之由、孫四郎申合之處、近日則且十四石倖上了、大慶也、十一月三日、備前ヨリ調ニテ、峯寺ノカワシ米、少々持來了、尤珍重々々、十二月十四日、福甚介ヨリ、峯寺替米卅石請取トテ、切符返事尤候、十三年二月廿一日、大綱宗二郎來、米替了、八石法貴寺升ニテ可被相渡之通、意齊へ切紙遣了、廿五日、意齊ヨリ借米事申來了、廿七日、大乘院殿へ十後米ノ返ニテ五十石三升子ロ入了、廿八日、なべやにて今井ニ置く米廿石かわし請取、大門樣へ御用之間、十後米ノ返ニテ遣之、三月二日、今井ニ對屋時五十一石預リ置、米方之替ニ可渡旨申付彌三郎了、廿石ナベヤへ、此分カワシ大門へ上、四日、大門樣へ借米十五石五斗渡候、

〔天保十一年武鑑〕金銀爲御替御用達　三井組　(三人フチするが町)三井次郎右衛門　(三人フチするが町)三井三郎助　(三人フチするが町)三井元之助　拾人組　(三人フチ南かやば町)竹川彥太郎　(三人フチ三田新あみ町)荒木伊右衛門　(三人フチ品川町)奥田仁右衛門　(三人フチおわり町)島田八郎左衛門　(三人フチ田所町)小野善九郎　上田組　(三人フチするが町)上田三郎左衛門　同所　上田傳之助　同所　上田次助

〔京都古捉集要三〕御爲替御用

新町通六角下ル町　三井三郎右衛門　同町　三井元之助　同町　三井三郎助　室町下立賣下ル町　菱屋岩之助　新町通六角上ル町　中川淸三郎

〔京都御役所向大概覺書六〕爲替御用達之事(享保二酉改)

拾人組

一江戸住宅　泉屋三右衛門　一右同斷　大坂屋六右衛門　一右同斷　中川三郎兵衛
一(江戸住宅京大坂ニ店所持)(新町通三條下ル町)中川淸三郎　一江戸住宅　海保半兵衛　一江戸住宅　海保六兵衛　一右同斷　坂倉三郎左衛門　一(江戸住宅大坂ニ店所持)朝田與兵衛　一江戸住宅　藏田

七郎右衛門　一大坂住宅江戸ニ店所持　細井戸市郎右衛門

同三人組

一京住宅江戸大坂ニ店所持　油小路通二條下ル町　三井次郎右衛門　一右同斷　新町通六角下ル町　三井三郎助　一右同斷　右同家　三井元之

助　一江戸住宅京大坂ニ店所持　菱屋岩之助　一大坂住宅江戸ニ店所持　近年御用被ニ仰付ー候　川口茂右衛門

江戸爲替上納銀百貫目ニ付凡入目積

一銀四百目　常是包入目　一銀八拾目　銀箱拾代　一銀三拾八匁　紙のり釘代　一

銀五拾目　銀箱上包澀紙細引代　一銀三拾目　常是迄人足、并御城迄人足代、

〆五百九十八匁　但一貫目ニ付五匁九分八厘

大坂爲替上納銀百貫目ニ付凡入目積

一銀三百五拾目　常是包入目　一銀八拾目　銀箱拾代　一銀四拾一匁　紙并上包糊代

一銀三拾目　銀箱上包縄筵、常是方迄人足代、濱出シ人足代共、　一銀四拾三匁五分　納候節、上包紙縄筵釘、并大坂ニ而濱揚ゲ人足、御城迄人足代、

一銀六匁　蠟燭代　一銀貳拾目　上り舟賃　一銀八拾目　上下四人雜用之積

〆六百五拾目五分　但壹貫目ニ付六匁五分五毛

〔正金銀私考〕二條大坂より御金銀江戸へ爲替納ニ仕候事

五畿內中國筋御物成金銀、其外諸運上、大坂御遣方殘米拂代等、大坂御金藏へ納候上、江戸へ御取寄に成候分、幷二條大津御拂米代銀、江戸表へ御取寄に成候分ハ、江戸京大坂にて、身元宜町人共へ爲替申付、家質爲差出置、右家質之金高に應じ、大坂御金藏より、毎月三度充金銀相渡、日數九十日延江戸御金藏へ相納申候、但御金高御取寄之節、又ハ九十日延納に難成急御用之節ハ、急爲替にて納させ、或ハ在番之大御番宰領にて、御取寄被成候儀も希に御座候、

京都大坂　爲替之者

為替十人組　三井組　上田組

右者、何も家質屋敷差出置申候、

〔諸事留帳〕安永七戌年二月

爲替拾人組之内、小野善九郎儀、病ニ付、是迄差出置候家屋敷印形共、弟助次郎へ讓渡、御扶持方是迄之通被下、善九郎與致改名、爲換御用向相勤度旨、組合一同相願候ニ付、牧野備前守殿へ相伺之上、願之通申渡候間、此段及御達候、

〔御勘定所御用達〕丑〇文化十四年四月十五日受取、向方江包遣ス、

町奉行衆　　松平河内守

爲替三井組之内、三井次郎右衛門儀、病氣ニ付、御用難相勤候間、同人甥眞八郎事、次郎右衛門と相改、家屋敷印形共相讓、家質之義も是迄之通居置、爲替御用爲相勤度、是迄次郎右衛門相勤候節之通、御扶持方被下置度旨、組合一同相願候間、阿伊勢守殿伺之上、願之通申渡候間、此段及御達候、

丑四月

○按ズルニ、小宮山綏介筆記ニ、元和寬永の頃、西國の大名ども、國々より江戸へ遞送する金員を爲替に託せしよし、舊記に見ゆれば、其事の行はれしは無論なるべし、但し幕府の爲替方用達といふは元祿中に始る、大坂より用金を江戸へ遞送するには、元驛傳なりしが、道中筋の勞費多きを以て、爲替に託せしとなり、又所謂御爲替十人組とは、世に十人衆と唱へて、もとは兩替商の組合なりしに、此の組合へ爲替を取扱はしめられし故、遂に勘定所用達の組合の如くなれど、左にはあらざるべし、又爲替方用達商人の由緒書には、元祿四年六月に、組合十人の内より召出され、始て爲替用達を命せらる、同十二年に、願の上、祝日に物を獻じ、參賀するを許され、且月俸三人分を給り、旅行の節に帶刀するを免せられしと云へり、しかし高額の金銀を取

扱ふ故、各所有の沽券地を質物として、差出置く例なりとぞト見ユ、

〔渡邊與次右衛門筆記〕一京都御用ハ爲替ニシ而、銀子ニて相渡候、是ハ兩替屋藏田七郎右衛門、京都兩替屋伊川善五郎と申合、此方〈○水戸〉の爲、御替請合申候間兩替致、爲替高申來候銀積り藏田へ相渡候、右四ケ所之兩替屋ニ而落札ノ兩替屋、京都爲替之銀高程、藏田方へ相渡し、藏田方ゟの請取手形ニより、銀ヲ指添御藏へ持參申候、勘定都合見屆ケ、代り小判相渡し、其藏田請取手形、佐藤久兵衛京都御用ニ請取申候との本手形ニ引替、藏田請取、手形ハ久兵衛方へ返し申候、大事の指引ニ候間、落札を兩替屋へ佐藤方の手代共立合せ、屹ト指引可申事、

○按ズルニ、渡邊與次右衛門ハ水戸藩士ナリ、

〔渡邊與次右衛門筆記〕一在番中ニ拂手形共再三改、尤金銀錢之書出し文言、吟味衆押切り判、請取人之判形、加判御用人衆之御判高ニ依テ、御奉行衆之御裏判、年號月日、宛所迄度々改、繼目之押切り等念を入見屆ケ申候事第一ニ候、判落手形、御勘定ニ而濟不申候事、

一諸手形不文言ニ而、譯け聞えがたく候者、縱御役ノ中御判相濟候共、當人被相返て致しなをさせ、重而可請取候、乍去其由ニ而返されず候ハ、役所之無念ニ候間、手形請取申節、心靜ニ改、請取可申事、

一諸役所へ前金請取、久々埒明不申候者、度々當人江相斷、其上ニも及延引之節ハ、其品之書付、吟味衆迄出し、御用部屋ゟ斷被申候樣に致候事、佐藤久兵衛萬前金等猶以斷可申事、

一御勘定方ゟ被申候ハ、壹ケ年切りの元帳ヲ年々に仕出し、勘定相濟候元手形者、年々の勘定之節引取可申由ニ而、戌ノ御勘定ゟ始ル、此帳ハ此方ゟ仕出し申候筈、能々役所ニ而御聞合可被成候事、

年々之元帳之內、一ケ年分請取帳仕樣之事、

何月何日
一金何拾兩者　　師岡彦衛門　小川喜平太

右者何之品ニ而被二相納一

右之通ニ手形之宛所を金之下江書也、一書之者書ニ月日ヲ作ル、此月日書違候而ハ、御勘定方へ廻り候手形ト相違候得バ、不辨ニ罷成候間、手形出候時、留帳へ能々引合改、吟味第一ニ候、

〔兩替屋顛末〕大坂兩替屋の組立

大坂兩替屋の始祖を天王寺屋五兵衞とす、五兵衞理財の思想あり、衆ニ先立ち金錢の商賣を爲し、又鎌倉の奉行青砥左衞門尉が手形を用ひし故事を聞知し、其例を取用して手形を振出し、商人ニ利便を與へたり、當時までは、大坂府下ニ兩替商なるものは、五兵衞一人のみなりしが、次て小橋屋淨德、鍵屋六兵衞の二軒を増し、之を仲間として、益す手形の流通を開きたりし、其後寬文の初め、時の東町奉行石丸石見守定次、頗る市政に心を用ひ、大坂諸商業には成規を立て、仲間の信用を擴充し、旅商人の爲めに問屋を設けて、利便を與へ、金融者十人兩替を置て流通を便にす、蓋し金相庭所の創立も亦此時ニ濫觴す、十人兩替には帶刀を許し、町入費を免し、之を行司と立て、其下に北濱組、梶木町組等二十二組ニ分け、許多の中小兩替ありて、各自互ニ連絡して、以て其大綱を十人兩替ニ結び、順環圓轉して、大ニ手形の流通を盛にし、金融澀滯の弊あるなし、是則維新后、明治元年五月、銀目廢止之時迄、大坂兩替屋の組立てなり、

手形の種類

第一爲替手形

請取申爲替金事
㊞

割印
一合金　　兩也　　但有合金
右者當地何某より下し金爲換致、慥ニ請取申候、
此代り金於江戸何月幾日限、(或は參著)右同人差
圖の方へ、日限無相違御渡可被成候、爲後日爲替
手形、仍て如件、
年月日　　何屋某㊞
何屋某殿

是者江戸爲替手形の雛形にて、何屋某者、大坂の兩替屋振出し印元にて、何屋某殿者、江戸兩替
屋、即仕拂人なり、

第二預り手形

覺
㊞
割印
一金　　兩也　　但有合金
右之通、慥ニ請取申候、此手形を以相渡可申候、
以上、
年月日　　何屋某㊞
何屋某殿

是者兩替屋より預り人に差出したるものにて、名宛人者勿論、其他誰にても持參人に仕拂ふ

べき手形なり、但甲乙丙と流通中に、其兩替屋破產する等の事ありて、不渡となるとき者、其手形の所有人の損失となりて、甲乙は之ニ關せず、

第三振出し手形

覺　　何某殿へ

㊞

割印 一金 ㊞ 兩也

右之通、慥ニ請取、此手形ヲ以テ御渡可被成候、以上、

年月日　　何屋某㊞

何屋某殿

是は素人の兩替屋と取引ある者より、兩替屋に宛て振出し、又は甲兩替屋より、乙の兩替屋へ宛て振出す手形にして、何屋某殿とあるは、裏書と唱へ、素人の印元より、渡し先きの人を記入せしものなり、此手形を兩替屋へ持參するとき、印元より兩替屋へ預込みあれば、異議なく渡すべしと雖も、若し預け込なき時は、不渡なる旨を以て對ふ、但し預け込金なく共、兩替屋に於て、其手形の振出人と、振出の過量を負擔する約あるものは、此限にあらず、通常之を通ひ尻何程は請合ふべしとの約束あるものとす、此振出手形、甲より乙に渡り、乙より丙丁に渡て、後終に不渡となるときは、丁は丙に返し、丙は乙に返し、乙は甲に返し、甲と印元との關係となることなり、然れども振出し手形、甲乙丙丁に渡り、丁より兩替屋に取付けし時、印元の入金なくして不渡となれば、乃ち前陳の如く、甲乙丙と逆に戻るべしと雖ども、既に印元よりは、其手形の

所持人の損失となるなり、又印元より振出したる手形を以て、日限內に取付けたるも、猶不渡となるときは、其責印元にあり、若し日限を過ぎて取付け不渡となりしものは、其日限を遷延したるの怠りあれば、乃ち其所持人の損失となるものなり、

第四振差紙

覺

一銀何貫目也

右此何某殿へ御渡可被下候以上、

年月日　某何

何某殿

是は兩替屋中のみ通用する手形にて、此何某殿へとあるは、兩替屋の內、請取人を記入し、何某は、兩替屋の本名を用ひず、同店支配人の名を記し、何某殿と宛つるも、振り先きの支配人の名前に宛つる法なり、又振出し人は無印にて、只御渡の處へ、振出したる兩替屋の大印を押す、但し判鑑帳なるものを各自に備へ置き、見合するものとす、此手形は、其日限り、夜九つ時迄に、雙方差引決算するものなり、假令此手形を以て、正金を請取らんとするものありとも、振出し先きにては正金にあらず、必ず印元に立戾らざれば、正金を得る能はざるの習慣なり、

兩替屋たるものは、親兩替と唱へ、一の大兩替屋を機軸として、中兩替、小兩替の數店、之と連衡し、互ひに取引を爲すものなり、小兩替の甲は、己れより少しく大なる乙兩替に依り、乙は又少しく大なる丙兩替に依る、丙は又丁に依るが如く、最小なるものより最大なるものに至る迄、各自互に約定を結び、銀何千貫目の額迄は、手形振出の過量を負擔すべしと約束せしものなり、而して

其約定を爲すに、或は地所、或は他の確なる抵當を入れ、或は別に確なる保證人を立て結約すと雖ども、其實際に就て見れば、只信用上より成立つものにして、抵當保證は其名ありて其實なきより、自然に空手形の振出方過剩の弊を釀成せり、

〔幕令拔抄八〕此度町々兩替屋錢屋等、店を〆、取引相斷候段、追々風聞有之候、右ハ如何體之義ニ候哉、先日以來、江戶表爲換等取組候兩替之內ニ者、差支筋有之沙汰も有之所、さも無之兩替夫々口口預り置候金銀、差戾間敷心底も有之ニ於て者、不埒之到りに候、扨又町人共の內、少々宛貯銀、元手銀、或者節季入用之金銀、馴染之兩替へ無利足ニて預置、入用之度每、請取相用候事、平生之取引之よしニ候所、身元宜兩替取引相斷候上、外々も同樣と心得、當時入用ニも無之銀子を取戾し候者も有之故、右體差支之兩替も出來候哉、併不案心ハ尤ニ候へども、勘辨も可有之哉、畢竟預け置候ものを取戾し候事故、不埒之筋ニ者無之候へども、兼て相賴預け置候程之懇意ニ見競候而者、無程取引致間敷哉と、疑惑迄ニて取戾し候者、不實ニも相當り可申哉、夫故人氣を騷せ候と申ものにて、却て不束之到ニ候間、是等之趣、町役人ども心を付、雙方ニ不實無之樣相愼、人氣不騷立樣可申合候、

寛政十二申七月

〔幕令拔抄八〕振り手形を以、取引致候者、到て辨利宜趣ニ相聞候所、近年當座通れに入銀致不置、先きを宛候振手形差出候もの間々有之、全僞の手形を出候儀、不埒之到ニ付、出訴次第、嚴敷遂吟味候義ハ、勿論之事ニ候所、其儀を差量り、一通り之賣掛銀滯、自用借用銀催促致候節、借り方及斷候へ者、負せ方より、正銀無之候ハヾ、振り手形ニて可請取段及掛合、振り出之先ニ入銀無之ニ付、斷を申候ても不苦よしを申、押て振手形を取候て及出訴、嚴敷吟味ニ相成候樣巧候族も有之哉、右者全負せ方不直之取計不埒ニ候、扨又兼て正銀取引致候、兩替屋之振手形ニて取引致候方、辨利

割符
切符

ニ存、態々兩替屋ヘ入銀致し、其兩替屋ニて、振手形請取候所、右手形ニて銀子不₂相渡₁時者、全取込に相當り、是等者兩替屋ども不埒ニ付、其始末ニ寄、早々取計方も有₂之事ニ候、然る處、正不正之辨無₂之、都而振り手形通例金銀出入之取計ニ相成候と心得、危踏不通用ニ相成候樣、相欺候ものも有₂之よし相聞候、是等者以之外心得違ニ候間、正當之振手形を、前々之通無₂危踏₁取引可₂致事、

〔下學集 下、態藝〕割符(ワリフ)兩所通₂錢₁之義也 切符(キップ)

〔運歩色葉集 佐〕割符(サイフ)

〔祇園修行日記〕應安五年十一月十一日、替屋四條坊門町北云々、替文サイフ在₂之、

〔黄梅院文書〕十一月廿八日御書、委細令₂拜讀₁候了、抑越前清首座之方へ料足之事、自₂畠山殿方₁連々被₂嘆申₁候間申入候處、委細蒙₂仰候、恐悦至候、隨而去年今年之分割符二上給候條悅喜仕候、卽畠山奥州方へ預置申候、軈て越前へ可₂令₁下候也、猶々委細示給候、千萬喜入候、萬々期₂後信₁候、恐々敬白、

至德元年二年二ヶ年、清首座方用途二十貫文請取、

梵相花押

黄梅院侍者御中

〔東寺百合古文書 百二十〕矢野庄公文名御年貢代事

合肆貫文者 但貳貫ハ割符也、現錢者學衆御方分、

右所₂送進₁如₂件

永享貳年十二月六日　玄寂花押 〇下二人略

〔東福寺文書 三〕送進 防州得地上村御年貢錢事

合參拾貫者 但割符

右所₂送進₁如₂件

受春

寶德三年八月廿二日

進上　東福都聞看寮禪師

〔新見庄年貢算用狀〕注進　東寺御領備中國新見庄領家御方御年貢御算用狀之事〇中略

京進

七十五貫文　割符七半冬五、春二半

七貫五百文　同

貳貫文　現錢〇十二月、中略

二百文　割符取酒並〇中略

以上九十二貫八百六十三文〇中略

右注進如件

寛正七年三月十一日　公文　家高〇下三人略

〔東福寺文書三〕公文分御寺納事拾伍貫文出之、以衆議催促、

拾五石明應八年分　兵庫著之内

參斗　倉敷分兵庫問給之

殘拾四石七斗　賣之

賣代

拾五貫四百卅五文石別一貫五十文充

此內

參貫九百八文　切符錢自上村下村不被渡之間、引合之、見于本算用狀、

殘十一貫五百廿七文之內

參百廿七文　自兵庫至京運賃

定納十一貫二百文　京著之〇之下恐有脫文

明應九年四月一日　上使　大久花押

出官

納所　看寮禪師

〔東寺百合古文書百二十〕能進入一筆候、仍自新見庄今度割符京著候間、不打置寺納申候、備中守に申聞候て、若先可借由被申候てハと存、披露も仕候ハゞ、頓持進入申候、聽て人を可立よし申候、京著候ハゞ重て可申入候、此通御意得候て可有御披露候、割符ハ裏付を仕、門文を相副進入候、聽て此裏判、宮田越前方判にて候、委ハ懸御目可申承候、恐々謹言、

八月二日　妹尾太郎左衛門尉　重康（花押）

相模橋鄉殿　御同宿中

〔多聞院日記〕文祿三年三月三日、森久ヨリ冬六石五斗預ルヲ、ヒゼンノ狀ニテ取ニ來間則渡之、サイフ不來、重テ可取返之、

〔東寺百合古文書百二十〕一先度割符、山崎ひろせ大もんじ屋にて、うら付を仕候て、京都にて料足可度由申候ほどに取進候處、あまが崎などまで煩敷候ける、曲事候、以後ハ心得申候、此割符ハ、山崎ひろせにてうら付仕候て、京にて料足可度候、萬一ひろせにて錢度候はんと申候ハゞ、割符屋より京まで、だちんにて付候へと、堅可被仰候、爲其割符ぬしのそへ狀のぼせ申、だちんの事ハ、國の割符ぬし、ひろせのさいふ屋へ可立よし申候、每事重而注進可申候、恐惶謹言、

十月十三日　備中國新見庄より　祐清

東寺　公文所上座

切紙

〔多聞院日記〕天正十三年五月十二日、淨眞吉野ヘ參、昨日下向、今日是ヘ來、借米廿石九斗餘之内六石ハ、ヌシノ彌二郎ヘ渡候、五石ハ三昧田納所之内ヨリ岡勘申合給由、則十一石分切紙ノ裏付沙汰之遣了、先以珍重々々、

古事類苑

産業部二十四

商業四

米相場

〔攝津名所圖會大坂四〕堂島の市立は、雜穀を糴糶なり、其市人を見るに、早旦より斜陽まで、街に聚りて、指頭を搖して、百萬の斛數を相對す、其囂しき事いはん方なし、其年の豐凶、又は時候の幸災、天地の順不順によりて、尊きあり卑きあり、其高下の極を市誼といふ、これを又須臾に遠き國々までもしらすとかや、いかなる術にやしらず、

〔米穀賣買出世車上〕米商賣通用正字

相場商人相集の場所といふ心也、又相庭とも書なり、　正米現米をもつて賣買する也　帳合米正米をもたざれ共、相場によつて賣買するなり、　虎市　小

商持買を持と云、うけたもつの意、　把多賣をはたといふ、物の多なとるといふ心なり、　救其日々々の利分を得るをいふ也　踏損をするをふむといふ　履

盡損をして指引すまざるをつくといふ、空盡のこゝろなり、　繫正米を買帳合米を賣、又は正米を賣て帳合米を買をつなぐといふ、　解上のつなぎをとくなり　鞘帳合米正

米方高きを上さやといひ、帳合米正米方安きを下さやといふ、　糴米を買也　糶米を賣也　高　下　貴　賤　等相場の高下なきをいふ　搖高下なり

米市場起原

〔攝津名所圖會大坂四〕堂島の市立は、○中略粗此市の始元を原るに、俗諺云、天正年中に、今の淀屋橋爪に淀屋巨庵といふ豪富の者あり、豐太閤の旗下へ多くの軍糧を運送する事年久し、其恩賞として、名畫の鷄を賜ふ、多くの黄金の代となれば、世に賞して黄金の鷄と呼ぶ、是はむかし遣唐使の時、唐の玄宗帝より本朝へ獻せられし寶器也とぞ、巨庵が家は倍繁榮して、國々の米粟菽麥を買積て、此橋爪にて毎朝市を立て、諸人に買ふこと、其數際りしられず、此家絕て後、今の堂島にて市を立る事は、淀屋が遺風な

りとぞ聞へし、或云、今の淀屋橋も、此家より架初しとぞ、又堂島といふは、近歳五花堂といふ風流者あり、原は洛に住しが、浪花に移りて、庭に梅櫻牡丹蓮菊を植て、五花堂と號す、園

山文集に見えたり、其頃此邊いまだ野原なりしが、貞享の頃、公命によて市中となれり、今は北濱といふ、大江橋、渡邊橋、田蓑橋、王江橋等は、堂島開發の後、元祿年中、掛初し也、

〔浪花の風〕他國にはなくて、浪花のみにありて、金銀融通となり、繁昌せるものは、堂島の米相場なり、此事往古は、淀屋辰五郎の祖父淀屋與右衛門といふもの、諸家の廻米を一手に引受、土佐堀川筋淀屋橋南詰へ、米商人ども大勢寄集り、米賣買なせしよし、是は今の正米相場の初なり、

〔誠齋雜綴 壬子雜綴七〕堂島米市起立幷米市仕方ノ事

昔ハ大坂ニ諸大名ノ藏屋敷トイフモノモナク、米問屋少シバカリアリテ、其者共方へ諸家ヨリ米ヲ積登セ賣拂ヒシナリ、其中ニ淀屋辰五郎トイヘル者富豪ノ者故、此者方へ多ク積送リ、次第ニ商賣手廣ニナリ、終ニ諸國ノ米ヲ辰五郎ガ門前ニテ、賣買ノ市ヲナシタリシトイフ、是堂島正米相場ノ起立也、今ノ米市ノ株御免ニナリシハ、寛永度御上洛ノ頃ナリシトイフ、其後淀屋ノ身代潰レ、追々ニ諸家ノ藏屋敷出來テ、當時ノ如クナリシトイフ、今モ正米仲買株ノ中ニ古株ト唱フル者ハ、初發ノ米問屋ノ子孫ナルヨシイヒ傳フ、最初淀屋辰五郎方ニテ始リシ米市故、今モ正月ノ初相場、四日五日ノ兩日ハ、其舊跡淀屋橋南詰東へ入ル所ニテ、夜八ッ時頃ヨリ明ル迄、市始ヲスルヲ吉例トス、

〔堂島舊記 一〕承應寛文年、米穀に付、制令有共略す、右淀屋と云も、元祿八九年之頃、驕奢に長じ、公儀を不憚事有而改易せらる、終に其家斷絶す、然れ共此所に而米商之者、十ケ年來寄合、互に米穀を賣買せしより、淀屋斷絶之後も、其場所ニ而賣買し、喧しく往來之妨と成故、度々制止有共、此事不止、但正月四日、米價の初相庭は、今に此例を以て此所にて始る、然る處、其已前元祿元辰十一月、今之堂島新地開發有而、在家軒を連ると雖も、新地之事故、寂しきに依而、土地賑之爲にも能、又往來之妨にもならざるを以、元祿十年之頃ゟ、米商之者申合せ、此新在家ニ而米穀を賣買す、是堂島之今之米市場なり、○中略享保九

辰年三月、大坂大火に付、暫相場も相止み、五月より又々津輕米を以て建物とし賣買す、其後翌巳年より、紀伊國屋源兵衞、大坂屋利右衞門、野村屋甚兵衞(與)云ふ者、於江戸御免米會所相願、大坂に而相庭立會候得共、差支等有之、無程是も相止む、(享保十三年、京都大津兩所に而も、小野寺三郎右衞門と云者願立、米相庭所始めて出來る、)相(享保十二未年)續中川清三郎、川口茂右衞門、久保田孫兵衞と云者仕組候得共、是も相續難出來、其後多木善太郎と申者願上相續す、(享保十五戌五月)此時者北濱壹丁目に而米會所建る、其後享保十三年、河内屋儀兵衞、田邊屋藤左衞門、加島屋清兵衞、都合五人申合、米仲買總代として江戸(江)罷下り、町御奉行大岡越前守殿(江)訴書差出し、米相場立會之義願立候處、御評定之上御免(享保十五年戌八月十三日御觸)被仰付、是より北濱多木善太郎會所も引拂、今の堂島(江)移り、米市場相續す、

〔享保集成糸綸錄 三十四〕享保十巳年十一月

一今度本材木町紀伊國屋源兵衞、同町大坂屋利右衞門、北新堀野村屋甚兵衞、買米之儀相願、吟味之上左之通申付候、(○中略)

一今度於大坂米相場相立候場所(○堂島)差免候、右場所(江)仲買共寄合賣買可仕候、此外脇々寄集、相場相立候儀、堅無用可仕候、

但諸國より入津之賣米、問屋共方にて、其時之相場を以、賣買仕候儀者、只今までの通可仕候、

(○中略)

右之趣申付候間、此旨町中(江)可觸知者也、

十一月

享保十五戌年八月

一今度於大坂、別紙之通相觸候間、可得其意候、向後大坂表米穀相場之儀ニ付、於御當地(○江戸)願人有之候とも、一切不取上候、

一近來米穀相場之儀ニ付、品々願依有之、米商人共無覺束存、相庭之障に成候樣に相聞江候付、向後右之類願、一切不取上筈候間、大坂米商之儀、古來致來候通之仕方を以、流相場商、諸國商人幷大坂中買共、勝手次第ニ可仕候、兩替屋之儀も、有來候五拾軒餘之兩替屋共取計之、相對次第、敷銀其外相場差引勘定等之義、前々之通致商、隨分手廣ニ仕、少ニても米商之障ニ成候儀無之樣ニ可致候、畢竟米相場宜成候ため之事候間、其趣ヲ以、心次第商可仕候、尤多木善太郎米會所之儀相止候、但古來ゟ有來候儀者構無之候、若古來無之儀を、新規拵出、古法と申まぎらかし候儀有之ば、詮議之上、急度曲事可申付候、右米商之儀ニ付而者、公事訴訟、古來之通不取上候、然共有來外、不埒之儀於有之者各別候、惣而仲買共、自分之以意趣猥中買仲間ヶ間騷敷儀無之樣ニ可仕候、

右之趣可觸知者也

八月

右之趣、町中可觸知者也、

〔幕令拔抄二〕江戶堀三丁目米市場願人、權屋町永松屋佐助かしや相模屋又一義、此度高澤新地九ヶ町之內へ出店いたし、休株之內、中買株百軒、兩替株壹軒持出、米市場取建度旨相願、今年より六ヶ年之內、被成御免候間、諸事堂島新地江戶堀三丁目米市場之通、可相心得候、

右之趣、三鄕町中可觸知者也、

安永二年巳正月廿六日

〔幕令拔抄二〕相模屋又市相願、聞屆置候江戶堀幷久左衞門町米市庭へ、堂島米相庭之高下を飛脚にて聞取來候處、拔商內と唱、右高下を手品仕形等にて遠目鏡へ移取、相圖致候者有之趣相聞、不埒之事に候、右體之者有之ば召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、〇中略

午○天保五年十月

〔月堂見聞集〕享保十二年十月八日觸書
今度京都、大津に於て、米賣買會所指免候、右場所の外にて紛敷商賣は堅仕間敷候、先達て申觸候處、所々に米相場商致候由相聞、不屆に候、

〔譚海 十四〕京都米相場は、大坂堂島にて肥後米の直段をきるして江州大津へ送る、其直段に大津にて江州の米直段を引合せ、高下して京へ送りて、京都の米相場は極るなり、

〔米穀賣買出世車圖式〕堺戎島　京都七條
此所の相場は、大坂の相場の高下を以てかけあいと名付、商ひする也、毎日飛脚の行通ふ事とぶ鳥のごとし、近國の市人よりあつまり、次第々々に所のにぎわひとなり、はんじやういふばかりなし、

〔堂島舊記 二〕寶曆六子年十二月於城州伏見掛合場御免願書
米市場仕様書
一米市場之儀者、諸事大坂表市場之仕方に准じ、取立申度奉存候事、○中略
右者大坂表市場之通に御座候間、此趣を以、御當地市場之儀も相立申度奉願候、勿論新規新法之儀ニ而は、曾而無御座候、何分御當所米問屋中へ對談に及び、市場繁昌仕候様仕度奉願上候、
已上、
寶曆六年子十二月廿四日　江戸通旅籠町 忠右衛門印
同所元湊町 權右衛門印
御當番様

濱方年行司ゟ翌丑年に至返答書

乍恐口上

一於城州伏見、御當地米市場同樣之正米、幷帳合米、商會所願之者御座候、願通被仰付候而も、當表米相庭之差構有無可申上旨、御尋に御座候、

此段御當地米市場之儀者、御城米奉始、諸御大名樣方御米御拂被遊候土地に御座候故、諸國ゟ商人寄集、直段無私買請申御事に御座候、然處他所におゐて、新規之米市場出來候時者、自當地へ入込候商人無數、何れ之御米も直段下直に罷成候道理に御座候間、御當地米市場帳合米商は、米直段引立之爲、御免被成下候處、伏見におゐて、御當地同樣之米市場出來仕候ハヽ、御當地におゐて、米直段引立之障に罷成候儀に御座候御事、

一伏見は運送之自由之處に御座候故、於彼地米市場出來候はヽ、御當地へ廻著之米、御當地におゐて御賣拂無之、伏見へ被積廻候樣に、成行可申哉と奉存候、左候へば、御當地市場自衰微仕、米直段障りに罷成候故、正米帳合米共、直段之指構に相成候儀に御座候事、

右之通、相違不奉申上候、以上、

寶暦七年丑三月十三日　　米方年行司

御奉行樣

〔寛天見聞記〕伊勢町○江戸の河岸へ、米相場の會所を願ひ建る、是は正米にあらずして、空米の相場なり、俗にとたんといふ勝負のことなり、

○按ズルニ、小宮山綏介雜記ニ、江戸の米相場は、享保年間に願れしと雖も、幾くならずして停止せられ、其後久しく米相場所を立るものなかりしに、文化十年、三橋會所頭取杉本茂十郎等

日本橋の伊勢町に立るに及て、諸大名の藏屋敷内に於て米相場を立るに至れり、則水戸家の本所一ッ目石置場、(文化十二年より天保元年まで)尾張家の蠣殼町藏屋敷(文化九年より天保十三年まで)紀州家の濱町藏屋敷(文政十年より天保十三年まで)仙臺家の深川仙臺堀藏屋敷(創立不許)等なり、ことに仙臺家の如きは、米切手に類似のものさへ出せしとぞ、文政十三年、大和屋產七が米相場所を小網町に立るに及て、時人蠣殼町、濱町を合て、三場所、三會所など云ひき、ト見エタリ、

〔誠齋雜綴 壬子雜綴七〕堂島米市起立幷米市仕方ノ事

堂島ニテ米市ノ仕方ハ、毎日朝五ッ時頃ヨリ相始メ、先最初ニ、帳合延商ヒ米仲買株ノ者ト、虎市米仲買ノ者ト、數百人寄集リテハジムルヲ寄附相場ト唱フ、此寄附相場ハ、タトヘバ何十何匁何分ト初メニ題ヲ出ス、是則前日火繩消ノ時ノ相場ヲ用ルナリ、此寄附ヲ題ニシテ、米仲買ノ者共、銘銘ノオモハク次第ニテ、賣買ヲ糴合モミ合スルコトナリ、譯ヲ知ラザル者傍ヨリ是ヲミレバ、數百人寄テ爭ヲスル樣ナリトイフ、扨寄附相場ソ何十何匁ニテ賣ムト思ヒテモ、相場ノ下リ口ニハ買手ナケレバ、無據買手ノアル所マデ下テ賣ルナリ、又上リ口モ同ジ道理ニ糴アゲル、斯ク一日ノ中ニ幾度トナク、高下スルヲ、其中ニ聞テ居ル役ノ者有テ、今賣買スル所ヲ何程ト開定メ、夫ヲ其時ノ相場トシテ、諸方へ知ラスルナリ、其賣買ノ合言葉、幷相場ノ掛聲抔、皆夫々ノ方言ニテ、素人ニハ更ニワカラヌ事ナリ、前ノ米市始メヨリ、一番二番三番ト相場ノ高下スル度每ニ拍子木ヲ打、相場ノ次第ヲ告ル役ノ者アリ、此二番ノ拍子木ヲ打時、米方年行司共、右ノ帳合虎市相場ノ高下スル景氣ヲ考へ、大體今日ノ相場、正米ハ何程トイフ事ヲ見積リ、正米相場何、十何匁ト題ヲ出スヲ、言合相場トイフ、是ヲ題ニシテ正米仲買株ノ者共、正米市ヲ始ム、此三通リノ市ヲスルハ、皆米仲買計ニテ、此者共自分賣買モアレドモ、八九分迄ハ、大坂ハ勿論諸國ヨリ、米相場ヲ好ム者ノ注文書ヲ受ケテ、其取高ノ賣買ヲスルナリ、尤市場ニテハ多クノ事故、賣買トモ書付ハ取遣

正米相場

セズ、其夜々ニ帳面ヲ引合取締置ヨシ、甚紛敷モノナレドモ、一ツトシテ間違フコトナシトイヘリ、

堂島ニテ米市ノ場所三ケ所アリ、東ノ方ハ正米市、當中(マンナカ)ハ帳合商ヒ、西ノ方ハ虎市商ヒト、三方ニテ立、相場モ大方三方違フ事ナリ、是ヲ鱗相場ト唱フ、正米ハ九時限ニテ終ル、此時又年行司共、言合相場ヲナシ置事ナリ、

〔守貞漫稿五〕堂島米市

堂島ノ米商ハ、百斛以上ヲ行フ、蓋米商ニ正米ト帳合ト二行也、正米ハ實ニ米ノ賣買、帳合ハ空米ニテ、唯賣買ノ名ノミニテ、其行實ノ米ヲ賣買セズ、差金ト號ケテ、大略百斛ニ金一兩ヲ出シ、一石六斗ノ高下ヲ見ル、若百石買タル者、石價ノ内銀六分下落スレバ、差金流ト云テ失之、多寡准之、朝ニ賣買シ、夕ニ得失ヲ知ル、若越夜スル者ハ、問屋ニ錢ヲ出ス者隨意也、此行細徵セント欲スレドモ、小冊更ニ難盡、種々無量ノ商法アリテ、大凡日本第一ノ商道ヲ當所米市トス、故ニ略之、

堂島ノ高下スルヲ引キ移シテ、江戸堀、及新屋敷（島ノ内）ニテ、二十石以上ヲ賣買ス、正米無之、乃チ帳合ノ小行ナル者也、京師七條ノ米市モ堂島ヲ移ス、是ヲ凡テ景氣、或ハ氣配ヲ移スト云也、都テ相場ノ勢ヲ景氣、氣配ト云、三都諸商然リ、

〔八木のはなし〕正米相場の事附入替兩替の事

正米相場は、名目の通、全く現米の商賣にて、其内に市中飯米に賣出す注文と、正米を以て勝負をする商ひの注文との二通あり、飯米に賣出す分を、切手にて米仲買より買取者は、百石に付、銀二匁五分づゝ口錢を遣し、代銀は四日目。毎に拂ふ定めなり、(相對を以て、現銀に買を、しやんと唱ふ、)此米切手を勝手次第藏屋敷へ持行て、正米を請取ことなり、又正米を以て勝負商ひする者は、米切手を仲買より買取計に無之、勝手よければ、又仲買へ賣渡しもする事なり、是も四日限に勘定をなす、かく勝負商

ひする者は、元手銀多くなければ出來ぬ妻なれども、夫には入替兩替といふことありて、其兩替より元手を借出し、いか程も米を買るゝなり、尤入替兩替にて金を借るに者、米切手を質物に入、米代銀丈の銀子を借受、米切手を買ては又質物に入る故、少々の元手にても、大勝負の出來ることなり、

〔延米商濫觴記〕延米商と申事初り記

尾州名古屋大橋屋助九郎と申仁、弟に長右衛門と申仁有之、米穀商仕來り候處、商用ニ付、江戸表江下り、奥州仙臺の人と同宿いたし、追々懇意に相成、色々物語等いたし居候ニ付、若し此以後、奥州南部邊に、不作等或は變有之候ハヽ、御知らせ被下候樣仕度と相賴、又西國邊に、相變事御座候ハヽ、早速書中を以可申上と互に咄合、歸國仕候處、其頃ハ元和二辰年ニ候處、其後元和七酉年九月、伊勢參宮ニ付、仙臺之仁、助九郎方江尋來り、右長右衛門に逢、座敷江伴ひ、色々もてなし候處、時に御內々御咄し申上度儀御座候と申て談候は、兼て御賴有之候が、當年は南部仙臺出羽奥州邊大不作にて、四分の立毛にも有之哉に候へば、米春に至り、江戸表へ出る米、半分ならでは無御座候間、左樣に被思召買置可然と存候と言、扨々忝奉存候、御當地幷遠國ハ豐作ニ付、米下直に御座候故、買入可申候、ゆる〱御逗留被成下候へと、色々もてなし候、夫より仙臺之仁參宮いたし、下向に又々立寄可申とて出立す、時に正米追々買入、近國へも買人遣し候、豐年に付思ふまゝ調候、町內之關市左衛門と申仁、助九郎方江懇意に出入候ニ付、右米追々買入之趣被尋候處、右之趣咄し被致候ニ付、左候ハヽ、何卒拙者にも、金五百兩計買入賴入候と被申候を、御尤に候が、廉も追々借受いたし候へば致がたく候、左候へば、五百兩分ハ其元樣之米に付、譯置候間、思召次第、金子御差入可然と被申候ニ付、金六十兩持參いたし候、宜敷御取計可然と被申候ニ付、左候へバ、米金五百兩分、內六十兩請取、殘金四百四十兩、來三月迄取替可申候、買入直段に、三升高利息として付分

可ㇾ申候、時に市左衞門、長左衞門に被ㇾ申候ハ、若思ひ入間違、春に至り下直候ハヾ、六十兩貴殿江損金に受取、米は貴殿御持分に可ㇾ被ㇾ成候と引合相濟候處、十二月中比より來春に至り、江戸表米相場追々高直に相成、三月迄に、三四割方德金に相成候ニ付、是ハ宜敷仕方成とて、米商人共追々に習、夫より正米仲買共、右割を以、百兩に手つけ拾貳兩、五拾兩分に六兩、追々二ケ月限、三ケ月限に商いたし來り候、仲買口錢、正米拾兩分に、銀壹匁貳分づゝ、本紙五拾兩分、口錢六匁づゝ也、

〔山里の塵 三〕堂島米の事

大坂表米相場といへるは、淀屋辰五郎先々代與右衞門、御公儀樣御取立遊され、諸家大名方の人數集て、北濱淀屋橋の濱先にて賣買を致しけり、是正米相場のはじまりなり、御公儀樣より諸方廻り米引請の御朱印下されて、數年米市相續せしが、辰五郎身上御召上げに相なり、御廻米御朱印も御取上げ被ㇾ成候故、今堂島所がへして、相かはらず賑はしく、米相庭立會いたせしが、とかく正米商ひばかりにては、追て賣つなぎ買つなぎの商ひも出來がたきゆゑ、其節柴屋長左衞門、備前屋權兵衞と云へる者、立。物。米。と申ものを立置、切り月、日限を相極め、日限迄の內を延賣延買といふ事を始めなば、所も繁榮いたすべしといひ出しければ、諸方より集り居る者ども、いづれも是は尤と同心なし、夫より右の仕法の商ひを始めけれども、新敷事なれば、いかゞ有べきと思ひの外、人數あまた、たがひに賑ひ合せ、相對にて限月迄に濟來りしが、追々人數相增候ゆへ、振合の相對にては濟がたきやうに相成、夫より支配人と申者を相定め、質銀をもつて支配させ候はゞ、埒明もよろしかるべしと、又々相談に及び、支配人といへる者はじまりける、是當時のやりくり兩替なり、尤延賣買の事なれば、御公儀樣を恐入て、矢張兩替屋の帳面にては、正銀正切手のやうに致しける、支配銀を步銀と名づけ、壹貫目にて何ほどと相定め候所、享保六年辛丑八月廿六日、米穀高直なる故、御政道これ有て、右相庭の場所へ捕手の役人大せい來りて、米中買の內、六、七人

召捕られ歸られける故、相場はとんと相やまりぬ、扨六七人の米中買は、御奉行所安房守樣の御屋敷へ召出され、相場の仕法を御尋被遊ければ、紙屋治兵衞、高田屋作右衞門兩人は年たけたる者ゆゑ、延賣買の委細申候やう仰付られ、則兩人の者申やうは、元來米相場の儀は、淀屋橋濱にて立會いたせし所、其後今堂島新地へ引移り、尤堂島は、新地の事故、所繁昌のため、年來正米掛引のつなぎのために、延賣買を相始め候事、もうとう不實の仕方にては無之、勿論淀屋與右衞門には、米相場御免の御朱印も御取上げ被成候と傳へ承り及び候、右申上候通り、正路商ひに相違なきよし申上候ニ付、御奉行樣ゟ仰出され候へば、兩人になん年に相成候哉、申上べきと御尋被成候故、治兵衞は六十四歲、作右衞門は六十六歲に罷成候と申上候所、追て御沙汰有べきよし仰渡され、其後六七人の者共殘らず御召出遊され、御奉行安房守樣、御相役飛驒守樣と御立會の上、米相場御朱印と申儀、決て無之事にして、正米賣買の儀は格別、以來延商ひ御停止申付候間、其旨相心得申べきとて、此度何の御呵も無之、夫より延商ひ相止め是有所、翌年寅二月頃より、又々少々づつ忍び〳〵に賣買致し候處、同じく四月三日、三四人召捕れ、停止申付置候を猥りに致候段、不屆至極なりとて、闕所仰付られ候、是によつて其後はいさゝかの忍び商ひも仕候もの無之所、享保八年極月に至り、米穀千石迄は賣買致し候ても、くるしかるまじき風說いたし候ニ付、同九年辰の正月より、少々づゝ商ひ立會すべき儀內談有之しが、同二月廿一日、大坂大火にて、萬事混雜に及び、日を經て五月前、津輕米を建物に致し賣買仕候へ共、丑寅の兩年、召捕れ貳人も目のあたり見來り、騷動に及びし事故、中買とてもあやぶみ居候處、同十一年丙午、江戶表に於て、紀伊國屋源兵衞と申者、大坂にて米會所仕度、段々願ひ奉り、則御聞屆有之候て、當表に於て、米會所相始候、程なく十二年未年、川口武右衞門、中川淸十郎、久保田孫兵衞、右三人願上奉り、又候米會所出來候處、故障の筋にて御取上に相成候、同十四年、冬木善太郞と申者願出候て、北濱壹丁目にて米會所致

候得ども、是又相止〆の內、同十五戌年三月、中買の內、田邊屋藤右衞門、尼ヶ崎屋藤兵衞、加島屋清兵衞、右三人中買總代として、江戶表へまかり下、大坂表にて米商ひ御免の儀願奉り、此時加賀守樣より於用銀御拜借銀仕候故、御奉行樣大岡越前守樣御評定にて御たゞしの上、大坂米商ひの儀は、意味深長なる事共御聞取遊され、同八月、大坂米商ひの儀、古來より致來り候仕法をもつて、一統相庭商ひ、諸國商人共、大坂米中買勝手次第、手廣く賣買仕候段、江戶表より仰付させられ、御觸有之候ニ付、先年の通りにて、堂島に於て中買一統、恐なく賣買始申候、

〔浪花の風〕寶永中、辰五郎罪蒙りし後は、當今の堂島の地、米商人ども多く引移り賣買せしに、其後正米のみにては、土地在ものは限りありて、賣繫買繫等の見込成難く、手狹にて金銀融通不宜とて、米商人の內、柴や七右衞門抔云るもの發意にて、建物米といふものを定め、月切日限を極め、日限迄の間、空米延賣買を工夫す、此事今の相場帳合商ひの始なり

〔八木のはなし〕帳合米相場之事附米方兩替并米切手の事

帳合米相場は、享保十七年壬子二月、正米直段下落に付、相場引立の爲、株數千軒御免に成、同十九年甲寅、猶三百軒御免にて都合千三百軒なり、仕法は年中口上相對のみにて、米百石に付、敷銀凡金二分か三分程出せば、米を賣附買附する姿にて、勝負商ひすることなり、此敷銀は、米直段高下ありて、素人の方に損ある時、差引すべき爲に取置證據銀なり、此賣買の度每に、百石に付、口錢二匁五分充出入にて、五匁充仲買へ請取ことなり、右の空相對は、其日限損德を平均して差引算用すべき筈なれ共、若相場の高下なく、損德もなき時は、明日迄其儘置、明日の相場にて勝負をなす者あり、其時は又候仲買へ持越、口錢と稱し、百石に付、銀五匁づゝ渡せば、算用なしに其儘差置ことなり、是は幾日持越ても口錢は同じことにて、此商ひ百石已下はせぬことなり、此空相對の目當は筮米にて、筮米の相場を筮として、何百萬石にても賣買すること故、筮替には筮相場替るに

付、年中空相對にて賣買なし置たる算用を、不殘差引勘定することなり、去かせざれば、堅替後の取引をさせざる定めなり、此故に平日は、幾日にても空相對にて取引すれども、堅替には是非賣買を突合、差引勘定するなり、此帳合米商ひは、損德につき言分出來し、奉行所へ願出ても取上なき故、兼て證據の敷銀を請取置ことなり、尤仲買株の者へ損を負すれば、其翌日より米市場へ出ても、仲間の言合せにて、一統相手にせぬ故、自ら仲間除に成なり、依て渡世替もならぬ者は、家財を賣ても是非濟方をすることなり、一體帳合相場は、博奕同樣のことゝもいふべけれ共、日本國中の人氣の寄て立相場故、奸曲の交らざる時は、天地自然の相對にて正しき物故、正米相場の目當にも成、諸物價の基本とも成ことなり、然るを仲買にも心得違ひの者は、博奕とのみ心得るもあるにや、種々奸智を廻らし、不正の利を得んとはかる惡風もあることのよし、又市場の取引、仲買の外はならざれ共、内實は銘々客有て、諸國の金持來りて、多分の金を負て捨る故、堂島繁昌することなるを、中には無體なることをなして、不筋の損をさする故、客減じて、やゝもすれば、却て己が家業の衰微を引起すなり、

〔誠齋雜綴 壬子雜綴七〕堂島米市起立幷米市仕方ノ事

帳合虎市ノ二ツハ、早朝ヨリ絶エズ市ヲナシ、九時歟八時頃、火繩トイフコトアリ、是ハ三寸パカリノ火繩ヲ杭ニクヽリ火ヲ付、其上ニ桶ヲカブセ、三人程ニテ嚴重ニ番ヲスル事ナリ、此火繩ノ火ノ消ル迄ノ間ガ、空相場ヲスル米仲買、其日ノ損德勝負ノ定リ所ニテ、此火ノアル内ニ、一人モ商ヒスル者ナキ時ハ相場ヲ潰スナリ、潰ストイフハ、其日中ノ賣買損德共取遣リナシト成ナリ、若前々日ヨリノ取引勘定アレバ、其潰レ前日ノ火繩消ノ時ノ相場ヲ用ヒ、一統算用ヲナス定メ也、此火繩消ノ相場ヲ空相場ノ定リ直段トナシ、翌日ノ寄附相場トスルナリ、其後幾日休日アリテモ此相場ヲ用フ、尤堅替ノ休ミ後ニハ用ヒザル定ナリ、此火繩ニ火ノアル內

ニ、一人モ商ヒスルモノヽナキトキハ、相場一時ニ上リ過ルカ、下リ過ルカノ内ナリ、右ノ如ク相場ノ片寄時ハ、誰々モ皆同ジオモハクニ成リ、上ラント思フ心ニ揃時ハ、買人計ニテ賣人ナク、相手ナケレバ、商ヒ止ミテ相場潰ルヽナリ、火ノアル内ニ、タトヘ十石ニテモ賣買アレバ、相場ヲ潰ス事ナラザル定法ナリ、

火繩ヲ三人モ掛リテ嚴敷番ヲスル譯ハ、其時ノ次第ニヨリテ潰ルレバ、多分ノ徳アル者アリ、損アル者アリ、徳アル者ハ、火繩盡テ消ルヲ待間ニ、少ニテモ商ヒアレバ潰レザル故、消ルヲ待兼テ理不盡ニ消スコトアル故、ソレヲ制スル爲ニ番ヲナスナリ、タトヘ理不盡ニ消シテモ、火繩消ユレバ相場ハ潰レル定メナリ、是非共消シタク思フモノハ、角力取杯ニ金銀ヲ與ヘ頼ミ消サス事アリ、尤カヽル事ハ奉行所ヨリ嚴敷制シアリテ、犯ス者度々召捕レ、牢舍ニモナル事ナレドモ、目前ノ欲ニ引レ勢ニ乘ジテハ儘アル事トイフ、又相場潰レテ損アル者ハ、相手ヲ拵ヘ、是非共商ヒヲ仕懸ルヲ、潰サント思フ者見附テ、市場ヨリ引出スヲ、出ジト操合サマ、サナガラ喧嘩口論ノ如クナリトイフ、

前ノ通、早朝ヨリ市始リ、正米ハ晝九時頃終レ共、帳合虎市ハ何時トイフ限リナシ、打捨置バ夜ニ入テモ糶合居ル故、程合ヲ見計ヒ、水マキヲスル役ノ者アリテ、多人數糶合居ル中ヘ、ハラリハラリト水ヲ掛ル故、夫ニテ散亂シテ、其日ノ賣買止事ナリ、此時ノ相場ヲ大引ノ相場ト唱フ、其後又年行司共、明日ノ相場ハ何程ト見積リ、言合相場ヲ立ルナリ、是ハ年行司共、相場ニ取締ヲ付ル譯トイフ、尤早朝ノ寄附ヨリ大引迄ノ相場、一々ニ年行司ヨリ日々奉行所ヘ訴フル事ナリ、

他ヨリ今日堂島ノ相場何程ト尋ヌル時ハ、大引後、年行司共ノ出ス正米ノ言合相場ヲ以テ、其日ノ相場トシテ答フル事ナリトイフ、

〔堂島舊記 七〕覺

一帳合米賣買之義、古來ゟ定法有之處、心得違之仁多、限日に至り立埋不致、却而其比に至、多分之商仕掛候儀、作法相亂候者有之、米相庭之爲不宜事、恐入候事に付、先規定法之通、限日に至候はば、仕舞寄立埋商無滯樣可爲致候、

但自然間違米有之節、正銀正米取渡、寛政之度取締有之處、當時兩替屋四軒に相成處、緣之廉を以、一軒分手前に四百石づゝ、正銀正米取渡取引有之候處、右に而は石高無數候に付、取締相弛、依之此度仲買中相談之上、寛政後被相休候兩替屋八軒分、石數千六百石、當時兩替屋へ被請持候樣、及熟談候間、都合三千貳百石、正銀正米取渡可被致候、此段一統可被相心得候事、

一帳合米限日に至り、兩建と唱、手段ヶ間敷商内致し、多分之石數、兩替入被致候に付、取締差障りに相成候間、巳後仕舞寄立埋之外、商被致間敷候、

右之趣、兩替屋へ急度相達置候間、此段一統可被相心得候、

一仲買之內、兩替似寄之儀有之候而は、取締差障り相成候に付、巳後右樣之仁及見聞候はゞ、可致評議事、

嘉永六年丑正月廿四日　　米方年行司

右三ヶ條、今般尙又仲買一統相談之上、御取極め被仰付候處、急度相守可申候、依之銘々印形仕候、尙當町中仲買不殘印形取揃差出可申候、

町々月行事

大坂米相場帳合米御趣意規矩作法之事

一夫米穀は人命を養、大切之品に而、格別之甲乙有之候時は、世上之差支に相成候故、弱きを助、強きを碎く、土地之氣風に乘じ、融通合之爲、米直段宜敷樣、深き御趣意を以、享保之度、正米端た賣

買之流れ相庭、帳合米御免被為在、御株札をも御下被成下、御冥加も不被召上、米仲買御取立被成下候御儀に御座候、然ば米仲買相勤候者は、米直段引立、引下之御趣意、尤相勵可申事、勿論之事に御座候、然れども帳合米計發起致候共、無所詮事故、正米之補助にも相成、一順に相立候樣、掛繫之御趣意被仰出候、此儀專ら可相心懸事に御座候、殊に帳合米には、始終御座候へ共、限日に至候へば、正帳一和に相成、隱順に仕舞候樣、正銀正米之規矩作法を相立、惰弱之儀無之樣、是帳合米之眞本に御座候、依之帳合米と、意味と、法と合體して、意味より生而、法に納候、意味は人氣より起る處にて、時々剋々種々無量に出沒致し、深重にて難申、懸法は規矩にて只一つ也、平生に意味と法と不離鈞合を能分別候而、掛引致候を、正路之掛引と申事に御座候、然る時は帳合米は、畢竟空米に、而、人氣より發る處成ば、拾万石賣人有ば、拾万石之買人有、貳拾万石之買人有ば、貳十万石之賣人有、賣人買人無盡事、澤山に取組致候程、市場之繁榮に御座候、正米は石數に限り有、亦直合も荒く御座候へば、多分買人相重り候へば、暫時に引上げ候樣成行申候、爰を以帳合米に而、掛繫嚴重に相續仕候へば、自然と正米之替りに相成、直段之補助にも可相成儀に御座候、依而帳合米は、賣買無斟酌、正路之掛繫掛引可致事に御座候、

帳合米難失箇條之事

一流相場自然止之事

自然止と申儀は、有間敷筋には無之、正米建物は石數に限り有物に候得ば、暫時に手荒く直段延行候時は、帳合米不相續、意味を離れ、片方商內に相成候へば、自然と商內消留め、引別申候を、自然留と申事に御座候、

一建物正米直段置居に相成候時は、正米之動くべき歩みなく、帳合米之意味を無生る事、思惑見込無御座候故、ケ樣之時節は、速に相休可申事、其證據と申は、文化之始比、米直段引立之就御趣

意に從關東正米多分買取、其內建物肥後米切手不殘買〆、直段八十五目之會合相庭置居に相成候故、二月上旬に自然止に相成、夫〻正米に高下之步之生る事無之故、帳合米雖相立、終に四月限日迄、無據相休み申候、

一可立相庭相止に相成、可相止相庭相立候事、相場相續可致意味を失ひ、商內消留候處、自分勝手爲利潤、同意之者誘合、一旦引別れ候を、又々引起し、相庭相立候事、尙又相場相續致し、正道之商內有之候を、自分之損銀に致し、迷惑同心之者、場處妨致、或は株外强力之者抔相雇、混雜爲致、潰に仕成候事、右二品とも一己之利欲に拘り、不道理之事に御座候、

一時節柄に募、法を亂、却而工み相成、理潤に陷る事、

米價下引之時節柄を先に立、正米掛繫之趣意不顧、正米帳合離々に相成、買方思立者、彌正米に相掛候樣相成、帳合頓と捨り物に仕成、終に限日に至り、正米鞘開きに而、賣捨買居に相果候、假令帳合米下直に相庭相立候共、正米之助に不相成時は、無所詮事に而、却而正米之買人を爲進候道理にて、是又一分之利潤に相成、掛繫之御趣意に齟齬仕候、

一就法に意味を捨手段商企之事

平生に引下る意味有之候帳合米、段々買置、限日に至、諸米〻建物計高く買上、夫へ引付利潤を可得企手段商內に御座候、

一限商內と唱仕組商內工之事

限商內と申事、別段有之筈に無御座候、限日迄掛繫掛引穩順に、仕舞寄せ可致儀に御座候、然るに限日前〻正帳共、意味も法も離れ、雙方內々同意之者寄合談合致、段々力らを入、勝負之爭に相成候、

一耳鼻を以思惑と致し、商內仕出し、諸人之惑と成候事、

米方兩替

此儀は不取留浮說風聞を、早決而商內致人之傍へ寄、吁合又は無益事を唱出し、色々觸廻し、人氣を惑し、正道之商內邪魔致事、

右之ヶ條は帳合米難失に而、近來濱方風儀惡敷相成、每々如斯之事共有之候に付、市場追々衰微仕候事、扨々歎ヶ敷儀に御座候、殊に近年諸國作方平等之豐作無之、米價高直打續候故、御上樣にも御心配被爲在、引下方種々御世話被成下候事、誠に以難有御儀に御座候、何卒諸米夥敷入込有、米澤山に相成、實に正米平準之相庭に相成候樣、希儀に御座候、

右之趣は、古老之仁々聞傳、相心得候分、大略如斯御座候、乍憚奉御覽入候、已上

嘉永六癸丑年正月

〔八木のはなし〕帳合米相場の事 附 米方兩替 幷 米切手の事

仲買の內、身代よきもの、米方兩替といふを兼てする者あり、米方兩替と書て、唱にはやりくり兩替といふ、昔は五十軒程あり、寬政の頃より漸十二軒ばかりになりたり、此兩替の仕方は、帳合米仲買へ、素人より賣買の注文あれば、其仲買直に市場へはせ行、仲間の者へ賣ん買んの空相對をして、其相對整へば立歸り、何屋誰へ米何程にて賣付しといふ書付の差紙に、素人より受取たる敷銀を添へ、やりくり兩替へ渡す、

賣附之覺　　何屋誰

一帳合米二百俵

七十匁一分かへ

代　　何屋

何月幾日
何屋
誰殿
誰判

此二百俵は則百石のことにて、壓米の二ッ俵三ッ俵の數なり、米市場にては俵數をいふよし、

買附之覺
一帳合米二百俵
七十匁かへ
何屋誰
買先也
右代銀御渡切手御取可被下候
何月幾日
何屋
誰
何屋誰殿
兩替充

右の通の差紙を其度毎に遣し、素人の注文先より仲買へ、何時にても算用なし度といへば、則其時の相場を以て勘定をなし、過不足銀取引することとなり、偖右の差紙をやりくり兩替請取、其儘置ては利潤薄き故、色々と振廻し賣買して行留れば、過不足銀にて差引算用をなす、此算用日々にするすがたにて、帳面を〆置、仲間の取引は六十日限にすることとなり、

〔米穀賣買出世車圖式〕米方兩替仕法

古來は五十軒、近年戸倉株十軒まし、都合六十軒也、株札あり、毎月まはりに、五人づゝ月行司勤る、米中買千三百軒也、株札あり、是は毎年まはりに、五人ヅヽ年行司を勤る、相場たてもの、毎年四月

と十月と改る也、帳合米といふは、正米の賣買を日限のばして帳面に𛀁るす、帳合米と名付と也、中買、帳合米を買付、又は賣付、是を差紙に認め、右の両替へ相渡す、中買より、此差紙を両替へ請こみ支配して、損徳を勘定して、取引する也、両替の德用は、右帳合米代銀壹貫目ニ付、壹分ヅヽ利合を取る、中間のきわめ也、是は以前は、壹分五リンも、又は壹分八リンも取るよし、今はへりたり、

賣付

賣付覺　何や何某へ

差紙

一帳合米貳百俵

七十匁五分かへ

代

認様

何月何日　何屋何之助判

何屋誰殿

如レ此賣付の差紙、仲買より両替へ相渡す、両替請込てかふてはうり〳〵する、仲買の元の買どまりまでふられて行時、右賣付何屋何某より、七拾匁五分がへの買を、七拾匁の賣をば、又何屋何之助ゟ渡す時は、端銀五拾匁、右何某へ両替ゟ借に成ル、翌日請取也、又中買の過銀は、ふりまわり行、両替にて請取也、毎日取引は、凡を勘へ、切手を取渡する也、端銀はたがひにふりあひ、又は節季に取引する切手も、節季に金銀を以て取引すめる也、右何屋何右衛門へふり行、何右衛門、賣さきこれなくて、買ばかりならば、何右衛門よりふりまはり來る両替へ、買付差紙遣す、則何右衛門取引のやりくり両替へのさし引をいたす、買付差紙次にくわし、

買付覺　何や何某買者也

買付

一帳合米　貳百俵

七十匁かへ

差紙

右代銀御渡切手御取可レ被レ下候

此差紙を両替請取て、ふりまはりにあたる両替と相たいして、両替と両替かゝり合になる、毎日相場の高下に𛀁たがひ、直合切手にて取引する也、中買よりは両替へ、相應にかんがへて敷銀を取置也、帳合米、ふりまはりもなく、一日賣たり買たりしたる浮米は、古米消合場所とて、両替六十軒の會所あり、此所にて消合すめる也、小商(とらの事)一二十石立帳合米と同じく、賣付買付、

認樣

何月何日 何屋 何兵衛
何屋 誰殿
兩替宛

中買より兩替へ請込支配する、是も一日賣たり買たりしたる浮米は、此會所にて消合すめる也、賣差紙と買差紙と貳通にして、中買よりいだす過銀あれば、米すみ次第うけ取、ふそくあれば、差紙に相そへ差出す也、右消合場所にも、手代三十人程あり、

小商の會所にも、手代五十八人ほどあり、みな六十軒の兩替、此入用をまかなふなり、

虎市相場

〔堂島舊記 一〕或書に云○中略

一虎一と申名目は、今藥師裏、法花庄次郎屋敷東筋籔に而有之候、其時紀伊國屋源兵衛、石立相場相始り候節、籔之横町に而相始り候故、虎一と申候、

〔八木のはなし〕虎市米相場の事 附こそ、株ゑらし 江戸堀道頓堀 米相場之事

虎市株といふ米相場あり、此仕法は帳合と替ることなく、口上の空相對なり、其内の違ひは、帳合は百石以下の商ひはせざる法なれども、虎市は十石ゟ取引商をすることなり、帳合は正米相場、直段引立の爲、御免の株なれども、虎市は少き商ひ故、なくて濟べき物ながら、正米株御免已前よりある名目にて、石數の段取もかはる故、此相場も建てあることとなり、此名目は、昔淀屋辰五郎の門口にて正米市をせし頃ろ、堂島新地の邊、竹藪の中にて相場を好む者集り、正米の相場を移して勝負なせしを迅りにて、藪の中を走りめぐりし縁によりて、虎市と名づくといふ、

帳合現金相場

〔八木のはなし〕虎市米相場の事 附こそ株ゑらし 江戸堀道頓堀 米相場之事

江戸堀、道頓堀に、帳合米現銀相場といふことあり、是は市もなく、堂島帳合相場の直段を移して勝負するなり、仕法は帳合に同じ、但虎市相場の姿にて、米二十石を金二朱充の敷銀にて取引をなし、元手少なの者にてもなしよき樣に工風せしもの、よし、江戸堀は、天明の初、同所に相撲屋又市といふ者有て、土地繁昌を申立二十年の年限にて、冥加金四百兩上納の願にて差免しにな

る、年限に至れば繼願をなすこととなり、道頓堀の方は、元高津新地に於て、願人有て差免されしが、一旦中絶に及び、文化の初、菊屋町北國屋仁兵衛といふ者、此株を道頓堀へ引移したき願にて、又又差免しに成しとぞ、

こそ株

〔八木のはなし〕虎市米相場の事 附 こそ株ゑらし 江戸堀 道頓堀 米相場之事

帳合米仲買株の内に、こそ株と唱ふるものあり、是亦仕方は帳合と同樣なれ共、こそ株は晝八時頃、火繩に火の附時分より夜中へ懸て、翌日外相場の寄附後迄の勝負にて、正米の言合相場の出るを限りとして算用するなり、此市は多く六七月の頃、天災にて相場の大高下する時を專らとする相場にて、多分正米帳合の商人共、繫ぎにする相場なり、此法になぐといふことあり、譬ば今日天氣よく、明日の相場下るべしといふおもはくにて、正米帳合何れにても一萬石賣べき約束の所、帳合は夕方終る故、夜に入、俄に天氣替り、大風雨などに成、明日下らんといふおもはく違ひ上り景氣に替ることあり、され共賣べき約束の米は、明日ならでは算用することならず、其儘置ては過分の損失になれば、此こそ株の者と相對して、又改めて一萬石買べき約束を極るなり、かくして置ば、其翌日の相場おも入より上りても、雙方の得失を平均して、過分の損なくして濟なり、都てかゝる商ひの仕方を繫商ひといふなり、此こそ株、一名內證株ともいふ、

ゑらし

〔八木のはなし〕虎市米相場の事 附 こそ株ゑらし 江戸堀 道頓堀 米相場之事

ゑらしと唱ふる商內あり、是は株もなく市もなく帳面もなし、唯日々の帳合相場の直段を移し取て、賣買の約束をなし、勝負することなり、錢一貫文を銀二十匁と定むる仕方なり、是は勝負の大きくならぬ爲なり、仲買の妻子下女等が、互の思ひ入を附て勝負することにて、他になく、堂島に限れりといふ、

相場高下通知

〔幕令拔抄 二〕相模屋又市相願、聞屆置候米市場へ、堂島米市場之高下を、飛脚ニて取來候所、拔ケ商

ひと唱、右高下を、身振幷色品ニて相圖等致し候者有之候ハヾ召捕、急度可遂吟味候條、心得違無之樣可致候、

右之通、三鄕町中可觸知者也、

安永六年酉三月

〔幕令拔抄 二〕相模屋又一相願、聞屆置候米市場へ、堂島米相庭之高下を、飛脚ニて取來候處、拔商ひと唱、右高下を記、鳩之足ニ括付相放し、又は手品仕形等ニ而、相圖いたし候もの有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體之者有之ば召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、右之趣、先達而も相觸候へども、年數相立、心得違之もの可有之哉ニ付、尙又三鄕町中可相觸候、

天明三年卯三月十四日

〔幕令拔抄 二〕相模屋又一相願、聞屆置候米市場ヱ、堂島米相場之高下を、飛脚ニ而取來候處、拔商と唱、右高下を手品仕方等を遠目鏡へ移取、相圖を待候もの有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體のもの有之バ召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、

右之通、先達て相觸候へども、年數相立候ニ付、心得違之もの可有之哉ニ付、尙又三鄕町中可觸知者也、

文化元年子五月

〔幕令拔抄 二〕相模屋又市相願、聞屆置候江戶堀幷久左衞門町米市庭へ、堂島米相庭之高下を、飛脚ニて聞取來候處、拔商內と唱、右高下を手品仕形等ニて遠目鏡へ移取、相圖致候者有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體之者有之バ召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、

右之趣、先年より度々觸渡置候所、年月相立、心得違之者有之、近來足拔と唱、飛脚之者より先きへ入込み、高下を爲知候者有之哉ニ相聞候、右體之者は、見付次第召捕、急度可及沙汰候、

年寄
行事
仲買

午〇天保五年十月

右之通、天保五午年、町中へ觸渡置候處、年數相立、心得違之者も有之哉、前書二ヶ所市場、幷其後又市へ差免置候、東天滿米市庭へも、前同樣、又々足拔ト唱、飛脚の者より先きへ入込、高下を爲知候者有之、右之內ニ者、近在之者も立交候趣相聞、不埒之事ニ候、右體之者は、遂穿鑿召捕、嚴重ニ可申付候條、向後觸面之趣急度相守、心得違無之樣可致候、

右之通、三鄕町中可觸知者也、

天保十四卯年十一月廿五日

〔八木のはなし〕堂島米方年行司幷仲買人數の事

米方年行司は、堂島米仲買株の者の內より、人物年功の者を仲間一統にて撰み、明きのある時は、仲間內入札して株數多き者を定め、奉行所へ訴出、聞濟を請て年行司にすることなり、尤古株の正米商ひするものゝ內より撰み出すなり、四人にて順々年番を勤む、外に加役三人あり、人數時により不同あれども、加役共六七人に限るよし、仲間一統より袴褶料世話料を出すことなり、米方のことは、年行司とても自由の取計ならず、何事も仲間一統示談の上取計ふことなり、

米仲買株は、むかしは千三百軒、追々減じて、文化の頃、堂島に八百九十軒、江戶堀に五十軒、道頓堀に三十軒も有しよし、其內堂島仲買は四組に分る、其一は正米商ひ、二は帳合延商ひ、三は虎市、四はこそ市なり、右四組へ江戶堀道頓堀を一組として加へ、都合五組なり、株札の表は皆米仲買にて、名目は同じけれども、商賣の仕方は皆格別なり、此五組の內、正米相場の株を隨一とす、堂島四組は冥加運上等のことなし、外一組は前に記す如し、都て大坂へ積廻す諸國の產物は、皆問屋仲買小賣等の次第あれ共、米に限り掟と取締たる問屋なきは、藏屋敷を問屋の姿にせし者成べし、

〔山里の塵三〕堂島米の事

其頃十五年（享保）米直段下直ニ付、同十六年亥六月、中買の内、かじま屋久右衛門、升屋平作、津軽屋彦兵衛、俵屋喜兵衛、久寶寺屋多兵衛、右五人を當御番所へ召出され、米直段引立に相成べき儀有之候ハヽ申上候様仰付られ、中買一統に相談之上、米中買人數を相定め、諸蔵米御拂米の節、入札を以て買取候得バ、米直段之まり宜敷有之べきや、其段申上奉り候所、御奉行稲垣淡路守様、松平日向守様より、江戸へ右之趣御達し被遊候ニ付、亥十二月大坂仲買御株札、



御焼印付御印札出させられ、御株札四百五十枚頂戴仕、江戸御帳面株高、貳百四拾枚之内にあり、同十七年子四月、五百三拾枚又々頂戴仕候て、同廿年卯七月、三百六拾貳枚、都合千三百五拾貳枚萬代不易の御株札頂戴仕候て、仲買一統難有御事とよろこびあへり、亥十二月御召遊されて加島屋久右衛門、升屋平作、津軽屋彦兵衛、俵屋喜兵衛、久寶寺屋太郎兵衛右五人へ米年寄仰付られ、是よりして米年寄相勤候者、御番所へ脇差上下御免之上訴訟仕候事、全米直段引立候ため、仲買人數株に仰付られ、冥加至極難有事なり、扨やりくり兩替は、同年當春御番所へ願奉り、五拾軒仲間仰付られ、兩替屋印札にハ、名前人店名を御書付有之候、仲買御株札いたゞき、大坂米仲買とばかり成しが、其後寛保辛酉年、松浦河内守様、佐々美濃守様（〇原本作佐佐木、據諸役代々記改）御奉行の時に、御株札焼印御改被成候、



恐多くも有徳院様〇徳川吉宗御盛徳に依て、御免なし下され候事忘るべからず、御老中には松平左近將監、酒井讃岐守、松平伊豆守、黒田豊前守、小出信濃守、松平右京大夫、井上河内守、西尾隠岐守、御勘定奉行細田丹波守、杉岡佐渡守、寺社奉行黒田豊前守、町奉行大岡越前守、稲葉下野守、大坂御城代土岐丹後守、町奉行稲垣淡路守、松平日向守、御觸有レ之而、御質素を以て御株札下し置れ、いく世絶せず榮えくて目出度かりけり、

〔堂島舊記　一〕覺

一享保十八年米仲買者共締り無レ之、猥之義も有レ之候に付、先達而吟味之上、人數株に申付置候處、其後無株之者共、多く問屋店を出し、客引請仲買商賣致候故、締り無レ之、不埒之仕方在レ之様相聞候間、向後無株之者共店を出し仲買候義、急度相止可レ申候、米賣買致候はゞ、株仲買方に而可レ致二商內一候、右之段申付候、

享保十八年丑三月

〔堂島舊記　七〕毎月行司相當り候節、町々印形取揃、年行司へ差出し候掟書之寫、

掟

一從二御公儀様一御定被レ成、仰渡候趣き、急度相守可レ申事、

一御鑑札猥に取扱、決而不二相成一候、以後年に壹度づゝ相改可レ申事、

一仲買之內業體に付、不法致候者は、其趣御訴申上、御鑑札御取上げに可二取計一候事、

一無株之仁者、場所商堅不二相成一候事、

一宅替致候節、無二遲滯一可レ被二斷出一候、等閑に致置候者は、取調可レ及二評議一、尤三拾餘組之外へ、宅替不二相成一候事、

一米仲買之內、我儘に引取、同家被レ致候儀者、決而不二相成一候事、

一月行司毎月町內印形取候節、行衞不知仲買有之ば、早速可被相斷候、
一家名相續之分、禮銀是迄之通、其餘顔見せ銀、差出しに不及候事、
　但右體にても、別宅に相成候得ば、親類讓り同事に候、
一手代無滯拾ヶ年相勤、別家爲致、仲買相勤度候節は、其主人より一札可被差出候、尤禮銀是迄之通、其餘顔見せ銀、差出しに不及候事、
　但主人之家號等違、別家に不相成候に付、顔見せ銀差出し可申事、
一御鑑札親類より讓請候節、禮銀是迄之通、顔見せ銀五枚可被差出事、
一御鑑札讓請、拾五歳より已下之子供へ切替候儀相成不申事、
　但本人病氣にて、幼少之體へ相續仕度之節は、月行司ゟ致吟味、書附を以可被申出候、相調候上、御願可申上事、
一病身にて仲買難相勤候か、又は死後相續人無之節は、其段相斷、御鑑札差上可置候、相續人出來候か、親類へ讓度候節、御下ゲ願可被申出候、假令讓請候共、人柄相調、且場所へ張紙致し、差支無之候はゞ、仲買爲勤可申事、
　但御鑑札差上中、掛り者不相掛候、併水方一ヶ年兩度之集物は、いつ迄も相掛り候間、直相對可有之事、
一下人名前を以、主人商致候儀相成不申、主人之名前に而、下人之商內は不苦候、
一買使之儀、右下人之外、他家之者猥に買使に差出申間敷候、假令親子兄弟たりとも、別家致居候者は、買使差出申間敷事、
一家を構名前人之者、仲買之下人に致、買使に差出候義、已後差止候事、
一御鑑札所持之仁、凌之爲仲買內へ相雇はれ、其仲買名前に而、買使致候事は不苦候、右買使名前

相場師

書附致印形、米方會所へ可被相斷、其上相調、場所へ書附差出可申事、

但下人之分者、其町内に而人別聞糺候事、

一月行司相招候節、病氣又は差支等有之候はゞ、親子召遣之外、猥に他家之者代人不相成候事、

一米仲買口錢銀之義は、往古ゟ極之通、猥之儀無之樣、相守可被申事、

一仲買助合之爲、正米賣買に而、二厘五毛、或者五厘負賣附買致遣候事も有之、右間銀を口錢銀之樣に相心得、自然仲買内より素人へ、右體之賣買致候而者、規矩相破り候に付、急度可及評議事、

一米仲買先規より申合之儀は、別帳面に有之、年々正月行司印形取置有之候事、

右之條々、一同承知可被致候、

嘉永四亥年三月

〔世事見聞錄五〕諸町人之事

扨米相場の事、大坂堂島なる所を日本第一の根元とす、同所に相場師と唱へる强勢なる者有て、國々よりも大商人ども寄り集り、一人にて米穀十萬石、二十萬石、或は五十萬石、百萬石も、或は賣或は買、正米は一俵も持たで、只帳面の上にて賣買を極め、器量競べ、運競の勝負を決するなり、日本國中をかけ、廣大なる大博奕なり、天氣能く風多の順氣違はず豐作なるか、又は天災ありて不作なるか、其境を儲物にして大勝負を決するなり、天氣吉凶を賭ものにて、世の盛衰を賣買にするとは、去りとは人欲の所業は憎しき事共なり、尤人欲は兎角昇り進る事を好むもの故、相場の高直に成事を厭はず、依て高直成を景氣よしといふ、下直なるは景氣惡きといふて、十人に七八人までは買方なるものなり、豐作なれば直段下り景氣惡き故、先は凶年を好み、國々暴風洪水旱損、又は蝗災などの凶難あれば大に喜び、相場競ひ立て賣買繁昌なるなり、兎角世の狂ひを待、天下の凶を祈るものなり、若又豐凶平均して相場の居据る時は、種々の計略を施して相場を動か

し高下を付るなり、是を世に相場師の仕懸け相場といふ、今國々へ隱し目付抔出して觀察せば、彼等が惡計を以、相場を狂す事見へ渡るべし、併大勢仕組て、秘密に計る事なれば、容易に其仕業見へ難し、扨右の通り大勢仕組の相場に狂ひを付、或は國々より勝負に出しものを計り欺き、或は素人を引込て大勝負を初めなどして、身上の有丈を遣ひ潰す事を欲するものなり、かやうの惡計を飽まで仕盡して人をはぎ取、當時右の堂島米問屋二千軒、中買數千人あり、又江戸堀なる所に、現金店といへる相場師共が數千人、結構に暮すなり、又此相場の本に立て、夫より京江戸國國津々浦々に流行し、此筋にて奢暮すもの夥敷事なり、

米賣買藏元

〔大坂米商舊記〕一當時大坂にて、諸侯方米穀を引請、取扱家を藏元と稱し、米商の長を米問屋と云、或は米仲買と稱するも久しきことなり、承應三年午三月、萬治三年子正月の觸令を見るに、藏元と云は藏役人の事にて、其後寛文年中に至りて、藏元を出入の町人に托し、藏役人は今之留主居役と云ものに成たりと見え、是を以て思ふに、藏屋敷と云名目あれば、其役人を藏元と稱せしものか、

方法

〔大坂米賣買之大意〕諸國より大坂廻米之事

一右四藏〇肥後、筑前、中國、廣島、之内代り〳〵建物と唱、一ト藏撰出し、帳合米之直段にいたし、正米も是を一番として賣買仕候、往古は中國米を多く仕候由之處、近年は肥後米に限り候、今年者、筑前に相成申候、夏分加賀米に仕候、是亦先年、右藏之仕法惡敷時は、夏も西國米に仕候、總て西國米は、冬分入津仕候故、冬米と唱、北國米は、夏分入津仕候故、夏米と唱、冬米は十月十七日より四月末迄建物に相成、夏米は五月七日より十月初迄建物に仕候て、是にて一番之相場を相定、帳合米も此藏を用ひ申候、

一諸藏初よりして、隔日に入札を以、賣拂申候看板出し候得ば、中買どもより思ひ〳〵に入札仕候

候、又落札之看板出候得ば、中買ども江寫取、銘々帳面にひかへ、大坂は勿論、諸國江も知らせ申候、又々日々相場、四藏を初、中藏之分、十二三藏之相場立合せと申候て、右相場、日々諸國江相廻り申候、依之大坂表之相場賣買之直段俵數、顯然と天下江明らかにして、奸商のために陷り申候事無之見當と相成申候、

一右入札より、十日目〳〵に、代銀相懸切手請取、直に入用米にて、藏出し仕候も有之、又は思ひ入見込米にて、其儘切手所持いたし置、又は金銀かし借も仕候、是を切手入替と申候、右切手にて所持之もの、直段を考、賣拂候得者、又も買人有之、日々賣買仕候內に、段々と右切手を以、藏出しに向申候、然るに例年冬分、右四藏にて、八九拾萬俵、其外諸藏にて、百萬俵餘、凡百七八拾萬俵より貳百萬俵之賣高に有之、賣後れ、翌春夏之間に、貳三拾萬俵も賣不申候、北國米は四五月之頃より入津にて、凡五六拾萬俵之賣高に御座候、都合壹ヶ年に、貳百四五拾萬俵より三百萬俵に至り候內、多分藏出し、三ヶ月に七八拾萬俵より百萬俵も出申候、春夏秋と、月々拾四五萬俵より三拾萬俵程も出申候、右之內、四藏井加賀米は、濱方中買者勿論、諸方注文にて賣買仕候高、一日に拾萬貳拾萬に至り、誠に言語にも難述賣買方に御座候、夫故四藏者、其高下多く、其餘之ものは賣買少く御座候、○中略

一西國廻米は冬分に登り、北國米は夏分に登り申候、總て大坂にて、江戶月賄借用引當として金銀を借請、右引當に登る米、十に八九有之候故、今年之ごとく、西國にて九拾目百目仕候得共、始之程七拾目位に大坂江廻米有之候は、相對ゆへに候、然ども格別引合ざる時は、大坂銀主江相對にて國賣して、銀登に相成候もまゝ有之。由、又其國高直なれども、相對之趣を以、有たけ相登せ候國國は、其跡空虛と相成候故、段々に領主より買下し、又は商人より積送り申候、北國西國拂米を商人買請、上方江積登り申候を納家米と申候、是は何方にても、直段宜き所江持行賣拂申候、又大坂

下直にて、外國高直に候得ば、大坂より買廻し申候、米穀少き時、米直段下直に候得ば、みな〳〵此者どもの手ニ陷り、終には大坂空虛と相成べく候、

一廻米高、たとへば肥後米其年貳拾五萬俵賣拂、代銀請取、切手相渡置申候處、年內には貳三千俵ならでは藏出し不仕も、段々賣拂、切手、手に手を越して賣買仕、其內に月々に壹貳萬俵宛藏出しに向ひ、切手相減じ、二年目之冬、越年米之勘定に至り、多きは古米貳拾萬俵、少きは拾二三五萬俵之古米越年に相成、三年目夏に至り、追出しと申事有之、此時に至りては、是非なく出し切申候、去かれども是は四藏共中分之藏に有之、小藏は此例にも寄不申候、

〔大坂御式目 二〕覺

一米之中買之者、藏元の米を三分一程の代銀を渡し、勿論日限之約束は有之といへども、其日限をのばし、手形を順々に賣候に付て、米の直段高直に成候、此賣買先年無之候、近年中買之物仕出シ、就中大坂計にての商賣に候故、法度申付候事、

一藏元の米を買、三分一程敷銀に渡し、其銀子に利足加へ、順々手形を賣渡し、約束之日切を相延候ニ付、一枚之手形、一日の內に數十人の手に渡、米高直成候よし申候、其上米下直に成候得ば、買請候町人、藏元江銀子を濟し、兼納りの買主に、米を受取候へと催促致し候へども、下直に成候へば、可賣渡樣も無之、中間之出入に成、先年も雙方籠舍申付候事、

一藏元の乘手前、たとへば一萬石米を賣附、手形を渡し、三分一程の敷銀を取、其米を藏元に預り置候へば、いつ迄も有之ても、口口無之ニ付て、約束之日限より外に、被相延之由聞へ候、左樣の藏元は、米買候者多候ニ付、ゆるかせに罷在候故、いにしへ無之手形之賣買仕候よし諸人申候、又藏元に米無之を、手形計を賣渡し、三分一敷銀取、連々に差上せられ候輩有之樣に、下々申候よしに候、乍去左樣に町人之可致樣成儀は、藏元の面々罷出間敷事に候間、承引無之候ば、萬一

左樣の才覺於有之は、急度可相斷事、

午三年承應　三月廿二日　隼人○大坂町奉行松平重綱　丹波○大坂町奉行曾我古祐

右之趣、總年寄、ならびに米中買之者召寄せ申付、其後西國衆藏元之面々呼候て、申渡し候也、

〔八木のはなし〕米切手賣出方并取扱方の事附藏拂過切手有米勘定藏米納屋米差別の事

有米高總勘定は、毎月下旬に、米方年行司共の米相場見積りの爲、凡見通しの勘定することにて、大坂中の有米には無之、藏屋敷より賣出す切手の內、日々何程の出來と見積り、麥、大豆、小豆等も此俵數に入、尤納屋米は此外なり、

諸家藏屋敷、古來より百八戸前といへども、實は百三十戸前あり、其內諸國へも聞え、日々相場の番組に附出す藏數は、三十ばかりといふ、

納屋米は、藏屋敷なき大名、御旗本、諸藩士の收納米、并百姓町人の賣米、大坂へ廻し、米商人へ賣拂分は、皆納屋米と唱ふ、其內に藏米を納屋米にすることあり、是は年々大坂へ廻米何程充にて、右の拂代を以て、用立金、元利濟方の約束故、藏米にて廻しては其斷も出來兼、外に米を賣拂ふべき所もなき時は、藏米を納屋米の姿になして廻す向も儘あるよし、かやうのことにて銀主へ濟方せぬを、大坂にて、へたつたといふよし、たをすといふことなり、此納屋米を取扱ふ穀物問屋、大坂に百三十軒あり、○中略

堅米の事

毎年四月十月四月十七日十月十七日兩度、堅米を定ることなり、是は堂島米方年行司を初め、總仲買共入札を以て定るなり、大方は夏の堅米は加賀、冬は中國、其外筑前、肥前、肥後、廣島等なり、加賀は例年正月十日迄に、其年大坂廻米の大數を、藏屋敷へ申來るなり、夏は加賀米新穀にて多くある故、大方堅米になるなり、然しながら、堅米は米の多きのみにもあらず、俵の枡入、三ッ俵二ッ俵抔と、一石

に積り、よき國を見立る譯もあるなり、尤廻米數少にては、迚も堅米にはならざるなり、昔は讃岐米堅米に成しことあり、薩州は大國なれど、廻米少き故、堅米にはならざれども、堂島の用ひは至てよろしきなり、夫に續きては肥後米なり、此用ひのよきといふ意味、過切手の所をも見合すべし、

堅米は、他米よりいつも直段上にたつ故、堅米になれば、其國主多分の益あり、故に堅米になれば、米市場與內銀と唱へ、其度々銀二百枚づゝ、藏屋敷ゟ年行司へ渡すなり、是は堂島にて市をなす場所、並二ヶ所の米會所、筆墨紙をはじめ、仲買株に附ての諸雜費の內へ加ることゝなり、加賀米は堅米に成ても、右の與內銀不請取ことゝなり、其故は天明の凶歲に、米二百目以上になり、堂島買米無數、既に市も立兼、仲買も渡世難成體に至りし所、加州ゟ夫が爲に多分の米を積廻し、濱方を救ひ遣はせし恩儀を感じ、一統申合、永々右の與內銀を不請取事に成せしとなり、

堅替の事

堅替は十月にて、一ヶ年の內、相場の堅として賣買する堅米も替り、相場替ることゝなり帳合米は日々算用する約束なれ共、勝負商ひの事故、思はく次第相對にて、幾日も算用せぬことあり、されど堅替には、相場新に替る故、是非決算せざれば、後堅替の算用出來ぬ定めなり、正米商ひは、現米を以て、四日目每に取引算用すれば、相場を以て堅替後迄、其儘算用せず置ても濟こと也、此堅前には、兎角切手のいれより相場の上る事あり、此いれにも品々意味あること也、偖此堅替に附て、自然の理ながら一奇事あり、正米相場は、正米の米の位にて、實相場、又帳合相對は、空米の虛相場故、平日は正米と帳合とは相場上下して、始終一つに揃ふことなし、一體帳合は人氣の寄てたつ相場故、正米相場の見合となり、又帳合は、正米により相場をなす持合なれ共、人氣の狂ひにて、右の通一つにならざれ共、堅替前になれば、誰言合せねど、段々と一つ所に寄、終に堅替の際にては、

帳合相場、正米の相場へ引付られ、同直段に揃ふこと、年々かはることなしといへり、是帳合米を平均す時節故、人氣正米に寄て一つに成なり、虛實自然の道理なれば成べし、

〔大坂米商舊記 一〕覺

一町中米賣買之儀、大名衆藏米何程買ひ候共、早速藏より出し可相渡候、賣候日より日數三十日之外を相延候ハヾ可爲曲事之旨、先奉行衆被定置候、然る處此頃米高直ニ付ては、町人ども迷惑致候趣訴訟仕候、是は日數延候故にて候樣子に相聞候、此以後は日數十日切ニ相定可致賣買候、米下直ニ成候節、如前申付候義も可有之候間、重て此方より申渡候迄は、十日限ニ可仕候事、

一大名衆米ニ不相構、米賣買之儀、有米を見屆可相極候、請取渡之日數、右同前之事、

一唯今迄三十日限之約束ニて買請、藏に預ヶ置候米之分、三十日之內、日數何程相殘候共、早速代銀を定め、米を受取、藏より可出候事、

一手形之賣買、并米市を立候を、先規之通堅仕べからず、手代之者令違背者、其咎主人へも相懸候事、

一大名衆藏々、并に米屋有之其町々會所、又者年寄月行司之所ニ帳を仕置、其役人を相定置、米賣主買主の名、米高、同直段、月日等書附置、順々年寄五人組等改メ、日數廿日迄ニ埒明可申事、

右之通、侍方藏元仕候町人、同屋敷之名代、其外米屋中、此旨相守べし、若違背之輩於有之は、先規より仕置候通、本人ハ依其品、或ハ死罪、或ハ籠舍、其五人組與年寄米屋ニて無之與いふ共可爲曲事、侍方藏米ニ付て違背有之者、其米を肝煎致候町人、又ハ屋敷之名代曲事申付、藏元之侍ハ、其主人へ可相斷之條、入念此書付之通、無相違樣ニ可致賣買もの也、

寬文三卯年九月廿一日　彥坂壹岐〇大坂町奉行

〔御觸帳五〕公儀より出候書付寫

大坂表、諸家藏屋敷札米之儀、廻著米高之外、空米を書加、有高米より過米之切手を出し相拂、且廻米致ニ都合ニ度節は、右廻米切手之分買戻候類有ㇾ之由相聞、正米直段、幷自餘之切手米賣買相拂、甚不ㇾ宜候、依ㇾ之以來右體之空米廻米等書加致ニ賣買ニ候儀、堅令ニ停止ニ之條、其旨急度可ニ相守ニ、若違犯之輩有ㇾ之においては、可ㇾ爲ニ曲事ニ者也、

十二月十〇寶暦十一年

右之通可ㇾ被ニ相觸ニ候

〔米穀賣買出世車圖式〕堂島渡邊橋米穀入札の體

此所はすぐれてはんくはの場所にて、諸國の貴せんぐんじゆし、行通ふ事晝夜をわかたず、商ひに心がけ深きもの、此はしの上にのぼりて、晝夜天氣を見て、夏秋の風雨をうかゞふ、休日の外は手代小者中米たるものに、毎朝諸こく藏やしきの入札、或は今日は何國の藏より何千俵何百俵と、帳に留させ置て、およそ八ッ比より、藏々の入札のかけ板に有落札の名と直段を、又帳にかき取しるし置也、入札にて、取たるは、銀かけやへ代銀をうけおさめて、銀手がたにても、又は米切手を請取、其藏やしきへ行て米うけ取也、

〔誠齋雜綴壬子雜綴七〕米相場豐凶直段極意

米相場豐凶直段ハ、諸國總高都合貳千貳百貳拾九萬石と見積、夫ヲ平均シテ、算法ニヨリ上中下ノ直段ヲ極ム、

十分	上	五拾四匁	中	四拾八匁六分	下	四拾三匁
九分	上	六拾匁	中	五拾四匁	下	四拾八匁
八分	上	六拾七匁五分	中	六拾匁七分	下	五拾四匁

米延商賣

七分　上　七拾七匁　中　六拾九匁四分　下　六拾壹匁七分
六分　上　九拾匁　中　八拾壹匁五分　下　七拾四匁
五分　上　百目　中　九拾壹匁五分　下　八拾六匁三分
右ノ上中下ハ、米ノ善惡ナラズ、相場ノ上リ下リ、中通リトノ大筋ナルヨシ、又五分以上ノ不作ハ、決テナキ事ト見積タル法ノヨシナリ、

〔御觸帳 二〕覺
八木延商賣之儀、兼而申候通、紛敷商賣仕間敷之旨、頃日茂問屋共江申付候得共、今以紛敷儀有之樣ニ令風聞、不埒之事候、向後相互に古法之通、本紙正米等明白ニ吟味之上、可致取遣候、若違犯之者有之候者、僉議之上、越度可申付候、且又紛敷商賣致候者有之候者、見聞之趣可申出候、急度褒美之上、不爲仇樣ニ可申付候、
右之通、米商賣之者共江〇京都可被相觸候、以上、
十一月九日〇享保九年　高木又左衛門〇下三人略
花井八郎左衛門殿

〔御觸帳 二〕覺
一米延賣買之儀、先年より度々申付候通、在米を以賣買可致處、頃日は猥に噂商いたし候者有之樣に相聞、甚以不屆之至候、彌以先年申付置候通、在米之外、噂商堅仕間敷事、
一延賣買手附金、或百兩分之方に、拾二兩可相渡內、當分貳兩遣、當日歟、翌日、殘拾兩を相渡、米改致、指札賣出し候者之本紙受取候儀、先年より米屋共定置候由候處、手附金二兩に而日限を延し、米相場高下之節、不埒令出來候樣ニ相聞不宜候、是又先年申付候通、手附金貳兩遣候はゞ、其日歟、翌日迄ニ米相渡、指札いたし、殘金拾兩相渡、本紙受取候樣ニいたし、本紙取遣り之日限相延

し申間敷候、且又町中所々江大勢寄集、商いたし候様に相聞候、此以後、町中江寄集、商不致、川並邊をあるき商致候儀は勝手次第可致候、諸事元祿十六未年相觸候定之通、在米之外、猥一切噂商堅仕間敷候、此以後違背之者有之候はゝ、吟味之上、急度可申付候、尤米仲買致支配候、堀江町孫左衛門、治左衛門江も申渡候間、町中ニ罷在候中買之者共江、右之趣急度庄屋町代ゟ可申付事、

右之趣、御奉行所〇京都ゟ被仰渡候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不殘可被相觸候、以上、

十一月十〇享保四年　　靑木茂兵衛　坂嘉兵衛

花井八郎左衛門殿

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保十五戌年七月

覺

皆川町壹丁目　六兵衛
淺草田原町二丁目　安右衛門
堅大工町　喜兵衛
同所同町　次郎左衛門
神田多町貳丁目　源右衛門
永富町壹丁目　平吉
小網町壹丁目　源右衛門
通三丁目　市兵衛
深川扇橋町　吉右衛門

右五組之者共、此度米延賣切手賣相場會所相願候ニ付、願之通申付候、望之者は、右之者共會所江致對談、賣買可仕候、

右之通、町中不殘可相觸者也、

七月

〔享保撰要類集九上米穀〕米延賣之儀申上候書付

覺

冬木　善太郎○下十四人略

右之者共、去酉十二月以來、米延賣之儀相願、買上米可レ仕旨追々願出候ニ付、伺之上申付候處、商ひ始め候へ共、聢と取引不レ仕、買上米も纔計相調候ものも有レ之、又々一向商ひ取付不レ申、勿論買米少も買上不レ申者共も御座候、畢竟米直段上り候ために申付候處、右之通不埒にて、米直段之爲にも不二罷成一候、尤最初申付候砌、買米も不レ仕、米高直にも不二罷成一候はゞ、何時にても右商ひ相止させ候筈に、銘々申渡置候、不レ殘相止させ可レ申候、依レ之申上候、以上、

十月　大岡越前守　諏訪美濃守○江戸町奉行二人並

右書付、享保十五年戌十月晦日、松平左近將監殿江上ル

書面之延賣商賣之儀、不レ殘相止させ可レ申旨被二仰渡一奉レ畏候、以上、

〔御觸帳五〕延米商之儀、風儀不レ宜候付、寶暦三酉年、前々之通、本紙一本ニ賣買雙方より正金三兩ヅツ差金之儀申渡候處、同八寅年、仲買共依レ願、右三兩差之儀差免候、然處追々不埒之商取扱候者も有レ之ニ付、向後ハ、酉年申付候通、本紙一本ニ賣買雙方より正金三兩ヅヽ、令二差金一、小場之儀も、本場之差金ニ准じ、可レ令二商賣一旨申付候、此旨一統可レ令二承知一事、

右之通、御奉行所○京都より被二仰渡一候間、町中幷寺社門前町續端々迄可レ被二觸知一候、以上、

四月十五日○寶暦十年　岡清右衞門○下二人略

花井八郎左衞門殿

〔米油株割印帳〕定

一延商之儀は、御切手米御拂見當に御免被レ爲レ遊候處、聊之高下にも、時により中立用願書、及二深更一無二是非一休日に相成候段、御大切之御切手米に相障り候儀も不レ辨、不埒千萬之事に候、向後平に

相愼、御切手之障に不相成候樣心得可被申候、

一敷金之儀、前々定之通、　金百兩ニ付　他所金拾兩　地方金六兩

右之通請取可申候、縱令利乘商に候共、敷金請取可申候、

一延商之儀、不辨前後、及商高差引、不足金相滯候ては、問屋仲買客先迄差支に相成、別而他處へ對し、不外聞之至に候間、此段一統相心得可被申候、萬一不足金翌日勘定無之方は、無斷其夜商内相片付可申事、〇中略

右之通、先規相定候へ共、猶此度相改申候、客方仲買中共、相滯不申樣御心得可被成候、

寬政四年子八月　　正米問屋

米相場吟味所

〔享保撰要類集九下米穀〕願書

近年打續米穀直段下直、當年豐年ニ付、彌以米支に罷成、世上金銀片寄隱れ、乍恐第一御德用少く、御武家樣方奉始、農工商之者まで、一統金銀通用差支候樣に奉存候、右米穀近年下直仕、當年のごとく米支の節は、先年御當地米商賣仕候米河岸之問屋、仲買、幷脇店、米屋まで古法を守り、仲買組合人數取〆り、米商賣仕候ニ付、御下知無御座候ても、直段正道に相立、江戶端々にて、猥りに賣崩し候儀も無御座、穀物代金、仲間組合定之通、無滯請拂仕來候故、米屋之外、商人金持候者も國々にて買米仕、江戶大津其向寄々江相廻し、或は江戶にて新穀買込候ては、春に至り段々と賣出し候ても、米屋共仲ヶ間格法取〆り居候故、米代金滯も無御座、右取〆を以廣く米商通用仕候故、米直段過分下直には不罷成候、然處近年いつとなく、米屋ども仲間組合猥に相成、端々にて勝手々々に直買仕、下直に賣散し候間、米河岸之問屋仲買おのづから下直に賣出し、其上脇店米屋は仲買方江代金相滯、仲買は問屋共方江代金遲滯仕候故、問屋も又荷主方江仕切代金延引罷成候、古今共に、江戶入津米高は不相替候御儀と奉存候へ共、右申上候通り、米賣所無心元差扣候心得にて

賣買仕候間、世上有米高に應候ては、賣買手狹く罷成、米金通用先き〱行支、日々捌き餘り、別段に過分之米高も御座候樣に相見え、人氣差支、自然と米直段引下ゲ下直仕候儀と奉存候、依之古老之者、深考置候仕法承屆、猶又私共、此度米支之儀に付相考、當時米直段宜相成、金廻りも御座候樣に罷成候趣、乍恐左に奉申上候事、

一米直段宜仕候儀は、江戸大坂大津におゐて、米相場吟味所と申名目、下より立候儀御免、明地之內にて場取幷借被為仰付被下置候へば、御拂米、御武家樣方御米、幷商米共に、右三ヶ津江出賣買に罷成候、米之分は不殘吟味所江引請、一方口に仕、米河岸米問屋共と申合せ、地廻り問屋仲買、幷脇店米屋迄、仲間組合人數、古來之通相立、仲間亂れ不申候樣に、吟味所より取〆を付置候て、則吟味所におゐて、問屋立合相談之上、毎朝米直段相場相立、問屋より仲買爲賣渡申候、又仲買より脇店米屋江爲賣渡候て、古來之通、米河岸より一筋に通用仕、端々米屋は、米河岸仲買より爲買取、商賣爲仕候間、米直段も一筋に通り、相場みだれ不申、其上吟味所にて取〆申候儀に御座候、尤吟味所より相立候相場にて、仲買方江買取不申時は、吟味所江買取圍置申候、日々之相場は、吟味所より御番所江奉書上置、豐凶に付、御下知次第に高下可仕候、然る時は米通用直段共一方口に取〆、直段高下も自由に罷成候御事に御座候、左候へば、米問屋仲買脇店米屋まで、先規之通り、面々米商賣仕能罷成候間、吟味所より取〆之趣得心之上、組合取〆帳面に記差上置、右仲間組合之內に、米代金差滯仕者も御座候へば、吟味所より立合、內分詮議仕、正道にて商賣仕來候者は、吟味所より世話仕候て、右滯候金子、段々爲相濟、其者も永く相續可爲仕候、若邪曲工にて米買込、代金相拂不申者は、吟味所之仕法にまかせ仲間を相除、其上商賣取上げ、他商仕候樣に申合候へば、永々米商賣相續仕、金銀出入少く可罷成候、

一米吟味所にて總米直段相立候に付、賣買仕候米商之分は、商之法を以、壹俵に付、四合宛吟味所

江取立、圍米に仕置候、如此年々取立候に至ては、末々過分之圍米高に罷成候間、則御圍米同前に罷成候、世上御救御忠節仕度奉願上候、尤右四合之内にて、吟味所諸入用相辨候樣に仕候、且又右四合宛取立候儀は、米商賣仕候仲間仕方之内に、古來より今以致來候法にて、何方へも差支候儀は無御座候、

一凶年にて米拂底に御座候て、米直段過分に引上げ、高直仕候時は、下々及渴命に候、ケ樣之節は御下知請候て、右圍米を以下直に賣出し、又は御救に下々江被下置候共被為仰付候はゞ、諸方御救にも可罷成御儀と乍恐奉存候、

一大坂大津米相場取〆之儀は、江戶表吟味所之仕方相立候へば、江戶表仕方准、早速大坂大津吟味所相立、米相場取〆仕候御事、

右奉申上候通、米吟味所被為仰付候へば、米一方口に罷成、米相場一筋に相立候に付、米捌能罷成候、然共下にて不仕候へば、商賣人一致不仕、被行不申、或は御武家樣方御取扱にては、下賤之儀、叅届不申御事に御座候、法を手馴候者、右之趣を以、下より取行候時は、米捌自由に罷成、其上下々御救にも可罷成御儀哉と乍恐奉存候、右仕方之内、細末之儀は、下々平生取扱に御座候故不申上候、尤只今迄之通に相替儀無御座候御事、

右之通、被為聞召分、御免被遊被下置候樣奉願上候、以上、

延享元子年十二月

下柳原同朋町五郎兵衛地　坂倉源次郎印
橘町壹丁目平兵衛地　井上忠右衛門印

〔享保撰要類集九下米穀〕拜借仕候金子之事

一金何程　　但文字小判也

右は今度米相場吟味所被仰付、米為買元金拜借被仰付、請取申處實正也、返濟之儀は、米捌方宜罷

成候はゞ、右拂代金を以上納可仕候、乍去其品により、上納差急候樣に可仕旨、是又被仰付奉畏候、仍如件、

延享元年子十二月

米方吟味所吟味人　坂倉源次郎　井上忠右衛門
高間傳兵衛　兵庫屋彌兵衛

〔德川禁令考五十七米穀〕延享元子年十二月

米吟味所并米屋組合相立候事

此度米賣買取〆之爲、米吟味所申付候間、江戸中米屋共組合相立、吟味所之仕方を承屆、其通に心得、賣買猥に無之樣に商賣可致候、尤米屋共組合之內より、行事之者并武家方藏元致候者共、吟味所へ罷越、其仕方得と承、相守可申候、

右之趣、町中可觸知者也、

十二月

御用米會所

〔由緒幷仕來書〕御用米會所

一御用米會所被爲仰付候儀、九十一年以前、享保二十年卯十月、東於御役所兩殿樣御立合之上、京大津米屋之內ニテ頭取四人、組頭四人、米筋御用之趣被爲仰渡、御定書奉頂戴、且又兩御役所ヨリ御用被爲仰渡候御事、

依之御用米會所と申掛札、被下置候御事、

附右米會所被爲仰付候譯、其節米相場下直ニ付、御定直段御觸書被爲成候て、米相場高直ニ相成候樣、御政道被爲成候御事、然ル處有米多、御拂米不捌ニテ、御入札致候者モ一向無御座程之時節ニ御座候、依之米筋御用之儀多く御座候得バ、折節ヲ考、素人之者共ヨリ、米會所相願候者有之由被爲仰聞、米筋御用之儀ハ、素人之者共取計ニテハ、末々ニ至リ、米屋共難澀之筋モ可有

之哉ト被為思召、御用米會所不存寄米屋共江被為仰付候ニ付、御請奉申上候、當時ニ至リ、退役之義相願候得バ、代リ役、米屋共之内江被為仰付相續仕來候御事、

最初奉頂戴候御定書、左之通、

定

米屋頭取　坂本屋善兵衛　伏見屋嘉兵衛　奈良屋市兵衛　木屋久兵衛

米屋組頭　多田屋治右衛門　長濱屋長兵衛　三文字屋四郎左衛門　錢屋九兵衛

米切手

〔大坂米賣買之大意〕諸國より大坂廻米之事

往昔は、當時之江戸之如く、壹艘宛入込次第賣拂來候由、然れども諸國廻米、多分に半分も入込候ても、一時に賣拂不申、當時之如く、思ひ入見込商にて、買持申候もの無之、只搗米屋酒屋之入用米程宛、買申候事故、翌春夏江持越、賣拂に相成候て、不自由に有之候處、中古より、米切手出來いたし、夫より當時にては、譬ば肥後米例年貳拾四五萬俵、十一月中頃迄に賣切、十日限にて代銀請取、切手相渡置候得ども、多分には、米貳參萬俵ならでは入込不申、其内藏出しは漸貳參千俵も有來申候、夫故十一月中に、いまだ不登込候米代を取込、勝手宜き故、諸家共不殘、多分賣拂申候、然れども能々歸服仕候て、切手通用宜きは、肥後、筑前、中國、廣島にて、是を四藏と唱申候て、金銀よりは切手を好み申候様に相成候て、大坂は勿論、諸國迄も、右四藏の米計買持申候、夫より中分諸家之切手は通用少く不廻りにて、小藏且時々間違等有之藏々は切手通用惡敷、金銀入替も出來兼候故、存候様に買持不申候、夫故米性不拘、四藏ものは別て直段高直に御座候、

〔八木のはなし〕米切手賣出方井取扱方の事附藏拂過切手有米勘定藏米納屋米差別の事

米切手賣出方は、諸家の廻米、大坂藏屋敷へ廻り高の多少により、賣出方も右に應じ増減あり、竪米になる加州米などにていはゞ、一度に四五千俵二三千俵位も賣出し、千俵以下は賣出さぬ定

法なり、賣出し時節は、五月頃ゟはじめ、九十月迄に賣終るなり、此切手を買得たる者は、正米を買たるも同様にて、米入用程づゝ、追々に引かへ請取ことなり、尤藏出し俵數の極めはなきよし、此切手藏屋敷ゟ素人へ直賣はならぬ法なり、何れにも正米仲買株の者共、入札を以て買取、夫ゟ外外へ賣出すなり、加賀米は海路遠き故、新穀も前年の米、翌年四五月の頃廻著にて、米の手續に賣出せども、筑前、肥後、其外近廻りの新穀は、其の年の内に追々廻著故、切手賣出し方も藏拂も、右に准じ時節違ふなり、尤切手は十月頃迄に賣終りても、米は大方翌年三四月頃までも、藏にあることなり、

米切手賣出し方、年の豊凶により、廻米の多少は全く表に顯れてのことなり、其餘大體年々賣出方の振合あることにて、夫をはづし、一時の利欲を以てメ賣などすれば、一旦利を得れ共、跡々にて却て害あることなり、藏屋敷にて、其心得もなく、一時の利を貪れば、商人は猶更のこと、彼是採合を生じ、切手のいれ抔といふことも、多くは是等の意味より生ずることなり、

米切手書様は、高何千俵之內、何の何月幾日拂何屋誰、買代銀濟也と書もあり、代銀濟と書ぬ向もあり、何も判は數多押てあり、藏屋敷の仕來に寄て、少しづゝのかはりあり、

米切手代銀は、入札を以て仲買へ買請、藏屋敷へ直納もあり、藏元の町人へ渡すもあり、皆其日に現銀納なり、此切手仲買共買請、米市場にて段々賣買なす故、先々の都合により、藏屋敷へ正米請取にゆく時節も不同なり、月數を重ねても藏拂迄にさへ請取ば、藏敷入用跡失費一切かゝらず、請取方勝手次第にて、寛かなる仕法なり、扨米請取にゆけば、藏屋敷に切手揚といふ役人有て、是へ渡せば、又出し物仲仕といふが附添てゆき、米を出し渡すなり、すべて藏屋敷にて米を取扱ふ者數多あり、藏仲仕二分切仲仕、下仲仕、往來仲仕、みそ仲仕、あんこ仲仕抔いふ名目多くあり、此等のこと、中井竹山の説に委しく有しと覺えしかば、是に略す、此外に丁祿といふ非人の如き者あ

り、是は大坂中の米方にて、二十四人に限り株と成し者なり、仲仕共の手元に使ふ者なれ共、大坂入津米には由緒あるよしにて、古くより永々相續の株となり、諸家藏屋敷の廻米を初め、同所川内へ積入る程の米は、不殘一俵にて一合程入る竹筒に、一盃づゝ貰請る株なり、藏屋敷には右に類せし者、猶多く入込仕來なるよし、

諸家共藏屋敷、冬に至り藏拂といふことあり、兼て賣出し置たる切手の米を、不殘渡し切にすることなり、其以前堂島濱方へ、何國米何月幾日藏拂といふ高札を出し、日限迄に、前年より賣出し置たる切手を、殘らず引替る定例なり、

過切手といふことあり、是は藏にある所の米より、餘分の切手を賣出すことなり、正米引替も、一時に來る物ならねば、夫を見込にすることなり、然し是は兼々觸渡しも有て、決してならぬ筋なり、若故障出來て露顯すれば、急度吟味になり、不容易のことなれば、どこ迄もせぬことながら、不融通の向にはまゝあることあり、買持米は、肥後、筑前、中國、廣島等の切手にて買持様に、觸渡しありしことあり、

右四ヶ國に續きては肥前、夏は加賀米なり、文化の初年比は、右六ヶ國の外には、慥成切手なき様にいひしとぞ、不慥といふは過切手のことなり、尤時勢により慥と思ひしが、不慥に成こともあるべし、偖右の通故、藏拂新米竪替り前には、是非過切手は買戻さねばならざれ共、素々內證事の上、買戻す様子、堂島へ知るれば、其國の米價に相場上り、藏屋敷へ損をかくる故、種々極密の手段を以て買戻すなり、又仲買も色々工夫して嗅出し、相場を上ることなり、是等は人氣に依てたつ相場なれば、正路の相場にあらず、

〔米穀賣買出世車圖式〕先納切手

坊主切手といふなり、切手の書付に、ばんづけも、買ぬしも、日もなきをいふなり、藏やしきの勝手

により、登り高のうちを代銀につもり、合歩銀をきわめ、登り次第、米穀相わたし、勘定ある證據のために渡る切手也、紙の中に漉こみ、あるひは其藏屋敷々々の大印形、幷に役人の印形、かずかずありて、むづかしくねんの入たる、手がた證文ともいゝつべし、いづれの藏屋敷にも、少しのかわりあれども、大概かくのごとし、

出切手

此切手は、藏屋敷より、米穀入札にて御拂あり、代銀かけやあれば、かけやへおさむ、藏やしき納とあれば、藏屋敷へ納む、とかく代銀納る所より、則わたる切手にて、買手の勝手に休日をよけ、藏屋しきより米穀出す切手なり、出切手に、米高何千俵のうち、何ノ何月何日拂、何屋何兵衛買、代銀濟とあり、代銀濟とかゝぬもあり、藏々の作法なり、都て出切手には判形數多し、切手は同事にて、濱方先納、又は內證先納といへることあるべし、功者にたづねて勘辨すべし、

〔天明集成絲綸錄 四十五〕明和二酉年八月八日

大坂表諸家藏屋敷拂米買請切手所持之者、幷銀子入替質物等に取置、町人共、公事出入、諸掛合吟味中、又者御仕置等被仰付、闕所に相成候節、藏出差支、或者切手不通用にも可相成哉と疑敷存、又は損銀にも可相成哉と見込候而、米切手撰きらひいたし、切手米に而米圍不置者も可有之ニ付、以來者諸家藏屋敷拂米買請切手所持之者、幷銀子入替質物に取置候者共ニ公事出入、奉行所吟味中に而も、無障切手之分は通用可致候、若又拂米買請切手所持之者、幷質取主等、當人江計拘、妻子江不拘、御仕置被仰付、闕所等に相成候節も、切手之分は妻子江可被下置候、尤吟味中家財改、封付候共、米切手之分は封外に候間、是又通用可致候、且出切手之分、期月にも相滯候はゞ、去巳年被仰出候通之空米切手に准じ候間、藏元は勿論、藏役人迄も御咎可被仰付候、此旨を可存者也、

右之通可被相觸候

八月

明和四亥年九月

三奉行江

大坂表諸家藏屋敷廻米之内、空米過米之切手を相拂候由相聞候ニ付、七年以前、巳年十二月、堅停止被仰出、猶又去々酉八月、切手通用之儀ニ付被仰出候御書付之内にも、出切手之分、期月にも相滯候ハヽ、去巳年被仰出候通之空米切手に准じ候間、藏元は勿論、藏役人迄も御咎可被仰付旨被仰出有之、去巳年以後は、右體空米に似寄候切手之分は、藏屋敷より差出間敷間、無之儀は勿論之事に候、然る處去巳年停止不被仰付以前に、藏之借銀返濟等之爲、引當銀主抔江渡置候切手有之、此分も正有米に無之、調達切手と相唱候由に候得共、空米之切手に候間停止被仰出候、以後は切手主ゟ外江は、決而賣買致間敷處、心得違致、賣買候者有之、不屆に付、此度御仕置被仰付候間、去巳年停止以前に、右體空米に准じ、紛敷切手引請置候者は、外江決而賣買不致所持いたし、若藏屋敷より、右切手片付方追々に相對も有之候ハヽ、最初致納諾候高之通に而、切手可及相對候、萬一切手主に無之もの致所持、其切手藏屋敷江賣戻し候はヾ、急度可相咎候、

但去巳年停止以前引請置候、右體空米之紛敷切手を以、奉行所江及出訴候はヾ、不取上間、其旨可存候、

右之通、被仰出候間、去巳年之被仰出を、彌堅可相守者也、

九月

〔幕令拔抄三〕其表〇大坂諸家藏屋敷米取締之義、度々相觸候得共、今以空米に紛敷切手も有之、金銀通用等不宜趣相聞候ニ付、以後藏米渡方等相滯候切手も有之候ハヽ、御銀を以入替可被仰付候間、來ル七月朔日ゟ以後入替候切手、何れ之藏屋敷に而も、米渡方實に相滯候ハヽ、町奉行所へ可

申立候、右切手は、公儀へ御買上に被仰付、代銀は公儀より切手主江被下、町人共損失無之樣被成下、右切手之米高は、其藏屋敷より公儀江御取立に相成候間、其旨存、以來切手を不危踏、金銀取遣無差支可致融通候、尤公儀御益等に付、御銀入替に相成候儀と心得違仕間敷、切手米之儀、藏屋敷役人等へ得と對談も不致、藏出相滯段不束之趣抔於申立者、吟味之上、急度可申付事、

一右觸以前之分、切手出入有之訴出候共、御銀入替には不相成、是迄之趣に可有之事、

但質米の儀は、切手外之事に候得共、是又相滯候ハヽ、町奉行所江申出次第、吟味之上、藏屋敷役人へ急度濟方可申渡事、

安永二巳年六月

此度諸家藏屋敷切手米渡方相滯訴出候ハヽ、吟味之上、御銀を以入替、右切手御取上に相成、滯候米高は、其藏屋敷より公儀へ御取立に相成候積被仰出候ニ付ては、米商賣致候者共、不埒相對等致、諸家之廻り米を町米と名付、買取候樣成儀有之候ハヽ、吟味之上、重き咎可申事、

但去ル酉年相觸候通、切手所持之者は、公事出入奉行所吟味中に而も、無障切手之分は可致通用、尤當人江計拘、妻子共江不拘、御仕置被仰付、闕所等に相成候節も、切手之分は妻子江可被下置間、以後共其通可相心得事、

安永二巳年六月

〔大坂要用錄 二〕米切手訴訟之事

乍恐御訴訟

米切手入替銀滯米藏出シ出入　　願人　何町　何屋誰

相手　何町　何屋誰

一何之何之守樣、御藏米切手何枚、此俵數何百何俵、右誰ゟ引當ニ取銀何程貸付置、此利何程、都合

何程、限月ニ至リ返濟相滯候ニ付、度々催促仕候得共、埒明不申、米藏出しに向ひ候得共、米相渡リ不申、甚難澁ニ御座候、何卒御威光を以、右誰、幷藏屋敷役人中被爲御召成、米藏出仕早々相渡候樣、乍恐被爲仰付被下候ハヾ、御慈悲難有可奉存候、以上、

年號月日　誰

年寄　何屋誰

御奉行樣

米仲買之分、米方年行司、奧印可仕候事、

一右訴訟日、惣代部屋江訴狀差出、惣代ゟ地方御役所江持參、夫ゟ地方江御召切手差上、其後於御前ニ、御聞屆可在之候事、

但切手寫と本紙引替可申事

一米何拾俵　何月幾日札　何屋誰買
右此切手を以可相渡候以上
何ノ何番　何藏○

一右御評定日ニ、相手、幷藏屋敷役人御召之上、御糺し有之、書付差上、日延奉願上、其後不相濟趣斷候得者、米高ニ應じ、何十日切、銀子ニ而相濟し候樣被仰付、右切日ニ相濟不申候ハヾ、米積取被仰付、右日限米積登リ不申候ハヾ、米延著之旨斷候上、追而御沙汰之旨被仰付候歟、

御掛リ東西御立會

米切手改役

〔幕令拔抄 三〕差上申一札

先達而後藤縫殿助、米切手改兼帶役被仰渡候ニ付、取扱方之儀、其節相達候處、相滯候口々之內、銀主共ゟ、縫殿助へ追々相願候分、夫々藏屋敷江掛候處、及對談候藏方も有之候へ共、其內には一向

難取敢、永年賦等申聞、相對之障りに相成候類も有之、一體正米之姿にて、紛敷切手夥敷入交有之故、取扱方差支、被仰渡候趣、一統承知之事に候得共、尚又右御觸書之寫相渡、心得違無之ため、巨細之取扱方、ヶ條を以左に相達候、

一安永二巳年相觸候已後、取引致候古切手之分、不殘縫殿助ゟ、藏方幷銀主共江懸合相應じ、年賦返濟之積り、貸付方對談之日切いたし置、右日數之內、難相調候而、縫殿助ゟ、當地〇大坂奉行所江申立候筈に候間、其節は糺之上、正米切手之分は米藏出し申付、借銀引當之切手は、右借用證文印形之町人共濟方申付、其品に寄、藏屋敷役人江も濟方可申渡候、

一正米買持切手之分、此度改、縫殿助加印申付候に付は、拂米切手之分は、藏元町人ゟ縫殿助へ相達、加印取之賣出し可申候、

一諸家藏米差之節は、米中買年行司一人宛立會、俵數相改、且拂米いたし候節は、其度々奉行所へ、藏方ゟ相屆候上にて、掛ヶ札幷入札拂可致候、

一廻米差之節、米仲買年行司共立會、俵數相改、且米賣拂之節、奉行所へ相屆候上ニ而、懸ヶ札入札いたし、右拂米切手之分、縫殿助加印等受候儀は、新規之取扱ニ付、有間敷事には候得共、自然拂米差加、或は道賣圍米等、決而無之樣可被致候、

右之通、可被相心得候、

一正米切手に縫殿助加印之儀、今日ゟ三日過候上、印形仕初メ候筈に候間、此段承知可有之候、

右之通、諸家役人中へ被仰渡候間、私共義も、承知可仕旨被仰渡、奉畏候、依而御受證文如件、

天明三年卯十一月晦日

〔德川禁令考五十七米穀〕天明六午年十一月廿四日

米切手改役差止

大目付江

大坂表諸家藏屋敷拂米切手之儀、去寅年、後藤縫殿助江米切手改兼帶役申渡、爲取扱候段相觸候處、差障之筋有之、縫殿助米切手取扱被差止、切手改兼帶役御免申渡候間、可被得其意候、

右之趣、可被相觸候、

十一月

入替兩替

〔八木のはなし〕入替兩替といふは、小手前の者には中々出來ぬことにて、鴻池屋善右衛門、辰巳屋久右衛門などの類ひ、格別富豪のすることなり、扨米仲買共、右切手を段々と質物に入、おもはく次第、いか程も買ことなれ共、米切手は藏米の有數丈の物故、凡の數も限りあることなれ共、譬ば有米十萬石の米切手、市場にては百萬石にも二百萬石にもなるなり、其譯は右の入替兩替へ質物に取置し切手を、銘々のおもはく次第にて、米市場へ持出し賣拂、置主より請戻しに來れば、市場にて切手を買取て戻すよしなり、此扱方にて、入替兩替、多分の利を得ることあり、故に封印付の切手は質に取らざる極のよし、

米價制限

〔享保令典永鑑米穀三十四〕享保九辰年二月

京大坂江相達候趣

一於其地不實之米商賣之義、米下直に候節、細に不致吟味候て可然候、尤米直段格別高直に候時分は、如最前之吟味可有之儀候間、右之通取計可申旨、去年九月中相達候、今以米直段下直ニ付、諸人却て難儀いたし候由にて、不實商之儀、彌吟味強く無之樣相心得可申旨、其地町奉行江可被申聞候、

二月

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保二十卯年十月

米直段次第下直罷成、武家并百姓難儀之事に而、町人諸職人等に至迄、商ひ内薄かせぎ事も無之、世上一統之困窮にをよび候間、當冬より、江戸大坂米屋共、諸國拂米、江戸は金壹兩ニ付、米壹石四斗以上買請、大坂は米壹石ニ付、銀四拾貳匁以上に買請可申候、若右直段より以下に買請申においては、當月十五日より、米壹石ニ付、銀拾匁づゝ之運上、買請候米屋共より差出可申事、

但惡米には運上不差出、正米直段に准じ、相應に可買受候、萬一正米を惡米之由申まぎらかし、下直に買請候ハヽ、是又賣主より急度可申出候、吟味之上、可相咎候事、

一當十月十五日より買請米高、賣渡米高、壹ヶ月切に、月番町奉行所江書付差出、運上は賣渡候月より、中壹ヶ月置に可相納事、

一金壹兩、米壹石四斗以上に買請候ハヽ、不及運上候、尤賣直段は、買請直段に應じ、勝手次第たるべき事、

但賣直段より買請直段、各別下直買請候ハヽ、遂吟味可相咎事、

一右運上申付候儀、此節計と心得、十分に買入ざる儀も可有之哉、米直段不宜内は、何ヶ年も運上申付候間、丈夫に直段買上可申事、

一運上差上候付て、萬一買請不申米屋有之候歟、又は邪曲を以、紛敷儀仕においては、米賣主より、早々町奉行所江申出べし、吟味之上、急度可申付候、若不申出者有之、後日に相知候ハヽ、是又曲事たるべき事、

一江戸大坂米直段宜敷相成候とて、近國より例年に替り、俄に米高多積出シ申間敷事、

一大坂にては、米切手賣之儀も、右同前相心得、例年に替り、米高多壹度に切手差出し申間敷事、

一右之通にて、江戸大坂米直段宜成候ハヽ、右に准じ、諸國共に米直段宜賣買可仕候事、

右之通、急度相心得、米賣買可仕候、

右之趣相觸候條、其旨相心得、御料は御代官、私領は地頭より可相觸之旨可被達候、

十月

〔德川禁令考米穀五十七〕享保二十卯年自十月至十二月

米直段幷運上其外賣買之儀ニ付御觸書〇中略

先達而米定直段相觸候以後、脇々之米屋江品を附、下直に相渡候面々有之由相聞へ候、河岸八町之米屋共江、御定直段之通拂候へば、勝手にも可罷成候、脇脇相對を以、猥相拂候而は、米直段に障候間、自今河岸八町之ものへ賣渡候樣に可致候、

右之通、向々江可被達候、

十一月

一先達而米定直段相觸候以後、色々品を附、米下直に買請、又者金子之代にも、米下直に引取候もの有之由相聞へ候、自今右體之儀致間敷候、武家江も御觸出候間、河岸八町之者方より米買請候樣に可致候、

右之通、町中可觸知者也、

十一月

先達而相觸候通、金壹兩に米壹石四斗以上者、上米之相場にいたし、下米は壹石五斗以上買請候ハヾ、先達而相觸候通、運上米屋可指出候、中米は右上米壹石四斗以上、下米は壹石五斗以上之直段、其內に而は、米に應じ賣買可致候間、運上差出候之儀は無之由、米屋共願出候ニ付、願之通申付候間、拂米等其心得に可有之候、

右之通相心得、下米之儀も金壹兩に壹石五斗以下に買請候ハヾ、最前相觸候通、米賣主より可申出候、

右之外者、先達而相觸候之通被相心得候、

右之趣相觸候條、其旨相心得、御料者御代官、私領者地頭より可相觸旨可被達候、

十一月

寶暦六子年十一月

米買置不苦旨

去年より當夏迄、打續米高直ニ而、下々及困窮候由相聞候ニ付、米問屋共は勿論、其外米商賣人米圍置不申、無滯可致商賣候、何方に而も米貯置候歟、又は米商賣之者、其外素人に而も、諸人之難儀をかへりみず、利徳之爲、米圍置候事も有之候ハヾ、後日に相知候共、吟味之上、急度可申付旨相觸候、然ル處、段々新米も出、致商賣候ニ付、此節は直段下直に相成候、當夏は米至而高直ニ付、前書之趣候得共、只今に而は不及其儀候、米求置度存候者も、當夏之觸ニ付、差控罷在候も可有之哉、右之遠慮には不及事に候間、其旨可相心得候、

十一月。

明和七寅年七月廿日

米大豆等相場立方之儀ニ付御觸書

諸國御年貢米、幷大豆石代金納に相用候相場之儀、毎年十月十五日より、同晦日迄、國々町場市場等之相場、御料は御代官、私領は役人奥書致印形書出させ、相場之高下は、自然に相立候事有之、作略を以立候得ば、世上一統之難儀に相成候儀も有之、重取計に候處、近年國々之内には、右之通御勘定所江書出候相場書之通、私之作略を以、相立候相場も有之趣、寄々相聞候、萬一右之趣於無相違は、不埒至極に候、依之以來相場立方疑敷趣も相聞候ハヾ、早速呼出し、吟味之上、重科可被行候條、其旨をぞんじ、心得違無之樣可入念候也、

七月

右之趣、諸國村々市町等不洩樣、御料は御代官、私領は領主地頭より可被相觸候、尤相場書指出候御代官領主地頭よりも精々入念吟味之上、是迄之通、相場書奥書印形いたし可指出候、若不束之儀於有之、奥印之者ども可爲不念候、其旨可相心得候、

右之通可被相觸候

天明四辰年閏正月

米穀所持之者ハ最寄之市場町場等江可賣出旨關東筋江御觸書

御勘定奉行江

當時米穀直段高直ニ付、米穀致所持候者共、貯置不申、賣出可申候處、去卯年中、米穀賣買之儀ニ付、村々騷立候趣も有之、品々風說等に恐れ、穀物所持之ものも、容易に不賣捌、貯置候樣相成候而は、彌直段も高直に相成、一統難儀に可及ニ付、米麥は勿論、諸雜穀共、其村限村役人共、小前百姓所持之分、銘々家內人別に引合せ、夏作出來迄之手當を殘シ置、其餘之分は、其持主限、最寄之市場町場等江賣捌候樣、每ニ申合、小前迄も心得違等無之樣可致候、若無謂風聞等に恐れ、米穀隱置候歟、又は米穀賣捌候もの江仇を致し候者於有之は、可爲曲事者也、

右之趣、關東筋幷陸奥、出羽、信濃國、御料は御代官、私領は領主地頭より、村々江不洩樣可被申渡候、

右之趣、關東筋幷陸奥、出羽、信濃國、領分知行有之面々江可被相觸候、

閏正月

〔塵塚談下〕上方筋の豪富なる者は、皆諸國に出店を置事なり、〇中略天明甲辰〇四年の春、米穀高直にて、世の中譟しかりければ、東國出店の有金を、秘に本國へ運送しけるなり、因て思ふに、事あるに至らば、諸國に散在せし金銀、皆上方筋へ集るべし、米高直の節、武家の悅びは暫時にて、間もなく

下直になり、文化元子年より下直になり、同六巳年のみ、少し直段よく、夫より當十一戌年まで打續下直になり、種々御世話あれど、ますく\下直にて、武家一統のくるしみ、かぞへ盡しがたく、古人の貧は士の道なりと云へり、されども近頃の武士のごとくには有べからず、高直は半年、或は一年の事成べきに、御世話餘り行屆過し故に、却て下直になりしにや、いかほど高直にても、江戸に於ては諸人の患はいさゝかなし、

〔德川禁令考儲穀三十八〕文化十酉年七月

米下直ニ付、大坂表江廻米之半石、國元江籾ニ而可圍置旨御書付、

備前守殿御渡　　御勘定奉行江

近年打續米價下直之處、當年も諸國田作相應候ハヽ、格別ニ米價引下ゲ可申、此上下直ニ相成候而ハ、武家一統可爲難儀候間、當秋相應之作方ニ候ハヽ、去申年、大坂表江廻米高之半石、國元在所江籾ニ而可圍置候、右ニ付、勝手向差支之面々江ハ、圍高相應之拜借金被仰付ニ而可有之候條、當秋田作出來方宜、彌圍籾いたし候節之心得方、委細之儀ハ、御勘定奉行江可被承合候、

右之趣、萬石以上之面々江可被相觸候、

七月

〔米商法調〕天保五午年三月廿五日大久保加賀守殿御渡候御書付寫

町奉行衆

大目付江

江戸表米價高直ニ付、市中及難儀候ニ付、在方にて春立候白米、當三月中を限り、江戸内江積送、素人迄も勝手次第賣捌可申、尤四月に至り候ハヽ、是迄之通可相心得旨、先達て相觸候處、當二月中、度々之大火にて、市中春米屋共も多く類燒致、町々未普請等不行屆、春立手廻り兼、其上玄

米相場も高直ニ付、猶又當十月中迄、白米江戸廻し差免候間、素人迄も勝手次第賣捌可申候、尤十一月に至り候ハヽ、前々之通可相心得候、

右之通、奥筋并關八州御料私領寺社領共、不洩樣可被相觸候、

三月

右之通可被相觸候

〔米穀一件〕素人直賣買米相場

米相場之儀、追々高直に相成、先月十九日相場書上候砌、此度之儀者、御聞濟相成候得共、此上相場猥に引上申間敷旨被仰渡候間、問屋共迄、右之趣申聞置候處、兎角人氣買進み、是迄之相場難相保、上米壹升、中下貳升宛引上、書上仕度旨申聞候得共、先達而御沙汰之趣も有之、容易に難申上、今暫持堪候樣申談、差押置候處、何分取引差支候趣、達而申之候間、去ル廿八日罷出、御内慮可奉伺と心得候折柄、諸色引下ゲ方ニ付、諸問屋幷私共被召出於御白洲、厚御諭被爲在候間、相場上ゲ之儀、同日申上兼、其節米問屋共御呼出は無之候間、右御諭之趣申聞、猶差留置候儀に御座候、然ル處、近在相場貳斗九升、三斗位之場所も有之、殊御藏相場三拾五石ニ付、金百拾七兩ゟ百貳拾兩位、其上御買上ゲ、御藏入御拂下ゲ無數之由、此御拂米、舂米屋買請、問屋共書上相場ヲ以、算當之小賣致候而者難引合、白米小賣差支候趣、問屋共掛合請、多人數之舂米屋、騷立候而者奉恐入、殊に前書申上候後、彌引立、上中下共、貳升ヅヽ引上ゲ、相場相改度、此上之處、精々致成丈引上ゲ申間敷、尤在方取引先先江注文申遣、不相當之差直等申越、荷主手放シ不申者も有之候ハヽ、其段可奉申上、今般之儀者、御聞濟被成下候樣歟願仕候、無餘儀相聞候間、此段奉申上候、以上、

丑〇嘉永六年 四月三日 世話掛 名主共

〔德川禁令考五十七米穀〕享保十六亥年自四月至八月

江戸表江白米相廻間敷旨

一近年白米多く、江戸表江相廻候ニ付而、米舂共、家業に相離、幷舂米屋共も商賣無之、致難儀候、其上米直段之障に相成候、依之向後白米一切江戸表江相廻し申間敷候、若相背相廻し候ハヾ、右之白米取上、其上米主相糺し、急度可申付候、

右之趣、奥州幷關八州御料私領寺社領共に、急度可相守者也、

八月

〔德川禁令考五十七米穀〕享保十六亥年自四月至八月

廻米置米之儀ニ付、萬石以上之面々江被仰出、

江戸大坂江廻米之儀、近年被相廻候高より多相廻候儀者無用候、右相廻候米も、一度に多不相廻候樣可被致候、且又去秋申達候通、買米之儀、可成程は多可被申付候、尤向後年々詰替、右之通可被相心得候、以上、

八月

右之通、萬石以上之面々江可被相觸候、

〔德川禁令考五十七米穀〕享保十八丑年自正月至五月

米屋共所持之米可賣出旨町觸

一町々米屋共致所持候米、此節之事に候間、最寄次第町々江賣出し可申候、米問屋共儀、平生は中買江計賣渡し、外賣不致候得共、是又最寄次第直に賣渡し候樣申付候、武士方扶持米抔請合居候者は各別、此節圍置候もの有之ば、町中より可訴出候、吟味之上、其米取上、従公儀御拂可被仰付候、

一右米買參候ハヾ、直段相對いたし、ねだりケ間敷儀申間敷候、若又理不盡成仕方も候ハヾ、米屋

より可訴出候、

右之趣、町中江可觸知者也、

正月

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保十八丑年正月

一白米、奥州幷關八州ゟ江戸表江相廻候儀、無用之段、去々年相觸候得共、前々之通、右白米、江戸江差出候儀不苦候間、勝手次第相廻候樣に、奥州幷に關八州江も此度相觸候、江戸米屋共、前々之通相心得、白米引請可致商賣候、

右之趣、町中可觸知者也、

正月

〔德川禁令考五十七米穀〕享保十八丑年自正月至五月

北國筋之米麥、大坂江可相廻旨御觸出、

大坂米相場上り候ニ付、北國筋米之儀、先達而相達候通、大坂表江彌相廻し拂可申候、

一北國筋に而麥御買上有之筈に候處、此儀相止候間、麥も可成程は大坂江是又相廻し、拂可申之段、御料私領町在江も可申付候事、

右之通、可被相觸候、以上、

五月

享保二十卯年自十月至十二月

武士方拂米在方商米共、當地に而相拂候分は、如古來河岸八町堀江町小網町米屋共江引請買取候筈候條、右之外米屋等相拂申間敷候事、

一所々在々より出候白米商賣令停止之間、在々より白米不差出樣に可致事、

但右在々より出候白米は、當地米屋共江も商賣不致様申渡候、

右之通、關八州御料者御代官、私領者地頭より早々可被相觸候、以上、

十一月

右之趣可被相觸候

〔御觸帳三〕覺

八木之義、近年積出之運上をも御免被成、他所江積出候義差支無之候處、當春諸荷物之義、古來より之御定之通、彌相守、他所船に積出候義堅不罷成候之段相觸候付、八木之義も、他所戻り船に積出候義不罷成様、存違居申者有之、指支にも罷成候様に相聞、甚相違之事候、前々より定之通、八木之義者、他所戻り船に積出し候義、他所者買置候米之儀は勿論、御當地町人之米にても、少も無指支、勝手次第積出候筈候、其段相心得、他所より致入津候船之船頭共江も、右之趣不洩様能々申渡、右之通、八木之義は指支無之段、他所江も相聞候に可致候、尤八木之外、諸荷物之義は、彌古來よりの御定之通、船頭自分荷物之外は、積出候義堅く不罷成候間、其段可相心得事、

右之通、御奉行所〇京都より被仰渡候間、町中并寺社門前町續端々迄、不殘可被相觸候、以上、

十月〇元文四年十三日　　山口善助〇下二人略

花井八郎左衞門殿

〔御觸帳三〕覺

他領米御國江入津之義、堅く御停止ニ付、他領米取扱一切仕間敷旨、追々相觸候處、猥罷成、他所米入込候様子も相聞、不可然候、彌先年相觸候通相心得、向後堅他所米取扱致間敷候、若他所米之取扱致者有之おゐては、急度可申付候事、

右之通、町中并寺社門前町續端々迄、不殘相觸、米商賣仕候者へは、別而急度申渡候様に、御奉行所

〇京都より被仰渡候間、不洩樣に可被相觸候、以上、

十一月〇元文四年十五日　山口書助〇下二人略

花井八郎左衞門殿

〔德川禁令考米穀五十七〕天保七申年七月

白米江戸内江積送勝手次第賣捌御觸書

先年米直段下直に候間、相場之障りにも相成候ニ付、追而及沙汰候迄、都而白米に而、江戸表江引請候儀、素人は不及申、縱令問屋共に候とも、一切引受申間敷旨、文化三寅年町觸有之、奥州并關八州御料私領寺社領江も相觸候處、江戸表米價高直ニ付、市中及難儀候間、在方に而、米所持之もの共は、白米に舂立、追而及沙汰候迄、江戸内江積送り、問屋共は勿論、素人迄も、勝手次第賣捌可申候、
右之趣、奥州筋并關八州、御料私領寺社領共、不洩樣可被相觸候、

七月

右之通可被相觸候

慶應二寅年十月十四日

外國米買入賣捌之儀町觸

大目付江

當年諸國作方不宜哉之趣に相聞、米價格別高直相成、下々難儀可致ニ付、公邊おゐても、外國米御買入相成候筈に候得ば、潤澤之ため、外國米買入賣捌不苦候間、外國賣人共より、勝手次第買入候樣可致候、
右之趣、町中江可觸知候、
右之通、町奉行江申渡候間、向々江可被相觸候、

〔當津賣問屋買問屋仲從古來御定次第〕一米問屋年寄役之儀、慶長年之頃者、松本傳次、其次九拾年程以前者、矢嶋宗句、小野了玄、其後木屋三右衞門、長谷喜兵衞、夫ヨリ關甚左衞門、河村三右衞門相勤申候節ヨリ、私共親共立合、御用之儀御座候得者、御屋敷へ召出相勤來リ申候、依之小野半之助樣御支配之節、京都瀧川丹後守樣ヨリ、元祿十二年卯二月三日ニ、大津米問屋頭分之古來ヨリ之譯、能存候者貳參人御上被成候樣ニも仰越候ニ付、私共親共罷登、御尋之譯共書認、半之助樣へ御窺申、京都御奉行樣へ持參仕候、其後も又御人參、米問屋二三人御登可被下樣申來、其節も右之者共罷登申候處、件之儀御尋被遊候、此譯段々申上候御事、

一寶永元年申六月十一日、京都車、伏見車、大津馬借ト、俵物積分之出入出來仕候、其節モ私共親共被召出、京都へ罷登、御裁許之上、米問屋小賣米屋ヨリ積出シ候俵物、四歩ハ京都伏見車、六歩ハ馬借之者ニ積分サセ可申旨、京都町御奉行樣ニテ、俵物積分ケ、混亂無之樣ニ吟味仕候樣ニ被仰付、則印形仕差上申候、右之寫別紙ニ御座候、御用之儀御座候得者、私共親共罷出相勤候ニ付、京都町御奉行樣ヨリ、雨宮庄九郎樣へ被仰遣候由ニテ、私共親共、年寄役被仰付候御書付御印形頂戴仕候寫、別紙ニ御座候御事、○中略

一年行事貳拾五人、究リ相勤候內は、每年かゝり物多相集申候故、米屋中迷惑仕候得共、無是非差出シ申候、私共親共年寄役相勤候內は、御究之外に、かゝり物壹錢モカケ不申候御事、

酉十月

〔米問屋年寄役〕大津町米屋問屋之者三拾壹人、小賣米屋共貳百三人、對米問屋年寄共ニ訴論落着申渡覺、

一大津町ヨリ、京都へ差登シ候賣買之穀物、馬六分、車四分、積分候、俵物爲改、年寄六人、拾壹年以前申年、雨宮庄九郎申付、爲年寄給、俵物百俵ニ付銀八分、外ニ銀三匁宛、米問屋小賣米屋人別ニ取

立之、年々年寄共へ相渡來候、且又武家知行米出、當津共、年々初拂米之祝儀、藏附米ト稱、時々米直段、銀拾匁ニ付五合宛下直ニ買請候、直段違之德用、年寄共へ請取、米問屋中間へ一切不令配分候間、向後親規ニ年寄四人相立、右八分宛之總銀、幷人別三匁宛集銀之儀、年々問屋荷入用次第、增減ヲ以取立之、右藏附米問屋共、中間一同ニ割符仕度旨、問屋之內三拾壹人、小賣米屋共貳百三人訴之事、

一爲年寄給、俵物百俵ニ付銀八分、米問屋小賣米屋人別ニ、銀三匁宛取集度旨、先年雨宮庄九郎へ年寄相窮、年々取立來候得共、此上何分ニ減少候共不及違背、藏附米之儀、古來古問屋拾三人、藏方役人へ願、買請候直段違之德用、舊例ヲ以、於于今斧屋彌市、加賀屋九兵衛、丸屋善三郎、木戶屋喜右衛門、萬屋茂右衛門、鹽屋善五郎、淸水屋喜兵衛、丸屋助右衛門、河村屋庄兵衛、山本屋庄兵衛、松本屋治左衛門、澤村屋藤兵衛、關屋甚左衛門、右十三人之外へ不致配分、但右德用之內四分者、拾三人ニ而配分、六分ハ米問屋會所年中諸入用ニ仕來候、依之懸り物等、問屋中間へ一切不割遣候由、年寄共答之候事、

右之段々遂吟味候處ニ、京都へ差登せ候俵物百俵ニ付銀八分、外ニ米問屋小賣米屋別ニ、銀三匁宛取集候儀、雨宮庄九郎吟味之上申付候得共、雖難相決、年々爲年寄給、右集銀過分ニ相聞候、其上何分ニ令減少候トモ、不及違背候段、年寄共此度申出候條、自今以後、三匁宛之集銀令停止、俵物百俵ニ付、銀四分宛、爲年寄給可取立之、藏附米之儀、舊例ヲ以、古問屋拾三人之外、總米問屋共方へ、今年ニ至迄不致配分儀、歷然之上ハ不及沙汰候、且又年寄共不宜仕形モ無之處ニ、親規ニ別年寄願候段、米屋共訴狀之趣無其謂候、向後モ前々之通、四分六分、俵數改之儀ハ勿論、當津米問屋小賣米屋ニ至迄、賣買之儀ニ付、不法之輩於有之者、斧屋彌市、加賀屋九兵衛、丸屋勘三郎、木戶屋喜右衛門、右四人、吟味之上、詳ニ役所へ訴出ヘシ、此旨雙方倶ニ令承知可相守者也、

正德四年午十二月廿一日　古郡文右衛門

米問屋年寄　斧屋彌市
外三人

賣買米問屋、小賣米屋共、

右被仰渡候趣、一々承知仕奉畏候、萬一違背仕候ハヾ、何分ニ茂曲事可被仰付候、爲後日雙方連判仕、差上ゲ申候、以上、

正德四年午十二月廿一日

米問屋年寄四人印
米問屋之内三拾一人印
小賣米屋之内二百三人印

大津御役所

右米問屋年寄ニ對、米問屋之内三拾壹人、小賣米屋二百三人、訴訟之落着被仰付候、向後急度相守可申候、爲後日副書印形仕候、以上、

午十二月廿一日

米問屋之内三拾四人印
小賣米屋之内三拾五人印

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保十巳年十一月、

一今度本材木町紀伊國屋源兵衛、同所大坂屋利右衛門、北新堀野村屋甚兵衛、買米之儀相願、吟味之上、左之通申付候、

一於江戸幷大坂米高何程に而も、右三人之者共、自分金銀を以、買取候筈に候、尤脇之米商賣人共江、一切相障不申候樣に申付ル

一淺草御藏拜借申付候、右買米詰置、尤賣拂之儀も勝手次第申付候、

一大坂御城米、江戸表江御廻米之內、拾萬俵爲替之儀申付、上納之儀者、淺草御藏江相納候筈ニ候、

一今度於大坂米相場相立候場所差免候、右場所江仲買共寄合賣買可仕候、此外脇ニ寄集相場相立候儀、堅く無用可仕候、

但諸國より入津之賣米、問屋共方ニ而、其時之相場を以、賣買仕候儀者、只今迄之通可仕候、

一西國北國筋、其外諸大名大坂著米入札之節、拂米看板出し候分、其落札之買人より、一石ニ付銀貳分宛、口銭右三人之者方江請取之、內半分者仲買共方江割符候筈ニ申付候間、落札之買人共、其段相心得無滯可差出候、

附諸國より入津之賣米、町人賣買之米よりは、一切口銭取不申筈に申付候、

右之趣申付候間、此旨町中江可觸知者也、

十一月

〔淺草米廩舊例〕米問屋之覺

一本船町　小船町　小網町　中買伊勢町

一米屋片町　森田町　天王町　鎌倉町

〔諸問屋幷商雑類編〕享保十五戌年九月

覺

一上方筋より江戸著米之儀、問屋之外、脇々ニ而取捌、猥有之由ニ付、去酉年、吟味之上、本米問屋共、外脇々ニ而取捌之儀、停止申付候處、頃日又々猥相成候由相聞江、米直段之障にも成候間、米問屋高間傳兵衛、內田又三郎、大野甚右衛門、鳥居九兵衛、天野五左衛門、濱住六右衛門、西宮甚左衛門、森田作兵衛、右八人之者共計江取捌申付候間、右之外脇々ニ而は、上方米引請候儀、一切無用可仕候、旅人米は勿論、自分仕入等ニ而引受候米ニ而も、此節問屋共、外脇々ニ而、上方米堅取捌申間敷候、若相背候者、急度可申付候條、此旨不殘可觸知候、以上、

九月

〔幕令拔抄三〕覺

大坂三郷搗米屋之儀、無株ニ而銘々勝手致賣買候故、時分相場ニ不拘、直段不同有之、貧敷者共致難澁候、依之搗米屋株二千枚差許候而、其商賣人も〆り方宜、正道之相場を以致賣買、一統潤ニ可相成候間、是迄右商賣仕來候者ハ勿論、搗米屋望候者候ハヽ、一株を一ヶ年ニ銀十二匁ヅヽニ貸渡候、商賣仲間株親三十三人相極、會所を相建、諸事差略いたし、株貸銀之外、懸り物少しも爲差出申間敷旨、

一往古ハ諸藏屋敷藏出候節、十石ニ付、掛り物壹斗四五升差出候處、近來壹斗六升五合ゟ八升迄相增候、此度株定候ハヽ、右體懸り物可致減少候間、株料差出候而も、米屋共差支候筋ニ候旨申立候、

右之通、願人有之候間、是迄搗米屋致商賣候者ハ勿論、町々差障り有無得と相糺、來ル十三日、鄕切、總會所へ御答可申上旨被仰渡候、

明和八年卯六月八日

〔幕令拔抄三〕御拂米御用達松安庄右衛門義、大坂三郷并近在舂米屋駄賣屋株差免候ハヽ、冥加金上納いたし、株札差配料として、一ヶ月に一株より米一升五合ヅヽ取集度旨、十三年已前、未年相願置候通申付置候處、小賣米直段相響、身輕之者共難儀いたし候趣相聞候ニ付、右株此度自江戸御下知を以、差止候段申渡候、右之通、左配料不差出上は、舂米屋駄賣屋共義、已來可成丈小賣米直段引下ゲ、正路に賣可申候、若不相應之直段に賣候もの有之ば、急度咎可申付候段、是又申渡候間、其旨可相心得候、

右之通、三郷町中可觸知者也、

天明七年未十二月

〔米商法調〕申渡

米問屋月番　關東米穀之組問屋行事　米仲買行事　地廻り米穀問屋行事　脇店八ヶ所組米屋行事　舂米屋行事

去ル亥年、〇嘉永四年問屋組合再興申渡、素人直賣買不相成旨、觸置候ニ付ては、米穀は猶更之儀ニ有之處、素人共、在方荷主江直に引合、玄米雜穀等勝手次第賣散候もの有之由、右は再興以前之仕癖不相止儀と相聞、入津高取調にも洩、相場之障にも相成候、畢竟米問屋、幷仲買脇店之内には、再興以來、商法不極之向も有之、旁猥に相成候儀と相聞候、因て右取締之義は、館市右衞門〇江戸町年寄方にて取調可及沙汰候間、其旨を存、組々限商法幷入津高書上等之儀認取、同人方江可差出候、尤兼て申渡候通、文化度以前にも合、手狹窮屈に不相成樣可心得、右之通御府内取締相立候得ば、在方直賣買は無之筈に候、素人共江は名主共より申通候間、其旨可存、

但在方白米之儀は、別段取調候品も有之間、及沙汰候迄者、申年觸置候通可心得候、

世話掛名主、米方掛名主共、

右之通申渡候間、其旨を存、素人共には、世話掛名主共より不洩樣可申通、

卯〇安政二年八月

〔米商法調〕地廻米穀問屋

年行事　淺草駒井町貳丁目久五郎地借　佐吉

同所壽松院門前家主　銀右衞門

地廻米穀問屋組合　行事共

此者共歎願仕候趣意は、去ル亥年、〇嘉永四年諸問屋再興被仰付、諸國より御當地江差廻候諸荷物、其

品問屋江引受賣買致、素人共總荷物引請間敷旨、御觸流被成下置候ニ付、問屋共儀は、銘々引受品御當地江潤澤相場引下ゲ候樣可仕との、難有御趣意に御座候間、古來よりの問屋家業仕候者共は、厚相心得罷在候得共、米荷物之義は、米違作中、去ル天保七申年より、在白幷玄米共、問屋素人之無差別、在方より直引受致、飯米差支難儀不致樣にと之御觸以來、手廣に相成、其後作柄も相直、同十亥年中、米問屋共限、玄米之分を引請可申御取締被仰渡候得共、違作中之仕癖、末々に至り候ては行渡兼候折柄、無程同十二丑年中、諸問屋御停止、諸色手廣賣買被仰渡候ニ付、引續玄米素人直引受仕、白米之儀は、去ル申年中より貳拾ヶ年來、在方より素人直賣仕候下々摸樣ニ付、問屋再興被仰付候ても、荷物引請方之儀、問屋共より素人在方之者江談合候ても取用不申、然れども此儘にては相場引下ゲ方欠引、行屆不申候故、再興之節、新規差加り候者共抔は、却て心取違仕候ニ付、相場引下ゲ方之難有御趣意相立兼候趣歎願仕候、右ニ付、下々摸樣御尋ニ御座候間、左ニ奉申上候、

一諸國より市中江入津致候米穀荷物、往古里俗河岸と唱候伊勢町、本船町、小舟町、堀留町、小網町、堀江町邊、船付水揚辨利之場所に、米問屋ども住居致、下り米、奥筋米、地廻米之無差別、引受來、米穀入津歸帆員數は、此米問屋共より書上來候得共、一束にては大手之仕樣故、平年は差支無之候得共、違作之節等は、不取締之儀も有之候由にて、大岡越前守樣御勤役中、右問屋共之内にて御引分ケ、

享保十四酉年起立　六人
寛政六寅年拾六人

下り米問屋

此家業、銘々問屋引受候米穀荷元國々、山城、大和、河內、和泉、攝津、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、近江、美濃、飛驒、信濃、出羽、若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、讃岐、伊豫、土佐、阿波、淡路、紀伊、筑前、筑後、豐前、豐後、

肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、合五拾七ヶ國、米穀荷物引受可申旨被仰渡、右御引分ヶ殘問屋之内、堀江町、小網町壹丁目、小舟町、此三ヶ町住居之分三組合候て、（古組、新組、上總組と先年唱候を、合三組と名目唱候共申立候得共、本文三ヶ町合三組名目相唱候と申方、事實ニ相聞申候、）

關東米穀三組問屋

此家業、銘々問屋引受候米穀荷元國々、武藏、相模、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥、合九ヶ國之米穀荷物引受可申旨被仰渡候、

右下り米問屋、關東米穀三組問屋方江引受候米穀は、

河岸八丁米仲買

此仲間之者共に限り、買取候商法にて、素人は勿論、他所米屋共江、右兩問屋江直賣不仕候、此仲買どもは、本船町、（内譯二ヶ丁）伊勢町、（内譯三ヶ丁）小舟町、小網町壹町目、堀留町ニ限住居仕、他所住居不仕仕來ニ御座候、尤諸國米直引請は一切不仕、御武家拂米は入札仕候、

地廻米穀問屋

此家業銘は、市中一體に住居いたし、當時組銘、壹番組、三番組、十八番組、二拾二番組、二十六番組、二拾九番組、四拾番組、四拾四番組、四拾七番組、四拾八番組、五拾六番組と、當時束ネ拾壹組、此問屋ども引受候米穀荷元、武藏、相模、（浦賀御番町内）安房、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥、（奥州船にて運送、御當地江入津致候荷物は引受申候、）此米荷物引受候得共、問屋名目にて、素人賣致兼候儀ニ付、

脇店八ヶ組米屋

此脇店八ヶ所組家業銘を、當時は地廻米穀問屋ども、銘々兼帶致候て、素人賣いたし候方は、此脇店米屋名目にて商ひ致候、此組銘、當時湯島組、花川戸組、芝三組、（大傳馬鹽町鎌倉町）組、佐久間町組、神田川組、深川組、竪川組、大芝組、築地組、此拾壹ヶ組有之候、此脇店米屋は、在方より米直引受不相成、地廻は地廻米問屋より買取、下り米は河岸八町米仲買より買取候、又御武家方御收納大穀數之御拂

米入札いたし、買受候ものは、此脇店之内、小譯島札組と唱候もの、當時五拾人餘有ㇾ之、此ものども買受候、尤落札代金不納之節は、此島札組仲間總人數にて引受、代金相納候仕法故、身元無ㇾ心元脇店之もの、島札仲間より差加へ不ㇾ申候、

右三手米問屋に限り、銘々書面之通、米穀荷元國譯有ㇾ之引受候ニ付、享保十巳年、拾貳品之内、米入津石數、又歸帆之船江積出し、俵數、月々取調書上被ㇾ仰付ㇾ候間、米家業之内にても、引受高、荷元之差別相立候故、素人共江隱荷物直引受致候得ば、其筋問屋共より御取締願立候ニ付、隱荷物無ㇾ之、問屋共手元江、米穀不ㇾ洩入津高相分り候ニ付、荷高多相成候間、市中相場自然下落仕候、此享保度、厚御世話被ㇾ爲ㇾ在候御主法之通、市中入津之玄米、素人直引受不ㇾ相成義、下々迄行渡候得ば、三手米穀問屋相場立方、自然下落可ㇾ仕候、尤も豊凶作之摸樣にて、高下は御座候得共、素人共猥に直引受致候米高は、世上に顯れ不ㇾ申、問屋共手元江引受候米高計之多少に寄、日々相場を生候ニ付、天保十亥年、米問屋共江被ㇾ仰渡之、御取締方も、後一旦手廣に相成候得共、嘉永四亥年、諸國諸荷物、市中差荷之分、問屋に限り可ㇾ引請旨、御觸御座候上は、天保十亥年被ㇾ仰渡之御主意に、古復可ㇾ仕義に御座候間、諸國玄米雜穀、市中に著荷之分は、三手米問屋共、前段仕譯之通引受、素人直引請致間敷旨、御取締被ㇾ成下置候ハヾ、追々市中米相場天然下落可ㇾ仕候、

但素人直引受取押、地廻米問屋より願立候儀、先年より口々有ㇾ之候得共、程近之處にては、文化七午年三月中、淺草田原町壹丁目家主六兵衞外二人、素人にて在方玄米引受候ニ付、地廻米問屋年番行事、上柳原町家持久兵衞外壹人より、同月十日、當御番所江御訴訟致、同四月濟口證文差上候、其砌春米屋淺草田原町壹丁目家主六兵衞、在方玄米直引受致候ニ付、前段同樣及ㇾ出入、内濟致し候、

右之通、問屋共再興は被ㇾ仰付ㇾ候得共、未素人共、幷在方荷主共、手廣之仕癖立直り不ㇾ申候間、素人直

引受致候米荷物突留置、米問屋どもより御訴訟仕、御吟味之上、取締方相立候得ば、全享保度御主法に追々古復仕、作柄に准じ實直之相場を生じ可ㇾ申と奉ㇾ存候、此段奉ㇾ申上ㇾ候、以上、

卯（安政二年）八月八日　　米方掛　名主共

附箋

本文番組地廻米問屋と唱來、關八州之米引請候儀に心得居候處、凡三十ヶ年程以前、關東奥筋米穀問屋と自立相唱、奥筋米も引請候旨申立候、

一關東米穀三組問屋方にては、奥筋米を地廻問屋江引請、御商法には無ㇾ之旨申立候、

此一條、一體地廻米問屋と唱名目ニ付、奥筋を引請候名目には難ㇾ成、然共奥州會津邊之米、野州商人買取、高瀨船と唱候川船にて入津致候米は、地廻問屋年來引請來候間、此荷物之儀に付、奥筋引請候と申立候得共、廻船積廻之米、地廻問屋江引請候儀は難ㇾ成候、〇中略

一札之事

一私儀、無株にて地廻米穀、在方より直引請仕候ニ付、當三月十日御訴訟被ㇾ成、追々御吟味被ㇾ仰付ㇾ奉ㇾ恐入ㇾ候、右は先年より御觸被ㇾ仰渡ㇾも有ㇾ之候處、右體無株にて口々直荷引受候段、全心得違不調法誤入、先達て各方より米御年番方江差出以來、右體直荷引受申間敷段、再應相詫候處、右之通にて内濟御得心被ㇾ下忝存候、然ル上は、向後急度相守、直引請は勿論、右ニ付聊紛敷儀致間敷候、尤私儀、舂米屋渡世致候ニ付、右仲間組合行中江も申聞、一同加印仕候儀ニ付、延享年中、被ㇾ仰渡ㇾ之通、右仲間一統爲ㇾ相守ㇾ可ㇾ申候、萬一以後、右體仲間之内にて、直荷引請候もの有ㇾ之候はゞ、早速私共より御年番方江申達候樣可ㇾ仕候、爲ㇾ後日ㇾ證文仍如ㇾ件、

文化七午年四月　　淺草田原町壹丁目當人家主　六兵衞
舂米屋五番組

〔米商法調〕地廻米穀問屋共願之趣取調申上候書付

米方掛

地廻米穀問屋年行事、淺草福井町貳丁目久五郎地借佐吉、其外之者共、歎願書差出候ニ付、御下ゲ被成、取調可申上旨被仰渡候、右訴訟大意は、去ル亥年、〇嘉永四年諸問屋組合再興被仰付候ニ付ては、米直段引下ゲ方精々申合候得ども、在方之者共、白米に舂立、問屋素人江も賣捌、玄米雜穀も、勝手次第素人江賣散、其上在方荷主より、問屋共江積付相場承合、素人にても高直之方江賣渡、端々問屋に至候ては、馬付にて見世江繋、相場に寄、無株之隣家等江賣渡候義も有之、引下ゲ方ノ仕法不行屆、相場不同に相成、不取締ニ付、素人は直買不致樣御觸流相願、且月々入津高書上度由に御座候、依之取調候處、下り米は不及申、地廻米迚も、問屋之外、猥に賣買不相成段勿論之儀にて、既に問屋組合停止以前は、地廻りに不限、米屋ども一同、町年寄共方江商法帳差出置、夫々規定相立居候趣にて、全く自法共不相聞、且仲買等を除、米問屋共一同、五日目毎に、町年寄共方江入津高書出來、右は商法而已には無之、入津書上を以、米之多寡を量、豐凶に寄、夫々御世話も有之義にて、米價高直之節は、天明度を始、仕入米之外、上方筋地廻り共、入津之米穀は、問屋仲買不限、素人にても賣買勝手次第爲致、暫問屋之定相崩、手廣賣買之義御沙汰有之、追て相場下直に相成候得ば、以前之姿に立戻、素人共江賣散候義致間敷旨被仰付、前後御取締相立居候ニ付、前々は猥りに素人賣買は不仕儀に御座候處、去ル子年、問屋組合再興は被仰付候得共、文化度以前之通りと被仰出候儀ニ付、手數も相掛り、未町年寄共方にて取調中ニ付、商法帳も取極不申、入津高之義も未書上不申候ニ付、右體不取締に相成、畢竟歎願も仕候儀と奉存候、今般願之通、御觸流被仰付ニ付、御府內而已にては不行屆候間、被仰上之上、奥筋幷關八州御領私領寺社領等江御觸之義、可被仰上之處、米問屋共より入津高之書上も不仕、商法之規則も取極不申、御府內商法不極にて在之、御觸之義被仰上候義、如何可有之哉、其上米屋共依賴御觸出候義

と相心得可ㇾ申、右は米問屋ども取締さへ相立候得ば、素人賣買も相廻し可ㇾ申、其餘末々之儀は、自然取締も相付可ㇾ申と奉ㇾ存候間、地廻り米穀問屋共に不ㇾ限、米問屋共之義は、引拔手繰仕、早々商法之規則取ㇾ調可ㇾ申上旨、館市右衛門江〈〇江戸町年寄〉被ㇾ仰渡、規定相立候上にも、素人賣買、其外不取締之義有ㇾ之候ハヾ、其節御觸町觸等被ㇾ仰付ㇾ候方に可ㇾ有ㇾ御座ㇾ哉、尤市中江被ㇾ仰渡ㇾ候方も思召候ハヾ、別紙之通、米方掛世話掛名主共へ被ㇾ仰渡ㇾ可ㇾ然哉、即別紙案認入ㇾ御覽ㇾ申候、

一在方白米之儀は、天明元申年、文化三寅年、米相場引上ゲ等に付、在方白米直御差留相成、尤年經候義ニ付、兩年共米相場小賣直段等差向相分り兼、其後直賣御差免、又は御差留相成候節之年月相場等、左之通御座候、

一文政十二丑年三月、在方より直賣御差免相成候節、米相場金壹兩ニ付、平均六斗四升、小賣百文ニ付七合五勺餘に相成申候、

一同年十月、在方より直賣差留相成候節、米相場同六斗八升壹合六勺、小賣百文ニ付八合に相成申候、

一天保四巳年九月、在方より直賣御差免相成候節、米相場金壹兩ニ付、平均五斗、小賣百文ニ付六合ニ相成申候、

一同五午年十一月、在方より直賣御差留相成候節、米相場同七斗壹升三合三勺、小賣百文ニ付九合ニ相成申候、

一天保七申年七月、在方直賣御差免相成候節、米相場金壹兩ニ付平均四斗、小賣百文ニ付五合ニ相成申候、

右之通、在方直賣御差免、又は御差留相成、天保七申年、直賣御差免相成候節、限月を以御伺御座候處、追て沙汰およひ候迄と申御懸け紙を以、御下ゲ有ㇾ之、與筋幷關八州江御觸幷町觸等有ㇾ之、

八品商

其以來御差留無之、尤筒井肥前守殿、町方御勤役中、天保十一子年四月、諸國作柄宜、米相場も相弛候ニ付、在方白米御差止之義、水野越前守殿江御伺御座候處、御伺之趣、先づ不取致御沙汰旨御下知有之、其節之相場、金壹兩ニ六斗八升八合、百文ニ付九合八才餘にて、當時之相場金壹兩に付平均六斗、百文ニ付九合八才餘にて、前書差留相成候相場にも出合候ニ付、此節御差留相成候ても、相場合においては相當に御座候得共、畢竟相場引立のため、御差留に相成候義に御座候處、當節の時季にては、作柄如何可有御座哉之旨、御評議も御座候折柄と申、殊申年より二十年來、其儘被差置候義ニ付、旁此上格別ニ下落仕、彌相場不引立候ては難相成時節を得候ハバ、其節御觸之義御伺可有御座哉ニ奉存候、

右取調候趣、書面之通御座候、以上、

卯（安政二年）八月

米方掛
都筑十左衛門
松浦安右衛門

〔享保集成絲綸錄三十六〕享保八卯年四月

紛失物吟味之義、自今は相改、組合申付候間、左之通相心得、吟味可仕候、

一町中質屋古着屋十人程づゝ組合、右之内月行事壹人順番定置、紛失物吟味之節、當番之月行事幷其町々月行事立合、觸書を以、組合之内相廻り、帳面吟味可仕候、組合人數不足之所は、隣町之組合名主共之内、當番を相定、不吟味無之樣に可申渡候、名主一支配之處は、支配切ニ可仕候、質屋古着屋共、帳面吟味之上、其品於有之は、早速奉行所へ可申出候、無之候ハヾ、右兩人之月行事其帳面に印形仕置、其上名主共方にて、帳面吟味可仕候、組合相廻候義、他町も無遠慮相改可申候、若及異義者有之候ハヾ、奉行所江召連可罷出候、勿論名主も其趣可相心得候、右改方不吟味之筋相聞候ハヾ、其當番之月行事名主共、急度可申付候、

但質屋古着屋共、帳面質物、又は買取候品摸樣付等迄、委細留置可申候、帳面之儀は、紙數相改、名主押切申付候間、此外紛敷帳面拵申間敷候、且亦吟味之節、名主方に帳面永く留置不申、改次第早速相返し、商賣之障りに不成樣に可仕候、

一素人にて、刀脇差、其外質物に取候者共、質屋名題出し置候は勿論、名題無之者も、質取候類は同前之類に候間、此度組合へ入可申候、若内々にて質物等取、及出入候ても、取上無之候、尤盜物等取置、後日相知候共、急度可申付事、

但屋敷方へ出入仕、無據譯にて當分金銀之替り質物取置候類は、其品支配之名主方へ相屆置、紛失物有之節、吟味を請可申事、

一小道具其外道具類商買仕候者共、帳面入念置、紛失物尋有之節、名主方へ帳面差出し、吟味を請べく候、外より買求め、又は賣拂遣候節も、賣上證文取立可申事、

但宿等も不存振賣に來候分は勿論、總て紛敷物一切買取申間敷候、

一古かね商人共、十人程づゝ組合、日々賣買之品、帳面に相記、紛失物有之節、右帳面を以、吟味仕べく候、店賣之外、振賣之分は、此度札可相渡候間、無札之者、商買仕間敷候、若無札之者、相見候ハヾ、仲ケ間より召捕、奉行所へ可召連候、古かね問屋共義も、無札之者より一切買取申間敷候事、

但組合之義は、質屋古着屋之通相心得、月行事相定、吟味之義も、是亦同前に可仕候、

一右組合相極候以後、新規に商賣に取付候者は、其向寄之組合江入可申事、

右之通、今度相極候間、町中名主月行事、右之趣相心得、組合相定、自今紛失物尋有之節、一組切に入念吟味可仕候、若組合吟味未熟に致し、仕方等不宜義有之候ハヾ、急度可申付候間、此旨可相守者也、

四月

〔古著問屋舊記〕享保八卯年質屋を始紛失物御調筋可ㇾ相成家業銘書上寫

一質屋貳百五十三組　貳千七百三十壹人　一古著屋仲買共百拾組　千百八拾貳人　一古著仕立屋仲買共拾七組　貳百人　一古著買仲買共百拾三組　千四百七人　一古著仲買　同木綿古切下ゲ店　同振賣　同せり賣　同切賣　同三ツ物振賣　同ぼろ買　一古道具屋貳百九組　貳千三百三十五人　一唐物屋拾五組　百貳十八人　一小道具屋四十九組　五百十一人　一小道具辻賣仲買四組　六十二人　一小道具取賣三組　三十貳人　一古鐵屋七拾五組　七百九十三人　一古鐵買百壹組　千百拾六人　一古金仲賣辻賣八組　八十八人　一古金振賣貳組　拾六人

總人數壹萬八百三十九人　大組　拾七組　小組　九百九十六組

右之通、今度拙者共立合組合相定、別紙帳面差上候通、相違無ㇾ御座ㇾ候、先達而被ㇾ仰渡ㇾ候御觸之趣委細申渡、入念吟味可ㇾ仕候、尤自今新規ニ商賣取付候者は、無ㇾ滯其向々江組合せ可ㇾ申旨被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ畏候、爲ㇾ後日ㇾ連印仕差上申候、依如ㇾ件、

享保八癸卯年五月

何町名主誰印

〔諸色直段引下貞〕コケ表紙御觸書三十六之冊より書拔

享保十一午年八月

一紛失物吟味之儀ニ付、去ル卯年質屋、古著屋、小道具、其外道具類致ㇾ商賣ㇾ候もの、古金商人、素人にても刀脇差等質物に取候者共、組合申付、其上町々月行事名主共も入念可ㇾ致ㇾ吟味ㇾ旨、委細相觸候處、其後每度紛失もの出候事稀候、畢竟吟味之致方大まかにて、申付候趣未熟に仕候間不ㇾ相知ㇾ候、此以後町々遂ㇾ吟味、紛失物品々可ㇾ差出ㇾ候、若隱置候ものも於ㇾ有ㇾ之は、詮議之上、急度可ㇾ申付ㇾ候條、兼て觸知らせ置候、可ㇾ得ㇾ其意ㇾ候、

右之趣、町中裏々迄不殘可觸知者也、

八月

右同斷　明和九辰年十一月

一古著屋　一古著買　一古鐵屋　一古鐵買　一古道具屋　一小道具屋　一唐物屋　一質屋

右商賣人共、享保八卯年組合相極候、其節紛失物改方、幷商賣之致し方定法申付候處、近年心得違之ものも有之、紛失之品にても猥に買取候儀も間々有之段相聞江、不埒に候、依之猶又此度賣買之致し方定法之儀相觸候、以來、享保十三申年、下金買、屑金吹共儀ニ付相觸候通、右商賣人共も、素人より其品買取候節者、賣主證人兩判を取、其上宿等見屆候上、慥に候ハヽ買取可申候、一判にて買取候儀、堅致間敷候、同商賣ゟ買取候儀は、先々兩判にて買取候上之儀に有之間、一判にて取引可致候、尤宿等も不存、ふり賣に參候分者勿論、總て紛失物一切買取申間敷候、

一御紋附道具之類、一切買取申間鋪、萬一無據儀有之者、月番之番所江訴出、差圖次第可致候事、

但質屋商賣之者共も、前書之趣ニ准、置主證人之兩判取之、壹人にて印形致持參、置主證人之名申候共、壹人にては質物取申間敷候、

右之通、此度猶又相觸候間、右之趣相心得相守可申候、若以來未熟之致し方等相聞候ハヽ、吟味之上、急度咎可申付候間、此旨可相守もの也、

十一月

〔御觸書集覽〕一 天保十三寅年五月十一日

一町中質屋、古著屋、古著買、古鐵買、古道具屋、小道具屋共、仲ヶ間組合令停止候旨相觸候上は、追々同商賣之もの出來候とも、決而差障り申間敷候、向後新規右渡世相始候もの、幷是迄渡世いたし來候者ども、御紋付品幷銀具類一切質に取買取申間敷候、萬一無據子細有之候ハヽ、月番町

奉行所江訴出、差圖を請可申候、

一質屋古著屋古著買共、質に取買ひ取候節、置主賣主とも、證人倶に罷越候ハヽ、質に取買取不苦、壹人ニ而印形貳ツ持參致、置主賣主證人之名前申聞候共、質に取買取候儀は致間敷、縦令置主賣主證人一同罷越候共、其品多分ニ而、身分不相應に有之歟、又者怪敷相見候分は、先々を吟味、品に寄、其ものを留置、月番之町奉行所江可訴出、若盗もの等、質に取買取候もの有之においては、吟味之上、右品取上ケ、代金損失爲致、品に寄、咎可申付候、

一小道具屋古道具屋古鐵買之儀も、都而右質屋に准じ、買取又は賣拂候節、其品帳面に留置、賣上證文取置、常々帳面等入念、紛失もの尋有之候節、右帳面を以、吟味可致候、

但質ニ取候品、摸樣附等迄委細留置、右帳之儀ハ、紙數相改、名主共押切申付候間、右之外紛失帳面拵申間敷候、是又紛失もの吟味之節、名主一支配限り迄穿鑿、其品有之においては、早速町奉行所江可訴出候、尤名主方江帳面長く留置不申、改次第差戻、渡世之障に不成樣可致候、

一質渡世不致もの、出入候武家方等ゟ無據譯ニ而、金銀之替り當分質物取置候類ハ、其品支配之名主江相屆置、紛失もの有之節、吟味を請可申候、

右之通申渡候間、町中名主共も其旨相心得、自今紛失もの有之節、一支配ニ限入念吟味可致候、若未熟之いたし方於相聞は、渡世之ものは勿論、名主共迄、急度可申付候間、此旨可相守もの也、

寅五月

右之通、町御奉行所ゟ被仰渡候間、町中右渡世之者は勿論、家持借屋店借裏々迄、不洩樣入念可相觸候、

寅五月十一日　　町年寄役所

〔諸問屋再興調十四〕再興　八品商賣人取調申上候書付

書面、申上候通、八品商賣人再興、幷右之內古鐵買之儀、寛政度之通、差札相渡候積、其餘伺之通相
心得可レ申旨被二仰渡一、奉二承知畏一候、
但町觸御觸通之儀ニ付、御一座御相談相濟候上、町觸被二仰渡一候節、同時ニ再興、其外申渡取計
可レ申旨被二仰渡一、奉二承知畏一候、
子〇嘉永五年　六月二日　町年寄
此度問屋組合之儀、文化以前之通、再興被二仰付一、現在人數を以、追々取調之內、左ニ申上候、
一八品商賣人
一質屋　新古現在人數貳千七十五人
一古着屋　同　貳千百三人
一古著買　同　千八百八拾四人
一小道具屋　同　八百六人
一唐物屋　同　六拾六人
一古道具屋　同　三千六百七十貳人
一古鐵屋　同　九百六十四人
是ハ享保八卯年、紛失物爲レ改組合御定、名前帳町年寄ニ差出有レ之候處、去ル丑年御改革之砌
御差止、
一古鐵買　新古現在人數千四拾七人
是ハ享保八卯年、大岡越前守殿御勤役中、人數六百八拾人、燒印札御渡、寛政三亥年、初鹿野河
內守殿御勤役中、貳拾八組ニ相成、七百五人江燒印札引替御渡有レ之候處、去ル丑年、御改革之
砌御差止、翌寅年中、差札取上御屆申上、差札は樽藤左衛門方土藏江入置候處、去ル午年、小石

川片町續より出火之節、右土藏燒失仕、古差札無之候ニ付、諸色掛名主れ古差札之儀相尋候處、別紙雛形扣有之候旨差出申候、今般再興被仰付候得ば、前々之通差札御渡相成候樣仕度候、尤差札江押候古燒印は、樽藤左衞門方ニ有之、差札之儀は、髮結共江御渡相成候鑑札之振合を以、雛形之通仕立、差出可申旨、下方江申付候樣可仕候哉、奉伺候、

右八品商賣人之儀は、享保之度、名前帳差出候組合に付、此度再興被仰付可被下哉、名前帳之儀は、兼て被仰渡候通、私共方江罷置、以來加入幷名題替讓替等、前例之通改、當番名主加判にて可願出旨申渡、外問屋並之通、其刻々御內寄合にて、伺之上進退可仕候、則差出候名前帳貳拾三組分、享保元文明和度町觸、幷寬政度町觸申渡寫、天保度差札取上候節之申上書寫奉差上候、以上、

子二月　　館市右衞門　　喜多村彥右衞門　　樽藤左衞門〇三人皆江戸町年寄

〔天保町觸〕嘉永六丑年三月廿七日

八品商賣人再興町觸　寫

今般問屋組合仲間等、追々取調之上再興申付候、右に付ては、町中質屋、古著屋、古著買、古鐵屋、古鐵買、古道具屋、小道具屋、唐物屋共、前々之通、組合之內、月行事壹人ツヽ順番に定置、紛失物吟味之節、當番之月行事、幷其町之月行事在會、觸書を以、組會之內相廻り、帳面吟味可致候、組合人數不足之所は、隣町と組合、名主共之內當番を相定、不吟味無之樣に可申渡候、名主之支配之所は、支配限りに吟味可致候、帳面吟味之上、其品於有之は、早速月番之奉行所へ可申出候、無之候ハヽ、右兩人之月行事、其帳に印形仕置、其上名主共方には帳面吟味可致候、組合相廻候義、他町之無遠慮相改可申候、若及異儀候もの有之候ハヽ、奉行所へ即達可罷出候、勿論名主共も其樣可相心得候、右改方不吟味之筋相聞候ハヽ、其當番之月行事共に急度可申付候、

但古鐵買共之內、古鐵買步行候は、寛政度、申渡候通、持步行候兩掛之外へ、何番組古鐵買誰と目印之差札いたし可申、目印無之買步行候儀、一切致間敷候、

右之通申渡候間、質屋古著屋、古著買、古鐵屋、古鐵買、古道具屋、小道具屋、唐物屋共、常に帳面附置、質置主、又は賣主證人之兩判急度取、其仲間商賣は、先に兩判にて取引致候上之儀に付、賣主之印形取之、一人にて印判貳ッ持參致候者、其外無判にて質に取、買取候儀、一切不致、都而前に相觸候趣、堅く可相守、若於背は、當人は勿論、名主共迄、急度可申付もの也、

〔古著問屋舊記〕八品商賣人之義ニ付申上候書附

諸色掛名主共

八品商賣人組合之儀、享保度人數拾人程宛組合、紛失物吟味可仕旨、其外夫々商法被仰渡候處、右組合は、最寄譯けに仕候間、紛失物御調之節、達方等混合候ニ付、今般町役番組に組合相定書上候處、古來拾人程づゝ組合候御主法、再與相立候樣可仕旨、猶御沙汰に御座候、右は町役番組にて組銘相立、此內譯八品之內、壹品宛、同商賣人拾人程爲組合、紛失御觸御調之節、吟味爲仕候得ば、混合候儀無御座候間、取調方行渡可申奉存候、尤名主共支配之內、飛地他組江入込候分は、其最寄組合江小譯爲仕候樣可仕候、

一下り古手問屋之儀は、上方筋古手類引請候に付、大坂表廻船積合は、通町組內店組之下タ組に加り有之候處、文化度より一名立、冥加金上納仕候者共に有之、地古手問屋は、御當地にて仕入候古手類、奧州筋江差送候得共、八品商賣人書上には、問屋名目不顯、古著屋之內江加江置、下々にては、從來古手問屋と唱來候儀に御座候、尤遠國より引請候古手類、又遠國江積出候古手類之儀に付、常之古著屋とは商法も事替候儀に付、問屋名目不顯、古著屋之內江書上候得ば、下り古手引請候、地古手引請候と申譯、名前帳之內江相記置候得ば、紛失物吟味爲仕候取締にも相

成候儀に御座候、此古手問屋之儀は、舊記も致所持候得共、差向候所にて、聢と相決兼候間、問屋名目之儀は、追而取調可申上候、

右之廉々御尋に付、此段申上候、以上、

諸色掛名主共

子〇元治元年閏二月

下ケ札　本文之通、古手問屋共儀は、享保度より古著屋之内江加へ置、紛失物御觸之節、最寄之品吟味爲仕來候儀に御座候、尤文化度一名立候ても、右取調方は同樣仕來申候、

〔商賣往來〕凡商賣持扱文字、員數取遣之日記、證文、注文、請取、質入、算用帳、目錄、仕切之覺也、兩替之金子、大判、小判、壹步、貳朱、金者品位多、所謂南鐐上、銀子丁、豆板、灰吹等、考膺與本手、貫目分厘毛拂迄、以天秤分銅、無相違割符可合賣買也、雜穀、粳、糯、早稻、晩稻、古米、新米、麥、大豆、小豆、大角豆、蕎麥、粟、黍、稷、胡麻、荏、菜種、廻船數艘積登問屋之藏入置、聞合直段相場、不殘於賣拂者、運賃水上口錢差引相究、都合勘利潤之程、出入之有損失者、可辨之、嘗者味噌、酒、酢、醬油、麹、油、蠟燭、紙、墨、筆等、〇中略右品品前後雖爲混亂、唯初學之童、平生可取扱文字迄、任思出粗馳筆也、抑生商賣之家輩、從幼稚之時、先手跡算術執行可爲肝要也、然而歌、連歌、俳諧、立花、蹴鞠、茶湯、謠、舞、鼓、太鼓、笛、琵琶、琴、抔、稽古之儀者、家業有餘力者、折々心掛可相嗜、或碁、將棊、雙六、小唄、三弦、長酒宴遊興、或不應分限飭衣服家宅、泉水、築山、樹木、草花之樂而已、費金錢事、無益之至、衰微破滅之基歟、總而見世棚奇麗而、挨拶應答饗應可爲柔和、大貪高利、掠人之目、蒙天罰重而問來人可稀、恐天道之働輩者、終富貴繁昌、子孫榮花之瑞相也、倍々利潤無疑、仍如件、

〔大坂堺問答坤〕同職同商得意妨

一奉公人幷諸職人弟子手間取暇遣候もの、同職同商人之方江養子に參り、同職同商妨之儀、暇遣候節、同職同商致間敷證文取候ても、同職同商人之所江養子に參り候はゞ、養家之商賣之儀に

付ㇾ不ㇾ差留、自然得意妨候はゞ、其段計差留可ㇾ申、然共養子に參り候後、右同職同商家業改候はゞ、

吟味之上、差留可ㇾ申候、

此儀當表に、及ㇾ裁許ㇾ候先例不ㇾ相見候、

〔松屋筆記九十三〕商賣忌敷(イミガタキ)、傍輩笑敷(エミガタキ)

俗に商賣いみがたきといふは誤也、甲陽軍鑑二の卷七品廿六丁右に、如ㇾ形覺有人をも、傍輩ゑみがたきとて、人は人を偏執する物にて、〇下略

〔耳嚢上三〕兩國橋幾世餅起立之事

幾世餅は淺草御門內、藤や市郎兵衞方先祖にて、兩國橋のかた松屋は、元來橋本町邊に住居せし輕キ餅賣成りしが、新吉原丁の遊女幾世といへるを妻となして、〇中略今の店に、九尺店有りしを買引移り、兩國ばし幾世餅と、妻の古名を名代に而商せしが、幾世曲輪にありし頃の馴染の客など、追々世話致し、暖簾を染させなどし、右世話人共思ひ付に而、日本一流幾世餅と染て懸渡しけるにぞ、藤屋ゟ障を申立、其頃の町奉行大岡越前守方へ訴出けるは、幾世餅之儀は、本來藤屋壹軒にて、則暖簾も藤の丸印相用候處、近所に同樣之商を初、暖簾も藤のまるを染候事難ㇾ心得旨申立故、松屋を呼出、吟味ありしに、松屋申立候は、同人妻は元遊女にて、幾世と申候ゆへ、自然と幾世餅と人々唱へける儀に而、紋附は前々ゟ用候品に有ㇾ之、暖簾看板何レも以前幾世客より給りしと答ふ、是又申處其謂なきにも非ず、雙方申所を以、自分存寄有、右存寄に隨可ㇾ申哉と、越前守尋し故、いづれも可ㇾ奉ㇾ畏旨答ける、雙方共に一所に居候故、事やかまし、さればとて松やが幾世餅といへるも、その名を用る事、商賣筋之儀、藤やは古よりの事之由、是又可ㇾ致樣なし、然るに雙方共、江戸一と看板にしるし候間、江戸の入口に、右江戸一の譯を記可ㇾ然、藤やは四谷內藤宿へ引越、江戸一の看板を出し可ㇾ申、松やは葛西の新宿へ引越商可ㇾ致、いづれも新宿と唱ふる所なれば、汝等が同名

を爭ふ所も相立、可然と申されければ、雙方共邊鄙へ引越之儀大キに當惑して、熟談之上願下致し、今の通商致しけると也、

〔經濟問答秘錄八國用考〕或都府ニ千戸計ノ民廛アリ、新制ヲ建テ、諸商賣一式ト究メ、穀物屋ハ五穀一通リ、呉服屋ハ呉服ノミト、各一種ノ職ト令ヲ下セドモ、月ヲ逾ズ廢レタリ、天下第一ノ東都サヘ一式ノ商賣ト云者無ク、皆萬屋ナリ、是法制ハ、海内ニ於テハ大坂ナラデ屆キ難シ、大坂ハ一切ノ品物、日本中ニ賣弘ル百工ノ地ユヘ、一式ノ町有テ、書籍ハ心齋橋筋、藥種ハ道修町、金物ハ藥鑵町、陶器ハ横堀、細工物ハ御堂筋ト同職僦居シテ互ニ相勵ミ、敢テ暇隙ヲ偸マズ精力ス、故ニ他國ヨリ品物ヲ買(モト)メ、自國ノ物價ニ方ブレバ、上工ニシテ下直ナリ、近年廣島製産ノ品ヲ賣弘レドモ、下品ユヘ行レズ、諸國ノ市町ニ於テハ、萬ノ品一軒ニ賣ラザレバ、衆人ノ難澀ナリ、故ニ其家ハ一式ヅヽノ免札何枚モ授ケ置ベシ、先年華舶日本木履ヲ作ッテ持渡リシニ、彼地ノ沓ハ鼻緒無シ、木履ハ鼻緒有テ、一方ハ大拇一ツユヘ、之ニ工夫ヲ附テ、一方ニ偏(カタヨ)セテ鼻緒ヲ立ツ、崎陽ノ者一人モ買メズ、無用ト爲テ捨シ事アリ、是製方當然ノ理トイヘドモ、日本人ノ情ニ合ザルユヘ、無用ト成テ廢レタリ、今諸國ニ於テ、伶俐發才ノ者下情ニ達セズ、動レハ畠水練ニテ新制ヲ立ルハ、華舶ノ木履ニ倂シキ事多シ、愼ムベシ、

古事類苑

產業部二十五

市場

市ハ其起原ヲ詳ニセズト雖モ、應神雄略二天皇ノ朝、既ニ其例アレバ、推シテ以テ其古キヲ知ルベシ、大寶以後ニハ、京師ニ東西市ノ設アリ、當時ハ既ニ法律ヲ以テ市制ヲ定メ、時ヲ期シテ之ヲ開カシメ、市籍ノ商人專ラ興販ヲ爲シ、平人就テ之ヲ買ヒ、官司臨テ監督セリ、然ルニ中世以降、市制大ニ弛ミ、人民隨處ニ商店ヲ開キテ、物ヲ鬻グヲ得ルヲ以テ、其所謂市場ハ、往古ニ比スレバ、大ニ其趣ヲ異ニスルニ至レリ、爾來市場ニハ、魚市、青物市等ノ如ク、主トシテ同業商人ノ間ニノミ行ルヽアリ、又辰市、年市等ノ如ク、定期ノ開市ニ乘ジ、商品ヲ陳列シテ、爭ヒテ之ヲ鬻グアリテ一ナラズ、今諸國ノ地名ニ、市ノ字アルモノハ、皆古代市場ノ遺跡ナリト云フ、殊ニ二日市、四日市、八日市、廿日市等ノ如キハ、德川幕府時代ニ在リテモ、其日ニ市ヲ開キシモノ多シ、

市

〔天文本倭名類聚抄一居宅〕肆市附○中略 說文云、市、時止反、上聲之重、和名以知、賣買之所也、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕按、市屬禪母、齒音邪母之輕、此云重未詳、○中略 原書冂部作𢀒、云買賣所之也、市有垣从冂从乁、乁古文及字、象物相及也、㞢省聲、段玉裁曰、舉形聲包會意也、按㞢之正字、之字不可無、然在所上未是、

〔類聚名義抄六巾〕市 市上通下正 音恃 イチ カフ アキナフ

町

〔伊呂波字類抄伊居處〕市買賣之所也、イチ、神農始レ之、

〔庭訓往來〕凡先日被レ仰二下市町之興行、廻船著岸之津、幷狩山、漁捕、川狩、野牧之事、定被レ遊二行一歟、市町者、通二辻子小路一、令レ構二見世棚一、絹布之類、贄菓子、有二賣買之便一之樣、可レ被二相計一也、

〔拾遺和歌集二十哀傷〕市門にかきつけて侍ける　空也上人天祿三年九月於二東山西光寺一入滅

一たびも南無阿彌陀佛といふ人の蓮のうへにのぼらぬはなし

〔拾遺抄註雜下〕詞云、いちかどにかきつけて侍りける、

市門ハ七條猪隈ナリ、七條町トイヘル、僻事也、市屋アリ、市マツリアル所ナリ、著鈦祭ナリ、夏多二度アリ、昔ハソノ市ニテアキナヒハシケリ、町ハ私事ナリ、彼市ニテ盗人ヲモトヒ、又犯人ハヾスルモノ、アマネク市ニテ人ニミゴリサセムタメトコ、ソマウスメレ、ソノ小路ノ末ヲバ、フルクハ市門トイヒケル、今ハ北小路トナヅケタリ、件市ニ石卒都婆アリ、空也上人ガタテタル也、ソノソトバニ、此歌ヲ書付云々、

〔古今著聞集二釋敎〕念佛三昧修する事は、上古にはまれなりけり、天慶よりこのかた、空也上人すゝめ給ひて、道場聚落この行さかんにて、道俗男女あまねくせうみやうをもつはらにしけり、これくだんの聖人化度衆生の方便なり、市の柱に書付給ひけり、○歌同二拾遺和歌集一、

〔元亨釋書十四檀興〕釋光勝不レ言二姓氏一、爲二沙彌一時、自稱二空也一、○中略天慶元年入二王城一、於二市鄽一唱二彌陀勸化一、人人呼爲二市上人一、

〔運歩色葉集伊〕市町イチマチ人皇廿代持統天皇之時、諸國市町始也、

〔延喜式四十二東西市〕凡市町准二市裏一、本司加二勘糺一、隨レ犯科責、

○按ズルニ、市町ト市裏トハ別ニシテ、市町ハ市籍ヲ有スルモノヽ住スル所、市裏ハ賣買ヲ行フ所ナラン、

〔吾妻鏡 五十二〕文永二年三月五日甲戌、鎌倉中被止散在町屋等、被免九箇所、又堀上家前大路造屋、同被停止之、且可相觸保々之旨、今日可仰付于地奉行人等小野澤左近大夫入道也、

町御免所之事

一所大町　一所小町　一所魚町　一所穀町　一所武藏大路下　一所須地賀江橋　一所大倉辻

市司

〔令義解 一職員〕東市司 西市司准此 正一人、掌財貨交易、器物眞僞、度量輕重、賣買估價、禁察非違事、佑一人、令史一人、價長五人、物部廿人、使部十人、直丁一人、

〔日本書紀 二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略罷市司。。要路津濟渡子之調賦、給與田地、

〔書紀集解 二十五孝德〕按、先是市及要路、皆有調賦、今除其調賦、給以田地、充其資用、

〔日本書紀 二十六齊明〕五年、是歲、○中略高麗使人、持羆皮一枚、稱其價曰、綿六十斤、市司。。笑而避去、高麗畫師麻呂、設同姓賓於私家日、借官羆皮七十枚而爲賓席、客羞怪而退、

〔續日本紀 三十稱德〕寶龜元年三月癸酉、以從五位下山口忌寸沙彌麻呂、西市員外令史正八位下民使毗登曰理、權任會賀市司。。。、

○按ズルニ、市司ノ事ハ、官位部東西市司篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

市制

〔延喜式 四十二彈正〕凡市人集時、入市召市司、令市廛靜定、毎肆巡行、糺彈非違、謂錦紗綾紵、若濶不盈一尺九寸、長不盈六丈、又賣物者、有行濫及横刀鞍等不題造者姓名之類、又問、有皇親及五位以上遣帳内資人、若家人奴婢等與販、與百姓倶爭利者耶、

〔延喜式 四十二東西市〕凡市裏有凌奪之輩者、奏任已上准狀散禁請裁、判任已下枷禁、隨犯決罰、

〔延喜式 四十二東西市〕凡六衞府舍人等、不得帶劍入市、

〔唐律疏議 二十七雜〕諸在市及人衆中、故相驚動、令擾亂者、杖八十、以故殺傷人者、減故殺傷一等、因失

財物者、坐贓論、其誤殺傷人者、從過失法、

〔大夫尉義經毀申記〕可令向市廛人結番事

一番　康綱朝臣　久光　基廣　明基奉行　兼康

二番　兼綱朝臣　季貞　清重　重成

三番　章貞　盛澄　信盛　資成　久忠

四番　仲賴　信盛　資成　久忠

右市廛雜物沽價法、被載去八月卅日官符、兼又商賈之輩、不恐嚴制、猶以違犯、宜令撿非違使等五箇日一度、分番向東西市可令勘糺違法之由、同九月十九日被下宣旨畢、仍任被宣下狀、爲令行向所令結番也、來卅日、一番可行向也、又自件日限、又以前、如此轉輪儲守結番行向市廛可令勘糺件違法之狀、依別當宣所廻如件、

治承三年十月廿六日

〔大內家壁書〕盜物御定法之事

右彼盜物之事、或持出市町、或於置店屋之時、號盜物押取有、及喧嘩事、剩賣主者不知盜物間買置而又賣之由申事、每度也、然者兩方於其場理不盡之口論也、所詮彼盜物之事、預置其所之役人可批判、若有背此旨族者、可被處嚴科也、仍執達如件、

長享三年五月日　　左衛門尉　大藏少輔

〔清水寺文書〕今川氏眞禁制

於稻葉鄉內淸水寺、每年正月十七日、七月十七日兩度、新町可相立事、

一商人諸商買不可有役事

一押買狼藉之事

一喧嘩口論之事

右條々於違犯之輩者、急度可加成敗者也、仍如件、

永祿四年六月朔日

清水寺衆徒中

〔公事取扱〕馬繼河岸場、市場論、〇中略

一中絶の市場、障有之においては禁之、

一私に新市立候事停止之、但障無之においては免之、

一河岸場は河岸帳次第

一市場近所へ、無居ヶして新町屋停止之、

一市場は村鑑次第〇下略

〔幕令拔抄八〕近頃市中於端々、素人市と唱、名所不知往來人共も立交、古道具類市賣致候者不少相聞、右體名所不知往來人より買取候ては、自然盜物之品等有之哉も難計候間、居所慥にて、證人有之者よりは格別、猥に往來人より品買受候儀相止、且道具類、商人之外、素人之者、市元に相成、振賣抔致候儀は致間敷事、

右之趣、夫々相通可被申候、

天保十三寅年十二月十六日

〔枕草子一〕市は

たつのいち、つばいちは、やまとにあまたあるなかに、長谷寺にまうづる人の、かならずそこにとどまりければ、觀音の御えんあるにやと、心ことなるなり、おふさの市、しかまの市、あすかのいち、

〔八雲御抄五名所〕市

あべのいち駿、萬、やきつべに、わがゆきしかば、あべの市ぢに、あひしこらはも、　たつの大、辰日たつなり、　つば同、萬、つばいちのやそのちまた、　みわの同　しかまの播、千、俊成、　さとの清少納言　をふさの同　あすかの大　かるの　いはれの大　にしの萬

〔扶桑略記五文武〕大寶三年、是歲立東西市、〇又見濫觴抄

〔續日本紀十四聖武〕天平十三年八月丙午、遷平城二市於恭仁京、

〔萬葉集三雜歌〕門部王詠東市之樹作歌一首
東市之殖木乃、木足左右、不相久美、宇倍吾戀〇吾戀、一本作蓋是、戀爾家利、

〔萬葉集七雜歌〕臨時
西市爾、但獨出而、眼不並、買師絹之、商自許里鴨、

〔萬葉集略解七〕これは他心なく、只ひとりに心をよするに、市にて絹を買に見くらぶる事もせで、はじめにめにつきたるにおもひこりて、買ふといふもてたとへたるならん、

〔日本紀略桓武〕延曆十三年七月辛未朔、遷東西市於新京、〇平安　丁丑、造鄽舍、且遷市人、

〔寂蓮法師集〕隆房卿別當のとき、都のまつり事、みな昔に改られける時、七條の市のたちけるを追せければ、上の三條四條のあせたりけるに、もとの如くむらがりわたりければ、よみてつかはしける、
いにしへの跡をぞ賴むかつまたの池にも鳥のかへりすむ世に

〔醍醐雜事記七〕天養二年三月廿九日甲戌、市自西辻被移今里、此市、去永治二年十一月九日丁酉、始於饗庭川北邊所被立也、每月三个度、其後被西辻、今又所被渡今里也、　三年閏六月廿九日、市自饗庭被渡小地辻了、

〔帝王編年記五應神〕十年、始立輕市、〇大和

〔日本書紀天武二十九〕十年十月、是月天皇將蒐於廣瀨野、而行宮構訖、裝束既備、而車駕遂不幸矣、唯親王以下及群卿、皆居于輕市、而檢校裝束鞍馬、

〔萬葉集挽歌二〕柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首幷短歌
天飛也、輕路者、〇中略吾妹子之、不止出見之、輕市爾、吾立聞者、〇下略

〔日本書紀敏達二十〕十二年十月、遣大夫等於難波館使訪日羅、〇中略乃勞館於阿斗桑市、〇大和使住日羅、

〔日本書紀武烈十六〕十一年〇仁賢八月、太子〇武烈思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、〇中略報曰、妾望奉待海柘榴市、〇大和巷、

〔日本書紀敏達二十〕十四年三月丙戌、遣佐伯造御室更名於閭礙也、喚馬子宿禰所供善信等尼、由是馬子宿禰不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等付於御室、有司便奪尼等三衣、禁錮楚撻海石榴市亭、

〔萬葉集十二〕寄物陳思
海石榴市之、八十衢爾、立平之、結紐乎、解卷惜毛、

〔夫木和歌抄市三十一〕十題百首三輪の市大和　寂蓮法師
大和なる三輪のいちゞに急てもいつまでよにはふるの山ごえ
文永四年七月白河殿七百首市商客　參議忠繼卿
しるしらず人はたつたの市なればたれをたれとかわきて賴まん

〔日本書紀雄略十四〕十三年三月、天皇使齒田根命資財露置於餌香市邊〇河内橘本之土、

〔日本書紀顯宗十五〕白髮天皇〇清寧二年十一月、〇中略天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、〇中略脚日木此傍山牡鹿之角、〇註略擧而吾舞者、旨酒餌香市、不以直買、手掌憀亮〇註略拍上賜、吾常世等、

〔高野參詣日記〕廿二日、高野に參詣のこと思ひ立て、宗珀といふものをしるべとたのみてまかりたち侍り、さのといふ處に輿かきすへたるほど、市人さはぎたつを見て、

いづみなるさのゝいち人たちさはぎこのわたりには家もありけり

〔續日本紀 三十八 桓武〕延暦三年五月癸未、攝津職言、今月七日卯時、蝦蟇二萬許、長可四分、○分一本作尺、其色黒斑、從難波市南道、南行池列可三町、隨道南行、入四天王寺内、至於午時、皆悉散去、

〔海道記 源光行〕駿河國にうつりぬ、前島を過るに、なみはたゝねども、藤枝の市をとをれば、花はさきかゝりたり、

前島の市には波の跡もなしみな藤枝のはなにかへつゝ

〔宇津山記〕丸子○駿河といふ里五六十軒、京鎌倉の旅宿なるべし、市あり、

〔萬葉集 三 雜歌〕春日藏首老歌一首

燒津邊吾去鹿齒、駿河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、

〔新續古今和歌集 三 夏〕延文百首歌に、おなじこゝろ○夕立を、　民部卿爲明

いとゞしくあべの市人さわぐらし坂こえかゝる夕立の雨

〔夫木和歌抄 三十一 市〕題不知さがみの市相摸　四條太皇太后宮下野

ぬのさらすこれやさがみの市ならんさゝわけごろもぬぎもかへばや

〔廻國雜記〕藤折○武藏といへる里に市侍り、しばらく假屋に休みて、例の俳諧を詠じて同行に語り侍る、

商人はいかで立らむ藤折の市にかつけをうるにぞありける

〔江州八幡古文書〕安土山下町中○近江

定　○中略

一在々所々諸市當町へ可相引事

右條々若有違背之族者、速可被處嚴科者也、

天正拾四年六月日

〔日本靈異記中〕力女捔力試緣第四

聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有二一力女一、爲レ人大也、名爲二三野狐一、（是昔三野國狐爲レ母生人之四繼孫也、）力強當二百人力一、住二少川市內一、恃二己力一凌二弊於往還商人一、而取二其物一爲レ業、

〔廻國雜記〕野の市〇（加賀）といへる所を過行けるに、村雨にあひ侍りて、

風をくる一村雨に虹きえて野の市人はたちもをやます

〔梅花無盡藏三上〕長享戊申〇（二年）十月九日、入二柏崎一〇（越後）柏崎市場之面三千餘家、其外深巷凡五六千戶、

深泥沒レ股力彌微、暮鼓鼕々就二柏崎一民戶三千市場面、滿柳鰣尾帶二潮肥一、

〔千載和歌集十四戀〕崇德院に百首歌奉りける時、戀の歌とてよめる、　皇太后宮大夫俊成

戀をのみしかまの市〇（播磨）にたつ民のたえぬおもひに身をやかへてん

〔夫木和歌抄三十一市〕建保三年名所百首　從三位範宗卿

君が代はしかまのいちにをくかちのちとせをへても色やまさらん

〔豐後風土記大野郡〕海石榴市

昔者纏向日代宮御宇天皇〇（景行）在二球覃行宮一、仍欲レ誅二鼠石窟土蜘蛛一、而詔二群臣一、伐二採海石榴樹一、作レ椎爲レ兵、卽簡二猛卒一、授二兵椎一、以穿レ山排レ草、襲二石室土蜘蛛一、而悉誅殺、流血沒レ踝、其作レ椎之處、曰二海石榴市一、

開市日時

〔令義解九關市〕凡市恒以二午時一集、（謂日中爲レ市、致二天下之民一是也、）日入前擊レ鼓三度散、（每レ度各九下）

〔唐六典二十大府寺〕凡市以二日午一擊レ鼓三百聲、而衆以會、日入前七刻擊レ鉦三百聲、而衆以散、

周禮大市日昃而市、百族爲レ主、朝市朝時而市、商賈爲レ主、夕市夕時而市、販婦販夫爲レ主、

〔延喜式四十二東西市〕凡每月十五日以前集二東市一、十六日以後集二西市一、

〔撰集抄一〕浮世住人不知無常僞構世渡事
過にし比、越後國したの上村と云方にまかり侍りたりしに、彼里は海のほとりにて、奥よりの津にて、貴賤あつまりて朝の市のごとし、○下略

〔諏訪大明神繪詞下〕正應のころ、當國○信濃御家人小諸太郎といふもの、當社頭役の時、下部下女等隣國上州に越て、朝の市をすぎけるに、○下略

〔攝津名所圖會四大坂〕順慶町の夕市は四時たへせず、夕暮より万燈てらし、種々の品を餝て、東は堺筋、西は新町橋まで、兩側尺地もなく連りける、これを見んとて、往かへりて群をなし、其好に随ふて店々にこぞる、衣服あり、道具あり、袋物あり、櫛笥あり、玳瑁、珊瑚、馬腦の類、玲瓏として、其隣には、盥、小桶、飯櫃、雷木、杓子、箱、篩、嚢、按板、臥杵、衣砧の品々、其次には、神棚、佛器、其向ふは、草履、足駄、五分駄、日和下駄、棕套、紙草履、釘靴の類、陶器店には、今利燒、印部燒、六兵衞、茗瓶、寶山天目、行平鍋、印花白甌、尾張燒樹陶の諸品、又野菜店には、際りなく五月の頃の早松茸、寒冬の孟宗笋までも雙立て、賣聲囂し、飛鳥川の流れ早く、年の市は尚更賑はしく、まづ蓬萊の餝物、何や榧賣、穗俵、裏白、鎊藥、片店には、新曆、毬打、羽子板、手鞠、門松賣、梅匂ひ鶯きなく春にもなれば、年玉物のかず〱、朧月朦朧として、桃の花ほころび、柳櫻をこきませて、錦と見ゆる彌生の雛店、紙雛、衣裳雛雛の御殿に左近櫻、右近橘、御隨身、衞士の篝火煌々たり、拐端午の前には、染幟、紙幟、八幡太郎、武内臣、頼光、朝比奈、橋辨慶、牛若、金時、旗持まで、威風凛々と餝りける、夏祭の大市も過、靈祭の與物、盆の燈籠、切子燈店、重陽には、菊の花、万菊千菊品多し、是らを見んとて、新町橋を行過て曉の鐘を聞もあり、

〔雍州府志七土産〕古金棚　凡倭俗、毎物多聚一所賣之、買者亦聚會、是謂立市、○中略或入夜張燈而賣之、是謂夜市、多亂眞僞、或欺新舊、不可不戒矣、

○按ズルニ、夜市ハ夜店ナリ、事ハ商店篇ニ載セタリ、參看スベシ、

〔庭訓往來抄上〕聖德太子御在世ノ御時、大和國三輪ノ郷ニシテ市ヲ立テ玉ヒシ也、〇中略今ノ世迄請次テ、イチノ六齋ニ立コト是也、

〔源平盛衰記十九〕佐々木取馬下向事

四郎高綱ハ都ニアリ、〇中略佐殿謀叛ヲ起給ト聞テ、嬉事ニ思ツヽ、姨母バカリニ暇ヲ乞、偷ニ田舍ヘ下リケリ、〇中略草鞍置タル馬追テ男一人見ヘ來ル、高綱、和殿ハイヅクノ人ゾ、何ヘ渡ルゾト問ヘバ、是ハ栗太ノ者ニテ候ガ、蒲生郡小脇ノ八日市ヘ行ク者也ト答フ、

〔法隆寺衆分成敗曳附并諸證文寫〕一天文十五年丙午正月廿五日之朝、安養院之童中間善五郎ト云者、逐電ノ子細者、內々坊舍ニ客僧衆以下極樂賴支興行仕、種子錢ヲ以、米ヲ買置之處、帳臺之方ヲ切開テ、連々ニ米ヲ數石盜取リ、既廿五日之市にて可有賣買之沙汰在之間、俄ニ親子一家中四五人之分逃亡致也、仍而言語道斷之子細之間、從衆分拾貫文之高札ニ放了、〇中略

天文十五年丙午年、會懷祐公文同代淸嚴、　沙汰衆英賀

〔上杉編年文三十二〕定　橫越村新町〇中略

一市之日、三日、八日、六齋たるべき事、〇中略

右條々不可有相違者也

慶長十一年四月廿八日　春日右衛門尉

〔甲斐國志人物一百〕在鄉諸職人

一商賈ノ所會聚ハ、二日市、三日市、四日市、六日市、七日市、八日市、九日市、十日市、或ハ古市町屋等ノ名、所在ニ存セリ、外ニモ文祿慶長ノ頃、市立ノ定書ヲ藏セル村アリ、各々日ヲ定テ立市、唐山ノ書ニ亥市ト云ニ同ジ、軍鑑〇甲陽ニ、府中ニ三日市、八日市トテ、日市ノ立町アリト見エタリ、是ハ日常ニ立チシ市ナルベシ、舊記ニ寬永十四丑年、於八日市大番衆ト商人喧嘩ニテ、四人殺害ノ事ニヨ

リ、三八ノ市、御差留ニナルトアリ、今ノ八日町、三日町是ナリ、又慶安中ヨリ、市役商役凡ヲ諸運上ノ事、御差止ニナリヌト云、是ヨリ後俗農者ハ、自由ニ商人トナリ、肆店ヲ構ヘ、常ニ鬻物コトヲ好ム次第ナル故ニ、市場ハ漸々衰廢セシニヤ、今ハ年内纔ニ一兩回開市處アリ、西郡青柳村ニ藏セル文書アリ、

青柳新宿市中日限

二日　七日　十二日　十七日　廿二日　廿七日

右以日限、毎月可立市申者也、仍如件、

天正八年庚辰十二月廿七日　花押

一條上野介押ト見エタリ

〔東關紀行〕かやづ〇尾張の東宿の前を過れば、そこらの人あつまりて、里もひゞくばかりにのゝしりあへり、けふは市の日になむあたりたるとぞいふなる、往還のたぐひ、手毎にむなしからぬ家づとも、かのみてのみや人にかたらんとよめる、はなのかたみには、やうかはりておぼゆ、

花ならぬ色香も志らぬ市人のいたづらならでかへる家づと

〔大御定目〕市町定〇中略

一市日、毎月二日十七日朝倉町、七日廿二日蓮池町、十二日廿七日新市町、此定日先規之通、市之商賣不可有相違事、

〇按ズルニ、右ハ徳川幕府時代ニ於ケル高知藩ノ制度ナリ、

〔江戸砂子一〕四日市

此所むかしは四日市場といふ村にて、四々の日市立し所とつたふ、その遺風なるにや、今も瓜、西瓜、冬瓜、蜜柑、大根などの前栽もの、あるひは門松正月かざり物の市立、

種類　宮市

〔運歩色葉集多〕辰市タツノイチ　〇〇辰日立也

〔拾遺和歌集雑十二〕題しらず　人麿

なきなのみたつの市とはさわげどもいざまた人をうるよしもなし

〔夫木和歌抄市三十一〕建保三年名所百首　順徳院御製

玉ほこやおほくの民のたつの市にくればかへるかずもみえけり

〔春日神社文書七〕先段御披露申候辰市借錢事、去廿九日、可然有御糺明候由蒙仰候間、奉待處、御延引迷惑候、

一此借錢事、過分ニ返辨之由被申候哉、元來者、延德參辛亥春之比、質被申候間、百貫文口入仕候、〇下略

〔續日本後紀仁明八〕承和六年十月癸酉、是日建禮門前張立三幄、置雜唐物、內藏寮官人及內侍等交易、名曰宮市、

〔神皇正統記仁明〕我國のさかりなりし事は、此比ほひにや有けん、遣唐使もつねにあり、歸朝ののち、建禮門の前に彼國の寶物の市をたて丶、群臣に給はする事もありき、

〔唐書食貨五十二〕〇〇自裴延齡用事、益爲天子積私財、而生民重困、延齡死而人相賀、是時宮中取物於市、以中官爲宮市使、兩市置白望數十百人、以鹽估敝衣、絹帛尺寸、分裂酬其直、又索進奉門戶及脚價錢、有齎物入市而空歸者、每中官出、沽漿賣餅之家、皆徹肆塞門、諫官御史數上疏諫、不聽、人不堪其弊、戶部侍郎蘇辨言、京師遊手數千萬家無生業者、仰宮市以活、奈何罷、帝悅以爲然、京兆尹韋湊奏、小人因宮市爲姦、眞僞難辨、宜下府縣供送、帝許之、中官言、百姓賴宮市以養者也、湊反得罪、順宗卽位、乃罷宮市使及鹽鐵使月進、

〔續日本紀稱德二十六〕天平神護元年十月辛未、行幸紀伊國、　丁丑、御南濱望海樓、奏雅樂及雜伎、權置

市廛、令倍從及當國百姓等任爲交關、

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十月己酉、車駕幸飽浪宮、辛亥、進幸由義宮、乙卯、權建肆廛於龍華寺以西川上、而駈河內市人以居之、陪從五位已上、以私玩好交關其間、車駕臨之、以爲遊覽、

樂市

〔江州八幡古文書〕安土山下町中

定

一當所事、爲樂市被仰付候上者、諸座諸役諸公事等悉免許事、〇中略

右條々若有違背之族者、速可被處嚴科者也、

天正五年六月　信長朱印

〇按ズルニ、樂市トハ市稅ヲ徵收セズシテ、賣買スルヲ得シムル市ナラン、

〔江州八幡古文書〕八幡山下町中

定

一當所中爲樂市申付上ハ、諸座諸役諸公事悉免許事、〇中略

右條々若有違背之族ハ、速可處嚴科者也、

天正拾四年六月日　秀次黑印

惠美須講市

〔東都歲事記 一 正月〕十九日、今夜大傳馬町壹丁目二丁目、通旅籠町の往還に、愛比壽講の市立つ、商家愛比壽講の設けとて、魚類菜蔬、愛比壽大黑の像、小宮諸器物等を售ふ、

〔東都歲事記 四 十月〕十九日、今夜大傳馬町壹丁目二丁目、通旅籠町に、商家夷講の市立つ、正月十九日の如し

〇按ズルニ、惠美須講ノ事ハ、神祇部雜祭篇ニ在リ、參看スベシ、

雛市

〔東都歲事記 一 二月〕廿五日、今日より三月三日まで、雛人形、同調度の市立、

〇按ズルニ、雛市ノ事ハ、歲時部雛遊篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

草市

〔東都歳事記七三月〕十二日　草市又盆市ともいふ、精靈祭り魂棚飾物の市なり、何れも卯の刻より始る、鼠尾草(ミソハギ)、ませがら、白黄の茄子、まこし、瓜、茄等にて作りたる牛馬、燈籠、其外種々の供物、供花等商ふ、草市やかむろが袖にきり〲す、作者不知、吉原仲の町、深川櫓下、小石川傳通院前、本所四ッ目、根津門前、

十三日　同市立つ前に同じ、日本橋の南北、兩國廣小路、人形町、今川橋の北、神田松下町、筋違御門外、上野廣小路、淺草茅町、淺草駒形、同雷神門前、同門跡前、本所中の郷、深川森下町、本郷通り白山、牛込通寺町、市ヶ谷谷町、麹町四谷御門外、同天王御旅所前、元飯田町中坂

○按ズルニ、草市ノ事ハ、歳時部盂蘭盆篇ニ在リ、

酉市

〔增補江戸年中行事十一月〕酉の日、かさい花又村大とり明神祭禮、運の神なり參詣多し、小さき熊手を賣る、とうのいものかしら名物也、淺草たんぼにも同社有、酉の日は、上中下ともに祭禮也、

○按ズルニ、酉市ノ事ハ、神祇部雜祭篇ニ在リ、

年市

〔東都歳事記十四二月〕十四日、今明日、深川八幡宮年の市、江戸市のはじめなり、諸人群集す、商ひもの淺草の市に同じ、

○按ズルニ、年市ノ事ハ、歳時部歳暮篇ニ在リ、

才藏市

〔東都歳事記十四二月〕廿八日、才藏市は當時〇天保なし、〇下略

○按ズルニ、才藏市ノ事ハ、歳時部年始雜載篇千秋萬歳條ニ在リ、

馬市

〔武家嚴制錄二十三〕一馬市札

條々

一喧嘩口論停止之事

一ばくち、ほう引、雙六、此外諸勝負禁制之事、

一馬之直段落著之上、返引すべからざる事、

一馬之うりかひ、やす馬たりといふとも、ばくらう町の外、一切停止之事、

一かけ馬停止之事

一馬のすあひ、金子壹枚付而、永樂錢二十疋たるべき事、

一ばくらう町におゐて、馬にふまる丶共、其人之越度たるべき事、

右馬町、六月一日より同廿日まで、但二十日過ば町をはらひ、其上宿いたし候者於有之者、可為曲事者也、

慶長十七年六月朔日　常陸介　修理亮

〔甲斐國志二國法〕馬市

一中世牧ノ事止テ、馬城ノ原野ヲ墾闢シテ、村里ヲ置キ、草馬ノ種モ絶テ後ハ、各處ニ馬町ト云事ヲ立テ、日ヲ定メテ、所飼養ノ駒馬ヲ賣買セリ、栗原筋後屋敷ノ新町ニ舊址ノ存スルアリ、慶長八年、四奉行ノ制札ヲ藏ス、(本村ノ市ハ一六ナリ、外ニ掟書モ存セリ、)

一來朔日ヨリ後屋敷於新宿馬町可相立事、

一當町中喧嘩口論停止之事

以上

卯七月廿一日　櫻井安藝守(〇下三人略)

又後ニハ、世利駒ト云事ニ爲レリ、寶永二酉年二月、甲府領御引渡シ古山元右衛門日記ニ、世利駒ハ、例年策(ムチカシラ)頭柳町嘉兵衛、龍王新町十左衛門、龍地村瀬兵衛三人ノ者ニ、給米二拾俵爲取、御領分中相廻リ、二歳ノ駒ヲ帳面ニ記シ、三年目ノ二月、於御城下佐渡町、御厩方、御徒目付、御小人目付、並策頭三人者共、吟味直段付イタシ、御買ヒ上ゲニナリ、殘リ分ハ、右役人ニ地方手代立會、町在者共、世利ニ致シ買トリ、代金ハ從公儀貸渡シ、翌年二月加三割利息返納爲致申候、右駒買人(證人入)手形貳百貳拾貳通、並ニ當三歳駒毛附帳五冊、二歳駒毛附帳五冊、相渡申候、(但シ二歳ノ駒、私領方ハ給人心次第ユエ、改メ不申候、)按ニ、世利駒ハ、一國ニ掛ル公用ニテ、河東給地共ニ甲府殿ヨリ被改ト見エタリ、

一享保九辰年、松平甲斐守引渡帳ニ所記モ、全ク同前、但シ策頭三人回村ノ時、一日一人ニ米壹升、

荷物夫三人ニ一人、村々泊リ休爲致候樣ニ、役人ヨリ書付ヲ爲持トアリ、米貳拾俵如前下サル、又駒ヲ買者ハ代金何兩程ノ駒買度由、名主加判ノ書付爲出置、判鑑引合、駒相渡ストアリ、銘々糶買ニ致ニハ非ズ、皆役人立會テ定代金事ト見エタリ、

〔江戸名所圖會 十〕武藏國總社六所明神社 中略 馬市 毎歳五月三日に始りて、九月晦日に終るを定規とす、社前大路の傍に制札を建て以て警す、此地の馬市は、むかし國造の在せし頃、毎歳牧の馬を取、其貢二十五疋をえらびて、是を帝闕に獻す、志かして後、諸國より牽來る所の馬を集て、人民市をなすとなり、此馬市、享保年間に止て、其後は江戸淺草の藪の内と、麻布十番との二所へ引れたり、然りといへども、御佳例の馬市なればとて、今も江戸馬口勞頭高木源兵衛、山本傳左衛門毎年當社に詣、此所の馬場において、給はる所の御馬に乘じ、舊式をなして後、社内に安座なし牽れる東照大權現宮へ參詣す、

〔江戸名所圖會 十六〕馬市 藪の内といへるにあり、毎歳十二月なかばのころ、南部駒三歳立なるを、こゝに出して賣買す、

〔塵塚談 下〕淺草觀音境内塔中地面の内に、藪の馬場といふあり、馬喰三人住居す、むかしより毎冬南部より御用御買上馬、乘立所にして、馬員數不定、百疋百五十疋も牽來る、皆二才三才の駒也、御買上二三疋もありて、御用馬相濟御暇被下事也、御暇出ると、四五日の中に、殘り馬十二月中旬頃に初見世と稱し、馬市あり、諸侯御旗本も見物に越給ひ馬を求られけり、馬直乞にかゝり直段決せざる内に、馬ぬしをまけろ〳〵とそば〳〵の者までもたゝく事也、下直なる馬三十五兩位より段々高下有、五六十兩位、格別なる馬は百兩に立物などゝいふもあり、賑なる馬市なり、故に上好の馬を牽來りし馬喰は、御買上は一番三十五兩、二番二十五兩とか、定御直段を以御買上になる事故、迷惑に存じ、馬御吟味の節は、病馬と僞り不差出のよし也、此御用馬、凡二百年程も藪の馬場にて乘立し事なるべきに、文化二丑年頃より、南部屋敷内へ牽附乘立る事になれり、

〔東海道名所圖會 三〕池鯉鮒馬市 毎年四月廿五日より始て、五月五日に終る、驛の東の野に駒を繋ぐ事四五百にも逮り、馬口勞牧養集りて、馬の價を極むるを談合松といふ、此野の東北に駒場村といふあり、駒を畜す所なり、又野中に榛の馬場といふあり、近き年まで櫻多し、毎歳此市の間は、驛中大に賑ひて、諸品の市店を餝りて、近國より控馬卒馬馬長聚る

牛市

事多し、此所を引馬野といふは、契冲の吐懷編によるならん、賀茂の眞淵がいひし如く、引馬野は遠江國濱松なるべし、

〔三聽秘錄十五ノ一〕文化二乙丑年五月十日、御勘定奉行石川左近將監樣江御問合、同廿五日御附札濟

酒井駿河守領分、上州佐位郡伊勢崎にて、古來馬市御座候處、中絶仕候、此度古例之通、馬市再興仕度、尤何方にも差障候筋無御座旨を以願出候はゞ、承屆願之通申付候ても不苦儀に御座候哉、此段御問合申上候、已上、

五月　酒井駿河守家來　下田伊右衛門

御付札　書面、市再興に候は、中絶之上は、新規も同樣之義、差障有之候得ば、容易に難相成筋に候、障有無は、他領江拘り候義、其上市之義は、他領之もの入込候事故、奉行所江可願出筋にて、差障無之由申立候ても、御領主限にて御聞屆は難相成筋に候、

丑五月

〔日本山海名物圖會三〕仙臺馬市

毎年三月上旬より四月中旬まで、仙臺芭蕉の辻ゟ國分町上中下町と、三段に分ちて、一日がはりに馬市の行司をつとむ、市はじまりて五七日は、江府馬寮より官使來りて御物を撰む、其次は國司の乘馬小荷駄を撰む、其後は朝五ッより暮七ッ時を限りて賣買市あり、馬主馬を引來れば、買主これを見て、仲買に賴みて其あたひを定むる也、仲買馬主を打擲して、其あたひの高下を定め、賣買することゝ也、

〔日本山海名物圖會四〕天王寺牛倫(うしいち)

備前備中の國、おほく牛を飼て子を產す、則これを大坂天王寺におくる、天王寺孫右衛門と云者、牛市のつかさなり、此人の印形なければ、諸國に賣買することゝ叶はずと也、年中備前備中より牛

を引來ること日々にたえず、毎年霜月に牛市あり、近郷の百姓、思ひ〳〵に牛を引來りて、互に交易賣買す、これを牛博勞と云、すべて牛を商ふに直段相定る時は、互に牛に米をかましむ、是を賣買の證據とするかや、

〔山城名勝志 十八 久世郡〕魚市（在淀内、土人云、今淀城地者、昔之魚市也、）

永享年中寺社文書云、（御判）西園寺京極家領、山城國鳥羽幷魚市、河内國會賀牧等各參分壹事、（略）任員數可被沙汰渡京極家雜掌之由候也、

永享三年十一月十三日　　貞連　貞清

木澤常陸入道殿

〔江戸名所圖會 一〕魚市　船町、小田原町、安針町等の間、悉く鮮魚の肆なり、遠近の浦々より海陸のけぢめもなく、鱗魚をこゝに運送して、日夜に市を立て、甚賑へり、

〔江戸繁昌記 初篇〕日本橋魚市

日本橋當江戸中央、一都太極、兩岸剖分、四方道程、由是算出、（○中略）遠豆相房兩總之船、魚艚如織、川狹舟夥、張歙相呼、舟腹相摩、其不檜擴者、纔以一髮間、土俗嗜鮮食、常言、三日不肉食骨皆離、毎日幾万水族、葬之於在戸人腹中、橋之前後、旦々爲市之所曰新場、曰小田原坊、嘔啞沸曉、膻氣噎人、春天板魚（ヒラメ）、呴濡築丘、秋風鱸魚、潑刺傾江、夜漕鉛錘魚（ヨノカツホ）與子規爭飛、晩市竹筴魚（ユウガシアジ）與紫茄競時、漕送鯔魚、雪輸河豚、琵琶魚腹寒、比目魚眼冷、火魚（カナガシラ）、魴鮄（ハウバウ）、交錯翻尾、火燎于原、黑鰻（マグロ）、海鰻（ハモ）、枕藉橫脊、舟推于陸、（○中略）大小品類、鹽腊脯醃、遐域之物、長風破濤、萬里叐湊、本邦自古棘鬣魚（タイ）爲第一品、高筵壽席必用焉、人事贈賄必用焉、魚商酒之、以備緩急、雖有烏頰方頭彙種、不以此代彼、（○下略）

〔日本橋魚市場沿革紀要 上〕他場所ニ於テ猥リニ魚市立不相成旨ノ達シ幷請書

飯倉五丁目

月行事

同所圓明院門前
月行事

此者共、町内地先幷往還等へ、肴商人共寄集メ商内致候處、右者願濟モ無之、殊ニ市立不相成場所ニテ、以來決シテ市立爲致間敷候、

右之通り被仰渡奉畏候、以來町内へ決シテ市立爲仕間敷候、爲後日仍而如件、

文化五戊辰年七月廿九日

飯倉五丁目　月行事藤助　五人組與兵衛

同所圓明院門前　月行事仁兵衛　五人組與七

名主清左衛門煩ニ付組合名主本芝町　源五郎

右ハ町奉行根岸肥前守樣ヨリ被仰渡候

〔攝陽群談九市〕雜喉場市　大坂津雜喉場町ニアリ、毎朝寅ノ刻ヨリ、燎ヲ置テ魚肴ノ市ヲ立、又午ノ刻申刻ノ兩度ヲ晝市晩市ト號テ、毎日商之、當國、並ニ泉州、紀州、阿波、淡路、讃岐、伊豫、土佐、西國、九州ノ浦々、漁者獵師ノ鉤ニ繫、大網ニ入ル鱗、海人ノ捕得タル蟲介、及河江ノ雜喉等ニ至マデ、問屋ニ送リ登シテ此市ニ沽、市店濱端ニ在テ納屋ト稱ス、因テ商之仲買ヲ指テ世俗納屋商人ト云リ、

〔攝津名所圖會四大坂〕雜喉場の市は、毎朝遠近の浦々より鱗をこゝに運びて、鯫鰯の小魚より、鯨鯢の大魚、あるは左大冲が都賦に書し類まで、群をなして市を立るなり、抑此市の始は、豐太閤御城を營給ひ、列侯甍をつらね給ふ時、山城伏見の民家命を蒙りて此地へ多く引移りて、萬物の賈人交易して繁昌の地となる、今の伏見町これなり、諸魚も御城の西にて市をなす、其賣詞に安し安しと高聲に喚る、秀吉公御通駕の時、其賣聲御耳に入、安々とは、矢の巢の賣聲ならんか、それならば靭(うつぼ)といふべきなりと宣ふ、因茲其町の名を靭と號く、今の本靭町是なり、都て交易の場を問屋問丸といふ事は、萬の市廛(さうば)を問合するより名とせり、其初は鮮魚問屋十八軒に極れり、今の雜喉場は、むかし鷺島といふ所なり、其後慶安承應の頃は、鮮魚問屋安土町備後町のほとりにあり、今

の上魚屋町なり、こゝに於て市を立る。これを沖上りといふ。三月より十月迄は温氣なれば、上魚屋町へ運送しぬれば、鮮も餒ぬれば、今の雜喉場へ浮舗を出し、こゝにて毎朝市を立るなり。十月より三月までは、本肆にて買ふ。厥后、延寶の頃より西南浦々の漁人本舗へ運送するを厭ひければ、遂に元舗を今の地へ引移し、永こゝにて鮮魚の市を立る事となれり。初靱町生魚乾魚の問屋のわいためもなかりしが、後世別れて阿波座へ引移し、今新靱町といふ。むかしは天満天神の御旅所、南中ノ島にあり。毎年六月廿五日例祭に、雜喉場より御迎ひに出て、神輿の御船、雜喉場へ着岸あり。それより陸地にて小間物店より御旅所へ入り給ふ。後世今の戎島へ御旅所を遷す。

〔大坂米商舊記 二〕鹽魚干鰯問屋由緒書幷雜喉場之由來

一當地鹽魚問屋根元ハ、往古天正ノ頃マデ、天満鳴尾町邊ニ、魚商賣人一統住居致渡世候處、豐臣家四海御一統、大城御成就ノ上、所々ヨリ諸商人共、北組南組兩郷之町々マデニ相集、商人職人經營候樣相成、則當時新靱町天満町兩町ノ問屋我等先祖之者、天満鳴尾町ヨリ當時ノ船場本靱町本天満町ヘ、商賣人一同引移り商賣致候處、忝モ太閤樣市中被爲御巡見候節、諸魚市賣買之聲達御聞、彼等何ヲ申候哉ト御上意御座候處、肴物賣買仕候呼聲ニテ御座候趣、御側ヨリ御答奉申上候處、コレハ目出度言葉、矢栖トハ太平之稱也、向后此所ノ町名ヲ靱ト可唱ト被爲御上意在候ニ付、一町ヲ靱町ト名付、一町ハ鳴尾町ヨリ引越候由緣ヲ以テ、天満町ト名付候由、然ル處、其後元和年中、權現樣御盛德、大坂御靜謐後、同元和八年、靱町天満町兩町之商賣人、船付手遠ニテ、魚荷物運送不便理ニ付、地所替致度、依テ淀屋鳥羽屋ハ身元モ慥成町人故、此兩人ヲ以テ、津々村々田畑葭島ヲ新地ニ御開發御取立被成下度、御町奉行島田越前守樣へ御願申上候處、御聞濟御開發被成下、新靱町新天満町兩町ハ、魚商賣問屋仲買一同此地へ引移、跡ハ本靱町本天満町ト町名相改リ、今以テ連綿ト在之候、

紺屋町(大坂)組魚問屋
指吸善兵衛
外拾四名

〔魚問屋往古より致來り之商法幷に名面譯書之覺〕

都合拾五軒

右は生鹽其外海產之諸色、右一道之問屋家業にて他商賣を不₂相兼₁、賣場所も紺屋町魚市場と前前より名目相唱、廊立候て諸魚賣買仕候、尤現錢賣之魚類、生鰯鰯子煮雜喉之類は、此度拂御免之商人組合之外へも、現錢之立にて賣渡し、其餘魚類は、總て貳百三拾人之商人共、一統立合市賣仕候仕來りに御座候、

海船町　十八屋九兵衛　外貳名
蘆原町　納谷利兵衛　外壹名
都合五軒

右五軒は、先年より生魚賣捌來り、尤鹽魚積合來り候節は、少々宛、希に取捌候得共、聊之儀にて御座候間、株商人之外、無株之小賣現錢之者共立合、并是迄賣來り候商人賣買仕候致來りにて、急度市賣留賣初等之日限相定り候と申儀も無之、諸事商法規矩立候事も無₂御座₁候、

〔尾張名所圖會前編四愛智郡〕魚市問屋（木のめ浦より東の方の濱邊にて、日ごとに市をなせり、）當初信長公清須在城の頃より、此濱に問屋數軒ありて、毎日清須に運送せしよし、玄かれども年久しくして、其創業の年月詳ならず、夫より連綿として絕えざりしが、寬永のころ、問屋株定りしより、（権左衛門、仁左衛門、三右衛門、甚三郎、又三郎、七左衛門の六家なり、）今に至りてます／＼繁昌し、日ごとに（年中、朝市、夕市とて、一日に二度づゝ市をなせり、）億兆の魚介をこゝに湊へて、國產の海魚はもとより、近國遠國よりも船積にて運送し、又三河の吉田邊よりは、步行荷などにてもこゝに送るを、六軒の問屋いづれもこれを卽時に賣捌けり、其時擔夫群をなして雷同するかまびすしさ、譬ふるにものなし、かく乘ひ求めて國內はさら也、美濃、信濃まで步行にて荷ひ送る、其內當國の名產とする魚甚多し、

〔天滿靑物市場覺〕覺

一從御公儀樣被爲仰付候、諸事御法度之趣、急度相守奉申上候御事、

一往古慶安年中より、當市場之儀御免成被爲下無恙相續致、難有奉存候御事、

一樋之上町にて、市場ヶ間敷儀致候に付、問屋中買不繁昌仕候故、未ノ極月に御願奉申上所、被爲聞召上、申ノ二月に御指留被爲下、難有奉存候御事、

一菅原町にて、市場ヶ間敷儀又々有之候處、酉極月七日、御願奉申上に、同十七日、被爲聞召上、御慈悲之上、早速御指留被爲下難有奉存候御事、

右之趣、御城代〇大坂松平右京大夫樣御上意之由、則御奉行小濱周防守樣、中山遠江守樣、雙方御前へ被爲御召出、對決之上、市場ヶ間敷儀、重て致間敷よし被爲仰付、難有奉存候、然上者、右二ヶ所之間にて、市場ヶ間敷候事致候仁には、問屋中より、一切商取引致間敷候、若心得違無之候樣に、特に相守り可申候、爲後日印形仍て如件、

寶暦四歲戌正月　　山家屋伊兵衞印
外四十壹名連印

〔天滿青物市場覺〕市場之外にて諸人寄集、市場同前に商内仕り、我々共及困窮候に付、先達て御願奉申上候處、早速御差留被爲成下、難有奉存候御事、

一近來場所の外にて、亦候夥敷寄集、青物商内仕り、市場次第に淋敷被成候、此段今暫く請合、益募候へ者、乍恐御訴訟可申上と奉存候間、是迄申合候通り、場所外へ出賣抔仕人へは、無御斷賣買被成まじく候、此旨銘々御承知之事に候へども、不洩樣亦々相糺申候、若相違於有之者、何れにても撰出相手取訴へ可被出候、

一雜用引之儀、古來より申合置候通、其時之以相場書付、一統引來り申候所、近頃了簡違有之候哉、無錢亦は引違等有之、彼是猥に相成、總中不用に被成候、不埒之事に候、畢竟互之儀に候へば、前前より申合候通り、相守り可被申候、萬一相違仕り候はゞ、急度相斷可申候、

右前書貳品とも、從往古問屋中申合置候事、猶更急度相守り可申候、若違背仕候はゞ、如何樣とも可被成候、爲其銘々印形仍て如件、

寶暦十辰八月　　山家屋伊兵衛印
外四十名連印

〔天滿青物市場書類〕天明三癸卯年六月廿日、五ッ時、市場問屋年行司、同仲買年行司、西御番所へ被爲御召成罷出候所、近在村々より青物茄子大根賣捌方手支之趣、願上候に付、此段委細御返答申上候樣被爲仰付、廿三日迄御日延申上歸り候事、

乍恐口上

天滿市場問屋年行司　明石屋宗兵衛
同仲買年行司　茶屋甚兵衛

一近在村方より御代官所へ、畑物賣捌方手支之趣、被願上候に付、當月廿日、私ども被爲御召成、右畑物瓜茄子諸青物問屋にて賣捌方之仕方、如何仕候哉之儀、御糺被爲成奉畏、乍恐左に御返答奉申上候、

一瓜茄子諸青物賣方之儀は、壹荷半荷之品に而も、早速中買町方八百屋小商人迄呼集め、市に掛け候て、少しにても高直成方へ賣渡、隨分高直に賣付、仕切代銀荷主へ相渡し候へば、荷主機嫌に相叶ひ候故、問屋ども我一に相勵み、隨分高直に賣捌候儀は、其荷主眼前に及見被申候儀にて、直臨時に高下之譯、皆以て承知之儀に御座候、諸荷物不限多少、隨分問屋とも相互に高直に賣捌申候、少之品に而も、直賣之品有之候而は、町方八百屋小商人、抜々に直買に來り候樣に相成り、自然と青物市場衰微の基と、乍恐歎ヶ敷奉存候、何卒少之品に而も、仕來之通り、問屋へ持付賣捌申候樣、被爲仰付被下候はゞ、御慈悲難有可奉存候、

一大根畑にて直賣之儀、是又御糺被爲成奉畏候、此儀村方に勝手之筋も可有之候へども、大根に

限り直賣爲致候儀、往古より一向に問屋ども先格無之御儀、右大根一品に而も直賣來差構候而は、荷主心々に右に準じ候趣意抔申立、自然少之品に而も、直賣等有之候樣に相成り申候而は、末々問屋引請前物減少之道理に相成、問屋ども衰微の基と乍恐奉存候へども、達て大根畑にて少々直賣被相望候に付、然ば右大根計、少々直賣不差構候はゞ、外之儀に付望も無之旨に候はゞ、少々之儀は如何樣とも可致候、併ヶ樣の儀、表立嵩高に相成候而は、相濟不申候間、此儀疾と承知之上、直賣之分は、其賣高何程と申儀、問屋江相斷被申候樣、尤直賣に口錢は取不申段、村方之庄屋衆へ、先頭より懸合罷在候御儀に御座候、然上は、村方より差支而已被願上候儀、乍恐問屋ども難澀に奉存候、何卒右之段被爲聞召分、村方得心仕候樣被爲仰付被下候はゞ、冥加至極、難有可奉存候、以上、

天明三年卯六月廿三日

市場中買月行司　魚屋伊八
同年行司　茶屋甚兵衛
同問屋月行司　綿屋田見之介
幼少ニ付代判　與兵衛
同年行司　明石屋宗兵衛

〔尾張名所圖會（前編二 愛智郡）〕靑物市問屋（橋（枇杷嶋橋）の西、問屋町數町の間、兩側に三十八軒あり、慶長十九年に、市兵衛、九左衛門の二人、是を創業せしより、二百二十餘年の今に至りて連綿繁昌す、傳由の委しき事は菜蔬朝市記に譲りて是を略す、）凡一年中の朝ごとに市をなし、四時の菜蔬干物まで、新を爭ひ奇を競ひ、當國の名産はいふもさら也、（宮重方領の大根を初め、名産の品類甚多くして、枚擧に遑あらねば、すべて是を略し、其物々の所産の地名の條下に就て、形狀風味までを詳に示す、）美濃、參河、伊勢、駿河、京、大坂の産物までこゝに湊ひて、あらゆる万物、朝ごとに山をなせるも、（かく万物を取捌けば、世に万物問屋といひて、由緒ある株なり、）買出しの商人蟻のごとく集り、暫時に荷ひ出し、又馬車にも積みて、府下を初め、隣國、近國、三都までに運送する、實に府下繁昌の餘澤にして、一

大盛事といふべし、

菜蔬朝市記

繫辭傳曰、神農氏、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、其他九市三市、則姑舍而不載焉、皇國令式之外、市之散見于古記及古歌者、不遑歷々擧之、我尾張國琵琶橋西、下小田井村數街之間、有菜蔬之市、慶長年間開場云、神祖嘗曰、將來應爲繁昌之地、果如其言、其爲市也、起于卯終于巳、一歲之中無一日之虛、交易之喧、隱聲不能震、往來之塡盈、人不得顧、至我尾及遠近之品物、京攝之名產、莫不輻湊於此、實可謂市之盛者矣、市之行頭凡三十八家、而市兵衞九左衞門二人、是其魁也、蓋琵琶橋者、元和八年壬戌、敬公命有司創造之、同年十一月、公奉神祖之遺意、命下小田井村民、市兵衞及九左衞門者、護此橋、因賜永世復田若干、九左衞門者有故襲職、唯市兵衞連綿勤職、二百十三年於茲矣、今茲之春、余遊于此地、觀其市、聽其由之次、聊述二韻四句云、

菜兮蔬兮　如山如阜　無壟斷私　有恩澤普

天保五年甲午春三月　香實老人

生姜市

〔江戶名所圖會　三〕飯倉神明宮(中略)當社の祭例は九月十六日なり、同じ十一日より廿一日に至るの間、參詣群集す、商ひ物多きが中にも、藤の花を畫きたる檜割籠、および土生姜、殊に夥し、故に世俗生姜市、又生姜祭とも唱へたり、

蜜柑市

〔日本山海名物圖會　二〕江戶四日市ノ蜜柑市

江戶の市中に賣は、おほく駿河ゟ出、紀州みかんも、大坂より舟廻しにて下る也、江戶四日市の廣小路に、籠入のみかん山のごとくに高くつみて、毎日々々賣買の商人群集す、江戶は日本第一の都會にて、繁昌の津なれば、京大坂にまさりて賑はへり、

松茸市

〔日本山海名物圖會　四〕天滿市側松茸市

大坂天滿橋の北づめより、天神橋の北づめの間、是を天滿市の町と云、青物干物等の大市、毎日毎

夜繁昌也、松だけの頃殊に賑はし、松茸市は夜なれば、松明をとぼして商ふ、攝州能勢、勝尾等の山山よりおびたゞしく出ヅ、又丹波より多く來る、京都には高倉通錦下ル町に松茸市あり、甚だ繁昌也、京いなり山、高雄山、龍安寺等の松茸名物也、

植木市

〔都の手ぶり〕やくし堂

こゝに海賊の橋〇海運橋といふあり、〇中略橋より南さまにをれゆけば、いづこの野山よりかもてきにけん、さまざまの木草數しらずならべおきてあきなふ、こゝらある中にも、九日を待あへで咲出たるきくのはな、うち見るより老もわすれつべきこゝちぞする、また夏におくれて咲いでたるも猶おほかり、くさのかう、きちかう、りうたむ、しをに、くたに、さうびなど、いつれかまさりをとりやはある、されど昔より物の名にのみいひつけつゝ、そのさまをけせうによみいでぬぞほいなき、かきかぞふれば、なゝくさの花ぞことにみどころはおほき、藤ばかまのにほひたちあがりたるは、常ざまの花にも似ず、たが佩ものにやすらんといとゆかし、あるはふるえにさける萩の花、もとのこゝろはかうもあらまほしとおもはる、また朝がほをねごめにうつして、さかりひさしかれなどいはふも、とりどりにをかし、たかやかにさきみだれたるをみなへしを、人々つどひつゝきそひかふ、あなかしかましとひとりゑみぞせらるゝ、姫ゆりなでしこなどは、人めきたる名なるを、いぬたで、ゑのこ草としもなづけたるは、いかにおもひくだしたるにや、鳳仙花、鷄頭草などは、名のみにしもあらず、かたちさへこの國の物ともおぼえずそも秋このむ宮の御まへはいかなりけむ、遍昭が庭のつくりざまはいふにもたらじ、さがの大井のわたりは、いまだ行いたらざればしらず、あたりちかきむさしのゝ原といふとも、げにけおされつべき秋のいろなり、うしろの方に、大なる松をねこじきたるが、さかしらに高砂の松と書てさげたり、けふしもしらぬ人に引とられて、たれをかもしる人にとおかし、そのほか、竹かやひらぎなど、ときはぎのかぎり

古著市

ならべ置たる、やう／＼さま／＼にて、いくそたびみめぐらふもあかぬこゝちす、○中略御くるわちかきわたりにては、この御佛を置奉りては、藥研堀といふ所にたゝせおはす不動尊、さてはしろかねのまちにまします觀世音、この三ところぞまゐりつどふ人もおほく、またうるものなどあきなふ人も、共にひとしくおぼゆる、げにはるかなる野山の草木をひとつ所にあつめみむは、人の國にてはいともかたき事なるを、何ごとにつけても、ことたらひぬる、都のさまぞかたじけなきわざにはある、

〔江戸名所圖會 一〕藥師堂、同く御旅所の地（○茅場町山王御旅所）にあり、○中略緣日は毎月八日十二日（正五九月廿日には開帳あり）にして、門前二三町の間植木の市立り、

〔東都歲事記 正月一〕八日、毎月藥師參、茅場町、（別當智泉院、當所ことに參詣多し、緣日毎に夕方より商人多く、又盆栽の草木庭木等を售ふ事夥し、故に坂本町の邊を植木店といふ、都て近來盆種の草木世に行れて、緣日毎に商ふ内にも當所を首とす、）

〔皇都午睡 三編上〕富澤町には、毎朝古手の市有て、大道へ兩側より筵を敷、古手類を仕わけて、引廣げ、買手は江戸中の古手屋、素人も中に交れり、

〔江戸繁昌記 初篇〕富澤坊舊著市 附柳原

市居多而其爲最者、日本橋魚市是也、○中略富坊亦一大繁昌市哉、舊衣肆店、經緯櫛比、夾路連席、古衣舊帶、毎朝新陳、倚々丘積、鱗々雲瀉、粉米黼黻、青紅相雜、天落彩電、風揮紅葉、恰推倒石氏紅錦步障來、○中略松魚上時袷衣捲潮、千人會日、衣帶如塵、雖人惟求舊、器非求舊、輓人販夫至吾落魄儒甍、都下百万賤人匹夫、如何得新裁于時、何暇省服之不稱、衣無常衣、服之無斁、亦足以見繁昌、限以八月、典舖幽倉中物、一旦解縛、復見天日、流移轉變、與人生流離亦甚不異焉、如繼縷舟送於蝦夷之遠、昨夜招魂之衣、今日爲合巹之服、去年尸祝肩服、今歲爲儒者贖、製（カツハ）遇伯樂之顧、（馬商好著雨衣）未必增三倍之價、木綿敝袍、匠石不眄、何苦難賣、赤鬼來買虎皮犢鼻、韋駄天往價韋半掛、（俠客有言云、夷駄天披革半掛、騎鬼影馬來、胸裏亦不少悻、）古衣未必

古、新裁之物亦有、彥道一旦得錢、赤體而往、襲衣而歸、自頭顱至踵後、一新到骨、冬日火事半掛、裂火紅翻、夏月蚊紗帳幬、流水綠渦、振蟲春風、撲韈秋瞰、苟日舊、而又日陳舊、舊之更舊、敝之極敝者、皆輸之于柳原、舊衣市中、柳原最居下等、乃物皆下等、然價却上等、豫買不啻三倍、不依不知則折價之語、君子見欺、小人被罔、大抵以糊代絲、健之澤之、外莊內柔、殆無穿窬之盜、洗染補綴、點化巧製、不止舊爲新、以新爲舊、映日仰之、窈冥中、記紋自顯、操尺計之、整裁間或短右袂、人過買之、豫以數等、去則呼、不顧則追、一反一減、數反値始定、而拍手、乃故意爲可惜之狀曰、廉矣吁、見爲僞父、捉袂不肯放、舞口勸之、執爭强之、切賣娼要遊客、羅生門鬼與渡邊綱鬭、一般風光、喧雜可想、夜則各商收肆歸家、長堤寂莫、只見柳不見人、

刀市

〔慶長見聞集十〕江戶大橋に每日刀市立事

見しは今、江戶大橋のあたりに、何となく賣刀を持出しが、近年は貴賤ぐんじゆし、刀市立て、刀をぬきつれ、物すさまじき體也、

蓑市

〔東都歲事記三月一〕十九日、淺草寺雷神門前蓑市、近郷よりみのを多く持出て、此所にて商ふ、隔年祭禮行はざる年は、十八日に市立つ、

〔東都歲事記十二月四〕十九日、淺草寺雷神門前蓑市、蓑を多く商ふ、三月のごとし、

寶市

〔日本山海名物圖會四〕住吉寶市

攝州住吉太神宮、每年九月十三日、寶の市とて、大神事有、社務社司大禰宜のこらず出仕にて神供あり、大坂、堺、其外の村々より、參詣の入おびたゞし、商人、ます、物尺などを專に賣る、參詣の人、吉兆なりとて、買て歸る也、

濱市

〔日本山海名物圖會四〕安藝宮島濱市

宮島本名は嚴島と云、辨才天の社有、百八十間の回廊、石の鳥居あり、鹽時にはくはいらうの下迄鹽さしのぼる也、每年二度の大市あり、春は三月十三日より四月八日まで、夏は六月十四日より

七月七日迄也、諸國より商人おほく集りて、賑なる市也、

依虹蜺開市

〔日本紀略後一條十四〕長元三年七月六日丁巳、今日關白〔○藤原頼通〕幷春宮大夫家、虹立、依世俗之說、有賣買事、

〔百練抄堀河五〕寛治三年五月卅日、上皇〔○白河〕六條中院前池虹立、可立市之由雖有議、公所依無先例被止之、上皇渡御他所、　六年六月廿五日、高陽院立市、依虹蜺立也、先令諸道勘申、

○按ズルニ、虹蜺ノ立ツニ依テ市ヲ開ク事ハ、天部虹篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

就市買物

〔令義解關市九〕凡除官市買者、皆就市交易、不得坐召物主、〔謂雖在市、而不得坐召也、復坐他肆召也、〕乖違時價、不論官私、交付其價、不得懸違、〔謂懸者、物主相許也、違者、物主不知和也、〕

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕東市庄解　申買進上索餅事

合壹仟貳伯懸〔太〕　直壹伯捌拾漆文〔一文充六懸〕

右、依政所符、買取進上如件、以解、

天平寶字二年七月十七日　吳原伊美吉飯成　大石阿古万呂

紙背ニ　十八日下錢五十五文〔卅文疊一枚直、十一文薪一荷直、〕十四文炭二籠直

又下錢四百八十一文〔二百文薪五十束直、東別四文、百卅文頁車二兩賃、別七十文、五十文松二荷直賃十文、已上自泉木屋領等買進上、廿七文凡紙五十張直、五十文屛五兩直、已上自東市庄領等買上進上、〕

主典安都宿禰
案主建部廣足

十九日下錢五百六十文〔茄子二石五斗九升直、是平章買之、〕

主典安都宿禰
案主建部廣足

又下錢六百五十六文〔二百文青菘六百果直、二百廿文茄子一石一斗直、七十二文菁十八束直、六十四文水葱百廿八把直、〕

右西市庄領等買取進上之、

主典安都宿禰
案主建部廣足

廿日下錢七百七十文〔卅文疊一枚直、七百卌文茄子三石七斗直、〕

主典安都宿禰
案主建部廣足

又下布六尺八寸、充膳夫十八人早袖料、付粟田小萎万呂、

又下錢一百一文（廿四文生薑六把直、廿文蕺杉四升直、廿五文凡紙五十張直、卅二文蒜料紗四尺直、）

右西市庄領等買取所進之

主典安都宿禰
案主建部廣足

〔續修東大寺正倉院文書二十六〕東市庄解　申買進上珠丁軸事

合肆伯枝（長三百枝、短一百枝、）直陸伯文（二枝充三文、）

右隨市內在買取、且進上如件、以解、

天平寶字二年八月四日　奥原飯成　大石阿古麻呂

〔續修東大寺正倉院文書二十六〕阿刀乙万呂解　申買進上物事

合貳種

三舌鑷子一具（備眷、并打立等、）　直錢百三文

紙五十帳　直錢卅七文

右買進上物等如件、以解、

八月（〇寶龜六年）廿日　阿刀乙万呂

〔世繼物語〕今は昔、小松の御門（〇光孝）御をひ淸和天皇のみよ位につかせ給はで、小松の宮とて、久しく人まゐるよもなくてすぎさせ給、（〇中略）うだの院（〇光孝子）位につかせ給て、けふまでみの御だうにおはします、母上（〇宇多母后班子女王）は、きさきにならせ給ても、御丁のめぐりを日に一ものかはんと、みそかにいひてめぐりありかせ給けると申傳たり、誠にや、それは小松の宮よりいちに出て、物をうりかはせ給て、かくせねば心地のむつかしきとて、しつればﾞ心ちのよくならせ給けると、申傳へたり、

〔江談抄（三雜事）〕大納言道明到市買物事

又被命云、往代人、多到市買物、道明與妻同車、到市買物、

市場祭神

〔康平記〕康平五年十一月二日、若宮御五十日也、○中略辰刻、民部卿親任、（家司）右衞門府生成任、（知家事）向東市買餅、（豫兼日仰市刀禰等令用意、以絹一疋米一石爲其直、）

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮（○安德）御五十日也、○中略早旦遣買市餅、

○按ズルニ、五十日祝ニ市餅ヲ買フ事ハ、禮式部誕生祝篇ニ詳ナリ、

〔庭訓往來抄上〕就中市場ニ夷ヲイハフ事子細アリ、聖德太子ト西ノ宮ノ御神ト御約束ナリ、末世ノ衆生、放逸邪見ヲ宗トスベシ、國々ノ者集リ、雜言シ酒ニ醉ナバ、喧ク刃傷出來ベシ、市猥シク可成、イチ又退轉セバ、我願空カルベシトテ、市ノ中ニ跡ヲ垂テ横難ヲ拂ヒ、商人ヲ濟ヒ給ヘト宣ヘバ、三郎殿御領掌有テ、卑キ商人ニ面ヲ曝シテ手談ミニ成給テ、衆生ヲ助ケ御座ス、

行刑于市

〔延喜式（二十九刑部）〕凡辨官所下罪人、到省付囚獄司、司卽易其徽纆、其有行決者、隨罪輕重於市若囚獄司決之、行決之日、丞錄各一人引囚獄官人幷物部丁赴向市司、便令本司喚集市人、列立司南門、示衆決之、於囚獄司決者、於廳前決之、

〔續日本紀（十四聖武）〕天平十三年三月己丑、禁外從五位下小野朝臣東人下平城獄、　庚寅、東西兩市決杖各五十、配流伊豆三島、

○按ズルニ、市ニ於テ行刑スル事ハ、法律部上編死刑篇、笞杖刑篇等ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

雜載

〔日本書紀（二十四皇極）〕元年六月、是月大旱、　七月戊寅、群臣相謂之曰、隨村々祝部所敎、或殺牛馬祭諸社神、或頻移市、或禱河伯、既無所効、

〔續日本紀（三文武）〕慶雲二年六月丙子、太政官奏、比日亢旱、田園燋卷、雖久雩祈、未蒙嘉澍、請遣京畿內淨行僧等祈雨、及罷出市廛、閉塞南門、奏可之、

〔大和物語上〕平仲が好みけるさかりに市にいきけり、なかごろは、よき人々市にいきてなん、色好

むわざはしける、

商店

名稱

商店トハ、商人ノ貨物ヲ置ク所ノ處ニシテ、古ニ店家ヲマチヤ、又テンヤト云ヒシモ、皆商店ナリ、肆ヲイチクラト云ヒシモ同ジ、又稱シテ座ト云ヒ、見世棚ト云フ、今日見世ト云ヒ、棚ト云フハ、此名稱ヲ分チテ互ニ稱スルナリ、而シテ古代ノ制ハ、肆毎ニ標ヲ立テ、行名ヲ題スルノ例ニシテ、後世ノ暖簾看板等ハ、蓋シ此ニ起因スルナラン、

〔倭名類聚抄 十居宅〕店家 四聲字苑云、店都念反、俗云東西町是也、坐賣物舍也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅〕按説文、町、田踐處曰町、國俗轉謂屋舍町町者爲町、后町釆女町之類是也、再轉謂商賈所居之處爲町也、○中略 按玄應音義引古今注云、店所以置貨鬻之物也、即此義、○中略 店家亦見叅天台五臺山記、按説文無店字、疑古以坫字爲之、蓋鋪陳貨物之棚閣、似反爵之坫、故謂之坫、後从广以別之也、

〔伊呂波字類抄 末地儀〕店家 マチヤ 坐賣舍也

〔倭名類聚抄 十居宅〕肆 唐令云、諸市每肆立標題、四反、和名伊知久良、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅〕説文、肆、極陳也、周禮司市、掌以陳肆辨物而平市、轉市中陳物之處爲肆、漢書刑法志、開市肆以通之、古今注、肆所以陳貨鬻之物也、吳都賦、樓船擧颿而過肆、注、肆、市塵也、

〔類聚名義抄 三彡〕肆 音四 イチクラ 〔同 六土〕堰 直連反 イチクラ 〔同 七广〕厘 廛 上俗下正、厘俗通、音纏、 厘 壥 上俗通下或正、廛他連反、イチクラ、

〔伊呂波字類抄 伊居處〕肆 賣買之所也、陳也、イチクラ、

制令

〔下學集上家屋〕見世棚(ミセダナ)　店屋(テンヤ)

〔倭訓栞前編三十一みせ〕○中略　賈販の店をいふは、人に貸○貸誤物を令見の義也、舗面ともいふ、鄽をもよめり、庭訓にみせ棚とも見ゆ、よて又たなともいへり、

〔秇苑日涉三〕浴肆

浴肆又名混堂、俗謂之風鑪屋(フロヤ)、凡肆店俗呼爲屋、酒店曰酒屋、油肆曰油屋、茶肆曰茶屋、烟肆曰淡婆姑屋、染肆曰染物屋、如餅店麪店扇店藥店之類、皆通曰屋、

〔出雲風土記島根郡〕朝酌促戸渡、東有通道、西在平原、中央渡、則筌亘東西、春秋出入大小雜魚、臨時來湊筌邊、駈駭風壓水衝、或破壞筌、或製白魚於鳥被捕、大小雜魚、濱藻家闐、市人四集自然成鄽矣、

〔天保集成絲綸錄九十五〕文化元子年十二月

町觸

町々之內、往來江商賣もの等差出し、幷日覆等いたし、商物差置候故、往來之節、障に相成、出火等之節は、猶以致混雜、殊に願も不致、右體に致置候場所も有之趣相聞、不埒に候段、前々より之仕來に候共、願も不致、往來江商物差出し、日覆等いたし候儀者、難成事に候間、是非右之通不致候ては、商賣難成候はゞ、以來其度々願出、差圖之上、往來之差障に不相成樣可致候、

但是迄其度々願上、往來江商賣物差出、日覆等いたし候町々も、隨分往來之障に不相成樣可致候、

右之通、明和四亥年五月相觸置候處、近來猥に相成り、暮春は商物を往來江差出し候類も有之、別て酒屋共、見世先江明樽等多く積置候趣相聞、不埒之至候、以來決て積置不申、其外何品にても、往來之差障に相成候儀、決ていたす間敷候、尤役人相廻し、若し相背もの猶有之ば、當人は勿論、家主五人組名主迄、急度可申付候條、此旨町中不洩樣可觸知者也、

子十二月

〔牧民金鑑二十二〕寛政十一未年四月

町屋之見世に而、賣藥之渡世、又は休業見世、或は菓子類商ひ候者抔、人寄之ために、種々見物等拵置、往來之人、おのづから集り候樣致しなし候儀不宜候間、町屋見世に、造り物新規に爲差出候儀爲致申間敷候、幷諸寺社開帳之節、境内に造物を奉納いたし、見物爲致候儀、見世物同樣之筋に而、畢竟遊山之場所に相成、神佛崇敬之意に違ひ、不埒之事に候、靈寳之品など、所緣のために差出候儀は格別、總而あらたに造物致候儀は、已來決而無用之事、

右之趣、夫々江行屆候樣可被申付候、

未四月

右之通、御書付出候間、支配所村々江不洩樣可被申渡候、

〔幕令抜抄六〕町中軒下にて商賣候荷物取扱、其儘に差置、其上大道までも取擴げ候義は、如何之事に候、併外へ取扱候場所も無之、軒下大道を遣候共、往來之妨に不相成樣可致筈之處、無其儀、軒下大道を自身分之致氣儘ニ候義は、不埒之事に候、前々より軒下に取はづしの致駒除候儀は、御役所ェ可斷出筈之所、近頃に至り、不相斷者も有之哉にて、是又可斷出候、且大道之賣物店出し、或は軒先より、むしろ張紙樣之物を張出し候而、妨候町々も相見候間、右體無之樣心を用ひ、尤賣物仕廻候はゞ、見世床抔取除候樣可致事、町々に於て、軒先附庇格別出張、又は二重庇等も有之、大道幅狹く相成、出火の砌は、火移り安く、火廣に相成候義は勿論、雨中非常等之節、往來差支に可相成被思召候、右等之儀、致遠慮候儀は、兼而相心得可罷在候處、心得違等閑致候もの無之樣可致候、右之通、十六年以前、子年八月、四年已前閏八月、兩度相達置候處、駒除に大道江丸太を以て軒下へ取付け、はづし不相成樣相見へ、幷軒板にて店を圍ひ、溝石より大道へ出張有之、二重庇之義、致遠慮候義も無之樣子見受候に付、非常之節差支候間、早々取拂候樣可致候、

文政二年卯三月七日

〔德川禁令考後聚十二行刑條例〕文化八未年十二月

青山下野守殿御差圖

根岸肥前守
榊原隼之助　懸

家主長右衛門、商見世日除庇窻出格子等取拂之儀に付、不正之取計致し候一件、

二葉町家主
長右衛門

右之もの儀、當四月中、土橋肴店、其外商見世日除庇取拂之儀に付、知人町方組同心服部嘉右衛門方江罷越、掛り役人方ニ而、勘辨は有レ之間敷哉之旨承合、猶又勘兵衛をも賴、嘉右衛門江承貰ひ、其後櫻田備前町十兵衛方出格子之儀、其儘差置候樣には相成間敷哉之旨、知人同所太左衛門町半六申聞候處、是又勘兵衛を賴、嘉右衛門江承合、其上同人勘兵衛外二人、一同料理茶屋に而酒食いたし候段、町方組之もの江音物贈候儀者無レ之候共、右始末不埒に付、過料五貫文、

鄽座

〔延喜式四十二東西市〕東市司西市司准レ此

凡絹雜染物土器聽ニ通賣一

東絁鄽　羅鄽　絲鄽　錦鄽　幞頭鄽　巾子鄽　縫衣鄽　帶鄽
紵鄽　布鄽　苧鄽　木綿鄽　櫛鄽　針鄽　沓鄽　菲鄽
筆鄽　墨鄽　丹鄽　珠鄽　玉鄽　藥鄽　太刀鄽　弓鄽
箭鄽　兵具鄽　香鄽　鞍橋鄽　鞍褥鄽　韉鄽　鐙鄽　障泥鄽
楸鄽　鐵幷金器鄽　漆鄽　油鄽　染草鄽　米鄽　木器鄽　鹽鄽
醬鄽　索餅鄽　心太鄽　海藻鄽　菓子鄽　蒜鄽　干魚鄽　馬鄽
生魚鄽　海菜鄽　麥鄽。

右五十一座東市

絹座　錦綾座　絲座　綿座　紗座　橡帛座　幞頭座　縫衣座
裙座　帶幡座　紵座　調布座　麻座　續麻座　櫛座　針座
菲座　雜染座　蓑笠座　染草座　土器座　油座　米座　鹽座
未醬座　索餅座　糖座　心太座　海藻座　菓子座　干魚座　生魚座
牛座

右卅三座西市

〔江戸總鹿子 五〕諸職諸商人有所

金銀兩替や（所在略、下同、）錢屋　米屋　すみ薪や　下り酒屋　鹽屋　呉服屋　綿屋　紙屋　ぬり物道具や　金物之類　瀨戸物や　戸ゑやうじや　ふと物や　表や　屛風屋　小道具唐物や　數寄屋道具や　馬道具や　古著や　書物屋　上るり本や　花屋　作花や　人形や　植木や　はな紙袋や　鑓や　材木や　竹や　くれ木や　あら物や　石や　といしや　古道具や　古さや　刀脇指細工類　縫箔や　切付や　かつはや　きせるや　もとゆいや　表具屋　わらび槹や　ぼうや　帶や　佛具や　でば庖丁や　紫染や　鍋屋　指物や　乘物や　はり付や　屋ねや　たゝみや　桶屋　舟作　かざりや　やくわんや　弓や井鞢や　鯨細工　網や　臼屋　引臼や　糀や　つけ木や　とう玄ん　ちゞみたばこ入　正平染　土器ノ類　からかさ張かへ　かわらや　茶せん　たばこや　肴や　鹽物や　八百や　かん物や　水菓子や　西瓜　饂飩味噌　せきだや　木履や　すきかゑし紙や　持佛堂宮　旗天蓋や　石塔や　上下飛脚宿　馬宿　牛宿　すびつ井へつつい　紺屋　やす賣小袖類　蠟燭　酒　仕立物　藥種

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月庚辰、西市司言、依承和二年九月符旨、錦、綾、絹、調布、絲、綿、紵、染物、縫衣、續麻、針、櫛、染草、帶、幡、油、土器、絹冠、牛屨等類、興販於西市、而東市司論云、檢承和七年四月符、依弘仁十一年四月式、件等色物、兩市共可興販、不可更度、今百姓悉遷於東、交易件物、仍市廛既空、公事闕怠者、去承和二年、彼此中折、施行既訖、而承和三年四月班式之日、遺漏不改、勅、宜依前格、不可據式、

〔庭訓往來〕被仰下之旨、畏拜見仕候畢、就先度御事書、藝才七座之店、諸國商人旅客宿所、運送之賣買津、悉令遵行候、交易合期、公私潤色、何事如之哉、

〔庭訓往來抄下〕七座ノ店トハ、先キノ文ニ市町ノ事有ニ依テ、此返事ニ、七座ノタナトハ有也、總ジテ市ニハ百賣千買トテ、百ノ賣物ニ千ノ買物有ナリ、又市毎ニ七座ハ有也、座ト云事ハ物ヲ賣座也、一ニハ絹ノ座、二ニ炭ノ座、三ニ米ノ座、四ニ檜物座、五ニ千朶積ノ事也、六ニ相物座トテ、魚鹽ウルザナリ、此座不審ナリ、紙ノ座トモ云ヘリ、七ニ馬商座、是七座也、其外ニ手買振賣トテアリ、皆々此七座ニ與力スル賣物共多シ、諸國ノ商人市ニ集ル也、

〔大乘院寺社雜事記〕長祿三年五月廿八日

一當門跡茶座公事ノ林糟座公事、自昔代候人等ノ爲給分之處、於向後者、惣而奈良中ノフリ荷ニハ諸公事不可有之由、爲六方任雅意令下知、剩カケフダニ引付之云々、子細何事哉、不得其意者也、獻法題目今日當門跡申者、正陣法師宅牛飼千代松丸宅、幷一乘院ノ牛飼宅、悉以令進發了、次檜物座、衆ノ宅近發、コレモ當門跡田原本ノ座ノ公事故云々、別心ノ輩如此令沙汰、爲兩門跡應永年中ニ、中市ヲ六方ニ許可ノトキ、此公事共ヲモ爲六方令破云々、大ニ空事ナリ、則中市御許可ハ、安住寺殿御院務ノ時ノコトナリ、更以無其儀之由、安住寺殿被仰出候、無御許可故ハ、于今無相違諸公事共取來了、當方座、

八木　ハマグリ　カヘ　シホ　スダレ　ホウロク　油座奈良大和河内　ウラナシ　檜物

田原本座　ヒバチ西京　ホウロミソ　イリシヤコ　トリモチ牛　オコシゴメ　コモチ
ヤ　アメ　ウルシ　アシダ　白カハラケ　赤カハラケ　イタコンガウ龍花院念佛　スゲ
ガサ河内ガサ　アメチマキ　コンニヤク　カス春日祭牛飼座　サウカミ　ナベ　カラカ
サ座　赤ガネノ座　カウノ座　ヌンシノ座　ハンシヤウ兩座　サウメン座　二ノ座　ヒ
ハダノ座　ヲケユヒノ座　カラハヒ　コヽロブト　ハジカミ

〔親元日記〕寬正四年四月廿六日、江州河道濱商人平三郎申、四十八種商賣物事、同同平方輩自由商賣可被停止、

平方市座輩、自往古令商賣、殊致支證、自餘輩商非可相計文章、爲禁裏御料所捧公役云々、

六月廿六日內談

一河道濱平三郎申間事

市座輩、自往古无商賣之改、勿論之由、小串次郎右衛門、南岸坊注進之上者、任舊例可致沙汰被成奉書、

〔大乘院寺社雜事記〕應仁二年十月十九日

一六方自專之訴、市座衆之內、布座與小物座文綿賣之事相論、自此一兩年申出、自他爭論之、小者座等申分ハ唐物以下如此色々悉皆自專云々、布座申分ハ、モンメン者衣服類也、布ト同篇也、兩方申狀令評定、爲六方被付理於小者座畢、今日又布座六方下知不用之、押而至絹綿等賣之、言語同斷次第也、如此成下處、又六方衆兩方ニ相分テ令引汲之間、重而差廿人沙汰令糺明云々、明日廿日兩座衆於與福寺邊可有湯起請云々、六方可撿知云々、希代不思議事也、湯起請等事、爲衆中致其沙汰、六方學侶輩如此事無之、寺門滅亡表相也、兩座衆理非ハ不知、一段成下知上者、重而又如此儀如何、

〔大乘院寺社雜事記〕文明元年十二月廿六日

一矢木中買衆、與符坂本座衆相論事在之、自矢木座荷共押留也、應永十二年陪文在之間、十市楢原箸尾方ニ仰遣之、矢木座衆、彼面々被官故也、各相尋可申入云々、先日成奉書、今日返事到來、(中略)

今度相論子細ハ、河內國ノ胡摩ヲ直ニ商人手ヨリ符坂エ買取事、爲矢木座迷惑也、仍去春比河內胡摩賣之荷ヲ矢木衆落取了、符坂衆出會テ取返了、是ハ符坂者可買用ニ奈良エ持荷也、更以餘所エ不賣者也云々、

矢木座申分者、河內以下他國他所エ符坂衆行向テ可買取者五十荷百荷モ不可申異儀、他國ノ人ヲ任雅意可被入條、爲矢木座迷惑次第也、其ヲ令相亂テ他國ノ商人悟ヲ得テ入奈良中條不便事也、且ハ符坂者不道事云々、仍先日落荷事ハ商人者也、更以非符坂之荷、一向得商人之悟上者、可返給之由矢木座訴申也、

符坂者共於矢木胡摩以下買取處、矢木座者共先日之當取ニ坂荷共押留之云々、可有御成敗旨、符坂者共訴申入之、對本座不可有異儀之由陪文如此トテ進上之、仍此子細彼面々方ニ仰遣了、

符坂座衆ハ爲白人神人權門也、矢木以下エ國中幷吉野ヨリ胡摩木實ヲ持來テ賣時、先矢木座者共ヲ押ノケテホシキマヽ、符坂衆買取之、其買殘ヲ矢木者ハ買取者也、一向中買トテ胡摩木實ヲ賣計也、油ヲバ不沙汰也、此中買座分ニ十一月ニ御油ヲ進上スル者也、然則中買ハ中古ヨリ出來、符坂ハ自昔座也、

他國他所エ胡麻木實ヲ自中買衆任雅意令賣買之間、當國中胡麻木實高直也、爲油座迷惑之間、應永ニ本座者共致訴訟之間、彼陪文ニテ落居云々、或一駄半荷分濟ハ他國エ事許可也、如陪文也、一向符坂可自專云々、

今案、實ニ他國商人ヲ可入奈良幷國中條不可然事也、然者他國商人又公事ヲ可沙汰事也、符坂

用計ナラバ行向テ可取事哉、此啗文他國商人ヲ可入當國之由ヲバ不書者也、啗文言ト只今沙汰問答ト不相當事且如何、

河内國木村油賣ハ、奈良大和ニ入テ賣之故ハ二月ニ御油ヲ進上、被入他國商人事、符坂衆及度度雖訴申入、是モ自昔事也、仍不能承引、如此者他國胡麻商人モ可年貢沙汰事也、木村油商ハ中荷ナイ也、符坂者片荷也、木村商人ハ若宮殿寄人也、名々社家ニ在之祐松云々、門跡方ハ名主南院也、并中方名主ハ森本云々、

文明二年六月廿六日

一矢木座申分、符坂衆ニ仰付之、今度相論事ハ、河内商人分也、紀州并當國事ハ不能是非事也、商人等直ニ奈良ヘ荷付之事、矢木者共押留事有之故、尊學律師(宗舜房)色々申沙汰之、彼律師書状等嚴重證文有之、所詮上道、中道、下道、此三道ヨリ可上奈良荷事ハ、一切向後不可有異議之由事也云々、自十市方矢木座ニ申狀書狀同有之、

八月九日

一符坂定使左近次郎參申、十市返事持參之、昨日於十市所符坂座衆與矢木座衆召合之糺明、奉行森本川合兩人也、所詮兩座落居趣ハ、自河内罷上古麻商人事、矢木座不可成違亂之由、去夏比より十市申定分、至于今無相違、其餘紀州以下在々所々商人、令出入于當國中事ハ、自昔古事也、其賣買樣如近來ニ而、兩座共ニ不可有違亂之由、兩座者共申定之、仍落居珍重之由、自十市注進狀進之、則給符坂者了、舊冬河内荷自矢木押留物共悉以去渡之了、珍重々々也、去年春比、此事兩方相論、又舊多此事出來、色々被盡之處無落居、今日聞無爲儀珍重者也、兩座共ニ當門跡被官也、年貢以下致其沙汰之間、且ハ令迷惑了、

文明五年三月廿七日

一大乘院座鹽駄向職事、春幸五郎（時春）以由緒申入之間、當座衆方先日以玄圓相尋之、不可有子細之由申入、○中略

抑此駄者百二十疋也、平群郡立野龍田世屋以下者共商買也、此內三十疋ハ一乘院方座自專也、其餘ハ當座衆（大乘院方）自專也、月迫ニ馬一疋ニ百文宛年貢出之、自問方一貫□□文門跡ニ進之、其餘ハ間得分也、近來ハ百二十疋ハ無之云々、此間ハ大乘院方ハ二人、（西御門ニ一人、紀寺ニ一人、）一乘院ハ一人荒辻ニ在之云々、

文明七年七月廿九日

一當門跡座ノ鹽屋ヱ自問方鹽ヲ召寄之時、自問屋メノトヲ付テ送之云々、若メノトヲ不付ヲバ一乘院座木津ヨリ落居之云々、盜賣ニ混亂之故歟、然而去比西御門太次郎方ヨリ鹽二駄分當門跡座中院三郎五郎男ガ所ヘ送之ニ、三郎五郎ガ被官人是ニ付テ來所ヲ木津座落之了、當門跡座衆申分ハ、買主方ヨリ問丸方ヱ行向テ取之時ハ、一切メノトノ不及沙汰、買主屋ヘ送時ハメノト付段、不及是非之由、悉以訴申入之、仍問屋共ニ相尋處、當門跡座衆申分如然云々、一乘院座之間丸ニ相尋、申狀同前、誠ニ是ハ問丸ノ可依許可事也、一向人モ不付シテ、虛空ニ駄ヲ付ハ、問丸モ可申子細事也、近日木津與大內合戰用心之時分故、就每事木津者共對寺門等任雅意、或法華寺繩手東大寺之天地院八幡山等ニテ白晝中ニ剝人、惡行以外事共有之、筒井不用下知、希有事也、仍如此無理非法ヲ申懸云々、隨而此子細□□以寬圓申送一乘院、家王寺奉行ニテ種々御問答中ニ無是非云々、木津物共任雅意云々、以折中二駄分ニ百疋自木津物方辨返之、西御門太郎次郎請云々、以外惡行也、以此分近日事之間令落居云々。

所詮木津座（號一乘院座）モ正願院座（號大乘院座シタミノ座トモ云也）モ各自問丸方駄鹽請取之、然上者萬一メノト無之者自當方座可落取者也、木津座衆ハ轉害或鵲邊ニ有之、座頭共ハ木津ニ有之歟、就中賣買樣ハ、

フリ賣ニモ屋ニテモ賣之、但船ト斗升トハ雜題ニハ不在之、自問丸方及訴訟事也、仍堅令停止之事也、此座衆公事ハ二月十五日御納也、問丸公事ハ毎月ノ鹽也、又月迫ニ駄料足進之、

文明十二年七月十七日

一火鉢作京座公事錢事、相懸奈良座而可取之由、自越智方申付云々、此條不可然、京都既以立之上者各別公事也、於奈良座者不可有違亂旨、以高山仰遣越智方了、各奉書成之、秦弘奉行之、相亂子細在之故也、

抑京座ハ木津庄住人市若男相傳シテ持之、則木津之被官人也、自市若手藥師寺之新買得之シテ、西京被官共ニ仰付之、京都之賣買致其沙汰了、此兩三年、新ヲ自越智方追失之間、成闕所テ彼京座ヲ令知行テ、毎月一貫文宛公事錢取之了、無相違者也、彼新被官人大略ハ奈良座衆者也、又高山以下方々下人共相加之、京都座ニ賣買云々、爰市若男就條事自木津方追失之、遺跡共闕所スル中ニ、京座火鉢賣之證文共在之間、任證文旨テ、木津之被官人共、木津庄住人共ニ仰付之、京座ヲ如元立之了、新方幸令沒落山城ニ在之間、自木津方居之處、新方ニハ自市若之手雖令買得、一切證文不渡之間、一紙無之、仍木津者共、京座無相違立之、隨而西京者共ハ、於于今者京座之賣買不叶之シテ止之了、如此成下之間、京座賣買無其沙汰上者、毎月一貫公事難沙汰之由申、尤事也、此子細仰遣之、

西京火鉢作ハ、當門跡座衆也、公事致沙汰、政所方自專也、此內ニ又御作手トテ、別而御給分體二人在之、新木庄間田給之、

〔政所賦銘引付 三〕布野州 一紙座中 文明十三七十七

當座中商賣事、任先例御下知之旨被成下、

〔大乘院寺社雜事記〕文明十三年十一月廿二日

一木村油座衆等參上、去十一日、自六方集會所被召之間、參申處、顯宗專當申云、奈良中國中賣買事、不定人數之多少、如先々可賣買之、符坂座衆等、此間任雅意致訴訟條、太以不可然、自今以後申入子細者、速可及御罪科也、兼又木津幷法華寺事者、符坂木村相共ニ不可卒爾之賣買、兩方共不可罷入之由蒙仰之間、畏入之由申入退出了、其後六方書下書狀一通、宗親房、琳光房被當、兩人集議、書狀正文被下之、則入見參云々、隨而御門跡書下可被下之由申入之間、此趣可加下知旨、成遣奉書於名主方、予袖判成之、珍重事也、

就中木村座衆停止之時者、彼座所進二月分御油三斗者、自符坂辨沙汰者也、明德請文分名之間、今度坂座ニ問答、兩名主井上等取合申付之間、坂座領狀、去年當年分者可致其沙汰云々、則少々進之、如今日無爲間、自後年ハ木村衆可進之、

〔徵古文府三〕定酒座之事

合壹間也

右之座之事は、親之作候はんずる間は、子は御作有間敷候、親已後之事は、男子にても候へ、女子にても候へ、養子にても候へ、壹仁に讓御申あるべし、仍以衆議所定如件、

明應二年癸巳八月七日　三方花押

福島殿

〔大館常興日記裏書六〕伺事大永五　九

一魚類本座商人等申、今宮之魚物荷物事、以政所沙汰雖致荷物之取返、爲上意先可返付之段被仰付之段、程經之間、取散申之條、彼荷物雖爲少分、只今代物貳千疋可致進納之上は、早被遂御糺明、被成下御下知者、可忝畏存之旨申之、

秀秋

〔朝野舊聞裒稿五十四〕升座之事

一拾二人ニ申付上者、自餘雖望之不可許容事、

一升取方之外、不可家賣事、

一座役者自未之年可相定事

一宿置之傳馬令免許訖、但家康出陣之時ハ可相立事、

一米之座へ付、米之物者、如前々可爲支配事、

右條々、永不可有相違者也、仍如件、

永祿十二己巳年七月日　　見付升座かたへ

〔離宮八幡宮文書〕羽柴秀吉條目

條々　　大山崎

一油之座之儀、從前々如有來、當所侍之外不可商買之事、○中略

一麹之座、是又如前々可令進退事、○中略

右堅相定條如件

天正十年七月廿一日　　筑前守花押

〔集古文書三十二下知狀〕博多打事、座中江無案内打之輩在之者、如松長軒折紙可加成敗之狀如件、

天正十一十月廿二日

博多打座中

天正十一年下知狀所藏不詳

石清水八幡宮住京神人油座事、帯御證文上は、洛中洛外可致商賣、幷破座法致商賣者於在之は、可加成敗、然バ今度中村賣子彌次郎とも、背座法之條、令成敗、彌以如先々爲座中堅可申付之狀如件、

天正十一十一月日

當宮住京神人中

粟津座中事、爲禁裏供御人帶御代々之綸旨幷數通之證文上者、彌向後到東江商賣人有之者、如先先爲座中堅可令停止之、然而違背之輩者、可加成敗之狀如件、

天正十一十一月十八日

粟津座中

上下京惡錢賣買事、如松長軒折紙、爲前々座方可致其沙汰、若違背之族在之者、可加成敗之狀如件、

天正十一十一月十八日

上下京惡錢座中

洛中檜物屋座中事、先規より如有來、各金相談可有其沙汰、背法度新儀族於在之者、堅可申付之狀如件、

天正十一十二月十九日

檜物屋衆中

大鋸板之儀、如村井判形申付上、如前々座人之外者、右賣買堅可令停止、若違背之族在之者、可加成敗之狀如件、

天正十一十二月廿日

材木座中

〔離宮八幡宮文書〕前田玄以法印書狀

當所油座事、如先規秀吉被仰付、被成御判形之上者、洛中洛外商賣、前々如在來不可有相違、若於違犯之輩者、可加成敗之狀如件、

十一月十日〇天正十二年

民部卿法印
玄以花押

大山崎中

構造

〔昔物語〕昔神境〇伊勢、〇後略に諸座の有たる時に、福島は雙。六。の。棊。の。座。にて、棊大夫とも稱す、杉室輿一大夫の家は、米。座。なりけるにや、彼家に米座の事、代金壹兩に賣渡し候、仍如件、といふ天正年間の證文を藏せり、

〔嬉遊笑覽十一商賈〕古畫をみるに、商人の家は、おもてに棚をかまへ、脇に入口ありて、長き暖簾をかけ、軒に塵よけあり、〇中略件の棚に物を出し置て、人の見て求むるにまかす、人にみする物ゆゑ、これをみせ棚といひ、略きては見せともいふ、今も棚と呼ぶ、土地の名處々に有り、又京師には、厨子といふ所も、爰かしこにあり、江戶近在には、龜戶村に厨子と云處あり、是又棚と同じ、厨子棚は、もと御厨子所にありて、物置所なればなり、但し厨子は小路やうの處にて、形、厨子だつ故に名づけたるべし、

〔骨董集上編下後〕見世棚

今の世に、商人の物賣所をたなとも見世ともいふ、いにしへは家の端に棚閣をまうけ、其上に万の賣物をおきならべて賣れるゆゑに、たなといふ名おこれり、その棚はうり物をすゑおき、往來の人に見せて賣らんために、かまふる物なれば、中古は見世棚ともいへり、後の世には、それを下略して見世とのみもいひき、下に出せる古圖〇圖略を見て、古への見世棚のさまをゑるべし、今餅屋の出し臺といふ物などは、見世棚のなごりともいふべし、からくには、なべてみせ棚なり、唐の繪に町家のさまをかけるものあり、見てしるべし、今も京都に、魚の棚、衣の棚、江戶に、あまだな、十軒だななどいふ名殘れり、町家の軒下を棚下といふも、古言の殘れるなり、店の字を、たなともみせともよむは、義訓なり、和名鈔十卷居宅類に云、四聲字苑云、店云々、坐賣物舍也、晉の崔豹が古今注上之卷に云、店所ﾆ以置ﾆ貨鬻ﾆ之物ﾆ也とあり、此



洛中洛外圖　住吉具慶筆　東京帝室博物館所藏



字義によりて、たなとも見せとも讀なり、

さて商人の物賣ところを棚といへる古き證は、宇都保物語第四藤原君の卷、流布本第七たかもとの御子の商ひし給ふ事をいへる所に云、こゝはみづし所、寢殿のきたのかた、かしらしろき女ひとり水くむ、めのわらはひとりをものほりつかまつる、これはて、たなに女をりつゝ物うる、中略むな車に、いをしほつみてもてきたり、あづかりどもよみとりて、たなにすゑてうるといへり、

〔京都土產〕住居之廣麗

町家に裏店と云ふは無し、裏に皆空地有之、土藏も隨分有之、畠等も少々づゝは有之、それゆへ此節幕府を初め、諸侯方在京屋敷々々、いまだ出來揃はず、數十万人の兵士外宅に而、商家自分々々之住宅を仕切貸置指支無之儀は、必竟平日住居手廣に而、有餘有之事なればなり、乍去富家大商といへども、塗屋様に而、大厦高樓を構へ、或は表へ土藏を高大に立置く者抔は、曾而無之、江戸駿河町三井之店、室町通りに二ヶ所有之、竹屋町之店は仕入而已に而、見世商ひは不致、其間口漸々十間計、冷泉丁之店は、見せ商ひは致ども、客も格別無之、間口二十間位に而、何れも平常之家作、塗屋等目立普請に無之、又大丸之店は、松原小路、並東洞院通御池上ル町に有之、松原小路は見せ商ひ致し、江戸之通り繁昌はいたせども、間口十六七間、御池上ル町之店は、仕入而已に而見せ商ひ不致、間口十四五間計、是以て格別之普請に無之、其外岩城升屋、戎屋之類、大商之家作にて可知なり、併平商小者に而も、皆住居は奇麗にして、屋上破れ壁落る様なる家は無之、唯町家二階窻格子は皆塗格子に而、明き間少く、右は近頃御上洛前迄は、京都所司代通行下座觸之節、二階窻より窺見候者有之時は、嚴敷譴責を蒙り、町家の難儀になる事故に、皆塗格子にして明く所少く、容易に顏を出す事不成ためなりとぞ、それを見習ひ、外通行之なき處迄、二階は皆塗格子なり、扨又町家に而、三條四條等之東西之通り、幷寺町等之往來繁き所は、皆江戸の如く見せを張り商賣いたし、

屋號

南北通りの室町新町等往來少き所は、皆戸を閉、或は長布簾に而、内の見えざる樣にいたし、代呂物を表へあらはさず、尤招牌(カンバン)或は家名等之布簾は出し置も有り、其内商人諸職人等仕入物、又は問屋卸物計致す者は、皆同じ樣之家作に而、戸を〆切り居る事故に、何商賣致す歟、又は其貧富もわからざる事なり、

〔皇都午睡 三編上〕江戸市中店並びの樣子は間口一ぱいに代呂物を飾り、大坂の白粉やか、書林の如く、白張の箱をわくに居て、店先の往來へ出し、賣物の品と我名所を記し、何商賣の小賣屋にても、本家根元問屋など書たり、たとへばきせる問屋、藥種問屋、日本一元祖根本家、正本家など、書樣皆仰山なり、先茶屋などは、自園山本山、或は豐田園など丶、我家名を呼たる茶を、自分の國に製したると聞せしものなり、

〔羇旅漫錄〕大坂は食物の外、店うりといふことすくなし、故に商人の店など、晝も障子をたて丶おく店多し、みなおろし商ひ多き故なり、

〔玉勝間 八〕某屋といふ家の號の事

近き世商人の家の號、おしなべて某屋(ナニヤ)といふ、それにいろ〳〵の名あり、まづ酒屋米屋などいふたぐひは、其物をうるよしにて、こはふるくもいひしことにぞ有けむ、又大和屋、河内屋、堺屋、大津屋などのたぐひは、先祖の出たる國里の名なり、又えびす屋、大黒屋などは、福神といふをもていはひたるなり、又松屋、藤屋、桔梗屋、菊屋、鍵屋、玉屋、海老屋、龜屋などいふたぐひ、草木の名、うつは物の名、あるは魚鳥の名などもてつけたるは、風流(ミヤビ)たるをこのめるにて、これも中原康富記に、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭也、予依爲分配、早朝南都下向、天蓋大路龜屋著之、史員職行秀等同宿也、とあるを見れば、そのかみもはやく有しことなり、この龜屋は旅人やどす家にや有けむ、さてこのたぐひの號は、もろこしの國にて、某堂、某亭、某軒、某齋などいふと同じこ丶ろばへなり、

さる故にむかしは、商人のみならず、然るべき者も好みてつけたりと見えて、伊勢の御師といふものなどにも、某屋大夫といふが多く有るなり、そはもと風流たるを好みてつけたる物なるを、あき人の家におしなべて、某屋とはつくゆゑに、今はかへりて卑き號となりて、先祖より傳はりたるをもいとひて、屋ノ字を谷にかへなどすめり、さてかのもろこしの某堂、某齋のたぐひは、物しり人、風雅人なども、商人もかはることなくて、同じさまにつく事なるを、御國にてもまねびてつく人多き、それをば、あき人の家の號に同じとて、いとふことなきは、からめきたるにまぎるればなるべし、玄かるに近きころ、古へのまなびするともがらは、その某堂、某齋のたぐひは、からめきたるをうるさがりて、皇國ことばもてつけむとするに、かの松屋、藤屋のたぐひは、さすがにさけむとする故に、つくべき號なくて思ひわぶめり、或は某ナニの屋とのもじを添て、分むとすれども、木草などのうちに、みやびたる名は、數おほからねば、こゝにもかしこにも、同じことのみいでくめり、そも〳〵もろこしのは、多く二字をつかねてもつくる故に、いかさまにも心にまかせて、めづらしくつくべきを、皇國言は、二つかさねては、長くなりてよびぐるしければ、かにかくにつけにくきわざなりかし、

〔柳葊雜筆　二〕東西市鄽舍の圖一舗、〇中略正應五年より前に書しことは論なきにや、さて此圖を熟考するに、市司とあるは、市正の廳なるべし、東西一丁南北半丁と見ゆ、唐物の屋と云は、唐物の市物の屋と聞ゆ、市の舍ヤど云は、沽販の價を定むる場なり、畿内の屋と云は、山城屋、大和屋など云なるべし、山城屋には折薦、葉薦、狹席、廣席、食薦等、山城國の產物を置、大和屋には箕、甑、鍋、間坏、片坏、竈等、大和國の產物を置と知べし、然ば山陽道の屋は播磨屋大宮坏、小宮坏、著乳缶つちきのほとき、美作屋鐵、鍬、白絹なること推て知べし、外山陰東山西海北陸南海の六道これに准ず、これ今も市に交易たる物を屋と云事の本義と聞ゆ、國持の殿奧向などにて、これは屋で候、あれは屋なるべしなど云るたぐひなり、又此市の屋と云詞をし移りて、市ならぬ町に住る商

人の家をも、何の屋、彼の屋と云ことになりしなるべし、〇中略今は商人の本貫を以、屋に名付（伊勢より出し人は伊勢屋と云ひ、尾張より出し人は尾張屋と云が如し、）るが故に、伊勢屋に日向の產物を沽、尾張屋に美濃の所產を賣が如く、己々心々なれば、屋の名にて商ふ物は知難し、是より一變して、商人も名字を稱するに至る、

〔嬉遊笑覽十一商賈〕今何屋といふ家名は、暖簾の摸様目じるしより起るといへるもの有、こと〳〵くさにはあらず、古き家名に、納屋酢屋などいへる有り、それらは何を印につけてさとさせん、（是もな屋はさかなを賣り、酢屋は酢を賣しが家名と成しか、）其商ふ物によりて何屋となへ、さて印はさま〴〵付もえたらん、

〔御當家令條三十一〕覺

一町人之家名、鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其外諸道具等にも、鶴之紋付候事、是又無用たるべき事、以上、

午〇元祿三年二月朔日

〔蓮如上人御一代聞書〕一蓮如上人仰ラレ候、堺ノ日向屋ハ三十万貫ヲ持タレドモ、死ニタルガ佛ニハナリ候マジ、大和ノ了妙ハ、帷一ツヲモキカネ候ヘドモ、此度佛ニナルベキヨト仰ラレサフラフ由ニ候、

〔孝親公記〕永祿九年六月廿七日、高宮細美一段、於海老屋取之、二百四十文、

〔茶人系圖〕餅屋道喜　油屋紹佐　太子屋宗高　鹽屋宗悅　茜屋宗佐　網干屋道琳　錢屋宗納

石津屋宗嬰　草部屋宗悅　伊勢屋宗滿　淡路屋宗和　輕粉屋宗陽　萬屋吉松

〔茶器名物集〕一文珠四方盆　堺天王寺屋宗及ニ有　一玉堂カタツキ　京ノ立賣針屋宗和ニ有

一ソクユウカタツキ　堺錢屋宗納ニ有　一喜伯カタツキ　堺鹽屋宗向ニ有

一飯銅小壺　堺住吉屋宗無所持　一篠殿ノ圓壺　鹽屋宗悅ニ有

一筒　堺奈良屋宗盆ニ有　一筒　堺モズヤ宗安ニ有

一趙昌花之繪　堺アカネヤ宗佐ニ有　　一洞庭秋月玉礀　堺天王寺屋道叱ニ有

一玉礀波ノ繪　堺ナヤノ宗久ニアリ　　一圓悟禪師之墨蹟　堺伊勢屋道和所持

一虛堂　京立賣大文字屋榮盛所持

〔異國渡海御朱印帳〕尼崎屋又次郎　高瀨屋新藏　細屋喜齋　田邊屋又右衞門　皮屋助右衞門　今屋宗忠　大黑屋助右衞門　檜皮屋孫兵衞　豆葉屋四郎右衞門　木屋彌三右衞門　茶屋四郎次郎　ジヤカウ屋

〔糸亂記　一〕高石屋宗岸　奈良屋道汐　伊豫屋良干　具足屋宗據　成尾屋宗實　材木屋道二　阿知子屋宗壽　伊丹屋道巖

〔落穗集追加　二〕江戸町方普請の事

一問曰、關東御入國後、町方の普請之義、何れの所より始て被仰付るゝや、

答曰、右長崎小木曾抔常に申ハ、只今の日本橋筋より三河町川岸通りの堅堀の掘るゝが初めにて、夫より段々と堅堀橫堀共に出來、其上ゲ土をば、堀ばたに山の如く積上けるを、諸國より參る人ごとに願ひ出し、町屋を割被下候に付、勝手次第に、右の上ゲ土を引取り、地形を築立、屋敷取りをいたし、表通りには先葭垣などをいたし置、追て家作を仕り引移と有之、初ての程は、町家願の者も多無之所に、勢州の者共あまた來り、屋敷望仕る由沙汰有之、其町屋敷出來候以後、表に掛たるのうれんを見候得ば、一町の內に半分は伊勢屋と申書付見べしと也、

〔一話一言　八〕二十三屋

東都唐櫛屋の名を二十三屋といへるは、十九四(トウクシ)といへるなりとぞ、飛脚屋の名を十七屋とつけしは、たちまちつきといへる事にや、

〔神代餘波〕安永天明などの頃は、すべて商家は何屋といへる家號にて、たまたまは製藥屋筆墨屋

暖簾

などには、何堂何園などいへるもあり、又茶漬屋蕎麥屋などには、雅名もまれ〳〵はありしを、今は○弘化三年料理屋蕎麥屋の類は、悉く何亭何樓何菴何堂何軒など、儒學者か醫師かと思はるゝ號ぞはやりける、

〔運歩色葉集乃〕暖簾

〔饅頭屋本節用集乃財寶〕暖簾

〔易林本節用集乃器財〕暖簾

〔倭訓栞中編十八乃〕のうれん　埃嚢抄に暖簾とかけり、されど暖帘なるべし、門帘などもいふなり、のうはなんの音轉なり、人の氣象をたとへいふは、揚升菴集に、諺に所謂軟擬也といふが如し、

〔和漢三才圖會三十二家飾〕幌音黄　和名止波利　俗云暖簾

唐韻云、幌者帷幔也、以布棉爲之、其幅無定、市鄽每戶懸幌、記屋號及所賣之品類者、卽幌之屬也、

〔後は昔物語〕本町壹丁目の角の伊豆藏は、根強きものゝやうにいひしが、今は岸部屋が見世の脇に、一[illegible]の暖簾を少し殘せしまでなり、本町壹丁目は伊豆藏、貳丁目は富山に、花色のうれんの壽の字、○中略越後や、かき暖簾の釘貫越後や、[illegible]◇いづれもはなやかなる鄽にて、朝鮮人來聘の棧敷の體、いかめしく覺えしが、壽の字はいちはやく仕舞、釘貫も其後跡は(加)(大)越後やありしが、大坂屋となりしに、是もまた油見世のみ殘れり、(大)も朝鮮人の比は、新鄽と見えて、めづらしげに人はいひき、

〔弘賢隨筆十〕芝口松坂屋も、三井の持にて同店なり、暖簾に付る松のまるし葉形、斯の如くなるは、三井といふ文字なりといへり、

〔嬉遊笑覽〈十一商買〉〕古畫を見るに、商人の家は、おもてに棚をかまへ、脇に入口ありて、長き暖簾をかけ、軒に塵よけあり、板或はむしろにて造る、席にて作れるは、是また暖簾なり、下學集に暖簾〈垂席也〉とあり、今も京師佛光寺邊の町家には、軒に筵をかけたるあり、

〔見た京物語〕節句にかける暖簾は、平日かける暖簾とは違ひ、嗜みのを掛る、

看板

〔令義解〈九關市〉〕凡市毎肆立標題行名、〈謂肆者、市中陳物處也、題行名者、假如題標牓云絹肆布肆之類也、〉

〔延喜式〈四十二東西市〉〕凡市皆毎廛立牓題號、各依其廛、隨色交關、不得彼此就便違越、

〔鹽尻〈四十七〉〕一招牌　市店の看板をいふ

〔正寶事錄〈六〉〕天和二壬戌年七月

覺

一町中諸職人諸商人之看板、金銀之箔を押し、蒔繪梨地金粉滅金かな物無用にいたし、木地之看板に墨にて書付、かなものは鐵銅の外は一切仕間敷候、幷見世に金銀之張付金銀之唐紙、同前金銀之屛風立候儀、向後御停止に候間、無用に致べし、若相背もの於有之は、急度可爲曲事者也、

戌七月

右は七月廿八日御觸、町中連判、

〔寬政町法改正〕御普請奉行衆へ

〈初鹿野河內守〉
〈池田筑後守〉

一看版杜新規幷場所替共

右箇條之分願出候へ者、御成道者、御支配向、幷御勘定方御目付方立合見分之上、御目付へ御懸合、御用番御老中御側衆へも被申上置候而、願之通御申渡、御成道に無之候へ者、御支配向見分の上御申渡、尤右箇條修復仕直願者、有形見分之上御申渡來候由、道奉行前々より勤來候、古格之箇條書付寫左之通、

但願繪圖書付寫略之

一看板

延享元子年五月十四日、於桔梗之間、大久保佐渡守殿御書付を以、依田一學、美濃部市左衛門へ被
仰渡候御書付寫、

（朱筆）亥四月廿六日御渡二冊之内

町々へ申渡書

一看板柱建候願

右之類、以來番所へ計可申出候、御普請奉行へは、屆にも不及候、

右之通可相心得事

亥四月

〔大坂要用錄 四 諸斷書〕軒上看板願之事

乍恐口上

一何町何屋誰製藥取次賣弘仕度奉存候に付、爲目印軒より上に而長サ何尺何寸、横幅何尺之看板差出申度、乍恐奉願上候、右看板兩面板地黑塗に而、何藥と申文字彫込、眞鍮箔に仕、屋根よりをだれ之間に差出申度、尤看板屋根柱共掛放取置に仕、則別紙繪圖奉差上候、何卒此段御聞屆被爲成下候はゞ、難有可奉存候、以上、

何町
何屋誰

年號月日　　誰

右願之趣相違無御座候に付、乍恐奥印仕候、以上、

年寄
何屋誰

御奉行様

〔幕令拔抄 八〕諸商人諸職人看板金銀之箔を押、蒔繪梨子地金具滅金金物無用に致、木地之看板に墨にて書付、金物鐵銅之外は一切致間敷、幷見世に金銀之張付、金銀之唐紙、同前金銀之屏風立候義、向後無用に可致旨、天和二戌年觸渡置候所、年古き義に付、不辨者も有之哉に相聞候、右體不相當之看板は、早々取替、其外とも先年觸渡之通可相守候、

天保十三寅年六月廿七日

〔嘉永町觸〕近年賣藥之看版抔を、蘭字にて認候も相見候、以來蘭字は無用可致候事、

右之通、天保十一子年、申渡置候處、兎角今以市中諸看版等、横文字認差出候も有之候由、不埒之至に付、早々取拂可申候、

右之趣、町中不洩樣可觸知者也、

丑〇嘉永六年 十一月

〔和漢三才圖會 三十二家飾〕旗(さかはやし) 幟(さかばた) 帘音簾 左加波太、今云酒林、

按旗、酒家望子也、望子卽幟也、所圖〇圖略 旗見于三才圖會、近世倭所用望子、多束杉葉爲之、形如鼓、凡酒性喜杉、用杉材作酒桶、投杉柿(スギコケ)於酒中之類亦然也、不自釀而沽酒家、則出看板爲幟、

〔皇都午睡 三編下〕鏡の銘に、天下一と鑄るは、鑄手の自賞なるべし、釀酒の看板に、三國一と印すは、甘酒は一夜酒ともいへば、孝靈年間、一夜の內に富士山の顯せしと云ふ心にて、三國一と云なるべし、又同時に、近江の湖の顯れし心にて、昆布屋の看板に、富士山を出すは、水から出しなぞのよし、山椒を昆布に卷て、見ず辛とのなぞ、紙屋の門に竿を立、竹簇の昔を知らせ、湯屋の入口に矢を出し置は、弓射と湯入の謎々、白粉屋の出し箱に、凸の形あるは、中高の顏には能く白粉の移るを云、

饅頭屋の店に、刎馬の看板を出せしは、あらうましと云昔の謎にて、浪花に虎屋の饅頭名高ければ、猿屋とも猫屋とも付たるあるべし、或人虎屋の向ひにて、饅頭屋をせんに、虎にまけぬ名を付與よと云、虎屋に負ぬ名ならば、國姓爺饅頭こそよからんとは、寶暦頃の酒落なるよし、今燒芋屋の行燈に、八里半とは、九里に近き味ひをのべ、十三里と云は、九里四里味ひと云よし、生燒を十里と云は、五里々々じやといふよき惡口なり、

〔骨董集上編上〕粉の看板

元祿の比、おしろいの看板に、白鷺をゑがきたる事あり、〇中略按に、これしろきものといふはんじ物なるべし、錢湯風呂屋に、木もて箭をつくり出して目じるしとし、弓射(ユイ)れといふを湯入(ユイレ)といふにはんじさせたる類ながら、更に雅なり、

〔人倫訓蒙圖彙四〕味噌屋　箭板に飾搔(カザリカイ)を出す、調味和する能あつて、人身の保養する所、一日も離るべからざるものなり、

〔弘賢隨筆八〕諸白といふ事

日光道中幸手栗橋の邊にては、酒店の看板に片白(カタハク)有と記しぬ、安き酒の名目なりとぞ、則諸白の字義に對したるやをかし、

右は延享の頃、私曾祖父、日光へ參詣致候節の紀行に見えたり、只今片白と申名目有無不相知、

〔奴師勞之〕筋違御門の內柳原に茶店あり、般若面をかゝげて志るしとす、是宇治の橋姬によれるなるべし、其ならびに翁の面をかゝげし茶店あり、わらふべし、

〔尾張名所圖會前編愛智郡一〕小見山宗法店

此家は代々國君に拜謁し、苗字帶刀を許され、御領分賣藥の首魁たり、家に賣所の烏犀圓紫雪等、みな御方の秘藥なり、屋上に揭げ店前に立る烏犀圓三大字の看版は、明人陳元贇の筆なり、

〔先哲叢談後編八〕龍草廬

草廬遊嵯峨、飲賣酒舖、酒舖主人請其書字、乃書一聯曰、釀成春夏秋多酒、醉倒東西南北人、主人大喜、乃懸諸門上、以爲招望云、蓋先是賣酒樓、未有以若此文字爲招望者、其他娼樓肉舖茶肆麪店之類、出橫匾懸柱聯、皆草廬昉於好事之所致也、

〔用捨箱上〕餅屋の看板

我衣に、古來饅頭うる見世の椽先に木馬を出したり、アラウマシといふ心を表したり、〇下略

〔用捨箱中〕質屋の看板

昔は質屋に看板あり、將棊の駒の形したる板を紐にて釣、その板のうへに質札の反古を、紙の塵はたきの如く束たる物なり、其板をかくる事止て後は、彼塵はたきめきたる物とのみなれり、是は京師には今もありと聞り、其故やらん、近きかな草紙の畫にも、をり／＼見ゆれど、板札をかきたるは稀なり、或人の曰、昔は謎語(なぞ)のやうなる看板おほくあり、將棊の駒の形なるは、金になる、金銀にかへるなどいふ意ならん歟と、〇下略

〔用捨箱下〕溫飩の看板芋川

けんどん屋といふは、寬文中よりあれども、蕎麥屋といふは、近く享保の頃までも無、悉溫飩屋にて、看板に、額あるひは櫛形したる板へ、細くきりたる紙をつけたるを出し、が、今江戸には絕たり、

〔還魂紙料下〕酢の看板三種

酢を商ふ家の看板に三種有、其一種は、瓶の形を板にて彫たるなり、七十一番職人歌合の繪に、酢賣の傍に瓶をすゑたり、是酢を貯る器なり、其形より出て、ふるくよりありし看板なるべし、元祿元年印本庭訓往來繪抄、元祿三年印本人倫訓蒙圖彙等に圖あり、今も江戸三河町に有、又一種は、小竹をあみて、軒端へかけたるものなりとぞ、

今奧羽の街道、又駿州府中にありと聞り、竹を編たるものを簀といへば、簀と酢と通じたる例の隱語にて、是も古きふりのやうに思はるれど、此ことを記したる草紙を見ず、駿州にて、此簀の看板を釣り、八月酢ありと、紙にかきて掛けたるがありといふ、慶安四年印本萬聞書秘傳抄に、八月酢の名あり、是酢を造るの佳節なるべし、又一種は、片板にてつくりし曲物なり、是は俳諧の句にも見えたれば、其圖をあつめて摸し出せり、高笑序に丙申とあり、享保元年歟、にいふ、酒屋の看板に矢筈を出すは、どうした譯だ、あれは人のいるやうにとのことさ、そんなら酢屋のかんばんにするゐのうの底の無物をするはどうぢや、あれはなんぼ射てもすや、素矢酢屋

〔足薪翁之記二〕籠屋の看板、今いふざるや也近年まで籠屋に看板をかけたる事あり、湯島えんまん寺の前より本郷のいづくらといふ呉服物やの前へいづる道の西側也、今もある歟、形は藥玉の如きもの竹にて編みたる物也、

〔近世奇跡考一〕高砂屋看板

日本橋室町一丁目商家の軒の上に、高砂尉と姥の古き木偶あり、左り甚五郎が作と云傳ふ、案るに、原是高砂屋清左衞門といふ菓子屋の看板也、其菓子屋は、貞享板の江戶鹿子にものりたる舊家にて、寶曆の頃迄は、こゝに住しが、他所へ轉宅せし時、彼木偶に靈ありて、不思議の事どもおほく、此地を去ることをきらふによりて、せんすべなくこゝに殘しおきぬ、今は不用のものなれども、其靈あることをおそれて、とりのけずとぞ、させるものにもあらねど、一百餘年をへたる古物、度々の火災をのがれて、今に殘れるはめづらし、

〔四方の硯月〕享保年中の頃にやありけん、京師にて、板牌の面に扇の形をゑりつけ、其下に戶主の二字をほりたるを、土中よりほり出せし者あり、いぶかしく思ひしまゝ、其頃の野宮殿に鑑定を請しに、答云、これは室町頃の扇をあきなふ家の招牌なりとの給ふ、按ずるに、今の屋字を用ゆるは、屋のかはりなるや、いぶかし、

〔守貞漫稿六〕看。板。書。

出店

天明以來始レ之、筆紙硯及糊ヲモ筥ニ納メ負テ、府內及ビ江戸近國トモニ巡リ業トス、茶店、食店、髮結床、船宿等ノ障子、或ハ掛行燈ノ類ヲ、卽時ニ張替ヘ、屋號記號及ビ買物ノ名等、需ニ應テ筆レ之、其書法卑俗也ト雖ドモ、一書風アリテ良レ之トス、京坂ニテハ此類多ク提灯ヱ書レ之、

〔塵塚談 下〕上方筋の豪富なる者は、皆諸國に出店を置事なり、江戸は過半彼等が出店多し、城下城下はいふ迄もなく、地利をよく考へ知りて、少も賑に三四百軒も有地へは、必店を出す事なり、上方者は商賣上手にして、慈愛もあり、柔和なるにより、田舍者は馴染に、自然と店繁昌し、其近在のともしき金を、眞綿にて咽をしむるといふがごとくにして、取集るが故に、己れは本國に住居し、諸國の金銀を以て、家內眷屬ゆう/\とくらす事ぞかし、

〔御觸帳 二〕享保九辰年御觸帳

口上之覺

一町中商賣人之內、關東筋に出店等有レ之、商賣をも致候者、遂二吟味一書付、明八日五ツ時ゟ九ツ迄に、我等方江可レ被二指出一候、右出店持候者無レ之町も無レ之段書付可レ被二出一候、已上、

閏四月七日　花井八郎左衞門

町中　町代衆　上長者町〇京都　印

〔諸問屋再興調 二〕堀江町四丁目　五人組持地借

榎並屋庄左衞門　大坂住宅ニ付店預人　庄兵衞

此もの儀者、去々酉年〇嘉永二年五月中、大坂表より出店差出、商ひ候品は口々有レ之、右之內生蠟仕入方は、大坂表庄左衞門本宅より積下、此荷高、去々酉年五月より當三月迄仕入高、壹ヶ年平均、

金貳千六百三拾五兩餘

右之通仕入高にて、此上多分之荷高仕入可ㇾ申趣は申立候得共、古問屋共仕入方者、壹ヶ年壹人に付、凡壹万兩餘之仕入荷物引請不ㇾ申候ては、全問屋家業は相成不ㇾ申趣に付、此度は引除候方相當之者に可ㇾ有ㇾ之哉に奉ㇾ存候、依ㇾ之申上候、以上、

亥〇嘉永四年四月　諸色掛名主共

露店 夜店

〔人倫訓蒙圖彙四〕燒豆腐師　市の町、法會の場、祭禮の所、方日千日の廻向、所詮人のあつまる所に、みせをかまへずといふ事なし、酒肴は付合なり、幷蕨餅師、麩の燒師、飴うり、石花菜うり等、一連なり、

〔撰要集法度〕嘉永三戌年六月廿四日　市中取締掛名主共

町中往還において、麥湯見世差出候もの多く、火之元、且風俗にも拘り候故を以、去る申年中、取締筋及ㇾ沙汰ㇾ候處、夜中往還江麥湯見世差出候者彌増、孰も深更迄罷在、中には年若成女子等雇錢を取、湯汲に出、涼臺に而酒屋致し、客と如何之儀有ㇾ之、殊に門付と唱、唄浄瑠理三味線を彈候女子共を呼寄、酒之相手に致し候趣も相聞、第一火之元にも拘、不ㇾ可ㇾ然儀に有ㇾ之候間、先前有來居付茶見世之外、近來猥に相増候麥湯茶見世之分者、不ㇾ殘引拂可ㇾ申候、此上右體之風聞於ㇾ有ㇾ之は、無ㇾ用捨ㇾ召捕、嚴重之咎可ㇾ申付ㇾ候間、町役人共、無ㇾ油斷ㇾ心付可ㇾ申候、

〔羇旅漫錄下〕新町橋の大サハ、江戸のおやぢ橋はどもあるべし、この橋の上半分は商人にて、〇中略おの／＼やたい見世を出し、橋の上を眞半分にして、一ッは商人のやたいにてふさげ、往來甚だ混雜すれども、悪口をいふものもなく、口論もなし、大坂の市人、つれに風爐に釜などかけ、或は簫などふきて、万事高上に見すること、この地の一風なり、

〔新舊政令拔萃〕夜見世之事

町家軒下、又は辻合等へ店を出し、小商内致候庭所之義は、先ぐりに、其日限り之事にて差定候譯

には無之筋之處へ、餘人店を出し、或は辻賣等致候はゞ、定店之内申差障り之族も有之由相聞、以之外に候條、以來決而差障申間敷候、

但右場所主之内には、乍聊賃錢を取、地所貸渡候者も有之哉に相聞、不相當之義に付、以來賃錢取候之儀相止可申候、

天保十三寅年六月廿七日

當夏以來、町々道端等へ夜見世差出、小商ひ致候者、右は輕き者、身過之一助にも可相成候得共、追追風立候時節に至り、火の元の爲にも不宜候間、來る十五日より、來卯三月二日迄之間、晝之内は勝手次第、夜見世差出候義は相休可申候、尤年來夜見世差出來候場所ハ、是迄之通相心得、別而火之元念入可申候、

天保十三寅年九月十日

夜見世に刃物類差出有之を、惡黨見當り候より、倚惡念を生じ、右刃物買取、强盗相働き候族も有之、市中取締に拘り候に付、以來夜見世に、拵付之刀脇差懷劍は勿論、譬身計に候共、都而差出賣買致間敷候、

天保十三寅年十一月廿八日

〔浪花雜誌〕街酒噂三浪花なる順慶町の夜見世のにぎはひ、高麗唐土はいざ知らず、我日の本の君が代に、かゝる目出たき夜の景、繁花を極めしありさまは、餘國にたえてあるべからず、商人の燈火は天にかゞやき、街の提灯は星かとうたがふ、茶屋の樓上に酒客あれば、せんざいの見世に餅喰ひあり、頭かふりの侍餅をつまめば、前垂の町人揚物をやらかす、魚屋買人をとらへて、鰤やりに賣つけんとすれば、八百屋の丁稚慾れども負ず、行あれば歸るあり、かへるあれば行ありて、其賑やかなること譬に物なし、〇中略鶴人、夏は橋の上に大壯見世を出しヤス、それも天秤商ひでなく、居

雜載

酒見世などがありやすから、橋の巾がせまくなッて困りヤス、万松、橋の上の商人は、江戸にはとんと無ことでありやすね、千長、江戸で橋の上に居る商人は、はなし龜、はなし鰻を賣のと、淺草海苔をうるのと、金の耳搔が一本四文といふやつと、紙代、板行代が唯の四文といふ大小柱暦を賣のに限る位でムりヤ正、万松、暮から正月へかけては、串柿を紙に包んで水引をかけ、上へのしと書て、賣奴が折々橋の上に出て居やすせい、千長、なるほど串柿を見かけることがありやす、中々大坂のやうに屋臺見世を出したり、腰掛臺を置したりするわけには參りやせん、イヤ橋の上で六かしいといふは、日本橋でムりヤ正、朝市などに八百屋、さかな屋の類ひが荷をおろしヤスと、直に棒つきが出て、追ひ拂ッて中々一寸も置セヤセん、鶴人、さやう／＼朝通ッて見やすと棒つきが居りやす、あれを處の者は鬼といひやすせい、

〔羇旅漫錄下〕順慶町の夜見世こそ、めさむるわざなれ、暮より四ッ時までは、十町餘兩側みな商人なり、故にかひ物には夜出る人多し、

京も大坂も、夜は筵の上に古き手道具、すべていろ／＼の古器等を出し、ちひさき行燈を横にして前へうつむけ火を點す、夜中にかゝる見世いくらもあれど、喧嘩爭論なき故に、賊の愁もなきにや、これを夜見世といふ、京は大和橋邊、夜見世多し、

新町の格子先にて、古物見世をならべ、妓樓の見世先にて櫛かんざしなどいろ／＼の商人出ること、江戸人にはめづらし、

〔日本橋魚市場沿革紀要上〕本船町横店賣場板舟ノ濫觴

本船町河岸通リ之儀ハ、麻店幷船具店多ク建續キ居リ、魚商此店前ニ於テ、毎晩六ッ時頃迄ニ販賣致來リ候處、追々時間相過候ニ付、迷惑ノ旨ヲ以テ、寛保元辛酉年六月十二日、石河土佐守樣へ、店前ニ於テ魚商可引拂樣、居店ノ者ヨリ御訴申上候得バ、名主太郎兵衞殿、家主拾貳人、中裁ニ立

入リ、雙方熟議ノ上、左ノ定約ヲ以テ事濟ニ相成候ヨリ、株式同樣ノ格ヲ以テ讓引致來リ候也、

定

一此度店前之儀、各々方ヘ致和談、先年ヨリ店前ニ而商賣致來リ候者ヘ、人數相定、左之通リノ格ヲ以テ被差置候事、

一板舟壹枚ノ場所、四尺五寸宛ニ相定、右庭錢四尺五寸ノ場所ニ而、壹個月銀拾三匁五分ト相定申候、右場所、或ハ壹人或ハ貳人不同有之候共、幅四尺五寸ニテ、銀十三匁五分ノ割ヲ以テ、每月庭錢無滯其店々ヘ遣シ可申候、刻限ノ儀ハ、每晩五ツ半時迄、商賣致候筈ニ御座候、且亦雨降リ候節ハ、店下少々入込候儀、御用捨可被下候、店下通路相成候樣可致候、尤飯米御舂セ候節、又ハ商賣物出入候節ハ、御手支無之樣可致候事、

右之通リ、相互ニ致得心候上ハ、此度取極候、左ノ人數增減、又ハ外ノ者ヘ御貸被成候儀ハ勿論、向後御手前遣ヒニ不被成樣、堅ク相極候ニ付、借主勝手ニ場所讓渡度事有之節ハ、借主ヨリ私共行事迄相屆候而、行事共吟味之上入替可申候、若庭錢相滯候節ハ、私共行事迄御屆可被成候、致吟味爲相濟可申候、總而賣場所ニ於テ、喧嘩口論ハ不及申、麁店中ヘ不埒成ル御挨拶爲致申間敷、諸事行義等爲相愼可申候、仍而人別左之通リ、

一板舟幅四尺五寸、但シ壹箇所分、此庭錢一箇月銀拾三匁五分宛、

西村藤兵衞殿京間六間半、此丈四丈貳尺貳寸五分、

淺田德兵衞殿、間口木戸口內ヨリ七尺ノ處、壹尺通口道明ケ、殘リ六尺、

三尺　杉田屋四郎兵衞

同　杉田屋金七

其餘ハ間數右ニ準ジ取極候ニ付、之ヲ認略ス、

人数都合百貳拾四人

右之通リ、雙方致和談、如是相定メ、借請候處實正也、然ル上ハ、自今麻店ヲ勝手ニ付、御讓リ被成候節、跡讓リ被請候方ヘ、相定メノ店前ニテ不屆成ル儀致候者有之候ハヾ、何時ニテモ致吟味入替可申候、尤末々ニ至リ、格別御不勝手之趣有之候ハヾ、何時不限、及御相談可申候事、

右之趣、相定メ候上ハ、相互ニ帳面ニ相糺、格式ニ相極候處實正也、仍而如件、

寛保元辛酉年十一月

古事類苑

産業部二十六

商人

名稱

商人ハ、商業ヲ營ムモノヲ云フ、舊制京師ニハ、別ニ市籍アリテ、市司之ヲ統攝ス、故ニ市籍ニ在ルモノハ、居住地ノ地子ヲ免ゼラレ、仕官スルコトヲ得ズ、而シテ鎌倉幕府時代ニハ、鎌倉中ノ商人ノ數ヲ限リシ事アリ、

商人ハ、其家ニ居テ其業ヲ營ムモノト、物貨ヲ携ヘテ行商スルモノトノ二種アリ、而シテ物貨ヲ携ヘテ鬻グモノニハ、遠國ニ往來シ、各地貨物ノ有無ヲ通ズルモノト、又其居住地ノ近傍ヲ徘徊シテ、人ノ需用ニ應ズルモノトノ二種アリ、甲ハ源平時代ノ金商吉次ノ如キ類ニテ、乙ハ連雀、又ハ振賣ノ如キモノ是ナリ、又商業ヲ營ムモノニ、僧形ノモノアリ、賣子(マイス)ト云フ、或ハ女子ノ行商スルモノアリ、之ヲヒサキメ又ハヒサメト云フ、

德川時代ニハ、幕府ノ需要ヲ辨ズルモノヲ用達商人ト云ヒテ、屋敷地ヲ賜ハリ、扶持ヲ給セラル、等ノ事アリ、札差ハ、其業ハ貸付商ナレドモ、亦一ノ用達商人ナリ、

〔倭名類聚抄二工商〕商人 穀梁傳云、商人、和名阿岐比止一云商賈、一云百族、和名毛々夜加良

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按說文、商从外知内也、賓、行賈也、二字不同、商是商量字、後人借商爲賓賈字、賓字遂廢矣、說文又云、賈、賈市也、一云坐賣售也、周禮大宰注、行曰商、處曰賈、卽此義、文選薛綜注、行者爲賈、恐互誤、白虎通、賈之爲言固也、固其有用之物、以待民來以求其利者也、

制令

〔倭名類聚抄 二工商〕市郭兒 辨色立成○辨色立成、一本作二楊氏漢語抄一、云、市郭兒、和名伊知比止 一云市人、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按說文、䣊、齊之郭氏虛也、𩫖、度也、民所二度居一也、从レ回象二城𩫖之重、兩亭相對一也、二字不レ同、市郭宜レ作二市䣊一、後人增レ邑作レ郭、與二郭氏之虛字一混也、

〔類聚名義抄 四儿〕嬰兒アキムト 〔同 五立〕商 商音傷 上俗下正 アキヒト 商人アキヒト

〔伊呂波字類抄 伊人倫〕市人イチヒト 市郭兒同見二楊氏漢語抄一

〔東雅 五人倫〕商アキビト 古の時には、毎歲之秋、布穀の類、既に成りし後に、商賣之道通じたりけり、されば百貨をもて布帛に代ふるを、アキモノスと云ひ、行きて賣る者をアキビトといひし也、今も邊鄙之地にして、其俗猶かくの如し、○中略 又販夫販婦を呼てヒサギビト、ヒサギメなどいふ義も不詳、ヒサグとは、提の字讀てヒサグといふ如くに、物貨を手に提げ、肩に擔ひて賣るものをいふにや、

〔古今和歌集 序〕ふんやのやすひでは、ことばたくみにて、そのさま身におはず、いはゞあき人のよきゝぬきたらんがごとし、

〔百姓囊 一〕百姓といふは、士農工商の四民、總ての名なり、いつの頃よりにや、商工を都て町人といひ、農人を百姓といふ事になりぬ、むかし亂世の折ふし、京都の四民、皆諸方に落行、緣にしたがひ村里に在て、產業を營み、種々の氏姓集り居たるゆへ、田舍山家の民を百姓といひしより、ならはしの名とは成しなり、是より田家の農人を百姓といひ、工商の市店に集り居るを町人といへり、

〔續日本紀 二十六稱德〕天平神護元年二月乙亥、勅、淡路國守從五位下佐伯宿禰助、○中略 又聞、諸人等詐稱二商人一、多向二彼部一、國司不レ察、遂以成レ群、自今以後、一切禁斷、

○按ズルニ、右ハ當時淳仁天皇淡路國ニ御座スルヲ以テ、朝廷特ニ不虞ヲ慮リテ令セシ所ナリ、

〔延喜式 五十雜〕凡王臣家、及諸商人船、許レ出二入太宰郡內一、但不レ得三自レ此擾二勞百姓一、及糴レ米買レ馬、若有レ違者、依

法科罪、

〔大坂御式目一〕覺

一諸商人、奉公人ニ對シ、慮外仕るにおゐては、可申付事、

慶安三年四月五日

孫大夫　丹波

大坂町中

〔大坂御式目一〕覺

一町人召使候者、絹布著し申間鋪事、

一町人、刀脇差金鍔を掛、結構成拵無用之事、

付長脇差同前之事

一町人、らしや類の合羽無用之事、

辰〇承應元年　五月廿三日

〔德川禁令考四十九御用達町人〕寶暦九卯年閏七月

御用達町人著服之儀ニ付達

町人男女衣類之儀、近年猥ニ相成、延享二丑年御觸有之候通、御用達町人ニ而も、熨斗目致著用候者ハ格別、常々町人之通、絹紬木綿麻布之外、御法度之衣類致著用候ハヽ、組同心相廻召捕、衣類取上可申旨、相模守殿被仰渡候、爲御心得申達候、御支配之者共江可被仰付と存候、以上、

閏七月

〔甲子夜話五十六〕予〇松浦清ガ家中ノ者、外ヨリ得タリトテ、左ノ書付ヲ示ス、德廟〇德川吉宗御時ノ事ヲ念ヒ奉ルマヽ、爰ニ記ス、

町人共、脇指さし候義、如何樣之恰好之者ゟ帶し候と申定め等有之候哉、又は何之差別も無之、勝

手次第にさし候事に有之候哉、早く相彈し、明日式日寄合相濟次第書附、御城江可有持參候、以上、

享保五年子六月廿日　戸田山城守

右之御書附、評定所へ御小人目付御使にて、其節の町奉行大岡越前守中山出雲守へ申遣候に付、卽刻町年寄月番樽屋藤左衛門被召呼、件之御書附寫相渡し、吟味之上、夫々可申出旨申渡され候、則藤左衛門歸宅之上、同役寄合舊記等相彈、別紙之通御答申上候、依之御町奉行にて御手紙に認め、壹通は御老中御用番戸田山城守殿へ差出す、尙又壹通は御若年寄御用番加納遠江守殿へ差出す、

町人共脇指帶候義申上候書付

町人共脇指帶候義、如何樣之恰好之者々帶し候と申義、御定め無御座、古來より何の差別も無御座、勝手次第に帶し申候、然共輕き者も、晝之內は大かた帶し不申候、夜中抔外へ出候節帶し候義御座候、

一脇指寸法之儀は、七十六年以前、正保二年酉ノ七月中、一尺八寸より長く仕間敷旨被仰付候、然共町人共今以其旨相心得罷在候、

一先年より常々町人刀は帶し不申候得共、併し旅立、火事、婚禮、葬禮等之節は、刀も帶し候由申傳へ候、五十三年以前、寬文八申三月中、町人刀を帶し候義御停止より、其以後帶し不申候、然共旅立出火等之節は、格別之由にて、刀御免にて、面々帶し申候由に御座候處、尙又三十八年以前、天和三亥二月中、御停止に罷成、尤も右之節は、御扶持人の町人共一同に御停止に被仰出、然所其後御扶持人之義は奉願、旅行、出火、其外非常之節、刀御免被仰出候、但法體之者は無用に致候、幷に召連候若黨、是又無用に可致旨被仰出候、

一町年寄共、尤總町人刀御停止之後も、帶し來り候、若黨も刀帶させ候處、三十八年以前、天和三亥

年二月、總町人刀帶し候義、御停止被仰出候に付、帶し不申候、御尋に付、右之段申上候、以上、

享保五子六月廿四日　　中山出雲守　大岡越前守

〔柳葊雜筆二〕商人は刀を帶するのみ、太刀を佩ることなし、職人輩の輩にても知べし、應仁兵亂の後商人みな僭上して兵士の如く太刀を佩、弓箭を握、軍役に從ふこと、堺の染屋、京の茶屋の如し、天和三年二月廿六日、令せられて、都て町人の二刀を帶することを止られしときけり、

〔德川禁令考五十雜業雜商〕寛文十戌年

前髮付之商人停止

覺

一今度御觸有之、前髮付之商人共、前髮おとし、商賣いたさせ可申候、自今以後も、右之通之商人を拵、無作法成儀爲致申間敷候、若違背申候者於有之は、急度可申付者也、

戌二月

右者二月廿八日御觸、町中連判、

〔延喜式四十二東西市〕凡市人籍帳、每年造進、〇中略

凡居住市町之輩、除市籍人令進地子、即以充市司廻四面泥塗道橋及當堀河等造料、其用帳年終申送、

〔漢書二十四食貨〕賈人有市籍、及家屬皆無得名田以便農、師古曰、一人有市籍、則身及家內、皆不得有田也、敢犯令沒入田貨、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁斷市籍人仕諸司諸家事

右得左京職解偁、凡在市籍者、市司所統攝、而市人等屬仕王臣家、不遵本司事、加召勘則稱高家從者、要結衆類凌轢官人、違亂之甚無由禁止、望請施嚴制懲將來者、右大臣宣、奉勅朝家之制、別置市籍者、

専事商賈、不預他業、而今如聞去就任意、好仕勢家、家不加簡閲、竊自容過、假以威權、擅其奸濫、既忘司存、似無憲法、是而不肅、豈云善政、宜一切禁斷勿令更然、諸司諸院及諸家、知而不糺、責其知事者、必科違勅罪、四位已下無位已上、如有隱仕者、同科違勅罪、仍須錄其犯過、具狀申官、但市人於職家決杖八十、右京職亦准此、

貞觀六年九月四日

〔漢書二十四食貨〕孝惠高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井子孫亦不得宦爲吏、

〔唐六典三戶部〕工商之家、不得預於士、食祿之人、不得奪下人之利、

商人數

〔吾妻鏡二十二〕建保三年七月十九日丙午、町人以下、鎌倉中諸商人、可定員數之由被仰下、朝光奉行之、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年四月廿九日丙午、鎌倉中商人等可定其式數之由、其沙汰、外記大夫倫長奉行之云云、

待遇

〔京都御役所向大概覺書三〕町人受領之儀に付相觸候書付之事

一洛中洛外之町人受領幷呼名之儀に付、寶永四亥年、松平紀伊守殿江、安藤駿河守、中根攝津守寛相觸候覺、

一諸職人幷諸商人受領之儀は、一代切之事に候處、其辨無之、先祖江被下置候口宣を子孫につたへ、永々受領名唱來候もの有之由、向後左樣之儀、堅仕間敷候事、

一向後受領申上候もの、又は古來より受領名唱來候而、今度相改受領願申度ものは、無遠慮願可申出候、尤奉行所江一應可相屆事、

附口宣不致所持候得共、唯今迄心得違候而受領名唱來候ものは、可令赦免候間、相改願可申上候、自然私に受領名付、押隱し罷在候におゐては可爲曲事候、

一受領名之口宣を他人江讓り、又は他人より受之唱候儀、一切仕間敷候、自然唯今迄、他人より受之受領名唱來候もの於有之は、斷可申出事、

附國名并官名下司付不申、呼名計に仕、又は家名に用候儀は不苦候事、

國名并官名下司なしに唱候儀、たとへば近江大掾を近江と計、又は主水正を主水と計申候得ば呼名に成申候、

右は松平紀伊守殿江相伺、洛中洛外相觸、其以來者、受領願は奉行所江伺候上、堂上方江相願申候、京都より諸國江散在之分は、御障儀共有之に付而、右之節改不申候、洛中洛外計此趣申渡、

〔德川禁令考御用達町人四十九〕文政四巳年十二月

水戶殿屋形江立入候用達町人江苗字帶刀差免候儀に付懸合

水戶殿屋形江立入候用達町人共之內、夫々身分段取有之、扶持方等被給、屋形用向に而は、仕來之通、苗字爲相名乘、裏附上下役肩衣被差免候、〇中略

十一月

〔御當家令條三十一〕覺

一町人刀帶し江戶中徘徊之儀、堅可爲無用、但免許之輩は制外之事、〇中略

一御扶持人之町人刀御免、但法體之ものは無用之事、附召仕之下人、是又刀無用之事、

右刀御免之輩　呉服所七人　金銀座七人　本阿彌七人　狩野九人　大佛師左京　木原縫殿助　大久保主水　伊勢屋佐兵衛　岩井與左衛門　丸屋喜右衛門　辻彌兵衛　伊阿彌角兵衛　土屋右衛門　臺屋五郎右衛門

申〇寛文八年三月廿日

〔我衣〕天和比迄ハ、御用達イヅレモ帶刀ヲシタリ、貞享年中、男伊達ハヤリ、素町人ニテモ仲間入サ

へ致セバ、帶刀ヲシテ熊谷笠ヲカムル、是ヲ白柄組ト云、大小ノ神祇組トモ云、此男伊達ニテ諸人難儀ニ及ビシ故、中山勘解由盜賊奉行ノ節、不殘取挫、御旗本ノレキ〳〵マデ、急度遠島カイエキニ被仰付、其節町人帶刀ノ事、御用達共御停止被仰付、

〔江戸御用留〕伊勢守殿江封候而常阿彌を以進達

新藤鉛藏　河津三郎太郎

江戸表御用達御扶持方之儀に付奉願候書付

書面願之趣、先難被及御沙汰候旨、被仰渡奉承知候、

巳〇安政四年十二月　竹内下野守〇函館奉行

箱館奉行所附御用達　淺之助　角兵衛　昌三郎

右之者共、去卯年三月、御用達被仰付候已來、御用向格別出精相勤罷在候處、追々箱館表におゐて、異船江相渡候欠乏所仕入方、多分之金高にも相成、箱館表御用達而已に而は、諸品潤澤相成兼、殊に先般伺置、未御差圖は相濟不申候得共、彼我同樣、所相場を以て相渡候得共、是迄と違、利潤も格別相減候間、別而融通等にも差支可申、其上來春は西國船數多入津可致旨、エセントライス申居候趣も有之候に付、豫め手配不仕候而は、土地常用之品に茂差支可申候間、江戸表御用達江、右之趣差含、仕入方申談候處、都而元直段精々吟味仕、聊分合相掛不申、金子繰替差贈、彼地に於而、相當之相場を以、異船江御渡有之、一兩年御過相成候はゞ、聢と御益筋も御見据相立可申候間、其上に而、最初差贈候品より、取代江何程と分合御定相成、爲御手當御下被成下候はゞ、至冥加相辨、相勤候廉も相立可申段申出、如何にも奇特之義に付、申立候通申渡、此程御差圖相濟候、江戸會所におゐて、取扱御用品名目に而、海運爲致候樣可仕、將亦會所出來、諸產物取締爲致候にも、一際御用相當、一時繰替金も時宜に寄爲致候義に付、右三人之もの儀は、會所頭取に仕、外用達申付候もの差

配爲仕候に付、一應之規摸相願候はゞ、別而差はまり可申と奉存候間、いづれも御扶持方三人宛被下置候樣仕度、尤文化度は、會所御登金之内を以、石代渡に候得共、いまだ初發之儀、殊に何れも身元宜もの共、御藏渡に候得ば、規摸にも可存候間、町方幷御勘定所御用達同樣、御藏渡に被成下候樣仕度、此段奉願候、以上、

巳○安政四年 六月

〔寶暦集成絲綸錄 二十九〕延享三寅年七月

御勘定奉行江

御用達町人屋鋪願之儀、支配により、吟味之上願出し候付、上に而吟味は無之事候、向後は御代々年久敷相勤候者、又は御代近き者に而も、當時御用格別精出相勤、御用筋茂多有之、別段之譯に候ば、願出し可申事に候、併御代々年久敷相勤候者に而も、當時差而御用も無之、繁々不相勤者江は可被下筋に無之候、當時御用格別多相勤候者も、差續十年相勤候ば、吟味之上、願出可申候、繁々相勤候迚も、年數不足之者は被下間敷候事、

右之趣を以、隨分吟味を詰、町屋敷願可被出候、以來若被下間敷筋之者を相願、町屋敷被下、追而相知候者、其支配之可爲越度候條、入念可被遂吟味候、

但只今迄町屋敷被下旨申渡相濟候分は、其通に候間、場所願之儀可申出候、

七月

〔御勘定所御用達〕朱書文化十四丑年七月廿二日、封候而下野守殿江林阿彌を以、山城守上る、同年十二月八日、下野守殿青木忠左衞門を以、御下ゲ承付致し、翌九日同人を以返上、

但此承付濟候而も、清兵衞江は申渡間敷旨、青木忠左衞門申聞候、尤地所取調相伺候得ば、其上に而御書付相渡候積りに付、其節清兵衞江申渡候而宜旨、忠左衞門申聞候事、

書面願之通、御勘定所御用達鹿島清兵衞江町屋敷被下候間、地所之儀は、取調伺可申旨被
仰渡、奉承知候、

丑十二月八日　永田備後守（人〇下三略）

御勘定所御用達鹿島清兵衞町屋敷被下之儀奉願候書付

永田備後守（人〇下三略）

御勘定所御用達　鹿島清兵衞

天明八申年十月、御勘定所御用達被仰付、御扶持方三人扶持被下置、寛政元酉年八月、苗字御免被
仰付、同四子年四月、町會所用向取扱申渡、文化四卯年五月、永々苗字御免被仰付、當丑年迄、御勘定
所御用達三拾ヶ年相勤候內、町會所用向取扱廿六ヶ年無滯相勤申候、
右清兵衞儀、寛政四子年、町々圍穀藏新規御取建有之候節、御勘定所御用達拾人一同町會所用向
爲取扱候儀、伺之上申渡候內、追々御免相願候もの有之候處、清兵衞幷森川五郎右衞門儀は、起立
より引續出精相勤候に付、永々苗字御免被仰付候處、其後も年久相勤候に付、格別之御稱美も被
成下候樣仕度、私共評議之上、年始八朔御禮之節、御目見被仰付被下候樣仕度旨、去る戌年以來兩
度迄奉願候處、御目見之儀は難相成旨被仰渡候、其後五郎右衞門儀は病死仕、最早當時に而は、起
立より引續相勤候ものは、清兵衞壹人に罷成、町會所用向、當丑年迄貳拾六ヶ年、無惰怠相勤候間、
此上勤功相立不申候而は、外御用達共一同、氣請にも拘り候儀に付、猶亦評議仕候處、先達而御目
見之儀相願候節も申上候通、右之者は豪富之身上に御座候、一と通之町人共に候得ば、聊に而も
心志を勞し候儀は厭ひ可申處、清兵衞儀は、御用達も被仰付候ものに御座候得ば、御用向大切に
相心得候は勿論に御座候得共、一體貞實成ものに付、右體之心取を離れ、御國恩を思惟致し、冥利
を以、年來致出精候儀は、奇特成儀に御座候、殊更右用向爲取扱候手代共儀も、夫々人物も格別に

相撲み召抱候に付而は、雑費も不少哉に相聞、右之通に而は貳拾六ヶ年之間、日々御救米錢渡方、其外御用達共取扱候儀に付、是迄聊不正之筋も無之、去る寅年大火之節、町々類焼之もの多分之人數御救筋之儀も有之、其節は會所金有餘も無之手薄にて、御趣意通之御手當も行屆兼候節も、清兵衞五郎右衞門兩人、格別重も立取扱候故、外御用達共一同相勵、繰替出金も仕候儀に而、彼是危急之御手當も行屆、窮民艱難を遁候もの共不少は、必竟御仁惠之御趣意勿論之儀に而、且は右のもの共格別之取計にも寄候儀と奉存候、右樣數年來出精仕候儀は、不容易勤柄に有之、卑賤之ものに候得ば、一旦之奇特筋有之候而も、夫々御稱美被成下、農民は田畝御年貢免除被仰付候歟、又は白銀等被下置候も有之、工商之類に而も、夫々被下物も有之、御勘定所御用達之内にも、石橋彌兵衞儀は、苗字御免被仰付、其後町屋敷被下置、去る亥年より年始御禮之節、御目見茂被仰付、并蝦夷地御用達田中金六儀茂、右同樣三等之御稱美も被成下候類例茂有之候得共、清兵衞儀、町會所用向取扱に而は、自然勤功にも難相立趣に相成候而は、歎ヶ敷儀に奉存候、必竟町會所迚も、御用向之儀に付、何卒彌兵衞金六兩人之振合に無御座候共、此節一等之御稱美被成下候樣仕度奉存候、此上万一凶年飢歳、非常之患難有之候節、右のもの共格別に出精不仕候而は、専要之時節に至り、御救筋も行屆兼候樣成儀有之間敷共難申、旁以向後一同之勵にも相成候儀に付、猶又御目見之儀、奉願度奉存候得共、再三押返申上候も恐入奉存候間、可相成儀御座候はゞ、石橋彌兵衞、田中金六江町屋敷被下置候類例を以、清兵衞儀も相應之町屋敷被下置候樣仕度奉存候、左候得ば、數年來之勤功も相顯れ、猶更御國恩を奉存、永々御惠を難有可奉存、然る上は御用達共、益精勤も可仕儀と奉存候、依之奉願候、御聞濟も御座候はゞ、町屋敷地所之儀は、猶又取調相伺候樣可仕と奉存候、

朱書　但元寄合醫師前川玄德拜領町屋敷、神田小泉町坪數七百坪餘之地所、上り地に相成有之候處、

用達商人

文化三寅年七月、西丸奥御醫師柴田玄泰、石橋彌兵衞兩人江被下置候儀に御座候、以上、

丑六月

〔甲子夜話續編一〕重キ御祝儀御能ノトキ町人見物ノ事

御能見物ニ出ル町數八百八町、見物ノ者人數五千七百十四人、○下略

○按ズルニ、德川幕府ノ時、營中ニテ町人ニ能樂ノ陪觀ヲ許スコトアリ、樂舞部能樂篇ニ載ス、參看スベシ、

〔文政十一年武鑑〕金銀爲御替御用達

三井組　三人フチ するが町 三井次郎右衞門　三人フチ するが町 三井三郎助　三人フチ するが町 三井元之助

拾人組　三人フチ 南かやば町 竹川彥太郎　三人フチ 三田新あみ町 荒木伊左衞門　三人フチ 品川町 奥田仁左衞門

三人フチ おわり町 島田八郎左衞門　三人フチ 田所町 小野善九郎

上田組　するが町 上田三郎左衞門　同所 上田傳之助　同所 上田金十郎 ○中略

御勘定所附御用達御奉行支配

尾州白鳥住居 江戸南かぢ町一丁メ 中村屋七兵衞　京住居 するが町 三井八郎右衞門　北さや町 松澤宗十郎 ○中略

廻船御用達棟梁　大坂戎島町住居 江戸かいぞくばし坂本町 笘屋久兵衞　御廻米廻船御用達 大坂立賣堀 助右衞門

江戸南新堀二丁メ 佃屋勘左衞門　御直雇廻船御用達 江戸靈がんじま 大坂ゑびすじま大川端 筑前屋新五兵衞

御廻米廻船御用達 大坂江之子島住居 江戸南飯田町 廣嶋屋平四郎　御廻米廻船御用達 勢州桑名住居

敦賀屋庄右衞門　御廻米廻船御用達 遠州掛塚住居 高塚屋吉次郎

〔町人考見錄四〕吳服所共

一御公儀吳服所、幷に京都にて諸大名方の名代の吳服所用達共、何れも身上よろしきは無之、段段困窮致申候、元來商人に、かならず吳服の元直段に步附をとり、又御合力米御扶持方を申請、畢

覺町人心を忘れて武士の樣に心得、外へ出れば袴を著、子供は不斷其殿の家來なんど、大用に見せ掛、子供の時より如此育ち候故、ものはへぬ侍の眞似をして暮す故、銀はたまらず、借金買掛りは次第に出來、其上近來何方の御屋敷も、御儉約の元[illegible]諸事を改め、呉服者も諸方の店々を聞合下直なるを調ひ、數物の入用なれば、入札にて申付る樣になるまゝ、次第々々に御用はすくなく、今はむかしの由緒くらき出入のかんばんにも、少々づゝの注文を受け、御公家樣の御殿の樣に、家は大きく人はすくなし、上京の家々も鳥のねぐらの聲立て、庭木の影に春の日の、昔しのぶの學生で、名計の家居とぞなりにけり。

〔幕令拔抄五〕御本丸、西丸、御小納戸幷御廣敷御用御繪具、御繪筆、刷毛等之類、御用相勤候繪具屋五兵衞と申者、御細工所江相願候は、近年繪具類附商賣に仕候、數多に相成候、極上之品、京大坂へ申遣候へ共、品切有之候哉、申遣候、繪具手廻り兼候に付、御用繪具仕合等吟味、餘慶貯置候義相成兼、自然と撰立、吟味も行屆兼、難義致よし、依之於江戸表、繪具會所右之者へ被仰付、京大坂問屋共より、江戸表江差下候繪具荷物、同人方へ不殘差下、江戸表繪具商賣仕候者ども買受、商賣仕候樣仕度、左候へば、右之者共江は、元仕入之儀に候間、京大坂問屋共へ懸合候上にて、直段之義は、是迄より五厘方も引下ゲ賣渡可申、其上是迄とは違、運賃難船等之諸入用相掛不申候に付、江戸表にて商賣仕候者共、勝手に可相成哉と存候旨、京大坂問屋共より、五兵衞方江買受候義は、是迄大抵五分增金出候に付、問屋共不勝手之樣に相聞候へ共、是迄之通り、口々へ荷物差送り候而は、殘金或は不足金等も有之趣、致承知候所、現金に受取候義ゆへ、却て勝手に可相成哉、右之通仕候へば、京大坂問屋ども、江戸表繪具商賣仕來候者ども、不勝手之筋にも無之、五兵衞義も、一手に荷物引受候樣相成候へば、御用繪具吟味も行屆候、數多中より、最上之品を撰立圍置、御用御差支無之樣仕、其外御普請御用等の節も、無差支差上候樣仕、永々御用相勤度、願之通被仰付候ば、京大坂問屋共、

江戸表繪具商賣之者へ、一同被仰付被下候樣相願、冥加上納之義も申立候段、御細工頭申上候所、右體新規會所等之類、容易に難被仰付趣に候へども、御用之御繪具怔合吟味等行屆兼候よしをも申立候義に付、右願之通り被仰付候而も、大坂表問屋共、相障り候筋無之候哉、否之義、得と相糺し可申上旨、委細被仰渡奉承知候、

天明三卯年正月十七日

〔撰要類集一被仰出〕天保三辰年九月十日

大目付江

○○○○葵御紋附挑灯之儀に付、此度別紙之通相觸候付而は、諸家江出入之町人ども、其家々ゟ葵御紋附之挑灯請取置相用候儀、急度無用たるべく候、是迄御用達町人共江渡置候御紋附挑灯江、以來は其役所々々之名目を認相用候樣、頭支配江可被達候、

〔町方御用達〕近例御見合

館市右衛門○江戸町年寄

弘化二巳年八月三日

御月番左衛門尉殿○江戸町奉行遠山景色

一仙波太郎兵衛、重病に付御用達御免、悴御用達願之儀書上、

但悴榮助見習勤罷在候もの、同月八日、願之通被仰付候、

和泉守殿

町方御用達內藤佐兵衛御用達御免、幷跡御用達願候に付奉伺候書付、

井戸對馬守

池田播磨守○御勘定奉行

町方御用達

內藤佐兵衛

札差

同人弟
內藤粂次郎

右佐兵衛儀、天保十四卯年より、町方御用達相勤罷在候處、當八月中より病氣差發、追々重體罷成難儀仕候に付、御用達御免相願、弟粂次郎を此度養子に仕、引續御用達被₂仰付₁被₂下置₁候樣、外御用達一同相願候旨、町年寄ども申立候間、願之通可₂申付₁候哉奉₂伺候、

朱書 文化九申年、町方御用達小林勘平病氣に付、御用達御免相願、悴小林勘助江引續御用達被₂仰付₁候例も御座候間、本文之通申上候に御座候、

巳上

子〇嘉永五年 十二月

井戸對馬守 池田播磨守

〔世事見聞錄 五上〕諸町人之事

扨又金貸の類にて、淺草御藏前札差といふ者、希有に十分の勝手を得、富る者也、是は御旗本御家人の祿預り、公儀を引當に取て金銀を貸す仕方にて、何の勞煩もなく、聊の遲滯もなく、押へ取にする也、當時札差、九十六軒有、御旗本御家人數萬人の身上を纔九十六人にて引請、依而壹人にて數百人を請込て、人々の分限に應じ金子を貸込み、何れも分限高の內、四分一か、三歩一か、又借金の多分有は、半高其餘も利足に引取程に、貸込しもの也、夫は右の如く期月の延縮もなく、年內三季の御切米渡次第、直取込なり、是等御旗本御家人の身上を逸々見透し、其人の勤の仕來る程の不都合をも不₂構、九死一生の難儀に逼りし迚も聞入ず、無禮を振廻、存分に武家を犯して、莫大の利益を貪るもの也、右之九十六軒、何れも大造に奢り暮し、其入用一ヶ年金千兩づゝと見積りても、九十六軒にて九萬六千兩也、是全く數萬人の御旗本御家人の衰るゝ所なり、尤內實凡九萬六千兩如き事にはあらず、凡三十萬兩づゝ取込事に密に承りぬ、然るを先九萬六千兩と見積しも、今の相場に當れば、米穀大概三十萬俵なり、三十萬俵の米を作り成す、右何十萬の土民のいか

に精根や盡しけん、又內實の三十萬兩に見積りなば、合て百萬の土民の汗膏ならん、然るを金銀之威にて苦勞もなく九拾六人奪取る也、天下國家に勤る百萬の土民の汗膏を、彼町人の流義にて、勤もなく年貢もなく身も勞さず樂々として取り、又身命を限りて國家に勤勞を盡す數萬の御旗本御家人、右之通り身上を過半犯し費されて、三季の御切米を我手に取る事もならずして困窮するなり、其內には困窮餘りて、種々の惡事をなし、末々御法度を犯し、末は家名を他人に讓る事と成行もの出來る也、是右の札差が手傳て此成行にするなり、此業體昔は葭簀張の水茶屋にて、御切米を請取に出し侍共の休息所なるが、少しづゝの金子を貸事を始、其後追々力を得て、相應の身上に成り、天保年中、始て御定を請しといふ、其後追々力を得て、夫より以來年々に威勢廣大になりて、今右の仕合なり、扨右體莫大の利潤を得る事なれば、御旗本御家人は、大切之得意旦那にて有けんを、當時は格別麁略に取扱、二階の狹き所江通し、良久敷待せ置て、應對を手代共に任せ、自身は逢ふ事なく、如何樣に申入たりとも、病氣又は他行などゝ斷て面會に及事なく、已は日夜遊興にのみ過行なり、只自身に勤るは行司に當りたる時、御藏の中の口といへる詰所へ朝六ッ時に出、御藏の切米切手の出入を取扱、八ッ過て歸る也、是も以前は手代共を出したるが、寬政度の御改革の時、責て自身に出べしと被仰渡たる也、札差九十六人なるを六組に割て、一組十五人程に而、一ヶ月ヅヽ順番に月番を勤るなり、一ヶ月之內、結所にて酒食の奢格別の事にて、入用多分なるを、近頃省略にて、辨當料金百兩程と定めしといふ、今五百石の武士は一ヶ年百兩の暮方は出來兼る也、五百石の武士の一ヶ年の暮方程なるを、一人一ヶ月の辨當に費す也、尤此詰所へ手代共を連行て用向を取扱せ、銘々は今日は何方の料理、明日は何方の料理など、江戶中に名ある所の珍味を取寄、相互に遊里其外にて全盛を盡す事を語り合、又は退屈の紛れは、賭ヶ碁賭將棊を成し、甚きに至ては小判金を添へて博奕をする也、此風情を以て、其餘の驕奢强勢な

る事を察すべし、此月番の事のみ自身に出て、其外の事は悉く皆手代に任せ置き、大名の如き氣象に成て、年中手代共に任置處の金銀をねだり取て、遣ひ捨る事を常とせり、右の振合にて、御旗本御家人の取扱向は、悉皆手代共なるが、是又應對方と唱へて、强情なる人物を撰みたるものにて、無禮至極のもの也、

〔札差業要集 中〕御切米渡方御仕法札差行司勤方之事

一以前は、御切米渡方札差も、玉入も無之、御武家方御藏米取、銘々御名前、家來方、御藏江持參、差札場江差之、右順を以相渡し、御武家方直に請取來處、御藏最寄之諸商人共、遠方之御武家方ゟ被賴致差札、又は不拘遠近、御切米手形預り、前金致用立等に付、其町人共御藏江罷出、差札仕、米金請取樣に相成、當文化十三子年まで百三十ヶ年程以前、天和年中之頃ゟ、差札を玉に拵、玉落名前順を以、米金相渡し、差札場を玉場と唱、所々方々之諸町人共、御切米手形引當、前金之用立專に仕、返金滯及出訴者多有之に付、淺草御藏前に住居之者之内には、御城御廻米御藏納に罷出る諸國在々之名主百姓之宿仕、納方之儀に付、御藏江平日罷出者多く、或は御武家方御切米御扶持方拂米賣買之世話等、米商人其外御藏近邊住居故、御切米取御武家方、幷御家來衆諸買物等被致、御切米御扶持方渡、被待合候休息所にも被致、又運送方人馬船車之世話等致事にて、自然と御藏通御勝手も存居、御武家方に而も、他所と違、御藏最寄宜有之に依て、右之者共、町御奉行所江人數御極之義、御訴訟申上、九拾三ヶ年以前、享保九辰年中、南御奉行大岡越前守樣江願出、御吟味之上、人數百九人に札差株式御定被下置候、併御藏方に而は、其後も札差名目御取用無之、以前之通り御武家方之使名目に而、札差之名前家名不相記、使誰と其札差之名差札に認、玉入御米金請取儀にて、札差百九人は、片町森田町天王町三組に而十五人に、月行事相勤る事には有之共、其頃は如當時、中々寄合所に而、諸向之取扱御札方屆等之掛合致義抔も無之、御手

形向も御書替所江札差銘々ゟ直に入、直に受取、行司平日御用向無之、御藏御用向も御切米御扶持方共、日々新規玉入に而、振掛の玉は、日々取捨に相成故、玉扣と申も無之、玉落當日御金渡し、翌日米渡兩名に而、米渡延候へば、其翌日玉場を休に付、振溜之玉も無之、渡し後れと申茂無故、日々之諸渡り方伺と申も、御場所見廻りも無之故、切れ金は御金場に而請取人ゟ直に差出、引替に相成、端石は日々に直渡しに付、端石調と申も無之、出米引拂之御届も無之、仲間用向も宿替廻狀は不差出、新規宿引請之分計差出、并渡し方等之廻狀も在之ば、箱元宅ゟ順達にて觸出る事に而、唯御藏米相場而已に而、是も相場高下等不及伺、箱元行司印形に而、自分相場書上、御藏江持仕ると申儀も無之、日々銘々より御藏江差出、下代之內、日行司と唱候者、米相場極次第、張紙差出す迄に而、今以米相場は、日行司印形を以、書上仕來る、尤其以前は御藏番衆宅、御藏壹番堀ゟ八番堀迄之堀々、水門際に有之、日行事米相場極候得ば、其御藏之堀之御藏番衆江計相場書差出來、寶暦四年迄は、御作事飯米、猿樂御扶持方抔は、行司ゟ書上無之、其年ゟ行司立合御申渡有之而も、其後も當日に右兩樣は書上不申、日數相立候而、御催促有之趣も記し有之候、其後寶暦之末、明和之始め頃ゟ、月行司と唱候行事ゟ、右所々御藏番衆江、日行司ゟ差出し置候相場書、其當日一日分一紙に相認、撰書と號し、御役所に差出儀に相成、今以日行司月行司兩方ゟ、一通ツヽ兩通共、御役所に差出候得共、內壹通は御勘定所江相廻り、壹通は御藏之御扣に相成候趣に承り傳へ候、其後明和之始、御藏番衆御門外御構土手內に、御長屋出來引移りに相成候得共、御水門は今以御藏番衆之樣に而、上中下三御門は、則御門番方之掛り有之、其頃は前體故、中之口福祥院座敷向、仲間相談寄合等には、借座候得共、平日詰切之行司は無之、一體札差株最初御願御取極之砌は、銘々本業有之、札差兼罷在、手薄之者多納宿抔被致、札差株は持居、別に金主金元抔申者有之、其取次札夫江株名題を貸、定り候札差業體支配人も無之、自身は家內に

能在、家業筋對談、諸勘定金銀出入等取扱、殊に御廻米納方、并米商賣之者多有之、買出賣手抔申手代、御藏通江差出、御切米御扶持方等出米爲取捌、又は相場高分に寄買取、藏詰引取見世賣等にも爲致、并日行事も爲相勤來處、後年納方仕者は、其名前、悴又は二男三男親類手代、并兄弟等江相讓、或は外業難相止、安永四未年、天王町組伊勢屋清左衛門、札差株は後藤屋久八江相讓共、納宿は矢張伊勢屋清右衛門所持に相渡し候、右體主人に而兩家業致來者、其以前迄は其外にも有之共、先大體は一同札差本業に相成、自分入用米は格別、米商賣之者無數、御藏出米は御藏近邊之米屋仲間江多く賣渡樣相成候、尤札差最初起立之砌、人數百九人相願候内に、伊勢屋、坂倉屋、大口屋、和泉屋抔、同家名之者共數多有之事は、一體其時分ゟ、百九人一同不殘札差業相始候には無之、自分之弟同二男、或は年來召仕候手代等之名前も差加、持株に相願置、後年に至、則別家出見世等之名目を以、札差家業相始る者も多く有之故也、

〔敎令類纂二集八十三〕享保八癸卯年二月

覺

京橋鈴木町　伊勢屋　八郎兵衛

右之者、今度江戸御藏納米之事請込相勤、其上御切米取之面々御借米之用向、並勝手向仕送り筋之事、相對次第に引受申筈候間、被申付度面々は、八郎兵衛會所江家來差越、委細被承屆、相對之譯、事濟候はゞ、被申付候樣、御組中江可被仰談候、乍然今度總御切米取之面々、不殘右之者請込候事は難成候に付、可成程は請込、其餘は斷申筈に候、其上に而一ヶ年も相勤、働之樣子次第、仕送り之人數をも增候樣に可罷成候、

〔舊札差人村林建藏所藏〕定

一札差仲間奥印受合金之外、他所之金子奥印並諸受合印形等、似寄候義にても、一切不仕候事、

一御用立金利足、幷米代金利足、御扶持方利米之義者、奥に書改置候事、
一御用立之金にて、禮金幷御酒代ヶ間敷義、一切受取不レ申候事、
一御屋敷樣方、年々三季御切米御勘定目錄隨分入念認差上候義に御座候へ共、御屋敷樣にても、御銘々樣猶又得と御改、御受取可レ被レ成下レ候、其上にも、若相違之儀御座候はヾ、其次御借米御切米御張紙出候前迄に可レ被二仰下一候、其節早速御勘定目錄仕直し差上可レ申候、年月相立被二仰下一候ては、混雜仕直し差上候儀難レ仕候に付、此段兼而御斷申上置候事、
一御屋敷樣方より、米金其外御對談向之儀に付、御當人樣御掛合難レ被レ遊節は、御親類幷御家來衆樣を以、被二仰下一候節は、御對談可二申上一候、其外の御方樣、次に諸浪人幷町人を以て、被二仰下一候節は、及二御對談一不レ申候、爲レ念此段兼而御斷申上置候事、
一他所より若金子御預け被レ成候節者、何屋誰方に而者、此印形を以、金子預り證文差出可レ申候、尤大帳の始に、右印形致置候間、御引合可レ被レ下候、爲レ念此段申上置候事、
右之通、堅相守可レ申候、若相背候者有レ之候へば、其月の行事へ御屆可レ被レ成候、

嘉永四亥年十二月　天王町組行事
片町組行事
森田町組行事

前書六ヶ條之內、御用立米金利足幷利米之儀、寛政六酉年九月中、御改正被二仰出一、御用立金利足之儀は、一ヶ月金壹兩に付銀六分宛、幷御扶持方御壹人扶持に付、御取越米御用立之節、初月一ヶ月者五合宛、翌月より二合宛御定被レ成下置レ候處、天保十三寅年三月中、厚奉レ對二御趣意一、御用立米金利足之儀者、金壹兩に付一ヶ月銀五分宛に利下げ仕、御取越米御用立利米之儀は、前々之儘差置、其外高利月踊之利足等受取不レ申候、

右者今般仲間組合再興被仰付候に付、井戸對馬守様御番所へ奉申上相定候、以來急度大切に相守可申候、仍如件、

亥十二月　　三町　總札差

（舊札差人村林建藏所藏）借用申金子之事

一金百拾兩也㊞　壹ヶ年元金貳拾兩減借用

一金拾兩也㊞　夏勘定借用

右是者、我等無據要用に付、御切米書入、爲前金借に借用申所實正也㊞、返濟之義者、年々三季御切米手形印影相濟次第、無相違其方　可相渡間、書替所兩裏判被調、御藏被致差札、玉落次第、米は御藏庭時之相場に賣拂、金壹兩に付、壹ヶ月銀五分宛利息を加、元利共無斷引取勘定可被申候、尤如斯相極、御藏宿申付候中手形差留直受取等、堅致間敷候、若又勝手に付、御藏宿外に引替候義も有之候はゞ、借用金元利共、新規御藏宿より爲立替、皆濟之上、宿引替可申候、其節少も相違申間敷候、爲後日、御切米書入借用證文仍如件、

慶應四辰年二月　　遠山鐵助印

伊勢屋四郎三郎方へ

（舊札差人村林建藏所藏）借用申金子之事

一金拾五兩也㊞　春勘定借用

右是者、我等無據要用に付、御切米書入、爲前金借に借用申所實正也㊞、返濟之儀、年々三季御切米相渡次第、相定之利足を加へ、元利共無斷引取勘定可被申候、爲後日御切米書入借用證文仍而如件、

慶應四辰年正月　　石井平大夫印

伊勢屋四郎三郎方へ

〔翠園漫錄〕札差米相場の事

米の相場は、札差に附屬したる賣方、則米買入人と相對にて取極るものとす其仕方は、袂の中へ手を入れて握るを慣習とす、其握方にて、何石替といふことを知り得るものとす、相場取極りたる上は、賣方より行事へ屆出、行事より其相場を倉役所へ伺出るものとす、大抵相場を上げさする故に、幾分か低價に積り置くものなり、而して賣方の利益は、札差が武家より三十五石に付、二分の利を受取り、其中より二朱を賣方へ渡すものとす、

〔教令類纂二集八十三〕享保四丁卯年十一月

町奉行江

淺草御藏米札差とも、向後定行事九人申付、右之者江諸事爲取計、札差共組合を立、定行事一人宛差加、九組可被申付候、御切米取續よく相成、札差共も痛に不成致方相談之上可申出之旨申渡置、右之趣申出候はゞ致勘辨、雙方持合宜方に可被申付候、則申渡之案相渡し候、

札差共へ申渡之案

近年札差共、諸事取締不申、先達ても申渡候趣、相違之樣相聞不埒候、此度定行事、誰にも申付、上下著用被成御免候間、札差共組合九組相定、万端定行事共申合、御切米取米金手支無之樣に可仕候、

〔札差仲ヶ間條目帳〕一天王町組、片町組、森田町組、三組にて、一組月行事五人宛、都合拾五人宛月替り順に相勤可申候、尤勤方之儀は、毎月御扶持方、三季御切米、其外不時御出米有之候節は、月行事自身罷出、御拂米直段高下相改、無相違樣直段書上可致候、且又月行事勤方之儀は、下代にて一組に五人組、三組に而都合拾五人宛、平日共、會所へ差出置、御藏御出米有之節者、一ッ御場所へ三組に而三人宛罷出、御出米廻し俵之鬮振、其外御出米御場所引拂等之可致世話候、見廻り行事之儀

は、三季御切米之節計り、日々三組に而拾人宛、自身罷出相勤可ㇾ申事、

〔享保撰要類集九上米穀〕淺草御藏札差共、組合を相定候儀、如何可ㇾ有ㇾ御座哉の旨、先達て申上候處、先組合をいたさせ、其上にて不ㇾ宜筋も有ㇾ之候はゞ、相止させ候樣に可ㇾ仕候、此段相談可ㇾ致由被ㇾ仰渡ㇾ候に付、猶又何も申談候處、組合を相極、外に障無ㇾ御座ㇾ候間、申付可ㇾ然奉ㇾ存候、若組合にて不ㇾ宜儀有ㇾ之候はゞ、其節相止可ㇾ申候、御觸の儀は、見合候て差支も候はゞ、追て可ㇾ申上ㇾ候、且又御代官納宿仕候者には、百姓共御藏納の節、入多懸不ㇾ申樣に可ㇾ仕旨可ㇾ申渡ㇾ候、以上、

享保九年辰七月十三日　町奉行　御勘定奉行

書面之通可ㇾ仕旨被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ畏候、以上、

辰七月十九日　町奉行　御勘定奉行

〔撰要集五ノ六札差起立〕御藏前札差起立書

一安永七年戌九月中、牧野大隅守樣御番所樣江、札差一同被ㇾ召出、於ㇾ御白洲ㇾ被ㇾ仰渡ㇾ候は、札差共仲間家業體仕法條目帳認可ㇾ差出ㇾ旨被ㇾ仰付ㇾ候に付、條目帳相認差上奉ㇾ伺候處、其後被ㇾ召出、右條目帳仕法被ㇾ御聞置ㇾ候旨被ㇾ仰渡ㇾ候に付、本紙相認、札差一同連印、兩御奉行所樣江壹冊宛奉ㇾ差上、其以來、右條目帳目法堅相守、仲間一統家業永續仕候段、冥加至極難ㇾ有仕合奉ㇾ存候、則條目帳寫、左之通、

一享保九辰年七月

大岡越前守樣於ㇾ御內寄合、諏訪美濃守樣御列座に而、札差宿百九人に限、外之者猥に札差宿仕間敷旨、町御觸被ㇾ成下ㇾ候間、彌仲ヶ間諸事大切に相勤可ㇾ申候、若外之者猥に札差宿仕候者、御訴可ㇾ申上ㇾ旨被ㇾ仰付ㇾ候事、

一享保九辰年以來、仲ヶ間條目相定置、大切に相勤來候處、近年甚猥に相成、勤方不ㇾ宜者茂有之候

に付、此度總仲間再應相談之上相改、左之通條目相究候間、彌仲ヶ間申合、諸事入念大切に相勤可申候事、

一從御公儀樣被仰渡候趣、不依何事、大切に相守可申候事、

一仲ヶ間月行事相當候節は、例月之通、三町月行事名前書付致印形、毎月右之御役所江差上可申候事、

御月番御番所樣〇江戸町奉行

御勝手方御月番御勘定御奉行所樣

御書替御役所

御藏御役所

但奈良屋市左衛門殿〇江戸町年寄江も差出可申候事、〇中略

一御札差料之儀、百俵に付、金壹分宛之積を以頂戴可仕候事、

但百俵以下御扶持方付之御方樣は、月々御扶持方御請取之御手形御書替、玉入御米渡迄御世話仕候儀故、右月々之御世話料を込、金壹分迄を限り、御對談を以、請取可申候事、

一御用立金利足之儀、先年は拾五兩壹分之利足に有之候、能勢肥後守樣御勤役之節、貳拾兩壹分に被仰付候、然る處御願申上候得ば、寛延二巳年九月、右御奉行所樣御內寄合江月行事共被召出、馬場讃岐守樣御列席に而、肥後守樣被仰渡候は、當多御切米後より、御用立候金子貳拾兩壹分之利足七分五厘江助成料壹分五厘、合壹ヶ月金壹兩に付、九分宛之利足請取可申旨、御定被成下候間、右御定之外、高利幷月踊之利足、決而請取申間敷候、且亦他所之金子江致奥印候、前々も被仰渡有之候に付、定書を拵置、決而奥印請合等不致候事に相定置候所、近頃古法取失ひ奥印請合、或は口入金等致世話、高利禮金請取候者も有之候に付、去酉十二月、牧野大隅守樣御番

所江札差共不殘被召出、御吟味之上、嚴敷被仰付候間、自今他所之奧印請合、幷右に似寄候諸請合印形書付證文等、決而致間敷候、勿論御用立金に而も高利禮金御酒代ヶ間敷儀、決而請取申間敷候事、

但右定法を取失ひ、自己之了簡を以、奧印に似寄候儀に而茂致候か、又は高利幷禮金請取候者及見聞候ば、其節之月行事江相達、月行事組合立會、急度相糺、總仲ヶ間評議之上、品に寄、其段御訴申上、仲ヶ間相除可申候事、

一米代金者、是迄之通、貳拾兩壹分之積り、利足勘定可仕候、尤貸米相場、月行事より壹ヶ月に三度宛、上中下直相觸可申候、右に准じ相場不同無之樣御用立可申候、勿論御扶持方御取替被遊候節、是迄之通、御一人扶持に付一ヶ月米五合宛之利米を以、御取替可申上候事、

一御用立金有之御武家樣方之內、若御約束違、御屋敷樣御書入之御手形、御渡不被遊候節は、再應御屋敷樣江御願可申候、其上に茂及御直に候節は、御證文通、幾重にも御渡被下候樣申、取計可致候、品に寄、月行事江及相談、御訴訟可申上候、且右御屋敷樣に仲ヶ間請合年賦金等有之候ば、元宿江相達、御訴可申上候事、

但御直取被遊候儀、御願も不申上、等閑に致、年賦金相滯候ば、御屋敷樣當宿御相對之筋に相聞候間、請合年賦金は當宿より辨濟可致候事、

一仲間請合年賦金取引之儀、三季御切米共、御米渡當日、取引仕候筈に相定置候得共、御切米之節、相互に取込之時節にも有之間、向後每年四月、七月、十二月五日限、取引可致候、若日限致延引候ば、其月十日迄之內、三町月行事江相屆可申候、其節相糺候上、右滯人幷組合江相達、其月十五日限、急度相濟せ可申候、但御切米前に罷成、御屋敷樣より御難澁成御相談被仰掛、御切米手形御渡不被遊、御直取被遊候御樣子に相見江候ば、御番所樣江御願申上、右吟味之內、御切米渡りに

差掛、御直取被遊候ば、當宿手拔に茂無之事故、御吟味相濟候迄、元宿年賦金之儀は爲相待可申
候、尤御願に罷出候砌、先宿江も相屆可申候事、
但右定法通不相用、不埒之筋を申、或は御屋敷樣より御賴之義有之抔申、濟方及延引候ば、仲
間評議之上、品に寄、御訴申上、仲間相除可申候事、

上　　館市右衛門〇江戸町年寄

〔諸問屋再興調一上〕戊〇嘉永三年一月廿一日差出ス

享保九辰年七月

一淺草御藏前札差宿百九人に極り町觸
但翌月五日付相觸
但前々札差定法帳と歟唱候帳面、御番所江も上り、并町年寄江も差出、御改革以前之人數九
十五六人と相覺申候、

〔總札差株帳〕一札差名前株を書入、金子借用之儀、他所之者へ決而書入借用致間敷候、萬一家業體
に付、無據儀有之、致書入候節は、札差仲間之内に限り、金子借用可致候、尤證文之儀、組合連印可致
候、右之金子及出入候はゞ、加判之者引受、急度相濟可申候事、

〔札差業要集下〕札差株式讓請受合證文之事

一去ル何之年何月、何屋誰、札差株式何屋誰弟誰江讓請申度旨、組合連印を以、其節相願候所、總御
仲間中、御番所樣、并諸御役所江名前御書替之儀、御行事中ゟ御願被下相濟申候、然ル上者御公儀
樣、并御藏御書替、其外諸役所ゟ先々被仰渡候儀、并此度牧野大隅守樣江御伺之上、被仰付候仕法
帳之趣者不及申、是迄御仲間中申合、連印仕候儀、一々大切爲相守可申候、万一御藏渡し米のみ引
負、又は定法ニ相背候儀有之候はゞ、請合人、并加判之者引請埒明、御仲間中江少茂御苦勞相掛申

間敷候、依之此度相改、請合證文入置申候、仍如件、

安永七戌年閏七月

請合人　何屋　誰印
加判人　何屋　誰印
當人　何屋　誰印

惣御仲間衆中

但伊勢屋喜十郎、後藤屋七右衛門、坂倉屋小平次、伊勢屋庄五郎、大口屋平兵衛、森村屋次郎兵衛、右六人者、享保年中、株式讓受仲間入ニ而、一紙相請合證文ニ而、其外は銘々、請合人、加判人有之證文也、

右者享保九辰年起立以後、札差株式讓受仲間入ニ付、惣仲間江取置請合證文、安永七戌年中取調、一同相談之上、新規證文帳三冊相拵、同文言ニ相仕立、銘々請合人、加判人、不殘調印相濟、壹町江壹冊ツヽ爲取替置候ニ付、古證文は各消印ニ相成、尤天明年中迄、仲間入之分、前文之通ニ有之、寛政元酉年御改正後、仲間年賦金渡方滯爲無之、請合證文面改、寛政以來當文化ニ至迄、株式讓請札差、仲間江入面々ゟ取置請合證文面左ニ、

札差株式讓請受合證文之事

一何町組何屋誰、札差株式何屋誰親類、何町何丁目何屋誰江讓受申度旨、組合連印を以相願候處、惣御仲間中御得心之上、御番所樣、并諸御役所江名前御書替之儀、御行司中ゟ御願被下相濟申候、然ル上は御番所、并諸御役所ゟ前々被仰渡候儀、并安永六酉年、牧野大隅守樣江御伺之上、被仰付候仕法帳之趣、且又寛政元酉年、初鹿野河内守樣、御勤役之砌、被仰付候御改正御仕法之條々は不及申、御仲間申合連印仕候儀、一々大切ニ爲相守可申候、萬一御藏渡米金引負、又は御仲間年賦金等相滯、或者他所之金子江奥印仕、并御用立金ニ而、高利禮金等請取候儀、決而爲致申間鋪候、勿論

御下ゲ金返納之儀は、無ㇾ滯上納可ㇾ仕候、其外仕法之儀者不ㇾ及ㇾ申、以來仲ヶ間申合之趣、急度爲二相守一可ㇾ申候、万一自法相背儀有ㇾ之候はゞ、請合人幷加判人引請埒明、御仲間江少茂御苦勞相掛申間敷候、依ㇾ之請合證文入置申候、仍如ㇾ件、

年號月日　　請合人　何屋誰印

加判人　何屋誰印

當人　何屋誰印

惣御仲間中

〔市中取締書〕天保卯〇十四年九月廿一日

越前守殿〇老中水野

御藏前札差共貸附金之義に付、御內慮奉ㇾ伺候書附、

書面之趣は、御勝手同役共連名を以、相伺候樣可ㇾ仕旨被二仰渡一奉二承知一候、

卯九月廿一日　町奉行　鳥居甲斐守

此度馬喰町御用屋敷に而取扱候、貸附金半高棄捐、無利足上納被二仰出一候に付、御藏前札差共より、札旦那江用立金之義も、御旗本御家人之面々、取續之爲、右に准じ、濟方主法勘辨仕、取調可二申上一旨被二仰渡一候、然處去寅八月中、御藏前取のもの、累代之大借に而難義いたし候ものも有ㇾ之由に付、寛政度之振合を以、札差共貸金之義、棄捐にも可ㇾ被二仰出一哉に候得共、左候而は、札差共之內、身上難二取續一ものも可ㇾ有ㇾ之、且是迄度々差出し金致し、此度御改革之趣をも相辨、利下ゲも致し候に付、棄捐之御沙汰は無ㇾ之、御藏前取之もの永續、爲二御手當一猿屋町會所におゐて、利安の御貸附被二仰出一候間、大借之ものは、右を以、札差共より之借財返濟致し、貳拾五年目には棄捐に相成候筈に候、札差共儀も、御仁惠の程、厚相辨、年來表向等に相成居候分も、無利足永年賦等にも致し、其外都而御旗本

行商

御家人之面々、一同相續方不差支樣可致旨、札差共江可申渡段、御書付を以被仰渡候間、右之趣遠山左衛門尉先役之節、同人方に而札差共江申渡候處、右御書付之趣難有相心得、年來之貸金、無利足永年賦等之主法相定、寅八月中、札差共一同より、猿屋町會所江申立候に付、左衛門尉方に而取調、御勘定奉行相談中に御座候處、今般之御沙汰に付、札差共、口節之氣配探索爲仕候處、馬喰町御貸金御主法替之義をも及承、御改革之御趣意、彌厚相辨、此上奉行所より申諭候はゞ、猶又別紙風聞書、朱書割合之通、御扶持方取越、利米之儀迄も、夫々主法相立可申存念之趣に相聞、右之通相成候へば、御旗本御家人取續之爲には必定可然候得共、近來札差共身上向、追々不如意に相成、猿屋町會所貸附は勿論、他借致し、漸渡世致し罷在候ものも不少候間、品に寄、以後繰上出來兼、自然札旦那融通に差響可申哉も難計候に付、札差共御救之爲、猿屋町會所に而取扱候貸附御下金、幷諸向廻し金共、是迄年六步八步之利足に而貸渡候得共、以來右八步の金子、幷去子年、上納金致候節、御救之爲め、札差共八拾三人江御貸渡相成、町年寄共爲に取扱候、貸附金利足壹割之金子共、都而寛政度御下ゲ金之通、六步之利足に被成下候樣仕度、左候はゞ、御仁恤之程、別而難有相心得、渡世致し候義に付、以後差支は有御座間敷哉奉存候間、前書之趣を以、早々取調申上候樣可仕候、依之別紙風聞書相添、此段御內慮奉伺候、以上、

卯六月　鳥居甲斐守　阿部遠江守

〔日本書紀十四雄略〕十三年八月、播磨國御井隈人文石小麻呂、有力強心、肆行暴虐、路中抄劫、不使通行、又斷商客艖艄、悉以奪取、兼違國法、不輸租賦、〇下略

〔日本書紀十九欽明〕天國排開廣庭天皇〇中略、欽明、天皇幼時、夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是所喜遍身、歎未曾夢、乃告之曰、汝有何事、答云無也、但臣向伊勢商價來還、山逢二狼相鬪汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂麤

行、儀逢獵士見禽尤速、乃仰止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省、

〔日本靈異記 中〕閻羅王使鬼得所召人之賂以免緣第廿四
楢磐島者、諾樂左京六條五坊人也、居住于大安寺之西里、聖武天皇世、借其大安寺修多羅分錢卅貫、以往於越前之都魯鹿津而交易、以之運超載船將來家之時、忽然得病思留船單獨來家、借馬乘來、

〔菅家文草 三詩〕寒早
何人寒氣早、寒早賣鹽人、煮海雖隨手、衒烟不顧身、旱天平價賤、風土未商貧、欲訴豪民榷、津頭謁吏頻、

〔源氏物語 四夕顔〕曉ちかくなりにけるなるべし、となりの家々、あやしきしづのをの聲々、めさまして、あはれいとさむしや、ことしこそ、なりはひにもたのむ所すくなく、ゐなかのかよひもおもひがけねば、いと心ぼそけれ、きたどのこそ、きゝ給やなどいひかはすも聞ゆ、

〔平治物語 三〕牛若奧州下事
牛若ハ、鞍馬寺ノ東光坊阿闍梨連忍ガ弟子、禪林坊阿闍梨覺日ガ弟子ニ成テ、遮那王トゾ申ケル、〇中略或時奧州ノ金商人吉次ト云者、京上リノ次ニハ、必ズ鞍馬へ參リケルニ逢給テ、此童ヲ陸奧へ具シテ下レ、由々敷人ヲ知リタレバ、其悅ニハ金ヲ乞テ得サセンズルト宣ヘバ、〇中略承安四年三月三日ノ曉、鞍馬ヲ出テ、東路遙ニ思立ツ、心ノ程コソ悲シケレ、

〔親俊日記〕天文八年閏六月廿四日庚寅、奧州南部商人左藤掃部助時吉、貴殿〇伊勢貞孝へ懸御目之爲、御樽代百疋、御太刀進上之、御肩衣拜領之、御盃被下之、私へ五十疋持來之、

〔狂言記 一〕すはじかみ
はじかみ　罷出たるは山城の國、はじかみ賣で御ざる、又今日もゑやうばいに參ふと存ずる、それ商人とは、足をはかり、聲をはかりにあきなはねばならぬと申、まづ是からよばわりませう、はじ

かみこん、 す 罷出たるは和泉の國の酢うりで御ざる、又今日もあきないに參らふと存ずる、やれさて、一段のひよりにてあはせたる事かな、まづうりませう、すこん、 はじかみ はじかみこん す すこん はじかみ やいそこなもの、みゝのはたへよりて、なにをつこん〳〵といふぞ、 す やいそこなもの、おぬしは又、なにをはじかまろ〳〵といふぞ、 はじかみ や、そちがなに事をいふたとまゝよ、此わらずたうなどには、いかふけいづのある物ぢや、 す なにといふぞ、其わらずたうにけいづがあるといふか、 はじかみ 中々有 す ちつときゝとうおぢやるの はじかみ いやしらずばいふてきかせう、わらずたうにかねといふ事有、其上はじかみなどには、いかふけいづのおほい物ぢやが、そちが其すなどには、けいづが有まい、 す いやすにこそけいづがおじやれ、 はじかみ なんぢや、酢にもけいづが有といふか、 す 中々おぢやる はじかみ や、ちつときゝたうおぢやるの、 す お、中々語てきかしやうが、して位にまけたらば、其方はうりこになるか、 はじかみ をんでない事、どちら成ともうり子にならふず、 す さらば是へよつてきかせませ、むかしすいこ天王の御時に、一人の酢うり禁中をうりまはる、其時わうゐん、すうり〳〵とめされしが、すのもんをするりとゝをり、すのこゑんにすゝとたつておぢやる、其時わうゐん、すきはりしやうじをするりとあけ、する〳〵と御出あつて、すきの御酒を下された、一つたべ、二つたべ、三つめに、御詠歌を下された、おぬしこれをきかうずるよ、 はじかみ いそいで語りやれ す 住吉のすみにすゞめがすをかけてさぞやすゞめはすみよかるらん、と下された、是にましたるけいづはあるまひ、うり子にならせませ、○下略

〔事蹟合考〕〔二〕吳服物商人之事

一本町二丁目家城太郎治といふ、吳服の大商、寬永六七年の頃、京都より初めて江戶に下り、常磐橋のはし詰に立て、腕に吳服物を一二端づゝかけて居たりければ、それを大名御旗本の家來ど

〔行商圖〕

七十一番歌合所載



繪師草紙所載

も買に來りたり、あまりに腕もかゐだるくなり、あきなひもおほくなりし故、木馬の如く竹にて兩足をしつらひ、上の方に長き竹を横たへて、それに呉服物をかけて、かつぎありく製のはじめなりと云々、

〔大御定目〕市町定○中略

一町人爲商賣自國○土佐他國往來、浦戸出船之手形は、町奉行より可出之、右之外諸方道口海陸共、町奉行之奥判以、仕置所より可出裏判事、

元祿三年三月　山内彥作○下略

〔春波樓筆記〕近江國水口より三里入りて、日野と云ふ所、岡本町と云ふ所に、中井源左衛門と云ふ者、商家にてありけるが、日野は一向往來のあらざれば、人の通行なし、故に商ひの手立なし、總じて近江の國の人物は、心肝大きく思慮あり、日野はみせを開き、商人の體見えず、然るに富商多し、又此近きに八幡と云ふにも富家あり、其地貧にして渡世なりがたき邊土は、必富める者あり、吾近鄕に產する物を買ひ取り、他國へ行き之を賣り、又其國の物を求め、他所に行き是をひさぎ、吾國に歸るに及んで、吾國になき物を求め來るを交易と云ふ、見世を開き商をするを、買人と云ふなり、往來の路傍に一膳飯を鬻ぐ者は、生れし其處を離れずして、渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終はる、彼源左衛門と云ふ人は、僅の元金を持ち、奥州仙臺に行き、此地に綿を生せざる事を考へ、大坂より綿木綿古著の類を買ひ取り、仙臺へ船まはしして賣りけるに、初は少々宛の商ひして、後年を追ひて大商となり、今に至りては、人五十人を遣ふ程の見世を張り、中井新三郎と家名して、今三代目なり、其外下總の相馬太田原邊へも見世を出だし、今において三十萬金の富商とはなりぬ、予二十五年以前、長崎へ行くとき、此日野により、老人にも逢ひしに、僅六十位に見えしが、實は七十に餘れる老人なりき、この三年以前に、九十餘にて病死しぬ、二代目は酒などを

好みて、五十餘にして病死しぬ、今は孫の代なり、珍らしき商人なり、文化八辛未年しるす、

〔昔々物語〕昔は四月頃より、伊勢津縦子とて、板にてはさみかつぎ賣ありく事夥し、千石以下の面面是を調へ著す、價壹匁程也、帷子賣も縮高宮とて賣ありく、

〔還魂紙料上〕千年飴

元祿寶永のころ、江戸淺草に七兵衞といふ飴賣あり、〇中略今樣廿四孝(寶永六年印本)二の卷に曰、千年の七兵衞といふ飴賣あり、樂に養ふ子のあるに、いかな〳〵それにかゝらず、江戸中を足を空にして童にねぶらし、價の其錢をすぐに所々にて酒にして、春秋の榮枯を息なく呑の一盃にらちをあけて、年のよらぬ顏をひさしく見ること、頰髭をかこち給ふ堺町のさる野郎の、あやかりたしとまうされぬ云々、〇中略

來迎賣

或老人の話に、むかし小兒の翫弄に、佛の像を紙の張貫、又は木にてつくり、竹の筒の裏(なか)へをさめ、其竹の筒をさぐれば、紙にて疊たる後光ひらきて、佛もともにあらはるゝ機捩を、藁苞やうのものにさしならべ、是をうちかたげて、御來迎々々々と賣きたりしといへり、

〔我衣〕元文年中、神田鍋町ニ叶ヤト云刻タバコヤ出ル、十餘人切子ヲかゝへ、カツギ荷六七荷出ス、江戸中ヲ賣弘メタリ、此時ヨリカツギ荷始ル、

〔塵塚談上〕ガチヤ〳〵多葉粉賣の事、我等幼年の頃(〇小川顯道元文二年生)は、藥簞笥のやうなる箱に引出しを附けて、引出しの中に仕切りを入れ、二行に刻(キザミ)多葉粉を入、蕨拳(ワラビテ)の鐶を引出し每に附け、肩へかたかけにして賣步行けり、鐶がガチヤ〳〵と鳴により、其音を聞て呼入買ける也、此箱にて商ふもの、五十ヶ年以前より絶たり、〇中略

あぶら揚賣童の事、我等二十歲頃(〇寶曆年間)迄は、貧民の子ども十歲十二三歲なるが、提籠へ油揚の

みを入、賣步行しが、近年絕てなし、其頃見苦しき童を見ては、皆人あぶらげ賣のやうだといひけり、(〇中略)

我等十四五歲(〇寬延寶曆年間)の頃迄は、魚賣はいそがしそふに早脚に往來せり、わけて松魚賣抔は、俠客の形氣にして、魚を截事抔は指置、價を下直につくれば、首計もうらぬの、わたしはうりたけれど、魚がいやだといふなど、雜言を吐ちらし出行し也、

〔賤のをだ卷〕一扇鼻紙袋、たばこ入の類まで、色々に移りかはりたり、其頃(〇寶曆頃)は先地紙賣とて、四月半にもなれば、奇麗なるひとへ物に(極暑といへども單物足袋を用、)足袋雪踏はき、地紙の形にこしらへたる箱を三ツばかり、其間に骨を入たる角に長き箱を組入、馬の胸がひにて中ゆひをして肩にかけ、地紙々々と呼て賣步行たり、屋敷々々の臺所へ呼込て、扇を物好にあつらへ、又卽席に折もあり、よき慰にて、下女はした迄、地紙うりの男つきによりて、取廻していらぬ扇を折らするものも有けり、

〔東都歲事記(正一月)〕元日　道中雙六、白酒賣出る、今明日寶船の繪賣步行、

〔飛鳥川〕中昔までの蚊屋うりの、首夏より聲うつくしう、其店の伊達に賣たる數少なくなり行、暑氣の比、枇杷葉湯は烏丸の名をうる中に、定齋は靑貝荷の環をならし、笠もきずして、其功能にほこるもをかしけれ、(〇中略)心太(ところてん)賣は、昔今もかはらず、白玉賣の菅笠出立、金時小豆のむくつけきさま、蒲燒の小岡持、金魚賣の兩掛荷、團扇賣の篠竹にかさねさしたる、皆それ〳〵のみならはしなり、(〇中略)天明度は、正月はせ〳〵の聲につゞき、辻々に出て寶引といふもの、サアゴザイ〳〵とよぶものから、さございと唱へて、童子をあつめて綱をひかせ、あたるものへ菓子持遊びを取らすること、白河侯(〇老中松平定信)の世を糺されて、賭利めきたることと禁せられてより、此ことうせて、鼠のいろは札くはへることもやみ、よう〳〵文化度より、卦算(ケサン)廻しといふ晝始りぬ、聲のどかに、一枚繪

艸紙と賣るも次第にうせたり、

〔浪花の風〕また二日は未明より、水茶を賣ありくこと市中囂し、是二日はすまし雜煮故なり、寶船を賣ること、節分の日の事にして、正月二日に賣ことなし、

〔桂翁襍記〕地紙賣　明和七八年の頃までは、毎年四月より七月中頃まで、扇の地紙を賣歩行く、好み人あれば、直に折て骨をさすなり、此男の風俗は、至てやさかたにて、羽織を腰に挾み、白足袋をはきし若きものにて、老人はなし、其頃は地紙賣の一枚繪さへ出たりき、淺き扇形の組箱を肩に載て、地紙々々と聲を引て賣來りしが、安永の頃に、いつとなく止みたり、

團扇賣　寛政の中頃までは、本澀うちは、さらさうちは、反古うちはとて、細篠竹に通して賣來る、四月上旬より六月中賣歩行く、役者繪の新板もの一本十六文、その外一通りの繪は十二文十四文位にて、今行はるゝ一本四十八文など賣る樣のものはなし、

年の暮の飾藁賣　天明の頃までは、飾藁々々と呼て、廿日頃より賣歩行したり、此藁を買て自らしめ飾丸飾までも製したるに、今は直に製したるを賣故、件の藁賣いつとなく止みたり、

棚板賣　天明年中までは、歳神棚の板を削り、釣木をも添て賣來りしが、是も寛政の頃より止みたり、

飾物賣　明和安永の頃までは、十二月十七八日頃より賣歩行しが、是もいつとなく止む、其呼聲、橙、ところ、ほん俵、榧(カヤ)、かちぐり、伊勢海老、根松、藪かうじと、聲を引て賣來れば、何となく年の暮めき、賑かにてよかりしが、今は來らず、○中略

柳賣　安永天明の頃は、正月三日頃より、柳よ〳〵と呼て賣來るを求めて、自ら削掛を製す、是は細き柳の枝のまゝなるを束ねて、一本三文四文ほどに賣けり、此柳を買そこなへば、飾松の枝を以て削掛としたり、寛政の始より削掛に製したるを賣來るゆゑ、柳の枝賣は止みたり、

運著商

〔皇都午睡三編上〕正月注進(しめ)の內、扇買ふ〳〵と呼て、年玉扇並に臺を買步行もの多し、吉原芝居町などへは、蠟燭の流れ買ふ〳〵とも云ひ步行あり、四月の初、蚊帳や萌黃の蚊帳と呼て、大小ほろがやの竹とも賣步行く、此賣聲は別に聲よき者を雇ふて賣ると云ふ、初夏には、鯱㡎禈を賣り、五月雨頃は、竹どゆふを製て賣り、金魚の餌ぼふら〳〵も賣る、櫻草、朝顏など鉢に植て賣る、都て上方に賣步行ぬ物を悉く賣る、自由なる事いはん方なし、中にも朝々、齒磨楊枝を賣もの、一軒々々、お早ふ〳〵と挨拶して廻る、一日も楊枝齒磨の切る事なし、是を賣者、廻り場、得意場の極めありとぞ、是らの事を記さんには、實に際限なかるべし、

〔祖父物語〕藤吉、〇豐臣秀吉カヾミノ原ヨリ事故ナク歸リ、ミノヽ國ニテ七千石知行ヲ下サレケル、俄大名ニナリ、人ナキニ迷惑シテ、七郞左衞門トテ、淸須ニレンジヤクアキナヒシテ居ケル者アリ、コレハ藤吉郞伯母ムコナリ、〇下略

〔白石紳書入〕五靈膏の傳
神祖關東へ御入部の時、友嘉〇益田こゝに來る、本町四丁目の南方を屋敷地に給ひたり、小田原にありし時も、商賣の事を司りたり、關八州の商人のレンジヤクを出したり、江戶に來りし後も名主して、レンジヤクの運上の事は、町年寄へゆづりて、江戶の家を二男にゆづる、故鄉には長子をとめしなり、

〔嬉遊笑覽十一商買〕れんじやくといふ猿樂狂言に、目代この所御ふつきに付、新市をたていとの御事故、高札をあぐる、是に打まかせう、女わらはゝ、此邊にひとり住ゐして、酒をうる者じや、この處御ふつき故、しん市がたちまうずる、一のたなをりやうしたらば、すゑ〳〵までつけてくだされうと仰せらるゝ、わらはは一の店をもちましやうと思ふて、また夜の內にでた、參る程に市場じや、是が一のたなじや、是にいませう云々、狂言には柿賣かつこ炮烙等に、多く新市一の店などのこと

振賣

あれども、此れんぢやくには故あり、物を背負ふ具をれんぢやくといふ、今是を連雀と書は、鳥の名にして器物にあらず、下學集增補に、連著と書るがよし、れんじやくは假字たがへり、すべて何によらず、負ひ又は荷ひてありく商人を、れんぢやくといひし事と見えたり、天正廿年十月晦日、町年寄三人へ賜りし御書付に連著町とあり、

〔嬉遊笑覽商賣十一〕大路を何にても持ありきて賣をふり賣といふ、見聞集に、かい道をながめ居しに、ふり賣とて、万の物を賣むと呼はる、〇中略後にこれをぼていふりといふは訛れり、西鶴織留に、棒(ボ)手振(テフリ)といへる是なり、今常にも來ずして、み知らぬ商人を、ふりに來る商人といへるは、いよ〳〵移りたるなり、

〔大乘院寺社雜事記〕寬正六年六月十六日

一木津材木座與筒井被官人材木賣、京上檜皮事相論、木津座ハ一乘院寄人云々、筒井被官椿井之材木屋ヨリ、京上之檜皮自一乘院座押取了、其故ハ京上以下振賣、材木座ハ一乘院座沙汰也、於材木屋賣之事ハ奈良商人計也、爲材木屋振賣事ハ、一向無其例事也、仍押留之云々、此等之子細條々、以舊記自一乘院被仰筒井之處不承引、剩稱失面目申付衆中、爲衆議一乘院ニ問答申、奉行柚留木可罪科云々、先以押置檜皮事、衆中ニ可被預下由申入候間、無力被許可云々、然而木津座衆、又自一乘院御下知不承引、雖及生涯不可出旨申切了、此上者門跡儀不及了簡歟、今日筒井上洛致計略云云、筒井沙汰次第不可然事也云々、

〔令條記二〕條々

一一季居之事、堅被停止訖、前々よりの商人之外、奉公相止る輩、又者百姓等、ふりうり、一錢とりすべからず、但先規より仕來ものは、米津勘兵衛尉、土屋權右衛門、兩人の手形を取べき事、〇中略

右條々若於違背之族者、可被處嚴科者也、

慶長十四年正月二日

覺〇中略

一橋の上に、諸商人乞食置申間敷事、〇中略

〔敎令類纂初集七十三〕慶安元戊子年二月廿八日町觸

一振賣札なしの者、度々申付候如く、當人は三日さらし、其上三十日之籠舍、一町之者可仕事、

附家主は三貫文之過料、五人組は、一人に付、一貫文之過料たるべき事、

〔享保集成絲綸錄三十六〕萬治二亥年正月

一振賣之者、五拾以上拾五已下、幷支離者、今度振賣御札被下候間、只今迄振賣仕候者計、年數僞り無之樣に、町中吟味仕、書付上ゲ可申候、家持札取候儀、亦は新規に振賣商企、札取候者、堅停止之事、

一絹紬木綿麻布、幷紙屋紙帳、振賣仕候者には、御札被下候間、人數改、書上ゲ可申事、〇中略

一振賣御札被下候已後、札なしに振賣商仕候者於有之は、御改之上、當人は曲事に被仰付、其上家主より返錢として拾貫文宛被召上候間、此旨急度相守可申事、幷髮ゆひ札なし、右同前之事、

正月

〔町鑑二〕覺

明十日より、町中振賣之者、改に御出し被成候間、五拾歲以上拾五以下、片わ者、絹紬賣、麻、布、木綿、紙、蚊屋賣、煎茶賣、古著賣、幷髮結、今度相改、帳に言上候者之外、壹人も振賣に出申間敷候、若相背者於有之者、曲事に可被仰付候事、

右之通被仰付候間、其町々にて成丈吟味仕、書付之外之者、壹人も出不申樣町中可被相觸候、少も油斷有間敷候、以上、

亥（萬治二年）三月九日　町年寄三人（中略）

覺

一絹紬賣　一木綿布賣　一小間物賣　一麻賣　一蚊屋賣　一紙帳賣

右者御札被下御赦免之分

一革踏皮木綿足袋賣　一きぬ糸賣　一ひきわた巾著賣　一南蠻菓子賣　一絹布切帶賣

一紙賣　一瀨戶物賣　一編笠賣之類　一舂米賣　一傘賣　一麹賣　一御座賣之類　一油うり　一雪踏賣　一薪木うり　一鍋賣　一しゆろ箒賣　一物之本賣　一鰹節賣　一串海鼠うり　一串鮑賣　一鮭の鹽引賣

右者札なしに御赦免之分

一古著賣　一煎茶賣　一髮結

右者五拾歲以下拾五才以上之者、札金出し申候、

一（振賣物）肴賣　一菓賣　一たばこ賣　一時々のなり物くわし賣　一鹽賣　一あめおこし賣　一下駄足駄賣　一味噌賣　一酢醬油賣　一豆腐こんにやく賣　一ところてん賣　一餠賣　一籠ざる賣　一燈心賣　一附木賣

右者五拾才以上拾五才以下、片わ者之分御赦免也、以上、

萬治二年亥四月九日

〔享保集成絲綸錄　三十六〕萬治三（子）年五月

一方々の橋之上にて、振賣之商賣物をおき商致候間、兩四ツ角之者ども名主月行持相改、以來置申間敷候、重て振賣之者參候はゞ、賣物を取上ゲ可申之旨、其者共爲申聞、其上にて押て參候者於有之は、賣物を取、此方へ可申來候、勿論常々橋之上掃除可仕候事、

五月

〔享保集成絲綸錄 三十六〕正德二辰年十二月

一大手櫻田兩下馬へ酒煮賣抔持出、出仕日之節、供廻之下々へ賣、不屆ニ候、先達て召捕候得共、近き頃は出仕日之間にも、兩下馬にて致煮賣候段相聞不屆に候、向後は平常も人を廻し可相改候間、兩下馬にて酒煮賣、總て賣物類持出し申間敷候、若相背者有之ば、召捕曲事に申付、家主名主迄可爲越度候間、此旨町中可相觸候、以上、

十二月

〔嬉遊笑覽 十一 商買〕享保三年戌十月六日、古金買店ひかへ候者の外、振商賣の者ばかり四百八十五人呼出しあり、〇下略

〔享保集成絲綸錄 三十六〕元祿二巳年正月

一頃日煮賣之者、火を持步行商賣仕候由相聞候、前廉御觸被成候通、饂飩蕎麥切、其外何によらず、火を持步行商賣仕候儀、一切無用可仕候、若相背者有之候はゞ御捕被成、當人は不及申、家主迄急度可被仰付候間、店借地借裏々迄堅可申付候、〇中略

正月

〔町觸帳 二〕覺

町々荷ひ賣之葭箱之内に火を貯、まんぢう、酒、又者あめなどあたゝめ賣之候者有之候、火之元之爲不可然候間、向後何によらず、賣物之爲、火を貯あるき候事、堅停止に候、輕き商人の所爲に候間、町內之ものども、互に心を付可制之、若違犯之者有之候はゞ、可爲越度候、

右之趣、御奉行所〇京都ゟ被仰渡候間、町中幷寺社門前迄、不洩樣に可被相觸候、巳上、

十一月〇享保九年廿二日　高木又左衞門〇下名略三

立賣

花井八郎左衛門殿

〔天保集成絲綸錄九十四〕寛政十一未年四月

於町々煮賣商之儀、近來格別に相增、夜更候迄火を燈し商ひ致候類有之、火之元は不及申、輕き者之子供、其外奉公人等之風俗にも拘り、不可然事に候間、前々も御沙汰有之事に候、上野、淺草、兩國廣小路、其外右に准候場所は格別、其外町々之儀、壹町內食物商ひ之分、何軒と限り候積に相心得取極、當時右軒數多き分は、他町少き場所へ爲引移可申、尤急に引取候儀難儀之類は、軒數改置、追追減候樣取計可申候、

一商ひ家臺にて煮賣商ひ致候者共も、人數七百人に定、當時九百人餘有之趣に付、鑑札は九百枚、其方共役所より相渡、向後讓渡等不爲致、七百人迄は減じ切之積取計、尤是迄差出來候場所之外、他江持步行候儀不爲致、其町內役人共よりも相改、新規夜商ひ等不爲仕、仲間同士も鑑札を以相改、無札之者は押置、早々其方共役所江申出候樣、急度可申渡候、

但此度、右之通申渡候上は、去ル卯年相渡置候紙鑑札は取上、壹人五文宛、向後取立不及、卯年より去午年迄、取立貸附置候積錢元利共、元々江割渡遣し候はゞ、少々宛差出置、乍聊溜錢受取候儀に付、勝手にも可相成間、割戾し遣し候樣可致候、

一夜蕎麥切は不及申、火を仕込み、夜中持步行候類は、何に不依、前々被仰出候通、一切商ひ致間敷候、

右は采女正殿江戶田氏敎〇老中伺之上申渡候間、食物商店之分、追々減候積相心得、軒數其外目當高取極メ、早々可申聞候、

四月

〔嬉遊笑覽十一商賈〕物を持出て店をかまへずして賣たる處を立賣と呼ぶ、山城名勝志、四條立賣の條

に、建武以來追加云、禁制一ヤクヲコボチウル事、付車クレノ商賣、四條町の立ウリ云々とあるを引たり、これ車の轅を壞て賣こと、車の榑、また四條の立賣するを制したること、聞ゆ、立賣いまだ其處の名にてはあらざるなり、終にいひ習ひて其處をもしか呼しなり、江戸にも京橋に立賣といふ處あり、事跡合考に、こゝの事、古老の物語を記して云、寛文の頃まで、樣々の商人おのれおのれが賣物を持て立ならび賣たり、刀脇差などの商人、辨舌切らして賣たるなり、萬商ひかくのごとし、四谷、本鄕、淺草、芝の端々より出て買たる事故、殊の外賑なりし、其後夥しく端々商店出來て自由になり、いつとなく買に來る人なく物賣絕たり、又立賣と云名はあらねども、是よりさき慶長の頃、見聞集に、大橋に每日刀市立しことをいへり、大橋とは今の常盤橋なり、立ながら賣ゆゑ立賣といひたるなり、人倫訓蒙圖彙に、口上商人、方の合藥幷に鬚付のたぐひ、諸方の市、法會の場等に出て、辨舌をもてこれを賣、又は神を誓、蛇をみせ、操人形を出し、物まねをして、人を集めて是を商ふ、顏の皮一種の商なり、後にはかく口上商人といふ一種のものとなりぬと、これ立賣のさまと見えたり、市に立といふことは卽是なり、

〔建武以來追加〕禁制

一ヤクヲコボチウル事付車イゲ(イゲ一本作ニクレ)商買四條町ノ立ウリ〇中略

右條々カタク可被止也、若違犯ノ事アラバ、可處罪科之狀、依仰下知如件、

應安二年二月廿七日　左馬助源朝臣判

〔東大寺文書〕五以前立賣間事、自往古立來條先規候歟、而於去々年喧嘩依引入盜人懷人及鬪諍候了、則就彼宿所雖可有嚴密之沙汰、存故實閣之、而依彼題目被止立賣之條、不得其意候、任斷法式者、尤付喧嘩之在所等、可有其沙汰哉、仍先日之頃就歎申、任先規可罷立之旨、加下知了、若別而有不義之子細者、可牒承哉、就中喧嘩之題目於六方者曾非存知之限候、若可然衆內故實候哉之由謹言候

也、恐々謹言、

應安四後三月四日　　六方衆等

謹上　年預五師御房

讀賣

〔人倫訓蒙圖彙四〕繪雙紙賣　世上にあらゆるかはりたる沙汰、人の身の上の悪事、万人のさし合をかへりみず、十歌につくり、淨瑠璃に節付て、つれぶしにてよみうるなり、愚なる男女老若の分なく、辰巳あがりのそゝり者、これをかひ取て樂となす、誠に遊民のしわざなきに事かゝぬ商人なり、

〔奈良屋書上〕先達而御尋被遊候品々、有增申上候趣左之通ニ、

一讀賣之事

右面立候儀は相伺板行仕候、其外在來年代記、祭禮番附、又はいろは歌、躾方之儀、譯も無之時行歌之類、當前渡無之爲賣あるき申候品々多御座候、ケ樣之類、一々相伺候儀者無御座候、故も無之虚說、無筋噂事、男女申合相果候類之儀者、前々より御制禁故、讀賣に者不仕候、

右之趣名主共へも相尋、書面之通に御座候、

香具師

〔守貞漫稿五〕矢師

商人一種ノ名、製藥ヲ賣ルハ專ラ此黨トスル由ナレドモ、此黨ニ非ルモアリ、此小賈ノ内種々アリ、路上ノ商人多シ、

齒ヌキモ此一種也、大坂ノ松井喜三郎、江戸ハ長井兵助、玄水等最名アリ、喜三郎ト兵助ハ人集メニ、宮三方等ヲ積累テ、其上立テ大太刀ヲ拔キ、或ハ居合ノ擧ビヲナシ、玄水ハ獨樂ヲマワシテ人ヲ集メ、齒磨粉、及ビ齒藥ヲウリ、又齒療入齒モナス也、其他能弁ヲ以テ、或ハ有能、或ハ無能ノ藥ヲウル、或ハ邊土遠國ノ人ニ扮シテ、國產ト稱シテ、種々ヲウルノ類、其他種々限ナシ、專ラ出シ見世、

床見世、天道見世ノ類也、此矢師中間、三都諸國トモニ有レ之、

文久元年、此黨ノ者ニ遇テ、其大略ヲ聞キ、以テ追書ス、矢師ハ假字ニテ、本字野士也、字ノ如ク野武士等、飢渇ヲ凌グ便リニ、賣藥セシヲ始トス、今ハ十三種ノ名目ニテ、大凡賣藥香具ヲ專トス、名ハ十三ナレド、凡其品甚多ク、齒磨ハ齒ノ藥リ、紅ハ唇藥、白粉ハ顏藥、艾ハ途中急便ニ供ス、因レ之燧石燧鐵モ賣レ之、於レ茲大概賣藥香具ヲ路傍ニ賣ルハ、必ラズ矢師ノ黨也、

三都定ル長ナク、其老功ノ者ニ從ヒ業レ之ス、則親分子分ト云、

京師巨戸、〇此下原書有二缺文一大坂巨戸煉藥三臟圓店、吉野五運、江戸同店、本町四丁目、酢屋平兵衞、

相小田原驛虎屋某、外郎ウヒロウト云賣藥店勅許八棟造り、日本第一野士ト云リ、

或人云、關東ノ長、上野州キサイ村、竹澤政五郎、關西ニハ三島驛吉五郎、西國追考スベシ、

今世御免歌舞妓ノ外、江俗ノオデヽコ芝居ト云者、皆此矢師ノ有ニシテ、其一座ノ主タル者ハ、香具師某ト書リ、香具ヲ賣ルニ人愛ヲ招ク術ニ手踊スト云ノ主趣也、萬ノ觀物モ准モ必ラズ矢師ノ有トス、

次卷ニ載ル鼠取藥、赤蛙製藥、弄物、蕃椒粉、艾賣等、各矢師也、

〔香具師一件〕乍レ恐以二書付一御答奉二申上一候

一十三香具隱密之譯、心得方之儀、御尋被レ遊候、十三香具と申職業は、諸製藥居付賣弘候分、幷口中一切療治致候入齒師、愛敬藝術を以、賣藥仕候居合拔、獨樂廻し之類、諸國妙藥取次所、按摩導引致し膏藥賣候、辻醫師、愛敬見世之覗ノゾキ、輕業、曲鞠、其外諸見世物、日限賣藥、施シ療治藥、艾火口賣、往來觸賣藥、齒磨、紅白粉賣、小間物、藥飴、藥菓子、其外市場榮り場往還商人等は、香具と申來候、尤十三香具と申候は、丸散丹圓膏香湯油子煎藥艾之古實を以、十三香具と申候由申傳候、且亦隱密之譯、心得方之儀ハ、職祖長野鉄郎高友儀、文治之頃、舊領を差上、准醫浪人と相成、舊從醫道之門

弟四百八十八人を以、香具職と唱候、於諸國初而諸製藥賣弘メ候儀も、實ハ頼朝公之君命、法皇樣依御院宣、平家之殘黨相尋、御注進可申上ために開業仕、依之右錄郎事、長香彈正忠と相改、御國役として、關道近道案內、非常御手當、隱密、此三ヶ條之御用相勤居、猶又御當家樣ニ至而者、去ル寛文度、香具職修學所御差免被仰付候砌、願人香具屋兵次郎江不取締之儀無之樣心付、若疑敷もの有之候ハヾ、早速御訴可申上旨被仰付候、依之當職業相始メ候ものハ、其身師匠ゟ職法を以、兼而申聞置、密々御尋物等御座候砌は、其御用向辨方專一ニ爲心得、疑敷儀も有之候ハヾ、其身師匠迄、內々申入候樣ニ、前々ゟ申聞來り候、夫故世上一體其心得ニ罷在候、

右之通御座候、以上、

享保二十卯年十一月

芝田町三丁目　駿河屋金右衛門借家
庄兵衛

〔香具師一件〕職法式目之事

一御公儀樣御法度之儀者勿論、町々被仰出候御觸流之趣、并國所之作法、當職法堅相守、諸勝負喧嘩口論急度相愼、正路ニ渡世可被致候事、

一御公儀樣より密々御尋筋有之候砌者、講中一統、其御用辨大切ニ被心懸ケ、且家業場先ニおゐて疑敷者有之候ハヾ、早速封書を以、御注進可被申上候、將又唐物拔荷物、人參、虎膽、麝香、龍腦、其外諸藥種唐物之義、御公儀樣之御印無之類、又者長崎證人之賣上ゲ手形不添諸藥種、致賣買もの有之候義を見聞及候ハヾ、是又早速御注進可被申上、尤時宜ニ寄、其身師匠隨從親方等迄可被及通達ニ候、乍併惡敷事柄も無之もの、私之意恨を以奉密訴候歟、亦者御國役之心得を以、權威ヶ間敷儀有之候て者、以之外之義ニ付、一統心得違無之樣可被致候事、

一當職之儀者、准醫浪人職と者乍申、世業隨一之職柄ニ而、諸藥調劑、聊之相違より、既ニ人命ニも相拘り、大切至極之業ニ候、依之麁略之儀無之樣精々修學可被致候、且亦師匠隨從親方等より

被ㇾ申渡ㇾ候義、聊以相背被ㇾ申間敷候、將又師匠隨從親方等無ㇾ之渡り香具、都而獨立之もの者、見當り次第可ㇾ被ㇾ召連ㇾ候事、

一毒藥贋藥賣買之儀者、御制禁之第一也、別而大切ニ相守可ㇾ被ㇾ申、若右之兩藥調合相賴候もの有ㇾ之候ハヽ、其ものヘ名住所者勿論、其譯筋篤と承り、早速御注進可ㇾ被ㇾ申上、尤時宜ニ寄、師匠又者隨從親方等迄、早々可ㇾ被ㇾ申越ㇾ候事、

一近來師匠幷隨從親方取不ㇾ致、獨立之者、今以多分ニ有ㇾ之候由、勿論講中一統、家業場先精々被ㇾ心付、若如何之渡世致し候もの、又者不法之働致し候もの有ㇾ之候ハヽ、早々修學所ヘ召連可ㇾ被ㇾ申事、

一徒黨ケ間敷儀者勿論、職用ニ事寄、大勢寄合不ㇾ可ㇾ被ㇾ致候、且又祭禮其外、開帳納物、神佛寄進、出家社人之奉加、大勢組立世話致候義、堅相愼可ㇾ被ㇾ申候事、

右之條々、今度長香彈正殿立會之上、舊格定失不ㇾ相成ㇾ樣、職法致ㇾ改正ㇾ候條、講中一同、堅相守可ㇾ被ㇾ申候、萬一被ㇾ相背ㇾ候仁有ㇾ之候ハヽ、職業道具取上ゲ、當職分相構可ㇾ申者也、依て職法如ㇾ件、

享保廿一年丙辰正月改正

京都香具職首頭　瀧本仙翁印
長香宗伯印
江戸香具職首頭　村富庄兵衞印
丸野安左衞門印
大坂香具職首頭　尾上兵左衞門印
丸岡市十郎印
三橋貞助印

前書職法之趣、門職一統、堅可ㇾ被ㇾ守ㇾ之もの也、

日本香具職頭家　長香彌正印

右香具賣藥之職法、急度相守可申事、

安永二癸巳年三月六日寫之　松井摠助所藏

右之記書、但馬屋藤兵衛樣方ニ御座候ニ付寫置候、以上、

天保九戊年秋　篠崎氏

〔香具師一件〕乍恐以書付奉願上候

一淺草元旅籠町壹丁目勝藏店兵助、豐島町壹丁目孫兵衛店清次郎、右兩人奉申上候、私共儀、年來香具賣藥愛敬見世物と申、葭簀圍仕入口ニて、銘々家傳藥香具抔とを商ひ家業仕來候處、去ル亥年より下谷山崎町貳町目甚五郎店乞胸頭仁大夫、如何相心得候哉、面々手下之家業と申、鑑札を渡し、壹人前より毎月四拾八文宛受取候樣致候得共、元來仁大夫家業之儀者、

綾取　辻放下　猿若、からくり　江戸萬歲　仕形能　物讀　講釋　淨留理　說教　物眞似　辻勸進

右拾貳ヶ條之由及承候ニ付、右之類は決而不仕候、私共家業之儀は左之通に御座候、

反魂丹賣　居合拔　同　曲鞠　同　唄廻シ　齒磨賣　輕業　同　見世物　同　覗　懷中掛香賣　諸國弘商人　辻療治膏藥賣

蜜柑梨子砂糖漬賣　小間物賣　火打保口賣　諸國妙藥取次賣

右拾三通之儀者、享保廿年卯十一月中、大岡越前守樣御勤役之節、御番所樣江私共家業之者被召出、拾三通之趣逐一御糺之上、御開濟被遊候ニ付、難有家業仕來候處、仁大夫手下に相成候ては、猿若門立同樣ニ相成、田舍在々諸商人拾三通り之附合致し兼、諸國市町等江罷出候節、泊宿其外諸事ニ差支、難儀至極仕、夫故渡世相成兼、日々暮方困窮仕候ニ付、無是非今般奉願上候、何卒御慈悲を以、古來之通、仁大夫差構無之、家業體手廣ニ仕候樣被仰付被下置候樣奉願上候、前書之趣、御聞

濟被成下、願之通被仰付被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

寛政八辰年二月　淺草元旅籠町壹丁目　願人　勝藏店　兵助印
家主　勝藏印
豊島町壹丁目　孫兵衛店　願人　清次郎
家主　孫兵衛

〔幕令抜抄 七〕一近年町々、やしト唱へ、歯藥又は小商仕候者、追々及増長、新規に右同様之品物等見せ賣、或は辻賣相始候者有之時は、事六ヶ敷申掛、致難澁候族も有之よし相聞、不埒之事に候、此度株仲間組合等差止、同商賣之者出來候共、差障申間敷旨等之義ニ付、御觸面之趣も有之、旁以來決して難澁申掛間敷候、

天保十三寅年六月廿七日

〔香具師一件〕香具師共渡世筋幷人別取締方之儀ニ付御内慮奉伺候書付　三廻

近來香具師共之内、重立候もの江取調ものゝ都合に寄、御用筋申付候儀も有之候處、一體諸國ニ而は、城下宿町共、右渡世重立候もの帳元と唱、萬端世話取締致し、右帳元之中には、領主役場等ゟ被申付居候も有之、外國々ゟ參候もの、帳元を不便候而は渡世難相成、振合之由、御當地之儀は、香具師帳元等之名目無之候付、人別幷渡世之取締も不相立、右故折々空説を彫刻致し賣歩行、其外惡弊を生じ、渡世に事寄、賭事又は在方者等を見掠、無體に賣藥押賣致し、以之外之及所業候類も遐邇には有之、右等之儀、私共承込取調候にも、御當地定住之ものは格別、江戸内に便り先も無之、旅懸ヶ抔之ものは、更に行衛探索之手懸りも無之犯科之者、香具渡世にからみ、所々立廻候類は、同渡世之名前帳等之世話致し候者も無之候間、穿鑿方に差支、人別之取極不相立候付、重立候もの江申付候御用筋も、其身に引受取扱候と申儀にも至り兼、御用向度重り候中には、漸く心得方

氣薄にも罷成可申哉、且又穿鑿もの御當地ゟ諸國江逃去候節は、其もの出生之地、或は國々知音知人共等之先々承出し候砌は、被仰付ものゝ次第、捕もの之品に寄、直に私共出役仕候得共、一ト通之捕者は、先ツ見込之場所江飛脚差遣爲相探、立廻先粗相分り候上、其段申上、出役仕召捕候儀に有之候處、香具渡世之者は、見世もの其外賣藥等ニ而、諸國同渡世之ものを便、國々普く渡歩行候間、重立候ものゝ内人物相撰、密々手段等申含、手筋承出し申聞候も有之候處、就中安政元寅年正月中、牢抜致し候本石町無宿金藏事、源之進儀は、不容易所業のものニ付、右渡世重立候もの共江、行衞穿鑿方手段申付候處、一同厚相辨、格別出精種々苦心致し、既奥州南部領邊立廻候趣承出、私共迄申出、右手續ゟ、同三辰年十月中、源之進御用辨相成候處、追々此節に至、香具師共儀、帳元等之名目相立、人別之取締致し、私共ゟ内密申含候御用筋等をも、專ら相勤申度段申聞、別冊之通、往古ゟ之由來其外共申出、右は是迄私共ゟ御用向申付候ものゝ儀ニ付、願之通御聞濟相成候ハヾ、國々之樣子等も手廣相分、此上御用辨之一筋にも罷成可申、就而は諸國城下宿町場狹之土地すら、前文之通締方も付居候間、大都會之御當地は別而之儀ニ付、帳元之唱には限らず、右に比類いたし候名目ニ而も相立、江戸定住之もの、人別は勿論、他國ゟ入込之者共、渡世筋取締方、得と行屆候樣被仰付候ハヾ、第一御取締向も貫、右渡世之もの一同、御盛德之御餘澤、深く難有相心得、彼等御用筋相勤候趣意も相立、此後は一際出精相勵可申、且は香具師と申は名目迄ニ而、往來人等相掠、不埒之及所業候もの、幷其餘之惡弊も、自然一洗致し可申哉に奉存候、當春以來、市中人別、格別御嚴制之御時節柄旁ニ付、因幡守殿御組類役江も談判仕候上、則別冊相添、此段御内慮奉伺候、以上、

申五月　　　　　　　　　隱密廻　定廻　臨時廻

〔德川禁令考五十雜業雜商〕文久二戌年三月

香具師其外人別帳之事

組々世話掛
名主共

香具師と唱、賣藥其外賣歩行渡世致候もの共之儀、古來より觸置候趣も有之候處、年暦相立候に隨ひ、追々猥に相成、右は在々迄も渡世いたし歩行候故、中には奉行所より尋之もの等姿を替、立交隱れ居候儀も可有之も難計、不取締ニ付、以來重立候もの方江人別帳爲拵、帳元世話致候もの相撰み、右渡世致候ものは、帳面に爲記置、御府内定住之者は勿論、他國より入込候共、身元出所等得と相糺、聊紛敷儀無之、踪と人別相分ケ、此上不取締之儀無之樣可致、

右之通被仰渡、尤番外月行事持之場所共、不洩樣可申通旨、是又被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

三月十日

南傳馬町
主名　新右衞門
外十九人

香具師世話人より差出候請書

覺

一今般帳元世話人御差免相成候上は、別而同渡世之もの人別調置、不取締無之樣可申合、且是迄之通り、御用向は分ケ而大切に相勵、一ト際出精可致候事、

一諸國より入込、渡り香具之もの、精々取調、其國々之風土に寄、地震等之天災、又者火事、出水、其外豐凶等も相尋、其時々可申立候事、

一諸國風聞雜説等、善惡に不拘承込、早々可申聞事、

一御用ニ付、不時に諸國江飛脚等可申付儀も可有之ニ付、兼而相心得居、申合無遲滯出立可致候事、

一申談候御用向は、其人之外、仲ケ間内は勿論、親子兄弟たり共、他言致間敷事、

一帳元世話人之内に不限、渡世ニ付、諸國江出向候もの有之候ハヽ、前以可申立、品ニ寄、申談遣候

御用可ㇾ有ㇾ之、兼而此儀相心得申合之事、

一新規之儀ニ付、可ㇾ成丈ケ無益之諸雜費不㆓相掛㆒樣、萬事嚴密正路之取計專一之事、

一仲ケ間之內、追々折合も付、凡內規矩も相立候ハヽ、南北三廻寄合席江御用聞之もの可㆓差出㆒、且金三郎、半兵衞、傳七、源七、龜次郎、七五郎、五助は、帳元取締申付候間、是迄之通、御用向重ニ取扱、吉兵衞は御用聞心得可ㇾ申、其段一同可㆓相心得㆒事、

一帳元世話人之もの、出精取締嚴重可ㇾ致は勿論に候得共、若不出精致候もの、幷御用向申談候而も、度々不ㇾ辨之類、其外風聞不ㇾ宜ものは申上、不時に帳元世話人相除、平日御用辨宜人物見立可㆓申付㆒候間、此段兼而相心得居、銘々申合相勵、且御用向ニ付、呼ニ遣候節、心得違ニ而、代之もの差出候儀は不㆓相成㆒候間、右樣之儀無ㇾ之樣心掛專一之事、

右之通被㆓仰渡㆒奉ㇾ畏候、仍如ㇾ件、

戌四月廿九日　　香具師世話人印

〔人倫訓蒙圖彙　四〕口上商人　萬の合藥幷に髮付のたぐい、諸方市、法會の場等に出、辨舌をもてこれをうり、又は神を誓、蛇をみせ、操人形を出し、物まねをして人をあつめて是をあきなふ顏の皮一種の商なり、

際物師

〔守貞漫稿　五〕際物師

キハモノト訓ズ、一時限リノ物ヲ賣ル生業ヲ云ヘドモ、唯江戶ノミ唱ㇾ之、京坂モ亦其賈アレドモ、此名目無ㇾ之也、春時ノ凧、正月二日初夢寶船圖、七日薺、十五日削掛、三月雛祭リニ係ル諸物、五月節句物、七月乞巧奠同魂祭物、臘月注目繩飾松、其他正月祝物ヲ始メ、四時トモ一時限リノ物、枚擧暇アラズ、皆總テキハモノト云、是亦一種ノ小賈也、

〔守貞漫稿　六〕際物師

江戸ニテ節物賣ヲ云、京坂無此名目也、限日アル賣物ニテ、當日ヲ過レバ廢物トナリ、或ハ來年同日ヲ待ザレバ無買人品物ヲ云、

第五卷ノ云ル如ク、一時限リ品物ヲ商フ者、京坂其名目無之、江戸ニテキハ物師ト云、正月二日賣船、七日薺、十五日削掛、三月雛物、五月端午物、七月七夕生竹、同月盆燈籠ト云トモ、今ハ燈籠ハ賣ズ、槍挑灯ヲ賣リ、于蘭盆物諸品、八月十五夜、九月十三日月ニ供ス芒、十月日蓮宗用キセ綿、及ビ造リ花、十一月酉ノ町サラヒカシウ玉、十二月下旬ヨリ正月用物數品等ヲ云、蓋薺、雛物、端午飾物、七夕竹、于蘭盆物、正月用物、三都相似タリ、其他賣船、削掛以下京坂所無シ、又大坂正月十日今宮夷市、江戸ニハ所無也、蓋三都トモ其大略ヲ記ス、尚此他モ可有之也、

〔我衣〕正德ノ比マデハ、五節句其外ニモ切レモノ有テ、持タル商人ハ、大ニ利ヲ得タリ、是ハ人正路ニシテ、嘉例ヲ不違相守リ、半道一里ノ所ヘモ尋求テ歸ルナリ、依テ古來ヨリ五節句ノ入用物賣ヲ蓬萊商ヒト云ナリ、蓬萊ハ盆前ニ若シ賣切トキハ、一葉十錢廿錢ニ賣タリ、多キ年ハ半錢ニモ不成、堀河ヘ打入テシマヒヌ、享保ヨリハ、ナキ時ハナキマヽ、ニスマシ、有ル時ハ調ルユヘ、五節句ノ入用物モ多クハ仕込ズ、五節句モノ、前ヨリ高直ニ見ユ、シカレドモ損ノユクトキ入合ニスルコトナレバ、兎角欲ニハナレテ多クハ仕入ズ、依テ例年ヨリキレモノ多シ、

〔下學集上人倫〕賣子(マイス)商僧也

〔南浦文集下〕誑得諸州露口才、我雖遮肉、肉彌聞、人人好怪更誇說、前度中書又再來、
賣子(マイス)上人法國光明佛

〔嬉遊笑覽十一商賈〕吳服賣ものにひじりといふもの有り、新著聞集に、江戸通銀町二丁目に堯順と云商聖あり云々とあり、思ふに、吳服所茶屋と稱するものゝ剃髮僧形のものある、寬文八年申二月廿四日町觸に、去年御觸之通、今度吳服屋幷聖共、手前三百匁以上之小袖表御改に付、町中に吳服ひ

じり方より預り置候物於有之者、早々其主方へ返し可申候、按るに、和州西巖寺古潤法師のかける職人盡繪に、絹賣あり、さま〴〵の絹を脊に負、左右の肩の處より削りたる竹を前下りに二本差、夫にさま〴〵の絹切を付たること四手のごとし、是負たる絹の色品の看ばんにするにや、むかしの絹賣みな此體なり、其形高野聖の笈を負へるに似なり、

女商

〔倭名類聚抄二工商〕裨販　文選西京賦云、裨販夫婦、和名比佐岐比止　俗云販婦、比佐岐女　裨販也、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕原書作商賈百族裨販夫婦、此所引誤、○中略　說文又云、裨接益也、販買賤賣貴者、

〔類聚名義抄三貝〕裨販ヒサイメ　販婦ヒサキメ

〔段注說文解字七上禾〕稗、禾別也、謂禾類而別於禾也、孟子曰、苟爲不熟、不如荑稗、左傳云、用秕稗也、杜云、稗草之似穀者、稗有米、似米不可食、故亦種之、如淳曰、細米爲稗、故小說謂之稗官、小販謂之稗販、从禾卑聲、

〔壒嚢抄一〕町人ノ下女ヲヒシヤメト云ハ何ゾ、ヒシヤメハ辟言也、ヒサメト云ベシ、凡テハヒサシキ人成ルヲ、女ヲ指テヒサキメト云ヲ、今ヒサメト云ナセリ、順和名ニハ販婦ト書テ、ヒサキメト讀リ、常ニハ裨販ト書キ、又販女ト書キ、販ノ一字ヲモ用也、文選云、裨販ノヒサキヒト、夫婦アリト、總テ町人ヲバ皆裨販ト云ベキヲ、販婦販女ト書ニ依テ、少婢ヲ指シテ思習ハセル歟、近來ハ下女トノミ思ヘリ、男ヲバイハズ、

〔倭訓栞中編二伊〕いちめ　市女也、市に物あきなふ女をいふ、

〔空穗物語藤原君〕こゝは七條殿よ、おもてにくらたてり、○中略　こゝは水し所、寢殿のきたのかたかしらしろき女ひとり水くむ、めのわらはひとり、おものもりつかふまつる、これはてうたなに女をりて物うる、

〔源氏物語二十二玉鬘〕九條にむかししれりける人の殘りたりけるをとぶらひいでゝ、其やどりをし

めをきて、都のうちといへども、はかぐしき人のすみたるわたりにもあらず、あやしき市女あき人のなかにて、いぶせく世中をおもひつゝ、秋にもなり行まゝに、きしかたゆくさきかなしきことおほかり、

〔源氏物語 五十 東屋〕ほどもなうあけぬるこゝちするに、鳥などはなかで、おほぢちかき所に、おほどれたる聲して、いかにとかきゝもしらぬなのりをして、打むれて行などぞ聞ゆる、かやうの朝ぼらけにみれば、ものいたゞきたるものゝ、をにのやうなるぞかしときゝ給も、かゝるよもぎのまろねに、ならひ給はぬこゝちに、おかしうも有けり、

〔今昔物語 二十八〕近衛舍人共稻荷詣重方値女語第一

今昔、衣曝の始午ノ日ハ、昔ヨリ京中ニ上中下ノ人、稻荷詣トテ參リ集ノ日也、〇中略參ル人、返ル人樣々行キ違ケルニ、艶ズ装ゾキタル女會タリ、〇中略重方ガ云ク、我君々々賤ノ者持テ侍レドモ、シヤ顏ハ猿ノ樣ニテ、心ハ販婦ニテ有レバ、去ナント思ヘドモ、忽ニ綻可縫キ人モ无カラムガ惡ケレバ、心付ニ見エム人ニ見合ハヾ、其ニ引移ナムト深ク思フ事ニテ、此ク聞ユル也ト云バ、〇下略

〔今昔物語 三十一〕太刀帶陣賣魚嫗語第卅一

今昔、三條ノ院ノ天皇ノ春宮ニテ御マシケル時ニ、太刀帶ノ陣ニ、常ニ來テ魚賣ル女有ケリ、太刀帶共此レヲ買ヒテ食フニ、味ヒノ美カリケレバ、此レヲ役ト持成シテ、菜料ニ好ミケリ、干タル魚ノ切々ナルニテナム有ケル、

人見醉酒販婦所行語第卅二

今昔、京ニ有ケル人、知タル人ノ許ニ行ケルニ、馬ヨリ下テ其ノ門ニ入ケル時ニ、其ノ門ノ向ナリケル舊キ門ノ閉テ、人モ不通ヌニ、其ノ門ノ下ニ販婦ノ女、傍ニ賣ル物共入レタル平ナル桶ヲ置テ臥セリ、何ニシテ臥タルゾト思テ、打寄テ見レバ、此ノ女酒ニ吉ク醉タルナリケリ、〇下略

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年十月廿二日庚寅、今日淸水寺新造之後、有堂供養云々、導師權少僧都隆禪者、都人市女爲結緣參集如雲、

〔本朝無題詩二人倫〕見賣物女　法性寺入道殿下〇藤原忠通

可憐部服一疲女、夕日沈時賣物廻、增直砌前貪止住、唱名門外暫徘徊、貧家雖招全無顧、潤屋不喚强欲來、秋月春花其意舊、此時題目與相催、

見賣炭婦　三宮

賣炭婦人今聞取、家鄉遙在大原山、衣單路嶮伴嵐出、日暮天寒向月還、白雲高聳窮巷裡、秋風增價破村間、土宜自本重丁壯、最憐此時見首斑、

〔源平盛衰記三〕澄憲祈雨事

今年〇承安四年春ノ比ヨリ、天下旱魃シテ、夏ノ半ニ至リ、江河流止リケレバ、土民耕作ノ煩ヲ歎、國土農業ノ勤ヲ廢ス、井水絕ニケレバ泉ヲ堀テゾ人ハ集ケル、淸凉殿ニシテ恒例ノ最勝講被始行、五月廿四日ハ開白也、二十五日ハ第二日也、朝座ノ導師ハ興福寺權少僧都覺長、夕座ハ山門ノ權少僧都澄憲、澄憲天下ノ旱魃ヲ歎、勸農ノ廢退ヲ憂テ、啓白ニ言ヲ盡シ、龍神ニ理ヲ責テ、雨ヲ祈乞給ケリ、〇中略サレバ今日ノ說法モ目出コソ候ヘト申ケレバ、院〇後白河打ウナヅカセ給テ、誠ニモ神妙ニ仕タリケリ、此僧ガ高座ヨリ下リシ時、各ハヤセ、何ナル風情才覺ヲカ申振舞ト仰アリ、院ノ依御氣色、若キ殿上人四五人、心ヲ合テ拍手ヲ打テ、アマクダリ〱ト拍ス、是ハ尼ノ生タル子ト云心ヲハヤス也、澄憲更ニソソガズシテ、二カヒナ三カヒナ舞翔テ、院ヨリ始進セテ、上下皆何事ヲカ申サント、兼テ咲セサセ給ケリ、澄憲三百人々々々ト云音ヲ出ス、殿上人猶アマクダリ〱ト拍ス、澄憲三百人ノ其內ニ、女御百人禪販公卿百人、伊勢平氏驗者百人、皆亂行三百人々々々ト云テ、扇ヲヒロゲテ殿上ヲサヽト扇散シテ、皆人ハ母ガ腹ヨリ生ルヽニ、澄憲ノミゾアマクダリケ

商家雇人

ルト申テ走入ニケリ、〇中略小松内大臣〇平重盛其時ハ新大納言ニテ當座ニ候ハレケリ、〇中略六波羅ノ宿所ニ參ラレタリ、入道〇平清盛ハ、左ノ手ニ蓮ノ實ノ念珠ヲ持、右ノ手ニ蒲團扇ヲ仕給テ、大納言ニ目モ係ズ、憤アル氣色也、重盛ハ、此事ハヤ人ノ云タリケリト意得テ、大ニ畏給ヘリ、〇中略大納言ハ、此條重盛一人ガ事ニアラズ、百人ノ裨販ノ女御、百人ノ亂行ノ驗者達ノ、トガメラルヽ事ナルヲ、其ヲ閣テ非可レ咎申、總而ハ加樣ノ事ヲバ、タヾ聞ヌ樣ニテ御渡候ベシト覺ユ、猿樂ト申ハ、オカシキ事ヲ云ツヾケテ人ヲ咲ハカシ侍ルゾカシ、君ノオカシキ事ヲイハセントテ、尼ガ子尼ガ子トハヤサセ給ヘバ、澄憲猿樂コトヲ申ニテ侍ベシ、其故ニ、中々何ト御腹ヲバ立ラレ候ベキ、但今ヨリ後、猿樂事ニモ加樣ノ事申ナラバ、如何ニモ重盛相計候ベシト被レ申タリ、其時入道カホノ色少直リテ、穴輕々シノ君ノ御代ヤ、販女ノ女御トハ、サレバ誰ゾ、若丹後ノ局ノ事歟、ソモ桶櫃ヲ戴テ物ヲバヨモウラジ、〇下略

〔なぐさめ草〕もるやま〇近江といふ所は、いたく心もとゞまらず、森の陰の一村里にて、市女商人の物さはがしきのみなり、

〔夏山雜談〕三嘘樂曆西國ヘ下リシ時、長門國赤間關ヲ一見セシニ、此所ニテ魚ヲ賣ルモノハ女ナリ、平ナル桶ニ魚ヲ入レテ、首ニイタヾキ、サカナメサレヨヨチナガク引トイフナリ、其體都ノ柴賣ノ女ノゴトシ、土人云、往昔此所ニテ平家亡シ時、貴賤トナク平家方ノ女ハ、此邊ノ漁人ナドニ身ヲヨセテ、魚ヲ賣リタルヨリ、今ニ至リテ此風俗ナリトイヘリ、

〔弘賢隨筆〕五手代。

古き文書などにては此名見あたらず、天正慶長の頃よりありし樣にも覺えしが、或隨筆忘其名に、圜大曆に、慈巖僧正云々、以二手代玄圓法印一可レ令二勸修一云々とあり、寺家には此時既に此名ありしとみゆ、然るに此ほど御藏書の密宗血脈抄の中、仁海の資慶與の條下に記云、仁海受法護摩資、修學

不退僧也云々、於眞言院勤仕延命院御修法、僧正手代也とあり仁海僧正は長久寛德頃なれば、又遙にふるし、

〔善庵隨筆一〕大賈ノ重立タル手代ヲ番頭ト云フ、番頭ノ字、唐書ニ出ヅトイヘドモ、今コレヲ商家ニ稱スルハ僭ナリ、伴頭トイフベシ、古今類書纂要卷四ニ、俗呼奴僕曰伴頭トアリ、デッチハ丁稚ナルベシ、春明退朝錄ニ、吳正肅言、律令有丁推、推字不通、少壯之意、當是丁稚、唐以大帝諱避之、損其點畫云、

〔世事百談〕しきせ

召つかひの者に、時の衣服を給するをしきせといへり、文字には仕著、あるひは四季施などかけり、書言字考に見えたり、古鈔の曾我物語に、四季をり〱の小袖をたまひといふことあり、かゝれば四季施とかゝんこと、義におきてかなへるとおもひ居たりしに、他日琉球の中山傳信錄に、春秋四季賜袍掛衫褌といふことのあるを見出でたりしが、猶ふるく鑒眞東征傳に、四季給時服ともあり、おもふに四季施と書ける施の字おだやかならず、四季著の約語なるべし、

〔大坂要用錄三諸證文〕別家證文

一札

一私儀何ヶ年以前幼少之節より、御家江御奉公に罷出候而、永々預御高恩ニ罷在候處、此度格別之思召入を以、私儀別家被仰付、則何商賣仕爲元手銀何程幷に暖簾被下置、重々忝仕合に奉存候、然る上は、商賣方無油斷出精仕、永久御家江對し、主從之御因ミ大切に相勤、子孫に至迄、違背無御座候、若思召に違候儀有之候はゞ、如何樣に御取計被成候共、其節違背仕間敷候、爲後日別家證文仍而如件、

年月日　何屋誰

賣聲

何屋誰殿

〔嬉遊笑覽十一商賈〕物の賣聲、卅二番職人歌合に、なさうとて、女のこしきめく物に青き葉を入て、頭にいたゞきたるを書けり、これをなさう賣と書たる本あり、誤なり、その歌、春霞にく、たちぬる花のかげにうるやなさうも心あらなむ、又さだめおく宿もなさうのあさゆふにかよふ内野の道のくるしさ、是は菜さうにて菜を賣る者なり、さうは候ふの略なり、〇中略佐夜中山集、摘うるやみやこは野邊の若菜さう、(梶山保友)此集は寛文四年重頼が撰なり、この頃も、なさうといひしことしるし、又さうといふべきところに、かうといひしこと有、猿源氏草紙、いわし賣が詞に、あこぎがうらのいわしかふゑいと有、かふはかうと書べし、ゑいといへるは其餘聲なるべし、醒睡笑に、京の町を大根賣の、大こかう〳〵といふて通る、又(かすりの部)京の町にて、小き足駄を賣商人、こあしんだこあしんだといふて先に行けば、其跡から菜を賣る者のつゞきて、なかう〳〵と、われがねに似た、ひゞきがすまぬ、(ひゞきとは、末を引たるをいふ、すまぬとは、この響ゆゑに、いま〳〵しく聞ゆるなり、)大この下にかうといふは、上のこをかさねたるやうなれど、さにはあらず、又同草子、(秀句の中)芹かうと賣たる咄もあり、又万歳といふ歌に、蛤こ〳〵と賣たる者はやしよめとうたふ、今も京難波にては、賣聲に何こと、こもじをそへて呼、又昔も何はとよべるもあり、又山家などの者、京に來て、物買はむとて呼ありけること、猿樂狂言にもあり、古き咄などにもありて、おかしきやうなれど、賣買ともに呼ありく事は、古今おなじければ、昔うた(〇うた二字恐誤)田舍の者などさることもありしならん、狂言また古き咄などに、賣ものを節に呼といふことあり、今の蚊屋うりのやうなるもありしにや、件のこあしむだと呼し咄は、魚呼あとより、古鐵買が、ふるひ〳〵といひしに、ひとし、響のさま〳〵なるは、今江戸にて、柿賣は、木ざはしをきざんし、蠣賣はかきんよ〳〵、何とも聞わきがたきは、雪駄なほしの呼聲なり、悲田院といふことなりといへれど、江戸にはさる處もなし、是はもと手入〳〵といひしが訛りて、で

いでいとなりしなり、京にては、唯なほし〳〵と呼り、甕絨輪、奈良晒身過す夏の呼聲に、六玉川六篇、寒ひとつ通した聲でなら晒、このさらし賣も今はなし、古老云、寶永の末、大坂に天滿喜美大夫といへる者、說經淨るりの名人にてありしが、幾玉の茶屋にて口論し、これに付て江戸に下り、名をつゝみて居れり、一とせ吳服屋蚊屋を賣荷持にやとはれて、萌黃の蚊屋と呼に節を付て、美聲を高くはり上たれば、聞人これをめでゝ、此年蚊屋大に售たり、これ蚊屋うり呼聲の始なりといへり、されど前に晒うり有り、

〔桂翁雜記〕手拭安賣三十八文と呼て賣來りしは、安永の頃までなり、近頃は安賣六十八文と呼び來る、昔より地合あしく、僅か二尺五寸の上にて、三十文も高直となる、諸色とも、近來は皆かく高直となれり、

足袋賣　明和より天明の頃までは、九月末より二月中頃まで賣歩行く、其呼聲、袋足袋さし足袋とて聲を長く引く、年の暮に至れば、雨掛の葛籠を荷はせ、自分は財布を肩にかけて來る、是もいつ止むとなく來らずなる、

〔聞見雜記〕藤八五文

文政八酉年、五月上旬のころより、藥を賣もの、左に圖○圖略するが如き裝ひして、藤八五文奇妙と呼つゝ、一人二人、或は四五人にて、江戸中を譟ぎありく、其ありさま呼聲いとをかし、雨中に八文字をしるせし青漆の桐油を著せしなり、

〔浪花の風〕夏日なんど、夕刻少しく間を得て、官邸園中續なる物見に至て、夜商人の有樣などながめ居るに、種々の商人ども沽物を荷ひ。呼ありくに、其呼聲ふしありて長く、心を付け聞ども、如何なる品うるにや、聞とり解し難く、且は其うりものと呼ものと、相違の樣に聞えて解し難し、此程此事を、出入する按腹醫元節に尋ねしに、同人の答へにて解せしことあり、無益のことにはあれ

ど、市尹の職にて、市中のうりありくものを、更に知らざらんもいかゞによりて、聞し内の一ッ二ッを左に記し置ぬ、

　ゆでやのおさやさん、よふこえたの、

かく呼ありくは、江戸にて、ゆで豆や〳〵と呼ありくに同じく、枝豆の湯引しものなり、これは豆といふ縁よりして、女の見立となし、夫故にゆでしことを、やの字を加へ、字號の如くゆでやと呼、さや豆のことを女に譬へ、おさやさんと呼なり、浪花にては、都て江戸にていふ枝豆のことを、さや豆といふ、夫ゆゑそら豆杯サヤの儘なるをば、サヤそら豆と云、はぢきたるをば、はぢき豆と呼て、只そら豆とばかり呼ことなし、よふこへたのは、よく太り肥たるなり、

　黒豆大鐵砲

かく呼は、黒豆の烹豆なれども、大鐵砲といふことわからず、是は黒豆の大粒なるを、大鐵砲と唱ふるよしなれども、其いはれは元節も知らずと云り、

　おでんさん、年三ッ、

これは、蒟蒻の田樂にて、此地にてもこん蒻の田樂を、おしなべておでんと呼故、これも亦女にたとへ、おでんさんと呼と見えたり、年三ッとは、一串其價ひ三文といふことのよしなり、

　ほつこりえんまいも、うまいこつちや、

ほつこりは、あたゝかなり、えんまいもは、新出來等なり、

またゆで豆賣の　豆はうまいの皮ばかり

と呼ありくあり、是も最初に記せし枝豆賣なれども、皮ばかりといふこと解せず、元節が云には、これは皮計りと申せば、はぢきし殼をうりありく樣に聞え侍れど、左にてはこれなく、計りとは斗量の義にて、豆の皮さや共に量りて賣といふことのよし答へぬ、また夏月、あさづけ大根と呼で、うりありくあり、これは大根の三寸位になりたるを拔たるにて、江戸にていふ細根位の處な

雜載

り、朝づけとは、朝つけて夕には食せらるゝといふ義なるべし、

〔皇都午睡 三編上〕門々を賣歩行賣聲などは、其地の者さへ、何を賣やらんと見居てゐること也、京にて蜆を賣聲に、めエ〳〵と賣、氷魚(ひを)〳〵酢莖(すぐき)買んせんかなど賣聲、適に上京したるもの解すべからず、京都の人大坂へ下らば、物賣聲さぞ解せぬ物多からん、東都の人の口にかくれば、京も大坂もひとつ國の樣に心得居る、其京と大坂の者の言語、いか程か物の唱へも違はゞこそ、三十石の乘合、毎度此論を聞ことなり、

〔見た京物語〕商人すべて前垂をかける

〔京都土產〕商人之伶利

客之應對柔らか丁寧に而、客ゟ言直を何程不當に直切り而も、もそつと〳〵與申、少も立腹之樣子見えず、善き樣に言廻し、いやと言れぬ樣に尊敬して、遂には賣りつける、關東之不當に直段をつけると、直に目へ角を立脣を反し、其直段なれば、此方にて何程に而も買ひますなどゝ言ひ返すとは大ひに異なり、

〔皇都午睡 三編上〕商人にても、物いひ叮嚀にして、少しの物を賣にもふせうなる詞を遣はず、それといふも武家大臣方、輕き形りにて出らるゝゆゑ、朝夕是に相人(あいて)馴しゆゑと思はる、京都にては、都て女の商人多く、いはゞ直段何程と聞て、半直段に付ても怒る心なく、今すこしお買なされてとあるゆゑ、少し付上る、夫では賣れませぬ、もう少し〳〵と今も負る樣に云て、とゞの仕舞は、始の直よりすこし計り引て賣ることなり、買手後には根にまけて、思はず高く買ふなり、是土地の風義にて、物ごと和らかに氣長き風なり、大坂は又一流有て、氣短く、直段の付よう違へば直に、そんな直ならばこつちへ買ます、餘所にあるか尋ねてござれど、愛相なくつかふどを云ふを土地の風義とせり、又買人も、そふすげなくぼん〳〵いふ處は、代呂物が能いか、直段が安いか、口錢

薄ければこそ、あの様に口立派に云ふと心得、得心して買て歸るなり、諸事の懸合斯の如し、依て一口商ひとて、是を大坂のならはせとする、江戸の商人と競ぶれば、大坂の商人は物いひつかふどに存在なり、餘り叮嚀にいふ者は掛直ありと云る、三都によつて皆それ〴〵の癖あれば、土地に馴る迄はいとをかし、

〔慶長見聞集二〕平五三郎形儀異様の事

見しは今江戸繁昌にて、屋作り家風尋常に、萬美々敷事、前代未聞なれば、田舍人見物に來りぐんじゆをなす、爰に室町の棚に、平五三郎と云て、心横道なる人有、此者つく〴〵思ひけるは、今江戸町我人の風體いしやう、いちしるしければ、田舍者はちらいて、あたりへ附寄がたし、我そらばかをつくり、田舍者を近付て、物をうらんとたくみて、髮ひげむざ〳〵とはへさせ、かみ頭巾を目の上まで引かぶり、つゞりたる古小袖のゑりをふかく折て、衣紋引つくろひ、木綿袴のよごれたるを、むな高に著なし、手に長珠數をつまぐり、口に題目をとなへ、見せ棚に打かゝり、そらいねふりして居たり、知る人たち是をみて、古き文に、官祿をよくする者は其詞かざる、忠義を思ふ者は其詞直なりといへるは、是にておもひしられたり、平五三郎が作りは、かの有様あれ見よと、皆人ゆびさし口びるをうごかさゞるはなかりけり、然に田舍人、江戸を見物し、歸るさ、在所へのみやげ物をかはんとて、室町を見めぐりけるに、からあやの狂文、唐衣、朽葉地、むらさきどんす、りんずきんらん、にしき、色々様々の美麗なる物どもをつみかさね、ぶげんさふなる人たちのならび居て、何をかめす御用かと問ふ、田舍者の事なれば、はづかしがはにて、物かはんといひ出さん事は思ひもよらず、見世の方をばまなじりにかけ、腰をくゞめ、御免候へ〳〵とふるへ〳〵棚の前を通り行計にて、立とゞまり物かふべき所なし、見れば是なる棚に、長しゆずをつまぐり、後世願ひと相見えて、まらふど一人有、無骨なる姿風情は、我等が里の、いくぢなし左衛門四郎によく似たり、

此棚にて物をかはでは有べきかと思ひ、是なるきるものむすめに似合たり、ねはいかほどぞいかほどぞとゝへども、此者時々目を開き、耳をそばだて、あり〳〵と云て、口をあき、我は耳がとはきと云て又ねぶり、口に題目をとなふ、田舍者是を見て、江戶の都にもかゝる褻ぶこつにて、ばか者ありけるぞやと思ひ、なふ棚主殿、是なるきる物、錢三貫にうらせめ〳〵と、耳の方へ口をよせてよばゝる、ねふりおのこ是を聞、此小袖一貫にもとくうりたし、扨三貫にうらんと云ならば、田舍者こひそこなひと思ひてにげべし、何々此きる物二貫にかひ度とややすく候、いや〳〵と面をふり、又いねふりだい目をとなふ、田舍者是を見て、我三貫と云しを、二貫といふは、誠に耳がきかざるや、たぶらかさばやと思ひ、扨々おぬしはよくとくにも取あはず、後世の事のみ思ひ給ふ有がたき人なり、我里の左衞門四郎と云人によく似させ給たり、誠の佛よといふ、其時ねふり男目をひらき、につこと笑ひ、打うなづき、其事よ〳〵、今はみな夢のたわむれ、我人あすをも知らぬうき世也、おわれの里の左衞門四郎殿は、おきやう宗にあらずとも、神は正直のかうべにやどり給ふ、皆人便と一の卷に說たまふ、たとひおきよう宗にあらずとも、神は正直のかうべにやどり給ふ、皆人の物うるを見るに、おぬしたちのやうなる山家の人には、直を高く云かけ、一貫のきるものを二貫三貫に、大利を取て賣るおそろしや、神佛のいましめをも思はず、人をたばかるとがにより、地獄にて鬼にせめらるゝ事を知らず、われは平五三郞といひて、江戶にて隱れなき、後世願ひの正直者也、一貫の賣物に、錢五十の利あればとくうり、二貫の小袖に、錢百文の利あれば早くうり、其日の口をやしなふ、とかく此口有故、かゝる少しの利錢を、人前より取と思へば、一日も早くりやうせん淨土へ參りたしと願ふ計なり、唯々正直正路なる人こそ、神なれ佛なれ、何々此きるもの、おぬしの樣子似合たるとや、我もむすめをもちたり、誰とこも子には著せて見たき物ぞ、おきやう御本尊、おたいまんだら、此玄ゆずぞ〳〵、代物二貫はやすけれども、おぬし眞人さうなる人な

れ、後迄の知る人に成べし、人には逢て見よ、馬には乘て見よと也、なんそまれ用あらば、又も尋ね來り給へ、其しるべに此きるもの、二貫文にまけ候ぞよと云てうりたり、おそろしき平五三郎がたばかり、いふに絶たり、

〔浪花の風〕當地にて名高き富商鴻池善右衞門が定の掟は、貝原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左樣なること決して無之よしを答ふといふ、されど世上にて貝原が定るといふ說、一般に唱ふることにて、按ずるに、何か子細ありて、此事を善右衞門方にては深く秘することにやと思はる、何にいたせ、其家の掟は、規則能整ひて、代々是を守るといふ、其一つを云ば、店に居る若きものも數十人なれども、其著服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故、他の店の者と混れることなく、且此ものども、時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて、酒のみ戯れ遊び、淨瑠璃又は亂舞抔の學びをなして興ずることあり、是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて、大酒宴の有樣なれども、其席を伺ひ見れば、肴といふものもなく、先は茶漬の香の物か、左なくば鹽鰯抔を少々計り肴となして、酒のみ樂む體、實に二百年も以前は、かくやありけんと思はるゝことにて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ、又都而當地の豪家のもの、所持の別莊抱地抔の家作、いづれも良材を用ひ精工を撰み、尤美を盡して結構に奢めり、然るに善右衞門が別莊は、手廣なれども、規則に外れしことなく、去る天保十四卯年に、御改革の命ありし頃、外豪家の別莊の家作は、長押造付書院を初、種々身分不相應の造作故、俄に大工を雇ひ、晝夜を爭ひ、摸樣替にて大に混雜せしことありしに、善右衞門が別莊のみは、規則に外れしことなき故に、更に手入抔といふことなく、其儘にて濟せしといふこと、萬事此一二事に付て、其餘の家法正しき事推て知るべきなり、

〔浪花の風〕豪家は鴻池屋善右衞門、當時第一と稱すれども、舊家に於ては、天王寺や五兵衞に勝る

ものなし、天王寺屋は、聖德太子の頃より、實子にて相續のよし、右故當地の町人子育無ものは、五兵衞に請て盃を貰へば、出生の小兒必ず成長すといへり、また平野屋五兵衞抔も舊家にて、此家に鴻池屋善右衞門先祖より出せし酒の通帳を所持すといへり、〇中略前にいえる豪家の內、舊家と稱せる平野屋五兵衞抔、家風も古來よりの風儀を堅く守りて崩さずといふ、主人の傍向にて召仕ふ年若のもの、丁稚と稱する分抔、今以て不斷に振袖を著せり、予〇久須美祐雋も見及びし事ありしに、木綿ものにて定紋と思しき紋を染出せり、何となく古風存してゆかしく思はる、

〔町人囊 一〕或人の咄に、去商人常の口くせに、商人と屛風は曲まねばたゝずといひて、手わろきわざもありしに、あるとき家の年久しき古屛風の精妖て、商人の夢に見えていはく、年頃われを曲めるものとのみ思ひ給ふこそ口惜く侍れ、ゆがめてたてるは、我心にあらず、のぶとちゞむとこそ、わが德用なれ、之かれ共強て開きのぶる時は、片時もたちがたし、又たゝみちゞむ事過る時は、猶ひとり立がたし、のぶとちゞむとの中道をうるときは、久しく立て危からず、そのうへ立所の地平かに正しくしてたてざれば、則くつがへりたをれり、是第一の用心なり、主も先その一心の地をたいらかに正しくして、其上に商賣ののべちゞめを考て、あまりに開かず、あまりにちゞめずして、能程に身を立るときは、いつまで立ても危事なかるべし、主此ことはりを之らずして、我をゆがめるものとのみ心得給ふは、口惜く侍りと、恨けるとかや、おかしき事ながらも、捨がたきことはり侍るにや、

〔商人夜話 下〕富宅丸　一正直五兩　一堪忍四兩　一思案三兩　一養生三兩　一用捨壹兩

禁物　一無理　一慮外　一奢　一油斷　一虛言

右之藥每日可用之、身を立、家をおこし、子孫延命の術方也、

〔諸職往來〕扱商人者、以帳算盤爲左右之臣、每日考相場、賣買驅引、可廻氣轉、諸國客方不致疎略、諸物直段之高下、以書通達之、直賣俵物、駄賣搗米、現金無懸直之呉服、製藥名方之大看板、紙店、書鋪者、神書、儒書、佛書、軍談、眞名、假名之諸書、僧俗、童蒙、應好所而商之、小間物撓賣等迄、誡邪欲、無欺犯、偏本正路、而自他相對、和順之賣買、則永災難不來、繁榮傳子孫事、天道照正直之誠、陰德陽報顯然無疑者也、仍而如件、

〔經濟問答秘錄征権考二十二〕當今人心、謙讓ノ道ヲ損テ、隣端ニ舊業ノ商賣有ルニ、又同職ノ店ヲ架ル者アリ、辭讓ノ道ヲ失フユヘ、上ヲ犯ス風俗ニ移ル、若免職ヲ願ハヾ、先其近隣舊業ノ者碍障ト爲ラバ、謙讓ヲ教誨スベシ、或ハ昔ヨリ名物ノ丸散藥有レバ、是レヲ僞テ、少シ文字ヲ易テ賣出ス者モアリ、其姦猾惡ムベキ事ナリ、又郡國ノ產物ニ於テモ斯ル事有テ、竟ニハ領主互ニ意趣ヲ含メル媒妁トナル、先年阿波ノ者土佐ニ住シ、彼邦ノ名產藥袋紙ヲ稽古シテ歸リ、當國ノ產物ニ致サント願ヘバ、奉行モ國益ト想ヒ上ニ訟レバ、當主之ヲ聞テ、其紙ハ土佐ノ產物ナリ、吾國ニハ必製スベカラズ、若密ニ之ヲ製セバ、刑罪ニ處セント命アリ、國ヲ治ムル者ハ斯コソ有ルベキナリ、

〔經濟問答秘錄田賦考十二〕唐津元和年中ノ記錄ヲ見ルニ、寺澤志摩守鄉村ノ法令ニ、酒肴菓子等ニ至ルマデ、村々ニ賣申スマジク、幷ニ諸商人多葉粉等マデ、一人モ村內ニ入申スマジク、若シ入者アラバ、早速組合ヨリ大庄屋ニ屆ケ、沙汰ニ及ブベシト其嚴禁アリ、是時代ハ、干戈已ニ戢リ、天下寢ク治ニ入ラントスレバ、質素儉朴ノ風俗トイヘドモ、嚴法如是、況ヤ昇平數百年、一般花奢ノ時ヲヤ、風俗ヲ亂シ、富潤ノ害ハ四民雜居ニ在リ、前ニ述タル大洲ノ村民禁止ノ條目ニモ、酒ヲ賣ル者ハ家內ニモ入レズト記セリ、

古事類苑

產業部二十七

貿易上

外國貿易ニ關スル規定ハ、大寶ノ令ニ始テ見エテ、弓箭兵器ヲ市易シ、及ビ官司ノ未ダ交易セザル前ニ、私ニ交易スルコトヲ禁ジタリ、而シテ當時ノ貿易ハ、朝鮮支那ノ二國ニ過ギズ、足利幕府ノ季世ニハ、之ニ歐洲及ビ南洋諸島ヲ加ヘ、德川幕府ノ末造ニハ、更ニ亞米利加合衆國ヲ加ヘタリ、

昔時ノ貿易場ハ、多クハ博多坊津等ノ地ニ於テシ、後ニハ周防或ハ堺等ニ於テシ、又其後ニハ平戶、長崎等ニ於テセシガ、寬永十二年平戶ヲ鎖シ、長崎ノ一港ト爲セリ、安政五年ニ至リ、更ニ神奈川、函館ヲ加ヘ、慶應三年ニ、兵庫ヲ加ヘ、翌年又新潟ヲ加ヘタリ、

貿易ハ、往時ハ彼我ノ國、互ニ相往來セシコトニテ、足利幕府ノ時ニハ、我國ノ官民ハ、明ノ勘合ヲ得テ彼ニ赴キ、德川幕府ノ初世ニハ、外國ニ貿易スル者ニハ、總テ朱印ヲ下付シテ證ト爲サシメシガ、寬永年間、耶蘇敎ヲ嚴禁スルニ由リ、國人ノ外國ニ赴クコトヲ禁ジ、僅ニ支那及ビ和蘭兩國人ノ來リテ貿易スルヲ許シ、貿易大ニ衰ヘシガ、安政五年以後、亞米利加、和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西等ノ互市ヲ乞フニ至リ、彼此復タ互ニ相往來シテ、自由ニ貿易スルコトヲ得タリ、原來德川幕府ノ時ノ貿易ハ、官ニテ常ニ干涉シ、密貿易、拔荷ノ禁、至リテ嚴ナリシカバ、其間極刑ニ處セラレシモノモ多カリシガ、是ニ至リ、貿易ノ狀大ニ變ゼリ、要スルニ

制令

貿易ノ事タル、諸外國ト關係スルモノ尠カラズ、外交部ニ收メテ、此篇ニハ省略セルモノ亦甚ダ多シ、宜シク外交部各國篇ヲ參照スベキナリ、

〔令義解 九 關市〕凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、爲人糺獲者、二分其物、一分賞糺人、一分沒官、若官司於其所部捉獲者、皆沒官、（謂、不限部人外人、唯爲當所官司捉獲者皆是、若部人於他界交易、而本部官人違捉獲者、合賞一分、其關津糺獲、及里長坊長於其坊里捉獲者、亦皆沒官、）

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符 ○中略

一應禁交關事

右蕃客賣物私交關者、法有恒科、而此間之人、心愛遠物、爭以貿易、宜嚴加禁制、莫令更然、若違之者、百姓決杖一百、王臣家遣人買、禁使者言上、國司阿容及自買、殊處重科、不得違犯、○中略

以前中納言兼左近衛大將從三位行民部卿淸原眞人夏野宣、如右、

天長五年正月二日

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應撿領新羅人交關物事

右被大納言正三位兼行左近衛大將民部卿淸原眞人夏野宣偁、奉勅、如聞、愚闇人民、傾覆櫃匣、踊貴競買、物是非（○是非以下恐有誤脫）可韜篋、弊則家資殆罄、耽外土之聲聞、蔑境內之貴物、是實不加捉搦所致之弊、宜下知太宰府、嚴施禁制、勿令輙市、商人來著、船上雜物一色已上、簡定適用之物、附驛進上、不適之色、府官撿察、偏令交易、其直貴賤、一依估價、若有違犯者、殊處重科、莫從寬典、

天長八年九月七日

〔三代實錄 四十 光孝〕仁和元年十月廿日辛未、先是大唐商賈人著太宰府、是日下知府司、禁王臣家使、及管內吏民、私以貴直競買他物、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁遏諸使越關私買唐物事

右左大臣宣、頃年如聞、唐人商船來著之時、諸院諸宮諸王臣家等、官使未到之前、遣使爭買、又𢌞内富豪之輩、心愛遠物、踊直貿易、因玆貨物價直、定准不平、是則關司不慥勘過、府吏簡略撿察之所致也、律曰、官司未交易之前、私共蕃人交易者、准盜論、罪止徒三年、令云、官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、爲人糺獲者、二分其物、一分賞糺人、一分沒官、若官司於所部捉獲者、皆沒官者、府司須因准法條、愼其撿按、而寬縱不行、令人狎侮、宜更下知、公家未交易之間、嚴加禁遏、勿復乖違、若猶犯制者、沒物科罪、曾不寬宥、

延喜三年八月一日

〔御當家令條十六〕條々　長崎　○中略

一諸色一所ニ買取申儀停止事

一奉公人於長崎異國船之荷物、唐人前より直買に遣候儀停止之事、

一異國船荷物之書立、江戸江注進候而、返事無之以前にも、如前々商賣可申付事、

一異國船に積來候白糸、直段を立候而、不殘五ヶ所其外書付之所江割賦可仕事、

一糸之外諸色之儀、糸之直段極候而之上、相對次第商賣可仕、但唐船者、小船之事候間、見計可申付事、

附荷物之儀、代銀直段立候而之上、可爲廿日切事、

一異國船戻候事、九月廿日切たるべし、若遲く來候船者、著候てより可爲五十日切、但唐船者見計かれうたゟ、少は跡に出船可申付事、

一異國船賣殘之荷物、預り置候儀も、又預け候儀も停止事、

一五ヶ所之商人、長崎江參著之儀、七月廿日切たるべし、夫ゟ遲く參候者には、割賦を放し可申事、

一薩摩平戸、其外何之浦江著候船も、長崎之如糸直段たるべし、長崎にて直段立候はぬ以前、商賣停止事、

右可被守此旨者也、仍執達如件、

寛永十一年戌五月廿八日　加賀守　豐後守　伊豆守　讃岐守　大炊頭

雅樂頭

榊原飛驒守殿　神屋内記殿

〔享保集成絲綸錄三十五〕寛文八申年五月

一異國商賣代之儀、唯今迄ハ銀子にて被遣候得共、當年ゟ金子にて阿蘭陀唐船共に可被遣候間、其段町中へ相觸可申者也、

五月

寛文十二子年三月

覺

一諸國商賣人、長崎到著之儀、不同に被下候、向後者、此已前如御定、七月五日切に可為長崎到著、夫ゟ遲參候輩者、可除入札事、

附斷なくして、手代計下し申間敷事、

一貨物賣渡之義、每歲七月五日迄、商人長崎到著之者ども、先次第段々に於奉行所帳面に注置之、以其順々可相渡之、但貨物買高ハ隨其分際可遣之、直段ハ總ならし考合、異國人別々代物相極、其直段にて可渡之事、

一口錢銀之義、唐船者、每年仕來通ニ可致之、阿蘭陀之商物買取之輩も、向後ハ唐船之例に准之、口

錢銀可出之事、

一阿蘭陀貨物代金之義、近年ハ金壹兩ニ付而、銀五拾八匁之兩替にて雖遣之、阿蘭陀持渡嶋ニ而、兩替限下直之由候間、自今以後者、金壹兩付而、銀六拾八匁之兩替之樣に可相渡之事、

附日本より賣渡候、古錢、銅、小間物、染物、蒔繪道具、いまり燒、品々賣渡候商人等、并出嶋宿賃之義、無損失樣ニ可相計之事、

一唐船貨物代銀之儀、近年金壹兩之兩替、銀五拾八匁ニ而雖遣之、唐人持渡兩替銀高直ニ付而、迷惑之由訴之候、向後者銀子に而賣物代可相渡事、

附若唐人金子望輩於有之者、可任其意事、

一諸國商人、異國物買取候代銀、近年ハ金銀兩替異國人並に付而、其兩替候利銀之考をいたし、異國代物買取候直段につもり入候ニ付、商物之あたい高直に成候間、向後ハ京都、大坂、長崎、其時時の兩替可爲相場次第事、

一何事によらず、手だてたくみをなし、法を背輩有之バ、長崎之者ハ拾里四方追放すべし、他國之輩ハ、長崎之商賣可令停止之、但其品々により可被行嚴科事、

以上

右之通、從今年於長崎可申付之間、其趣存候樣ニ、京都、大坂、堺、町中可被相觸之者也、

三月廿三日

永井伊賀守殿　石丸石見守殿　彦坂壹岐守殿　水野伊豫守殿　渡邊大隅守殿

嶋田出雲守殿

元祿二巳年六月

一長崎奉行申達候趣

近年相對商賣ニ付入札仕、落札之方へ調候故、段々せり上ゲ、諸色高直に成候由、以之外不宜儀ニ候、異國荷物者、減日本之金銀者多渡候義、兼而被仰出候筋と相違候、近年之商賣相考、本計ヲ以相極之、高直之札入候者をバ差押へ、せり上候義、堅制禁可被申付候、若相背候はゞ、其品により御仕置に可被申付候、右之趣其地へ商賣ニ參り候所々へも、此方より申渡候間、可被存其旨候、以上、

六月

〔教令類纂初集百一〕元祿十丁丑年八月

覺

一於長崎異國荷物商賣、近年相對直段ニ而、諸國商人買取候處、諸色直段不相應成ものも有之樣ニ相聞候間、向後商賣之直段鍛錬之ものを目利之樣ニ申付置、尤誓詞致させ、異國荷物相應之直段致させ、異國人合點仕、買取候樣ニ相極て、其上ニ而品々日本之直段相應ニ相定、其直段を以、諸國之商人江望次第買取候樣ニ可被申付候、右直段合之出銀何程有之候共、員數無相違樣ニ奉行中吟味之上、右出銀之內、長崎之役儀相勤候者共、只今迄掛り、銀之樣子考、分量相應〇此下有缺文銀者御藏ニ入置、員數本拂目錄ニ記〇此下有缺文可被差越候、〇中略

一右仕方之儀、町年寄共誓詞仕、立合嚴密ニ仕、諸事正路ニ請拂可仕由、念入可被申渡候、仕方能候はゞ、向後も町年寄共可相勤候、不宜候はゞ、此方ゟ右之役儀可勤ものを差越候儀も可有之間、此旨兼而可被申渡候事、

一銅代物替之儀、五千貫目分、向後も彌可被申付候、五千貫目除ニ而も、樣子次第可申付候間、追而存寄も候はゞ可被申聞候事、

一糸割符之儀被致吟味、割符可爲取之筋目相立候もの者、員數を極、向後とらせ、大方は自今以後

相止メ、御納戸呉服師共ニ、本直段ニ而取らせ可然候、只今迄之通、割符取らせ候而者、無益之樣ニ相聞候事、

一砂糖などは、江戸御用相達候御菓子屋共ニ、本直段ニ而相應□□と買取らせ可然候間、聞合可有相談候、總而異國荷物之內、御用相達候職人など、本直段ニ而買取らせ、御調法にも可成筋之儀者、相考可有相談候事、

大坂より長崎江相廻し候銅、運上ニ而願候もの有之由候間、遂吟味可被申付候事、

右之通奉行中相談之上、存寄も候はゞ、可被相窺候、以上、

丑八月

〔寶曆集成綠綸錄二十七〕延享三寅年三月〇中略

一不法之事有之、日本渡海停止申付候ものを連渡、且又商賣方ニ付て、奉行所ゟ差出候撿使を輕じ、日本人に對し、意外を働き、其上江戸江罷越候、往來之於道中、奉行より差添候警固之差圖及違背候段、是又不屆至極ニ候之事、〇中略

一子丑兩年商賣方願ニよつて、出帆之定日及延引候、此以後は相定日限無相違可致出帆事、

一積戾り申付、湊出帆いたし候而も、沖ゟ商賣相願候得ば、濟候事之樣に心得罷在候由相聞候、此儀一旦積戾申付、湊出帆仕ニおゐては、商賣申付間敷候事、

右之趣、自今以後急度相守可申候、若相背ニおゐては、渡海を可被禁者也、

三月

〔天保集成綠綸錄百五〕享和三亥年閏正月

御勘定奉行江

於長崎唐紅毛落札之荷物、江戸、京、大坂、堺、長崎之商人共より、大坂表問屋共江相廻來候由ニ候

得共、向後大坂に不限、京、堺之儀も、是迄大坂問屋共より借財無之商人共、落札之荷物相廻し候儀は、勝手次第たるべく候、

一唐物賣買方之儀ニ付而は、毎々觸書等之趣も有之候間、此度於長崎商人落札荷物、京、大坂、堺、三ヶ所江相廻候ニ付而は、猶以不正之品不相混樣、取計方之儀は、前々申渡之趣を以取調、心附候儀は、ヶ條書を以可相伺候、

右之通、長崎奉行、京、大坂町奉行、堺奉行江申渡候間、可被得其意候、

閏正月

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年九月廿八日、諸商人猥ニ外國人ト交易スルヲ禁ズ、

遠江守殿御渡　神奈川御開港以來、諸商人共猥に致貿易、追々諸色拂底に相成候に付、取締の爲、生糸其外日用の分五品、諸國在々より神奈川表へ積出し致交易候儀不相成旨、去る申年〇萬延元年相觸れ置候へ共、兎角利潤に迷ひ、御國内の差支には更に無頓著、貿易荷物多分に仕入致し、追々御府内へ持出候趣に相聞え、左候ては彌拂底に相成、自然直段も彌増引立、詰りは世上一統の難儀に及び候事に候條、御府内は勿論、在々諸商人共に至る迄、其段能々相辨へ、程能致懸引、御府内の差支へに不相成樣可致候、

右之趣、御料私領寺社領共、不洩樣可被相觸知もの也、

〔嘉永明治年間錄十三〕元治元年五月、外國交易、一己ノ利益ニ迷フ可ラザルノ旨ヲ達ス、

神奈川開港以來、外國人相望候品は、無謂相場糶上げ、競ひて交易致し、自然日用の諸品迄一般高直に相成候間、今度諸色直下げの儀仰出され候事に候、然る處右體の次第故、一ト通り高直相成候迄にも無之、御國内日用諸色拂底相成、就中生糸、繰綿、茶の儀は、外國人買通し候ニ付、格別高價賣捌、生糸、茶等に至候ては、最初より外國人好に應じ候樣の仕方致し候由、御國地の遣不足に相

成、一同致難儀候趣相聞え、以外の事に候、向後直段の儀は、前々の相場に基き引下げ、製法方の儀は、何品に寄らず仕來の通り相製し、御國地差支無之樣可致、若一己の利德に迷ひ、諸人の難儀をも不顧、觸面の儀相背候者有之に於ては、無用捨吟味の上、嚴重の咎可申付候、

右之趣、御料私領寺社領共、不洩樣可被觸者也、

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年八月十五日、外國交易ヲ希望スル者ハ許可ヲ請フ可キノ達、

伊賀守殿渡書付　此度兵庫御開港、商社御取建に付、外國交易取組方元手金として差加金致し、又は品物にて交易取組度ものは、大坂中ノ嶋商社會所へ申立候樣可致、左候はゞ商法益銀を以て、銘々出銀高に應じ割合相下げ、尤差加金いたし候共、交易望無之ものは、相當の利足可相渡、尤右金差掛入用の節は、何程にても申立次第相下げ候筈に候、

右之趣、御料は御代官御預所、私領は領主地頭より、不洩樣可被相觸候、

〔開國起原下〕兵庫御開港ニ付、商社取建方、幷御用途金見込之儀申上候書付、

此度兵庫港御開可相成ニ付而は、是迄長崎橫濱之仕來ニ而ハ、開港に相成候度每ニ御損失ニ相成、西洋各國ニおゐて港を開き、政府之利益を得候方法とは相反し、實以奉恐入候次第、右は全く商人組合之仕法無之、薄元手之商人共、一己々々之利慾に而已耽り候故之儀と奉存候、將又兵庫幷大坂え外國人居留地御取設相成候ニ付而は、兩所地平均築立等ニ而、凡貳拾萬兩程は相掛り可申、其餘運上所、波戸場、常夜燈、掃除方、役々御役宅、西國往還、西之宮ゟ兵庫迄之間道附替、其外にて惣計いたし、八九拾萬兩は當年之御出方ニ相成可申、尤地平均築立等ハ、居留地御貸渡ニ相成候へば、御入費元高ハ相返り可申候得共、借受人急ニ無之候節は、一時ニ繰戻し候譯ニは參り不申、運上所以下御用途金ハ、年々稅銀ニ而御仕埋之積りには候得共、是等も一時ニ繰戻兼可申、兎も角も差向候處、當年丈ニ而八九拾萬兩之御出高に有之可申候處、近來御多端之折柄、御用途も

相嵩、當年中ニ而八九拾萬兩之臨時御出高、不ニ容易ニ義ニ而、假令御差繰相成候共、當節之形勢少も御貯蓄ニ相成置、非常之急需ニ御差向置之方可然、就而は右御開港ニ付商社取建方、并御用途金出方之儀勘辨仕、存付候儀左ニ申上候、

一大坂町人共之內、身元宜敷者廿人程人撰仕、兵庫開港場交易商人頭取申渡、右之者組合諸商買取引いたし、其餘望之者は、右廿人之組合に入、取引致候積、一體交易筋は、商人共一己之利益のみを貪り、薄元手之者共、互に競ひ取引いたし候樣に而は、元手厚之外國人之爲に利權を得られ、當時橫濱表商人之如く、今日僅に千金之益あり候共、明日直ニ壹萬之損失出來候義は、全くは商人組合不申、一己々々ニ而取引致候より、右樣之次第ニ陷り候儀、右は商人一己之損失計之樣ニ相見候へ共、一商人其利を得ざるは、一夫其所を得ざると同じ理ニ而、卽御國內おゐて、夫丈之損失ニ相成、十商人之損失も百商人之損失も、其高丈御國之損失ニ相成、遂ニ全國之利權を失し、外國商人之爲に蔑視され、西洋商人の爲に、東洋ニおゐて貨殖之地を與る儀に而、實ニ歎息之次第ニ御座候、就而は外國人と取引いたし候には、何れにも外國交易の商社（西名コンペニー）之法ニ基き不申候半ニ而は、迚も盛大之貿易と御國之利益ニは相成申間敷と奉存候、

一御用途金出方之儀、凡百萬兩と見込候而、前文申上候通、年中臨時御出高に而ハ、御差繰も如何可有之哉、差向候處、六月下旬よりは、夫々目論見仕不ニ申候半ニ而は、間に合申間敷、卽今莫大之金高御入用ニ付勘辨仕候處、右は前書町人共より金子爲ニ差出、右にて仕拂置、追々其仕埋之方と奉存候、乍去大坂商人共、是迄上納金も致し、且は只々御用之申渡のみにては、利益を以生業と致候商人共、たとへ如何樣之引當手形相渡候共、御請申上候儀は有之間敷、就而は兵庫港諸式御入用金之廉を以、百萬兩之金札、右町人廿人程之者共より差出候儀、御免許に相成候はゞ、町人共おのれ之利益有之候事故、御請申上候樣相成可申候、尤廿人に而百萬兩は大數之如く候

許貿易

得共、右廿人商社頭取ニ相成候事故、五畿內は不ㇾ申及、近國之內ニは加り候者有ㇾ之、就中東西近江之豪商共、右組合に屬し可ㇾ申候間、百萬兩位は出來可ㇾ申と奉ㇾ存候、若又右にても危み候樣にも候はゞ、右之內より御用達申渡、稅金取立役所に出張爲ㇾ仕、取立之稅銀立合之上御預ケニ相成候はゞ、日に月に元金入ニ相成候間、危み申間敷候、橫濱表當時稅銀大凡壹ケ年百萬兩餘は有ㇾ之可ㇾ申、兵庫は新港之事ゆへ、三分一と見込候而も、三ケ年程ニは皆濟相成可ㇾ申と見込申候、

但開港御用途金百萬兩と見込候は大凡にて、右程は懸り申間敷候へ共、御用途殘りは、平常御入用之急需江一時御繰合相成候而も可ㇾ然奉ㇾ存候、〇中略

一右之外、氣燈(ガスランプ)書信館(ポストフシー)等、公儀おゐて御取設ニ相成候はゞ、莫大之御利益相成可ㇾ申候得共、右を御取建可ニ相成、元金御不足ニ而は、都而御手下シは出來兼可ㇾ申候間、差向商社御取建有ㇾ之候樣奉ㇾ存候、右は開港月數も相迫り候折柄故、御基本相立不ㇾ申候半而は、萬事差支ニ相成候間、早々御英斷御下知御座候樣奉ㇾ存候、

一前書申上候件々は、外國之事件に關係仕候計りニ無ㇾ之、御勝手向御內政ニ關涉仕、實以御經濟之御基本ニ付、私共熟考仕、此段申上候、以上、

卯〇慶應三年四月　塚原但馬守　小栗上野介　服部筑前守　星野豐後守

〔長崎夜話草 二〕エゲレス船日本江來ル始之事

諳厄利亞(いんげりや)國は、紅毛國に近き嶋國にて、豐饒の水土、およそ日本程の國なるよし、此國の船、商賣として、天正八年庚辰の夏、初て平戶江來りて商賣し、是より每年渡海する事二十年計、慶長五六年に到りて、商物利德すくなし、先々當年をかぎりて歸るべし、國主へ相談し、其旨にまかせて、又々來朝すべしと、平戶の領主へ訟へけるに、その意に任すべしとありければ、さらば又重ねて來らん時のためなれば、御朱印を可ㇾ給と願ひしかば、則關東へ此旨おほせつかはされしに、望みにま

貿易場

かせたまひて、御朱印をぞ給はりける、ゑげれす悦びて是を持かへりぬ、されど國主もいかゞおもひけん、そののちは渡海する事もなかりし、

〔續本朝通鑑 後陽成八十一〕慶長十四年八月甲戌、南蠻阿蘭陀國貢獻駿府、賜書於彼國王、許其每歲到肥前平戶而商舶交易、

〔正德五年長崎新例寫 坤〕阿蘭陀人に申渡書付

當春江戶において、かぴたん江被仰渡候御旨によりて、今度奉行所において、交替の兩かぴたんに申渡事、

最初、歐邏巴利未亞、亞細亞等地方の人御禮を申上、御朱印を被成下、通商の事をゆるさるゝもの十餘國、其後耶蘇の法禁を相犯す事によりて、永く往來を禁絕せらる、其中阿蘭陀暹羅の兩國ばかりは、通商をゆるさるゝといへ共、暹羅の人御禮の義は中絕し、阿蘭陀人はもとの如くに御禮をも被仰付、○中略

年號月日　　かぴたん某

かぴたん某

〔嘉永明治年間錄 八〕安政六年六月二日、亞蘭魯英佛ノ五國ニ交易ヲ許スノ達、

亞米利加、阿蘭陀、魯西亞、英吉利、佛蘭西、五ヶ國交易御差免相成候間、當未六月より神奈川、長崎、函館に於て、商人共勝手に商賣遂ぐべく候、所の者ども舶來の品々賣捌候者勿論、居留外國人ども、みせ賣の品、諸人買取候儀も、是亦勝手次第可致候、

〔和漢三才圖會 水五十七〕湊

異國商舶、往昔皆入筑前博多、所謂花旭塔也二百有餘年以來、或周防、或豐後之豐府、或薩摩、或肥前平戶也、自寬永年中一以肥前長崎爲湊、而後不改、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年八月乙酉、太宰府馳驛言上、大唐商人五十三人、多賚貨物、駕船一隻來著、

〔本朝世紀〕久安四年閏六月五日辛酉、抑去春頃、太宰府博多津、宋朝商客渡孔雀及鸚鵡於本朝、即獻宇治入道太相國、○藤原忠通 云々、被傳獻法皇、○鳥羽

〔筑前國續風土記 三〕一博多、屬那珂郡、○中略 此博多津は往昔唐土船のつどひし所にて、我日本の國國よりも、各其土物を載て爰に聚り、民軒を並て、富人門をつらね、肆には萬の財多く、民生日用の食貨乏しからず、且古寺名刹又多し、誠に四方輻輳の地にして、天府の邑といひつべし、此所南北の中程に、古は東西に通れる入海有て、袖の湊と號せり、是唐船の入し湊なり、○中略 天文廿一年より、博多に大明西蕃の諸國より商に入來る事やみぬ、其後は博多に異國の船絶て來らず、此時よりは袖の湊も漸埋りつとなり、天文廿一年より今元祿十四年迄は、凡百五十年に成ぬ、其後に大友義鎭威勢を振ひし時、豐後府内に異國船到著せしなり、又其後紅夷の船肥前の平戸に著、長崎に大明諸夷の船の來るは又其後なり、

〔鹿兒藩名勝考 一〕同郡川邊郡○薩摩國 坊泊鄉坊津村

唐湊。○即坊津 方角集 今云坊津、○中略 本朝三津之一也、筑前博多津、伊勢洞津、薩摩坊津、○中略

當津は本邦西海の邊陲にして、直に絶域に對望す、昔は支那西洋の通商互市するもの、皆此津に輻湊して自由を得たればとて、唐之湊とは云へり、後に肥の長崎安轟をもて、諸蕃來朝の權場となりしかば、おのづから此湊の繁華の地をかへて、終に蕭然たる一漁村とはなりしなり、

〔山槐記〕治承四年十月十日己丑、自去十六日、唐船著輪田泊、○攝津 今日遣侍男令交易藥種、

〔和泉名所圖會 一大鳥郡〕堺浦。享祿天文の頃より、此津へ諸州の入船多く、唐船蠻船入津して、貨物を交易する事他境に比類なく、大に繁昌の要津となる、

〔日本山海名産圖會 五〕異國產物

太閤秀吉公の時には、泉州堺浦へ著きしを、其後肥前平戶に移、元龜の比より、長崎に改まりて、今に絕ることとなし、

〔北條五代記〕十 三浦三崎寶藏山舊跡の事

天正四年の比ほひ、三官と云唐人、氏政の虎の印判をいたゞき、もろこしに渡り、三年目の戊寅七月二日に、黑舟三崎の湊に著岸す、唐人此湊を見て、黑舟千艘つなぐ共せばからず、をよそから國にも有べからずといふ、然に氏政の撿使として、安藤豐前守といふ人三崎へ來て、唐と日本の口通出合、賣買の體、ゆゝしくぞ見えける、

〔長崎夜話草〕二 エゲレス船日本江來ル始之事

諳厄利亞國は、紅毛國に近き島國にて、豐饒の水土、およそ日本程の國なるよし、此國の船、商賣として、天正八年庚辰の夏、初て平戶江來りて商賣し、○下略

〔折たく柴の記〕下 慶長六年より此方、外國の船の來り商ひせし事、いまだ定れる所もあらず、其比は大明の代も、萬曆の比ほひにて海禁の嚴なる時なれば、今のごとくに唐船の來れるにもあらず、長崎にはたゞ西洋の番船のみ來泊りぬ、寬永の初に至てこそ、外國の船共、長崎に來り商すべき由を仰下されしかど、阿蘭陀の船は、なほ肥前の國平戶に來り泊り、寬永の末に至て、長崎には移されたる也、

〔憲敎類典〕二ノ二十二 長崎 天正十六戊子年、長崎町中地子御免許之御朱印下シ賜ル、是ゟ每年長崎町中より年始之御禮ニ參上ス、

長崎江黑船如先々相著し可致商賣幷當津地子之事被成御免除畢、於淺野彈正少弼、戶田民部少輔可申者也、

天正十六年閏五月十五日　長崎總町

〔外蕃通書九明國書〕薩摩守藤原家久示諭唐商文載異國日記

須知

我薩摩州與大明、雖隔萬里之修程、年々泊商船者、自古皆然、大明商客之所得而能知也、今日本有一將軍、發號於東西、施令於南北、日本風行草偃、是故置一官於長崎、使之招異朝之商船、以爲其所止之處矣、實因茲南商北賈、指此地以爲要津矣、是今商客之所得而能聞也、自今以往、雖曰大明商船之隨風而來於我薩州之地、頃刻不許繫船於我地矣、一將軍之素心、不愆不忘、率由舊章、由是觀之、今雖令長崎爲商客之所止、後必泊商船於我薩州、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑竢之、今也一官之號令、誰敢可濫之乎、商客其念之、

元和二年六月日

〔長崎志一〕唐船長崎一方ニ令著津幷從日本異國渡海御停止之事

一寛永十二乙亥年、唐船是マデ九州諸處ニ往來セシ處、向後長崎湊一方ニ著船シ、一切他方ニ渡海御停止仰付ラル、

阿蘭陀船平戸ヨリ長崎ニ被移事

一寛永十八辛巳年、阿蘭陀船是マデ三十三ヶ年平戸ニ往來セシ處、向後長崎湊ニ可令著船旨被仰付之、

〔糸亂記一〕十人之者伏見ヘ參ル事

爰ニ堺ノ地ヲ去ルコト二百四拾里ニシテ、一都會アリ、名ヲ長崎トヨビ、肥ノ前州ニ屬シヌ、其町凡ソ八十餘町、山ヲウシロニシテ海ヲ前ニイダキヌ、其山高キコト數十丈、海フカキコト又コレニ同ジ、港ノ入口ヨリ長崎ノ地マデハ、ヲヽヨソ三里、兩方峩々トソビヘシ青山屛風ノゴトク、一聲ノ笑モコタエシテ冷ク、山中ノ一境界ナレバ、其景色ハ筆ニモ及ビガタシ、四山雲ヲ出シテ、白

白タル銀峯、稲サノ山ノ春霞、浦上ノ秋ノ月、八劒ノ虫ノ聲、春德寺ノ螢、詩ニ歌ニヤワレフカク、日本第一ノ港トコソハ見ヘ侍リヌ、其頃長崎ノ御奉行ヲ小笠原一庵老トゾ申ケル、マタ其頃ハ大明ノ船ノミ此所ニ著岸シテ、黒船ハ同國松浦ノ郡平戸ニ入津セシトカヤ、

〔正德五年長崎新例寫〕乾地下人に可被申渡次第〇中略

被下長崎地下人等

長崎は西海の邊地なるを以て、むかし我國の兵亂打續きし世には、其亂をのがれし者ども隱れ住て、纔に山田を耕し、海濱に漁して世を渡りき、當家〇德川世を主ろしめされ、天下の亂平ぎしに及びて、外國通商の道開きし初にも、いまだ長崎の地に來り集りし船共も非ず、其後國々におゐて外國通商の事を停止せられ、長崎の地を以て交易の場に定められしに至て、六十州の中、其類すくなき繁花の地とは成たる也、然るに其地の風俗怠惰にして、富るもの各奢侈を好み、貧しきものはおの〳〵産業に懈り、つねに財用のたらざる事をうれへて、其利を貪求るが爲に、國法を相犯すもの世々に絶ず、我國ひらけ始りしより此かた、三千餘年の間は、國の財用をのづから足る事を得て、外國のたすけによらざる事は、凡天下の人、智となく愚となく、ことごとく皆わきまへ知れる所なり、然れば我國の金銀銅は六十州の中、億萬年の後、相通じ用ゆべき所の寶貨なれば、みだりに遠方無用の物の爲に、かたむけ費さるべき事、國家の長策にあらず、〇下略

〔亞墨利加國條約并税則〕第三條

下田箱館の港の外、次にいふ所の場所を、左之期限より開くべし、

神奈川　午三月より凡十五ケ月の後より　西洋起元千八百五十九年七月四日

長崎　同斷　同斷

新。潟。　同斷凡二十ヶ月の後より　千八百六十年一月一日

兵。庫。　同斷凡五十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

若新潟港を開き難き事あらば、其代りとして、同所前後に於て一港を別に撰ぶべし、

神奈川港を開く後六ヶ月にして、下田港は鎖すべし、此箇條の内に載たる各地は、亞墨利加人に居留を許すべし、○中略

江戸　午三月より凡四十四ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　同斷凡五十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

右二ヶ所ハ亞墨利加人、只商賣を爲す間にのみ逗留する事を得べし、○中略

本條約ハ、○中略此取極のため、安政五年午六月十九日、○註略江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し調印するもの也、

○按ズルニ、此條約ニ次デ、和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西等ノ四國ト、條約ヲ締結ス、事ハ外交部各國篇ニ載セタリ、

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年六月兵庫開港ニ付キ達

壹岐守殿渡書付　來る十二月七日より、兵庫開港、江戸並大坂市中へも、貿易のため、外國人居留致し候筈に付、諸國の產物手廣に拵造、勝手に可遂商賣もの也、

右之趣、御領私領寺社領とも、不洩樣可爲觸知候、

〔憲法類編十二〕開港開市年月

長崎　安政六己未年六月二日　西曆千八百五十九年第七月四日　改開港

橫濱　安政六己未年六月二日　西曆千八百五十九年第七月四日　開港

箱館　安政六己未年六月二日　西曆千八百五十九年第七月四日　開港

貿易商

兵庫　慶應三丁卯年十二月七日 西暦千八百六十八年第一月一日　開港
大坂　慶應三丁卯年十二月七日 西暦千八百六十八年第一月一日　開市
同所　明治元戊辰年七月十五日 西暦千八百六十九年　改開港
新潟　明治元戊辰年十一月十九日 西暦千八百六十九年第一月一日　開港
東京　明治元戊辰年十一月十九日 西暦千八百六十九年第一月一日　開市

〔嘉永明治年間錄 八〕安政六年正月十六日、神長函ノ三港ニ寄留、及ビ移住シテ商賣スルコトヲ、諸民ニ許ス、

太田備後守殿渡書付　神奈川、長崎、函館三港、追々御開き相成候に付ては、右三港出稼ぎ、又は移住致し、勝手に商賣致さすべく候、望の者は、其港々の所役人へ引合候樣致すべく候、

〔外國貿易諸色一件 乾下〕乍レ恐以二書附一奉二申上一候

一横濱町商人總代之者奉二申上一候、私共御開港以來出店仕、渡世相續罷在、冥加至極難レ有仕合奉レ存候、然ル處於二御上樣一厚世話被レ爲レ在候ニ付、御場所益々繁榮仕、諸國商人共追々出店相願、多人數罷在候、就而は類業互に競合、兎角一己之利潤而已同施いたし、却而利ヲ失ひ候ものも有レ之、且は外國人江見本而已空荷賣込、又は品代前金等請取、其品調兼、自分仕成候事とは乍レ申、難澁不レ見レ忍、加之如何之取拵之品等賣渡し、當人行衞相知不レ申候樣成行、稀には拔荷等持込候者も有レ之哉も難レ計、此姿に而は、往々惡敷風俗押移り、不取締に相成、左候得ば御上樣江御苦勞奉レ懸候義は、眼前之義と乍レ恐奉レ存候、商人共品々澀雜致、大金ヲ取扱候迄に而、自然相續に相拘り可レ申と、一同心配に奉レ存候間、賣込荷渡し場所補理、右場處において、御國秤と外國秤と兩樣ヲ以掛競、品物外國人江相渡、代金引替に取引仕度、尤六月中奉二歎願一候、商法見込書奉二差上一候書面之內、歩合令二請取一候廉々、銘々懷合之義に付、外國人江引合候賣場においては、歩合口錢請取義も一切不レ仕、何れも商事之

上に而、互に世話致し候上之義に付、賣場諸入用は、其時々仲間出し合金に而仕候樣取計可申と奉存候、依之賣場補理、雙方商内實意之取引仕度候趣、外國人頭分之者共へ申談候處、左候得ば御國之勝手不存者に而も、所々奔走致疲勞も無之、時日も不費、至極用辨相成候迚、同人共、殊之外喜悅承伏仕、外國に而茂賣場相立罷在候由申之、外國商人共にも不承知之もの御座有間敷候、右場所取立、雙方之示談之上、正路に渡世致候は、相互ニ辨利宜敷義に有之、早々右場所補理呉候樣、同人共申立候に付、奉願上候心得に而、町役人共相談中、貿易商法之義に付、厚御世話被成下候間、町年寄名主共より被申渡御沙汰之趣、御請書被仰付、誠に以難有仕合奉存候、就而は被仰付之御廉柄相守、猶愚存之趣奉申上候、一體外國人共は氣隨之風義多有之、何國に不限、直組治定仕、其品見本と紛ざる品物にても、他之者ゟ買負候樣、洋銀高下御座候節は、彼是非難申成し、勝手に見落、引合之通行屆キ兼、其度々異論仕候義に御座候、且又代金請取荷渡等之義に付而も、都而先方隨意之仕癖に迷惑仕候間、以來銘々相愼、手堅取引可仕樣に御座候得共、雙方多人數之義ニ付、萬一如何樣之手違可仕成哉とも難計、心配奉存候、依ては前書奉申上候通り互に熟和仕、賣場荷渡し所補理、右場所おゐて被仰渡之趣、急度相守、品物量目引合向等、篤と入念取引仕度奉存候、何卒格別之以御慈悲、右之趣御聞濟被成下置度奉願上候、然ル上は取締も相付、往々安穩に家業永續仕、重重難有仕合に奉存候、且又御地所拜借等之義は、被仰付次第、一同相談之上、猶御伺可申上候間、被御聞召譯、幾重にも御憐愍之御沙汰被成下置候樣、偏に奉願上候、以上、

萬延元申年十月

横濱町

賣込商人中

〔外國貿易諸色一件乾下〕議定書之事

去未年六月二日、御開港以來、諸商人一體之商法、未相定不申候ニ付、今般一同相談之上、議定取極候處、左之通り、

貿易船入港
貿易船出港

一外國人貿易之諸品、銘々店先に於ゐて直組致可ㇾ申事、
一商館江見本致ㇾ持參ㇾ賣込之義は、一切致間敷候、
但連印之内ニ而立會相改、升、目秤目ニ拘り候品は、雙方之升秤を以相様可ㇾ申事、
一車力輕子人足賃等、幷荷造其外共、荷渡し所ゟ買人之掛りに而、此方に而は、差構申間敷事、
一商法取極候廉は、外國人江應對向之義は、連印之内に而申談、及ㇾ引合に候様可ㇾ致候、
右之通、商法三ヶ條取極之上は、一統違背致間敷候、萬一心得違に而、相對之荷渡し致候歟、又は賃銀手數迄約束に相振候義、取計候者有ㇾ之候はゞ相伺、諸事差構申間敷候、依ㇾ之爲ㇾ後證ㇾ總町賣込商人一同連印致置候處、仍而如ㇾ件、

萬延元申年十月　　橫濱町　諸品賣込商人中

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年十月廿五日、外國ト交易シ、利潤ヲ得ルノ商家多ク害ニ遇フ、
今月廿五日夜、伊勢町河岸京會所留守居二人、神田お玉ヶ池唐物見世中村屋金助手代外一人、通一丁目黑江屋手代二人、各何者共知れず押入殺害、又は手疵等負はす、此外西洋品商賣の家々所所變事多し、尤も先達て張札の趣、橫濱交易利潤を得候者、都合十七軒へ、貿易早々於ㇾ不ㇾ相止ㇾは、不時に踏込み打果すべしと認有ㇾ之故、其邊のあたり有るやと風說す、依ㇾ之唐物屋と唱ふる者は、一統見世をしめ切、數日家業休み也、此後麴町七丁目、吳服見世伊勢屋八兵衞事は、己れが家業の外へ手を出し、外國の事にて、莫大の利潤を得たる故、右儲け金高半分、國民へ差出し候はゞ、其儘可ㇾ差免、若施さゞれば、不時に踏込可ㇾ打果ㇾ旨張札あり、依ㇾ之麴町一丁目より十一丁目迄、竈一軒に付、白米一斗ヅヽ施行す、此外右の類所々に多し、
○按ズルニ、貿易商ノ事ハ、倘ホ私貿易ノ條ニ載セタリ、參看スベシ、

〔華夷通商考四〕外國外夷ノ船、朝鮮琉球ノ外ハ、長崎ヘ入津スル時分、皆六七月ノ南風ニテ來ル事

ナリ、此故ニ長崎ニテ入津ト云ハ、專夏秋ノ間ニ來ル船ヲ云リ、其餘時ニ來ルヲバ、春船冬船ト云ナリ、

〔正德五年長崎新例寫〕坤 唐船入津之時定例

一每年唐船入津之時に及び候はゞ、近國諸大名に相觸、遠見番番船等の備怠慢なく、唐船はいふに及ばす我國の船とも、不審の體有之においては、急度可相改事、

附自今以後は、唐船載來り候ほどの荷物は、皆々買取候定法に候上は、割符をうけ候船共、歸帆の時に、ぬけ荷商賣の事は相止めべき事に候、ぬけ荷商賣をも心掛べき事は、入津の時に候間、よろしく可有其心得事、

一長崎表遠見番所等申付、海上定の乘筋にちがひ渡來候唐船有之においては、早速注進せしむべき事、

一唐船湊に入、碇を下し候はゞ、奉行所の撿使を申付、通事船番等を召つれて、唐船の出所幷割符持來り候歟否の事相尋、割符持來り候上においては、割符幷人數荷物等の書付を受取候由、番船等申付次第、只今迄の例のごとくなるべき事、

附割符持來候船といふとも、乘筋をちがへ渡來候においては、急度其子細を糺し明らむべき事、○中略

唐船歸帆の時定例

一唐船歸帆可申付期に先だちて、近國諸大名領分、守港の事を相觸れ候例、入津の時のごとくなるべき事、

一唐人共歸帆の日限を相定め法、其年商賣相濟候次第を逐ひ、一船ツヽ可被申付事、

一凡歸帆荷改の次第は、每年只今まで入津の時、荷改の法を用ひ、たとひ嚴密に過ぎ候とも、寬容

の沙汰有べからざる事

一歸帆の日限に先だちて、奉行所、撿使、地下人等、荷主の唐人と立合ひ、相渡すべき丁銀、竿銅、俵物諸色等、逐一に相改、疑はしき事無之においては、撿使荷主唐人の相對も用ひ、其船に積載せ、船番を以て船を守候者、唐人においては、一人も其船に乘置べからざる事、

附荷物多くして、一日に事濟ず候はゞ、數日を經候とも、粗略の事不可有之由、かねてより撿使役人等に可被申付事、

一歸帆の日に先だちて、先拂ひの船を出し候事、只今迄の例の如くなるべき事、

一歸帆の日に至て、唐人ども園内より罷出候時、衣類、器財に何物にかぎらず、逐一に相改、疑はしき事無之においては、船主唐人等、奉行役所に召出し、其餘は本船に乘置き、奉行役所において、重ねて渡來るべき割符を相渡し候て、本船に乘せ、即日出帆仕らせ、見送の船を以て送り候次第、只今迄の例のごとくなるべき事、

附歸帆の日に至り、風雨等の事によりて、出帆成りがたきにおいては、其日限をさし延候て、順風次第に歸帆可被申付候、總じて唐人ども船に乘せ候においては、即日に出帆し候樣に可有沙汰事、

一條約を相守るべき由を申し、割符をもうけ候唐人ども、歸帆の時、或は湊内に船をかけ置き、或は海路乘筋をちがへ行き候事等、あるべからずといへども、若違法事も候においては、見送の番船、湊内を守り、乘筋を改め次第毎事、只今迄の如くなるべき事、

附此等違法の船の事、重て渡來り候時に至て、定法に任せて可有其沙汰事、

一歸帆荷改めの時に至て、違法の事露顯し候においては、隱し置候物共を取上、重て渡來るべき割符を渡すに及ばず、凡一船の唐人共、永く往來を禁絶し、即日に長崎表を出帆せしめ、たとひい

かやうの愁訴有之とも、一切ニ許容有べからざる事、

右八條

〔兩足院朝鮮記錄二〕一遠見番所之事、東之方ニ七ヶ所、西ノ方ニ九ヶ所御座候、右之内佐須桑村關所にて改之次第、專武具幷銀子人參ヲ持渡候を肝要に改候、佐須桑ゟ朝鮮江差渡候船は、船荷物共ニ改、人之人數ニ關入、關ニ當り候所改相濟候而、船之番人披戶、番所貳ヶ所、是又關を以、番人申付、出舟之時者、關取を以、見送之目附浦江迄到船ニ乘、出帆陰見へ候迄浦口ゟ見屆、番所江罷歸候、朝鮮より歸國之船有之段、遠見番所ゟ目附之者方江注進有之節は、是又關取目付之者小早ニ而浦口迄罷出、右之船浦口江乘懸候節本船ニ乘、佐須桑浦江著舟之節ニ及、替改難成節者、右之通關取を以、番人申付置、翌日相改候、朝鮮和館ニ而も、往還之船改右同前ニ候、侍共持渡候武具之内、鐵砲刀脇差鎗等之類、佐須桑關所ニ而寸法を改、送狀ニ目附之者致證印、和館ニ而も右之寸送狀ニ引合吟味仕候、勿論歸國之節、持戻リ候武器念入、送狀ニ引合候事、

〔亞墨利加國條約幷稅則〕日本開きたる港々におゐて亞墨利加商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ亞墨利加商船入津次第、二十四時中（亞墨利加の四十八時、但日曜日を除く）に、船司、又は頭立たる者より、日本役所へ亞墨利加コンシュルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、亞墨利加國の掟通認たる船目錄、其外の書類を、亞墨利加コンシュルへ預けたる請取書なり、

幷に其者ども、其船の差出書を出すべし

右は入津の船の名、其船の仕出し場の湊の名、噸數、船司或は頭立たる者の名乘來る旅人の名、（乘組有之節者認入る）一船の乘組人數を認たるものにして、書面の通相違無之旨を、船司或は頭立

たる者奥書いたし、證據として當人の名前を認入たるものなり、

同時に其船積荷の告書を、役所に預くべし、

右は其荷物の譜牒、幷に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引請先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も、告書へ加ふべし、

但船中用意の品も、書面の通、相違無之旨、船司又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、日本十二時（亞墨利加の二十四時、但日曜日を除く、）の中に、心附改るにおいては、過料の沙汰に及ばず、若其期限後に至り書改る歟、又は告書に書入れするにおいては、十五ドルラルの過料を、日本役所に納むべし、積荷惣目錄告書中に載ざる品を、陸揚するにおいては、其品二重の運上を、日本役所に納むべし、船司或は頭立たるもの、入港の手數納方、前書の期限に後るゝ時は、過料として、一日怠る毎に六十ドルラルの過料を、日本役所に納むべし、

第二則

日本政府より其港内入津の船々（軍艦を除く）に、運上方改の役人乘組まする儀、當然たるべし、乘組のものどもは、右役人に對し不敬無之、丁寧に取扱いたし、船中可成丈相當の用便をなすべし、夜中は日本役所より許なくして、荷卸すべからず、荷揚前船々出入口荷物仕舞置、戸口〆り口とも、夜中は日本役人錠を卸し、或は印封し、夫々の取締をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出等のものは、其犯せる人ごとに、六十ドルラルの過料を、日本役所に取立べし、

日本役所へ當前の差出書を出さずして荷卸いたし、或は其事を謀れる品々は、次のヶ條に定たる通取押へ、日本役所に取上べし、

荷物の中、積荷目錄に載ざる品々を取隱し置、收納を減せんと仕組たる者は、其品を日本役所に取上べし、日本の開かざる港にて密賣買をなすは勿論、其仕組有之亞墨利加船は、其品を日本役所に取上の上、犯せるごとに、千ドルラルの過料を納むべし、

修復のため入津の船々は、運上なく積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、藏鋪作事幷に番人等の諸入用は、相當の償を出すべし、

若其荷物の內を賣拂ふ時は、其荷物丈は規定の通、日本役所に運上を納むべし、

積荷を同港內の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を請る上は、定の運上なし、阿片の輸入嚴禁たり、然るに密商し、又其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに十五ドルラルの過料を、日本役所に納むべし、其組合の人數の多少に拘らず、此法を以てすべし、○中略

本條約は、○中略此取極のため、安政五年午六月十九日、○註略江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、○中略

第三則

品物を送る荷主、又は引請先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を日本役所に出すべし、

此書面は、荷主、又は引請人の名前、積送たる船の名、荷物の譜牒番付、其積荷の斤數石高、每品の代料を認め、其惣〆高を其書付の末に認むべし、

都て此差出書付は、持主又引請人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、

右之通、積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合せ、積荷用意品等取調濟迄は、品物とも日本役所の預りたるべし、

日本役人、右之通差出たる荷物の內、或は總體を定式の通改むべし、

若運上役所に引上げ改る事ある時は、輸入人の失費相掛ず、可成丈品物の損せざる樣にいたし、改濟の上者、素の如く取始末すべし、尤取調方格外時日を費さざるべし、

荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さざる以前、輸入の途中（日本役所へ差出さる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心附くときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業の廉潔なるもの、兩人以上出會直組いたさせ、其荷物ごとに損じ高を歩割に記し、其譜牒番數ともに、證書に相認込べし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、右の證札兼々持參の差出書へ添、總高の內を引落すべし、尤條約第四ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事、故障あるべからず、

諸運上納濟の後、運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし、品物渡方は運上役所にても、船中にても、其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名荷物の譜牒番付入高斤數量目性合、并に代料を記せる差出書付を出し、書面の通、聊僞なき由を、輸出人等證據として、其名前を認むべし、運上役所へ差出し以前、船中へ積込たる荷物、并に運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の內へ入有之ば、改の上日本役所へ取上べし、

船中當用之品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所に差出さゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時（亞墨利加二十四時）前に、運上役所へ申立べし、此期限中に、右手數遲々せざる樣、取扱ふは勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より船司、又は頭立たる者、并に其船荷の取引人等へ其段申渡し、亞墨利加コンシユルに申達すべし、合衆國の軍艦は入港出港、運上筋の手數に及ばず、運上役人并に番兵等差構ふ事なし、

合衆國飛脚のための蒸氣船は、入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客、幷に品々の外は、告書差出し、書面の手數なしといへども、何ヶ度にても入港の度ごとに、出港入港の手數はいだすべし、薪水食料等用意のため、入港の鯨漁船、或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若其積荷を賣拂はんと願ふときは、第一則の通、定式輸入の手數をいだすべし、税則幷に條約書中に船と唱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーナル、スループ、蒸氣船等を、總ていふなり、○中略

第六則

噸税は日本開港の場所において、亞墨利加商船より取立ずといへども、左之規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數ニ付　十五ドルラル

壹船の出港手數ニ付　七ドルラル

夫々の免狀ニ付　壹ドルラル半

場所々々健固狀ニ付　壹ドルラル半

其外の各書ニ付　壹ドルラル半

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細説

我等ノ船舶ハ奉行ノ政廳ヨリ特別ノ許可ヲ下シテ、出發ノ日限ヲ定ムルマデハ、貨物ヲ船積シ、又出港スルコト能ハザル者トス、又貨物ヲ船積スルトキハ、我等〇元祿三年、阿蘭大使隨員獨逸人ドクトル、ケンフエル、携帶ノ物品、及ビ其他凡テ船上ニ積ミ載セントスル貨物ハ、悉ク又綿密ノ撿査ヲ要スルニ付キ、我地主二人、稽古通詞二人、及ビ乙名ノ書記、若クハ金座ノ書記二人ハ、數名ノ人夫ヲ率ヒテ、出船ノ二三日前ニ、出島居留ノ阿蘭人、幷ニ商賣ノ間、我空屋ニ旅宿シテ、其本國ニ歸航スベ

キ者ニ至マデ、各人ヲ其室房ニ訪問シ、殘ル限ナク其室内ヲ見分シ、我等ノ物品ハ、又都テ一々ニ之ヲ撿査シテ、細カニ悉ク之ヲ帳簿ニ手記シ了レバ、繩ヲ以テ之ヲ束ネ、之ニ封印ヲ施ス、又門番ヘ通知ノ爲メ、一束毎ニ在中ノ品目錄ヲ付スレドモ、門番ハ更ニ又之ヲ開封シテ撿査ヲ行ヘリ、禁制品ハ凡テ此撿査ニ於テ差押ユル者トス、禁制品トハ、譬ヘバ國中神佛偶像ノ繪圖、「クゲ」卽チ裝束ヲ附ケタル「ダイリ」、宮闕殿上人ノ繪圖、印行シタル書籍、若クハ摺物一切、錢若シクハ其他ノ金屬ニシテ、其面ニ日本文字ヲ有スル者、及ビ銀貨、日本國中ニ織立タル織物類、殊ニ武器ハ何品ニテモ、此名稱中ニ含蓄スル者ニシテ、兵士、鞍、船舟、鎧、弓矢、劍、薙刀ノ圖畫ノ如キモ、禁制品ノ部內トス、若シ阿蘭人中、此類ノ物品ヲ所持スル者ヲ發見セバ、其所有主ハ輕クモ終身國外ニ放逐セラレ、通詞、從僕等、阿蘭人ノ事務ヲ注察スルノ任ヲ有セル者、及ビ其他此事ニ連累ノ嫌疑アル者ハ、凡テ其販賣者、及ビ同謀者ノ罪ハ、常ニ其血液ヲ以テ僅ニ拭消セラルル者トス、○中略

私人ニ屬スル金貨ハ、都テ公然輸出スベキ者トス、而シテ阿蘭人出島ヲ出發スルノ前、必ズ之ヲ其掛役員ニ差出シ、其果シテ掛役員ノ手ヲ經由セシ者ナルヤ否ヤニ付、撿閲ヲ受ケザル可ラズ、是レ金座ニ於テ小判ニ極印シタル記章ニ由テ、輙ク之ヲ甄別スルヲ得ルナリ、此方便ヲ以テ其密商ヨリ得タル者ニ非ザルヤヲ發見セントシタレドモ、我等ノ出發ニ際シテハ、他ニ處辨スベキ事務多クシテ、甚ダ繁劇ナルヲ以テ、是迚モ極メテ精密ニ處行スルコト能ハザルナリ、之ヲ要スルニ、日本ニ於テ此ノ如ク種々ノ嚴密ナル命令規則ヲ設定シタルハ、主トシテ將軍ノ嚴禁シタル密商ヲ、防遏セン。トスルノ意ニ出タル者ニシテ、又實ニ其所以ナキニ非ラザルナリ、蓋シ密商行ハルレバ、貿易ノ物品ヲ世間ニ流布シテ、其價ヲ卑フスルノミナラズ、又口錢卽チ税金ヲ減少スルヲ以テ、長崎住民ノ如キハ、其生計ノ大半ヲ、此税金ニ依頼スルガ故

貿易品
貿易禁制品

ニ、勢自カラ長崎全府ニ非常ノ損害ヲ來スニ至ルヲ以テナリ、

〔令義解九關市〕凡弓箭兵器、並不得與諸蕃市易、其東邊北邊、不得置鐵冶、（謂冶者、鍊鐵之處也、）

〔御當家令條十七〕朝鮮國江密々武道具差渡候者罪科覺

一死罪之內、重科は磔、其外或獄門、或可爲斬罪事、

一武道具差渡候儀乍存、金元仕候ものは死罪、樣子不存、金かし候儀、無紛者閉門致させ、所江可預置事、

一水主にやとわれ候者之內、穿鑿之上、樣子を存候而やとわれ候はゞ死罪、樣子をも不存やとわれ候はゞ所江可預置事、

一磔に行れ候者の男子之分は死罪、妻女子下女はやつこたるべし、但緣につき一所に不能在女子、幷男子にても、他家江養子に遣候はゞ可爲用捨事、

一奴は其科人在之所之奉行進退すべし、關所道具は帳面に注置、奉行預り置べし、奉行無之所は、奴幷諸道具共に、其所之守護人可爲進退事、以上、

寬文七年未七月廿五日　板內膳正　土但馬守　久大和守　稻美濃守

松平甚三郎殿

〔御當家令條十六〕異國船入津留物覺

一藥種之外植物類　一生類　一小間物道具　一金糸　一さんご珠　一たんから

一藥種にならざる唐木　一赭土　一阿蘭陀曲物總而甁物之類　一伽羅皮

一ひよんかつ　一衣類にならざる結構成織物

右之分從來年日本江不可渡之

一羅紗　一羅脊板　一猩々緋

右三色者可レ持ニ渡之一、其外之毛織者可レ爲ニ無用一者也、

覺

一絹紬綿　一織木綿并くり綿　一布類　一染物類　一麻　一銅　一漆

一油酒但此二色は、船中之爲、少持候分は不レ苦候、

右之分、從ニ當年一異國江指渡申間敷者也、

寛文八年三月八日

覺　長崎

一羅紗猩々緋其外毛織類　一金糸　一生類　一藥種にならざる唐木　一植物類

一瓶物類　一薰物類

右品々入津船雖ニ持來一、向後日本江調候儀、爲ニ御停止一之旨可レ相守之者也、

天和三年亥二月

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

凡ソ歐羅巴、及ビ其他諸外國ノ貨幣ニシテ、其印面ニ十字形聖像、若クハ念珠等ヲ刻セル者ハ、一般ニ之ガ通過ヲ許サヾル者トス、若シ此ノ如キ物品ニシテ、我等〇蘭和ノ人民所有スルコトヲ發見セラルレバ、日本人ノ間ニ騷擾ト混亂ヲ引起スコト、恰モ全國擧ゲテ、敵國ノ手裏ニ歸シタルガ如シ、是レ余ガ旅行日記中記スル處ノ者アリ、故ニ我等ノ此港ニ接近スルヤ、船中ノ人ハ、各其携提スル所ノ祈禱書、其他聖書類、并ニ其所有セル歐洲貨幣等、擧テ船長ニ交附セザル可ラズ、而シテ船長ハ之ヲ古キ空樽ニ裝入シ、之ヲ隱蔽シテ、土民ノ目ニ觸レシメザルコトヲ要ス、〇中略

左ニ列記セル物品ハ、我等ノ輸入ニ係ル者トス、生絲ハ支那、トンキン、ベンガル、及ビペルシヤ

ヨリシ、百種ノ絹織物、毛織物、及其他ノ織物類ハ、尤モ皆金銀ノ縷箔ヲ施サヾル者ニ限ル以上ニ記シタル國々、及其他各國ヨリス、卽チベンガル、及ビコルマンテルノ海濱ヨリ、タフハシールヲ輸入スル等ノ類ナリ、白ベラングスノ大卷物、白チラングス、アーモシンス、スモンチイス、フロレットヤルンアリ、各種半絹インデアンツイツエン、及ビ花紋ナク、横様ヲ押サヾル粗製綿織物アリ、白ギニース、白サレムプリス、白パラセルスアリ、又歐洲ヨリハ、其重モニ輸入セル、セルチイス、及ビイングリスセル毛イス等、各種毛織物絹織物ノ外羅紗アリ、染料、蘇木、水牛、鹿皮、臘、水牛角ハ、シャム、及ビ東埔寨ヨリシ、コルドワンス、及ビ各種ノ柔皮ハ、ベルシヤ、ベンガル、及ビ其他所々ヨリスル者ニシテ、日本人ノ激怒ヲ犯シ、虐遇ヲ賭シテ、西班牙、及ビマニラヨリスル者ニ非ズ、胡椒、砂糖、冰砂糖ハ東印度各部ヨリシ、丁子、肉豆蔲ハ、スパイス諸島、アムボイナ、及ビバンダヨリシ、白檀ハ、肉桂ハ現今需用ナキヲ以テナリチモールヨリシ、ボルネオ島、及ビスマトラニ於テ聚集シタルバロス樟腦アリ、ベンガルヨリセル水銀、朱、泊芙藍アリ、ベンガル及ビ暹羅ヨリセル、鉛、硝石、硼砂、及ビ明礬アリ、東京ヨリセル麝香アリ、アトシンヨリセル、ゴムベンゾインアリ、暹羅ヨリセルゴム、ラッカアリ、アラビヤ美界ノモコーヨリセルロスマール、卽チ蘇合香ノ液、及ビ阿煎藥、卽チ通常テルラ、ジャポニカト稱スル者アリ、暹羅及ビスラトヨリセルフッコク根、卽チコスタス、アマラアリ、珊瑚、琥珀、純安質母尼アリ、是ハ日本人ガ其陶器ヲ著色シ、及ビ歐洲ヨリ輸入セル姿見ヲ著色スルニ用ユル者トス、此姿見ハ、之ヲ破碎シテ以テ、望遠鏡、顯微鏡、及眼鏡ヲ製作スルニ供スル者ナリ、此他モサンド、バカノ如キ、重要品ニ非ザル者ハ、モサンベクニ於テ、牝牛ノ膽囊ヨリ取タル藥石アリ、スナック草アリ、バンボースヨリセルアトシュールアリ、芒菓及其他トルキー胡椒、蒜及醋ヲ以テ漬ケコミタル不熟ノ東印度菓實アリ、書記用、赤黑ノ鉛筆アリ、上騰水銀アリ、但シ甘汞トナラザル者精工ノ鑢、針、眼鏡、上品ノ玻璃大飲器、摸擬珊瑚、奇禽及ビ其他諸外國ノ天產及ビ人工ニ係ル珍品トナス、是等ノ内

數品ハ、所謂看板ニ持出サズ、水夫及其他私人ヨリ私カニ販賣スルコトアリ、此場合ニ於テハ、阿蘭人ハ毫モ遲疑セズ、其實價ニ數倍セル高價ヲ課收セリ、

凡テノ輸入物品中、得ル所ノ利潤極メテ些少ナルモ、國人ノ最モ嗜好スル者ハ生絲トナス、是ノ故ヲ以テ、葡萄牙人ハ此商品ノ販賣ヲ稱シテ、パンカドト云ヒシカバ、其名ハ汎ク國中ニ傳播シ、今ニ至テ尙ホ土民中ニ行ハル、ヲ見ル、又諸種ノ織物及羅紗ハ莫大ニシテ、確實ノ利益ヲ生ズレドモ、嘗テ多數ノ輸入ヲナシタルコトナシ、此ノ如キ人稠ノ國柄(日本○)ニ於テハ、後來必ラズ其消費益〻多キヲ加フルニ至ルベシ、チャンパン即チ蘇木及ビ獸皮類ハ、又巨大ノ利益ヲ以テ、賣捌ケル者トス、然レドモ其最モ有益ナル商品ニ至テハ、砂糖、阿仙藥、ロスマル、一名蘇香液、バッユ、ボルネオ樟腦(各種樟腦中、日本人最モ之ヲ賞揚ス)、姿見鏡、及此種ノ諸品ナリトス、然レドモ是レ只ニ此等ノ諸品商業ノ好機ニ投ジタル時ト、支那ヨリ此種ノ輸入品少カリシ時トニ限レリ、珊瑚、琥珀ノ二種ハ、世界ノ東方諸部ニ於テハ、最モ貴價ヲ有セル商品ナレドモ、日本ハ近年密商等ノ爲メニ充分供給セラレ、今日ニテハ、已ニ五十ペルセント(五割)ノ利ヲ得ルモ頗ル困難ナルニ至レリ、但シ昔日ハ元價ノ十倍、若クハ百倍ノ高價ヲ以テ販賣スルコトヲ得タレバナリ、

第八章　日本ニ於ケル支那人生活ノ方法其貿易及ビ其特權

支那人ハ、一年ニ三回ノ商賣ヲナス、(中略)○其輸入貨物ハ支那及ビ東京ヨリ、生糸及ビ阿蘭人ノ輸入セル者ト、同樣ナル各種毛織物絹織物ニシテ、前章ニ掲ゲタル者ヨリ成ル、又東印度各部ヨリ砂糖、東京ヨリハ銅器製造ニ供セルカラミチ石(天然炭酸亞鉛)、松脂、(椰子木ヨリ製出シタル)チャムパ、及ビ東埔寨、及ビ近隣各國ヨリ護莫沒藥、瑪瑙石、伽羅、カラムバク木、ボルネヲヨリ高價ナルパロス樟腦、朝鮮ヨリハ高價ナル人參、支那ヨリ單複各種ノ藥材、及ビ製藥、此外支那出版ノ各種哲學書、神學書等トス、

此書籍ニ就テハ、前ニモ記載セル如ク、嘗テ偶耶蘇宗教ニ關セル書籍ニシテ、支那ニ於テゼシユイト教社ノ編輯出版ニ係ル者、自餘ノ書籍中ニ混入スルコトアリテ、最初日本人之ヲ發見シタルトキ、此書籍ノ所有者ヲシテ、最モ嚴正ノ方法ニ從ヒ、其自カラ耶蘇信者ニ非ラザルコト、此書籍ヲ輸入セシハ、全ク故意ニ出デザルコト、及ビ一タビ其何者タルヲ領知スルトキハ、將來必ズ一層ノ注意ヲ加フベキコトヲ證明セシメ、其貨物ノ一品ヲモ販賣スルコトヲ許サズ、全貨搭載ノ儘、其船ヲ送還セリ、是ニ於テ乎、后來何等ノ書籍ニテモ、支那人ノ輸入シタル者ハ、都テ最初ニ之ヲ撿閲シ、毎種ニ付、其一部ヲ通讀批評シ、而シテ後之ガ販賣ヲ許可スルコトヲ制定セリ、〇中略

第九章　以上數章中ニ記載セル告示、旅行劵、訓令等ニ付、二三著明ノ者ヲ摘錄ス、〇中略

第十　御停止物ノ覺、卽チ阿蘭人ノ買求スルヲ許サレズ、又國外ニ輸出スルヲ許サレザル禁制品ノ目錄、

御紋　將軍ノ紋服、又此紋ヲ有セル各種ノ刊物、繪畫、物品、織物、

武道具　戰爭ニ用ユル器具

武者繪　武將兵士ノ畫像、肖像、刊物、及ビ其他類似品、

エイロノゲンジ　內裏卽チ神別一系皇帝ノ宮闕ニ屬セル人々ノ肖像、畫像、

日本船ノ小形幷ニ繪　日本船舶、又小舟ノ繪畫、又其摸型、

一日本ノ繪圖　日本帝國ノ全圖、及ビ其切圖、又市府城郭殿宇、及ビ其他ノ摸型、

奴、喧嘩人形、　武人ニ形取リタル小形ノ人形

ヅイトル、ユリガナ、　大工ノ用ユル如キ曲折セル小刀

日野絹　日野ニテ製造セル絹織物ノ一種

加賀絹　加賀ニテ製造セル同種ノ織物

此兩品ハ共ニ東京製ノ絹織物ノ如ク、長ク卷物ニ造リ立タル者

紬　長キ卷物ニ造立タル、又別種ノ織物、

グマイノルイ　精工絹織物ノ各種

布ノ類　麻ヲ以テ造リタル織物ノ各種

木綿ノ類　棉花ヲ以テ製造シタル織物

眞綿　絹ノ舖物

ギン　銀

劍、阿蘭陀刀日本拵へ、阿蘭人ノ輸入セル者ニ擬シ、日本ニテ造リ立タル各種ノ刀劍、及ビ其他ノ武器類、

〔敎令類纂初集百一〕元祿十丁丑年七月廿六日

覺

一唐船阿蘭陀より持渡之小道具、前々之通商賣可被申付候、但生類、貝類、其外益なき品可爲無用事、

一唐船阿蘭陀江、前々より酒多賣渡候樣に可被致候事、

一長崎之儀者、異國との出合ニ候間、諸事入念致、宜きよふに可仕旨被仰出候事、

以上

丑七月廿六日

〔長崎談六〕交易之品之事

一白縮綿　一幅廣縮緬　一紋縮緬　一紅縮緬

一紅紋縮緬　一白糸　一紗綾　一白羅
一白綸子　一滑綸子　一緞子　一繻子
一錦　一色明鏡　一色へくとわん　一天鵞絨
一土ろめん　一呉羅　一毛氈赤色　一花色毛氈
一人參　一絹紬幷木綿類　一白砂糖　一黑砂糖
一氷砂糖　一龍眼肉　一茘枝　一大黃
一甘草　一麝香　一龍腦　一玄參
一零凌香　一遠志　一巴戟　一知母
一肉蓯蓉　一天麻　一蒼朮　一白朮
一黃連　一胡黃連　一黃芩　一升麻
一白蘚皮　一當歸　一白芷　一木香
一甘松　一草豆蔻　一白豆蔻　一肉豆蔻
一附子　一山歸來　一肉桂　一沈香
一伽羅　一白檀　一阿仙藥　一厚朴
一蘇木　一象牙　一牛角　一鼈甲
一犀角　一唐紙類　一書翰類　一畫類
一廣東人參

是は寶曆十三未年、持渡御停止被仰出候處、去申年ゟ、前々之通賣買可仕旨被仰渡候ニ付、其以來持渡申候、

右唐船ゟ積渡候品々に御座候、此外手遠キ藥種織物等、稀に持渡候儀御座候、

右代り物として相渡候品々、左之通、

一銅　一煎海鼠　一干鮑　一鱶鰭
一昆布　一鷄冠草　一錫　一鰹節
一所天草　一茯苓　一椎茸　一樟腦
一銅器物　一蒔繪細工等　一獺皮　一蠟虎皮
〆
一猩々緋　一大羅紗　一海黄類　一羅脊板并毛織類品々
一皿紗　一奥島類　一金巾類　一島織類品々
一白砂糖　一氷砂糖　一蘇木　一錫
一鉛　一ミイラ　一象牙　一阿仙薬
一鮫　一胡椒　一木香　一山歸來
一丁子　一母丁子　一木綿綛　一鼈甲同爪
一水牛角
右は紅毛船ゟ積渡候品々に而御座候、此外手遠き薬種は、稀に持渡候儀御座候、
右代り物として相渡候品々、左之通、
一銅　一樟腦　一銅器物　一銅針佘
一樽物類
〆

〔嘉永明治年間錄五〕安政三年三月廿四日、外國ニ送ルベキノ物品ヲ調査ス、
川路左衛門尉、水野筑後守、伊澤美作守、都筑駿河守、井上信濃守、岩瀨修理、菊地大助、伊佐新次郎、松

村忠四郎、若菜三男三郎、田中庄次郎、星野錄三郎、日下部官之丞、平山謙次郎、矢口浩一郎、中臺信太郎、田上寛藏、異國船へ可相渡欠乏品柄の儀、去年以來の仕來取調候處、反物、塗物、瀬戸物、紙類、錦繪、椶櫚木、木石、糸細工、小兒翫物等、彼方好に任せ相渡來候處、右樣翫物類迄相渡候ては、欠乏の名義を失ひ候儀に付、彼船中に無之ては、差支に相成候品の外、細工物、翫物類不相渡方にも可有之候へども、一體去る寅年アメリカ國より通商願立候節、御許容無之節は、戰爭に及候ても、願意可相遂と仕成候故、其節應接懸り評議の上、彼氣先を和らげ、此方の御趣意貫き候樣にとの含を以て、欠乏の内へ弛みを附け、右等の品々をも相渡、漸く押付候にて、素より名實齟齬致候儀には御座候得共、夷狄の情に付、實に止事を不被爲得候御場合より、先其儘に相成居候事に付、今更に至り欠乏の名義を立、一時面目を改候樣の取計方仕候ては、彼に憤を醸し、鎖細の儀より、遂には爭論をも可引出筋に付、先是迄の姿に居置、强て差支に不相成品は、御渡に相成候方に可有之、乍去彼方の望に任せ候樣にては、際限も無之候間、相渡可申品々定置候積り、尤右は去る寅八月中、下田奉行相窺置、未だ御差圖は無之候へ共、猶又一同評議の上、相渡候品幷相渡不申品々も取調候趣、左之通相渡候品、絹布、縮緬、浮織、純子類、糸細工物、袋物類、塗物類、但城郭幷衣冠人物武者の蒔繪は不相渡候積、瀬戸物、硝子類、傘桐油、椶櫚、細工物、簑笠の類、但傘桐油は世上相場に拘り候儀に付、多分は不相渡候積り、木石細工、張拔紙細工、提灯類、筆墨、硯箱、扇、團扇類、竹麥藁細工、草木苗、但高價の鉢植類は不相渡候積り、海草、貝類、細工物鳥獸の類、但高價の鳥獸、幷牛馬は不相渡積、相渡不申品、御紋有之品、官服に相成候織物類、武器、武具、但硝石硫黄等武用に相成候品、通用金銀錢、金銀銅鐵、銅眞鍮の類、聊の金物に遣有之候物は相渡、其外鍋、釜、藥鑵、烟草管等差支候はゞ、船中の用丈けは、其節限り相渡候積、刀劍類幷農具、大工其外職人道具、日用刃物、但職方道具小刀、剃刀、庖丁等、事實差支有之候はゞ、其節限り相渡候積り、油、蠟燭、但事實差支有之候はゞ、船中入用丈け、相渡候積り、

漆、書籍、地圖類、幷城郭の繪、衣冠人物の繪、武者繪、幷猥褻に近き繪紙類、但事實差支候はゞ、船中入用丈け相渡候積り、木綿麻類、但し右同斷、右之通相定置可申哉、萬一難破船等修復可相用材木釘銅物等の類は、別段の儀に付、其節は見分の者差遣、事實得と爲見屆候上、聊の分は直に相渡、入用高過分の節は、伺の上相渡候儀と相心得、且御制禁の品、幷右外にも彼方より強て願出候節は、其時時相伺候樣可仕候、右者長崎函館の處置にも、關係仕候儀に付、私共限り差定候儀に御座候、尤御差圖無之内は、都て今般伺の趣を以、取計置候樣可仕と奉存候、依之此段奉伺候、以上、

〔嘉永明治年間錄 八〕安政六年六月二日、亞蘭魯英佛ノ五國ニ交易ヲ許スノ達、○中略

御役所の品々賣買の儀は、兼て御制禁、近來江戸繪圖等へ御紋彫刻出板致し候者有之候へ共、向後相成らす、　官服の類、御法度の儀認め候書籍、幷に雲上明鑑、武鑑、其外官位高等記しある書類、兵學書、幷に板本に無之寫本類、城郭陣列の圖、甲冑刀劍、幷に總じて附屬小道具共、銅、右の品々、相對にて外國人へ賣渡し候儀不相成、もし心得違にて賣渡候者有之候へば、其當人は勿論、五人組まで罪科たるべき事、

〔亞墨利加國條約幷稅則〕第三條○中略

軍用の諸物は、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互の取引は差構ある事なし、此ヶ條は條約本書取替せ濟の上は、日本國内へふれわたすべし、

米幷に麥は、日本逗留の亞墨利加人、幷に船々乘組たる者、及び船中旅客食料の爲の用意は與ふとも、積荷として輸出する事を許さず、

日本産する所の銅、餘分あれば、日本役所にて、其時々公けの入札を以て拂ひ渡すべし、○中略

本條約は、○中略此取極のため、安政五年午六月十九日、○註略江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

〔嘉永明治年間錄 八〕安政六年六月廿六日、舶來武器ノ縱買ヲ許ス、
各國舶來の武器類、開港場へ見本爲差出置候間、萬石以上以下の諸家陪臣に至る迄、買受候儀苦しからす、望有之面々ハ、勝手次第最寄開港場運上役所へ罷越し承合候樣可致候、但芝生町新道より南横濱町迄の場所は、雜沓致し候間、馬上又馬牽入させ候儀は無用に候、

〔外國貿易諸色一件 乾 上〕御觸案
神奈川御開港、外國貿易被仰出候に付、諸商人共一己之利德に泥み、競而相場糴上げ、荷元ヲ買〆、直に御開港場所江相廻し候に付、御府內入津之荷物相減、諸色拂底に相成、諸人難儀致し候趣相聞候に付、當分之內左之通被仰出候、

一雜穀　一水油　一蠟　一吳服　一糸

右品々に限り、貿易荷物之分は、都而御府內ゟ相廻し候筈に候間、在々ゟ決而神奈川表江積出申間敷候、尤貿易之御仕法相改り候儀には無之候間、御府內問屋共方江積付候荷物之內買取、貿易致し候儀は不苦候、右は御府內日用之品潤澤之爲、被仰出候儀に候條、國々荷元に而も、其段相心得、貿易之分をも見込、成丈御府內江多分に荷物積廻し候樣可致候、萬一右觸面之趣相背候もの於有之は、無用捨吟味之上、嚴重之咎可申付候、

右之通、御料は御代官、私領は領主地頭ゟ、不洩樣可觸知もの也、

申〇萬延元年三月　池田播磨守　町奉行

〔外國貿易諸色一件 乾 下〕申〇萬延元年六月廿三日對馬守殿江早川庄次郎を以上ル
貿易荷物取締方之儀に付、勘辨仕候趣申上候書付、

去夏〇安政六年六月横濱御開港以來、諸商人共、一時之利を爭ひ、外國人買進み候品は、競而相場釋上ゲ、國々在々迄も買廻り、勝手次第彼地江相廻し貿易いたし候に付、追々諸色拂底に相成、終には御府内日用之品差支之程難計、私共職掌に而は、何分難默止奉存候間、雜穀、水油、蠟、呉服、糸、五品に限り、貿易荷物之分は、都而御府内問屋共ゟ相廻、在々ゟ直に横濱表江積廻し候儀は、御差止相成候方可然哉之段、御觸案相添相伺候處、右は諸品取締向、假之御主法と相心得、伺之通早々取計可申、尤神奈川之方、右之通相成候に付而は、長崎箱館等江諸品差廻し、猥に賣渡候樣之弊可生哉も難計に付、其邊も合考いたし、猶御國内總體之御取締向、篤と勘辨仕、諸品出進方等之儀は、御勘定奉行主役に而、京大坂町奉行江も關係いたし候儀に付、右役々神奈川、長崎、箱館、外國奉行江も打合取調可申上旨、御書取を以被仰渡候に付、御國地一體之御取締筋相立候は、不容易取調に付、夫迄之處、御府内日用之品取締方、假之御主法相立不申候而は、差支之程難計奉存候間、前書之趣、早々御觸御座候樣仕度旨申上置、得と勘辨仕候處、金銀銅鐵之外、都而年々土地ゟ生じ候品は、假令貿易之爲に不足いたし候共、人力を以追々不足之分作り増候得バ、都而御國益にも相成可申哉に付、商民相對之貿易被仰出候御儀にも可有御座候得共、右等之御主法も相立不申内、昨年之生糸之如く、年々引續被買荒候はゞ、御國用差支候は眼前之儀と奉存候間、御書取之通、何れにも御國中總體之御取締無之候而は相成申間敷、就而は其品生産之元方に而產物之數に應じ、貿易荷物之増減懸引いたし候ゟ外に、良法も有之間敷哉と奉存候間、向後諸國共、御代官又は領主地頭に而、毎年其地ゟ產する所の總高を取調、其高之貳割歟、三割を貿易荷物と相定、右之分は荷印并送狀共別段にいたし、荷元ゟ何方之商人江賣渡候共、勝手次第爲致、神奈川、長崎、箱館三港之奉行所に而は、右荷印送狀を目當にいたし、貿易差許候御主法相成、萬一右荷印送狀無之品密賣いたし候もの有之候はゞ、速に召捕、嚴科に可被處旨、御觸渡相成候はゞ、屹と御取締相立可申哉、尤米麥

銅之外は、何れも是迄相對貿易仕來候儀に付、俄に日用品之分、不ㇾ殘右之通相成候而は、迚も外國人合點仕間敷哉と奉ㇾ存候間、日用品之内にも、上下とも一日も難ㇾ缺品に限り、右御主法相成、猶御國中之生產相增候樣、其筋々に而精々世話仕候はゞ、御國用差支も無ㇾ御座、追々諸色とも蕃殖可ㇾ仕哉と奉ㇾ存候、

一朱書 貿易荷物取締方之儀は、御國中に而、一ヶ年產する所の高と、費す所の高とを見競、有餘之分を貿易江振向ケ、相當之筋には御座候得共、餘り微細に取調候はゞ却而差支之筋も可ㇾ有ㇾ御座哉と奉ㇾ存候間、旁本文之通申上候儀に御座候、

一本文之趣、彌被ㇾ仰出候はゞ、奸商共ゟ忽外國人江内通いたし、商民相對貿易之御條約を主張仕、彼是難ㇾ澁可ㇾ申出哉も難ㇾ計御座候間、日用品之内、御國用不足之分は、追々作り增候迄、當分之内、右御主法被ㇾ仰出候旨、前以外國人江も御達之上、御觸渡相成候方可ㇾ然哉と奉ㇾ存候、

然處荷元取締、幷產物出進方とも、都而御勘定奉行主役に付、夫々之奉行江も打合、取調可ㇾ申上旨、同方江被ㇾ仰度候樣仕度、此段申上候、以上、

申六月　　池田播磨守
　　　　　石谷因幡守

〔嘉永明治年間錄 九〕萬延元年十月廿一日、直チニ銅類ヲ外國ニ賣ルコトヲ禁ズ、

銅の儀相對にて外國人へ賣渡し申間敷旨、去未五月相觸、猶亦銅唐銅眞鍮を以て、是迄製造致し來り候品々、新規の品造り出し候品、賣買致間敷旨相觸置候處、船釘又は器物の名目にて、貫目に相當の品を仕入、橫濱表へ差送り、外國人へ賣渡候者有ㇾ之哉に相聞え、不埒の事に候、以來取締の爲、銅唐銅眞鍮の類を以て、製造致し候器物の分、何品に不ㇾ寄、御府内問屋共の内より橫濱表へ爲ㇾ相廻候筈に付、此上脇々より決て相廻し候儀不ㇾ相成、萬一右觸面の趣相背候者於ㇾ有ㇾ之は、無用捨

吟味の上、嚴重の咎可申付條、心得違致間敷候事、

右之趣、御料私領とも可被相觸候、

〔外國貿易諸色一件 乾 下〕申十一月三日　對馬守殿貞阿彌を以御渡

町奉行江

米麥は、外國人江猥に賣渡候儀難成筈に候間、米麥粉類迄も同樣たるべき處、右品是迄賣渡候者有之趣に相聞、如何之事に候、向後は米麥同樣相心得、交易品に取受賣渡候儀は致間敷候、若心得違のもの於有之は、嚴重之可及沙汰候、

右之趣、御領は御代官、私領は領主地頭ゟ可被相觸候、

右之通可被相觸候

十一月三日

被仰付候風聞書　　定廻

水油、炭、眞鍮錢、横濱御開港場江多分に差送候もの有之間、御府內品拂底之趣に付、同所之模樣密密承探候樣被仰渡候間、承探候風聞之趣、左に申上候、

一水油之儀、當六月中旬迄は、十樽に付金廿六七兩位之節、御當地油屋其外諸方ゟ、三千樽餘、横濱江差送候處、同所商人共、右油江交物致し、淸淨油樽江取交、異人江賣込候處、異人共右之樣子を相察し候哉、外國江相廻不申、其儘横濱異人屋敷に積有之候內、樽痛等出來、迷惑之樣子を見込、同所商人横濱本町貳丁目肥前屋小助店支配人源兵衞義、右油買取、伊勢町太平地借松居久左衞門江州住宅に付店支配人勇助方江貳千樽程差送候に付、御當地問屋共江相配、問屋仲買に而引受候處、一體右油は交物等有之、症合不宜候に付、彼地ゟ相廻候油は、直に遣ひ用には相成兼、甚敷に到候而は、魚油江相交、漸賣捌候事之由に而、堀留町壹丁目家持枡屋平次郎義も、前同樣油九十樽程

引受候由、右之外にも横濱ゟ御當地江相廻候分も有之由に候得共、差向突留兼申候、

但前書肥前屋小助店支配人源兵衛事は、深川東永代町家持地廻水油問屋丸屋七右衛門、其外壹両人商ひ向相仕に而、彼地江罷越居、異人江油賣込等は、七右衛門重に進退いたし候由御座候、

一外國方用達安針町伊勢屋平作義、深川熊井町家持大和屋伴次郎、本所相生町壹丁目甚兵衛地借山本屋吉兵衛方ゟ、油荷物員數は突留兼候得共、多分之品買取、横濱江差送候義に有之由、

一横濱表に水油取扱候商人七八十人程有之、江戸其外國々買廻候上、外國人江賣渡候商法に而、去未十二月中ゟ當申六月頃迄、餘程大數之油、外國人江賣渡候由之處、當閏三月中、油之類は江戸問屋之外、國々ゟ荷物直廻不相成旨被仰出候に付、此節は取締相付、油交易は相止み候由、併御當地水油日用遣ひ高、凡壹ヶ年分程之品を、七ヶ月之間に外國人江賣渡候哉に付、市中壹ヶ年程之入用品相減候故、自然拂底相成、直段引上ゲ候義に可有之由、尤諸色直段之義に付、問屋共江厚御教諭被為在候に付、當節は少々ヅヽ直段引下候得共、下タ地廻共元方高直に有之、殊多分入用之時節に差向候間、此上相場引上可申哉と油屋共心配致し居候由、

一炭之儀、當九月以來、横濱商人共買込候員數、

本湊町助八地借　小船宿渡世　川奈屋粂次郎

右之もの方ゟ、當九月朔日ゟ此節迄、横濱江船積に而左之通差送候由、〇中略

右之通、合壹萬三千三百六拾三俵、〇中略

一紀州熊野炭、御勘定所ゟ其筋江當分他賣差留相成、圍置之御沙汰有之、荷着次第、金銀座江は千俵相納候樣申付有之候旨に付、市中賣品拂底相成居候上、熊野炭は御差留、其上前書之外、格外之俵數外國江賣渡、彼地ゟ諸國江買廻、横濱入荷物、凡拾万俵程に相成候由に付、御當地品拂底相成、

殊金銀座に而遣捨候炭も多方之事故、右等に而直段引上候處、當十月中、橫濱表に而、炭荷物諸國ゟ之直買差止相成候に付、所々江買廻に罷出候もの共立戻候付、當節は荷元ゟ御當地江計差送候間、著荷高多相成候に付、炭渡世之者共氣配相弛、且は御教諭も有之候付、追々直段引下可申哉に相聞申候、尤橫濱表江賣渡候炭荷物、御府内之もの買戻候儀等は無之趣御座候、（中略）

右風聞密々承探候趣、書面之通御座候、此段申上候、以上、

申〇萬延元年十二月　定廻

〔長崎談 六〕當商賣直組歟又入札商賣か之事

一唐紅毛商賣、唯今之仕方は、船々ゟ積渡候荷物、唐紅毛手前ゟは相組に而買取、五ヶ所商人江は、入札を以相拂申候、

唐紅毛賣物直段割増之事

一唐紅毛人積渡荷物、唐紅毛人共ゟ直組を以買取候直段に割増差足候儀、唐船方は五割、紅毛方は、江府參上之節、路料に六割五歩差出申候、

唐人方商賣幷利潤之事

一唐人方商賣、前條之通、唐人共手前は、直組に而買取、五ヶ所商人江は、入札を以相拂申候、利潤御座候內ゟ、唐人共江賣渡候銅之直段違、損銀償差出、相殘候を以、長崎例格上納金相納、幷長崎表諸役所之雜用、幷諸役人之役料等配分仕來申候、

〔正德五年長崎新例寫 坤〕商賣の法定例

一長崎表商賣料之銅の事、自今以後は諸國山々より大坂迄相廻し、大坂におゐて、吹屋の者共竿銅に吹たて、長崎へ運送せしむべき由、可有御沙汰候間、銅の代、吹屋の手間代等、會所役人どもに申付、每事無滯相濟すべき由、急度可被申付事、

一唐人共へ相渡し候丁銀の事、去年新銀被仰付候といへども、我國におゐて通用の新銀、いまだ世上にあまねからず候間は、唐人共へ相渡し候銀は、只今迄の例に准ずべく候、此後新銀を以可被相渡候に至ては、別して可有其沙汰事、

一去年御運上として納置候御金之内、壹萬五千兩ヲ以て、長崎表商賣料の代物共買出候黃金等借され候間、奉行所の沙汰として、當年代物共出し來り候、所々の領主役人共に申渡し、各其領内におゐて代物共賣出し候者共へ、前金として借し渡し、代物共滯なく長崎表へ運送し候樣に、可申付の由を以、わかち渡さるべく候、代物共到著候に至ては、其直段の事は、會所役人共よろしく取計ひ、唐人共へ相渡候うへ、急渡勘定を相立、代物共の代金差引、拜借の御金壹萬五千兩を上納せしめ、奉行幷御目付相對を以納め置き、當年の代物ども相集り候樣子を見合、自今以後、毎年此御金を以て代物買出し、前金として出し納れる法、此例に准じ可然事に候歟否の事、御目付と申談じ候上に相伺はるべき事、

附只今迄と違ひ、前金を相渡し候上は、代物共多く相集り、其直段も下直に罷成るべき事に候、然共代物の元直段、あまりに引下ゲ買取候樣に罷成候はゞ、賣出し候者ども其利を失ひ、たとひ前金を相渡し候共、代物ども相集り難き事も出來り候におゐては、若廻銅の數不足之事も有之時に至て、商賣銀高定法のごとく申付べき代物も無之、却而不可然事も出來るべき事に候、此等之事は、かねてより奉行所におゐて、其心得有べき事に候、すべて代物共の事は、餘分相殘り候とも、銅とはちがひ候て、來年の料に用ひ難き事に候へば、其餘分相殘らざる樣の心得を以て、商賣の事可有沙汰事、

一自今以後は、船數幷一船の商賣銀高等の定法有之候上は、割符持來りて、荷物の數、定法の銀高ニ大過無之船共は、荷改相濟候後、其年入津の次第に隨ひ、不日に商賣可被申付事、

附一船に載來候荷物定數之外、商賣銀高三拾貫目迄の餘分は、代物共を以て交易の事申付、三十貫目より外、餘分の荷物におゐては、約條の者に任せ可ㇾ有ㇾ沙汰事、

一御用物を撰び候法、只今迄の例に准ずべき事、

一白糸端物藥種等の諸色商賣の法、或は直組、或は入札等に申付候とも、唐人前の元直段高からず候て、我國の商人賣出し候直段、下直なるべき所を要旨として、宜其沙汰可ㇾ有事、

一唐人に賣物の代相渡し候法、毎年只今迄の例に准ずべき事、

一蒔繪道具、眞鍮道具、流金細工の物等、毎事只今迄の例に准じて相渡さるべし、すべて唐人共あつらへ候て拵へ候物におゐては、其價の高下に隨ひ、念を入れ候てこしらへ、相渡し候樣に可ㇾ被ㇾ申付事、

附銀道具におゐては、一切に相渡し候事、停止可ㇾ有事、

一近年以來除キ物と稱し、定懸り物の直段を以て買取らせ候事、年を逐ひ其人數多く成來り候由相聞へ候、たとひ我國商賣の事におゐて其妨なく候とも、畢竟長崎地下人のために不ㇾ可ㇾ然事に候、委細に僉議之上、或は其年を停止し、或は其數を減少し候事等、宜敷其沙汰可ㇾ有事、

右九條

〔正德五年長崎新例寫 坤〕阿蘭陀人商賣方定例

一凡一年に渡來るべき船數、貳艘に限るべき事、

一凡一年の商賣銀高、三千貫目に過べからざる事、

附金銀兩替の法、只今迄の例に准ずべき事、

一商賣銀高三千貫目の內、銅百五拾万斤を請取り、銀百貳拾貫目餘は、諸色買物代金として、百貫目餘は、出島殘金として、相殘る所の金は持渡るべき事、

一商賣の法、商人の入札を用ゆべからざる事、

一我國諸物の價、年々の高下に随ひて、其價を定置買取るべき事、

右五條の法例を相守り、違禁の物載來らず載去らず、大法のごとくに荷改をうくべき由、一船の者共に可下知者也、

年號月日　かぴたん某

かぴたん某

〔亞墨利加國條約井税則〕第三條○中略

雙方の國人、品物を賣買する事總て障りなく、其拂方等に付ては、日本役人是に立合はず、諸日本人、亞墨利加人より得たる品を賣買し、或は所持する倶に妨なし、○中略

本條約は、○中略此取極のため、安政五年午六月十九日、○註略江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細説

我○和蘭物品ノ販賣ハ、左ノ方法ニ從テ執行スルモノトス、長崎政廳ニ於テ決定スベキ「カンバン」看板ノ義(日本人ハ我等ノ商賣ヲ稱シテ然カ云フ)ノ日ニ近寄レバ、總物品ノ目錄ヲ、遠キヨリスルモ、各人ニ讀ミ易カラシメンガ爲メ、大ナル文字ニテ記シ、以テ我出島ノ外門ニ掲ゲリ、同時ニ又政廳ハ、之ヲ各町ノ乙名ニ告知シ、乙名ハ更ニ之ヲ國中各處ヨリ此地ニ來リ、目下其町内ニ旅宿セル商人ニ示ス、是レ我等ノ物品各種ニ、若干ノ税(是長崎住民ノ利益ニ供センガ爲ナリ)ヲ課セラル可ケレバ、從テ今其買ハントスル價格ヲ、豫定スルノ考案ニ備フル者ナリ、是レ實ニ精妙ノ詭計ニシテ、間接ニ我等ノ物品ニ課税シ、我等ノ自由、及ビ特權ヲ回復シテ、以テ我等ヲ此ノ如キ貿易ニ陷レタル者ト謂フベキナリ、蓋シ其云フ所ヲ聞クニ、汝等ノ中陳セル如

ク實ニ然リ、我等嘗テ汝等ノ物品ニ課税セシトキハ、汝等常ニ七艘ヨリ少ナカラザル船舶ヲ以テ來リ、從テ許多ノ貨物ヲ賣捌キシカドモ、今ハ僅ニ三四艘ノ船舶ヲ送リテ、其賣捌ク所ノ物品モ亦寡少ナリ、若シ現時ノ有樣ニテ安居スルヲ以テ不便トナサバ、更ニ汝等特權ノ改正ヲ歎願シ、尙ホ一層ノ厄運ニ沈淪スルノ勝レルニ如カザルナリト、而シテ看板ノ前日ニハ、都テ各町ノ門戶ニ張紙ヲ貼シ、翌朝ヲ以テ諸商人ニ出島ニ來集スルコトヲ告知シ、又出島ニハ商人等ヲシテ、其細目ヲ知ラシメンガ爲メ、各倉庫ノ前ニ所藏物品ノ目錄ヲ揭示セリ、元來我等貿易ノ指揮ハ、全ク長崎政廳ノ掌裏ニ在ルヲ以テ、殊ニ看板ノ如キハ、奉行代理ノ資格ヲ以テ、臨場スベキ命ヲ受ケタル奉行ノ執事二名、立會スルニ非ザレバ、之ヲ開場スルコト能ハズ、我出島ノ重ナル役員モ、同ジク立會スベキ者トス、大通詞ハ此ニ首席シテ、我等自己ノ三役共ガ發言スルノ要ヲ見ザル間ハ、諸般ノ事務ヲ指揮セリ、三役トハ即チ新舊ノ支配人二名、及ビ副支配人ヲ合セテ、之ヲ云フノ意ナリ、斯ク此商賣ニ立會スベキ人々、都テ會合スルニ至レバ、我支配人ヨリ、總テ我ガ商賣物品ノ見本ヲ出シテ、展覽ニ供スベキコトヲ命令シ、然ル後「ガムガム」(扁平ナル鐘ノ一種ニシテ「ベーゾン」ニ異ナルコトナシ)ヲ以テ、諸商人ニ館內ニ入ルベキ合圖ヲナス、又此商買ヲ施設セル家屋ハ、頗ル華麗ノ建物ニシテ、當商社ノ費用ヲ以テ、建築シタル者ナルガ、此時ニ限リ、道路ニ當ル窻蓋ハ悉ク開放シテ、諸商人ノ覘見ニ便ナラシム、而シテ又此建物ノ周圍ニ、狹小ノ、庇差アリテ、其內部ヲ數區ニ分劃シ、頗ル此舉行ニ便利ヲ與ヘリ、又販賣ノ手續ハ、次項ニ記スルガ如キ方法ニ從テ、執行スル者トス、唯ダ一種類ノ物品ヲ一時ニ展列シ、其之ヲ買ハントスル意向アル者ハ、各、紙牌ニ假リノ名ヲ記シ、展列シタル物品ノ一箇若クハ一斤ニ付、若干貫目匁分厘弗ヲ以テ買取スベキコトヲ表記シ、以テ之ヲ投函ス、而シテ各商人一人ニテ、數枚ノ紙牌ヲ投入スルコトアルハ、全體ノ景況如何成リ行クベキヤヲ

視察シ、若シ其高價ナルヲ後悔セル場合ニ於テハ、之ヲ低價ニ引直サン爲メナリ、此目的ヲ以テスル者ナレバコソ、皆假リノ名ヲ以テ之ニ記セルナリ、而シテ大數ト小錢ノ端數トノ兩樣アルヲ以テ、二個ノ紙牌互ニ符合スルガ如キハ、寔トニ稀有ノ例ナリトス、右ノ如ク諸評價人、都テ其紙牌ヲ投函シタルノ後、我支配人ハ進ミ出テ、之ヲ開封シ、其低價ト高價トヲ撰別シテ、之ヲ大通詞ニ交附ス、該通詞ハ最高價ヨリ順次ニ高聲ヲ以テ之ヲ讀ミ上グルナリ、評價人ヲ呼ビ掛ルコト三回ニシテ、答ナケレバ之ヲ擱キ、以テ其次ニ及ブ、此ノ如クニシテ追次低價トナリ、評價人召呼ニ應ズル者アルニ至テ止ム、既ニ評價人定マレバ、本人ハ帳簿ニ近寄リテ、斯クノ如キ場合ノ用ニ供センガ爲メ、日本人ガ常ニ提携セル墨汁ヲ出シテ、之ニ其本名ヲ署記捺印ス、一種ノ物品已ニ販賣ニ屬スルヤ、同一ノ方法ニ由テ、他ノ種類ヲ展列シ、此ノ如クスルコト數遍ニシテ、終ニ將軍ノ制定シタル定額ニ達シテ止ム、是レ通常看板、卽チ商賣日ノ二日三日、若クハ稀レニ四日間ニ於テ結了スル者トス、看板ノ翌日ヲ以テ、每子ニ其物品ヲ買主ニ引渡シ、我出島ヨリ搬出スルノ例ナリ、

〔享保集成絲綸錄 三十五〕享保十八丑年四月

御勘定奉行へ

長崎表唐阿蘭陀商賣近年不宜、出銀大分減少ニ付、去ル亥年、運上漸三萬兩相納、去子年も可相納金三萬兩之外者無之ニ付、地下配分之義も、去ル亥年ニ者、定式之五分相與へ、去子年之義は、虫入ニ付米高直、地下難義候得共、定式之六分通り程相與へ、地下人共至而及難義、相續難成趣ニ相聞へ候、依之此度唐阿蘭陀商賣之法を被改、地下人共相續仕候ため、先年申付候運上金五萬兩之義、當分壹萬五千兩被相減、三萬五千兩上納可仕候、地下配分之義者、金四萬兩程可被下置候、勿論右亥子兩年之運上金、納不足之義者、右之通出銀無之候に付、御用捨之事ニ候條、追而納候ニ不及候、

右之通、此度被仰出候間、宜取計可被申付候、以上、

右之書付、細井因幡守江相渡り候間、可得其意候、

四月

〔天明集成絲綸錄四十五〕安永五申年三月

御勘定奉行江

唐紅毛商買方之儀、御世話も有之候以來、取締は勿論、出銀割合等も宜相成、尤去ル寅年ゟ、金五千兩宛別上納も有之候得共、猶會所取締之ためにも候間、金七千兩程相增、年々上納之積、尤納方之儀は、右金高一度ニ納候に不及、繰合次第、壹ヶ年兩三度ニ成共上納之積を以致勘辨、御勘定奉行江も申談、增納方之儀可被申聞候、

三月

右之通、長崎奉行江相達候間、得其意可被談候、

〔亞墨利加國條約并稅則〕第四條

總て、國地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ運上を納むべし、

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買入る事を談すべし、荷主もし是を否む時は、運上所より付たる價に從て運上を納むべし、承允する時は其價を以て直に買上べし、

合衆國海軍用意の品、神奈川、長崎、箱館の内に陸揚し、庫内に藏めて、亞墨利加番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買入る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

阿片の輸入嚴禁たり、若亞墨利加商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は、日本役人これを取り上べし、

輸入の荷物、定例の運上納濟の上は、日本人より國中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし、亞墨利加人輸入する荷物は、此條約に定めたるより、餘分の運上を納る事なく、又日本船、及び他國の商船にて、外國より輸入せる、同じ荷物の運上高と同樣たるべし、〇中略

本條約は、〇中略此取極のため、安政五年午六月十九日、〇註略江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、〇中略

日本開きたる港々におゐて亞墨利加商民貿易の章程〇中略

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左之運上目錄に從ひ、其地の運上役所に、租税を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀、幷に造らざる金銀當用の衣服、家財、幷に商賣のためにせざる書籍、何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし

右之品々は運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復式は、船裝のために用ゆる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類 パン幷にパンの粉 生たる鳥獸類 石炭 家を造るための材木、米籾、蒸氣の器械、トタン、鉛、錫、生絹、

右之品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜、或は醸し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず貳割の運上を納むべし、金銀貨幣、幷に棹銅の外、日本産の物積荷として、輸出する時は、五分の運上を納むべし、

右は神奈川開港後五年に到り、日本役人より談判次第、入港出港の税則を再議すべし、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細説

抑クワンモツ、即チ物品ニ課セル海關税ハ、從來日本ニ多ク其例ヲ見ザル所ナリシガ、長崎ニ於テ始テ之ヲ採用セシ者ハ、獨リ外國人ガ其商貨ヨリ獲收セル巨利ノ一部ヲ削奪シテ、之ヲ當市府ノ貧民ヲ扶持救助スルノ費途ニ充テントスルノ意思ニ、出デタル者ナルノミ、

蓋シ此税法、往日ニ在テハ左マデ苛酷ニハアラザリシカドモ、輓近奉行及ビ其他當府ノ町役人等ニ甚ダ利益ナリシ税法ヲ、撤去スルニ及ンデ、奉行ハ特ニ日本商人ヲシテ、物品ニ課セル税額ニ準ジ、我等ノ物品ヲ低價ニ買收セシメ、以テ之ヲ徴收スルコトヲ、適當ト思考スルニ至レリ、此「クワンモツ」ハ、課税スルトキハ、日本人之ヲ稱シテ、口錢又ハ口錢銀ト云フ、即チ人ノ苦勞ニ報ユルノ金ナリ、然ルニ其分配ニ至テハ、之ヲ稱シテ花銀ト云フ、是レ長崎貧民ノ扶持、及ビ利益ノ爲メ、外國貿易ヨリ發蓄シタル者タルノ義ナリ、而シテ其之ヲ分配スルハ、此輩ガ順番ヲ以テ公役ニ服シ、其各擔當スベキ辛勞ノ多少ニ準ズル者ニシテ、素ヨリ其居住町内ノ位置ニ依テ、各異ナリト雖ドモ、要スルニ、又此輩ガ常ニ不平ヲ抱クノ理由トナセル諸般ノ苦艱辛勞中、特ニ長崎近郷ノ不作ナルコト、及ビ其他外國貿易ニ起因セル各般ノ不利益アリテ、若シ此分配ヲナスニ非ザレバ、此地ヲ去テ負擔ノ輕ク、生計ノ易キ、國中ノ他所ニ移ツラントスルガ如キ事情アルヲ以テ、聊カ之ヲ補償センガ爲ナルノミ、此輩此分配ニ依テ、領收スル者ハ、

一人ニ付三「テール」乃至十五「テール」ヲ通常トスレドモ、商社ニ屬セル物品ニ課セル税金ハ、十五「テールスペルセント」ニシテ、三十萬「テール」ノ總額ニ於テ、四萬五千「テール」ノ税額トナレリ、又役員各自ニ屬セル物品ハ、通常看板ノ終ハリニ、販賣スル者ニシテ、尙ホ多額ノ税金ヲ課セラレ、反物一卷、及ビ一箇賣ノ物品ハ、六十五「ペルセント」ヨリ少カラザルヲ以テ、二萬「テール」ノ總額ニテ、其税金一萬三千「テール」トナリ、重量ヲ以テ販賣スル物品ハ、七十「テールスペルセント」ノ税ヲ拂フガ故ニ、二萬「テール」ノ總額ニテ、一萬四千「テール」ノ税金ト爲ルナリ、抑商社ノ物品ト、私有ノ物品ト、其課スル處ノ税率ニ、如此キ大差アル所以ノ者ハ、畢竟私有ノ物品ハ、商社ノ船ニ搭載シテ、輸送スル者ナレバ、其危險費用皆商社ニ歸シ、從テ利潤ヲ得ルコト少ナキハ、當然ノ理ナリト云フニ在リ、之ト同一ノ理ニシテ、支那人ハ阿蘭人ノ如ク、長途ノ費用、危險ノ航海ヲ要セズ、手近ナルヲ以テ、凡テ其物品ニ對シ、六十「ペルセント」ノ税金ヲ拂ヒ、年々商賣ヲ許サレタル六十萬「テール」ノ價額ニテ、三十六萬「テール」ノ税金ヲ拂ヘリ、今若シ此金額ニ、我等○和蘭家屋商館ノ地代五千五百八十「テール」ト、支那商館ノ地代一萬六千「テール」トヲ加フレバ、總計四十五萬三千五百八十「テール」ノ巨額ヲ成スニ至ル、是レ毎年外國貿易ヨリ生ズル所ニシテ、長崎ノ町役人、及ビ市民一般ノ受用ニ供スル者トス、

〔各國條約書〕日本國葡萄牙國修好通商條約

第十五條

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役所より相當の價を付、其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若之を否む時は、運上所より付たる價に從て、運上を納むべし、承允する時は、其價を以て直に買上べし、

第十六條

輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十七條

葡萄牙商船、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚するとも、重税は取立ざるべし、〇中略

右取極の爲め、萬延元年申六月十七日、江戸に於て前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

溝口讃岐守花押〇中略

キユマレイス手記

貿易高

〔折たく柴の記　下〕貞享二年乙丑に至て、始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五万兩に定られ、元祿元年戊辰に、唐船の額數七十隻に定められ、〇中略同八年乙亥よりして、額銀の外に銅を用ひて代物替するなどいふ事出來て、同十一年戊寅に、唐船の額數十隻を増されて八十隻になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる、〇註略唐船の數定りぬれば、定額の外に來れる船をば積戻しといふて、交易の事をゆるされず、又定額の船といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物、交易する事をゆるされて、其餘の物どもをば殘荷物などいひけり、〇中略前代〇德川家宣の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海船互市のために、費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに、慶長六年辛丑より、正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より、寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所の金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より、寶永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘に及べりと申す、これはたゞ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみなり、

（日本古代商業史）第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

抑、阿蘭人ガ其輸入セル貨物ヲ販賣スルコトヲ、許サレタル年々ノ定額ハ、正ニ支那人ニ許可セル定額ノ半額ニシテ、之ヲ阿蘭貨幣ニ換算スレバ、金十トン半、即チ百〇五萬「ギルダー」（凡ソ英貨拾萬磅ニ當ル）トス、日本貨幣ニシテ銀三百箱ナリ、但銀一箱ハ一千「シユモメ」即チテール「テール」ナル語ハ、蘭人ヨリ日本ニ入リ來リタル者ナリ、ニシテ、總計銀ニシテ三十萬「シユモメ」即チ金ニシテ五萬「コバン」トナル、當國ニ通用セル小判ノ最高價格ハ、銀六十「モメ」ナレドモ、日本人ハ商社ヲシテ、之ヲ六十八「モメ」ニ引取ラシメ、而シテ皆金貨ニ代ヘテ、之ガ支拂ヲナスヲ以テ、商社ハ一ケ年三十萬「テール」ノ物品ヲ、商賣スルガ如クナレドモ、其實銀貨ニシテ、正味二十六萬「テール」ニ過ギザルナリ、此ニ於テカ長崎政府ハ支配人等、及ビ其他阿蘭貿易ノ經理ニ干涉セル諸役員ノ苦勞ニ報ユルノ一法ヲ發明セリ、是レ即チ商社ノ利益ト全ク關係ナシ、或ル私ノ利益ヲ允許シ、阿蘭人ガ從前幾クニテモ販賣スルコトヲ許サレタル私有物品ノ商賣ヲ、四萬「テール」、即チ五千八百八十八小判ニ制限シ、前記二十六萬「テール」ト合シ、以テ今度新令ニテ制定シタル年々ノ定額トナスニ在リ、是レ日本政府ノ制定スル所ニシテ、商社ハ其役員ヲ交迭シ、若クハ其私有物品ノ販賣ヲ撿束スルヲ得ザルヲ以テ、到底商社ハ此ノ規則ヲ改正スルノ權力ヲモ、有セザル者トス、○中略

第八章　日本ニ於ケル支那人生活ノ方法其貿易及ビ其特權

支那貿易ニ關スル規律ニシテ、府城ハ彼ノ一千六百八十五年、貞享二年阿蘭人ガ年々三十萬「テール」、即チ銀貨三百箱ニ減額サレタル、其同年ヲ以テ、又支那人ヲモ定額中ニ制限シ、此額ヲ超ヘテ、商品ノ販賣ヲ許サヾルヲ以テ、適當ト思考セリ、此定額ハ銀貨六百箱、即チ六十萬「シユモメ」、即チ「テール」ニシテ阿蘭ノ計算法ニ依レバ、金貨二十一「タン」、即チ二百十萬「ギルダー」（凡ソ英貨

二十萬磅ニ當ル)ニ超ヘザル者トス、依テ同時ニ凡ソ六十萬「テール」ニ相當スベキ貨物ヲ、船數多クモ七十艘ニテ持渡ルベキコトヲ命ジ、而シテ是レ又日本人自カラ制定シタル、左ノ區分ニ從フ者トス、

福州ヨリ十七艘、南京ヨリ十六艘、廣東ヨリ五艘、寧波ヨリ五艘、泉州ヨリ四艘、アイモ、若クハアイナン島、及ビ之ニ接近セル支那大陸ノ沿岸ヨリ四艘、カウツヨリ三艘、暹羅王國ヨリ三艘、東京王國ヨリ二艘、カンモンヨリ二艘、東埔寨王國ヨリ二艘、高砂又臺灣島ノタスワーンヨリ二艘、普陀山ヨリ一艘、普陀山ハラクチユーノ下ニ位シテ、有名ナル觀音堂ノ在ル所ナリ、交趾ヨリ一艘、太泥島ヨリ一艘、太泥ハキユーク諸島ノ中最モ著名ナル者ナリ、此他ニ二艘アレドモ、今其名ヲ知ルコト能ハズ、此方法ニ從テ、日本人ハ其許容ノ船數ヲ、前記諸島ニ移住セル支那人中ニ分割スルヲ以テ、適當ト思考セリ、此他ニ又咬𠺕吧、即チバタビアヨリ一艘、ボキン、即チベキンヨリ一艘ヲ許シタレドモ、是ハ只延著船、若シクハ難破船等アルトキ、其代船トシテ七十艘ノ數ニ充ス爲メニ、許容スル者トス、〇中略

支那人ハ一年ニ三回ノ商賣ヲナス、春季ニ一回トス、此時二十艘分ノ貨物ヲ販賣ス、夏季ニ一回三十艘分トス、秋季ニ一回、又二十艘分トス、此數ノ外ニ來ル者、若クハ商賣ヲ終ハリタル後ニ來ル船ハ、一切荷卸ヲモ許サレズシテ、歸國セザル可ラズ、

〔吹塵錄外國通商二十二〕一阿蘭陀方買渡物之義、寬永十七辰年、阿蘭陀九艘平戶江入津、同所ニ而商賣相遂、大判三百兩、金壹万兩、銀四千貫目買渡候由御座候、尤同年、向後長崎湊江可㆑致㆓入船㆒旨被㆓仰渡㆒、同十八丑年より、長崎湊江年々入船有㆑之、商賣相遂、金、銀、錢、銅、樟腦、白米、麥等買渡候由ニ有㆑之候得共、年久敷義ニ而買渡高相分兼申候、

一正德五未年より延享二丑年迄、一ケ年金壹万六七千兩より貳三千兩宛年々買渡、金高不同有

之、延享三寅年より寶暦十二午年迄、文金千兩宛年々買渡申候、
一寶暦十三未年より金千兩、代銅七万斤宛買渡被仰付候、
〔敎令類纂初集百一〕元祿八乙亥年八月廿九日

覺

於長崎、唐船荷物、阿蘭陀荷物、御定銀高九千貫目之分賣買相濟候殘荷物、銅を以代物ニ仕、銀高九貫目分、銅を以此度被仰付候、就夫金子五百兩運上可差上旨、江戸町人伏見屋四郎兵衛相願候間、其通可被申付候、以上、

亥八月廿九日

〔折たく柴の記下〕これはむかし唐船の數も、交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歳額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五万兩に定められ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歳額七十隻に定めらる、然るに元祿八年乙亥、伏見屋四郎兵衛といふ者、額外に銀千貫目の交易をゆるされて、價銀千貫目にあたるほどのものども、銅をもて買とらむ事を望み申す、其望所をゆるされき、是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子には、運上の金壹萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆるさる、これ運上といふ事のはじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彥右衛門といふもの、船額七十隻の外に、十隻を增され、銀額六千貫目の外に、貳千貫目の代物替をゆるされて、運上の金貳萬餘兩を進らすべきよしを望申ければ、こゝにおいて、伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、一年を隔てゝ、元祿十二己卯、萩原近江守、林藤五郎等、長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船賃をもて、我國の商人に賣得し價銀を、金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の置銀つかひ銀落銀間金役料抔いふもの共に、總計金一萬兩餘の外は、悉くみな公に收らるべき法を定む、これ地下配分金七萬兩といふ

事のはじめなり、然るに初船額七十隻の外に、十隻を增され、銀額六千貫目の外に、二千貫目を增されしに當りて、交易の料に用ふべき銅の歲額八百九十万二千斤に定まれり、むかし長崎にて、海舶互市の事はじまりしより此かた、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふもの共十六人にて運送してけり、元祿十年、船額銀額を增され、代物替といふ事始り、明年戊寅に、こゝの商人桔梗屋又八といふ者、其事を承りて、運送の銅歲額に足らざる所は、銀をもて、其數に充つべしと仰下されしに、運送の銅なほその數すくなかりしかば、十二年の己卯、桔梗屋運送の事をとゞめられ、大坂の銅吹屋幷に諸國の商人等、思ひ〳〵に運送すべきよし、仰下されしかど、七百万斤の外は、長崎に來り集らず、十四年辛巳に至て、銀座の輩に銅座の事を兼ねしめられ、諸國より產する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さる、されど又年々に銅の數たらずして、交易行はれず、外國の人歸るべき期を過て、年を越すには至りたるなり、

〔正德五年長崎新例寫乾〕長崎表廻銅定例

一長崎表廻銅、凡一年の定數、四百万斤より四百五拾万斤迄の間を以て、其限とすべき事、

諸國銅山より出る所、年によりて其多少有之、諸人器財に用ゆる所、年によりて其增減有之、依之可定の數をば定められ難し、此故に凡一年の定數、四百万斤より四百五拾万斤迄の間を以て、其限と定められ、每事の例は、其大數なるを以て、四百五十万斤の數に准じて定るされ候事に候、然れば其年によりて、廻銅の數、四百五拾万斤より減じ候事も有之時は、此例に准じ、其數に定たがひ候而、宜有其沙汰候、

一唐人方商賣の法、凡一年の船數、口船奥船合せて三拾艘、すべて銀高六千貫目に限り、其內銅三百万斤を相渡すべき事、

船數幷船別商賣銀高等の定例は、別に走るし出す、但し其走るし候所の定例の事は、去年長崎地下人等申上候處、各其存寄同じからず候を以て、其多分につきて其例を立らるゝ所に候、凡唐船共來り候口々によりて、其產物同じからざる事に候、然るに此度定られ候法においては、後來迄の永式に候所に、もし是より後、藥物等を始、要用の物等、不足の事出來り候に至りては、不可然事に候間、奉行所におゐて、猶又地下役人とも、存寄の所を尋ね究られ、別に走るし候所、不可然事も候においては、無用の物を減じて、有用の物を增し候事を要旨として、或は船數多方を減じて、すくなき方を增し、或は銀高少き方を增し、多き方を減じ、すべて今度改定られ候船數三十艘、銀高六千貫目之內、銅三百万斤を渡さるべき定法においては、相たがふ事なき所を、宜議定あるべく候、

一阿蘭陀人商賣の法、凡一年の船數二艘、すべて銀高三千貫目に限り、其內銅百五拾万斤を渡すべき事、

銀高三千貫目の內にて、相渡すべき金銅代物等の定例は、別に走るし出る、但阿蘭陀人商賣の法、銅代物等の事は、其望に任せ候例之由相聞候、自今以後は金銅代物等、各其定例の如く相渡さるべし、金銀兩替の法におゐては、只今迄の例に准せらるべく候、右此度被仰出候所に候、凡廻銅の數、唐船の數等、定法の如くに候、時に當りては、此例に隨ひて商賣可申付事勿論に候、或は廻銅の數不足し、或は唐船の數不足し候事等有之時は、此例に准じて、其時宜をはからひ商賣の事、宜有其沙汰者也、

正德五年正月十一日　　山城守　紀伊守　大和守　豐後守　河內守　相摸守

久松備後守殿　大岡備前守殿

唐船數幷船別商賣銀高割合定例

南京船七艘　寧波船五艘　普陀山船壹艘

以上拾三艘、凡壹艘商賣銀高貳百貫目宛、

但し普陀山の產物は無之事に候、然れば普陀山出しの船をば停止し、他所の船數を增し候とも宜議定有べし、もし他所より渡り來り候船の內、其物產に要用の物有之、就て或は其所の船數を增し、或は其所の船を、定數の內にくわへて可然事も候はゞ、南京、寧波等の船數をも減じ割合せ候とも、是又宜有議定候、

厦門船貳艘　臺灣船四艘

以上六艘、凡壹艘商賣銀高百三拾貫目宛、

但し臺灣の產物、要用の物も見へず候得ば、其船數壹艘を減じ候而、他所の船數を增し割合せ、可然事も候はゞ、宜議定あるべく候、

廣東船貳艘

以上貳艘、凡壹艘商賣銀高貳百五拾貫目宛、

溫州船壹艘　舟山船壹艘　福州船壹艘　漳州船壹艘　東京船壹艘　東埔寨船壹艘

以上六艘、凡壹艘商賣銀高貳百貫目宛、

但是等の所より渡り來り候船ども、其產物要用の物も多からずして、他所より渡り來り候船の內にて、或は其船數も增し、或は其所の船を、定數の內へ加へ候而、此等の所の船共の內を停止し、可然事も候ハヾ、宜有議定候、

廣南船壹艘　暹邏船壹艘　咬嚼吧船壹艘

以上三艘、凡壹船商賣銀高三百貫目宛、

但し暹邏船の事は、古來より二艘ヅヽ渡り來候例に候得共、其船の制も大きく、積載せ候荷

物の數も多く候より、おのづから商賣銀高も相增候得ば、只今迄の例の如くにては、他所の船數減ずべき事に候を以て、其船數壹艘定められ候、もし暹邏の物産、要用の物等有之、其船數を減じ候而は、不可然事も候においては、他所の船數も減じ候而、暹邏の船は、只今迄の例のごとくに割合せ候共、宜有議定候、

右唐船の商賣銀高すべて六千貫目の定によりて、其地方の船數を定め、其船別の銀高を割合せ候凡例に候、唐船に積來り候荷物の事は、其年の物價に依て、多少可有之は勿論に候へども、長崎において商賣をゆるされ候、銀高の定數有之上は、唐人共に其積りを相考候而、餘分多く積來らざる樣に可被申付候、廣東、暹邏、咬𠺕吧等の地方ゟ來り候船共は、船の制も大きく、粗物多く積來候へば、餘分の荷物は可有之事に候、其餘分においては、俵物等の餘分も有之時は、餘分の俵物を以て、交易の事は可免候、溫州、舟山、福州、東京、柬埔寨等の船共は、毎年渡り來り候事も聞へず候へば、是等の船ども渡り來ざる年に當りて、其船別の渡しものども、相殘候所をば、他所より渡り來り候船共割付候而定法の外の商賣をも申付可然事に候得共、若然るにおいては、定法の銀高の積りよりは、荷物共多く載來候事、相止期は有べからず候、其上又今度改定められ候所の法例、年久しく行はれ候はゞ、後々に至りては、必らず此等の船ども、毎年渡來るべき事に候、これらの所を思慮有之候而、いづれの道にも、今度改定められ候法例においては、其妨あるまじき事を要務せられ、其時に臨て、御沙汰は有べき事に候、然れば今度改定られ候條々、毎事後來の永式に候間、逐條僉議の上によろしく定め行はるべき者也、

正德五年正月十一日　山城守　紀伊守　大和守　豐後守　河内守　相摸守

久松備後守殿　大岡備前守殿

〔外國貿易諸色一件坤〕子〇元治元年五月十日　周防守殿御直御渡

子正月ゟ三月迄
輸出品取調書　神奈川奉行

子正月中輸出高

一生糸　百七拾貳担七拾貳斤六分七厘　但百斤壹担
此代金壹萬七千六百六拾八兩貳分永百六拾貳文五分
内金四千四兩永百貳拾五文　増元代

一綿　六千六百九拾七担六拾八斤
此代金五萬貳千九百四拾壹兩貳分
内金五千九百五拾五兩貳分永貳百文　増元代

一茶　參千九拾壹担五拾貳斤
此代金貳萬千九百四拾參兩永貳拾五文
内金七百四拾六兩壹分永百五拾文　増元代

一漆器陶器瓶物類　參拾壹箱拾四俵
此代金四百八拾九兩參分永貳百貳拾七文五分

一紙　百担參拾七斤
此代金五百壹兩永百參拾五文
内金六拾貳兩永貳百文　増元代

一藥種　百五担拾斤　但人參肉桂茯苓
此代金百拾八兩貳分永貳百貳°拾五文

一干物　千百四拾五担拾四斤　但昆布椎茸
此代金貳千四百四拾七兩貳分永四拾七文五分

內金六百六兩壹分永貳百文　增元代

一日本羅紗　七百反

此代金百貳拾五兩壹分永百五拾文

內金四拾六兩貳分永百五拾文　增元代

一鱶鰭　參拾六担七拾四斤

此代金參百五拾壹兩永百六拾文

內金六拾貳兩永貳百文　增元代

一釣竿　千四百本

此代金百參拾壹兩壹分

一麻　貳俵

此代金拾兩

一板　八百七拾枚

此代金八拾八兩貳分永百參拾五文

一芋　貳百俵、

此代金四拾七兩貳分

一筵　百六拾八俵

此代金百五兩

一貝　貳拾九俵

此代金五兩

一油　拾參桶　石炭　六拾噸　木炭　參担

此代金參拾貳兩貳分

合金九萬七千七兩永拾七文五分

內金壹萬千四百八拾參兩貳分永貳百貳拾五文

增元代〇中略

右之通御座候、以上、

子五月

古事類苑

產業部二十八

貿易下

官貿易

〔延喜式 三十大藏〕凡蕃客來朝應交關者、丞錄史生率藏部價長等赴客館、與內藏寮共交關、訖錄色目申官、其價物、東絁一百疋、調綿一千屯、錢卅貫文、若有殘者、同申返上、

〔文德實錄 三〕仁壽元年九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、○中略 五年、○承和 爲左少辨、辭以停職、不能聽受、出爲大宰少貳、因撿校大唐人貨物、適得元白詩筆奏上、帝甚耽悅、授從五位上、

〔三代實錄 二十一清和〕貞觀十四年五月廿日己丑、內藏寮與渤海客廻易貨物、

〔三代實錄 二十五清和〕貞觀十六年六月十七日癸酉、遣伊豫權掾正六位上大神宿禰己井、豐後介正六位下多治眞人安江等於唐、唐家市香藥、

〔三代實錄 三十六陽成〕元慶三年十月十三日己巳、勅令太宰府庫物之代砂金六百三十三兩、水銀百七十五斤注附官帳、先是府司申請、每唐人來、募貨物直借用庫物、交關畢後、以砂金准官給綿、總計返納、其砂金一兩充綿十六屯、絹一疋充綿十四屯、府司不能勸行、來尙矣、今當交替之日、新司論曰、物非其實、相違官帳、仍不受領、而太政官去年八月四日符、只免唐人崔鐸之時、返上砂金三百六十一兩、望請准據彼例、被許注帳、從之、

〔三代實錄 四十三陽成〕元慶七年四月廿八日甲子、勅遣右近衞少將正五位下平朝臣正範、到山城國宇治郡山階野邊、郊勞渤海客、領客使少外記大藏善行等、引客徒入鴻臚館、 五月七日壬申、是日內藏頭

和氣朝臣彝範率掌客使下向鴻臚館交關、　八日癸酉、内藏寮交關如昨、

〔扶桑略記 醍醐二十三〕延喜九年閏八月九日、令仰唐人貨物年來遣使令撿進、此度停遣使、令太宰府撿進之、又給藏人所牒、令仰可進上物色目太宰府、十一月廿七日、太宰少典御船高相領唐人貨物及孔雀到來、已上出御記文、

〔扶桑略記 醍醐二十四〕延喜十九年七月十六日、交易唐物使藏人所出納内藏大屬當麻有業、獻孔雀、此唐人飽置求所送太宰大二也、

○按ズルニ、唐物使ノ事ハ、政治部奉使篇ニ載セタリ、

〔日本紀略 圓融六〕天延二年閏十月廿日甲戌、高麗國交易使藏人所出納國雅相具貨物參入、其中彼國馬一疋葦毛似本朝駄馬、不可爲貢賂、

〔權記〕長保二年七月十三日戊子、參御前奏、先日太宰大貳藤原朝臣申送云、商客曾令文所進和市幷貨物等直事依有所申請、以管内所在官物且可宛之由令成所牒、但金直兩別米一斛京之定也、商客申所宛三石之由、仍增彼京定減此客定、相定一石五斗可宛給之由、雖令仰商客等猶不甘心者、以一石五斗爲定、可給御牒之由、先日奉仰事了、而猶件數多減下、若宛二石令給如何、但給米一包、其數可及六十餘石、若以絹令宛給如何、此事左大臣○藤原道長先日所知行也、先可觸彼大臣歟、仰云依申、　十四日己丑、詣左府申唐物直事、以二石爲定者、　八月廿四日戊辰、皇后宮仰云、大宋商客仁聰在越前國之時、所令獻之雜物代、以金下遣之間、仁聰自越前向太宰之後、令愁申於公家、以未給所進物直之由云々、卽遣仰大貳○藤原有國許之處、初雖相約可渡料物之由、後變約束不充行、仍令責金於侍長孝道下遣彼府商客之許、而大貳制止使者之遇商客、只撿領料金渡行之間、商客致量欠所進請請文金數減少從先日所遣之數、然而不論其事、重可令下遣之、但彼府有重所申上之事者、其府解何日所申哉、已下遣料物之後、重所申歟、奇思食無極、依此事可被召問明順朝臣云々、其事亦如何、令啓已下給料

物者、早可令明順朝臣辨申其由歟、仁聽申詞、日記之中、有未辨渡其料之旨、仍公家所被尋也、右衛門督(〇皇后宮大夫藤原公任)爲使令信行被示濟政朝臣、從者紀近吉申詞記申送、明日可奏之由、今夜候宿、

〔春記〕長久元年四月廿七日辛亥、參關白殿、(〇藤原賴通、中略、)此次申人々所望事、(〇中略)又太宰府申大宋國廣州商客莫晏誠欲歸唐事、同可奏聞也、但返金官符早下遣已了、彼官符注隨廻却之文哉、不然者、至此度早可隨廻却之由可仰也者、予(〇藤原資房)又參內奏聞、了符解可尋返金官符之由有仰事也、　五月二日丙辰、有召參內、卽參御前、(〇後朱雀)仰云、(〇中略)又太宰府解文、唐人解文云、前帥(〇藤原實成)以唐人財府領了由所申也、如何、此由觸關白也者、(〇中略)入夜以予被奏定文、(不入覽宣)予先持參關白殿、殿下相遇給、(〇中略)唐人申府領事內々遣問實成卿許、可奏事由者、予卽參內奏此旨等、　五日己未、早旦參關白殿、申承雜事等之次、被命云、唐人申被府納事、內々遣問前帥許、卽送件請文等、先年唐人獻貨物和市物等、而依其物等員少、可副加之由仰之、仍先日解文外加進雜物等、卽欲進官之處、依蒙罪罷上之間、以件物且令請預唐人、且令預府官等、取其請文所進也、唐人幷官府加署名也、先年進官物等同載之、文注別召、是其本解文外物也者、早以件解文可經叡覽也、明旦可令進獻也者、(〇中略)予卽參內一々奏此旨、　六日庚申、早旦參關白殿、(〇中略)此次被付奏實成所進之府官幷唐人請文也、被奏云、請文如之在昨日記、但內々牢籠不可計知也、唐人愁申旨不可被默止、以此旨被問前帥、以彼陳申之旨下遣太宰府、召問唐人可言上之由可被仰下歟、將只以件請文遣彼府、此雜物有其實者、給其直可進上件物等之由可被仰下歟、事有二端、只可隨御定者、(〇中略)卽參內、一々奏聞之、仰云、唐人申事不可默止、請文見了猶問實成卿、隨被申下遣太宰府、召問唐人可左右之由可仰下歟、廻却官符先日下宣旨了、暫可停止之由可仰下歟、件事一度被仰遣之故也、　十日甲子、早旦參關白殿、申帥返事、申云、至于文書者、先日內々奉關白殿畢、隨彼命可左右者、今夜從右府御許被仰也、予又申云、先日前帥所奉唐物色目文書、引合本解文、(有官)物員皆以相合、但別召之事不叶唐人所申、若是歟、命云、一日前帥以右兵衛督送唐人貢買

物請文、即返畢、但我見之、仍不奉公家歟、實有件文、殊無疑歟、不可下給鎭西歟、以彼帥陳申之旨遣仰鎭西可宜也、以此旨可奏聞、〈〇中略〉即參內奏此旨、仰云、帥事可隨關白定申者、〈〇中略〉書遣鎭西之仰詞、參關白殿令覽之、仰云、詞太吉、以此旨可仰右大臣、〈〇藤原實資〉仍可作載官符也、〈〇中略〉參右府、仰鎭西官符仰詞了、〈〇中略〉鎭西官符仰詞在目錄、前帥所進唐人等連署文等同下遣鎭西也、以彼爲令沙汰也、十一日乙丑、未剋許參右府、命云、返遣晏誠之官符、先日令請印了、而此度晏誠愁被沙汰之後、可遣彼廻却之官符歟、案內可取執柄之氣色者、〈〇中略〉參關白殿、殿下被坐鷹司殿、即參彼殿、晚頭出給之間、申右府被命之旨、被仰云、給此度官符、被沙汰愁之後下給廻却官符也者、十二日丙寅、右府送給太宰府案可令覽關白殿者、入夜持參彼殿、令覽、命云、殊無其難、內々經天覽、早可下給也、早速令成官符可下遣者、

〔長秋記〕長承二年八月十三日乙未、早朝帥中納言〈〇藤原長實〉送書云、大切可示合事出來、可來向、籠車可下也者、仍午時計行向云、鎭西唐人船來著、府官等任例存問、隨出和市物畢、其後備前守忠盛朝臣、自成下文號院宣、宋人周新船、爲神崎御庄領不可經問官之由所下知也、此事極無面目、欲訴申院也、其上書案可書給、不可振筆、唯和名書〈二天〉可作也者、仍書書案、〈〇中略〉抑宋人來著時、府官存問早經上奏、安堵廻却所從宣旨也、而可爲庄領由被仰下條、言語道斷也、日本弊亡不足論、外朝恥辱更無顧、是非他、近臣如猿犬所爲也、

〔朝鮮通交大紀〕〈五〉一慶長十三年戊申、明の萬曆三十六年、〈〇中略〉此年八月、柳川景直東武より至り、去年朝鮮信使を通せし其報聘として、近臣を遣はさるべけれども、彼國亂後の故を以て、暫く我州〈〇對馬〉使をして、國命を彼國に傳ふべきの由、神君〈〇德川家康〉仰の旨有りと申せしによりて、〈〇中略〉此年十一月報聘として、玄蘇、柳川景直を渡されしなり、〈〇中略〉十二月、兩使釜山に至る、〈〇中略〉兩使釜山に於て國書を度與し、且其釜山を館とすること、及歲船二拾隻を約條せり、特送三隻內にあり、且

私貿易

公貿開市求請等のことを講定したり、彼國これを己酉約條といえり、

〔惺窩文集二〕舟中規約（代ニ貞順、按貞順遣人運ニ商舶于安南國一）

一凡回易之事者、通有無、而以利人己也、非損人而益己矣、共利者雖小還大也、不共利者雖大還小也、所謂利者義之嘉會也、故曰貪賈五之、廉賈三之、思焉、

一異域之於我國、風俗言語雖異、其天賦之理未嘗不同、忘其同、怪其異、莫少欺詐慢罵、彼且雖不知之、我豈不知之哉、信及豚魚、機見海鷗、惟天不容僞、欽不可辱我國俗、若見他仁人君子、則如父師敬之、以問其國之禁諱、而從其國之風教、

一上堪下輿之間、民胞物與、一視同仁、況同國人乎哉、況同舟人乎哉、有患難疾病凍餒、則同救焉、莫欲苟獨脫、

一狂瀾怒濤雖險也、還不若人欲之溺人、人欲雖多、不若酒色之尤溺人、到處同道者、相共匡正而誡之、古人云、畏途在袵席飮食之間、其然也、豈可不愼哉、

一瑣碎之事、記於別錄、日夜置座右以鑑焉、

日本國慶長　年月日

回易大使司貞子元誌

〔外蕃通書十二 安南國書〕守重按ニ、惺窩文集ニ此規約ヲ載セテ、其夾注ニ疏シテ云、貞順運商船于安南國、因代之ト、貞順ト云モノ何人ナルコトヲ知ラズ、按ニ羅山文集目錄ニ、吉田與一郎諱玄之、一名貞順、居洛西嵯峨角倉、後號素菴トミヘタレバ、必コレ角倉與一ナルベシ、然レドモ貞子元トアレバ、姓ハ貞ニシテ字ハ子元ト云ヘルモノカ、按ニ李草ガ西遊集ニ、送貞友竹遊大明國序アリ、西邊ニ貞氏アリシコトシルベシ、或人貞友竹ナルモノ、眞蹟ヲ藏ス、意フニ此人ナルベシ、又回易大司トアレバ、即官商ニシテ、角倉氏ナルベキナリ、

〔續日本紀二十九 稱德〕神護景雲二年十月甲子、賜左右大臣太宰綿各二萬屯、大納言諱〇光仁弓削御淨朝臣清人各一萬屯、從二位文室眞人淨三六千屯、中務卿從三位文室眞人大市、式部卿從三位石上朝

臣宅嗣各四千屯、從四位下伊福部女王一千屯、爲買新羅交關物也、

〔三代實錄 二十一 淸和〕貞觀十四年五月廿一日庚寅、聽京師人與渤海客交關、　廿二日辛卯、聽諸市人與客徒私相市易、是日官錢四十萬賜渤海國使等、乃喚集市廛人、賣與客徒此間土物、

〔今昔物語 二十九〕鎭西人渡新羅値虎語第卅一

今昔、鎭西□□ノ國□□ノ郡ニ住ケル人商セムガ爲ニ、船一ツニ數ノ人乘テ新羅ニ渡ニケリ、

〔高麗史 九 文宗〕二十八年〇我承保元年二月庚午、日本國船頭重利等三十九人來獻土物、　二十九年閏月〇四月丙申、日本商人大江等十八人來獻土物、　六月壬子、日本人朝元時經等十二人來獻土物、

七月庚午、日本商五十九人來、

〔百練抄 七 二條〕永曆元年十二月十七日、諸卿定申高麗國搦留對馬島商人事、

〔太平記 二十四〕天龍寺建立事

夢窓國師、左兵衞督〇足利直義ニ被申ケルハ、〇中略哀可然伽藍一所御建立候テ、彼〇後醍醐御菩提ヲ弔ヒ進セラレ候ハヾ、天下ナドカ靜ラデ候ベキ、〇中略將軍〇足利尊氏モ左兵衞督モ、此儀尤トゾ被甘心ケル、サレバ頓テ夢窓國師ヲ開山トシテ、一寺ヲ可被建立トテ、龜山殿ノ舊跡ヲ點ジ、安藝周防ヲ料國ニ被寄、天龍寺ヲゾ被作ケル、此爲ニ宋朝ヘ寶ヲ被渡シカバ、賣買其利ヲ得テ百倍セリ、

〔善隣國寶記 上〕光明院

曆應年中、新建天龍寺、由是有入元之船、必彼方後至元五六年之間也、自弘安四年至此五十八九年也、此間不可有兩國通信之使、惟海舶往來、互不相拒、今天龍船亦然乎、定不可有我國王及將軍之書、惟天龍化緣之義爾、

〔續本朝通鑑 五十五 光明〕曆應四年南朝興國二年十二月甲辰朔、直義與疎石議、遣商舶於元國、弘安以來、朝廷武家、與元國絕不通官船、然商舶交易或有之、元弘以來、海內騷亂、商舶亦不通、且依兵革處處回祿、諸器

皆爲燼、天龍寺無什物、故更遣商舶、求良材及諸器、此船遣元國、載若干器物歸、此後每年爲例、世稱之曰天龍寺船、

〔善隣國寶記 中〕予(○周鳳)按國史、(○中略)應永初、筑紫商客肥富自大明歸、陳兩國通信之利、於是大將軍源朝臣義滿、便以肥富爲使者、始通信書獻方物、故大明建文帝、遣禪敎長老天倫一菴來、將軍又遣密堅中隨天倫一菴行、船未達大明、而建文帝內難、叔父燕王卽位、改元永樂、堅中能通使命而歸、從此連年、兩國使者往來憧々、今所謂勘合者、蓋符信也、此永樂以後之式爾、九州海濱、以賊爲業者、五船十船、號日本使、而入大明、剽掠瀕海郡縣、是以不持日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊、此方禁賊之計也、自古兩國商舶、來者往者相望於海上、故爲佛氏者、大則行化唱道之師、小則遊方求法之士、各遂其志、元朝絕信之際尙爾、況其餘乎、有勘合以來、使船之外、決無往來、可恨哉、

〔交隣考略〕古來交隣事考

本州(○對馬)通交于善隣、而使聘往來者、以前古太守宗慶公之時、爲權輿焉、繼至於太守靈鑑公貞茂公之時、而隣睦之義益著、然未有送使歲遣定額也、至于太守貞盛公之時、而嘉吉三年癸亥、始約歲遣五十船、(○中略)文祿元年壬辰、果起兵征朝鮮、隣交久絕矣、

〔海東諸國記〕攝津州(○中略)

忠吉、今天皇(○後土御門)應仁元年丁亥、(成化三年)遣使來朝、書稱攝津兵庫津平方民部尉忠吉、受圖書、約歲遣一船、

安藝州(○中略)

持平、庚申年遣使來朝、書稱安藝州小早川美作守持平、約歲遣一船、

周防州(○中略)

敎之、申戌年遣使來朝、書稱周防州大內進亮多々良別駕敎之、大內殿政弘叔父、約歲遣一舡、

○按ズルニ、九州ノ諸大名朝鮮ト交通スルコト多シ、外交部朝鮮篇ニ載セタレバ、省略ニ從フ、

〔續本朝通鑑 後柏原 六十五〕永正八年、僧桂悟〈號了菴、東福寺僧、〉往年赴周防國、受義興〈○大内〉資給而南遊、海陸路艱、今年達明京、詣闕上書曰、日本國差來使臣桂悟謹呈、悟等從人及高衆、歷歲月、凌風波、遠來、直欲拜帝闕之壯麗、且得京城貨物也、〈○下略〉

〔京都將軍家譜 下〕同〈○大永〉三年、細川右京大夫高國使宋素卿赴大明國、大内左京大夫義興以宗設爲使者、兼道先素卿到寧波府、爭先後、素卿賂於府吏、而先謁、依此諍論而罷市舶、

〔圖書編 日本國考 五十〕嘉靖元年、王源義植無道、國人不服、諸道爭貢、大內藝興遣僧宗設、細川高遣僧瑞佐及素卿、先後至寧波、故事凡番貢至者閲貨、筵席並以先後爲序、時瑞佐後至、素卿奸狡、賄市舶大監以重寶、先閲瑞佐貨、宴又令坐宗設席間、與瑞佐忿爭、與相讐殺、大監又陰助佐授之兵器、殺總督備倭都指揮劉錦、大掠寧波旁海鄉鎮、素卿坐叛論死、宗設瑞佐皆釋還、給事中夏言上言、禍起于市舶、禮部遂請罷市舶、

〔南浦文集 中〕與大明商客

大明泉州商客許麗寰、留滯於我邦者一寒暑矣、今年艤舟於我久志浦、回於大明、明年再渡之時、不幸而舟雖至他州里、使我一小吏至於其地、子亦待吏之至、以定器皿貨財之價、其自利利子者、全無毫釐之差、是令子之志、而我之所望、亦在茲而已、其盟之堅者、金石膠漆、物莫能間、子其念之、

〔長崎夜話草 二〕唐船始入津之事

今時日本の靜謐かくれなく、唐土も世改りぬれば、漸く唐土船も數そひぬ、長崎の津に唐船來りし初めは、永祿五壬戌の年、津の内戸町といふ浦に到りぬ、そのころまでは唐土も明朝の代にて、いまだ日本渡海をばゆるさゝりしかど、海邊村里の商人しのび〳〵に船仕たてゝ、五嶋平戸さつまの浦々に來れる船もありし、荷物は磁器、布、木綿、薬菓、砂糖のたぐひのみにて、世の人質素なれば、織物綾錦の類を持來る事なかりし、此後黑船來りしより、里民繁華にならひ、よろづ珍貨を

好める世と成てこそ、唐人もさま〴〵の珍貨美麗の織物、多く持渡れる世となりし也、

〔長崎夜話草　一〕黑船入津始之事

元龜元年庚午の歲にや、南蠻の黑船一艘、津の外の西浦福田といふ所に漂ひ來りて、荷物など賣買ぬる次手に、深江の湊を見て、是こそ世界一の湊よと悅び、來年よりは此津に來るべしと約束してかへりぬ、是に依て、元龜二年三月に、大村領主の家臣友長氏なる者に仰せて、諸國商人の旅宿なくてはとて、地割ありて高來大村平戶所々の商人、家宅を營み建つる事五六町なりし、案のごとく其年の夏、亞媽港より黑船二三艘、數千貫目の商物とり積來りぬ、是より年ごとに絕ず五七艘、又は十艘來らぬ年はなかりし、此故に漸く人の住家も數そひ、町も多く成て、今の榮へとはなりしなり、

〔憲教類典　二ノ二十二〕定　中略〇長崎

一黑船之儀、商賣之事に候間格別之事、年月を經、諸事賣買可仕事、

一自今以後、佛法之妨を不成輩は、商人之儀は不及申、何にても切支丹國より往返不苦候條、可得其意事、

〔長崎志　十二〕異國渡海御免ノ事

天正十五年

一文祿ノ初年ヨリ、長崎京都堺ノ者、御朱印ヲ頂戴シテ、廣南、東京、占城、東埔寨、六昆、太泥、暹羅、臺灣、呂宋、阿媽港等ニ爲商賣渡海スル事御免有之、

長崎ヨリ五艘

末次平藏　二艘　船本彌平次　壹艘　荒木宗太郞　壹艘　絲屋隨右衞門　壹艘

京都ヨリ三艘

茶屋四郎次郎　壹艘　角倉　壹艘　伏見屋　壹艘
堺ヨリ壹艘
伊勢屋　壹艘
以上

〔視聽草六集三〕異國人通商の御朱印寫
長崎西築町乙名荒木作三郎家に藏る所の古文書ニ云、文祿の初、從日本國異國江通商のため、海渡被爲成御免、京都より三艘、堺の浦より一艘、長崎より五艘の船主ハ、東京交趾、東埔寨、太泥、六昆等之國々江渡海仕候、右之内一艘の船主ハ、私先祖宗太郎と申者ニ而、元和八壬戌年、台徳院樣〇德川秀忠御朱印頂戴仕、廣南國往來仕候、仍彼地國王に謁見仕候處、懷柔の情不淺、恩愛の餘り、圍碁の賭にことよせ、國王之息女妻に賜り、其時王歷世の阮氏を宗太郎に附屬し、親族之盟を結びし書一張を被賜候、此書外廓に金泥の繪形あるをもて金札と唱、其船を金札舟と稱し來候由傳承り申候、
其後四十餘年を經て、寬永十二亥年に至り、日本より異國渡海の事ども御禁制被仰出、其國彼國の通路杜絶仕候、宗太郎妻日本に誘引、此方ニ而女子壹人設け、御當地ニ於て相果申候、存生之内手馴候交趾作りの鏡一面、今に持傳候、〇中略
寬政十年戊午正月　荒木小十郎

〔長崎志十二〕荒木宗太郎廣南渡海事
一元和ノ頃、長崎ヨリ荒木宗太郎、爲商賣廣南ニ渡海シ、國王ニ謁見シ、數年馴親シミ、柔恩ノ情不淺、後年マデ互ニ商賣ノ利用ヲ通ズベシトテ、國王ノ息女ヲ妻ニ與ヘ、廣南王歷代ノ阮氏ヲ宗太郎ニ授ケ、親族ノ盟約ヲ結ビシ趣ノ誓書壹通ヲ賜リタリ、此書紙ノ外廓ニ金泥ノ花形有

テ、其中ニ異文字ニテ書入タリ、是ヲ金札ト云習セリ、右ノ妻女長崎ニ誘引シ來リ、女子壹人出生ス、然處寛永十三年、日本ヨリ異國渡海一切嚴禁タル旨被仰出レタリ、依之此後廣南國トノ通路永ク斷絕シ、妻女モ是非ナク長崎ニテ一生ヲ終レリ、右ノ金札、又ハ妻女手馴タル廣南製作ノ器物等、今以其子孫持傳之、

〔外蕃通書十二安南國書〕天南國大尉瑞國公曉示客商書書翰屏風

天南國欽差雄義營副都將行下順化廣南等處大尉瑞國公、爲曉示日本國客商事、蓋聞爲國九經一曰、柔遠人、吾於上年、見日本國商人有船參艘遠來吾國販賣、吾以恩撫之、厚燕待之、欲存信義、使彼自感吾德也、彼等乃自逞惡横行國中、虜掠福建商人貨財、刼奸傍近居民婦女、傲物肆志、越法乖常、吾使人以義諭之、欲其改過遷善、彼乃弗遵吾命、願自決戰、吾不得已加以兵威、非貪彼等貨利也、惡其無禮也、茲爾等亦日本富商大賈、再就販賣、欲得方物大物、爾等忽遇艱屯、吾見之、於中心有戚々焉、吾當嚴戒國人、勿爲侵掠、爾等各自謹守所存財物、再整船艘、待順風時、回爾本國、以存吾恩信、愼勿疑惧、曉辭所至、爾等咸使聞知、須至曉示者、

弘定柒年〇我慶長十一年肆月拾五日

曉示押

〔朝鮮通交大紀五〕一元和元年乙卯正月初三、公〇宗義智捐館有、兩國和好のこと、公其勞有しといふを以て、彼國万松院圖書を送り、歲一船を約し、その祭奠を助く、後寛永二年乙丑、始て万松使船を遣られたり、

〔御當家令條十八〕急度申入候、伴天連門徒之儀、堅御停止之旨、先年相國樣〇德川秀忠被仰出候上者、彌被得其意、下々百姓以下至迄、彼宗門無之樣ニ可被入御念候、將又黑船いぎりす船之儀、右之宗體に候間、御領分著岸候共、長崎平戶江被遣之、御領內に而商賣不仕候樣尤候、此旨依上意如此候、恐

恐、

元和二年八月八日　安對馬　土大炊　酒備後　本上野　酒雅樂

追而唐船之義者、何方江著候とも、船主次第賣買可仕旨被仰出候、以上、

〔外蕃通書十三安南國書〕本多正純土井利勝與交趾船本彌七郎制令條載令

自日本到交趾國渡海之諸商人、可爲船本彌七郎計、付於交趾非法之輩在之者、屋形次第可被成敗者也、

右相背者於有之者、歸朝之刻随言上、曲事可被仰付旨、執達如件、

元和四年戊午十月十二日　土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

船本彌七郎

〔續昆陽漫錄一〕安南

安南總鎭營の書、及び清都王の令旨の寫をみれば、我國の商人安南へ往きて賣買をなしたりとみゆ、その書斯の如し、

安南總鎭營爲繳報事、茲有船主間小左衞門、有中銷一件、已准買應用、爲此繳來本國、所該等員人驗實並停勾擾、茲繳、

印

永祚十年正月二十六日　永祚は、安南の年號なるべし、

繳　弦　此二字押字とみゆ

元帥統國政清都王令旨、日本國義客彌右衞門、許匝年裝載各貴物、就安南國赴京、拜稟置賣、以通南國交易貨財、副其恩義、茲令、

永祚六年○我寛永元年五月

令旨

□　朱印

〔十三朝紀聞 一 後水尾〕寛永十二年七月、幕府令長崎、禁交趾、占城、呂宋、阿媽港等船入互市、先是諸外船隨便泊西海諸津、至是以嚴禁邪蘇敎停之、

〔折たく柴の記 下〕大名並に商人どもの、御朱印を申請ふて、外國におもむき商せし事ありしも、寛永十二年にぞ停止せられける、

〔長崎夜話草 一〕異國渡海禁止之事

黑船停止の前より、耶蘇の敎へ正法にあらざる事を、公けの御いぶかりにて、日本の人、妄りに異國へ渡海の事、いかなる災ひもやとて、寛永十二乙亥の年、日本異國渡海の船、御停止おほせ出されぬ、是より長崎より御免許の御朱印給はりて、年々異國へ渡海せし船も留りぬ、長崎より渡海の船五艘は、末次氏二艘、舟木氏一艘、荒木一艘、糸屋一艘なり、泉州堺伊豫屋船一艘、京都船三艘は、茶屋、角倉、伏見屋なり、三所の船合て九艘の外、他所よりは渡海なし、いづれも皆長崎にて唐船造りの大船に作りて、皆長崎の津より出帆す、此時も大明には往事なし、東京、交趾、塔伽沙古、呂宋、亞媽港、東埔寨、暹羅等の外國へ往來せしなり、唐土には倭寇とて、明朝の初より日本の船を甚禁制せしゆへに、大内義隆よりの勘合船の外には、曾て唐土海邊の湊に、日本の船到る事堅き制禁にて、往たる船なし、此故に皆外國へ往來せしを、世俗唐渡りと號せり、長崎より渡海せし人、近き比まで存命なりしも多かりし、

〔糸割符御由緒〕糸割符ノ義ハ、慶長年中御定被成下候、其御定ヨリ以前ハ、外國へ罷越候商人共、日本ヨリ船仕立、金銀積入、銘々存寄ノ外國へ渡海仕、代物買取、歸帆賣得仕候、然ル處渡海人年々多、

御停止ノ鐵砲兵具等洩持越、第一御製禁ノ耶蘇宗門追々傳來候事共ニ付、大御所樣〇德川家康ヘ奉申上候御比ヨリ、嚴敷被仰付、猥ニ出船難仕御座候ヲ、御由緒有之者共、御朱印頂戴ノ上、渡海外國商賣仕候、此御朱印糸割符人ノ內、今以奉所持候、慶長九辰年御定ノ節モ、右御朱印前以被成置候筋目ノ者共、初テ糸年寄役奉蒙仰候、日本商人渡海ノ義ハ、長崎新港御取立以後御停止被仰出候、一慶長年中長崎御公領ニ相成、新港御取立、異國來船入津仕コトニ相成候テモ、商人ノ作法不相定、異國船商賣際取、滯船永ク迷惑仕候旨願出候ニ付、積戻候テハ重テ積來申間敷候間、買取候樣、大權現樣御思召ニ付、長崎御奉行小笠原一庵樣ヲ以テ被仰出、割符人共不殘買取、異國船共歸帆仕候、其翌年又々糸大分ニ持來、下直ニ賣候故、前年上意ニテ買取候者共、多分損銀仕候間、此者ニ限リ利分有之候樣ニ直段ヲ立、去年之買高ニ割符買取候樣被爲仰付、此度ノ上意自ラ糸割符御定ノ基ニ罷成、其格ヲ以、年々此者共買受申候、然ル處長崎表ヘ諸國ヨリ入込候者多、外國商人モ代物直段難相定候故、是迄異國商賣願立相勤、勿論元來御由緒有之者共被召出、慶長九辰年五月三日、於伏見御城始テ糸割符御奉書奉頂戴候、寫左ニ記之候、

黑船著岸之時、定置年寄共、糸ノ直イタサヽル以前ニ、諸國商人長崎ヘ不可入候、糸ノ直相定候上ハ、萬望次第致商賣可者也、

慶長九年五月三日　本多上野介在判
板倉伊賀守在判

右御奉書ハ、長崎高木作右衞門殿方ニ預有之候、
但作右衞門殿、其砌長崎糸年寄ニテ御座候、
右之節御定ノ題糸高
京　百九　堺　百貳拾九　長崎　百九

三ヶ所合三百貳拾九　但壹丸五拾斤入、壹斤量目百六拾目、

一寛永年中、江戸大坂ヘ糸割符被仰付、五ヶ所ニ相改候、御定ノ題糸高、

御定糸　京題糸　百丸　堺題糸　百貳拾丸　江戸題糸　百丸　大坂題糸　五拾丸　長崎題糸　百丸

五ヶ所合四百七拾九　但壹丸五拾斤入、壹斤量目百六拾目、

右被下置候題糸ト申義ハ、唐阿蘭陀ヨリ糸高何程多持渡候テモ、個所々々ヘ不殘題糸ニ割符被下置候御事ニ御座候、

一天川船唐船白糸黃糸小黃糸ノ外、扑黃糸、片ヨリ糸、飛紗綾、縮緬、其外糸織物分、悉割符方ヘ被下置、配分仕、此節大割符ト稱申候、寛永九申年ヨリ織物ノ類ハ不被下置、糸類計被仰付、

一長崎新港御取立前後、割符ノ者共、乍恐御下知ヲ奉請、隨分相働キ出精仕候テ、入船勝手宜、何程荷物持來候テモ無滯買取、糸割符人御定モ相定候ニ付、異國船共、段々代物多持來、追々御作法備リ、發旦御思召ノ通、長崎表御草創御成就ニテ、永々和漢交易ノ港ニ相成申候、尤慶長拾巳年、又聯敷諸色持來候故、割符方商人共ニ金銀手支、商賣可及延引ニ付、糸千丸御買上ニ相成、小笠原一庵樣、長谷川波右衛門樣、御持登、右ノ糸千丸共、伏見御城ヘ納申候、

一長崎御開發以後、年々御作法相定候ヘ共、商人共諸國ヨリ入込義故、兎角一致不仕、間々我意ノ義多ク御座候處、乍恐長崎交易根本ノ割符方ノ義ニ御座候ニ付、右御奉書ヲ以テ、糸年寄共御定被成下、每年罷下リ、異國船著岸ノ節ハ、壹人宛船々ヘ乘入候テ、御停止ノ荷物相改、積荷見屆候上、商賣被仰付候御撿使ヘ、五ヶ所糸年寄共立合、諸商人共支配仕、異國交易、當時迄仕法相定申候、依之バ所々ニヨリ、每年糸年寄ドモ壹人宛交代、長崎ヘ相詰、受拂役、糸端物藥種荒物目利役ノ者共召連在勤仕候、且又中興迄ニ糸元直段相濟不申內ハ、長崎入口ヘ諸商人不可入トノ札相立置キ、

糸直段相濟候段、御役所へ御屆申上、右□札候上、商人共追々長崎へ入來リ、夫ヨリ諸色入札商賣被仰付候、

一阿蘭陀人平戸ヨリ長崎へ入津以來、出嶋屋敷表門番所一方ハ、四ケ所割符方ヨリ勤番仕候、

一往古異國渡海御朱印頂戴ノ前後、御由緒幷御奉公ノ品、銘々申傳候義、種々御座候へ共、恐多難奉書記候、其内一統ニ申傳候ハ、大坂御陣ノ節、八幡ノ下星田ニテ、長谷川左兵衞樣御取次ヲ以テ、大權現樣〇德川家康御目通へ度々罷出、難有奉蒙上意、御陣場へ相詰、諸物運送ノ用、或ハ國々へ徘徊仕、實否ノ說々奉注進、又ハ銘々働ヲ以、金銀俵數、幷御入用ノ品々奉差上候、此古格ヲ以テ、其后嶋原一揆御成敗ノ節、長崎御奉行所ヨリ被仰付、割符ノ者相働キ、幅三拾間、渡リ一里ノ間ニ、陸地同前ニ船橋修造仕候、

一元和年中、台德院樣〇德川秀忠御代、糸割符ノ義、私ニ相究候事モ有之哉ト、松平右衞門大夫樣ヲ以テ、長谷川左衞門樣へ御尋被爲成候處、於伏見御城、大御所樣御前ニテ被爲下置候糸割符品々、委細御定書ノ御帳、奉書紙橫折クワンゼヨリニテ綴候ヲ差上候、右御吟味被爲成候ニ、綴目ノ印形本多佐渡守樣、筆者ハ杉浦內藏樣ニ無紛、慥成御定書差上、被爲聞召屆候段、右衞門大夫樣ヲ以テ被爲仰出、糸割符ノ義彌相續被成下候、〇中略

右之通御座候、以上、

午二月　　糸年寄

〔糸亂記〕〔一〕十人之者伏見へ參ル事

ヲモワヌ風ニ梶ヲ絕、行へモシラズノリメグリテ、黑船一艘長崎ノ地ニ著ヌ、サレドモ金銀イマノゴトク澤山ナラネバ、積來ル白糸買手ナク、兩年マデコソ逗留シヌ、此船ノ紅毛、一庵老へ御願ヒ申セシコソコトワリナレ、日本ヲ賴ミ、ハル〴〵ノ遠國ヨリアキナヒニマイリ候テ、積ミ戾リ

申ス事、中々迷惑ニ存奉ル、何トゾ長崎商人中ヘ買取リ申スヤウニ、仰付サセラレ下サレカシト申ルヲ、一庵老聞トゞケラレ、權現樣ヘゾ申上ラレヌ、其頃權現樣ハ伏見ニ御座ナサレシニ、堺ヘ御下地アツテ、○中略彼黑船ノ荷物ドモ買取、早速出船イタサスベシト仰下サレケレバ、宗岸時ノ上坐ナレバ、ヲツ取テ御返答申上テ、タトヘ身命ノ儀ヲ仰セ下サルヽトモ、タレカイナミ奉ルベキ、マシテ我々ガ業トナス所ノ商ヒ、イトヤスキ御コトニ候、近日用意仕リ候テ、黑船ヲ出船イタサセ申ベキ旨ヲ申サレケレバ、同候ノ大小名モ、早速御受イタシカヌベキト存ゼラレシニ、心ヨク申上シカバ、權現樣御氣色ウルワシク、カナラズ日本ニヒケヲトラスナヨト仰アリシゾアリガタシ、

十人之者御奉書ヲ得ル事

斯テ十人ノモノドモハ、肥前ノ國長崎ニイタレバ、京都ノ者モウラヤマシキトテサシ加ハリ、長崎地下人ト申合セ、コト〴〵ク荷物ヲ買取テ、黑船歸帆セシカバ、今ハ何ノ用モナキニ、ウロ〳〵ト此所ニ居ベキヤウナシ、早ク上ヘ此ヨシ申上ベシトテ、伏見ヘマカリノボリテ、右ノ趣キ言上イタシ奉レバ、コトノ外御感成サセラレ、其上ニテ何事ナリトモ願奉リ候樣ニト、御上意ヲ得奉レバ、家ノ面目世ノ聞ヘ、ウレシキトモ中々ニ十人ノ者ドモガ心ノ內、ヲシハカリテゾシラレケル、コレニヨッテ白糸割符ノ儀願上奉リシニ、則御奉書ヲゾ頂戴シヌ、其御奉書ノ文ニ曰ク、

黑船着岸之時、定メ置年寄ドモ、糸ノ子イタサルヽ以前ニ、諸商人長崎ヘ入ルベカラズ候、糸ノ子相定候上者、萬望次第商賣イタス可者也、

慶長九年五月三日　本多上野介判　板倉伊賀守判

サレバ此御奉書ハ、長崎高木作右衞門預リ居ル所ニ、長崎ノ御奉行竹中釆女殿、割符ノ義御止アルベキヨシニヨリ、右ノ段々申入レ、其上御奉書ヲモ御目ニカケシカバ、御合點ナサレ候テ、コレハ奉行所ニアルベキ者ナリ、御役所ニ納ムベシトアリシカバ、堺年寄十人ノ名跡ヲ書付納メ奉

リヌ、

御代々御奉書ノ事

サレバ台德院樣〇德川秀忠御代迄ハ、堺京長崎ノ三所ノミ糸坐ニテアリシニ、德分アルゴトク聞テ、所々コレヲ望ミヌレド、筋ナキコトヽテ御取上モナカリケリ、中ニモ武州江戸ノモノハ、將軍家御居城ノ町人ナレバトテ、寛永八年未ノトシニ、始メテクワヘサセ玉フテ、四ケ所割符トナサレ、御奉書ヲナシ下サレケル、題ニ曰ク、

一白糸百貳拾丸　堺　一白糸百丸　京　一白糸五拾丸　江戸　一白糸百丸

長崎

右ハ大明ヨリ來リヌル糸ノ多少ニヨリ、年々其高ニ割符候ヌ、

一六拾丸　呉服所

白糸ノ外ニ黃糸、片ヨリ糸、白紗綾、白縮緬、白綸子等モ、四ケ所割符ニ下シ給ワリ、右糸ノ割ニハ配分シタリケル、コヽニ攝州難波ノ津ハ、豊臣秀頼公落城ノ後ハ、御當家ノ御譜代家御城代御城番トシテ、昔ヨリハ繁昌日ニ增テ、彼ノ武藏ノ御居城ト雌雄ヲナスコト、洛陽長安ノゴトシ、然ルニヨッテ大坂ノ者ドモ、御江戸ノ御訴訟カナヒテ長崎ヘ下ルト聞ヨリ、彌々浦山敷ク思ヒ、川崎屋宗言、淀屋古庵兩人ヨリ、態々手代ドモヲサシ下シ、四ケ所ヘ割符ヲ拜領イタサルヽニ、大坂バカリ拜領イタサヾルコト、御殘リ多ク存ジ奉ル、御江戸加ハッテ御座候故ニ、來年ハ御訴訟申上ベク候、竹中釆女殿ヘハ、ツテコレナク候間、其許深入老ヲ賴ミ申トテ、書狀ヲコマ〲ト認メテ下シケレバ、深入コレヲ釆女殿ノ御家老ヘ披露ス、家老中釆女殿御目ニ掛ケレバ、來年江戸ニ於テ御訴訟申上バ、相カナヒ申ベキヤウニ思召ルヽ條、今度大坂ノ町年寄ヨリ、ワザ〲手代ヲサシ下ス所、其上白糸モ多クコレアリ、御指圖ナサルヽニテハナケレドモ、深入肝煎仕リテ、白糸貳拾

丸バカリ遣シ候ヘカシト、采女殿御言葉ノソワリシマヽ、白糸貳拾丸ヲ大坂ノ者ニ遣シヌ、明ル申ノトシ〇寛永九年大坂ノ御訴訟相カナヒテ、五ケ所割符ニゾナサレケル、御奉書ノ題ニ曰ク、

一白糸百貳拾丸 堺　一白糸百丸 京　一五拾丸 江戸　一三拾丸 大坂

一白糸百丸 長崎

右ハ大明ヨリ糸ノ參リ候多少ニヨリ、其年ノ高ニ割符申候、

一六拾丸 呉服所

此年黃糸卷物ノ類ハ、御奉行竹中采女殿御トメナサレケルトカヤ、寛永十年酉江戸ヨリ遙々ノ遠國ヘ下リ、大坂ヨリハ堺ノ四步一ニテハ、少分ニ御座候ト、御斷リノ願度々ニテ、曾我又左衞門殿御奉行ノトキ、御奉書ヲナシ下サレシ題ニ曰ク、

一白糸百貳拾丸 堺　一白糸百丸 京　一白糸百丸 江戸　一白糸五拾丸 大坂　一白糸百丸 長崎

右ハ例年ノゴトク、大明ヨリ來ル糸ノ多少ニヨリ、其年々高ニ割符申候ナリ、

一白糸六拾丸 呉服所　一白糸拾貳丸半 筑前博多　一白糸五丸 筑後　一白糸五丸 肥前　一白糸貳丸半 對馬　一白糸壹丸半 小倉

此外ニ三丸下關木工隼人兩人ヘ遣シケルハ、御奉書ニコレナシト雖モ、五ケ所年寄諸商人ノ宿タレバ、內證ニテ遣シヤルコト例年ノゴトシ、爰ニ大猷院樣〇德川家光ノ御治世寛永十二年ニ、ヲモワズモ御闕所ノ白糸アリシニ、白糸ノ分ハ割符ニ下サルト、御奉行曾我丹波守殿、今村傳四郎殿仰渡サレケレバ、五ケ所ノモノニハ、ヲモワザル德ツキテ、ヨロコビ合コソ道理ナレ、

阿蘭陀船長崎ヘ入津ノ事

西國ガタ所々港ノヨロシキニハ、國々ノ廻船入津シヌ、中ニモ肥前國松浦ノ郷平戶ノ浦ハ、代々

渡邊黨ノ領知ニシテ、彼松浦黨コレナリ、其頃ハ松浦肥前守殿トテ六萬石ノ御身代、其浦ノテイハ、譬ヘバ竈ノゴトク懷弘シ、併シメグレル高山アレバ、海ノ深キコト知ヌベシ、入口ニ兒嶋ノ山アリ、ミナモロコシノ異木ヲ植テ茂盛シヌレバ、彼福州漳州ニ至レル心地ゾスル其名ヲ九六嶋トイフ、阿蘭陀モ黒船類ナレバ、毎年此所ニ入津シテ、其頃ハ平戸商人長崎商人トテフタシナニゾアリケル、高石道句京長崎ノ人々ニ向ヒテ申スヤウハ、昔シ、我等ドモノ親宗岸ヲ始メ、十人ノ者何モカタノ先祖ノ力ヲカリテ、黒船ニ歸帆サセシ御褒美トシテ、此白糸割符ヲ御免アリシコトナレバ、人々我々ノ子孫ヨリ外ニ、新加ノアルベキ道理ナラヌニ、近年江戸大坂ノ兩所加ハリ、割方スデニ減ジヌ、此カワリニ成ベキコトヤアルト、思案イタシミルニ、彼平戸ニ入リ來ル阿蘭陀ヲ當長崎ヘ入シメ、白糸割符ニ申ナサバ、イカヾアラント申サルヽ、京長崎ノ人々割符ノコトハ、トカク堺ノ下知次第ト、一言トヾムル人モナシ、タレヲカ御江戸ヘ下スベキトアリシニ、タレカレト申サンヨリ、材木屋道二ノ子加兵衞則宗トテ、道句ガ甥ナリシガ、此人コソト申スルニ、マダ十八ノ角前髮、急ギ男トナシテ、御訴訟ニコソ下シケル、寛永十八年ニ、御上使トシテ井上筑後守殿平戸ニ至リ給フニ、其結構ナル黒船ドモノカマヘ、金ノ網ヲハリ、テ色々ノ鳥ヲ飼ヒ置、珊瑚瑪瑙ノ玉ノ床、善ツクシ美ツクシタルヲゴリヲニクミ給ヒテ、長刀ヲミヅカラヒラメカシテ、金ノ鋼ヲキリハラヒ、玉ノ床長刀ノイシヅキニテ打クダキ、夫レヨリ長崎ヘイリ玉ヒ、井上筑後守殿、御奉行馬場三郎左衞門殿、柘植平右衞門殿ノ御三人、七月五日ニ御寄合アッテ、五ケ所ノ割符年寄ドモ御召アッテ、平戸入津ノ阿蘭陀船長崎ヘ仰付ラレ、白糸割符ニ下サルヽコトヽナリ、此年ヨリモ白糸ヲ十丸ヅヽ平戸ヘコソハ遣シヌ、其時分ハ糸年寄ノ子タリト雖モ、三拾歲ニナラザレバ、年寄役ニハナサヾルニ、此度ノ御訴訟早速相叶ヒタル褒美トテ、例ヲソムイテ、十八歲ニテ材木屋加兵衞ハ父道二ノゴトク、年寄役ヲツトメケルコソ目出タケレ、

〔長崎港草 五〕糸割符始之話

糸割符ノ始リハ慶長八年ナリ、其比黒船年ゴトニ來リ、白糸殊ニ夥シク積乘セ來リシニ、世中質朴ニシテ、諸人未衣服ノ美ヲ不好ニヨリ、買トル者スクナキ故、諸國ノ商人ニコレヲ勸ムレドモ承引セズ、船ヲ日本ニトヾムル事二年アマリ、蠻人今ハセン方ナク、奉行所ニ訴ヘ出テ曰、我々萬里ノ波濤ヲ凌ギ、日本ノ地ニ來リ、交易ヲ不遂シテ空シク積カヘリ候コト、莫大ノ損失ニテ候、願ハクハ御慈悲ヲ以、御下知ヲ加ヘラレ、商人等ヘ御買セ可被下之趣、再三嘆訴ニ及ビケレバ、奉行所モ默止ガタク思召ケルニヤ、此旨江府ヘ言上アリ、其後關東ヨリノ命アリテ、諸國ノ商人ドモヘ御觸アリ、夫々ノ分限ニ應ジ買取ルベキノ由、仰出サルニヨリテ、京堺或ハ近國ノ商人、長崎ヘ有合者トモ割符シテ相調フ、黒船悦ビ歸帆シヌ、然ルニ翌年又白糸大分積乘セ來リシカバ、元相求メシ商人等、未ナカバヲモ捌ザリシニ、以ノ外下直ニナルニ付、損失多ク、可致樣ナカリシカバ、訴狀ヲ捧テ申上ケルハ、去年之糸未不捌ウチニ、今年大分持渡リ、上方俄ニ下直ニナリ、身上難續候、依之今年ノ糸悉ク相對ニ御買セ下サルベキ旨奉願シカバ、則聞召屆ラレ割符セシムベキ旨仰付ラレケルトナリ、則割符ノ高如左、

白糸百丸京　百廿丸堺　百丸長崎　六十丸呉服所五人ナリ

右呉服五人ハ後藤縫殿廿丸、茶屋四郎次郎八丸、茶屋長固八丸、龜屋正兵衞八丸、三嶋屋祐德八丸、上柳彥兵衞八丸、以上六十丸也、○中略

其後寬永八未年、台德院樣○德川秀忠ノ御代ニ、江戸大坂ニ初テ割符御赦免ニテ、五ケ所割符トナル、白糸五十丸江戸、三十丸大坂、此年白糸スクナキ故ニ、黃糸、片ヨリ糸、白砂綾、白縮緬、綸子等ヲ割符ニ取リ、翌年ヨリ白糸一色ニナル、

仝十八年、大猷院樣○德川家光御代ニ、江戸大坂ヨリ致訴訟候ニ付、五十丸江戸ヘ、廿丸大坂ヘ加増ア

リテ、百九五十九トナル、此時糸割符極ル處如左、

白糸百丸　京　百廿九　堺　百丸　長崎　百丸　江戸　五十九　大坂

六十九　呉服所五人　廿六丸之内　十二丸筑前博多　五丸筑後　五丸肥前　二丸半對馬　十丸平戸

平戸十丸割符ノコトハ、寛永十八年七月五日、井上筑後守上使トシテ下著アリ、仰渡サルヽハ、平戸ニ年々阿蘭陀令著岸、商賣ノ餘計ヲ以致渡世處ニ、阿蘭陀長崎ヘ引越テ後ハ難儀致スベシ、依之御憐愍ノ上、割符拜領仰付ラルヽノ間、五ヶ所仲ヶ間ヨリ、十丸割符仰付ラルトナリ、此時ニ仰付ラルヽハ、阿蘭陀積渡ル白糸モ、先年阿媽港船白糸之通、五ヶ所割符仲ヶ間ニ御買セナサルベキ旨仰渡サルトナリ、

〔堺市尹書留（朝野舊聞裒稿所引）〕權現樣御代、長崎江黑船著岸之節、荷物賣拂之儀成兼候に付、長崎江罷下候商人共、不殘買取候樣被仰出、商人之內、頭人無之而者相調間敷旨に而、伏見於御城、年割符年寄被仰付候、其節堺糸年寄大分買取候ニ付、京長崎之割方より、堺計江貳割增被下候、伏見於御城被仰付候、堺糸年寄筋目之者拾人左之通、

伊丹屋道弟　伊豫屋良千　高石屋宗岸　奈良屋道汐　小山良觀

芝辻道意　成尾屋宗化　具足屋宗據　安井道二　阿知子宗實

〔呉服師由緒書〕高現米貳百石　呉服師　茶屋四郎次郎〇中略

一權現樣御仕置被仰出候御時節、茶屋又四郎清次不相替御側相詰、諸事御用等も奉勤仕候、長崎御用長谷川左兵衛江被仰付候砌、切支丹宗門御改ニ付、又四郎儀も付副罷越、右之御用相勤候、折節糸類之商船入津仕候ニ付、右糸類之儀者、絹布之元ニ而御座候得者、唐人之方より下直ニ買取候者、世間之商賣クツロギ可申旨申上候付、仲ヶ間を拵、商人共江直段安ク買取候樣ニと被爲仰

付、糸割之儀も此節より治定仕候、此節長崎江往來之儀、慶長十二年より同十九年迄八ヶ年間、每年罷下ニ付、御役人方御大名方より書狀到來、今ニ所持仕候、其上交趾國渡海之儀被仰付、御朱印頂戴仕、四郎次郎延宗代迄渡海仕候ニ付、年々安南國王より書翰到來仕、今に所持仕候、其以後日本人渡海之儀御停止罷成、右御朱印岡野孫九郎江指上申候、〇中略

以上　　茶屋四郎次郎

〔全堺詳志中〕長崎ニテ唐商スル者、糸割符ト云コトアリ、慶長九年於伏見城公命アリ、京堺長崎ノ年寄ヲ御召ナサレ、御奉書ヲ頂戴シ、所々ニ於テ、商人共其配分ノ料ヲ定メラル、御奉書ハ今長崎ニアリ、其糸料ハ堺殊ニ多シ、寬永八年ニ至テ、江戶大坂幷ニ諸國ニモ撰アリテ下シ給ハル、明曆元年ニ故アリテ割符破却セラル、其後寬文十二年、貨物市法ト云コト始ル、其トキ堺貨物人二百六十七人、貨物買高總計二千九百卌四貫目餘ナリ、十三年相續、亦相止ラル、貞享二丑歲再ビ糸割符ヲ下シ給フ、然レドモ諸ノ格式遂テ移リ變ズ、

〔糸亂記一〕割符御停止ノ事

割符停止アルベキヨシ、ヨリ〳〵上々ニ御沙汰アリケルヲ知ラザリケン、明曆元年未ノ頃ホヒ、五ヶ所割符人ヨリ、近年唐人積渡候秋糸ハ少々渡シ、春ニ至リ多ク渡候事、五ヶ所中間ノ者ドモ、秋糸ニテ子アヒ定、春糸ハ同ジ子ニイタシ取候ユヘ、大分ノ損仕候テ、中間ツブレ申候、近年ケ樣ニ唐人仕候ハ、大明ノ商ヒ國姓爺一人ノ商ニマカリナリ候テ、秋ハ少ク渡シテ、其代高ク定サセ、春多ク渡スコト、コレ日本ノ商ハ樣子存ゼシ故ニテ候、當年ヨリハ糸ノ子、時々ニ相定申度候ト願上奉リケレバ、存モヨラズ、數年御厚恩ヲ得候處、今利潤申候トテ、御停止ニコソ仰付サセラレケル、此年ノ跡船白糸貳千七百貳拾三丸半九斤トイフモノハ、午ノ年〇承應三年ノ直段ニテ、御公儀樣ヘゾ召上サセ玉ヘバ、キノフマデモ町人ノ中ニ、由緖ノ者トテ人ノヲモイ入レモヨカリシニ、

今日ハイツシカ座頭ノ杖ナキ心地ゾセシトカヤ、

貨物初リ之事

斯テ長崎ノ御奉行牛込忠左衛門殿、寛文拾貳年ニ長崎安禪寺トイヘル所ニ、東照大權現樣ノ宮御建立マシマシテ、諸色貨物五ケ所ト仰上ラレケレバ、以前ノ割符人モ、此中ニ入ルコト上々ニモ思召レ、初メテ貨物ノ義仰付サセラレケレバ、御訴訟申セシ江戸詰ノ者ハ悦ヲナシテ國々ヘカヘリクルニ、サハナクシテ、以前割符取候モノニハ下サレヌ事トナリテ、國々ノ諸商人持下リシ銀子ノ多少ヲ題トシテ、頂戴申スコトヽナリヌレバ、五ケ所ノ割符人ハアキレ興ヲゾサマシケル、貨物ノ年寄トテ、堺ヨリハ錫屋道甫、伊丹屋宗介ヲゾナサレケル、其後カハリテ阿賀屋九郎右衛門、伊丹屋六左衛門トイフ人コソハナサレケル、

〔長崎港草五〕糸割符破之話

夫ヨリ十五年後、明暦元未年、白糸割符破レトナル、其時ノ奉行ハ甲斐庄喜右衛門、唐船渡海ノ儀ハ、春秋二度ニ定マリ、年ゴトニ商賣シケルニ、五ケ所ノ商人ドモ、心ノマヽニ直段ヲ付ケ、下直ニ買取ル故ニ利潤多シ、然ルニ唐人ドモハ、商賣ニ功ヲ得、所詮春船ニ積渡ル白糸ノ直段ヲ立、秋船ノ直ト究ムルニ依テ、春船ニハ白糸僅カニ持渡リ商賣ス、然ルニ五ケ所ノ商人、彼ガ巧ヲ不知シテ、高直ニトリテモ僅ノコトヽ思ヒ、進ンデ買トリヌ、彼モトヨリ巧ミテノ事ナレバ、秋船ニ白糸ノ高十三萬千六百斤餘積渡ル、此時割符仲ケ間ノ者、買取ルベキ評議ナリシカドモ、其價春船ノ直段ニ應ゼザレバ之ヲ買ズ、去ルニ依テ春ノ直段ニ買取レバ、莫大ノ損失アランコトヲ恐レ、如何トモスベキヤウナシ、止事ヲ不得、此段訴ヘ出ケルニ、則江府ニ言上アリ、其後上意アリテ仰渡サルヽハ、大利ヲ貪リ、私慾ヲ構ヘ、定メ置ルヽ五十日ノ日限モ相延ビ、唐船歸帆遲滯セシムル條不屆ナリト、其科ニ因テ自今割符相止ラルベシトテ、大坂御藏所ヨリ、糸代トシテ銀五千五百貫

日差下サル、其奉行トシテ竹嶋七郎右衞門、中根仁左衞門、坪田藤右衞門被差添、此銀於長崎末次平藏預之唐人ニ渡ス、右ノ糸二千百廿二丸ハ於出嶋荷造イタシ、千三百六十一丸ハ大坂ヘ差上セラレ、相殘ル處ハ長崎乙名組頭、幷ニ地下諸國ノ商人分限ニ應ジ、元直段ニテ仰付ラル、如此召上ラレ、白糸漸ク拂底ニナリ、利潤モ還テ多カリシト也、地下ノ者ドモヘ仰付ラレタル白糸賣立、此代銀京都ヘ上セ、常是包ニシ、極月十五日、大坂御藏上納、コレヨリ白糸モ諸貨物ト同ク、相對商賣トナル、

〔敎令類纂初集百一〕寛永六己丑年三月廿九日

覺

一十二年已前より、吳服師共江相渡候糸者、百六十四丸餘者、向後相止候間、其段可被申渡候、尤御買上之直段相應ニ可被下候間、遂吟味可被伺候、古來より吳服師六人ニ渡來候分者、前々之通被下候間、可被得其意候、此段長崎奉行へも申達候、以上、

三月

右者三月廿九日、御納戸頭へ申渡之、

〔糸亂記二〕白糸割符中興ノ事

誠ニ黄蝶ノサトシイタヅラナラズ、將軍家ノ御政道前代ニモ越ヘ、末代ニモアルマジ、〇中略爰ニ又肥前ノ國長崎ノ貨物割符ノ義ヲ御僉義アレバ、牛込忠左衞門殿ノ僞リ忽チ顯レ、權現樣ノ御免アリシ割符ノ義コソアルベキ事ナレトテ、貞享元年子ノ極月廿八日ニ、貨物御停止遊バサルルト、江戸ノ町々ヘ御觸アリテ、貞享二年丑ノ正月十日ニ、白糸割符ノ御奉書、長崎ニコソハ到來シヌ、其時ノ題ニモ、

一白糸百弐拾丸　堺　一白糸百丸　京　一白糸百丸　江戸　一白糸五拾丸

右ハ大明ヨリ來リ候糸ノ多少ニヨリ、其年ノ高ニ割付ルナリ、

大坂　一白糸百丸　長崎
一白糸六拾丸　呉服所　一白糸拾貳丸半　筑前博多　一白糸五丸　筑後　一
白糸五丸　肥前　一白糸二丸半　對馬　一白糸壹丸半　小倉　一白糸拾丸
平戸

〔長崎港草五〕糸割符再興ノ話

明暦元年ヨリ貞享元年マデ三十年ノ間、割符絶タリシニ、貞享二年、異國商賣銀高ノ御定アリテ、糸割符ノコトモ古シヘニ準ゼラレ、白糸ノ分ハ五ケ所割符仰付ラル、然ルニ長崎ヨリ阿蘭陀持渡リノ黄糸、長崎中ニ仰付ラルベキ旨願出ルニヨリ、白糸黄糸下糸トモニ五ケ所割符トナル、阿蘭陀方ハ銀高三歩一、割符ノ者ヘ仰付ラル、此時御奉書アリ、如左、

長崎にて唐船阿蘭陀商賣之儀、先規之通糸割符ニ仕、其外諸色ハ相對商賣可申付候、且又御制禁之品々、向後堅買取不申候樣可申付候、きりしたん宗門之儀、可入念之由被仰出之候者也、

子十二月廿六日

京都割符人七十六人　年々增減アリ
宿老四人　一人前銀廿貫目程　中老五人　一人前銀八貫目　大割符二人　一人前銀四貫目程　中割符廿八人　一人前銀三貫目程　下割符廿七人　一人前銀二貫目程
堺割符百廿六人
長崎下リ年寄三人　一人前銀二十貫目程　非番年寄八人　一人前銀十五貫目程　大割符四十二人　一人前銀三貫目程　中割符三十六人　一人前二貫五百目程　下割符三十七人　一人前銀壹貫百目程

江戸割符五十人

町年寄三人　一人前銀四貫目程　宿老二人　一人前銀十九貫三百目程　大割符四人　一人前銀十九貫八百目程　中割符廿三人　一人前銀五貫目程　下割符十八人　一人前銀三貫五百目程

大坂割符五十六人

下リ年寄二人　一人前銀十六貫五百目程　非番年寄二人　一人前銀五貫百目程　居年寄十四人　一人前銀五貫百目程　大割符二人　一人前銀壹貫八百目程　中割符一人前銀壹貫七百目程　下割符　一人前銀壹貫二百目程

長崎割符　本書闕之

長崎糸割符宿老

此時糸割符ノ時、長崎割符仲ケ間之内ヨリ、大割符取商人之内一人、町年寄差圖之者、江戸表ヘ年頭ノ御祝儀トシテ、獻上物差上御禮相勤ム、此例ヲ以、糸割符再興之時、御禮相勤者之詮議有之、折カラ市法商賣ノ時、浮銀ヲ以、糸被召上候時ニ、糸役人三人アリ、市法破レ、此役人ツブレ候故、幸此内二人糸宿老ト名付、二人隔年ニ江府拜禮相勤ム、宇野九郎兵衞、大塚三右衞門也、

糸割符五ケ所ニ極ル事

元祿十丁丑年十月ニ、白糸割符ノ高改メラル、糸ノ高千丸、呉服所ノ内三百丸御用物トナリ、七百丸御助成トナル、　百丸江戸　百丸京　百丸堺　五十丸大坂　百五十丸長崎　此外諸國之割符ハ皆除之、

〔京都御役所向大概覺書　六〕長崎糸割井糸面々株付之事

一常憲院樣御代、貞享二乙丑年五月、長崎奉行川口源左衞門、宮城監物在役中、古來之通、五ケ所糸

割賦被仰付候、〇中略

右中興割符被仰付候節、古來は糸割符白糸迄に候得共、向後は諸糸類不殘割符ニ買取候樣ニ被仰付候、然處同年八月御定、

唐人阿蘭陀元直段

銀九千貫目　御定高

内

六千貫目　唐人方　内貳千貫目糸代、貳千貫目端物代、貳千貫目藥種荒物代、

三千貫目　阿蘭陀方　内千貫目糸代、千貫目端物代、千貫目藥種荒物代、

一中興糸割符、貞享二乙丑年より元祿十丁丑年迄十三ヶ年連續、同年十一月、長崎諏訪下總守於役所、近藤備中守、丹羽遠江守立會、五ヶ所糸年寄共被召出、向後現糸割符ニ被仰付之旨被申渡候、

一元祿十一戊寅年ゟ、現糸割符御定之御割方、

現糸百丸　京　現糸百丸　堺　現糸百丸　江戸　現糸五拾丸　大坂　現糸百五拾丸　長崎

以上

現糸五百丸　五ヶ所

此糸高二万五千斤

但二百三十三丸は唐人方、白糸二百六十七丸は阿蘭陀ニ而、都合五百丸分被下之候、

外ニ

現糸千丸　呉服所中

此糸高五萬斤

内

三百丸ハ御納戸御用白糸　七百丸ハ呉服師中配分　但四百六拾七丸ハ唐人方白糸、二百三拾三丸ハ阿蘭陀糸

右呉服所中ゟ段々願上、五ヶ所題糸被召上、現糸ニ被仰付候由有之候、此外糸多持渡り候時は、長崎會所江買取、商賣筋ニ被仰付候、此節ゟ分國江被下候現糸三拾六丸半は、御停止被仰付候、

〔堺市尹書留朝野舊聞裒藁所引〕寶暦七年、堺糸割付人數合百廿五人、内糸年寄六人、

此糸高四千七百四斤、外に百五十斤ハ糸年寄長崎番役料、（古来二百五十斤の處、元文五年百斤を減じ、此代りとして長崎に於て銀壹貫目宛、總割付人より出す、）百四十六斤ハ請拂、并に糸目利人給料分、（元祿十一年割付減少より、此代りとして銀子を以て總割付人より出す、）合五千斤、

糸年寄六人　給料糸百五十斤銀七貫目

糸目利役二人　長崎下り番給料銀三貫目

筆者三人　給料一人ニ付銀五百目

總者三人　給料同斷

小使一人　給料銀二百五十目

筆者二人　市政總年寄役場兼帶ニ付給料銀八百九十目

小使一人　同斷給料銀六百目

〔安永七年大成武鑑〕五箇所絲割符年寄

京（富小路三條下ル丁）有木宗清　京（姉小路油小路西へ入丁）小野寺三郎右衛門　京（長者丁新丁西へ入丁）江原忠七　京（西洞院下立うり下ル町）宇野久四郎　堺（市之町はま）海部屋甚左衛門　堺（宿屋丁）小西次郎兵衛　堺（北村木丁）帶屋四郎兵衛　堺（小林寺丁）高志四郎左衛門　堺（両替丁）高三淸兵衛　堺（戎の丁中濱）益田治兵衛

江戸（本所四ツめ）宇野善右衛門　江戸（かんだとしま丁）山際七右衛門　大坂（天満ばし北づめ）中村左近右衛門

大坂本丁堺筋東へ入　吉文字屋三郎兵衛　大坂本丁筋谷丁角　渡邊又兵衛　大坂かいや丁三丁め　川崎屋治右衛門　長崎酒屋丁　村田伊右衛門　長崎東上丁　濱武源兵衛　長崎さくら丁　森與左衛門

〔慶應元年明細分限帳〕一糸割符方

宿老三人　銀一貫五百目　糸掛役三人　銀八十七匁　糸目利二人　銀一貫八百五十目

藏番五人　銀五百五十目　銀見三人　銀九十目　銀掛三人　銀七十二匁　同手傳二人　銀四十三匁　極印打二人　銀八十六匁　宿老付筆者六人　銀二百匁　同總代十人　銀百匁

五箇所會所筆者小頭二人　銀百五十匁　同家守一人　銀三百三十匁

同元締一人　銀三百三十匁　同札讀二人　銀四匁　同手傳四人　銀四十三匁

同小役三人　銀二百二十三匁　同日雇頭三人　銀九十目　同火消三十人　總合銀四百三十目

糸目利付筆者一人　銀七十二匁　同小使二人　銀六十目　同斤量手傳三人

銀三十目　同定雇小使一人　銀二百五十目

密貿易拔荷

〔折たく柴の記下〕長崎の地下人、交易の行はれざるがために、飢餓のもの多く、弱き者はかしこにとゞまる唐人と通じて、館中において私販の事あり、強き者はかしこを去りて、唐船を待ちて海上にして私販の事あり、外國の人も近年に及びては、定れる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の姦商を待ちて私販し、剰此ほどは、陸に上りて水を取り、木を伐り、漁船の網せし魚蝦、女童の拾ひし海藻等を奪取り、居民是を制すれば、戎器を執りてふせぎ、番船是に近づけば、火砲を發して劫す、此ほど阿蘭陀船の歸る時にも私販の事あり、此國の人かゝる事ありしは、未曾有の事なり、○中略定額の船○唐、阿蘭貿易船、といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物、交易する事をゆるされて、其餘の物どもをば殘荷物などいひけり、はるかの風浪を凌ぎ來りて、手をむなしくして歸らむ事も、多くの貨物を載せ來りて、利すくなくして歸らむ事も、其志

にあらねば、いかにもして積來りし物どものうれん事を謀り、我國の者も、領内の物を買得るには懸り物など云事を始て、其費用多く利分すくなければ、いかにもして積歸らむ物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり、(出買、仲買、ぬけ荷、ぬけ買など、種々の名目あり、)

〔長崎志 五〕拔荷沙汰之事

一唐船拔買之儀、以前は洋中に而數日漂ひ候內、夜に入拔買仕候樣及承候、夫ゟ追々御吟味も強く被成候得共、兎角密賣仕候もの間々在之由に御座候處、去年以來は、格別御嚴重に御吟味も在之故、不正之賣買仕候もの自訴等も仕、當時は右に携候もの無之由風聞仕候、唐物拔荷御法度之御書付は、町々乙名門々張置申候、

〔朝鮮通交大紀 七〕寬文七年丁未、同じき御宇(○靈元)朝鮮敬仁王八年、東武鈞命して、僞船の事を彼國に告しむ、從是さき筑前の商伊藤小左衞門といふ者、諸商と議り、僞船を朝鮮に通じ、鳥銃、刀劍、硫黃等の物を載せ去り、連りに潛商したりしに、彼國亦密に是に文引を給し、接待を許して、意を恣にして往來せしむ、甲辰年(○寬文四年)に至り、其事露われし故、小左衞門及び其黨類を捕へ、長崎にいたし究問し、各本土に送て其科に依、磔斬の典に被處たり、よりて我州(○對馬)に命じてこれを朝鮮に諭し、其通同の事を究しめられしに、彼禮曹參判曹漢英書を復せし略に、往者邊徼之事、未卽相報、以致來敎之先及、而曲爲推恕、不欲追咎於既往、喩以霜氷慮在杜漸於將來、實感永好之義、還切媿歎之心、肝鬲之要、豈不銘佩といひて、是を究問するの事なかりしゆへ、翌八年戊申六月、公(○宗義眞)再書を送り、其黨類を執へ、是を刑典に置くの事なく、且其文引なきの僞船を許し納れたりしの事を責られしかば、彼國禮曹參判南龍翼をして、書を復して其事を謝せし也、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判南龍翼奉復日本國對馬州太守平公閤下、耑使復至、帶得辱翰、且審啓居珍謐、慰沃良深、示諭事意、前書未能詳悉、致勤再問、彌增愧忸、往歲有船來泊我境、願賣硫黃、此是本邦之所不產、

曾前求貿、實貴州之所已知也、當其船到之初、未思印契之當驗、不加禁斷、實由疎漏、今承來教、雖恨靡及、本末如此、歸罪無所、此後嚴防、其敢少忽、業已申飭壃場、一意謹守、願以誠義相與之道、不容護前、而自外敢盡布之、惟執事之諒恕焉、時氣向寒、切冀毖重、不宜、戊申年九月日、

〔朝鮮通交大紀 七〕元祿二年己巳、此比彼國參貨の貿易を閉たりしを以て、公〇宗義眞書を禮曹に致し、その出し貿る事をもとめられたり、時禮曹參議姜世龜、我州〇對馬に復せし書あり、左に記す、

朝鮮國禮曹參議姜世龜、奉復日本國對馬州太守平公閤下、槎便帶書、具悉沖裕、慰沃良深、委示參貨一節、非不知辭意之懇至、而事有所決難強副者、人參雖產於我國、本來稀貴、曾前許採之時、則猶有餘儲、可以推移、每當求貿、無不准許者、蓋出於善隣之義也、比年以來、其種絕少、且或有奸民生事之患、不得已嚴加禁防、本國藥餌、亦患難得、從何求覓、以副盛眎、惟此人參或許或不許、隨其有無、非欲靳惜、事勢如此、茲孤盛意、想惟恕諒、敝產雖薄、略申回敬、不宜、己巳年八月日、〇中略

此とき彼商韓國安等其國禁を犯し、我州商と參貨を潛商せりとて、國安等を死刑に處し、且東萊府使朴紳をして、此事をわが州に諭し、約條に依り同律たらむことを請しなり、其書左に記す、

朝鮮國東萊府使朴紳、奉書日本國對馬州太守平公閤下、緬惟鼎茵珍毖、傾慰且傣、仍念兩國潛商之禁條、既立制札、約如金石、矧今人參、比甚絕產、其禁尤重、而年前弊州韓國安等三人、見利忘死、犯法潛商、既依約條而梟示、則貴州潛貿之人、豈有異同、以此事意、前後開諭、非止一再、而館守謂有所受、終不肯聽、當初設禁、彼此惟均、今日論罪、一施一否、斷无是理、茲事若出於左右之意、以左右信義之篤、紀律之嚴、必不令在館之人、冒法禁違約條潛相交易也明矣、而館守之前後周遮、至欲藉重於左右、此實左右之所深耻、而所深惡者也、茲憑象舌、略陳顚末、欲知其言之眞贗、仍請犯人之論斷、惟冀恕量、而回示焉、肅此不宜、己巳年十月日、

〔享保集成絲綸錄 三十五〕正德四午年五月廿一日

長崎往來之唐船、私商賣之事、年々に相長じ、其外御國法に相背き候事等有レ之に就て、今度唐船の事におゐてハ、長崎奉行所幷彼近國の領主へ被二仰出一候旨有レ之候、然者海上之國々に所領有レ之候面々、毎年領内之船數を相改メ、船切手の事等、嚴密に沙汰有レ之、もし私商賣之者のために、船を借しあはせ候事有レ之におゐてハ、去比被二仰出一候添高札之旨に任せ、其者を搦取、早速注進すべき由、急度下知せらるべく候、自今已後、船頭水手等之事ハいふに及ばず、何者に限らず、私商賣の事におゐてハ、犯罪の輩有レ之におゐてハ、其領主越度の御沙汰たるべく候間、宜敷其旨を可レ被レ存候者也、

五月

享保三戌年六月

覺

一唐船持渡之諸色拔荷仕賣買之者、今以不二相止一、不屆ニ候、向後買元不レ慥、疑敷品有レ之候ハヾ、不レ可二相求一、於二訴出一者、僉義之上、其荷物可レ被レ下レ之、尤拔買仕者有レ之候由沙汰承候共、是亦可二訴出一段、縱同類たりといふ共、其科をゆるし、御褒美被レ下レ之、其上あだをなさゞるやうに可二申付一候、若存ながら不二申出一者有レ之、於レ令二露顯一者、急度可レ行二罪科一事、

一海上ニ而唐船見かけ候ハヾ、縱行違に候共、唐船と遙に間を隔可二罷通一、尤唐船かゝり有レ之近邊に、同樣に船かゝりいたし候ハヾ、遂二僉義一可レ行二罪科一候間、國々所々におゐて、西國北國往來之舟持候者共へハ、常々急度可二申付一事、右之趣堅被二申渡置一、外より相知ざる已前、面々領知支配下より相改出し候樣に、無二油斷一可レ被二申付一候、若違犯之者有レ之時ハ、伺之通仕置可レ被二申付一候、以上、

六月

〔有德院殿御實紀附錄三〕備前守清相〇大岡不幸にして肺癰をやみ出し、江戸にありて死しければ、日

下部作十郎博貞をこれにかへて、奉行〇長崎となさる、〇中略其頃、長崎に先生金右衞門といへる姦商あり、國禁を犯し、私に交易を事とし、身には唐商の衣服を著、口には唐人の言語をなし、常に海上に舟をうかべて住居とし、折々は福州呉楚の地にもおしわたり、唐商にしたしみむつび、わが國の姦商引つれ、海上にて交易せしむ、彼が姦雄の擧動にみな畏服すること、奉行よりも甚し、唐商等もしやんすいと呼て、うやまはざるものなし、されば此金右衞門を捕へ得ざるかぎりは、いかに嚴禁を設らるゝとも、港政治りがたしといへど、金右衞門は海上風波の中を家とし、心のまゝににげかくるれば、邑吏の輩も手をむなしくして年へたり、そも〳〵先代より定制に、姦商私に交易する事あらはるれば、死刑に處せらるゝおきてなりしが、此ころ姦商の棟梁三人を捕られしに、特旨もて命をたすけられ、いかにもして金右衞門をあざむき捕ふべしと、命ぜられしかば、彼者共再生の恩にむくひ奉らむとて、いかにはかりしにや、かれをたばかり、遂にめしとらへて來りぬ、此三人のものは、もと金右衞門が同類なれば、此ものどもをして誘はしむれば、金右衞門もうたがふ事なく來るべしと、兼てはからせ玉ひける盛慮のほどを聞傳へて、わが國の人はさらなり、唐蠻のものまで、舌をふるひ畏り奉りけるとぞ、さて彼金右衞門もまた罪をなだめられ、かれをもて他の姦商をさぐらしめ玉ひしかば、これより姦商おのづからやみ、禁令大に行れ、港政もよくとゝのひけるとなん、

〔天明集成絲綸錄四十五〕明和九辰年四月

異國船拔荷筋之儀ニ付、先年ゟ度々被㆓仰出㆒も有㆑之處、等閑之儀も有㆑之哉、近年間々疑敷儀共相聞候、九州者勿論、其外國々漂著等有㆑之節は、別而心を付、尤其所々之者に不㆑限、他國又は長崎表ゟ罷越、拔荷之手段相催候者、及㆓見聞㆒候はゞ、早速召捕、御料は御代官、私領は領主地頭江相屆、長崎奉行江可㆓相渡㆒候、右訴出候者江は、於㆓長崎奉行所㆒相應之褒美可㆑爲㆑取㆑之候、縱令一旦右手段に相加候共、

其筋申立におゐては、同類之罪を免、褒美可差遣候、併本人同類等さだかならず、吟味之手掛無之趣、取掠候申立等之儀者、吟味之上咎可申付候、右異國船拔荷筋之儀ニ付、手段之趣乍存其儘差遣、後日に外より相知ルニおゐては、急度曲事可申付者也、

四月

右之通可被相觸候

〔天保集成絲綸錄百五〕天明八申年十二月

御勘定奉行江

此度於長崎表遣ひ用賣等之儀も、以前のごとく相止め、其上不正之儀無之樣、猶又嚴敷被仰出候上は、正物取捌は聊無心遣、踏込候而見込買取候樣可致候、且拔荷之儀ハ、前々より嚴敷御制禁候處、右御制禁を不相用、其上一己之利得をのみ存候間、御國有用之品を以、外國不正之產物買求候事、誠不一方重々不埒之至に付、別而嚴密ニ相糺、卽時に嚴しき罪に可申付候、畢竟買請候者有之故、拔荷之不埒も出來る事に付、買請るものも賣渡ものも同罪たるべく、其節に至り後悔致間敷候、依而右之次第兼而不申聞、嚴しき科に行るに至り候而は、無罪之妻子迄、其科罪におひ候事に付、不便之至候條、前度々觸置候間、以來不正之品相見候ハヾ不可相求、先々之糺ニ不及、早速其筋江可訴出、猶詮議之上、其荷物ハ訴出候ものに可被下之、拔買仕候者有之由沙汰承候ハヾ、是又不糺實否、早々其筋江可訴出候、同類たりとも其咎をゆるし、其上あだをなさゞる樣可申付候、不正之品買置候ものにても、心を改早速自訴いたし候においてハ、前科を宥可遣事、

右等に相背き候ものハ、嚴しき科に可申付者也、

十二月

右之通可被相觸候

文化二丑年二月

大目付江

唐物抜荷之儀に付、先年より度々相觸候處、近年不正之商賣いたすもの有之趣、粗相聞不屆候、以來は海陸浦方村町間道筋、且船中に而も、怪敷荷物は見懸候ハヽ相糺、不正之荷物に有之ば、早速荷物人とも其所江留置、荷物は所役人荷主立會封印之上預り置、長崎奉行所又は其所之奉行、或は御代官領主地頭江可申出候、若荷主宰領等取逃し候ハヽ、其所之役人ども立會、荷物封印せしめ訴出べき事、

一たとひ同類たりとも、訴出においてハ、其罪をゆるし、荷物に隨ひ、多分に褒美銀被下べき事、

一抜荷差押候者、幷村町役人は勿論、都而不正物附送り候を差押、訴出ニおいてハ、其支配筋役人場所にて始末相尋、奉行所江其段可屆出候、於然は右之者共、奉行所江不及差出、間掛合之處を不厭、心懸差押訴出べく候、尤其荷物に隨ひ、多分ニ褒美銀可被下事、

一薩州よりハ白糸紗綾ニ限り、京都に問屋定置相廻し、對州ゟハ蓬砂、其外藥種類、唐物之紛敷品は、箱詰之上、朝鮮產之旨相記し、賣先送狀等紛敷無之樣、宗對馬守役人送狀を以相廻儀に候、右之外都而唐紅毛持渡之品は、長崎表ニ而買請、五ケ所糸割符宿老手板證文添相廻儀に候、手板無之荷物之分は、不正物ニ有之間、其旨相心得べき事、

一右之外、先年より抜荷物筋之儀ニ付、度々被仰出處之觸書之趣、無違失急度可相守之者也、

右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭より、浦方村町とも不洩樣可觸知候、尤觸書之趣、板札ニ認、高札場ニ掛置可申者也、

右之通可被相觸候

二月

文化二丑年二月

大目付江

唐物抜荷之儀、前々より度々被仰出之趣も有之、奉行所之手筋ニ而は毎度差押、嚴科に被行事候處、私領ニおいては改出し候沙汰も不相聞候、尤領内口留之番所、川船改之番所等、所々ニ有之由にハ候得共、問屋之斷、又は送狀を見改候迄に而、荷物の改も無之相通し、二三人乘之小船旅船等に至而ハ、改にも不及趣ニ相聞、左候てハ可改出樣も無之、畢竟其筋役人共等閑故之儀、領主においても不念之事共ニ候、仍之以來ハ湊内川船改之番所、幷に湊見張番所共、賣荷物之分、自他之船船大小となく、旅船風待汐懸り之船とも、時々改之もの差出、積荷之樣子爲見廻、送狀等見屆、唐紅毛持渡之品は手板見屆、箇數突合、怪敷荷物は見受候ば、荷主に上廻り切解せ見屆可申候、改達は不苦候、若し不正之荷物、或は抜俵物等見出候ハヽ、船人共留置、長崎大坂最寄之奉行所江可相屆候、尤召捕候者を差出候には不及候、若し不呼出して不叶筋有之候ハヽ、奉行所の差圖次第、家來差添に不及、宿村次を以可差出候、

但手板見屆候付而は、爲突合手板印鑑相渡候樣、長崎奉行、京、大坂町奉行、堺奉行江達置候間、向向より相斷、番所ヶ所應請取可申候、尤九州幷長門周防之儀は、於長崎表相渡、其餘中國四國之分は、大坂町奉行所ニ而相渡筈候、

一口留番所陸荷之分も、前條同樣ニ候、

一三ヶ年過候手板、或は削張之所有之歟、繼手印形無之手板は、不正物ニ准じ候、

一所々口留番所ニ而、不正物改出し候ハヽ、番人共江厚く褒美可被下候、若又口留番所、改抜荷通候ハヽ、番人共ハ急度可申付候、

一改方ニ付、差支之儀も候ハヽ、長崎奉行所江問合可申候、尤向々番所改方之樣子、長崎奉行所ゟ

貿易違犯者處刑

密々見廻せ候儀も可ㇾ有ㇾ之間、其旨相心得、改方嚴密に可㆓申付㆒候、右之通相違候上にも、改方等閑之向も候ハヽ、領主之不念たるべく候條、可ㇾ存㆓其趣㆒候、

右之通可ㇾ被㆓相觸㆒候

二月

〔長崎志十一〕享保十乙巳年

一正月廿八日、四番伊敬心船、幷二月三日、五番吳子明船入津、夜中拔買ノ者本船ニ來シニ、兩船主共ニ曾テ同意セズ搦捕ントセシ處、四番船ニテハ、其者海中ニ飛入シヲ、衣類ヲ剝取リ、五番船ニテハ、直ニ其者ヲ捕テ番船ニ相屆ル、翌日被ㇾ遂㆓御僉儀㆒、逃去ノ者モ相知レ、二人共ニ入牢被㆓仰付㆒、仍テ四月廿四日、兩船主ニ爲㆓御褒美㆒白銀百枚宛下シ給ル、

享保十一丙午年

一八月十七日、拾八番周元翰船入津ス、夜中拔買ノ者本船ニ來シヲ、船主搦捕テ、番船ニ相屆ル、追テ船主ヱ爲㆓御褒美㆒白銀百枚下給ハル、

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保十六亥年四月

御勘定奉行江

戌三拾三番唐船主　謝愷臣

右唐船へ去冬日本人拔買を企遊著、船中へ乘移候處、唐人共起合取㆓留之㆒、早速番船へ訴候付、召捕候唐人共、拔買之儀申合候事無ㇾ之、御掟を相守候付而、爲㆓御褒美㆒銀百枚被ㇾ下ㇾ之、

但右銀子者、高木作右衛門方ニ而相渡候樣ニ可ㇾ被ㇾ致候、

右之通、長崎奉行へ申渡候間、可ㇾ被ㇾ得㆓其意㆒候、以上、

〔百練抄後冷泉四〕永承二年十二月廿四日、渡唐者清原守武配㆓流佐渡國㆒、同類五人可ㇾ浴㆓徒年㆒之由被ㇾ宣

下件守武太宰府召進之、於貨物者納官厨家、

〔百練抄五堀河〕嘉保元年三月六日、諸卿定申前帥伊房卿、遣明範法師於契丹、交易貨物之罪科、　五月廿五日、伊房卿解却降位一等、緣坐者多、隨法家勘狀所被行也、以前度々有其議、

〔憲教類典二ノ二十二長崎〕享保三戊戌年四月十日

唐船拔荷いたし候者、只今迄御仕置ハ磔獄門等被仰付候義御座候故、訴人者出かね候故なり、向後重き者は家財等闕所、輕き者は遠島被仰付候樣に被遊候はゝ、結句訴人之者多可有之思召之旨、此段御尤奉存候、併總而唐船江日本人出會之義ニ而は、如何樣之密談可仕も難計義に候ゆへ、前々より嚴敷被仰付置候段、異國日本共に存罷在候之樣ゆるみ候而ハ、此後如何可有御座哉と奉存候、以上、

四月　　　評定一座
長崎奉行
京都町奉行

享保三戊戌年六月　戸田山城守殿御渡

一拔荷商賣之者之儀、御制禁之宗門を弘メ、又は人を殺し、盜人抔と其品も違ひ候故、只今まで之通り、死罪御仕置不相應、其上訴人も其者之一言を以、人を殺候事故、先は難申出積り候、右之通重き御仕置ニ而、拔商賣之者多あらわれ候へバ、買候者共無其儀、却而近年數多ニ成候、如斯候而ハ、御法度も不締樣に候間、向後は家財欠所追放遠島被仰付可然候、左候ハゞ御仕置も相當ニ成、役人之吟味も無遠慮、露顯之者之外有之迄、同類之穿鑿存分に仕やすく、又は訴人も出安く、拔荷賣買之者多あらわれ候ハゞ、次第ニ致減少道理ニ候、

一於此表右之品共、役人江御尋も有之所、何れよりも御尤被申上候、其内前々ゟ御仕置重く候事、

拔荷商買計之義は無之、唐人と日本人密々出會馴候而ハ、宗門等之義ニ付、如何樣之義も可有之哉との品ニて、死罪ニ罷成たるに而も候半哉と存候旨、申上候輩も有之候、然れども宗門ニたづさはり申候事も不相知處、左樣之分も可有之哉と推量を以、不相應之御仕置ハ難被仰付候事ニ候、勿論此度ゟ死罪相止、欠所追放遠島と被仰付候とて、御吟味輕く成候と申義に而ハ曾而以無之義、畢竟相應之御仕置ニ成候得共、同類之吟味等も何事迄之仕懸り申事條、御吟味ゆるみ候故と、役人存候ゆへ、以之外違事にも候、以來別而心を付、隨分拔荷商買之者多召捕候樣ニ可致候、追放遠島は極り候而も、吟味之上、其節之樣子次第、死罪相當之品も候ハヾ、死罪ニも可被仰付候間、兼而此旨可相心得候、以上、

六月廿八日　水野和泉守　戸田山城守　久世大和守　井上河內守

渡邊備中守殿　松平大藏少輔殿　北條安房守殿　鈴木飛驒守殿

猶々身上宜者は闕所追放、貧賤之分追放ニ而、指而及難義間敷候得ども、是は遠島被仰付可有之候、以上、

享保三戊戌年八月廿八日

一本人は耳鼻をそぎ、家財之內、過怠之積り相應に取上之、追放可申付候、

一身上之能き者、本人ニ而ハ無之、拔荷抔取持本人ニ差添、拔荷商買手傳致し候者ハ、耳鼻をそぎ不申、過怠之積り家財之內相應取上申、追放可申付候、

一輕き者ハ耳鼻をそぎ候上ニ而、過怠無之積り候、本人と申に而無之、手傳候迄之義ニ候ゆへ、過怠不申追放可申付候、

一右拔荷仕候者之義ニ付被仰聞候、三段之御仕置之趣奉承知候、最前は追放幷一編欠所仕候義ニ相心得、書付差上申候、右之通ニ候得バ、段々差引有之、御尤至極奉存候、外ニ存寄無御座候、以

上、

享保三年戊八月廿八日

〔翁草百五十九〕石河土佐守長崎奉行たりし時、享保の頃也、近年没せられたる土佐守祖父也、拔荷御吟味嚴敷、刑人餘多有、右の刑行はる、時は、在府の異國人に見せらる、舊例也、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細説

此罪惡〇密商ニ該當スル刑罰ハ死刑ニシテ、決シテ輕減恩赦ノ望ナシト雖ドモ、獨リ主謀者及共謀者ノミニ止マリテ、自餘ノ刑罰ノ如ク其家族ニ及バズ、然リ而シテ日本人ハ屢此ノ罪ヲ犯ズノ僻アリテ、今統計ニ據ルニ、獨リ支那ノミト密商セルノ故ヲ以テ刑ニ處セラレタル者、六年若クハ七年ノ間ニ於テ、其數三百人ニ下ラズト云フ、而シテ是レ皆支那ヤンク船ノ出帆ニ際シ、之ヲ追跡シテ大海ニ至リ、支那人等ガ長崎ニ於テ、其商賣ノ間販賣スルコト能ハザル者ヲ悉ク買收スルニ在リ、阿蘭人ト密商シテ、刑ニ處セラレタル者ニ至テハ、多ク其例ヲ見ズ、余ノ日本ニ滯在スル二年ニ足ラザル間ニ、密商ヲ以テ生命ヲ失ヒシ者五拾餘人アリ、中ニハ擒トナリテ自殺セシモアリ、又或ハ公然刑ヲ受ケシ者モアリ、或ハ囹圄中ニ私カニ死セシ者モアリシトゾ、千六百九十一年〇元祿四年ヨリ久シカラザル前ニ、二人ノ日本人、阿蘭人ヨリ、ボルチヲ樟腦一封度密賣シテ、恰モ我出嶋ヨリ之ヲ運搬シ去ラントスルノ際發見スル所トナリ、竟ニ吾出嶋ニ於テ刑ニ處セラレタリ、

〔長崎港草六〕誅伊藤小左話

伊藤小左衛門ハ隱レナキ福有ノ者ナリ、舊ハ筑前博多ノ町人ナリ、此地ニ來リテ五嶋町ニ居住シ、恣ニ驕ヲ極メ、前栽ニ異木奇石ヲ多ク集メ、夫ノミニアラズ、居間ノ上ニハ硝子ヲ以、廣ク大ナル箱ノ如クナルヲ作リテ、天井ニカヽゲ、水ヲ貯ヘ、コレニ金魚ヲ游ガセ、臥ナガラ仰イデ視之、其

外樣々ノ遊興ヲナシ、豐カニ樂シミテ有シガ、モトヨリ不義ノ富ナリケレバ、寬文七年、濱町江口伊右衞門ガ下人、主人ニ深ク愼ル旨アリテ、其罪惡ヲ訟ヘテ云ケルハ、某ハ伊右衞門ガ下人ニハ非ズ候ヘドモ、彼家ニ暫ク滯留仕候內、其主業ヲ察スルニ、深ク隱密ナル事ノミ見請候故、猶更心ヲ付テ相窺フニ、御法度ヲ背ク罪人ニテ候、先其荒增申上候ハヾ、其手船ヲ仕立、朝鮮國ニ渡海シ、日本之武器幷金銀ヲ多ク積乘屢々渡海イタシ候旨、訴訟シケルニヨリ、卽此者ヲ捕置キ、直ニ捕手ノ者ニ命ゼラレ、彼伊右衞門ヲ搦メトリ、御吟味ヲ遂ラルヽニ、此事ノ張本人伊藤小左衞門、筑前國高木勘右衞門、濱町乙名淺見七郎左衞門、對馬ノ町人蘆田勘左衞門、龜岡平左衞門等、同類ノ旨、伊右衞門白狀ス、卽悉ク召捕ヘラレ、其外廿八人、或ハ磔ノ刑ニ行ハレ、又ハ死罪ニ處セラレ、妻子ハ好身ノ者ニ遣ハサレ、家財悉闕所也、對馬ノ者國主ノモトニテ刑セラルトカヤ、河野君ノ御時ナリ、

〔長崎港草 六〕末次平藏滅亡

昔長崎ノ代官村山東庵亡ビテ後、末次平藏御代官トナリ、三代相續シ、平藏茂朝ガ代ニ至テハ、家甚ダ富ンデ、金銀山ノ如ク貯ヘ、種々ノ寶貨ハ、五六十萬石ノ諸侯モ持セラレヌ程ノ事ナリケリ、サレドモ慾ニハ限ナシトカヤサレバ古ヘモ今モ、唐土モ大和モ我身ノ亡ブルヲモ省ミヌゾ拙ナケレ、既ニ寬永十一年、異國渡海堅キ御制禁ノ處ニ、延寶年中ニ末次平藏茂朝密カニ船ヲ仕立、異國ヘ渡海セシメ、唐土泉州ニテ船底ヲ二重ニ拵ヘ來リテ、刀脇指五十個、鎗長刀數十、日本ノ地圖ヲ書セ、是ヲ商賣ニシケル趣、露見シケルニ因テ、延寶四年辰正月九日、御詮議ヲ遂ラルヽニ、申開クコト不能、二月十七日ニ、平藏牢舍仰付ラレ、渠ガ所帶悉ク闕所アリ、家財之品如左、

一現銀八千七百貫目餘　一金小判三千兩入三十箱　一黃金拾枚入十筥　一銀壹萬貫目餘

但貸置所也〇中略　右之外寶藏ノ諸道具共ニ中積リ、金小判ニシテ凡六十萬兩餘也ト云、〇中略

平藏ハ松平右衞門佐殿ヘ御預也、因テ筑前ヨリ鎌田九郎兵衞人數百餘人召連來請取之、當所藏屋舖ニ置ル、時ニ二月十八日ナリ、四月廿九日、平藏父隱岐國ヘ流罪、松平出羽守殿ヨリ使者來、父子共ニ請之、平左衞門、藤左衞門二人ハ追放ナリ、コレハ平藏ガ甥ドモナリ、後乞食ニナリタルト也、

平藏母長福院ハ、四月廿七日、壹岐嶋ヘ流罪、平藏娘世多、下田太右衞門ハ、長崎町中ヘ御預ケ、娘世多ハ後ニ母方ノ叔父久松氏引取之、其後上方ヘ引越、八幡ヘ居住、陰山九大夫、下田彌三右衞門、彌富九郎右衞門是等三人、兼テ唐人ニ密談シ、異國ヘ船ヲ仕出ケル所爲、皆此者ドモノ巧ナルユヘ、稻佐丸嶋ニ於テ磔ニ梟ラル、子ドモハ斬罪、或ハ流罪、

〔朝鮮通交大紀　八〕此年、（〇正德三年）我州（〇對馬）大浦伊右衞門、譯使の船將安時迪と通同潛商せしにより、老臣をして書を萊釜に送り、且伊右衞門を械送し、二岳にして是を死刑に處せしむ、其書に、玆告大浦伊右衞門、與貴國人潛商人參、劃即捕捉、嚴加拷問、則與譯使船將安時迪、通同犯禁云、因此今番檻送館守處、處斬示衆、以伸國法、犯人安時迪亦在貴國、照法處置、以全誠信之約爾、窃念潛商之禁、彼此無殊、頃年以來、犯者倍多、耳濡目染、漸以成習、倘不痛懲、恐致大患、惟願申飭譯商、令其遵守法禁、毋敢輕犯、千萬幸甚と有しなり、

翌甲午年、（〇正德四年）東萊府使李明浚、公（〇宗義方）に渡せし書あり、左に記す、此事潛商一件を報せり、

朝鮮國東萊府使李明浚、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閤下、緬惟杪秋、鼎茵珍嗇、頃者參佐替報潛商、聞來驚駭、宜即正法、而貴國人先已被辟、作奸情節未盡究獲、今方連施拷訊、期以輸款、亦當申飭商譯、益嚴法禁、統惟崇亮不備、甲午年九月日、

〔月堂見聞集　十〕閏十月（〇享保三年）十九日朝六ツ半に、大坂御屋敷にて、今度長崎表拔荷買之者共に被爲仰付候趣、

北條安房守樣御屋敷にて、拔荷買之科人御召出し、其町々年寄五人組家主共被ㇾ爲ㇾ召出、安房守樣、飛驒守樣、御立會にて被ㇾ爲ㇾ仰渡ㇾ候、扨又殿樣御人被ㇾ遊候て後、御役人方ゟ本人町人どもへ御申渡シ有ㇾ之由、

罪人總高六拾四人、內御預ヶ三拾人計、

京東石垣二條行當り田中屋半兵衞事　辰砂源兵衞

同油小路通二條上ル町　福島屋仁左衞門

右兩人ハ、閏十月十九日朝、牢屋敷にて死罪に被ㇾ仰付ㇾ候、

長崎者　さつまや嘉平次　肥前者　石崎八右衞門　肥前者　米や平兵衞

大坂者　小倉や善右衞門　大坂者　難波や仁左衞門　小倉者　若松や市兵衞

小倉者　岩崎三介

右七人、閏十月廿一日ゟ三日之內、高麗橋にて鼻をそぎさらし、夫ゟ御追放、

野村久左衞門　清左衞門　勘左衞門

右三人之者、方々へ住居仕候拔買頭にて候へ共、其同類訴人いたし、御公儀樣ゟ御穿義之たそくに相成申候故、御褒美として家財之內四ヶ一被ㇾ召上、殘り本人へ被ㇾ下候而御赦免、何方に住居仕候とも御構無ㇾ之候、

傾城　かつ山　年三十歲計

右ハ野村久左衞門、小西又兵衞、兩人かけ持之女房に罷成居申候、尤拔荷買少々ヅヽ自分に賣買仕候、これも御構無ㇾ之御赦免、

同　京大宮通七條　江口　年貳十歲計　よしと名を替

右ハ大坂者久左衞門と申者妻にて御座候、男はしり行方知レ不ㇾ申候、是も御構ひなく御赦免、

同　油小路二條上ル町　名ハ不ㇾ知候　まつと名を替

右ハ油小路二條上ル町福島や仁左衛門妻、諸色道具被ㇾ下御赦免、

三條通橋角　きく　年四十歳計

是も御構無ㇾ之御赦免

大坂平野　櫻井寺和尙

右ハ傾城かつ山伯父にて御座候、久左衛門をかくまひ置候、御尋之初不ㇾ存候由いつわり申候、其科に依て御預置被ㇾ遊候、是も御召出し、出家之役に候へば、久左衛門命たすけ度一筋御聞届被ㇾ遊、無ㇾ構御赦免、

烏丸三條上ル町　越後屋九兵衛

大坂　くけ屋茂兵衛

同　孫兵衛

右三人、三十日青竹にてとぢめ、後ハ御赦免、

長崎　安右衛門

右ハ當四月國元へ被ㇾ送候由、大坂にて水せめ、木馬せめ、さまざまのせめにあい候へ共、おち不ㇾ申候由、

京　堺屋權右衛門

大坂　小西又兵衛

同　小倉屋善右衛門

同　あかしや彌兵衛

右四人之者、一二度ヅヽ水せめにあい申候由、

此外家財四分、五分、或ハ三分一、或ハ銀貳枚、三枚、五枚、錢貳貫文三貫文抔ノ過料御取上ゲ、追放或ハ御赦免、

以上

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和元酉年御渡

大坂町奉行伺

一京東洞院四條上ル町吉田屋源六初筆、不正之唐物薩州より持登候一件、

京東洞院四條上ル町　泉屋幸七借屋　吉田屋　源六

右之もの儀、唐船持渡之諸色抜荷賣買御嚴禁ニ候處、出所不正之唐物と心附候蘇木桹榔子、於二福山一助右衛門より買請、此もの賣掛銀滯之分、助右衛門ニ爲二引請一右品持登候始末、不屆ニ付遠島、此儀、去ル巳年評議ニ御下ゲ被レ成候、大坂町奉行相伺候、北堀江五丁目龜屋喜兵衛支配借家森本屋安兵衛同居悴安次郎儀、唐物抜買之儀者勿論、不正之品等賣買致ス間敷旨、前々より度々御觸渡有レ之候處、其儀不二相守一薩州廻船乘組之水主嘉藏より、出所不レ知蘇木買請、賣捌徳用取候段不屆ニ付、遠島迄相伺、一座評議之上、攝河兩國拂と申上、其通相濟候例ニ見合、攝河兩國拂ニ相當候處、此ものは京都之者ニ御座候間、洛中洛外を構、攝河兩國拂、

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和二戌年御渡

大坂町奉行伺

一南堀江壹丁目儀兵衛初筆、出所不レ知檳榔子取扱候一件、

南堀江壹丁目　柏屋安兵衛借家　本庄屋清兵衛同居　伯父　儀兵衛

右之もの儀、抜荷賣買御嚴禁之處、出所不レ知桹榔子、源藏より酒代銀之內江請取、又者查右衛門方江樽代銀之代りニ遣候段、不埒ニ御座候得共、德用取候儀ニ者無二御座一候間、過料拾貫文、

此儀、去々酉年評議ニ御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候、七郎右衛門町貳丁目笘屋傳兵衛借家脇店三番組藥種株堺屋半兵衛儀、拔荷賣買御嚴禁之段相辨乍罷在、利欲ニ迷、出所不正之品ニ可有之と心附候唐物、彦兵衛より買請、賣拂幷居所をも偽ニ不存佐兵衛より、同樣之品預り置候段不屆ニ付、佐兵衛より預り置候品々取上、過料五貫文と相伺、評議之上、佐兵衛より預り置候品取上、身上三分二取上候程之過料と申上、其通り相濟候例有之、此ものは出所不知檳榔子、源藏より酒代銀之内江受取、彦右衛門方江酒樽代銀之代りニ遣候者ニ而、利德ニ迷ひ賣買いたし候とも譯違、半兵衛吟味書をも相糺候處、賣德之分遣捨候ものに付、旁例より品輕御座候間、伺之通過料錢拾貫文、

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和三亥年御渡

長崎奉行伺

一京西洞院五條上ル町鶴屋傳兵衛手代又兵衛初筆、出所不正之唐物買取候一件、

京西洞院五條上ル町　松屋吉兵衛同居　同人兄
鶴屋傳兵衛手代　門七事　又兵衛

右之もの儀、主人傳兵衛任申、不正之唐物買出之儀同意いたし、呉服小間物爲賣買、薩州江罷越、於同所傳兵衛買取、京都江爲差登候龍甲龍腦朱藤木等、薩州覺太郎一同宰領いたし、日向國迄持越候始末不屆ニ付、敲之上、京都洛中洛外拂、長崎江も立入間敷、

此儀、吟味書之趣ニ而者、主人傳兵衛儀、鹿兒島下モ泉町覺太郎を宰領に相雇、於薩州買請候不正之唐物を、脇元番所に而不被見咎樣致、京都江可持登旨傳兵衛申に任せ、漁船江積入、夜中右番所より壹里程沖手を乘通、夫より陸揚、日向國田島村ニ而被差押候と有之候ニ付、去ル申年評議に御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候、薩州鹿兒島上町池田屋庄右衛門借屋たて屋庄次郎

儀、大坂表江持登候唐物者、五郎右衛門金助より請取、宰領致來候趣申之候得共、五郎右衛門は相果候間、薩州留守居役之もの申立候上者、右申口難取用候得共、不正之唐物持登、兵助平兵衛江相渡候段、不届には候得共、德用等取候儀とは相聞不申候間、輕追放と相伺、右吟味書之趣ニ而者、漁船を借、不目立樣荷物積入、脇元津口番所前は沖手を廻り、日州より炭船ニ積替持登り候迄之ものニ而、賣拂候積り相頼候儀も無之候間、評議之上、伺之通と申上候例に見合、主人傳兵衛任申付候儀に付、一等輕く江戸拂に相當り可申處、洛中洛外拂は江戸拂ニ相當候間、長崎を構、洛中洛外拂、

〔御仕置例類集一ノ三十五〕文政八酉年御渡

大坂町奉行伺

一難船見分之節、御代官手附其外之もの共、不屆之取計いたし候一件、

大岡源右衛門御代官所　石州那賀郡黑松村　小吉同居弟　平七

右之もの共儀、庄藏より被賴、世話料可貰受との欲心に迷、唐物拔荷賣買御嚴禁乍辨、出所不正之品と心付候藥種賣拂之口入致し候段、不埒に付、過料拾貫文、

〔長崎志續編八〕天保六乙未年

一當年十一月十三日、館內エ檢使被差出、在留諸船主へ命令有之ハ、去冬渡來ノ漕者三官、當三月以來、密賣ノ端物、其外品々東中町佐助へ賣渡、代金千貳百五十兩三官ヱ相渡段、佐助申立ニ因テ、三官儀可及吟味處、先達テ致歸唐ノ由、密賣ノ儀ハ、兼々嚴禁有之處、國法相背不屆ニ因テ、三官國禁被命、右ニ付佐助獄門、同謀引地町小兵衛死罪被處旨被仰渡、卽日兩人ノ者共於唐館前死罪ニ被行之、

天保十己亥年

一當年正月、戊三番船漕者林扶禍在留、同壹番船漕者魏得榜、舊臘廿八日、樺島町紀太郎ト云者、三番船ヘ乘付致密買ニ因テ、御吟味中入牢被仰付ノ處、同二月、右兩人共病氣ニ因テ出牢、船主預ケ被仰付、同月廿七日、右一件不埒ニ付、紀太郎唐館前ニテ死罪ニ行ハル、外從類四人ノ者共モ、夫々罪科ニ被處、兩唐人國禁仰付ラル、

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年四月、加州平民錢屋五郎兵衞ヲ刑ス、

當丑四月附某氏文通　加賀國石川郡宮之越浦錢屋五郎兵衞と申者、年來有德に暮し候者御座候處、先年より沖合に於て、異國貿易手廣に致し候趣露顯致し、先般被召捕、御吟味中之處、昨年西丸炎上後、御普請に付、諸國へ御用木被仰付、奧州會津領分山中に莫大之槻林有之、地主御尋有之候處、加州御用木之由申出候に付、御役人方より加州家へ御懸合有之處、加州役人中ハ一圓存知不申儀に付、追々相糺され候處、右五郎兵衞加州家之名目を以、槻林買入候始末相顯れ、不屆に付、右手續被相調候よし、羽州秋田、奧州弘前、幷松前等にも出店有之、手代の者等、何れも三四十人宛、地元抱入置、品々手廣に賣買致し、年來異國と交易を專ら致候事露顯致し候に付、昨年中金澤表より役人衆五十人程、追々秋田弘前へ出役致し候由、年來の不正一時に顯れ、不容易始末有之由相聞候、吟味之廉ハ數多有之候得共、先ハ海防手當之儀、公儀より嚴重被仰出候處、御領分之內、右樣不屆之者有之を、是迄御手延に相成候ハ、全く加州家役人不行屆にて、公儀より御手入候てハ恐入候間、是非實否之始末、大體御取調等相濟候迄ハ、御參府も難被成思召、當時公邊へハ御領分三ケ國順見との御願にて、御參府ハ當八月中にも相成可申由、此節ハ日々御評定所へ御出座有之、專交易一條御糺有之候、交易一條ハ、諸國引合之者追々出來、往々公儀御吟味不相成候てハ行屆申間敷よし、五郎兵衞義は八十歲餘に相成、舊冬牢死致し候よし、身上の儀ハ、七十年來の出來身代にて、其前ハ格別の者にハ無之由、異國交易、其外五郎兵衞同意の加藩十一人、切腹の者高姓

名等記有之候得共略之、近來羽州より佐州加州沖合等に、折々異國船相見候ハ、全右五郎兵衛交易に付、漂泊致し候由相聞候、猶追々承り次第可申上候、

別紙五郎兵衛所持之金穀　大判金九十九枚入三十箱、二千六百六十六枚小判金、古金三萬六千六百兩、貳分金九千三百三十兩、貳朱金十六萬五千三百二十兩、小玉銀壹石二斗、但し二千百八十三貫目、加州國用銀札紙目方七十貫五百三十目、百文錢にて五千三百三十兩、四文錢千七百六十貫文、取替銀二十七萬五千三百兩餘、大豆四百八石、小豆五千三百石、持合米三萬五千四百石、三ヶ國にて田畑高八萬五千三百石、二千五百石積船四艘、千五百石積船六艘、千石積船八艘、八百石積船二艘、五百石積船十二艘、總船數三十三艘、焰硝藏一ヶ所、唐物藏二ヶ所、土藏七十八ヶ所、諸道具數不知、悴喜太郎、二男八之丞、三男由藏、不殘御仕置に相成候と云、

〔徒然草上〕唐の物は、藥の外はなくとも事かくまじ、書どもは此國におほくひろまりぬれば、かきもうつしてん、もろこしぶねのたやすからぬ道に、無用のものどものみとりつみて所せくわたしもてくる、いとおろかなり、遠き物を寶とせずとも、又得がたき寶をたうとまずとも、文にも侍るとかや、

〔折たく柴の記下〕元祿十二乙卯、荻原近江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて外國の船貨をもて、我國の商人に賣得し價銀を金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の金銀、つかひ銀落銀、間金銀、役料抔といふもの、共に總計金一萬兩餘の外は、悉く皆公に收らるべき法を定む、これ地下配分金七萬兩といふ事のはじめ也、

〔正德五年長崎新例寫坤〕地下配分の法定例

一只今迄の例、地下配分金七万兩の定に候といへども、此内に就て公役の料を引とり、他借の利を引とり候事等有之によりて、其名は七万兩の配分に候へども、其實は地下人配分の數は、以の

外に相減じ候由に候、尤以不可然事に候を以、今度會所の法委細に吟味を遂られ候て、地下公役の料として、配分金之内を引とり不可然事共、一々に停止せらるべし、只今迄出役の物入どもの事、これ又委細に吟味を遂られ、或は無用の事を停止し、或は過分の費を減省して、宜地下配分金の數相増し候樣に沙汰あるべき事、

一去年御運上として上納あるべき御金之内、七万兩を以て、長崎地下人配分金前借料となされ候、然れば只今迄の例として、其年の商賣事濟、地下人配分金に配分し候迄の間、會所役人他所におゐて高利の金を借り用ひ候事共、委細に吟味を遂られ、一切に其事を制禁せられ、當年の春より日々入用の次第、これまた委細吟味之上、前借の御金を以て借し渡され、當年の商賣方勘定事濟、地下配分金相渡し候時に至て、前金の御金は急度上納せしめ、奉行御目付相對以て預り置き、當年中會所役人の法、地下配分の體を見合せ、自今以後毎年此御金を以、地下配分料前借の御金として出し納れ之法、この例に准じ可然事に候歟否の事、御目付と相談之上、委細に書付可被差上事、

　附會所役人共、前借御金借り用ひ候次第はいふに及ばず、私に高利の金銀を以て、地下の用事に借り用ひ候事等、すべて何事によらず、地下之困窮に及ばせ候事有之においては、急度嚴科に行はるべき事、

一地下配分金之内、公役の料に引取候事、其數を減じ、他借の利を引取候所、其例を改め候におゐては、地下配分の金は、只今よりは其數を相増すべき事に候間、箇所竈數に應じ、聊も偏頗の事なく配分し候樣に宜有其沙汰事、

　附自今以後は、毎年配分事濟候上に、地下人共の方より、配分金請取候由の判形仕候帳面を以て、奉行所に差出させ、若又會所役人等違犯の事相聞へ候においては、たとひ年月を經候事に

候とも急度可ㇾ有二其沙汰一事、

一地下落銀等の次第、毎年吟味を遂られ、是又違法の事相聞へ候におゐては、年月を經候事に候とも、急度其沙汰可ㇾ有事、

右四條

〔長崎志續編十一〕安永三甲午年

一唐紅毛荷役、其外荷物持運ビノ節、落盈(コボレ)タル品々、日雇共取集メ、唐紅毛人ヨリ貰請ケ、盈(コボ)レ物ト唱ヘテ賣買セシ處、當年盈物仲買ノ者三十三人相定メラル、

安永四乙未年

一唐紅毛荷役荷渡シ等ノ節、日雇貰請盈物仲買ノ者、是迄三十三人有ㇾ之處、此節九人相增、都合四十二人ニ定メラル、

天明四甲辰年

一年來唐船荷揚、幷ニ掛改荷渡シ等ノ節、日雇人足共取扱ヒ不ㇾ宜、藥種砂糖ノ類、夥シク盈レ捨リ、人足共拾ヒ取シ分ハ、仲買相立賣拂來ルノ處、盈高次第ニ相增ニ依テ、今年制度ヲ改メラレ、人足共ヘ筒袖ノ看板ヲ著セシメ、猥ニ盈レ拾ヒ等無ㇾ之樣嚴シク被二仰付一、尤盈レ代リトシテ、唐船一艘ヨリ砂糖七千五百斤宛令二差出一、人足共ヘ品渡シニ成、仲買ノ輩被ㇾ相二止之一、

天明五乙巳年

一唐船ヨリ盈レ代リトシテ差出ス砂糖、人足共ヘ品渡ニテハ、取締リ不ㇾ宜ニ因テ、於二大村町一、砂糖地賣所ヲ立ラレ、落札直段ニ壹割下ゲノ上、壹斤ニ付一歩增ノ當リヲ以テ、市中ヘ買請被二仰付一之、

〔折たく柴の記中〕御代(○德川家繼)つがれし初の年より、長崎港にて、海舶互市の料とすべき銅の數たらずして、交易の事行れ難く、地下の人產業を失ふより、奉行所より告申事有て、某(○新井君美)を召間

はるゝ事あり、たやすく論ずべきとも覺えず、いかにもその事の本末思ひはかりて後に申すべしと答申す、それよりして、奉りし前後の議草は、別に冊子となせしものども多ければ、其詳なる所はこゝにしるさず、其大要は、當家代をしろしめされて、海舶互市の事始しよりこのかた、凡百餘年の間、我國の寶貨外國に流れ入し所、すでに大半を失ひぬ、(金は四分が一、銀は四分が三を失なへり、されどこれも公にあらはれ聞えて、推量るべき所なもていふ也、その餘推し知られざる所の事ども猶多し、)これより後百年を出ず、我國の財用こと〴〵く竭なん事は智者を待ずして其事明かなり、たとひ年々諸國に產する所ありといふとも、これを人にたとふるに、五穀の類は、毛髮の生じ出づる事、やむ時なきが如し、五金の類は、骨髓のふたゝび生ずる事なきに似たり、かの五穀の如き、猶他に肥瘠あり、年に豐凶あり、ましてや五金の如きは、これを產する地も多からず、これを採るに常にしもあらず、我有用の財を用ひて、彼無用の物に易へむこと、我國萬世の長策にあらず、古より此かた我國いまだ外國の資を借らず、されば藥材の外は、他に求むべき物もなし、海泊の來らざらん事、古のごとくなりとも、我求むべき所を得べき事、其道なきにしもあらず、もしもやむ事を得ざらむ所もあらむには、先王の制に、量入爲出ともいふ事あれば、我國の寶貨、當時世に通じ行ふほどをも、また每年諸國より產し出すほどをも、其數をはかりくらべて、唐山幷西南外洋の國々、朝鮮琉球等に渡さるべき歲額を酌り定めらるべき事なり、たとひ我國中にて買取所の物の價は增し倍さむにも、我國萬世の貨を傾竭して、外國に渡されむよりは、其憂は猶少しきにこそあれなど申す事どもつぶさに議しけり、さらばまづ海舶互市の事例しるし進すべしと仰下され、其事例によられて、長崎奉行所に仰下されし事ども度々に及ぶ、すべてかゝることは、其智及びぬとも、其材なからざらむは、なし得申べからず、其材足りぬとも、其智なからざらむは、共にはかるべからず、いはむや材智二つながら備らざらむものをや、されば其事なし得べからず、此事行はれ難かるべしなど議し申すほどに、たゞ去年も此

年も銅料數たらず、地下の人其産を失ひて、飢餓日々にせまれり、これにくはふるに、私販の爲に、（世にぬけ市ぬけ買などいひし事也）銀貨多く溢出ぬなど、告訴ふるより外の事もなく、これらの事ども聞召れて、かくては當時のためも、後代のためもしかるべからず、かの藥材の如きも、古を考ふるに、我國に産せし物すくなからず、木綿煙草などいふものゝ、古に聞えざるも、今は地として產せずといふ所もなし、たとひ古より我國になからむ物も、其種子をも求め、其地宜をもはかりてうつしもうしつべし、異朝のいにしへには、倭錦などいふものも聞えて、また我國にて織出せし段匹の類も其數多かり、これらはなほ外國の物用ふるまでもあらず、まづ試にそれらの物ども織しむべしと仰下され、京の奉行等其仰を承りて織せて進らせしものども、御事既に急にならせ給ひしほどに來りつきぬ、（九月十日の比歟、たしかには覺えず、）此事聞召悦ばせ給ひ、詮房朝臣に仰下されて某に見せさせ給ひたりき、

〔折たく柴の記〕下前代（○徳川家宣）の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海舶互市のために、費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに、慶長六年辛丑より正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所、金二百三十九万七千六百兩餘、銀三十七万四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より寶永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一万一千四百四十九万八千七百斤餘に及べりと申す、これはたゞ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみなり、夫よりさきの事共は、長崎ばかりの事にもあらず、前にしるせし事のごとく、外國の船ども、我國の中こゝかしこに來り商ひし、我國の船共も、外國の中こゝかしこにゆきて商ひす、此餘對州より朝鮮に入りし所、薩州より琉球に入りし所の事等は、悉くにその數をはかり知るべからず、去ば試に長崎奉行所よりしるしまゐらせし所によりて、其法を

設けて、慶長より此かた凡百七年の間、外國に入りし金銀の大數をはかりて、又慶長より此かた、我國にて造られし金銀の大數にくらべ見るに、金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなふべし、さらば今よりして後、金は百年を經て其半を失ひ、銀は百年を出ずして、我國にて用ふべきものは有べからず、銅はすでに今海舶互市の料足らざるのみにあらず、我國の歳用もまた足らず、我國に產する万代の寶貨となるべきもの、傾けて遠方より來れる一時の奇翫になすべきものに易られ、貨利の事の爲に我國威を損ずるに至らむ事、然るべき事共覺えず、もし藥物書籍等を求め得んためにやむ事を得べからざらんには、當時我國に通じ用ふる數と、每歳諸國に產する數とをはかりて、長崎幷に對州薩州等の地より、外國に入べき所の歳額をば定むべき事也、すべてこれらの事にも及ばず、長崎にして每歳互市の金銀銅の額數をのみ定められしこそ心得られね、されどたとひ今よりして是らの數を定められしとも、只今迄の如く、每歳に來る所の船數をも每船に載する所の物の數をも定められざらむに、私販の事やむ事を得ざらむは、只今迄の如くにぞ有べき、さらば先凡每歳我國に產する金銀銅の外國に入らむ所の大數をはかりくらべて、長崎にして海舶互市のために用ふべき所の歳額を定められ、次に外國の船共に載せ來る所多少をはかりて、其船數をも其載來らむ物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共、悉く皆買とらむには、今迄のごとくに、私販の者のために、我國の寶をうしなふ事もなく、外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威は万里の外迄も行はれ、我國の財は萬世の後迄も足りぬべし、長崎の地下人に、產業をうしなひて、飢餓に及ぶなどいふ事は、實にはこれ貧民の事にして、富者の事にはあらず、其由を詳にせんには、其罪の歸する所あれば、細かに論ずるにも及ばず、奉行人を撰ばれ、會所の法を正して、京大坂の如く御目付を差遣されて、其事を監護せられなむには、長崎の事のみならず、西國中國等の爲にも可然事也、此等の事共、前代の御

時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし所は、たゞこれ其法例也、法を設け例を立し事共、たとへば常山の蛇のごとく、首を救ひ尾を救ひ、首尾ともに相救ひて、多かる事共、一事をも増し一事をも減ずべきにあらず、されど前代の御時に、此事果して行はれざりしも、長崎の地下人等は、外國の船も多く、交易の物も多からむ事をおもひ、奉行人は進らする所の運上の金も其數を減ぜず、治る所の地下人も、其所を得べき事を思ひ、(その人によりて自家の事計らむは、又此外の事なり、)諸國の商人共は、外國の者共多く來りて、元價も賤しく贏利多からむ事を思ひ、世の人は段疋藥物の類多く來りて、其物を買求むるに、價の賤しからむ事を思ひて、天下後世の事などいふ事を思ふものは一人もなくして、本末志らぬ者共、とありかくありといひしが故也、是より後も朝夕を謀らぬ人々、世の多言のために誤られて、妄に其法を變ずる事あらむには、必ず其弊に堪ざらむ事、唯今迄の如くにぞあるべき、

〔有德院殿御實紀附錄 三〕長崎の地は、海外の蠻船輻湊する所なれば、姦商ども多く入まじり、やゝもすれば私に貨を交易し利をむさぼる事やまず、これにより寶貨の外國に入る事、いくそばくといふ事を志らず、すでに文昭院殿(○德川家宣)の御時、新井筑後守君美ふかくこれを憂ひ、海舶互市寶貨事略などいふ書をあみて議し申したりしに、御用ひありて新令を仰下さる、其大意は、今よりして信牌といふものを、唐商にも蠻人にもあたへ、これをもち來らざるものには交易をゆるさるまじとなり、志かるに御代志ば〳〵うつり、公(○德川吉宗)御位につかせ玉ふ時にいたり、諸老臣をはじめ、先代の令を改め、新議をたて、當時に迎合せむとはからひしかば、此事とかくあしさまにいひなし、文昭院殿仰下されし新令を廢せんとせしかど、公には蓋世の英明におはしましければ、はやく此事を志ろし召て、長崎の奉行をめし、其地の人情風俗のさまをも審にたゞさゞれば、何事も分ちがたしとて、奉行大岡備前守清相を召る、備前守は器局あるものにて、先代仰下

されし新令の旨をもよくわきまへしかば、宿老の尋ねあらば、古今の沿革、交易の可否をも聞えんと思ひまうけしに、宿老等たゞ一度よび出て、長崎の地、近きころかはりたる事もなしやといひたるまでにて、更に別の問もなく、其後日數へて、またとふ事なかりしかば、備前守ほいなく思ひ、ひそかに近臣小笠原肥前守胤次につきて、くはしく聞え上しに、大に驚かせ給ひ、長崎は外國にかゝり、樞要のこと多き土地なれば、あつく議すべきよし、さき〳〵三度まで宿老にいひたりしかど、いまだ何事もいひ聞せず、とかく壅蔽せることとありとみゆれば、汝がかねて思ひまうけしごとく、我もかく聞及びしよしを、つばらに宿老に申すべしとのたまひしかば、肥前守かくと申けるに、宿老等これを聞、何とてこの事上にはしらせ玉ひしと大に驚き、いそぎ備前守をよびて問たゞしける。これより先備前守は、宿老阿部豐後守正喬が邸にいたり、長崎の事は怠り玉ふべきにあらず、速に評議あるべしと申ければ、豐後守いかにも要阨の地なれば、ゆるかせになし置がたきよし、先代にも、しば〳〵間部越前守詮房等も申しうながしければ、今は鬼が居ざるゆゑ、同列いづれも茫然として、事體をわきまへず、(此ころ宿老等鬼と字せしは、新井君美が事なり、)おことは長崎の事體をもくはしく辨られし事なれば、同列のいかに申すとも、少しもはゞからず申爭はるべしとありけるにより、備前守も豐後守がこの詞をたのみ、會議の席にいでゝも古今の沿革をのべて、新令の良法なるよしを辨じけるに、井上河內守正岑等かたくこばむで聞入ず、とにもかくにも新令を破らんといふ、戸田山城守忠眞默して詞なし、ときに久世大和守重之のみ衆議に同せず、正德の新令は、文昭院殿古今の事體を斟酌し玉ひ、このゝち本邦の害をのぞき、永く蠻舶通商の道正しからん事を思召て仰出され、唐蠻の商人等もともに、承服せしこととなるに、いまだ年をもへざるに、改革せられむはいかゞなり、此國の人は、いくたび新令を下されたりとも、こばみ申者あるべきにあらねど、殊域の人は、いかで服し申べきや、異國に對して改革の令あらんには、何ぞ其辭

とする所明白ならずしては、永く本邦の信を失ひ、はては國家の大害を引出すはしともなるべければ、一朝一夕に決すべきにあらず、各よく熟思せらるべしと有ければ、同列みな言葉なくして、その日の議はやみぬ、のち加納遠江守久通もて、先代長崎に下されし條約ども御覽あるべしと仰ありしを、備前守承り、先代の條約あつめて七卷となしてありしを、さきに御覽に備へんとて、宿老のもとに出し置ぬ、願くははやく御覽ありて、英斷をも下されよかしど申上けるにより、ふたゝび遠江守もて、宿老にその旨仰下されしかば、つゝむに詞なく、彼七卷の條約を進還せしに、速に御熟覽あり、猶思召旨ども書そへて下し玉ひ、先代定られし新令誠に良法なり、しかるを奉行ども、なにゆゑに此法は廢しがたきよしを申さぬにやと御難問あり、河内守をはじめ宿老等、いづれもこの御一言におそれけるにや、其後は宿老よりかへりて備前守をあつくもてなし、何くれと尋問する事となりしに、備前守不幸にして肺癰をやみ出し、江戸にありて死しければ、日下部作十郎博貞をこれにかへて奉行となさる、その後も猶くはしく盛慮を加へ玉ひ、長崎見聞錄、長崎實錄などいへる書どもあまたとりあつめ玉ひ、地理風俗をも詳にしろしめされ、新政をひろくほどこし玉ひける、

〔幕朝年中行事歌合下〕五十番

右　海舶互市

をさまれる御代長崎のみなと江に外つ國人もこゝろよせつゝ〇中略

海舶互市とは、唐阿蘭陀等の船、其方物數多積來り、肥前國長崎の湊にて交易するをいふ、

編修總裁　從二位男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長　正七位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校合員　加藤才次郎
編修　山本信哉
編修　村尾節三
編修　正七位　佐伯有義
編修　三浦千畝
校合員　坂倉廣胖
校合員　間嶋磐雄

編修顧問　正四位　本居豊穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　正六位文學博士　井上頼圀

明治四十一年十二月一日印刷
明治四十一年十二月三日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和八年九月一日印刷
昭和八年九月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一

東京市芝區金杉新濱町十二番地
印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番
　　　　　　　　三二六九番

單式印刷株式會社印刷